明治三十九年八月廿　日印刷
明治三十九年八月廿五日發行

百家說林續編下一

編輯兼發行者　吉川半七
東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
合資會社吉川弘文館代表者

印刷者　本間季男
東京市京橋區新榮町五丁目三番地

印刷所　內外印刷株式會社分工場
東京市京橋區新榮町五丁目三番地

發行所　合資會社吉川弘文館
東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地

百家說林續編下卷之一畢

高田敬輔　○學畵於淨福寺古澗和尙
大橋東堤
永田觀鵞
僧　惠南　○長於聞香、壽八十餘死
宮津某　○丹後宮津靑山侯臣、放蕩無賴、遂被放逐
然貯武器備于一旦緩急、靑山侯聞之、令歸參增祿
不記其時代
宇野醴泉附、望月氏　○近江守山驛之人、有書名○望月
氏名立三、無妻、四十三死、一奇人也
建凌岱　○縣居翁門人綾足也、初言凌袋○初出家
後還俗○初令妻學于縣居之門○近代著述目錄
太部
芥川貞佐　○親炙于東涯者也、安永八年歿、年八十
一、父是備中笠岡丸山久右衛門者也
峯　玄知　○出雲侯臣、以茶爲職、嘗訪近松門左衛
門、時代可推而知、門左衛門是岡本一抱兄也
津田一淸　大雅門人
三井養安　○越前府中醫者
木下長嘯子　○丹後守家定嫡男、少將若狹守勝俊、
慶安二年歿○近代著述目錄

附錄
前編漏脫幷異聞、五條
遊女某尼第二册
長峨饑人第三
北村祐庵第四
北村友松子第五
白幽子同

難波江七の卷下終

僧　學信　○念佛者

僧　玄砂　○道心堅固、年三十餘而歿

廣瀨才二　○東涯弟子

藤堂樂庵　○天明八年六十八而歿、嘗著河鹿之說

楢林由仙　○外科之醫、寛政七年乙卯歿、年七十五

傾城吉野（井、灰屋某、鍛冶屋某、僧日經）○京都島原遊女也○灰屋以吉野爲妻者也、鍛冶屋是吉野爲遊女之時、僅一夜與吉野相昵、翌日投身於桂川、斯人困窮、手談萬方惟期遂本意而死耳、日經僅一見於吉野而歸、斯僧鷹峰學匠、常慕吉野故如此

栢原捨女　○丹波栢原田原氏也、夫死而爲尼、貞操信佛

松任千代女　○加賀松任人、好俳諧、美濃盧元坊是俳諧有名者、行脚至於彼地、千代就而卽之、其道愈進

三國歌川女　○越前三國遊女、雛髮之後名歌川、安永六年歿

（四）僧卍山（附、僧公慶僧月舟）○正德五年歿八十歲○月舟卍山師也公慶再興東大寺大佛者也卍山復興曹洞派者也

僧南谷（附、松下豐長）○元文元年歿、年七十四○豐長是南谷兄也、嘗爲父復讐

雨森芳洲　○先哲叢談六

小萬女　○攝津某城主仕豐臣秀賴、小萬是仕其城曰主夫人有忠者也

堀部金丸女　○赤穗淺野氏臣堀部彌兵衞女、雛髮曰妙海、金丸是彌兵衞也

近江長女　○福永某後妻也、愛前妻之所生、勝於己子、安永六年歿

日雇八兵衞　○有節操

津和野淸六　○至孝也、石見津和野城下人

佐々木志津摩女　○志津摩有名於書、斯女嫁于高倉家粟津某、夫歿後以書爲活計、不再嫁

雇人要助　○正直之人

室町孀

浪華鶴女　○本卷在堀部下近江上、此從目錄

（五）英一蝶　○從狩野安信、後爲一家、有名畵之聞、有故流罪、後赦免、七十二而歿、初住攝州、後在江戶

熊斐　○長崎象胥也、熊代彥之進名斐、故修名氏曰熊斐、從淸沈南蘋而學

望玉蟾　○有書名、僧龕山及水月等、出于斯門

加々美櫻塢　○甲斐山科山王神職、信濃守源光章、
歿年七十四、三宅尙齋門人
一祚梨一　○仕於越前丸岡侯、好俳諧、嘗注芭蕉奥
細道
百井塘雨　○注筑紫箏之曲詞、曰自在抄、蒿蹊知其
人
其蜩庵杜口　○俳諧師也、年八十六死、寛政七年
乙夘也
瀧野瓢水　○俳諧師也、播磨加古別府村人、年七十
六七而沒、酒井侯移封於姬路、巡覽之時問此家
高森正因　○醫者也、嘗上人丸像於靈元上皇、本肥
後大宮司阿蘇之家所傳也
端文仲　○書賈也、罹天明戊申之災其家衰
氏家伯壽　○飄逸風韻○蒿蹊知其人
僧幻阿　○或稱蝶夢法師、住于京都阿彌陀寺子院
歸白院、好俳諧、歿年六十四
古谷久語　○伊勢農夫也、强記、嘗撰述伊勢地理之
書、曰古谷艸紙、年七十三歿、寛政四年壬子也
(三)粟田口善輔　○仕於粟田口、生平貯一釜炊飯、謂
之手取釜、豐太閤欲獲此釜爲茶宴、善輔不肯獻之
碎破而棄、本傳有其釜之圖
園木覺郎　○阿波人也園中有松、權貴求之、斫樹倒
之、不從其需
細井廣澤　○先哲叢談後編三
橫井也有　○好俳諧、近代著述目錄
霞谷山人　○與元政別也
僧　法眼　○黃檗獨湛法嗣
僧　圓通　○紀州和歌山光明寺開基○正編卷五既
有傳、此係花顚舊稿、說見上
叡山源七　放蕩無賴、後入佛門、明和四年堀穴於比
叡山樺生谷、生飛墮于其穴入定
僧義觀　○長崎福淸寺知浴也、浴室失火其時入火
中而燒死
幾多女　○備前岡山女也、當時埋海爲田、俗圭埋人
謂之人柱、是女爲後世人々有大利、不惜身命甘而
就死
尼妙船　○法眼不角妹也、道心堅固、念佛者也、不
角好俳諧
川谷貞六　○土佐侯臣也、駿臺雜話
僧　空蓮　○念佛者

近大夫直勝嘉其勇名、招之爲臣　○羅山文集四十
三（碑誌中）有佐河田壺齋碑銘、卷四有寄佐昌俊書

僧　元政　○元和九年生、寛文八年歿、年四十六

佛佐吉　○孝子也、信佛故曰佛、寛政元年歿、八十
九

山口莊左衞門　○孝子也、目錄作左、本文作右

若狹與左衞門子兄弟○兄名宗四郎、弟名磯八並孝
行

以登女　○孝子

高戸善七　○孝子也、寛延之頃

馬郎孫兵衞

(二)里村紹巴　○連歌師也、慶長五年歿○紹巴子玄仍、
玄仲嗣其業、見盍簪錄、玄仲長女是伊藤東涯祖母
○時有里村昌叱者、與里村紹巴齊名

本阿彌光悅　○年八十寛永十四年歿、有鑒定刀劍
之識、且能書也、當時近衞三藐院及八幡坊所謂松
花堂、與光悅並有書名、世謂之三筆、又加粟田尊
純法親王爲四筆

岡野左內　○上杉侯臣任越後守、秩壹萬石

子松源內　○出雲侯臣、長於射藝

原田長兵衞　○篤實

龍造寺平馬　○大和郡山舊主本多侯臣

杉山撿校　○元祿七年歿、江戸本所撿校總錄以此
人爲祖○皇國名醫傳上○林長孺鶴梁文鈔卷六有
杉山翁立志之碑文、詳其顚末

角倉了以（附、息玄之）　○玄之通稱與一郎後號素庵○慶長
十九年歿、六十一歲也、知舟路、有奇功、(錄羅山集二、目錄曰玄之吉田與一郎諱玄之一名貞順、居落西嵯峨、角倉後號素庵、同四十三、吉田了以碑銘、諱光好小字與七後改名了以)

○能順　連歌師也、寛永三年歿、年七十九

村上等詮　○醫者也、嵩蹊幼年等詮既老、時代可推
而知

三輪執齋　○先哲叢談六

松岡恕庵（附、稻若水）　○或號怡顏齋○稻氏精於本草、編
輯庶物類纂千卷

三宅石庵　○先哲叢談五

桑原爲溪　○能書也、學書於鈴木正直、正直號臨池
堂

下村道瑞　○宇都宮由的門人○著詩家音律論辨双
聲疊音之事、孝三近代著述目錄不收

奧田三角　○先哲叢談八

矢部正子　○二十八出家、翌年歿、凡正直與涌蓮法師相友

祇園梶子附、百合子　百合是池大雅妻玉瀾母

室町宗甫　○年七十餘而歿、嘗賣家財得二萬金、施之困苦者、以男子二人並無賴不可爲嗣之故也

惟然坊　○芭蕉門人

近江狂僧

表太　○貞享元祿之間、京都表背師也、通稱太兵衞故曰表太

（五）並河天民附、馬杉亨安○先哲叢談六　○亨安初入于仁齋之門、後從天民而學、年九十四歿○皇國名醫傳上

北山友松子　○醫也、續編卷末有補

戸田旭山　○醫也、病家限十八、與香川太冲相親○近代著述目錄、有著述之目

隱家茂睡　○著梨本集、元祿十一年也、近代著述目錄登部戸田茂睡是也

僧　丈艸　○元祿十七年年歿、俗姓内藤氏、尾張犬山臣也、犬山是成瀬氏

安藤年山附、朴翁　○名爲章初名爲明、本國丹波有千年山、故以年山爲號○近代著述目錄○朴翁是年山氏之父

井上通子　○讃岐丸龜士井上儀右衞門女、同藩三田茂右衞門妻

有馬凉及　○自伊藤仁齋父四世相交

甲斐德本　○永田氏、賣藥一服十六文、療治衆病、嘗著書、曰海萃無盡藏○皇國名醫傳上

北村雪山　○細井廣澤氏學書於此人也、長崎人

僧圓通　○黃檗獨湛禪師法嗣○續編卷三亦有傳、三熊花顚原稿而删補者、非與此重複也

龜田窮樂　○能書也、賣茶翁友人

山村通庵　○寛延末年歿、八十歲也

松本駄堂　○科醫也、通庵友人

美濃隱僧　○歿年七十二三、本淨土宗知恩院靈巖和尚也、遁而幽居于美濃山中四十六年

白幽子　○此傳本於白隱禪師夜船閒話闡提紀聞○續編卷末有補

續近世畸人傳　閑田子伴蒿蹊撰、寛政丁巳石見浦世讃序、花顚子稿、伴氏删補、花顚妹露香女畫

（一）石川丈山　○先哲叢談二

佐川田喜六　○寛永二十年歿、年六十五、永井右

十七年生、元祿十四年寂、年六十二
荷田春滿附、姪在滿門人加茂眞淵　○春滿與赤穗義士大高氏交、
見續畸人傳卷三細井廣澤條
桃山隱者附、高倉街乞丐○伏見有桃山
位田儀兵衞　○淡路神崎郡位田邑（キンデムラ）
手車翁　○享保年間
山科農夫
金蘭齋
加島宗叔　○岡白駒門人
文展（フミヒロゲ）ノ狂女　○信長妾小野於通女房千代女、商人喜
藤左衞門妻
長崎餓人　○續編卷末、載異聞
相者龍袋
森　金吾　○安永九年沒、年八十
太田見良附、僧覺芝　佃房（ツクダ）　○沒年六十一、賣茶翁友人○
佃房是蒿蹊友人○覺芝延享三年寂、淡路黃檗宗
也見良歸依○皇國名醫傳下
猩二庵　○其角門人
僧佛行坊　○佃房友人、寶曆六年沒
僧日初　○攝津池田寓居禪僧

僧涌蓮　○安永三年寂、學國歌於冷泉家
(四)柳澤淇園　○大雅友人也、大和郡山藩士名里恭
池大雅附、妻玉瀾　○安永丙申沒年五十四、有名於書畫
○玉瀾母祇園茶店女百合也、下文有百合傳○諱
無名アリナト唱フトアリコレラアリナトヨムコト心得カネタリ
求大雅僧　○不知其名、奧州僧
澤村琴所　○元文四年歿年五十四、彥根藩士
苗村介洞附、妻女　○近江八幡醫者也、寬延元年歿、年
七十五
手島堵庵　○心學之祖、富小路三條街人、俗稱近江
屋源左衞門、檢本傳云去年歿、蓋伴氏編輯畸人傳
之前年
高橋圖南　○若狹守紀宗直、寶曆十三年敍從四位
下年八十餘而歿、編輯寶石類書凡百餘卷、行于世
北村祐庵　○好茶、享保年間人、續編卷末有補
久隅守景　○探幽弟子、仕於加賀侯
土肥二三　○茶人花押業、作土岐
廣澤長孝　○有賀長伯師也、天和元年歿、年六十三
僧似雲　○學國歌於儀同三司實陰公
僧惠澤　○年六十八歿、不記年月

龜田久兵衛　○孝子也
(二)三宅尙齋附、妻女　○先哲叢談五
僧　鐵眼　○一向宗僧故帶妻、背從本菴又欲刊一代藏經、進天下道俗、以貯金銀、偶丁五穀不熟賑給貧民、其財蕩盡、其勸進旣整頓、又遇五穀之不熟、復散之、此後勸進、初果宿願
米屋與右衛門　○攝津國今津人、節儉而行陰德
內藤平左衛門　○陸奧白川農夫、富而慈悲
寺井玄溪　○赤穗淺野侯醫、欲與義擧、大石氏以其醫固止焉、因使息玄達東行療治義士之護病者、事竣上京
大石氏僕　其名八助、義擧之時大石氏賜金、八助大怒、因大石氏自畫肖像遺之、喜說而去
小野寺秀和妻附、秀和姊　○秀和是十內也、姊是大高源吾母也、賢婦人
尼　破鏡附、曲翠　○曲翠是破鏡夫也、膳所之臣菅沼外記號曲翠、遊芭蕉之門
遊女大橋　○京都島原
同　某尼　○同上○續編卷末、記異聞
石野權兵衛　○孝子也、伊藤東涯 松岡玄達時々來訪
同　市兵衛　○孝子也、權兵衛弟
隱士石臥　○此傳、用年山紀聞所載
賣茶翁　○寶曆十三年沒、年八十九
江村專齋附、剛齋　○先哲叢談後編一○剛齋是專齋子靑山侯文學也○皇國名醫傳上
北村篤所　○仁齋門人○北村季吟氏族
西生永濟　○北村季吟著朗詠注其釋詩則用永濟之說○近江蒲生郡中山里隱士
岡周防守　○備前酒折宮神職
靑木長廣　○肥前長崎某社神職、櫻町院詔令請神代紀
僧別首坐　○白隱弟子
僧圓空附、僧俊乘　○生平攜鉈一枚、彫刻佛像、俊乘是飛彈袈裟山僧也
中倉忠宣附、山中奇人
(三)隱士長流　○貞享三年沒、年六十三、此傳用年山紀聞所載
僧契沖安藤爲章所著行實僧義剛錄遺事渼文也、今譯用國語且省其事
附　今井似閑　海北若冲　野田忠肅以上三人門人　○寛永

五に此書をのせたり宋季といふは北宋の季をさすにか、さて此事を明の大祖とつたへあやまれるに秦頭ノ秦ハ、春ノ誤ナルベシ。檜キ、テ惡ムハ、自ラカノ氏ノ秦ト、コノ春ノ字ト冠オナジケレバナルベシ泊如が谷響續集巻一に高文虎が蓼花州閒錄を引て謝石の此事をのせたり高宗といはず秦檜といへり原文可檢

○畸人傳

天明年中伴蒿蹊といふものちかきころ名高き人々の顛末をしるし近世畸人傳とよびて正續各五巻を編輯したりすべて刊本にて人間に流布す伴氏學識いまだしければ取捨いかにぞやとおもはるゝふしいとおほけれどしばらくその名氏をかきいでておく○以下は本文によりて捜索のためにおのれの添へたるつまじるし也

近世畸人傳　閑田子伴蒿蹊撰、天明八年戊申題言、花顛三熊思孝天明八年戊申跋、六如慈周序三熊氏畫像伴氏作傳

(一)○中江藤樹附、藩山氏○先哲叢談二、○先哲叢談三熊澤蕃山

貝原益軒○先哲叢談四

僧　桃水　○天和三年沒遺偈七十餘年快哉

僧　無能　○或僧作五僧紀事、漢文也、今拔此傳譯以國語

長山孝子　○此傳用安藤氏年山紀聞所載

甲斐孝子　○大水涌出、將避水災之時、負假子十二歳也今眞子歩行、八歳也、遂溺死矣、農夫某妻也、孝云、文政年間日吉社神主某氏撰碑文、與此所言有異同

若狹綱子　○負主人幼稚而遊戲病狼突出、將食稚子、綱女覆之以己身、狼食綱女而稚子無恙、綱女年十四五、不記年月、但云小濱侯命儒臣撰碑銘

樵者七兵衛妻　○夫爲蚺所呑、妻以鎌殺之、先於天明年間凡四十年

同　久兵衛妻　○夫爲猪所傷、妻報其讐、享保三年也、見東涯筆記

伊藤介亭　○仁齋第三子

宮　篤圃　○東涯門人沒、年五十八

駿府義奴　○寶暦之時

木揚(コアゲ)利兵衛　○爲人所雇、以爲生計、俗謂之木揚、因爲號、享保之時

河內淸七　○孝子也、不記年月

大和伊麻子　○孝女也、寛文之時

近江新六　○孝子也

一巻をのせたり是も撰者しれず錢大昕が恒言錄巻六に拆字、隋書經籍志、有破字要訣一巻、顔氏家訓書證篇云、拭卜破字經及鮑昭謎字、皆取會流俗、盧召弓云、破字卽今之拆字也と有るにて拆字破字おなじことなるをさとるべし又程省以三〔時代未考〕の測字秘牒といふものあり此書破字卜法を詳にしるす〔漢鏡齋四種ノ一ナリ清道光甲申程芝雲ノ序アリコノ人ノ同宗カ、猶ヨク考フベシ〕隋志五行相手板經六巻〔梁ノ相手板經、受版圖韋氏ノ相板印法指略鈔魏征東將軍程申伯ノ相印法各一卷亡〕とみえ魏志巻九注に魏氏春秋を載せて允善相印、將拜、以印不善、使更刻之、始此者三、允曰印雖始成、而已被辱、問送印者、果懷之、而墜於廁、相印書曰、相印法、本出陳長文以語、韋仲將印工楊利從仲將受法、以語許士宗利以法術占吉凶十可中八九、仲將問長文、從誰得法、長文曰本出漢世有相印相笏經、云々とあるなどをみれば漢の比よりはやくいひいでたることゝおもはる

雜々拾遺巻一〔此書元祿八乙亥刊本六巻也、其後古今拾遺著聞集と題號を改め弘化三年藤原行定自序あり〕安倍有宗判うらなひ付、明の大宗の事 安倍晴明十五代の後胤從三位有宗入道は天文博士にて兼好が友人なりことに判形を見て吉凶をいふにひとつもあやまらず人みな歸依しけりもろこしにも此ためしあり異國の書には字を分つ者とありみな判うらなひの事也明朝の大祖いまだ只人の時行末の安否きかまほしくて字をわかつ人の方へゆき案內して庭に立ながらしか〲の事をたづねらるゝにあるじ立出て何にても文字をかきてみせ給へといふ大祖持たる杖にて土上に一文をかき給ふあるじおどろきてさてもめでたき御事なりと拜伏すとてものついでに今一字をみ侍らむといふ大祖何ごころなく又問の字を書きてみせらるいよ〱うたがふ所なく天子の御器量あり土のうへに一文字を加ふれば王の字なり後の問の字をわかつ時は左につけても右に付ても君の字なりたのもしくおぼしめさるべし云々大明の史傳に書きのせたり

孝云、明耿定向權子測字宋季有謝石者善測字、高宗微行遇之、書一問字令測石思曰左看似君、右看亦似君、殆非凡人耶疑信問請再書一字、高宗以杖卽地畫一字、石曰土上加一王也、是吾君王乎、遂拜伏、高宗旣歸招而官之、後秦檜當國時、高宗書一春字命測之、其上半體壘重、石奏曰秦頭太重厭日無光、檜聞而銜之、中以危法、云々とみえたり續說郛㞐第四十

以上植田孟縉の日光山志にのせたり 植田氏ハ、八王子千人同心也、文政七年甲申ノ自序アリ、凡十卷 下假字也
孝云空海登山して日光と改めたりといふ事不根の
說なり、同國雜記も僞書也、謙忠はいまだ時代不考
此兩書群書類從に入たり、空海の事は何の書にみ
ゆるか

平家物語十一 那須與一 「我國ノ神明日光權現宇津宮云々」盛
衰記四十二 與一射扇 「別ケテハ下野國日光宇都宮御神云々」
拾芥抄 諸寺 「日光 藥師」羅山文集卷卅七 傳 「二荒山神傳」續日
本後紀十八 嘉祥元年八月 「甲寅奉授下野國正五位上勳四等二
荒神從四位下」三代實錄二 貞觀元年正月廿七日 「甲申奉授下野國
從二位勳四等二荒神正三位」同四 貞觀二年九月十九日 「詔下野
國正三位勳四等二荒神社、始置神主」同十六 貞觀十一年二月廿八日 「進下野國從二位勳四等二荒神階加正二位」文德紀
九 天安二年十一月庚戌 「在下野國從三位勳四等二荒神充封戶一烟

○まぎらはしき假字

アレ 我　ワレ
アチコチ 彼此　ヲチコチ
アノ　カ
アナタ 彼方　カナタ
安波治 萬十四(十二)　可波治 川路
阿留皇子　輕皇子
阿蘭陀 蠻語ナレドモシバラク揭出スル也　和蘭陀
川合 和名抄甲斐巨麻郡川合(加波井)○小字本如此、大字本、井作比　加波井
香椎 和名抄筑前糟屋郡香椎、賀須比○古事記傳廿(二葉)須是志之轉訛　加須比
加久乃阿和 和名抄飯餅類結果和名加久乃阿和○廿卷本如此、十卷本和作波　カクナハ 江家次第
サワグ　サヤグ
タハゴト 字鏡 訛　タワゴト 字鏡 譫
ハツカ　ワヅカ
ハシル　ワシル
ハカレ 萬葉廿(廿三)　ワカレ 別

○墨色 拆字、測字、破字、相字、相印、相手板、相笏

相字破字の疑はもと陰陽五行家のいひいでたるとに
て西土より傳播したることはいふもさらなり明崔紫
虛の相字心法 百家名書、格致叢書などにも入 胡文煥の錢塘副墨などそ
のすぢをかけるものなり欽定四庫全書總目に神機相
字法 術數存目 一卷あり撰人未詳といへり舶來有りやいま
だしらず錢遵王讀書敏求記卷三相法の條に相字心易

（明德ノ御和睦ノ後、御約ノ如クナラネバ、南朝方ノ人々又々軍ヲ始メタリ、長祿二年南軍利ナクシテ、南朝ノ皇統絶エタリ、明德ヨリ五十餘年也）

コレハ皇胤紹運錄ニヨリテシルス塙氏ノ續群書類從卷百七ニ後嵯峨院皇統系圖ト云フモノアリ紹運錄ト異同アリ

附　亡友狩谷掖齋ニ聞キケルコトヲ一ワタリ書付クルナリ

南朝　魏ヲ正統ニスル例ヲモテ栗山潛鋒コレヲ正統トス

北朝　蜀ヲ正統ニスル例ヲモテ三宅尙齋コレヲ正統トス

栗山ハ西山義公ノ時ノ十八學士ノ一人ニテ日本史ノ修撰ノ史臣ノ中ナリ保建大記ヲカケリ（保元建久）宋ノトキ范淳夫ガ唐ノ處ヲ引受ケテアツメタリコレ溫公ノ通鑑編輯ノ時ノコト也オノレノ議論ハ別ニカキテ唐鑑ト云、今モアリ栗山ノ保建大記コレニヨク似タリ

日本ニテハ三種ノ神器ノアル處コレ天子ナリ南北朝ノ時吉野ニ引籠セラレテモ南朝ハ正統也（京ヨリ南ニ吉野ハアリ）後ニ御和睦スミテ三種神器ヲ北朝ニ渡サレテヨリハ北朝正統ナリサルヲ京都ノ仕向ワロシトテ吉野ニテ事ヲ起サレタルハワロシコレ栗山氏ノ説也三宅尙齋ハコレニ相反シ北朝ヲヨロシト云フハ蜀ヲ主ニスル説ニテ仁義ノアル處ヲ尊ブ也カヤウニセネバ湯武ニサシツカヘアレバナルベシ

〇日光山

日光山（在下野國）延喜式（神名）下野國河內郡二荒山神社（名神大）　林道春云、二荒日光音相近蓋其是耶、又二荒和訓與補陀洛音相似、由是浮屠誘國俗、而遂號補陀洛山歟」元亨釋書卷十四勝道傳、下州芳賀郡人、州有補陀落山、振古未有陟躋者、道以神護景雲元年四月、企跋涉、

以上林道春の本朝神社考卷四にあり

開祖　勝道上人　　中興　天海（慈眼大師、寬永二十年十月二日、於東叡山入寂）

むかし弘仁十一年空海登山して二荒を日光と改められしよしいひつたふ又文明年中聖護院宮准后道興法親王囘國雜記に日光山にのぼりてよめるむかしは二荒山といふとなむ「雲きりもおよばで高き山の端にわきて照そふ日の光哉、新和歌集日光山にて神祇の歌よみ侍りける中に（權律師謙忠）「世をてらす日の光こそ長閑なれ神の名におふ山のかひより

第八十七 後嵯峨

孝云、此帝ノトキヨリ南北朝ト云フニハアラズ、後年兩朝ニワカル、コト、此帝ヨリオコルコトナレバ、揭出也、

第八十八 後深草

第八十九 龜山

第九十 後宇多

後宇多ノ時、後嵯峨崩御ノ後ニ、後深草ト龜山ト、御跡目ノコトニ御爭出來タルヲ、關東ニテ兩皇ノ御流ヲ、カハル〴〵立奉ラント、計リシナリ

第九十三 後二條

第九十五 後醍醐

南 後村上

南 長慶

南 後龜山

第九十一 伏見

第九十二 後伏見

第九十四 花園

第九十六 光嚴

光嚴ノ次ニ後醍醐重祚九十七代トス、カヤウニカゾヘクレバ、光明ハ九十八代トナリテ、追々一代ヅツ世數ノビユク也

第九十七 光明

第九十八 崇光

第九十九 後光嚴

第百 後圓融

第百一 後小松

後小松ノ明德三年、南北御和睦ナリ、兼約ノ如クカワル〴〵立奉ラント云ノニヨリテナリ、南北分立五十六年也、南朝ニテハ後龜山ノ元中九年ニアタル

第百二 稱光

第百三 後花園

後醍醐重祚ヲ又一代トスレバ第百四トナル

ハ樞ナリ他處ノカギヲコレニ依テ改メンコトハイカヾアルベキ本居氏ハ縣居翁ニ从ヒタリ古事記傳八（十六ウ）猶能考フベシ

萬葉十六素本（十五オ）「家爾有之櫃爾鏁刺藏而師(トラサシテサメテシ) サラハサウノ誤也、千蔭ハ縣居翁ニ从ヒテクギトヨメリ」同廿素本（廿一ウ）「牟浪他麻乃、久留爾久枳作之、加多米等之」空穗國讓上十七ウじやうかぎとりぐして奉り給」源氏夕顔湖月本（四オ）かぎをおきまどはし侍りていとふびんなるわざなりや」同末摘花湖月本（廿七ウ）御車いづべきかどはまだあけざりければかぎのあづかりたづねいで」狹衣一刻本一之下（十五ウ）かぎうしなひがちにもてなしつぶやく」落窪物語一秋成本一ノ下（廿二ウ）鎖つよくさして」同二秋成本二ノ下（十一オ）鎖をついさしてかぎをばとりていぬ」宇治拾遺二第九條かなたこなたの門どもをさしまはしてかぎ取おきて門のもとに走りよりて錠をねぢて引ぬきてあくるまに」同六第九條「門の錠をやがてさしつ

此外におなじ下文にも卷八第三十五第十又古本今昔物語卷十八橘季通ノ條同廿八第五廿九第二十平家物語六小督などにみえたれどみなおなじ筋なればもらしつ

和名抄居處部、門戸具、戸鏁、唐韻云、鏁、銅鏁也楊氏漢語抄云、戸乃帖木、」

鑰 四聲字苑云、鑰、關具也、楊氏漢語抄云、鑰匙、門乃加岐」鉤匙 楊氏漢語抄云鉤匙戸乃加岐一云、加良加岐」鏁子 唐韻云鎖蘇果反俗作鏁子鋏鎖也、楊氏漢語抄云、鏁子、藏乃賀岐」

孝云鎖を本邦の俗に錠と書く事いまだ詳ならず錠の字はふるくみえず錢大昕の養新錄卷十九錠に古人稱金銀曰鋌、今用錠字、按廣韻、錠有兩音云々とあれば唐よりふるくは此字なきなるべしさて後世の書にても鎖の事にはあらずたゞし鎖或作鏁その鏁の字巢に从ふ故に鏁をもサウシヤウの音也とおもひあやまり又錠はヂヤウなるを呼聲のちかきより錠とも書くにや萬葉集の刊本に鏁をサラと訓みたるはサウの誤なるとしるければかくおもひよれる也又は戸鏁の鏁を鎖の事とあやまりて鏁を用ひふたゝび鏁と錠と本邦の人は音ちかしなどおもひて假借したるにや此二説の外には出じとぞおもはるゝさて戸鏁は掖齋の説に所以蔽塞兩扉之隙者と和名抄掖注にいへりその考證はこゝに略す谷川氏の和訓栞にはこの鏁に混じたるよしにいへりおのれは巢の音よりあやまれるならむとおもふ也

○南北朝

みゆる　發心集三（二オ）人皆シリヲ見ユルニシタガヒテアハレミケリ

憚ながら　發心集四（十五ウ）憚ナガラ有待ノ身ハ思ハズナル物ゾ跡ノ事ナド兼テ定置給ヘカシナド云

○管籥　クギ　カギ　ザウ

管籥（籥或作鑰从金）今ノ錠ノ鍵ヲハサミテ錠ヲアクルモノ也今コレヲカギト云月令正義ニ管籥、以鐵爲之、似樂器之管籥、搢於鎖內、以搏取其鍵也、（鎖トハ今ノ錠ノコト也、錠ハ、鎖ノコトニアラズ、俗間誤テ錠ノ字ナ用フルナリケリ）

牝牡　鍵閉ナリ入ルカタヨリ牡ト云（鍵コレナリ）受クル方ヨリ牝ト云（閉コレナリ）、閉ハ鍵ヲ受クレバ閉塞スルニヨッテ閉ト云ナリ俗ニツ、ト云、穴ニナリテアレバツ、ト云フナルベシ

鍵閉　牝牡ノ下ニヲ明白ナリ

鑰匙　コレハ唐人ノ語ニテ今ノカギニアタル也鍵ヲ搢テ錠ヲアクル也管鑰ト云フモ單ニ鑰トノミ云フモ同ジサレド和名抄（居所部門戸類）ニ鑰關具也トアリテ別ニ和名ナク鑰匙ト出シ門乃加岐トアリ今ノカギニアテタルナリケリ

鉤匙　胡三省ノ説ニテハ鑰匙ト同ジシカレドモ鑰匙ハ鍵ヲ挾取モノ、稱也鉤匙ハ其形狀ノ句曲ナルヨリノ名也門關府庫ニ用フルモノニアラズ殿戸ヲヒラクモノ也今ノ折加岐ナルベシサレバ和名抄ニ戸乃加岐トアリ又同書ニ一云加良加岐トアル加良ハ西土ノ義ナリ

鑠子　和名抄ニ藏乃賀岐トアリ今ノ錠ナリ開クモノニアラズ萬葉ニ櫃爾鑠刺トアルモカギサシトヨムベシト狩谷掖齋ノ和名抄ノ校注ニイヘリ説文新附ニ鎖、鐵鎖、門鍵也トアリ今ノハネナリ

上件ノコトドモ狩谷氏ノ和名抄ノ校注ニ本ヅキタル也和訓栞ニカギハ屈曲ノ形ナレバカゞミノ義ニテガミノ約メギナリトアリ古昔ハ開クモ閉ルモカギト云ナリサレド其物ハトヂルモノトトヂラル、モノトヒラクモノト必三ツアルベキコト也古昔ハ二種ニテ事スミタリト云フコトニハアラズ今俗ニモカギヲカケテナドト云フハヒラク方ヲサスニハアラズ萬葉ナルモ縣居翁ハクギサシ掖齋ハカキサシトヨメリコレハ掖齋ハ和名抄ヲ主ニイヒ縣居翁ハ和名抄ヲ誤トシタルモノ也各其理ナキニアラズ但縣居翁ハ萬葉廿ノ卷ナル久留爾久枳作之トアルヲ據トセラルレドモ久留

─石川内命婦──佐保大納言室
　　　　　　　──坂上郎女大伴宿奈麻呂室
─安曇外命婦──安倍朝臣蟲滿
此一條見萬葉四略解下(六オ)三略下(四十四オ)

大伴宿禰百代萬葉三、略解下(十九オ)引續紀天平十五年外從五位下大伴宿禰百世萬葉四上(卅一オ)」 大伴宿禰三中萬葉三略解下(卅六ウ)」 大伴宿禰伯麻呂續紀卅五寶龜九年(一右)」 大伴宿禰人足同(三五)」 大伴宿禰益立同(五左)」 大伴宿禰千室萬葉四下(十一ウ)」 大伴利上萬葉八(四十三オ)千蔭云利恐村」 大伴村上萬葉八(廿三ウ)廿上(七ウ)」 大伴宿禰書持萬葉八略(四十六ウ)」 大伴四綱(ヨツヅナ)萬葉四上(卅二ウ)三上(卅九ウ)」 大伴宿禰弟麻呂續紀卅五寶龜十年(十七左) 大伴宿禰古慈斐寶龜八年薨吹刀自孫續紀卅四萬葉十九下(十九右)廿下(廿二ウ) 大伴宿禰三依萬葉四下(十一オ又二一オ)契沖引廢帝紀寶字三年三依作御依 大伴宿禰像見萬葉四下(五ウ)○同下父(十二ウ)○同八(四十八オ)千蔭引續紀天平寶字八年作形見

○紫陽花

萬葉集卷廿四十六オ安治佐爲能、夜敝佐久と有るを六帖草の部にのせたりさて萬葉集卷四五十七オ事不問、木尙味狹藍と有りこれはたしかに木とよめり但此歌一首の意解きかぬれば六帖にのせぬにや、六帖の比には歌はきこゆれど、草とさだめたるからは、木尙とあればのせぬにや 和名抄廿卷本には草部は紫陽花と題して白氏文集を引證としたり十卷本にはのせず近日の本草藥名備考和訓抄には木部に入れて花鏡を引て八仙花と有り又物品識名にも木部に遵生八牋を引て聚八仙と有り本草にはみえず新撰字鏡に草部葮止毛久佐、又安知左井、と有れど葮の字を安治佐爲にあてたる據おのれいまだしらず物産家にとはまほし又一種ガクといふありアヂサイの種類なるべし漢名詳ならず中世よりがくの花と歌によめり字音にて額ノ字なるべし神社の額に似たるよりの名歟

○國々の風俗

つくし人そらことする謠曲染川 伊勢人ひがこと」 上州人馬ぬす さが著聞集十六 み女つむりなでてにふる」 つひはつくしつひとて興言利口」 まらは伊勢まらとて同上」 河内女糸よる東野州聞書(四ウ)手染の糸のよるとは河内女とて糸よるものあり○定家「伊駒山あらしも秋の色にふく手染の糸のよるぞかなしき(名寄引建保百首)

○今俗とおもはる丶詞のや丶ふるくもいへる

とゞかず 發心集五刊本(一オ) 京ノ夕ヨリコトニ文ヲヤレドトゞカズサハリガチニテ

ぬし 發心集六(十二ウ) 猶コノ弟ノヌシノ子ニシテイタホシミスベキ由念比ニ云オキ

庶弟　萬葉四
稻公（イナキミ）衞門大尉（萬葉八、略卅八オ卅九ウ）跡見庄（同上）

胡麻呂（萬葉四略解上卅一オ、十九下十九オ）

坂上郎女　萬葉三略解下（十二ウ）同略（廿五オ）

初仕于穗積皇子後嫁于大伴宿奈麻呂　田村　宿奈麻呂宅也　跡見　稻公所居　萬葉四略下（十七ウ）竹田　萬葉四略下（廿六オ）

妹
女　郎坂上大孃

（宿奈麻呂ハ藤原麻呂大夫トモ云フカ萬葉四（素本十九ウ）見ベシ代匠記モシカオモヘルヤウ也可考○孝云竹田ト跡見トハ同處トオモハル田村ト程近トミエタリ萬葉四（略下廿五）里近トヨメレバナリケリ）

大伴郎女　萬四略上（十八オ）大伴ノ下坂上ノ字落セルカ

女　郎田村大孃

大納言兼大將軍卿第三子（萬葉二略解廿ウ）引元暦本注（）同四略上（廿ウ）引元暦本注云佐保大納言第三之子也孝云佐保大納言ハ安麻呂ニテ坂上郎女ノ父也サレバコノ注ハヲロシ卷二ノ注ヨロシカラン但其名未詳

大伴宿奈麻呂　右大辨
郎藤原麻呂大夫（萬葉四上十九右）

田村大孃　駿河麻呂妻　萬葉四略解下（廿五ウ）
父居田村里故曰……………
萬葉十九略解上（十七ウ）ノ丹比家契說考フベシ

妹
坂上大孃　家持妻　萬葉四下第八（十二ウ、十七オ）千蔭アヤマル
母居坂上里因呼曰………

妻坂上郎女
萬葉四略解下（廿五ウ）上（四十一ウ、三十五オ）稻公ノ姉ニテアリ師說姨カトアリ孝未知然否

高市大卿　萬葉四略下（一ウ）

大伴道足　萬葉六略（廿四オ）

大伴駿河麻呂　萬葉三略解下（廿一オ）
萬葉四略解四下（一ウ）高市大卿之孫、契云未考又云吹戸自歟
續紀卅一寶龜元年
授正五位下

ヲシルス學者三隅ヲシルベシ 續日本紀卷一、元年九月ノ條刊本ノ傍訓ハトラズ、」古事紀丸邇(ワニ)池、日本仁德紀和珥(ワニ)池、萬葉八(卅七)相佐和仁(アフサワニ)、同書十一(三)相狹(アフサワ)丸

○水戸家三十五萬石の事

水戸家は三十五萬石とたれもいへど藩翰譜には廿八萬石としるしたれば七萬石はいつ御加增有りたるかとかたぶかるゝに或人のいへるやう野史なれど三王外記に憲廟の御時七萬石增して下されたるよしみゆといへりげにしかぞ有るべき新井氏は延寶八年までの事をしるし憲廟繼統の後はしるさゞる例なれば水戸家の秩祿も二十八萬石までの事を記しおけるにこそ學問はひろく雜史にまでにわたらざれば漏洩のあるものなればいかにも博覽をつとむべし

瀨名氏書繼の藩翰譜、未檢閱せず、後日考ふべし

○大伴家譜(萬葉三卷末、大伴氏官爵ノコトアリ 隆ノ說ニ安麻呂ガ御行カトイヘリ)

難波朝右大臣 大伴長德
- 御行 卿(萬四略上十六)大納言兼大將軍大伴卿トアルヲ千蔭云御行也
- 萬十九(略下十九オ)大將軍贈右大臣大伴卿、
- 安麻呂 萬葉二略解(廿ウ)三下(四十一オ) 從二位 萬葉三略解下第一二(四十一オ)
  - 佐保大納言 室石川內命婦 萬葉廿略解下(十オ)コレハアヤマリ也 萬葉三下(四十四オ) 同四下(六オ) 同四上(十六ウ) 元曆本佐保大伴大家
  - 旅人 大宰帥大伴卿(萬葉十七上、天平二年) 大納言大伴卿(萬葉三) 大伴卿(萬葉四略解上廿六オ) 太宰帥(萬葉五) タビ人ト讀ムコト東野州聞書(卅三ウ)
    天平三年薨 室大伴女郎(萬葉四上十九ウ八十九ウ三下卅五ウ)
    - 家持 續紀十六(天平十八年)從五位下大伴宿禰家持爲越中守同卅一寶龜元年授正五位下 室宿奈麻呂第二女(坂上大孃是也) 萬葉四○續紀卅四寶龜八年授從四位上同卅五九年正四位下同卅六年十一年參議同爲右大辨同天應元年春宮大夫同左大辨春宮大夫同從三位同卅七延曆元年正月家如故持坐川繼事解任同五月參議從三位大伴家持爲春宮大夫同六月爲兼陸奧按察使鎭守府將軍同二年七月爲中納言 ○同卅八年八月家持死、有傳今略
    - 書持 家持弟也(萬葉三下四十四オ又廿一ウ十七上九ウ十オ)
  - 田主 萬葉二(略解十八ウ同十九ウ)字仲郞

ふことにてその中に人におもはるゝ意なるありこゝもそれにて夕顔の我にあはれと思はれ給ひけんといふ意なる故に給ひは夕顔へかゝれり

同玉かづら(廿六オ)うへの御かたちはなほたれかならび給はんとなむみ給ふ紫の上は比類なくうつくしきよしを玉かづらの御もと人に、右近がかたる所なり、「み給ふはみえ給ふとあるべくおもはる」やちまた波行下二段、たる、ふるの條考ふべし

附　源氏末通女　女御をけしうはあらずなにごとも人におとりてはおひ出ずかしと思ひ給ひしかど思はぬ人におされぬる云々内大臣ノ詞也、母君ニ御娘ノ女御ノコトチノタマフ處也、おもひ給へしトナルベキ處ナリ

○明經公

吉田篁墩ノ近聞寓筆巻四ニ論語舊本、有永正年有清原明經宣賢公父子跋者、是舊人用明經公本影寫古跋、非公眞蹟トアリ下文ニ、明經公ト云フコト、兩處アリ　或人コノ明經ハ宣賢ノ父ノ名ニヤト問フニオノレ答テ篁墩ノ此本ヲ弆藏シテアリタルヨシハ太田錦城ノ九經談巻五論語ニモアリテ傳云環翠先生清原宣賢所手挍トアリ孝未目擊セザレバシカト云フベキコトニハアラネド父子トイフハ宣賢ト宣賢ノ子ノ良雄也尊界分脈清原氏、知譜拙記船橋、　良雄ノ元名ハ業賢トイヘリサテ明經ト云フハ四道ノ一ニテ職原抄、大學寮ニ明經者、昔愛成爲寛平侍讀、聽昇殿、其後清中兩流、立其家以來、云々トアルコレナリ紀傳、明經、明法、算道ノ四道也　清ハ清原氏ナリ中ハ中臣氏也明經ニ公ノ字ヲ添ヘ云フベキコトニアラズ篁墩ハ好古ノ學者ナル聞エアルニイカデカバカリノ稱謂ヲアヤマラレケント書付ケテヤリタル案也

○丸部

丸部ハ和邇部也丸ノ字ハワニノ假字ナリ丸邇坂ト古事記ニアレバ丸ノ字ヲワノ假字ニノミモ用フルナリ時ニトリテイヅレトモ假借スベキナリソモ〳〵丸ハ桓ト同音ニテ十六攝ノ山攝ノ文字ナレバ。ニノ韻也サレバ和邇ト書クベキニ丸トノミカキテキコユル也ハネカナノコト、別ニ委クカケルモノアリ巻一第三條撥假字ノ處考フベシ、漢書酷吏尹賞傳ノ如淳ノ注ニ陳宋之俗言桓聲如和トアルコレ桓音丸同ニワノ音アルヨリノコト也和名抄澡浴具ニ。波邇佐布ヲ半挿ト呼ト云ヒ半ノ字ハ山攝ノ文字ニテニノ假字ナレバナリ本居氏古事記、傳廿一(卅三)廿二(四十六)廿三(七十六)ナド丸部ト和邇部ト同ジコトトハイハレタレド撥假字ニ二種ノ分別アリテナ行マ行判然タルヿヲシルシオカザレバ今コヽニ其一端

以上の歌どもにておほよそにその差別をしるべし縣居翁の萬葉考卷二別記に此詞どもの語釋あり但その語釋よしやあしやおのれいまだいひきりがたくなん翁の集の二の卷山といふ題にて「下野や神のしづめしふたら山ふたゝびとだに(俗ニマデ)御世はうごかじ」とあり、孝云此歌などはサへと通ふなるべし(俗ニイハヾ、此天地一度ハウゴキタレド、神祖コレヲ静謐ニシタマヘバ、モハヤ二度マデハ動カジ、中世一度ウゴキタルノミナリト云フコト也、コノダニキコエニクキヤウニ、一ワタリハオモハル、故ニ、コノ諺解ヲシルス也) 中島氏八衢補遺卷下〔八ウ、廿七ウ〕に此三ツの差別をくはしく辨じたれどいとくだくだし

○天台座主

座主御歷世

第一慈眼大師諱天海(慶長十八年住職、元和二任僧正寛永廿年十月二日入寂、慶安元四月十一日諡慈眼大師)

第二久遠壽院准三宮諱公海(前大僧正毘沙門堂門跡也花山院左大臣定熙嫡孫、左少将忠長子、家之猶子寛永廿受職、承應三辭職)

第三本照院一品宮守澄親王(初稱尊敬親王、後水尾院皇子、東福門院御養子、承應三受職、延寶八入寂)

第四解脫院一品宮天眞親王(後西院皇子延寶八受職、元祿三入寂)

第五大明院一品准后宮公辨親王(後西院皇子、元祿三受職、正德五辭職)

第六崇保院一品准后宮公寛親王(東山院皇子、正德五受職元文三入寂)

第七隨宜樂院一品准三后宮公遵親王(中御門院皇子、元文三受職、寶曆二辭職)

第八最上乘院一品宮公啓親王(櫻町院皇子、實閑院宮太宰帥典仁親王御連枝寶曆二受職、明和九入寂、)

第九再任隨宜樂院一品准三后宮公遵親王(安永元再任同九年辭職)

第十安樂心院一品宮公延親王(桃園院皇子實閑院宮太宰帥典仁親王第四子、安永九受職、寛政三辭職)

第十一歡喜心院一品宮公澄親王(後桃園院皇子、實伏見宮兵部卿邦頼親王第二子、寛政三受職文化六辭職)

第十二當御門主公猷親王(今上皇子實有栖川職仁親王之子、文化六受職)

右植田氏の日光山志卷一に臚列するを此に抄出し天台座主記(群書類從五十七補任部十四ニアリ)の續編とする也又公猷親王より今日までのを補入すべしそもそも御當家のはじめより叡山に座主なくして日光の御門主にて兼給ふときく

○給ひといふまじきやうにおもはるゝ所に給ひといへる(附、みづからの上に給ふと云へる)

源氏夕顏(湖月十四〔四十四オ〕)かうながかるまじきにてはなどさしも心にしみて哀とおぼえ給ひけむ」本居氏云これはみづからのことなれば給ひといふ言、いかゞなるごとくきこゆれども然らずすべておぼえはおもはれと云

すらとだにと通ふ例也と本居氏いへり　玉霰（十三ウ）だにさへすら

孝云、ダニトスラト本居氏ノイヘルヤウニ通フコトトミエテ金槐集雜「物いはぬよものけだものすらだにもあはれなる哉親の子をおもふ」すらだに連言したるをも思ふべし

○ナリトモ（願ノ意又ハ願ノ意ナキモアリ）

だに俗言ノサヘ、デモ、直爾（タヾニ）ノ略（縣居）

コレハナグストモセメテコレナリトモト云フヤウノ意（本居）

サヘト通フコトアリ　萬葉十二略解上（三ウ）夢谷（舊注、或本夢左倍トアリ）金葉冬、おとにだに、千載におとにさへトアリ

スラト通フコトアリ

○マデ萬葉十二、君ニ副而明日兼欲得ト

さへアルハ兼テサヘニアテタリ其上（縣居）

此事ノアル上ニ又コノコトモソヒクハヽルヤウノ意也（本居）　榮花根合（活本五オ）人のおもふらん事をさへそへておぼしまどはせ給、（サヘソヘトカサナンリ、注脚トナルベシ、狹衣三下、三ウ　今さへはなでふ人はたゞばとつれさせ給ふトアルハ一品宮ノ北方ニシタマフ上ニイカナル又ハダチス求メ給フト狹衣ニ宣旨〔萬葉二、明日谷（一云左倍）縣居翁ハチ云フナリ、ハダハ膚也）〔左倍ニテハキコエズトイハレタリ契沖ハサヘノ意チダニト云ハ誤也トイヘレバ縣居翁ト同意ナルベシ、サヘダニニ相通ノ證多クアリ、萬葉十、能登河之水底并爾光及爾三笠之山者咲來鴨、コノ歌サヘトマデトモニアリ同意トオモハル」

本居氏ノ玉霰ニ、コノ三ツノ差別アルコトチイヘリ、サレド、三ツイヅレニテモ、ヨロシキガアルベキ也、互ニ通フ方ヨリハシカオモハル

古今集「春やとき花やおそきときゝわかむ鶯だにも」〔願ノ意〕「櫻花春くはゝれる年だにも人のこゝろにあかれやはせぬ」〔願ノ意〕「みやまには松の雪だにきえなくに都は野べのわかなつみけり、「ちりぬとも香をだにのこせ梅の花戀しき時のおもひ出にせむ、「春霞なにかくすらん櫻花ちるまをだにもみるべき物を〔願ノ意〕「梓弓おして春雨けふふりぬ明日さへふらばわかなつみてん、「咲そめしやどしかはれば菊のはな色さへにこそうつろひにけり、「白雪のふりてつもれる山里は住人さへやおもひきゆらん、「夕さればいとゞひがたきわか袖に秋の露さへおきそはりつゝ、「淺みこそ袖はひつらめなみだ川身さへながるときかばたのまん、曾丹集〔不盡谷氏引〕「とけくすらぬるほどもなき五月雨をねざめかちにて明すころ哉、御堂關白集〔同〕「たきの音をいかにきくらん都すら物あはれなるころにはあらずや、後拾〔同〕「君すらもまことの道に入ぬ也ひとりやながきやみにまどはん、榮花物語初花「我すらにおもひこそやれ春日野のゆきまをいかでたづのわくらん、萬葉集三「輕池之、納囘往轉、留鴨、尙爾玉藻乃於丹、獨宿名久二」略解云、納、汭之誤也、さへかろく用ひたるあり、萬葉「ますらをの小すゑふりたこしかりたかの野べさへきとくてるつくよかも、略解、さへは輕〔意すべし、のべもいづくもといふがごとし

しきこと也保元物語二（白河殿なせめおとす事）なんぢ兄にむかつて弓ひかむ事冥加なきにあらずや是等轉義にて冥々の中に神佛照覽し給ふをいふ也此外にも神代口決（貝原氏の諺草に引）寶基本紀（平田篤胤俗神道大意に引く）にもあれどあやしき書故にいはず谷川氏の和訓栞に梵綱經、倭姬世記などからにやまとに引證ありひらきみるべし

○明智光秀が事

老人雜話　信長明智に命じて秀吉西國討手の加勢に遣す此故に軍勢を御目に掛くるといふに事よせて丹波より上洛す（故に卓ゝ簞立して一本本ノマヽ）壬午六月二日也實は信長を弑せむ爲也出軍遲し大江坂を越えて田の水白くみゆ夫より田の中ともいはず眞直に早驅すと云、明智はじめ取みだす事ども有り五月愛宕に登りて連歌あり紹巴いたる明智遽て人に問ふていはく本能寺の堀は深きかと紹巴きゝて勿體なき事おぼし立やといへりとぞ」明智謀反のとき家老にはしらせ諸卒にはしらせず西國立と皆心得たり龜山より堅木原まで出て西國の方へおもむくとへば直に京の方へ武者を推す夫故人皆不審す桂川をわたりてはじめて觸をなす未明に信長のおはします本能寺に（今の茶屋が家ある所、西洞院通り三條貳丁くだる、）推よす信長御自殺あり（中略）本能寺に火をかけてより城介殿のおはします妙覺寺へ推よす（今の室町藥師町にあり）

孝いはく明智妄りに機密を洩さずして事成就したるは智のあまりある也一言にて紹巴にしらるゝは智のたらぬ也さはいふものゝ思ひ内にあれば外にみゆる所にしていかにおほはんとしても其意のもるゝは事の理なりされば不正の事は事跡にあらはすまではなくとも意にもおもふまじきものなり心のとはばといふ歌もあるぞかしなき名と陳しても具眼の者いかで見ぬかざらむ紹巴は連歌師なり猶その胸中をさとる、まして地位高き人にむかひては

○すら　だに　さへ　附、まで

此三ッの詞差別いかにと問ふものあり今例證を引出ておろ〳〵是をわかたむとす

◦すら◦　必別アリ、縣居古今ニ秋ハ猶ト云アリ、古本ニハ秋來バトアリ　デサヘ、サヘ、ヤハリ猶（本居ノ譯）スラハ語ノ下ナホハ語ノ上

トイ（久老云すらはそれながらといふ言の約言也（槻落葉）、○へり（萬葉十、略解下（廿八オ）旅尙（スラ）襟解物乎、同（四十ウ）奈

良山乃峯尙霧合、○孝云古クヨリスラ　ナホトヨミチ添タリ其意通亦可以知也）

ダニト通フコト多シと不盡谷氏いへり古今以後は

數は出來やしけむといへりうけがたき說ながら書きしるしおく

○穗日命

縣居翁祝詞考下（四十一オ）出雲國造神賀詞 穗日命はすさのをの命の御子也」考按、古事記上（本居氏ノ定本ニテハ廿二葉左）を攷ふるに天菩比命は天照御神の子なり本居氏古事記傳卷二に神代の譜第を誌るしたるも其趣也されど出雲國造神壽後釋に〔廿二ウ〕その父の穗日命祖父の須佐之男大神といへりこゝは縣居翁の說にふとよられたるもの神代の譜第をしるしたる所と矛盾のやうにおもはる一日此事を友人鶯園前田氏に質問したるその答に、是は古事記にも日本紀の本文にも此命の生坐る其物實（モノシロ）は天照大神の御物なれば御子とし給ふよしにて須佐之男命のなしませる御子なれども其始より天照大神の御子と定給へれば須佐之男命の御子とは申がたく後釋にも三熊大人の事を說きて父の穗日命祖父の須佐之男大神といへるはいかゞと覺候然らば天孫は須佐之男命の御孫にて今日の皇統は天照大神の御末にはあらずと申べしこれらの注かねてひが事と覺候（但此五柱の男神の物實なおすに天照大神は父如のく、須佐之男命は母の國くとも申べくや」）といひおこせたりさては前田氏も同意にこそ（五柱ハ古事記傳ノ系圖ニ出タリ）

○冥加

此語もと釋典より出て顯加といふ詞と相對する也本邦にては本義少く轉義多し三藏法數卷六に二加、（出華嚴經疏、）加卽加被、佛於華嚴會上、以三業神力、或冥或顯、加被法慧等諸菩薩、各々說法、故有此二加也、（三業者、身業口業、意業也）一顯加、顯加者、謂佛以平等大慈、常鑑衆生、若有宿世善根成熟者、卽以神力加被菩薩、爲其說法、如身業摩頂以增其威、口業勸說以益其辯、顯然可見、故曰顯加、（身業摩頂者、本以手摩、手屬於身故也、）二冥加、冥加者、謂佛以意業神力、加被菩薩、增其智慧、於大衆中爲人演說、令無所畏、隱密難見、故曰冥加、とみえたり（こゝに華嚴經疏と云ふは、八十華嚴の末疏にて、唐澄觀疏をいふ、その二十六卷に顯加冥加のことのあるを、今敷衍してかけるゆゑに、出處に華嚴疏と揭示したる也、三藏法數は、明の沙門一如の著述也）冥加の字はいくらもあるべけれど一ッ二ッいはん唐善導の法事讚に智惠冥加、道芽增長、（これは佛の智惠を衆生に加被冥加して、佛乘の萌芽增長するなり）觀經玄義分に無礙神道力、冥加願攝受、（これは佛の神通無礙力を加被して我等を攝受したまへと也）また聖力冥加現益といひ觀經序分義には自非聖力冥加、彼國何由得覩、ともみえたりいづれも本義なり本邦にて古今著聞集四（文學）文道をおもんじ冥加を恐給ひてかゝせさせ給ひけるやさ

點竄して淨書したらんには搜索の一助にならむと
もおもへばその反故をまづかりにこゝに書きあら
ためおくなり

難波江七の卷上終

難波江七の卷下

○四十二の物あらそひ

此書は本朝にては清少納言の枕草紙、もろこしにて
は李義山の雜纂などに似通ひたるものにしてひとり
の手に出たるもの也書中にある作者どもはその人實
にあるにはあらずされば拾遺集に題しらずとて入た
る歌などをもひろひ出てかける所ありいせものがた
りの彼歌を此事にとりなしたる趣にこそ四十二の數
はたま〳〵あらそへる數を跡よりかぞへていひしと
ならむとおもはるゝに書中に四十二の物あらそひ有
るべしとて云々といふはいかなる事にかさてはあら
ましに四十二の數さだまりて有りしごとくにきこゆ
る也物あらかひ四十二にて盡きぬべきことにもある
まじきを人々のさだめきかまほし本文にても有るに
やとまでかたぶかれぬ亡友日尾荊山のいふやう四十
二章經に爲道者、如牛負重行深泥中、疲極不敢左右顧
視といふことあり物をあらそはんにはおのが立てた
るおもむきをおしひたすらにたてゝいふべき事この
たとへのごとし今此四十二章經にちなみて四十二の

顯季（堀河百首作者）―顯輔（六男ナルヨシ著聞五（四十九ウ）○詞花集）―清輔（○奥義抄　袋艸子　今撰集　續詞花　清輔ノ意ニ詞花ヲ古今ニ比シ續詞花ヲ後撰ニ比シタルナリ）

顯輔―重家（千載新古今作者）―有家

顯輔―顯昭（○袖中抄　陳状）

●村上天皇―敦實親王―重信―道方（室經信卿母、有集入於群書類從二百七十一）（道或作通）

道方―經信（難後拾遺　伊勢物語　知顯抄）―俊頼（散木集）―俊惠法師（林葉）

●長明（後惠弟子　見後撰正義）

家經

●經衡（同時也袋艸子ニコノ人ノコトアリ）

●基俊（子孫不聞於世　堀河百首作者　悅目抄）

●知家（法名蓮性　六帖作者　九條三位　陳状寶治二年　新撰）

●後京極（良經　月清集　新古今序）

●西行（藤原秀郷（平將門ヲ追討ノ大將也）ノ末葉トゾ、俊成卿ヨリ先ニ寂ハ、サレバ花ノモトニテノ歌ヲ長秋詠藻ニ引キタリ　○山家集）

●四納言（十訓一（第廿））　齊信　公任　俊賢　行成

●梨壺五人（十訓一（第廿））　坂上望城　紀時文　源順　大中臣能宣　清原元輔（コレハ清少納言ノ父也）

●四天王（日本史二百廿二コノ四人ノ傳アリ）　頓阿（藤原春尋ノ事也）　兼好　淨辨　慶運

赤染衛門

清少納言（元輔子也關口道隆（御堂關白ノ兄也）ノ女定子（一條院ノ皇后）ニツカヘタリ）

和泉式部　齋院中將

以上四人紫式部日記ニ出

小式部内侍（○世繼（第二條）和泉式部存生中にうせたるよしあり）

小大君　出羽辨

小辨　馬内侍

高内侍　江侍從

新宰相　兵衛内侍

中將

以上十人一條院の御時の女房十訓抄一（第廿）に出たり

紫式部（榮花殿上花見（廿ウ）道長北方倫子乳母ノヤウニアレド他書無所見、日本史二百二十五烈女、中宮彰子（御堂關白道長公ノ子也）ニツカヘタリ）

伊勢大輔（紫式部ハ古參、大輔ハ新參ノヨシ世繼（第五十條）ニミエタリ）

爲經（寂超）―隆信―信實（新撰六帖作者　爲家ト同時也　○今物語）―少將内侍

信實―辨内侍

此一條は人の問に答へたるかたはしなり後日増補

古今集「おもひ出るときはの山のほとゝぎすからくれなゐのふり出てぞなく「さつきまつ花橘の香をかげはむかしの人の袖の香ぞする「木の間よりもり來る月の影みれば心づくしの秋は來にけり「我戀を人しるらめやしきたへのまくらのみこそしらばしるらめ「たきつ瀬の中にもよどはありてふをなどわが戀のふち瀬ともなき「戀せじとみたらし川にせしみそぎ神はうけずもなりにけるかな

孝云歌はつゞけがらによるもの也おなじ詞ありとてあながちにいみきらふべき事にあらず

よし（善）ト云詞（萬葉三」）こゝろ（心）ト云詞（六帖四雜の思」）おもふ（思）ト云詞（後撰戀一」）つき（月）ト云詞（續古今雜上、萬代集秋ニモ）○こ（來）ト云詞（萬葉四）これら歌ごとにひとつ詞五ッあり句ごとにおなじ詞をたゝみたるみな作者のことさらにしたるもの也

○日本紀竟宴歌の注

縣居翁祝詞考上十右首書に日本紀竟宴の歌の鎌倉中務親王の注に云々

孝云日本紀竟宴歌ノ契沖氏ノ跋ニハ親王眞跡トノミアルヲイカデカクハイハレケン一日コノコトヲ友人鶯園前田氏ニ質問シタレバ其答ニ　これは賢按のごとく圓珠菴主の跋にも親王の眞蹟本とは申しつれども彼左注を始めてかゝれ候よしには候はねば縣居翁の説はふとおもひ誤られて委しからぬ云々」トイヒオコセタリサテハ夏蔭モ同意ナリ

○歌人捷見

長家（關白道長六男）—忠家—俊忠（初名親家）—

俊成
初名顯廣（顯輔ノ弟子トナレルニヨリテナリ）
（尊卑分脈云爲顯賴卿子　改名顯廣後又復本流）
後名俊成（基俊ノ弟子トナルニヨリテナリ）
五條三位トモ
○千載集　六百番歌合判詞
古來風体抄　桐火桶　長秋
詠藻

—定家（號冷泉　稱京極）
○辭案抄　顯注密勘
（爲家ノ弟子慶融集録シタルヨシ羣書一覽ニアリ）拾遺愚草

—爲家
○後撰抄　室阿佛東見記下（廿一左）
詳ニシルス
○十六夜日記　阿佛口傳
夜鶴抄

—爲氏（號御子左　稱二條）
母宇津宮彌三郎賴綱女

—爲敎—爲兼（毘沙門堂）

—爲相（母阿佛）

リ其例ヲイハバ史記平準書ニ衣食仰ニ給縣官ニト云コノ仰ノ字恃也望也ナド訓ミテ一句ノ大意ハ軍人等オノ〳〵自ハ用度足ラザレバ公邊ヨリタスケラレタリト也コレニテ仰ヲスケトヨミテヨカラント思フ也抑名ノ文字ハ其出典ニヨリテ音ノカハルト云フハ曾參ハシントヨムベカラズ曹植ハシヨクトヨムベカラズ人々シルヤシラズヤ

附名乘字引ト云フモノ俗ニ三種アリ（折本井上氏刊、巾箱本高井蘭山刊、又巾箱本朽木氏刊、）コノ他ニモアリヤオノレシラズトニカク俗用ナレバ採用ニタラズ

○普光院殿の事

老人雜話　普光院殿北野參詣の時先を拂ひけるに或少年馬よりおりて目とゝきの前にてつくばひけり普光院殿見給ひて福阿彌といふ同朋を遣はして問はしむ問ふべき言葉なくて「逢みての後の心にくらぶればと云ふ歌の下の句は何と申とゝふ少年答へていはく「誰がまことより時雨そめけんと云上の句は何と申ぞと答へけり其よし申上ぐる普光院殿おもしろき者也とてめし出して寵愛はなはだし依て前より寵愛の小姓にこゝろ遠ざかりければその小姓うらみて立退ぎ嵯峨の邊にかくれ居けり方々たづねもとめけれどもしれず又或時公方嵯峨へ遊行有りしに伽羅の遠くかをるを聞給ひ此香外に有るべからず此邊に不審成者ありよくたづねみよとて人を遣はす或茅屋の内に彼少年机の上に香を燒き閑にして有りける公方直に至給ひて前々のあやまりをゆるしかへりつかへよといろ〳〵仰せけりとかくにおよはず頭を下げ泪落せり公方悅びて酒を盛りて盃をさす又かへさせ飮みて日比このめる謡一番所望ありければ、をばすての小謡をうたひしとぞ公方彌々感じて寵愛むかしに倍せり

孝いはく此二少年いうにやさしうはあれど丈夫の意なし普光院殿といふ將軍ははじめ出家され後に還俗したるほどの不見識なればかゝる頑童をこのみ給ふもうべなり赤松滿祐に弑せられたるも童を愛したるよりの事也女色のみならず男色またおそるべし森蘭丸井伊萬千代などは泥中の蓮、別日の論也續後拾（定家）「僞のなき世也けり神無月、拾遺戀二（敦忠）「むかしは物をおもはざりけり

○おなじ詞のある歌

新井氏の藩翰譜八の卷島津家の條、家久妻子をたづさへて關東にうつる是鎭西の大名妻子を關東にうつせし始にて將軍家の御感なゝめならず（上文によるに大坂落城の時ときこゆ）

孝云、さては諸大名の妻子江戸におくべしとの敎令はなかりし也各々上の御意を休めんとてこの意よりたれも／＼嶋津家にならへるもの也、しからむには德川家の御德ます／＼高しとおもへりしが又思ふにはこれは西國かたの大名よりして妻子をうつしたるを御感あるのみにて其他の諸侯ははやく此事のありたるならむそはいかにといふに植田氏の日光山志卷五に諸大名の證人いまだ台命無之已前慶長十年に高虎の母堂松壽院を證人として江戸へ差越さる神君並新將軍家の御感に預る云々高虎申上けるは諸大名の證人を出させ江戸へ被差出可然旨申達せる故同十四年より諸家證人可差出旨命ぜらるとみえ又上文に慶長五年の春嫡子內匠を武州江戸へ證人に差下しけり神君御感不レ斜下總國の內にて三千石加恩せらるとのせたり

○仰ノ字ヲスケトモヨマシト思フ事

仰ノ字人名ニテハイカニ讀ムゾト問フモノアリ孝按ズルニ人名ハシカ（如此）ヨムト必サダマリ有ルモノニアラズ名ノヨリ出ル處ノ本文ニスガリテ其讀ハサダムベキコト也サレド中世ヨリ人名ニテハ此文字ヲシカ訓ミ彼文字ヲコノ訓ムトヤウニ定リテ文字ノ出處ノ本義叶フト叶ハザルトハ問ハヌ也サレバ洞院太政大臣ノ拾芥抄ニ人名錄トテ人名ノ訓ヲ載セラレ林宗二ノ節用集ニ名乘字トテ人名ニ多クアル字ドモヲ集メテ其訓ヲ載セタリコノ兩書ニ仰字ナシオノレ公卿補任ヲ考フルニ上代ヨリ慶長元和ノ頃マデ參議以上ノ人ニ仰ノ字ナシ尊卑分脉全部ニ涉リテアルコトナシ印ノ字ハ仰ト通フ字ニテアルヲ印ノ字ヲマレ／＼名ニシタルハアレド皆法師ニテ音ニヨムナリ仰ノ字名ニ付ケラレシ人ノナキモアヤニクノコトニテ今ヨリコノ訓シルベキタヨリダニナシナドカキ付クル折節余ガ二郎友傍ニアレバ試ニ仰ノ字ハ人名ニハイカニヨマントスルゾト問ヘバスケトヨマント云フ其證ハト云ニ答ヘテ梅氏字彙ニ資也トアリトイヘリゲニ友ガイヘルヤウニスケトヨムベシ仰ハ恃（タスケ）也ト古人訓ミテタノム意ナリ彼ヲタノミテ己ノ資トスル意ナレバナ

○のとにとちかし又をにもちかし

古今哀傷「時しもあれ秋やは人のわかるべきあるをみるだにこひしきものを、同離別　志賀の山越にて石井のもとにて物いひける人のわかれけるをりによめる「むすぶ手のしづくににごる山の井のありても人にわかれぬるかな

孝云歌にはにとあり詞書にはのとあり

六帖かなしび「時しもあれ秋やは人にわかるべきさるは夜寒になれるころしも

孝云時としてはのとにと相通ふ事これにてさとるべし北邊隨筆にその人のをしげもみえずわかれいにしこゝろをのとは云ふなりとあるはうけがたし

扨をにちかしといふは下にのせたるをみよ

古今戀四「かれはてん後をばしらで夏草のふかくも人のおもほゆるかな、六帖「かれはてん後をばしらで夏草のふかくも人をたのみつるかな

孝云歌のみにはかぎらず文にもあるべし千載集離別にみえたる詞書に宇佐のつかひの餞しけるところにてとも又人に餞し侍ける曉ともいへり是れのにてもにてもをにても聞ゆべし、古今春下の詞書に志賀の山越に女のおほくあへりけるにと有るも女におほくあへるなり但し本居氏遠鏡に女ノオホゼイ來ルニユキアフタトキニと譯ありおほくの下に詞をふくみたるにて女のノのは常ののともすべしこまかき考へなればのとにとその意全くおなじといふにはあらでのはのにはにに語勢かはれるもたまく同意に落つるにも有るべしされば跡につきていはんには通ずる也ともちかしともいはるゝ也けり藤井高尙のさきくさ廿四才 今の世の心にはあやしくおもふてにをはといふ所併せみるべし

○阿古屋の松

「みちのくのあこやの松に木隱て(高に盛)出べき月の(の盛)出もやらぬか(ナシ盛古)、(なぬ古)といふ古歌を實方中將のおもひいでて陸奧にてその所たづねられたる事平家物語二阿古屋松 源平盛衰記七日本國廣狹 古事談二などにみえたり 堀河院百首藤原顯仲松の題にて「おぼつかないざいにしへの事とはむあこやの松にものがたりして、とよめりあこやの松の事おのれいまだその濫觴をしらず博識にたづぬべし

○諸大名の妻子を江戸におく

○名目

むかし東山左大臣實煕公名目抄一卷をかゝれたり名目是にてつくせりとにはあらず思いでられたる限にこそ、すべてよみくせなどといふものは其意には害なけれどしらずよみにいはんはいかにも手つゝにて人わらへになること常に多きぞかしいかでひろくかうがへてとおもへど田舍にすむ身にてははか〴〵しくしるべきたよりだになしたゝ物にみえたるを目にかゝりたらむときはかならず書きあつめたくおもふなり

年山紀聞三條　並引親長卿日記

天子追號ノ後ノ字音讀但後深草院訓讀音讀にすれば御不孝の讀にきゝなさるゝ故なり」

大臣稱號ノ後ノ字訓讀但後京極　音讀にすれば言(イヒ)好(ヨキ)故なり

梅雨(サミダレ)親長卿ノ記長享二年十月二日和歌披講のとき爲富卿は音にて讀むべしといはるゝを親長卿これを笑ひてサミダレと可讀

附　名目抄補遺と云ふもの寫本にてあり正親町公明卿のかゝれたるものなりと京都の人山科鬪書いへりいさゝかばかりの物とぞ

○五月可畏

正慶二年五月廿二日鎌倉北條滅亡」　五月八日兩六波羅」　永祿八年五月十九日足利將軍義輝三好松永弑」　天正元年五月義昭滅亡」　天正十年六月二日光秀弑ニ信長ヲ日向守ノ句、「時ハ今天ガ下知ル五月哉、五月廿八日ノコトナリ、六月二日モ五月ノ節内ナラン〔孝云皇和通曆ニテ考フルニ、天正十一年正月閏アリサテハ十年ノ五六月ノ比ハ、月進ミ節退ク「疑ナシ」〕元和元年五月八日豐臣秀頼」　五月廿六日賴政生害」　五月廿五日正成生害」　五月廿六日應仁兵亂」　天明七年五月廿一日打コハシ

右太田錦城ノ梧窓漫筆上ニアリ

孝云五月ヲワロシト云フハ西土ノ書ニモアリモトヨリ俗説ニシテ大人君子齒牙ニカクベカラヌコト言フモ更ナリ錦城晩年陰陽五行ノ説ヲ信ジ或浮屠ニ佞シタル頃ニカキタル隨筆ナレバコノコトヲ載セタルナリサレド錦城博覽強記ニテカク多ク書キナラベタルオドロクニ堪ヘタリソモ〳〵桀紂ノ亡ビタル日ハ湯武ノ興ル日ナリ君子事ヲセンニハ惟其善惡邪正ヲ辨別シテ機會ニオクルヽコトナカレ時ハウシナヒヤスク再ハ得ガタシ神祖ノ西フサガリ敬服ナリ

介として銀を黒田如水に借る如水卽銀百枚を貸す備中歸朝して新右衞門と同道して如水へ行て禮を云ふ銀百枚の外に拾枚を持參す（利足ノ意也）如水對顏して暫有りて人を呼てさきに人のくれたる鯛を三枚におろしその骨を吸物にして酒を出せといふ兩人心に不足す酒終て三好銀を取出し禮をいふ如水が云、はじめより貸心なし合力の意なりとて再三しひてもとらず二人甚感じて歸りけるとぞ

孝いはく今時のまじはり是に相反すをしむまじきをしみはづかしからぬことを耻とおもふみな見識の顚倒したるなり亡友遲塚九二八のいへるに古人と今人と榮辱を異にすといへりげにしかぞおもはるゝ誰も榮とおもふこともあるべく辱とおもふことも有るべけれどそのすぢを取違へて意得居るもの有るべし賢愚にて榮辱のかはるとはたとへば小兒のいと大事とおもふ事も年とりたるものよりみればなにともなき事のごとし猶いはゞ紫の上の難波津をすらはかゞ〳〵しくかゝせ給はぬほどにおばのけふあすともしれぬあつしさになり給ふをばさまでおぼさですゝめにがしたるを大事とおぼしたることありて賢人愚者とのけぢめにたとへつべし

○蒲生氏鄕が事

老人雜話　氏鄕の近習の者氏鄕に問ていはく太閤以後關白殿に馬をつながむやと氏鄕答へて彼愚人にしたがふ者誰か有らむといふ又問は天下の主たらむ人は誰といふ答へて云加賀又左衞門なりと云（大納言殿の事なり）又問て云又左衞門是を得ずばいかゞと、答へて云又左衞門得ずばわれ得べし東照宮の事をとへば云く是は天下を得べき人にあらず人に知行過分にあたふる器量なし又左衞門は人に加增分に過ぎてあたふるものなり

孝いはく氏鄕の豪傑大度此詞にてもしるべしさて神祖は百尺竿頭一歩を進むるの御手談（本ノマヽ）にて跡より崩るゝ事はなけれど急速にその功驗みえがたし七十餘年にて結局し給ふ凡人のおよぶ所にあらず氏鄕といふとも御度量をうかゞふ事を得ずして加賀大納言を天下の主にならむとおもへりおのれより識のたかきをばうかゞひしる事はなりがたし仲尼よりも子貢を賢者とおもひしもうべなりける事なりかし

ニモナサルベキヲコレマデ相應ニ召ツカハレタルモノナレバ叡慮イカニトオボシ召シテカロクセサセ給フ、サテ堂上ニ限リ叡聞ニ達シ御處置コレアリテハ體段ヲ失スル也イカニト云フニ五位以上位記口宣ヲ賜ハル上ハミナ王臣ナリサレバ公武隔べキ理ナシ昔ハ參議以上ニテモ誅伐放流ノ時一々叡聞ヲ經ラレタルニハコレナシ況兩卿罪科不輕トハイヘドモ重科ヲ宥メラル、上ハ斷然ノ公裁アリコレ關東ノ御職掌ヲ重ゼラル、ヨリノコトナリコノ兩卿歸京ノ上、日數相立、御免即日萬里小路前大納言正親町大納言中山大納言、右三卿者、傳奏議奏御役御免被仰付、若京都ニテ出來ガタクハ叡聞ヲ經ズシテ御仕置可被仰付トノコトナリ、コノトキノ老中筆頭ハ白川ノ少將ナリ

上件ノコト共ハ寺社奉行ノ方ニテ其一件ヲシルシタルモノアリ京都ト江戸トノ書簡ノ往復多クアリ又尊號宣下勘文ナドモカキノセテアリタルモノヨリ大概ヲシルス太宰帥宮尊號宣下可否評議ト題シ二冊アリ

宋英宗は濮安懿王の子にして大統をつぎたる時父の濮の安懿王を崇奉せんとするに司馬溫公の是を拒みたる事有りちかくは薛應旂の宋元通鑑二十九巻三十巻治平二年三年のあたりにくはしくみえたり和漢同日の論にこそ東都事略世家濮王の條又列傳司馬光の條にみえたり（傳家集卅五、卅六、卅七ニ濮安懿王典禮狀、又言濮王典禮劄子ナド、コレカレ載セタリ歐陽修モ論議ノ劄子アリ六一居士外集ニアリ近クハ沈德潛八大家文讀本巻十ニ載ス）又漢宣帝は戾太子の孫にて戾太子の弟昭帝の嗣となりて後元康元年に父史皇孫を追尊したることあり史皇孫は戾太子の子なり歴史綱鑑補巻八元康元年に范鎭また程子抔の說をのせたりひらき考ふべし（後日此兩氏の原書より其說をこゝに書きのすべし、今はいとまなくて、綱鑑補を引きおく也）

尊號一件は寛政五年の春の事なり寛政六年七月は閑院宮薨ぜらる御年六十二と親王譜にしるしたればたとへ帝のおぼしのまゝにならむも一とせばかりの御さかえなり堅牢ならぬよの中誠にはかなき物にこそ

○黑田如水が事

老人雜話　高麗陣の時太閤日根野備中を高麗へ使に遣す備中甚貧にして支度なりがたく三好新右衛門を

光格天皇ノ御代ノ初ノ頃御實父閑院宮ニ尊號ヲ奉ラントセラルヽヲ關東ニテコレヲ差留ラル寬政四年所司代取次ニテ老中ヘ再三ノ往復アリ京都ヨリノ趣ハ先蹤モアレバ尊號宣下アラマホシク然ラザル時ハ御實父ヘノ孝道盡シカネ其上先蹤ヲ廢棄スルコトモ容易ナラヌコト也但御時節柄ノコトナレバ新院御殿ハ新造ニ不及タヾ閑院宮少々御建添ノミ御領モ御例ハ七千石ナレド此度ハ四五千石モ進ゼラルベシ思召立タセ給ヒシ時ヨリハ年月モ推移リタレバ閑院宮御高年ニモアラセラルレバ此節ハ猶豫ナクオホシメサルレバ關東ヨリ早々御返答アラマホシトノコトナリ此方ヨリノ御答ハ先蹤一々遵行スベシト云フコトハアルマジキコトニテ是非ノ取捨アルベキコトナリ其位ヲ踐マズシテ其名アランコトハシカルベカラザルコトナレバ御無用ニアソバサルベシ但シ外ニ何ゾ御孝心相立候御儀アルベシトナリコレニヨリ宣下ノコト停止セラレタルニヨリ御會釋トシテ高家御使ニテ御進獻アリ

行成卿朗詠集

猩々緋二十間　禁裏へ

眞御太刀

爲家卿古今集

猩々緋十間　仙洞へ〔孝云、仙洞ハ、後櫻町ヲサス〕

寬政五年丑ノ春議奏中山前大納言傳奏正親町前大納言御呼下シニテ一件御尋ネアリ二月十六日登城御白書院上段ニテ公方樣御陰聞ニテ老中ヨリ尋ネラル若年寄三奉行等侍座二月廿二日御老中松平和泉守殿ノ宅ニテ再應御尋ネアリ三月七日老中戸田釆女正殿ノ宅ニテ兩卿御咎アリ此日老中衆自身刀ヲ持テ出座

中山前大納言

尊號御內意一件、取計不行屆、幷今度下向之上、御尋共有之候處、不束之御答、幷輕卒成取計、其外失體段候儀共、不埒ニ思召候、依之閉門被仰付之

正親町前大納言

尊號御內意一件、取計不行屆、幷此度下向之上、御尋共有之候處、失體段候儀不束之取計御役柄別而不行屆之儀ニ思召候、依之逼塞被仰付之、

所司代ヘコノ事仰セツカハサル、ニハ重キ御仕置

の花のいろみえまがふと云ふ歌あり又神まつる家とはし書して「百とせのうつきをいのるこゝろをば神ながらみなしりませるらん、是打まかせて神まつりといふは四月なる證也何の故に四月物するかそのよしはしらねど六帖神まつり素性の歌とて神まつる卯月にさける卯の花とみえ千五百番歌合夏に讃岐が神まつる卯月の花もといへるなどを思へば四月は神まつるべき月にこそ、さるによりて卯月のいみ卯月のみしめなど云ふ詞金葉春、續後撰夏、六百番賀茂祭、新勅戀一、新撰六帖神まつりおほくみゆるなりそも〳〵四月公にてまつらるゝ神々はかならず此月に定めらるゝゆゑよし、其かみはたしかにしられたる事はいふもさらなりわたくしの家々にては四月とかならずさだめずしてもよかるべきをこはおほやけの御まつりにおのづから傚ひしの事か又わたくしのも四月まつるべき御さだめにても有りしにやおぼつかなし夫木集神まつりに六帖題社まつり權僧正公朝とて歌あり社は神の字の誤か夫木の別本考ふべし」さて上のくだりにいふ公のまつりならで私の家々にてまつるは女神にて大宮賣命をさすならむと前田夏繁いへり夏繁又いはく此神は古語拾遺天の岩門のくだり又大殿祭祝詞にみえて此女神大宮のうちにいまして皇御孫命を守り御殿のうちに事あらせじと守り給ふよしなりされば下が下までも家あらむほどの人はまつりつかへつべき神なり此神公にては二月まつらる神祇令義解に庶人宅神祭と有るは此神の事なるべし拾芥抄に宮咩祭文あり後のものなれどひらきみるべしといへり此說おもしろし夏繁は夏蔭の子なり年わかけれど家の風を吹つたふべきものなり」夏繁が說によりて考ふれば花山院よをのがれ給ふ時宮の中のこりなくたづねさわぐを中納言義懷は守宮神かしこ所の御まへにてふしまろびなき給ふよし榮花物語花山の卷にみえたる守宮神はやがて此大宮賣命にこそ伊勢貞丈は守宮神といふは神別になし、かしこ所の事なりと武藏鐙いへるは大宮賣命をしらぬよりのおしあてなり

○閑院宮尊號宣下

東山
- 中御門
  - 櫻町天皇
    - 二 桃園
      - 四 後桃園 安永八年崩
    - 三 後櫻町 女帝 文化十年崩
- 直仁親王 閑院宮
  - 典仁親王 閑院宮
    - 五 光格

月、加正五位上、承和元年、授從四位下、十一年爲越前守、赴任之後、取暇入京、隱居不出、所司奏聞官當解任、免從四位下之階、十三年授正五位下、同七（貞觀五年）官當解任削爵一階云々共座此事解官削爵」孝云、官當解任乃解官也」同四十八（仁和元年）從七位下大石忌寸福麻呂云々、是徒三年也、所犯在降前、又減一等、徒二年半、以從七位下當徒一年、又以正八位上當徒一年、餘半年徒、官當不盡其官、留官可收贖銅十斤、仍須一年之後、降先位一等、敍正八位上、孝云」上恐下、

○神まつり

或人の家にて四月の文題に神まつりといふを出したるにそのさす所の神はいづれの神にかと問ふものあり今考ふるに四月にまつるべき神々いと多し江家次第公事根源などをみてしるべきなり六帖に卯月の下五月の上に神まつりをのせたり四月の題なるべき證也四月の題ならむにはかいなでの人々は賀茂にのみ心をよすべきか、さるは榮花物語玉のかざり（萬壽四年四月の條季吟本一）の卷にかゝるぼとにまつりなどすぎて枕册子（季吟本一（五ウ））とあるにまつりの比はいみじうをかし（一本には四月まつりの比とあり）みなうけばりてまつりとのみいふ又同書（季吟本十一（十三オ））神はと云ふ處に松の尾八幡云々賀茂は更なりとみえ（季吟の抄に、廿二社本緣を引て、いはく、後一條院行幸の時山城國を寄進し給ふによりて、當國の惣社にてましますなり」とあり、本緣、は群書類從にも入れたり）六百番歌合にも神祭といふひろき題はなく賀茂祭と云ふ題のみなれば也されど六帖にはたしかに賀茂とおもはるゝ歌もなく新撰にはみむろの神といふ歌もみえ年中行事歌合には四月に賀茂祭と三枝祭とつがへたり是賀茂にかぎらぬ證なり夫木集には神祭と賀茂祭と二題のせたりおなじ神まつりにても賀茂は更にもてはやすによりことにわかちて出したるものなれど、これしかしながら賀茂に限らぬ一つの證にこそ、かゝればひろく四月に祭るべき神々はいづれにても風情のより來たらむまゝに取出てしかるべきなり但し順集に四月神まつる所といふはし書をみれば公事のみならで私のも有るなりけり忠見集には四月家の神まつると云ふはし書あり貫之集にいやしき人の神まつれると云ふはし書あり（四月とはなけれど、四月なり、されば先師清水先生の假字百題を撰ばれしに、四月の條に、此題をのせられたり）拾遺集には神まつるやどの卯の花と云ふ歌、貫之とてあり（家集にはなし）是等公事にあらぬ證なり貫之集に神まつるとのみはし書して卯

たゞいきにかみのゐたりけるまへにいきて源氏東屋(八ゥ)
たゞまどひにまどひ給空穗あてみや(七ォ)
たゞあきにあきぬ空穗藏開上(六ォ)降　ふりにふり榮花音樂(一ゥ)七賓にふりにふり
せ(き)くとせくとも萬葉四、愛常吾念情速河之雖塞塞友猶哉將崩セクトセクトモ古訓セキトセクトモ千蔭
ありとあり源氏わかな下(四十一ォ)　みるともみるとも源氏東屋(廿四ゥ)
ひそみにひそむ源氏東屋(五十五ゥ)　とひにとひて空穗としかげ(三ォ)
いそがしにいそがして空穗としかげ(六十四ォ)
はひにはひきて空穗藏開上(二ォ)　なきになき給空穗國讓上(卅三ゥ)
舟をひきつゝのぼれども川の水なければゐざりにのみぞゐざる土佐日記二月九日
もはら風やまでいやふきにいやたちにかぜなみの土佐日記二月五日

○官當　免官　見當　見當免　見免　免所居官　降至　降所不至

獄令ノ義解ニ正七位上ノ者ニ就テ例ヲ出ス疑ハシキ處モアレド其大概ヲ知ルベシアラヘ出シタル名目ハ獄令ト義解トニアル限ナリ

官當　正七位上ノ者罪アリ徒一年半ニアタルコノ時正七位上ノ一等ヲ代リニ出シ正七位下ニ減削シ降リテ身分ヲサゲ罪科ヲサシヒキニシテスマス但一年スギテ正七位下ニナル先ニハ正七位上ナリシヲ一等ヲ降タレバナリ塙本ニ上トアルハ誤也

免官　正七位上ノ者罪アリテ其位ヲ免ズルナリ官モ位モ同ジ

見當　正七位上ヲサス見ハ現ト同ジ、現在ニ其官位ニ當リテアレバ見當ト云フ

見當免　現在ノ官位ヲ免ズルナリ免官ト云フトハ聊カハリアリ一ハ三年ノ後一ハ一年ノ後ニハ復位ニ就クモノヲ云フ、サシアタリテ姑ク其官ヲ免ズルノ意ナルベシ免官ハサシアタリタル處ノミニアラズ

見免　見當免ニオナジ

免所居官　所居官ハ見當ノコトナリコノ名目ハ官當ノ者ニモ免官ノ者ニモ通ジ云フベキナリ

降至　正七位上ナルモノ罪アリテ官ヲ免シ三年ノ後二等ヲ減ジ從七位上トナルコノ從七位上ノ處ヲ降至ト云フ降リテコヽニ至ルノ名ナリ官當ノモノニハ降至ハナキ也官當ハ一等ヲ減ジサシヒキニスルナリ

降所不至　二等サガリテモコヽマデハサガラザル處ノ位ヲ云フ

附　三代實錄五貞觀三年清原眞人岑成卒、天長十年十一

かへす〳〵 古今雑上「白雪の八重ふりしけるかへる山かへるがへるもトアル顯昭ハニ、カヘス〳〵モ打聽從此本
きく〳〵 源氏横笛(十二ウ)
さしにさして 宇治六(第五)大なるくちなは也けり、ながさ二丈ばかりもあるらんとみゆるが、さしにさしてはひくれば
こえにこえて 榮花楚王夢(十六オ)若宮は、やがてこゑにこゑて、
たどる〳〵 後撰戀四 同雑二
まとふ〳〵 六帖 山
みす〳〵 源氏葵(廿・オ)同浮舟(四十八オ)同手習(七ウ)落窪三(一オ)秋成本令視トカケリ此四處イヅレニモ目にみすみすトアリ
みる〳〵 源氏手習(十ウ)かつみるノヽあるものとも
めくる〳〵 源氏蓬生(十八ウ)
手をとる〳〵 源氏若菜下(四十四ウ)
ひき〳〵 難波江三の巻(第十五)ひきノ條ニ詳也
ひく〳〵 同上
なほ〳〵し 源氏夕霧(廿八オ)
なへく〳〵 蜻蛉三 やちまたニ引ク
せくとせくとも 萬葉四(素本(四十四ウ)速河之雖塞々友(セクトセクトモ)
せきとせくとも 同千蔭略解本 雖塞々友(セキトセクトモ)
かわきにかわく 榮花楚王夢(十八ウ)風打吹き道などもかわきにかわく
やせ〳〵 萬葉十六(素本、廿三ウ)
やす〳〵 同略解やせ〳〵ハ俗也、やす〳〵ト云フベシト千蔭イヘリ
きりにきりて 宇治一(第十八)むねをきりにきりてやませ給ひしかば」キリハ截也切也、胸ヲキリサクヤウニ痛ム也
ふきとふきぬる 古今戀五
すめばすみぬる 古今雑下

ちらちらす 拾遺集
ふつ〳〵と切て 落窪二下(廿八オ)
わらふ〳〵 遊糸中ノ一(一ウ)
さく〳〵 宇治一(第十八)しろくあたらしき桶に水を入れて、此釜ともにさく〳〵といる、同三(第五)ゆふれにさくとのけさまにふす、孝云、重語にはあらねど同語なるべし
たゞむつかりにむつからせ 榮花初花(十二オ)空穗藏開上(八オ、七オ)
たゞこぼれにこぼれさせ給へば 同(八オ)
たゞいできにいでくれば 源氏若菜下(八十二ウ) ナシ本居氏所見一本
たゞなきにのみぞなき給 源氏若菜下(八十三ウ)野分(卅二オ)たゞなきになき給(、行幸(十ウ)なきなほ野分同(、同柏木(廿一オ)なきにのみなきたまふ
たゞすくみにすくみ 遊糸上ノ五(三ウ)
たゞわらひにわらはせ給 榮花つぼみ花(十八ウ)
たゞにげにこそにげさりけれ 平家九(重衡虜)
たゞうちにうてば 榮花音樂(六オ)
たゞまさりにまさりて 發心集四(十八ウ)
たゞきえにきえいらせ給 榮花玉村菊(十オ)
たゞふけにふけもてゆく 榮花鶴の林(十四オ)
たゞいひにいひあかりて 落窪二下(廿九ウ)
たゞしゐ(ひ一本)れにしゐ(ひ一本)れて 榮花うら〳〵のわかれ(四十一オ)
たゞすぎにすぎもて 榮花鳥邊野(廿オ)
たゞわなゝきにわなゝき給 源氏野分(七オ)

むものにかたりもあはせばや英雄欺レ人といふことはたれいひそめけむ英雄は人を欺くものにあらずとわが友羽倉外記いへり太閤ほどのもの氏鄕を欺きて毒殺せずともありなんかし

道三配劑錄　會津宰相氏鄕（蒲生忠三郎也御年三十餘歲）朝鮮征伐之頃於肥前名護屋患下血、諸醫技既盡、而堺之宗叔治之而愈、予其時征朝鮮、歸而上洛、故に後之、翌年秋法眼正統語曰氏鄕ヘ養生藥進上スト時予曰名護屋ニテ所勞ノ後脉ヲ不見面色ヲ候フニ終ニ不調色黃黧ニシテ項頸傍ノ肉瘦消シテ目下微浮、若腹脹肢腫生ゼバ必大事ナルベシ藥進上ストモ分別アルベシト其後十一月ニ太閤秀吉公御成ヲ申予其供奉時ニ又顏色ヲ候フ腫彌甚其後脹腫增十二月朔太閤民部法印ノ亭ニ座シ給ヒテ藥院予二人ヲ召シテ氏鄕所勞如何ト問給フ二人曰終不能診脉藥ハ誰ガ與フト問給フ堺宗叔藥ト申左右ハ大納言家康中納言利家二人ニ仰テ諸醫ヲ召シテ脉ヲ見セヨト卽上池院竹田驢庵（本ノマ）盛方院祥壽院一鷗祐安某凡上九人氏鄕ノ床下ニ至家左右ニ在テ諸醫脉ヲ見テ退同月五日利家予ト一鷗トヲ召シテ氏鄕脉ノ樣體ヲ問フ予曰十ハ九ツ大事也今一ツカヽルハ年ノワカキト食ノアルトナリ猶食減氣力衰テハ十ハ廿モ大事ナルベシト利家殘之醫ニ一人ヅツ御尋アルニ或ハ十ニ五ツ大事或ハ十ニ七八大事ト申宗叔ヲ召シテ曰玄朔ハ十ニ廿モ大事ナルベシト殘ノ醫ハ或ハ十ニ五六七八ト云如何ト宗叔曰十ニ一ハ六ケ敷存ト申其後利家予ニ對シテ曰氏鄕所勞彌惡宗叔藥止ムベシ今日ヨリ療治セヨト予ガ曰宗叔十死ト見テ放タラバ五三日藥ヲ見可申不然ハ斟酌ト申宗叔ヲ召シテ其旨ヲ仰ラル宗叔倘十ニ一ハ如何ト申故ニ翌年文祿四年ノ正月ノ末止宗叔也次第ニ氣力衰食減ジテ一鷗藥與テ十餘日ニシテ果シテ卒

○疊詞

あるとある人（り師說所見一本）枕册子第三段　ありとあるは濱松一（廿五オ）

あなかまといふ／＼狹衣三上（卅八ウ）

いふ／＼ねいりて源氏總角（廿九オ）　いひ／＼て源氏葵（卅二ウ）

おもふ／＼源氏宿木（卅三オ）　おに／＼源氏夕霧（六十三オ）

おい／＼と泣給ふ落窪二下（廿八ウ）○假字未詳姑錄于此　うみ／＼て古事記吾者生生子而（アレハミコウミ／＼テ）本居氏ノ傳七（二ウ）

おくれじ／＼遊糸上ノ五（三ウ）

かはる／＼枕册子六十八段なほ世にめでたき物　源氏浮舟（六十ウ）かはり／＼

かる／＼しき源氏夕霧（廿二ウ）　かへる／＼源氏手習（四十二ウ）

十一番職人歌合第一番番匠　われ〳〵もけさは相國寺へ又めされ候暮てぞ歸り候はんずらむ　鍛冶　京極どのより太刀かたなを御あつらへ候大事に候」東北院職人歌合建保第二第三番鍛冶　番匠」鑄物師といふものは是も東北院職人歌合第四番　刀磨　鑄物師」とみえたり

附　今の刀劒は純鐵なり鏡などにはまぜかね有りとぞむかしなるにははがねなし古昔ハ剛ノ字ナリケン、後世ハ鋼ノ字ヲ造ルハネガト也すゞ錫あかがね銅などを形范にて鑄るなり、泉志十二に賓鐵と有是ハガネなり南蠻鐵といふものなりとか

○親王之班次在三公之下

魏鄭公諫錄卷二諫貴臣遇親王下馬 王珪奏、准令三品以上、遇親王於道、不下馬、今皆失於儀准、太宗怒、公諫曰、自古迄今、親王在京師者、班次三公、吏部尚書侍中中書令、並三品也、若此等爲王下馬、王又不可安、貞觀政要卷七禮樂篇亦載此事、とあり此頃源氏物語桐壺の卷をみるに源氏君元服の條に御子だちの御座の末に源氏つき給へりとあり今王室をいでて源氏となり給ふときははやく臣下の列なりいかて親王だちの座の末に居給ふべきその上に諫錄にてみれば親王といふとも大臣の下に着座すべくおもふなり紫式部女房なれば朝廷の式にはおのづからうとかるべく、さるにより、かゝるあやまりもあるにこそ

湖月抄に源氏元服のとき殿上にての盃酒に仰によりて源氏四位親王の次に着座のよし西宮抄にありとみえたりおのが藏本の西宮記卷九臨時一世源氏元服の條に此文みえず季吟の所見本考ふべし河海抄花鳥餘情などにも此文をのせず

○蒲生氏鄕毒殺の事

新井氏の藩翰譜上十二蒲生氏鄕の傳には石田三成の讒言により太閤ひそかに毒をあたへられたるよししるしたり氏鄕の辭世「かぎりあればふかねど花はちるものを心短き春の山風」といふ歌をものせたり道三が配劑錄下文にのすにてみれば太閤も氏鄕の所勞を心ぐるしうおぼしたる趣なり表にはしかみせ給ひてひそかに毒殺されしにか石田の讒言といふことたれしりて毒殺の事をかたりつたへたらむそも〳〵御當家にてはたれとはなしに石田をばあしざまにいひ思ふなればく不根の說を傳へたるともありぬべし、かゝるたぐひ後世よりはいつれをいづれと裁判すべきか心あら

神ニ正二位ヲ従五位下小比叡ノ神ニ従五位上ヲ下」同三十七（元慶四年）五月奉レ授下正二位勲一等大比叡神ニ正一位ヲ従五位上小比叡神ニ従四位上ヲ上」

前田氏云、古事記傳十二ニ大比叡神ノ神位尊ク小比叡神トハコヨナクマシマス小比叡ハ式外ニヤトイヘレドモ小日枝神ノ方ハ古事記ニ此神者坐近淡海國之日枝山、亦坐葛野（カドヌ）之松尾トイヒ神名式ニハ山城國葛野郡松尾神社坐二坐トアリ松尾ニ坐（マセ）ルスラ神名式ニアレバ近江ナルハ式内ナルコトシラレタリ式外ノ神ノ大社ニナルモ常ノコトニコソ

以上友人前田夏蔭の日吉山王辨より抄出したるなり此書は嘉永四年水戸前中納言どのゝ仰ごとを承りて書きたるものなり僅に一冊なれど考證該博なり

附 平家物語二（山門滅亡）山王ノ化導ハ受戒灌頂ノ為ナリ 盛衰記八（法皇三井灌頂〇平家物語と同じ文也」）平家物語三（法皇御遷幸）日吉山王七社」盛衰記十二（靜憲鳥羽殿参事）山王七社兩所三聖〇平家とおなじ物語也」十訓抄（可存忠直事）光明山といふ山寺に老尼ありけりいかなるにや日吉村なやまし給ひてさまぐ〵託宣ども聞えける時或僧來あひて尼の身にうちあはず心づきなくおぼえけるうへ奈良の方には山王いとあがめ奉らぬ習にて云々

〇刀劔むかしは鑄ものなりし事

刀劔いまは鍛冶の職なれど西土の古書に鑄劔とあれば本邦にてもむかしは鑄ものなりしもしるべからずされど今つたはる書どもには鑄物なるよしはなきなるべし西土の古書といふは荀子彊國篇、刑范正、（楊倞注、刑與形同、范法也刑范鑄劔規模之器也、）金錫美、工冶巧、火齊得、剖刑而莫邪已、（楊倞注、剖、開也、莫邪、古之良劔、）然而不剝脫、不砥厲、則不可以斷繩（楊倞注、剝脫、謂刮去其生澀）これなり周禮考工記、攻金之工、築、冶、鳧、㮚、段、桃、（賈疏築氏為削、冶氏為戈戟、鳧氏為鍾、㮚氏為量、段氏為鎛、桃氏為劔）とあれど段氏は本條亡佚し桃氏には鎔を用ふるよしみえずされば是はさしおくべし欽定四庫全書總目一百十六子部譜錄類、（存目）銅劔讃一卷、梁江淹撰、齊永明中、掘地得古銅劔、淹因詮次劔事、考古人鑄兵用銅、後世鑄兵用鐵原委、以為之讃、とみえたり爰に後世鑄兵とあるはいつ比よりのことならむ考ふべし扨本邦にては新撰六帖第五（太刀）かちやなるたちのやきばのはやくよりおもひきりてし此よならずや」同（刀）かちどきのまだはもあはぬ小刀の世にたゝでこそおもひわびしか」七

此一條は或人三王外紀の不審の事どもを質問したるに答へたる中の一條也

難波江六の卷下終

難波江七の卷上

○日吉山王

古事記　大年神娶二天知迦流美豆比賣一生子大山咋神亦名山末之大主神、此神者、坐二近淡海國日枝山一」延喜神名式　近江國滋賀郡日吉神社、（名神大）」同臨時祭式日吉神社一座」廿二社本緣（後世ノ僧著述シタルモノトミエテ、假字古格ニタガヘリ）大比叡波三輪乃神、小比叡波地主仁弖」

前田夏蔭云、地主神トハ後ニ神佛等ヲ坐シメタルニムカヘテ本來其地ヲ領知ル神ヲ云フ三輪ノ神ヲ祭ルコトハ山家要略（傳教大師著眞僞未詳）ニミユ（本朝神社考引）廿二社注式　山王號之事、嵯峨天皇弘仁十年、始崇敬之」比叡山相輪樘銘（植田氏ノ日光山志卷九ニ載セタリ、植田氏ノ據トコロニ尋ヌベシ）山王一等思存給孤、（于時弘仁十一年九月中旬沙門最澄撰）

前田氏云、最澄オノレガ祭初タル大比枝神（本朝神社考引山家要略、又廿二社本緣（上文引））ト上古ヨリ有來レル比枝神（小比枝ナリ）ニサヘ山王ト云フ名ヲ奉リシゾ唐國ノ天台國清寺ニ山王祠アルニ擬ヘテノコトナリ（延久年間、入宋沙門成尋參天台五臺山記ト云フモノニ、國清寺ノ山王ノコトアリ）

三代實錄二（貞觀元年正月）近江國、授二從二位勳一等（此恐脫大字）比叡ノ

兄弟の殿原あつかひ給ふ所也、しもの御つぼねとは清涼殿ちかき上局にむかへて上東門院と中宮とつねにすませ給ふ所をいふなるべし威子は朝みどりの巻に入内の事あれどそれの所にすみ給ふといふ事みえず、上東門院は此巻の下文二カ倫子のおはします鷹司殿に出給ふ由あれば常には京極鷹司もおなじに居給ふべけれど大内にてはそれの所御座になるにかしらずいづれにも此御ふた所大内にて居給ふ所をさしてしもの御つぼねとはいへるなるべし言靈うの部うへの御つぼねの條に猶いふべし

大内裏攷證卷十一下　清涼殿

孫庇
額間
年中行事障子
晝御座
臺盤所
格子
中渡廊
二間
壁
戸
夜御座
弘徽殿上御局
萩戸
藤壺上御局
朝餉
御手水間

〇駿河大納言殿の秩祿

三王外紀憲王　昔者德王次子忠長、侯駿而幷峽秩百萬石」　孝按、德王指台德院秀忠公、忠長乃駿河大納言、童名國松也、「今以尾紀兩家之秩攷之決無秩百萬石、秀忠公賢君也、豈踰於尾紀兩家之祿而封己之子乎、此蓋甚言大納言之得寵而失其實耳」門人木村敬藏云、甲州は小國也駿州は小國にはあらねど私領もおほくしかとはしらねど甲駿にて百萬石はいかゞあらむといへり」太平年表元和六年　駿河大納言忠長公元和三年信州小諸城十一萬石しばゞゝ御加增叙任等有て同九年七月從三位中納言、寬永元年八月、駿遠兩國五十五萬石云々同書、寬永元年の條にもみえたり　新井氏の藩翰譜卷十一に駿河殿といふ一傳ありすなはち本傳なれど秩祿のことみえず同書卷五安藤氏の傳有て此君の事くはしけれど秩祿のことなし

神君御遺誡之條々此書、眞僞未決、人間にもおほくあり、孝も架藏したり、にいはく國松事予隱居料駿河幷甲州のこらず充がはるべし尤駿府在城して參勤交代大名同樣の事とみえたり」武家除邑錄〔享保年間林鵞信著〕五十五萬石駿河甲斐遠江半國駿河大納言忠長寬永八年大逆、上州高崎配流、

にうつさせ給てうへつぼねにたまはすそのうらみましてやらんかたなし下文うへの御つぼねトアルモ、同ジコトナリ」皆江入楚、箋云弘徽殿藤壺の外にはうへつぼねを給はる事なし桐壺にうへつぼね給はる事非例也うへつぼねとはまうのぼり給ふ時にかりそめの休息などの局に給ふなり中宮后のまうのぼり給ふ時は清涼殿の御座のかたはらの二の間をうへつぼねに給ふ定まれる事なり孝云、湖月抄ニ引テ、一間トアリ、ワロシ、河海抄ニモ、二ノ間トアリ、圖ヲミテ知ルベシ、梅窓筆記上云、二間ヲ夜居僧ノ候所トセシハ、後ノヿニテ、元ハ中宮ノ上御局ナリ、河海抄ニミエタリ」孝思フニ二間ハ二間ニテハジメヨリ中宮ノ爲ニ設クルニハアラズ、臨時ニシカスルナリ、河海抄モ、此ニ云フ皆江入楚ト同ジ梅窓筆記語義タガヘリ」さて桐壺の更衣は女房に孝所見ノ本カクノゴトシ、必誤寫ナリ、は女房にヲのつぼねはトアラバキコユベシ、別本ヲ比校スベシもとのまゝにて後涼殿をうへつぼねに給ふなり常に御前にのみゐたまへばこゝにのみ御休息なるべし」孝云、藤壺弘徽殿の上局はそれ〳〵別々にあり圖をみてしるべし桐壺更衣に今別に一處をとおぼしめせどその所もなし是によりて後涼殿にもとよりさぶらふ更衣には別に局給はりて其跡を下さるなりされど後涼殿なる曹子を下さる御本意は桐壺更衣のまうのぼり給ふときはしたなき事のなき爲なれば上局給はり給ふとても常の上局の例にてはまゐりまかでの道すがらの爲にならねば上局をやがて桐壺更衣の常の住ひとなし給ふなるべし藤壺と弘徽殿との上局のまうのぼり給ふをりの料のみなるといさゝか趣かはれりさらば上局といはでもあるべきを桐壺をもその儘になしおかれて更衣の下のつぼねのさまなればこたび給はりしを上局といふなりたゞに後涼殿の曹子と桐壺とを取かへ給てもよきを、さはし給はぬは藤壺弘徽殿などとひとしなみに此更衣にうへつぼねたまはらまくおぼす御こゝろもありしならむか

榮花日蔭のかづら（活字本四オ）かむの殿はうへの御つぼねにおはしませどひるはいま〳〵しくおぼしめされてわたり給はず」孝云、此比は弘徽殿にも藤壺にもすませ給ふ御かたのなき比なれば此ふたつのうちの上局を下し給ふのか考ふべしかむの殿は研子をさす帝は三條院なり此とき一條院なくなり給ひて諒闇なればよな〳〵のみわたり給ふなり

同きゝるはわびしとなげく女房、（活本一オ）かくてのみはいかでかとて御さとの殿ばらぞしもの御つぼねに御ぞにおしくゝみてゐておろしたてまつらせ給」孝云、後一條帝はかなくなり給ひたる時母みやの上東門院と中宮の威子とを御

爲上野守とみえ 此上文に、從五位上藤原朝臣宿奈麻呂、爲造宮大輔上野守如故とあり、兩處上野守一誤あるべし、考ふ 又正五位下阿倍朝臣子嶋爲上總守、從五位下大原眞人今城爲上野守とあるいづれも親王にあらずまたその人に位階たかきもあれど伯麻呂も今城も從五位下也これにて上代に此定めなきをしるべし中世以後の事にこそ編年紀要村上天皇天曆二年の條に上總大守行明親王薨ずとみえたり 日本後記ニ、コノ定メアリタルヤウニオモハル、逸史ヲ點檢スベシ 今少し古く三代實錄四に賀陽親王爲常陸太守、忠良親王爲上野太守とみえ又四品行上總太守本康親王爲彈正尹、上總太守如故とあり 卷四ヨリ上ニ、本康ノ大守ニナリタル年月可尋、紹運錄ニ本康ハ嵯峨皇子トアリ 又卷十四ニ四品惟條親王爲上總太守、四品惟高親王爲常陸太守、二品賀陽親王爲上野太守トアリ

○怜野集 首夏待郭公

清原雄風が怜野集夏部待郭公といふ題をのせて新勅撰の二條院皇后宮常陸の歌「けふはまづいつしかきなけ時鳥春のわかれもわするばかりにと有るを入れたり此歌ふるくより人々あやまりつたへたるを雄風ふかくもかうがへずして待郭公のうたとしたるはいかゞなりといふものあり、孝云く此歌新勅撰なるはし書には夏のはじめの歌とてよみ侍りけるとありさては待にはあらず先なりなけはもとかならず字にて鳴と有りしをよくも心得ぬもの丶かなになけとかけるより待郭公歌とはおもひしならむ契沖阿闍梨が難勅撰にいつしかきなくとこそよむべけれきなけはいつしかにたがひてきこゆといはれたるはさることながら是は作者のあやまりにあらで後世うつしつたふるもの丶あやまりなるに心つかていはれたるをしむべし首夏郭公と云ふ題にてかなひぬべしそも〳〵後より古歌を類從などにせんときその本集なるはし書をその儘に用ふるよし撰者の意にまかせてはし書をあらためておのが設けたる此題に此歌よくかなへりなどと決斷してのせたるには本集の意にたがへる事多し怜野集草野集など此責にまぬかれず今より後も勅撰私撰をいはず心有るべき事にこそ

○上局 下局

源氏桐壺、御つぼねはきりつぼなりあまたの御かた〴〵をすぎさせ給ひつ丶ひまなき御まへわたりに云々いといたう思ひわびたるをいとあはれと御覽じて後涼殿にもとよりさぶらひ給ふ更衣のさうじをほか

考いはく諸書にみゆる梅雨の日數一樣ならぬはもとおしあてにいひそめたることなればあやしむにたらず四五月の頃は連雨にてしめやかなるをことごとしう名目をさへつけたる也、いかで某日より某日までといふさだまりあるべきみな附會なりけりさて今こよみに出梅をしるさぬもあるはわろし補入してよかるべし上に引きたる長暦便覽と云ふ書は安永年間に中西如環といふものゝ著述にて刊本なれど故ありて今は絕板なりその筋のもの此書を規則にするよし亡友諸葛二郎大夫いへり多紀桂山の醫賸の附錄に梅雨考あり諸說をおほくのせたるまでにて折中はなし桂山も強ひて辨說するものにあらじとおもはれたるならむ

附　本草綱目卷五雨水　立冬後十日爲入液、至小雪爲出液、得雨謂之液雨、亦曰樂雨」考いはく出梅入梅は聞きなれたるに神無月のしぐれに出入の名ある事はいとめづらし西土の文に梅雨には時雨の名あれど冬の雨に此名みえずさるを本邦にてしぐれに時雨とかくはいかなるよしにか萬葉集類林にも今時雨とかくはいつの頃よりの事にかといへり西土にて梅雨に云ふもふるくはみえず月令みな春にのみいへり孟子梁惠王下滕文公下にいへるは時を得てふる雨をいふめれば耕作を主にして夏に屬するやうなれどいつの雨とかぎる名にはあらずかし東坡詩に三旬既過黃梅雨とあれば王狀元分類本卷七風雷まづは三十日と定むべし宋袁文が甕牖閒評卷三、今人謂梅雨爲半月以夏至爲斷梅日非也、梅雨夏至前後各半月、故蘇東坡詩云、三旬已過黃梅雨、爲三十日可知矣、佩文韵府上聲覺韵に黃梅雨あれど梅黃雨はなし誤倒なるべし

○三國大守

常陸上野上總この三國は守かならず親王任ぜられて介かならず從五位下に敍し諸國の守と同等なるは上代よりのことかと問ふものありおのれいつの比よりしかさだまりたるかそらにはおほえず但上代には斯る定めはなかりきとおぼゆいかにといふに此ごろ續紀をよみたるに卷十八天平勝寶四年十一月從五位下大伴宿禰伯麻呂爲上野守とみえ、また卷廿四天平寶字七年正月任唐大使仁部卿正四位下藤原朝臣清河爲兼常陸守、從五位上佐伯宿禰美乃麻呂爲介、又正五位下日下部宿禰子麻呂

仲實朝臣古今目錄云々、又大曆五年者、當本朝寶龜元年（孝云、コヽニアル仲實古今目錄ト、塙氏ノ類從ニアル處ノモノト、同異未考）コレニ據ルトキハ仲麻呂ノ卒年シカトシラレタリ然ラバ李白ノ哭詩ハイカニト云フニ松下氏ノ說ニ鼂衡歸本國時、風浪惡、白誤以衡爲死乎トイヘル、ゲニシカルベシ其哭詩ノ轉句ニ明月不歸沈碧海トアル漂溺ノ意ナルベシ仲麻呂漂泊シタルコトハ天寶十二載歸朝セントシテ藤原清河ト同船ノトキノコトノヨシ古今目錄ニモミユ日本史ニハ日本紀略ニヨリテ其事ヲシルシタリ（孝未日本紀略ヲバ、檢閱セズ）李白ノ誤リテ思ヒヨリタラント云フコトハ松下氏ノミナラズ契沖ハ餘材抄ニ西山公ハ日本史ニイハレタリ但卒年ノ李白ニオクレタリト云フコトハ松下氏ノ獨見ナリケリソモ〳〵天寶十二載歸朝セントシテ漂泊シタルコトハ西土ノ書ニアリヤ、新唐書日本傳ノ天寶十二載ニ復入朝（上文引）トアルト矛盾スルヤウナレドコレハ天寶十二載ニ歸國セントシテ舟出シタルガ風波ノツヨキニ依リ日本ヘカヘリコズシテ西土ニ留マルヲ復入朝トカケルニテ矛盾ニハアラズカシ

○梅雨（入梅、出梅、黴雨、梅盡、時雨、黄梅雨、黴天、梅天附、入液、出液、液雨、蒸雨、梅黄雨、斷梅日、梅盡）

肯綮錄（宋趙叔向著）今人謂梅雨、梁元帝纂要（今佚）云、梅熟而雨曰梅雨、風俗占（今佚）曰、芒種日謂之入梅、夏至日午後爲梅盡、入時號曰時雨、合共三十日」五雜俎卷一（天部）四時纂要（梁元帝撰、今亡此所引、見肯綮錄）曰、梅熟而雨曰梅雨、瑣碎錄（未見）云閩人以立夏後逢庚日爲入梅、芒種後逢壬爲出梅（芒種五月節）」按梅雨詩人多用之、而閩人所謂入梅出梅者、乃黴濕之黴、非梅也、（孝云、或疑壬下脫日字、今檢皇國刊本及西土刻本、無日字、謝氏所見瑣碎錄無日字亦不可知」）同 江南每歲三四月、苦霪雨不止、百物黴腐、俗謂之梅雨、蓋當梅子青黄時也、自徐淮而北則春夏常旱、至六七月之交、愁霖不止、物始黴焉、俗亦謂之梅雨、蓋黴與梅同音也、又江南多霹靂、北方差少」本艸綱目卷五（水雨）梅雨或作黴雨、言其沾衣及物皆生黑黴也、芒種後逢壬爲入梅、小暑後逢壬爲出梅、（小暑、六月節）通雅卷十二（天文陰涯之色曰黴黰）黴黰音梅軫、一作霉䵨、濕氣著衣物生斑沫也、黰又作黴沴、埤雅、（埤雅卷十三（梅）十九（雨）無此文、他卷未攷）以梅子黄時雨曰黄梅雨、人遂以黴天爲梅天（韻會、上平灰韻梅字）今韻會是之、四時纂要云、閩人以入夏逢庚入梅、芒種逢壬出梅、今江淮以芒種逢丙始入、小暑逢未乃出、（四時纂要、韻會梅字引、與此同、五雜俎併引纂要與瑣碎錄、而此文係瑣碎錄）長曆便覽、入梅五月ノ節ヨリ後ノ壬ノ日ニ當ルヲ入梅トシ、出梅五月ノ中ヨリ後ノ庚ノ日ニ當ルヲ出梅トス

使辟見トアリ此後條ニ丁卯唐使歸國トアリサテ唐使ノ來テ仲麻呂ノ死ヲ告グルニヨリ其使ニオホセテ彼土ニ居ル仲麻呂ノ家人ニ絁綿ヲ下サレタルナリ

續日本後紀卷五、承和三年五月戊申、便附聘唐使、贈遣往歳衘本朝命入唐使幷留學等、在彼身歿者八人位記以慰幽魂、其詔詞曰、故入大唐使贈正二品藤原朝臣清河可贈從一品云々、故留學問贈從二品安倍朝臣仲滿大唐光祿大夫右散騎常侍兼御史中丞北海郡開國公贈潞州大都督朝衡可贈正二品日本紀略同」コレラノ書ニテハ仲麻呂ノ卒年タシカニハシラレズ李白ノ歿シタルコトハイカニト攷フルニ李白ノ族人當塗令李陽冰三墳ノ碑ヲ書キタル高名ノ人ナリ、ノカケル李白集ノ序ニ寶應元年ニ死シタルヨシヱミタリ曾鞏モ此ノ文ニヨリテ李白集ノ序ニイヘバ固ヨリウキタルコトニハアラズ寶應元年ハ肅宗ノ末年ニテ其翌年代宗卽位廣德元年ナリ本朝ノ天平寶字七年ニアタリ大炊王卽淡路廢帝ナリノ御代ナリ李白卒年ヨリ七八年歷テ本邦ノ寶龜元年仲麻呂ヨリ消息アレバ李白ハ仲麻呂ヨリ先ニ死シタルコト知レタリ

新唐書卷二百二十、日本傳、聖武立、改元曰白龜、開元初、粟田復朝、請從諸儒授經、詔四門助敎趙玄默卽鴻臚寺爲師、獻大幅布爲贄、悉賞物貿書以歸、其副朝臣仲滿慕華不肯去、易姓名曰朝衡、歷左補闕儀王友、多所該識、久乃還、聖武死女孝明立、改元曰天平勝寶、天寶十二載朝衡復入朝、上元中擢左散騎常侍安南都護

孝云、開元ハ唐玄宗ノ年號ナリ粟田ハ前段ニミエテ今又復朝スルナリ白龜ハ靈龜ノアヤマリ也梁王繩ノ元號略ニ靈龜未知何主トイヘリ風濤萬里ノコトナレバウベナルコトナリ白龜ト云フ年號ハナキヲ聖武ノ年號トアルハ新唐書ノコノ誤ヲ襲蹈シタルモノナラン

コノ唐書ニテモ仲麻呂ノ卒年シカトハシレズ但上元三年ハ卽寶應元年李白ノ歿シタル年ナレバ仲麻呂安南都護トナリテ程モナク沒シ李白モ哭詩作リテヤガテ死シタルナラントモイフベケレドモ上文ニイフ如ク寶應元年ヨリ七八年モスギテオトヅレノアルヲイカヾセンサレバ松下氏ノ考動クマジク面白シ

古今目錄上、安倍朝臣仲麿國史云々、以大曆五年薨、時年七十三、孝云、此書、塙氏群書類從二百八十五ニ入顯昭古今集卷九羇旅注、國史云々

ラサンバラ」平田篤胤いはく此文字感應篇になし秉穗錄卷下（寛政年中尾張岡田挺之著）筑前福岡の封内にて鶴を捕へしに其翅に小牌あり捽拾捽捞の四字ありこれ長命の符字なるべしとて寫して佩びたり又淡路の何がしとやらん云ふ寺に齋藤實盛の位牌ありてその背にも此四字ありいかなる故といふ事をしらずと其國の人語れり近き比江戸にて此符を佩びたる人馬より落ちて堀の內へまろび入りしに少しも毀傷せずそれより此符おぶる事世にはやりしなり」

屋代弘賢いはく江戶にて此符を佩びたる人と云ふは淺明院樣御小姓新見愛之助（伊賀守ノ父）也、當番の出がけに馬共に牛が淵に落入候節怪我なく出勤いたし候」同人云、淺間山の山人に仕候寅吉に承候へば山にても此符の文字有之ジャクカウ、ジャクカクとよみ申候由」同人云、明人陳元贇が傳へし柔術の流を汲める人の傳來してカンタイカンキとよむよしいへるによれば唐土傳來にて有るべきか

扁額軌範二編卷下（文政四年速水春曉齋輯）一說に淡路の一梵刹に齋藤實盛が牌を安ず牌陰に捽拾捽捞の四字あり何と云ふ事をしらず一年筑前福岡の封內にて鶴を捕ふ其翅に小牌あり勒して此四字をしるす傳へ云ふ賴朝公の放されし所の鶴かと是長壽の符なりと又說に此符を帶ぶるものは轉倒の難なしと近世專ら符にしるし帶ぶるといふ」耳袋卷一（根岸肥前守著寛政文化ノ比ナリ）怪我をせぬ咒札の事（新見愛之助一件なり今略）

孝云、以上屋代氏の雜記の要文を鈔錄したれば原文のまゝにはあらず

○阿倍仲滿卒年後ニ於李白之死一

松下見林ノ說ニ唐李白集卷廿五阿倍仲麿ヲ哭シタル詩アレド仲麿ヨリ先ニ李白ハ死タル人ノヨシイヘリ（異稱日本傳卷上二、李太白詩ノ條又卷上三、文苑英華行邁ノ條ニアリ）、續日本紀卷卅、寶龜元年三月丁卯、初問新羅ノ使來由之日、金初正等言、在唐大使藤原清河學生朝衡等、屬宿衛王子金隱居歸鄉、附書送於鄉親是以國王差初正等、令送清河等書（日本紀略同」）コレハ新羅ヨリ唐朝ニ宿衛シタル金隱居ト云フモノ歸國ノトキ仲麿（唐ニテハ朝衡ト云）其人ニタノミテ本邦ノ鄉親ニオクリタル書翰ヲ新羅ヨリ金初正ト云フモノニ持タセテオコセタルナリ同卅五、寶龜十年五月丙寅、前學生阿倍朝臣仲麻呂在唐而亡、家口偏乏、葬禮有闕、勑賜東絁一百疋白綿三百屯（日本紀略同」）コレハ此前條ニ乙丑唐

ても美女は美女なりその名のみかへていかてその物のすがたかはるべけむ石原氏不明にて斯る人まどはしの事どもをかきつくるわらふべし猶いはゞ選子内親王「おもへどもいむとていはぬ事なればそなたにむきて音をのみぞなく(詞花集)とよませ給ふも齋院にてはことばに佛のことをいはぬみさだめ故にそなたにむきてうめかるゝ也けがるゝにはあらず佛を念ずるがけがるゝならんにはうめかでも内親王の御意には佛を念じてたはけ給ふことなれば御身けがるとすべきがさにはあらずたゞことの葉にかくるかけざる迄の事なりかし、齋藤彦麻呂が傍廂(一巻)に云く皇朝にて五畜といへるは牛馬犬猿鷄にて人の家に畜置て人の用にあつれば産死の穢も人につきてありされば食ふは甚しき穢なり外戎の六畜は牛馬羊犬豕雞なり是は畜置て次第に殺して食料にあつるなりといへりこれも石原氏と同じく不明にて人まどはしの說なりとるにたらず、さて穢多としかと書きたるものちかくは埃嚢抄卷三(第十條)御取事といふ所に河原者ヲヱツタト云穢多ト書クケガレオホキ故とあり(壒嚢ニテハ卷五(第十ナリ))これ證とすべしヱタの夕の詞未詳、もとよりヱタは雅言にあらねば捨ておくべし文安三年の自跋あり

○搻拾搻搒 (袷𧝍襦襌)

此四字いかによみいかなる意にかと問ふものあり知らずと答ふれど強くとふ、斯る奇僻の事はおのれ好まず輪池屋代弘賢が遺書をみたるに此事をおろ〳〵書付けたるものあり今こゝに抄錄しておきたるがきりを下にいふべし

江城年錄(寛永二年三月晦日)公方樣台德君葛西へ御成、其日無雙之大鷹一羽、御鷹取候て參り候右の鷹の胸に文字形四ッ有り其文字者袷𧝍襦襌如斯之文字有之、誠に不思議成事也」大久保西山筆記　紀州御家中にて殺生に罷出鐵砲にて雉子を打申候處中り不申、後每度打候へ共中り不申候に付後には其雉網にてとらへ吟味いたし候處羽がひの下に左の通りの文字有之札付け有之候由依之右文字的角のうらに張り弓鐵砲にてためし被仰付候處兎角當り不申不思議なる事と申候由矢除の守にて可有之哉と被存候

搻拾搻搒

或人云此文字文昌帝君の感應篇にあり讀やうサンバ

御饌にも奉りし證文どもをあげて是を辨ずに孝いまだ此書をみず藏書家をたづぬべし　市井要覧にいはく、穢多は燕の國の太子丹が末孫也昔難風に流漂して日本へ着岸したるが朝夕いとなみなくて山林に入て鳥獸を取て食事をしける其地神道盛成故、人穢を忌みて穢多といひ習はしけるなり故人家の交りならずして町並をはなれ住みける故に町離とも云ふと貞觀儀式にみえたり」

孝云、此書は享保年間に江戸町年寄或三芝居或新吉原或彈左衛門等より書付にして申上たるを記しとゞめたるもの也編輯の人の名氏はしらず按ずるに此一條は彈左衛門よりの書上にはあらで後人の附會なるべし若し彈左衛門より奉りたるにても其家傳のあやまりなること辨をまたず貞觀儀式にいかでかゝることのあらむ町離は長吏の假字か是もまた長吏の假借字にはあらで不根の說を釀してかゝる文字を造語したるなるべし

古今著聞集卷一神祇にいはく大學寮廟供には昔は猪(イノシシ)鹿(カノシシ)をもそなへけるをある人の夢に尼父の宣く本國にてはすゝめしかどもこの朝にきたりし後は太神宮來臨同禮、穢食供すべからずとありけるによりて後には供せずなりにけるとなん

孝云、獸肉を穢食といふことたしかにこゝにみえたり著聞集は橘南袁の著述にて建長六年の自序あり跋には成季と有り、本朝書籍目錄には季成と有り、序に南袁と有るはいかなる事にか

辛酉隨筆〔石原正明著〕食肉は穢なりや否いまだ勘定めず穢ならんとおもふよしは內七言の忌詞に宍謂菌とあるは穢をさくるよしにぞ有るべき云々又穢にあらじかとおもふよしは日本紀に又嚮海則鰭廣鰭狹亦自口出、又嚮山、則毛鹿毛柔亦自口出、云々以下仁德紀、天武紀などを引く

孝云、延喜齋宮式の忌詞などは早く佛に佞し給ひて魚肉をもくはぬやうになりたるよりの定にこそけがるけかれぬといふ論にはなりがたし若是をけがるゝ證とせんには其他內外十三の忌詞皆けがるゝものとせんか、けがるゝより忌むにはあらず本邦神をうやまふ國なるに佛の道をもてはやすよの中なれば齋宮にては佛道の詞を表に用ひじと用意したるよりの忌詞也もしけがるゝものならんにはけがる詞をかへてもその物ひとつものならんにはけがるまじきや今こゝに美女あらんに婢女と名をおふせ

日本紀（卷十一）天平四年七月丁未詔、和買畿內百姓畜猪四十頭、放於山野、令遂性命トアルヤ始ナラム、サテ又獸肉ヲ食ヘバ穢ルト云フハ後世ノアヤマリ也コレハ今世獸皮ヲ取リシタヽムルモノヲ穢多トカキテ字ノマヽニ心得ル故ナリケリソモ〳〵穢多ト書クハ假字ナリサテヱタハ餌取（ヱトリ）（和名抄、屠兒、和名、惠止利、）ヲ訛レルナリ（此事ハ誰モシリタルコトナガラ、本居氏ノ玉勝間卷八（四十七オ）谷川氏ノ和訓栞惠ノ部ナドニモアレバ、ヒラキ見ベシ）サテ又今世人間ノ交ラヒモセヌヤウニ迄ナリユキタルハ穢多ト云フ假字ノ字面ニスガリタルヨリノコトナラン餌取（ヱ）ノ餌ハ詞ニテ食物ノコトナルヲ穢ト書クニヨリ汚穢ノ義ニトリナシケガルヽコト多シトオモフナルベシ笑フニタヘタリサテ又穢多ト云フ字面ハ下學集上人倫部ニ穢多（屠兒也トアリ河原者）（此書ハ、文安元年ノ自序ナリ）、ヱタト云フ詞ハ七十一番職人歌合（第十一番）ニアリ（此歌合、時代シカトシラレネド好古小錄ニ東坊城和長卿ノ書ケル本アルヨシナレバ、萬延元年ヨリハ、三百五六十年ノ昔ナリ、コノ卿ハ、享祿二年ニ七十歲ナルヨシ物ニミユレバ、シカオモハルルナリ、又享祿二年ヨリ、文安二年マデハ、八十五年ノ昔ナリ）コノヱトリト蕃別ノ人ノ皮革ノコトヲトリシタヽムルト混雜シタル者也イカニトイフニ三韓等ノ人ノ歸化シタルヲ蕃別ト云フ姓氏錄（弘仁ノ時ナリ）ニミエタリ三韓等ノ人ハ特ニ皮革ヲトリシタヽムルコト上手ナレバ本邦ニテ其人々ニ履ナドヲ掌ラスルコト延喜式ニミエタリヱトリモ屠ニ牛馬肉（和名抄人倫）モノナレバ遂ニ混ジタルナリ扨其歸化ノ人々自然同處ニ伍ヲナシテ別種ノヤウニテ居住モシタランヲ後ニハ人間ノ交ラヒモセヌヤウニナリタル者ナランソモ〳〵奈良ヨリサキハ蕃別ヲイヤシメタルヤウナレドモ後ニハ蕃別ノ人ノ大臣ニノボリタルモアリ今ハタヾ一偏ニツキテ云フ也又穢多彈左衞門由緒書（世ニ傳本アリ、孝ガ近隣ノ朽木氏ノ藏ニ、叢書ト標題シタルモノ百餘卷アリ、其十七卷ニモ載セタリ、コノ叢書ハ朽木氏ノ編輯ナリ、）ヲミルニコレモ先祖卑賤ノモノニアラズサテ上件ニ反復丁寧ニ穢多ノコトヲ云フハ獸肉ヲケガルヽモノト心得テ食フモノナク又コレヲトリシタヽムルモノヲイヤシム習ヒトナルヲ、イカニゾヤトオモフアマリニコソ

附錄　祈年祭祝詞（延喜式）ニ御年皇神能前爾白馬白猪白鷄種々色物乎備奉氏」縣居翁ノ考ニ猪ハ豚ニテ御贄ノ料ナリ儀式ニ豚一頭トシルシテアレバ野猪ニアラヌコトシラル古ハ神ニモ天皇ニモ御食ニ猪鹿ヲ奉リシナリ、獸肉論（多田義俊著）尾崎雅嘉の群書一覽（神書部）〔寫本ナリ〕に、猪鹿を神事にいむと云ふことを論じて、神代より五十六代清和天皇の御宇までは、天子の

道君、不行何之」史記五宗世家臨江閔王榮上徵榮、榮行祖於江陵北門、索隱曰、祖者、行神、行而祭之故曰祖、風俗通云々、又崔浩云、黃帝之子嫘祖好遠遊而死於道、因以爲行神、亦不知其何據、蓋見其謂之祖、因以爲嫘祖非也、云々」 漢書景十三王傳臨江閔王榮 上徵榮、榮行祖於江陵北門、師古注、祖者送行之祭、因饗飮也、昔黃帝之子纍祖好遠遊而死於道、故後人以爲行神也 同劉屈氂傳 其明年貳師將軍李廣利將兵出擊匈奴、丞相爲祖道、送至渭橋、師古注、祖者、送行之祭、因設宴飮焉 同疏廣傳公卿大夫故人邑子設祖道、供張東都門外、師古注、祖道、餞符也、解在景十三王及劉屈氂傳」 風俗通祀典祖 謹按禮傳共工之子曰脩、好遠遊、舟車所至、足跡所達、靡不窮覽、故祀以爲祖神、祖者徂也」 小爾雅廣言祖送也」 文選廿八雜歌荊軻 燕太子丹使荊軻刺秦王、丹祖送於易水上李善注、崔寔四民月令曰、祖道神、祀以求道路之福

○獸肉を喰ふ事 エトリ 穢多

友人山田昌榮の說に近日人多く獸肉を喰ふよからぬことなり攝生にわろしいかに禁斷の御令もがなといひて道三翁養生物語と太田氏の梧窓漫筆後篇とを證とす、道三翁養生物語に云く天照太神ノ御慈悲ト大巳貴尊ノ知惠ニテ肉食ハケガレニタテ、戒メテクハセ給ハズ〔孝云、不根之說〕太田氏梧窓漫筆後編上にいはく我邦ハ四面大海故魚類極メテ多シ故ニ人獸肉ヲ食フコトヲ不好四足ヲ食ヘバ穢レ也トテ國家ノ令甲ニモアリ〔孝云、令甲、未見、蓋今日京都所用服假國并雜穢之條、行于人間、豈指此乎、其國、蓋本於簾中抄觸穢、及拾芥抄觸穢等、按喫獸肉三日觸穢幾日、既在令甲、乃非平日、獸肉之顯證乎、〕世人モ斯ク覺エテ忌嫌ヒツ是モ佛法仁柔ノ餘功ナルベシ、然ルヲ香川修德ドイヘルモノ那人ハ獸肉ヲ食ハザル故ニ虛弱ナリナドト云ヒオドセシ故近年ハ山國ノ人ノミナラズ海邊ノ魚肉多キ處マデ皆々好テ食フコトニハナリタリ」孝云、香川修德太沖父ト云フ者、本堂藥選三卷ヲカキテ其下編鹿ノ條ニ本邦ニテハ獸肉ヲ忌避クト云フハアヤマリニテ古人禁忌シタル事ハキカズトイヒ其證ニ仁德紀三十八年天武紀四年持統紀五年延喜式ナドヲ引用シタリ延喜式ハ、下文附錄ニ詳ニ出ス、〔孝云、香川氏說無可間然者、太田氏駁之者、蓋太田氏晩年佞佛之餘臭〕サレド猶古昔ノスガタヲ孝ニ詳ニ聞カマホシトイフ孝ツラ〳〵考フルニ本邦ノ昔獸肉ヲ食ヒタルコトハ猪甘首ト云姓アルニテモシラレタリ姓氏錄ニアリ古事記下卷安康ニ我者山代之猪甘也トアリ甘ハ養ナリ、例アリ、古事記傳四十（四十七葉左）ニ詳ナリ又古事記中卷崇神ニ弓端之調ト云フコトアリ本居氏云上代ニハ獸肉ヲ食シ又其皮ヲ衣褥ナドニセシコトモ多カリシ故ニ云々傳廿三（九十ウ）トイヘリ扨又コレヲ食ハザルヤウニナレルハ必佛氏ニマドヘルヨリノコトナリ續

坐ス神ナリ神代紀口決ニ「岐神（フナトノカミ）ハ道祖神（サヘノカミ）ト云フコレニテ布奈止、久那斗ノ同名ナルコトヲ知ルベキ也此岐神ハ西土ニ本文アルニアラズ道路ノ上ノコトナレバ造語シタルモノナリ岐ハ、チマタナリ、續紀ニ道祖首ミエ姓氏錄ニ道祖史アリイカニ讀マントオモフニ孝德紀ニ鰤魚戸直アリコレヲ照ラシテミレバ道祖ハフナトト讀ムベキコトタシカ也」又コノ布奈止乃加美ヲ太无介乃加美トモ云フ、和名抄ニ道神トアリ但シ和名抄ニ唐韵云𥛔音觴道上祭トアルナバステ、一云、道神也トアルナ用フベシ、源氏蓬生河海抄ニ道祖神、世俗號佐部乃神又云手向神トアリ旅行人幣帛ヲ手向ケテ祭ルヨリシカ云フナリ越行山ノ坂路ノ登リ極（ハテ）タル處ヲタムケト云フモ其處ニテ神ニ手向ヲスレバナリタウゲト云フハ音便ナリ、コレモ西土ニテ祭ル道路ノ神トハ其實ノ異ナルハ固ヨリナレドモ旅行人ノ幣帛ヲ奉ルガ相似レバ借用ヒテ道神ト云フ也」此三神同ジキヲ和名抄ニ道祖神佐倍乃加美岐神布奈止乃加美道神太無介乃加美ト三件ニシルシタルハワロシ

コノ考ハ本居氏ノ古事記傳六四十六及詔詞解第十九詔狩谷氏ノ和名抄考證トニ本ヅキテ孝ノ機軸ニハアラズタダ一ワタリツヾメテシルシタルナリケリ

附　古本今昔物語十三第卅四只道祖神ノ形ヲ造リタル有リ其形舊ク朽チテ多ク年ヲ經タリト見エ男ノ形ノミ有テ女ノ形ハ无シ」同十九第十二佛ノ道ヲ行フ僧有リケリ鎮西ニ至テ流浪シケルニ□ノ國ニ坂ト云フ所ニ道祖神有リケリ此ノ僧其道祖神ノ祠ニ宿リニケリ」同廿第三延喜天皇ノ御代ニ五條ノ道祖神在マス所ニ大キナル不成ヌ柿ノ木有ケリ宇治拾遺（第十四）ニモ、コノ物語アレドモ、道祖神トハナシ」同卅一第廿五道祖神ヲ祭テ狂フニヲソ宇治拾遺十（第七條）ニモ載セタリ、サヘノ神トアリ」宇治拾遺一第一五條の齋いはく淸くてよみまゐらせ給ふときは刻本かくの如し、齋はサへの誤なり」同九第五たゞ佛つくり奉れといへばたゞまろかしにて齊の神の冠もなきやうなる物を五はしらきざみたて、刻本かくの如し、齊はサへの誤也、

○祖　祖道之祭、送行之祭、祖道、行神、祖神、祖送、道神

毛詩大雅烝民　仲山甫出祖鄭箋、祖者將行犯軷之祭」同韓奕　韓侯出祖、出宿于屠、顯父餞之、淸酒百壺、鄭箋、祖、將去、而祀軷也孔疏、韓侯出京師之門、為祖道之祭、為祖若訖、將欲出宿于屠也、於祖之時、王使卿士之顯父以酒餞送之」　昭公七年左氏　公將往、夢襄公祖杜注、祖、祭道神、梓愼曰、君不果行、襄公之適楚也、夢周公祖而行、今襄公實祖、君其不行、子服惠伯曰、行先君未嘗適楚、故周公祖以道之、襄公適楚矣、而祖以

ノヒガ耳ニハアラズ海外明人ノキケルニモ自稱シタルヨシニ傳ヘタルナリケリ秀吉自稱太閤トアル文チ證トスタトヘ今ハ自ノ誤トナサズトモ用シテカクコト康熙字典ニモミエタリベシ閤ト閣トハマガヒヤスクサレバ通ソモ〳〵頼氏ノコノコトヲアヤマルマジキナリトオノレ上文ニ辨ジタルヲ猶イハバ日本外史ハ文政年間ノ著述ナリ中井氏ノ逸史ハ明和年間ノ撰ナリ後學ノ頼氏同ジ筋ヲカヽントテコノ書ヲ見ザルコトハアルマジキナリサレバ外史ノ引用書目ニモ逸史ヲ載セタリ其逸史文祿四年ノ條ニ、俄上表乞老、請以秀次襲關白、然軍國機務、太閤皆躬處決、秀次無所預焉、故事、父歷關白、子亦關白、則稱父爲太閤云、トアリ頼氏コレヲシリナガラ自稱太閤トカキタレバ必當時所據アリタルモノナリトゾオモハル、」

附 父關白ニテ退隱シ其子モ關白トナリタル時其父ヲ太閤ト云フガ本ニテ後世ハ其子關白ニナラヌニモ云フ也扨閤ノ字ナランカノ疑アレド閤ハ吉祥閣抔ノ類ニテ上ニバカリ居べキ處アリテ其下ハカラリトアキテアルヲ云ヒ閤ハ人ヲ引入レテ應接スル處ノ小門ヲ云フ續列女嚴延年傳、延年出至都亭謁母、閉閤不見、延年免冠頓首閤下、トミエタリ漢書酷吏嚴延年傳同 漢書公孫弘傳、於是起客館、開東閤、以延賢人」師古注、閤者小門也、東向開之、避當庭門、而引賓客、以別於掾史官屬也トアルヲモ考合ハスべシ五雜俎卷三ニ此二字ヲ詳ニイヘリサテ閣下ト云フハ別義ニテ閣从各トハカクべカラズ日知錄卷廿四ニモ説アリ混同スべカラズ萬葉集卷五ナル尺牘ノ閣下ハ閣下从各ノアヤマリ千蔭モハヤク意付キタリ起頭聲類閣下ノ條詳ニ云フべシ

〇佐部乃加美久那斗乃加美太元介乃加美

佐部乃加美ト云フ神ハ道饗ミチアヘ祭ノ祝詞ニアル大八衢爾湯津磐村之如久塞サマリ本、フツカリ座皇神等ト云フ塞座皇神ニテ和名抄ニハ道祖トアリ道祖某ト云フ戸アリ、下ニ云フベシ 此道祖ノ字ノ出處ヲシラズ祖神ト同義ニヤ和名抄ニ風俗通ノ祖神ヲ引證シタリコノ祖神西土ニテ道路ノ神ナルヲ八衢爾座トアルニ相似タレバ祖神ノ二字ヲ借用シタルモノニテ其實ハ同ジカラズ」此佐部乃加美ヲ布奈止乃加美トモ久那斗乃加美トモ云、和名抄ニハ岐神トアリ岐神ハ神代紀ニモ出タリサテ神代紀ニ自此莫過トカキ古事記ニハ船戸トアルヲ取合ハセテ考フレバ布フハ經ヘ久ハ來クナリ此處ヲ經テ來莫クナト云フ意ニテ障留ル處ニ

孝云、邦茂以下は親王譜にみえず、他書のするにや、ひろくたづぬべし、今はたゞ年山紀聞のみによるなり

定實（慶長十年歿、母公藤修理女（依田是宗女子））
- 定高 早世
- 定吉 生涯病身
- 女 伏見貞致王母、少納言局、定明養女
- 定明
- 定則

祖溪 東光寺中興
女 中川兵庫室

定爲 內匠頭　從五位上、按伏見宮諸大夫也元祿十五年歿、年七十六號朴翁
定賀
定繁

爲實 母山田氏
爲章 母同上
督子 同
久子 同
爲興 繼室湯川氏所生
爲宣 同
艷子 同
留子 同

○自稱太閤

澤三郎ト云ッ者ノイヘルニ賴氏ノ日本外史（卷十六、豐臣氏大正十年九）ニ秀吉自稱太閤トカケルハ大ニアヤマリタルニテ關白ノ父ヲ太閤ト云フ例ナレバ他ヨリ稱スル詞ヲ自稱トカケルハ典故ニ闇シトイヘリ孝云、攝關ノ父ヲ太閤ト云フコトハ誰モシレル事ニテ賴氏モ誤ルマジキコトナリ秀吉不學ニテ自ラ太閤ト云ッ故ニ其趣ヲシルシタルマデナリ攝關ノ父ヲ太閤ト云フコトハ古今同ジコトナレバ其人ノ傳ニコトサラニ載スベキコトヽモオモハレズ自ラ稱スル故ニ一ッノ傳ヘニモナレルナラン西土ノ昔楚ノ項羽自立爲西楚覇王トアルヲオモヘコレモ覇ト王トハヒトツピトツノモノナルヲ項羽不學ニテコノ名目ヲ立テタレバ司馬遷モ其趣ヲシルシタルマデニテ司馬氏ノアヤマリニアラズ賴氏ノ日本外史モ全書ニ渉リテ誤謬ナシトハイヒキリ難ケレドコノコトハ誤ニハアラズカシ明ノ王折ノ續文獻通考第二百三十四卷ノ四裔考日本ノ條ニ秀吉自稱太閤猶言國王也トミエ又下文ニモ關白姓平名秀吉○今稱太閤王〔孝云今恐自下同、〕トアリ明ノ張爕ノ東西洋考卷十一ニ福建巡撫都御史ノ許孚遠ト云フモノ、カケルモノヲ載セテ關白平秀吉○今稱大閤王トアリサテハ賴氏

なり

酌并記巻三貞益抄 貞丈增抄

進上

御太刀　一腰

御　馬　一疋

以上

名字

名乘

貞丈云、すべて以上と書く事は物を二色三色以上書きつらねたるときはかならず終に以上と書くものなり一色の時は以上とはかゝぬものなり

條々聞書第三、折紙調候樣の事　武家は進上と端に書きて以上の奧に名乘をかき肩に苗氏官途受領をも書き候又土岐殿一人名乘をばかゝれ候はで土岐左京大夫と候又私にては色ばかり書きて以上の奧に名乘をかき肩に苗字官途など書き候は一段賞翫の義にて候

貞丈云、色ばかりとは進物の色品計書きて進上をばかゝぬなり

孝云、伊勢家の傳說は鎌倉足利のころのならはし也そのはじめはたしかにいつよりとはしられず轉訛して尺牘の末にかくもたしかにいつよりしかるぞとはいひがたし暗推していふまでなり心して古文書などひろく搜索したらむには古き目錄折紙または轉訛して以上と書きたる尺牘などあるべし

○安藤爲章家譜

今據二安藤氏年山紀聞巻六所載長松軒傳、及皇胤紹運錄、及親王譜一、作下此略譜上、

人皇第九十八
崇光院 建武元年降誕 ― 榮仁 ― 貞成 號後崇光院 ― 貞常
貞成 號伏見宮

邦高 號安養院 ― 貞敦 ― 邦輔 永祿六年薨 號後安養院宮

以上見紹運錄

貞康

邦房 ― 貞清 ― 邦尙
貞致 元祿七年薨、年六十三、
顯子 大樹家綱公室、年山紀聞云憲廟室非也、親王譜不誤
邦道

邦茂 親王譜云、隱遁者
年山紀聞云、庶子而兄也、童名喜多麻呂、享祿三年生、母内藏權頭安藤宗實女、宗實避三好細川乱、率邦茂匿於丹洲桑田郡千年郷尾口里、乃宗實之所領之地、邦茂終身權[illegible]長鬚方袖、元龜元年歿、年四十一、邦茂復改曰惟實號惟翁、又號長松軒、

て髪を剃る事也」梅窓筆記上〔梅宮祠官橘氏著〕法師の醫の御療治にて勸賞ありし事、後愚昧記〔荷田氏の家記所繫考に後押小路内大臣公忠公の後愚昧記は後光嚴御宇の事を記す由みえたり〕永和三年正月二日〔取要〕主上喉痏御惱之時、醫道之輩篤直卿繁成朝臣典藥頭雖被召之、不能其驗、令及難儀給、仍雖爲沙汰外者、士佛法師被召之間、以針治令屬御減給了、舊院文和年中、御腫物之時、小松房悲阿彌と號法師參御療治御平愈了、彼度被行勸賞、被叙法印了」藝苑日涉卷一〔村瀨氏著〕竹田昌慶者正慶中剃髪攻醫術、慶安中西遊明國、永龢四年歸、孫善慶應永中叙法眼、進法印、又正四位典藥頭龢氣明重後剃髪號宗鑑、特旨不特旨不歷僧綱、著直綴白袴、龢氏之剃髪、蓋始于宗鑑」耳袋〔根岸肥前守著〕後小松院の御宇半井爐庵事和朝の醫師僧侶官始の由右は最勝王經天女品に聊沐浴するの藥劑有之其比は右の經文比叡山の佛庫に封じあるを閲見の望ありて奏聞ありし故叡山へ勅命ありしに俗體の者拜見を禁じければ半井爐庵法躰して僧官を給はり右最勝王經を一覽いたしけるとや往古はかゝることもありしなり最勝王經の藥法利益あるものにもあらずとおもふよし、さる老醫の物語なりし

孝云、貝原氏の引かれたる薩戒記の永享年間よりは、橘氏の引かれたる後愚昧記の永和は凡四五十年もふるかるべし、源氏物語若菜の上の卷〔湖月抄七十三ゥ〕におのづからほころびのひまもあらむにくすしなどやうのさまして、とあるは明石の姫君の見つけ給はん事をこゝろぐるしくおもふ處なりこは剃髪の醫者に似たるなりけり宿木の卷にくすしなどのつらにてみすのうちに云々とありこの文は剃髪とたしかにはしられねど常人のすがたとかはりあることゝはしられたり

○以上

今世俗尺牘の末に以上と書くは目錄の書法の轉りたるものなり以上と云ふは已上と書くもおなじスデニの意なり史記仲尼弟子傳に已右三十五人と有り已右も以上の事なり今本の家語弟子解に右夫子弟子七十二人と有るも同じ事なりさては單に右とのみいふもおなじ但目錄書は二品よりの事にて一種のときは以上とはかゝず伊勢家の說にもはやくいへり右の字にては一品にても害なかるべきかされどその事は今こゝにいふべきにあらず、以上の用方をいふ所なれば

元祿年間刊刻ノ書ニ有識小說ト云フモノ三卷アリ其書ニ本朝ニ於テ天子四十御賀ハ仁明帝ノ嘉祥二年三月ニ起レリトミエタリ本據撿出スベシ

○天祖降跡以來年歷

或僧ノイヘルニ日本書記神武ニ自天祖降跡以逮于今一百七十九萬二千四百七十餘歲ト見エタルハ我佛道ノ常談ナル成住壞空ヲ思ヒヨセタルニテ釋尊ノ說給フ年歷ノ久シキ昔ヨリ本邦ノ開闢モアリタルヨシニ聖德太子ナドノ說アリテコレヲ舍人親王ノカキタルナランイカニトイヘリ、孝コレニ答ヘテソノカミノコト詳ニシルベキコトニアラズ後世ヨリサカシラニ暗推スベキコトニアラズタヽ古傳說トノミ心得ルヲ平穩ト云フベシ若四劫ノコトニ相對シテイハンニハ比喩筭數ノハカルベキナラズ何ゾ僅ニ一百七十九萬二千四百七十餘歲トイハン佛說ニヨルニ四劫循環シテ始モ終モナシ其一劫ニ小三災二十增減ナド云フコトアリ今シバラク其小三災二十增減
一番ニ付キテ云ハンニ、人壽十歲ノ時
百年ニテ一歲ヲ增　千年ニテ十歲
萬年ニテ百歲　二萬年ニテ二百歲
十萬年ニテ千歲　二十萬年ニテ二千歲
百萬年ニテ萬歲　二百萬年ニテ二萬歲
八百萬年ニテ八萬歲ヲ增
サテ人壽八萬歲トナルトキハ又百年ニ一歲ヅツ減ズルコト增益セシ時ノ年數ト同ジ
佛氏ノ年數ハカヤウニ多キヲ何ゾ僅ニ百七十九萬ト云フベキ唯本邦ノ古傳トノミオホラカニオモヒテ有ルベシト答ヘテヤミタリ

○醫者剃髮

和事始卷一〔貝原氏著〕人倫門 薩戒記〔荷田氏家記所繫考にいはく中山大納言定親卿の薩戒記は後小松御宇より後花園にいたる〕に、永享五年九月廿日法皇御惱危急、醫師員能法眼祇候すとあり是を以てみれば此時すでに剃髮して僧位にすゝむ事有りしなり和氣雅忠剃髮して武家の醫に准ずと和氣系圖にありこれによりて考へみるに昔は武家の醫師多くは僧のなせしを雅忠始めて武家の醫に准て剃髮し僧位に進みければ是醫者の僧位にすゝむ始ならむ〔雅忠は、足利家の末世の人ならむ〕 續不問談〔篠崎氏著〕醫者剃髮、薩戒記にみえたり此書應仁年中〔應仁ハ應永ノ誤ナルベシ〕の日記也、典藥頭和氣某薙髮して准武家醫とあり是は亂世の僧徒は閑暇故醫療を業として終に是に倣

モ寶算賀ノ條ニ淳和二年乙巳ニ（天長二）十一月四日丙申朝家奉賀嵯峨太上法皇四十御算、トアリサレド其實ハコレヨリハヤク懷風藻ニ賀年ノ詩兩首アリコノ書ハ天平勝寶三年ノ序アリ天長二年ヨリハ七十餘年ノ昔ナリ

正六位刀利宣令ノ賀五八年ノ詩一首、從五位上上總守伊支連古麻呂ノ賀五八年宴ノ詩一首、イヅレモ五言也

コノ懷風藻ノ撰述スラ七十餘年ノ昔ナルニコノ詩ノ作ハ幾年バカリ又サキダチテアリケン、抑此書ハ貴賤ヲ以テ次第ヲナサズ年代ニテカキツラヌルヨシ目錄ニミエテ此詩ノ作リヌシ刀利宣令ハ（萬葉集卷三ニ歌アリ刀利ヲ土理トアリ）長屋王ノ上ニノセタリ長屋王ハ聖武天皇天平元年ニ死ニ給ツ又刀利宣令ハ養老五年ノ紀ニミエタレバ三十年ホドハ必古シ、通計スルニ嵯峨太上皇ノ御賀ヨリハ百年以前ノコトシラレタリトイヘバ、又士庶ノ間ニハイヅレノ時ニ初マルゾト問フ、孝思フニ下ノキザミト云フキハニナレバ物ニ記スコトモナシイカデ昔ノコトヲシルベキ只懷風藻ナル二首ノ詩モ貴人ニ奉レルヨシモミエザレバオノガドチノ賀年ナルモシルベカラズ、サレドオノガドチ寒郷ニシテ僻石ノ設モナキモノ、イカデ中昔マデハカヽルコトヲセントゾオモハル、ト答ヘタリ

附、四條 八十八歲ヲ米壽ト稱スルハイカナルコトゾト問フニ答ヘテ、僧六如ノ葛原詩話ノ後編卷一ニ八十八ヲ米年ト稱ス吾邦バカリニテ云フヿナリヤ未詳ト見エ、渡邊幸庵ノ對話記ニ人八十八齡ニシテ米ノ字（一本字ヲ守トアリ）ヲ俗家ニカクコト誤也堂上方ハ八十歲ニテ書クナリ米（ヨネ）ハ八十ノ人トカクトイヘリ、コノ二書ニ據テ考フルニ八十八歲ヲ米年ト云フハ典記ニナキナルベシ」

備前文學井四明八十八ノ時米壽ノ二大字ヲ書キテ詩文ヲ四方ニ請ヘルコトアリ例アルコトニヤト問フモノアリ是ニ答ヘテ、杜撰千万ト云フベシ太宰純ノ斥非ニ委曲ニ辨論アリ開キミルベシ井四明ハ近ク原念齋ノ先哲叢談ノ序カキタル人也ケリ」西土ニハ何時ヨリ物ニミユルゾト問フモノニ答ヘテ本文ニ載セタル學山錄習餘講筆ナドニ南宋紹興淳熈ノ比ヨリ慶壽ノコトアリトテ宋史ヲ引證シタリト云テ止ミヌ」

てなくなり給ふはたま〳〵もれたるなり行明の母といふは誤とさだむべし、大和物語第一段に亮子院のみかどいまはおりゐ給ひなんとする比弘徽殿のかべに伊勢の御のかきつけゝると有るところに北村季吟注して行明親王をうめりといふは紹運錄の宇多の條を一わたりみて記したるにてとるにたらず縣居翁は此注をあらためて此院のみかどの男子(ミコ)をうみし故に云々とありさて伊勢は宇多にもつかへてみこをうみ宇多の御子の敦慶親王にもつかへてみこをうみたれば日本史烈女傳にのせざるうべなりけり

此かうがへを人にみせたるにその人いふやう家集にて八ッにてなくなり給ふよしあれど今の家集といふものそのかみの集にや跡より物したるかさだかならず行明の母とせんにもさはり有るべしとも思はれずといふ、おのれ答へて紹運錄に宇多と醍醐と行明の母の名おなじからずされば此書をしひたすらには證となしがたし又伊勢がうめるは十にもたらでなくなり給ふにたがひ有るまじく思ふは紀略によるに行明元服より薨じ給ふまでは廿年ばかり星霜をへたり猶いはゞ榮花物語根合の卷〔活字本廿七ウ〕に近江守實經の君のむすめ候ひけるもおとこみこうみ奉りたりける四五にてうせ給ひにき伊勢がこゝちぞしけると有り是は後三條の東宮にてましましたる時の事也伊勢は八ッにて御子をうしなひ此女は四ッ五ッにてうしなひたりさるにより伊勢がこゝちぞすると有るにあらずや是幼童の御子のなくなり給ふ顯證ならずやといへばその人げにとうなづきぬ

○賀年 附二條

賀年ハ天長年間ニ起ルヨシキケリ誠ニヤト問フモノアリ孝云、天長年間ニ太上天皇ノ寶算ヲ賀シ奉リタルコト物ニ見エテ藤明遠ノ學山錄講習餘筆ニモ天長ニ始マルヨシイヘリ

淳和天皇天長二年十一月丙申、奉賀太上天皇五八之御齡、ト類聚國史卷廿八ニ載セタリ、編年紀略淳和天皇天長二年ノ條ニモ見エタリ此事ハ日本後紀ニアリシナレドモ今其書殘缺シテ此文ノアル卷ハ傳ハラズ、サルニヨリ菅家ノ類聚國史ヲコヽニ引出スナリ編年紀略ハ世ニ日本紀略ト云フコレ也鴨祐之ノ日本逸史ニモ類史ヨリ抄錄シタリ濫觴抄ニ

鯛を奉ることのあるにその魚の損せぬ爲に添へて奉る也といへりその筋の人にたづねて實否をさだむべし六月朔日に氷奉る事も有るをとみえて此ほど渡邊幸庵對話記といふものをよむに六月朔日には富士の大宮より一里奥●山（宮一本）と申所より氷を獻上致し候五月晦日の夜より山を掘出申候三尺四方ばかりに切り候氷駿河の御城へ朔日に上り申候刻は六七寸四方許に成申候江戸へ獻上の氷は上り申候刻二寸四方許に成申候よしに候としるしてあり

○伊勢のうめる御子

宇多院の御子を、伊勢守藤原繼蔭が女伊勢うみける、御年八ッにてはかなくならせ給ふ此事伊勢の集にみえたり御子の御名みえず紹運錄に行明親王母伊勢とあれど塙氏校訂本には母時平女の由に改めたり是は同書醍醐の條によれるにてけにしらるべしいかにといふに行明の母を伊勢としては伊勢集にもあはず編年紀略に行明の事をしるしたるにもあはずその證は拾遺集哀傷うみ奉りたる御子のなくなりて又のとし郭公を聞きて 伊勢「しでの山越て來つらむほとゝぎす戀しき人の上かたらなむ、伊勢集、うみ奉りし君は八ッにてうせ給ひにける云々かへりくる年の五月に時鳥の鳴くを聞てしでの山云々」編年紀略 醍醐延長五年八月廿三日「行明今上第十二皇子爲親王」同朱雀天慶三年二月十五日 行明親王先帝第十四、與天皇同胞、於殿上加元服」同村上天暦二年五月廿七日 上總大守行明親王薨」

孝云、こゝに今上と有るは醍醐也先帝と有るも朱雀の時よりいふなれば是も醍醐なり第十二と第十四との異同後日考ふべし天皇と同胞と有るいかゞ朱雀の母は穩子也行明の母は褒子なり

紹運錄

宇多―醍醐
　├敦慶親王―中務 母伊勢守藤繼蔭女 ○塙本此一行作母伊勢三字
　├雅明親王 母從二位藤褒子左大臣時平女
　├行明親王 四品上総大守○醍醐條四品作一品、母伊勢守藤繼景女伊勢、塙本此一行作母同雅明四字、孝云塙本是也
　├雅明 母從一位褒子時平公女、實寛平御子依御出家後、爲延喜御子
　├保明 母穩子、昭宣公女、諡文彥〔孝云、昭宣公基經ナリ時平ハ基經子也〕
　├朱雀 母同文彥
　├行明 母同雅明、一品上総大守、實宇多子
　└村上 母同朱雀

これらを併考ふるに紹運錄には伊勢のうみて八ッに

難波江六の卷下

○源氏香　十炷香　五炷香　系圖香

夏山雜談五〔無名氏著、寛保辛酉自序〕香ノ式ハ十炷香ヲ本トシテサマ〴〵ノ法ハ皆後ニ出來タルナリ源氏香ノ圖ハ最初ヨリ其圖アルニアラズ五炷ノ香ヲ試覺エタル次第ヲカキシルスニ自然ト其圖出來タル也圖ノ作リヤウ大概左ノ如シ、源氏香ハ香五炷也五炷ノ内一ノ香五包二ノ香五包三ノ香五包四ノ香五包五ノ香五包合二十五包ヲ打交テ何レナリトモ其内五包取出シ香本ヨリ一包ヅツタキ出ス譬ヘバ一二三四五皆カハリタル香トキケバ〓如此圖ヲ名乘紙ニ書キ一四カハリ二三五同香トキケバ〓本ノマヽ如此書キ〔〓櫻友云當改作〓孝云此説是也〕一二同香ニテ三四五カハリタル香トキケバ〓本ノマヽ如此書キ〔〓櫻友云當改作〓、孝云此説是也〕一三同香二四同香五ハカハリタルトキケバ〓如此書キ一三同香ニテ二四五同香トキケバ〓本ノマヽ如此書ク也餘ハ是ニナラフベシ如此キ、タルオボエ次第ニ圖ヲ作レバ自然ト五十二ノ圖出來ルナリ系圖香ハ四炷ナリ一炷ヲ四包ヅツニシテ合十六包ヲ打交テ其内四包ヲ次第ニタキ出ス、キ、ヤウ、圖ノ作リヤウ、源氏香ニ同ジ是モ自然ト十五ノ圖出來ルナリ

孝云、此圖建立おのれよくわいだめず猶よく考ふべし群書類從三百五十九卷に薰物の事多くみえたりひらきみるべし源氏物語は五十四帖あるをここに五十二の圖と云ふ心得ず

○西湖のうつし水戸殿のみそのに有りといふ事

歸化したる舜水に水戶光圀卿おほせて西湖のすがたを園中にうつされたるを渡邊幸庵是を難じて舜水は朝鮮人にてたゞ繪圖をみておしあてにしたればあやまりありおのれは實地を見たればとてそこゝ模様をかへて奉りしよし渡邊幸庵對話記にみえたり幸庵は島原一揆の後かの土に遊歷したるなればさもあるべきかされど舜水は明末浙江の人也西湖もそこにあるを幸庵難じて朝鮮人實景をみずと云ふはいかに此對話も虛言おほきにや舜水は朝鮮人にあらぬ事上にいふごとし〔原念齋の先哲叢談に、舜水の傳あり、みるべし〕

○氷獻上

每年六月朔日加賀侯より氷獻上のよし人みないふ事也掖齋氏のいはるゝには氷を奉るにはあらず此時鮮

鷄首と申すも此御代よりおこれり」同藤榮○流布本ハ、自然居士ト文句同ジ、今ハ田安本ニヨリテ、コヽニシルス　さて唐土の船をば黄帝の時に貨狄庭上の池をみわたせば折節秋の末つかた散りうく柳の一葉に蜘蛛(チチウ)ののりて自(オノツカラ)吹きくる風にさそはれみぎはによりし其時貨狄げにもとおもひつゝ船をつくりて逆臣の蚩尤をやすく亡ぼして代を治め給ふ事一萬八千歳とかや」同遊行柳　彼皇帝田安本、黄帝トアリ、黄皇古人通用のくはてき孝云、貨狄ノ字音ナレバ、くわトカクベシが心聞や秋吹風の音に散りくる柳の一葉の上に蜘蛛の乗りてさゝがにの糸引渡るすがたより工み出せる舟の道田安本、くもののりつゝさゝがれに、糸引きわたすすがたより、たくみいだせる舟なれば、トアリ、是も柳の徳ならすや」説文八下舟部舟、船也、古者共鼓貨狄刳木爲舟、剡木爲楫、以濟不通、段玉裁注、共鼓貨狄、黄帝堯舜間人、貨狄［化益即伯益、詳於梁玉繩古今人表攷、疑即化益、化益即伯益也、［初學記舟條、引束皙發蒙記、伯益作舟」世本王漢集本、漢魏遺書鈔收焉共鼓貨狄作舟山海經、番禺是始爲舟、注、引世本共鼓貨狄作舟、宋忠曰、黄帝二臣、類聚

附　謠曲自然居士と藤榮といづれはやくつくりたらんとおもふに田安殿御本には謠目錄と云ふもの一冊附刻ありその目錄をみるに自然居士には清次作とあり藤榮には作者未詳とあり清次は結崎治部秦清次應永十三丙戌五月十五日死五十二歳とおなじ目錄にのせたり清次よりふるき作者みえずされば藤榮は自然居士より後なるべしとおもひ定めて自然居士の文をはじめにかゝぐ田安殿にて改正のときもそのこゝろしらひや有りけん藤榮の文を改めらたれり

難波江六の卷上終

なり然るに關八州版圖に入て後我國勢彌々強大におよび終に一統の基業をひらかせ給ふに至りては天意神慮の致す所私智私力のおよぶ所ならず

○上臈 小上臈 中臈 下臈

禁秘抄下女房上臈 不謂是非、二三位典侍、號上臈、着赤青色」小上臈 不謂善惡、公卿女號小上臈、着織物幷表着也」中臈 内侍ノ外不着織物類也、下臈 諸侍ト賀茂日吉社司等ノ女也」 孝云、此名目は職原抄後附にもみえたり臈は臘と同じ集韵にみえたり此次第は禁中につかふる女房の階級なり浮屠氏に法臈といふは年數の事にいふなり、源氏蜻蛉に四十九ウきたなげならでよろしき下臈なりとゆるして人もそしらず コレハ浮舟女房侍從ガ明石中后ニ宮ヅカヘスル處 これをかりて今は貴賤上下の次第に用ふるなり源氏物語帚木の卷または濱松中納言物語などに男子にも下臈といへる事あり源氏蜻蛉の卷に薫君のみづから上臈といはれたるあり法師にもいへり手習卷三ウにありさてはふるくも女房にはかぎらぬなり榮花物語若水の卷 活字本七葉ウ にいまはおぼろげならざらんは上臈なりともどぞおぼしめしたると有るはその女房の父兄をさすにか此處文義おのれよく解きえずしばらく書出しおくのみなり

○舟 貨狄

謠曲自然居士そも／＼舟の起りをたづぬるに水上黃帝の御宇より事おこつて流れ貨狄がはかりごとより出たり爰に又蚩尤といへる逆臣あり彼を亡ぼさむとし給ふに烏江と云ふ海を隔て 田安殿ノ本ニハ、烏江を中に隔てければ、トアリ 責むべき樣もなかりしに黃帝の臣下に貨狄といへる士卒 田安本謀士 ありあるとき貨狄庭上の池の表をみ渡せば折節秋の末なるに寒き嵐にちる柳の一葉水にうかびしに又蜘といふむし是も虛空に落けるが其一葉の上に乘りつゝ次第／＼にさゝがにのいとはかなくも柳の葉を吹きくる風にさそはれ汀によりし秋霧のたちくる蜘のふるまひげにもと思ひそめしよりたくみて舟を造れり黃帝是に召されて烏江をこぎわたりて蚩尤をやすく亡ぼし御代を治給ふ事一萬八千歲とかや然れば船のせんの字を 田安本ニハ、舟の船(セン)の字をトアリ 君にすゝむと書きたり「孝云、きみにすゝむト云フハ、文字ノ体チイカヤウニカクニカ、船ノ字公ニシタガヘド、スムト云フコト、心得ガタシ」扨又天子の御顏をれうがむと名付けたてまつり舟を一葉と云ふ事 天子のト云ヨリ以下ナ、田安本ニハ、天下の水路をわたるに、船を用ひつゝ、民の愁をのぞく事トアリ 此御宇よりはじまれり又君の御座舟を 田安本ニハ御ふれには 龍頭

からば御謀叛有まじとも申されざる也
孝云、幸庵は領知一萬石にて駿河大納言（三代將軍の御弟）忠長卿へ附させられたる人にて老後の物語かくのごとし筑後守源君美が藩翰譜卷十一駿河殿の御傳には秀忠公の御こゝろにさることはおぼしもかけ給はぬよしかへすがへすかけり己れ識見淺く紙背に透らずその上に今よりは年久しき事にていづれをまことゝしいづれをまことならずとさだめがたし

○御當家御軍法

改正三河後風土記卷廿二（石川數正岡崎退去）德川家にては古老の數正御家の軍法は熟練せし事なり數正大坂へ降參して謀主となり關白大軍攻くだらばゆゝしき御事ならむと御家人大に憂へける所神君は例よりも御氣色うるはしく連日御たか野にわたらせ給ひ其上にて甲州郡代鳥居彥右衛門に仰遣はされ信玄の軍法の書物武器兵具類甲州に殘りたる者は委く召集めらる井伊萬千代、榊原小平太、本多平八郎三人惣奉行になり成瀨吉右衛門、岡部次郎右衛門二人下奉行とせられ、兼て御家人に召出されたる甲州武士を集め信玄の軍法共遍く穿鑿をとげ給ひ十二月上旬に至り御當家御軍法今より後は悉く武田流にあらため給ふ御家中末々の者まで其旨心得申べしと觸れわたさる
附　石川數正の大坂へ降參したるは神祖の內命ありたるにて間者につかはしたるなりと亡友推易堂某のいへることありその說も長々とありたれど今多くはわすれたりされど此考その理なきにもあらずおもしろくおぼゆればこゝにおどろかしおく

○關東八州神祖御領

改正三河後風土記卷廿八　秀吉より此たび德川家に八州を進ぜられし事快活大度の擧動にあらずといふべからず其實は駿遠三甲信の五ヶ國を闇にうばはんとの姦計に出しもの也關八州と雖も房州に里見上野に佐野常陸に佐竹下野に宇都宮那須等其外國人多し全く八州御領となりしにはあらず駿遠三甲信は久しく德川に口せし地なれば是を秀吉の手に入れて甲州は尤要地なれば始に加藤遠江守を置、後に淺野を置、東海道要樞の淸洲に秀次吉田に池田濱松に堀尾岡崎に田中掛川に山內駿府に中村を置てこれらは皆秀吉が股肱腹心の者どもなり、この輩を要地に置て實は關東の喉を押へて動かすべからずとせし姦謀明らか

マリニテうねヘト平假字ニテモカク也古事記傳四十二廿五ウニモシカイヘリコレ的證ナリ職員令ニ釆部（ウネベ）トアルハ釆女（ウネベ）ノコトニアラズ男也サテ古事記傳四十二六ウ廿五ウ倍ハ部ノ意也ト云フハトラズ語釋考ニ云フベシト答ヘテヤミツ（別ニ波麻二行ノ假字ノ條アリ考フベシ）

〇三本の帆柱を禁ぜられたる趣意

御當家にて大船を禁ぜられ帆柱一本を限れるは外國へ本邦の人渡來すれば切支丹宗門を自然尊崇する族も出來べく又外國へ内々通信通商もあるべしとの遠慮あらせられての事とおもひ居たるに嘉永六年九月大艦製造免許となりたるときの令條にもいよ〳〵切支丹制禁のむね書加へられたれば内々の通信通商はいふまでもなき事なれば切支丹の事のみいはれたるものならむと心得られたり然るにこのごろ佐藤玄海が西洋列國史略をみるに元來本邦の人の外國へゆかぬ事になし給ひしは西洋諸國よりのこのみにまかせられたるにて帆柱一本なれば自然大洋に舟出しがたきゆゑにて切支丹のため又は通信通商におそれられたるにはあらずといへりこゝに佐藤氏の西洋列國史略巻下の全文をあぐること左のごとし

日本の士民國君より罪を得し者或は領地をうしなひ放逐せられし者ども及無賴の惡奴等船に駕し海に航して諸國を侵掠し或は婦女人民を略し或は城邑を落入れ、西は大明國、臺灣島、安南、東京、暹羅（シャム）、呂宋（ルソン）、瓜哇（ジャワ）、渤泥（ボルネル）等すべて嶋邊の諸州みな倭寇に困ぜざる者なし諸國より使を日本に奉じて海盜を禁止せん事を請ふ者甚おほし是に依て海邊の諸國に令を下して海賊を禁制す然れども天草島原の亂の後は罪人海外にのがれ出て瓜哇渤泥呂宋等の諸國倭寇益甚し諸國の日本へ使して禁止を請ふ者數度におよべり於是人の外國に出るを禁じ遂に海船の制をさだめ帆柱一本を限りとし唐船造りの舟をばかたく制する事をとゞむ云々（孝云、諸國より禁止を請ふといふ事は、いかなる書にしるして有るにか、出處尋ぬべし）

〇駿河大納言殿御事

渡邊幸庵對話記　駿河大納言樣御身代果、御家來の分召返さるべきの旨家光公上意ありと雖も歷々は一人も立返り申さず輕き身上の者共四十八人召返さる大納言樣御謀叛の御心の有無は不ㇾ知、但御幼少より天下を讓らるべきと秀忠公御內證にて御約束有之由し

カクハイカナルコトゾト問フモノアリコレハ麻行ト濁音ノ婆行トハ通用スルモノトノミ妄リニ思ヨリカヽル問ハアルナリケリ、本居氏ノ詔詞解巻五六十七ウニ新嘗ハ爾比那閇ト訓ムベシ閇ハ清音ナリ辨ト濁ルハワロシ又ニヒナメト訓ムモヒガコトナリ本居氏ノ意ヲタドルニベトめトハ、詞ニヨリテ通ヘド、今ベトヨマヌカラハ、めトヨムマジキナリトナリ其委キヨシハ古事記傳ニイヘリトアリ古事記下巻、朝倉宮ノ段ニ爾比那閇トアリ、傳ノ八(七ウ)ニ其辨アリ此ニヨリテモ今コノ女郎花ハ乎美那閇之ト和名抄ニ清音ノ閇ノ字ヲカケレバヲミナメシトハ云フマジキコトアキラカ也古今集物名ニヲミナヘシヲ隠シテ糸ヲミナヘシトアル此ヘト云フ詞清音ニテ織ト云フガ如シイヒカケニハ清濁モ混用アレド亦證トナルベシ又問テ云萬葉ニ娘部思ヲミナベシ八巻佳人部爲十巻美人部師同上トアルニ、同ジ萬葉ナル射目立而跡見乃岳邊八巻射目人乃伏見九巻抔ノ射目ハ其意必射部イベナルベキヲ縣居翁ノ冠辭考イメタテ、イメビトノ條併考フベシ、照シ考フレバベトメトハ通フベクオモハルトイヘリコレハ部ハムレノ意故ニメトヨムナリ字音ニハアラズムレハメトツヾマルコノ詞ノ例ヲ推シテ女郎花ヲバ解キガタシムレノ約メノトキニ部トカク例ハ駿河國益頭郡物部毛乃倍ト和名抄ニアルナド地名ナレド其起ハ一部ノ武士ノ集リ居ルヨリノ名ナルベケレバムレノ意ニテ音ニアラズベ也女郎花ノベハムレノ意ニアラズ字音也又問、和名抄ニ清音ノ閇ヲカクナラバ濁音ノ部ノ字ヲ萬葉ニカクマジキヲバイカニト云フ萬葉ニテハ清濁混用ノモノ多ケレバ是モ混用トスベシ若ハ萬葉ナル部ノ字ハ混用ニアラデ女郎花ノベハ濁ルベキヲ和名抄ニハタマ〳〵清濁混用シテ閇ノ字ヲカケルナラントモイフベキ歟タトヘシカランニモ其文字麻行ノ假字ナラネバメノ音ニハナラヌ例也イカニト云フニ字音ノ例ニ清濁音ノ字漢ニテハバビブベボ呉ニテハマミムメモナレド清濁音ナラヌ濁音ハ麻行ニ呼バザルコト也本邦ノ詞モバビブベボハ皆必麻行ニ通フト云フベカラズ其詞ガラニテ一定セズ女郎花ノベノ詞濁音ナランニモ古書ニ清濁音ノ文字ニテベノ字カキテアルヲ見アタラヌ限ハ遽テ、麻行ニカヨフベトハイハレズ麻行ニカヨハ子バ固ヨリメトカ、レヌコトサラ也サラバ口呼ニメト云フハ俗ノナマリナリ雅言ニアラズトシルベシ釆女ヲ和名抄ニ宇禰倍トアリ倍ハ清濁音ニアラズ俗ニウネメト云フハ音便ノナ

政三年庚辰化於西京寓舍、曾求遊之日至下野藥師寺戒壇趾、榛樹成林蔓艸埋路、賦一詩曰、昔日江左八州僧、此地戒壇尤不登、法律陵夷人自少、棒林探趾涙沾肱、悲嘆大法衰廢、其志厚哉」トミエタリ下野ノミナラズ其他兩處ナルモ推シテシルベシ洪歎ニ屬ス

○するがの海のはまつゞら

萬葉集卷十四駿河歌　駿河能宇美、於思敝爾於布流、波麻都豆夜、(千蔭云、夜當作良、)伊麻思乎多能美、波播爾多我比奴、(一云、於夜爾多我比奴)

千蔭云、いそべを東言におしべといふ出雲風土記に波万都豆良毛毛夜夜爾といへる如く廣くはひたるかづらなり〔孝云、縣居翁定本にては此卷を第六と定められて此歌の注に出雲風土記をひかれたるを千蔭そのまゝにこゝにのせられたる也さて、おのれ風土記をみるに此文みえず、翁のみられたる出雲風土記は今本とは異なるにや又翁たまたま他書をあやまりひかれたる猶よく考ふべし〕いづれといふ名は定めがたし、さくその濱つゞらの如く長く絶えず賴みわたりて母がことびとにあはせんといふをうけひかずして心にはむけるといふ也、いましは汝也(孝云、いそへとおしへト通音也、いおハ、あいうえおノ通ナリ、そしハさしすせそノ通ナリ、)

新拾遺戀四寄海戀　従二位行家「つらかれとするがのうみの濱つゞらくるよもまれにひとぞなりゆく、新後拾遺戀一題しらず　權律師桓輸「こひしねとするがの海のはまつゞらくるよもなみの袖ぬらすらん

孝云、此二首いづれも萬葉集の歌を本にしてよめる也律師のくるよもなみのとよまれたるは行家朝臣のくるよはまれにといふを今一際つよくよまれたるなりけり、つゞらはつる草の總名也ツラツル同語也カツラのツラも同じ、カは添へて云詞の由萬葉類林ツラノ條にいへり葛をクズカツラといひ馬鞭草をクマツヾラといひ防己をアヲカツラと云ふ由和名抄にあり併考ふべし(ツヾラノツ、ヲ約レバ、ツナリ、サレバツヾラ、ツラ、ツル、同語ナリ)本居氏の古事記傳卷六十九葉に葛もつらが本語にて何にまれ蔓草をもて頭の飾にかくるを髮葛と云ふ是鬘也さて然鬘に用ふるから立かへりて草の葛をもかつらとは言ふならむといへり(孝云、かハ、物ニかゝルナドノかニテ、タヾ發語ニ添ハリタルモノニハアラジ、ツル草ハ物ニハヘマツハリ、引カヽルモノナレバ、シカオモヘド、本居氏ノ説ニテハ髮ノかナリ、又オモフニ飾ノかニヤ、髮ヲオロスヲ、落飾ト云フヲモ攷フベシ、かざりノかざヲ約レバかノ一言ニナル、りハ上ノ詞ノ活キニテ、義ハナシ、)

○女郎花

誰モ〳〵ヲミナメシトロニハ呼テヲミナヘシト物ニ

壇立後經六十九年▲初例抄下、延暦寺受戒始」弘仁九年戊戌申置戒壇於延暦寺云々東大寺受戒始」天平勝寶七年鑒眞持來五臺山土東大寺盧舍那殿御前立戒壇云々▲釋家官班記臨時受戒事 山門受戒者弘仁十三年六月十一日可傳菩薩大戒之由被下官符依之築戒壇行授戒云々▲叡岳要記上、戒壇院▲物茂卿太平策▲僧綱補任抄出上天平勝寶六年正月十二日鑒眞自唐來云々別作戒壇持來五臺山之土加之本朝受戒ノ始也▲同天平寶字五年正月廿一日ノ勅宣▲太平記卷十五園城寺戒壇ノ事▲平家物語三賴豪▲源平盛衰記卷三十賴豪▲塵添壒囊抄卷十三第三條壒囊抄卷十三第三條、本朝戒壇ノ事▲沙石集卷三下律學之學與行相違事

以上ノ書ニ載ス、ツイテ可見

追加▲鎌內御書四、撰時抄上 孝謙天皇ノトキ鑑眞和尚天台宗ト律宗トヲ渡ス律宗ヲバ弘通、小乘戒壇ヲ東大寺ニ建立セシカドモ天台法華宗ノ事ヲバ名字ヲモ申出サセ給ハズ桓武天皇ノトキ傳教我ト立給ヘル國昌寺後ニ比叡山ト號スコ、ニテ圓頓ノ別受戒ヲ建立シタマフ」同書十七、諫曉八幡抄、園城寺ハ叡山已前ノ寺ナレドモ智證大師ノ眞言ヲ傳ヘテ今ニ長吏ト號ス叡山ノ末寺タル事無レ疑而ルニ山門ノ得分タル大乘戒壇ヲ奪取テ園城寺ニ立テ叡山ニ不レ隨ト云フ譬ヘバ臣ガ王ニ敵シ子ガ親ニ不孝ナルガ如シカ、ル惡逆ノ寺ヲ新羅大明神猥シク守護スル故ニ度々山門ニ寶殿ヲ燒レヌ云々」▲翻譯名義集寺塔篇第五十九 招提唐言四方僧物後魏大武始光元年造伽藍創立招提之名

孝按、出家ノモノハ一所不住ニテ雲水ナレバ寺塔モ一人ノ僧ノ永住ノタメニアラズモト建立ノ趣旨モ四方ノ僧侶ニ施與スルコトナレバ其施ス品物モ多ク僧ダチノ物ト云フ意ニテ四方僧物ト云フ譯モアルナリケリ」

▲續日本紀卷十八 聖武天平十九年正月癸卯、制令七道諸國沙彌尼等、於當國寺受戒不須更入京

コレハ別ニ戒壇トテ建立ナカリシ以前ノコトナレバ其國々ニテモ受戒アリタルナリ入京トアルカラハコノ比迄ハ京師ニテ受戒ハアリタルナリケリ

同卷廿四年天平寶字七年五月戊申大和鑒眞物化云々

孝謂、戒壇ハ何レノモ今ハタエテアトカタモナクナリユキタリ頃日方外ノ友西敎寺潮音師ノカケル無用閑談ト云フモノヲヨメルニ龍海和上字密乘但馬人文

モニミエテ叡山ニテ十二年山ニコモル、コレ定法ニテ五十八戒ヲ守ル梵網經ニアリ大乘律ナリケリ同山ニ安樂谷ト云フアリコヽニ別ニ小乘律アリ四分律ヲ主トス二百五十戒ナリケリコノ四分律ハ三聚戒ノ中ナル攝律義戒ニコモリテアルヨリイヘバ三聚戒ニ隷屬スルモノニ似タレドモ元來ハ四分律一種ノモノニテ隷屬スルモノニハアラヌナリケリ傳敎ハ定慧ノ二ツニ大小乘ノ別アレバ戒ニモ何ゾ二ツナカラントテ大乘戒壇ヲタテントシタルモノナリ、ソモ／＼假受小戒トヲ化他ノタメニハ小乘戒ヲ受クルコトモアレバ彼安樂谷ノ小乘律モステガタシ

カンノクダリノコトドモハオノレ古老ノ物語ヲ聞テ耳ノソコニホノ〴〵ノコリトヾマレルヲ今カイツケテオクニコソ、固ヨリ學ノ蔦モスクナク、マシテ出世間ノコトハウケバリテトヤカクヤトイフコトモシラヌ癡人ナレバキヽヒガメテアランコトハコレヲミン人敎ヘタマヘ

▲眞言密敎ニ二途アリ傳敎慈覺等ノ所傳叡山ニ弘通スルヲ舍那業ト名ゲ世ニ稱シテ台密ト云フ弘法大師已下ノ傳ヲ東寺ノ流ト名ケテ今ノ眞言宗ノ密敎ナリ其戒律ニ二途アリ大乘戒小乘戒ノ中ニ五部ノ傳アリ五部トハ曇無德四分 蒲婆多十誦 彌沙塞五分 迦葉遺解脫 婆麤富羅未至於此 大乘戒ノ中ニ梵網經ト瑜伽論トノ二部ヲワカツ鑑眞和尙ハ大乘ニハ瑜伽ノ𦬇戒ヲ傳ヘ小乘ノ中ニハ四分律ノ戒本ヲ傳ヘラレタルヨシナリ法然上人ハ天台大師ノ所傳梵網ノ𦬇戒ヲ傳受セラル

此一條方外ノ友福田行誡ノ說ニヨル

攷證

▲續日本後紀卷十八、仁明嘉祥元年十一月己未下野國藥師寺者天武天皇所建立也云々望請准太宰府觀音寺簡擇戒壇十師之中智行具足爲衆所推者充任講師便爲受戒之阿闍梨勅講師依請任之」▲拾芥抄下諸寺部 招提寺鑒眞和尙爲戒壇 孝云、日本後紀桓武延曆廿三年 條ニアリ又云 此戒壇卽東大寺戒壇也下文物茂卿太平策條予有說可通考」觀音寺在筑紫在戒壇」藥師寺在下野國在戒壇▲濫觴抄上戒壇 孝謙六年甲午天平勝寶六年四月 東大寺建立之天皇登壇受菩薩戒云々▲同下延曆寺ノ條戒壇 弘仁十年三月十五日傳敎上表云々同十三年壬寅勅許右大臣宣奉勅東大寺戒

逃也、从入トアリ、亡ト書クハ隷變ナリ、隷變ノ字體ヲ以テ、古文ノ亡ノ字ヲ解說セントスルハイカガナリ、其ノ上ニ其ノ說モ分曉ナラズ、誤寫ナドニテモアリヤ、津逮秘書本、稗海本、カクノ如シ別本ヲ比校スベシ 洪邁容齋續筆卷二、錢大昕養新錄卷三、阮元挍勘記論語憲問、隱二年左傳 說文段玉裁注卷十四下、戊己之己、辰巳之巳、 など辨別明白なりひらきみるべし阮元ノ經籍籑詁上聲紙韻に辰巳の巳ノ字を載せて說文を引き又蛇也などの訓を引く又同韻上文に辰巳の巳ノ字ありて止也竟也癒也語終辭也甚也與以同などと云て爰に說文を引用せず引用せざる意は說文の巳ノ字とは別字と云ふにあらず俗字としたるにあらず是はもと一字なれども說文の訓の引伸轉注なれど後世音韵精密になりて此義のときは某字母、この義のときは某字母と分別あるを知らせんとて也、おのれ諗擬符十九第三十に詳にいふ 此二字廣韵上聲止韵ニ入レテ、辰巳ノ巳ハ、祥里切ニテ、邪母也、止也ト訓ズルハ羊巳切ニテ喩母ナリ、コノ止韵ハ、後世紙韵ニ入ル、サレバ籑詁ニテハ紙韵ナリ、羊巳切己ハツチノトト云フ字ニテ、此二字トハ別ニシテ同韵ナリ

郭忠恕ノ佩觿上聲去聲相對、己巳巳弓 上居里翻、身也、二羊止翻止也、三詳里翻辰名、四下感翻、草木之華發、 トアレド字體モ第二第三ノ體混殽シテ分別ナシ善本ヲタヅヌベシ、其解モ心ユカズ、居里モ羊止モ詳里モ下感モミナ上聲ナリ上聲去聲相對ト標目シタルハイカニ猶ヨク考フベシ

○戒壇

本邦ニ古ク戒壇ノ勅許アリシハ三所ナリ大和ニ東大寺、筑紫ニ觀世音寺、下野ニ藥師寺ナリケリ

戒壇建立スルニヨリテ此三寺ヲタテタルニアラズモトヨリアリシ此三寺ニテ戒壇ヲハジメタルナリ

其後延暦寺ニ大乘戒壇ヲ建立セントシタリシトキ東大寺ニテコレヲイナミテ戒ニ二樣ナケレバ不要也ト云フゲニ名目ハ大乘トテカハレル事モナキナルベシ傳敎歿後ニ勅許アリ、顯戒論ト云フモノ三卷傳敎ノ著述也ヒラキミテ圓戒ノ大旨ヲシルベシサテ三井寺ニテ戒壇ヲ建立セントスルニ延暦寺ニテウベナワズ延暦寺ノトキニ東大寺ニテ爭ヘルニ同ジスガタニコソ、其後三井寺ニテ皇子降誕ノ御イノリノコトアリシニ效驗アルニヨリ勅許アリタレド比叡山ニテ猶從服セザリキトカ其後遂ニ黑谷ノ法然ノ弟子某大勸進職ニナリテ三井寺ニモ受戒修行アリタリ、ソモ〳〵コノ勸進職ト云フモノハ重キコトニテ後々ハ宮家ニテ兼帶シタマフトカ、コノ三井寺ノ圓戒ナリケリ

十二年ノ山ゴモリト云フコトハ清少納言ノ枕草子

魄靈

同井筒 亡婦はくれいの姿はしぼめる花の色ならで

同佐用姫 其魄靈をまつりて佐用姫のやしろと申候 流布謡曲に、佐用姫といふ曲なし、こゝは田安本による

同松虫 あら有難の御弔やな、秋霜にかゝる虫の聲聞くは閻浮の秋にかへる心、なほ郊原に朽殘る魄靈是まで來りたり、うれしくとぶらひ給ふものかな

日蓮開目抄下、日蓮トイヒシ者ハ去文永八年九月十二日子丑ノ時ニ頸ハネラレヌ此ハ魂魄佐渡ノ國ニイタリテ、カヘル年ノ二月雪中ニシルシテ有縁ノ弟子ヘオクレバ云々 孝云、コノ開目抄チサス也

○己巳〔毅攺之攺、又訓更之改、並見說文卷三下攴部、而訓更者、从戊己之己、毅攺之攺、从辰巳之巳、兩字別音、段本其字體不明了、毅攺音余止切、訓更者 音古亥切、〕

己キ オノレ、ツチノト 說文十四下部首戊己之己 (古文)

巳シ ヤム、スデニ、ヘミ(スデニヤムノ訓ノトキハイノ音ナリ) 說文十四下部首辰巳之巳 段玉裁云、上實下虛

㠯イ モチテ(ヤムガウラカヘル故ニモチテトナルナリ、持ハ事ナスル也、ヤムハ事ナセザル也、コレウラウヘナリ) 說文十四下巳部、㠯、用也从反巳、段玉裁云、上虛下實

㔾カン 花ノツボミ、說文七上部首、㔾

卩セツ シルシ、說文九上部首、卩、

邑字从卩部首、印字从卩部首、卷字从卩在卩部、厀曲也 段注、卷之本義也」 節字从卩 節字見竹部、从竹卽聲、卽字、見皀部、从皀卩聲、段注、此當云从卩皀卩亦聲」

孝いはく己巳㠯の三字篆書にて混同せねど隷書以下にてはまがひやすしその下にしるしたる㔾卩もその字體上の三字とまがはぬやうなれど卷ノ字の下體はいづれにしたがへるかなどとおしあてにはさだめがたくやあらむとてこゝに書出しおくなり

輟耕錄卷廿五 院本名目 㔾已巳 とみえたるその字體分曉ならずおの〳〵別字にや又同字相疊ものにや考ふべし

又本邦俗間に小野篁歌字盡 已(スデニカミ) 己(オノレハシモニ) 巳(ミハミナハナレ)

巳(ツチハミナツク) とあり是は後世の書にて此分別は何の書によれるものか考ふべし 天和年間ノ刊本ナ、オノレ弃藏ス、 說文によるに文字四つはなしオノレとツチノトとは同字なり

沈括夢溪筆談十七書畫、古文己字從一從亡、此乃通貫天地人、與王字義同、中則爲王、或左或右則爲己、僧肇曰、會萬物爲一己者、其惟聖人乎、子曰、下學而上達、人不能至於此、皆自成之也、得己之全者如此」 とあるは僻說にして採るにたらず 或左或右トハ、此字體、「コレ右ナリ」コレ左也、王ノ字ハ、左右ニ偏ヨラズシテ天地中央ニ一チカキテ、一チ貫ク也、己ノ字ハ、上畫ハ右ニ、下畫ハ左ニ、コレ左右ニ偏ヨルトナリ、サレド亡ノ字ハ、說文十二下部首ニ、亾

閲せず漁隱叢話後集卷十六唐人雜紀と題したる所に流紅記といふものを引きて干祐の事をのせ又藝苑雌黄を引出、名賢詩話に有りとて顧況の故事をのせ又盧渥の故事を藝苑雌黄に有りとてのせたり其顧況の事は本事詩と合し盧渥の事は雲溪友議（卷十）と合す（藝苑雌黄は宋人の著述にて今傳本あり、提要詩文、評類にも入りたり、名賢詩話は今傳本ありやおのれしらず）清康熙のときに薫穀といふもの丶著述に古今類傳といふありその卷三（秋令）に干祐の故事をあげて雜記にみゆるよしなれどおのれいまだ雜記といふものをしらず尋ぬべし、上に引きたる流紅記とおなじ文也たゞ一二の少異同のみなりよつて又思ふに雜記は上文漁隱叢話に唐人雜紀と有るを書名と心得て引きたるにはあらざるか（古今類傳といふ書は俗書也、引用にはたらねど、しばらくこゝにのする也、但し四庫全書總目六十七時令部に此書收めたり）此ほか似類のことふたつみつ有りとて鈴木氏の撈海一得の下の卷にくはしくいへりさて古今の歌をとりて空穗物語菊宴（六ウ）いつばかりそは（ナシ一本）女御の君いさやたなばたの（ナシ一本）心ちせしころよりなむ宮うちわらひ給てもみちのはしはいかにぞと」とあり是も橋といふ

○魂魄（魄靈　幽靈　幽魂）

謠曲實盛　我實盛が幽靈なるが寃は冥途にありながら魄は此世にとゞまりて（田安殿の改正の本には魂と魄と處をかへたり、何故に彼と此と所をかへけむ）

同朝長　梓弓本の身ながらたまきはる魂は善所におもむけども魄は修羅道に殘りつゝ、しばしくるしみを受くる也

同忠度　はづかしやなき跡にすがたをかへす夢の中、さむるこゝろはいにしへに迷ふ雨夜の物語、申さん爲めに魂魄にうつりかはりて來りたり（田安本には、魂魄のかりにあらはれ來りたりとあり）

同楊貴妃　帝歎かせ給ひ急ぎ魂魄のありかをたづねて參れとの宣旨にまかせ上碧落下黄泉まで尋申せども更に魂魄のありかをしらず候（田安本には、急ぎ魂魄のとあるを幽魂のとあり、更に魂魄のとあるを、更に幽魂のとあり）

同同　その身は馬嵬にとゞまり魂は仙宮に至りつゝ

同經政　くらまぎれより魄靈は失にけり魄靈のかげはうせにけり

同八島　落花枝にかへらず破鏡ふたゝび照らさず然其なほ妄執の瞋恚とて鬼神魂魄の境界にかへり我と此身を苦しめて

レタレバコウド讀ムコトハタシカナルベシ舊刊ノ名目抄ハユクリナクコクト傍訓シタルヲ速水氏ハ兼良公ノ指南ニヨリテ校訂サレタルモノナルベケレバ必コウサクトヨムベキコトナリ實煕公兼良公同時ナレバ當時ノ名目ニ同異ハアルマジキ理ナルニヨリ速水氏ハ兼良公ニ據テ改正アリタルナルベシ文武ノ大寶元年ニ太政官處分、王臣五位巳上上日、本司月終、移式部、然後式部抄錄、申送太政官トミエ同二年制諸司告朔文、主典以上送辨官、官惣納中務省トアリコレ上日ヲ告朔ト云フ證也視告朔ノ字ハ類聚國史七十五歲時部淳和天長元年四月庚辰朔、天子御大極殿、視告朔事トアルゾ始ナラン又視朔トノミモ云フ也コレモ類史ニ桓武延曆十九年、四月己巳朔御大極殿視朔トアリ

○紅葉爲媒妁

古今集秋上題しらず　よみ人しらず「天の川もみぢを橋にわたせばやたなばたづめの秋をしもまつ〔六帖(七日の夜)ニモコノ歌アリ〕

顯昭の本にはもみぢを舟に顯昭の注にいはく新院〔孝云、密勘ノ本ニハ、新院ヲ崇德院トアリ、同ジコトナリ、著聞五(和歌)新院讃岐國に云々ト云ヘリ、孝云、實方ノ歌ハ新古今雜中ニ入ル〕の御本にはもみぢを橋にとかゝれたるに橋を直して舟と被書たり但考ニ實方集ニ「天河かよふうきゝにこととはんもみぢのはしはちるやちらずや此歌、若以古今爲本詠歟、然ば實方が所見本は橋と有りけるにや

定家密勘にいはく舟橋唯一說也、船とも橋とも風情よりこんとき共にか詠用なり

孝云、友人木村莊之助のいふやう此二の句は橋のかたよろし紅葉を媒妁にすること書言故事にみえたり仲人をさして橋をわたすなどといふこと本邦にてふるくよりいふ也といへり此說一わたりおもしろし其書言故事卷一媒妁類にのせたるは唐の代の故事にて唐孟棨の本事詩にのせたる顧況の事、唐范攄の雲溪友議の盧渥の事、みな同じ趣なり明の瞿祐の歸田詩話にも御溝流葉といふ一條あれども後世の書なればさしおくべしそも〳〵本邦のむかし此故事にすがりてよめるか又はさるこゝろなくおほらかによむまじきにもあらず作者のこゝろたどりがたし書言故事なる唐干祐の故事を貝原氏の諺草には太平廣記に出たりといへりさては書言故事も廣記よりとれるにこそ、己れいまだ廣記を檢

も姓氏おなじからぬもあり鎌足は中臣氏を改め藤原にせられ弟意美麻呂は猶中臣氏なること續紀文武二年にみえたり又續紀元明和銅五年には多治比眞人嶋が妻、家原音那に連姓をたまひ其六年にいたり家原河内、家原大眞（家原音那の父兄ならむか）に連をたまふさてはしばしの程にはあれど同宗ながら戸のひとしからぬもあり」いづれもまぎらはしき事なればついでにおどろかしおく

○告朔 視告朔

續日本紀卷二（文武天皇）大寶元年正月乙亥朔戊寅、天皇御大安殿、受祥瑞、如告朔儀トアル告朔ハ何カナルコトゾト問フ人アリ是ハ下文二年九月戊寅制、諸司告朔文者、主典以上送辨官、惣納中務省トアル告朔ニテ卽天武紀五年九月丙寅朔雨不告朔トアル告朔ナルベシ（天武紀此下告朔數出）谷川氏ノ通證ニ類聚國史ヲ引キタルニテハ其事跡タシカニシラレズ延喜式ト弘仁式ト公事根源トヲ引キタルニテシラレタリ（公事根源云、是ハ百官ノ行事上日ヲ記シテ月毎ニ天子ノ御覽ゼラルナリ）サテコノ告朔ノ讀ミヤウニ疑ハシキコトアリ、告ハコクトコウト兩音ナルヲコウト讀ムハ何カナル子細ゾト致フルニコノ告朔ハ兼良公（公事根源正月）ノイハル、如ク言惣意別ニハアルベケレド爲秀卿（年中行事歌合判詞）ノ唐ノ文ヨリ起レル事ニテトイハル、、ウベナルコトナレバ西土ニテ告朔ヲイカニ讀ムニカト尋ヌルニ告ノ字入聲コクトヨム也（オノレノカケル諭疑符卷九班曆、卷廿告字去入兩音無別義、コノ二條併考フベシ）シカレドモ古來ヨミクセト云フコトアリテ其義ノ當否ニ膠泥セヌコトナドモアリテ、是シカシナガラ一ツノ典故トナルコトモアルモノナリ今コノ告朔ハ爲秀卿ノ云フ視告朔ト書キテタヾコクサク（塙本如此）ト二文字ニ讀ムガ口傳ニテ侍ル也兼良公ノ云フ視告朔ト書テ只カウサクト二文字ニ讀ムガ口傳ニテ侍ル也コクサクトハ不レ讀也トイヘリ又舊刊ノ名目抄ニハ視告朔（視ノ字不讀之例也）速水氏校刊名目抄ニハ視告朔（視ノ字不讀之例也）トアリ名目抄ハ東山左大臣實凞公ノ撰ナリ視ノ字ヨマザルハ死ノ字ニ音カヨヘバナラン告ノ字ヲコウトヨムハ入聲コク去聲コウノ分別ニハアラデコクヲナダラカニコウト音便ニイヘルニテ（法師ヲホウシト云フモ入聲ヲ去聲ニ呼ブニハアラヌト相似）四聲ノ去入ニカヽハリタルニハアラジカシ、兼良公ハ爲秀卿ノ語ヲ其儘ニ用ヒラレタルヤウニミユレバ塙本ノ年中行事歌合ノ判詞ハ誤寫ナラン（古寫本ナドアラバ校對スベシ）兼良公詞ヲソヘテコクサクトハ不讀也トサヘイハ

興行スルニ便リヨキヤウニシタリサレド其書初ノ程ハヨロシケレド末ニナリテハ入リミダレタルモアリトゾ例ヘバ一冊ノ第一ハワキ脇能、二番ハカケリカハタラキカ三番ハ上ノ舞カ中ノ舞カ四番ハハヤマヒカ神樂カ五番ハ祝言半分スルナリ或ハ一番全アリテ附祝言トテ別ニ祝言ヲ付クルモノアリ但シウタヒバカリ也

附 改正三河後風土記巻十ニ云ク、義昭將軍宣下御祝儀御能あり脇能弓八幡觀世大夫是をつとむ十三番たるべしと仰出されしを干戈の中なればとて五番とさだめらる二番八島三番定家四番道成寺五番鵼」トミエタリコノ處ニ五番トアリ今五番ヲ一冊トナシ公邊ニテモ五番興行シ給フ濫觴ニヤ脇能ハ一番ナリケリ

或人コノ箇條ヲ問フニオノレサラニシラヌコトナレバ昔シ聞キオキタルコトヲイサ、カ書付ケテヤル其案也

○姓氏文字不畫一

すべてこと葉かよへば文字はいづれの文字をかきても元より假字なればよろしされど古事記には此詞をば此假字、日本紀には彼詞には彼假字、とやうにその書毎におのづから分別もありげなれどおのれいまだ一々にはおしきはめず、そも〳〵姓氏などは彼此自他混同すまじき爲に其名目もあるものならむにこと葉かよへばとていづれの文字書きてもよろしといふべからずとおもへど、それはた通はしかけるあり今そのひとつをいはんに、續日本紀巻二文武大寶九年令僧辨記還俗、代度一人、賜姓春日倉首名老、授追大壹」「同六元明和銅七年授正六位上春日椋首老從五位下」懷風藻、從五位下常陸介春日藏老

倉椋藏文字はかはれどいづれもクラとよむ也」扨、略稱する時は他姓と混同することあり此春日倉首を春日とのみ懷風藻いはんには、たとへば姓氏錄右京皇別に春日眞人といふみえたるを眞人の二文字略したらむには春日倉首を略して春日といふ分別しがたかるべしされどそのかみはおのづから互ひにわいだめも有るべくまがふべくもあらざりけん又略稱しており合ひたるのみにあらず文字おなじくて譜系の異るが多けれど彼と此とは同姓也などとは後世よりは言切りがたきことといふもさら也同姓氏にて譜系の異るもの多きことは姓氏錄にてしるべし西土にもかゝる例あり又兄弟にて

尉　老人ナリ、サレバ白髪ナ尉髪ト云フ〇伊勢貞丈云、尉是丈之假借見二上峯第百八十一又安齋隨筆前集八第百六ニアリ

姥　老女ナリ

烏駕籠　亡友吉見鐵一ノイヘルニ、烏駕籠(カラスカゴ)クロヌリハ士人ニマガハザル爲ナレバ誰ノリテモヨシサレバ目玉觀世ハ觀世大夫元章ノコト也、目ノ玉甚大キクアリタレバ、世ニシカ云ヒシナリ、普觀院ト云フコレ也、今ヨリ五六代バカリ以前ナラン常ニコレニ乗テ吉原ナドヘモ遊ビニ往キタリトゾ目印ニナリテ用辨ヨロシトテナリケリ今ハコノ高名ノ乗リタルモノ故ニコレニ乗リタキナドト云フモノモアリ或御役者ノ其烏駕籠ニ乗リタシトイフヲ或一貴人キヽテ汝ハ年モワカク藝モ未熟ナレバ今少シ稽古シテノレトイヘリトカ主客コノ駕籠ノ由來ヲシラズタヾ目玉觀世ノ乗レルヲシリテ規模トオモヒタルゾヲカシキ」トイヘリ

花傳書　同ジ人又イヘルヤウハコノ書群書一覽ニモミエタリ活字本モアリ吉見氏コレナ藏ス花ハタヾ藝ノコトニ用フ別ニ意ナシ能ノ心得ヲカキタルモノナリコノ書ニ文句ノ間違ナド咎ムベカラズト云フ一條アリサルヲ田安殿ニテ文句ヲ改正サレタルハ中々ニソロシ」トイヘリ

觀世代々ノ名　左近トカ織部トカカナラズ俗名ヲ云フナリ三十郎ト云フハ童名也

曾我　コノ謠曲ノ舞コレマデハランモンヲ用ヒタリ文句ニハ蝶鳥トアレバ田安殿ヨリコノ直垂ヲタマフサレド芝居ニテハ早ク蝶鳥ナルヲ田安殿ニテハシラセ給ハヌ故ナリケリ御役者ハ芝居ニ混ゼンコトヲ恐レテタマハリタルヲ不レ用ナリトキケリ

笛　一々シラズトモ十番モオボエヲレバヨシ、タヾネ音ノイルト不レ入トニテ巧拙ワカル

囃　番組次第アリ但シ能トハ別也

アドト云詞　跡くしカ、シテノアト、云フコトナルベシ、ド文字濁リテ云フ

謠曲有數種　▲光悦本一番一冊ナリ、コレ最第一ノ古板本也、内外五百番アリ　▲元祿板〇挿架本（外百番）　▲寶永板元甲申〇挿架本（内百番）　▲正德板六丙申即享保元　▲享保板十八癸丑　▲寛政板十一己未板燒失ノヨシ友人根岸氏所藏　▲天保板十一庚子寛政板トハ、ヨホド文句カハリアリ

能ハ先五番ヲ一日ノ定メトスルナリ公邊ハイツモ五番ナリ狂言二番アリ謠曲ノ書モ五番ヲ一冊トスルコノ意アルナルベシ其五番モ彼ト此ト組合セテ一日ニ

日も良月はなしとにや第五には毎月大盡小盡ひとやうにあらぬをひらおしにして天象をうかゞはんとするは暦算家のわらひとなるべし、そも〳〵八月十五夜は本朝のみならず九月十三日は寛平法皇明月無雙とのたまひてめでそめられしよりおこりける後々は嘉蹤をしたひて文苑中の典故なるを仰て天象をさたするこそをこなれ諸抄大成の圖なにのやくにもならねど徒然草の本文を文面のまゝにとかんとするには益なきにもあらねばこゝにうつしつたへむとすさて婁宿なれば何故に清明なるか、青木宗胡の鐵槌（寛文十二年上）木には未考とありうべなることとなり諸抄大成には僧惠空が參考を引て婁宿は西方七星の中にして又金狗の性なれば水性の月に和して清明也といふ取るにたらず伊勢貞丈が小車錦（第百三段）に牛宿或人云、牛宿は鬼門に當る故これを避くべしと壺井氏又云、陣幕の乳は二十八宿に象どるなり廿八乳結ぶべきを二十七乳あるは牛宿を避くる也とにかく牛宿を除くは禁避にいでて人爲なり天象をうごかすべき事にあらねば無用の辨也

○三番叟（風流、開口、アヒ、四坐、尉、姥、烏鴛籠、花傳書、觀世代々の名、曾我之舞、笛、囃、アド、謡曲有數種、五番）

爲一册

千歳（センザイ）　老人ノ意也、面ナシ

翁　面白シ

三番叟　面黒シ、叟ハ老人ノコト也

イヅレモ老人ナリ三番叟ト云意ハ千歳ト翁トノ舞アリテ三度目ニ舞フナレバシカ云フナルベシイヅレモ一人舞也千歳ト翁トハ能役者ナリ三番叟ハ狂言師也コノ三人連立チテ舞臺ニ出、サテ一人ヅツ舞ヒテ舞終ヘタルモノサキニ樂屋ニ退ク（夏山雜談三ニ、三番叟ハ反閇ノ意ナリトアレド、イカヾアラン）

風流　コレハ狂言ノ初ニスル也、廿番程モアリトゾ

開口　コレハ御能ノアルトキゴトニ林家ヨリ新詞ヲ奉リ御役者博士ヲ付ケテ謠フナリ（ワキノ役ナリ）

アヒ　コレハ能ノ間ニ狂言師出テ其能ノ一番ノ大概ヲ物語スルナリ能ノ間トハ裝束ナド付ケカフル間ノコト也サル故ニ能役者ハ狂言ヲシテモヨロシ狂言師ハ能ノコトヲオロ〳〵ワキマフベキコトナリ

四座（古ハ四座猿樂ト云今ハ五家アリ）　▲觀世（コレヲ上カヽリト云、上ノ京ニ居也）　▲金春（是ヨリ下四家ヲ下カヽリト云、下ノ京ニ居ル也）　▲金剛　▲喜多（金剛本ヲ用フ）　▲寶生（一橋儀同樣御好ミニテ、内外二百番、板本トナリタリ）

西宮記云、嘉祥三年建トアリ、江次第ニ橘氏諸兄公右大臣申立之（白石ノ讀史餘論ニ引ク）コノアリ處ハ拾芥抄ニモ京ノ水ニモナシ

▲勸學院　拾芥抄、「三條北壬生西」山城志、西宮記云、「三條北壬生西、藤氏書生別曹也、貞觀格云、勸學院一區、院是贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣弘仁十二年所建立也、後世爲寺、今在四條大宮西、號更雀寺、故趾唯有清泉、曰勸學水、（名勝志亦引貞觀十四年十二月十七日格）

▲弘文院　拾芥抄、在勸學院北、日本後紀云、和氣朝臣清麻呂以大學南私第、建弘文院

附　勸學院南曹淳和院飯山

夏山雜談卷二（無名氏著、寛祿辛酉自序）勸學院ハ藤原氏ノ學文所ナリ大學寮ノ南ニアリタル故ニ南曹トモ云フ拾芥抄ニ三條ノ北壬生ノ西ニアリト見エタリ其跡ハ今若狹ノ酒井家ノ亭地トナレリ、古老云、勸學院荒廢ノ後春日ノ社猶殘レリ其傍ニ或僧草庵ヲ結ビ居住ス寛永年中此地ヲ酒井家ニ賜ハリテ亭宅ヲ造ラル此時ニ彼庵主ヲ四條ノ北大宮ノ西ニウツシ院號モ勸學院トシテ春日ノ社モトモニ遷シマツリテ彼院ノ鎮守ノ神トセシト也」淳和院ハ源氏ノ學文所ナリ今西院村東ノ傍、四條ノ北西大宮ノ東ニ其舊跡猶殘レリ土人是ヲ飯山ト云フヨシナリ

○婁宿

八月十五日九月十三日は婁宿也此宿清明なる故に月をもてあそぶに良夜とすと兼好法師の徒然艸（下卷第百四段）にみえたり林道春の野槌にその星のめぐりかたをのせたり、淺香山井の諸抄大成（貞享五年上木）に一目瞭然に見やすき圖ありその圖下文にのす、孝うたがはしく思ふことくさ〴〵あり第一には正月元日を何故に室宿と定めけんこれは八月十五日と九月十三日とに婁宿を先あてゝ夫よりかぞふればたま〴〵かくは配當せられたるものならむ第二には内裏囘祿せんからに牛宿をのぞくの理あらむや附會といふべしおもふに八月十五日を婁宿にあて九月十三日を又婁宿にあてむにその間に牛宿あらましかば九月十四日に婁宿とならましさては此說やぶれぬべければかくはおもひよりたるなるべし第三には内裏囘祿牛宿にあたれるといふといづれの書にみゆることかおぼつかなし第四には牛宿をひとつのぞけばこそかく配當も出來たれ若し大内裏囘祿せざらましかば八月十五日も九月十三

太田錦城梧窓漫筆後編上イハク惡源太ノ議ヲ用ヒ清盛熊野ノ途中ニテ變ヲキヽテ狼狽シテカヘル所ヲ阿部野ヘ馳向テ一擧ニ平家ヲ滅スベキヲ信賴其議ヲ不用清盛六波羅ニカヘリ天子ハ六波羅ニ上皇ハ嵯峨ニ潜幸アリタレバ源家朝敵トナリテ滅ビタリトイヘリ錦城又是ヲ評シ人事ヨリミレバ如レ此、サレド天ヨリミルトキハ信賴ハ文モ武モナキ愚昧ノモノヲ上皇寵シ天子上皇ヲ幽囚シテ自ラ大臣大將トナルホドノ妄人ナリ又義朝ハ父爲義ノ首ヲ刎ネ諸弟ヲ殺セル人ナリトイヘリ

○諸氏學問所

淳和院　弉學院　コノ二ツハ源氏ノ長者ガ別當スルナリ御當家御代々ノ始ニハ必源氏長者タルベキ旨ト淳和弉學兩院別當タルベキ由トヲ命ゼラル既ニ長者タル上ハ源氏學問所ノ別當モトヨリノコトナレバナルベシ

學館院　コレハ橘氏ノ長者別當スルナリ

此三院ハ職原抄拾芥抄等ニミユ（西宮記臨時ニハ淳和院ナシ）

勸學院　コレハ藤氏ノ長者別當スルナリ

弘文院　コレハ和氣氏ノ學問所ナリ

此二院ハ西宮記臨時拾芥抄ニノミアリ

▲淳和院　拾芥抄卷中宮城部諸院 天長ト上皇離宮、今西院或云橘大后宮（圖ニハシルサズ、西宮領トアル處コヽナルニヤ、京ノ水ノ圖ニハ、淳和院天子離宮橘太后家西院トアリ、孝云、續日本後紀卷一、天長十年二月戊午朔乙酉皇帝於淳和院、讓位于皇太子トミエタリ、太子ハ仁明天皇也、）

▲弉學院　拾芥抄、在勸學院西、壬氏諸生別當也、在原行平卿申置之、云々、有源氏長者公卿弁辨別當トアリ本朝文粹卷五ニ高五常爲在納言建立弉學院狀ト云フモノ一通ヲ載セタリ其文ニ宗室苗緒、志道齡德者、當得休舍、號曰弉學院ト云フ此宗室ハ天子ノ御一族ノコトナルベシ拾芥抄ニ壬氏トアルハ王氏ノアヤマリニテ王ハオホキミノコトナルベク思ハル、壬氏ナランニハ在原氏ノモノ、トニカク周旋ハスマジキコト也壬氏ハ壬生氏ニテ古今集ニ壬生忠岑ト云フ人モアレド父祖モシレカヌル也行平ハ平城天皇─阿保親王─在原行平トアリ王氏ノコトヲトニカクアツカフベキコト似ツカハシキ也後來源氏ノ長者ニテ別當スルモ其勢ヒシカルベキカ

▲學館院　山城志、二條西南大宮東、文德實錄〔卷一〕曰、嵯峨太皇后橘氏嘉智子、與弟右大臣氏公朝臣議開學舍、名學館院〔實錄館作舍〕〔舍是館俗〕勸諸子弟、誦習經書、」

トテ其策ヲ不レ用、翌日義朝ニ逆寄セラレテ院方滅ビタリトイヘリ錦城是ヲ評シテ又イヘルヤウ人事ヨリミレバ如此サレド崇徳實ハ鳥羽ノ子ニアラズ叔父ナリコノコト御存知ノコト也白河院崩御ノ後崇徳ヲオシオロシ近衛院ヲ立テタマヒ近衛崩御ノ後ハ文ニモアラズ武ニモアラズ後白河ヲ立テ給フハ美福門院ノ惡所行ナレドモ天ヨリミレバ不正ナル崇徳重祚マデハス、マジキ理ナリ輔佐ノ頼長ハ父忠實ノ愛子ニテ兄ノ法性寺忠通ヲ蔑侮シタル人ナリト云ヘリ

附錄　十訓抄可撰朋友事第十五にいはく崇徳院の八重のしほぢまでさすらへ給ひしもみなもとは女房兵衛佐ゆゑとかや

○平治之亂

藤原信頼ハ權中納言兼中宮權大夫右衛門督ニテ後白河ノ寵遇ヲ得タル人ナリ入道信西ハ後白河ノ御乳母紀伊二位ノ夫ナリ後白河讓位アリテ二條帝即位シタマフニ此兩人ナラビニ權威愈盛ナリ其頃信頼ノ大將ヲ望マレタルニ信西コレヲ拒ミタルニヨリ此兩人不快ノ中トナレリ左馬頭義朝保元ノ亂以後ハ平家ニ覺劣リテ不平ナルヲ信頼カタラヒトリテ方人トナシ二條帝ノ御外戚新大納言經宗又今ノキリ人越後中將成親又御乳人ノ別當惟方〔二條帝ノ御乳母ノ子ニヤ尊卑分脈卷七ニハ 顯頼―惟方―女(信頼室) トノミアリ、コノ御乳人ト云フコトハシラレズ〕平治物語ノ下文ニ母方ノ叔父トアリヲモカタラヒ清盛熊野詣ノ隙ヲウカヾヒ後白河ノ三條ノ御所ニ押寄セテ内裏ノ御書所ニ取コメ奉リ其夜信西ノ宿所ヲモ燒ハラフ義朝ノ嫡子義平（イハユル惡源太ナリ）都サワガシトテ登リ來リ信西ヲ獄門ニカケ子息等ヲ流罪ニナシタリ、コノトキ清盛モ急キ歸京シ主上ハ六波羅ニ、上皇ハ仁和寺ニ潜幸ナサセ大内ヲ責メテ信頼ヲ殺シ義朝惡源太ヲモ殺シ頼朝モコロサルベキヲ清盛ノ繼母池禪尼ノ取成シニテ伊豆ニナガシ義經ハ母ノ常盤美女ニテ清盛ノカクシ妻トナルニヨリ命タスカリタルヲ金商人吉次ニ付テ奥州ニ下ル、コレヨリ頼朝ハ二十一年配所ニ春秋ヲ經テ遂ニ後白河ノ院宣ニヨリ治承四年義兵ヲアゲ平家ヲホロボシ建久元年上京シタリムカシ頼朝ヲタスケシ池殿ヲ初メ恩アルモノニ其報ヲナシ正治元年五十三ニテ逝去ス凡テ四十一年程ノ事ヲシルシテ平治物語ト云フ

書燕說のそしりをおひ給ふべし、いかゞはせん、己れ書出しおく意はたゞおもしろしといふのみにて今の時勢にてむかしにかへさむなどとは人もわれもゆめおもふべからず中々に物そこなひとなりてやくなき事なればなりけり

○保元之亂

第七十二 白河院──第七十五 堀河院──第七十四 鳥羽院─┬─第七十五 崇德院（母待賢門院）
├─第七十七 後白河（母同）──第八十 高倉院──第七十八 二條院──第七十九 六條院
└─第七十六 近衞院（母美福門院）

鳥羽帝ノ崇德院ニ御讓位アルハ白河帝ノ御意ニ出タルナリ崇德院御母ハ待賢門院ニテ其實白河院ノ御胤ナレバナリケリ（古事談卷二、臣節ニミエタリ、日本史八十一后妃ハ、鳥羽中宮（卽待賢門院ナリ）傳ニ、古事談ヲ引證トス）其後鳥羽帝美福門院ヲ愛シ給ヒテ崇德ヲ廢シ近衞院ヲ立テ給フ美福門院ノウメル故ナリケリ鳥羽ト崇德ト御父子ノ間ヨロシカラズ程モナク近衞院カクレ給ヘバ崇德院重祚モアルベキニ鳥羽ノ第四宮ヲ立テ給フ後白河院コレナリ美福門院ノ御ハカラヒ也ケリ後白河ト崇德トハ同腹ナレバ美福ヨリハ同ジ繼子ナレドモ崇德ヲ惡ミ其一宮重仁ヲソネミ給フ故トゾ（保元物語上ニアリ）其後鳥羽帝崩御ノ後崇德院御企アリ其時ニ宇治惡左府賴長源爲義其子ノ爲朝御身方ニ參ル後白河ノ內裏ヘハ賴長ノ兄忠道ノ關白ヲ始トシ、武士ニハ義朝（爲義ノ子ナリ）淸盛ノ輩多ク从ヒテ遂ニ崇德敗レタマヒテ讚岐國ニ流シ奉リ爲義ヲ戮ス賴長ハ流矢ニテ死シ父ノ忠實ノ相國ハ配流ニナルベキヲ關白ノトリナシニテ其事ヤミ知足院ニ住マセ給フ年八十四トゾ聞エケル保元元年ヨリ三年マデヲシルシテ保元物語トイヘド崇德院初ノ程ハ讚岐院ト申シタルヲ高倉帝ノ安元ノトキ崇德院トアガメ義朝ノ弟爲朝モ高倉帝ノ嘉應二年ニ遂ニ自殺シタルコトマデヲシルシタレバ前後廿年ホドノ物語ナリ

太田錦城（梧窓漫筆後編上）云保元ノ亂ニ爲朝ノ策ヲ用ヒ其夜御所ヲ燒打ニセンニハ爲朝ノイヘル火ヲ逃ル、モノハ箭ニ逃レズ箭ニ逃ル、モノハ火ヲ逃レズ夜ノ明ケザル內ニ崇德院ノ帝位ハ定マルベキニ賴長ノ翌日南徒ノ僧兵五千人來ルヲ待受テ合戰ヲ始メン

飛火槍トアルコレ鉄炮大筒火箭ノ始也ト艮齋間話巻下ニアリ上ニ引證シタル文永二年ヨリハ三十年アマリ前ニゾ當ル陔餘叢考ニモ詳ニ攷證アリ

附　鐵炮(太平記壒嚢抄一(第十三)○孝云、南浦文集ニ、鐵炮記ト云フ一篇ノ文アリ、)　小筒(唐荊川文集(艮齋引))　倭銃(鄭小筒同上)　大熕(逸史)　中筒(朝鮮物語、大河内秀元慶長七年記引)　炮禍(癸辛雜識前集)　紙炮(壒嚢抄一(第十三))　鳥銃(通證懲毖錄巻一)　種嶋(通證)　火毬(闢邪小言巻一ニ、明人ノ火毬ト事フハ、鳥銃トハ制コトナルベシ、太平記ノ鐵炮コレナラントアリ」)　連城銃(羅山文集二十八)

コノ一條ハ兒輩ノ銃炮ハイツヨリ初マレルモノゾト問フニオノレ兼テカキシルシタルモノ、内ヨリイサヽカ抜出シオキタルヲ今又カキ改メテ答ヘタル案ナリ、安齋隨筆前集巻四(第十四ヨリ第廿三マデ)鐵炮ニ關係スルコト多シ

難波江五の巻下終

難波江六の巻上

○權柄宜レ在ニ皇統一といふ事

源氏桐壺の巻に光君を一世の源氏になし權柄あらせんと帝のおぼしめす所の新釋にいはく本朝の昔は親王こそ政をしり給へれば御門も盛にませしを後には臣下のみかはる〴〵政を執る故に王威おとろへ給ひて遠き國の者すら我意をおこしつゝその比よりぞかの平將門が亂も又ほどなく貞任が亂もおこりにけりしかればいかで古にかへして皇子を執政の臣とし后をも皇統をたてゝ皇親に威あらば御門の榮えまさむとおもふ也臣下のわがまゝせしあまりは終に平家にうつり鎌倉におよべりといひ又いへるに紫式部の意に臣下を我儘のいかにぞやおもひてかくせまほしといふ意より表にはなだらかに大凡の事にかけれど意は此理をさとさんの爲といへり孝按、物語の旨趣々、勸善懲惡などの道々しき筋の事にはあらぬを縣居翁のころは、しかすがにいまだ淸くはおぼしえられず、勸懲の書とおぼしけんされど權柄の皇統にとの說はおもしろしとおもへばこゝに書出しおくなり翁は鄙

廿四六種の園巻廿五千代のやど巻廿六二本の松巻廿七いはた帶巻廿八惠みの露巻廿九つま木の路巻三十月花

今此家譜をこゝにしるす

吉保 出羽守
- 吉里太郎 越前守 染子所生
- 次郎早世 同上
- 三郎早世 同上
- 經隆四郎 刑部小輔 正親町大納言實豐女所生、分地一萬石
- 時睦五郎 式部少輔 同上 分地一萬石

○鐵炮

コノ器ノ製造コノ器ノ濫觴コノ器ノ外國ヨリ渡來ノ年月ナド此レヤ彼レヤト記シ置キタルモノアレドコノ頃トナリテハ天下必用ノ兵器ニテ武士ハ大方ニ心得ザルモノナシ、サレバソノ書キシルシ置ケルモノハ皆反故ニナシテカキ棄テタリタゞ初メテ物ニミユル年月一樣ナラ子バ見聞ノ限ヲコヽニシルス

文永二年 太平記卅九、自大元攻日本事〇孝云、宋度宗元世祖ノトキナリ

元應二年 坤輿圖識二歐羅巴洲

大永年中鈴録十一（比較）

天文八年 日本紀通證、天武六年、引後太平記江源武錐、九州記、及南浦文集〇孝云、南浦文集、不言八年、其他書未檢原文、蔟續攷、傍附後編巻中云、天文八年南蠻ノ牟羅叔舍ト云モノ大隅國赤尾木湊ニ來リ、多禰島時堯ニ炮術チツタフ

天文九年 日本外史十（後北條氏）闕東之有鳥銃、自伊勢氏始

天文十年 艮齋間話下（天保年間安積信著）引新井氏釆覽異言

天文十二年 伊勢平藏錯具足〇孝云、伊勢氏據南浦文集

天文癸卯 建長寺文之南浦文集〇孝云、癸卯、是十二年也、

天文十三年 中井氏逸史一

天文十四年 岩垣氏國史略（引中井氏說）

弘治二年 青標昏

永祿三年 成島司直改正三河後風土記七（今川義元尾州發向）〇孝云、是年ニ始マルトハナシ、コノ合戰ニコノ器チ用ヒタル事ノアルナリ

天正四年 逸史巻三、是歲蠻舶抵豐、貽大熕二於大友宗麟、其傳遂廣〇孝云、天正五年ノ條可考

天正五年 艮齋間話續下〇孝云、中井氏ノ逸史ニ、天正五年トアルチ、天文十年ヨリ始ルヨシノ證チ出スナリ、天文十年ノ條合併スベシ、孝此頃逸史チ檢スルニ天正四年ニ、蠻舶抵豐、貽大熕二於大友宗麟トアルチ指シテ、四年チ五年ト筆誤シタルモノナラン、サテ中井氏ハ天文十三年ノ條ニモ外國ヨリ鐵炮チ傳ヘテ、十數年間、卒偏天下ト載セオキテ、天正四年ニ至リ、其傳遂廣トカケルナリ、遂ノ字味フベシ艮齋タゞ此條チノミ吿メテハ、ワロカルベシ、然レドモ天文十年ニ云フベキチ十三年ニ係ケタルハ、中井氏ワロシ、友人栗原氏柳菴雜筆卷一ニモ十三年トアルチワロシトイヘリ、岩垣氏ハ中村氏說チ引キナガラ天文十四年ノ條ニノセタルハイカナルコトニカ

西土ノ書ニテハ宋元通鑑、宋理宗紹定五年ニ震天雷

軍御成」五年二月息女市姫嫁于松平右京亮輝貞、三月次郎沒、五月三郎生〔母染子〕十一月北方父沒號節操院葬於龍興寺」六年九月正覺院七回忌」七年川越城主トナル三郎歿染子ノウメル姫君アリイタク煩ヒテアマニナル右京亮輝貞四位ニナリテ右京大夫ニ轉ズ四郎生ルコノ日記カケル女ノ腹ナリ」八年常憲殿五十御賀、女子生〔母重子〕」九年三ノ丸七十御賀〔常憲院殿ノ姉君なり〕五郎生〔コノ日記カケル女ノ腹ナリ〕」十年吉保四十賀」十一年東叡山、建根本中堂」十二年正覺院十三回忌、太郎叙四位任越前守、年十三」十三年北方ノ母歿ス」十四年賜松平稱號、且賜御諱一字」十五年三ノ丸叙一位、吉保北方登城、四月自火」十六年正親町大納言實豐卿薨コノ日記カケル女ノ父也コノ女年十六江戸ニ下リ十年アマリニナル正覺院十七回忌、大地震大火」寶永元年依去年變災改元、侍從〔太郎ナリ〕迎妻、十二月甲府中納言殿爲將軍家養子〔文昭院殿是也〕吉保ニ甲府中納言殿ノ封祿ヲタマフ」二年常憲院殿六十御賀、任右大臣、法性院遠忌〔信玄也〕染子歿、〔太郎母也、靈樹院ト云、龍興寺ニ葬ル〕侍從北方出産女子生、吉保連署ヲユルサレ、右京大夫一人ニテ萬事ヲナス、痲疹流行」三年西御所御成〔風流使者記ナミルニ是年自撰碑文、造壽藏於甲府ナリ〕四年吉保五十賀、〔四郎任刑部少輔、五郎任式部少輔〕五年六郎生、〔母大膳君〕西御所痲疹」六年御所痲疹正月十日薨、臺上剃髮淨光院ト云、二月九日薨痲疹、五ノ丸剃髮瑞春院ト云フ、鶴姫ノ母也〔渡邊幸庵對話によるに五ノ丸は、卑賤しの者の女にして、父は權兵衛といふ〕北ノ局剃髮壽光院ト云フ〔常憲院殿ノ妾ニテ大典侍君ト云〕女子生〔母柳子〕五月吉保母八十賀、北方五十賀、六月三日致仕、同日四郎、五郎兩人分地、同月十八日、駒籠別業ニ移ル」

孝云松陰と云ふ名は松平の稱號給はりたる柳澤家に身をよせてをる女なれば其日記をかくは名をおほせけん第十九ゆかりの花の巻に松陰のたぐひなきにもと云ふ詞もみえたりおのが身の上をかけるなり此日記を三王外記〔憲王〕に引合はせて讀むべし、さらばそのかみの時勢をろ〳〵しらるべし此日記のみにてはへつらへること多ければ事實を得がたかるべし扨その巻々の名は巻一むさし野巻二たびごろも巻三ふりにしさと巻四みのりのまこと巻五千代の春巻六としのくれ巻七春の池巻八法の燈巻九わかの浦人巻十から衣巻十一花待諸人巻十二こだかき松巻十三山ざくら巻十四玉かしは巻十五山水巻十六秋の雲巻十七昔の月巻十八深山木巻十九ゆかりの花巻二十御賀の杖巻廿一夢の山巻廿二悟のまき〳〵巻廿三おほみや人巻

ラベノセテ新續古今ニ永享トアリ永享ハ兼良關白シタマフ七八年前ナリサレバ公賢ニアラズ杲守ノ名モカレトコレト同名モアルベキナリ杲果ノ異同モアリ巻上跋尾ニヨルニ果守ハ石山僧正ナレバ其筋カケル者ニテ猶ヨク致フベキコト也、孝又按、上巻（唐家世、立部第二十一）大明（已下私加、云々、此帝隆慶元年當ニ本朝永祿十年）トアルヲミルニ明ノ洪武元年ハ本邦後村上帝崩ジ給フ年ニアタル實煕左大臣ヲ辭タル長祿年間ヨリ九十年バカリ前ナリ公賢ノ作トセンニハ大明ノ洪武ヨリサキニ薨タルナレバコノコト書クベカラズ實煕ノ作トセンニモ永祿十年ノ年號イカヽナリ實煕ナクナリテ九十年バカリスギヌベシ然レドモ已下私加ト云フ文アレバコノ處ハ公賢實煕ナドヨリハ遙ニ後添加シタルモノナリ奈佐氏隅東ノ本ニハ此條ナシ古本ニコソ」公賢集ハ塙氏ノ續群書類從ニ入レタリ嘉永三年温故堂主人公賢自筆ノ家集ヲ携來リテミセラレタリ草稿本ニテ傍ニナホサレタル處アリカネテ藏シタル家集ハ其ナホサレタルト合スル處アリトイヘリ、古筆了節ヨリカリタルヨシナリ」

サテ兩公ノ略譜ヲコヽニシルス

公賢（洞院）（公卿補任、觀應元年（貞和六年二月改元）三月十八日、上表辭太政大臣、年六十延文四年出家、年六十九」尊卑分脈、九條師輔九男公季流、延文四年出家、同年薨）
- 實夏—公定—滿季
- 杲守
- 實煕（公卿補任、長祿元年（康正三年九月改元）四月十一日、上表辭左大臣、年四十九、同年六月出家」尊卑分脈ニ薨ズル年ヲシルサズ）

○松蔭日記

此日記は三十巻あり巻毎にその巻の名あり（下にしるす）柳澤出羽守吉保が妾正親町大納言實豐卿の女のかけるものとぞ貞享二年の比より寶永六七年までの柳澤家の繁榮なりしを榮花物語續世繼などの文體にかけり筆たけて源氏物語よむこゝちす常憲院殿の御代のはじめより文昭院殿の御代のはじめにて筆をとゞめたり三十年ばかりなるべし吉保退隱して駒籠のなり所にうつろひすむまでの事どもなりけり其大凡は

貞享二年叙爵任出羽守」同四年九月太郎生（吉里 母染子）同月出羽守父沒號正覺院葬於月桂院（元祿七年、正覺山月桂寺ト改ム、初ハ平安山月桂院トイヘリ」）元祿三年五月次郎生（母染子）十二月叙四位」四年將

シ孝ガ藏本ハ掖齋狩谷氏ノ帳秘ヨリ影抄シタリ編年紀略ト題シコレモ文武ヨリ後一條マデアリ缺佚ハ上ニシルスト同ジ近隣朽木氏ノ藏ニ兩通アリ其一通ハ末ノ九代ノ處ノミナルガ後一條帝ノ長和五年五月廿九日ヨリ七月廿日マデノ文アリ掖齋ノ本ニ佚シタル處ナレバ今コレヨリ補入シタリ又其朽木氏ノ本ハ宇多ノ一終アリテ卷一トスレバ、オノレ審察スルニ扶桑略記第二十二卷宇多紀ヲ摘錄シタルモノ也後人ノ妄増ナリケリ又其朽木氏本ニ淸和貞觀十一年（正月至八月、）光孝元慶八年、仁和元年（秋以下ナシ）ノ文アリコレハ三代實錄卷四十四、四十五、四十七ヨリ抄出シタルモノナリコレモ後人ノ妄増ナリケリ

○婦德の大むね

紫の上のらう〳〵しくおほどかに心やすき物からおもりかに用意ふかく明石の上の心たかき物からよくへりくだり花散里のこゝろしづかに物ねたみせず朝顏のふかく名をしみ玉かづらの人の掛想をさまよくいひのがれ總角の君の父宮の遺言を守り空蟬の強て貞節をなし末摘花のすさめられぬものから心ながくしのび過して待えたる、是らみな婦德をあらはして早く品定にすきたはめるをしりぞけまめなるをあげ、その外よきかとすればあしきことあるをあげ、その害をあらはしたるは古へ人をいふやうにおもへど實は式部がこゝろをしるしたるなり

右縣居大人の源氏物語新釋の惣釋にみえたりその論簡易にしてよくいひとほされたり此ごろ女子の規則をといふものありその答に抄出してあたふ

○拾芥抄撰者

拾芥抄ハ實煕ノ作ノ由イヒツタヘタリ東見記上（八ウ）倭板書籍考六（八ウ）琴後集十一（一ウ）何レモ同ジ唯獨松下見林ノ手澤本天文廿三年ノ跋ヲミルニ此抄洞院中園相國公賢秘書也トアリサテ拾芥抄卷上ノ跋尾ニ杲守（印本ニハ、果守トアリ、尊卑分脉ニ杲守トカケリ）ト云フ僧ノ名見エタリ此僧ハ公賢ノ子ナレバ松下氏ノ公賢ノ作ノヨシイヘルハ面白キコトナリ此二人ノ間オホヨソ出入百年程ノタガヒナリカヽル髓腦メキタル書ハ聊モ古キ方コノマシケレバコヽニ書出シオクナリ、實煕ハ名目抄ヲカケリ公賢ハ園太曆ヲカケリ公賢ハ足利尊氏ノ時ナリ實煕ハ一條禪閤兼良ト同時ニテ足利ノ義勝（第六）義政（第七）ノ頃也但此コトヲ口强ク云兼ヌルコトモアリ卷上ニ撰集ヲナ

○文ノコ、ロハ　附、言コ、ロハ

コレラノ詞ハ和文ニ交ヘテハ用フベカラズコレハ博士又ハ佛家ナドニ注脚ニ云フ詞也サレドヤ、古クヨリ文章ニモ注解メキタルニハコレカレミユル也日蓮上人ノ兄弟抄録内十六ニ傳教大師責伏サセ給フニハ雖讃法華經、還死法華心等云々、言フ心ハ彼人ノ心ニハ法華經ヲ讃ト思ヘドモ理ノサス所ハ法華ノ心ヲコロス人ニ成リヌトアリ又佛者ノ書ニ文ノコ、ロハト云フ詞多シ上文ニ經論ナドヲ引置キテ其注解ヲスル處故ニ文ノコ、ロハト云フナリサレド本邦ノ語路ヲヨクシリタラン人ハ注解メキタル文ニモセヨカ、ル手筒ノ詞ハカクベカラズ筆トラン人心アルベキコトナリカクイヘバトテ文ト打マカセテ云フヲワロシト云フニハアラズツヾケガラノ上ニ其詞ハ雅ニテモ俗ニナルコトヲ云フナリ文ト云フヲ俗ニアラズト云フハ其證イクラモアルベケレドモ其一ツヲイハン漢書外戚傳ニ王夫人又陰使人趣大臣立栗姫爲皇后、大行奏事、文曰、子以母貴、母以子貴、今太子母、號宜爲皇后トアリコレハ隱公元年公羊傳ニ子以母貴母以子貴トイヘルヲ本據ニシテ文曰トイヘルナリケリコレニテ文トノミ云フヲ俗ニアラズト知ルベキナリ注ト本文トヲナラベイハントキニ本文ヲ文トノミイヘルモノアリ此ゴロ劉子玄ノ史通ヲ讀ミタルニ清朝人ノ注カ通釋ノ卷首ニ擧例ト云フモノアリ其中ノ六曰雜按ト云フ條下ニ注ハ混レ文、文ハ混レ注トアリコレヲ本編ノ卷十一史官篇ノ注ニ此注一本混作大書トイヘリコレニテ文トハ正文ナルコトヲシルベシ

○日本紀略

コノ書二十六卷アリ卷三、卷九、卷十一、卷十二、卷十三、卷十七、卷十八スベテ七卷亡佚シタリ編輯ノ者ノ姓氏シレズ文武帝ヨリ後一條マデノコトヲシルシタリ是マデハ寫本ナルヲ近日刊本ニナルヨシヲ聞キタリ六國史ノ後陽成、光孝、宇多ハ缺佚シ醍醐ヨリ後一條マデ九代是ヲ九代紀トイヒテ國史ニアル處ヲ除キ人間ニ單行モスル也楓山ニアル日本紀類ト題シタルモノコノ書ナリトゾ御本日記ニ載スルモノニテ駿府ヨリノ御物ニコソ鴨祐之ノ日本逸史ト水府ノ日本史トニ日本紀略トコノ書ノコトヲイヘリ其頃カ、ル名ヲ負セタルナリケリ光圀卿ト祐之トハ同時ナリイヅレカサキニイヒ初メケン古書ニ日本紀略ト云フ名ナ

名高く班女が故事に秋扇を云也（齊紈とは、齊の國よりいづるうすものにて、名產なり）謠曲に班女と云ふあり是は美濃國野上の宿の長に花子といふうかれ女あり吉田少將といふ人東へ下向のときしたしうなられたるがわかるゝ時逢ひみんまでのかたみとて扇を取りかへてゆかれたるを此女待遠になりて狂人となれるよしをつくりたり此謠曲に此故事をも引きたり（扇を取りかへてわかるゝ事は、源氏花宴の卷にもあり、弘徽殿のほそどのにて、源氏侍と朧月夜とあへる時の事なり）

○日本史不レ立二神功紀一

水府の日本史には神功紀をのせず仲哀紀より應神紀にうつる、日本紀にたがへるは其意いかにと問ふものありつら〳〵日本史應神紀の賛を味ふるに應神帝軟弱にて母后の擅政したまふにはあらず英氣あらせ給へどよろづ母后の指麾うけ給ふは孝道の至極なり後世よりそのかみを評するときは儲君とひとしき位に居させ給ひても猶萬機の政をすべられたるとひとしくあれば神功紀を別にかゝせ給はぬにこそ、彼司馬遷の惠帝紀をかゝずして高后紀のみをしるし班固が惠帝紀と高后紀とをならべのせたるとは霄壤のたがひにこそ、但し西山公は古事記によられ神功紀を別にかゝせ給はず舍人親王は班氏にならひて神功紀と應神紀とをかゝれたるなり

○荷田　閩田

荷田御風がみづからの氏を閩田とかけることを織錦齋のうしの琴後集七の卷なる自寛へあたへられし書にいとあるまじきことにいはれたる、うべなることなりされど閩の字をかとよめるはあるまじきことといはれたるはいさゝかうたがはしとて友人前田夏蔭のいはれたるは一切經音義卷十九蚊蝱の注に蚊或从蟲作蟁又作閩或作𧌒幷古字也とみえたり斯ればはやく蚊閩通用せし例もあらむとおぼゆ蟲を省て虫とかくは常におほく書きならふ所なれば閩蚊同義にて蚊を閩に作る例なしとはいひがたかるべしといへりげに前田氏のかうがへられたるよろし猶いはば禮記月令（仲秋）鄭玄注、白鳥也者、謂閩蚋也とみえ陸氏の釋文には閩音文、依字作蟁、又作蚊とあり集韵平聲（文韵）閩蟁東南越名或从蟲といふ、かゝれば閩を蚊にかれるいとふるきことなり、さて織錦齋のうしは時文摘紕にも此事をいはれたり前田氏のひかれたる音義は慧琳の音義なり

京都の地理をかける書なり京の水としも名づけたるよしいかにと問ふものありそれに答へたる案、是は皇朝の都を西土の都の有りし所の名になぞらへてよぶ事の有るよりおこりたるものなりかの周の代漢の代などに洛水といふ水のほとりにみやこしたるよりこゝに借來て上京の事を上洛ともいふなり水に緣あれば都の花といふやうなるいひなしに京の水と名をおほせたるなり水は地理の第一のものなれば地理の書名にはにつかはしき名にこそ史記項羽紀に古之帝者、地方千里、必居上游といひ集解に文穎の說をのせて居水之上流也、游或作流、とあり

○旗

源白石が東雅卷十器用に萬葉集抄といふものを引きてハタといふは古語にハといひしは長なりタといひしは手なり手の長くしてかゝれるをいふとみえたり古の手といひしもの後にはまた足ともいひけり倭名抄にハタアシとみえし卽是也とあり白石がひける萬葉集抄は仙覺抄なるべしとおもひて豐旗雲萬葉卷一の注をみるにみえず猶ひろく尋ぬべし谷川氏の和訓栞には羽垂の義ならむといへり兩氏の說何れもうけがたし、はたははためくものにて翻るかたよりの名にはあらぬか白石がはは長なりと訓ずるおぼつかなし但しはるか遙はら腹、原などいづれも長く廣き意なきにはあらねど旗はこの詞とおなじ意にはあらじとおもふなり辨疑書目卷下書寫書目の條に、萬葉集抄二十卷宗祇作とあり、白石此抄をひけるにや、おのれいまだ此抄をみず後日檢閱すべし

○班女扇

漢成帝のおもひものに班倢伃班は、その女の姓なり、倢伃は女の官名なり、女御更衣の類なりといふ有りけり御子をも二人までうみて時めきはなやぎけるが後に趙飛燕と云ふ女に御こゝろうつりて御かへりみいたくおとろへゆくを世のさがぞとおもひとりて人をそねむ事もなくたゞあらぬよしなしごといひいでられていかなるうきめにかあはんと其こゝろしたくして帝の母君のすませ給ふ長信宮にうつりて母君につかへ奉らむ事をねがへるにみかどゆるし給へりそれより母君の御もとにぞさぶらひける此ときみづからよめる詩は漢書の本傳にのせたれど扇のことはなし文選卷二十七に怨歌行一首班婕妤とて新裂齊紈素、皎潔如霜雪、裁爲合歡扇、團々似明月、出入君懷袖、動搖微風發、常恐秋節至、涼風奪炎熱、棄捐篋笥中、恩情中道絕、と云ふ詩をのせたりこの詩より

むみやうのあかしがたまよひの雲もうちはれてとい
ふ詞あり、このしちゑむみやうとはいかなるとぞと
人のとふにこたへたるその案、　是は佛家の語なり
成唯識論卷十に四智とて大圓鏡智、平等性智、妙觀察
智、成所作智と四の智をならべあげてそのあとに、究
竟位と云ふ名目ありて性淨圓明とみえたりこはこの
四智の究竟したる所なりその四智の圓明は眞如の月
の明になるなればあかしがたと秀句にいひうつした
るなりひろく釋典をたづねたらんには四智圓明と四
字連熟の句もあるべけれどいまとみに見あたらずさ
て此詞は謠曲源氏供養に四智圓明のあかしの浦にと
いふよりとれるにて佛典に迄もとづきてかけるには
あらざるなり

○泉涌寺

山城國愛宕郡にあり齊衡三年（第五十五代文德）左僕射緒嗣の建
立にして後堀河院（第八十五代）の御時に宮寺となりたり四
條帝（第八十六代）はじめて此寺に葬り奉るそれより十三代
を經て後光嚴（第九十九代）又をさめ奉りてよりは世々此寺
に葬り奉る
此事山城名勝志卷十五（愛宕郡）山陵志などに詳にみえ
たり

○沙羅雙樹

沙羅雙樹ノ花ノ色盛者必衰ノ理ヲ顯スト平家物語ノ
初ニアルハ本文アルコトニヤト人ノ問フニ答ヘタル
其案、此語ハ源平盛衰記卷一ニモ同ジサマニ記シタ
リコノ盛衰記ヨリ平家ニトレルカ平家ヨリ盛衰記ヲ
カケルカ兩書ノ先後オノレ詳ニシラネドイヅレニモ
本文ハタシカニアルコト也今其本文ヲオロ〳〵イハ
ン、昔釋迦如來此樹下ニテ涅槃ニ入リ給フ、東西南
北ノ四方ニ此樹ナラビテアレバ雙樹ト云、沙羅ハ梵
語ニテ此ニハ堅固ト譯ス、カク譯スルコトハ此樹冬
夏不改トテ常葉木ナレバ也シカルニ佛涅槃ノ時ハ皆
悉變白トテ其樹カレハテタレバコレ盛者必衰ノ理イ
カニモ顯然タル事ニアラズヤコノ事後分ニミエタリ
後分トハ涅槃經ノ續補ト心得テヨシ、サルハ始メ唐
土ニ涅槃經ワタリテ其後猶遺リタル涅槃經ノワタリ
タルヲ初メノ涅槃經ニ對シ後分トハ云フナリ以上ノ
コト近クハ宋人ノカケル翻譯名義集卷三（林木）沙羅ノ
條ニミエタリ

○京の水

當山御執行トアルヨシ嘉永三年庚戌十一月傳通院幹事智曇オノレニ書付ケテミセラル又同年傳通院ノ學頭寮ニテ（學頭コノトキハ隆眞ト云フ僧也）此山ノ舊記ナリトテミセラレタルニハ伏見ニテ御逝去ノ後洛東智恩院ニテイカメシキ御葬送アリタルヨシアリ其坐ニ二老行誡和尚モ居ラレタルガ行誡ノ云フニハ智恩院ニテ德泰院ト御戒名ヲ奉リテ今ニ智恩院ニテハ傳通院トハイハズ德泰院ト稱スル由イハレタリ、孝按ズルニ是ハ武江ヘ下ラセ給フ迄ノ假ノ御法號ニコソ、疑ハシキハ智恩院ニテイカメシキ御作法アランニハ日頃モ經ベキニ中川氏ノ柳營略譜ニ九月十三日江戶御着棺トアルアヤシムベキコトニアラズヤ又御用部屋ニアル御年曆ニハ八月廿九日於江府逝去トアリ、柳營略譜ニハ於伏見城逝去、同晦日御發棺（水野日向守勝成松平讚岐守定勝以爲御一門、旅中供奉、）九月十三日江戶御着棺、同十六日御入傳通院（小石川）同十八日御道葬（伏見城ニ逝去ノ事、京御見物トテ、御上京ノ所御病氣ニテ、被爲入伏見城、逝去也、）トミエタリ孝云中川氏ハ晦日云々トイヘド御年譜ニ八月小トアリ佐久間氏（享保年間自序アリ）ノ東遷基業卷廿一ニモ八月廿九日神君ヲ所レ生ノ水野氏ノ女卒シ給フ江戶小石川ノ上ニ葬リ奉レリ今ノ傳通院是也トアルノミニテ晦日ノアリナシシラレズ、柳營婦女傳（作者未詳）ヲミルニ是ニテモシレズ慶長日記ニハ八月ト題シテ大小ヲイハズ脫字ナルベシ前後ノ月ニ大小ヲ記セバナリ（別本可考、予唯朽木氏ノ本ヲミルノミナリ）廿八日ニ大御所ノ御母公傳通院殿薨御、御年七十五トアリ廿八日ト記シタルハ誤ナルベシ他書廿九日トアレバナリ大御所ト云フハ追書ノ詞ナリコノトキ大御所ニハアラズ

○古筆鑒定平澤氏略譜

初代 了佐（平澤氏 大閤秀吉公賜琴山之印）— 二代 了榮 — 三 了祐 — 四 了周 — 五 了珉 — 六 了音 — 七 了延 — 八 了泉 — 九 了意 — 十 了伴（一作範）— 十一 了材

此譜天保十年岡田氏顯忠に借てうつす（後拾遺集古寫本北畠親顯卿眞跡、古筆了仲貞享甲子七月上旬之證狀アル本ナ友人前田夏陰見タルヨシイヘリ、了仲ト云フモノコノ譜ニナシ尋ヌベシ、貞享ハ天和ノ次元祿ノ前ナリ○雍州府志大應寺ノ條ニ平澤了佐ノ事アリト、友人青藍氏イヘリ（後日原書ミルベシ）

○四智圓明

つくし琴の曲に明石といふあり此明石の曲にしちゐ

も此集を金槐と稱し奉るよしは職原抄に二槐者、周世外朝植三槐、三公班列其下、槐者懷也、懷遠人之義也とありてその事は周禮秋官朝士の條に面三槐三公位焉といふによれるなり蔡邕の獨斷に三槐三公之位也といへるも周禮によれるなり實朝公は三公にのぼられし御方なればかく御集を名づけしなり金は褒美の詞にて故事はたゞ槐の字にのみあり中院通村公おなじく通茂公おなじく通躬公此公だちの御集をあつめて三槐集といふいづれも三公にのぼられたるよりの事なるべし又或人のいふやう金槐は鎌倉の鎌を省く金とかけるにはあらじやといふ是も捨てがたし

此一條は今の奈良奉行の根岸肥前守が、ずぎしとし問へるに答へたる案なり

○傳通院殿

逸史卷十（慶長七年八月廿九日）水野氏卒（年七十五六君出母）葬于礫川、謚傳通、詔贈一位

孝云、嘉永四年ハ二百五十年ニ當ラセ給フ無量山傳通院ヨリ御贈位ノコトヲ申タリ寺社奉行ニテ今日マデハイカナル御取扱ヲ致シタルゾト問ニ無位ニテイマシタマヘド神祖ノ御實母ナレバ御代々ノ御裏方同樣ニイツキカシヅクコレヲ答トゾ

賴氏ノ日本外史ニハ八月生母水野氏卒爲建傳通院トノミアリ中井氏何ニヨレルカト攷フルニ木村氏（名高敦字世美稱彌十郎）ノ武德編年集成卷四十九、慶長七壬寅年八月廿九日神君ノ御母公御大方殿逝去、春秋七十五歲是ハ水野右衞門大夫忠政ノ息女也武江小石川無量山壽經寺ニ葬リ一位ヲ贈ラル傳通院殿一品大夫人光岳容譽智香大姉ト謚ス且壽經寺ヲ改メ傳通院ト號ス葬供料三百石ヲ寄附セラルトアリ此書ハ人間ニ流布多ケレバ是ニ據ルナランカ嘉永三年庚戌ノ年從一位ヲ贈ラル、位記宣命天朝ヨリ到來シタレバ武德編年集成ニ一位トアルハアヤマリナルコト顯然タリ

附傳通院記錄ニ、慶長七年八月廿九日於伏見御逝去同九月御尊骸江戸へ御下向於大塚御火葬寺、（御火葬地、建二日香岳寺一日智光寺、今當山末寺、）御七回忌マデ當山ノ舊地吉水（今號宗慶寺、在極樂水、當山末寺）ニ於テ御法要有之、慶長十四年本多上野介土井大炊頭成瀨隼人正ニ上意有之、當山地所見分被仰付、同十八年ノ頃マデニ御造營ナル、同十九年御十三回忌於

たは釆女が葛城王に奉りしを葛城王の歌となしたるなり智にあてたるは天智天皇と申御名に智の字あればなるべし萬葉集十六、安積香山、影副所見、山井之淺心乎、吾念莫國」右歌傳云、葛城王遣于陸奥國之時、國司祇承緩怠異甚、於時王意不悅、怒色顯面、雖設飮饌、不肯宴樂、於是有前釆女風流娘子、左手捧觴、右手持水、擊王膝而詠其歌、爾乃王意解脫、樂飮終日、

孝云、葛城王といふはたれをさし奉るかしれがたし千蔭の略解には天武紀八年四位葛城王卒とあるこれならんと縣居翁のいはれたるにしたがへり

附　謠曲難波に、そも〳〵難波津の歌は帝の御始又あさか山の言の葉はうねめのかはらけ取りてなりとあり是は葛城王を天智天皇とおもへるにや何のゆゑにあさか山のうたを此謠曲にいふか疑はし

古今集序、大和物語、古今著聞集巻五和歌、十訓抄可撰朋友事　古本今昔物語巻三十大納言娘被取内舎人語　これらにあさか山のうたの事ありひらきみるべし

仁德　延喜帝の御とき時平のおとゞのよめる歌を此帝の御製と新古今集にあやまりてのせたるよりのことなるべし仁とあてたるは仁德天皇と申御名に仁の字あればなり日本紀竟宴歌延喜六年　得大鷦鷯天皇　左大臣從二位行左近衛大將　藤原朝臣時平、多賀度能兒、乃保利天美禮波安女能之多、與毋爾計布理豆、伊萬蘇渡美奴留」　新古今集賀部、　みつぎ物ゆるされて國とめるを御覽じて　仁德天皇御歌　たかきやにのぼりてみればけぶりたつ民のかまどはにぎはひにけり」顯昭古今集序注跋云壽永二年　水鏡上仁德天皇　源平盛衰記巻四頼政歌事

孝云、仁德天皇と申すは大鷦鷯天皇の御謚號也、日本紀竟宴の時に時平のよめるを新古今に御製とあやまり水鏡はそのあやまりをうけたり盛衰記には古歌とのみいへり顯昭古今序の注に仁德天皇の御歌としたるがはじめのあやまりなるべけれど勅撰なれば新古今を引出してかくはいふなり

實朝　此君征夷大將軍なれば勇となしたるまでなり歌は家集にもみえてよき歌なり金槐集冬霰ものゝふの矢なみつくろふこての上にあられたばしるなすのしの原」

孝云、此金槐集と云ふは鎌倉右大臣實朝の集也、單行の刋本あり塙氏の羣書類從にも入れたりそもそ

誠號摩良、精兵曉發、突騎夜忙、襲長公主、破少年娘紫殿長閑、朱門自康、腐鼠搖動、鴻鴈翺翔、非骨非肉、親彼閨房、鐵槌妻者、同郡朱氏女也、好爲啼粧、閭門之内、軌儀不脩、□□天下常事產業、初就彭祖學龍飛庸歩□□切磨未畢、殆過所敎、容色漸衰、是居袴下□□鐵槌結同穴之義、吁夫婦之愛、天然之至、□□每見鐵槌之老容、未流涕而不悲思、後朱門落魄、著一端之犢鼻、年及五十、杜門不處人事云、

論曰、朱門不扃、白日闌入、日火陰也、非一夫之程、月水陽也、能陷萬人之敵、於戲昆石高峙、望夫之口難禁、琴絃急張、防淫之操不脩、况亦一淺深取法於龍飛或仰或臥、施術於蟬附、至于彼犢鼻夜濕、鴈頭氣衝、此是淫奔誰稱矩歩、

右一傳三論、在卷十二贈渤海國中台省牒上、道場法師傳下、正保年間再刊本删去之、蓋以其猥褻之故也、然寛永年間羅山所序之活板、既存錄焉、後輩何捨棄、近日活版罕見、故今特抄出、

○陰車讃

本朝續文粹卷十一讃　陰車讃　嫉水按尉高鴻撰（孝云、姓氏錄廿四、有鴈高宿禰、和名抄羽族部、鴻鴈大曰鴻、小曰鴈、和名加利、）世有陰車、傳自宗朝（孝云、宗當作宋、論語雍也篇、宋朝之美）其萃鍊銅鐵之精、其貌刻鹿車之用、唯無輗軏之相良（孝云、輗軏、見論語、）猶有輪軸之克諧、夕入來門、（孝云、來恐朱、）有禮遇而守軌躅、曉渡泉水、依嫉供而漸帷裳、物之有用、感以爲讃、其詞曰、

有車磨巳輾、愛甑不輟嫉、轉蓬名相類、（孝云、續輿服志、上古聖人見轉蓬、始知爲輪）如木石自任、故載痿躄質、忽表剛强心、着階先通事、衡陳既志禁（衡恐衝志宜作忘）（孝云、文選卷三、張衡東京賦、皇輿夙駕、䢃於東階、薛綜注、䢃之言垂也、謂却於東階下、天子未乘之時也、李善注、䢃音柴）爲吏費裳視（孝云、費不成字恐褰、鄭風有褰裳篇）入魔推轂吟、指南何要路、（孝云、措當作指）只在陽與陰

嘉保元年十二月日越後守藤原季綱作

○智仁勇三幅對

天智天皇を智となしあさか山の歌をかき仁徳天皇を仁となしたかきやの歌をかき武將實朝を勇となしなすのしの原の歌をかけり此歌どもの出處いかにととふに答へて

天智　此帝の御名葛城と申すよし紹運錄にみえ萬葉集十六の卷なる淺香山の歌の左注に葛城王云々とあるを取合せて附會したるものなり又主客をもたがへてつたへたる也、いかにといふに萬葉の左注なる葛城は天智の御事にあらぬを天智となしあさか山のう

以上一わたりみるに猶八九人たらはぬやうにみゆれば本書をくりかへして九人を得たりここにかきつく

藤原忠貞 卷二、位記、萬壽二年八月廿九日

家經朝臣 卷五、僧綱辭狀、永承三年八月十四日

正家朝臣 同上、延久二年三月二日、孝云、末有藤原朝臣正家者、與此同人乎可考、

菅定義 同上、康平三年八月

實綱朝臣 卷四、表、康平五年美作守同七年七月八日

紀朝臣貫成 卷三、策、從四位下和歌博士

藤原朝臣正家 同、文章得業生、正六位上行近江大掾、孝云、上有正家朝臣者、別人乎可攷

爲政 卷四、寛仁三年文章博士

廣業 同、寛仁二年式部大輔

以上九人也猶もれたるもあるべきか再讀をまつ

○鐵槌傳

本朝文粹卷十二鐵槌傳　羅泰前鷹門大守　或說博文作云々此傳付心而可被讀者也

予鷹門散吏蝸舍閑居、寓目縑緗、遊心文籍、鐵處士有名無傳、處士採藥嵩高、嵩高山多仙靈神草也、潛身袴下、老病痿躄、不好出仕、是以前史闕而不錄、夫以生育我者父母、導引我者鐵槌、陰陽之要路、血脈之通門也、吁嗟、吾生之所因出也、予綴集見聞、粗敘行事、非備自記、以資盧胡云

鐵槌者、簡笠袴下毛中人也、(榊原氏云簡宜據猿樂記作蘭)一名磨裸、其先出自鐵脛、身長七寸、大口尖頭、相經云、有狼口鯖頭也、頸下有附贅、少時隱處袴下、公主頻召不起、漸及長大、出仕朱門、甚被寵幸、頃之擢爲開國公、國當黑字作也　性甚敏給、能案賦樞、夙夜吟翫、切磨無倦、琴絃麥齒之□無不究通(榊原氏云麥宜據黃素妙論衛生秘要方作婁)琴絃麥齒、賦樞篇名、爲人勇捍、能破權貴之朱門、天下號曰破勢、少時名卑微、同郡人兩公友善之、朝夕相隨、不敢離貳、召爲門下掾、身居脂膏之地、潤澤居多、雖有外交、而不俱內利、故號不俱利、一名下重、常嬰沈痾、能豫知風雨之氣候、時人謂之爲巢處公、鐵槌子汲水、汲水子哀沒哀沒子走破勢、走破勢嗣衰、鹿猪代立、淫溺益盛然猶偶人也

論曰、鐵處士者、袴下毛中之英毫也、動無常度、□□矩步、觀夫一剛一柔、體陰陽之氣候、或出、或處、類君子之云爲、況復治淫水而有功、掬熱湯而無傷、屬大階之叔平、吐元氣之精液、當此之時、偃側房內之術、無不窮施、人倫大道之方、於斯備矣、蓋六籍闕而不談、先聖得而靡言、若余者□分未得一端、故略舉其梗槩云、

論曰、鐵子木強能剛、老而不死、屈而更長、已施陰德

卷十一　詞　讃　論　銘　記　牒　都狀　定文
卷十二　祭文　咒願　表白　願文上　修善
卷十三　願文下　追善　諷誦文

續文粹にのせたる詩文の作者の姓氏ども卷首に
あり後人の添加にもあるべし今こゝに抄出

藤敦宗　實綱姪、實政子、叙正四位下、任大學頭、天永
二年卒、年七十一
藤國成　永承六年、任式部太輔
藤前都督
藤義忠　贈三品
源賴義　賴信子、爲鎭守府將軍、相摸陸奥出羽伊豫守
永保二年卒、年八十六
藤明衡　敦信子、武家、叙正四位下、任文章博士、兼大
學頭爲出雲守、著本朝文粹
藤基敦　明衡子、叙正四位下、爲文章博士、任式部大
輔、嘉承元年卒、六十一
藤敦光　敦基弟、叙正四位下、任式部大輔、爲文章博
士、天養二年卒、年八十三
菅清房　定義子、叙從四位下、爲相摸守
菅是綱　清房弟
菅在良　是綱弟、歿後、從祀北野廟
菅宣忠　是綱子
花園赤恒（卷三、箭赤トアリ）
平定親　高操弟孫、後朱雀院侍讀、叙從四位、任式部
大輔、江匡房師之、康平八年卒
江佐國　朝綱曾孫、叙從五位上、爲掃部頭
江匡房　匡衡曾孫、自作暮年記、所謂幼穎悟壯而馳才
名、爲太宰帥、兼大藏卿、故稱江都督、又曰江帥、又
曰江大府卿叙正二位、任權中納言天永二年卒、年七
十一
江隆兼　匡房子、叙從四位下、爲式部大輔
江匡輔　匡房孫
江匡時
藤實範　能通子、南家儒、叙從四位下、爲文章博士
藤季綱　實範子、叙從四位下、爲越前守（〇孝云、卷十一陰車讃、嘉保元年十二月越後守藤原季綱トアリ）
藤友實　季綱子、叙從五位下、爲勘解由次官、承德元
年卒
藤廣綱　正家子、叙從五位下、爲勘解由次官
藤資光　有信庶子、叙正五位下、爲大學頭

集に入れたるにこそ（もし小世繼は新拾遺より後の物ならば、新拾遺集の誤な、小世繼うけたりとすべきなり）そも〳〵小世繼のたのみがたきは大和物語に此小將の病にわづらひたる一段（第百三段）を小世繼にも新古今集哀傷にものせて新古今集には藤原季繩とあり是にてもすゑつなを誤とさだむべし又宇治拾遺十二の巻にそのわづらひたる一段をのせて季直とあり是はなはといふべきをなほと誤り、はて〳〵は直と文字にさへかける也又此續文粹おのがみたる本に年號の文字あやまれる、心の付きたる限をこゝにしるす

第二の巻ニ永暦四年トアルハ承暦ノ誤也第四の巻ニ文治元年トアルハ大治ノ誤ナリ第五の巻ニ永和トアルハ康和ノ誤ナリ永暦ハ四年ナシ文治ハ敦光ノ文ニアレバ誤ナルコトシルシ且又其次篇ニ同ジツヾキノ文アリテ大治トアリ永和ハ敦基ノ文ニアレバ誤ナルコトシルシ

この年號をこま〴〵とかくいふことは此年號によりて季綱の撰とさだめかぬる事もいでくればさしおきがたくて（但尊卑分脈に季綱といふ名、これかれ有り、時代とみに定めかぬるもあり、其中に巻七、冬嗣公の長男長良の末にみゆる季綱には、陽明門院判官代とあり、この陽明門院は嘉保元年にかくれ給へば、時代も似つかはし、作者部類に季綱みえず、近來分韻作者部類には、藤原季綱五位とあり、何によれるにか考ふべし」）

今本の續文粹の首巻に全編中の詩文の作者をのせて藤季綱は實範の子從四位下にて越前守とみえたりさては尊卑分脈巻八、武智麿四男巨勢麿の裔に實範の子に季綱參河越前備前等守從四位上とあるこれなるべし

此一條を友人前田夏蔭にみせたれば實範の子の季綱ならむの考をしるしておこせたり、補遺に載せおく

此書人間におほくも流布せねば總目をこゝにしるす

本朝續文粹巻一　賦詩
巻二　詔　勅答　位記　勘文
巻三　策
巻四　表上（賀瑞　辭關白攝政　辭太政大臣　辭准后）
巻五　表下（辭大臣　辭隨身）　狀（辭封戶　辭大將　辭檢非違使別當　僧綱辭狀）
巻六　奏狀（申京官　申受領　申加階　申學問料）
巻七　書狀（施入狀）
巻八　序上（諸序　詩序　天象　帝道　人倫　人〔孝云、上字宜事　講書　地儀　居處　聖廟　法會〔移于詩序下、〕）
巻九　詩序中〔孝云、此宜有子目〕
巻十　詩序下（草　和歌）

難波江五の巻下

○本朝續文粹撰者

本朝續文粹十四卷季綱撰と本朝書籍目錄にみえたり東見記に今は十三卷つたはるよしいへり此比はじめて此書をみるに江戸丸山本妙寺藏書、凡て十三卷にして序跋もなく撰者の姓氏もなし寫本なり一わたりくりかへしみるに古きは寛仁後一條新しきは保延崇德の年號みえて百七十年ばかりの詩文をのせたり十一の卷に陰車讃と云ふ一篇あり戯笑の文也はじめに戯名をのせ末に嘉保元年藤原季綱と題したり嘉保より保延までは四十年あまりなり此讃かける季綱やがて此書の撰者ならむか本朝書籍目錄に藤原といはざればたま〳〵別人にて同名なるもしるべからず尾崎雅嘉の群書一覽には藤原季綱とたしかにしるしたれど確證あるにや又文粹と名をおほするにおのが文章はのすまじくおもはれ朝野群載は、三善爲康の撰にして、みづからの文をものせたれば、あやしむべき事はなきに似たれど、文粹とは、名文の事なればいささかこゝろばえかはれり正編に明衡の文なきにてもしるべきなり、されどおのれ思ひよれるは季綱の文たゞこの陰車讃のみにして終編他の文みえず狂文なれば文粹の中に戯れに此一篇をのせたるにはあらぬか、うべうべしき文どもにまがふべくもあらねばなるべしさては藤原季綱と撰者を定むべき也又これによりて考ふるに、正編に鐵槌傳といふ狂文ありて作者の名なし此文を活板にはのせたれど、整板に删去したり、もしは明衡の戯作にてことさらに名をかくしまじへのせたるにはあらじや、しからむには正續同じ伎倆にこそたゞ正編には明衡の名をのせず續編には戯名の外に實名をいへるが異なる也此季綱は後醍醐天皇の御代に撰まれたる續後拾遺集冬部に藤原季綱「なつみ川さゆる嵐も更くる夜に山陰よりや先氷るらんと有る人なるべし後光嚴院の御代に撰まれたる新拾遺集春部に藤原季綱「ちりぬればくやしき物を大井川岸の山吹けふさかり也とみえたるは秀縄の誤にて別人也いかにと云ふに此大井川の歌は古く大和物語師說、百二段にのせて秀縄朝臣とあり季綱季縄文字ちかくてまがひたるなりけり、然れども世に小世繼物語といへる物語第廿條に大和物語とおなじさまに此歌をのせてすゑつなとあれば新拾遺集をむげにおとしめがたくやと一たびはかたぶかるゝに、こは早くあやまれる小世繼を本文にして新拾遺

といふものをしらず藏書家にたづぬべし 齋藤彦麿が傍廂後編上すきもの好色よりおこりて末はすきんくし、すきがましなど俗言にいふ物すきなる云々とありこれは此詞の本末だがへり

松永貞德が戴恩記下に〔續群書類從九百五十八雜部ニ入、〕むかしはすきといへば歌の事に人のこゝろえ侍り忠盛すいたりければかの女房もすいたりけりと平家にもうたへり、〔平家物語卷一、鱸〕好事といふも歌人の事なり、しかるを今茶の湯をおし出してすきと云ふは歌道の世にすたれたるなり 此一條、おのれいまだ原文をみず、山岡氏の名物考による

附錄 いさゝか漢學のあるものゝおのれにいうやう李廣傳なるは數の字入聲にて所角反と師古の注にあり、されば此すきは此字面にあらじといへり、おのれ答へて本邦のすきの詞と李廣故事とは關係せぬことは更なりされど李廣傳なるをサクの音とおもふは誤なり史記李將軍傳の索隱に師古注を引て所具反とあり 諸本異同なし、今本の漢書注は誤字なり宋景文公筆記 說郛十六收此書、云、漢書李廣傳、數奇、注所角反故學者皆曰數音朔奇、孫宣公奭當世大儒、亦從曰數、音朔後予得江南本、乃所具反、由是復觀顏注、乃顏破レ朔從二所具反一云、世人不知覺」とみえたりといへればその人げにといへり 孫奕示兒編卷十二、數奇にも宋景文の筆記をのせたり、又蔡條西淸詩話を引ていはく、嘗謂王摩詰詩衛青不敗由天幸李廣無功緣數奇、不敗由天幸、乃霍去病、非衛青也、至于數奇、獨不以爲誤對則蔡條亦知王維讀數字從去聲之爲當也といへり、史記の注に、所具反と有るはよけれど、その說なし、漢書注には、孟康曰、奇隻不耦也と上にのせ、下に師古注に孟說是矣と有るは、その說しられてよけれど、傳本師古の音所具切を誤りて、所角反と有りこれわろし、史記注なからましかば、具眼の人にあらざれば、音をあやまるべきなり、文選卷二十二、徐敬業詩、寄言封侯者數奇良可歎と有り、此數の字注所具切とあり、六家本にあり、李善注には、所具反とあり、是も證とすべし

難波江五の卷上終

孝云、哀帝定陶恭王子、母曰丁姫、哀帝今立皇后、遂尊祖母與母也、定陶太后者、乃李奇所謂傅姫、乃傅昭儀元帝昭儀生定陶恭王（李奇指傅昭儀曰傅姫、未知何據、檢外戚傳、不曰傅姫）是也
後漢書鄧禹傳、元興元年、和帝巳訓皇后之父使謁者持節、至訓墓、賜策追封、謚曰手壽敬侯、中宮自臨百官大會」同光武十王傳（東平王蒼）陛下至德廣施、慈愛骨肉、既賜奉朝請、咫尺天儀、而親屈至尊、降禮下臣、每賜讌見、輙興席改客中宮親拜、事過典故（通鑑卷四十六漢紀卅八章帝建初七年）引此文中宮作皇后

○數奇

下學集（言辭門）數奇（辟愛之義也）」節用集、數奇（スキ）（花｜茶｜）」同（慶長二年）數奇（スキ）（｜通｜多｜杯）同（慶長十六年）數奇（杯｜通｜多）」同（正保三年）數寄（杯｜通｜多）」（以下奇ヲ寄トカケリ）同（慶安四年）數寄（杯｜通｜多）」同（萬治二年）數寄（杯｜通｜多）」同（寛文十年）數寄（杯｜通｜多）」同（元祿四年）數寄（杯｜通｜多）」同（寛保二年）數寄（｜獻｜杯）」孝云、下學集より慶長十六年の節用集迄は奇僻の奇の字をかき正保三年の節用集より今日までは寄附の寄の字をかくいかなるとにか（奇僻の奇にては、よろしからぬ字とおもふなるべし）御當家の御數寄屋御數寄御門など考ふべし（御老若衆の若も、弱の本義にては、いかゞとおもはれて、杜若の若をかくにや）抑〻すきといふ詞は數奇の字音にあらぬことといふもさらなり史記李廣傳（漢書にも）に數奇の字面あれどこゝによしあることにあらず、只すきといふ詞を數奇とかけるまでの假字なり字義をとるにあらずすきといふは物に執着する事、其事にかたよるとにて、好色の事のみにあらず歌にも繪にも佛事にも何にもいへば茶の道にかぎらぬともおしてしるべし物語文などに好色の事におほく用ふるは人々の好みさまぐ＼あるが中に好色はおしわたしてあるものなればおのづから所々に多くみゆるなり枕草子にみかどの女御に古今集の歌試給ふ所、又大臣の誦經せさせ給ふ所に、すきぐ＼しとあるは歌と佛事となり源氏物語の繪合の卷にすきぐ＼しといふは繪なり、同じ物語の松風の卷なるは風流の事にいふにて好色のことにあらず鴨長明が發心集六の卷なる永秀法師のすきは横笛のことなり、又ひとつ源氏の物語わかむらさきの卷に、かれたる聲のいといたうすきひがめるもあはれにとあるは世の人には物遠くかたくなにかたよりて打ひがめるを、すきひがめるとは云ふ也けり、老人の齒落て聲のすくと云ふ説はとるにたらず和訓栞（すきごと）に濱成筆記を引て數奇人とは秀人とみゆと云ふ孝未濱成筆記

(延暦三年十一月)甲寅先是皇后逢母氏憂、不從車駕、中宮復留在平城、云々、辛酉、中宮皇后、並自平城至」孝云、說見下同四十(桓武延暦八年十二月)庚寅勅曰、云々、又勅頃日中宮不豫、稍經旬日、云々、乙未皇太后崩、壬子葬於大枝山陵、皇太后、姓和氏、云々天宗高紹天皇龍潛之日、聘而納焉、今上卽位、尊爲皇太夫人、九年追上尊號曰皇太后(孝云、天宗高紹是光仁天皇也)同(九年三月閏)丙子皇后崩(桓武后也)」三代實錄卷一(文德天安二年十一)月廿五日改先中宮職爲皇太后宮職」孝云、稱帝母曰皇太后宮、其官曰職故曰先中宮職今改曰皇太后宮職、先云者猶言前也」官位令、從四位中宮大夫從五位中宮亮從六位中宮大進(上階中宮少進)」職員令、中宮職(義解、謂皇后宮、其太皇太后、皇太后宮亦自中宮也)職原抄、中宮職、中宮者卽皇后也、本朝並置二宮、太無其謂、光仁御宇被置此職以來、代々並置、仍今號四宮也、四宮ノ中、中宮皇后之司、尤擇其人、太皇皇太后等宮司、强不淸撰、(辨疑云、中宮皇后幷置、始于一條終于近衞)」孝云、非光仁之時、桓武時也、乃上文所引天應元年夏五月始置中宮職是也、天應元年四月、光仁讓位、何得言光仁御宇、一條帝始並置皇后中宮、何得言光仁以來代々、桓武之時既置皇后宮職乃中宮職也、續紀天應元年言始置中宮職者、誤也、職原抄、襲蹈其誤耳、按桓武帝指親母皇太夫人曰中宮、(續紀卅八及四十)是一時之稱謂也、文德實錄仁壽二年正月庚午、帝朝中宮於冷泉院齊衡元年正月癸丑、帝覲於中宮、並謂文德帝朝母藤原順子也、則亦從桓武時稱謂也」嘉祥三年順子爲皇太夫人、又文德紀、齊衡三年、高子今中宮也、亦陽成帝尊母爲皇太夫人、稱中宮、故云爾抑中宮之稱泛就居處而立目、故用之於皇太夫人、亦可也、皇后之稱、是就正身而立目、決不可移此名於他也、桓武一時之稱謂、不至於濫名、後世一條帝逼於臣下權柄、並置兩后、一稱皇后、一稱中宮、然詳文、皇后尊於中宮、亦不亂名、但檢西土之書、中宮卽皇后、如無尊卑、唐人多稱皇后爲中宮、固當時之風俗、非有別意也、本邦則有差別、然不乖於名義、職原抄云無其謂者反非也、若然桓武一時尊母氏曰中宮、亦無謂乎、如斯之事、出於天子持意、固無害於名實」岩垣氏國史略三(後一條)位號之尊方在皇宮而寵幸之渥、多歸中宮、故上東門院爲中宮、定子更號皇后」

附 周禮內宰、以陰禮敎六宮、(鄭玄注、不敢斥言之謂之六宮、若今稱皇后爲中宮矣」)漢書哀帝紀、立皇后傅氏、詔曰、春秋、母以子貴、尊定陶太后曰恭皇太后、丁姬曰恭皇后、各置左右詹事、食邑如長信中宮(應劭曰、成帝母王太后居長信宮、李奇曰、傅姬如長信、丁姬如中宮也、師古曰中宮、皇后之宮)

ワロシ、盛衰記六（一オ）被二申遣一トアリ、ヨロシ、本書ニハサレト云詞ヲ添テアレバヤラレトハヨメズ、但コレハ余ガ蔵本萬治二年ノ刊本ナリ別本考フベシ、サレノオクリ假字ナキ時ハ、盛衰記ト同ジ　同阿古屋松宣ヒ被レ遣タリケレバ云、孝云、コレハワロシ、盛衰記七（七オ）被申ケレバトアリ、ヨロシ、　同卒都婆流是ヲ小松大臣ノ許ヘ遣サレタリケレバ　孝云ワロシ、盛衰記七（廿二オ）賜リ下サレタリケレバトアリ、賜ヒ下シタレバトアルベキコトナリ、サレバ盛衰記モワロシ、　同三醫師問答小松殿ヘ被宣遣ケルハ　盛衰記十一、被仰ケルハトアリ、本文モヤラレトヨメバヨロシ、別本考フベシ　同法印問答　入道相國ノ許ヘ被遣被仰下ケルハ　ヤラレトヨメバ誤ニアラズ、盛衰記十一、遣サルトアリ、ワロシ、　平家物語ニハコノ外ニモ多クアリ當否ハコレニナゾラヘテシルベキナリ古今哀傷はし書　めのおやの思ひにて山寺に侍りけるをある人のとぶらひつかはせりければ返事によめる　孝云、ツカハセリノセリノ約メ、シナリ　源氏わか紫、山ざと人にも久しうおとづれ給はざりけるをおぼし出てふりはへつかはしたりければ「榮花うら／＼の別、ちかうもとほうもつかはさんかたに」落くぼ二 秋成本二ノ上（十二ウ） 格子上させよとて帶刀をつかはしつ」鴨長明發心集五 正算僧都母為子志深事 常ヨリモ細ヤカニテイサヽカナル物ヲ送ツカハサレケリ　本居氏ノイヘル、ツカハシト云チツカハサレト云ハ、近代ノ語ナリトイヘルハ、コノ書ナドモ其一ツナルベシ、上ニ引キタル源氏若紫ノ巻ノ詞ニテモ、ツカハシト云フベキコト、タシカニシラルヽニアラズヤ、　釋迦譜巻三、我於此時隨從太子、永無歸意、太子見レ遣、終不レ聽レ往、列本ニカク國譯ヲ添ヘルハワロシ、太子ニ見レ遣トアルベキ處ナリ、コヽハ車匿ヲ太子ノ追ハラヒ給フ處ニテ、太子ヨリ詞ヲ立テ云處ナレバ、ツカハサレトハ云フマジキコトナリ　續日本紀廿 天平寶字二年 德來五世孫惠日小治田朝廷御世被レ遣ニ大唐ニ學ニ得醫術一、是ハ惠日ヨリ詞ヲタテ云レバ是ニテ宜シ、　古事談二、冥官一人申云雖被返遣輔道於有國者早可被召也　十訓抄下、可庶幾才能事（古本第五十六今本第五十七）輔道一人はかへしつかはさるゝといへどもトアリ此二書何レモ近代ノ語也　圓光大師行狀卷四十五、狀をつかはしてたづねこゝろみ侍らんとてふみをかきてつかはされたりければ　孝云、こゝもつかはしたればトイハネバ古格ニアハヌナリ　太平記劔卷、一條大宮ナル所ニ頼光聊有用事ケレバ綱ヲ使者ニ遣サル夜陰ニ及ビケレバ鬚切ヲ帶セ馬ニ乗テゾ遣シケル　孝云、遣サルハ、ツカハシトアルベシ

○中宮

續日本紀卷十 聖武天平二年四月 辛未、始置皇后宮職」同三十六 桓武天應元年五月 乙亥始置中宮職、以參議宮内卿正四位上大伴宿禰伯麻呂爲兼中宮大夫、衞門督如故、從五位下大伴宿禰弟麻呂爲亮、左衞士佐如故、外從五位下伊勢朝臣水通爲大進、外從五位下上毛野公薩摩外從五位下物部多藝宿禰國足並爲少進」孝云、聖武紀始置皇后宮職此又云始置中宮職誤也、中宮、卽皇后、同三十七 桓武延曆二年四月 甲子、詔立正三位藤原夫人爲皇后 孝云、桓武之皇后也、同三十八 桓武

をうゑたるよしなれどしたがひがたしわさだのを
しねと俊頼よめり散木堀百為家もよめり新初秋下俊頼の歌を
ふまへてなるべしさて山田のをしねおしこめてと
俊頼のよめる新古今に入る このおしこめてとつゞけたる
をみればお。の假字にておくてならんといはんもむ
げにおとしめがたくや、されどわさだのをしねと
もよめれば俊頼の意に晩稲とさだめたりともいひ
がたし、さればいよ／＼春海翁の說にしたがひて
しばらくを。の假字とさだむ

○遣(ツカハシ) 被遣(ツカハサレ) 玉霰云、遣(ヤル)ハ使ニヤル、被遣ハ使ニ行クナリ
ツカハシハ遣レ人ヲウヘヨリ云ツカハサレハ被レ遣(ツカハサレ)ニ
テ行ク人ノ上ヨリ云フナリ 行ク人ニアラザレバ、ツカハサレトハ云ノマジキ事ナリ ツ
カハシノ下ニ賜フト云フ崇詞ヲ添ルコト四五百年ノ
語也ツカハシト云處ヲツカハサレト云フハ近代ノ語
也是等ノコト古事記傳十三十一オ 四十三六十七オ 廿ウ 卅五 廿六
廿八ウ 廿一ウ 六十十四ツ 十一 又玉霰四十三ウ 又藤井高尙ノ伊勢物
語新釋卷五廿四ウ 消息文例下六オ 等ニ委クイヘリ開キ觀
ベシ今タヾ其大旨ヲシルスナリ、遣(ツカハス)ハ八衢四段ノ活
ナリ
ツカハスハ使ヲ延ベタルニテ立ヲタ、スト同例ナリ

古事記傳廿四(六十二オ) 所遣トカキテマケトヨムマカラセノ約メマケナレバ
ナリ 介レ罷ナリ遣。シト同意ナリ 古事記傳廿三(八十五ウ)
孝云、遣ト同意トアルハイカヾ、被。レ遣。ノ意ニテ臣
下ニカヽル、主人ニハカヽラズ、被遣トアルベシ
萬葉集五 好去好來歌 唐能遠境爾都加播佐禮麻加利伊麻勢、
略解、天平五年多治比眞人廣成遣唐使ニテ出立時、憶良ノヨミテオクレルナリ 萬葉集三、長田王被レ
遣(ツカハサ)筑紫渡(ル)水島(ニ)之時歌 孝云、此ハシ書長田王ヲ主ニシテカケルナリ、縣官ヨリ詞ナウケタルニア
ラズ、卷十六ノハシ書ニ、昔者有壯士、新成婚禮也未經幾時、忽爲驛
使被遣遠境、公事有限、トアル被遣ノ二字、傍訓ナケレドモ、コヽモ壯
士ヲ主ニカキタルニテツカハサルトヨムベキコト卷三トオナジ、又
同ジ十六卷ノ下文ニ(十六ウ)葛城王遣于陸奥國之時、云々トアル、被
ノ字ナケレバツカハストヨムベシ、縣官ヨリ云フナル〔詞通路ニ自他
ベシ〕漢文ノ法ナラバ遣ノ字葛ノ上ニアルベキナリ〔六種ノ例ヲ載
セテ他に然せらるゝノ條ニツカハサル、ノ詞ヲ收メタ
リ孝云、コレ本居氏古事記傳ニイヘル說ニ从ヘルナリ〕古今集序
左注 かつらぎのおほきみをみちのおくへつかはした
りけるに 孝云、此左注は、縣官を主にしてかけるなり、葛城王よりの詞をたてたるにはあらず
平家物語二 一行阿闍梨 彼一行阿闍梨ハ大犯ノ人ナレバト
テ暗穴道へゾ被レ遣(ツカハサ)ケル 孝云、コレハヨロシ、盛衰記五(十一ウ)同遣ハシケルトアリ、ヨロシ
少將乞請 何事ニテ候ヤラン今朝西八條亭ヨリ急度具シ奉
レト候ト宣ヒ遣(ツカハ)サレタリケレバ少將此事心得テ 孝云コレ

山田のしろにおりたちて〔く歟〕いそげやさなへむろのはやわせ」堀河院百首早苗　肥後　田子のとる早苗をみればおひにけり諸手にいそげむろのはやわせ」拾遺愚草上文治五年百首早苗　たねまきしむろのはやわせおひにけりおりたつ田子の雨もしみゝよ」

孝云、和名抄に早稲をワセ晩稲をオクテとよめりはやわせといふもやがてわせの事也わせの中にていよ〱早しと云ふ名にはあらざるべし　堀河院百首苗代、基俊「わきも子が門田にうゝるはやわせの苗代水なくいかでひかまし」さて六帖に津の國と有るは誤にてきの國なるべし、和名抄、紀伊國牟婁郡牟婁とみえ、玉葉集神祇にも、紀の國やむろの郡とつゞける歌もあゝこの牟婁郡は他處よりも早稲の多き所にて名だかくや有りけん夫よりしていづれの所にてもはやわせといふべきをその地名をかねよびてむろのはやわせともいひ又はわせの事をたゞちにむろとのみもいへるか千載集なるむろのかり田はたゞわせのかり田なるべきか、但しむろのわせとのみいへるつゞけはいまだ見あたらず　萬葉十四下總國歌に、爾保杼里能可豆思加和世乎、ともあればむろのわせとも、いふべくおもふなり

附　むろのをしね、むろのたね、わさだのなしれ　山田のなしれ

堀河院百首苗代　俊頼　秋かりしむろのをしねをおもひいでて春ぞたな井に種をかしける」貞徳の肝要抄に顯昭の說を引ていはくむろは早苗なりおしねは晩稲なりむろのおしねとつゞけんこといかゞ若し紀伊國むろの郡のおしねをよめるか、肝要抄に又云くわせの種をひたすむろへ去年とりかへておしねをまきし故當年あやまらじといふ事をいはんとておもひ出てとはよめるなり　孝云、此解いかゞあらむ、こゝは隱者などの體にて時節におどろきて、秋かりおきしたねをおもひいでて、田の中にひたして、苗代にまかんと也、當年あやまらじなどいはんは、理窟にてわろし

同同　隆源　そろひ生る野澤のあれ田打返しいそげるしろはむろの種かも」肝要抄にいはくそろひは燈心にひき疊の面におる藺といふ草なり、ほそさもたけもおなじやうにそろひて生る故にそろひといへり

孝云、をしねのをは發語也しねは稲也おしねとかきて晩稲と心得るはわろしとの考證村田春海翁の假字拾要にくはし顯昭の說にては紀伊牟婁郡のむろとみてわせの事にはせずされはむろのおしねとつゞきてもよろしとの說也されど牟婁郡の稲の他處よりもしはやからんには此說用ひがたし猶考ふべきなり貞徳の說にてはわせうゝべき所におくて

むは誤也と本居翁のいはれたるは心得ず、このところにてはとまれかくまれてにをはのうへの論にてはさまたげなし○眞云、かなしきとよむこと庶幾しがたし、これは人しかなしもとよみて論なし」孝おもふに本居氏の説にかなしきとかかなしさとかいふときはキとサといづれにてもさまでのけぢめはなきなるべし去からざれば本居氏此歌をよみ試て一かたにうたがふべきにキとかサとか有るべき格とおほらかにいふべき事にあらず、さては本居氏も此キとサとのけぢめはよくわかちかぬるにこそ

○ぬぎかへて

夫木集夏 更衣 正治二年百首 慈鎮

はるのきぬをなみだながらやぬぎかへてをしみけりとも人にしられむ」

この歌ぬぎかへての下に詞を含て心得べし此頃の歌に例有る事とみえて此次にのせたる後京極の歌にもみえたり一首の意春のをしきまゝに袖になみだのかかれるをそのまゝにぬぎかへて夏の衣とならばそのぬぎかへてすてし衣を人にみられて慈鎮も執着心は有りけり出家に似つかはしからず春の別れをかなしめるよとわらはれむとかねてみづから心得てよめるなり二ノ句のや文字にと有りてもきこゆべけれど人にしられむの句に打合せて人がかくおもはんと疑ひたるいひなしなり此歌拾玉集にみえず群書類從卷百七十に正治二年百首といふものをのせたれど此題此うたみえず猶考ふべし

同御集 更衣 後京極攝政

掉姫になれし衣をぬぎかへてこひしかるべきはるの袖かな

此歌ぬぎかへてしらかさねをばそのあとにてこひしかるべしとなり上にのせたる慈鎮の歌にも此二の句有りて下に詞をふくめり同時の人なり相證すべし此四ノ句古今物名、後拾遺雜一、金葉雜上、みな同意也ぬぎかへばといひてもきこゆべけれど、さてはタラバと云ふ意のみなり、ぬぎかへてといへばいかほども餘意をふくむべし、又此頃の口づきにも有るべきなり

○むろのはやわせ 附、むろのたしれ わさだのたしれ むろのたれ 山田のたしれ

六帖五 しめ 津の國のむろのはやわせ出すともしめをばはへよもるとしるがね」千載秋下 題しらず 源兼昌 わがかどのおくてのひだにおどろきてむろのかり田に鳴ぞたつなる」榮花物語根合 少納言源兼房 さをとめの

詞のかはるやうにきこえてわろし源氏桐壺の巻にいふ、うへつぼねにたまはすのにもをとあらばよくきこゆべし、そのかみは是にてよくきこえし也

○さときとの辨

さ　その様子を云　き　直ちにその事をさす

キは現在にてサはいさゝか過去なりその様子をいはんにはその事その物十分に見さだめての上の事なればサは過去になるなり不尽谷氏のあゆひ抄巻五、美隊何さ考ふべし〔さは過去現在ともに用ゐるなりきは現在なり〕

萬葉集七、木綿懸而齋此神社可超所念可毛戀之繁爾古點モ、略解モ、同ジ〔きさいづれにもいはるべし〕源氏夕顔、そゝめきさわぐもほどなきを〔さとはいはるまじ〕同、らうがはしきとなりの用意なさを〔きとはいはるまし〕同、夜のあくる程のひさしきは湖月本かくの如し首書本サ〔さのかたおだし〕同葵、大將の御こゝろばえもたのもしげなきをかくをさなき御有さまのうしろめたさに〔きのかたおだし〕ことづけて下りやしなましと本居氏云、サはキの誤なるべしと玉小櫛にみえたり同、女のうらみなおひそとの給はするにけしからぬ心のおふけなさを〔さのかたおだし〕きこしめしつけたらん時とおそろしければ」同常夏、こゝろのまゝにあらば世の人のそしりいはんことのかろ〱しさを〔きとあるべし〕わがためはさるものにて本居氏云、サはキの誤なるべし新勅撰集秋下、在明の月の光のさやけきは〔きのかたまされり〕○さ一本やどす草葉の露や置きそふ」唐衣ほせどたもとの露けきは〔さ一本〕わが身の秋になればなりけり」同冬、さびしきはいつもながめの物なれど雲まのみねの雪のあけぼの〔いづれにもいはるべけれどさのかたまされるべきか〕

孝云、すべて斯る詞サとキとの分別たしかなるやうなれど傳本に互に異同も有りていとまぎらはしきもあり心すべし吉野拾遺下第廿三よの中のつゝましきにふと思ひ立て」堀百セタかせるこころもの露けきに舊刊本如此、塙本及慈抄、露けさに、金葉、枕もサとあり本居氏の言葉の玉緒七古風部に、てにをはの訓を誤れる歌とて卷十五「もみち葉のちりなん山にやどりぬる君をまつらん人之かなしもといふ歌をのせていへるやう此結句の之ノ字、のと訓めるは誤也、のなれば下をかなしきとかかなしさとか結ぶ格なりこれはかなしもと結びたれば之ノ字しとよむべしといへり〔人のかなしもとむすば

云言を古は袁とも云へる例猶あり遠飛鳥宮（孝云允恭也）段、輕太子の御歌に許登袁許曾多多美登伊波米とあり契沖云、「言にこそ疊といはめといへ實には我妻よと云て云々」同、阿布夜袁登賣袁」本居氏傳卅八左（十五）をとめにと云べきををと云事古此例おほし書紀仁德卷歌にわれをとはすな（我に問はすな也）萬葉十五（廿四丁）いづらとわれをとはばいかにいはん　同、朝倉宮（雄略）本都延波、阿米袁淤斃理」本居氏傳四十二（卅二ウ）ほつえは秀枝にて上枝なり阿米云々は天を覆へりなり（大虛空に、おほふばかりの、袖もがな云々）萬葉集六、吾背子爾戀者苦暇有者拾而將去戀忘貝」拾遺集雜戀に此歌をのせて、わがせこをとあり（萬葉二に、古爾戀流鳥鴨、畧解古な戀る也、妹にこひといふも、妹な戀るないふ例なり）催馬樂、己止乎己曾、安須止毛以波米」古今集雜體短歌「春がすみよそにも人にあはれとおもへば、契沖云、よそにも人をといふべきを古歌にはかやうによめる多し、源氏明石（源）をちこちもしらぬ雲ゐにながめわびかすめしやどの木末をぞとふ」同入道ながむらんおなじ雲ゐをながむるはおもひもおなじおもひなるらん」古今集離別、相坂にて人をわかれける時によめる（千秋云、なとにと同じ云々（遠鏡分注））同、人をわかれける時によめる」同、おとは山のほとりにて人をわかるとて」萬葉八、わがをかにさかりにさけるうめのはなのこれるゆきをまがへつるかも（千蔭云、雪にといふべき詞なり）

孝云、此例いくらもあるべけれど只二つ三つ書出したる也卷二（第廿八）爾と遠とのてにをはといふ一條引合せてみるべし萬葉集卷八、吾岳爾盛開有梅花遺有雪乎亂鶴鴨、とある畧解に今雪にといふべき詞なりとあり此千蔭の解にては古言にをといふは今はにといふにあたれるといへるやうにきこえていかゞ卷六なるはにといふを拾遺にをとありうらうへに用ひたり、此詞彼と此と相通ふにこそ（本居氏の解のやうにいひて、有るべきなり、古事紀傳にあり、よにひく、）されど千蔭もしらぬにはあらじ、いかにといふに萬葉九、振山從直見渡京二曾寐不寐戀流遠不有爾とある略解（四十一オ）に、京にぞは京をぞの意なり、集中妹にこひといへるは妹をこふるなり此例外にもあり（たゞしこれは契沖、みやこにぞは都をぞと心得べしと代匠記にいへるによれるなり）とみえ上に引きたる萬葉卷六の略解にてもその意しられたり又萬葉十五、伊豆良等和禮乎等波婆伊可爾伊波牟と有るに千蔭の略解に後に我にといふべきを乎といへりとあり」是も古今にて

を四段と二かたにはたらくといふを、己れは古く四段の活にて後に中二段にうつれるなりとおもへばいさゝか義門とはこゝろかはれり若しむかしも中二段にはたらきたりといはゞその例證有るべきにみな四段の活のかたのみ也、しからばいつのころより中二段にうつれるならむといふに古今六帖第六かへでに讀人不知「わがかへるでのもみづまで、といふをのせたるは四段の活なるにかの萬葉八の卷なる黃變蝦手の歌をもみづるかへてと後の格に直してのせたり扨は此頃より中二段にもやゝ活かしたるものとみゆ、いはゆる萬葉の古讀は萬葉梯によめる如くもみづかへるでといひしものとおもへば上にいふごとく刊本の古讀にはおのれはしたがはず語釋は縣居翁の萬葉考別記一黃葉にくはしその說よしやあしや〔万葉十、春日山乎令黃物者とあるを、古くはモミダスモノハとよめり、後撰秋下に入りてもおなじ、元曆本にはこにはすものはとあるに千蔭はよれり、略解にもみちといふも紅は採出して染むるものなれ、もみ出しの約言なり、されはもみだすものはと訓むべしと、翁はいはれたりとあり、縣居翁の說は、いづくにてもかはれることなし〕

○國分寺

僧寺金光明四天王護國之寺　尼寺法華滅罪寺

續日本紀卷十二聖武天皇天平九年三月丁丑、詔曰、每國令造釋迦佛像一軀、挾侍菩薩二軀、兼寫大般若經一部」同卷十四天平十三年三月乙巳、詔曰、宜令天下諸國、各敬造七重塔一區、幷寫金光明最勝王經、妙法蓮華經、各十部、云、僧寺必令有二十僧、其寺名爲金光明四天王護國之寺、一十尼、其寺名爲法華滅罪之寺卜部兼夏所傳本、一十上、有尼寺尼二字、楓山藏此本」類聚三代格、一十上有尼寺二字名幷作名 元亨釋書卷二十二聖武天平九年三月詔每州造文六釋迦及菩薩像、幷寫大般若經一部六百卷、是國分寺之權輿也」同天平十年詔曰、去年天下諸州營寺宇、置像經」同天平十四年秋七月、納宮租于國分寺」神皇正統卷三聖武諸國に國分寺及び國分尼寺を立て」濫觴抄上尼寺等聖武十八年辛巳天平十三始造國分尼寺、號法華滅罪寺、置十尼、卽藤原太后宮爲寺、云々、同造四天王護國寺、別金光最勝法華經、各一部、令安之、又帝別令寫三部經、各一部給」類聚三代格卷三國分寺事」孝按此所載、與續日本紀合、今略、但文詳於紀日本史卷十六聖武天平十三年三月廿四日乙巳、詔天下、每國置金光明四天王護國之寺、法華滅罪之寺

○にとをとおなじ意に通ふ例

古事記下卷高津宮(仁德)許登袁許曾須安波良登伊波米、阿多良須賀志貴」本居氏傳卅七三右にいはく後世には爾と

九月に詣でたるはよの中おしわたしての事にあらず　此御社に詣づるを二月初午とさだむるは神祇拾遺に此神顯形のとき二月初午にあたれるよしみえたり」稲荷山は山城國紀伊郡にあり永久四年百首には稲荷坂とも歌によめり」三つのともし火とよむは三社あればなり

大鏡八、きさらぎの三日はつむまといへど甲午最申日つねよりも世こぞりていなりまうでにの丶じりしかば、父のまうで侍りしともに、したひまかりさては申せどをさなきほどにさかのこはきをのぼり候ひしかばこうじて

○もみぢ

此詞本居春庭の詞のやちまたのさだめによりていはば古くは四段の活にて後に中二段の活に移れるならむとおもはる丶なり其よしは萬葉十四巻(略解にては、十四ウ)下加蔽流氐能毛美都麻氐までといふ詞は續く詞より受くるが定りなり中二段下二段ならむにはる文字よりうくる也萬葉は(略解にては五十五オ)如此曾毛美照第四音のてよりるとつゞくは四段の活なり中二段下二段ならば俗言の外は第四音よりる文字にはつゞかぬなり此外に萬葉十黄變山(略解下十八オ)將黄變(略解下十九ウ)赤(略解下廿オ)黄變及(略解下廿六オ)これらいづれにもよまるべけれど古讀今讀みなかくのごとし萬葉八(略解三十オ)黄反木葉千蔭のもみづとよみたるは、かんのくだりの例にならへるならむ又萬葉八(略解五十四オ)黄變蝦手(刊本古讀)これをば千蔭も刊本古讀の儘にしたがへり、あだし處々の例にしたがひてわろし、おのれは源稲彦が萬葉梯にモミヅカヘルデとよめるに從ふべく思ふなり十四の巻の加敝流氐能毛美都麻氐と、同八の巻の毛美照とを證とすべし、十の巻なる黄變及は傍訓にて眞字の假名ならねどこれも切る丶詞よりまでといへば證とすべし黄變山これももみづるといはず證にあらずやモミヅル何々とよめるは萬葉集の中にみえず扨は後世になりて中二段の活となれるならむ春庭の中二段の證に黄變蝦手をひかざるは稲彦とおなじく黄變蝦手をモミヅカヘルデとよまむと思ひて、やちまたにはのせずや有りけん問はまほしけれど春庭いまはもみぢ葉の過にし人なればいかゞはせむ此ごろ釋義門の山口栞をみれば此詞は中二段の外に四段にも活くならんとてその例證をかつ／＼引出たり義門しかいふからは此四段に活くといふ説は義門にゆづるべきなれど義門は中二段

作者不知云々

○稲荷

稲荷のまつりは兼良公の公事根源に四月上の卯日としるされたれば此祭四月なる事しられたり江家次第巻十六に此祭の事しるされたれど今は十六の巻かけたればとかくのこといひがたし又兼良公の尺素往來に二月初午稲荷詣とみえたれば稲荷祭と稲荷詣とは別事とぞおもはるゝ、御社にまうでんといつとかぎるべきにはあらねど打まかせては祭のあるに付てぞおほくは詣もすべければむかしはひとつにてありけんかし公事根源に此祭の始たしかならずといへば今よりは考へがたしたゞ大鏡は小松帝いまだ御子にていましたるきさらぎの三日はつむまといへど甲午最申（一本吉）日つねよりも世こぞりていなりまうでにのゝじりしかば（孝云、申ハ一本吉トアルヨロシ、甲午ヲ最上トスルハ、六甲ノ一ナレバナルベシ、小松帝ハ光孝ニテソノ御子ノ比ハ陽成帝ノ元慶年間ナルベシ）貫之集に延喜六年月次の御屏風に二月初午詣したる所といふ畫の題あり清少納言の枕草子（第八十二段うらやましきもの条）に二月うまの日の曉にいそぎしかど坂のなからにてとみえ永久四年百首にも春部に稲荷詣といふ題ありさては元慶の比より永久の比までは二月に祭もありしにやと思ふに中右記には寛治八年の條に四月卯の日稲荷祭の事みえたり寛治より永久までは二十年ばかりなれば其比はゝやく稲荷詣と祭とはたしかに別事なりけり」初午と歌に讀めるは新撰六帖なかの春といふ題にて光俊「二月やけふ初午のしるしとていなりの杉はもとつ葉もなし、とよめる始なる、寛元年中の事なりけりかの兼良公の公事根源にかゝせ給へる事どもは有りしむかしの古事をのせられたるにやとおもへど中山大納言定親卿の薩戒別記に永享九年にも十年にも四月の祭の事みゆれば兼良公の後にぞ四月の祭はたえにけん、兼良公と同じ時なればなり」稲荷をイナリとよむ事むかしはかならずイナニといへるを ニとリとは横通にていなりとよび來にし也、神の御すがた稲荷なひ給へばなりけり」稲荷の歌に杉をよめるは驗の杉とて社の傍にあるを詣づる人その枝を折採りてかへる也そはその杉の久しくかれずあればいのりのしるしありとしはやく枯るれば納受なしとさだむるならはし有りしなりはじめて遊糸日記康保三年九月道綱のはゝ稲荷詣の條にみえ夫よりは更科日記永久四年百首等にあり

しかに治定の詞にはにといひおほらかにいふには
へといふなり古今にていはゞこしの國よりふたゝ
び京にまうで來しにてはじめこしの國にゆけるこ
とたしかにしられたるよりしてはにといふなり今
旅立ときにはおほらかに行先をいふにより へとは
いへるにこそ、すべて詞はさしつまらずゆるやか
につかはるゝ所は優におほらかに用ふるぞ宜しき
藤井氏の佐喜艸廿六ォにもにとへとの差別を辨じお
かれたり物へとはいへど物にとはいはぬよしも此
書にみえたり今おもふにすべてへといふをにとは
云ふべしにといふをへとはいふべからずと心得て
然るへし花山にと有るを花山へとは決していふべ
からず僧正花山に有りての歌の詞書なればおほら
かにいふべき所にあらねばなりけり、されど源氏
なるはにといふべきにへといへる也猶考ふべし わ
たり考ふれば二條院といひ西の對といへば泛く、姫君といひあか
しといへば詞狹く治定するにも有るべきか、古今戀五はし書 大和
守に侍りけるもとへ、これらはにと有
るべくおもへど、へとあり猶考ふべし
文のうはがきに何の君へ何のぬしへとかくはわ
ろくて必何の君に何のぬしにとかくべきよしを
藤井氏の消息文例上十八ォ うはがきの事といへる
所に詳なり
うちかへし深く考ふるに其實はにもへも大方に
いひてしかるべし、いかにといふに萬葉集卷廿
に安倍沙美麻呂が美也古爾由伎豆、波夜加弊里
許弁といふ歌のさしつぎに大伴家持のおなじ時
よめるには美夜古敝由可無とあり是にとへと相
かよふ詞なるを覺悟すべきなり

○太平記

太平記四十卷 寛永板片假字 貞享板片假字眞轁藏之 黑川 活字本片假字
活字本平假字、黑川氏藏之 小本、橫本、平假字本、元和寫本塙氏藏之、予
未見 大正寫本朽木氏藏之予未見 大全五十卷、評判四十卷、理盡抄四
十卷、賢愚抄二卷、系圖三卷、音義二卷、參考四十卷、
無極抄五十二卷、年表四卷、劔卷一卷、綱目六十卷、頭
書四十一卷、難太平記二卷
右イヅレモ印本ナリ 孝所藏本刊本ナレドモ開彫ノ年月姓氏
ナシ、半面十二行眞トモ假字ナリ、毎行
字數定ラズ廿三四字位也、昌平學ナルハ平假字半面十一行
開雕ノ年月ナシ、卷末ニ筆者里兵衛トアルノミ也、繪アリ 淺田
宗伯皇國名醫傳卷上、五十川了菴傳 慶長七年了庵
初刻太平記、神祖嘉之孝云、是本予未見 伊勢貞丈安齋隨筆前
集卷四十九第九 太平記作者玄惠法師ノ作ト云フハ誤也

る」同戀三、人はいざあかぬ夜床にとゞめつるわがこ（○ワガトヾメオキタル）ゝろこそわれをまつらめ」これらつるとよめる歌共也みな使然なり、千載雜中、谷の戸をとぢやはてつる鶯のまつにおとせではるもすぎぬる〔鶯ガ意アリテ閉ルヤウニイヘルナリ〕源氏物語若紫、いづかたへかまかりぬるいとをかしうやう／＼なりつるものを〔人ガ雀チカハユクオモフ方ヨリ云フ故ニ使然ナリ〕同、すぎ給ひぬる（○自然也）もよとゝもにおもほしなげきつるもしるきことおほく（○自然也）」〔死ハ自然ナリ、ナゲクハ求メテカナシクオモフ事故ニ、使然ナリ〕同花宴、かの有明出やしぬらんと心（○人ガスル也）もそらにて云々只今北の陣よりかくれたちて侍りつる車どももまかり出る御かた／＼のさと人侍りつる（○ワザ／＼也）中に四位少將右中辨などいそぎいでておくりし侍りつる（○ワザ／＼也）や弘徽殿の御あがれならむと見給つる（○コノ方ニ心アリテ也）」徒然草卷下第一くるゝほどにはてならべつる（○ワザ／＼）車共所なくなみ居つる（○ワザ／＼）人もいづ方へか行きつらん（○ワザ／＼）程なくまれになりて車共のらうがはしさもすみぬれ（○自然也）は簾も疊もとりはらひ〔若紫ノ方ハ鳥ナレバ分別ナキ故ニ自然也、コゝハ人ニテ分別アレバツランド云フ也、使然ナリ〕同第七十九此酒をひとりたうべんがさう／＼しければ申つる（ワザ／＼也）なりさかなこそなけれ人はしづまりぬらむ（○自然也）さりぬべき物やあるといつくまでももとめ給へ」これらツル｜ヌル｜相ならべてあやづりたるなり

○にとへとのわかち

伊勢物語第七段京にありわびてあづまにいき（○へ一本）けるに」同第八段「京やすみうかりけんあづまのかたにゆきて」拾遺離別、小貳命婦豐前にまかり侍りける時」源氏物語夕顔、二條院へおはしまさなむ」同初音、姫君の御方に渡り給へれば」同、西の對へわたり給ふ」同、あかしの御かたにわたり給ふ」古今秋、僧正遍昭がもとにならへまかりける時に」古今離別はし書、あひしれりける人の越の國にまかりて年經て京にまうて來て」同、こしの國へまりける人に」同、人の花山にまうで來てゆふさりつかたかへりなむとしける時によめる僧正遍昭」同戀五、仲平朝臣あひしりて侍りけるをかれがたになりにければ父が大和守に侍りけるもとへまかるとてよみてつかはしける、伊勢」

へとにとのわかちをかうがへてみるにまづ古今離別のはし書相ならびてかけるに、一つにはにといひ、一つにはへと有り、かよはしいふにやとおもへどにとへとはそのこゝろばえいさゝかかはれりた

の詞玉緒延約卷一第廿段云、つるとぬるとは輕重の違ひとしろべしといへり孝云、此說おぼつかなし、使然自然の說のかたまさりざまにおもはる

古今秋上、秋きぬ（〇自然也）と目にはさやかにみえねども風の音にぞおどろかれぬる（〇自然也）」同春下、さくら花ちりぬる（〇自然也本居氏云チルトキニ）風のなごりには水なき空に波ぞ立ける」同秋上、今はとてわかるゝときは天の川わたらぬさきに袖ぞひぢぬる（〇自然也）」同、いとはやもなききぬる（〇自然也）雁かしら露の色どる木々ももみぢあへなくに」同戀五、わが袖にまだき時雨のふりぬるは君がこゝろに秋や來ぬらむ」うゑていにし秋田かるまでみえこねばけさ初鴈の音にぞなきぬる」おもふともかれなむ人をいかゞせむあかずちりぬるはなとこそみめ」同戀四、こゝろをぞわりなきものとおもひぬる（〇本居氏云オモハルヽル）みるものからや戀しかるべき」同戀二、わびぬればしひてわすれむと思へども夢といふ物ぞ人だのめなる」同哀傷、朝露のおくての山田かりそめにうきよの中をおもひぬるかな」これらぬるとよめる歌共なり、みな自然なり

古今秋上、鳴渡る鴈のなみだやおちつらむ物おもふ（〇カヤウニオモヒナス也）やどの萩の上のつゆ」同秋下、吹風の色のちくさにみえつる（〇人ニミスル也）は秋のこの葉のちればなりけり」同羇旅、われはけさうひにぞみつる（〇此方ニテミナス也）花の色をあだなるものといふべかりけり」同戀一、あし引の山下水のこがくれてたぎつこゝろをせきぞかねつる」同戀二、思ひつゝぬればや人のみえつらん（〇人ガミスル也）夢としりせばさめざらましを」〔コノ方ニテ、オモヒオモフ精神ガ先ノ人ニ通ジテ、先ノ人ガ湥チ、コノ方ニミスルヤウニヨメルモノ故ニ、先ノ人ヨリハ使然ニナル也〕君をのみおもひねにねし夢なればわがこゝろからみつる（〇カヤウニミナス也）なりけり」はかなくて夢にも人をみつる（〇カヤウニミナス也）夜はあしたの床ぞおきうかりける（〇カヤウニスル也）」同戀三、よるべなみ身をこそ遠くへだてつれこゝろは君がかげとなりにき」同卷上、誰しかもとめてをりつる（〇カヤウニスル也）はるがすみ立かくすらん山のさくらを」同秋上、ひぐらしのなきつるなべに日はくれぬとおもふは山の陰にぞ有ける」〔相場氏云、ナキハツルト云フ「ナラン、時鳥ナキツルハナキハツル方ト云フモ、ナキハツル方ト云フナラン〕同秋下、あらねどもかねてぞをしきもみぢ葉は今はかぎりの色とみつれ（〇人ガミナス也）ば」同賀、萬代をまつにぞ君をいはひつる（〇人ガスル也）千年のかげにすまむと思へば」後撰春上、鶯のなきつる聲にさそはれて花のもとにぞわれは來にける」〔鶯ノ意アリテナリ古今春下ニモ鶯の一本なきつる花をト云ヒツヾケアリ〕同、ふく風や春たちきぬとつげつらん枝にこもれる花咲にけり」〔一本よぶし〕千載夏、ほとゝぎすなきつるかたをながむればたゞ有明の月ぞのこれ

コト名ヅク本邦煙草乃チ是ナリダハコハ萬國ノ通語ナリ」とありこの他これかれ見出たる書ども丶あれど此頃書估玉巖堂主人題素堂叢書なる煙草錄を翻刻し友人海保氏其書にもれたるを拾ひあつめて成書あれば之をもらしつ、たゞその拾遺にもれたる事ひとつふたつこゝにかきつく御當家御制禁なれば今にその御用の職人なし、さもあるべきことなり、こゝにうたがはしきは營中御連歌のときは多葉粉盆その座にありときけり又笑ふにたへたるは利休好の多葉粉の具あり天正十九年二月十五日自及する千利休いかで慶長年間渡來の多葉粉の具にこのみあるべき又牽強におぼゆるは明史に淡巴といふ蠻國ありこゝよりいづればタバコといふと人ありタバはきこゆ。コの文字をいかゞせんたゞ多葉粉は蠻名とのみ大らかに思ひて有るべき也又此たばこ佛世にあらましかば二百五十戒五百戒などのいとこちたき戒の中に入るべきを今此いましめにまぬかれたるいとをかし」本邦にはこちよりてのもてあそびなれば勢語紫談などにもみえず、鈴の屋のあるじ、おもひ草一卷を書出したるのみなり文章おもしろからねど一わたりひらきみるべし又石川雅望が吉原十二時にけぶり草くゆらかしつゝとあるたばこの事なりけりこれら上に引出たる相思草　烟草などを字にすがりてそのまゝにいふなり」天子大樹より奴僕にいたるまで夜晝となく手すさび云々と安藤爲章が年山紀聞卷六にみえたり天子の手すさび給ふことは何の書にみゆるか考ふべし」又西土の書にては童山文集卷一に烟賦幷序、烟草名、卽淡巴菰也、乾其葉而吸之、有烟故曰烟、と有りてその賦をのせたり淸乾隆嘉慶の比の李調元といふ高名の者の文集なりその人編輯の函海に入れたり又本邦と漢土と西洋諸國とをひろくかうがへてその器物の圖をまでのせたるは蔫錄なり寛政年間大槻茂質俗に玄澤といへるもの丶著述にて三卷刊本なり國府と云ふは薩州の地名ときけり、とめと云ふはトメ葉の義にて極末に摘葉をいふとか京都にては服部と云ふ丹波の服部より出る故なりトメとはいはずときけり」

○つる　ぬる　玉霰(十一ウ)つる　ぬる　たる　けるの條可通攷

或說につるは使然なりぬるは自然なりといへり此說によりて古歌を試るにおほく此さだめにてきこゆ今おもひいづるまに〳〵こゝにかきつく　本妙寺日□(善カ)

にみえたり」慶長十四年七月十四日莨宕を吸飮ぶ事を禁ぜらると太平年表にみえたり〔莨宕は下にいふべし〕慶長十七年禁斷のよし安齋隨筆後集七〔第八十八〕にみえたり」元和元年六月廿八日禁烟草と和事始にみえたり〔此書は、貝原好古の撰なり〕」伊藤長胤の秉燭談卷四にいはくタバコハ南蠻ノ産ナリ百年前ニ日本ニ來ルソノカミハ本草ノ莨宕ナリトイヘリ〔莨宕ハ證類本草十（草部下品）綱目十七ニアリ史記倉公傳菑川王美人懷而不乳ノ條ニ莨蕩アリ〕此ハアヤマリナリ其後沈穆ガ本草洞詮ト云フ書新ニ渡リ其九卷ニ烟草ヲ出ス曰、煙草一名相思草、言人食之則時々思想不能離也トソノ説甚詳也是ヨリ世間ノ人タバコハ烟草タルコトヲシル四五十年前ニ朝鮮人ノ撰スル芝峯類説ト云フモノアリ〔大槻氏の蔫錄に芝峰類説を引きて、韓人撰者未詳といへり〕ソノ十九卷ニ曰、淡婆姑、草名、亦號南靈草、近歳始出倭國云々、或傳、南蠻國有女人淡婆姑者、患痰疾積年、服此草得瘳、故名トコノ書ハ、朝鮮ニテ何人ノ撰ト云フコトヲシラズ相國寺白長老ノ從子ニ松村昌庵ト云フ老人アリ先子ノ舊門人也タゞ此一段ヲ寫シテ傳フ全部ハ何ホドアルコトヲシラズ、對州ヨリ携來ルナルベシ予弱年ノ時ニ寫シオケリコレヨリ淡婆姑ノ名世ニ弘マリ比日市店ヲミレバ招牌ニ此字ヲ書ケリ近年清人陳淏子ガ花鏡一套東來シ、金絲烟、擔不歸等ノ名サマ〴〵ノセオケリ擔不歸モタバコノ唐音トミエタリ又行厨集ヲミレバ蔫ノ字ヲ書ケリ〔蔫錄に行厨集（李三渉注、建封）トアリ〕是モ日本ニテマキノ木ヲ槙トカキムロノ木ヲ控トカクト同ジコトニテ烟ノ音ヲカリテ草冠ニ從ヒ控ノ字ヲ用タルトミエタリ此外近年ノ本草ノ末疏ニハ種々詳ニ載セオケリ又背テ記ス唐詩記ノ内李白ガ詩ニ相思如烟草、歷亂無冬春〔李云、唐詩選七絶、賈至、桃花歷亂無冬春〕ト云ヘリ相思草ト名クルバ是ヨリ出ルニヤ偶然ニ符合セルニヤ李ガ詩ハ本ヨリ烟ト草トノコト也といへり」こゝに長胤の引きたる芝峯類説といふものは平維章の不問談に引きて蓬溪類説とあり上にのせたる櫻陰腐談にも引きてそれには長胤と同じ」さて此腐談にひろく諸書をのせたりその目錄のみをしるさんとす本艸洞詮〔明沈穆〕食物本草〔時珍〕錦囊秘錄〔清張楚瞻〕〔蔫錄に錦囊秘錄馮兆張楚瞻とありさては馮楚瞻と有るべし〕醫道本艸逢原〔清張璐〕新增本草備要〔明汪昂〕、本草彙言〔清倪朱謨〕物理小識、博學彙書、食物本草會纂〔清沈雲將〕花鏡〔清陳淏〕漳州府志是等なり」箕作氏の坤輿圖識卷四〔北亞墨利加〕に云く今ヲ距ルコト三百五十年前伊斯把泥亞人ロマンハネト云者此地ニ於テ始メテ異草ヲ得タリ因テ之ヲタバ

なるやうにおもはる又續紀萬葉などにみどりこと有るによりて、そのかみそりたらんには和名抄の比、剃刀を僧具にのみのせたらん、おもひさだめがたくなん

○ミイラ

和訓栞みいら質汗をいふ蠻名也〔質汗ト云フハコレ蕃語ナリ、字義ハナシ〕又馬みいら猿みいら有り是獸血に諸香をねり合せたる也元祿のとき持來れるに全體人なるありとぞ僞作なるべし彌勒所問經に蜜人あり是も一種なり今髑髏骸骨の内にあるを見しものありさらば輟耕錄に載する天方國の蜜人にや又蕃人所謂大熱國のひすはんやの焦れ死たる者にや〔孝云、輟耕錄卷三にのせて回回と有りこゝに天方國と有るは本草綱目より引きたるにて、陶氏の原文は見ざるにこそ〕

本草綱目卷三十四、質汗〔宋開寶〕釋名時珍曰、汗音寒、番語也」集解、藏器曰、質汗出西番、煎二檉乳、松淚、甘草、地黃、幷熱血一成之、番人試藥以小兒斷一足、以藥納口中、將足蹋之、當時能走者良」同五十二、木乃伊　集解、時珍曰、按陶九成輟耕錄云、天方國有人年七八十歲云々陶氏所載如此、不知果有否、姑附卷末以俟博識」陶九成輟耕錄卷三、木乃伊　回回田地、有年七十八歲老人、自願捨身濟衆者、絕不飮食、惟澡身啖蜜、經月便溺皆蜜既死、國人殮以石棺、仍滿用蜜浸、鐫志歲月于棺蓋、瘞之、俟百年後、啓封則蜜劑也、凡人損折肢體、食少許立愈、雖彼中、亦不多得、俗曰蜜人、番言木乃伊〔孝云李時珍引回回作天方國、蓋指回回或曰天方國歟、俟續攷、又引七十八作七八十、似是、又引則下有成字、亦似是〕

孝云、此みいらの事渡邊幸庵對話にもみえて交趾と暹羅（シャムロ）との間三百里の砂原にありといへり〔道光年間の皇朝輿地略に附添したる地球の全圖には、南北極より東によりて暹羅、交趾とのせたり、洪亮吉乾隆府廳州縣圖志卷五十には、南境と西南境とに暹羅をのせたり、是は清國より、方位をさたむればなり〕伊勢貞丈の安齋漫筆卷一にはこの藥はアラビヤと云ふ國より出すとあり又同人の赤烏〔第三百十八〕に桒覽異言をひく又安齋隨筆後集十五〔第百卅七〕にも又新見氏八十翁昔語〔天保年間刊本〕には六七十年已前みいらといふ藥大にはやりたれど何の益もなきよし云へり〔寶延年間ノ書ナレバ、六七十年以前トハ延寶天和ノ比ヲサスナリ、〕

○たばこ

慶長年間南蠻肇傳二ッ于本邦一と櫻陰腐談にみえたり〔此書は仙臺の沙門梅國といふもの、かけるにて、寶永七年の自序あり、正德二年刊行したり、漢文にて二卷なり〕慶長十年種を番船より得たりと大和本草にみえたり〔此書は、貝原益軒の撰なり〕慶長十年長崎櫻の馬場にはじめて植うと江戸名勝志にみえたり」慶長十四年御禁制仰出さるとおなじ書

おはしましゝをりはあまそりゐたけこそ（と一本）みたてまつりしが、ともいひ同じ物語衣珠彰子入道し給ふ所の巻にあまそぎたるちごどものさまにぞともいふ、いづれも小兒のさま也されど胎髪のまゝにて初よりそらぬといふ證にはもとよりなしがたし又源氏薄雲の巻にこの春よりおほす御くしあまそぎの程にてとあるは明石の姫君三つばかりの程のことなりけり是にては中むかし胎髪をそりすつることもとよりにていとけなきほどはそりすつるならはしとこそ思定めらるれ但しかみそりといふ物、和名抄僧坊具にみえて剃刀（和名加美曾利）とあれば僧具なることしるし、さては出家ならぬものはいにしへ小兒も髪はそらぬものにや若しむかしよりそらば剃刀は僧具に入るべからずと思はるゝなり中世よりそることとなれば僧家の物を假借するとさだむべきか〔簾中抄（日次）かみそぎ、二月四月六月十一月十二月よし、うしとらむまの日よしとりの日もよしと見えたり〕

附　武家にて男女ともに幼少のとき、深除（フカソギ）といふ式ありとぞ〔萬葉十三（縣居翁定本巻三）歳乃八歳叫鑽髪乃ノ縣居翁注ニ兒ノ四歳バカリノ時髪ノ末ヲ切ソメテ是ヲ深ソギト云、サテ八歳マデ其髪ノ末ヲ肩ト均クル切ルメリコレヲ放髪トモ振分髪トモ云フ〕和訓栞ふかそぎの條に管見記（永享十一年）其外の書共を引置きたり御當家にても寶暦十一年巳八月姫君うまれ給ひて萬壽姫君と稱し明和二年酉十一月深曾幾の御いはひあり五つになり給ふ家治公の御二女なり此前後にも此御式有りたるがおのれ今とみにおもひいでずその御式は外樣卑賤のわれらしるべきならねどおしあてにおもふに女は殊に髪をほめたゝへするものなれば御くしのこちたきをそぎへらすこゝろのいはひなるべし（男君にも有るよし、管見記にみゆれど、女を本にして男にも此式あるにや、御當家にて、男君に此御式ありやたづぬべし）是等胎髪をそりそらぬにはあづからざる事ながら小兒の髪のちなみにかきしなしたり

本文は友人山田昌榮の問にこたふる也、附録は及門木村敬藏の問に答へたるを今添削して此本條の附録とするなり

伊勢貞丈が安齋隨筆前集十一（第六刈胎髪）後代にはうぶそりとてかみそりにて胎髪をそれども古代には髪そる事なし欽明天皇敏達天皇の御代に佛法始めて渡來りしより法師になる者始めて髪をそりし也孝云、古代になしといへれどその證はなしされば本條に前田夏蔭のその證なしといへる也たゞ剃刀和名抄に僧坊の具にあるをみればそらぬ事たしか

します
孝云、後一條帝の皇女馨子三つにてはかなくなり給ふ其御さま也御母は中宮道長公の息女威子也うまれ給ふとし月は物語のかげになりてしられず

此ほかにはおのれいまだしらず、伊勢貞文（舳艫訓）いはく髮置の祝する事國史、鏡類、繼類、其外古物語等にみえず、武家にては東鑑に見えたり京都將軍の比には將軍家の若君に此事あり蜷川親元殿中日記にみえたり、後水尾院年中行事の御抄に皇子御髮置の事あり（安齋隨筆前集十一（第六十五）ニモ載セタリ）と云へりこれらによるに本邦にて古人はしらず中世よりはそる事になれるならん（榮花の比よりを中世と姑くさだむ、）そらずは髮置といふ事もあるまじきなり西土にはやゝ古くよりそりたるならん韓非子顯學篇に夫嬰兒不剔首則腹痛、注首病不治、則加痛也」保坂氏增讀韓非子云、剔讀爲鬀、音替、剃髮也、不剃髮則氣結、故致腹痛［剃ハ鬀ノ俗ナリ剔ハ鬄ノ俗ナリ鬀髮ト説文ニアリ讀爲鬀ト云フハワロシ］といへりまた周禮卷三十四、秋官序官薙氏鄭注、薙讀如鬀小兒頭之鬀（賈疏無説）段玉裁漢讀考に鬀小兒頭といふ語の出處をのせざるは誰もしれることなればかたま〱おとしたるにも有るべし説文卷九、髟部に鬀、鬄髮也大人曰髡小兒曰鬀とみえたる是なり髡と鬀とは相むかへて用ひる詞にて、齊民要術卷五第五十に種柳千樹、歲髡二百樹、五年一週、といへり明の崇禎壬午に黃國珍と云ふ人册府元龜の序に未鬀髮、從先子授書、とかきたるをみれば中昔のみならず朱明の末までも猶小兒のほどは髮をおかずそりすてけんとしられたり、抑禎子の御くしあさましきまでにおひいでさせ給へばやがておほ（生）しきこえさせん（つぼみ花の卷）とあるをみればよの中おしなべてそりすつるが常なるをやがておほしたてんとなり又おなじ禎子のうまれさせ給ひての後二三度そらせ給ふ（音樂の卷）とあるもよの中なべて小兒のほどはそりすつるをわづかにたゞ三四度なればほそくてよろしきよしなりたび〱それば髮ふとくなればそらぬかた、ほそきためにはよけれど、もしうぶげあらからんにはそり〱ての方よろしき故になべてはそる也しからんにははつ花の卷も殿上花見の卷もそがせは共にそらせの誤とすべき又おの〱本のまゝに、そぎはそぎ、そりはそりにても有るべしあまそぎのそぎなり、清少納言枕册子に尼にそぎたる乳兒（和訓栞あまそぎの條に引く）とみえ、榮花嶺月（嬉子病おもりて入道し給ふ所）の卷にかぶろに

るに西土にてはかならず小兒の髮をそり本邦にては
たゞそぎすつるを本にして中むかしよりはそりすつ
るをとさだむべきか（西土本邦とも、いと上つ代のことは、しかとしられず、中むかしの上にていふなり）
其證ども、紫式部日記、けふぞはじめてそひ奉らせ給（前田夏蔭云、そひはそりの誤也、はじめての下、若宮の御くしとあるべし）
榮花物語初花活字本、（四十ウ）その日ぞわか宮の御くしはじめて奉らせ給（前田夏蔭云はじめての下に、そりの詞を脫せしなりともいふべけれど、物語文にはかく詞をはぶくも例多かり）
孝云、此初花の卷は紫式部日記を取りてかける也
一條帝の中宮道長公の息女彰子後に上東門院と申
す皇子をうみ給ふ後一條是なり寬弘五年九月十一
日の御產にて此下文に五十日は霜月一日とあり前
後の文によるに御產後わづかなる日數なり日本紀
略によるに十月十七日なり一本といふはおのが或
人の校本をみたるにかく有るなり日記に合はせて
考ふればソギ本語にてソイと音便にもいふを今本
の日記には傳寫のもの音便にはイとかくといふこ
とをしらずソヒとかけるならんか（上にのせたる前田氏のそりの誤といふ說にしたがふべくや）
猶下に云ふべし」
榮花物語つぼみ花活字本（五十四ウ）わかみやの御くしあさま
しくながくふりわけにおひさせ給へり、やがてかく
ておぼしきこえさせむとさだめあり云々御くしをそ
がせ給へればおしかへし今こそちごなりけれとてそ
れにつけてもあなうつくしと」
孝云、三條帝の中宮道長公の息女姸子長和二年七
月六日皇女をうみ給ふ禎子是なり御くしそがせ給
ふは長和三年の春なり、こゝにもそりとはなくそ
ぐといふ
榮花物語音樂活字本（十九オ）御くしはむまれさせ給ひての後
二三どばかりそらせ給へればいみじうすぢ細うめで
たうなよ〳〵とよりかけたるやうにおはします（小兒の髮をそるといふこと、たしかにみえたるは此處はじめてなり、上にはそぐとのみあり、僧の頭をそることは、榮花物語鶴林にきのふ御くしなどそらせ給ひて御けさころもなど奉らせとあり道長公入道後の所なり）
孝云、こゝも禎子の御有さまを申すなり今は一品
宮と云ふ長和二年にうまれ給ひてことし治安二年
なれば十ばかりになり給ふなり
榮花物語殿上花見活字本（四十八オ）二宮ゐさせ（齋院よりなり）給へし
みかど后思召しなげかせ給ふとかぎりなしことしぞ
三つにならせ給ひける御くしほどよりも長くおはし
ましけりさだまらせ給ひなばえそがせ給ふまじけれ
ばそぎ奉らせ給ふ御くしいとながううつくしうおは

さはといふ所にいたりぬ西行法師こゝにて心なき身にもあはれはしられけりと詠せしよりこの所をかくはなづけゝるよし里人かたり侍れば「あはれしる人のむかしをおもひ出て鳴たつ澤をなく〳〵ぞとふといへり、今おもふに宗祇がしぎたつさはといへる所とかんのくだりの參向の雲上のよまれし所とおなじ所なりさては御當家になりて三千風が建立したる地名といふはわろし（上に引きたる俗書に三千風中興とあり、さも有るべし）宗祇は文龜年中に死にたる人なればなりされど回國雜記は宗祇にはあらぬよしにいふものもあり、おのれ未眞僞を辨せず」さてしぎたつと云ふに二說あり飛立の立か（千載集秋下「わがかどのおくてのひたにおどろきてむろのかり田に鳴ぞたつたる、）動かで立て居の立か寂蓮のまきたつ山はそこにうこかで立て居のたつなれば、鳴たつもそこに止まりてをる意か」本居氏の玉勝間五の卷にもしぎたつ澤といふ地名はうけられぬよしみえたり」正治百首（丹淸鳥）「よはの床時雨れてすぐる跡にまたしぎたつ庵のあかつきの聲、是は飛立こと決なし（新古今秋上、寂蓮「さびしさはその色としもなかりけりまきたつ山の秋の夕ぐれ、同釋敎傳阿耨多羅、「三みやく三月たいの佛たちわがたつ杣に冥加あらせ給へ、千載雜中、慈圓「おふけなくうきよの民におほふかなわがたつそまに墨染の袖）

○上代の小兒髮を剃る剃ざるかみそり（附、ふかそぎ　あまそぎ　かみそぎ）

友人前田夏蔭の說に小兒の生れたる程に胎髮を剃る事は太古にはいかにか有りけむ其證とすべき事古書にみえざれは考へしるべからず續紀卷廿四天平寶字七年冬十月紀に綠子一人乳母一人とみえ萬葉集卷十六（竹取翁長歌）綠子之若子蚊身庭垂乳爲母所懷とみえたる綠子と云ふは新撰字鏡に阿孩兒（彌止利古）又和名抄卷二、老幼類に嬰兒、蒼頡篇云、女曰嬰、男曰兒、始生小兒也とみえて美止利といふは胎髮を剃去りたる頭の蒼くみゆるよりいへる稱なれば此頃はおしなべて小兒の胎髮を剃りけむと此美止利子の稱あるにてしられたり又和名抄卷三、毛髮類に鬌文字集略云、鬌（丁果反、和名須々之呂）小兒剪髮所餘也とみゆ、これは禮記內則篇、三月末擇日剪髮爲鬌とありて鬌所遺髮也と注にありこれを須々之呂といふは小兒の頭上に剃遺したる髮の雜蒿の葉の地に亂敷きたる樣に似たる故の名也皇國の古俗も小兒の髮を剃遺したる故に鬌にあてゝいへるものなり又、源氏物語橫笛の卷に（薫君の幼きさまをいふに）かしらはつき草してことさらに色取りたらんこゝちしてとみえたるも剃りたるあとの青きを鴨頭草の花にて色取りたる如しといふなりといへり、孝つら〳〵かむがふ

ジク似トナト通音ニテ似ノ義ナリコノ似ヲ古ハ似ト云フ又マナビヲマネビトモ云フ或人マネブハマネフ蹈ム意ニヤト問フモノアリ、サニハアルマジトテカクハ答ヘタルナリ 貝原氏日本釋名、谷川氏和訓栞ニモマネフムト云フ釋ハナシ、

附似スルコトヲナニネノト通ジイフコト上ノ如シタヾヌト通ジマヌルト云フ詞未見アタヲズ必アルべキ也サテハナニヌネノ五音ナガラ通ズル也本居氏ノ紐鏡ニズヌネト三轉スルコトヲ載セタレドズハニトアリタクオモハル古人シラズヲシラニト云フコト多シコレナ行ニテニヌネノ活用ニハアラズヤサルヲ紐鏡ニズト載セタルハ今世ハシラニト云フ詞ハイハザレバナルベシマヌルト云フ詞ノ今カクレタルヤウニシラニモ今人用ヒザルニコソ扱マナビマネビ同語ナレドコレヲ物ニカキツクルニハイサヽカ心得アリマナビハ學ノ意ニテ重クマネビハ似スル意ニテ輕シ言靈ニ例證ヲ出ス併考フベシ

源氏はゝきゞ(卅一オ)わざとならひまなばねども」初音(二オ)御かた〴〵のありさままねびたてんも言の葉たるまじくなむ」若柴上(七十六ウ)そのほどのぎしきなども、まねびたてんにいとまあらんや

○しぎたつ澤 三夕の歌

三夕の歌は新古今集秋上に題しらずと端書有りて三首ならびて秋の夕ぐれととぢめたる歌有りていづれも感情ふかきよりして人々もてはやす事とはなりにけり」そのなかのしぎたつ澤は地名にはあらぬを〔西行の山家集に秋ものへまかりける道にてと端書あり〕今はところの名になして東海道なる大磯相模國のあたりに鴫立澤といふ名所あり〔傍廂巻二(圓位上人の杖)相摸國淘綾郡に、鴫立澤といふ出來て、小庵をつくり西行庵と名づけて、とあり〕或人の是は御當代になりてさかしらに建立したるものなるべし俳諧師の三千風なりともいふ、そのわたりに地福寺とかいふ小寺ありて西行法師の木像あり石碑もあり彼こゝろなきの歌をその石に刻したりといへり〔道中袖かゞみなどいふ俗書にも此由記して三千風中興とあり、俳家奇人談巻下大淀三千風の傳にも、勅勘の事を知りながら取立ろとあり〕又關東へ參向の雲上こゝにて「あはれさは秋ならねどもしられけりしぎたつ澤のむかしたづねて」とよまれしを中院通村卿きゝ給ひて〔通村卿は承應二年に薨ぜられたり〕「こゝをのみしぎたつさはとながめおかば君心なしと人やいふらむ、とよまれしをはやく時のみかどきこしめして根なしごと歌によめりとてその雲上は勅勘にあへるよし古老にきゝたり、こは人の口碑にのみ有ることか、そのころの書にもみゆることかたづぬへし」宗祇が回國雜記〔群書類從巻三百廿七〕といふものに〔上文に大磯とあり下文に小田原あり〕しぎたつ

難波江五の巻上

○源氏物語新釋

縣居翁自跋　これははやくより仰ごとたうべつればとし月にしるしもて來て寶暦八のとしの四月ぞいつそまり四の卷までをはりそれが中にやむごとなき御おぼしの事を書きしも多かれどわざとあらはしえるしはべらずと物にはそのよし書けるもあり」清石問答（濱臣答）　新釋は翁やむごとなきおほせをうけたまはりて姫君の御料に日數百五十日をかぎりて書きて奉られたるにて湖月抄の說どもをけづりもしそへもして物せられしなれば、たゞしき注釋といふまでのものにもあらぬを後に別にかきしたゝめて新釋とて世にひろごらしたるなり

孝云、縣居翁の跋にては歲月をかさねてかゝれたるよしなり我師清水氏の答にては百五十日のほどに物せられたるなり兩書一樣ならずそも〳〵わが師はいづれに證ありて百五十日と云ふ事をばしられけん、こはたしかなる口碑の傳說にて物にみゆるにはあらぬなるべし其縣居翁の跋は今本新釋の末に後人の妄增したる物にも有るべし猶よく考ふべし」姫君といふは田安悠然院殿の姫君にて庄內の酒井侯によめ入し給ふ御時の御料なり孝が友人に蜂屋某と云ふ者あり田安の殿人なり此人の父かの姫君の御用人にて有りしが文化年中姫君の仰にてかの縣居翁の湖月抄に添削されしを書改むるよしきけり吾師の說に符合す

○葵

此題を歌によむには賀茂の二葉のにても俗にヒマハリといふにてもよろしきはさらなり賀茂の二葉なるは細辛の異品なりとかヒマハリと俗に呼ふは漢名向日葵にこそ、賀茂まつりには二葉のをのみよむべくおもはるれど堀河院百首夏の題葵には皆賀茂まつりをよみて向日葵をも用ひたり、名のかよへはなるべし

○マナビノ語釋　マネビ

マナビトハ眞コトニ似スル意ナランカマナバンマナビマナブマナベト波行ハヒフヘホニ活用ス其波行ハ皆マナノ語ヲウゴカスマデニテ語意ハハヒフヘホニナシマハ眞ノ義、例多シナハナクコナスノナスノナト同

ナレドモ三十龠ノ大量ヲ古昔穀ヲ量ルニ用ヒタルヲ證スルニ足ルナリ和銅六年ニ度量權衡皆大ヲ用フベキ制ニ改メラレタレドモ量ハ大ニ過ギテ不便ナレバコレ三十龠ノアヤマリニヨルナリニテ市中ニテハ穀ヲ量ルニハ十龠ノ小量ヲ用ヒタルナラン攷證ハ本書ニ譲リテ略ス後遂ニ官ニテモ十龠ノ小量ヲノミ用ヒラレタリ延喜式ナドコレナリ延喜式ニ度量權衡官私悉用大者トアルハ其比權衡モ尺モミナ大ヲ用フレバ量ヲ大ナラントオシアテニオモヒ取リテカケルナルベシ量ノミハ小ヲ用フルコトニハ意ヅカザリシナリケリ民部式典樂式ナドニ大升小升アルハスデニ小量ヲ大量ト思ヒアヤマレルヨリシテ常用ノ量小量ナルヲ大量ト思フナリノ三分ノ一ヲ小升ト心得タルニモアランカ其後追々王綱弛ミ衰ヘ官量遂ニ絶テ各莊園ノ私量ノミニテ一定ナラザリシヲ寛永ノ初ニ方四寸九分深サ二寸七分ノ升ハ造ラレタルナラン攷證ハ本書ニユヅリテ略ス寛文九年十一月廿九日ニ江戸升不同アルニヨリ京升上ノ方四寸九分ノ升ノコトナリ分量ニ改メ、樽屋藤左衞門所ニ新升アリ相求向後可被用ト命ゼラレタリ

附 十龠、二龠史記五帝堯紀正義、引漢律歷志云、十龠爲合、又尙書舜典孔疏引漢志亦作十龠、按唐律疏義引唐令、亦作十龠、又掖齋所藏宋本漢書律歷志、亦作十龠、惟六典戸部、作二龠爲合、然不曰漢志、通典賦稅舊唐書、與六典同、北宋皇祐新樂圖記亦辨十龠之誤此書入于學律討源

又大量、小量 大量小量大尺小尺ナドハ拓跋魏以後ニコノ名目出來ルコトナルニ漢貨殖傳ニ黍千大斗トアリテ師古注ニ大斗者、異於量米粟之斗也、今俗猶有大量、トイヘルハ疑ハシキコトナリ貨殖傳上下ノ文ニ量稱多クアレドモ大小ノ別ヲイハズ、モシハ大ハ誤寫ナルヲ師古ハ當時大小小トアルヨリカヤウニ注シタルニハアラヌカ可考、掖齋ノ本書ニコノコトアリヤナシヤ再閲スベシ

難波江四の巻下終

並用ノ唐ノ時大小並用フレドモ湯藥ノ外ハ小量ヲ用フルコトナシ昔日周ト漢トハ量必同ジ精細ニ計レバコ、ニノセタル唐小量ヨリイサ、カ漢ノ量ハ小ナリ周ハ又漢ヨリイサ、カ小ナリト心得テヨシ尺ノ過長スルガ如シ

サテ明清ニテハ斛ト云フハ五斗ナリ石ト云フハ十斗也石ハ、モト量名ニアラズ、權衡ノ名ナリ、十斗ノ重サ石ナレバ、此字ヲ十斗ノコトニ用フルマデナリ、音ハセキナリコクノ音ニアラズ、サテハ石ヲコクトヨムハ俗人ノアヤマリナリ、補遺ニ詳ニ云フベシ、律學新書ニ古人未嘗以五斗爲斛、五斗爲斛者、蓋自唐宋始也トアレドモ六典通典唐書皆十斗爲斛トアレバ唐ノ斛ハ十斗也算學啓蒙大德三年ノ序アリニ斛ト云フハ皆十對ニテ元ノ丁巨算法至正十五年ノ作ナリニモ石斗升合勺トノミ量リテ斛ノ名無ケレバ元ニテモ五斗ヲ斛トスルコトハナシ明ノ董穀ガ碧里雜考ニ今官制五斗爲一斛、蓋取其輕而易擧耳、實當古斛之半也トミエ正字通ニモ今制五斗曰斛、十斗曰石、トアリサテハ明ヨリノコトナルベシ又算法統宗ニハ斛古一石、今五斗、或二斗五升トアレバ明ニハ二斗五升ヲ斛トスル俗量モアリト思ハルスベテ宋元明清ミナ大凡同ク唐ノ大量ノ聊カ大ニナリヌルモノト心得テヨシ本邦ハ唐ヨリ受ケタレドモ十龠ト二龠トノ異同ニヨリ西土ノ量ヨリハ餘程大ナル也、十龠ト二龠トノコトヲアラ〱イハン本朝雜令ニ量十合爲升本注三升爲大升一升十升爲斗、十斗爲斛トアリテ義解ニ十籥爲合トアリ是ハ唐令ニヨリテ十籥ト云フナリ唐令ハ今ナシ唐律疏議ニ引キタルニテ知ルベシ、十籥トアルハタマ〱ノ誤ニテ六典、通典賦稅、舊唐書等ニ二龠爲合トアルヲ正トスベシサレバ本邦ハ十龠トアルヲ用ヰラレタルナリコノ攷證ハ本書ニ讓リテ、今略ス コレニヨリテ量ヲ起セバ

斛 積小尺ハ千一百寸 今六斗六升二合七勺六撮餘
斗 積小尺ハ百一十寸 今六升六合二勺七撮餘
升 積小尺ハ十一寸 今六合六勺三撮弱
合 積小尺ハ寸一百分 今六勺六撮強
龠 積小尺ハ百一十分 今六撮餘

コレ小量ナリ

斛 積小尺二萬四千三百寸 今一石九斗八升八合三勺弱
斗 積小尺二千四百三十寸 今一斗九升八合八勺三撮弱
升 積小尺二百四十三寸 今一升九合八勺八撮強
合 積小尺二十四寸三百分 今一合九勺九撮弱

コレ大量ナリ小量ヲ三倍スルナリ

交替式ニアル天平六年七道租稅ノ斛法ハ常用トハ異

東魏北齊　　後周玉尺

後周鐵尺西魏ノトキ、蘇綽ト云フモノ、宋氏尺ニテ定メタレドモ當時用ヒラレズ、北齊ヲ平ゲシ後、樂律ノ尺トス、隋ノトキモ樂律ニ用フ〔孝云、薛應旂宋元通鑑宋紀、徽宗平六年、以樂尺打量其贏則拘入官〕

後周市尺　　開皇官尺

唐大尺隋開皇宮尺

唐小尺後周鐵尺シカルトキハ小尺漢尺、漢官尺、魏尺、晉前尺、晉後尺、宋氏尺、後周鐵尺、隋開皇調律尺、大尺拓跋氏尺、後周市尺、隋開皇官尺ト心得テヨシ

五代　王朴ノ尺律ヲ定ムルニノミ用フ

宋从唐制大尺三司布帛尺又大府寺尺トモ云フ、大府寺ニテ造ル故也、省尺トモ、京尺トモ小尺司天監ニテノミ用フ

南宋　淮尺唐大尺官尺唐小尺、省尺トモ浙尺トモ小尺トモ、北宋ノトキハ、大尺ヲ省尺ト云フコ、ト混同スベカラズ

金宋ノトキ、京尺ト云モノヲ用フ京ハ汴京ニテ、北宋ノ都ナリ

元官尺

明營造尺、量地尺、裁衣尺即鈔尺、

清古尺、律尺トモ、黍ヲ横ニカサネ、今尺、黍ヲ縦ニカサヌ量地尺、明ノ量地尺ヲ用フ、裁衣尺、明ノ裁衣尺ヲ用フコノ圖ハ律呂正義ニアリ

コレラ度ノ大略ナリ原書ヲ讀ミテ委細ノコトハ覺悟スベシ

量

六典ノ金部ニ凡量以秬黍中者、容一千二百爲龠、二龠爲合、十合爲升、十升爲斗、三斗爲大斗一斗、十斗爲斛トアリ通典賦稅、舊唐書同ジ、舊唐書ニ、龠ヲ籥ニ作ル龠ハ黃鐘管ヲ云フ竹ニテ作ルモノ故ニ、俗ニ竹ニモ从フ也、說文ニ書僮竹笘ト訓ミタル籥トハ別字也、龠ノ積八百一十分ナリ上下四旁均ク一分ノモノ八百一十箇ヲ容ルヲ云フ十斗ヲ斛トス其積一千六百二十寸ナリ唐ノ小尺ニテ作リ今斛法ノ六千四百五十五寸徑四寸九分、深二寸七分ヲ升トス、所謂京升ナリニテ除スレバ一三二五五三有奇ヲ得、コレニテ量ヲ起セバ

唐小量　斛、今一斗三升二合五勺五撮餘」孝云、サテハ古量ヲ今時ノ量トクラブレバ今ハ四倍半餘分ナリ斗、今一升三合二勺五撮餘」升、今一合三勺二撮餘」合、今一勺三撮餘」龠、今六撮餘カクノ如シ、コレ小量ナリ、其大量ハコレヲ三倍シタルナリ四分律行事抄ニ、唐朝以周古尺定衡量、無事不平、トアリ

房玄齡ノ管子國蓄篇ノ注ニ古之石準、今之三斗三升三合

四分律行事抄ニ唐朝雜令、用姬周三斗爲一斗、今此俗中例用唐斗

ソモ〳〵後魏ニテ古ヨリ無キ大量ヲ用ヒ後ニ古ニカヘシタレドモ民間大量ヲ用ヒナレテ古量ヲ便トセズサレバ官ニテハ小量ナレドモ民間ハ大量ヲ用フ、サレバ周漢ノ時ハ大量アルベキコトナシ後周ヨリ大小

下新格及權衡度量於天下、トアレバ必コノトキ大尺ヲ常用トセラレタルナラントオモハル、ナリ

唐ノ大尺小尺ノ度ヲ造ラントスルニ聖武御璽ニヨル[天平感寶元年勅書、今遠江國相良平田寺ニ藏ス、天平感寶元年ハ、天平勝寶元年ナリ、一年ニ兩度改元アリタルナリ、スナハチ天平廿一年ナリ]コノ御璽曲尺二寸八分五釐ナリ公式令天子神璽内印トアル原注ニ方三寸トイヘリ[大尺ニテ三寸ナリ]コレニテ度ヲ造レバ其一尺[大尺]ハ今ノ曲尺九寸五分ナリコレ一ツ」又法隆寺ニ洞簫トテ傳フルモノアリ洞簫ニアラデ尺八ナリ唐貞觀ノ時呂才黄鐘九寸ニ倍シ一尺八寸ナリコノ尺八ハ今ノ曲ノ一尺四寸五分五釐也[東大寺三倉寶物圖ニ載セタルモ、尺八、一尺四寸五分トアリ]コレニテ度ヲ造レバ其一尺[小尺]ハ今ノ曲尺八寸〇八釐三毫三絲三忽不盡ナリサテ唐ノ小尺ノ一尺二寸ハ唐ノ大尺ノ一尺ナルコトナレバ其大尺ハ今ノ曲尺九寸七分也コレ一ツ」御璽ニテ起シタル尺ハ尺八ニテ起シタルヨリ二分短シ[上ニシルシタル如ク、御璽ノ大尺、今曲尺九寸五分ナリ、尺八ナレバコヽニ云フ如ク、今曲尺九寸七分餘ナリ]イカニト云フニ印面實ニ三寸ナルモ紙上ニ捺ス時ソノ輪郭ノ紙ニツク間ニテイサヽカ出入アルモノナリコレニヨリ尺八ニテ度ヲ造ル」

周尺[曲尺七寸六分] コレハ王莽ノ錢ト清ノ沈彤ノ周官祿田考ナル周尺ノ圖トニヨリテ造リタルナリコノ圖ハ宋ノ秦熺ノ鐘鼎欵識ノ冊ニアルヲ摹錄シタルナリ

宋朱熹ノ家禮ノ首ニ後人ノ添付シタル尺式アリコレニハ浙尺三司布帛尺[即省尺、又京尺ナドヽ云]ナドノ幾寸ニアタルトアリコレニヨリ算ヲ布ケレバイサヽカヅツノ長短ハアレド大凡ハ曲尺七寸五六分ニスギズ明ノ徐光啓ノ農政全書ニ浙尺鈔尺ノコトアリ鈔尺ハ寶鈔ノ紙ノ横幅寸法ニテ即三司布帛尺ナリ其鈔尺ノ圖ハ朱載堉ノ律學新説ニミエタリ[掖齋ノ原書ニハ摹出シテアリ、]

銅尺ノ孔廟ヨリ出タルコトアリ康熙ノ時也居易錄書舫錄金石萃編等ニミユアハセ考フベシ[周尺ト同ジト、コレラノ書ニアルハワロクシテ、曲尺七寸八分四厘四毫アルヨシ掖齋詳ニ考ヘテ剖析明白ナリ、今コヽニ略シテノセズ]

漢尺[周尺ト同] 漢官尺[後漢章帝時]

銅尺[清曲阜衍聖公廟ニアリ、上ニ辨アリ、慮虒銅尺トモ云フ、漢地理志太原郡ニ慮虒縣アリ]

魏杜夔尺 荀勗尺[晋前尺トモ、江左ノ後尺ニムカヘテ、西晋ナレバ前尺ト云フ]

玉尺 晋後尺[江左]

劉曜尺[趙] 宋氏尺[南齊梁陳]

梁法尺 梁表尺

梁俗間尺 拓跋魏初尺

拓跋魏中尺 拓跋魏後尺

此一條ハ狩谷掖齋先生ノ撰述シタル本朝度量權衡考ヨリ抄錄ス、但先生ノ意ニ本ヅキ聊敷演シタルコトアレバ原書ニナキコトモアリ

曲尺（マガリカネ） 唐ノ大尺ノ三分訛長シタルモノナリ 京六條念佛尺ナ精好ト ス、江戶本町四丁目給具屋ニテウル

鯨尺（クジラ） 曲尺ノ一尺二寸五分鯨ノ鰓（クヂラサシ）ヲモテ造リタルガ本ニテ木ニテモ其長サナルヲバ鯨尺ト云フナリ伊勢ハ鯨ノ多キ處故ニ伊勢ヨリ多ク出ルナリ

吳服尺 曲尺ノ一尺二寸 江戶柳原ニテ用フ、俗ニカジケ尺ト云フ、鯨尺ヨリ五分短キ故ナルベシ 一說ニ、コノ吳服尺、平日用ヒ來レルヲ、或吳服アキナフモノ、五分長クシテ、多ク利ヲ得タルヨリ、人々コレニ倣テ今ノ鯨尺出來タリトモ云フナリ

コノ鯨尺ト吳服尺トハ明ノ裁衣尺 曲尺ノ一尺一寸三分 淸ノ裁衣尺 曲尺ノ一尺一寸七分七厘餘、コレヨリ少シ短キモ長キモアリ、今其中ナルヲコヽニ載ス ナドヨリ出テ訛長シタルモノナリ

文木 襪尺ナリ襪ノ長サ錢ヲ以テ度リ何文ト定ムル故ニ是ヲ俗ニ文木ト云フ然レバ此尺ハ卽寬永錢尺ナリ寬永錢ノ徑ハ開元錢ト同ジケレバ暗ニ唐ノ小尺ニ合ヘリ

門尺 居家必用ニアリ俗ニ唐尺ト云フ李唐ノ尺ト云フコトニアラズ西土ノ尺ト云フ意ナリ 孝云、方外友了阿攷證千典甲集

門尺八字ノ條ニ居家必用ノ外ニ聖道衣料編（卷下）ト魯般尺法ト兩書ヲ引キタリ、孝矣具ノ書ナリ

右鯨尺以下ハ皆私尺ナリ

竹尺（タケバカリ） 和名抄蔵縫具、尺、魏武上雜物疏云、象牙尺、雜色立成云、尺、竹量也、太加波可利、 曲尺ノマガラヌ也外ニ異ナルコトナシ竹ニテ作ル故ニカク云フ也

曲尺ト長サ同ジキ證ハ弘安元年靈山ノ定圓ト云フ僧法隆寺ノ寶物共ヲ皆歌ニ詠ミタリシニ彼象牙尺ヲタカバカリト云ヒシニテシラル 此歌太子傳玉林抄ニ載セタリ

大尺 唐大尺 今ノ曲尺九寸七分

小尺 唐小尺 今ノ曲尺八寸〇八釐三毫三三不盡

コノ二尺大寶令 文武ニアリ 唐則天ノ時ニアタル サテ唐大尺ハ唐ノ小尺一尺二寸ナリ其唐ノ小尺ハ一黍ノ廣サヲ以テ一分トナシ夫ヨリ度ヲオコスナリシカレドモ其實ハ隋以來ノ尺ナリ別ニ黍ヲ以テ起シタルニハアラズ和銅六年以後大尺ノミヲ用キラル タヾ日影ヲ計ルノミ小尺ヲ用キラル コノ證イカニト云フニ左ノ如シ

和銅五年ニ寫シタル佛經小尺ノ寸法ニ合シ養老三年ノ制、絹絁ノ寸尺 續日本紀 雜式ニ據ルニ大尺ナルコトシラレタリ天平十二年ヨリ貞觀ノ頃迄ノ寫經ノ寸法ミナ大尺ニ合ス寶龜元年ニ造リタル無垢淨光經ノ小塔 續紀 モシカリ和銅六年二月始制度量、四月頒

孝云、源氏物語葵卷に手をつくりて額にあてつるとある所に、一條禪閤の是は司馬温公の故事にて通鑑と云ふ書にみえたりと（花鳥餘情）いはたれるを細流にこれを辨じて花鳥に司馬相如といひ通鑑と有るはあやまり也司馬相公にて温公の事なり通鑑も宋朝通鑑ならんといはれたり孝が藏本の花鳥餘情には司馬温公と有り細流のよられたる花鳥は誤寫なるべし（たゞしおのれ細流の原書はいまだみず、湖月に引きたる細流によりていふなり、）さて又わが師清水先生の雜考〔此雜考を、見ざる人の爲に、師のひかれたる書名のみをこゝにしるす、土佐日記、源氏葵同玉かつら、榮花みはてぬ夢、同楚王夢、同鶴林、すべて六條なり〕ひたひに手をあつるの條に、細流に温公の通鑑を引きて云々といへるは宋朝通鑑といふべきを筆のまどひなりけり、げに細流のいはれたるごとく宋元通鑑卷三十六にこの事みえたり」宋朝のみならず後のよにもいふことおもはるゝは上に引きたる諸書にてしらる本邦にても末のよにも用ふることゝみえて十訓抄卷一（第七條）宇治拾遺六（第七條）おなじく十一（第三條）にもみえたり此三條は師の攷證にのせられざれは後の物ながら書出おく

○蕎麥（蕎麵）

續日本紀卷九（元正天皇養老六年七月）詔曰、朕以膚虚紹承鴻業、尅己自勉、未達天心、是以今夏無雨、苗稼不登、宜令天下國司、勸課百姓種樹晩禾蕎麥、藏置儲積、以備年荒」續日本後紀卷八（仁明天皇承和六年秋七月）令畿内國司、勸種蕎麥、以其所生土地不論沃瘠播種收獲、共在秋中、稻粱之外足爲食也」先哲叢談卷一（林春齋傳）續日本紀、養老六年七月、勸課天下、種樹晩禾蕎麥、蓋是言、則世啖蕎麵也尙矣、意者當時獨給農食耳、其上下通用之製、殊極精巧、以代珍饌滋味者、蓋始于韃靼以來春齋戯答惡煙酒文曰、近歳多嗜蕎麥麵者、盛器成堆、放飯流歠、張口脹臉滿腹擁喉、更十餘椀、果然不厭非消麵蟲則不及此乎、蓋是田舍野人之食也、然侯伯之席、文雅之筵往々以是爲頓點、流俗之化無奈之何、煙酒之行既五十餘年、蕎麵之行殆三十年、共是雖無益於人、亦無害者必矣

附　大觀證類本草卷廿五、蕎麥（新補見陳藏器孟詵蕭炳陳士良日華子）」本草綱目卷廿二蕎麥王禎農書云、北方多種磨而爲麪、作煎餅、配蒜食、或作湯餅、謂河漏以供常食、滑細如粉、亞於麥麪、南方一種、但作粉餌食、乃農家居冬穀也

○度（量權衡）

爲左司、八月十四日任伊勢齋内親王行禊次第司、以從五位上守左少辨兼行式部少輔藤原朝臣佐世爲御前長官」三年五月廿日、式部省奏諸國銓擬郡司擬文云々、令從五位上守左少辨兼行式部少輔藤原朝臣佐世讀其擬文、六月廿五日任相撲司、以ム々從五位上守左少辨兼行式部少輔藤原朝臣佐世ムム並爲左司」

大日本史卷二百一十六列傳二百四十三(文學三)藤原佐世式部卿宇合之裔、父菅雄民部大輔、佐世初爲攝政基經家司、貞觀中、對策及第、藤原氏献策、始於佐世、(江談抄)擧文章得業生、補越前大掾、十四年與大學頭巨勢文雄、燕饗渤海使於鴻臚館、元慶中叙從五位下、爲彈正少弼民部少輔、陽成帝始讀御註孝經、佐世爲都講、旣而進從五位上、爲右少辨、八年遷大學頭、奏貸新錢三千貫於左京職、以其子錢充大學寮學生策資、仁和元年奏令云凡學生公私有禮事、令觀儀式、又承和十二年宣旨云、車駕行幸之日官人引文章生等陪從、然則朝堂之儀公私之禮、節會宴亭之日、巡狩遊獵之時、必須率學生縱觀陪從、而寮本無幕幔臨事多闕、諸司例給二張領、四百之生徒、非而幕之可容、望請四張以爲儲備從之、二年爲左少辨、遷式部少輔、(三代實錄)寛平三年任陸奥守、兼大藏少輔、(續文粹藤原敦光狀)至從四位下右大辨(朝野群載)昌泰元年卒、子文貞對策及第、至文章博士式部太輔、正五位上、子俊生亦献策爲文章博士(系圖)子孫相繼業儒、世稱式家云々

台記、康治二年五月十四日於大納言伊通卿、送ル練故借ニ古今集注孝經(爲書寫)、付メレ使被ニレ送レ之、佐世(我朝博士所撰也)九卷其七卷佐世草本也了皆有點也、世之寶物如之、第九卷奧以朱書云寛平六年二月二日一勘了、于時謫在陸奧多賀國府。

○以手加額 擧手加額

東都事略卷八十七司馬光傳、神宗崩光赴闕臨、衞士見光入、皆以手加額、曰、此司馬相公也、民遮道呼曰、公毋歸洛、留相天子、活百姓、(上文云、凡居洛十五年也」)朱子文集卷八十一(書張氏所刻潜虛圖後)因出畵像及敕誥之屬、示之、則皆以手加額、旣而俯仰嘆息」水滸傳(楔子)聽得心中歡喜、以手加額、在驢背上大笑」宋學士全集卷一(平江漢頌)〔明宋濂著、入於總目卷百六十九別集存目〕都人聚觀、擧手加額」同四(渤泥入貢記)王大悟、擧手加額、曰、皇帝爲天下主、卽吾之君父」欽定四庫全書總目卷四十九史部(欽定臺灣紀略七十卷)提要中外臣民、跽讀御製紀事詩二篇、以手加額、謂軒轅之戮蚩尤、猶在行間、武丁之克鬼方、非路經海外、

アリ下ニ云フベシ、十訓抄可誠人上事第十四段ニ載セタル事跡ハ其人ノ爲ニ面ブセノヿナレバ本傳ニイハズ今昔物語卷十五第四十九段ニイヘルコトハ佐世ノ妻ノ事ナレバコレモ本傳ニ錄セズサテコノ書目錄ハ孝ノ亡友掖齋狩谷望之買得ラレタリ其後塙氏續羣書類從卷八百十四ニ入テ今ハ刊本アリ掖齋買得ラレザリシサキニ京都ノ書肆某ウツシツタヘテ江戸ニモ傳播シタルガ脫簡アリ其寫本ヨリ又ウツシテ持タラン人ハ今ノ刊本ニテ補入スベシ余ガ師洦泊舍先生ノ近代著述目錄ノ序ニカ、レタル趣ハイタクアヤマラレタリ其書ヲ未見ザリシヨシイハレタレバ其體裁ヲシラズシテオシアテナレバアヤマレルコトウベナリケリ掖齋云藤原敦光狀ニ〔續本朝文粹〕寛平三年任陸奧守トミユ此書目ニ陸奧守ト題署アレバ寛平年間ノ輯錄ナルベシ唐ノ昭宗ノ時ニアタリタリ舊唐書ハ石晉天福年中ニ成レバ佐世ノ書目ヨリハ四十餘年オクレタリ新唐書ハ嘉祐五年ニ成レバ佐世ニオクル、コト百五十年バカリナリ隋志ノ下舊唐志ノ上ナリイトメデタキ書目錄ナリトイヘリ

三代實錄、貞觀十四年六月廿三日勅遣文章得業生越前大掾從七位下藤原朝臣佐世於鴻臚館、饗讌渤海國使」元慶元年十一月廿一日授正六位上民部少丞藤原朝臣佐世從五位下」二年二月十五日、從五位下藤原朝臣佐世爲彈正少弼」三年四月廿六日、天皇始讀御注孝經、ム侍讀、民部少輔從五位下藤原朝臣佐世爲都講、七年正月七日授右少辨藤原朝臣佐世從五位上」八年三月九日、從五位上右少辨藤原朝臣佐世爲大學頭、九月十四日、勅以新錢三十貫相分給左右京職、出擧以其子錢、送大學寮、充學生菜料、先是大學頭從五位上兼守右少辨藤原朝臣佐世奏言、云々」仁和元年九月十四日、造幕四條料、紺絁十四匹六尺緋絁十四匹六尺、緋絲一絇、生絲二絇造幔四條料、黃絁十六疋、賜大學寮、先是式部省修解儞、大學頭從五位上兼守右少辨藤原朝臣佐世言曰云々」二年正月十六日、以大學頭從五位上兼守右少辨藤原朝臣佐世爲左少辨、二月廿一日大學頭從五位上兼守左少辨藤原朝臣佐世爲式部少輔四月廿日式部省奏銓擬郡司簿、天皇不臨御右大臣奉勅於近仗下、令式部少輔從五位上藤原朝臣佐世讀之、大臣下筆點定後奏六月廿五日任相撲司、以ム々從五位上守左少辨兼行式部少輔藤原朝臣佐世ム々並十二人

おぼゆ、さて寸(キ)も刻の意なるときは分と同くして別なきに似たれども凡てかゝる類の名は意は同じけれどもいさゝか言のかはれるを以て別ち云ふ事例ある事なり（傳卅八（卅八ウ））

孝云、神代紀なる三段は寸尺の事にあらず、されば寸分の分をキダと云ふ例にはなしがたきに似たる故に本居氏かやうにことわられたるなり

亡友掖齋狩谷氏云、キはかぎる意也キハ際キル切キハマル極皆おなじモノサシも一寸〳〵にて限るされば寸がキの詞を專らにするなりといへり

沙門春登の萬葉用字格に寸をキとよむは樹の省にて伎起を支巳とかけると同例といへり（たゞし是は寸尺の時の事にはあらず）此説うけがたし寸をキとよむこと本居氏のいはれしにて明白なりさて寸をキとよむよりして寸尺の事にあらぬ所にもキと云ふ詞には寸を假借する何の疑もなし、忌寸などの寸もたゞキノ詞にかり用ひたるなり（忌寸は、齋置の義なるよし細井氏姓序考にあり、オは輕く省くキといふに寸をかれるなり）

附　寸をレとよみスとよむこと

寸をレとよむことは村の省字にて淵源各別なり混ずべからず（僧春登ノ萬葉用字格禮部ニ證ナ多ク載セタリ）寸をスとよむこと其例すくなし萬葉集八、誰聞都(タレキヽツ)從此間(コヽ)鳴渡雁鳴乃嬬(ナキワタルカリガネノツマ)呼音乃之知左寸(ヨブコヱノユクラシラサズ)、千蔭云、寸を集中きのかなに用ゐてすに用ひたるはまれなり宣長云、乏蜘在可と有りしが誤れるならん、ともしくもあるかと訓むべし

孝云、萬葉十一玉乖小簾之寸雞吉仁入通來根と有るも寸をスの假字に用ゐたるなり、すきをのべてすげきといふなり（卷三解上（八オ）鈴寸(スヾキ)釣十三解下（十一ウ）禱而寸(テキ)）

○日本國見在書目錄　藤原佐世履歷

梅窓筆記（文化年間所刻、梅宮祠官香菓橋經亮撰）

河海抄ニ日本見在書目錄藤原佐世撰トアリ書目ハ世ニ全篇ノナカリシモノトオモヒシガ大和室生寺ノ印アル古本粘葉一册書肆ガ買得セシヲミルニ五六百年前ノ古本

日本國見在書目錄、正五位下行陸奧守兼上野權介藤原佐世奉勅撰トアリテ、部門ヲ立テ書目アリ佐世ハ藤氏儒士ニテ宇多醍醐ノ朝ノ人ナリ希代ノ書ナリ得テミラルベシ予寫シオカザリシハ遺恨ナリ」

孝云、佐世ノ事跡ハ三代實錄ニミユ日本史ニ本傳

信明集、ほどもなくやみぬる雨にたとふるはいかにかなしきなみだなるらん「山口栞に引」拾遺集哀傷みな人の命をつゆにたとふるはくさむらごとにおけばなりけり「山口栞に引」以上たとふると用ひたり

孝云、此詞中二段と下二段との活にやとおもへど此二方にはたらく詞は同意なるはなき由やちまたにいへり又山口栞中卷廿二ウにたとはゞと云ふ詞も何やらにありしやう也といへり四段とおもふ也けり、さらば四段と下二段との活かとおもふにタトヘとのみいひて下知(本ノマヽ)に用ひし詞いまだ見あたらず、さればにややちまたには下二段にのみのせたりこれにしたがはんとおもへばタトヒといふ詞おほくあれば四段にあらずといひきりがたく、かにかくにたどられしをよくおもへば此活は八衢には入ざる詞なりけりと治定したり

後に同僚黒川氏にみせたれば賀茂保憲女集にたとへりといふ詞あれば四段の活なりさては下二段と四段と二方の活なりといへり此說にしたがふべし

上件の說は删去るべし

附和訓栞に、たとふ、たとひ二方にわかちのせていへるは共に設くる詞なれど、たとひは未來と云意也とあり孝按、たとへばと云詞を發語のやうに用ひたる事太平記の頃の物に多くみえたり西土にも後世には意義なく發語のやうに用ゐたるありそれより轉じて本邦の書にもみゆるにて和文の體にあらぬなり古今集の序にたとひ時移云々とあるも後世の發語のやうなれどいさゝか變りて是は若(モシ)などと云ふごとくきこゆ譬喩といふ意にはあらず和訓栞に未來をいふと云ふも此古今序のたとひ時移と有るたとひなどをさしていふにこそ

〇寸　分段刻

古事記神代打折三段而(ミキダニウチヲリテ)」本居氏云、段を伎陀と訓むは和名抄、筑前國鞍手郡新分、爾比岐多とある此分字を岐多と云ふに同じ豐後大分郡もヲホキタ也景行紀碩田と書きて於保岐陀と訓註あり傳七(四十九オ)廿(五十五ウ)同垂仁御身長一丈二寸(ヒトツヱマリフタキ)、御脛四尺一寸」本居氏云、寸は刻(キ)の意なり萬葉に、たまきはるを玉刻春とも書きて伎に刻(キザミ)ノ字を借れるにても知るべし傳廿四(十一オ)同反正御身之長九尺二寸半、御齒長一寸廣二分」本居氏云、寸分の分を伎陀と訓める例は未見及ばざれども必然るべく

同書魚の條カジカ杜父魚とあり」杜父魚は魚の類にもあれば暫くおく、錦襖子は綱目に蝦蟇の條にみえてその上文陳藏器の説にては水田中溝渠側などにもあるよしいへば山谷清亮の所のみにはかぎらぬやうなりさるをぬきいだしてかじかにあて、かはづに蝦蟇をあてたればかへるもかはづも一つものになりてそのわいだめなし眞椙は錦襖子をかはづにあてたり是にてはかはづとかへるとは分別あれど錦襖子をかはづとさだむることおぼつかなし、さればおのれ未考へずとはいふなりと答へてやみぬ 万葉六又九に、河蝦とかける本據考ふべし

—○たとひ たとへ たとふる

源氏帚木湖月本（四十五オ） もてはなれてうと〳〵しう侍れば世のたとひにてむつれはべらずと申す」 同胡蝶十七オ さらば世のたとひの後のおやを」 同若菜下五十一オ 世のたとひにいひあつめたるむかしがたりども」 同夕霧五十二オ むかしのたとひのやうにあしき事よき事を」同橋姫十六オ 耳ちかきたとひにひきませいとこよなくふかき御悟にはあらねど」 同浮舟廿五ウ よのたとひにいふ事もあれば」枕冊子木の花は なしの花よにすさまじくあやしき物にして目にちかくはかなき文つけなどだにせず、あいきやうおくれたる人のかほなどみては、たとひにいふもげにそのいろしてあいなくみゆるを」以上たとひと用ひたり

古今集序、よつにはたとへうた」 同たとへば繪にかける女をみて」伊勢物語第九段 その山は一本をこゝにたとへばひえの山をはたちばかりかさねあげたらんほどして」源氏末摘花二ウ つれなう心づよきはたとしへなう情おくるゝまめやかさ」 榮花物語さま〴〵のよろこび よの中にいふたとへのやうにおぼすにやと」千載集雑下俊頼朝臣 たとへばひとりながらへて長歌ナリ徒然草下巻第五十四 よき女ならば此男をぞらうたくして〔孝云、なはこの誤かさてはてにをはもとゝのふなり、なにては女のかたより男をあが佛とおもふよしになる也、小君がわたくしの主といへるも紀伊守が父伊豫助より空蟬をなり、竹取の翁がかくや姫にあが佛といひ又空穗のとしかげの巻には若子君が女君にあがほとけといふ、みな男より女をさすをもおもふべし〕 あが佛と守ゐたらめ、たとへばさばかりにこそと覺えぬべし孝云、男にたもたるゝ女を、他より許していふなり、此男にたもたるゝにより、その女こゝろおとりせらるゝなり、その心おとりの事、くさ〴〵あるべけれど、一ツぬきいだしてたとへばと云ふなり、兼て志らぬ女なればこゝろふかさあさゝはしるべきならねど今このをとこにたもたるゝからは、たゞその打みたるばかりの女ならんと、さみしたるなり、よき女とは、上にいへることとなる事なき女の反對にて、容貌をのみはいふまじくおもはるれど、その女をさみしていふ所なればよきといふは、容貌を主にしていふべし 以上たとへと用ひたり

喧雨部、柳岸聽三更、漏點蝦蟇急、池塘青草生、夕陽誰和汝、蚓笛韻淒清」孝云、晋恵帝紀と南史の孔珪傳とを據にしての詩なればこれも此間に古くいふかはづにはあらずかへるなり、譯文筌蹄巻三更字明アケ方梆ヲイクラモムザト打ッヲ蝦蟇更ト云」孝云これもかへるなり古くいふかはづにはあらず續崎人傳三藤堂樂庵 晩年八瀬の山川より蛙を取來たり盆水に愛養す其聲冷亮として凡ならずこれよに井手の蛙と稱する種類なり其説に河鹿といふも是にて杜父魚の事といへるは甚非也河鹿の説を著す此奇癖により蝦蟇先生など人いふ」癸亥隨筆癸亥享和三年也石原正明著 蛙をかはづとのみ歌によみてかへるとはをさ〳〵いはねど萬葉集に楓を蝦手とかける所あればいと古よりいひ來しなり後撰集にをとこの物などいひ遣はしける女のゐなかの家にまかりてたゝきけれども、きゝつけずやありけんかどもあけずなりにければ田のほとりにかへるのなきけるをきゝて「足引の山田のそほつ打わびてひとりかへるの音をのみぞなく、清輔朝臣集に女をうらみて今はあはじたゞちかと立て後もとよりけにこひしかりければ青きすぢある紙にてかへるのかたをつくりて書いつけてやりける「ちかひしをおもひかへるの人しれず口から物をおもひけるかな

孝云、かへると歌によめる證どもなり

孝云、杜父魚は本草綱目巻四十四にみえたり溪澗小魚ともありて魚なればなき聲あるべきにあらずされば俗にかじかの名ありても源委自から別物なれば樂庵しかいへるなり、かじかに虫と魚と二種ありて相關渉せぬものと心得べし但いづれも俗稱なり水谷氏物品識名に、かじかに杜父魚をあてたる是今俗の稱謂なり森養眞云、杜父魚は説文鮀といふ魚也といへり本草綱目には杜父魚とは別條にしたれど鮀魚即鯊魚と相ならべてのせたり、ふるくはおなじくて後々に種類をこまかにわかちて二條にしたるものならん

かんのくだりのことゞも後のかんがへにもとかきつくる時に友人來あひていふやう扨は古人歌によまれたるかはづは西土にてはいかによぶものぞその文字いかにかくぞといふおのれ答へていふやう、いまだ考へず、物品識名蟲の條カジカ錦襖子カハズ メッタカヘル蝦蟇

蛙の説をかけり此考はその坂氏の書にまたくよりたるなり又云、今題詠には春の景物にて田に居る所のかへるをよむなり、但かはづといふべし是年久しくかへるをかはづと誤來れるものなれば名目をあらためむとかたし孝云、勢語にはやくかはづの田溝にてなくことあれば、ふるきよりのをおして知るべし先師清水先生濱臣のいはれしにかはづはかへるとよまずかへるをばかはづとよむなり孝云、上にも引きたる後撰春下志のびかれの歌もかへるをかはづとよむ證とすべしかはづは形黒く細きものにて聲のいかにも清亮なるものにして清潔の早川のかちわたりするばかりの淺き所にてなくなり今時うたによむやうなる庭の池などには居らずこれはかへるにこそ、友人丸山本妙寺上人云く河鹿の鳴く聲はシユウ〳〵ときこゆ鹿の鳴くもシユウ〳〵ときゝなさるゝものなればば川にすむ鹿といふ意にて河鹿とは俗に名をおひけん、蛙はカウ〳〵となきて田にあり

孝云、かじかの名義、眞楫と上人とはいたくかはれど此詞古くみえねばとてもかくてもありなん伴蒿蹊が續近世畸人傳卷三に藤堂樂庵の傳あり河鹿の説をかけりとあり天明八年に死たる人なり

先師の語林類葉加の部に夫木「山川に小石ながれてころ〳〵とかじかなくなる秋の夕ぐれ、」とあり夫木とはしるされたれど卷數なし若は傳聞にきかれたるまゝにて夫木をばみられざるにや考ふべし

天明年間秋原元克ノ甲斐名勝志ヲカキテ其卷四巨麻郡ニ人口ニアル歌トテ「山川に小石ながれてころ〳〵とかじかなくなり水の落合」トアリ

附錄　蜻蛉日記下解環本、下卷之九（十九オ）あめうちみだるくれにてかはづの聲いとたかし上文ニ三月トアリ下文ニ賀茂祭アリ」孝云、田溝に居るかへるなるべし、「晉書卷四惠帝紀帝又嘗在華林園、聞蝦蟆聲」孝云、此間に古くいふかはづにはあらずかへるなり、南史卷四十九孔珪傳不樂世務、居宅盛營山水、憑几獨酌、傍無雜事、內庭之內、草萊不翦、中有蛙鳴、或問之曰欲爲陳蕃乎〔後漢書陳蕃傳蕃年十五、嘗閑處一室而庭宇蕪穢〕珪笑答曰、我以此當兩部鼓吹、何必效蕃、王晏嘗鳴鼓吹候之、聞群蛙鳴曰、此殆聒人耳、珪曰我聽鼓吹、殆不及此、晏甚有慚色」孝云、本草綱目卷四十二䵷、時珍曰亦作蛙保昇曰、䵷、蝦蟇之屬、居陸地、靑脊善鳴聲、作蛙者是也とあればこれも此間に古くいふかはづにはあらずかへる也、清芬堂詩集清潘際雲ト云フ人ノ詩集ニテ、嘉慶乙亥ノ自序アリ、倭刻ナシ蝦鼓、閣々聞䵷鼓、官私何處鳴、秋田

源眞楫と云ふもの河蝦考を著す本居大平序あり其書の大意今の世にかはづといへば春の田沼などにうたてかしがましきまでなくものとのみおぼえて秋の頃なくものとは思はざる人おほし、いにしへにかはづとよみしは山川の清き流にすみて夏の末より秋かけてさかりに聲めでたく鳴くものをいひて〔万葉十詠蛙「かみなびの山下とよみゆく水に川づなくなり秋といはんとや〕春の田溝すべて湛水になくものをば蛙といひてかはづとはいはざりけん〔本草綱目ニ、錦襖子、六七月山谷間有之、又一種小形善鳴者名蛩子トアルモ、コノ河蝦ニ似タリ〕古今序、花になく鶯水にすむかはづ、これは春と秋とをむかへて云ふなり、萬葉八「河津鳴甘南備河爾陰所見今哉開良武山振乃花、古今春下「かはづなく井手の山吹ちりにけり花の盛りにあはましものを六帖ニモ入〔孝云、此例ニヨルニ万葉九ニ河蝦鳴六田乃河之川楊トアルモ冠辭ナリ〕是等は冠辭なり、蛙をかはづとのみ後世よむは後撰に二首山吹によみあはせたるよりや誤り來つらん〔後撰春下橘公平女「みやこ人來てもをらなんかはづなくあがたの井戸の山吹のはな、同よみ人しらず「志のびかれなきて、蛙のをしむとも、志らずうつろふ山ぶきの花〔孝云、二首の內、都人のうたは今なくといふとにはあらず、冠辭なり〕又伊勢物語にも蛙のあまたなく田にはとよめり萬葉十に河蝦の歌五首あり〔孝云、此五首の外に、おなじ十の巻にゆふさらずかはづなくなる、三和河の清瀬音平、きくしよしもといふ歌もあり〕皆山川にのみよみて田沼によめるはなし

河蝦と河鹿とのけぢめは久老〔槍の落葉〕立綱〔泮の跡〕などさまざまにいへり、かじかはいにしへにきこえず古くは石伏といへる魚のことなるべし和名抄鮖〔伊師布之〕此もの石の間に伏てうべも石伏といふべきもの也かじかと云ふ名は此魚無鱗にして皮黒く斑文ありて皮の縮みたるやうにみゆる物なれば皮皺の義にて皮縮といふなるべし〔かじかは、連歌師宗長の九九の記といふものに、石ぶし、かじかやうの聲きこゆれば「せきいろゝ、庭の山水ころ／＼と石ぶしかじか雨すさむなり、と云ふ是なり、いしぶしかじかとは、まぎらはしきいひざまなれど、今の世に、かはづをかじかといひ、又かじかかへるといふ類にて、石ぶしかじかともいへるならん〕蛙の字、萬葉にはかはづとよまず〔河蝦、川津、河津ナドトカケリ〕字鏡和名抄には加倍流といひてかはづといはず長明無名抄に井手のかはづと申事云々とあり、こゝに井手のみとあるは誤にて井手のみにはかぎらず萬葉三の長歌に明日香川にもよめり、ちかくは武藏多摩郡玉川にて鮖をも河蝦をも聞きもし見もしたり扨かはづも春なかぬにはあらずたゞ秋かけて聲のよろしき故に古人秋によめるなり〔孝云、こゝに聞きもし見もしたりとは、鮖は見もしといふにかゝり、河蝦は聞もしといふにかゝる〕

以上河蝦考を抄出したるなり

友人前田夏蔭いへらく、昔天明の比、坂昌周いふもの

園御本、孝言朝臣本
一本（孝云、未詳何人校本）文永三年（同上）是本ハ前左金吾本（コレヲ藍本トナシ其他本ヲ校（孝云、略解引或本記仙覺跋文之同異其或本末云仙覺生年四十五））中務大輔本、宇治殿本（千蔭云、道長公ノ子賴通公ヲサス）通俊本（孝云、コレハ後拾遺ノ撰者ナルベシ）此外保安二年以數本校（保安ハ鳥羽院ノ御時也）
寂印、慶長元年ノ跋アリ（文永三年ヨリ應長元年マデ四十五六年也、應長ハ北條高時ノ頃ナリ）
成俊、文和二年ノ跋アリ（應長元年ヨリ文和二年迄四十年バカリ也、文和ハ足利尊氏ノ頃ナリ）
以上四人傳來シテ寛永二十年ニ整板トナルスナハチ今ノ舊刊素本コレナリ（尾崎氏ノ群書一覽ニ、寶永六年三月上木トアルハ、イカナル本ヲサスニカト年來疑ヒタルニ、友人木村莊之助ノ藏本ノ卷尾ニ、旹寶永六丑季春吉辰、御書物屋出雲寺和泉掾トアリ、サテハコノ本ヲ云フナリ、寛永板ノコトヲイハザルハ、尾崎氏ノ粗略ナリ、オノレ寛永板ノ藍本トオボシキ板本一部ヲ藏セリ、大方ハ板式オナジ、卷九ノ廿八葉ニ其津於指而ト寛永板ニアルヲ、其藍本トオボシキ本ニハ於トハナクテ乎トアリ、又校異本ト云フアリ、文化二年トシルシタル刊本ナリ、元曆本拾穗本ナド校シタルモノナリ（木村氏藏之）又一種天正以前ノ寫本アリ、溫故堂塙氏藏書目ニミエタリ
元曆本（後鳥羽院ノ御時ナリ）塙氏藏書目ニアリコレハ上文ニ記シタル文和二年ヨリハ百六十年サキ也寛元元年ヨリモ六十年前也其書目ニ模古寫本、第三第五第八第十第十五第十六闕、世稱元曆本、題元曆元年六月九日云々トアリ橘千蔭万葉略解ノ凡例ニ伊勢國人ノ持テル古本ニ元曆元年校合セルヨシ奥書シタルアリトイフ塙氏是ヲ模寫サレタル者カ又其原帙ヲ購求メラレタル者カ亡友狩谷掖齋云、元曆本ハ縣居翁ミラレタルコトナシサレバ萬葉考ニ此本ノコトヲイハズ扨此本ハ攝津神戸ト云フ村人藏シタリコノ中五六冊禁中ニ出シタレバ御返却ナシ本居氏ノ門人和泉屋權太郎ト云フモノ、方ニ（神戸村ノ人ノ本）質ニ入レテアリトキ、タリトイヘリ塙氏ハ誰ヨリカ得ラレケン

附一萬葉あつめたる人の考は縣居翁の萬葉考のはじめに、集めたる人と題したる所にみえたり
一後拾遺序にならのみかどは萬葉集廿巻をえらびてつねのもてあそびものにし給へりかの集のこころはやすき事をかくしてかたきことをあらはせり、そのかみのといまのよにかなはずしてまどへるものおほし
一本居氏の言葉の玉緒卷七（てにをはたがへる歌）萬葉はよき歌とてえり出たる集にもあらず、たゞきくにしたがひてかきあつめたる集なるすら四千五百餘首の中にとゝのはぬはわづかに云々

○蛙

より殿上人の車なれば其時馬頭もおりたるなり是はいふ迄もなきことなればその詞なし人まつらん云々と殿上人のいひたらむには心かはせるはもとよりの事なりと本居氏いはる、理におきてはさることなれど今日の人とても詞と心と異なる事もなどかなからんこゝも殿上人の詞のみにてはしかとせざりしをよくなる和琴などかきあはするにておもひかはせる事をしれる也、にや有けんの詞すべて下文の女のあへしらふさままでかけてみるべきなり、殿上人馬頭に對していふには、たとへ契りおきし事ならでおのれと心すゝみて女のもとにゆかんとおもふ共さはいひかぬるものにて契おきし事あれば是も心ぐるしきまゝになめげにはあれどこゝにてわかるゝよしをいふも人の常なり、されば其詞のみにては馬頭の意にその女眞實にこよひ待つといふとはしかとしられずしばし心みて、げに心かはして有りしならんと推量るなり、湖月抄に馬頭の車といふわろし、木枯の女のあたりちかくなりて立よる所有りとて殿上人おるゝ也馬頭ひとりその車に居るべきいはれなければともにおりてこゝにてわかるゝ也、はじめのほどは馬頭大納言の家ちかくなりてわかれんとおもひたるを殿上人のかたより立よる所有りとておるゝによりて木枯の女の家ちかくしてわかれたるなり」先達の注解いづれも説得たりとおもふはなし、後の人猶よく考ふべし

○萬葉集傳來 巻一及巻廿仙覺跋文可通攷

源親行、寛元元年征夷大將軍藤原卿ノ命ヲ受ケテ萬葉集ヲ校正ス(將軍ハ頼經ナリ)コノ時三本ヲ以テ校ス〔寛元元年ハ定家卿逝去後二三年ナリ僧日蓮ノ頃ナリ〕松殿入道本(帥中納言伊房卿筆)光明峯寺入道本、鎌倉右大臣家本

僧仙覺〔仙覺萬葉注釋、埼氏ノ所藏ノ寫本ニハ巻一ノ末ニ、文永六年孟夏二日於武藏國比企郡北方麻師宇郷政所註之了、權律師仙覺在判トアリ其次ニ建治元年十一月二日以作者仙覺律師自筆本敎人書寫訖同日一校畢、玄覺在判トアリ尊卑分脉巻三(藤原道長ノ裔師實ノ子)玄覺(大僧正興福寺別當)トアレド建治ヨリハ、百四五十年モサキナレバ此人ニハ非ズ建治元年ハ文永十二年ナリ〕寛元四年親行一人ニテハ見オトシアルベキカノ疑アルニヨリ又上ノ三本ヲ以テ校訂ス其後校正數箇度ナリ其次第ハ眞觀本(尙書禪門眞觀)基長本(中納言基長、弘長元年仙覺校之)六條本(大宰大貳重家、弘長二年仙覺校之)跋云承安元年以平經盛本書寫、件書之二條院御本書寫本也、他本假名別書之而起自叡慮、被付假名於眞名」忠定本弘長三年(同上)左京兆本(亦伊房筆)文永二年(同上)忠兼本(肥後大進)文永三年(同上)是本ハ讃州本(コレナ藍本トナシ其他本ナ校)江家本、梁

して、父の家のほとりにて此うへ人にわかれて、父の家にとまらんとなり この人のいふやう、こよひ人侍らむやとなんあやしくこゝろぐるしきとて うへ人の、詞衍也、とての下にさま〴〵の物語をしつゝなど云ふ詞を含めてみるべし、人まつらんの人は、うへ人みづからをさすなり〔うへ人のかよふ女と云ふ意也、馬頭もかよふ女なれど、下の句うへ人の意をいふ所なれば、うへ人につきて詞をたてたる也〕この女の家はたよぎぬ道なりければ こゝにたれの詞と定めず、大凡にいふ也、記者の詞也、此時馬頭の意に、うへ人の立よらんといふ女は、おのがあひたる女とははじめのほどしらず、今そのうへ人女の門に入るをみて疑おこりしならむ あれたるくづれより池の水かげみえて月だにやどるすみかをすぎむもさすがにて 馬頭なり、しばしゆきやらぬなり おり侍ぬかし 上の心ぐるしきよりつゞきて、うへ人車よりおるゝ也、馬頭のおるゝは、いふも更なり、此車、殿上人のものなればなり、こゝさすがにゆかしくてたゝずむ也、 もとよりさる心をかはせるにやありけん 馬頭推しはかりおもふ也、但此のうへ人あゆみ入りすなはち馬頭がやうに思にはあらず、此下文にのする歌などよみかはしたるまでを、うかゞひおほせて後に也、馬頭の意に、わがおもひかはす女の家に、その人入りし故にあやしとははじめよりおもひて、うかゞひ居たるなるべし

此處の詞のつゞきまぎらはしきまゝに鈴の屋のあるじも文字を改め先達の讀を用ひられざりしかどよろしともおもはれず此頃はゝきゞの卷を講ずる時ねむごろにたづぬる人あれば講説したる趣旨をしるしてやりたる案なり

この人のいふやうとある人のを人にと改めて本居氏はよまれたり、其說にこれを殿上人の語とする時は下に、もとよりさる心をかはせるにや有りけんといへることたがへりその故は待やどのあると初にいひたらんには心かはせるはもとよりの事なれば、にや有りけんなど疑ふべくもあらず其上殿上人の語にてはとてといふ辭も下にかゝる所なしこれは馬頭が殿上人にいふ語也とては下の下り侍ぬかしと云ふへかゝれる辭なりこの人のはこの人にの誤なりといへり」

孝按、にや有りけんといふ所によればこの人にと改めて馬頭の詞とする方よろしと本居氏おもはれたる也おのれはこれよろしともおもはれず、いかにと云ふに、さては此殿上人も馬頭もともに此女の處に入來るべし馬頭も殿上人も此木枯我ものとおもへばなりけり、しかは解くべからず、されば本居氏の意には此女の家に行きつかざるさきに車より馬頭はおりて靜にあゆみ殿上人は車に乗りながらさきに進行きて女の家に入りたるを馬頭跡よりその始末をみとゞけたるなりとするなるべし、とてといふよりおり侍ぬと云ふにかゝると云ふは本居氏の思寄られたるがよろしきなれどもおるゝ人は殿上人なり但此車もと

へるに答へたる案なり

○つま

萬葉集仙覺抄貝原氏引つはつゞくなりまはまとはるなり」詞林采葉抄貝原氏引つはつゞくなりまはまとはるはり、夫婦枕をならべてまとはりぬると云ふ詞也」日本釋名卷中人品 仙覺と采葉との兩說いぶかし只むつましの上下を略せりと見て可なるべし或上古の自語なるべし」倭訓栞、夫妻互に稱してつまといふむつましきの義なりといへり」古事記傳卷九都麻基微術 すべてつまと云ふは夫にむかへて妻を云ふのみならず妻にむかへて夫を稱ふにて夫婦の間を互にいへば俗に都禮阿比といふにあたれり此は夫婦をかねて云へるなり

○秦都理

江家次第卷六松尾祭 大寶元年、秦都理始造立神殿、天平二年、預大祖者貞觀始祭之」公事根源卷中松尾祭 此祭も貞觀年中にはじまる大寶元年に秦の都理といふ人始て神殿を建立しけるとかや」神社啓蒙卷二松尾 初以秦氏爲神宮事 大中臣定好松尾鎭坐記云、元明帝和銅二年四月十一日、秦良兼同正光荒子(アラシ)山松尾爲二守護一留(マル) 孝云、啓蒙上文松尾南殿亦引鎭坐記、可通攷 本朝神社考卷一松尾大寶元年秦都理始建社而祭之」以呂波字類抄松尾本朝文集云、大寶元年秦都理建神殿社家說云、秦都理始建社」年中行事秘抄前田氏稻荷「塙氏群書類從」神社考下引（卷八十六に入）舊記云、大寶元年秦都理始造立神殿」つれ〴〵草、ことにをかしきは伊勢、賀茂、春日、平野、住吉、三輪、貴布禰、吉田、大原野、松尾、梅宮

孝云、大寶は文武の年號にて續紀のはじめ也、續紀に此事みえず秦都理も別に所見なし社家の秦氏の先祖なるべし都理はいかによむにか拾芥抄に理はヨシとよめれど都はなし、こゝはトリといふ名にや都の字古事記をはじめッの假字に多く用ふれど書紀にはトの假字に用ゐたるあり

延喜神名式山城國葛野郡 松尾神社甲斐國山梨郡 松尾神社とみえたり

萬葉集八に刀理宣令と云ふものゝ歌あり

○木枯の女 源氏はゝきゞ

神無月のころほひ月おもしろかりし夜うちよりまうで侍りけるにあるうへ人來あひて大內より馬頭退出の時に、懇意のうへ人に、行合たる也「來あひてと云處にてよみきるべし、句也」「このと云詞三ッ、いづれもうへ人をさす」この車にあひのりて侍ればうへ人の車に、馬頭相乘也、このとはうへ人也 大納言の家にまかりとまらむとするに馬頭の意に、父大納言の家は、此うへのかへる道なれば、たよりあしがらずとおもひて、同車

生ノ地ニ住シケレバ世ノ人荻生ノ松平トハ申シケルトアルサテハ三河國ノ左官ナルベシ但左官ニ大ト少トヲ分別スルコトハ大國ノコトノヨシ職原抄ニミエタリ今三河國ハ上國ナレド大少ノワカチアルベカラズ、然レドモ王道漸々ニオトロヘ行クコロナレバ古例ノマヽニアラヌコト常ニ多シコレモ其一ナランカ又ハ筆ニマカセテ荻生ノ左官トイフニ少目トカケルモノカ猶考フベシトコタヘテ止ヌ

○鐵掃箒

俗にヤハズ草と云ふ、或人歌にもよむかといふ、昔より歌によめることをしらず固より和名もなし此草の葉のかたち矢の筈に似たれば俗にヤハズグサと云ふなり救荒本草の雞眼草といふは此草なりと本草藥名備考和訓抄にいへりヤハズ草に鐵掃帚をあつるはいかゞあるべき、綱目十五、蠡實の條に救荒を引て鐵掃帚と云ふ名を出だしたりよくたづぬべし

○金銀ヲ寶トスル

近藤重藏ノ金銀圖錄附言ニ、太古ノ世ニハ珠玉ノミヲ寶トシテ金銀ヲ寶トセシコトハ聞エズ金銀ヲ寶トセシハ異朝ノ往來アリシヨリ始マレリ天平廿一年陸奥國始テ黄金ヲ貢上セシ時ノ勅ニ此大倭國者天地開闢以來黄金波人國用理獻言波有登毛斯地者無物止念部流仁 云々ト見エタレド其進獻ノコト國史ニ明文ナシ魏志明帝景初二年倭王ニ金八兩ヲ賜フトアリコレ始メナリ神功三十八年トミエタリ 孝云、續日本紀十七ノ巻ニコノ詔勅アリ

○輪囷

石山月見の記藤原公條天文廿四年所撰也、扶桑拾葉巻廿五に此文をのせられたり「りんきんとみわたす軒の古寺にさし入る月のかげのくまなさ

孝云、初五文字字音にて輪囷か、さきくさのみつばよつばにたてつゞけたる家を云にこそ、こゝは浮屠なればいかにも其堂塔のいかめしく莊嚴高大なるを儒者詞に輪囷といふなるべし、禮記檀弓下、晉献公成室、晉大夫發焉、張老曰、美哉輪焉、美哉奐焉、鄭注、心譏其奢也、輪、輪囷、言高大、奐、言衆多、とみえたり鄒陽の上書に蟠木根柢、輪囷離詭、而爲萬乘器者、臣左右先爲之容也、史記、漢書並本傳にのせ、新序雜事三にも入る〔史記に詭とあり、新序と漢書には、奇とあり〕と有りて張晏注に輪囷離奇、委曲盤戾也といふおなじ詞の轉じたるなり、疊韻の文字にこそ

此ノ條は水府の御家臣鱸半兵衛といふものゝと

は香の事を云ふこゝも色をいふにはあらじ、たゞし色とせば此歌少しはたすかりなんか

孝云、縣居翁の少しはたすかりなんといふは色はみるもの故に宜しく香はかぐもの故にながめてといひてはいかゞと思へるにか、しからば源氏末摘花なるは縣居翁いかにとかし給ふ源氏をよしとせば大輔の歌も香にて害なかるべし、但したれとなくといひてながめとつゞけたる難はうべなることなりかし又おもふにぬしさだまらぬ戀せらるともいへばながめの難も十分ならず

○勝手

太平記廿六芳野炎上主上後村上勝手ノ宮ノ御前ヲ過ギサセ給ヒケル時寮ノ御馬ヨリ下サセ給テ御泪ノ中ニ一首カクゾ思召ツヾケサセ給ヒケル「憑ムカヒ無キニ付テモ誓ヒテシ勝手ノ神ノ名コソ惜シケレ、謠曲二人靜是はみよし野勝手の御前に仕へ申者にて候田安殿ノ校訂本ニハ、御前ヲ明神トアリ」同嵐山名におふよし野の千本の櫻をうつしおかれし其ゆゑに人こそしらね折々は籠守勝手の神ともに此花に影向なる物をコレハ吉野ナル籠守勝手ノ夫婦ノ神ノ嵐山ノ櫻、モト吉野ノ種ニ生ヒタル花ナレバ、其緣ニヨリ、コヽノ山ニ影向アルナリ、コノコト下文ニテシカトシラルヽナリ鴨長明四季物語卷三、三月○古抄本ニハコ〔此書僞ナルヨシ、先哲イハルヽニヨリ、姑クコヽニツイデタリ〕ノ文ナシ」惣門勝手の方にはまたちりのこりはべる文義詳ならねど、吉野の事ときこゆ、さては勝手も、勝手の神をさすなるべし」谷川氏和訓栞、人に對して我に自由する事をすべてかつてといふ四季物語に惣門勝手の方とみえたり孝云、四季物語を味ふるに、自由する所ともおもはれず、谷川氏の見解考ふべし、吉野に勝手明神あり祭る神を受鬢命といふ、此神名、三部の本史には見あたらず式にいふ吉野山口神社是也とぞ

○浮舟の卷なるまぎらはしき人々湖月抄にて夫々の葉數をしるす

道定匂宮家司也、薰君家司仲信の聟也、五十四ウ　大内記八ウ　式部少輔五十二ウ五十四ウ

少輔五十二オ五十七オ

時方匂宮家司也　大夫三十オ　左衞門大夫五十二ウ　出雲權守五十四ウ

かうの君時方の從者より時方をさして、五十二ウ

時方の從者三十オ　をのこ五十二オ五十四ウ

時方のをぢ卅八オ　因幡守卅八オ

仲信薰君家司也、匂宮家司大内記道定の舅也、十七オ五十七オ　大藏大夫四十六オ

○大目　少目

新井氏ノ藩翰譜卷二下荻生ニ荻生ノ少目ト云フ事アリイカナルコトゾト人ノ問フニ答ヘテコレハ大目ニムカヘテノ名目ニテ左官ノコトナリ、上文ニ三河國荻

難波江四の卷下

○かぞいろの歌

或人いはく古き歌に「かぞいろはいかにあはれと思ふらむ三年になりぬ足たゝずして」とあり此歌の出處いかにといふ、おのれ答へていふ是は太平記廿五卷に出たり其文に蛭子(ヒルコ)と申は今の西宮の大明神にてまします、生れ給ひし後三年まで御足たゝずしてかたはにましませしかば、いはくす船にのせて海に放ち奉る「かぞいろはいかにあはれと思ふらん三とせになりぬあしたゝずして」と讀める歌是也」とみえたりさてこの太平記なる歌はもと朝綱の歌をとなへあやまれるなりその證は日本紀竟宴歌天慶六年得伊弉諾尊從四位下行民部大輔兼文章博士大江朝臣朝綱　加會伊呂波阿波禮度美須夜毗留能古波美斗勢爾那理努阿枳多々須志天とある歌の二三の句をよこなまりてつたへたるなりけり村田春海翁の説に枳は軹の誤なりといへり蛭子の事は古事記日本書紀等に詳なればすべてはぶきいはず

○まに

古今集春下題しらず　小野小町　花の色はうつりにけりないたづらに我身よにふるながめせしまに」同戀三題しらず　よみ人しらず　こりずまに又もなき名は立ぬべし人にくからぬ世にしすまへば」續詞花集雜下　傀儡にかはりて　能因法師　いづことも定めぬ物は身なりけり人の心をやどとするまに

此歌どものまにのま、みな助語なり小町の歌先達多くはそのあひだといふ事に解かれたれどくはしからず、さては外の歌にてきこえず

○梅の香をかしきをみいだす

源氏末摘花、またかうしもさながら梅の香をかしきをみ出してものし給ふ早蕨に、梅の香をめでおはする」　新勅撰春上　殷富門院大輔　誰となくとはぬぞつらき梅の花あたら匂をひとりながめて」契冲云、にほひは香にも色にもいへど、梅は色よりも香こそあはれとよまれたる花なれば香にこそ八條院高倉「ひとりのみながめてちりぬ梅の花しるばかりなる人はとひこでとある歌はかゝる難なければ歌合ならば勝の字をつけらるべきなり」縣居翁契冲新勅撰冠注にみゆいはく高倉が歌のながめはよし此歌はわろしたれとなくとあればみだりにおもひてながめせんもいかゞなればなり又匂は色の事なるを後世

櫛ノサマシタル者ニテ縷ヲハサメルモノナリ經糸ナリ八十縷ヲ一升トスルモノナレバ三十升ニテハ二千四百縷トナル筘ノ一目ニ二縷ヅツトホス故ニ千二百目トハイヘルナリ金仁山ハ宋人ニテ、論語集註考證十卷アリ、四書説約ト云フモノハ明ノ鹿善繼ト云人ノ撰也、此兩書共ニ四庫總目ニ入レタリ康熙字典竹部六畫ニ筘ノ字ヲ載セ字彙補ヲ引キタリ今吳任臣ノ字彙補ヲ檢スルニナシ竹部、手部、口部、卩部ナタヅネタリ他部未考字典コノ字ノ上ニ筩ノ字ヲ載セテコレニモ字彙補ヲ引キタリ試ニコノ字ヲタヅヌルニコレモナシサテハ字典コノ兩字他書ヲ引カントシテタマタマ誤レルナリケリ、ソモ〳〵筘ハ後世ノ會意包諧聲タル字ト云フベシ乎佐ハ竹ニテ造レバ竹ニ从ビ此乎佐モテハタ〳〵タ、ク故ニ扣ニ从ブナリ扣ハ牽馬ト云字ナレドモ同音假借ニテ皷ノ字ノ代リ古クヨリ用ヒナレタル故ニ扣ヲタ、クコト、思定メテヨリ筘ノ字ハ造リタルナラン但扣ノ音ヲ筘ノ音ニスルコレ諧聲ナリタ、ク意ノミヲトリテ扣ノ音ヲカラザル時ハ、會意ナレドモ、意モ取リ音モトルコレ包諧聲也サテ和名抄ニ唐韵織具也楊氏漢語抄ニ乎佐トアリ廣韻ニ筬、筬筐、織具トアリ今按ニ織具ニ筐ト云フベキモノナシコノ乎佐ハ上下ニカマチアレバコレ比擬スベシ其實ハ筬ハ篋ノ誤ナルカモシルベカラズ篋ハ廣韻去聲候韵ニ織具トイヘル字ニテ品字箋ニ乎佐ナルコトタシカニシラル、注アリテ近クハ伊藤氏ノ名物六帖ニモ引用サレタリ狩谷氏和名抄攷證、筬ノ下ニモ品字箋ヲ引カレタリ

難波江四の巻上終

といふもつき草といふも同じ輔仁本草和名下卷、本草、外藥七十種順の和名抄にも鴨頭草和名都岐久佐とあり冠辭考つきくさ に云く月は借字也衣を摺るにたやすくいろのうつり付く故につきくさとはいふなるべしといへり本居氏の玉勝間卷四に云く月草は今世に露草と云ふもの也國によりてボウシ草ともべ、シ草とも云ふ世にボウシといひて物を染むる紙あるは此草にて染めたる故の名也又古き歌に花色衣とよめるも此月草染也今の世に青色を花色と云ふ是也又それをチクサとも云ふは月草を訛れるなりと或人いへり」といへり證類本草卷十一には鴨跖草とあり末嘉祐ノ新添也〔輔仁本草和名に鴨頭草、出新撰食經とあれど、西土にて鴨跖草とも云ふにこそ、〕和名抄には本條に鴨頭草と掲て辨色立成に押赤草とのせたり鴨跖草の假字なるべし和名抄に染色具に載せたるにても物を染むるものなる事しるべし跖の字の義は、證類にみゆれど今畧す上に引きたる冠辭考の分注には露草とかき或ものには都伊草と書けり今考るに月立をついたちと唱ふるごとく音便にてつき草を都伊草とも唱へつらんつゆ草といふは其比の俗言なるべしとみえたり源氏横笛の卷をさすいふをかけり此横笛の卷の事はおのれ上代小兒剃髮有無の辨と卷五第五條に載せけり合せみるべし湖月本には

露くさ頭書本には月草とあり本居氏は月草をよしといへりげにふたつの中ならば月草に心をそむべき事にこそされどむげの俗言にあらず、うつぼ古本吹上、刊本嵯峨院に露草とみえ堤中納言物語小大君集などには歌にもよめり」萬葉集卷十朝露爾咲酢左乾垂鴨頭草之日斜共可消所念とあると又同卷に朝開夕者消流鴨頭草可消戀毛吾者爲鴨とあるを契沖の代匠記にはつゆくさとよまんといへるもむげの俗言にあらねばなりけり但千蔭は和名抄の訓によりてつきくさとよめり此つきくさの色をはなだともいへり、催馬樂石川いしかはんのこまうどにおびをとられてからきくいするいかなるいかなんるおびぞはなだの帶のなかはたえたる、谷川氏和訓栞にはなだ草は月草の異名也うけらが花三、秋 鴨頭草「おく露のいろこそことにさやかなれ秋なときなる月草の花

○筘 筬

清ノ鮑鉁辛甫ノ稗勺賜研堂叢書ニアリニ金仁山論麻冕云、三十升布則爲筘一千二百目、見四書説約、按筘音扣、布筘也、今裁縫謂之筘線トアリ此筘ハ和名抄ニイヘル筬ノ意ニテ乎佐ノコト也其ヲサト云フモノハ織機ノ具ニテ

字トイヘリ（金銀圖錄）

桐ノ紋　ユクリナク思ヘバ豐臣家ノ紋ヨリ出タルコト、オモフベケレドモ豐臣家ヨリ古キ金銀ニモ桐ノ紋アレバ此說受ケガタシ但秀吉公ノ紋タマ〳〵桐ナレバ因循サレタル邊モアル也、ソモ〳〵菊桐ハ其初禁中ヨリ出タルコトニテ御裝束ノ紋ガラニ桐竹八葉ノ菊（禁秘抄）ナド云コトノアルヨリ起リテイツシカ天子ノ御紋ノヤウニナリユキケン、サレバ調進ノ金銀ナドニハ是ヲ付テモ奉リシナラン（家ノ紋ト云コトハ武家戰場ニテ家門同族ヲ互ニ見ソカタン爲メニコソ）コレラノコト友人前田夏繁考ヘテ別ニ成書アレバ其大概ヲノスルナリ

附　周（黄金ト錢帛トヲ幣トス重一斤ヲ一金ト云）　秦（黄金ト銅錢トヲ幣トス）　漢（黄金、武帝元狩四年白金三品ヲ造リ王莽銀貨ヲ制ス）　三國晉齊梁（黄金銀）　唐宋金元（金幾兩幾錠ナド云、金少キ故ニ一斤ノ大餅ヲ止メ、一兩ノ小錠ヲ作ル、唐ノ時銀ヲ通貨トセズ、五代ヨリ宋ニ至リ民間ニ用フ、宋仁宗賦ニ銀ヲ徵ス）　明（金）　清（金ヲ用ノルコトヲキカズ、銀ヲ通貨トス）

右近藤氏ノ金銀圖錄七ニ詳ニ載セタルヨリ聊抄出ス

○鮓

今江戸ニアル鮓（スシ）ハ延寶ノ頃御醫師ノ松本善甫ト云フモノ、新製也（コノ家ハ、其後亡ビタリシガ、近來再ビ召出サレテ、高百俵ナリ）サレバ世ニ松本鮓（スシ）ト云フ彥根ノ鮒ノ鮓尾州ノ鮎ノ鮓ナドハ魚ト飯トヲマゼテ五六日モ經テ食フ也吉野近邊ニテ粟ノ飯ニテ造ル二三ケ月モカコハル、ナリコレ等ノ鮓ハ右ヨリ左ニハ出來兼ル故ニ商フ者ニアツラフルニ今日ヨリ幾日經テ取リニ來給ヘト云フニヨリコレヲオチヤレズシト云フ松本鮓ハ直ニ出來ル故ニマチヤレズシト云ヒ又早鮓（ハヤズシ）トモ云フナリ元來スシハ上件ノ如ク飯ト魚トヲマゼテ置クニ日數經レバオノズカラスミノ出ルモノニテ酢ヲ加ヘテ製スルモノニアラズ鮨ノ字ノ方ヨロシ字書ヲ觀テシルベシ

コノ一條ハ亡友狩谷掖齋ノ說話ナリ（和名抄飯食部、魚鳥類、鮨、（須之）トアル處ノ掖齋ノ校注ニ、鮓鮨ノ辨別アリ、ヒラキミルベシ）

沙石集卷七下、大ナル鮎ヲ三十バカリ取テ歸テ少々ハ煮テクヒ候殘リハスシニシテ置候トミエタリコレモイハユル待チヤレズシニハアラズカシ

○鴨頭草（鴨跖草　押赤草　露草　月草　ちくさ　ほたる草　附、はなだの帶）

ほたる草といふは俗稱なりつきくさと云ふぞ雅名なる古今戀五「よの中の人の心は花染のうつろひやすき色にぞ有りける、とあるを六帖五いろには古今とおなじけれど第六つきくさには花染をつき草とあり花染

右中井積善ノ草茅危言卷三ヨリ摘錄シタリ但コ、ニイヘル處己レ解シカヌルコトアリイカニト云ニ御治世已來東金專ラ行ハルトイヘル東金今ノ慶長金ナラバ其時ノ金今シラレズトハ云フベカラズ光次ノ名判アリタルナルベシトモ云フベカラズ若今ノ慶長金是豐太閤ノ金ナラバ御治世以後猶太閤ノ金行ハル、ニテ東金ニハアラズ豐金廢ルトハ云フベカラズ東金專ラ天下ニ行ハレタリトモ云フベカラズ中井氏ノ所據ヨク考フベシ

元文眞字小判品位十六(目方一匁ニテ代銀十六匁也、)一兩ハ目方三匁五分ナレバ代銀五十六匁ナリ四匁ハ雜費ナルベシサレバ金一兩ニテ銀六十目ト云フ也(十六匁ヲ三ツ半合併スレバ五十六匁トナル)〔近藤氏ノ金銀圖錄七ニ小判一兩ヲ、銀五十目ト定メラレシハ、慶長十四年也、銀一兩ヲ四匁三分トスルコトハ、何レノ時ヨリ起リタルカシラレズトアリ〕慶長小判品位廿五(目方一匁ニテ代銀二十五匁ナリ)一兩ハ目方四匁七分〇〔孝云、四匁八分ニハアラズヤ、〕〔上文狩谷氏說話ノ條考フベシ〕ナレバ代銀百十七匁五分ナリ(二十五匁ヲ四ツ七分合併スレバ百十七匁五分トナル)

右亡友遲塚九二八ノ說話ヲシルス(コノ品位ヲ幾双ト云フハ、相雙ノ意ニテ、タトヘバ、目方一匁ニテ代銀十六匁ナラバ、一匁ガ十六相雙ナリ、幾増ニテモ聞ユベシ、幾増(イクマシ)ノ意ナリ、サレド双トカキ來ルコト古シ、銀ニモ云フ也金ニハカギラズ)

判板　金銀圖錄ニ判ハ板ニカキシヲ後藤ノ判ヲスルヨリ判金ト書クナルベシ進退記ニ板金トアリ(足利ノ末)土佐軍記ニ判金(天正十三年條)ト云フコトアリ

吳座目　中マデ表面ノ純金ト同ジトノ徵ナリ(金銀圖錄一)

切賃　古時ハ目方ノ一定シタル金銀幣ナク延金ヲ入用ホド鏨或ハ鋏ニテ切テ秤ニ懸ケテ遣ヒシナリ今兩替ニ切賃ト云フモコレヨリ出シナルベシ(金銀圖錄一)

一分判　慶長四年始造(白石氏寶貨畧)

孝云、伊勢氏ノ舳艫訓ニハ續武家閑談ト云者ヲ引テイヘルニハコ、ニ云フヨリハハヤク出來タルヤウナリヨク考フベシ(安齋隨筆前集卷十三(第一)ニモ載セタリ又後集十四(第百三十)壹分判之事、庄三郎云、慶長五年ヨリ出來仕候トアリ)

砂金裹　〔狩谷掖齋云、沙金は世になきものにて、蝦夷より出たるを見たり、練金は石をわりて出す、これは自然と有り粟粒ほどの物也〕小判金十兩ヲ木形ノ香合ノ如キモノ、中ヘ入レテ其上ヲ色々ノ紙ニテ包ム也(金銀圖錄卷五尙古品ニ詳ニミエタリ圖ヲモ載セタリ)〔御日記、慶安四年八月十八日(將軍宣下ノ時)砂金二十兩二袋但小判十兩ヅツ紙ニ包ミ袋ノ內ニ入覽箱ニ入ル〕

金貴(金商人、金銀行、兌舖)　今ノ兩替師ナリ西土ニテ金銀行ト云ヒ兌舖ト云フモ兩替屋ノコトナリ(金銀圖錄附言)

匁　錢ノ俗字也宋板ノ醫書ニ此字アリ篇海類編ニ錢俗作匁トミユ丹鉛總錄ニ錢ヲ匁ニ作リテ省訛ノ俗

ハ載錄セズ近代著述目錄ニ安藤氏ト題シ東鑑曆考一冊トアリ名字爵里ヲバイハザレドモ必コノ書ナルベシ

○寶貨沿革

大判沿革　近藤氏金銀圖錄ヲ攷フルニ天正慶長元祿享保凡テ四度也享保ノ時ヲ新金大判ト云フ金七兩二分ノ積也大判ノ上ニ拾兩ト云フハ小判拾兩ノコトニアラズ黃金十兩ナリ黃金十兩トハ銀一枚〔銀一枚ハ、目方四十三匁ナリ〕ヲ黃金一兩トスレバ銀十枚ノコト也大判一枚〔孝云、大判目方四十八匁、小判目方四匁八分ナレバ拾兩ハ小判十兩ト云テモ害ナカルベキナ近藤氏ノ銀一枚ノコト、イハル、コト未考、ソモソモ兩ト云フハ目方ノ名ナルニ目方四匁八分アル小判一ツヲ壹兩ト定メラル、コトハイカナル事ニカ〕ハ銀四百二〔三歟〕十目ナリ昔黃金幾兩ト云フハ砂金ノ掛目ナリ大判ノ目方四十〔八歟〕四匁信長ノトキニ始マリ慶長六年通用ノ法ヲ定メラル

白石氏ノ寶貨略ニ天正十六年ニ新ニ大判小判ヲ造ラル其十三年ニ秀吉公金賦ト云フコトアリ金五十枚銀三萬枚トアリ〔コレニヨレバ、大判モ丁銀モ、ハヤクヨリアリタルニテ、天正十六年ヨリ初マリタルニハアラジ、但其製造コノトナル也〕

小判沿革　慶長ノ時豐太閤始テ後藤光次〔足利家ニ代々ツカヘテホリモノヲ業トス〕ニ仰セテ小判ヲ造ル〔四匁八分〕其後元祿ノ時常憲院殿用度不足ニヨリ小判小粒二朱金ノ三品ヲ造ル金ノ位ワロシ〔コレ迄ハ慶長金、〕寶永時常憲院殿又位ノワロキヲ嫌ヒ給ヒテ改造セラル〔位ハヨシ、形ハ小〕乾金ト云フ〔近藤重藏云、易乾爲金、トアルニ本ヅケルニヤ〕用度不足ニテ慶長ノ舊ニ復シ兼ネタリサルニヨリ御拂ノ時慶長金ヲ出スモノ少シ享保ノ時有德院殿慶長ノ時ト同ジ目方同ジ位ニテ造ラル〔コノ度ハ、位同ジキニヨリ、印ナシ公邊ニ御德分ナシ〕コレハ慶長金ヲ取出サンノ爲メトゾキコエシ元文ノ時有德院殿又小判ヲ造ラル目方三匁六分ナリ〔眞ニテ文ノ字ヲ付ル、享保ノ時ナルヲ古金ト云ヒコレヲ眞金ト云〕其後目方モ位モ同ジク形ノミヲ小ク造ラル〔折レザル爲也〕コノ度ハ文ノ字ヲ草書ニカキタリ

右亡友狩谷掖齋ノ說話ヲシルスナリ

豐家ノ新製幣關東マデハ行ハレザル故ニ東照君陳請セサセ給ヒ京師ヨリ金工後藤光次ヲ召下シ別ニ大小鈑金ヲ鑄造シ關東ニ行ハセ給ヘリ其時ノ金イカナル者カ今ハシラレネド光次ノ名判アリタルベシ天下通用ノ者ニアラズ豐家ノ製ニ別タセ給フコトナラン慶長御治世巳來豐金廢シ東金專ラ天下ニ行ハレシモ最前ノ勢ニヨリテナリ〔櫻友云、豐金と東金と地を易へてきこゆといへり」此說よろし、さてはおのれの疑もなし、傳本のあやまりにて中井氏のあやまれるにはあるまじき也、その家の原本と比校すべし〕

西土にみゆるをおもひいづるまゝにこゝにかきつく（新古不次序）
▲淮南齊俗　武王既沒殷民叛之、周公踐東宮、履乘石（高注、人君升車有乘石也）攝天子之位、負扆而朝諸侯（高注、戸牖之間謂之扆）▲呂氏審應　魏昭王問於田詘曰、寡人之在東宮之時（高注、東宮世子也」）▲隱三年左氏　衞莊公娶于齊東宮得臣之妹、曰莊姜（杜注、得臣齊太子也、太子不敢居上位、故常處東宮」孔疏、按齊世家、莊公生僖公、東宮得臣未知何公太子、云常處東宮者、四時東爲春、万物生長在東、西爲秋万物成就在西、以此君在西宮、太子常處東宮也、或可據易象西北爲乾、乾爲君父、故君在西東方震、震爲長男、故太子在東也）▲莊十二年左氏　遇大宰督于東宮之西、又殺之▲毛詩衞風碩人　齊侯之子、衞侯之妻、東宮之妹（杜注、東宮齊太子也、孔疏、太子居東宮、因以東宮表太子）▲白氏文集（卷五十九論承璀職名狀）　臣伏以陛下自春宮以來▲漢書劉向傳　今王氏一姓、乘朱輪華轂者二十三人云々依東宮之尊、假甥舅之親（師古注、東宮、太后所居也」）▲同田蚡傳　御史大夫趙綰請毋奏事東宮、竇太后大怒曰▲同夏侯勝傳　光曰爲羣臣奏事東宮、太后省政（師古注省視也）　宜知經術、白令勝用尚書授太后、遷長信少府▲同貢禹傳　臣禹嘗從之東宮（師古注、從天子、往太后宮）　見賜杯案、盡文畫金銀飾、非當所曰賜食臣下也、東宮之費、亦不可勝計▲同伍被傳　今臣亦竊悲大王棄千乘之君、將賜絕命之書、爲群臣先、身死于東宮也（如淳曰、王時所居也）▲楚辭（離騷）澨吾遊此春宮（王逸注、澨、奄也、春宮、東方青帝舍也、澨一作墟）
孝云、離騷なる春宮は太子の事にあらざるは云ふも更なり方位によりて東とも春ともいふにて是後世東の方に太子すむより春宮坊ともいひならふ濫觴なりけり

○東鑑曆算改補

東鑑曆算改補ト云フ者一冊ノ刊本ニアリ目錄如左
年闕者十三」月闕者三十七、誤者九重、出者二」月大小闕者百十七、誤者二十一」日支干闕者四百十二、干闕者一、干闕支誤者一、日誤者四、支干誤者百八十一、支誤九十四、干誤者六十五、日重出者三」日食闕者五十三、差者十二」月食闕者六十二、差者二十六
自跋左ノ如シ
東鑑、起高倉院治承四年庚子、盡龜山院文永三年丙寅、凡八十七年之事也、月大小、日支干、及閏月、日月食、皆以唐長慶宣明曆書焉、今以其法私考之、間有差者如此、其闕者補之、誤者改之、備後來覽者之參考云爾、延寶四年丙辰六月甲子、安藤氏（討）有益
孝云、此書昌平阪學校ニアルヲ見タリ群書一覽ニ

げられたり是によりて傅と學士とをば東宮官といひて東宮坊官とはせず、かくて令には坊官をも東宮坊と作れたるを常には傅と學士とには東宮と書き坊官には春宮と書きて分つ、こは後の事かと思へばはやく持統紀にも十一年の所に東宮大傅春宮大夫と見え此紀にもかく書分けられたり又右の和名抄にも職員令ニ云とて春宮坊とあれば令ももとは然有りけむを後の人さかしらに東ノ字には書きなせるにこそ」とあり

孝云、本居氏和名抄によりて今の令には春を東に誤れるならむといはるるまことに然り近日塙氏にて刊行したる令義解には春宮坊とあり集解にも春とあり但掖齋のおもひよられたると本居氏の斷然と東宮と春宮とわかたれたるいづれも識見は敬服したれば何故御身には東宮とかき御殿には春宮とかくにか、こはいつの程りよりの事ならむ西土にては春宮とかける唐人にはじめてみえたり焚秦以上の書どもにある東宮かならず御身につけて云ふにもあらず所詮は方角にて東にあたれば東宮といふ也前後の文勢によりこゝは御殿をさしこゝはたゞちに御身を指斥すといふことは有るべし東宮と春宮とにてわかつことは西土にきこえず本邦のさだめにや

古今集春上、二條の后の東宮のみやすむ所と聞えけるとある所の打聽に皇太子のおはせる宮をさして申す時は春宮と書き御身の上を申せば東宮と書く事後世のならはせなりとあり

孝云、掖齋の説は此説を敷演したるなり後世のならはせと有るはいかゞ本居氏の辨別されたるいとよし

本朝文粹卷七（報賴光書　大江匡衡）春宮大進東宮學士同時爲美濃尾張之守とあるなども春宮東宮と書分けたり、元祿十一歲としるしたる刊本に有識小説といふものあり（開卷に駒谷散人郁輯と書して三卷三冊なり）其卷一に凡東宮春宮文字何レヲモ用フトイヘ共御身體ノ上ニテハ東宮ト書キ御居所ノ時ハ春宮、是故實也トゾと見えたり」盧文弨云、春坊之名、隋書百官志不載、唐六典注云、北齊有門下坊典書坊、龍朔二年、改門下坊爲左春坊、典書坊爲右春坊、據此則唐巳前尙未以春坊爲官名、以其東宮所在、故以春名之、是時俗所呼、後來卽以爲署名（顏氏家訓趙盧注本卷末、載北齊書文苑顏之推傳、其傳有觀我生賦、其賦有遷春坊而原始之句、盧文弨注之有此説、今記其全文如此）

源氏花宴、春といふもし給はれりとの給ふ」同若菜下六ォ これはしばし給はりあつからむと申給」枕冊子季吟本巻の一(十一ウ)うへにさぶらふ御ねこはかうぶり給はりて源氏蓬生侍従の君ときこえし人にたいめん給らんといふ」竹取、祿いまだたまはらずこれたまはりてわろきけこにたまはせん」古今哀傷はし書 その又のとしみな人御ぶくぬぎてあるはかうぶりたまはりなど」後撰春はし書元日に二條の后の宮にて白大うちぎをたまはりて」保元物語新院御謀反 御意狀を遊ばして彼等にたぶ、恐をなして給はらざる時に我好思召意狀なりたゞ給り候へ、一の上の意狀を臣下取傳ふる事家の面目にあらずやと仰せられければ畏て賜りけるとかや」平家物語四競 仲綱ト名乘テ參ジタルニ此蛇ヲタブ孝云、少松殿が也 給ツテ孝云、仲綱がなり 弓場殿ヲヘテ云々小舍人ヲ招テ是給レトイハレケレバ孝云、仲綱がなり

同下二段佐行

枕冊子季吟本四の巻(廿一ウ)それたまはらするぞきぬすゝけたりしろくてきよとて」源氏若菜上季吟本(十八ウ)御けしき給はらせ給云々、御けしきせちに給はり給ふ」榮花本のしづく活本(廿七ウ)春日彌宜はかうぶり給り位たまはらせ給ひて云々、寺の別當僧どもにみな祿給はす云々、かみなき位給はするいとかしこきおほせなれど

○東宮 春宮

東宮と春宮との辨別よくしられずむかし掖齋先生のいはれしには春宮は太子の御殿をさし東宮は太子の御身をさすなり傅學士などは御身にあづかるものなれば東宮傅東宮學士などといひ大夫大進は御殿にあづかるものなれば春宮大夫春宮大進といふなるべしといへり本居氏歷朝詔詞解巻二第十一詔皇太子ノ宮の官人は東宮職員令にみえたるが如し、和名抄に職員令云春宮坊、美古乃美夜乃豆加佐と有りさて東宮職員令に傅と學士とを擧げて次に東宮坊官とて大夫以下を擧

卅二（七十三オ）などにもみえたり今略してのせず

此詞げにつかひあやまる人々おほげれば猶くはしくいはんとす詞のやちまたに是をわかたば

授る方に付て賜（タマヒ）　波行四段　タマハン（タバン）　タマヒ（タビ）　タマフ（タブ）　タマへ（タベ）、
佐行下二段　タマハセ
タマハスレ〔佐行下二段多クハ敬詞〕

コレハハ゜行ヨリサ゜行ニ移リ

受る方に付て賜（タマハリ）　羅行四段　タマハラン　タマハリ
タマハル　タマハレ
佐行下二段　タマハラセン　タマハラス　タマハラスル
タマハラスレ〔左行二段多クハ敬詞〕

コレハ、ハ゜行ヨリラ゜行ニ移リ、夫ヨリサ゜行トナル

かく四種にはたらくなり例證をひとつふたつかきつけむとす

▲授る方四段波行ナルハ　玉篇クレル　トラス　下サル

古事記、賜（タマヒテアマノヌボコヲ）ニ天沼矛ニ而言（コトヨサシタマヒキ）　依　賜本居氏傳四（八左）下の賜は上の賜とは異（タマヒタル）りてたゞ尊みて申す附辭なり　萬葉八、吾君爾戲奴者戀良思給有茅花乎雖喫彌痩爾夜須」　枕册子季吟春曙抄九の卷（五オ）　これ見給へ是はたがかきたるぞときこえ給ふをうれしと思ふに給ひて見はべらんと申給へば猶こゝへとのたまはすれば

孝云、コヽハ伊周公ノ清少納言ヲトラヘテタテ給ハヌヲ定子ノ心得テ伊周ヲノケントオボシテ呼寄セントシタマフナリ、伊周ハ御側ニユカジトオモヒテコヽヘ下サレヨコヽニテミントテフナリ定子猶ワガ側ニ來ヨトノタマフナリ　孝云イサヽカ疑ハシキハタマハリテ見ハベランと云ヒテモ、キコユルヤウニオモハル別本ヲモ校スベシ、確證ニハシガタカランカ、人ニタヅヌベシ

〔源氏宿木（十四オ）みかどの御むすめを給はんとおぼしおきつるもうれしくもあらず（女二宮ヲヤランと帝ハ薫ニノタマへド薫ハヨロコバズトイへリ）〕

同下二段佐行ナルハ

枕册子季吟本四の卷（廿二ウ）きぬひとつ給（アタヘ）はせたるを季吟云、后宮のきぬな給へるなり　源氏藤裏葉、きくのいとおもしろくてうつろひたるを給（アタヘ）はせて

▲受る方四段羅行ナルハ玉篇云被レ賜ル　モラフ　イタダク　拜領スル

榮花月宴活本（卅一オ）　もし非常のこともおはしまさば東宮にはたれをかと御けしき給（イタヾク四段）はりたまへば」

或人の問に忠度百首に八幡臨時祭「上久てなほやさしきはもろ人のあさくらかへす春のあけぼの、」とあり此初句はいかによむにかといふ已れ答へて神さびてとよむ也其據は群書類從本の忠度家集に神さびてとあり此家集すなはち忠度百首なり群書一覽に刋本誤りて家集といふよしあれば塙氏本の誤にはあらずや丶ふるくより家集と呼來しなり平忠度詠草と題したる一卷ありこれにも神さびてとあり此詠草と有るも卽百首なり（近隣朽木氏の藏にあり）季吟の拾遺集神樂歌の抄に神さびは上久と書き年ふりて久しき事にいふ詞なりとみえたり

○賜　被賜

自他の分別あり被賜を賜とのみかけるあり省文と心得べし

古事記、卽其御頸珠之玉緒母由良邇取由良迦志而賜天照大神而詔之汝命者所知高天原矣事依而賜也」本居氏云賜は多麻比弖と訓むべし凡て多麻布といふ言は此の御頸玉の故事よりぞ出つらむ故其物を玉物とは云ふならむタマハリテと訓むは非也たまはるは被レ賜にて其物を受る人に就て云言也〔孝云、被ハカフブル義ニテ、賜物ナ受ル人ニカヽル字ナリ〕萬葉十六に被給而〔萬葉十六、てらてらのめうき申さく、おほみわの男餓鬼被給而其子將播〕とあるは卽たまはりてなり故に被字を添へたりこれも受る方より云ふなり此たまふとたまはるとの差別は生と被レ生との如しうむは親に云ひうまるは兒に云ふ言也（古事記傳卷七（四ウ）卷卅七（卅二ウ））本居氏又云凡てたまはるといふは受る方に付ていふ言なる故に古書には多く被賜と書けりそをたゞ賜と書けるは略也（大後詞後釋附錄（龍田風神祭））又古事記傳卅二（七十三オ）

續日本紀卷三、是以令文所載多流跡止爲而隨令長遠久始今而次次被賜將往物止叙食封五千戶賜止勅命聞宣」本居氏云、凡て賜ふは與ふる方をいひ賜はるとは受くる方をいひて彼此のたがひあり四十五詔に此賜布帶乎多麻波利弖と有るにて知るべし故古書どもには賜はるには多く被字を添へても書けるなりこゝは此大臣の子孫の受くる方をいへり後の世に至りては此けぢめをしらず賜ふをも常に賜はるといふはひがことなり（詔詞解卷一（第二詔））

孝云、此詞の分別は本居氏の玉霰四十三オ　釋義門の山口栞卷中十葉以下にもいへり（又本居氏の古事記傳五（十一オ）七（十六ウ）廿（廿五ウ）廿七（十四オ））

大鏡卷五に入る

考按、けにと清みてよめるは歌に多くよめり殊の字の意也げにと濁りてよめるはおほくはみえず現の字の音なり文詞にはやゝふるくげにといふ詞みえたり、土佐日記正月十一日 此歌よしとにはあらねどげにとおもひてとあり

○古道が歌を縣居翁の歌とあやまりたる

賀茂翁家集哀傷 妻の身まかりけるに「わがのちをたのみし人はさきだちてふりにける身をいかにしてまし、あるゆふべ「色かはる萩の下葉をながめつゝひとりある身となりにける哉、夜をふかして「唐衣たちぬふ人もあらなくに秋は夜寒になりまさりけり、ここかしこありきつゝ家にかへりて「妹が門いでいるごとにはや行きてはやかへりことといひし人はも、八月十五夜にはを花などかめにさして月めでつるをさるわざもなし「先だちし人のたもとか花すゝき今はそれだにみえずなりにき

草野集雜部をみるに此歌みな小野古道の歌とせりあやしむべしとうたがふ人あり、おのれ答へていへらくこれは今の賀茂集に誤りて載せたるにてそのよしは先師清水先生濱臣 校刻されたる古道の集のこのうたの處にはやくことわられたればひらきみるべしといひて古道の集をその人にみせたり

○ツトメテ ツト 附、ツトム

ツトメテノツトハ初時(ハツトキ)ノ略語也、サレバ夙興夜寐ヲツトニオキヨハニイネト讀ミツトト同ジク早朝ノコトナリ一日ノ上ニテ朝ハ時ノ初ナレバナリ萬葉卷十朝(ツトニ)衛往鴈之(ユクカリノ)鳴音者(ナクネハ)如吾物念可毛聲之悲(ワガゴトクモノオモヘカモコヱノカナシモ)トアルコレナリメテハ添ヘテ云フ詞也サテ此メテヲ添フルトキハタヾ朝ノコトニハアラズ朝ノ方ニナリテト云フコト也イカニト云フニメテノメハマケノ約メナレバ也其マケト云フハ夕方枉(ユフカタマケ)ノマケナレバ也ケリ萬葉十一何(イツハ)時不戀時雖不有夕方枉戀無之(シモコヒヌトキハアラネドモユフカタマケテコヒハスベナシ)之ハ爲ノ誤ナリトアルコレ夕ベニ向ヒテト云フコト也秋方マケトハ秋ノ方ニ向ヒテナリ萬葉十五秋加多麻氣氐トアリコノ語釋ハ伊勢物語古意四十一オ 五廿三オ 萬葉略解十下八オナドニアルヲ取合ハセテシルシツ又勉强シテツトムナドト云フハ其語オノヅカラ別ナリソハ尋覓(タヅネモトム)ノ義ニテツキモトムノ略語ナリト和訓栞ニイヘリ言緐ニ、コノ詞ノツカヒザマナ、アツメオキタリ

○上久

天暦のころ源順におほせて漢字の傍に假名を付けられたるを法成寺入道殿下萬葉集を上東門院に參らせんとせられける時は藤原家經朝臣におほせ假名にて歌を別にかゝれたるよし古老の傳說にいへり仙覺の心におもうやふは道風の（小野道風は篁の孫にて醍醐、朱雀、村上三代につかへたるよしちかくは日本史本傳にあり）かゝれたる本も眞名と假字と別々なれば古老の傳說に順勅を受けてしかぐ\といふはきゝひがめたるにはあらじやと疑ふなりされど仙覺は古老の傳說にいへる源順の故事により漢字の右に假名をそへたるが後に六條本をみるに叡慮にいでて漢字の右に付けられたる假字よく符合したりとて千悅萬感なりとよろこべるとあり以上仙覺の跋にいへる趣なり（萬葉集傳來の條と合せてみるべし）

○今假字と古假字との事を辨じたるもの

權少僧都成俊が文和二年に書る萬葉集の跋に所謂當集者、遠近之遠字之假名者登保（トホ）登書之、草木枝條之撓（トヲ）者登乎登書之、當世遠近之遠者和音者登乎登書之、又云書宇惠（ウヱ）者殖也、書宇邊（ウヘ）者上也とみえたれば彼定家卿なくなられて百とせ許の後早くよの人二様におぼえて物にかき付置くことと思はる、按ずるに遠近の遠（古トホ今トヲ）殖（古ウヱ今ウヘ）これいはゆる定家假名遣の定めなり但し草木枝條之撓とは撓の字音の事にや字音には古と今との分別はなくその上にトヲと云ふ假字はなしこゝにいへるこゝろ未詳なり

○定家の假字遣はいつ比よりさかりなるぞと人の問ふに

權少僧都成俊といふ僧のかける萬葉集の跋に天下大底守彼式、而異之族、一人而無之とあるによれば此ころははやくよの中ゆすりてこの假字用ひたるにこそ文和二年の跋あれば彼卿かくれ給ひて八九十年ばかりにやなりにけん、彼式とあるは上下の文を推して考ふれば京極黄門をさす也

○けに　げに

古今集戀二、「夕されば螢よりけにもゆれども光みねばや人のつれなき」菅家萬葉夏部六帖第六螢にも此歌あり同戀四、「わすれむと思ふこゝろのつくからに有りしよりけにまつぞ戀しき」伊勢物語（第廿一段）此歌あり曾禰好忠集、「なけやなけよもぎが杣のきりぎりす暮行く秋はけにぞかなしき」遊糸日記上、「けにけにやけに（も智淵本）冬ならぬ槇の戸におそくあくるはわびしかりけり」

を出でしより後くやしきは舟路なりけり」平家物語四宮御最後 山城神南備山ノモミヂ葉ノ峯ノ嵐ニ誘ハレテ龍田河ノ秋ノ暮、井關ニ懸リテ流モアヘヌニ不異」これらの歌どもの讀合をよく考へて本居氏の説にしたがふべし又よみあやまれる歌ども後拾遺秋下能因あらし吹く三室の山のもみぢ葉はたつたの川のにしきなりけり」拾遺物名高向草春神なびの三室のきしやくづるらんたつたの川の水のにごれる」新勅秋下關白左大臣たつた川みむろの山のちかければもみぢを浪にそめぬ日ぞなき」此たぐひいくらも有るべけれど思ひいでねばやみつ 縣居翁は深養父の歌の神なびを、三室山とおもはれて、誤りよめるなりと打聽にみゆれど、そはなかく～にわろし、神なみの兩處あるに心づかざりしなり

附 神奈比、祝詞考 出雲國造神賀詞 大御和乃神奈備爾坐 神なびちふ言心得がたきを、此ほどおもふに、神の毛理ちふ言なり、毛理の約美なれば、神なみといふぞ本なるを、美と備は常に通はしいへり、萬葉に、毛理ちふ事に神社とも云しかば、こゝも三輪の神社ちふ意となりぬ、されど今京このかたの歌に、神なびのもりとよみしかば、言重りぬとおもふ人有るべけれど、萬葉に、神なび山の歌、三十首餘りあれど、神なびのもりとよめるは、すべてなし、今の京こなたには、物の實を忘れて、たゞ歌をつくらんとして遣ふこと多ければ、論ふにたらず、

本居氏後釋に神なびのもりといふと今京となりてのころは神なびは地名となれるうへなればそこの森といはん、ひがとにはあらず、萬葉の比すら既に神なび山とて地名の如くなりしをや近江は淡海(アハウミ)といふとなれども既に國名となりたるうへにてはその海をばあふみの海と古の歌にもよめるにあらずや萬葉七に、三毛侶之其山奈美爾兒等手乎卷向山者繼之宜霜とある此三毛侶は三輪にて大和城上郡なりされば其の郡の卷向山をよみ合はせたるなり千蔭の略解にみむろは三輪山なりと有る、うべなり

○おとなしの瀧

紀州にあり、拾遺以下撰集にもおほくみえたり、おとなしといへど音のなきにはあらぬといふもさら也名のみして岩浪たかくきこゆとも、都人きかぬはなきをなど 上は藤原忠資、下は能因法師、みな勅撰の集どもに入たり よみ來れりさはいふものゝまことに瀑布に音のなきもあるもの也けりそは明の陳繼儒が太平清話に天下瀑布皆有聲、唯雁蕩者無聲といへり 秘笈に入る 清の勞大與宣齊のかける甌江逸志にも太平清話を引きたり 說鈴に入る 本邦にも無聲もの有りや人にたづぬべし

○萬葉集漢字と假字と別々に書きし事

神奈比は三室の事なれば神奈比の三室とつゞけ云ふ也山城なるは神奈比の三室とつゞく事なし立田川とよめるはみな今の京になりての歌にて山崎のあなたなる也、もみぢみだれて流るめりの歌若しまことにならの帝の御ならば平城天皇なるべし以上玉勝間卷一にくはしくいへるを節略してこゝにのする也、もみぢ流(乱カ)ての歌は古今序にならのみかどの御歌とあり平城天皇は桓武の次なれば今京になりてなり」同卷二八ウ 五ウ卅七「古事記傳十一六十六ウ十二卅八オ などにもいへると有り考ふべし又縣居翁の初學あらし吹く三室の山みるべし狩谷掖齋のいはるゝに立田山の中にも川あれば本居氏の説のごとくにもいひきりがたしといへれど、思ふにその川は歌によむほどの名高き川にはあらじされば三室をよみ合せたるにはかならず山とのみいひて川といふなし本居氏の説うごくまじき也 後撰戀六、元方「立田川たちなば君が名をしみいはせのもりのいはじとぞおもふ、といふ歌あり、いはせのもり大和なり、立田川を大和によめる證にあらずやと或人いへり、 されど此歌、六帖第二、もりの題にみえて、立田山とあり、後撰は誤寫なりと云べし、或人又いはく、兼輔集に、秋くぜにまうでたりける比、 もみぢのながるをみて「からにしきあらふとみゆる立田川やまとの國のぬさにぞありける、とあり、はつせ、大和なり、立田川を大和によめる證にあらずやといふ、此歌夫木、雜六に三の句、はせがはやとあり、詞書にも、はつせ川にもみぢのながるゝをみてとあり、さては兼輔集今本誤寫なり、證となりがたしといふべし〔兼輔集を夫木によりて誤寫ならんといへるは前田夏繁の考なり〕

萬葉十大和 あすか川もみぢ葉ながるかつらぎの山のこの葉はいましちるらん」千蔭云、かつらぎの木の葉飛鳥川へながれんようなしたゞおもひやりてよめる也同十三長歌 大和 味酒を神名火山の帶にせる明日香の川の」同長歌 大和 神なびの三室の山の帶にせる飛鳥川」古今秋下 題しらず よみ人しらず 大和 立田川もみぢ葉ながる神なびのみむろの山に時雨ふるらし〔左注是也〕又はあすか川もみぢ葉流る」同神なび山を過て立田川をわたりける時に紅葉のながれけるをよめる〔此はし書は縣居翁とらず、本居氏はしからず〕 清原深養父 山城 神なびの山を過行く秋なれば立田川にぞぬさはたむくる」同別詞書 山城 山ざきより神なびのもりまで おくりに人々まかりて」六帖二大和 あすか川もみぢ葉ながるかつら木や山には今ぞ時雨ふるらし」

孝云、是は萬葉集十なる歌をすこしかへてのせたるなり

同六紅葉 人丸 立田河もみぢ葉ながる神なびの云々 古今秋下には、よみ人しらずとあり〔古今秋下左注飛鳥川よろし〕源重之集、山ざき川を立田川といふをつゞくしへいくとて山城しら浪のたつたの川

一母水野氏號傳通院　二母西鄕氏號寶臺院
三母淺井氏號崇源院　四母增山氏號寶樹院
五母本庄氏號桂昌院　六母田中氏號長昌院
七母勝田氏號月光院　八母巨勢氏號淨圓院
九母大久保氏號源德院　十母梅溪氏號至心院
十一母岩本氏號慈德院　十二母押田氏號香琳院
十三母跡部氏　十四

○立田川 附、神奈比 三室

神奈比山社山城名勝志乙訓附錄神南備社自山崎一里許西南也 孝云、攝津志島上郡山崎、神南備森これなり

立田川山城志乙訓山崎立田川これは山城乙訓郡なり

本居氏古今集遠鏡秋下 神奈比山は山城乙訓郡にて立田川は其西にて津國嶋上郡なり山崎のあたりなり 孝云、攝津志ニ、島上郡北至山城乙訓郡トアレド、立田川ヲ島上郡ニノセズ、本居氏ハ大方ニイヘルニモアランカ、島上ト乙訓ト疆域相接シテ有リ

立田山大和志平群龍田山、龍田川これは大和平群郡也

飛白川、大和志高市　神奈比山大和志高市

孝云—|—|川トモ云、萬葉八厚見王、河津鳴甘南備河爾陰所見今哉開良武山振乃花トアリ 新古今ニモ入ル、又六帖ニハ初句ちはやぶるトシテノセタリ

三室卽、神奈比大和志高市雷岳これは大和高市郡なり

縣居翁萬葉考別記二神居九千蔭の略解二廿三ウ二廿四ウ三上オ詳にいへり〔萬葉三(略解上廿七ウ)三諸の神名備山爾トアルハ、登神岳山部宿禰赤人作歌ト端書アリ コレコノ處ナリ同八(略解六ウ)神奈備の伊波瀬の杜、千蔭云いはせ大和同七(略解廿六ウ)神名火の淵者淺而瀬ニ香成良牟〕

三輪ミモロ云フ三室ト これは大和城上郡にあり 萬葉七ニ巻向山ニヨミ合ハセタル歌アリ巻向山ハ城上郡ナレバナリ

神南音ニテ、今日唱フレバ神奈比トハ別ナリ これは大和平群郡にあり 縣居翁云、式に平群郡に神なびの神社といふあり、これは今京以後、飛鳥の神社なうつせしならん、今法隆寺のちかくに、かみなびといふ小岡ありてそこに神南寺といふ寺あり、是今京にうつしたるかみなびか、その岡のまはりに川あり、是を今立田川といふ、此事本居氏萬葉の疑はしきふしぶしと縣居翁に上るものあり、その中にあり、友人木村正辭の藏本にて七冊あり、外題なかりしを、萬葉疑條奉問と外題を木村氏かゝれおくこれによれば神奈比兩處、山城ナルハ立田川ニ近シ、大和ナルハ三室トオナジ、飛鳥川ニ近シ

立田兩處、山城ナルハ川ナリ(玉勝間巻二に水無瀬川といふ名は後にて此河ば古の立田川なるべきといふ考あり)大和ナルハ山ナリ(コノ山中ニ川アレド、名ニ立テ、歌ナドニハヨマザルナリ)〔龍田山、萬葉略解七(四オ)〕かやうに心得らるゝ也、契沖縣居翁これにつきかれにつきては發明もあれど取すべての明解なし本居氏詳に考へられたるやうは山城乙訓郡に立田あり是は川とのみ歌に讀めり神奈比山ちかく有りてよみ合はするなり又大和の立田は萬葉集に十四五首あれどみな山とのみよめり又そのちかきに神奈比山といふあり是は飛鳥川を讀合はするなり〔孝云、出雲國造神賀詞、飛鳥の神奈備爾坐天トアリ〕 さて高市郡の

宗家—家貞—頼氏（治部大輔足利尾張守）—家時—貞氏

尊氏 本名高氏、天子賜御諱改曰—、延文三年四月廿九日薨年五十四

直義 高倉入道ト云フ太平記卅ミルベシ—直冬 實ハ尊氏ノ子ナリ

親季—有親—親氏—泰親—信光—親忠—長親

信忠—清康—廣忠—家康

右尊卑分脈巻十三源義家流によりてしるす、頼襄の日本外史巻十八々代にしろしたるには教氏満義の所に異同ありよく考ふべし

○御當家略譜　其二

一 東照宮 家康 元和二年四月十七日薨年七十五

二 台徳君 秀忠 寛永九年正月廿四日薨年五十四

三 大猷君 慶安四年四月廿日薨年四十八

義直 尾州—光友

頼宣 紀州—光貞

頼房 水府—頼重 讃岐

光圀—綱方 實ハ頼重男

八 有徳君 吉宗 寶暦元年六月廿日薨年六十八

九 惇信君 家重 寶暦十一年六月十二日薨年五十一

十 浚明君 家治 天明六年九月八日薨年五十

宗武 田安

宗尹 一橋—治濟

十一 文恭君 家齊 天保十二年閏正月晦薨年

十二 愼徳君 家慶

齊順 紀州

十三 温恭君 家祥後家定 安政五年八月八日薨年

十四 昭徳君 家茂

慶喜君 水戸中納言齊昭卿七男 母御簾中 童名七郎麻呂 御簾中一條殿女千代 天保八年十月二日生弘化四年九月朔一橋家相續同年十月五日一橋邸へ引移同年十二月朔御加冠叙任從三位中將刑部卿與名慶喜

四 嚴有君 家綱 延寶八年五月八日薨年四十

綱重 清揚院 領甲斐國十五萬石 延寶六年九月廿四日薨

五 常憲君 綱吉 寶永六年正月十日薨年六十六

六 文昭君 家宣 正徳二年十月十四日薨年五十一

七 有章君 家繼 享保元年四月晦薨年八

（御當家略譜　其一）

清和天皇 — 貞純親王（第六皇子） — 經基（六孫王、依爲第六親王子、平將門ヲ征伐ノ時ハ忠文ニ從ヒ純友ヲ征伐ノトキハ好古ニ從フ） — 多田滿仲

- 賴光（攝津守） — 賴基（出羽守）
  - 綱、公時、貞道、末武トテ四天王ヲ被仕
- 賴信（河内守） — 賴義（伊予守兼陸奧守）
  - 貞任（栗屋河次郎）宗任（鳥海三郎）コノ兄弟謀叛ノトキ討手ノ使ニ任ゼラル
  - 義家（八幡太郎） 武衡宗衡謀叛ノトキ討手ノ使ニ任ゼラル日本外史ニハ私闘トイヘリ
  - 義親 — 僧延朗（見太平記八）
    - 平正盛受命殺之天仁元年也
  - 義忠
  - 義國

- 爲義（男女スベテ四十六人アリ） 保元ノトキ崇德院ニ被召、逸史マタ日本外史ナドニハ義朝ノ子トシタリ
  - 義朝（下野守左馬頭） 保元ノトキ内裏ニ被召後白河ナリ
    - 義平（惡源太、妻ハ新田義重ノ女也、賴朝ヲセントスルニ合ハズトテ義重怒ヲ發スル、（淸悦物語上ニミユ））
    - 賴朝（右兵衛佐、正治元年薨）
  - 立田腹女房 — 湛增
    - 嫁于熊野別當教眞
  - 義賢（帯刀長號帯刀先生） 平家物語六、聞文方トアリ別本可考　義平ニ殺サレタリ — 義仲
    - 義基（淸水冠者） 母今井四郎兼平女
  - 爲朝（伊豆大島配流）
  - 仙覺（僧都） 孝云、萬葉集ヲ校訂シタル僧トハ別人ナリ別ニ其說アリ時代タガヘバナリ

- 義重（新田太郎）
  - 上野國住　コノ女義平ノ妻ナリ
  - 義兼 — 義房 — 政義 — 政氏 — 基氏
    - 妻ハ時政ノ女ニテ賴朝ト相壻ナリ、梧窓漫筆上ニアリ
  - 朝氏 — 義貞 — 義顯
    - 太平記卷七ニ八幡太郎義家十七代ノ後胤トアリ十代ニアラズヤ、七字衍文カ
  - 義季（得川四郎） — 賴氏（世良田三河守） — 敎氏 — 滿義 — 政義
- 義康（足利陸奧判官） — 義兼（足利上總介） — 義氏 — 泰氏（右馬頭從四位下） — 家氏
  - 下野守入道コノ人ノ宿ヘ…永七年…參リタル物語ワルノ〳〵草下卷第八十條ニアリ

はあらずいかで九代とはいひ習ひけん

孝云、げに白石のいはれたるごとくなれど此詞もふるくよりの事とみえて太平記卷十に元弘三年五月廿二日平家九代の繁昌一時に滅亡といへりすべて此譜某書によるにもあらずこゝろにおぼえ居たるまゝにしるしたり、己れ讀史餘論を壯年の時はやくよみたればおほく此書に有る事胸中にのこりとまりて有るならむ後日諸書にわたりて比校すべし兄弟の次序もみだりなり弟を上に兄を下にしるしおきたるもあるべし

尊卑分脈第四冊第三十七葉ウに時政えみたり、日本外史頼襄著卷四北條氏讀史餘論新井白石著卷二北條氏

〇足利氏畧譜據尊卑分脈也、孝雜記者、必掲其書名及姓氏、且冠白圈、以識別之

第一尊氏等持院

第二義詮寶筐院〇不智ノヨシ白石イヘリ、延文三年任征夷將軍(見太平記卅四)貞治六年十二月薨(見太平記四十)

第三義滿鹿苑院〇薙髮稱道義

第四義持勝定院

第五義量長得院〇應永三十年將軍ニ任ジ、卅二年頓死シタリト白石イヘリ

第六義持再聽政

第七義教普光院〇太田氏ノ梧窓漫筆ニ、嘉吉元年赤松滿祐ニ弑セラレ云々

第八義勝慶雲院

第九義政慈照院〇太田氏云、應仁ノ亂ニ、細川勝元ノ陣中ニ囚虜同然ナリトイヘリ

第十義尙常德院〇延德年間六角ヲ征伐セントテ、江州ニ三年在陣シ、其地ニ歿スト太田氏イヘリ

第十一義植惠林院〇長享年間ニ、畠山ヲ征伐セントテ河内ニ出陣シタルガ、事ナラズシテ果ハ淡路ニ出奔シ、島ノ公方ト稱スルハコノ人ナリト太田氏イヘリ

第十二義晴萬松院〇近江ノ朽木谷ヘ出奔シタリト太田氏イヘリ

第十三義輝光源院〇永祿年間ニ、三好ト松永トニ弑セラルト太田氏イヘリ、伊勢氏武藏鐙(第六十七)義輝自殺永祿八年五月十九日ナリ、尊氏嫡流十三代ニテ滅亡セリ

第十四義榮〇改正後風土記卷十云、義榮は將軍宣下は蒙り給へども京都も引つゞき動亂にて、いまだ入洛なく攝州富田の庄普門寺に在て、三好方の人々主君とあがめおきしに、義昭上洛により、阿波國へ落給ひしが、程なく腫物にて身まかり給ひぬ

第十五義昭靈陽院〇太田氏云、永祿年間ニ信長ニ立ラレ天正年間ニ逐ハレテ、足利氏亡ビタリ、

右十五代

尊氏延文元年薨
├義詮延文三年將軍―義滿
│　├義持―義量
│　└義教
│　　├義勝
│　　├義政―義尙
│　　│　└義澄
│　　│　　└義晴
│　　│　　　├義輝
│　　│　　　└義昭
│　　└義親―義植
│　　　　└義榮
├基氏―氏滿
│　└滿兼―持氏
└直義延文三年從二位太平記卅三―直冬

室町中井氏逸史卷一云、義滿創室町第、窮極莊麗、故呼曰華第、六世居之、後居第雖屢改、而稱以室町云、

難波江四の卷上

○北條氏畧譜

桓武天皇―葛原親王―高見王―高望王―良望―貞盛―維衡（諸猶出於此）
―維將（時政出於此）

時政（建保三年卒年七十八）
―宗時（石橋山ノ戰ニ死ス）
―義時（元仁元年卒年六十二）
―泰時
―時氏（寛喜元年卒）
―時實（爲高橋丈所害）
―時房
―朝時
―光時（將軍賴經ヲ討ントシタルニ發覺流罪）
―時景（景一作章）
―時長
―時兼
―朝直
―宣時（徒然草下（第七十九）老後ノ時物語ニ、時賴ニ夜中ヨバレテ味噌ニテ酒ノミタルヨシイヘリ）
―重時（極樂寺ト號ス）
―政村（文永十年沒ス）
―宗宣
―實泰―實時―實政
―時家
―顯時
―長時
―義宗（時輔ヲ殺シテ後北方ニ住ス）
―時茂（時輔ト兩人在京シテ兩六波羅ト云）
―義政
―業時
―經時（寛元四年沒、年三十三）
―時賴（康元元年辭職落飾號最明寺、弘長三年歿、年三十七）
―時實
―時定
―定賴―宗方
―時輔（在京シテ時茂ト兩六波羅ヨリ南方ニ住ス、弟時宗家督シタルニヨリ逆心アリ、文永九年義宗コレナ殺ス）
―時宗（號寶光寺卜號ス弘安七年卒妻秋田城介義景ノ女）
―貞時（號最勝園寺ト云慶長元年十月卒年四十一）
―高時（入道シテ崇鑑ト云妻秋田城介時顯女正慶二年五月廿三日滅卜落飾說九ニアリ）
―宗政―師時
―時興（前泰家不知所終右近太夫入道ト云（太平記十及十三））
―時行（卽龜壽相模二郎（太平記十及十三））
―邦時（高時長子也、母五大院右衞門宗繁妹（太平記十一）高時敗、時爲誘殺）

新井氏の讀史餘論に云く、北條九代といふこと執權の世次にていはゞ時氏父に先て死にたり九代にはあらずもし血統をもていはゞ經時時賴兄弟なり九代に

ト云フ者ヲミルニ九月十六日ノ條ニ、昨十四日春日局死去七日之間御精進也寺ハ天澤寺二百石御加増有之都合三百石ノ寺領ト成ル、トアリ死去ノ年異同アルハ考フベキコトナリ江戸沙子（江戸名跡志トモ云フ）巻三（湯島本郷之内）天澤山麟祥院（妙心寺末濟宗）寺領三百石、本願ハ御乳母春日局、依鈞命寛永二乙丑建立 嘉永元年刊本武江年表ニ寛永二年ノ條ニ、湯島麟祥院此時ハ報恩山天澤寺ト云寛永十一年天澤山麟祥院ト改ム春日局御葬所也局ハ寛永廿年九月十四日逝去アリ從二位麟祥院仁淵了義大姉ト號奉ルトミエタリコノ卒年御日記ト符同ス新井氏ノ云ヘルヲ謬傳トスベシ」又新井氏藩翰譜巻十一駿河殿ノ傳ニモ巻六ニシルシタルト同ジヤウニアリテ白石氏是ヲ斷決シテイヘルヤウハ台德院殿ハ篤恭ノ御德マシ／＼テ近代ノ賢君ニマシマセバ御嫡子ヲ廢シ給ハンノ結構ハアルベシトモ思ハレズ、シカ／＼ノ證モアリトテ國千代殿即國松君ノコト也アルトキ江戸御城近邊ニテ鐵砲ウタセタマヒシヲ台德院殿御立腹アリシ物語ヲコマ／＼ト載セタリ」孝コレニヨリテ致フレバ春日局ノ御寵遇ヲ得タルハ御乳母ニテ唯アツク御養育申上ケタルヨリノコトナルベキカ元祿二年ニカヽル京羽二重織留ト云フ書巻五ニ春日局墓、妙心寺麟祥院ニアリトアレド是ハアヤマリナルベシ、コノ書刊本ニテ、近隣朽木氏所藏本ヲ見タリ」

老人雜話ニ云ク慈照院殿ノ時春日局ト云フ女アリ彼ガ所爲ニテ應仁ノ亂起レリ天下騷動ス近來ノ春日局ノ號ハ是ヲカンガヘズシテシカル歟トイヘリ春日ト名ヲオヘルオコリヲ考フベシ

附 豐臣勝俊ガ稻葉內匠ニツカハシタル詞又春日局餞別ノ詞又稻葉丹後ヲ悼メル詞イヅレモ扶桑拾要第廿九巻ニ載セタリ

〔老人雜話云、內藏助ハ元來稻葉一徹ノ臣也、日向守呼取テ一萬石ヲアタフ、一徹イカリテ信長ニ訴フ、日向守コレヨリシテ二萬石アタヘシトゾ」植田氏ノ日光山志巻五ニハ利三ハ明智光秀ノ妹ノ子也殊ニ光秀ノ家ノ老也トアリ、內匠頭初ハ佐渡守トイヘリトアリ、老人雜話ニハ內藏助生捕ラレテ大路ヲ渡シ誅セラルノヨシアリ、新井氏ノ傳ヘトハ異ナリ〕

難波江三の巻下終

宕部御手洗川の下に河海抄云、みたらし川は神山より流出て賀茂の社、貴布禰、片岡の杜の中より流れとほれる川なりとあり同書同卷片岡の下に新撰六帖衣笠「かたをかの木がくれすぐるみたらしの川音涼し夕やみの空」とあり同書同卷社の下に袖中抄云、中賀茂は片岡社也とあり古今集戀一「戀せじとみたらし川にせしみそぎ」と有り契沖の餘材、已子の打聽、共に河海抄の說を引用られたるのみにて別にみたらしの解なしさて貴船にいふみたらし川もやがて賀茂のみたらし川なること河海抄にてたしかなり谷川氏のひかれたる淺間、春日、嚴島などにみたらし川といふは名にたかき賀茂のみたらし川にならひてそのほとりの小川をよぶなるべし又はおのづから同名も有るべきなりとおほらかに思ひ居るべし若し又後日みたらしの名義たしかにしられたらんにはおひつぎて書加へぬべし(強て前說をたてんとならば、御の義にはあらで、みたらしのみは發語也といはゞ難はのがるべけれど、後說のかたよろし)橘千蔭香取の日記に鹿島の神宮に詣づ云々みや居の前よりやゝくだりてみたらしあり、みどり深きとこうちに清水いときよらにすめりとあり、神前の小川をいへるなり是もいつのほどよりの名にか賀茂にならへるにはあらぬか

○春日局

大猷院殿ノ乳母也明智光秀ノ家臣齋藤内藏助利三ノ女ニテ稻葉内匠頭正成ノ妻トナリ丹後守正勝ヲウメリ正成ハ筑前中納言秀秋ノ家臣ナリ秀秋卒シ嗣ナク家滅ビタレバ遂に御家人トナレリ利三ハ光秀ニ從ヒ討死ス男子三人女子一人アリコノ女子スナハチ春日局ナリ、イカナル故カアリケン此妻家ヲ出テ遂ニ御乳母トナレル也台德院殿若君二所マシ〳〵テ太郎ハ竹千代殿スナハチ大猷院殿ナリ次郎ハ國松殿スナハチ駿河大納言殿トゾ申シ、御臺所コノ國松殿ヲ御寵愛アリシカバ御世繼ニモナラセ給ハンノ御勢ナリシヲ春日局ノ計ラヒニテ神祖ノ御愛妾於梶局ト云フニ就テ愁訴シタレバ神祖スミヤカニ江戸ニ御成アリ事故ナク太郎ノ御家督ユルギナクナリニケリ、大猷院殿此コトヲ深ク思召テイトホシミ給フコト限リナシ慶安二年ニ死スコレヨリサキ寬永二年城北ニ一宇建立セラレテ天澤寺ト號スコノ寺ニ葬ル墓所ヘモ御成アリキトカヤ上件ノコトハ新井氏ノ藩翰譜卷六稻葉氏太田氏ノ兩傳ニ載セタル趣也」寬永廿年ノ御日記

儀氏傳ふるには相府蓮といふとぞ
雜秘別錄（嘉祿三年、音樂生散位藤原孝道著　群書類從三百四十六管絃部收此書）想夫戀　妙音院入道殿この樂の名をいみて御大ばむ所にをしへまゐらせられざりき、それに尾張へながされさせおはしましたりしに譜をかきて猶いかでをしへまゐらせざりき、此譜にていかにも〳〵當時たうじはひかせ給ふべきよしを仰せられつかはしき、譜などにて遠き所より人にもまづをしふる事はあるべくもなけれども是を例にては祕藏のものなどならざらんとの一二はあながちの事あらじ、さればとておほくはゆめ〳〵あるべからず〳〵

孝云、誤脫有るにやよくきこえかぬるこ多し、大意尾張に流され給ひて後に譜かきて御臺所につかはし此譜にて今はひけとなり是を許して遠方より譜のみおこせて是にてひけといふは事ゆかぬことなりされば此ためしをもてすべて大切の曲などはひとり二人にはつたへおくべきことなりさればとて多く人につたふべきことはゆめ〳〵あるべからずといふことゝ思はる猶よく考へ又善本もみまほしきなり

〇御手洗

賀茂にみたらし川といふあり、神前にて手あらひ口そゝぐの意にてそこにあるきよき流をいふなるべし手洗テアラヒにてテアの約めタとなりヒとシとは橫通にてミは御の意也さればみたらし川といふにこそ、これは谷川氏もいへるごとくいづくにても神前の川をばかくいふべきなり貴船にもあり後拾遺神祇にきぶねにまゐりてみたらし川に螢の飛び侍りけるをみてといふはし書あり（和訓栞にも賀茂にかぎらざる證歌どものせたり）されば御手洗とかくは假字書にはあらぬなりけり

附　今俗の謠ものに田舍神子といふあり、その中にみたらし貴船がこひてくるとありこれは貴船川をいふなれば貴船をといふべくおぼゆ、若は船をやがて今のれる船にいひかけてかくいへるものか」以上おのが舊說なり此頃櫻井友これをみていへらくしからば此川貴人參詣を主にしておほせし名にや御考ゝいかにといふ、己れ此問をきゝてふたゝび考ふるに貴人を主にしていふことおだやかならずこはたゞ賀茂の小川と心得て有るべきなり御手洗の三字はその川の名の假字とのみ思ふべし、山城名勝志十一愛

△漁隱叢話卷一〔國風漢魏六朝〕蔡寬夫詩話云、如相府蓮訛爲想夫憐、揚婆兒訛爲揚叛兒之類是也〔上下略〕同廿一、蔡寬夫詩話云、樂天聽歌詩云長愛夫怜第二句、請君重唱夕陽關〔樂天見白氏卅五關作開樂府詩集引此詩〕注謂、王右丞辭秦川、一半夕陽關此句尤佳、今摩詰集載此詩、所謂漢主離宮接露臺者是也、然題乃是和大常韋主簿溫陽寓目、不知何以指爲想夫怜之辭、大抵唐人歌曲、本不隨聲爲長短句、多是五言或七言詩、歌者取其辭與和聲相疊成音耳、予家有古涼州伊州辭、與今遍數悉同、而皆絕句詩也、豈非三當時人之辭爲レ一時所レ稱者、皆爲歌人竊取而播二之曲調一乎」同後集十三醉吟先生〔宋戢有翼著凡十卷詩文評〕藝苑雌黃云、古樂府、有相府蓮者、其後訛而爲想夫憐〔孝云、樂府詩集、有此說〕△古夫子亭雜錄卷二〔清王士禎著、所謂漁洋三十六種之一〕唐子頤以樂府有想夫憐其名不雅、或曰、南朝相府有瑞蓮、因歌爲相府蓮、或是因王儉蓮幕耳至今詩餘有相府蓮、頗所改也、余昔與鄒程邨〔祇謨〕同定倚聲集長調有秋思耗者、余嫌其名不雅、改爲畫屏秋色、今詩餘遂有此名余所改也△敎坊記曲名〔一卷唐崔令欽撰、予見唐人小說所收又古今逸史、百名家書格致叢書、續百川學海、古今說海、唐人說薈等並收此書〕想夫憐△口遊門音樂〔一卷源爲憲撰有天祿元年自序、〕想夫戀有舞〔拾芥抄、有舞作〕有詠〔無舞、未知孰是〕△和名抄音樂部平調〔十卷本無此部廿卷本有〕相夫憐〔狩谷掖齋考證、相當作想从心〕△拾芥抄音樂部〔洞院中園相國公賢公所著也、是松下見林手澤本、載天文廿三年僧某跋、又刻本上卷跋語亦足以證也、人間相傳洞院左大臣實熙撰、故辨之、口遊無作舞〕想夫戀無舞」△節用集饅頭屋本、及慶長二年本「想夫戀」源氏常夏「さうふれむばかりこそ心のうちに思てまぎらはす人もありけめ」枕冊子「しらべは さうふれむ」平家物語六〔小督〕樂ハ何ゾト聞キケレバ夫ヲ想ヒテ戀フト詠ム想戀夫ト云フ樂也ケリ」源平盛衰記廿五〔小督、平家物語と同じければその文をのせず〕徒然草下〔第七十八〕想夫戀といふ樂は女をとこをこふる故の名にはあらずもとは相府蓮文字のかよへるなり晉の王儉大臣として家にはちすをうゑて愛せし時の樂なり是より大臣を蓮府といふ

孝云、王儉は南齊の人にて南齊書に本傳あり晉にはあらず但し本傳に此事なし宋郭茂倩が樂府詩集にのせたりかんのくだりに引出たるがごとし朗詠〔山家〕に菅三品が王尙書之蓮府といふ此人の事なり〔本朝文粹九に、菅三品が暮春藤亞相山庄尙齒會序をのせたり、その序に此語あり〕平家物語二〔敎訓〕に所謂重盛が無才愚闇ノ身ヲ以テ蓮府槐門ノ位ニ至ル〔盛衰記六にもみえたり〕とある此王儉の故事により大臣といふことに用ひたるなり

謠曲梅枝 女のをつとを戀ふる想夫戀の樂のつゞみ

孝云、今伶人山井氏傳ふる譜には想夫戀とかき東

ガ左手ニ梅花ヲ一枝持、右ノ手ニ鳩ノ杖ヲツキ」平家物語巻四大衆揃 乗圓房の阿闍梨慶秀は鳩の杖にすがり宮の御前に參り」源平盛衰記十五萬秋樂曲 腰二重ニテ鳩杖ニ係リ平家トオナジ處也

孝云、西土鳩杖は博古圖巻廿七にみえ、本邦なるは徵古圖錄にのせたり

○想夫憐　相府蓮　想夫戀　相夫戀

△國史補太平廣記二百四十二謬誤引〔唐李肇著凡三巻小說、孝云、此書津逮學津入、然抄略本也、今從讀廣記因姑从廣記引〕唐司空于頔以樂曲有想夫憐、其名不雅將改之、客有笑曰南朝相府曾有瑞蓮、故歌爲相府蓮、自是後人語訛乃不改」△樂府詩集八十近代曲辭〔宋郭茂倩著凡百巻總集〕相府蓮　右解題曰、相府蓮者、王儉爲南齊相、一時所辟皆才名之士、時人以入儉府爲蓮花池、謂如紅蓮映綠水、今號蓮幕者自儉始、其後語訛爲想夫憐、亦名之醜爾、〔白氏見巻卅五想夫憐〕又有簇拍相府蓮　樂苑曰、想夫憐、羽調曲也、白居易詩曰、玉管朱弦、莫急催客聽歌送十分杯、長愛夫憐第二句、倩君重唱夕陽開、〔漁隱叢話載勞寬夫引此詩〕王維右丞詞云秦川一半夕陽開是也」夜聞鄰婦泣、切切有餘哀、即問緣何事、征人戰未一作骨迴」簇拍相府蓮　莫以今時寵、寧無舊日恩、看花滿眼涙、不共楚王言、閨燭無人影、羅屏有夢魂、近來音耗絶、終日望應門

孝云、莫字未解去、按六如葛原詩話後編巻四、引此詩及王昌齡閨情、昨來頻夢見、夫婿莫應知、朱琳開緘怨、年々得衣慣、且試莫裁縫、之句云、此三箇莫字、皆艶詞、蓋當時方言

阮元揅經室外集四庫全書未收書提要、唐宋千家詩選　惟中多錯謬、如杜甫王維趙嘏諸人、傳誦七律、往々截去半首、改作絶句、甚至名姓不符、然攷郭茂倩選古樂府、如風勁角弓鳴一律、截其上四句、題爲戎渾、莫以今時寵一絶、加作八句、題爲簇拍相府蓮、則古人多有此例、不足以掩其瑜也孝云、王維詩、又見本事詩、下文別提

唐孟啓本事詩、情感寧王曼貴盛〔一巻（詩之評）寧王曼、未詳其系、按玄宗兄憲玄宗時王寧見新唐書八十一睿宗諸子傳又檢宗室世系表巻下、有寧王房乃是也、名憲非曼也、王維亦同時見文藝傳巻上、因知曼是憲之誤〕寵妓數十人皆絶藝上色、宅左有賣餅者、妻纖白明媚、王一見屬目、厚遺其夫取之、寵惜逾等、環歲因問之汝復憶餅師否、默然不對、王召餅師使見之、其妻注視雙涙垂頰、若不勝情、時王座客十餘人皆當時文士、無不悽異、王命賦詩王右丞維詩先成、莫以今時寵、寧忘昔日恩、看花滿眼涙、不共楚王言　孝云、此絶句後人加作八句爲簇拍相府蓮、阮元詳辨之、見未收書提要、既別提〔楚王、宋玉高唐賦楚襄王也、今借喩寧王〕

呂后與辟陽侯通、則似相者之言無驗」孝謂史記呂后紀以辟陽侯審食其爲左丞相、左丞相不治事、令監宮中、如郎中令、食其故得幸太后常用事、公卿皆因而決事」此惟云幸、則未必私通、然古人亦以爲辟陽侯私通、唐范攄雲溪友議〔稗海〕巻六、載李群玉過湘妃廟、二女見曰、二年後、當郎君爲雲雨之遊、群玉述玉此於段成式、段氏云足下是虞舜之辟陽侯也」但未知何人始爲此說也、一說、史記云得幸是私通之證、余未遽信、問曰、諸書所謂幸者無解爲私通者乎、答曰、否不然宜詳味上下文義而辨別其所指也、漢東方朔傳、主寡居、年五十餘矣近幸董偃、是私通也、下文顯然有明文云、主卒、〔主、景帝女館陶公主也、傳見上文〕與董君會葬於霸陵、今如辟陽侯似闕其證、故云余未遽信

○鳩杖

散木弃歌集巻一春部七日卯杖にあたりたりける日、常陸守經兼がもとよりわかなにそへておくりける歌　老らくのこしふたへなる身なれども卯杖をつきて若菜をぞつむ」かへし　鳩のゐる杖にすがりてつみければそのしるしさへたのもしきかな」清輔尙齒會記、はとのつゑにすがれるすがた」林下集雜〔後德大寺實定公著〕大將になりて後賴政朝臣のもとへ申おくれる、ゆきつもるとしのしるしに花のさくこのはやしをばなどかたづねぬ」かへし　鳩のゐるつゑしもたへばはなのさくそのはやしへもいるべきものを」新後拾遺神祇　石淸水社の歌合に　源家長朝臣　やはた山神やきりけんはとのつゑおいてさかゆくみちの爲とて」增鏡あすか川鳩の杖をつきて中略白金にてひだうちにしてさきは金にて鳩をすゑたり」、夫木集卅二　杖、正治二年百首　土御門内大臣　をとこ山はとのつゑにはたづさひぬならさかのぼるしるしあらせよ」題しらず　はとのゐるつゑにたづさふ身をもちてこえまほしきはあふさかの關」百首御歌　慈鎭和尙　いかにしてはとてふ杖にかゝるまで君につかへてこのよくらさん〔古今類句に此歌みえず、さては拾玉集にはのらぬにや、考ふべし〕」古今著聞集巻五和歌　鳩杖をつきて〔清輔尙齒會ノ時ノコトナリ上ニシルス〕」同十三祝言　建長元年十二月十八日日吉禰宜成茂宿禰七十賀をしけり家に例あるとかや云々」藤大納言爲家卿鳩の杖をつくりておくるとて、神山の千世に榮ゆるさかきもてつくれる杖も君がためとぞ」東鏡十六正治二年三月十四日　岡崎四郎義實入道懸鳩杖參尼御臺所御亭八旬衰老云々」太平記巻六、老翁ノ年八十有餘ナル

おのれ答へていふやう萬葉考の本文の意味をあぢはふるには本邦のむかしたけくを丶しきに後世はおとろへてたよわくなり行きしを打なげかる丶よりかの兩國弱强ひとしからぬを引出て本邦の人々をおどろかして上つ御代の手ぶりにかへさんとなればその意あしからねどその詞には咎むべきことあり今詳にいはんとす

周安王の廿三年に太公望之後絕祀また夫より百三十年程すぎて周ははやくほろび秦莊襄王の元年に楚滅魯と史記六國年表にみえたりそも〳〵魯國の列國にすぐれたることは漢高祖本紀に追殺項羽東城斬首八萬、遂略定楚地、魯爲楚堅守不下、漢王引諸侯兵、北示魯父老項羽頭、魯乃降、遂以魯公號、葬項羽穀城とみえたり（項不本記亦おなじ）こ丶によるに齊は太公の餘烈にして血氣の勇とやいはん魯は周公の遺澤にて義理の勇とやいはんそはとまれかくまれ魯國よりも齊國をまさりざまにいはれたるおのれはうべなひがたくこそ

○呂后千夫

蒙求和歌（秋部袁盎）却塵、文呂公昔呂后ヲミテ云（史記高祖記、呂公曰臣少好相人、無如季相、索隱引相經云、魏人呂公名文字叔平とあり此呂公は卽呂公の父也、この書にいふ傳おぼつかなし、文は名なるを文呂公といふいかゞ也、呂后の相をみたるものは別に一老人なり、おのれ本文に高祖紀を引て辨じたるごとし）幸貴ノ身ナレドモ千夫ノ相アリトイヘリ高祖一人ガ外ミエタル人ナクシテシニヌ墓ニヲサメテ帳床屛風ノカザリイキタリシ時ノゴトシ、次ノ日狩獵人千餘人鷹ヲスヱテ犬ヲ引テ雨ニ逢ヒテ日クレヌ塚ノモトニカヘリテ各アツマリヤドレリ內ニ美人アリモノ云フ事ナシ其身ヲマサグルニ膚アタヽカニシテナツカシキニホヒナリケレバ一人二人チカヅキアヒニケルホドニ見ウラヤミツヽワレモ〳〵トアラソフ程ニ九百九十九人ニアタルタビソノ身トケウセニケリ、カリ人誰トイフ事ヲシラズ後ニコソ呂后トハシリニケレ高祖ヲクハヘテ千人ノ相ムナシカラズゾアリケル

孝按、此事未詳出典、今本蒙求注不載焉、後漢書劉盆子傳、入安定北地、至陽城番須中、逢大雪坑谷皆滿、士多凍死、乃復還發掘諸陵取其寶貨、遂汙辱呂后屍、凡賊所發有玉匣殮者、率皆如生、（漢城注曰、自腰以下目玉爲札長尺廣一寸半爲匣下至足綴以黃金縷、謂之爲玉匣也）故赤眉得多行婬穢」孝謂、蒙求和歌、蓋翻案此文者、別無證、但本於史記載高祖微時、一老父相呂后之事而敷衍耳、友人松崎滿太郎云、

とその因縁たづぬべし作者部類には閑院と閑院大君とを別提してあるにより別人のやうにみゆればこゝにかきいだしおくなり、さて閑院といふはもと冬嗣公の舊跡にてのちもその所の名となれるにて此女そこに居たるよりの稱なるべし拾芥抄中卷（諸名所部第廿）に閑院は二條南、西洞院西町冬嗣大臣家云々公季公傳領とある是也平家物語一の卷内裏炎上の條に火に燒けたるよしみえたり凌雲集に夏日左大將軍藤冬嗣閑居院とあればむかしは閑居院ともいひしにこそ、榮花物語花山の卷にことし（天元三年）内裏やけぬみかど閑院に渡らせ給ふ閑院は故堀河殿の御領にて朝光の大納言がすみ給ひけるほかにわたり給ぬとみえたるを見れば冬嗣公よりつぎ〳〵つたへて師輔公にいたり夫より兼通公朝光とうけ來りたるなり榮花に故堀河殿といふは兼通をさす朝光は兼通の子なりされど上に引きたる拾芥抄に公季傳領と有り此公季は兼通の弟にて命ながく御堂關白道長公より後になくなり給ふその公季に師輔よりつたへたらんには兼通の御領にはあるまじきを猶よく考ふべし此つたへはあやまりかとおもふに公季は閑院と號すればさにはあらじ、若ははじめ兼通朝光とつたへ來たりて後に公季公位のすゝませ給ふによりわが方に閑院を所領とし給ふか拾芥抄はあとよりかくもの故に兼通につたへ來たることをいはぬにも有るべし

○五十音圖は悉曇に本づく

縣居翁の萬葉考（卷首十一頭書）に皇朝と天竺は言の體似たるが如くなれば天竺の言を少し學べる人五十音は悉曇より出しとおもへり是をよく學びし人は各別有ることをしりて却てこゝの五十音もて彼方の音を解く便りにもせりとみえたり

孝按ずるに五十音の次序悉曇の摩多體文遍口とよくあへりもしこゝに別に此五十音あらむにはその次第いかでかくまではかの悉曇と符同すべき天竺の言をよくまなびたるものとは暗にこれをさすか

○齋魯優劣の辨

縣居翁の萬葉考（卷首三頭書）に周公旦は儒もて魯を治めむとせしに終に弱魯とさへ世にいひあ□（所見本摸糊）られて亡びき太公望は武もて齊を治めつれば後もいよ〳〵勢有りて長く傳へたりとみえたり此論いかにと問ふ人あり

りこぬなり」後撰集秋上、源昇朝臣ときどきまかり通ひける時にふん月の四五日ばかりに七日の料にさうぞく調じてといひつかはして侍りければ閑院 あふことはたなばたづめにひとしくてたちぬふわざはあえずぞ有りける」同戀三、五節の所にて閑院のおほい君につかはしける師尹朝臣〔尹師は小一條なり、下文に出たる小野宮の大臣の弟なり〕ときはなるひかげのかづらけふしこそこゝろのいろにふかくみえけれ」かへすたれとなくかくるおほみにふかゝらんいろをときはにいかゞたのまむ」同雜三、人のもとよりひさしうこゝちわづらひてほとほとしぬべくなんありつるといひて侍りければ 閑院大君 もろともにいざとはいはでしでの山いかでひとりはこえんとはせし」〔大和物語に上みえたり〕拾遺集戀五、小野宮のおほいまうちぎみにつかはしける〔實頼なり、上に出たる師尹の兄なり〕閑院 宮君をなほうらみつるかなあまのかる藻にすむゝしの名をわすれつゝ」續古今集戀二、題しらず閑院大君 むかしよりおもふ心はありそうみのはまのまさごの數もしられず」〔大和物語にあり〕新拾遺戀四、平貞文たえて後程へてあひて露のおきゐてと申ける返事に〔露におきゐての歌、大和物語にみえたり〕閑院 白露のおきふしたれをこひつらむ我はきゝおはず磯のかみにて」〔大和物語に見えたり〕大和物語〔師説第卅六〕平仲かむゐんのごにたえて後ほどへてあひたりけりさてのちにいひおこせたる「うちとけて君はねつらんわれはしも露のおきゐて戀にあかしつ、女かへし白露のおきふしたれをこひつらんわれはきゝおはずいそのかみにて〔新拾遺戀四に入る〕同 閑院の大君むかしよりおもふこゝろはありそうみのはまのまさごはかずもしられず」同、おなじ女にみちのくにのかみにてしにし藤原のさねがよみておこせたりける、やまいとおもくしておこたりける比なりいかで對面たまはらむとて「からくしてをしみとめたる命もてあふ事をさへやまむとやする、といへりければおほいきみかへし「もろともにいざとはいはでしでの山などかひとりはこえんとはせし〔後撰雜三に入る〕

孝云、閑院といふも閑院大君といふも閑院の御といふも同じ女なりされば大和物語には閑院の御とあるを新拾遺には閑院とのみのせたり尊卑分脈卷二源氏宗于の女を閑院大君といふよしのせたり古今集目錄庶女閑院延喜頃之人命婦としるしたり〔此書群書類從和歌部に入る〕此命婦源氏にて此藤氏傳領の閑院にすむこ

はてぬればご心ちすこしゝづめてあるにもあらでふさせ給へる大宮をこもちのやうによろづにしふせ奉りて女二宮ノ御産ノ處ナリ卒穂藏開上くるしきこともなくておきゐ給へり中納言の君あしかめりなほふさせ給てきこしめせと申給へば云々風ひき給ひてんとてさわぎふせたてまつり給ひつ」同國讓下のちのものたひらかなり、ふせ奉りて大將やがてそひふし給ぬ

○産婦わたかつぐ

取かへばや物語〔孝藏本第二冊(二オ)〕こもちの君いみじかりつるなごりわたなどうちかつぎ云々、いとゞさゝやかにほそうをかしげなる人の色はくまなく白きに、しろききぬどもにうづもれて、かしらにきゝのうへおぼえわたひきちらされたり、こちたくながきかみをひきゆひてうちやりたるなど

○追號天皇 類聚國史卷廿五、帝王部追號天皇條可考

▲長岡天皇 草壁皇子也天武太子文武父 見簾中抄上卷帝王 日並知皇子是也

岡宮御宇天皇 見類史 同上 見續紀卷廿一淡路廢帝天平寶字二年八月戊申追崇

▲崇道盡敬天皇 見類史 舍人親王也天武第八子廢帝父 見簾中抄上

▲田原天皇 見類史 施基皇子也、天智第三子光仁父 見簾中抄上、按續紀卷卅一光仁即位前記、天皇諱白壁王、田原天皇第六之皇子〔孝云、萬葉八志貴皇子神名火乃磐瀬、新勅撰更載此詠、作田原天皇、又萬葉卷一志貴皇子「葦邊行鴨之羽我比」、新勅撰羇旅載此詠、作田原天皇、並可以證〕

春日宮御宇天皇 同上 續日本紀卷七元正天皇八月二品志貴親王薨、天智天皇第七之皇子也、寶龜元年追尊稱御春日宮天皇

▲崇道天皇 早良親王也光仁第二子 見簾中抄上〔孝云、平家語卷三許文、早良ノ廢太子ヲバ崇道天皇ト號シ云々〕

▲後高倉院 守貞親王也、後堀河父 見紹運錄〔孝又云、群書類從卷廿四ニ載セタル藤森社縁記ニモミニタリ、大鏡三、師尹うせ給ひて後に贈太上天皇と申して〕

附 辭東宮之後、有院號

▲小一條院 諱敦明三條院皇子、長和五年爲東宮寬仁元年辭東宮、賜院號 見簾中抄上卷帝王

○閑院 閑院大君 閑院の御

古今集戀四、中納言源ののぼるの朝臣の近江介に侍りける時によみてやれりける 閑院 逢坂の木綿つけ鳥にあらばこそ君がゆきゝをなく〳〵もみめ 同哀傷 藤原のたゞふさむかしあひしりて侍りける人の身まかりける時にとぶらひにつかはすとてよめる 閑院 さきだたぬくいのやちたび悲しきはながるゝ水のかへ

十卷ナルヲ漏ラシケン女ノ名ニ冠ラシムル於文字ノ事ヲ捜索スルニコノ御妻ト云フ名ニ始リテ一ハ貞節一ハ妖孽ニシテ同書中同名ナルハ奇ト云フベシ曲亭馬琴ノ燕石雜志卷一ニ三代實錄卷八ナル藤原朝臣御康ヲ始ナル由ニイヘドイカガアラン原文ヲ考フルニコノ處上下多ク女房ノ名アレド此外ハミナ某子トアリ其中ニ御井子ト云フアリモシ是モ御康子ナドトアリタルヲ子ノ字落タルニハアラヌカコレハトマレカクマレ馬琴ハ御井子ヲモ引出ベキ事ナラズヤ今ヨリハ其讀シカト定メカヌレバシバラク谷川伊勢ノ兩氏ニ从ヒ太平記ヲ始トナスベキ也下リタル世ニハ信長公ニツカヘタリト云フ小野ノオ通アリ十二段ノ淨瑠璃ヲカケル女ナリケリ但小野オ通ノコトハ時代ニ異說アリ

○看行

古事記ニ看行ヲミソナハストヨム書紀續紀ナドニモ、看行ヲシカヨメリ、但眞假字本居氏云、ニカキタルハナシ、古今集序ニ、今モミソナハシ、榮花物語本雫ノ卷ニ、此度ノコトハ、ミソナハサントアリ美志淤許那波須(ミシオコナハス)ノ約マリタルナリ、看ヲ美志ト云フハ古言ナリ、志淤ハ曾ト切リ許ハ省カリタルナリ、又志淤許ヲ約メテモ曾トナルナリ、許那波須ハオモホシメスキコシメスノメスト同ジ意ナリ龍田風神祭祝詞ニ思志行波須トモアリコノミソナハスノミハキコシメスシロシメスナドノ例ニヨリテ美志賣須(ミシメス)トイハヌハイカニトオモフニ賣須ハ即看スナレバ看タマフ事ヲシカ云ヒテハ美志ト賣須ト同言ノカサナル故ニコレハ後世マデミソナハストノミ云フ也メスハ、即オコナフト同ジキ證ハ・所念行(オモホメス)所知行聞行(キコシメス)ナドミナ行ノ字ヲ添ヘテカケバナリ

右古事記傳廿七五十四オニ詳ニ云ハレタルヲ略抄シテ或人ニ答ヘタル案ナリ

○産婦よこにふす

榮花物語楚王夢 いまひとつの御ことによりいまひとよみのゝしりたるほどに程もなくたひらかにせさせ給へればかきふせたてまつるほどに道長公の女嬉子御産の時なり後朱雀ゝ女御也 取替ばや物語〔孝藏本第一冊二オ〕こもちの君いみじかりつる事のなごりわたなどうちかつぎ所せきにくゝみふせられてね給へるにこゝは男のまれして權中納言といはれ給ふ時、北の方宮の宰相に心かよはしてその宰相の子をうみたる所なり 同〔孝の藏本第四冊ハ廿九オ〕こもちの君と、てづからかきふせてあつかひ給ふさまこゝは男のまれして右大將といはれ給ふ君に、宇治にて權大納言、宮ノ宰相ノコト」子うませ給ふ時に大納言がかきふせてなり 狹衣物語二上 いととう成

吏憑几見之、孫請任推此吏、吏曰得罰體痛、以横木、扶持非馮几也、孫曰直木横施、植其兩足、便爲憑几、何必狐蟠鵠膝、曲木抱腰、用此推之、則几之形象可想、大率如今之胡床、頂施曲木、而俗以抱身交床名之是其象矣第古無繩床、既爲坐具、必是施板、竹林七賢論曰、阮籍在袁孝尼家、醉起、扶書几板爲文王逸少見門生家莱几滑淨、因書眞草其父刮去是皆有板可書也、孟子隱几而臥、南郭子綦隱几而坐、嗒然似喪其耦、皆其事也、必以几閣其手、故得以寄其逸也、若周禮玉几漆几、用材設飾則有別、若其形制無二也、同書卷十四、交床、今之交床、制本自虜來、始名胡床、桓伊下馬據胡床、取笛三弄是也、隋以讖有胡改名交床、胡瓜亦改黄瓜、唐柴紹擊西戎、據胡床使兩女子舞、則唐史臣追本語以書也、唐穆宗長慶二年十二月、見羣臣於紫宸殿、御大繩床、則又名繩床矣、とあるなどはみな西土の事にて本邦はこれにならへるものなり

附　佩文韻府にのせたる高唐賦、李白詩、唐書酷吏傳などの脇息は歎息の事にて別義也又清畢沅校定本墨子兼愛中篇、脇息然後帶とある校語に脇舊作肱、據太平御覽改とあるは疲勞して息のたえ〴〵になるといふにて是も別義也こゝに引きたる墨子の文は、楚策呉師道校語こものせて腸とかけり、御覧のかたふるき故に、畢沅は呉注ないはぬなるべし

○女の名におノ字を冠らしむる事

太平記卷十亀壽殿令落信濃事　御乳母ノ御妻ト申ス者ハ云々、御妻今ハ誰ヲソダテ誰ヲ憑テ可惜命ゾヤトテアタリナル古井ニ身ヲ投ゲテ終ニ空ク成リ給フ」コヽハ高時ノ子龜壽ヲ諏訪三郎盛高ノ忍テ信濃ニカクサントテ抱取テ出ルトキ乳母ノ御妻ト云フモノ哀ミニタヘズシテシヌルナリ

同卷廿二佐々木信胤成宮方事　其比菊亭殿ニ御妻トテ眉目貌無類其品賤カラデナマメキタル女房アリケリ元來心輕ク思定メタル方モナケレバ何トナク引手數多ノウキ網ノ

孝云、谷川士清和訓栞於ノ部ニ婦人ノ名ニオヲ冠ラシムルハ太平記ノ御妻始ナリトイヘリ伊勢貞丈ノ秋草女ノ名於ノ字ニ今世ノ女ノ名ニオトメオサヨナドト付事中昔モ如斯ノ名アリシナリ太平記廿二御妻トテ云々オシナベテ付シニハアラズタマ〳〵ハ如是ナル名付シ人モアリシナリトミエタリ谷川氏ハ某ノ卷トイハザレハ咎ムベキ事ナシ伊勢氏ハ何故ニ第

そこゝろ憎けれ」同末摘花けふそくをおしよせて」遊糸日記解環本（中一）けふそくにおしかゝりて」榮花物語初花御けふそくにおしかゝりて」空穗物語國讓上（板本四十三オ）けふそくをふみたてゝ御屏風のかみよりのぞけるに」和名抄坐臥具几脇息西京雜記云、漢制、天子玉几、公侯皆以竹木爲几和名於之萬都岐、今案几屬又有脇息之名、所出未詳 狩谷掖齋和名抄攷證曰、脇息、見大安寺資財帳、西宮記親王元服條、御堂關白記、新儀式奉賀上皇御算條、及後撰集慶賀部仁斅僧都歌、空穗物語菊宴卷藏開上卷國讓下卷、源氏物語若紫卷、榮花物語玉臺卷玉飾卷孝云既見初花卷別提

孝云、於之万都岐、狩谷氏無語釋、本居氏云、押座几之義、詳見古事記傳四十二五十二左

孝云、下學集器材門に脇息靠身机也とあるすなはち此事にて今曲彔ともいふなり、下學集器材門の下文に椅子曲椂とのせたり倚子を椅子、曲彔を曲椂とかくは、いづれも俗字なり、節用集饅頭屋本、慶長板、無異同に曲彔とあり彔は說文卷七上部首にみえ刻木彔彔也とあるは曲几の欹形奇邪にして截然ならず出入のある形狀なれは曲彔といふにこそ徐諧の彔々猶歷々也一一可數之貌といふを思合はすべし、太神宮神寶圖に脇息みえたり深草元政の艸山集卷十二に僧明兆のかける十六羅漢圖樣をのせたるその第九戍博伽尊者倚曲椂擬拂子とみえたりいかなる形にて有りけん沙石集二上佛舍利感得人事ニ助老ト申テ老僧ノ坐禪ノ時苦シケレバ脇ヲカケテヤスミ候大體脇足ノ風情ナリト柳宗元斬曲几文文集卷十八に末代淫巧不師古式、斲茲揉木、以限肘腋、欹形詭狀曲程詐力、制類奇邪、用絕繩墨、勾身陋狹、危足偪側、支不得舒脇不遑息、余胡斯蓄、以乱人極とある曲几すなはち脇息なり、脇不遑息といふをみれば柳宗元この曲几をこゝろよく思はぬなりけり脇ハ腋下ニテ、ヨリカヽリテモ休息ニハアラヌヨシヲ、シカ云フナリ〔唐類函（百七十三）ヨリ引用ス、原文ヲ點撿スベシ〕語林曰、任元褒爲光祿勳、孫翊往詣之、見門史憑几、視孫入語任曰、吏几對客爲不禮、任便推之、吏答曰、得罰體痛、以橫木扶持、非憑几也、孫曰、直木橫施值其兩足、便爲憑几、何必狐鶴蟠膝、曲木抱腰北堂書抄とあるも曲几也、演繁露卷二、几、几與案自是兩物、几者坐具也、曲木附身以自捧抱、故釋名曰几庪也所以庪物者也、其音執、其義則閣也、漢武內傳、帝受王母眞經、庪黃金之几、是以几而貯閣經文、鄴中記曰、石虎所坐、几悉彫畫、爲五色花、則几者所以坐也、非案類也、〔續百川學海本鄴中記不見〕〔別本未考〕語林曰〔語林云々見上、按上文無憑字、原書宜再檢〕孫馮翊往見任元褒、門

係役」同内匠式、凡毎年元正前一日、官人率木工長上雜工等、裝飾大極殿高御座」萬葉集卷七、斐太人之眞木流云爾布乃河、此歌新千載集戀二にも入る同十一、云々物者不念、斐太人乃打墨繩之直一道二此歌拾遺集戀五にも入六帖五たのむるにも入賦役令、凡斐陀國庸調俱免、毎里點匠丁十人、一年一替」今昔物語卷廿四百濟川成飛彈工物語第五其比飛彈ノ工ト云フ工有リケリ」東鑑卷二治承五年五月廿三日今明日可召進工匠之旨、被仰遣安房國在廳等之中」同五月廿八日安房國大工參上」同七月三日於鎌倉中、無可然之工匠、仍可レ召二進武藏國淺草大工字アサナ郷司一之旨、被下御書」同七月八日淺草大工、參上之間」同十四建久五年七月十四日工等預祿、大工馬三疋一匹置鞍野劔一、小工各馬一疋白布十端也」同廿九嘉禎元年二月十日大工矢坂二郎大夫也」同卅一嘉禎二年四月二日大工著束帶參入」同嘉禎三年四月十七日番匠大工大夫長宗依召自京都參著」同四月十九日大工散位長宗束帶相具引頭束帶參上事終有祿物等沙汰」安齋隨筆大工ノ聖德太子ヲ尊敬スル故ヲ工匠ノ徒ニ尋問ヒケレバ太子工匠ノ道ヲ教ヘタマヒシ故也ト答ヘケリ然レドモ其事古事記日本紀等ニ見エズ又太子傳ニモナシ按ズルニ太子ハ佛法ニフカク溺レテ四天王寺其外佛寺ヲ幾多建立シタマヘリ其建立ノ度ニ工匠ノ徒大ニ貨財ヲ得シ故太子ヲ貴ビシ遺習ノ後代マデ傳ハリシナルベシ或人ノ說ニ今世紺屋ノ愛染明王ヲ尊崇スルハ藍染明王ト心得タルナリ工匠ノ聖德太子ヲ尊ブモ太子ノ太ノ字大工ノ大ノ字ト心得タルナルベシトイヘリ工匠ノ太子ヲ尊ブ事近代ノ事ナラバサモアルベキモシラズ

附 源氏宿木湖月本(八十四オ)宮のわか君のいかになり給ふ日かぞへとり給てそのもちひのいそぎを心に入てこものひわりこなどまでみいれつゝ世の常のなべてにはあらずとおぼしこゝろざしてぢんしたむしろがねこがねなどみち〳〵の細工どもいとおほくめしさぶらはせ給へばわれおとらじとさま〴〵の事どもをしいづめりコ、ハ六君ノ子産ミ給フ時、匂宮ノシタマフ處ナリ、六君トハ夕霧ノ女ニテ匂宮ノ北方ナリ 徒然草上第百廿二人の才能は文あきらかにして云々次に細工よろづに要おほし」竹取物語くもんづかさつくもどころ塙氏群書類從本のたくみあやべのうちまろ小山氏抄云公文司

○脇息 曲录 繩床 曲几 胡床 交床

源氏物語若紫いとしのびたれどすゞのけふそくにひきならさるゝおとほのきこえなつかしう」河海抄に枕草子云すゞのけふそくなどにあたりてなりたるこ

トヲ取合ハセタルニモアルベキカ是ハオシアテテト
云フマデモナキ根ナシゴトナレト後ノ攷ノタヨリ
ニト書出シオク也五師子ノ事ハ涅槃經梵行品ニ引
出タリ、止觀六ニ手出師子令彼調伏トアル處ノ輔
行ニモ梵行品ニシカ〴〵アル事ヲ引キタリサレバ
如意ニ師子ヲ付ケタルナリ

余ノ著述牡丹考ヲ可見、委シク載ス

○鷂

和名抄に鷂を波之太賀とよめり似鷹而小者也と顧野王のいへるを證にのせたり秋は小鳥をとる故にはしたかを用ひ冬は大鳥を取る故におほくははしたかを用ひねど冬も小鳥取るときは波之太賀を用ふる也されば冬のたか狩にも歌がらによりてはしたかをよまむと咎なかるべし夫木、冬鷹狩、安嘉門院四條、弘安三年新熊野宮百首歌の中に「衣手もさぞさむからしはしたかの雪うちはらふかたの狩人、」といふ歌あり不盡谷氏の歌袋に冬は大鷹秋は小鷹といふは專にする所よりいふ事にして其實は冬も小鷹を用ふる也といへり、時代不同歌合（歌合部類にも群書類從にも入れたり）源道濟「ぬれぬれも猶かりゆかむはしたかのうは毛の雪を打はらひつゝ」ともみえたり（群書類從三百五十二道濟集あり、此歌ありや未撿）

○大工 小工 飛彈匠 附、細工 公文司匠（造物所匠）

古事記下 清寧 意富多久美（オホタクミ）、表淤那美許曾（ヲヂナミコソ）（古事記傳四十三（卅三オ）に意富多久美は大匠なり、契沖久の字を又に誤れる本に依て、大變なるべしとて、其事を云へるは非なり）古語拾遺、令手置帆負彥狹知二神作天御量、代大峽小峽之村、而造瑞殿（古語、美豆乃美阿良可）、書紀卷十四（雄略十二年）命木工鬪雞御田始起樓閣、云々橫琴彈曰、云々伊比志拖俱彌（タクミ）皤夜」同十三年木工猪名部眞根以石爲質、揮斧斲材、云々作歌曰、云々、偉儺謎能陀俱彌（ヰナヘノタクミ）」同二十三（舒明今年造作大宮及大寺云々以書直縣爲大匠（キタクミ）」續紀卷一（文武三年）遣大工二人於越智山陵、大工二人於山科山陵」同四（元明和銅元年）從五位下坂上忌寸忍熊爲大匠」同四十（桓武延曆八年）造宮大工正六位上物部建麻呂」三代實錄卷十二（貞觀八年二月廿九日）飛彈國年貢匠丁一百人、三箇年間、停四十人貢六十八、同卅八（元慶三年十月八日）大極殿成、右大臣設宴於朝堂院含章堂、賀落也、饗（下）預ル作事ニ四位已下雜工以上及飛彈工等、（上）親王公卿百寮群臣畢會、喚大學文章生等、令賦詩、雅樂寮奏音樂、閑ニ一典ヲ之間、飛彈工等二十許人、不任感悅、起坐拍手歌舞、合坐大爲咲樂、宴竟賜祿」延喜民部式上、凡飛彈匠、丁役中身死者、勿貢其代、役畢還國者、免當年

かたにはあらず今いふ籔柑子の事なり一名山橘とも云ふ也本草和名抄には牡丹にふかみぐさとやまたちばなとのふたつの和名をのせたり然るを和名抄に女郎花瞿麥などの次にのせて今の牡丹とおもへるは誤なりその上にやまたちばなといふ名を落しふかみぐさとばかりいふもいかゞなりちかき世に鉢植にするたちばなも此の山橘の種類にこそされば牡丹皮湯はかならず籔かうじといふものにうたがひなしといはれし此說いとよろし、これによりておもひつゞけたる事どもこれかれあるをこゝに書付く

萬葉集に山たちばなをおほくよめり六帖にも草部に山たちばなといふ題あり古今戀三友則「わが戀をしのびかねては足引の山橘の色に出ぬべし、と有り僧契沖の餘材抄に詳にいふこは古今物名たちばなと有りてあし引の山たちばなれとよめるを上田秋成の說に此歌のつぎ〳〵をかたまの木山かきの木などついでならべたるをおもへば山たちばなと題の有りしが後に脱ちたるにはあらざるか（古今打聽小注）といへり清少納言枕册子には木はと云ふ所にのせたりおぼつかなき事也と契沖もいへり是等は籔柑子なり今のぼだむといふは、好古小錄（藤原貞幹著）第五十六條獅子牡丹ヲ取合セテ錦ニ織ル者西土ノ古錦ニアリ本邦古昔此ヲ用ヒ此間マデ摸織シタルモノ古物マヽ傳ハル畫家此ヲ繪ク今猶多シ獅子牡丹ヲ取合スルコト何ノ意義ナルコトヲシラズ五獅子ノ如意ノ鈒鏤（ケボリ）モ牡丹也

亡友狩谷掖齋云、五獅子如意今東大寺ニアリ延寶ノ頃ニ舊跡幽考トテ大和アタリノコトヲカケル物刊本ニアリ是ニモ見エタリトイヘリ又友人鷲園前田氏云、維摩會ノ講師ハ此如意ヲ必持ヨシヲ聞オケド何ノ由來アルニカシラズトイヘリ又友人大淵玄道氏ハ小刀ノ柄ニ百兩金（古ノ牡丹）ヲ取合ハセテ後藤氏ノ先祖ノホリタルヲ珍藏シタリアヤシキヿ也好古小錄ニイヘルハ今ノ牡丹ナルヲ後藤氏何ノ據ニテ藪柑子ヲホリタラン」孝云太眞傳上卷ニ（太眞外傳、龍威秘書）上命採藍田綠玉、琢成磬、上方造簴、流蘇之屬、以金鈿珠翠飾之、鑄金爲二獅子、以爲趺、綵繪縟麗、一時無比、先開元中、禁中重木芍藥、卽今牡丹也トアリ（開元中云々、見漁隱叢話卷三十、引李翰林集後序）先開元中トアルヨリ以下ハ別段ニテ上文ニハアヅカラヌヤウニオモハルレドモ若クハ心得ヌモノ、上文ト混同シテ獅子ト牡丹

まにいはんことは有るべき事かは今もし呼潮をもゝちどりとよまむには一首のうちにその心しらひ有るべき事いふもさら也、このちどり（呼潮）は古事記神代、沼河日賣の御歌をはじめとし日本紀等にもみゆるを字鏡にも和名抄にもみえぬはいぶかしき事なりと本居氏いへり（古事記傳十一（十九オ））

○むろの木 天木香樹 榁 桎

新撰字鏡にも和名抄にも榁をむろとよめりさて榁は河柳ともいひて字鏡にはやがて加波也奈支とものせたり萬葉三の卷十五の卷十六の卷に無呂の歌みえて三の卷の歌と十六の卷の端書には天木香樹とかけり此木を天木香樹といふこと何の書にのせたる事にか今しられず新井氏東雅に無呂の義不詳といへり谷川氏和訓栞に萬葉集に室木とみゆ訓義知るべしといへり谷川氏又云く桎とかくは二合の假字なり

附 萬葉十一、礒上立回香瀧心哀（イソノウヘニタチマフタキノコヽロイタク）とある歌の注に（解略上（廿ウ））千蔭のいへるは此二の句むろの木と有るべく覺ゆ云々瀧は樹の誤ならんか天木香樹と云ふ是は回香樹と書ける故も有るべく覺ゆ友人森氏云榁は御柳又は觀音柳といふもの也むろは後世杜松といふものなり俗にネヅサシと云ふこれなり鼠の出る穴にこの木をさし入れておくときは鼠これを嫌ひて出ぬなり

○山たちばな

今いふ藪柑子（ヤブカウジ）なり萬葉におほくよみ六帖にも草の處に此題みえたり古今戀三友則「わが戀をおもひかねては足引の山橘の色に出ぬべし、と有り此草の事契冲の餘材抄に詳にいへり古今物名たちばなと有てあしびきの山たちばななどとよめるを上田秋成のいふに是は山たちばなと題のありたるがヤマといふ文字落ちたるならんとて其說あり（打聽小注） 今考ふるに秋成の說うべなひがたくや、さて清少納言の枕册子には木はといふ條に山たちばなをのせたりおぼつかなき事なりと契冲も云へり（第二十四牡丹の條あはせ考ふべし）〔安藤爲章の年山紀聞四（山たちばな）にも清少納言をおぼつかなしといへり〕

○牡丹

亡友狩谷掖齋の說に牡丹に二種あり今いふ牡丹は唐の開元天寶の比よりみゆるものなりそれよりさきには謝康樂の詩にみゆるばかり也、ふかみぐさと和名をおほせたるは開元天寶の比よりのうつくしき花の

難波江三の巻下

○百千鳥　百鳥　千鳥（與湖潮別）

百千鳥を鶯の事也といへるは古今集春上なる「百千鳥さへづる春は物ごとにあらたまれども我ぞふりゆく、といふ歌を一わたりに見なして春は鶯を多く人のよむなれば、しか思ひよせたるにて誤也（俊頼口傳（第九十四）奥義抄（第廿四異名）などみな誤なり、八雲御抄（鳥部）鶯も、ちどり、是は不限鶯、是春百千鳥之囀なり、但し鶯に詠有例、との給へり、）おほくの鳥を百千鳥とよめるなりその證は萬葉十六の巻に「わが門の榎の實とりはむ百千鳥ちどりはくれど君はきまさず、とみえ榮花物語つぼみ花（活字本（十三オ）長和三年の春）日のけしきうら〻かにひとりさやけくみえも〻ちどりもさへづりまさり云々谷の鶯も行末はるかなる聲にとありたゞに千鳥とのみもいふ也そは萬葉十一「あけぬべく千鳥しばなくしきたへの君が手枕いまだあかなくに（千蔭云、千鳥は百千の鳥にて明るな待て、必鳴くなり）又十六に「わがかどに千鳥しばなくおきよ〳〵わがひとよづまひとにしらゆな（神樂歌、庭鳥はかけろとなきぬ云々とあるは、此歌なあやまれるなり、と略解にいへり）是なり又百鳥ともいへり萬葉五に「うめの花いまさかりなりも〻鳥の聲のこほしき春きたるらし、などあり扨

水邊に千鳥と名におへる鳥あり此鳥を百千鳥ともよぶかと人の問によりこれかれかうがへみるに此鳥萬葉よりみゆれど百千鳥とよめる事絶てなし和泉式部家集に水のほとりに千鳥のたゞひとつたてるをみてとはし書きして「友をなみかげせるのみぞたちゐけるも〻ちどりとは誰がいひけん、夫木廿四河、よみ人しらず「百千鳥やすのかはらにむれ居つ〻友よびかはすこ〻ち有るらし、など有るをみて百千鳥ともいふならんと心得たらんにはあやまりといふべしこれらは千鳥といふ名よりおもひよせたるまでのことにこそ百千鳥といふ鳥なりと心得てよめるにはあらずかし、そも〳〵水邊なる千鳥は閩書南產志に呼潮といへる是なりと其筋心得てあるものはいふなりこの鳥種類多くてならべみるときはひとつとしておなじきはなしとかやされば千鳥とむかしより名にもおひけんかしその名千鳥といはんには百千鳥といはんも咎あるまじうおもはる〻よしにことわりて百千鳥ともよばんは無念たるべし、すべて彼と此と其名の意かよふとて右に左にかよはしいはんにはよろづの稱謂みだれぬべし一たびこの名とさだまらんには心のま

はせほしひあをひとつづつとらす云々あやのさしぬきにおりもの、あを云々御さうぞくどもは白きあを綿入れてしろがねのでいしてゑがきたり云々御ともの人は薄色のあを露くさして遠山にすれり「露くさは、月草なり、鴨頭草とじふものなり」わたみないれたり、しも人は朽葉色のあをなど心にまかせてきたり高尙云、山ごもりなどやうのうちうちの事には、上中下の人みなきるこ と也、わた入れたりとあるをみれば寒き風をふせぐ爲めにきるよしなり日本書紀允恭甲服襖中」續日本紀天長十年五月天寒衆人多着襖子」三代實錄三十三送綿一千屯於出羽國爲充造襖料」雜令、凡官戸奴婢三歲以上每年給衣服云々春布衫云々、冬布襖ヒトヘ」高尙云、江家次第五卷、春日祭使途中次第の條に諸大夫着織襖といひ前日出立儀には諸大夫各着色々狩襖と有るをもてみれば此二ッおなじものなり狩襖によきあしき品有りしなるべし

以上新釋にのする所なり

續日本紀卷卅三寶龜五年四月己未以京庫綿一萬屯甲斐相摸兩國綿五千屯、造襖於陸奥國」同卅六寶龜十一年七月甲申征東使請襖四千領、仰東海東山諸國便造送之」同十月己未夏稱草茂、冬言襖乏、縱橫巧言、遂成稽留」太平記廿四、左宰相中將忠季卿薄色ノ織襖ノ裏無ニ蔦ヲ紋ニゾ織タリケル」

桃華蘂葉、狩襖事、たゞあをとも云也ぬひ物もくゝりぞめにもする也又織物をも用ふ織襖といふ此事にや新釋引なもし本ノマヽ、或說織襖と號する狩衣二重綾也、狩襖、隨身等著之舍人牛飼等用又此事也然而又號狩衣、比金襖火色ヒコン裝束拾要抄下布衣織襖トハ狩衣ニ二重織物ト見エタリ文長今略ス襖ノ袴、狩袴ナドニ同ジ

難波江三の卷上終

奉らぬうちにをさなくよりおほしたて給ひければきぬのいろいとこくてつるばみのもぎぬ一かさねこうちぎきたり 孝云、落葉宮ノ御母ナクナラセタマフトキ、落葉宮ノ御從弟ノ少將ト云フ女房ノ服ナリ 榮花物語日蔭のかづら よの中みな諒闇になりぬ、殿上人のつるばみのうへのきぬのありさまなどもからすなどのやうにみえてあはれ也、續世繼物語はらく、ある人の申されけるはつるばみの衣は王の四位の色にてたゞ人の四位と王五位とはくろあけをき、たゞ人の五位あけの衣にてうるはしくはあるべきを今の人心およずけて四位は王の衣になり五位は四位の衣をきるべし、けびゐし上官などはうるはしくて猶あけをあらためざるべし」堀河院百首更衣 顯仲「つるばみの衣の色はかはらねど一重になればめづらしきかな 孝云、袍ノ色ハ、冬モ夏モ同ジケレドナリ、顯仲ハ四位ナリ、ツルバミノ色ハ四位以上ナリ、

孝云、つるばみの色は萬葉にては賤人の服色也後世藤の衣の色に似たるより喪服の時に打まかせてつるばみといへり源氏榮花是なりされば一條禪閤桃華蘂葉喪服篇に橡をのせられたり四位以上のうへのきぬの色是に似たればつるばみといへると續世繼、堀河百首是なり 青橡白橡などいふは、染かたの濃と薄とにて、名のかはれるなるべし、萬葉類林にも志かいへり、つるばみは略解にいふごとく、俗にドングリと云ふ橡の實によく似たるよし、されば江戸近邊にてはかしの實をドングリといふとぞ

○あを

あをは襖の音なり襖は素襖の襖にて賤人の服也狩襖と云ふは狩衣の事也狩衣と云ふは牛飼の服にて賤人の服なるを後世は貴人も着る也位襖と云ふは武官の服にて位により色に定めあればしかいふ也衣服令にみえたり織襖と云ふは染めずして綾を紋がらに出して織りたるにてしかいふ也襖袴といふは狩襖のときの袴なるべし藤井高尙が伊勢物語の新釋に諸書を引出たれば今まづそれをこゝにのせんとす

伊勢物語〔師說六十二段〕もとみし人のまへにおきて物くはせなどしけり」藤井高尙新釋の本文には朱雀院塗籠本によりて此下にながき髮を袋に入れて遠山ずりのながきあをゝきたりけると云詞を補入したりさて新釋にひける條々、宇都保物語嵯峨院の卷〔刊本かくのごとし古本吹上〕山ごもりの御料に云々ぬのゝあを綿あつく入れていとおほくもたせ云々山ぶしどもめしあつめいひさけく

此日攝政太政大臣長女、有入内事中略主上撤御裝束、御袴御衣、北方抑遣之臥御、其上先着紅御直垂其上奉着御衾」後京極殿新十二月往來七月染付直垂一具扇三本七日料獻之」布衣記、染直垂に大帷を重ね袴には大口をかさね」建武元年五月七日武者所輩可存知條々、鎧直垂、蜀錦呉綾、金紗金襴紅紫之類、細々警固之時、不可著用」建武二年三月一日大番條々、鎧直垂以下武具事、各存儉約、可止過差之儀所詮於直垂者、蜀錦呉綾、金紗金襴、紅紫之類、不可着用可爲布」親長記長享元年（後土御門）九月十二日征夷大將軍從一位行權大納言源朝臣義尙尊氏九代進發、江州佐々木六角御退治中略權大納言殿金襴鎧直垂中略公家輩藤中納言入道高倉政資朝臣日野諸大夫二人、各着鎧直垂、永康朝臣高倉○鎧直垂守光日野別流○鎧直垂冬光同各召具軍兵」兵部卿範輔卿記、直垂、元武士之服也、爲直仕聽之文門直衣相同也、宣旨部類記、天慶度、平貞盛聽着直垂」宇治拾遺卷一利仁將軍錦のふくらかに入たるひたゝれをきたる〔孝云、此成文なし、こゝは意を取かけるなり〕明月記婚之卷聟君直垂、同御枕二、姬君御小袖、置其右」續江事談、貞信公記、天慶度云、征夷大將軍參議右衞門督藤原朝臣忠文赴東軍、予使時名贈金錢百文及精好綾二端畢、件綾着甲介表之料也、色以紅梅一ッ緑一ッ云々、貞信公御餞のひたゝれとて右衞門督紅うすきひたゝれきてあづまにも下られける」野府記別記、寛和元年十一月三日、召覽彼祖父貞盛朝臣之直垂萠黃爲甲介裏悉損

○橡

萬葉集七寄衣 橡衣人者事無跡曰師時從欲服所思」略解、賤女を戀ふると有てよめるなるべし、和名抄染色具、橡和名、都流波美櫟實也、衣服令に黃橡とあれどこはそれにはあらず四位の服となれるも後の事にて古は然らず」同 橡解濯衣之恠殊欲服此暮可聞」同十二寄物陳思 橡之袷衣裏爾爲者吾將強八方君之不來座」略解、橡は今どんくりと云ふ物也染種には其子につきたるよめが合器といふ物を煮て其汁もてす衣服令に依るに橡墨染などは家人奴婢の衣の色也然れば是は賤き人の我着る衣もてよめり、同 橡之一重衣裏毛無有兒故戀渡可聞」橡之衣解洗又打山古人爾者猶不如家利」同十八、久禮奈爲波宇都呂布母能會都流波美能奈禮爾之伎奴爾奈保之可米夜母」源氏物語夕霧大和守のいとうこなればはなれ

せたり是等の文にて後世の笏はうたがひはれたり周の世のころの事は猶かたぶかれしをふたゝび思ふに玉は天子に限り象牙は諸侯に限る〔玉藻笏天子以球玉、諸侯以象と有りてしらる〕彼の思對命の用意は大夫の身に有るべき事なるに其大夫以下は竹にて製して飾るに魚須また象牙などを用ふるよしなれば〔玉藻、大夫以二魚須一文レ竹、以レ竹本レ象とあるにてしらる〕のごひがたき疑ひは有るまじきか、しかるに六典、禮部、三品已上、笏前詘後直、五品已上前詘後挫、幷用象、九品已上任用竹木、上挫下方など有るをみれば五品以上純物象牙を用るなり〔玉藻、大夫以魚須云々の鄭注、不敢與君竝用純物也〕されど李唐の時は上にのせたる以紙粘笏上の事もなすべければうたがふ事なしとはおもへど墨と筆とはふところに別にやもたりけん猶おぼつかなし

笏を簿といふは蜀志秦宓傳、纂曰、仲父何如、宓以簿擊頰〔注簿手版也〕曰、願明府勿以仲父之言假於小草民、〔陳仁錫本、草作章、非也、小草民、秦宓謙辭、自喩小草也、纂、廣漢大守夏侯纂也、故宓稱纂曰明府也、仲文齊桓公尊管夷吾比已仲父之辭、纂今以仲父呼宓、謙云〔此注蓋裴松之注也、陳仁錫本、注文亦單行大字、但毎行低寫起、而留〔此四字雙行小字或是後人之所加、別刻可攷也、毛晋本概而夾注無識別、則不可以證〕

唐笏、畫墁錄、〔宋張舜民著〕に唐笏短厚不屈、今往々見之、王欽臣所執是也とあり本邦の制度は李唐の時を多く用られたれば其製造をうけたらんか古の笏を考ふべし〔說郛十八にのせたる畫墁錄をみたり、その他本未考〕〔大塚蒼梧といふもの、笏考一にあり、近代著述目錄にあり、此人は裝束の事に心入れたる人にて、いろ〳〵の著述あり橘嘉樹字敏卿といふ俗に市郎右衛門とよべり、此笏考といふ者、おのれ未みたることなし〕

附 方丈釋迦方誌〔釋道宣撰〕卷中〔吠舍釐國〕に寺東北四里許塔、是淨名故宅基、尙多靈神、其舍壘甎、傳云、積石即說法現疾處也、近使者王玄策以笏量之止有一丈、故方丈之名因而主焉〔櫻井友云、主恐生〕釋氏要覽卷上〔北宋僧道誠集〕方丈、蓋寺院之正寢也、始因唐顯慶年中、勅差衞尉寺承李義表前融州黃水令王玄策往西域、充使至毗耶黎城東北四里許、維摩居士宅示疾之室遺址疊石爲之、王策躬以手板縱橫量之、得十笏、故號方丈〔王下脫玄字、或修複名者歟〕

掖齋の攷證にも大凡にはのせたれど書名をいはざれば今かく物したるなり文選王簡栖頭陁寺碑文に宋大明五年始立方丈とある方丈是也

○ひたゝれ

空穗物語藤原君 布のひたゝれ着て立給へり〔孝云コヽハ重キ人ノカロキモノヽ姿シタル繪ヤウチ、シルシタル繪詞ナリ、物語ノ詞ニハアラズ〕玉蘂〔建暦二年三月廿二日〕かなの新制〔六位ノ法ナリ〕にいはく、ひたゝれ水干葛袴の類きるべからず」保元物語〔上皇三條殿に御幸の事〕義朝を御前にめさる赤地の錦の直垂に折烏帽子引立」玉海〔文治六年（八十二代後鳥羽）〕正月十一日

に縣居翁もいはれき」氏に三枝と云ふは新撰姓氏錄に禁庭に三枝の花生出しを採りて奉りし故に三枝氏を賜ひきと有るも百合ならんと縣居翁いはれたるを上田秋成は此說に從はず三枝は瑞草にてよにめづらかなるものならんをとかくに培養し率河の祭にも用られ三枝の氏賜りしもその瑞草を奉りしよりならむ今時まれ〳〵にもつたはらぬよりして百合ならむなどといふは中々にしひごとならむ後よりはいにしへのことさだめがたしといへり（冠辭考、古今集打聽、催馬樂、枕草紙などを鈔錄したる也）

○笏 附、方文

笏は和名抄調度部服玩具にみえ狩谷掖齋の攷證に事みなつきたればいふべきふしもなし、ただ二のまひにひとつふたつ

續日本紀卷八に諸國の史生に笏を把らしむるとあればおもき人には古くより用られたるといふもさら也塵添卷七（第四十七持尺由事）日本ニ百官笏ヲ持ッ事ハ人王第四十四代元正天皇御宇ニ定メラル五位已上ハ牙笏六位ハ木笏と見えたり出處考ふべし續日本紀廿八には七位のものに牙笏をゆるさるゝとあり

木品は裝束要領抄上笏に或はいちひ又はふくらの類名ふるくみたり近世或は櫻、柊、人々の意巧定まらざるか（孝云、和名抄菓具、櫟、[illegible]、爾雅云、櫟、其實𣚍、（和名、以知比乃加佐）又木類、𣚍、唐韻云𣚍（漢語抄云佐久木）木、可爲笏也、新撰字鏡、杙、比乃木又一比乃木、櫟、一比乃木、栒、一比乃木、などみえたり、卷の一第八條、位山の處にいへる事とも、通考すべし）

思對命を書くといふは禮記玉藻に、將適公所、宿齋戒居外寢沐浴、史進象笏、書思對命と有りこれなり、但し此文に付ておのれ疑あり此玉藻にしるしたるは周の世のさだめなるべしその比いかなる墨にてかきけん添書にてや有りけむ、玉や象牙などにいかにして書きけむ竹笏は皮のまゝなるべければその事はて後にのぐひてきえぬべきを木にて製したらむにはたはやすくはのぐひすてがたからむを其たび〳〵に別に笏をあらたむるにや、物しれらん人にとはまほし」裝束要領抄に笏、異朝には臣有致命及所啓白則書（釋名文也、一(臣)在君(敎)命、）其上、備忽忘云々、本朝の古例もかくのごときの事あり又笏紙を押事あり任納言之時、（江次第）着笏紙參入、若不具之人、仰外記令書押、のよし古記にみえたり但し是は常の儀にあらず公事行はるゝ時の事也と有りて冠注に異邦以紙粘笏上事、事文類聚續集、（笏本記事）今官員執笏、最無道理、笏者只在君前、詔事恐事多、須以紙粘笏上、記其頭緒、或在君前、不可以手指人物便用笏、との

きつるかな、後撰集冬題しらず よみ人しらず「ひとりぬる人のきかくに神無月俄にもふるはつしぐれかな、」萬代集雜五大和物語第十三段とおなじ 新千載集戀一六帖の歌をのせたり

孝云、きかくはきくといふに同じカクの約めクなり萬葉集十三に速川之往文不知と有るを縣居翁はこのきかくの例によりユカクモシラニとよめり冠辭考はや川にみえたり千蔭此說をのせて又云往の下、方を脫したるにてゆくへもしらにならむかと略解にいへり素本ニハ、往ノ字ニ、ユクヘト假字アレド、ヘノ詞ニアタル文字ナシ 同十三卷に日向爾行靡闕矣と有るを千蔭はユキナビカクヲとよめりされど縣居翁の靡は紫の誤にて紫闕ミヤとよむべし行紫闕イテマシノミヤとよむべしといふ說をも千蔭の略解にのせたり兎に角に萬葉なるはしばらくさしおきて此詞をばキクを延べたるものと解くべきなりさて契冲も縣居も「なき人を人のきかくにかけじとてしのぶるほどぞわするとなみそ、」といふ歌を後撰とて引證したれど後撰にはみえず若は大和物語第十三段なる歌をおぼえたがへるにはあらざるか」源氏物語帚木の卷によし今はみきとなかけそとておもへるさま云々紫式部のみたる古今集と今本とはたがへるなるべし

〇さきくさ

萬葉集卷五に三枝之中爾乎禰牟登とみえ、催馬樂にこのとのはむべもとみけりさきくさのあはれさきくさの花さきくさのみつ葉よつばのなかにとのづくりせりやとのつくりせりや」とあるを古今集の序に六にはいはひうたといふ所に後人其祝歌の例とてこのとのはむべもとみけりさきくさのみつばよつばにとのづくりせり、と直して入れたり又古今集の序にいへるやうなる歌を直して催馬樂にとれるにも有るべし 縣居翁の說にさきくさは瑞草にて常あるものにあらず神祇令三枝祭の注に似三枝花飾酒罇祭故曰三枝祭也とある此率河(イサカハ)の祭は四月なればさゆり花を插て神に奉るなるべし彼百合は莖(クキ)朱く末に三つ枝わかれて似たればなりといはれき、枕草紙第四段木はひの木人ちかゝらぬ物なれどみつばよつばのとのづくりもをかし、とあるにより檜といふ說あれど取るにたらず檜は最棟梁に用る木なれば其用あることをめでて此殿は云々の歌の詞をかりていへるなるべしと先師清水月齋翁はいはれきその檜なりといふ說は梁塵愚案抄などにもみゆる說にてあれどよろしからぬ由

○あけくれ

拾遺戀二女のもとよりくらきにかへりてつかはしける順　あけくれの空にて我はまどひぬるおもふ心のゆかぬまに〳〵」〔順集にみえず、花鳥餘情總角、此歌を引きて能宣とせり二ノ句道にぞとあり、能宣集になし〕同雜上　山寺にまかりけるあかつきに日ぐらしのなきはべりければ　左大將濟時　あさぼらけひぐらしの聲きこゆなりこやあけくれと人のいふらむ」源氏物語野分　さやかならぬあけくれのほどいろ〳〵なるすがたはいづれともなくをかし」同若菜下　わたどのゝ南のとのよべ入しがまだあきながらあるにまだあけくれの程なるべしほのかに見奉らんの心あれば」同御法　明けはつるほどに消えはて給ひぬ云々めづらかにいみじくあけくれの夢にまどひ給ふほど」同　同いにしへの秋のゆふべのこひしさにいまはとみえしあけくれの夢」〔夕霧大將の紫上をかなしむ歌也、いにしへとは野分の時見初しをいふ、いまはとはこの終焉をさす、まことの夢にあらず〕同總角　例のあけゆくけはひに鐘の聲などきこゆいぎたなくて出給ふべきけしきもなきよと心やましくこわづくり給ふもげにあやしきわざ也「しるべせしわれやかへりてまどふべき心もゆかぬ明くれの道〔薰大將の歌也、匂宮のしるべをして也、まどふとは大君のつれなき故也〕

孝云、あけくれとは夜あけむとして又一たびうすくらくなるものなるが、そこをさしてかくいふ也

○きかく

古今集戀五、題しらず　よみ人しらず「それをだにおもふことゝてわがやどをみきとないひそ人のきかくに、大和物語〔師說第十三段〕うまのぜう藤原のちかぬといふ人のめにはとしこといふ人なん有りける子どもなどあまたいできておもひてすみける程になくなりにければかぎりなくかなしとのみおもひありくほどにうちの藏人にて有りける一條の君といひける人はとしこをいとよくしれりける人也けりかくなりにける程にしも問はざりければあやしと思ひありく程に此とはぬ人のずさの女なん逢ひたりけるをみてかくなん「おもひきや過にし人のかなしきに君さへつらくならむ物とは、ときこえよといひければ、返し「なき人を君がきかくにかけじとてなく〳〵しのぶほどなうらみそ、同〔師說第廿六段〕かつらのみこみそかにあふまじき人にあひ給ひたりけり男のもとによみておこせ給へりけり「それをだにおもふこととて古今戀五ノ歌ナリ　六帖二山川「山川の瀧つこゝろをせきかねて人のきかくになげ

じくおもひ定めてこのごろ歌によみたりいかゞあるべきといはるゝに實に難あるまじくおもふよしそのかみ答へたれど猶そのあかしきかまほしといはるゝによりて書付けてやりたる案なり

○待遠といふ詞

ひと日友人と白河少將殿のかゝれたる關秋風をよみたりしに故郷にかへる日をのみ待遠にといふ所にいたりて此待遠といふ詞、俗にちかきやう也、さは侍らぬかといふ、おのれこたへてしからずそのありし書出てみせんといひてその日はやみぬ、けふかきてつかはす

後撰集春兼輔朝臣　やどちかくうつして植ゑしかひもなく待遠にのみにほふ花かな」〔此歌、家集にのせたり、大和物語（第七十三段）にもあり五ノ句、みゆる花哉とあり〕同夏讀人不知　ほとゝぎすきゐる垣ねはちりながら待遠にのみ聲のきこえぬ」拾遺愚草員外下　夕立のきくのしほれ葉はらふとて花待遠に人やあざける」新葉集春前大納言光任　雪げこそなほのこるらめよしの山花まち遠にかゝるしらくも」

○ひき　ひく　ひき〳〵　ひく〳〵　ひいき

落窪物語巻二下（秋成本一オ）是かれにつけつゝひく〳〵に參ればニ十餘人ばかりさむらふ」同（十一オ）少納言かくおちくぼの君ともしらで辨の君が引きにて參りたり」永久四年百首賭弓兼昌　あづさ弓ひく〳〵たれもいのるらむかたわくけふの雲の上人」拾遺愚草巻上刊本（卅一オ）子日　子日する野邊の小松のひき〳〵にうら山しくも春に逢ふかな」同員外上春三十首　これまでもこゝろ〴〵はわかれけりなはしろ水もおのがひきひき」山家集下雜釋放十首　きりきわうの夢のうちに、ひき〳〵にわうとてつるとおもひける人の心やせばまくのきぬ」〔孝云、此題此歌未解、ニノ句誤字アルニヤ、刊本如此、別本可考〕尺素往來、將亦奉行若耽ニ賄賂屬託ニ贔ニ屓（ヒイキセバ）方ニ太以（ハナハダ）不當也」太平記巻十一、天下草創ノ功偏ニ汝等贔屓ノ忠戰ニヨレリ

孝云、贔屓は玉篇に作力也とみえ李善は作力之貌と云〔文選西京賦贔屭注〕贔屭とかくも皆俗字にて奰屓とかくを正字とす〔說文、大部、尸部、段玉裁注〕本邦のひきといふ詞に贔屓の字その意よく似かよへば此字面をあてたるなり人に荷擔するもおのが力を用ふべし人を推擧するにもおのが力を用ふべしされば贔屓を引伸してひきの詞にうめたるなりひいきはひきの音便なりひきは休語ひくは用語なり

トアルニ據ル也トイヘリサレド釋日本紀ニモ肱脛ト連熟シテアレバ脛ノ字ヲ妄ニ除クベカラズ古事記傳十八卅五ニ神代紀肱脛ヲ引キタルニ連熟シテミヒヂト訓ミテアリ、孝按、肱ハカヒナナルヲヒヂトヨムハ彼廣雅ノ肱謂之臂ト同例ニテ渾言也文字ニヨレバカヒナニ矢ノ中リタル也古事記ニ御手トアルハ傳ノコトナル也トイハンカ又傳ハカハラズシテ文字ヲアツルニ偶ミ渾言シテ肱字ヲ用ヒタルニテ猶カヒナトハ云ハザルニモアルベシ後撰ナドカヒナト云テタヾムキノコトトスル時ハ渾言ノシカタウラウヘニコソ

○あさごろも　あさぎぬ　あさのころも

萬葉集七、麻衣着者夏樫木國之妹脊之山二麻蒔吾妹」同、今年去新島守之麻衣肩乃間亂者許誰取見」新島とかきてニヒサキとよむ契冲の説なり許は衍文なりと云ふ説あり本居氏は阿の字の誤ならむといへり、孝云、三國蜀志龐統傳、先主謂曰向者之論、阿誰爲失統、對曰君臣俱失とある阿誰はたれとよむべきなれば本居氏の説よろしかるべし

同、千名人雖云織次我二十物白麻衣」この外にもあさごろもとよめるありぬべけれど、さのみはとてなむ、麻きぬといひてもおなじ意なりその證は白麻衣の歌を拾遺集雜上に入れたるにはしろきあさぎぬとあり又人丸集といふものにも此歌ありて拾遺とおなじ古今六帖の題にあさごろもといふありそれには萬葉七なる歌三首とものせたり、又新撰六帖には、山かわのしづのあさ衣みしふつき草とる田井にたゝぬ日はなし衣笠」しづのをがあづまからげの麻衣ふたまた河はさぞわたるらん信實」我身には又うへもなきあさ衣あさましげにも人のみるかな光俊」かくよめる歌どもの麻衣、たとへ假字にあらで麻衣とかきてつたはらむにも、麻のころもとはかならずよむべからず、歌によりては麻のきぬとはよまるゝもあるべし新勅撰秋下眞昭法師　嵐ふく遠山がつのあさごろもころも夜寒の月に打なり」と有るもおなじことわりなり扨は麻の衣とはよまぬかといふにしからず上に引きたる新撰六帖のおなじ題にて知家　まとほなる賤がうみをのをさいれにこゝろとうすきあさの衣手」ともよめりこゝろはおなじかるべし

此一條は丸山本妙寺の上人のあさごろもはつねなれどあさぎぬはきゝつかぬこゝちすれど難あるま

て母にみせ奉れとてかひなに書付け侍ける」千載雑上、二月ばかり月のあかき夜二條にて人々あまたゐあかして物語などして侍けるに周防内侍よりふして枕をがなとしのびやかにいふをきゝて大納言忠家これを枕にとてかひなをみすの下よりさしいれて侍ければよみ侍ける周防内侍　春のよの夢ばかりなる手枕にかひなくたゝむ名こそをしけれ」源氏物語紅葉賀　大刀ぬきたるかひなをとらへて」同常夏　をうしけなる手づきして扇をもたまへりけるながらかひなを枕にてうちやられたる御ぐしの」同總角　いとらうたげにてかひなを枕にてね給へるに御くしの中君晝寐ノサマ也平家物語九忠度最期　薩摩守の右のかひなをひぢの本よりふつと打おとす盛衰記卅七ニハ妻手ノ腕、射講加（コテクハヘ）ニ打落サルトアリ　源平盛衰記卅三源平遠矢　三浦石左近ト云フ者ガ弓手ノ小カヒナ射通ス平家物語十一ニハ、弓手ノ肘ニトアリ、小ノ字ナシ」

孝云、かひなと云詞此外いくらもあり上代よりある詞にて古事記中卷景行多和夜賀比那袁麻迦牟登波とあり本居氏古事記傳廿八ウ八に手弱腕（タワヤカヒナ）をなりといへり又云、和名抄には腕　手腕也和名太々光岐一云宇天、また臂　謂之肱また肘臂節也和名比知など有て加比那と云ふ名はみえず、字鏡に肱　臂也加比奈臂太々牟伎とあれば加比奈と多陀牟伎とは同きなるべしといへり狩谷掖齋の和名抄の攷證には字鏡に臂　太々牟伎と訓じ肱　加比奈と訓ずる是よろし廣雅に肱　謂之臂者混言なり靈異記卷下第十七條訓釋に臂可比那といひ後撰戀三はし書などみな中古混同したる也といへり、孝按、狩谷氏の説は本居氏の解よりは精密といふべし今しばらく是にしたがふ和名抄に腕　手腕也太々光岐俗云宇天是俗ニ云ウデクビ臂謂之肱狩谷氏コレナ渾言トイフ也　肘　臂節也比知とみえたり掖齋の攷證によりて猶詳にいはん

肱カヒナ俗カタカヒナ　字鏡　説文厶肉武从臂上也、肩ヨリ肘マデ

肘ヒヂ　字鏡、醫心方　説文肘臂節也ヒヂト云フハ曲ル處

臂タヾムキ俗ニノウデ　字鏡　説文臂手上也、肘ヨリ腕マデ

腕ウデ俗ウデクビ　和名抄　説文掔手掔也玉篇掔腕同急就篇注腕手臂之節也

神武紀、有流失中五瀨命肱脛ト有テ傍訓ヒヂハギ、釋日本紀秘訓、肱脛引合ヒヂト可讀之トミエタルヲ河村氏ノ集解本ニハ脛ノ字ヲ删去シタリ古事記ニ御手

同四略解上(十八オ)此月期呂毛有勝益士（アリガテマシヲ）堪ツト也同十一略解下(五ウ)戀乃増者在勝申目（ナガラヘンヤ）也、これらにてさとるべし義をもてかけるには虚語をよみつけておく也ナハンヌのヌのみにはあらず、巻四略解上(四十オ)有不勝などの不勝は義にてかける故にマシにあたる文字別になし本居氏は契冲のアヘヌの説を駁して加豆麻志とあるにかなはずといへれど今こゝにおのがいふにてかなはざる事のなきこと明白なり

〇しのぶ

したふ事に用るあり慕、かくす事に用るあり隱、たふる事に用るあり堪

此活、四段と中二段と二様にはたらくなり

四段、隱 慕

中二段、堪 隱 慕

忍戀といふはかくす隱也永久四年百首にみゆ、そのかくす事をしのぶるとよめる二首あり是れ中二段にもかくす事にいへる證也千載戀一にしのぶる戀といふ端詞もあり、源氏松風例のしのぶる道には」狹衣巻一刊本下(十オ)しのぶるからにいとかしがまし」同例なり是等隱す意にあらずや、慕ふことを四段にいふは誰もしるめれど又中二段にもいふなりその證は源氏幻湖月(十八ウ)なき人をしのぶる宵の村雨に」山家集上兵衛局いにしへをしのぶる雨とたれかみむ」是等慕ふ意にて中二段なり、堪ふる意は中二段にのみいふ、新古今戀一「玉の緒よたえなばたえねながらへばしのぶることのよわりもぞする、」とあり

伊勢貞丈いはく、人目をしのぶ又しのびてかよふなどと云ふは凌の字なり、昔をしのぶ又うき人をしのぶなどと云ふは慕の字なり、又たへしのぶ恥をしのぶなどと云ふは忍の字なり、凌のしのぶは犯しのぐなり、慕のしのぶは戀したふなり、忍のしのぶはこらへて堪忍するなり武藏鐙第三十

孝云、凌の字はしのぎ也カキクケコの活ハヒフヘホの活にはあらず古事記傳十四廿四葉卅九六十七葉に詳に見えたり扱したふ事むかしのみにあらず現在にもいふ萬葉七略解(九オ十八ウ)など是なり

〇かひな たゞむき

萬葉集三、木綿手次可比奈爾懸而（コフタスキカヒナニカケテ）」伊勢集、屏風に夜ひとよ物思ひたる女のつらづゑつきたる所「よもすがら物おもふときのつらづゑはかひなたるさぞしられざりける」後撰戀三、かの女の子のいつゝばかりなるが本院の西の對にあそびありきけるをよびよせ

百堂漫錄 唐杜審言ノ著述ニテ五十七卷アリトイヘリ
續副墨 近來渡リシ續副墨トアリ、下文ニ、皇明續副墨トモアリ〇莊子ノ末疏ニ、副墨ト云フモノ八卷明人ノ著述ニテ四庫總目ニモアレド、續編ナシラズ
詩華十二家詩 明ノ詩華十二家詩トアリ　扶桑蜜史 蜜ハ密ノアヤマリカ巴女ノコトアリ
金櫃摘要

以上すべて七十二部なりその攷證の精粗當否などはしばらくすてゝその引用の書名をたゞさんとて書きつく西土には唐の馮贄といふ者のかけるよしにいひつたふる雲仙雜記十卷の書有りて唐宋叢書龍威秘書說郛などに載せたる四庫全書總目小說家にも收めたれど古來史志にはのせざる書どもを引て攷證したる書なり唯其書にはまれ〳〵著錄にみゆる書名もまじりて、みなゝがらその書名のなきにはあらぬぞ、この珍書攷と聊かはれる大かたはおなじ伎倆にこそ

〇奈行の言を添へてかゝざる例なくにノ條可併考

萬葉集二 略解(四十五ウ)入不勝鴨 契沖云、入ガテヌハ入アヘヌナリ、物ハ是ニシテ皇子ハ非ナル故ニ悲ニタヘヌ意ナリ 同三 略解下(十七ウ)寐乃不勝宿者」 同四 略解上(五オ)有不得勝 不得勝モ、不勝モ同意也 同 略解上 宿不勝家牟」同 略解上(卅九ウ) 寐不勝鴨 同七 略解(十四オ)去不勝可聞 同 略解(五十七オ)出不勝鴨」 同 略解(六十五ウ)菅根將見爾月待難」 同 略解(六十九オ)過不勝者雉爾絶多倍、」以上の歌どもにヲハンヌ。 不ノヌニハアラズ をはぶきてかゝぬはいかにといふにもと虚語なれば本字なし、されば其處の前後字義をもてかける歌にはかならず此ヲハンヌのヌは別に文字なくてよみつけておくなり前後文字の音のみかれる假字なればそのナニヌネノにあたる假字をかく也、たとへば萬葉五 略解(四十二オ)須疑加互奴可母とあり 過行難クト云ノコト也 又萬葉七 略解(十三ウ)宿不難爾とある難は勝の字の誤なるべし萬葉十 略解下(卅九オ)宿不勝爾とあるこれ證也古事記傳十二ウ廿二に此句を疑ひたりされど文字の誤とまでは考得られざればその說くはしけれどうけがたきとあり、こゝにまぎらはしき事あり勝はカツカテとよむべければ不勝の意の時に勝とかけるあり是はたゞカテとよむ字なれば不勝の意のかての詞の假字に勝を用ひたるなりされば勝の意にはあらずその例は萬葉二 略解(七ウ)佐不寐者遂爾有勝麻之目 堪マジキ也 同九ウ後心乎知勝奴鴨 知リガタキ也

拾塵集大江匡衡著　○塵ノ字一本ニ壓トアリ、世ニ云オンボウノコトアリ（一本ト云フハ日尾荊山ノ藏本ナリ）
宇治随筆喜撰　詩林法記
南齊書辨義○辨義ト云フモノヲキカズ
冊府玄龜續篇○續篇ヲシラズ玄龜ニハアラズ元龜也
文苑英華續續ノアルコトヲキカズ　和歌式○小町花色歌ノコトアリ
歷朝殊璣○殊ハ珠ノアヤマリカ　古史考○蟬丸ノコトアリサテハ西土ノ古史考ニハアラズ
扶桑仙歌集　詳節
續不求人全書○卷下ニ不求人全書ト云モノヲ引ク　金御嶽記長明著
百川通略　百鬼大辨錄
芥隱筆記　續學本志
摭言別記

中卷には

西陽纂要　禁詞要略
史記後拾遺　人代記要○卷下ニ人代記要續篇ト云フモノヲ引ク
日格學史　王臺辨疑
震澤長語吴考○四庫全書總目百廿二雜家類ニ明王鏊震澤長語二卷ヲ收メ陳者公ノ秘笈ニモ其外ノ叢書ニモアルモノナレトモ異考ト云フモノハキカズ吴ハ異トオナジ
姓氏錄○明ノ姓氏錄ノヨシニイヘバ本邦ノ書ニアラズ、朱明ノトキニコノ書名キカズ
史綱辨疑○辨疑ノコトアリ　扶桑異志

太平御覽異考○異考ト云フモノヲシラズ
梁溪謗志○梁溪漫志ト云フモノハ、宋人ノ著述ニテ、四庫全書總目百廿一雜家ニアレト、謗志ト云フハシラズ、
傲睢錄虎關著○傲字誤寫カ　大虛錄
唐評林　偶座漫筆明張介賓著
秦漢異事　南朝政異
石虎錄後趙ノ石虎錄トアリ　朝鮮筆記○謠曲班女ノコトアリ
開闢異考　歷史辨要
王氏筒稿異考　北山全書

下卷には

溫公漫錄　藻參記陶子が藻參記トアリ
周書類要　韓詩雜集
皇明張美錄　石山語錄
兩漢博聞別錄○北愼言梅園日記三（第廿三條）に兩漢博聞といふ書十二卷あり、一より七に至て、前漢書の語、八より十二卷に至て、後漢書の語を分て抄録したる書也、されども別錄といふもの有る事なしとみえたり」保孝いまだ兩漢博聞と云ふ書をみたることなし、何人の藏にあるか尋ぬべし
副筌錄明盧末子ノ副筌錄トアリ○豫讓吞炭ノコトアリ　醫林類要
通鑑要纂　和俗活浩○浩ノ字誤寫カ
扶桑釋志○中將姬ヲ中乘姬トカクベシト云說ナリ　三昧經
前漢武備錄　晉軍談志
百荅萬花谷○鳩杖ノコトアリ、孝云、錦繡萬花谷ト云フ類書アリ、四庫全書總目ニモ入ル百荅ト云フハキカズ

は周禮秋官朝士の條に面三槐三公位焉といふ是なり蔡邕の獨斷に三槐三公之位也といふも周禮によれるなり今此集の三槐の三は三人相つゞきて槐の位にてあればいふなり三公一人にて三槐集とはいひがたかるべし、かの鎌倉右大臣の集を金槐集とおほせらるも思ふべし鎌倉の鎌の金邊をとりて金槐集といふなりけり（三槐といはず）邊傍を省くは扶桑集といふべきを夫木集といふ同例なり又中山内大臣忠親の日記を山槐記といふ中山の中の字を修し内大臣なれば山槐といふなり近衞院の御宇なれば是槐とおほせたるはじめなるべきか

○珍書考

近隣朽木氏の所藏に珍書考といふ三卷の寫本あり開卷に水戸史舘珍書考と題しその次に目錄をのせたり本編には和漢雜笈或問と題し下に元祿昭陽孟春把觚於武陵小石巷鵜飼氏信興答之としるしたり世俗に云ふ處の諺または古くより異論のあることどもを委しく辨じたる隨筆なり珍書考とある故に著錄の書ならんと思ひたるがさにはあらでいろ〳〵の珍書を引て事物の攷證をしたる書なりけり此信興の父は舜水に韶學を學びたる由書中にみえたり提朝風の近代著述目錄に鵜飼石齋名信之字子直の著述に和漢珍書考三卷とのせたり必此書なるべし、たゞその名信之と有りて信興とはなし、曲亭馬琴の燕石雜志卷三第二（蟬丸）にかの珍書考といふものはあらぬ事どもを物ありげに書きしるして世を欺きたる也されば其說くところ一つとして古書にはなき事なりとみえたり」保孝つら〳〵その書をくりかへしみるに、げに取り所なき說どもにて人まどはしの書なり引證の書名いづれもききなれず、されどおのが管見測蠡の故にや今こゝに書出して博覽强識の人にとはんとす

上卷には

歷史通考○謠曲蟬丸ノコトアリ、スベテ○ノ下ニシルシタルハ保孝ノ詞也○ノ上ニアルハ、珍書考ノ詞也

黃昏抄追補○謠曲富士太鼓ノコトアリ　通鑑集考○家々ノ紋ノコトアリ

百官老○老ハ考ノアヤマリ歟別本ミルベシ

百川學海翼○百川學海ハ左圭ノ編輯ナレド、翼ト云フモノヲシラズ

百丈錄○月中ノ兎ノコトアリ、卷中ニハ、皇明百丈錄トアリ

望雲錄明李青甫著トアリ

太平廣記集異○卷中ニハ異ヲ考トカケリ、太平廣記ハ李昉ノ編輯ナレド、集異ト云フモノヲキカズ

聖賢通志○全部百八十三卷○孟子生卒ノコトアリ

本ノ文ト異也其序ニハ明應五年天隱七十五歲ノ作トアリ明應五年ハ文明十五年ヨリハ十四五年以後也刊本ノ跋ハ文明十五年ヨリ二十七八年以前康正二年天隱ノ作也畢竟刊本ノ序跋共ニ誤有リト知ルベシトアリ又同書ノ次條ニ云、續錦繡段一卷アリ〔孝云、續錦繡段ノ龍崇ノ序ノ末ニ、大永初元重陽トアリ、友〕詩三百首アリ建仁寺靈泉院人小南常八郎ノ挿架本ヲ觀タリ〕月舟ノ作ナリ、月舟諱ハ壽桂幼雲子ト號ス〔櫻井友云幼恐幼〕博覽無雙ノ僧ナリ序ハ建仁寺靈源院常菴和尙ノ作也常菴諱ハ龍崇、東野州常緣ノ子ナリ正宗和尙ノ高弟ナリ正宗ハ東野ノ兄ナリ

孝云、人見氏ノ東見記ヲミルニ天子勅錦繡段板本賜五山僧永雄及古磵、作詩奉謝之、永雄云、恩風高自楓宸起、分入僧衣錦繡紅、古磵云、洛涯叢社賜之後、要見坡翁錦繡才トアリ羅山何書ヨリ此詩ヲシラレタルニカ今ハ羅山ノ口授ニ傳ハルノミ攷フベシ

○荒木田氏麗女著述目錄

月のゆくへ三卷　二鏡の文體になぞらへて高倉帝安德帝二代の事をしるす、いや世つぎの今世にうせたるを補はんの心なるべし

池の藻屑七卷　增鏡のつぎを、慶長までかきつゞけたり

ふじのいはや二卷　遊仙窟をうつしてかけり

桂中將三卷　野中淸水二卷　ならしは五卷

しの竹八卷　安達原三卷　五　葉五卷

常陸帶三卷　桐の葉六卷　常　葉七卷

ならの葉十六卷

此外も有りしとぞ、伊勢山田御師慶德三郎太夫の妻にて荒木田武遇がむすめなり、江北海野公臺などとまじはれる女丈夫なり

此事吾師淸水月齋先生の遊京漫錄にみえたり今此書存在して其家にありやきかまほし近代著述目錄の續編をせがむ人あらば此書目をのせまほし

○三槐集 金槐集　山槐集

此名義はいかにと問ふものあり、是は中院通村公同く通茂公同く通躬公の歌どもを類題にしてかく名をおほせたるなりわづかに一卷なり、この通躬は通茂の子にして通村は通茂の祖父なり、いづれも三公にのぼられたる人なり ちかくは、知譜拙記にてしらる されば三槐とはいふなり職原抄に三槐者、周世外朝植三槐、三公班列其下、槐者懷也、懷遠人之義也とみえその原本する所

紙、然後題卷、其裝裁者、界之外上一寸一分、下一寸二分、惣得九寸五分」拾芥抄卷下三寶以下部第十五經寸法高九寸五分、上堺一寸□分、下堺一寸分云々孝云、拾芥抄、用圖書式文、今本有脫文也、□宜塡一字、下堺一寸下、亦宜補二字、今本無□、蓋古本有□而後人删去

孝云、後世の意より思へば下界よりは上界の空紙ながかるべきをしからざるものはすべて下方は人の手にて打かへし引かへすにおのづから汚穢になるなればかくは裝潢して本文をそこなはじとの料なりけり

○澣 上澣 中澣 下澣

楊升庵文集七十一、俗以上澣中澣下澣、爲上旬中旬下旬、蓋本唐制十日一休沐、故韋應物詩、九日驅馳一日閑、白樂天詩、公假月三旬、然此乃唐制、而今猶襲用之、則無謂也」琅邪代醉卷二、三七日〔孝云、用楊升庵文集文、故不別提〕金石萃編卷百卅二宋十一慈恩寺塔題名王許漢卿元祐三年八月上澣題按漢制、公卿以下、皆五日一休沐、唐會要、永徽三年、上以天下無虞、百司務簡、每至旬假許不視事、以便百僚休沐、則唐時十日一休沐矣、休沐亦謂之休澣、唐書劉晏傳、質明視事、至夜分止、雖休澣不廢、是也、宋時百官旬假、循唐故事故有上澣中澣下澣、周益公撰光堯丁亥本命道場滿散朱表、有日逾中澣之旬、攷其日、乃十月二十一日、又撰四月十八日丁亥本命道場朱表、亦云日近中休、然則每月之二十日爲中澣日、上澣必月之十日矣、一旬之中、止一澣日、今人以上澣中澣下澣、當上旬中旬下旬、既失其旨、又休澣惟有官人乃可用之、不當通於士庶也、漢卿當是駙馬都尉詵之昆弟潛研堂金石文跋尾〔孝云、萃編此次條載駙馬都尉王[illegible]題名亦引潛研云王詵晉卿宋[illegible]〕

下學集　上澣中澣下澣、上旬中旬下旬之義也、凡百官在朝廷而勤仕時、每月一旬一度、出私宅澣衣服、謂之上澣也、澣洗也、浣同、又云上浣中浣下浣也、往來書狀之畢、所用之語也

○錦繡段 續錦繡段 新選集 新編集

倭版書籍考ニ云、錦繡段一卷アリ建仁寺大昌院ノ天隱ノ作也門類ヲ分チ唐宋大明ノ詩三百二十四首ヲ採レリ初メ建仁寺靈泉院江西ノ作ニ新選集又江西ノ弟子瑞岩慕哲兩人ノ作ニ新編集アリ二千首アリ〔孝云新選集ト新編集ト今傳本アリヤ考フベシ〕コノ錦繡段ハ右二集ノ拔粹ナリ三百二十八首アリ〔孝云上ニ三百二十四首トアリイカゞ〕今ノ刊本ニハ文明十五年天隱ノ自序アリ又寫本ノ天隱ノ集ニ〔孝云、天隱集今アリヤ、考フベシ寫本トコヽニ云ヘバ刊本モアリトミエタリ〕此集ノ序アリ其序ノ文章今刊行ノ

改爲日本、或曰、日本舊小國、併倭國之地トイヘリ」東國通鑑、新羅文武王十年ニシルシタルハ、唐書ヲトレルナレバ、別ニ論辨ニオヨバズ、文武ノ時粟田朝臣眞人ヲ使ニツカハシタルトキヨリ、シカト彼ニテシレル也、續紀ニミエタリ、唐ノ武后ノトキ彼ヨリ名ヅケタリト云フハワロシ、サテ日本トツケタマヘル號ノ意ノ攷、二ツアリトテ詳ニシルス（四十四ウ）今略ス○續紀廿八ニアル詔ニ日本爾坐テトアルハ大和國ヲイヘルナリト詔詞解ニアリ〔史記夏本紀正義、引括地志云、倭國武皇后改曰日本國、在百濟南、隔海依島而居、凡百餘小國〕

比能母登（ヒノモト） 萬葉ニ日本之トアルハ、ヤマトノト四言ニヨムベシ、但三ノ卷ナル不盡山ノ長歌ニ、日本之山跡國乃云々トアルト、續後紀十九ノ卷ノ長歌ニ、日本乃野馬臺能國遠云々、日本乃倭之國波ナドトアルハ、ヒノモトトヨム也、コレハ國號ニイヘルニハアラズ枕辭也」孝云、冠辭考ソラミツ日本ト書キタルモ、專ラヤマトトヨミテ云々、サテ日本ト書初シハ、イツノ頃ヨリゾヤ、萬葉ニ一二首ヒノモトトヨメル歌モアリ、藤原ノ都ノ頃ヨリヤイヒケン、今本ニ日本トアルヲ、皆ヒノモトトヨミタルハ誤レリ、多クハヤマトト讀ムベキ也トアリ、コヽニ藤原ノ都ノ頃ヨリヤトアルハ、考ノタラヌ也、孝德紀ヨリミユルヨシ本居氏イヘリ、日本ノ條ニ詳ニ云フ（縣居一二首トアレド本居ニヨレバ一首ナリ）

秋津嶋 ヅハ、古書ミナ濁音ノ字ヲ用タリ、孝安ノ都ノ名也、神武ノ猶ニ如蜻蛉之臀（トナメセルガ）呫ト詔ヘリシ處也、大和葛上郡也、百餘年ノ京都（ミヤコ）ノ名ナルカラ、秋津島倭トツヾケ、又其倭ニ引カレ、天下ノ大名トナル也、師木島ト同例也、コノ島ヲ洲トモカケルニツキ、アキツストモ云フハ誤也、洲ヲ須ニ用フルハ常ナレド、秋津洲ノ時、シカ云フコト例モナシ（廿四左、廿六左）秋津島倭ト云フハ〔倭一國ノコトト、タレモオモヘド、秋津島京ト云フガ如シ〔神武ノ掖上嗛間丘ニノボリテノコトナレバ、モシハ此掖上ノアタリヲノタマヘルニモアルベシト古事記傳廿一ニ（三十五ウ）見エタリ、古事記傳十五（八オ）ニモアキツストモ云フハ後ノ誤ナリトアリ、小夜時雨（廿九ウ）ニモイヘリ

師木嶋 欽明ノ都ノ名也、倭國磯城郡磯城島也、師木島倭ト云フモ大和一國ヲサシテ云フニハアラズ、京師ヲサシテヤマト・云也、師木島京（ミヤコ）ト云ノ如シ」歌ノ道ヲシキシマノ道ト云モ、ウツレルモノ也、崇神モ古ク爰ニ都シタレド、欽明ノ都ヨリイヒナレタル也（廿九葉オ、ニクハシ）○孝云、伊勢貞丈ノ、歌ヨム事ヲ貴クセントテ、シキ島ノ道ト云出セシナルベシ、日本ノ道何ゾ歌ヲヨムコトニナランヤト、舳艫訓（第八十九）ニ、ミエタリ、ゲニ歌ノコトノミ、磯城島道トオモヒテハ、ワロカルベシ〔新勅撰冬「しきしまのふるのみやこはうづもれてならしの岡にみゆきつもれり、契冲難勅撰にいはく、古き歌にしきしまとのみいひてやまとゝしたる歌は見えず、萬葉十九に「立わかれ君がいまさばしきしまの人は行れじいはひてまたん、是はじめ也」

浦安國 畿内大和 神武紀ニ、日本者浦安國トアリ

細戈千足國（クハシホコチタル） 畿内大和 神武紀ニアリ、細戈ハ知ノ枕詞也、玉矛ノ道ト云フト同ジ、古ノ戈ノ柄ニ知ト云處ノアリシナルベシ、細ハ、クハシトヨミテ褒辭也、道ノミハ、添ヘタルノミナリ、應神ノ御歌ニ、毛々知陀流トアリ、古事記傳十四（四十一オ）登陀流トアル詞ノ注ニ、コノ知陀流ヲ引テ、同ジ意ノヨシイヘリ、富（トミ）ヲツヽメテ知ト云フナラン、百千足ノ意ニハアラズト云ヘリ

礎輪上秀眞國（シワノボルホツマクニ） 畿内大和 神武紀ニアリ、礎輪（シワ）ハ皺ニテ、波ヲイヘルカ、古今壬生忠岑ガ長歌、立浪ノ、浪ノ皺ニヤオホヽレントアリ、上（ノボル）ハ浪ノ立上ル也、浪ノ立ヲ波ノ秀ト云意ナルベシ、コレハ枕辭ノツヾケハサノ如クニテ、秀眞國ノ意ハシカラズ、秀（ホ）ハホヽマルナドノホニテ、ツヽマレテアルヲ云フ也

以上本居氏ノ國號考ノ大意ヲ摘錄シタルナリ

○寫書有式

延喜圖書式、凡寫書者、發首皆留二行、卷末留一行空

欲居九夷、有邑也夫、樂浪海中、有倭人、分爲百餘國、以歳時來獻見トアリ、班固ノ意ハ、東夷柔順ト書出シ、倭人トツラネイヘバ、倭字ノ本義、順貌ト説文ニ見エタルト同クテ、柔順ナレバ、倭人ト心得タルナラン」皇國ノ舊説ニ、（釋日本紀元々集ナド）此國之人昔到彼國、唐人問云、汝國之名稱如何、自指東方答云、和奴國耶云々、和奴猶言我也、自其後謂之和奴國トアリ、コノ説ソロシ、倭、孝云、唐音ト云フ説ハ、物」ニテイヘバ、於能許ニテ、奴國ヲ唐音〔氏譯文筌蹄ニ見エタリ〕磤馭盧島ト云フ㆑也トイヘルモヒガコト也、オノコロ島ハ淡路島ノ邊ニアル一ノ小島也倭奴國ト云フ名ハ後漢書ニ見エテ倭國ノ極南界也トアレバ、皇國ノ内ノ一國ノ名也

倭奴國（ワヌ） 倭ノ下ニ詳ニアリ

大養德國（オホヤマトノ） 續紀十二、天平九年十二月丙寅改大倭國爲大養德國、同書卷十七、天平十九年三月辛卯改大養德國、依舊稱大倭國

和 倭ハ、唐土ニテツケタル字也、和ハ皇國ニテ倭ト同音ニテ、美字ナレバ、改メタル字也（卅五オ）コノ字、古事記日本紀ニナシ〔古事記中卷（崇神）千千都久和比賣命ノ和ノ字ハ倭トアリタルナソトアヤマリタルコトナラント古事記傳廿三（八オ）ニアリ、田令、又書紀（崇神、續紀卷八（廿六オ卅三ウ卅四オ卅五オ）萬葉七ナドニアルモ後人ノアヤマリ也、萬葉卷一慶雲三年ノ歌ニアルハ縣居翁ハ家ノ字ノアヤマリナリトイハレ千蔭ハ田令ナドノ例トナシタリ萬葉五卷十六ノ目錄ニアレド、目錄ハモトヨリ後人ノ添ヘタルモノナレバ論ニオヨバズ、コノ㆑ハ石上私淑言又古事記傳十二（卅二ウ）ニモイヘリ」又十八（廿四オ）〕續紀ニアリ、天平寶字二年己巳ノ勅ニ、大和國トアリ、（コレヨリ後ハミナ和ノ字也）コノ勅ヨリサキ、天平勝寶四年十一月乙巳ニ、以藤原朝臣永手爲大倭守トアルナレバ、コノ間ニ倭ヲ和ニ改メラレタルナリ、齋部正通ノ神代口決ニ、天平勝寶改爲大和トミエ、拾芥抄（中本六十九葉）ニモ、天平勝寶年月日、改爲大和トアリ、萬葉集モ、十九卷ニ至リ、天平勝寶四年十一月二十五日、大和國守、藤原永手朝臣ト始メテカキ、二十卷ニ賦和歌トアリテ、天平勝寶五年五月トシルシタリ、サテハ天平勝寶四年十一月乙巳（二日ナリ）ノ翌日ヨリ、同月二十四日マデノ間ニ、改メラレタルナリケリ、其改メラレタル詔命ハ史ニモレタリ、カノ大養德ト改メ、又依舊トキモ史ニアレバ、カナラズ倭ヲ和ニアラタメラレタルニモ、詔命アリタルナルベシ、」年號ノ和銅ハ、ヤマトニアヅカラヌコト、云フモサラナリ〔孝按、萬葉集廿ノ卷ナルハコタヘ歌ナルベキヲ、本居氏アヤマラレタルナルベシ、原書ヲ見テシルヘシ、

大和（オホヤマト） 畿内ノ國名又其郷名ナド、カナラズ大ノ字ナソヘテカキオホヤマト、云フヘシ、」和名抄、城下郡大和、（於保也末止）續紀天平寶字二年同ジ、後ニ山邊郡ニ入レルナルベシ、神名帳ニ、山邊郡大和坐大國魂神社トアリ、（神名帳ハ、和名抄ヨリハヤケレドモ、和名抄ハ、奈良ノ朝ノ頃、シルシタルモノアリテ、其儘ニカキタラントオモハル、ニヨリ、今カヤウニサダメラル、チシカイヘリ）此郷ヲ紀ナドニ、ヤマト、ノミアルニ、和名抄ニオホヤマトトアルハ、今ノ京ニナリテノ唱ナラント縣居翁ノ萬葉考ニ、イハレタルハワロシ、一國ヲオホヤマトト云フヨリ、此郷ノ名ニモオホト云フナリ（第十二葉ニ其證ナイヘリ）冠辭考ニ、一國ノ名ヲ、郡ニ負セテヨベルヨシニイヘルハヨシ、」サテ書紀神武紀（十八ウ）以珍彥爲倭國造トアルハ疑ハシ、神武ノトキ倭ト云フ郷名アルベカラズ、（第十三葉ニ其證アリ）郷ノ名ニ、倭トアルハ仁德ノ大后石姬命ノ御歌ニ始メテミユルナリ、

日本 神代紀訓注、日本此云耶麻騰、古事記ニナシ、書紀孝德ノ大化元年ノ詔ニミユルナリ高麗ニ賜フナリケリ（皇極ノ卷ナルハ追書也）二年ノ詔ニモアリ、異國ニ賜フニハアラネド、此號ヲ建ラレテ始テノ詔ナリケリ）〔公式令詔書式、明神御宇日本天皇詔旨義解、謂以大事宣於蕃國使之辭也〕隋ノ世マデハ、彼國ニテ倭トノミイヘリ唐ニハ日本ト倭ト別種ノヤウニモカケリ、シカト此號ヲ其比シラザリシナリケリ、其證ハ新唐書ニ、日本古倭奴國也云々、咸亨元年遣使賀平高麗後稍習夏音、惡倭名更號日本、使者自言國近日所出、以爲名、或云、日本乃小國爲倭所幷、故冒其號、使者不以情、故疑焉、舊唐書ニハ、倭ト日本トヲ別ニ擧ゲテ日本國者、倭國之別種也、以其國在日邊、故以日本爲名、或曰、倭國自惡其名不雅

千金方卷九辟溫第二屠蘇酒方懸沈井中令至泥、〔醫方十四用此文、令上有勿字是也〕△外臺秘要方卷四△醫心方卷十四玉箱方云、屠蘇酒治惡氣溫疫方云々○玉箱方未詳何人著、△傷寒總病論△今本肘後方卷八〔屠蘇疊韻成語、蓋謂屠蘇之字又作蘇屠、今本肘後方治一切瘴烏梅丸方後云、搗篩蜜丸蘇屠臼搗一萬杵〕

難波江二の巻下終

難波江三の巻上

○國號 摘二本居氏國號考之意一

大八島國八ハ、彌ノ意ニアラズ、其數八ツアル也〔古今序あまねきみの漏、やしまのほかまでながれ、同眞名序、仁流秋津洲之外〕〔おほんうつくし〕此名目、古事記又日本紀ナドニアリ

淡道之穗之狹別嶋 伊豫之二名嶋

隱伎之三子嶋 筑紫嶋 伊伎嶋

津嶋 佐度嶋

大倭豐秋津嶋〔神武紀雖內木綿之眞迮國、猶如蜻蛉之臀呫焉、由是始有秋津之號也〕

倭嶋海ヲヘダテヽ、大和國ノ方ヲサシテ(一葉ウ)

倭嶋根大八島ヲスベテ(一葉ウ)

夜斯麻久爾大八島ヲサシテ(三葉オ)

大八洲(三ウ)

葦原ノ中國天上ニシテ云フ言ニ多クミエタリ

豐葦原之水穗國豐ハ美稱也、水ハ借字物ノウルハシキヲホムル詞也、穗ハ、稻穗也

夜麻登本ハ畿內ナル大和ノ國ノ名ナルヲ、神武コノ國ニ都シタマフヨリ、後ノ御代々ニモ、コノ國內ナリケル故ニ、天ノ下ノ大名ニモナレルナリ、仁德ノ時ハ、ハヤク大名ニナレルナリ、雁ガ卵ナウメルトキノ御歌ニテシラル(六葉オ、十葉オ)名ノ意ハ、萬葉考ノ一ツノ考ニ四方ミナ山門トアル說宜シカルベシ、オノレモ攷アリトテナガ〳〵ト說アリ今略ス(十六ウ)

倭 夜麻登ニ、倭ノ字ヲアテヽ、書クコト、イト〳〵古シ、前漢地理志ニ、東夷、天性柔順、異於三方之外、故孔子悼道不行、設將於海、

云々飲酒次第從小起」注按四民月令、進椒酒、從小起、椒是玉衡星精、服之令人身輕能老」董勛云、正月飲酒、先小者以小者得歲先酒賀之、老者失歲故後與酒」

▲本草綱目卷二十五穀部屠蘇酒陳延之小品方云、此華佗方也云々以三角絳囊盛之、除夜懸井底、元日取出、置酒中、煎數沸、擧家東向、從少至長、次第飲之、藥滓還投井中歳飲此水、一世無病」〔孝云、一世恐歳〕

▲延喜典樂式及齋宮式 △江家次第一供御藥神明白散片倉氏引千金翼 度嶂山同上 △土佐日記十二月廿九日屠蘇白散酒

▲壒囊抄卷四第廿二屠蘇白散事塵添卷七第五」本朝月令片倉氏云按、此書恐係後人僞撰 △公事根原供御藥 △世諺問答正月 △同爆竹

▲通雅三十六衣服四十一艸」黑川道祐雍州府志舊記、屠蘇之屠字、加一點作[illegible]字、蓋忌尸字而冠、者歟、是本邦之故實也

孝云、此說恐出於牽強、蓋三古書有从尸之字、或尸之上加點者、猶从宀之从广、从厂之从广干祿字書、歷々寔々、上俗正下屠之作[illegible]亦同日之論、

△熙朝樂事十二月 隣人亦送屠蘇袋同心結及諸品湯劑於當所往來者」 △楊升庵文集卷七十二升鉛總錄六宮室、亦屠蘇 蕭子雲雪賦杜子部冶陶詩、廣[illegible]、通俗文[illegible]罯、孫思邈屠蘇酒方何遜詩、大冠亦曰屠蘇云々、晉元康中商人云々、古樂府揷腰銅匕首云々

以上、按瑯邪代醉編卅七、屠蘇及通雅卷四十一艸並用此文但代醉別引古樂府一條、通雅亦別引二三書、今略

△酉陽雜俎續集二、有人長三尺黃羅衣、步虛止禪師屠蘇前、狀如天女」酉陽雜俎實歷中、長樂里門、有百姓刺臂、數十人環矚之、忽有一人、白襴屠蘇、少頃微笑而去、

多紀氏云、屠蘇、蓋亦亦大冠耳

楊時偉洪武正韻箋、今吳中童男女、髮外蓄髮寸許者、爲屠蘇頭、訛爲多蘇頭、甚似屋外屠蘇」田藝衡留青日札、屠蘇、一作酴酥孫思邈庵名」 △酒譜宋竇革著〔孝所見本是說郛九十四所收也、四庫全書簡明目錄、作竇苹、注云苹或作革蓋字之誤〕今人元日飲屠蘇酒、云可以辟瘟氣、亦曰藍尾酒、或以年高最後飲之故有尾之義爾孝云、藍尾是最後之義、別有考證 王莽以臘日獻椒酒於平帝其屠蘇之漸乎、△續博物志五月令曰、椒是玉衡星精、服之身輕能老、栢是仙藥、又云、進酒次第、當從小起以年少者起先孝云、荊楚歲時記注中[illegible] 古樂府瑯邪代醉卅七引揷腰銅匕首、障日錦屠蘇孝云、[illegible]屠蘇又見杜工部[illegible]

森養竹ノ屠蘇考ノ中ヨリ抄スルコト左ノ如シ

倉氏所刊有出入、蓋醫臏所載爲定說、今抄出其一二
又載或背余之所記、加圈以識別焉、其加圈者多見兩
書、甚服兩氏強記耳

唐韓鄂歳華紀麗 俗說、屠蘇乃草菴之名、昔有人居草庵
中、每歳除夜、遺閭里一藥貼、令囊浸井中、至元日、取
水置於酒樽、合家飲之、不病溫疫、今人得其方、而不知
其姓名、但曰屠蘇而已

多紀氏云、案王士禎居易錄云、歳華紀麗、海鹽胡震
亨所僞撰〔胡震亨、是編秘册彙函者〕而錢曾讀書敏求記〔記下宜有云字〕章
丘李中麓藏宋刻本、則王說誤耳

龐安時〔孝云、甕牖閒評時作常〕傷寒總病論、通俗文曰屋平曰屠蘇、

多紀氏云袁文甕牖閒評引龐說孝云見卷六 云、屠蘇平屋也
孝云、原文此下、有可以禦風寒、則歳首屠蘇亦取其禦風寒而已、十九字、

趙彥衞雲麓漫抄、 正月旦日、世俗皆飲屠蘇酒、自幼及
長、或寫作屠蘇案恐屠蘇誤 ▲洪邁容齋續筆卷二〔孝云、續筆文長宜通看〕
歳旦飲酒今人元日飲屠酥酒、自小者起、相傳已久、然固
有來處、後漢李膺杜密以黨人同繫獄、值元日、於獄中
飲酒曰、正旦從小起、時鏡新書、晉董勛云、正旦飲酒、
先從小者何也、勛曰、俗以小者得歳、故先酒賀之、老
者失時、故後飲酒多紀氏云、荘綽鷄肋編、作劉之 初學記云々

多紀氏云、從小者起之說、未的確、因攷蓋此藥、有大
黃烏頭有毒之品、故不宜多服、卽本草用毒藥、先起
如黍粟之意、肘後方屠蘇酒法後云、從小至大、少隨
所堪、千金外臺亦云、屠蘇之飲、先從小起、多少自
在、可知小非年少之義、千金方、小金牙散、外臺、暴
癥、虎杖酒之類、亦並云、自少起、可以證也

盧柳南小簡、正旦飲屠蘇酒必自卑幼始、是敎卑幼不遜
也、月正元日、一歳始不可不正長幼之分、故余家必先
長者、君既余屠蘇、余敢以飲屠蘇之禮爲君告」 ▲古今
韵會上平虞蘇 博鵶、廜廯、庵也、廣韻、又酒名、元日飲之
可除溫氣、〔朝鮮本如此（他本未考）小補溫作瘟、與廣韻合〕 四時纂要作屠蘇云、思
邈庵名、一云、屠者屠絕鬼氣、蘇者蘇醒人魂

多紀氏云、事文類聚、引四時纂要云、屠蘇、思邈庵
名、一云、屠割也、蘇、腐也、月令廣義同

▲廣雅卷七釋宮各本作室、今从王念孫本 廜廯、庵也、王念孫疏證載廣
韻引通俗文太平御覽引魏略」 ▲廣韻上平十一模 廜 廜
廯、草庵、通俗文曰、屋平曰廜廯、 廯 廜廯草庵、又廜廯 酒、元日飲
之、可除瘟氣」 ▲魏志曹爽傳注魏略李勝字公昭云々累遷滎
陽大守江南尹云々爲尹歳餘、廳事前屠蘇壞令人更治
之」 ▲荊楚歳時記正月一日進椒柏酒、飲桃湯、進屠蘇酒

洲、秋江月澄澈、鄰船有歌者、發調堪愁絶、歌罷繼以泣、泣聲通復咽、尋聲見其人、有婦顔如雪、獨倚帆檣立、娉婷十七八、夜涙似眞珠、雙々墮明月、借問誰家婦、歌泣何凄切、一問一霑襟、低眉終不說」陳鴻長恨傳序云、樂天深於詩、多於情者也、故所遇必寄之吟詠、非有意於漁色、然鄂州所見、亦一女子獨處夫不在焉、瓜田李下之疑、唐人不譏也、今詩人罕談此章、聊復表出

○㑲

㑲ノ字、廣韵去聲諫韵集韵五音集韵、五音篇海、古今韻會、龍龕手鑑等ニ見エテイヅレモ僞物ト訓解シタリ韓非子ニ眞鴈相對シタル文アリ鴈ハ正字ナリ㑲ハ俗字ニテ贋トオナジ、サレバ種彥ガニセト云フ詞ニアテタルモノナリ

この一條は狩谷多佳子がとひに答へたる案なり柳亭種彥といふ戲作者の㑲紫田舍源氏と云ふ書若干篇かけるより此問の有りしなりおのれ諭癡符卷十五第十二條にも此㑲字の事をのせたり

○あはぢ嶋かよふ千鳥

金葉集冬、關路千鳥 源兼昌あはぢ嶋かよふ千鳥のなく聲にいくよねざめぬすまの關守」或人云く、千鳥は海ひとつ飛わたりてはなくまじうおもふなりされど此歌須磨より海飛わたりてあはぢ嶋へ行通ふ千鳥の聲物かなしう須磨の關守夜をあかしわぶらん事をおもひやれるさまかくれなし此さだめいかにといふおのれおもふに千鳥海飛渡りて行きかよふべしその證は夫木冬信實朝臣風さゆるやそのみなとのあくるよにいそさきかけて千鳥なく也」これやそのみなとよりいそさきへとび行くよし也此兩所むげに近き所とみえずいかにといはゞ萬葉集卷三、磯前榜午回行者近江海八十之湊爾鵠佐波二嶋玉葉集旅にも入る千蔭の略解近江國坂田郡に磯崎村といふ今もありて湊なり彥根に近し八十湊は今、八坂村といふ所也と云ふ八十は數多をいふ詞なれどこゝのは一所の名ときこゆるよし本居宣長いへりとあり信實朝臣此兩所を取合はせてよめるをみれば海飛びわたりてもなくべし八坂村いづれのあたりにか尋ぬべし

○屠蘇 廜蘇 屠酥 屠蘇 酴酥〔次序混雜淨書之時時代相序本邦之書宜附錄之〕

多紀桂山屠蘇考一卷、天明年間門人片倉元周校刻之、卷末有片倉氏附錄、又桂山氏醫賸及附錄凡三卷、文化年間弟元鼎上梓、屠蘇攷在此附錄中、與片

天寶、未甚遠、豈失其事實而傅會之者乎、嗟夫白詩之存溫厚如此、猶不免有不曉文章體裁、失臣下事君之禮之酷論（汪立名白詩注、引隱居詩話）況改以詳其事實乎、淸汪立名註白詩、不置疑于此、亦可見其不足必改也、此與程大昌史繩祖輩質杜牧之阿房宮賦事實之戾自別耳（阿房宮賦之事、見王阮亭池北偶談卷十二卷十三」）余聞此說、未必中肯綮、然亦可以爲一說、因錄之於此

○琵琶引　攷異及略解以馬元調本爲主

元和十年（一本十下有五字、寛永板同）聞舟中（活本、舟下有船字、寛永板同、）娼女（活本、娼作倡、从人、）寛永板同）穆曹（陳氏樂書卷百二十九、胡部琵琶、貞元中、有曹綱裴興奴、頃善其藝トアリ、高齋詩話ニ、元和中曹保有子善才、善才有子綱皆執琵琶トアリ、コノ詩話ハ、寛永板ノ注ニ引用シテアルヲ、コヽニ引ク也、胡子ノ漁隱叢話十六（韓退子）ニ載セタル高齋詩話ノ文ト同ジ、コレヨリトレルナラン、今高齋詩話ハ傳本ナキナルベシ、穆ハ未攷）憫然（活本作憫然）予出官二年（舊讀ワロシ、出デテ官スルトヨムベシ）凡六百一十二言（二當作六）命曰琵琶行（題ニ引トアリ、コヽニ行ト云フハイカヾ）

潯陽江頭（新撰朗詠、頭作畔、）瑟々（活本、索々）移船相近（コレマデツナギオケル處ヨリ離レテ、其彈ズル方ニヨリウツル也、）不得志（活本、志作意、）慢撚（長恨歌ニ、謾舞トアリ、コノ謾ハ太平廣記ニ慢トカケリ）六么（活本、作綠腰トアリ、寛永板ノ注ニ樂譜、琵琶曲有轉關六么獲索梁州、皆其名也、コノ六么ノコト漁隱叢話卷十六（韓退之）ニ詳ニ辨アリ、綠腰、錄要六么コレ字異而義同ジキナルベシ）切切（家語六本、孔子與之琴使之絃、切々而悲）水下灘（活本、水作氷是ナリ、一本灘作難是ナリ、寛永板ニ灘トハアレドナヤムトモヨメリ、コレ難ノ字ニナシテミタルモノナリ）水泉（活本水作氷、）刀鎗（活本鎗作槍、）如裂帛（ザラノヽト云フ聲也、聲ノ大小ノ形容ニハアラズ、裂繻字子帛ト云フ人、隱二年左氏ニアレバ、コヽモ裂繻ト云テヨケレドモ、韵ノ相ス故ニ帛ト云フ也、）東船西舫（寛永板舫作船、新撰朗詠同）放撥（一本、放作收、是也、寛永板同、）整頓（[illegible]紀事餘傳ニアリ）名屬教坊第一部（教坊ハ歌妓ノ居處也、五雜組卷八ニ、西京教坊、官收其稅、謂之脂粉錢、隸郡縣者、則爲樂戶、聽使令而已、トアルヲミレバ、京師ニテハ、教坊トイヒ他處ニテハ樂戶ト云フ也、其樂戶ノ方ヨリハ、稅錢ヲバトラズ相應ノ御用ヲツトメテスム也、今コノ婦人ハ京都ナル教坊ノ第一ナリト也）曲罷長教善才服（活本、服作伏、コヽハ琵琶ニ堪能ナル善才モ心服スルト也）秋娘（人ニ棄ラレタル女ヲサスナラン）銀篦（活本銀作雲、クモガタノアル篦也、篦ハ櫛ノ事也）阿姨（母ノ姉妹也襄廿三年左氏可考）明月（活本、月明トアリ、文字ナヽツエアヤマリシモノナラン）紅闌干（血ノナミダナガル、也）喞々（歎息ノ聲ナリ木蘭詩、喞々復喞々、木蘭當戶織トアリ、郭氏樂府詩集ニミエタリ、此喞々ト同ジ）地僻（活本作小處）遶宅（活本、遶作繞一本、宅作家）嘔啞（活本嘔作歐、同）嘲哳（一本嘲作啁、同、啁哳ハ、鳥聲ナリ、嘔モ啞モ聲ノコトナリ）江州司馬（唐志江州潯陽郡上本九江郡、天寶元年更名トアリ、コヽノ序ニ九江郡ト云フモノハ、舊名ニ因循スルカ）

▲白氏文集卷十二感傷　▲洪邁容齋五筆卷七琵琶行、唐世法網、雖於此爲寬、然樂天嘗居禁密、且謫官未久、必不肯乘夜入獨處婦人船中、相從飮酒、至於極彈絲之樂、中夕方去、豈不虞商人者他日議其後乎、樂天之意、直欲攄寫大涯淪落之恨爾」▲同三筆卷六白公夜聞歌者白樂天琵琶行、蓋在潯陽江上、爲商人婦所作、而商乃買茶於浮梁、婦對客奏曲、樂天移船夜登其船、與飮了無所忌、豈非以其長安故倡女、不以爲嫌邪」集中、又有一篇、題云夜聞歌者、時自京城謫潯陽、宿於鄂州、又在琵琶之前、其詞曰、夜泊鸚鵡

ミシレルコト也、下ノ四句コレナリ、天長地久此四字老子ノ字面也、此二句ハ白樂天ノ帝ト太眞トノ御契ヲ思遣リテ云フ也此恨トハ再度逢給フヿモナクシテ七夕ノ御チカゴトモ空クナレル恨也、此恨ハイツ迄モ盡クル期ハアルマジキナラント也、活本、絕作盡

▲白氏文集卷十二感傷、活本、馬元調本、汪立名本、▲太平廣記卷四百八十六雜傳記 ▲龍威秘書第四集晉唐小說 ▲說郛 ▲唐人說薈 ▲唐人小說是等ニ皆長恨歌傳ヲ載セタリ

駿臺雜話卷四室鳩巢著玄宗貴妃との密語をきゝて還報じければ一旦首尾よかりしが玄宗方士をうたがひそめられしよりおもはるゝは此密語は貴妃とわれふたりより外他人しるべき事にあらず然るを方士しりてかくいふは兼て貴妃と通じたるにやと遂に方士を誅し給ひしとなり」孝云、此事何書にのせたる事にか鳩巢のよれるものたづぬべし

頃日、長恨歌トノミ標題シテ眞片假字ノ俗解ヲ見タリ一冊凡三十一頁序跋ナシ半頁十二行也、撰者ノ名モナシ刊刻シタル年月モナシ琵琶行モアリヤシラズ寬永頃ノモノナルベシ、又一種長恨歌琵琶行野臺詩トヲ合刻シイサヽカ字句ヲ漢文ニテ釋シタルアリ、コレモ撰述ノ人ノ名氏ハナクタヾ寬永廿年仲秋吉辰ト卷末ニアリ

臨漢隱居詩話宋魏泰道輔著〔知不足齋叢書第五集〕唐人詠馬嵬之事者多矣、世所稱者、劉禹錫曰、官軍誅佞倖、天子捨妖姬、羣吏伏門屏、貴人牽帝衣低回轉美目、風日爲無輝、白居易曰六軍不發爭奈何、宛轉蛾眉馬前死、此乃歌詠祿山能使官軍皆叛、逼迫明皇、明皇不得已而誅楊妃也、噫豈特不曉文章體裁而造語蠢拙、抑已失臣下事君之禮矣、老杜則不然、其北征詩曰、憶昨狼狽初、事與古先別〔一本云、惟昔艱難初事與前世別〕〔孝云、杜詩別下、有兩句、此略引〕不聞夏商衰、中自誅褒妲、乃見明皇鑑夏商之敗、畏天悔過、賜妃子死、官軍何預焉〔按苕溪漁隱曰、予觀冷齋夜話所論、與此相同、但隱居詩話、乃魏泰道輔所撰、道輔與覺範爲前輩、必覺範述其說耳、然老杜謂夏商誅褒妲、褒似、周幽王后也、疑夏字爲誤、當云商周也〔孝云、漁隱叢話卷十二(杜少陵七)引隱居詩話前有此論、故有與此相同之文、按覺範冷齋夜話見卷二〕〕 唐闕史載鄭畋馬嵬詩、命意似矣、而詞何凡下、比說無狀、不足道也〔按畋詩云、終是聖明天子事、景陽宮井又何人〕 藝林伐山卷九楊愼撰凡二十卷、(李調元函海收之) 范元實詩話白樂天長恨歌、工矣而用事猶有誤、峨眉山下少人行〔隨園詩話卷一ニモ三餘編ト云ノモノヲ引キテ峩眉山ノコトアリ〕 明皇幸蜀不行峨眉山也、當改云劍門、七月七日長生殿、夜半無人私語時、長生殿乃齋戒之所、非私語地也、華淸宮自有飛霜殿、乃寢殿也、當改長生爲飛霜、則盡善矣、按鄭嵎津陽門詩、金沙洞口長生殿、玉蕊峯頭王母祠、則長生殿乃在驪山之上、夜半亦非上山時也、又云、飛霜殿前月悄々、迎風亭下風颸々、據此元實之所評信矣」 外庵詩話卷五與藝林伐山所載全同、故不復引

一日以此諸評、示於男信云、汝試裁當否、信唯々而退、其明日信告余云蛾眉山作劍門山、長生殿作飛霜殿、事實宜然、而尋詩人之本旨、則未必改也、蓋事實愈合、而國醜愈露、失詩人忠厚之旨、不然、元和之去

嬌、姿也、見說文新附、姿也ト云意ハ、意姿ニテ、オモムキノアルヲ云活本嬌作媚、コレモヨロシ、但シ下文ニモ、金屋粧成嬌侍夜トアリ

歩搖首飾也、康熙字典ニ諸書ヲ引ク　芙蓉帳蓮華ノ縫アル帳ナラン　金屋漢武故事ニ、若得阿嬌、當作金屋貯之トアリ　和春春ノ氣象ハ熈々トシテヲラヽカナルモノナリ酒宴ヤミテ陶然ト醉ヒ意ノビ〱トシタルヨリ春ノ氣象ト同クナレルヨシナリ　謾舞活本、謾作縵、イヅレニテモ假借字也、謾、欺也、縵、緩無文也、廣記ニ慢トアリ琵琶行ニ慢撚トアル慢ト同ジ　漁陽鼙鼓安祿山漁陽ヨリ、イクサノツヾミヲウチテ攻上ルナリ、釋名ニ、鼙、裨也、裨助鼓聲也トミエ、周禮大司馬ニモ旅師執鼙トイヒ、中軍令以鼙令鼓鼓人皆三致トモアリ　霓裳羽衣曲唐樂史ノ大眞外傳上ニ詳ナリ(龍威叢書ニコノ書ヲ收メタリ)又宋李昉等ガ太平廣記廿二羅公遠傳ニ詳ニアリ、又宋王灼碧雞漫志ニ詳ニアリ、(說郛十九)ニコノ漫志ヲ收ム　翠華搖搖行復止貴妃玄宗ニ从ヒ都落ノ時道路サカシクテ行ヤラヌスガタヲ云フナリ　西出都門都ハ長安也、都ヨリ蜀ハ西ニアタル　翠翹金雀玉搔頭搔頭ハ櫛也、翠ハ鳥名也、翹ハ鳥ノ羽也雀一本鈿トアリ、是ナリ、康熙字典鈿字ニ、說文、金華也、六書故、金華爲飾、田田然庾肩吾詩、槳簪起照鏡、誰忍去金鈿トアリ他日原書ヲ閱シ再訂スベシ〔搔頭ハ頭ヲ抓ナリ首ニ挿ノ義ニハアラズ、挿ハサシハサム、搔ハカク也、別義ナリ、首ヲカクニ櫛ヲ用フレバ轉ジテサシグシトナルナリ、西京雜記卷上ニハ取玉簪搔頭トアリテ櫛ニハアラズ、簪ナリ、簪ニテ頭ヲカクハモトヨリノコトナリ〕夜雨聞鈴寛永板長恨歌作猿　天旋地轉活本、地作日、廣記同　沾衣活本、沾作霑　東望都門上文西出都トアリ、今ハカヘリタマフ處ナリ　信馬歸玄宗ハ貴妃モヲラヌ都ニ今更御意ハスヽマズ、只々馬ノアリクニマカスト也　宮葉一本、宮作落、廣記同　鴛鴦瓦瓦ニコノ鳥ノ形アルナリ　霜華重源氏葵卷重作白　翡翠衾寒衾ニ此鳥ノ形アルナリ翡翠、此鳥ノ雌雄也、此四字源氏葵卷、作舊枕故衾、新撰朗詠戀同、按林氏梅村載筆亦有說　臨邛道士鴻都客地理志ヲ攷フルニ臨邛郡ハ唐ノトキ劍南道ニ屬シテコレ蜀ナリ、劍南道ノ初ニ、成都府蜀郡トアリ、サレバ長恨歌ノ傳ニ、道士自蜀來ト云フ也、太平廣記卷二十

楊通幽本名什伍、廣漢什邡人(出仙傳拾遺)トアリ、前漢地理志、廣漢郡、有汁方縣屬益州、蜀郡、有臨邛縣屬益州トアリ、同處ニテ小名ノツタヘコトナルナリ鴻都トアルハイカナルコトニカ、前漢地理志、蜀郡有廣都縣トアレバ、鴻都ハ廣都ニヤ、又蜀成都ト云フヿヲ、鴻都ト云フニヤ鴻ト成ト共ニ美稱ノ意近カルベシ　展轉思毛詩關雎篇、悠哉々々輾轉反側、毛傳悠思也　縹緲文選木華海賦、羣仙縹緲、李善注縹緲遠視之貌　字太眞活本、太作玉　叩玉扃方士尋來テオトヅル、處ナリ傳ニ抽簪叩扉トアリ　轉敎小玉報雙成小玉モ雙成モ二婢子ノ名也雙成ニトヨムベシ　夢魂驚活本、魂作中、イヅレニテモヨシ、傳ニ玉妃方寢トアリ、コヽニテ夢サメントスルナリ　半偏活本、偏作垂　飄飄活本颻颻　闌干活本、闌作欄、从木、

梨花一枝春帶雨梨花ハ白シ、今寐起ノ素顏ニ物思ヒタルサマノ、シメリカヘリタルヲ形容シタルナリ、スベテノ花、雨ニアヘバ一入趣キノ添ハルヲ、コノ梨花アハレニサミシキナルベシ、枕册子(木の花は、なしの花よにすさまじくあやしき物にして目にちかくはかなき文つけなどだにせず、あいきやうおくれたる人のかほなどみては、たとひにいふもげに其色よりしてあいなくみゆるをもろこしにかぎりなき物にて、文にもつくるなるを、さりともあるやうあらむとてさめてみれば、花びらのはしに、をかしき匂こそ心もとなくつきためれ、楊貴妃帝の御使にあひてなきける顏ににせて、梨花一枝春雨をおびたりなどいひたるは、おぼろげならじとおもふに、猶いみじうめでたき事は、たぐひあらじとおぼえたり、盤齋抄、春曙抄、はるの雨とよみ、御句は帶春雨と引きたり、されど新撰朗詠妓女に此句をのせたるにも春帶雨とあり、塙木枕册子にも本文に此句のまゝに春帶雨とかけり盤齋季吟わろし　凝涕活本、涕作睇、廣記同、一本作睇　表深情太眞ノ道士ニ對シ、帝ニ證ヲ奉ル也アラハサントヨミテ後ヲ兼テモヨシ、アラハストヨミテ今此ニアラハス意ニテモヨシ　寄將去道士ニ託寄シテヤルヲ云フ　釵留一股合一扇蝶ツガヒノアル合子ナリケン、コレヲハナチテカタ〱奉ル、上ノ句ニ奉ルコトヲ云終リテ子細ノコトヲコヽニ云フナリ　天上人間太眞ハ天上也、客ハ人間也、　詞中有誓兩心知道士ニ別ルヽ、詞ノ中ニ、昔帝ト誓ヒタルコトヲ云フ、其誓ハ帝ト太眞ト兩人ノ心ニノ

禪師拾得ヲヨビテ何ニカヽルケシカラヌ事アリケルトイサメラレケレバ爭デカワラヒ候べキ彼ガ先生ノ親共癡愛ノ因緣ニヨリテ畜類ノ身ヲ受ケテ今食物トナレルヲ親ガ肉トモシラズシテ是ヲ愛シ遊戯レタノシミシコトアマリニ悲シク覺エシカバ寒山ト共ニ此コトヲイヒテナゲキ侍リシヲ彼等ガツタナキ眼ニテワラフト見テ侍ルナリトゾ申ケル」同卷九下靈之託ニ佛法物語ノ事 大唐ノ國淸寺ハ天台大師ノ舊跡ナリ唐ノ代ニ豐干禪師ノ行者拾得ツネニ寒山子ト伴ヒ狂セルニ似タル人也マコトニハ普賢文殊ノ化身也ケル、寺ノ僧布薩說戒シケルヲ見テ幽々タルカナ頭ヲアツメテ何事ヲカナストイヒテ牛ヲ駈テ堂ノ外ニテワラヒケルヲ、老僧イカリテ風狂子我說戒ヲ破ストイヒケル返事ニ、無瞋卽是戒、心淨卽出家、我性與汝合、一切法如是トイヒテ牛ヲカリテ昔ノ僧ノ名ヲヨブニ牛イラヘホエテスギケリ前生ニ戒ヲタモタザレバ人面ニシテ畜ノ心ナリ佛恩大ナリト雖モ如是物ヲバイカニトスルコトナシト云テナク〳〵牛ヲカヒケリ 同ジ無住ノカケル聖財集上ニ、唐代豐干禪師ノ行者拾得ト云者アリ、狂セルガ如クニシテ國淸寺ニアリテ牛ナ飼テ先生ノ寺ノ僧ノ名ヲヨビシニ皆イラヘホエケリ、拾得是ナ憐ミテ先生不持戒人面畜心ナリト云ヘリ」 通憲書目、寒山詩一帖」下學集寒山拾得 散聖也、卽文殊普賢化身也」 節用集 用下學集文今略」 艸山集卷九銘拾得掃帚兩忘、芒々獨立、人言普賢、却忠ニ槃特ニ元來路傍窮棄兒、豐干拾得呼拾得」同卷廿二詩、次拾得韻五十八首今略」谷響集第三 豐干、寒山、拾得今略」 寒山詩闡提記聞 凡三卷寛保元年辛酉闡提窟中、困學寒士著延享年間刊之今略

孝云、淸人忠雅堂文集にいふ和合神の繪樣あり民間に掛物となして壁にかけおく由みゆ是寒山拾得の像なるべしと掖齋氏いはれたり此文集に和合神といふ名はなけれどよく似たるにより、よにしからんといふ人のあるはよろしからずとおもはれたるなりけり」

孝云、宋通慧大師贊寧ノカケル宋高僧傳卷十九感通篇、唐天台山封干師ノ傳ニ寒山拾得ノ二人ハ附傳ニテ顚末詳悉ニテ文甚長シ、シカノミナラズ傳ノコトナレバ誰モ讀ムベケレバ此ニ載セズ

○長恨歌 攷異及略解（以ニ馬元調本一爲レ主）

漢王 活字本王作皇、太平廣記同 深閨 活本、閨作窓 難自棄 孟子ノ自棄自暴ノ自棄ニテ、ミヅカラステ難シトヨミテ自重自愛ノ意ナリ、一說ニオノヅカラスタリ難シトヨミテ自然ニウモレハテザルコトナリトモイヘリ 回頭 活本頭作眸、百媚 媚ハマドハスル意アリ 春寒 以下四句、一氣ニヨミテ帝ノ御カヘリミウケ初メシ頃ノコトナ云 嬌無力

明趙宧光撰」孝云、新書合寒法、不聞寒山拾得、樵其名相對、初學或淡或濃、故書之以識其來由」此、」同卷百四十九提要引王士禎易錄文按、今集部別集　寒山子詩集一卷附豐干拾得詩一卷（觀居所作以下清史臣之語然居易錄原文未撿宜就原書校訂而後正言」）孫星衍祠堂書目卷四寒山子詩集二卷（孝云、四庫全目、二作一、未知孰是）附豐干拾得詩一卷（皆貞觀中台州僧」）容齋四筆卷四　寒山子詩云、吾心似秋月、碧潭清皎潔、無物堪比倫、教我如何說、又亦有言、既似秋月碧潭、乃以爲無物堪比何也、蓋其意謂、若無二物比倫、當如何說耳、（孝云、上文有杜甫一段、故此云亦）傳燈錄卷二十七（有豐干及寒山拾得傳、今上文既引五燈會元故不復贅」）參天台五臺山記（成尋法師、延久年間入宋筆記也、凡八卷、元享釋書卷十六、有成尋傳予所見本有謬誤今一从原文宜以別本校訂（辛酉秋以昌平學校本對校））卷一　國清寺、隋朝開皇十八年戊午歲、正月廿九日奉勅左司馬王弘依智者大師遺旨建立、至大唐武宗皇帝會昌五年乙丑三澄廢、至宗皇帝大中五年辛未正月勅下、從此重建殿堂屋惣八百間厦、寺在天台縣（昌本）北一十里」參禮三賢院、三賢者、豐干禪師拾得等（昌本）寒山等彌陀普賢文殊化現、（孝云菩薩省作㔾）禪師傍有廊二大士（或云廊恐虎、孝云此說是也、下文唯見虎跡可以證）是俗形也三賢唐太宗貞觀年中相次垂迹於國清寺、豐干禪師先泊於寺大藏西北隅庵居、乃一日遊松徑、赤城道側見一子而啼、可年十歲間無家亦無姓、師引歸寺庫收養（養昌本）號爲拾得、復有一賢子（或云賢恐貧、孝云此說是也下文狀如貧子、可以證）從寒岩而來、遂號爲寒山子、貞觀十七年朝議大夫使節台州諸軍事守刺史上柱國賜緋魚袋閭丘胤問豐干禪師曰未審彼地當有何賢堪爲師仰（閭丘胤封干禪師問答、見宋高僧傳十九、封干師傳與此異、）師曰見之不識識之不見、若欲見之、不得取相、乃可見之寒山文殊、遁迹國清、拾得國清拾得（或云國清拾得四字恐衍）普賢、狀如貧子、刺史遂至國清寺、厨中竈前、見二人向火大笑、刺史禮拜、二人連聲唱刺史自相把手、呵呵叫喚、乃云豐干饒舌饒舌、彌陀不識禮我何爲、二人乃把手出寺、急走而去、二人更不返寺、刺史至豐干禪師院、乃開房唯見虎跡、乃問僧寳德道翹、禪師在曰、有何行業、僧曰、豐干在日、唯切舂米供養、夜乃唱歌自樂、豐干詩、余自來天台凡經幾萬迴、一身如雲水悠々任去來、委旨在傳錄、寒山在天台縣西七十里、號爲寒岩、國清寺大門前過一町松林東在拾得巖」（孝云在恐有）沙石集六下祈二請母之生所ヲ知ルメ事唐國清寺ニ拾得ト云ヒシハ豐干禪師ノ行者也、或在家人客人ヲモテナサントテ禪師ニ申テ拾得ヲヨビテカヨウナンドセサセケルニ寒山子モ伴ヒテユキチゲリサテ酒ヲノミ肉ヲクラヒテ娯ミ遊ビケルヲ寒山拾得二人傍ニシテケシカラヌ程ニ笑ヒケレバ主モ客人モ興サメテゾ覺エケル、主其後禪師ニ此由ヲ申ケレバ

牛跡、問州曰、上座還識牛麼、州曰不識、山指牛跡曰、此是五百羅漢遊山、州曰既是羅漢、爲甚麼却作牛去、山曰蒼天蒼天、州呵呵大笑、山曰作甚麼、州曰、蒼天蒼天、山曰這廝兒宛有大人之作、」天台山拾得子一日掃地、寺主問汝名拾得、因豐干拾得汝歸、汝畢竟姓箇甚麼、拾得放下掃帚、叉手而立、主再問、拾得拈掃帚、掃地而去、寒山搥胸曰、蒼天蒼天、拾得曰、作甚麼、山曰不見、道東家人死、西家人助哀、二人作舞笑哭而出、」國清寺半月念戒衆集、拾得拍手曰、聚頭作想那事如何、維那叱之、得曰、大得且使、無嗔即是戒、心淨即出家、我性與儞合、一切法無差、書言故事卷五（身體類指多言曰饒舌）傳燈錄、閭丘胤、出牧丹丘、豐干禪師謂曰、若到任謁文殊普賢、在天台國清寺、執爨洗器、寒山拾得是也、閭丘胤至寺訪之、二人在廚圍爐笑語致拜、二人連聲叱咄、寒山執胤手曰、豐干饒舌、（釋文註云豐干是阿彌陀佛寒山拾得是文殊普賢化身」）釋氏稽古略卷三（唐高祖豐干禪師寒山拾得）豐干垂跡天台山國清寺〔宋高僧傳十九封干傳大同小異〕庵於藏殿西北隅、乘一虎、遊松徑、見一子、可年十歲、扣之無家無姓、師引之歸寺養于廚所、號曰拾得、有一貧士從寒巖來、曰寒山子三人相得歡甚、是年豐干雲遊、適閭丘胤來守台州、俄患頭風、豐干至其家、自謂善療其疾、閭丘見之、師持淨水灑之即愈、問所從來、曰天台國清、曰彼有賢達否、干曰寒山文殊、拾得普賢、宜就見之、閭丘見之三日到寺、訪豐干遺跡、謁二大士、閭丘拜之、二士走曰豐干饒舌、彌陀不識、禮我何爲、遁入巖穴、其穴自合、寒拾有詩、散題山林間、寺僧集之成卷、版行于世、（國清寺記碑刻」）居易錄〔清王士禎著〕卷二十三、寒山子有二、皆載天台山志、其一即寒山拾得文殊化身〔化上、恐脫普賢二字〕〔原書、宜再檢〕其一道士李褐遇貧士、去數日復乘白馬來、謂褐曰頗知寒山子乎、即吾是也、見續仙傳、

孝云、太平廣記五十五神仙寒山子引仙傳拾遺、乃李褐所遇者也、孝未見續仙傳、今存乎否、清史臣則一人二人無定說見寒山詩提要卷百四十九

困學紀聞卷十八、上寒山詩、（抄出佳句、文長今略、」）通志藝文略釋寒山子詩七卷」宋史藝文志別集僧道翹寒山拾得詩一卷、」讀書敏求記卷四（集寒山拾得詩一卷）豐干語閭丘胤、寒山文珠、拾得普賢眞爲饒舌矣、胤令國清寺僧道翹纂集文句成卷、而爲之序讚〔阮福本、讚作贊是也〕附著拾得錄、于詩之前、惜乎傳世絕少、此從宋刻摹寫、考南北藏俱未收、余謂應同龐居士詩並添入三藏目錄中、庶不至泯滅無傳耳」四庫全書總目卷百十三子部藝術寒山帚談二卷、拾遺一卷、附錄一卷

木陰にてなくならんともさだむべきかされど打聽にいはく日をさふる木暗(コクレ)になくなる日ぐらしとは名けつらん、さればおのづから夕にちかくなれば多くなくめり古今に日ぐらしのなく山里の夕ぐれはなどもよみ萬葉に夕かげにきなくなどおもふべしといへりさては夕かたになくにこそ

附　蟬和名世美、爾雅注云々」　蚱蟬（本草、雌蟬不能鳴者也、和名奈波世美」）　馬蜩（爾雅注、蟬中最大者也、和名無末世美」）　寒蜩（兼名苑、似蟬而小、月令曰、寒蟬鳴是也、和名加無世美」）　蛁蟟（本草注、八月鳴者也、和名久豆久豆保字之」）　茅蜩（爾雅注小青蟬也和名比久亘之、）　右六名和名抄にみえたり源白石東雅にいはくむませみは大なるをいふ（孝云、大ナルヲ馬ト云コト、例アリ）　白石又或説をのせていはく奈波世美は名は蟬なれど不鳴といふ

孝今思ふに、歌には夏にも秋にもよむべし、さて此むし終日時わかずなくか夕つけてのみなくか又太陽をおそれて木陰にのみなくにて朝夕の別はなきか此三種いづれよけんおのれさだめかねたり日ぐらしは蟬(セミ)といふべく蟬をば日倉足とのみ限りていふはわろし和名抄の六名をてらしてしるべき也

○寒山拾得　豐干

仙傳拾遺（太平廣記卷五十五神仙、寒山子引、）　寒山子者、不知其名氏、大歷中、隱居天台翠屛山（孝云、王士禎以爲此寒山子別是一人、見居易錄下文、別提）其山深邃、當暑有雪、亦名寒岩、因自號寒山子、好爲詩、每得一篇一句、輙題於樹間石上、有好事者、隨而錄之、凡三百餘首、多述山林幽隱之興、或譏諷時態、能警勵流俗、桐柏徵君徐靈府序集之、分爲三卷、行於人間、十餘年忽不復見、咸通十二年毘陵道士李褐性褊急、好凌侮人、忽有貧士詣褐乞食、褐不之與、加以叱責、貧者唯々而去、數日有白馬從白衣者云七人詣褐（云恐五字或六字）褐禮接之、因問褐曰、頗相記乎褐視其狀貌乃前之貧士也云々」五燈會元卷二天台山豐干禪師因寒山問古鏡未磨時如何照燭、師曰、冰壺無影像、猿探水月、曰此是不照燭也、更請道看、師曰萬德不將來敎我道甚麼、寒山拾得俱作禮而退」　師欲遊五臺問寒山拾得曰、汝共我去遊五臺、便是我同流、若不共我去遊五臺、不是我同流、山曰儞去遊五臺、作甚麼、師曰、禮文殊山曰儞不是我同流、師尋獨入五臺、逢一老人、便問莫是、文殊麼、曰豈可有二文殊師作禮未起、忽然不見（趙州代曰文殊文殊、」）　天台山　寒山子因衆僧炙茄次、將レ茄串ヲ向ニ一僧ノ背上ニ打一下僧回首、山呈起茄串曰是甚麼、僧曰這風顛漢、山向傍僧曰、儞道這僧費却我多少鹽醋、因趙州遊天台、路次相逢、山見

へず枯れにしその丶菊なれどのこりの色はあせずも有るかな今上の御歌なり

○日ぐらし

萬葉八夏雑 大伴家持 晩蟬歌 こもりのみをればいぶせみなぐさむといでたちきけば來鳴日晩」同十夏雑 詠蟬 もたもあらむときもなかなんひぐらしのものもふときになきつ丶もとな」同夏相聞 詠蟬 日倉足はときとなけどもわが君カ本居ハこふるたをやめわれはときわかずなく」同秋雑歌 詠蟬 ゆふかげにきなくひぐらしこ丶たくもひごとにきけどあかぬ聲かも」同詠風 はきがはなさきたるのべにひぐらしのなくなるなべに秋の風ふく」同十五至筑紫館遙望本郷悽愴作歌 いきよりはあきつきぬらしあしびきの山まつかげにひぐらしなきぬ」新勅撰夏 石山にて曉ひぐらしのなくを聞て藤原實方朝臣 柴をしげみと山のかげやまがふらん明くるもしらぬひぐらしの聲」新續古今夏千五百番歌合の歌 大納言通具 わすれては秋かとぞ思ふ風わたるみねよりにしのひぐらしの聲」枕冊子口をしき物 それはひぐらしなりといらふる人もありそこへとて五日のあした上文によるに五月五日なり源氏物語幻 六月の條いとあつき頃すずしきかたにて眺給ふに池の蓮のさかりなるをみ給ふにいかにおほかるなど〔いかにおほかる、抄物どもに説あり今略〕先おぼし出らる丶にほれ〴〵しくてつく〴〵とおはするほどに日もくれにけり日ぐらしの聲はなやかなるに御前のなでしこの夕ばえをひとりのみ見給ふにはげにぞかひなかりける「つれ〴〵とわがなきくらす夏の日をかごとがましきむしの聲かな、螢のいとおほうとびちがふも夕殿にほたるとんでと例のふるごともか丶るのみくちなれ給へり下文に七月七日とあり上文に五月雨また時鳥花橘ありその上文に加茂まつりあり四月なり

孝云六帖には蟬とひぐらしと二題にして歌をのせたり萬葉集此外にも日倉足をよめる歌あれど季節詳ならぬをば除けり古今後撰は秋に入れたり萬葉集は夏にも秋にも清少納言紫式部は夏の景物にしたり、のぼりては實方、くだりては通具皆夏の部によめりさて新撰六帖ひぐらし「あくるよりなりもたゆまず山里にけにひぐらしの聲ぞ聞ゆる、此歌によれば終日なきくらすの心也ともいふべし又古今秋上「ひぐらしのなきつるなべに日は暮ぬとおもふは山のかげにざりける、とあればかならず夕に近くなりてのみなく物にはあらで太陽をおそれて

鐘處也、或云龍首也(龍首也、此恐有誤)鷁者水鳥也、船頭畫其形者、欲船不溺波浪也、孝云、龍頭一舟、鷁首一舟、十訓下學可證矣、西土之書未見船稱龍頭者、本邦龍頭鷁首、連熟而稱者不知其所本、蓋誤用淮南本經文

文選卷二張平子西京賦「浮鷁首翳雲芝薛綜注、船頭象鷁首厭水神、故天子乘之、翳覆也、爲畫芝草及雲氣、以爲船覆飾也」　源氏胡蝶「龍頭鷁首をからのよそひにことごとしうしつらひて」白氏文集廿七律問江南物「蘇州舫故龍頭闇、王尹橋傾鴈齒斜千載佳句、懷舊及朗詠懷舊、舫作船　塵添卷八第廿七鷁首事「船ニ龍頭鷁首アリ鷁鶂同字ノコトニイヘリ

○のこりの雪

こぞふれる雪の春かけて消のこりたるをいふべき事なるに六帖に此題の歌七首ありてみな春の雪をのせたり堀河院百首にはこぞの雪をも春の雪をもよめりされどこぞの雪をよめるが多き也、今此題詠をなさんに例あればとて春の雪をよむはいかゞ有るべき或人是を難じて餘寒殘暑などの類例となし雪は冬を本として春ふるをのこりの雪といはんになでふ事かあらむといへり此難一わたりきこえたるやうなれどしからず殘雪を字にすがりてのこりの雪ともいふにてその殘の字は殘暑の殘とおなじ文字なれど暑は目にみえぬもの雪は目にみゆる物にてそのけじめあるなり殘星殘月殘殺などの殘みなその物目の前にわづかにのこれるをいふ也殘雪もおなじ心ばえにこそ、殘暑の例に餘寒をも殘寒といふべきをしかはいはずこれはおのづからしかいひなれぬなるべしされば餘寒の春寒に殘暑の秋暑に混ずるとはいさゝかことなるべしその實は餘寒と春寒と殘暑と秋暑とおのづからさす所けぢめあれど先はちかきものなり殘雪と春雪とは形有と形無と一口にはいひがたきなり」後拾春上後冷泉院の御時后宮の歌合に殘雪を　藤原範永朝臣「花ならで折らまほしきは難波江の蘆のわか葉にふれる白雪

○菊一枝

太田全齋が菊は一本といふべく一枝といはんはいかゞあるべきとうたがへるに難あるまじきよし答へたるその證

源氏寄木、三番にかずひとつまけさせ給ぬねたきわざかなとてまづけふはこの花一枝ゆるすとの給はすれば御いらへきこえさせておりておもしろき枝を折てまゐり給へり云々薰に女二宮をゆるさんと今上のほのめかし給ふなり　「しもにあ

釵ト自分ノ妻ヲ言フヨリノ筆談ニテモアルベキカ」 同五廼以東夷之人、而得聖人之道於遺經者 オノレノ國ヲサシテ東夷ト云上ノ夷人トアルト同科ナリ亡友東條一堂コレヲタスケテ夷人ハ平人ト云コトニテ昭公廿四年左氏ニ大誓曰紂有億兆夷人トアル孔疏ニ孔安國云夷人謂平人トアリコレト同シ夷狄ニハアラズトイヘリシカラバシバラクコノ夷人ハサシオクベシ東夷トアルハイカニ又物氏ノ譯文筌蹄後編論文法ノ條下ニ華人ト相對シ夷人トイヘルコトアリ本邦ノ人ヲ指シテ云ナリサレバ上文日本國夷人ヲ平人ノコトナリトタスケテ云マデモナキコトトオモハル、ナリ

附太宰氏ノ親族正名自序ニ我東方之俗夷言之習トアリ序末ニ信陽太宰純トアリコノ書正名ト名ヲ負セナガラコノ濫稱アルハイカニ信濃ノ國ハ陽ト云ベキ地理ニハアルマジキナリコノ頃ノ人ヤ、トモスレバ地名ニ菓陽トカケル多クアレド皆ワロシ今太宰純書名ニタガヘテ信陽ト云フニヨリ事ノツイデナレバ咎ムルナリソモ〳〵太宰氏ハ物氏ノ高足弟子入室ノモノナリ師資相承オモヒヤラレタリ

○龍頭鷁首

晏子外篇、昔者秦繆公乘龍舟而理天下〔皇國刊本脱此章〕 淮南本經、龍舟鷁首浮吹以娛、此遁於水也〔高誘注、龍舟大舟也、刻爲龍文、以爲飾也、鷁大鳥也、畫其象著船頭、故曰鷁首、舟中吹籟與竽以爲樂 故曰浮吹以娛〕 司馬相如子虛賦〔史記、漢書、文選〕怠而後發游於淸池浮文鷁〔漢書、無發字、〕張揖曰鷁水鳥也畫其象於船首、淮南曰、龍舟鷁首、天子之乘也、師古曰、鷁音五歷反 同、上林賦〔史記漢書文選〕濯鷁牛首 張揖曰牛首池名也、在上林苑西頭、師古曰濯者所以〔文選濯作櫂从木、韋昭曰櫂今棹也竝直孝切、保孝按、師古讀濯刺船也 鷁即鷁首之舟也、濯音直孝反」爲櫂、故載直孝切濯正字櫂俗字見新附〕方言九 船首謂之閤閭、或謂之艗艏〔方言九注船字今章塘、原書上下竝有船之具推文而知之、今此節上下之文故補船字〕郭璞注、鷁鳥名也今江東貴人船前作朱雀、是其像也音亦」 拾遺記卷六、帝常以三秋閑日與飛鸞戲於大液池、以沙棠木爲舟、貴其不沈沒也、以雲母飾於鷁首、一名雲舟、」 抱朴子博喩 艅艎鷁首、涉川之良器也」文選張協七命 乘鷁舟兮爲水嬉〔文選李善本、作鳧舟、今以五臣本〕張銑曰鷁舟、舟名」 三輔黃圖卷四 影蛾池 刻飛燕翔鷁、飾於船舟」

孝云、艗郭音亦、師古音五歷反、晉唐異音耳、鷁正字、艗俗字也

榮花物語 御賀 ふねの樂龍頭鷁首こぎ出たり」紫式部日記〔傍注本上廿ウ〕 その日あたらしくつくられたるふねどもさしよせて御らんず龍頭げきしゆのいけるかたちおもひやられてあざやかにうるはし」 十訓抄 可庶幾才能事 龍頭に惟季笛をふく鷁首には笛吹なくて」謠曲 自然居士 扨又天子の御舸を龍舸と名付奉り舟を一葉といふ事此御宇よりはじまれり又君の御座舟を龍頭鷁首と申も此御代よりおこれり」 濱松中納言物語卷一 れうとうげいすのふねつれてみなかくしつゝ」〔孝云、鷁ハゲキノ音也ゲイハ音便ナリ〕群碎錄、鷁、水鳥、能厭水神、故畫於舟首、孝云據文選西京賦薛綜注」〔秘笈、說郛、廣百川學海、〕下學集 器財 龍頭鷁首 共船之異名也、又云、龍頭、鑵也、懸

たがひにかよふ事もあれど（その例證は本居氏古事記傳卷八（六十二）古今遠鏡離別（千秋ノ說）言葉玉緒卷五（爾に通ふ遠）藤井氏佐喜竹廿四などにみえたり、但これはいづれも御國の文の事どもなり、猶卷五（第十四條）にいふ）べし。助字はさめるにはかならずニのてにをはにてさかしまによむと定むべきことかは、さるをかたくなにしかこゝろえ居らんは人わらへにてその文義の通じかぬる處もなどかなからむ、斯るひがよみはたれしそめけんそのはじめはしらねど寬政のころ伊豫より出たる儒者に二洲尾藤良佐といふものありその門人の讀法をきくにおほくかくのごとし此二洲はその頃の儒者の中にては御國の事いさゝか心得居たるよしきゝたれどあさまなるまなびにこそ

頃日安井衡がかける管子纂注といふものをみるにその卷十四水地篇、涸川之精者生蟜とある注に生於蟜卽生蟜也、古人文有不以於字有無、殊其義者不獨此也といへり安井氏の學問甚好し。げにしかり是にてもおのれのいへるニとヲと說のあやまらざるを知るべし

○世間 出世間

伊勢貞丈が安齋漫筆卷一に釋門正統曰、若百日與大小祥之類、皆託儒禮、修出世之法耳、出世の法とは世俗の法を云ふ出家は世を捨つるものゆゑ世事に拘るを出世といふなりとみえたり是は貞丈が誤解なり世間出世間は釋門の常談なるを此ぬしは釋門をいさゝかもうかゞひみざりしことゝおもはる貞丈の著述は尊信する人々多ければ今こゝに書出しおきて初學のものをおどろかしおくなり

おのれいまだ釋門正統をみず〔釋門正統ハ良渚砂門宗鑑集ト松下氏ノ異稱日本傳上之三ニアリ〕明和年間日尙といふ僧のかける沙彌訓卷四累七追福に此文を引きたり世間とは世俗の事なり出世間とは世間を出はなれたる心にて佛道と心得てよし

○徂徠集 附、太宰氏親族正名

頃日物茂卿ノ集ヲ檢閱スベキコトアリテ卷々ヲクリカヘシタルトキ目ニカヽリタル誤ドモヲ一ツ二ツコヽニ載スルナリ終編ヨミタランニハ何程モ見出ベキナリ

卷八ウ三 勝國時豐王所都居處也（勝國ノ用ヒザマワロシ周ニテ殷ヲ云明ニテ元ヲ云周禮士師ニアル文字ニテ賈疏ニ字義アリ」）同十一ウ十一 周諸侯八千雖夥乎（諸侯八千アリシコト證ナシ」）同十二オ三 孟軻造五常鄒衍推五勝（孟子ノ五常ヲ造ルト云何典記ニミヌル」）十四オ一 日本國夷人（コノアヤマリヲバ村田織錦齋（春海）モ早ク難ゼラレタリ時文摘批ニミエタリ」、）同廿二ウ二 令荊令郎（人ノ妻ヲサシテ令荊トハ何ノ典記ニ出ル但コレハ令閨ノ誤寫ニモアランカ荊

詞ヅキニカ、ントナラバコノ心得アルベキコトナリ
サテハ俗文ニカ、シニモてにをは語格ニ心ヲ用ヒザレバ其意ウラウヘニナリテキコエザルヿモ出來ベシ

此一條ハ文政庚寅ノ夏一堂東條氏孝經兩造簡孚ヲカキ畢リテ其誤ヲ糾シテヨトアツラヘラレタルトキニ書付ケテヤリタル案ナリ

○遖と遠とのてにをは

易未濟、震用伐ニ鬼方ヲ三年有ㇾ賞スルヿ于大國ニ〔大國ニトヨミテハキコエズ〕王注以大國賞之也、晏子諫下昔者先君莊公之伐ニ于晉ニ也 尙書大禹謨、茲用不ㇾ犯ニ于有司ヲ〔有司ニトヨミテハキコエズ〕○論語學而篇孝弟而好ㇾ犯ㇾ上者鮮矣」 同益贊ケテ于禹ヲ曰惟德動ㇾ天〔禹ニトヨミテハキコエス〕孔傳、益以ㇾ此義佐ㇾ禹○禮記明堂位卿大夫贊ㇾ君命婦贊ㇾ夫人各揚其職」 列子黃帝過テ宋東之ニ於逆旅ニ○韓非說林、過ニ於宋ノ東之逆旅ニ」 論語先進由也升ㇾ堂ニ矣、未入於室也、○禮記喪服小記、㱥杖不入於室、祔杖不ㇾ昇ニ於堂ニ」文公十五年左氏己則無禮而討ズ于有禮者ヲ云々 己則反天而又以討ㇾ人ヲ○魯語下自是齊楚代討ニ於魯ニ」 莊公三十一年左氏王以警ニ于夷ヲ杜注以警ニ懼夷狄ニ」 尙書武成師渡ニ孟津ヲ〔孟津ニトヨミテハキコエズ〕○淮南覽冥訓、武王伐紂渡于孟津」 同盤庚下無ㇾ總ニ于貨寶ニ生生自庸〔貨寶ニトヨミテハキコエズ〕孔傳、無ㇾ總ニ貨寶ニ以求ㇾ位」 禮記檀弓下五十無車者、不ㇾ越ㇾ彊而弔ㇾ人○同下文弔ニ於人ニ是日不樂婦人不ㇾ越ㇾ彊而弔ㇾ人ヲ 同內則與子見ㇾ父之禮、無以異也、凡父在、孫見ニ於祖ニ祖亦名之、禮如子見ㇾ父」世說客止居然有羸形、雖復終日調暢、若ㇾ不ㇾ堪ニ羅綺ニ注西京賦曰、始徐進而羸形似不ㇾ勝ニ于羅綺ニ」 通鑑後漢光武建武二十八年○綱目、遂附於匈奴、於是部善車師復附匈奴

附 法華化城喩品、哀愍一切、轉ニ於法輪ヲ〔法輪ニトヨミテハキコエズ〕○下文請ニ佛ニ轉ㇾ法輪 同、爲是等故說ク於涅槃ヲ〔涅槃ニトヨミテハキコエズ〕同、常雨ラメ於天華ヲ以供ニ養彼佛ヲ〔天華ニトヨミテハキコエズ〕同、法師品如來所ㇾ遣行ニ如來事ヲ〔事ニトヨミテハキコエズ〕○下文我遣在人中行ニ於如來事ニ 同提波達多品、發願求シテ於無上菩提ヲ〔菩提ニトヨミテハキコエズ〕同安樂行品、不ㇾ輕ニ蔑於人ヲ〔人ニトヨミテハキコエズ〕

上件につらねのせたる句法のたぐひ下より上にさかしまによむ時ヲのてにをはにてきこゆるも、於乎等の助字そのさかしまによむ中らに有るには下の字の末必ニのてにをはにてよむものあり、於乎等の助字はさめるはニのてにをはにてきこゆるがおほかれどかならずしかなりとはさだむべからぬことにて御國の文にて西土の書の訓點にて所によりてはニとヲと

ヨナルコト論ナシ范雎更姓名曰張祿ト云フヨシ本傳ニアリ

○食

食、クヒモノト物ヲクフトハ入聲ニテシヨクトヨミ人ニ物ヲクハスト飯《メシ》トハ去聲ニテシトヨム也ト區別スルコトハ後世ノコトナリ説文ハサラナリ玉篇モコノ分別ナシ陸德明ノ釋文ニ始テ酒食ノ食《メシ》ニ音嗣トアリ（論語爲政篇、有酒食先生饌釋文 禮記曲禮上、食居人之左釋文）サレド音ヲ出サヾル處モアレバ（小雅斯干唯酒食是議、釋文禮記曲禮上、爲酒食以召鄕黨僚友釋文）其頃ハイヅレニヨミテモ宜キコト、オモハル人ニ物ヲクハスルニハ別ニ字ヲ造リ飤トカキテ食字ヲクハスルコトニ用フルトキハ飤字ニ通ハシタルモノナリ飤ハ説文（卷五下食部）糧也从人食トアリテ玉篇ニ女恣切食也トミエ廣韻去聲志韻ニモ食也トアリテ玉篇廣韻トモニ次下ニ飼字同上トアリコレ人ニ物ヲクハスル方ニ用フル字也コノ飤ノ字ハ後世ノ字ニテ説文時代ノモノニアラズ後人ノ妄ニ説文ニ增入シタルヨシ段玉裁詳ニ考ヘテ飤ノ字ノ注ニイヘリ（飤或作飼、經典無飤又糧也トアルモヨロシカラヌヨシ其注ニミエタリ）飯ノトキ入聲ニ讀マザルモ後世ニ出ルノ證ハ小雅信南山ノ篇ニ疆場翼々黍稷或々曾孫之穡、以爲酒食畀我尸賓、壽

萬年トアル翼或穡食ト韻叶ニテシルベキナリ

○皇國ニテハ小説ニモ雅文ヲ用フ

和漢トモニ雅文アリ俗文アリ西土ニテハ後世小説ナドニハ俗文ヲ用フルコト多シ（小説トイヘバイツモ俗文ノモノト思フベカラズ欽定四庫全書小説類ノ書ヲヒラキミテ雅文モアルヿヲヲ知ルベシ）雅文ニテイヒトレザル處モ俗文ニテハイヒトホスモノナレバ人情ニ切ナラシメントオモフ故ニ小説ニハ俗文ヲ用フルガ多キナリ（小説ハヨミガタシト儒者ノ云フハワロシ俗文ノヨミガタキ也小説ニ雅文ノアルヿ上ニ言フ如シサレバ概シテ小説ハヨミガタシト云フハクハシカラズ）皇國ニテハタトヒ小説ナリトモ雅文ヲ用フル也勢語紫談ヲ開キミテ知ルベシ儒者浮圖家ナドノ假字ニテカケルモノヲミルニ古昔ナルハ源氏伊勢ナドノ文トコソコトナレ今日ノ如キ平言俗調ノ文ニアラズ漢文ヲ顚倒讀ニカケルヤウナルモアレドコレハ平日漢文ニ見習テアルヨリノコトニテ鄙俚ナルコトナシ玩味シテ知ルベシスベデ文章ハツヽケガラ雅ニテモ詞ノ俗ナルト詞ハ雅ニテモツヽケガラノ俗ナルト分別シテ筆ヲトルベシ（近來京傳馬琴ナドノカケル册子ハ鄙俚猥雜ノ俗言ヲ其儘ニカキ付タルモノニテ論ズルニタラズ施耐庵ノ水滸傳ハ西土ノ京傳馬琴ナリサレド水滸傳ハ其文トヽノヒ京傳馬琴ノカケルモノハ言語ノ過現未ト語格ノ彼此主客ヲ辨別セザレバ其文トヽノハズイカニト云ニ西土ノ人ハ過現未ト語格ノ主客ナドハ元來雅俗ニカヽハラズ甚オホラカナルモノニテ文勢語勢ナドノミニテ通辨シキタリタル者ナレバ其文トヽノヒヤスシ）儒者トイハンカラニ皇國ノ

ズヤ、サテハコノ人ノ本姓イカニト尋ヌルニ、ソハ卑賤ノ人ニテ詳ニ氏族シラレザリシニモアランカ、サルヲ廣韻入聲ニ收メタルハイカニ左證尋ヌベヌシ若ハ廣韻偶々誤レルカ王應麟姓氏急就ニ尉以官爲氏、鄭大夫尉止、秦尉錯尉繚、又趙佗稱尉佗トミヱ尉遲尉音鬱尉遲氏、後周尉遲廻勤運、唐尉遲敬德ト云テ單姓ノ尉ニ入聲ノ音ナシ萬姓統譜モ廣韻ニ從ハズシテ去聲未韻ニ尉繚ヲ收メタルハ王氏ニ從ヘルモノナラントニカク尉佗ヲウツトヨムコトハ古今ニ涉リテアルコトナシト知ルベシ

○范雎

史記ニ本傳アリ雎ハ廣韻魚韻ニ收テショ也コノ雎ヲ睢ニマガヘテ誤呼ブ者アリ睢ハ廣韻脂韻ニ收メテスキ也韓非子外儲說左上ニ范且ト云フ辯士アリ此人ナランカトオモハル（雎且ハ同韻也）東周策鮑彪注ニ唐且ヲ史記ニ唐雎トアリ（宮他亡西周章）トイヒ後漢崔駰傳ニ唐且トアルヲ注ニ卽唐雎トミヱ魏策四（第廿七章）唐且ヲ鮑本ニ雎トカキ說苑奉使（第四章）ニハ魏策ノ文ヲ用ヒテ猶唐且トアルナドヲ考ヘワタシテ、シカ思ヒヨリタル也、史記主父偃傳ニ尉佗屠雎、索隱音雖（漢書ニハ注ナシ）トアレド是ハ目ニ从ピタル睢ノ字ナレバ證トナラズ胡三省ノ通鑑卷五（周赧王四十五年）魏人范睢ノ注ニ音雖トアレドコレハ胡氏ノ睢トマガヘテ音ヲシタルニテ（同四十七年四十八年共ニ睢息隨翻トアリ）今本通鑑ニハ注ノ音ヨリシテ本文ヲ睢トカケルナリ（余、通鑑ノ類本ヲ多クシラズ本文ニ文字ノアヤマラザルモアルベキナリ）呉師道ニモコノ誤アリ同日ノ論ナリ秦策范子鮑注名睢呉神睢音雖ト云フコレ也サレバ證トナラズ十八史略（春秋戰國秦）魏人范睢トアル注ニ七余切トアリ（コヽニ注トサスハ我藏本ニ元末明初トオボシキ本アリコレニノセタル注也雎ハ誤リテ睢トアリ）流布ノ本ノ注ニハ音蛆トアリ又一種十九史略ト云モノアリコノ注ニハ千余反トアリ（余ガ藏本ハ明萬曆板ナリ）コレラノ音アヤマラザルナリ　梁玉繩古今人表攷卷五（范雎）通鑑胡注秦策呉注音范雎爲雖錢宮詹曰范雎音雖是誤爲目旁耳トイヘリ、コノ說ヨロシ（胡三省通鑑卷三赧王十六年昭雎注ニ雎息遺翻又七余切トアルヲミレバスキショト兩音トオモヒ其字モ睢雎ノ判然兩字ナルニ心ヅカデユリナク注スルモノトオモヘバ目旁ト誤認テ音雖トイヘルニハアルベカラズサテコノ昭雎ハ史記楚世家ニテカケルニテ史記ノ注ニハ音ヲ載セザルヲ胡氏ノ意ニテシカ兩音ヲ出シタルマデニテ其本ヅクモノハナキナルベシ綱目ニモ昭雎ハアレド其末疏ニコノ字ノ音ヲハイハズ）

附　橘春暉ガ北窗瑣談ニ「雪隱ノ坪皿ヲ出ルサイナレバ范雎デマケテ張祿デカツ、トアルヨシ友人千阪千里カタリキ（コノ橘氏ハ文化ノ頃迄存生ノ人ナリトゾ）此狂歌長半ノ秀句ナリ、ハンスキト云テハ句調ト、ノハズ、ハンシ

義猶言草稿本謂未淨書者

袋草子、清輔袋草子ノ跋（建久二年無名氏）ニ云、此名者智袋也又才學袋也、入袋常隨身、仍有此名云々（孝云、ミナ僻說ニシテ採ルニタラズサレバ全文ヲノセズ）

近聞寓筆（篁墩吉漢官學儒者）宋王洙談錄云、（孝未見之書ナリ明人ニ王洙ト云人アリ宋交貿百卷ヲ撰シ提要史部ニアリ宋人ニハ王洙ト云ヲシラズ）作書册黏葉爲上、雖歲久脫爛苟不逸去、尋其葉第足可抄錄次叙、初得董氏繁露數卷、錯亂顚倒伏讀歲餘、尋繹綴次方稍完復、乃縫綴之弊也、嘗與宋宣獻談之（孝云宋宣献ト云人未考）公悉命其家所錄書作黏法、按黏葉每葉以糊黏其腦、疊摺成册者今謂之列綴（孝云通雅卅二（粘葉）引王原叔乃是文但略於此）古時書册往々如此、仁和寺所藏古本醫心方亦此式也、今之葉子是其變法、黏葉黏摺折處爲腦、葉子反之、且代糊以絲縫之耳、密宗僧多用之、或是唐代遺法（孝云密宗ノ僧ノ用フルモノハ二ツニ折タル紙ヲ五七枚ヅツカサ子テソレヲイクツモ〳〵ヒトマトメニトヂタルナリ吉田氏ノイフヤウニテハ粘葉ノヤウニキコエテワロシ）縫綴今謂之太和綴者、蓋上半屬首葉下半屬末簡、一致縫斷錯亂尤甚、又有胡蝶裝（見通雅○孝云通雅見卷卅二（器用））旋風葉（見讀書敏求記）等之名未詳其制、據其名胡蝶裝是列綴、旋風葉是太和綴、約略當是已

○尉佗　尉止　尉繚子　尉遲敬德

南越王尉佗ノ尉ヲウツノ音ニ古賀精里ツネニヨマレタリト千坂千里カタリキ今攷ルニ姓ハ趙名ハ佗ト云モノ南海尉任囂ノ遺託ヲ受ケテ尉ノコトヲ勤メタリ是ヨリ尉佗トモ云ヘル也尉ハ从レ上案レ下ト訓シテナグサムル意ノ官ナレバ本音井ノ音ナリウツノ音ニヨムハワロシ字書韻書證スベシ（史記列傳五十三、漢書列傳六十五ニ尉佗ノ傳アリ）精里ノアヤマラレタル來由ヲオモフニ唐ニ尉遲敬德ト云高名ノ人アリ（新唐書列傳第十四）コノ複姓ヲ昔ヨリウツチトヨミ來レリ宋董衡ノ唐書音義尉遲（上紆物切）トミエタリ萬姓統譜ニ複姓ヲ入聲勿韻ニ收メタリ是ヨリ尉佗ノ尉モ姓氏ナラント心得タガヘラレタルナランサレド複姓ハウツナリ單姓ハ井ナリ襄十年左氏ニ鄭人ニ尉止ト云モノアリ陸德明ノ音ナシ本音ニヨム故ナリケリコレヤガテ井トヨム證ナリ但尉繚子ノ尉ハ昔ヨリウツノ音ニヨミ來レリ是ハ廣韻入聲物韻ニ尉繚子ヲ收メタル故ニヤアルラン同書去聲未韻ニモ姓也トイヒ上文ニ引キタル物韻又廣複姓有尉遲氏トアレバ廣韻ニテハ單姓ノ尉ヲ兩韻トシタルナルベシツラ〳〵思フニ漢書藝文志尉繚二十九卷（六國時師古曰尉姓繚名也）トアルハ史記始皇十年紀、大梁人尉繚來說秦王曰云々秦王覺固止以爲秦國尉、正義曰若漢太尉大將軍之比也トミエタル尉繚ノヿ也尉トナシタルヨリ後ニ尉繚ト云フ前ニメグラシテ司馬遷ハ大梁人尉繚トカヽレタルニハアラ

ノ天台ノ例時ナド板本ニテ粘葉ノ仕立ナルニ裏表ニ文字ノアルハイカニト云フニ是ハ彫刻セントスルニ其心ガマヘヲナシ其程合ヲ考ヘテ書寫シ彫刻スルニコソ近日ノ蘭書モ此姿ニテ表裏ニ文字ヲカケリソモソモ古昔ハ今日ノ如ク其程合ナド考ルコトモナク板本ヲパカクナシガタキニヨリ板ヲスリタル紙ヲ一枚一枚ニ本文ヲ内ニシテ二ツニ折テ重ヌル也サレバ二枚アケテハ文字ヲヨミ又二枚アケテハ文字ヲヨムナリ此仕立端ノ處ヒラ〳〵スルニヨリコレヲ胡°蝶°装°ト云フナルベシ（本邦ニハコノ仕立ナシ）此胡蝶装（折目ヲ蝶ノ身ト見ナスナリ）ハ粘葉又ハ旋風葉ヨリ轉ジタルニハアラズ摺本ヨリ分レタルモノナランカ、サテ此胡蝶装ト粘葉トノ二ツヨリ轉ジテ今ノ冊°子°トハナレルナランソモ〳〵粘葉盛ニ行ハレタル時ハ假初ノ物ナドニノミ今ノ冊子ハ用ヒタルナラン清輔ノ袋艸子ト云モ假初ノ物ナレバトテ此冊子ニカキ付ケタルガ終ニ書名トハナレルモノナラン今ノ冊子ノ綴ザマ一枚〳〵ニ袋ノ如クニ見ナサルル邊ヨリ袋°冊°子°ト云ナルベシ（藤貞幹ノ好古小録雑考第二十一條ニ嚢草子ハ旋風葉ナリトアレドコレハワロカルベシ）

以上ノコトカキツラネテ掖齋ニ見セタレバゲニシカルベシト印可サレタリ、シカレドモ後賢ノ猶補正ヲ竢ツ也

葉子（孝云、葉子ハ冊子也草紙トモ造紙トモイヘドコレハ假字也册子ハ正字也）程大昌演繁露十葉子古書皆卷、至唐始爲葉子、今書冊也」同十五葉子古書不以簡策、縑帛皆爲卷軸、至唐始爲葉子、今書冊也、然古竹牒已用幾簡爲名、顧唐始以縑紙卷軸、改爲冊葉耳」正字通葉歐陽修曰唐人藏書作卷軸後有葉子似今策子

胡蝶装、本邦ノ装潢ニハナシ宋板ノ宋初集ヲコノ装潢ニシタルヲ掖齋狩谷氏目擊シタルコトアリ今ノ十竹齋書譜ノ製コレナリトイハレタリ宋板烈女傳胡蝶装ニアリタルヨシハ阮福ノ跋ニミエタリ」

四周外向、明史藝文志ニ先是秘閣書籍、皆宋元所遺、無不精美、装用倒摺四周外向蟲鼠不能損（明史稿装用作一皆字向下有故雖遭三字不能作嚙而中未四字）トアルハ即胡蝶装ノヿ也ト狩谷氏イハレタリ五雑組ニモ四周外向トイヘリト同人イハレキ亡友小島春庵阮福ノ跋ニヨリ其烈女傳ヲ胡蝶装ニシタテラレタリ森養竹モ同ジク其装潢ニシタリマコトニ四周外向也ケリイカニト云ニ阮福本ノ烈女傳ノ綴ヲホドキ一枚〳〵ニ表ヲ内ニ竪ニ二ツニ折テ幾枚モ〳〵カサネ其折リタル處ニ一枚〳〵ノリヲツケテカサヌルナリサテ開テミレバ四方ニ白紙ノ處アルナリコレ外向ト云ベキナリ近日ノ蘭書ノ装潢コレニ近シ知不足齋叢書ノ第一集ニアル韻石齋筆談ニモ内府秘閣ノ宋人ノ諸集三十四周外向ナレバ蟲鼠ノ損ナキヨシアリ

草紙、朱子文集五十二答吳伯豐書ニコノ字面アリ詳文

- 旋風葉
- 胡蝶装
- 粘葉
- 袋艸子今ノ冊子

ルヨリノコトナリ 其後蔡倫紙今ノ紙出來タルヨリシテハ其紙ヲ幾枚モ〳〵ツギアハセクル〳〵ト巻キオクコト、ナレリ是ヲ○○巻子本ト云今ノ巻物ナリ 唐ノ世マデハ此巻子本ニテアリシナリサテコレヨリ今ノ折本トナル 宋板ノ折本ノ經ノ末ニノミ表紙ヲ付テ始ノ方ニハ表紙ヲソヘズシテ帖ノ眞中ニ其始ノ處ヲ粘付ニシタルアリコレ巻物ヨリ折本トナル次第ナリ、帖ヲ左右ニヒラケバ經文ノ尾ノ方ノ表紙ミユルナリ 宋板ノ佛經皆折本ナレバ唐末宋初ヨリノコトナランコレヲ○○摺本ト云 コノ名目ハ出處未考、藤貞幹ノ好古日錄第四十五ニ摺本ハ印本也一說ニ折本ナリトアリ、孝云、印本也ト云コト下文ニ云ベシ、コヽハ折本ノ證ニ目錄ヲノスル也聽雨紀談(續說郛十五)今之書籍每冊必數卷或多至十餘卷、此僅存卷之名耳、古人藏書皆作卷軸、鄴侯家多書挿架三萬軸是也、此制在唐猶然、其後以卷舒之難、因而爲摺久而斷、乃分簿帙コノ摺モ折本ノコト也サテ摺本ト云コトアリウツス也佩文齋書譜十三ニ詳ニアリコレハ摸本ノコト也正字通ニ摸磨トアレバ楷ノ字ト云ヨリハ板本ノコトヲ榻本トイヒケンヲ字形モ近ケレバ摺本トカキヒガメタルモノナラン字音モ摺ニテハ左行ナリ榻ナレバ多行ニテタカシ 摺ハタヽムト云字也 廣韻摺々疊也、之渉切 一巻ニ巻トハ計ヘズシテ一帖ニ帖ト云フベキ也 本邦ニテ古抄本ニ摺本某作某ナドトアルハ板本ノコトナリコレヲ楷本ト云ベキヲ字形相似タルヨリ誤テ摺トカケルナリ廣雅釋故三ニ揩磨也トアルコノ字ヲアヤマリタルモノナランヲ好古日錄ハ字義ヲトハズ印本ノコトニ摺本ト人々イヘバ印本ナリトイヘルナリケリ、別ノ意ナシ ○○此後旋風葉ト云モノアリ此ハ折本ノ裏ヨリ紙ヲアテ初ノ處ト終ノ處ニ粘ヲ付ケタル者ニテヒログレハワナニナリテ一帖コト〴〵ク廣ガリテ唯一葉ノ如シ風ニ旋轉スル一葉ノ紙ト云事ナルベシ何ニヨリ裏ヨリ紙ヲ添フル事ノ起レルカト云ニ折本ト云モノハトカクニ斜ニ曲リ折目ウルハシクノミハ常ニアラヌ者ナレバカクハセサセジトノ爲ニゾアルラン 天台宗ニテ日夜朝暮ニ用フル例時ト云モノアリ常今モカヤウニ仕立テタルヲ常ニ見ルナリ 又其裏ヨリアテタル紙ニオシナベテ粘ヲ付ケタルアリ 紙ニノコラズ粘ヲ付クレバ上ニ言フ如クワナニナリテハ廣ガラズコレ一轉ト云ベシサテ別ニ紙ヲ幾枚モ〳〵重子テ一マトメニ二ツニ折リテ其折タル處ヲ粘付ニスルアリコレヲ○○粘葉(テッテフ)ト云 藤貞幹ノ好古小錄雜考第廿二ニ粘葉ハ胡蝶裝也トアルハワロシ タトヘバコノ重子タル紙十枚アラバ物ヲカキ付ルニ第一紙ノ半分ハ最末ノ處ニナルナレバモシ粘ハナルヽ時ハ文段混淆シテ讀ミツヾケガタシ古昔ノ紙ハ厚キ故ニ文字ヲバ一枚ノ紙ノ表ニモ裏ニモカク也、コレモ又一轉シテ紙五七枚程ヅヽヲカサ子コレヲ一ツカ子ニ二ツニ折リ其ヒトツカ子ヲ三ツ四ツ重ネ折タル方ニ表紙ヲアテ粘ニテツクルアリサラバ第一紙ノ半面ガ最末マデニハナラズシテ五七枚ノ一ツカネノ末ノ處トナルナリ粘ハナルヽトキハ混淆スルコト猶同ジキナリ 天台ノ例時ヲコノ仕立ニシタルヲモ見タリ コレラハ鈔本ノ上ニテノコト也、シカルニ今

うるおして山の薪のおもきにも思ひ樒を折りそへて彼古墳ぞとゆふ花の手向の梢折々にこゝろをはこぶばかりなり〳〵〔孝云、重ト思ト詞ノ通フニヨリ、カクカサネテアヤナシタルモノナリ〕同 樒天狗 我はいまだあたご山しきみが原に分入らず候程に只今おもひ立て候あたご山しきみが原の雪の中に花つみ添ふる袂かないつものごとく山に入り樒を手折らばやと思ひ候〔樒天狗條孝云通行本ニナシ今田安殿校訂新刊本ニヨル〕本草和名莽草 和名之岐美乃木〔孝云莽俗莾字見干祿字書〕和名抄樒唐韻云樒 音蜜漢語抄云之岐美 香木也 友人狩谷掖齋云、按樒卽蜜香、證類本草上品引陳藏器載之、又千金翼方、證類本草下品有莽草、是樒茵草二物不同、而漢語抄以樒爲之岐美、本草和名以莽草爲之岐美、二家其說不同也、源君兩載樒莽草並訓之岐美、非是 莽草山海經注云莽草本草云之岐美可以毒魚者也 孝云、廿卷本本草上有和名二字、狩谷氏云、下總本之岐美作安世美、按本草和名木部云、莽草和名之岐美乃木、則作安世美非是、蓋上文樒訓之岐美、故後人改世之岐美爲安世美以避重復也、恐非源君之舊」延喜式茵草 元日御藥、臘月御藥、中宮臘月御藥、此外猶多今畧

孝云、シキミト訓アレバ姑クコヽニ出ス是ハ菫子ナルベシ 先師清水先生ノ雜考ノ内ニ菫子ノコトアリソコニオノレ書加ヘオキタルヿアリ併考フベシ

此一條は狩谷多作子が人の墳墓にしきみを供ふるはいつばかりよりのことぞといふに謠曲須磨源氏をかき出てやりたるついでにおもひいづるまに〳〵しきみの事を書付けたるなれば引用の書もあとやさきやになりていとみだりがはしうなん又西土の文どもをもひとつふたつ附錄となして此下にのす

證類本草卷十四木部下品莽草味辛〔白字〕一名葞一名春草生上谷及寃句五月採葉陰乾〔黑字〕陶隱居云莽茵字亦作茵音茵字今俗呼爲茵草也〔孝云陶氏注恐有誤字〕 本草綱目卷十七下草部莽草〔白木部移入此〕弘景曰莽本作茵字俗訛呼爾、時珍曰此物有毒食之令人迷罔故名、山人以毒鼠謂之鼠莽、法華方便品、旃檀及沈水木樒並餘材 文句、木樒者長安有木名樒」記云木樒者、字林云香木切韻作樒、玉篇云其樹似槐而香、有人云斫經五年始有香氣」玄應音義木蜜字體作樒字林亡一切香木也、其樹形似槐而香極大、伐之五年始用、若取冥香皆當預斫之久乃香出 慧琳音義卷二十七 法華用玄應音義」 同卷三十五 一字頂輪王經 樒 木似白檀香非白檀也、欲取令〔孝云令恐其〕香者、皆須斫經多年久乃香出、其樹白檀之類也」同卷三十八金剛光燄止風雨陁羅尼經 樒木〔經本從心作樒亦通俗用也〕

亡友岡村氏云、樒卽木香也、但非今藥所用之木香也、謂白字本草〔證類本草卷六、木香 本草綱目卷十四木香〕所謂木香也、沈香一名蜜香、亦可以證矣、本草和名(草上)云木香一名蜜香、同書(木上)沈香一名蜜香と、いと簡便にのせたるにて岡村氏の說を信ずるにたよりよろし

○書籍沿革

卷子本

摺本〔折本トモ〕

書籍ノ起源ヲ攷フルニ西土ノ上古ハ皆竹簡ニテアリタルガ韋編三絶ナドトアルモ竹ヲアミツラネタ

難波江二の巻下

○女の世なれてあるとなきとは初めてあへる男の心にしらるゝ事

狭衣物語巻一上四十七オうとましかりつるかしらづきになれつらんかしとおもへば、猶心つきなけれど云々ものぎたなくうたがはしかりつるいのりの師のこゝろきよきも見あらはしては コレハ狭衣大将ノ御意ニ初ニハ飛鳥井姫君ヲ疑ヒテ威儀師ニシタシクナレツラントオボシタルガ、サニハアラザリケリト、オボシウルコトノアリシナリ 取替ばや物語巻四廿八オいかなりける事ぞとなまごころ おとりもしぬべき事ぞまじりたるやおとゞのあながちにもてはなれあらぬさまにもてなしゝもかくてなりけり云々、むげにあさはかなるわかき人だちなどにやあらむとくちをしけれど コレハ帝ノ内侍督ニシノビテアヒタマヘルトキニ世ナレテアリシナオボシワクコトノアリテカクオボシメスナリ

○しきみ

萬葉集巻廿、於久夜麻能之伎美我波奈能其等也之久之久伎美爾故非和多利奈無」橘千蔭略解に奈能二字を一本によりて疊たり六帖木部に此歌をのせて此二字あり」古今六帖木部しきみ、万葉の歌一首をのせたるのみなり 清少納言枕冊子あはれなるものゝにかうさぶらふといひてしきみの枝を折てもて來たる 考云、こゝは寺にこもろとき清少の局に、法師の持て來るなり 壬二集下山家の心をあさごろもまだおもなれぬおく山のしきみの花の露にぬれつゝ」新古今雜中山家の心を 小侍從しきみつむ山路の露に濡れにけりあかつきおきのすみ染の袖」新撰六帖しきみ 衣笠内大臣 しきみつむ竹のはなこのはかなきも誠の道にいらざらめやは」爲家卿あはれなるしきみの花の契哉ほとけのためと種やまきけん」知家卿 しきみつむ時の間もなく山寺にわきゝ一たび花たてまつる」行家卿 枝ながらみねのしきみの葉をしげみこるとはいはでつみにこそつめ」光俊朝臣 あか水にしきみの青葉きりうけてさゝげもたればぬるゝそで哉」現存六帖しきみ、新撰六帖なる爲家卿の歌一首のみのせたり」 謠曲三輪 是は和州三輪の山陰に住居する玄賓と申沙門にて候扨も此程いつともなく女性一人毎日樒あかの水をくみ來て云々又此山陰に玄賓僧都とて貴き人の御入候程にいつも樒あかの水を汲みて參らせ コゝハ此女玄賓ノ佛前ニ供養セン料ニ奉ル處ナリ 同車僧 あたご山しきみが原に雪積り花つむ人の跡だにもなし〔正治百首冬沙彌生蓮の歌によるか〕同須磨源氏 我等は賤しき身なれども有りし雨夜の物語聞くにも袖をうるほして

此は常のまゝに登袁と訓つといへり地名なればなるべしといふは例のこゝろえず地名は尋常に異なることはあれど假字はたがはず本居氏はじめはトホとよみ後なるはトヲとよめるもいかゞされど十市と中略とさだめざるはよろしくおもはるゝによりてこゝに引出し師説のうけがたき左證となすなりけり師説は何故に和名抄をたすけてトホチとせられたらむとおもふに十市(トホチ)を遠路(トホチ)にそへたる歌のやゝふるくみゆるよりのことにはあらぬか今おもふにやゝふるくみゆる歌も和名抄に誤られたるものとさだむべくや其歌とは拾遺雜賀一條攝政「くればとく行てかたらん逢事のとほちの里の住みうかりしを」新古今秋下式子内親王「更けにけり山の端ちかく月をみてとほちの里に衣打聲」狹衣物語卷四中六オ「露ばかりみゆづるかたなき人のこゝろめたさにゆきもやられ侍らぬをかゝる十市の里もたづねさせ給ひぬべかりけりと見おき侍ぬるこそ式部卿宮ノ北方ノ處へ大將トハレ給フトキ我姫君ノコトヲ北方ノタマフナリ」堀河院百首蚊遣火　師時「雲かゝる十市の里のかやり火はけぶりたつともみえぬなりけり、これらなりすてゝ證とすまじきなり

附　十ヲとトノミ云フハ、十カヘリノ松

難波江二の巻上終

師宗長ノ吹キタルモ野田ノ城ニテ芳休ガ吹キテ信玄是ヲ聞クトテ殺サレタルモ藩翰譜十一菅沼傳ミナコノ一節截ナリ所詮ハ短キ尺八ト心得テヨシ」今ノ尺八其名ハ古名ニ復シタレド西土ノ寸尺ニアハズ本邦法隆寺ニ傳フル洞簫ト云フモノアリコレ眞ノ尺八也洞簫ニハアラズトゾコノコト亡友狩谷掖齋ノ度量考ニ詳也サテ和名抄ニ兩節間俗云與トアレバ竹ヲ截リ兩節ノ間ニ製シタル故ニ一節截ト名ヲ負ハセタル也其實ハ節ハ和名ハ布之トアリテ與ニハアラネド兩節マデニハナクテ製シタル故ニ一節トハ書シ詞ニハヒトヨト云也古事記應神ノ段ニ河島一節竹トアル節モヨトヨム也古事記傳卅四(四十二ウ)ニ詳ニアリ和名抄音樂具ニ尺八ヲ載セタリ尺八ヲ唐山ニテハ洞簫ト云フヨシ心越禪師カタラレタリト安藤爲章ノ年山紀聞卷二尺八ニイヘルハワロシ、心越オノガ故郷ニ古ク尺八ト云フモノアルコトヲシラヌ云ヒザマナリ尺八ハ尺八洞簫ハ洞簫ナリケリ林羅山文集十九ニ尺八記ト云フモノ二篇アリミナ一節截ノコトナリ大森宗空トアルハ宗薰ノコトカ尋ヌベシ

齋藤彦麻呂ノ傍廂一ニ圖ヲ出シ短笛 三寸七分七寸一分 トアリコノ短笛即尺八ニテ一節アレバ一節截トカキタリケントオモハル兩節マデニハアラズサレバヒトヨキリノ名モアルナリ

○十市

和名抄大和國郡名十市止保知と有り十はとをの假字なるにいかにとかたぶく人もあるを我師清水濱臣は和銅六年の詔により本居氏の轉用例に倣ひて十は登の假字保にあたる字は省けるなりといはれき答問雜考にみえたり師説面白きやうなれどうけとれずいかにといふに古事記孝靈に十市縣主とかけり又崇神十市之入日賣命とみえたり和銅六年五月の詔よりははやく和銅五年正月に奉る古事記に十市とあれば中略の例とはなしがたかるべしされば轉用例かける本居氏もこゝに心づかれたるにや古事記傳廿一(四十ウ)に十市縣主十市和名抄大和國十市郡止保知これなり十は登袁なるを止保とあるは假字違へり地名なればなるべしされどそはやや後の訛にこそあらめ十字をしも書來れるは本は登袁とぞ唱へけんといへり但地名なればなるべしといふはこゝろえず又古事記傳廿三(六ウ)十市之入日賣命には傍訓トヲチとかきさていへるやう十の假字は登袁なるに和名抄十市止保知とあるは地名なればなるべし凡て地名の假字には尋常に異なるとのまゝあるなり

或人のかたりはべる」武藏鐙第二十交割物ト云フハ佛寺ノ什物ノコトナリ什物ヲ寶物ト云フコトトアヤマリ寶物ヲ交割物ト云フナリ安齋隨筆前集十四第八ニモ」寺社寶物展閲目錄南禪寺ノ條交割物目錄一卷

友人太田全齋云水滸傳に交割の字ありとおぼゆといへり又狩谷掖齋は東海寺臨濟派に交割式といふとありこれは寺の重器を前住より後住にわたす時の事にて交割帳と云物有りてその品物を一々にかきつけてわたす事也といへり續演繁路卷六下擔得替例物に會要六十九を引て大中五年奏刺史交割及初到任、下擔得替後貲裝、天下州郡、自有規制といへる交割もおなじ事ならむ

說郛局百十六博異志唐鄭還古著一無遺闕、並交割訖、後三日會清化宅井、無故自崩、兼延及堂隍東廂、一時陷地」雜字類編卷四字類人事交割ウケトリワタシ齊策五ニ交割而不相惜トアル交割ナドハ更ニ別事也混殺シテ其義ヲ攷フベカラズ」全唐詩第十一函第七冊李曜贈吳圓抒情詩曜罷歙州、與吳圓交代、有酒錄事各媚川明慧、曜頗留意、托圓令存卹、有詩云經年理郡少歡娛、爲習干戈間飲徒、今日臨行盡交割、分明收取媚川珠、

○法諡曰某某院

院ノ字諡ニアヅカラズ書院ノ院ニテ誰某ノ建立シタル院ナリトノ意ニコソ浮屠家ノ法諡ハ何々居士ナド云フ居士ノ上ノ二字ヲ云フ也コレモ浮屠家ニ典故アルニハアラズ流俗ノ浮屠家ノスルコト也」古昔ハ平素住居シタル家ヲヤガテ浮屠ノ道場トナシ何某院ト院ノ名ヲオホセタルモノナリ今日ハ其人品高下ニヨリ院號ヲツクルトツケザルトノ辨別アレドサラニ證モナクコトワリモナキコトナリ浮屠家ノ諡號ト云フコトハ唐土ニハミエズ本朝ノ古ニモキカズ今日ノ俗風ナレバ文人墓誌墓碑又ハ傳ナドカクベキ時ニアタリテ用意アルベキコトナリカシ

附　伊藤長胤刊謬正俗碑碣諡曰某院、本天子脫屣之後、居于其院、故崩後仍稱之、臣下貴者亦或稱之、今斗屑之人、父母既歿、必稱曰某院、尤不可也、蓋所謂竊禮之不中者也、有志者、忍以此稱其親也哉

○一節截尺八

今ノ尺八ト云フモノハ曲尺ニテ一尺八寸也是ハ寬永ノ頃大森宗薫ト云フ者ノ造リ初タル也西土ニテ尺八ト云ハ周尺ニテ一尺八寸也周尺ハ今ノ曲尺ノ七寸六分ナリトゾ其已前ハ一節截ト云ヒ今ノ曲尺ニテ一尺八分ニテ製シタルヲ用フ誰人ノ製シ初タルニカ足利ノ頃連歌

事もあればいわし追日の魚とおもふべからず、和名抄に鰯以和之とみえ、新撰字鏡に鰯伊和志とのせたり新井氏の東雅に此魚水をはなるればたやすく死するなりされば弱にしたがふ堅魚の堅とかくと同例なるよし詳にいへり鰯字未攷

○白波　綠林　附、立田山

後漢靈帝紀中平五年二月　黄巾餘賊郭大等起ニ於西河白波谷一、寇下大原河東上」同九月南單于叛、與白波賊寇ニ河東一」同獻帝紀中平六年白波賊寇河東章懷注、薛瑩書曰、黄巾郭泰等起於西河白波谷時謂之白波賊」　同劉玄傳、王莽末南方飢饉、人庶群入ニ野澤一、堀ニ鳧茈一而食レ之、新市人王匡王鳳爲平理ニ諍訟一、遂推爲ニ渠帥一、衆數百人、於是諸亡命馬武王常成丹等往從之、共攻離鄕聚、藏於綠林中、章懷注、綠林山、在今荊州當陽縣東北也、」新古今釋敎不偸盜戒　寂然法師「うき草の一葉なりともいそがくれおもひなかけそおきつしら波〔寂然集ニ此歌ナシ塙氏ハ新古今ヨリ類從本ニ補入シタリ〕名寄橫田山　鴨長明「はやすぎよ人のこゝろもよこた山みどりの林かげにかくれて〔鴨長明ノ海道記ト云モノ刊本ニアリテ此歌ヲ載セタリ〕」右あづまのかたへまかりける時あふみの橫田山をこえける時よめるとぞ

孝云古今集におきつしら波たつた山とつゞけたるはたつた山といはんの料にて冠辭なり顯昭の注定家の密勘契沖の餘材巴子の打聽宣長の遠鏡みなおなじされど盜人の事に解きたる說もふるきことにていづれの注にも又袖中抄卷一おきつしら波たつた山の條にもみえたり拾遺雜下に旅人のぬす人にあひたるかたかける書を藤原爲賴がよめる「ぬす人の立たの山に入りにけり同じかざしの名にやけがれんと有る歌などを引て證とする也けり羽倉東麻呂翁の說とて清水先生のいはれしにもとは盜人の異名をしら波と思ひてしら波のと有りけんを後にうつしあやまれるかといはれき

○交割

說郛局十八　畫墁錄宋張舜氏著翁肅閩人、守江州、昏耄、代者至、旣交割、猶居右席、代者不校也、罷起轉身、復入州宅、代者攬衣止之曰這箇使不得」棠陰比事常語叢引宜就原文校　交割リタス常住物ノヲ」譯文筌蹄卷三替大切ノ寶物ヲ交割モノト云フモ寺院ナドニテ前住ヨリ後住ヘウケトリワタスコトヲ交割スルト云ヨリ展轉シテ誤レル也」睡餘探筆下山岡氏類聚名物考引寺の什物を交割といふは唐には寺を番々にかはりて住持せしに代りさまに各あつまり竹の割符をあはせて器財を先住より後住にわたす故に、割符をまじふるといふ義にやと林春齋の說なりと

長崎府學助教長川潕世暐拜手稽首謹撰

○萬葉集に似つかはしからぬ事

卷一、幸于伊勢國時留京柿本朝臣人麻呂作歌「朝左爲二五十良兒乃 島邊捞船荷妹 乘良六鹿荒島囘乎」千蔭略解にいはく島は波あらく舟あそびなどすべき所にあらず是は京にておほよそにきゝておしはかりによめるなるべし 孝云懸居翁の萬葉考によれる說なり 保孝云、人麻呂ほどのものいかでおしあてによみたるらん」同藤原宮之役民作歌「我國者常世爾成牟圖負留神龜毛新代登泉乃河原」略解にいはく我國者といふより新代登と云ふ迄ほぎ言をもて出といふ序とせり 孝云萬葉考によれる注なり 保孝云序歌にいひ下したるはさることながらその序の中に義理をこめて壽詞のあるは後の手ぶりめきてきこゆ 是より下の卷々にも斷る類有るべし暇あらん時に書出しおくべく思ふ也

○鰯

四季物語十二月つゐなの夜は中略いわしのはさみ物ひひらぎのほこはなやらふ家には百敷ならでもある事なれども」古今著聞集卷十六興言利口 妙音院入道殿仰らるべき事有て孝道朝臣のわかゝりける時けふたがはで祇候すべきよし仰ふくめられたりけるに孝道仰を承りながらうせにけりひねもすあそびありきてゆふべに歸り參じたりければ入道殿大にいからせ給ひて御勘發(當カ)の餘(ナシイ)に贄殿の別當也ける侍を召て麥飯に鰯あはせてにて只今調進すべきよし仰られければ則參らせたりけるに孝道にくはせられけり日暮しあそびこうじて物のほしかりける時にてかひぐしく皆くひてけりそのときいよくしかり給ひて三千三百三十三度の拜をせよと仰られければ孝道本よりすぐよかなる者にてはべるうへに只今物よくくひて力も有て顏(腹カ)こえけるまゝにいとやすくとしはてにけりその時入道殿かしらかきをせさせ給ひてやすからぬものかな法師はしなばやと仰られたりける上﨟しかりける御かん當なりかし此飯菜をうとましき事に思召取りたる事は御遠行の時しろしめしたりけるとかやさなくては誠にいかでかさる物ありともしろしめすべき」後水尾院年中行事正月元日先あしたの御はしを供す鰯(セイ)とか云御まなを白き土器に入れて同じかわらけをおほひて奉る 舊注是なきぬかつぎと云ふ至極衰微の時節に奉り初て其嘉例なうしなはで今に奉るとか蓋をおほふは彼御まな下ざまに專用るものなればおほひかくすにこそ 孝云江家次第卷七六月忌大御飯御菜四種 海蛆干 鯛 鰯 鯵 といふ

人肥痍二約纏兩道、横束二腰腹一、直至下臨産之時上解去」

肥前彼杵（ソノキ）郡平敷鎭懷石碑銘

鎭懷石者、神后皇后所夾以鎭其胎者、事見萬葉及古事記諸書、當此之時、仲哀既崩、應神未降、而熊襲餘孽再熾、其勢非擣新羅奪倚據、則磐根終不拔也、皇后雄略神斷、直與大臣建内宿禰等謀、決策而西、時后有娠、適當産月、乃取平敷之石、以鎭其胎、誓師而發、遂獲大勝、既旋誕皇太子于筑前蚊田、後卽位是爲應神天皇、其皇后以深宮窈窕之質、身親執鈇鉞、屬弓弩、蹈洪波而征狂胡者、益祖誥廟謨、所相傳承、不敢以大事諉之群下也、石之所出平敷屬肥前彼杵郡、今長崎府此數里浦上村有平野宿、側有一小池、稱鏡川相傳后嘗鑒容于此、皆其地云、此間婦人妊子者、多賽其處、以禱胎孕平安、或獲其石、挿之衿紳、若葆祠之、至于今不渝、謂若此則産泰、又以其光瑩麗澤類玉、好事者或磋爲佩玩若燧、士人因呼其處曰稜崎、蓋國音稜通燧也、要之神明之隩、與其流風餘韻偕同悠久所謂靈光巋然永存不絕也、天保中文恭廟命邑之縣令高木君忠篤采之、縣令獲石以輸焉、平敷之石繇是復著于世、抑長崎之爲港、山海雄偉、號爲天下要鎭、朝議因爲漢蠻津筏之場、二百餘年于今爲海西繁華第一、疇昔蜑蠻變爲歌吹市陌、往時藜莠轉爲綺亭榭、皆其遺烈所由而致也、及至近時、又爲英吉鄂羅開賈局築商館貿易之事滋殷盛焉、然千古之迹、與世變遷、荊棘莽然、人莫復顧想皇后征韓之時、凄涼縹緲、不啻秦月漢關焉、故老過之憑弔往々有嘆息涕下者、鎭臺荒尾明府成允行部抵此、西南瞰海、慨然頗有憂世之心、於是低日不能去、乃與賓佐僚吏議立碑其處以永傳于不朽、永持君毅明首應其議慫慂以成其事、實今上一十二年安政五祀著雍敦牂之歲春王正月也、嗚呼此擧也、不獨爲遊觀之具、固足使後之駁諸蕃者想皇威與國體之偉焉、豈惟永區々一小故蹟之傳而已哉、燕故叙而論之、又繫以銘、銘曰、皇后有身、娠斯神人、聖表有異、允武允文、龍種且降、履海督戎、何以鎭之、維石璁瓏、仰天誓神、金甲玉鎧、一衝巢穴、永安土宇、聲敎所被、三韓奉職、磐石鞏宗、金甌固國、后曰還歸、居然擧兒、天日之表、龍鳳之姿、天祚神明、世膺實籙千子萬孫、帝此九服、邦家之祥、何獨金璋、天生神物、獲吾帝王、深江之西、璘瑞其石、不唯可佩、維此靈蹟、官命儒臣、勒銘于原、毋俾蕪穢、沒厥舊痕、開市居貨、孰非帝力、於萬斯年、誦斯所刻、

客亭ニ取下御衣筥上入内方納御帶練絹一丈二尺也幅自半折又三倍帖以耳爲奥方、總六陰也以檀紙二枚裹之上下押折之、細切檀紙片鎰結之授二基親一中略主上令奉結御帶給、主上令座宮御左方給求男人其夫居左、求女人居右云々取御帶二倍也六尺爾天自御小袖左方袖引入御後方引廻諸輪奈爾被奉結云々此事被奉間關白諸輪奈之由令申給仍、今日被尋中院之處、皇大后宮之度、片輪奈結之由令申結二品聞此事、驚忌今度被用諸輪奈、皇大后宮者、虛姫之人也抑雖有記内事之恐偏存後代之義此事輕不出口外次宮主中略御著帶之後、典藥頭和氣定成朝臣衣冠男上稅頭定長相具參入持參仙沼子口口粒其裹様藥裹也納折櫃不居土高坏自口盤所方獻之、中將局取之、縫二付御帶左方一、〔孝云據玉海則粒上脫十五二字據上文則盤上脫臺字〕同治承二年十一月十二日辛未、天晴寅刻、自二中宮一召使走來、告下御產氣候之由上、則馳參候寢殿東面、云々皇子降誕令レ奉レ著二御替帶一給不解本、御帶、其上令著給云々　右四條寶石類書卷卅八引

本草和名下本草外藥　仙沼子生仙人沼池故以名之一名救疾子帶於身上、治病、故以名之一名預知子帶入蠱毒之家、藥自鳴故以名之、一名神變子服之、變容益氣故以名之一名惣持子此藥神驗、萬不失一故以名之和名、之多都岐」拾芥抄諸事吉凶日部懷妊著帶吉日、甲子春忌丙子戊子庚子秋忌壬子戊戌丙戌辛酉己酉寅但相當月殺副日伐日不用之、更不可向塞方、」〔櫻井政保云、丙子ノ下ニ、夏忌ト小書スベク壬子ノ下ニ、冬忌ト小書アルベシトイヘリ、此說ニヨレバノ子ノ下ニ土曜忌ト小書アルベキカ」戊戌以下イカナル理アリテ忌ムニカ〕和訓栞由部ゆはたおび、いはた帶ともみゆ懷妊五月に帶するをいへり齋肌の義なるべし鳥羽院の頃よりみえて東鑑にも五月着帶の事をのせたり」

孝云、先師清水先生濱臣いはく基俊の歌腹帶の事とはみえず基俊のうた吳竹集の條にいへり上文にのすくゝりぞめのひもなるべし顯季集に「年久にゆはたの帶をくりしでて神にぞまつる妹にあはん爲、とあるこれもたゞくゝりぞめのおびなり〔孝云堀河百首(祝)顯季「君が爲ゆはたのきぬをとりしでて神をぞまつる萬代までに、家集にも入れたり〕ゆはたのきぬとよめるにおなじかるべし腹帶にいふはユヒハタの意なるべしいはた帶は後の轉語ならんといへり〔孝云和名抄(膠漆具)ニ纈ナゆはたトヨメリ、同(錦綺類)夾纈アリ〕

艸山集卷廿一、木幡地藏堂俗號腹帶地藏

孝云並川氏の山城志又山城名勝志抔に此稱みえず

倭板書籍考卷五婦人產帶論一卷アリ陳朝瑎ガ作奚囊便方ヨリ拔出セリ妊婦ニ帶ヲサスル論也、和事始衣服門結肌帶ユハタオビ○今略惟引神功皇后之事及源氏寄木、又載奚囊便方第六有此事、本朝醫談官醫那須氏著文政五年大石千引序アリ刊本也妊婦の帶は斯邦の風俗にして唐土になき事と聞けり然るに清國に似たる事あるは吳舶の往來して聞見のまに〳〵彼國の人我に習ひてするなるべし保產心法、受胎三四月後宜緊ニ收其腹一、勿レ令三胎則易二產、又云、孕已知覺、卽宜レ用ニ布幅六七寸一、濶長覩ニ

著ニ御帶ヲ給事及五箇月擇ニ吉日ヲ令著給」園大暦貞和三年二月九日足利直義室著帶條成一點著帶今月七箇月」

鎌倉年中行事下卷くわいにんのとき帶めされ候事五月に成候時なり人によりて七月にもめし候帶の長さ八尺一はたばりなり」呉竹集〔孝云群書一覽にいはく作者詳ならず〕いはた帶纈帶と書く女のはらみてはだにする帶也五月といふに結ふ也萬「人しれぬはだへにむすぶいはた帶心づくしの月をこそまで〔孝云いはた帶の事和訓栞の所に云へし○與清云尾崎雅嘉校訂本にも類葉集にも萬葉の歌といへど萬葉になし〕」「あふ事はかたむすびするわきも子がいはたの帶をいつかとくべき〔與清云、續後拾遺戀ニ基俊ノ歌也四ノ句ゆはたの紐よトアリ〕」心ぐるしく月をこそまてと云ふ句に「人しれずはだへにむすぶいはた帶 讀人不知」〔孝云補遺に紹巴の句出す併見るべし〕子玄子産論卷四」鎭帶論右七條擁書漫筆四第七條引

玉海、承安三年四月十五日丁丑天晴此日有著帶事帶家中儲也中略告時午刻也陰陽頭在憲朝臣衣冠參候施藥院使憲方布衣同以參上進ニ御藥等ヲ、仙沼子十五丸此中ニ別加之(孝云仙沼子見本草和名)以ニ件藥ヲ縫下裹帶中上、即帶之向吉方辛方也中略其儀如恒」治承二年三月十九日癸丑今日關白送書云明日女房可ニ著帶ニ云々懷姙殊有所存所申也若可レ然者可レ有ニ恩賜ニ云々申可レ進由了中略廿日今日中務權大輔經家朝臣爲ニ關白使ニ來、即給帶納手筥懸子掩蓋是不知先例而建春門院給帶之時如此也思彼例可爲也白生絹長一丈二尺六重折帖之裹白薄樣下下繪盡小松貝等有洲濱(櫻井政保云下々可疑) 其上下押折也經家朝臣取レ之歸參了以女房二條殿無障人也傳給レ之經家依レ非ニ跡遠ニ之者也」東鏡養和二年三月九日己卯〔孝云擁書漫筆引東鑑養和二年四月條見上〕御臺所御著帶也千葉介常胤之妻依ニ殊仰ニ以下孫子小太郎胤政上爲レ使獻ニ御帶武衞ニ奉レ令レ結レ之給丹後局候ニ陪膳ニ、」薩戒記、應永卅二年十月廿六日女房有ニ著帶事ニ、日時兼解勘由小路三位有方卿勘之也於東面庇南有ニ此事ニ其方依勘文也先女房南面著座予跪ニ其所ニ右方女房取生帶精好帖帶也納筥自是先以大炊助重兼遺加持所也 自ニ端方ニ指下入女房在袖中上、〔孝云、據下文、在字衍〕女房取レ之、自ニ小袖下ニ付レ身引廻、後自ニ右袖ニ出レ之、予取レ之如レ元納レ筥、又取ニ右帶ニ加同筥 指下入女房左袖上、女房取レ之、帶之結之、次予退、次有ニ盃酌ニ、此事雖下本儀上、爲後註了、」山槐記、治承二年六月廿八日、中宮御懷姙當五箇月仍有御著帶事、初度也于時閑院爲皇居中宮、傳聞內大臣盛亨大夫隆季中略殿上人等兩三人參入、母儀二品被候又獻ニ御帶ニ、後右大將北方被參云々大進基親東帶持笏中略臺盤所中將局左中辨重方朝臣女、未嫁人云々其裝束著物具取ニ御衣筥ニ其上以打褁云々亮新調進之、蒔繪松含有白織物折立 賜下基親上令レ持ニ仕丁ニ著紅衣 聽宮右衞門志上野資時衣冠相副右大將亭八條北高倉東 大將直衣冠 出逢ニ

云ニハカナクナリ給フ時ノサマナリ」 同御乳のさきはうちあかみたるに御おびのほどいとけざやかなりしなどよろづにこひしく（コヽハ嫡子ナクナリタル後ニ帝ノ戀シクオボス處ナリ」） 平家物語卷三許文六月一日ノ日中宮御着帶有リケリ」 源平盛衰記卷九宰相申預丹波少將軍中宮五月ニテ御帶賜御座テ六月廿八日吉日トテ御着帶アリ

孝云、今懐妊の女腹帶するは昔神功皇后御懐妊にて三韓征伐し給ふ時に御帶せさせ給ふより事起れるよし云ふはあらぬひがこと也、さるつたへ物にみえず石をこそ御腰につけられたれ帶したまふとはなしたとへ證ありといふともその書僻書にあらざれば僞書にこそ源氏にみゆるしるしの帶これ着帶のはじめなりけりされども是は懐妊したるよしのしるしの帶にて更に實用の物にはあらず、のちのち女のはづかしとおもふより裝束の下にむすべるがいつしか腹をくゝりておくものゝやうになれるならん中頃の作物語に取かへばや物語と云ふあり此物語作者不詳よしは安藤爲章が年山紀聞にもみえて時代はたたしかならねど文永年中にかける風葉集に此物語をひけばむげにちかき物にはあらじかし其物語の中にいとあやしく心えぬさまの御こゝちと見奉りしり侍りて（ツハリノコトナリ）おぼえなくあさましながら例せさせ給ふ御事（月事ノコト）などはからひて（幾月トサハリニナラス月ヲカゾヘテ考フル也）御帶の事をせさせ奉りては侍れどいかなりける事ともおもひわかれはべらず（密通ノコトヲ女房共シラネバイブカシクオモフナリ）とあり前後の文によるに着帶したる月かならず五ヶ月とはさだめかぬれど月事の滯などをかんがへて帶したるは今のよの心ばえにこそ扨此頃は裝束の下に結べるが常なればこゝもかく帶したるなりもし裝束の上ならんには人目をしのぶ帶はすべからず但此頃猶裝束の上にしるしの帶するならひなれどこゝはしのびたるかくろひ事なればたゞその儀式をのみとて世にはたがへて裝束の下にしたるにかその實はしらねどしばらく前說のかたによりてこゝにのす

東鑑卷二、養和二年四月廿日圓淨房依召自武藏國參上中略武衞御胎內之昔加持御帶者也」（孝云寶石類書引東鑑養和二年三月條下文別揭）中右記元永二年正月五日中宮御懷妊之間初帶令著給也先以大進清隆件御帶遣仁和寺寬助僧正許、令加持後主上令結御云々」 中宮御產部類記令

トヨム慢水ノ邊ヲツクレバ何トヨム漫言ノ邊ヲツクレバ何トヨム讒」カヤウノ問答ニテ答ヘカヌレバ負也といはれきげにさも有るべしざらば邊嗣の意なりたとへばはじめ某の字に人邊をそへては何とよむといひその次には言邊をそへては何とよむとつぎ〳〵かくいひもてゆく故に邊を次第に續ぎゆくの意にや、物しれる人にたづぬべし邊傍とも偏傍とも物にみゆれば邊ノ字にのみも限らず

○懷妊の女の帶すること

古事記故其政未レ竟之間其懷妊臨レ産郎爲レ鎭ニ御腹一取レ石以纏下御裳之腰上而渡ニ筑紫國一中略亦所レ纏ニ其裳一之石者在下筑紫之伊斗村上也」日本書紀神功適當ニ皇后之開胎一、皇后則取レ石挿レ腰而祈レ之曰事竟還日産ニ於茲土一其石今在下于伊都縣道邊上、既而則撝荒魂爲ニ軍先鋒一請下和魂上爲ニ王船鎭一○舊事記亦載之今略」萬葉集卷五筑前國怡土郡深江村子負原臨海丘上有ニ二石一中略古老相傳曰往者息長足日女命征ニ討新羅國一之時、用下茲兩石上、挿ニ著御袖之中一、以爲下鎭懷上、實是御裳中矣所ニ以行人敬ニ拜此石一○八雲抄卷四斷簡筑紫言ノ條ニモ引ク」筑紫風土記釋日本紀卷十一引逸都縣子饗原有ニ石兩顆一中略俗傳云息長足比賣命欲レ伐ニ新羅一閲原作國今依古本改軍之際、懷娠漸動、時取ニ兩石一、挿下著裙腰上遂襲ニ新羅一、凱旋之日、至下芋湄野上、太子誕生」筑前風土記釋日本紀卷十一引○與筑紫風土記文相似今略」ほした首書本源氏寄生湖月本四十五ウ頭書本五十六ウいとはづかしとおもひ給へりつるこしのしるしに一條禪閤の花鳥餘情にいはく懷姙の女のしるしの帶の事也同湖月四十八オ首書六十ウかのはらみ給ふしるしのおびのひきゆはれたる程など前田夏蔭いはくいづれも裝束のうへよりいへるなれば後世のゆはた帶ならんにはみゆべきにあらず衣のうへより帶をゆひたる事いふもさらなり其帶はかならず定めありて孕婦の用ふるならひ一樣なりけん故に誰もさぞとみしろ故にしるしの帶とはいひならはしけん此文に中君のふかく此帶をはぢ給ふ如く人々のはらめるしるしみゆるものゆゑ肌につけてゆふことと成ぬるはやう〳〵後のしわざにていにしへより此ほどまではいまだ衣のうへに結ふ定めなりしならん猶よく考ふべし又帶ははらにこそ結へ腰にはいかゞとおぼゆれどこは腰のしるしをさげたるにやとうたがはるれど裳に大腰引腰といふもあり腰ゆひといふもその紐をゆふなればそれらのたぐひにおほよそに腰のしるしなどもいふなるべくや」榮花嶺月ふたあゐの御ぞにすかせ給へる御むねのほど御乳のあたりなどわざとつくりたらんものめきてをかしげにらうたげにおはします御おびぎはけざやかにみえたるなどさま〴〵御めのとまりをかしくみたてまつらせ給コヽハ後朱雀ノ女御嬉子懷姙ノスガタヲ後朱雀帝ノ見給フ處ナリ同楚王夢しろき御ぞのうすらかなるひとかさねたてまつりてまた御おびもせさせ給へりコヽハ嬉子産後三日ト

みづし共のめづらしき古集のゆゑなからぬすこしえりいでさせ給てその道の人々わざとはあらねどあまためしたり殿上人も大學のもいとおほうつどひてひだりみぎにこまとりにかたわかせ給へりかけものどもなどいとになくていどみあへりふたぎもてゆくまにかたき韻の文字共いとおほくておぼえあるはかせどもなどのまどふ所々を時々うちの給ふさまいとこよなき御ざえのほど也いかでかうしもたらひ給ひけんなほさるべきにてよろづのこと人にすぐれ給へる成けりとめで聞ゆ遂に右まけにけり二日ばかりありて中將まけわざし給へりことごとしうはあらでなまめきたる檜わりごどもかけ物などさまざまにてけふも例の人々おほくめして文などつくらせ給」同（をとめ）學問をたてゝし給ひければゐむふたぎにはまけ給ひしかどおほやけごとにかしこくなん（コヽハ榊の巻ナル中將ノコトヲ云フ處也）同（橋姫）碁うちへんつきなどはかなき遊びわざに、河海抄篇突（玉篇）梁大同九年三月廿八日黄門侍郎兼大學博士顧野王撰云々湖月抄（細）玉篇などのやうに字の篇をそろへて覺ることにするなり（師）篇のおなじきをおほく見あてゝ勝負などにするなり」同（東屋）ごうちゐんふたぎなどしつゝあそび給ふ、湖月抄（三）韻ふたぎは常に人のめなれぬ詩集の韻字をかくして推すること也」同（浮舟）ゐんふたぎすべきに集どもえり出てこなたなるづしにつむべきことなどの給はせて」榮花物語（月宴）つれづれにおぼしめさるゝ日などはお前にめし出て碁すぐろくうたせへんせつかせいしなとりをせさせて御覽じなど」同（本雫）はかなき御碁へんつかせ給

孝云、深草元政艸山集卷十六に遊稱心庵作掩韻戲因信筆次吳國論訪露上人韻とて五言律の詩八首みえたりさては近き世迄もゐんふたぎのすさびは有りしにこそ榊の巻にいへる趣にて大方はしらるゝ也」へんつきの事上件の抄物どもにいへることまぎらはしくおもはるゝ也猶よく考ふべし篇突篇筑みな假字書なりへむは文字邊傍の邊なるべくおもはるゝを河海抄に篇を本字としたるにか玉篇を引き證されたれどいかがあらん又思ふに玉篇は韻書にあらで邊傍にて編輯したるものなればその玉篇を主にしてのすさびゆゑに篇嗣の意にもやしかれども篇嗣にては義理明了ならず師（清水濱臣）のいはれしにはタトヘバ曼ト云字ヲ出シ十ノ邊ヲツクレバ何

が御代なれど猶をしまる丶けさのあけぼの」新拾遺夏上西門院（ナシ古本）いつきときこえ給ひける時待賢門院かんたちめにわたらせ給ひたりけるに御供にさぶらひて齋院の女房の中にあふひにかきてつかはしける兵衞「もろかづらかゝるためしはあらじかしけふ二葉なるちよをそふれば」、契沖云賀茂の社の後に神館のあと殘れり今もかうだちといへり」

孝按、神館の事くはしくかけるものあるべし己れいまだしらずおもふに本社のちかき所に館をまうけて神事にあづかるもの女に男に此所につどひて神事をはからふなるべし印本の新拾遺にかんたちめとあるめ。は衍文なり和訓栞にかんたちめとも云ふといへるは印本にすがりたる僻説なりさて女院紀にてみれば上西門院は待賢門院の御子なり齋院にあひ給はんの御こゝろもかつはあらせ給ひての御詣なりしなるべし（山城名勝志卷十一愛宕郡ニ神舘ノ條ニ花鳥餘情ヲ引テ神舘はたゞすと御祖との間おきみちといふ所にありといへり」トノセ興路在河合社西北是神舘舊跡、社家町南松一村所云々有拜石トシルシタリ）

○へむつき　へむをつく　へむをつかす　附、ゐむふたぎ

枕冊子とりもてるものなげしのしもに火近く取よせてさしつどひてへむをつく、北村季吟の春曙抄女房達

○○篇突してある也、稱名院殿御説（孝云盤齋抄には逍遙院殿トアリ實隆ナリ稱名院は公條ナリ逍遙院ノ子ナリ此名オノレ疑アリ稱號攷ニ云ベシ）篇つきとは文字のつくりと篇とを分てつくりを隱して篇をもつて何といふ文字といひあつることのたとへば嫁かくのごとくなるべし（孝云いひあつる以下誤字あるか文義詳ならず）橋姫卷に碁うちへむつきゐとあり同したりがほなるものゐむふたぎの明けとうしたる春曙抄掩韵孟津抄云古集の詩の韵字をふたぎて何の字と推して勝負をする也その何の字と推あてたるを明(アケ)と云ふ也（孝云こゝに孟津抄を引くは後也孟津は河海抄よりとれるなり季吟の抄は人々おほくみるものなればこゝに又季吟の抄を引てそのよしをことわりおくなり）源氏物語葵たゞこなたにて碁うちへむつきなどし給ひつゝ、北村季吟湖月抄孟篇突篇築篇をみつけ勝負にする也夢菴老人御説に篇つきとは何篇の字にても書の中にて早く見付たる數を勝負とするにや（孝云夢庵は牡丹花老人の事なり湖月抄發端にみえたり」）同榊はかせどもめしあつめてふみつくりゐむふたぎなどやうのすさびわざどもをもしなど、河海抄古集の韻字をふたぎて何文字と推して勝負をする也上古掩韻を爲宗、不好連句云々見ニ家範朝臣記ニ」同、夏の雨ののどかにふりてつれ〴〵なる頃中將さるべき集共あまた持たせて、參り給へり殿にもふどのあけさせ給てまだ開かぬ

亦金爲下、孟康注ニ白金銀也トアリ李時珍本草綱目巻八ニ寶藏論ト云者ヲ引テ外國四種新羅銀波斯銀林邑銀雲南銀並精好トアリ林邑雲南ハ南方ナリ後漢劉陶傳就使當今沙礫化爲南金瓦石變爲和玉トモミエタリ

附草茅危言巻三金銀幣南鐐八片以換小判一兩トカ、チバ文義ワロシ又ハ南鐐ト大書シ兩行ニ以八片換小判一兩トカ又ハ南鐐八片小判一兩トカアルベシトイヘリ

○七夕

たなばたとかくべき時に七夕とかくはいみじきあやまりなり七夕とかく時はなぬかのよといふことばにのみなるなりたなばたは西土にいふ織女星のことなり萬葉集巻十秋雜歌に一年邇七夕耳相人之戀毛不過者夜深往久毛(ヒトヽセニナヌカノヨノミアフヒトノコヒモツキネバヨノフケユクモ)、巻八に牽牛者織女等天地之別時由(ヒコホシハタナバタツメトアメツチノワカレシトキユ)などあり谷川士清が和訓栞に七夕を義訓するは後世の俗也理なし萬葉集にはなぬかの夜とよめりといへり」孝おもふに此あやまりいつばかりよりのとにか慶長板節用集に太ノ部七夕(タナバタ)とあれば御當代御一統よりはさきにあやまれるとしるし

此一條ハ立原氏春子の問に答へたるなり

○神館(カンタチ)

後拾遺夏禖子内親王賀茂のいつきと聞えける時女房にて侍りけるを年へて後三條院御時齋院に侍りける人のもとに昔を思出てまつりの歸さの日神館に遣はしける 皇后宮美作「きかばやなそのかみ山のほとゝぎすありしむかしの同じ聲かと、祭のつかひしてかんたちに侍りけるに人々多くとぶらひにおとなひ侍りけるを大藏卿長房みえ侍らざりければつかはしける 備前典侍「ほとゝぎす名のりしてこそしらるなれ尋ねぬ人に告げややらまし、千載雜上まつりの使にて神館の宿所より齋院の女房につかはしける 藤原實方朝臣「千早振いつきのみやの旅ねにはあふひは草のまくらなりける、新古今夏齋院に侍りける時神たちにて 式子内親王「わすれめやあふひを草に引結びかりねの野べの露の曙、北村季吟抄に野州云賀茂のまつりの時假屋をつくり葵にてかざりて置奉る也」同雜上左衞門督家通中將に侍りける時祭使にてかむたちにとまりて侍りける曉齋院女房の中より遣しける 讀人不知「立出るなごり有明の月影にいとゞかたらふほとゝぎすかな、返し左衞門督家通「いく千世とかぎらぬ君

て冠らせたるなりとありこれしかるべし」朝月夜は有明月也」星月夜は星を月としていふなり」萬葉十なる三伏一向と有るげにうたかはしきことなり萬葉十三に一伏三仰とかきてころとよめるあり十訓抄（可専思慮事第六條）に一伏三仰を月夜とよみてその末にわらはべのうつむきさいといふ物に一つふして三あふむけるを月夜といふよしいへり千蔭の一伏三仰の注に上に出たる（巻十ナサス）三伏一向は神佛をぬかつくより出てつくの言に借りたるにやあらん十訓は此一伏三向ととりちがへてつくよといふに一伏三仰と書けるか（孝云コヽハ千蔭ノ筆誤ニテ此一伏三向ナバ此三伏一向ト改ムベシ巻十ノ田菜引今日之暮三伏一向ナサスナリ又ハ十訓ニ巻十ノ三伏一向ナ此巻十三ノ一伏三仰トリチガヘテト云フニテ筆誤ニハアラザルカ）試にいふのみとあり

〇南鐐

金銀圖錄（附言）南鐐ハ爾雅ニ白金謂之銀其美者謂之鐐トアリテ最上ノ銀ヲ指ス也本邦ニ傳ル南鐐ノ名ハ古キコトナリ源平盛衰記治承二年ノ條ニ砂金千兩南鐐百トミエ八島大臣ヨリ仲綱ヘ送ラレシ馬フトク逞クキハメテ白キ馬ナレバ南鐐ト名付ケラレシ山モ同書〔巻四競〕ニ見エコレヲ平家物語ニハ煖遼ニ作リ同ク異本ニハ軟丁ト書キタリ東鑑ニ南廷〔一本ニ、煖廷トモアリ〕ト云ヒ砂石集ニ軟挺ト見エタルモ皆同ジ永享行幸記ニモ南鐐ノ建盞アリ然レバ鎌倉室町ノ時ヨリ専ラ南鐐ノ名アリシ也（南ノ字疑クハ詩ノ大賂南金ノ南ナ假借スルカ又按篇海類編ニ外夷出音之殊ナ載ス珍寶部ニ金孔加尼（ヘメコカネ）銀南者錢惹尼ヒニトミエタリ南者ハイカナル音ニヤ〔櫻井政保云者恐褰〕）同鎌倉ノ時南廷幾ト云モ其重サ今知ルベカラズ東鑑建長四年ノ記ニ砂金百兩南廷十兩トアリコノ十兩ノ兩字衍文ナルベシ

孝云、大賂南金ハ魯頌泮水篇ノ句ナリ鄭箋ニ荊揚之州貢金三品、孔疏ニ荊揚之州於諸州最處南偏、禹貢揚州厥貢惟金三品、荊州厥貢惟金三品、僖十八年左氏鄭伯始朝于楚、楚子贈之金、既而悔之與之盟曰無以鑄兵（以上孔疏ノ文）トイヘルニヨルニ南方ノ金ハ他方ニスグレタルヿシラル鐐ハ銀ノ美ナルモノナレバ南方ノ鐐ト云意ニテ愈最上銀ヲイヘル也金三品ヲ金銀銅ト王肅ハ解シ鄭玄ハ禹貢ノ金ハ銅ノヿニテ銅ニ三品アルヿ也トイヘリ（コレモ孔疏ニアリ）皇國ニテハオホラカニ南方ハ金ノヨロシキヨシノ本文ニスガリテ銀モヨロシトオモハンモ害ナカルベク又王肅ノ說ニ从ヒテ南鐐ト名目ヲオホセシニモアルベシ（僞孔傳ニモ金銀銅トイヘリ）漢食貨志ニ金有三等黄金爲上白金爲中

さすや岡べの云々コレハ古今戀一ノ歌也春霞棚引く山の夕月夜云々是ハ萬葉十ノ歌ナリコヽニハ赤人トアレド萬葉ニテハ作者シラレズ夕月夜おぼろに人を云々コレハ菅家萬葉ノ歌ナリ 夕づくよこゝろもしらぬ云々コレハ萬葉八ノ歌ナリ 同 てる日あさひこがさすや岡べの松がえの下文、夕月夜ノ條ニ初句夕つくよとて入る古今戀同じ 源氏桐つぼ、夕月夜のをかしきほどに、下文に云月も入りぬ又云うしになりぬるなるべし同榊、はなやかにさしいでたる夕月夜に上文云九月七日ばかり 同蓬生、えんなるほどのゆふづくよ上文に卯月ばかりとのみあり同かゞり火、五六日の夕月夜はとく入りて同藤のうらば、七日の夕月夜よかげほのかなるに

附 夕附日 朝月夜 朝月日 星月夜

萬葉十六、夕附日指哉河邊爾構屋(ツクルヤノ)之形(カタチ)乎宜美(ヨロシミウベゾ)諸所因(ヨリ)來(クル)」古今戀一、夕づく日さすや岡べの今本ハ夕附日トナシ夕ツク夜トアリ上文ニクハシク諸説チ引キタリ可攷 金葉戀下、夕附日入山の端も」玉葉秋下定家「夕附日むかひの岡のうす紅葉まだき淋しき秋の色かな萬代集秋下にも入る 萬葉一、朝月夜清爾見者略解云在明月ナリ縣居云曉月ナリ曙ヨリ朝トモイフハ例也」同九朝月夜明卷鶩視 同七、朝月日向山(ムカヒノヤマニツキタチミユル)月立所見」同十一、朝月日向(ムカフ)黃

楊櫛(ツゲクシ) 今昔物語廿七第五翁和ラ立返テ行クヲ星月夜ニ見遣ケルハ

孝云ゆふづくひは夕附日也ゆふつけてノつけナリ源氏若紫(湖月本四十九オ)ゆふつけてこそはむかへさせ給はめ又常夏(五オ)夕つけゆく風いとすゞしくトアルコレナリ ゆふづくよは夕月夜也上弦前後の月をいふなり古今戀一なるはげに一本の夕附日よろしかるべし秋下の夕づくよを打聽に夕のかたに附くこゝろとあるはいかが夕月は月の光うすければ小倉といはんにもおぼつかなさといはんにも似つかはしくきこゆ夕のかたに附くといふはきこゆれど、よと云文字いかゞまつ夜とせんに夕方につく夜といひてはことわりきこえず夜といふは深夜を本としてよのふけざるを夕づく夜といひ曉ぢかくなるを朝づくよといはんがおだやかにも思はれず、ことに源氏にも夕月のととなし六帖に夕月夜といふ題も月のとときこゆ萬葉の夕月夜きよくてるらんと夕月にあらずやされば打ぎきにしたがひがたし」朝づくひは朝附日也月とかくは假字也冠辭考あさづくひに朝日かげはあしたにこなたへむかひ來る物なれば向ふといはんと

音便。キヲイト云フ常也。アニ通ヒテアイナクナリトイヘド常ニワキナシト云フコトアラバサモイハンワキナシト云フ詞常談ニモアラヌ上ニ又横通シテアキナシアイナシトセン事从ニカタシ

○夕づく夜　夕附日三伏一向　朝づく夜茯三向　朝附日一伏三仰　星月夜

萬葉集八、暮月夜心毛思努爾白露乃置此庭爾蟋蟀鳴毛〔六帖一夕月夜に此歌を入れたり〕同十詠月春霞田菜引今日之暮三伏一向夜不穢照良武高松之野爾」〔六帖一夕月夜に此歌を入れたり又赤人集にも〕橘千蔭略解に三伏一向と書けるは心得がたし翁は三夜伏いねて一度むかふ意をもてかければ四日の夜の月をいふべし、さる義をもて暮三伏一向夜をゆくつくよと訓るかといはれつれど強言なるべし猶よく考へてん、同春去者紀之許能暮之夕月夜欝束無裳山陰爾指天一云、春去者木陰多暮月夜〔六帖一春の月に此歌を入たり又後撰春中にも〕同十一、暮月夜曉闇夜乃朝影爾　同十二、夕月夜五更闇之　菅家萬葉下、夕三里夜於保呂丹人緒見乎芝従天雲不晴心地許曾爲禮刊本某氏冠注、人の三里ばかり行ほどある意にやとあり谷川氏和訓栞にもかくいへり〔六帖一夕月夜〕古今集秋下なが月のつごもりの日大井にてよめる「夕づく夜をぐらの山になくしかの聲のうちにや秋はくるらん契沖云夕づく夜は小倉山といはん爲の枕詞なり打聽云ゆふづく日朝づく日又朝づく夜夕づく夜といへるは朝の方夕の方に附てふ心なり秋つけばなども同じ月の事にはあらず同覊旅、但馬の國の湯へまかりける時にふたみの浦といふ所にとまりて夕さりのかれいひたうべけるにともにありける人々歌よみけるついでによめる「夕づくよおぼつかなさに玉くしげ二見の浦はあけてこそみめ、同戀一「夕づく夜さすや岡べの松の葉のいつとしわかぬ戀もするかな〔六帖一、夕月夜、又猿丸集にも又六帖一てる日初句あさひこが〕打聽云一本に夕附日とあるをよしとす、遠鏡云アレアノ夕日ノ影ノサス岡ノ、千秋云此初句夕づくよ夕づくひ昔より兩本有りしとみゆ千五百番歌合に　公經卿「さびしさをいかにとはまし夕づく日さすや岡べの松の雪をれ、季經判云萬葉集にはゆふづくひさすやと侍り古今の歌を思ひて松をよまば夕づくよとぞ侍るべき云々、かゝれば公經卿は夕づく日と有る本によりてよまれ季經は夕づくよとある本につきて判せられける也今師も譯は日と有る本によられたり」大井河行幸和歌序夕月夜小倉の山のほとり、六帖一春の月春くれば葉隱おほき夕月夜云々コレハ萬葉十ノ歌ナリ後撰春中ニモ入ル〔上文、てる日に初句あさひこがとありて入る〕同夕月夜夕づくよ

へるはいと誤れり此文にあいなきと云ふは愛無、あへなきといふは饗無、かひなきと云ふは易無、にて本の理各皆ことなりされど其を轉して用ひたれば轉用の意をしらではまどふべし、狂言あへなきにてはかなきおもひたのみ也、あへなきは遮無にてこなたより物云ひても遮答ふる人なきをいふあひしらひあひさつなどのあひ皆同じ、すげなさといふも似たる事ながらすげなきはよすがなきを略ける也よすがなきはたよるべき所なきをいふ、玉小櫛いかにせんもしりがたき行末の事を其わきまへもなく頼みに思ふをなり、たみ詞の說いみじきひがをなり弄花細流にかひなき頼みとあるもたがへり、同夕顏われなりけりとおもひあはせばさりともつみゆるしてんとおもふ御こゝろぞあいなかりける、同頭中將をみ給ふにもあいなくむねさわぎて、同榊孝云此末の卷々におほく此詞みえてみな同意なり古書に假字の證となるべき事はなししばらく縣居翁の說にしたがひてアイウエオのいの假字とするなり愛の音になさんも心ゆかねど枕冊子などは愛無の意にてよく聞ゆるなり」枕冊子木の花は梨の花よにすさまじくあやしき物にしてめにちかくはかなき文つけなどだにせずあいきやうおくれたる人のかほなどみてはたゞひにいふもげにそのいろよりしてあいなくみゆるをもろこしに限りなき物にて」此詞の譯ナンデモナイセンモナイメアテノナイなどといふ俗言にあてゝよろしと先師清水濱臣いはれたり此詞いづれもみなよろしからぬをに用ふるに又よきをに用ふるも有る也そは榮花物語煙後齋院をとこみこうみ奉らせ給へればあいなくよの人よろこび申すこゝは後三條の東宮にてましゝける頃女御の前齋院馨子といふがをとこみこうみ給ふ時のことなり源氏物語榊、院もかくなべてならぬ御こゝろばえをみしり給へればたまさかなる御返などはえしももてはなれ聞え給まじかめり少しあいなきを也かし院槿の齋院なり御こゝろばえは源氏君のなり今榊につかへ給ふ時にもてはなれ給はぬはかへり有りても取かへす事ならねばすこしセンモナイ御情なりと地より云なり女君は日頃のほどにねびまさり給へる心ちしていといたうしづまり給て世中いかがあらんとおもへる氣色の心ぐるしう哀におぼえ給へばあいなき心のさま〳〵みだるゝやしるからんコレハ源氏ノ意ニナンデモナイセンモナイメアテモナイコトニテサマ〳〵オモヒミダルヽコトノアルガ自然ト其サマシルグミエテ紫ノ君ニミトガメラレント源ノオボスナリ日比トアルハ雲林院ニ逗留シタマヘバナリ

○又說、友人清水光房ハワアヲ横通無ニ分別ナリ

引百詠註而今已亡、宋志載庭芳註哀江南賦而不及此註、則逸亡之久可知、といへり（集注と有るは林氏の誤也私註ことなり刊本にあり）諸越はいざしらず本邦にては上にのせたる盛衰記にもいへるやうに昔は小兒輩もてあそぶほどにもてはやされながらいつのほどよりか此注をうしなひけん」中むかしには蒙求和歌漢故事和歌などとひとしなみに百首詠の和歌も有りし也今は全書いづくに有るかしらずおのれ零帖をもてり二帖の内の下卷也撰者はしらず筆者は正和三年にかけるものなりけり後醍醐天皇御卽位よりは三四年前にぞあたる黏牒にて卷末の腦に年月をしるしたり

此一條は或人の雜詠の顚末をとへるにおもひ出るまに〳〵しるし付けたれば文義あとやさきやといとみだりがはし後に書きあらたむべし

追考　本邦上毛河世寧ノ纂輯シテ男三亥ノ校訂シタル全唐詩逸ト云フモノ三卷刊本アリ此雜詠ノ事ヲイヘリ其イヘルヤウハ雜詠詩百二十首全唐詩所載缺文頗多今照此邦所傳古本補書之以附此トイヒテ六首校譌アリサテハ彼土ニ存スルコタシカナリ林氏ノ佚存叢書ニ收錄シタルハイカヾナリサレド河世寧ノ校譌ニテ本邦ニ全詩存シ缺文ナキヨシヲイヘルニテイサヽカ面目アルベキカ

○あいなく　あいなだのみ

源氏桐壺、かんたちめうへ人などもあいなく目をそばめつゝ（桐壺の更衣を帝のめでさせたまふを、かんたちめうへ人などのかくおもふ處なり）河海抄、無愛アイナシ湖月抄、あぢきなき意也愛なきなり新釋、古き物語にも此物語にもあいきやうなくとも書きたる所を思ふに愛敬なきを略して愛無といふなり玉小櫛何といふわきまへもなしにうちつけに物することなりこゝもその意にておのが身にかゝらぬ人までも何といふことなしに目をそばむるなり注に無愛なりあぢきなく也などいへることみなかなはず同帚木、つらき心をしのびておもひなほらんをりをみつけんと年月をかさねむあいなだのみはいとくるしくなん、細流湖月抄引かひなき賴みと云ふ意なりあぢきなき心なり新釋、あいなとは此頃の文どもに皆愛無の意にいへり桐壺にもあいなく目をそばめつゝといへるおなじ意なりしかればこゝは男のつらく愛なき方より出でてかくいふなるべし或說にかひなきなりといへどかひなきをあいなきといひし例なし又あぢきなきとい

に文苑英華注中所引草題詩者是也とあり、さては李嶠雜詠は彼土に巋然獨存すれば奏進せぬにこそあらめいとまあらん時英華を比校すべし、そはとまれかくまれ一夜百詠といへることは更に證文あるべからず是は後世一夜百首などいふことの有るよりおもひまがへたるにはあらぬか人見氏の東見記は林道春の說を多くのせたるものなれば道春より師資相承のつたへにもあらんか」應保年間に信阿といふものゝかける朗詠集私注といふものあり柳の詩の注に百詠（百詠といふは成數にていふなりその實は百二十首あり一夜百首といふことといよ／＼うけがたし）猶いはゞ源平盛衰記卷廿三（眞盛上京附平家逃上事）に小兒共の讀む百詠と云小文に鴨集て動すれば成雷と云事ありとみえたり（平家物語にては卷五富士川といふ所にあたれども此文はなし）ふるくより百詠といふことしられたり（盛衰記に引たる所は百詠の凫の歌にあり鴨の字はなし翔集とありされど盛衰記の誤謬にはあらじ凫の題なればしかいへるにて翔の意は集の一字にてもしらるれば鴨の詩なることをしかとみせんとて鴨の字を加へてかけるなりけり」）又おもふに白氏文集卷五十二に日試詩百首といふこともあれば李嶠もさるたぐひにや道春博識なれば別に據あるにや猶よく尋ぬべし」又おもふに清呉省蘭が藝海珠塵に雜詠をのせて校語に倭本作某中華本作某などとあるをみれば單行本も人間に有るをたま／＼四庫總目に漏れたれば林氏の珍らしと思ひたるにかさては遼東家の笑を林氏はうけぬべし己れはた三大書といはるゝこちたき文苑英華などによりて兎に角いふは牛刀を用ふる類とや物しり人はいふならん康熙年間の全唐詩にはのりたりやおのれ書に乏しくしていまだ檢閱せず」扨もそも舊唐書經籍志別集に李嶠集三十卷とのせ新唐志には李嶠雜詠詩十二卷とあり（林氏佚存叢書本の跋に十字衍文ならんと云へり）「郡齋讀書志には李嶠集一卷、右唐李嶠巨山也贊皇人、武后時同鳳閣鸞臺平章事、集本六十卷未見、今所錄一百二十詠而已、或題曰單題詩有張方注といへり本邦には夙く傳播したるものとみえて日本國現在書目に李嶠百廿詠一卷とみえたり寛平の時也けり讀書志にのする數と合す又宋史藝文志に李嶠新詠一卷とあるも（林氏新は雜の誤ならんといへり）此書なるべし但本邦の傳本いづれも二卷なりその二卷は注本の卷數にて注佚しての後も二卷となしたる物にや（昌平學校に古抄本あり卷首に梅洞二字篆印あり梅洞は林春齋の長子春信の號なりちかくは先哲叢談にもみえたり春齋は道春の事なり」）佚存叢書本には張庭芳天寶六載の序をのせたれど注はなし讀書志に張方と有は誤說ならんか（古抄本には此序なし）林氏の跋に朗詠集注往々

づかに一轉なればそのかみなまりのまゝに時として歌によまむもその品によりてはゆるさるゝふしもありぬべしされば風情のよりこんまゝにはなまりの詞もよむことなどかなからんとやうにいはるべきをさはいはで音と訓とかよはし用ひんことは難なかるべしといはれたるいかゞあらん、もろこし文よまむには音によむも訓によむもそのこゝろ通ふべきを（それすら雲夢なくものゆめとよまば人わらへなるべし）すべて文字をかり來てこゝの詞をうつすにそのあてたる文字をけふは音によみ明日は訓によむといふやうなるうきたる事はなしそも〳〵此山は遠江國佐夜郡に有りて夜はたゞヤ°と云ふ詞に夜の字の音を假借したるまで也夜の字の意をかれるにはあらずいかで後世より其訓を用ふべきたゞこの地名さやさよ僅に一轉なればなまりも出來ぬべし夜の字の音訓にはあづからず

關の戸を拾遺愚草上

忠岑が　新古今旅

○李嶠雜詠　或曰百詠、或曰百二十詠

人見氏幽齋が東見記卷下卅七オに三井寺ノ謠ニ桂ハミノル三五ノクレ李嶠一夜百詠ノ月ノ詩ニ云桂生ハミノル三五ノ夕蓂開ハク二八時云々とみえたりその後寶永年間に仙臺の僧梅國がかける櫻陰腐談にも寶暦の比に谷川氏が和訓栞かつらにも此句を李嶠一夜百詠の月の詩のよしいへるはいづれも人見氏の東見記を襲蹈したるものなり」ちかごろ林氏西土にたえてこゝにのこれるをあつめて佚存叢書六十冊を編輯しその叢書に唐韋述が兩京新記一卷と李嶠雜詠二卷とを一冊として載せたり是は欽定四庫全書總目に此書どものみえぬより彼に佚し此に存したりとおもひよれるなりけり」こゝにうたがはしきは阮元かの總目にのせざるものにて珍らしき古書を得るときはかならずその書に解題をそへて奏進したるを阮元が男福と云ふ者父奏進のときの提要をとりまとめ四庫未收書提要と名づけすべて五卷編錄して揅經室外集としたりその中に韋述が兩京新記は佚存叢書より拔て奏進したるよしはあれど李嶠の詩はなし同じ一冊の中の事なれば取りおとす事はよもあるまじき也とかたぶかるゝなりけり」然るにかつ〳〵うたがひのはるゝこともありそは正德年間刊本の雜詠にそへたる伊藤長胤の跋をみる

などにて呉をも合せて一ッに漢と云へると多し云々といり古事記傳卅三(卅三ウ)此説にて謠曲もよくきこえたり

孝又云、續日本紀十三天平十二年正月戊子朔天子御ニ大極殿ニ受朝云々奉翳美人更(ハトリノテミナ)袍袴とある奉翳をハトりとよみたるは執翳の義にて別義なり和名抄調度部に翳和名波とあり混ずべからず

○さやの中山　さよの中山

さやの中山の事をさよのなか山ともいへるはいかなるよしぞといふに是は古く顯昭法橋の説にさよの中山といふは誤なるよしわきまへられたり袖中抄卷十古今集注戀二さるを定家朝臣は此説をうべなはずしてさよの中山ともいふべきむねをわきまへらる顯注密勘今こゝろをおだやかにして考ふるに顯昭のいはれたるごとくさよの中山は誤なるべし、むかしよりいひつぎ來たれる地名をいかで通音なればとてわがまゝに引直し用ふべき定家朝臣の説したがひがたしもと詞のなまりよりたれいふとはなしにさよの中山ともいひならへるによりその詞に付て風情のよりこむにはさよと歌によまんこと時としては害なかるべしさるをさはいはずして通音の事などをたてゝいへるは父五條三位の歌をたすけんよりの僻説とぞおもはるゝ、今顯注密勘の攷證と糾謬とをあげて初學のまどひをとくこと左の如し

顯注、さやの中山袖中抄卷十　師仲卿千載集の作者
五條三位俊成卿也定家の父　古今卷十
おくにしるせる戀四

密勘、亡父五條三位　あさなけあさけに、にけの
誤か、なとにと通へるをいふ

古今離別　あさなけにみべき君としたのまねば
萬葉三　朝爾食爾恒見杼毛(アサニケニツネミシトモ)

あしからあしかり、すべて地名を通音なればとて心有りてかよはし用ふべき理なしこはたゞ詞のなまりより終に二方になりゆく也いさや川と萬葉にいふを後に源氏槿ナドいさら川といふこれ心ありての事にはあらずおのづからの事にこそ

日數ゆく　新千載羇旅に入る印本は大本も小本もさやとあり又おのれ插架の古抄本もサヤとありされどそはみな傳本の誤にて此歌さよなる事本書にて明白なり

同字のこゑと訓とを　夜音ヤ訓ヨ　按ずるにさやさよわ

レ通レ呉呉王於レ是與二工女兄媛弟媛呉織穴織四婦女一 同雄略十四年身狹村主靑等共二呉國使一將二呉所レ獻手末才伎漢織呉織及衣縫兄媛弟媛等一、泊下於住吉浦上」姓氏錄山城神別服部連天御中主命十一世孫天御梓命之後也 同攝津神別服部連熯之速日命十二世孫麻羅宿禰之後也允恭天皇御世任織部司、總領[illegible]國織部因號服部連 同河内神別服部連熯之速日命之後也」本居宣長云、はとりは機織也日本紀應神天皇卅七年の條にいへるはまたく雄略紀と同じければこは雄畧の時の事を古事記にみゆる呉服西素のことにまがへつたへたる也、さるは呉國と通初めしは雄畧の時はじめならむとおもへばなりさて古事記に呉服といへるは呉國の服織を凡て呉服といひ習はせる後の詞にて追てかけるものなり呉をクレといふとは久禮波久禮志の二人呉國への導きしたるよりその國をクレといへるか又呉といふ國へ導きしたる人故に此二人の名におへるか本末今しりがたし〔孝云くれト云國ヘ云々ト云說ニヨランニハ本居氏ノ云如ク呉ハ江南ノ北ヲサスナレバくれト云ハ其江南ノ中ノ一處ノ名ニテアラント思フベキナリ〕漢をアヤとよむこと詳ならず但穴織漢織と一つものなるとは疑なし服と一字かけるは部を省けるなり以上古事記傳巻卅三にいへることを彼此取合せてかくかけるなり此成文あるにはあらず原書には所々に散見してありこゝは摘意なり

孝云ハトリをハツトリと云ふは音便也終夜をヨヒトヨとよみ俗にはヨツヒトヨと云同例也今日人々の苗字と云ふものに服部といふはこゝに引出たる氏の人々の住居したる處より出たる人々なるべし兵亂の後は他氏の人のそこに住居するも多かるべければ今服部といひても古の服部の族のみにはあらずかし大和國山邊郡服部波止利 伊勢國奄藝郡服部波止利 備八止利因幡國法美郡服部波止利 備前國邑久郡服部波止里 中國賀夜郡服部波止利これら和名抄にみえたる鄕名也延喜神名式伊勢國奄藝郡服織神社とあるを和名抄奄藝郡なる服部と云ふに照らしてハトリのハタオリなることをしるべし

孝又云、呉服と云ふ謠曲に呉服の二字をやはらげてくれはとりあやはとりと名付けさせ給へばとありこれにては呉をクレともアヤとも通はしよむ也かゝる傳もありしならん本居氏いはく書記に呉織漢織とて此を二人にせられたるも誤也實は一人にて漢織と云ふも卽呉織のこと也其故はまづ漢と呉と分て云ふときは漢とは彼三國の時魏の有てりし地をいひ呉とは江南の地をいへり、然れども皇國

たなめてはぶきいはぬにこそ」天子に申さんには一位太政大臣といふともかばねいはねばなめげなれどうち／＼のことなどはおのづからおほらかにその官位のみにて姓氏をはぶくになん」山本北山孝經樓漫筆二朝臣名の朝臣は四五位の事なり宣命なんどには大臣といへど某朝臣と書侍べる是は天子の勅命を奉宣する故に朝臣を名の下にかく事執筆の故實也又後撰集に中納言兼輔朝臣中納言長谷雄等書けるも梨壺の五賢綸命を奉じて撰びし故にや定家卿の奥書に此集故者公卿皆書名朝臣古今又此體也　是非書寫之誤此集之本說也不可直改といへり、拾遺集の以後は勅撰といへども公卿に朝臣の字なし是名分をたゞし給ふ叡慮なるべし臣下の書きし物に公卿に朝臣と書かんこと忌憚なきの甚きなり姓の朝臣は尸を以て姓氏の品をしることなれば格別の子細なり但家長日記に新三位定家朝臣と書けるも釋阿九十の賀給るべきに昇殿の事をかくとて入道やゝまたれて新三位定家朝臣等にたすけられてまうのぼると記せしこれ其事により君を崇ふ文法にかく言葉もあるべし

孝云こゝにのせたる一條その意明かならず猶よく考ふべし

御當家にて年毎の御例とて正月十一日御連歌あり御句を太政大臣殿とか左大臣殿とかそのときの御官名かけど此稱謂いかがあらん京都の雲上月客などともろともに連歌し給はばこそあらめみな御家の人どもめしつどへての事なれば御とのみかくがそれわろしとならば殿下などかくべき物にあらずやとかたぶかれたるを友人前田夏蔭のいへるにこれは古例のまゝにかく書來しならん室町鎌倉などよりの事かちて三代將軍あたりまでは御同格位にて天朝につかへられし大名も有るべきなればその人々と連歌などし給へる書法なるべしといへりげにさも有るべし

〇服部(ハトリ)　吳織　穴織

古事記應神　又科(オホセタマフ)下賜百濟國若有二賢人者一貢上上故受レ命以貢上人名和邇吉師卽論語十卷千字文一卷併十一卷付二是人一卽貢進又貢下上手人韓鍛(テヒトカラカヌチ)名卓素亦吳服(クレハトリ)西素二人上也」日本紀應神三十七年遣二阿知使主都加使主於吳一、令レ求二縫工女一、爰阿知使主等渡二高麗國一欲レ達二于吳一則至二高麗一更不レ知二道路一、乞下知道者於高麗一、云々王乃副二久禮波久禮志二人一爲導者由レ是得

ムベキ詞ナケレバオシナベテ大夫ト云フナリトゾ
但シコヽモ公式令ノ文ヨク解キカヌルナレバ大凡
ニ言フナリ外官ノ中國モ位ヒキク五位ナ加美トスルナリ
職原抄参議四位任之者猶稱某朝臣、三位已上稱姓朝
臣也トアリ是ハ何レニテノ稱謂カ未考ヘザレドモ
太政官ニテノ稱謂ニハアラデ天子御前授任ノ例ナ
ランカ私記トイヘルモノニハ某朝臣トハタトヘバ
業平朝臣ト云如シ姓朝臣トハ在原朝臣業平ト云如
シトアリ」三代實錄卅七元慶四年三月載喚辭文長今略
續日本紀三十四詔今詔佐伯今毛人宿禰大伴宿禰益立
詔詞解（第五十六）益立ハ五位ナリ今毛人ハ四位ナリ○コレハ天子御前不常ノ例ニ合ス 古今集春 藤原因香
朝臣巳子ノ打聽ニ云典侍因香朝臣とかける所もあり
典侍は四位なれば姓を下に書く也萬葉と此集は四位
の人はかならずしかしるせり
孝云四位の者に先名後姓するは御前にて其人を呼
ぶの稱謂にて天子にただに奏するにあらずされど
歌集などはうち〳〵の事にてあれば勅撰にてもい
さゝか詞づかひおほらかにてかしこまりおかぬ所
よりかくは書くにこそ
源氏浮舟湖月本五十四ウ出雲權守時方朝臣式部少輔道定朝臣
隨身ノモノ、薫君ニ申ス詞ナリ時方道定ハ匂宮ノ家司ナリ同五十七オ道定朝臣は猶仲信が家
にや薫君ノ詞ナリ仲信ハ薫君ノ家司ナリ
かばねはみづから稱するを禮とし人よりも稱するを
禮とす公式令の喚名をみてもしるべし勅撰の歌集な
どにも四位には某朝臣といふめり四位と五位とはた
だ一階なれど四位はこよなうかしづかるゝより事を
そがずかばねをいふなりけり日本後紀大同二年九月乙巳幸神泉苑琴歌間奏四位已上共挿菊花（類聚國史第三十一帝王部）續日本紀巻三慶雲二年詔曰四位有飛蓋之貴五位無冠蓋之重不應有蓋無蓋同在位祿之例、儀制令（蓋條）云一位深綠三位以上紺四位縹トアリテ五位以下ノコトハナシ自らは無位無官といふともか
ばねかくべきと也いかにといふに一たびその氏にた
まはりたるからはおのれひとりにあづからずその氏
族にひろくかゝる事にてもしかばねいはねばおほや
けよりたまはりたるをおろそかになすやうにもとり
なさるゝなり人よりよぶにも四位よりはかならずよ
ぶとかぎるべきにはあらず五位にてもいふべきなれ
ど上件にのせたるごとく四位は五位よりはこよなく
かしづかるゝ故にその四位にかばねいはねばなめげ
になりぬべければおのづからさだまりのやうになれ
るなりけり三位以上にいはぬはいふまでもなくたふ
とくいます故にいはぬなり五位以下はいさゝかはし

昇り魂を呼び其死たる人の衣をもてまねく也扨別に一人庭前に出て簷より其衣をおろすをはこに入れ又家の内に持かへり死たる人のうへにきする也庭に衣をいだすはかへりこん魂に着せんとてなりけりかゝる西土の故事により衣のつまにてむすびとゞむるなどと云ふことの出でたるか又自らこゝにその習はしの有りて彼と此と似かよへるか、さてこのしたがひといふ詞は古くは空穗物語俊蔭の巻にも君の御したがひのおくびにつぶ／＼とゝある是也〔おくび谷川氏小領(チクビ)の義なるべし衽をよめりといへりさてはチの假字也〕又かげろふ日記下かとりのひゝなぎぬみつぬひたりしたがひとん°こ°〔解環巻十六もにトアリ〕かうぞかきたりけるはいかなる心ばえにかありけん神ぞしるらんかし「から衣なれにしつまをうちかへしわがしたがひになすよしもがなとみえたるもおなじ詞なり〔此處歌三首ありあと二首には此詞なし是によつて略す〕

○稱謂

公式令に喚辭とあるは天子の御前にて授位任官するものにむかひて傍よりその人を呼ぶときの稱謂也義解によるに官省にて授位任官の時も是にならふなり今こゝに公式令の義解により其例をいはゞ

一位　二位　三位　先名後姓秦萬呂宿禰
四位　五位　先姓後名秦宿禰萬呂
以上天子御前授任ノ例
一位　二位　三位　直稱姓秦宿禰　四位　先名後姓秦萬呂宿禰　五位　先姓後名秦宿禰萬呂　六位　去姓稱名秦萬呂
以上天子御前平常ノ例
一位　二位　三位　稱大夫　四位　稱姓秦宿禰
五位　先名後姓秦萬呂宿禰　以上太政官ニテノ稱謂ナリ八省モ同ジカランヲ其文不見續日本紀卷八太政官處分云々イヘルコト此トヨクアヘリ此ニ大夫トイヒ彼ニ卿トイフ大夫モ卿モ加美ト訓ムハ同意也
四位　稱大夫　五位　稱姓　六位以下稱姓名　以上寮ニテノ稱謂ナリ〔義解ニヨルニ寮ノミニハアラデ太政官所屬ノ辨官モコノ稱謂ナ用フル也○コレヨリ以下公式令ノ文義オノレ解キカヌル處アレバ大凡ニ云フナリヨク考フベシ〕
五位　稱大夫　コレハ司ニテノ稱謂也又外官國守四等アル中ノ中國以下モコノ稱謂ナリ〔大國アリ上國アリ中國アリ下國アリコレ四等ナリ〕コ、ノ義解ニ一位以下通用此稱トハ司ト云フ役所ハ位ヒクキ故ニ五位ヲ加美ト云フナレバコレヨリ上一位ト云フトモ加美ト云フヨリハアガ

けりそれがもとよりこよひ夢になんみえ給ひつるといへりければをとこ「おもひあまり出でにし玉のあるならん夜ふかくみえばたまむすびせよ、源氏葵かくまゐりこんともさらにおもはぬを物おもふ人のたましひはげにあくがるゝものになん有けるとなつかしげにいひて「なげきわび空にみだるゝ我玉をむすびとゞめよしたがひのつま、狭衣三下「あくがるゝわがたましひもかへりなんおもふあたりにむすびとどめよ、など手習にかきすさびてそひふし給へるに宮の中將參りたまへるに云々此御手習をみるまゝに「玉しひのかよふあたりにあらずとも結びやせまし衣たがへのつま千載集戀五、題しらず太皇太后宮小侍從「君こふとうきぬるたまのさよ更けていかなるつまにむすばれぬらん新勅撰戀二、つれなかりける女につかはしける右近大將道綱「狭衣のつまも結ばぬ玉の緒のたえみ絶ずみよをやつくさん、清輔袋艸子巻四見人魂歌「玉はみつぬしはたれともしらねどもむすびとゞめつしたがひのつま、三返誦之男ハ左女ハ右ノツマヲ結ビテ三日ヲ經テ解之云々」簾中抄略頌人だまをみたるおりの歌「たまはみつぬしはたれともしらねどもむすびとゞめつしたがへのつま、此うたをとなへてきたるきぬのつまをむすぶべし」拾芥抄上諸頌部第十九見人魂時歌「玉ハミツ主ハタレトモシラネドモムスビトドメツシタガヘノツマ誦此歌結所著衣妻云々男ハ左ノシタカヒノツマ女ハ同右ノツマヲ結云々

保孝按、ぬしはたれともの歌を契沖縣居みな吉備大臣のよめる由にいふは袋艸子の上文に吉備大臣夢違誦文歌とて歌一首をのせその次々にさまざま誦文の歌をあげたるそれみながら大臣のよめるなりと見あやまれるならん終篇大臣の歌とは清輔のいはぬものを源氏の抄物にもこれかれ大臣の歌也といふみな袋艸子をよみあやまりたるにこそ狭衣物語にしたがへと有るは傳寫の誤なるべし袋草子はあやまらず簾中拾芥はあやまれりしたがひのかひは鴨之羽我比爾萬葉巻一などある鳥の羽がひのかひにて相交の意にて衣のえりの下になる所のつまをいふなるべし男は左女は右などいふは後世陰陽家の云出たるさかしらにぞあるらん儀禮士喪禮、升自前東榮中屋、北面招以衣、曰皐某復三降衣于前受用篋、升自阼階以衣尸、鄭注衣尸者覆之若得魂反之とあるは一人は屋上に

―木村定良 弘化三年沒 ○草野集
―岡田眞澄 ○假字考
―袖子 菊池氏號菊園、伊豆人 天保九年沒年五十四
有集刊本也曰菊園集
―由子 飯田氏 嫁於木城氏
袖子沒後從木村定良定良沒後遊於岡本保孝之門號花野後枯野有故又復云花野
―春庭 宣長子、失明 ○詞八衢、詞通路
―大平 宣長義子、遵奉家學
―藤井高尙 遵奉師說
―平田篤胤 僻學
―光房 濱臣義子 ○越後高田榊原氏臣中村至誠子也至誠亦善國歌
―光世 光房義子 學中塗而廢家風墜矣
―前田夏蔭 號鶯園 其體而微
―夏繁 夏蔭子 惜乎學中塗而廢家風墮矣
―岡本保孝 號況齋或稱廉之夭之屋或曰歲計草堂或云拙誠軒晚稱戎得居士無入室之弟子遂清水氏一派絕

補遺

○僧契沖 元祿十四年寂年六十二或六十三後於長流之死僅十五年

―安藤爲章 水戸光圀卿使其臣爲章入於沖師之門受其學
―今井似閑 近世畸人傳
―海北若沖 同上

○長流 貞享三年沒（五年改元爲元祿元年） 年六十三 先於契沖而死 近世畸人傳

○涌蓮 安永三年沒 親鸞宗高田派 近世畸人傳

○土滿

縣居門人ナリ宇氣良が花第二編卷四ニミルニ此人ノ集なかの屋の集トイフモノアリテソノ序ミエタリ遠江人栗田氏ソノ國八幡ノ社人ナリコノなかの屋チツクリケル時ノ長歌菅根集ニ見エ藤原氏トアリ

○小澤蘆庵 七十九歲ニテ歿ス 人ハ古學ノ人ニアラズ うけらが花七長歌 ○夏蔭云コノ

このごろ古學道統圖と題したる一帖坊間の刊本ありその書蕪雜にて古學にもあらぬ人々もおほくまじりて人まどはしなれば今かく物したるなりされど道統のものどもこゝに限れるにはあらずちかくは彼道統圖にみえたる人にてこゝにのすべきもおほくあるべけれどたゞ大凡を書出したるなりいとまあらむときによく物してむ

○したがひのつま したがへのつま

伊勢物語第百十段むかしをとこみそかにかよふ女あり

加藤千蔭 枝直ノ子ナリ枝直有家集曰東歌刊行于世凡三卷
文化五年歿九月八日也○家集うけらが花、萬葉略解
有寛政三年三月自序 ○本居氏ニ對面ナカリシコト
モ本居氏ナクナリタルトキヨメル歌うけらが花六
雜ニアリテタシカナリ其歌「わくらはにおなじ世に
しも在りへつゝあひもみざりしことのくやしさ

村田春郷 春海兄有家集
明和五年九月歿
姓平氏號織錦齋

村田春海 ○琴後集(文化七年十月自序)
文化八年二月歿 ○少於千蔭十有一歲(琴後集十
五祭芳宜園大人墓文ニミエタリ)

伊能魚彥 ○古言梯、縣門遺稿有集

藤原宇万伎 美樹
○源氏物語たみたとば

上田秋成 乖師而僻
○古今集打聽(加小注刊布於世) 靈語通

小野古道 盲人
縣門遺稿有集

荒木田久老 ○萬葉槻落葉(自序履歷アラ〳〵有) 信濃漫錄

しげ子 琴後集十二凉月遺草跋ニミエタリ

よの子 紀州ニツカヘ瀨川ト云 ○凉月遺草(琴後集十二ニ
此集ノ跋アリテ顚末クハシ)

山岡俊明 雜而不純 通稱左治右衞門薙髮稱阿彌陀佛
柳營侍臣後ニ離門トナル 泊洦筆話ニアリ
○類聚名物考

賀茂季鷹 美濃國中臣親滿ト云モノ、カケル作歌故實ト云
書(寫本ニテ一册書中ニ春海ナ吾師トイヘルコ
トアリ)ヲミタルニ縣居門人ニハアラデ獨立ノ
人ナリトアリ

源躬弦 曾丹集校刻ノ序 又季鷹ノ正誤假字遣ノ跋ニ季鷹ノ
門人ノヨシアリ

たせ子 春海養女
薙髮稱寶樹 弘化四年十二月歿
識高

清水濱臣 號月齋 或曰泊洦舍主人 文政八年閏八月十七日
歿年四十九 ○泊洦舍集

小山田與淸 雜博
號松屋
雜而不博

岸本由豆流
號㭴園

井上文雄

加藤千波 此二人乖師而僻

一柳千古
○華族ノ一柳氏ヨリ出テ後ニ小笠原侯ニ聘セヲレ
臣トナル晚年無嗣稻垣某ノ次子ヲ納レテ爲子是ヲ
靜江ト云フ亦小笠原侯ニ仕フ靜江無嗣佐田某ノ次
子ヲ養テ爲子是ヲ直方ト云フ今唐津ニ住ス

縫子 小縫子ト云ナリ岡金平ト云者ノ妻ナリ、歿年尋ヌベシ
琴後九ニミユル女ニハアルマジキナリ

淸原雄風

正木千幹

野村素行 琴後集十三ニミユ

難波江二の巻上

○復古學之譜

∴羽倉春満（アツマロ） 姓荷田 俗稱齋宮 元文丙辰七月二日歿（春葉集跋）

御風碑云僧契冲在元祿寳永之際唱萬葉集訓詁之學春満府君與冲同時（信詮次子（春葉集跋）○深草元政艸山集卷廿五荅荷田信詮書云丹楓一枝併詩惠來蒼稲山紅葉和歌之家雖見者希而世之所稱不滅呉江楚岸又卷廿八題詩軸後一篇復荷信詮一篇可併看、近世畸人傳卷三有本傳 ○春葉集ト云家集アリ

僧契冲元祿十四年歿ス元文丙辰ヨリ遡推スルニ三十五年ノ昔ナリサレバ契冲ノ說ヲモ必ズ一ワタリハ聞知タルベシ澤元愷ノカケル御風ノ碑文ニ固非取于冲以厚殖也トカケルコレハ文ノ主客ナルベケレドモコノコトハイハデモアルベキコトカ同時ニモセヨ卅五年ノ久シキ年月ニ其說ヲシラデアルホドニテハ春満ノ學問狹キニナルベキ也春満ノ享年幾歳トハシラネド立國學校ノ上書ニ年六十ニ未満トアリテコノ上書ノ後程モナク歿シタルヨシ春葉集ノ跋ニ荷田信郷イヘバ大方ニハ推シテシラルベシ

在満 仲父春満養爲子 ○近世畸人傳卷三附於羽倉春満傳
字東進號仁良齋 寛延辛未八月歿年四十六
○大嘗會便蒙元文五年九月十日雕刻ニヨリ閉門
大嘗會具釋、國家八論

御風 在満子 天明四年八月歿年五十七 碑文見泊洦筆話
字子玄別稱東藏 後ニ縣居ト中アシクナリタルヨシ泊洦筆話ニミエタリ

○伊勢物語傍注ノ序ニ荷田ヲ園田トカキタルハワロシトイフ事琴後集十三ニミエタリ碑文ニハ蚊田トアリ

蒼生（タミ） 在満妹 天明六年二月沒六十五 ○校正古今集、杉のしづえ
春満ハ京都ニテ歿シタレバ江戸ニ墓ナシ在満御風蒼生ノ三人ハ淺草金龍寺ニ墓アリ

縫子 世ニ大縫子ト云小縫子ニムカヘテ也琴後九ニミユルハ此女ナルベシ小縫子ニハアルマジキナリ○うけらが花六雜たみ子が十三回に縫子がよませけるにトハシ書シテ歌アリ同縫子が夫の十七年の忌によみておくるトハシ書シテ歌アリコレニテ縫子夫アルコトシラレ蒼生ノ門人ナルコトモタシカナリ

岡部眞淵 姓賀茂 俗稱衛士 號縣居 明和六年晦歿年七十三（或七十二）
寛保三年江戸ニ參リ延享三年田安殿ニツカヘ寳暦十年仕ヲ辭ス

遠江國敷智郡伊場村ノ百姓ノ子也濱松ノ宿ノ本陣梅谷市左衛門ノ養子トナラレタルガ故アリテ其處ヲ去リ遂ニ東都ニ下ラレタリ擁書漫筆卷一ニミエタリ○碑銘ハうけらが花第二編卷四ニアリ○近世畸人傳卷三羽倉春満傳附○平田氏ノ古道大意上（十四ウ）ニモ一ワタリ家ノ起リヨリヲシルス鴨建角（カモタケツヌミノ）見命子孫トアリ建角身命古事記傳十二（四十五ウ）引山城風土記賀茂、孝云神名式不收○春海氏ノ琴後集十三自寛ニオクル書ニ賀茂と鴨もその祖は同じかれどかく書分っ來ぬればそをみたがへたる人はあらず

本居宣長 出藍 字春庵 中タビ舜庵ト云
享保十五年生享和元年歿 年七十二見年譜一卷（刊本）
古道大意ニモ七十二トアリ○孝云 齋藤彦麿傍廂三非理法權天ニ享和五年七十一トアルハ誤ナルベシ

小籠をしもかたみといふは後の轉なり大小ニワタルコト論ナシ古事記に造旡間勝間之小船マナシカツマノヲフネヲツクリテカツマハ卽カタマナリとあるかつますなはちかたみなり竹と竹との間のかたくしまりて目のなきをいへり以上古事記傳十七(十二葉)ニヨル　新古今によめるかたみなどは小籠をかたみとなしたるより又一轉して水などたくはへおく小器をもいへるなり、泔器は竹にてあみたる物にてはなし類聚雜要に圖あり　目のつまりたる籠なればとて水を入るべき物ならねばしか思はるゝ也金葉によめるは心ゆかずかたみの目をあらみとよみてはめのあらき故にながれ出るなり目のつまりたるにては水もらじや目つみたりとて水もれぬべしされば古事記には旡間ナシといふ詞をそへていへりうちまかせたるうへにてはかたみにてながれ出るもとよりのことにて伊勢物語後撰集の歌どもをみるべし目ノツマリタルヲカタミト云ナレバカタミノ目ヲアラミトハイヒガタシサレバアラキ故ニ水ハモルトハイカデ云フベキモシアラキ故ニ水ノモルナリトイハヾカタマハ水モラヌ物トセンカサテハ他ノ歌解キカヌルナリ

附、　金葉のうたいかに引直さばその難のがるべきかといふに今はかたみにくむ水のとあらばしかるべしとおもはる

灘波江一の卷下終

らずとてはすなはにかひを付るもいはれあるべけれどかひつくはすなはゝうらある物にあらずうへはつれなきうらにこそと二句までよみすゑたる歌をうら表なき物といはんこと歌の本意なくや池のはちすにも水のなかにはかひに似たる物も有りうへつれなくうらある物やかなふべからむ大納言もはちす葉とかゝれたり（大納言は行成卿チサスコノ書ノ上ニアリ）

孝云はすなはといふことのいかなる物にかおもふにぬなはねぬなは（此二ツは六帖第六草の部の題にあり）の類にて蓮莖に似たるよりはすなはといふにや定家はその物をしりてある書きざま也他書にもみゆる物かふるきものならば六帖にもあるべきをそのものゝみえぬをおもへばたしかなる物にはなきならんさるにより定家も猶はちすはのとあるによれるなり扨物あらかひといふは彼四十二の物あらかひとひとつ詞にこそ（一首の意は本居氏詞のつかれ緒にあらかはずしてつれなくて有ることそ言にいでてあらかふにはまさりてあらかふにはあれといふなりとあり）

〇かたみ

伊勢物語廿八段むかしいろごのみなりける女いでていにければ「などてかくあふこかたみになりにけん水もらさじとむすびし物を、契沖云かたみといふに答籠を兼たり桶などに汲水のもらぬごとくながくありてあひみんとこそ契りし物を籠に汲入る水のあとなきごとくちぎりをそむきいでていにけるよとなりいでていぬるを水のもりいでてゆく心によめるなり」後撰戀一、人をあひしりて後久しう消息もつかはさゞりければよみ人しらず「うれしげに君がたのめし言の葉はかたみにくめる水にぞ有ける、先師（清水濱臣）云くけに椀を兼たり孝按に上下のかけ合さも有べし金葉戀下（題しらず、よみ人しらず）「あふとの今はかたみのめをあらみもりてながれん名こそをしけれ、此歌の論下にいふべじ新古戀四（入道攝政（兼家））久しくまうでこざりける比びんかきて出けるゆするつき（季吟抄に花鳥餘情云泔器有臺幷蓋、弄花抄云鬢だらひのたぐひなり）の水入ながら侍りけるをみて右大將道綱母「たえぬるか影だにみえばとふべきをかたみの水はみくさゐにけり、

孝按、かたみとは目のこまかき籠なりかたま（マミ通音）とおなじあらこにむかへみるべし和名抄籠竹器也和名古答善小籠也漢語抄賀太美と有り扨かくさまに

なり古事記傳卅五に詳にみゆ
千蔭略解云二さやは二重にかこみたる家をいふか今ひとやのさやと云ふもしかり人のさがなさにさゝへられて逢難きにたとへしなるべしと翁いはれき宣長はふたさやは隔の枕詞なり家にはかゝはらずといへり
孝云六帖さやの題に此歌をのせたり古事記傳卅五卅三ウには六帖にもろさやとして入たれど猶ふたさやとこそ訓むべけれといはれたり印本の六帖にはふたさやと有り近來山本明清の校定本ニモモロサヤトイハズ本居氏は古本にふたさやともじありて其に據られてかくいへるものか疑ふべし畧解に云ヒトヤノサヤとは今俗に獄屋にいへるとにて人をいましめて入れ置く牢の其まはりを又一重かこひたるをいふ是は牢を身として鞘あるなり此歌二鞘とあるからは鞘二ツなり鞘のかさなりたるにあらず人の身を刀としたるにはあらずこれを引くはわろかるべし二鞘には入子サヤを引くべきか是は刀劒のさやに木をくりぬきたる鞘あるもの也其時に用ふるものなり常のさやは掃除するに木をわりてなかをはらふなりクリサヤはわることの出來ざるもの故に兼て入子ニサヤを入置きてそれを取出して掃除する也されどくりさや入子さやなどむかしはきかず御當家のことならんか古書の證には引くべきかぎりにあらず」一説に人の身を刀劒の身にたとへ我方にも人の方にも家有るものなればその家をさやとみて彼と此と家をへだてゝ居るをいふにや但二重の義にはあらず年山紀聞卷六二鞘の刀七枝刀にもこれかれいへど發明もなければこゝにのせず」
古今六帖かたな「あふことのかたなさしたるなゝつこのさやかに人の戀ひらるゝかな、同さや「なゝつこのさやの口々つどひつゝ我をかたなにさして行くなり

○ものあらかひ はすなは

後撰集戀五、消息かよはしけれどまだあはざりけるをとこをこれかれあひにけりといひさわぐをあらかはざるをと恨みければ よみ人しらず「はちすばのうへはつれなきうらにこそものあらかひはつくといふなれ〔孝云此はし書は季吟の抄によりてかく岸本氏標注本には異同を多くしるしたれどくだくだしければ今よらず〕定家僻按抄此歌はすなはとかきてそれを譯したる人あり家の本には何事もおろかにやすき説につきてはちす葉と書きたりはちす葉池にあれどかひつくべき物な

てふみをかきけりその帋の字をばきぬとよめりつゝといふべきやうなしひとへといふ僻書に付て如此云歟」定家僻案抄後撰あしつゝはあしのよのなかにうすやうのやうなる物なりそれほどもへだてずといふよしなり

孝云僻案抄は清輔の說とまたくおなじさて顯昭の證本といふものおぼつかなし清輔定家などはしらざるにや定家たとへその本をしらずとも顯昭しかいふからは其斷決有るべきに一言をもいはざるはいかに顯昭の竹帛の說あやまりなるべしそれをとりあつめてむかしはふみをかきたりといふ根なしこどなり竹帛は竹と帛とにて西土の古書にみえたる限りをおのれ論擬第卷十四第廿一にあつめおけり唐章懷太子の竹謂簡牘帛謂縑素後漢書和熹鄧皇后紀注といふぞよろしき顯昭の帛の字はつゝとはよむまじきよしいふはうべ也さて竹のつゝを歌によめるは俊賴散木集卷九雜上肥後君が歌をよみてかやうなるふるうたやあるとたづねたりしかばつかはしける「吳竹の簡をのみ見るせはしさによも此ふしはあらじとぞ思ふ、といふ歌あり管見のわれなればめづらしくのみおもはれてかゝるたぐひは他にはあるまじくおもふとなり

○なゝつさや　なゝつこのさや　ふたさや　もろさや　附、入子サヤ　クリサヤ　俗ニヒトヤノサヤ

日本紀神功五十二年久氐等從千熊長彥詣之則獻七枝刀一口七子鏡一面及種々重寶」〔河村氏集解、載藝文類聚天部梁簡文帝望月詩曰、形同七子鏡影類九秋霜〕萬葉集卷四人事繁哉君乎二鞘之家乎隔而戀乍將座」契冲代匠記云日本紀第九に七枝刀一口七子鏡一面などあり七鞘あらば七鞘と有るべきに七枝としもかけるは鞘の惣體を一ッにて刀七口させりとみゆたとへば一もとの木よりなゝつ枝わかれ出たるやうなれば七枝と有る也かやうの鞘は今はきこえずひとりして刀七ッさゝんは用なしこれは今の世にかたな筥とて入れおくを昔は七ッこの鞘有りてさしおきけるにやこれに准ぜは七口にかぎらず多くも少くもさすべしされぱこそふたさやともよめれ刀二腰をひとつさやに內をかけごのやうにへだてゝさしおくを家をへだてゝとはよみけり

孝云萬葉類林日本紀通證等に古事記仁德天皇の御製の文漏邪夜をひき出たれど文は久の誤にて別事

はこゝにならべたる詞をとり下の句は萬葉十「子等我手を巻向山に春されはこの葉しぬぎてかすみ棚引く、と有るを用ひたるやうにみゆる也されば珍しげなしとおのれことわりたる也（詞花集の歌こそといひてよろしきを、かもといふ中々にわろしと本居氏玉の緒巻五こその條にいへり）

○まつにもかゝる

後撰戀一、あひしりて侍りける人のもとにかへりとみんとてつかはしける元良親王「くや〱とまつ夕暮と今はとてかへるあしたといづれまされり、かへし藤原がつみ「夕暮はまつにもかゝるしら露のおくるあしたやきえははつらん、此かつみが歌のまつを季吟注して松を待に兼たるよしにいひ岸本由豆流が校定本には正しく松とかけり、孝按、此歌二の句にて切るる也三の句はおくるの冠辭なり五の句は露の縁語なりかくさまに冠辭の縁語を用ふるもつねなりかゝる露ともつゞくやうにおもふべけれどさてはしらべとゝのはず松を兼たるにはあらずかゝるといふ詞物によせずして用ふるといくらもあり、うつほとしかげ（おのが挿架の古抄本にては四十六ゥ五十二ゥ）榮花月宴（活字本小印本廿一ゥ）源氏夕顔（湖月本廿七ォ）など開きみてしるべし堀河院百首藤俊頼「春來てはこころのまつにかゝりつる藤の初花咲そめにけり（散木集同）此歌は松と待とを兼たり（松間藤などといふ題もあり）今かつみが歌は露と松とかけたる物にあらずされば二の句にて切りてしら露は冠辭なりとさだめつ同じ後撰戀五元良親王「わびぬれば今はたおなじ難波なるみをつくしてもあはんとぞおもふ、此歌も二の句にて切りて三の句はみをつくしの冠辭なるよし契冲縣居翁はやくいはれたりおなじ名といひかけたるやうに二三の句を解するはわろしかしかつみのうた同例なり

○あしつゝ

後撰戀二、おのれをおもひへだてたる心ありといへる女の返事につかはしける兼輔朝臣「なにはがたかりつむあしのあしつゝのひとへも君をわれやへだつる清輔奥義抄（巻中後撰第十七あしつゝ）あしつゝとはあしのよのなかにうすやうのやうにてあるかはなりよくうすきものなりされはあしつゝばかりのへだてもわが心にはなしとよめるなり」顯昭袖中抄（巻十三あしつゝ）あしつゝとは蘆管なり竹のつゝの事也、しかれば此歌を考ふるに後撰證本はひとよも君にとあり奥義抄云々私云其かはゝ竹にも有り竹帛といひてむかしそれをとりあつめ

ばとこはの松の木をいくたびも〳〵しぐれの雨のおどろかしおとづれてもそめかねてもみぢせぬがごとしおひしげる眞葛原にはあしたゆふべおだやかならずそよ〳〵と風吹たてゝさわぐなり今われもそのごとくつれなき人のみうらみられて心のおちつかぬ事よとなり四ノ句風ふけば葛の葉のうらかへりて葉のうらのよくみゆるものなればうらみにいひよせたり眞は發語なり葛の多くむらがりはへたる所を葛原といふなり地名にはあらず今東山祇園の南門の前に眞葛が原といふ所ありとぞ僧六如が葛原詩話はその眞葛が原より名づけしにて後の地名なり（岩垣彦明ノ詩話ノ序ニ六如上人葛原ニ居タルヨシミエタリ）

○きのふこそ

友人原久胤（後ニ契月ト云）しはすのつごもりの日雪ふりけるつとめて「きのふこそ雪はふりしか雨降山梢をしのぎ霞棚引く、とよめるよしあしさだめいへとあつらへおこせたるかへりごとに一二ノ句いかゞ一首の意も珍しげなしとこたへやりたるそのあかしども

萬葉十「きのふこそとしははてしか（くれ古點 極）春霞かすがの山にはやたちにけり、同十七（太宰帥大伴卿被任大納言、上京之時、陪從人等、別取海路入京、於是悲傷羇旅各陳所心）「きのふこそふなではせしかいさなとりひちきのなだをけふみつるかも、古今秋上（題しらず、讀人しらず）「きのふこそ早苗とりしかいつの間に稲葉そよぎて秋風ぞふく、詞花春（寛和二年内裏歌合に霞をよめる 藤原惟成）「きのふかもあられふりしかしがらきのとやまの霞春めきにけり

此歌どもをあぢはへてみるにおもほえぬまに月日のおしうつりたるをおどろきたるさま也、さてぞこその詞もちからありて聞ゆるいづれもいづれもまことのきのふをいふにあらず契沖の萬葉十なるはまことのきのふなりといへるうべなひがたし元日によめる證はあるまじきなり、ここしかいはゞ元日によまざる證はいづくにあるといふべけれどこの詞の例をおしておもふべき也、もし又昨日年はくれていさゝかも間のなきにいつしかけさはとく霞のたつことよとおどろくよりしてきのふこそといふことわりきこえざるにもあらねばまとのきのふにもあらむか、さては久胤のうた一二の句の難はまぬかれぬべし一首のうへにていはゞ上の句

〔題ニ意トノミアリテオモヒヤルサマノ端書ニアラネバ、獨星ノ意トスル方マサランカ、見ン人ノ心ニマカスベキナリ〕

保孝按、兩氏の說うけがたきとありこは織女のあすの逢瀨をまちわびて天の川原にしろき脛をまくりあげておりたゝむとおもへるよしなり土佐日記なるも女の脛なり久米仙人の墮落したるも女の脛のしろきをみてと物にみゆ〔元亨釋書徒然草〕これらによるに男のはぎならむにはめづらしからぬを女の脛なるにいよ〳〵趣もありぬべしたゞし落くぼ物語に〔秋成本一上卅ウ〕くゝりを脛にあげて來つるに、とあるも少將の事にて姬君に志ふかきことをみするにはあるべけれど、こゝは織女とあるなれば、かやうにおのれはおもふなり、又十訓抄可專思慮事〔古本第六十五今本第十七〕上の袴を高くかりあげてほそきはぎを出して とあるも猿樂の處なれば別義なり

附 万葉八七夕牽牛之迎嬬船巳藝出良之漢原爾霧之立波同十七夕吾世子爾裏戀居者天河夜船榜動梶音所聞」「天漢霧立度牽牛之檝音所聞夜深往」牽牛之嬬喚舟之引綱乃將絕跡君乎吾念勿國」 堀川院百首七夕「彥ぼしのあまの岩ふねふな出してこよひや磯に磯枕する、」「天の川浪たつなゆめ彥ぼしのつまむ○かひ舟きしによるなり〔孝云、塙本ニハムカヘトアリ、コレヨロシ、ムカヒムカヘノ辨別ハオノレ八衢ノ補正ニクハシクイフベシ〕

保孝按、これらのうた牽牛が織女にあはむとて舟出するさまによむ常のことなり但つまむかへ舟といふからは彥ぼしの織女のもとにかよふにはあらで織女をつれて又かへるさまなりもしはかへる迄にはなくて舟中にてあはんとや、さて萬葉十の卷に天漢棚橋渡織女之伊渡左牟爾棚橋渡〔之ハ乎ノ誤カ、然ラザレハ四ノ句オダヤカナラズ、先哲コレヲ疑ヒタルモノアリヤ考フベシ、牽牛ノ意ニ織女ヲワタサントオモヒテ下知スルナリ〕とあるは織女より牽牛のかたにゆくなり是は舟中にて逢ふにはあらず六帖七日「彥ぼしのつまゝつよひの秋風にわれさへあやな人ぞ戀しき、」躬恒の歌也〔拾遺秋に入る〕是も棚橋の歌とおなじく織女のかたよりなり〔ツママツヨヒノ歌ハ彥星ノ舟出ノ時刻ヲ待コトニシテモキコユベシ、若シ然ラハ棚橋ノ歌ト同例ニアラズ、見ン人ノ心ニマカスベシ〕西土の本文にも織女よりゆく事ありおのれ詥癡符卷七〔第廿二〕牽牛織女の條に詳にのせたり

○慈園の松を時雨の歌

新古今戀一〔百首歌奉りし時よめる、前大僧正慈圓〕「わが戀は松をしぐれの染かねて眞葛が原に風さわぐ也、」解云わが戀しとおもふ人はとにかくとこゝろをつくしていひよれど更に〳〵こなたへなびきよらぬ事よたとへ

以上の諸書皆全文にはあらず所詮を節取してしるしたればおの〳〵の原書をみてつまびらかなることはしるべし

附 あとうかたり俊頼清輔は説なし範兼はあづまうたとあり顯昭所見本ニハふたりの心(袖中抄引)定家爲家はなぞ〳〵がたりとおなじ意かといへり顯昭或本にはあづまかたりとあり是をよしとす〔孝云、谷川士清和訓栞ニハ、あとうかたりはあとなしごとゝ同義なるべしトアリ、サレドイカヾアラン所詮ハ早クヨリシラレヌナルベシ、サレバ彼此ト異同モアルニコソ〕

師說清水濱臣さくさめは小草等にや刀自は女の通稱わが女を小草とあとふかたりにいふにや刀自を老女といふは順より誤來るなり〔孝云、順トハ和名抄老幼類、負和名度之トアルヲサス〕孝云本居氏モ刀自トヨマレタリトミエテ、言葉ノツカネ緒ニ、トジト濁リテアリサクサメハイカニヨマレケンシラレズ

似類のこと一ツ二ツ さくさみの神 さくさめの戸 さくさの里 佐草壯命 佐草壯丁命 佐久佐神

山家集下、題しらず「みをよどむ天の河ぎし波かけて月をばみるやさくみめの神」夫木集秋(月ノ題)にものせたり和訓栞、貞德が說に出雲の國造公事にて上京の時に語られし稻田姬の歌とて「日もくれぬさくさめのとをはやとぢよこゝろのやみに我まどはすな此神詠佐草記にみえたり天淵記にも素盞嗚尊搆八重墻於佐草里隱女於其、中出雲風土記に神須佐能袁命御子青幡佐草壯命、文德實錄に青幡佐草壯丁命、朝野群載に熊野佐久佐神とみゆ

○はきにあけて 附、嬬迎舟

古今集俳諧、七月六日たなばたの意をよみける 藤原かねすけ「いつしかとまたくこゝろをはきにあけて天の河原をけふや渡らん」契沖餘材云あすこそわたるべきをはやかくいそぐ心にけふよりまたげてやわたらん又云和名抄に牽牛をいぬかひぼし又はひこぼしといひ織女をたなばたつめといへり萬葉これにおなじ彦星をたなばたといへる事なし云々此集より後通はしてよめりとみえたり、本居氏遠鏡云人に物をかくと顯はしみすることを古の語にはきにあくといふ事の有りしなるべし土佐日記にいへるも其意也右の如くみざれば心をといへる詞きこえず今日ハ六日ナレバ天ノ川ハ明日ワタルヂヤケレドモ牽牛ガ此イツカ〳〵ト待カ子テ居ル心ヲ織女ニ見セウタメニ今日渡ラウカシラヌ〔コノ歌ノ解、二樣ニキコエテ、一ツハ星ノ意ナ、(他ヨリ察シテ云、一ツハ直ニ星ノ意ニナリテ云ナリ、契沖シカイヘリ、(餘材ノ解シカリ)今オモフニ織女ノコトヲ他ヨリ察スルハ、白麗トオノレオモヒヨルヨリハ似ツカハシサレド

かりをいのちにてまつにけぬべしさくさめのとし返しむこ「かずならぬ身のみものうくおもほえてまたるゝまでもなりにけるかな」今按さくさめのとしといふことと先達考へおかれたる説に多くあれど淺學いかで其よしあしさだめいふべき只おの〳〵の所詮をこゝに書付けおく也そも〳〵かゝる解きにくき事は今更とにかくいひさわぐべき事にあらずすべて平易にしてよみとかるゝ事にて人はあやまらざるをおのれのみあらぬ事におもひいふはいとはづかしき事なりかし、さればかゝる難語をば其まゝにさしおくぞ初學のものゝこゝろえなる」俊頼口傳〔名無名抄第五十九さくさめ〕行成大納言のかゝれたるにははてのとしを刀自と有り又匡房卿はさくさめは姑の名といへりされば母の刀自といふとなり清輔奥義抄卷中〔後撰卅七〕或物に江都督はしうとめの異名なりと有り刀自は女の惣名也さればさくさめは姑おのれの事をいひてわがむすめといふことなり刀自はむすめにあたるなり範兼童蒙抄〔卷四〕、姑さくさめのとしとは姑の年老たる也委見東古語又老母を貧といふこと劉向の列女傳にみえ俗に刀自とかくなりあづまにさくさめといふ所ありとぞざればさくさめといふ所にすむ老女と云事なり母の自稱なり」定家僻案抄讃岐入道頼綱〔此人ノコト、三代集之間事ニクハシクミエタリ〕の説に早蕨早苗のさ。若草初草のくさ。未通女初瀬女のめとしは年なりさればむすめの年と云事なり」同三代集之間事僻案抄と同じ、さて清輔所注追考の中に十年にて死しよしあり〔孝云清輔追考といふものおのれしらず十年にて死すはむすめか〕あづま詞につきてさくさめはしうとめとじは老女なり〔此處文義未詳〕爲家後撰正義僻案抄におなじ、顯昭袖中抄〔卷八〕」此袖中抄に能因歌枕といふものを引きたり又古き髓腦どもにも云といへり又行成大納言終の七字を丁年とかゝれたりと或物にありといへり〔コヽニ或物トサス今ハシラレヌナルベシ〕又俊頼無名抄に行成の刀自とかゝれたる事を引出で或物に丁年と行成かゝれたると云と彼此相違したるを辨じ又童蒙抄奥義抄などをも引、但童蒙抄にふたりの心をとりてかけりといへる今の童蒙抄にはみえず顯昭所見本にはしかありしならんあづまの古語風俗に姑をさくさめと云ふことのあればといへれど別に證はのせず〔奥義抄には所の名とはあれどあづまにてしうとめをさくさめといふとはなし〕顯昭の所據考ふべし

に雜子にはほろ〳〵とよむが常也とのみ思ひ込みてよみあやまるにはあらざるか兎に角に出處たしかにしりて後に猶考ふべし（サツハスルト云ヿナルベシ別ニ說アリ言靈ニアリ）萬葉集四夜之穗杼呂吾出而來者吾妹子之念有四九四面影二三湯」代匠記、管見抄云 ほとろは夜のほがらかにあくるの心なりもの〳〵ひかりのあかきをほてりといふにおなじ心なり今案夜の程といふにろの字は助語にくは〳〵れるにやこ〳〵ろは夜をこめてなり略解よのほとろは宣長の說曉がたうす〳〵と明くる時をいふまだほのくらきうち也、ほととほのと同語なり（孝云ほとゝほのほとゝ同語なりとあるべきを文字落たるか）」あわ雪のほとろ〳〵にふりしけばと有るもうす〳〵と降敷也夜のほとろにもなきわたるかもとよめるも同じといへり」友人原久胤（後ニ契月ト云）いはく夜のほどなり呂は助辭なり雪にいふは別語にて是はハタレと同語なるべしといへり契說にしたがへる也けり」同、夜之穗杼呂出都追來良久遍多數成者吾胷截燒如 同八、秋田乃穗田乎鴈之鳴闇爾夜之穗杼呂爾毛鳴渡可聞 同、沫雪保杼呂保杼呂爾零敷者平城京師所念可聞、略解ほとろは集中はたれとよめると同く斑ら也、孝云こゝにかく千蔭のいふをみればホトロとハタレと同語のよしは契沖と同意なれど夜のほとろは契說にしたがはず宣長の說をのせたりされど宣長はかれもこれも同語になして別に說をたてはたれと通ふよしにいはねば千蔭と宣長とその說おなじきにはあらぬなりけり宇津穗物語思ひおとゞなみだをほろ〳〵とおとし給ひて、和訓栞ほろ〳〵（清輔歌とて）「旅づとにもてるかれいひほろ〳〵と泪ぞおつるみやこ思へば、孝云塙本清輔集にみえず考ふべしさて此歌は伊勢物語（第九段）に皆人かれいひのうへになみだおとしてほとびにけりと有るよりよめる也かむのくだりの詞どもを合せて考ふるにすべてほろ〳〵と云ふ詞四種にわかる也一には聲にいふ一にははたれに通ふ一には程の事にて呂は助辭なり一には狼籍をほとろといふそのほとろをほろ〳〵といふ

〇さくさめのとし

後撰（雜四）人のむこのいま〳〵うでこんといひてまかりにけるが文をおこする人有りときゝて久しうまうでこざりければあとうがたりの心をとりてかくなん申けるといひつかはしける女のはゝ「今こむといひしば

風のおと心ぼそくていにしへのことかたり出て此説一わたりきこえぬにはあらねど猶さにはあらざるべし

○推之葉

萬葉集巻二、有間皇子「家有者笥爾盛飯乎草枕旅爾之有者推之葉爾盛、」とある椎はシヒと誰も〳〵よみ來れるを亡友岡金平といふ者(春海翁門人)の説にナラとよむべしその葉のさま飯をもるにシヒよりは似つかはし新撰字鏡に椎をナラとよめりといへり」げに字鏡には椎を奈良乃木と讀みたり(此外櫟また柞、また楢などもナラノ木とよめり)されど椎をナラとよめる事他書にいまだみずたとへナラとよめるが有りたらんにも集中の例シヒとぞよめる(巻六香椎潟カシヒカタ尤顯證ナリ) むかしはおほらかに漢字を用ひたれば人々おなじくのみにもあらず今の物産家の説のごとく精細ならねば字鏡にナラとよめりともかならずそれにしたがはずとも有りぬべし和名抄(菓類)椎子(和名之比)とあり其上字鏡には柞の字などは奈良乃木又志比と二かたによめり是古はおほらかなるによりてなり」そも〳〵飯をもるに楢の葉のかた椎よりは似つかはしくも有るべけれど有間皇子あはたゞしきをり時にとりての御まうけなるを後世よりとにかくさたすべきとにあらずすべて讀書に此心得有るべきこと也かし

○ほろゝ　ほろ〳〵　おどろ

古今集俳諧 題しらず、平貞文「春の野のしげき草葉の妻ごひに飛立雉子ほろゝとぞなく、玉葉集 釋教山鳥のなくをきゝて行基菩薩「山鳥のほろ〳〵となく聲きけば父かとぞおもふ母かとぞ思ふ、二條太皇大后宮大貳集たかゞりにきゞすのうちなきてとび立しみしあはれにこそ「みかり野に飛立きぎすほろ〳〵となくなくわれもかなしとぞみる、雉子と山鳥とは種類の物にてそのなく聲は別にありて羽音のはた〳〵とするをほろゝともほろ〳〵ともよめるにこそ山家集上さわらび「等閑に燒すてし野のさ蕨は折る人なくてほとろとやなる、和訓栞ほろ〳〵雉子なく朝たか原を過行けばさわらびあさりほろゝうつ也此歌(出處未考)士清はいづれよりこゝに引出たるにか山家集のほとろは狼籍の事ときこゆそのほとろと此ほろゝとかよひて又きこゆ雉子にほろゝとよむと上にみえたるが如しされど上の句に雉子なくとあれば又鳴聲とはいふべからず雉子のさわらびをくひちらして狼籍にすることゝきこえたりほとろとよまばおだやかなるべき

事さよ、とあり一原野と有りては何れの所にかしられずさるを七部集大鏡には市原野は貴布禰の下也小さき庵の南の方にあなめの薄といふて繁茂せり小町が骨とは則薄なるべしとあり是は傅會中の傅會なるべし谷川士清が和訓栞中編あなめに總州古河にばけ物屋敷と云ありそこに移住む夜の夢に「哀しれあなめといはぬ糸薄」といふ句を見たる由の一段あり其人は櫻氏とありいかなる人にか」扨士清がいふやう列子の從者見百歳髑髏攓蓬而指云々の條及述異記にみえたる陳留周氏が婢によりての造り事なるべしといへり

○後久我のおとゞのわすれぬ夢の歌

新古今集雜上、寄風懷舊といふ事を左衞門督通光「あさぢふや袖にくちにし秋の霜わすれぬ夢をふくあらしかな、み渡したる庭の淺茅生はいつしか霜にかれはてむかし玄のぶわが袖ははやく涙に朽はてゝすぎにし事のうつゝには跡かたもなくなりゆくをたま〳〵うれしくむかしへの夢みる折からなにのおもひくまもなく嵐の吹來ておどろかすよと也、上ノ句淺茅生の枯わたるをもて袖の朽はつるをいひ起しさてそれを三ノ句にてひとつにいへるなり四ノ句わがむかしわすれぬ夢なれどその夢を一つの物にして昔わすれずしてわれに過ぎこし事をみする夢なるをといひて五ノ句につゞくなり新續古今秋上、水郷月をよめる權中納雅緣「みなせ川玉をみがきし跡とめてわすれぬ里と月やすむらん」此四ノ句もむかしわすれぬ里といふ也月がむかしわすれずとひ來てすむやうによめるおなじこゝろばえ也此水無瀨には鳥羽院の離宮ありし所なればなごりあるさまにいふなるべし、本居宣長がみのゝ家づとにいはく二三の句は涙の露の霜となりてつひにその霜に袖も朽はてぬれば霜もともに跡なくなりぬるよしをつゞめていへる也といへりしかるべし宗祇が說此歌月讀歌にもえたり李吟が說いづれもくだ〴〵し一說に四ノ句實に夢みたるにはあらで過ぎこし事の思ひいでられたるをわすれぬ夢とはいへる也秋の夕など軒の松が枝にあらしのさとおとづるゝにそゞろかなしう過ぎこし事思ひいでたるをいふなりこれあらしにふきおどろかされてむかしおもひ出たるなれど夢をあらしのふきおどろかしたるさまにいへるなり源氏末摘花に、八月廿餘日よひ過ぐるまでまたるゝ月のこゝろもとなきに星の光ばかりさやけく松の木末ふく

今世歌仙家集とて歌人の集をあつめたる中に小町集ありアナメ〳〵の歌範兼は小野小町集に入れたるよしいへれど今本にはなし

小野小町の晩年におどろへたる由は平家物語卷九小宰相中比小野小町トテ眉目像嚴ゥ情ノ道有難カリシカバ見人聞者魂ヲ不傷ト云コトナシサレ共心強キ名ヲヤ取リタリケン終ニハ人ノ思ノ積リトテ風ヲ防グ便モナク雨ヲ漏サヌ業モナシ宿ニ孝云、盛衰記宿作空曇々月星ハ涙ニ浮ビ野辺ノ若菜澤ノ根芹ヲ摘テコソ露ノ命ヲバ過シケレ」源平盛衰記卷卅八平家物語とおなじ鴨長明四季物語三月 小野小町は世にしさすらひてさそふ水のありて人の國にてむなしくなりしかど〔孝云此書は僞書のよし先達さだめおかれたり刊本には此文なし朽木氏所藏古寫本二通有りおのれも一通藏せり今此三本によ る〕四季物語にかくいひたるは古今集雜下文屋のやすひでが三河のぞうに成てあがた見にはえいでたゝじやといひやれりける返りごとに 小野小町「わびぬれば身をうき草の根をたえてさそふ水あらばいなんとぞ思ふ、」と有るによりたる也打聽にかくのみいひてえゆかぬよしをいはぬぞよきとあり保孝按やすひでの集に三河に下りたる後の事なければ出立ちたる證もなけれど縣居のえゆかぬ由に定めらるゝも必ず確證あるにはあらじ、さては口強くは定むまじきことぞ思はるゝアナメと云ふこと遊仙窟、酒巡到下官飲乃不盡、五嫂曰何爲不盡、下官答曰、性飲不多恐爲顚沛、五嫂罵曰何由哥耐（アナニクアナメ）。女壻是婦家狗、打殺無文、終須傾使盡」新撰字鏡喔哥也憎也責也阿也留久、友人太田金齋曰アナニク、アヤニク如同語也サレバ遊仙窟アナニクアナメトヨメル哥字ハ字鏡ニアヤニクトヨメル喔ノ字ノ注ニ哥也トアルコレナリ何由哥耐ノ四字ヲアナニクアナメトヨメルニテ何由ノ二字ヲアナニクトヨメルニハアラズ友人掖齋先生は遊仙窟ノ哥字ハ叵字ノアヤマリニテ喔ノ字ノ注ノ哥トハ別ナリといへり掖齋の說よろし掖齋又云コノ歌ノ四ノ句オノ字鏡吁於乃トアルコレナリ小野ニイヒカケタルハ假字タガヘリ」孝思ふに其假字のたがへるもこの物語の虛誕なるの一證なり但しこの四の句假字たがはずとしても十分にはきこえぬなり友人黑川氏云アナメハアナ、メノ約言ニテ遊仙窟ハ無禮ナ呵嘖シルナリ類聚名義抄嘖アヤマル哥アヤマルトミエタル哥ノ字ナリ叵ノアヤマリニテハアルマジキナリ 荷兮が曠野集卷七に一原野にてと題し「おく露や小町が骨の見

かなしくおぼえければなみだをおさへて下の句をつけゝり「をのとはいはじすゝきおひたりとぞつけゝる其野をばたまづくりのをのといひけるとぞ侍るたまづくりの小町と小野小町とおなじ人かあらぬ物か人々おぼつかなき事に申してあらそひ侍りしとき人のかたり侍りし也

附　古今集春下、小野小町「花の色はうつりにけりないたづらにわが身よにふるながめせしまに、と有り注に契沖抄（餘材）縣居翁（打聽）ともに小町の履歴詳にしられざるよしいはれたり、たゞし文德より清和までも有りし人ならん康秀遍照などの贈答あれば也といはれし

俗に七小町とて卒都婆小町鸚鵡小町通小町關寺小町草子洗小町雨乞小町清水小町といふありそのなかに上の五つは謠曲にあり後の二つは謠曲にもなしされど芭蕉の「明月や湖水にうつる七小町、といへば今は誰も〳〵名高き事に人はいふ也〔近隣朽木氏の藏に、印本にて小町歌あらそひといふもの一卷ありとその家の書目にみえたりおのれ未見の書なり〕小町といふ名古今秋上に三國町、雜上に三條町といふあり又玉造小町といふありてその事をかける

書もあり此玉造を小野小町にまがへるつたへあり徒然草（鐵槌本卷下第三十七條）小野小町が事きはめてさだかならずおとろへたるさまは玉造といふ文にみえたり此文清行がかけりと云說あれと高野の大師の御作の目錄にいれり大師は承和のはじめにかくれ給へり小町がさかりなることは其後のことにや猶おぼつかなし」袋草子卷二（小野小町）如壯衰形（○一本ナシ）傳者、其姓玉造氏也小野ハ若住所名歟且或人云件傳弘法大師所作云小野ハ貞觀之比也彼壯（一本ナシ）衰（形一本）侘人歟〔孝云袋草子卷二に、大師の作とあり下に引くがごとし大師著述の目錄といふもの今も有るにや人に尋ぬべし〕玉造小町の書といふは今現に存して塙氏の群書類從百卅六（文筆）に玉造小町子壯衰書とて一卷（眞僞はおのれよくしらず）あり古今著聞集卷五（和歌）壯衰記を引き又同じ文を十訓抄（可離憍慢事）に引て衰紀と有りこれは衰記の誤にて壯衰記の壯の字を脫したる也寺社展閱書目（栂尾高山寺）玉造小町子盛衰書一卷とみえたりいつ比の寫本にか壯衰は盛衰といはんがごとしおのれ寛文三年刊本を架藏す册皮玉造小町といひ開卷に玉造小町子將衰書といふ將は壯の誤なり卷末壯襄書とあり前後互に照してその誤字改むべし襄は衰の誤也

にあなめ〳〵をのとはいはじすゝきおひたり、人の夢に野途に目より薄おひたる人あり稱小野此歌を詠ず夢さめて尋見るに有一髑髏目より薄生出たり取其髑髏閑所に置きぬ云々此に知りぬ小野屍也云々」顯昭袖中抄卷十六 あなめ〳〵「秋風のふくにつけてもあなめ〳〵をのとはならじすゝき出けり、顯昭云あなめ〳〵とはあな目いた〳〵と云也凡此歌の心は江記云（孝云、上文江家次第の文なれば略す）童蒙抄云（孝云、上文範兼和歌童蒙抄の文なれば略す）私云（孝云以下顯昭の說なり）此兩說之心相違、江記は到陸奥留八十島求小町屍童蒙者行野中風聲吟夢想示小野、江記は連歌也終夜有聲唱上句後朝に業平付下句童蒙は一首聞于風聲江記には髑髏有野蕨童蒙は薄生出たり云々古今目錄云小野小町者出羽國郡司女也云々數十年（孝云壒本古今目錄ニ數十年以下ノ文ナシ、コレハ顯昭文也）在京好色也然而歸本國死去故屍在八十島歟小野者姓歟住所歟古今有小町姉其歌云「時すぎてかれゆくをのゝあさぢには今はおもひぞたえずもえける」私云此歌有小野之詞擧我名只又自然出來歟」鴨長明無名抄下（小野小町が事）ある人いはくなりひらの朝臣二條のきさきのいまだたゞ人におはしましける時ぬすみとりてゆきけるをせうとだちに取りかへさ

れたるよしいへりこの事又日本紀の式（孝云私記ノアヤマリ歟但古事談ニモ日本記式トアリ）にありことのさまは彼物語に（孝云伊勢物語ヲサス）いへるごとくなるに取りてうばひかへしける時せうとだちそのいきどほりやすめがたくて業平の朝臣のもとどりを切りてけりしかあれどたがためにもよからぬ事なれば人もしらず心ひとつにのみ思ひて（孝云人もしらずの句おだやかならず）すぎけるに業平の朝臣髮おふさんとてこもりゐたりけるほどに歌枕どもみんとてすきにことよせてあづまのかたへゆきけり、みちのくにゝいたりてやすじま（孝云すハそノ誤カ他書八十島トアリ）といふ所にてやどりたりける夜野の中に歌の上の句を詠ずる聲ありその詞に云く「秋風のふくにつけてもあなめ〳〵といふあやしくおぼえて聲をたづねつゝこれをもとむるにさらに人なしたゞ死人のかしらひとつありあしたに猶これをみるにかのどくろのそのかしらの目の穴よりすゝきなん一もとおひいでたりける、其すゝきの風になびくおとのかくきこえければあやしくおぼえてあたりの人にこの事をとふ、ある人かたりて云く小野小町このくにゝくだりてこの所にていのち終にけりすなはちかのかしら是也といふ、こゝに業平あはれに

には冬野やきし草の葉末黒きことゝしてよめるなりけりそも〳〵萬葉の開乃乎爲黒（サクノヲスクロ）とあるはこれもと誤字にて開乃手鳥里（サキノタヲリ）とあるべしさきは山の出崎の事なりたをりは曲岸の事にて新撰字鏡に堤（太平利）とある字の意なり山の出さきのたをみたる處に未通女のわかな摘居たるを見てよめる歌なり今あやまりの上にあやまりて遂にひとつの詞を生じヲキノスクロとやうにいひならへるは恐るべき事なり」すべて學問は本源を窮めざれは常にかゝるあやまりいでくべし萬葉の誤字を攷へたるは本居氏なり（略解に引く）すくろの事を攷へたるは先師清水氏なり先師の成書あればこゝはたゞ略説して初學の者に見するなり

○小町があなめ〳〵の歌

附　小野小町履歴　俗に七小町といふこと　おなじ名の事　玉造小町盛衰記の事　アナメノ語釋

江家次第卷十四（后宮出車事）在五中將爲嫁件后（保孝按、上文云二條后）（高子ナリ）出家相構其後爲生髮到陸奧國向八十島求小野小町尸夜宿件嶋終夜有聲曰秋風之吹仁付天毛阿那目阿那目後朝求之髑髏目中有野蕨〔埃嚢抄六（第十九）從目生薄引此文蕨下有薇字〕在五中將涕泣曰小野止波不成薄生計里郎（ヲノトハナラズスヽキオヒケリ）（歟葬）」範兼和歌童蒙抄卷七草部薄「アキカゼノフクタビゴトニアナメ〳〵ヲノトハイハジスヽキオヒタリ、小野小町集ニアリ〔孝云今本小町集ニコノ歌ナシ〕昔野中ヲユク人アリ風ノオトノヤウニテ此歌ヲ詠メル聲聞ユ立ヨリテ尋ネキ、ケレバ白クサレタルヒトカシラノ中ヨリス、キ生出タルガナガメケル也ソノス、キヲ取捨テ其カシラヲ清キ所ニオキテ歸リヌ其夜ノ夢ニ我ハ是昔小野小町トイハレシ者也ウレシク恩ヲ蒙リヌルト云ヘリケリサテ此歌ヲ彼集ニイレケルトゾ〔孝云此歌ナ云々別本校ノベシ詞ト、ノハメヤウニオモハル〕アナメ〳〵トハアナメイタト云也」古事談卷二臣節業平朝臣盜二條后（官任以前）將去之間兄弟達（昭宣公等）追至奪返之時切業平之本鳥云々仍生髮之程稱見歌枕發向關東（見伊勢物語、孝所據本、向作而、今意改）宿奧州八十嶋之夜野中有詠和歌上句之聲其詞云秋風之毎吹般穴目穴目、就音求之無人只有一之髑髏明旦猶見之件髑髏ノ目穴ヨリ薄生出タリケリ毎風吹薄ノナビク音如此聞ケリ成奇怪之思之間或者云小野小町下向此國於此所逝去件髑髏也云々爰業平垂哀憐付下句云小野トハイハジ薄生ケリ云々件ノ所ヲ小野ト云ケリ〔本朝書籍目錄、雜抄古事談六卷顯兼卿抄、作者部類從三位藤原顯兼（新勅撰五）〕此事見日本記式（孝云式是私記之誤乎記モ紀トカクベキ也言ニ从ヒテハヲロシ別本宜撿校、按長明無名抄日本紀ノ式トアリ」）清輔袋草子卷四亡者歌、小野小町「秋風のうらふくごと

ややみなんかつらぎやたかまの山のみねの白雲、新拾遺戀一光明峯寺入道前攝政家百首歌に名所戀從二位家隆かつらぎやたかまの山にさすしめのよそにのみやはこひんとおもひし、家隆卿の歌は新古今にのせたるを本歌とのみしたるにあらず萬葉七の歌にもよれる也新古今なるもよみ人しらずとあれば古き歌なるべきかこれは萬葉十一のによれるならむ家隆卿の歌壬二集にみえず光明峯寺入道は藤原道家なり四條院曆仁元年に出家し給ふさて新古今の歌に二說あり、ひとつにはかつらぎの峯の白雲のごとく高くして手のとゞかざる故によそにのみ戀つゝあらんと也、ひとつにはよしたかねの花なればとてよそにのみやはみてすぐすべき末遂にわがものにせんとなり、季吟の抄に此歌は初戀の歌なれば我心をかくる人をばよそにのみ見てややまんいかゞあらんとふかくおもひ入たるなるべしといへり此季吟の說分明ならねど前說にちかゝるべきか一日友だちのよりあひて歌のさたする時に此事をいひ出たれば若狹國妙玄寺義門のいふには後說をよしとす今の泊洦舍のあるじ光房は前說をよしといへりげに新古今の歌のついでをみれば前說に心ひかるゝもさることながら前說にては不及戀の心にちかゝるべくや、思ふに初戀なればおふけなき事なりともふとこゝろにうかべるまゝの眞情をそのまゝにいはんもとがあるまじきなりしかれどもよろづ小より大になりゆくものなれば初戀におふけなく領じがほによまむもいかゞあるべき猶こゝろあらん人にとはまほしきなり太平紀卷七千劍破城軍事こゝに何なる者か讀みたりけん一首の古歌を翻案して大將の陣の前にぞ立てたりける「よそにのみみてややみなん葛城のたかまの山の峯の楠、とみえたり是は前說のやうに解したるにこそ楠正成の千はやの城に籠りたるを出羽の入道道蘊責めあぐみたる時の事也けり

〇すくろ略說

萬葉八、春山之開乃乎爲黑爾春菜採妹之白紐見九四與四門」此歌の二の句開を闕と見まがへせきをせきと又あやまりをきのをすくろと讀みたがへたるより〔チスクロとよむは、あやまりなりと縣居翁萬葉考別紀二、生平鳥禮流の條にみえたり〕基俊などが春山のをきのすくろとよみたるなりこの歌堀河百首にあり萬葉の歌を袖中抄には、春山のせきのすくろとあり、風雅春、夫木などにはサキノ、スクロとありせきはさくのあやまりなり上に辨ずるごとしさてこれは基俊が初てあやまるにはあらず曾禰好忠家集權僧正靜圓後拾遺春等はやく誤てよめる歌あり村上冷泉の頃

と云ふ是れはいかなることにか證類十三には甘竹の外に簤中竹と別種にしたり古今集物名にかはたけ有り契沖縣居翁は苦竹の事なりといはれ本居氏はくさひらの名にてうつほ物語〔孝云空穗物語〈細井氏定本〉國讓下(廿六葉)お前のくちきにおひたるくさひらどもあつ物にさせにがたけなどてうじてとあり、流布本嵯峨院の巻とす〕にみゆといはれき古今物名にがたけ和名抄長間筭筭青最生味大苦也契沖縣居以此物充之本居則加波多介仁賀多介並爲菌茸

遊女は舟中の事とみえて榮花物語扶桑略記遊女の記〔群書類從百卅五、文筆遊女記なのせたり〕などみなしかるよし亡友狩谷棭齋いはれきげにしかるべし神崎江口の兩所名高し江口といふ謠曲にことにためしすくなきかはたけのながれの女となる前の世のむくいまでおもひやるこそかなしけれ上に引出たる班女といふ謠曲のうきふししげきかはたけの流の身こそかなしけれとあるかれこれをおもひ合すれば皮竹の詞をかりて皮は河によせ義をとらず竹はうきふしといはんためによせて義を用ふ扱河といふよりながれとつゞけたるならで女竹の本義は用ひざること更なり上にのせたる散木集の歌も口傳集にいはれたるも此心にあらばおだやかに聞ゆべきか、同じ朝臣の集卷五祝部に堀川院御時竹契遐年といへることをよめる「うれしやな御代ながはしのかはたけのそよとこたへて風わたる也、とあるは橋といふより河とよせたるかそれまでもなくその長橋のたもとには女竹の有て有りのまゝによまれたるのかさて順德院の御歌「九重や名にも凉しき河たけの風にしらるゝよゝの行末、と有るは河をそへられたるとしるし」順德院の御歌未だ原書をみず和歌分類竹の注より引く但し俊賴同時のうたに國信が「木枯にそのゝかはたけかたよりになびけど色はかはらざりけりとよめる歌堀河院百首にみえ又元輔が「わがやどの千代のかはたけふしとほみさも行末のはるかなる哉と有るなどは河をよせたるにはあらぬ事いふもさらなりかれとこれと混同して誤解すべからず

○かつらぎの歌

萬葉集七寄草「かつらぎのたかまのかやぬはやしりてしめさゝましをいまぞくやしき 同十一「はる柳かつらぎ山にたつ雲のたちても居てもいもをしおもほゆ〔拾遺集戀一又人丸集にも入〕新古今戀一よみ人しらず「よそにのみみて

今の俗に遊女の事をかはたけのながれの身といふは謠曲班女にみゆるよりさきには此ことば古書はさらなり近き物にも所見なし、しひて案ずるに平家物語一の巻に近衛院かくれ給ひて後皇后多子の幽なるさまに世を渡らせ給ふに今上二條院より入内有るべきよし宣旨被下たるを多子あさましうわびしき事におもひつゞけ給ひしとき

うきふしにしづみもやらでかはたけの世にためしなき名をやながさん」

とあそばしたることとみえたり二代后の段 此御歌などを此詞の起ともいふべきかされど遊女の事に轉しいはんはいともかしこくかつは似つかはしうもあらぬやうに一わたりはおもふべけれども二人のをとこに逢事をうきたる事におもひ給ひしよりの御すさびなれば枕さだめぬ遊女の身にうつしいはんもよしなしとはいひきりがたくやさてかはたけのよといふつゞけはよろしきにかはたけのながれといひてはことわりたがへりしかはあれど中昔にははやくいへることとみえて金葉集賀長治二年竹不改色といふことを堀河院御製「よゝふれどおもかはりせぬかわ竹はながれてのよのためしなりけり、俊頼口傳集廿九かはたけといひてはながれての末の世ひさしかるべきことをつゞくべきなりとあり此書を一名無名抄といふ おなじ朝臣の散木弃歌集七の巻にさゝくみといふ物を女のもとより見せにおこせたりければかへしつかはすとて「君とわれむすぼほれなばかはたけのながれてもみようきふしやある、とつゞけられたり和名抄に苦竹を加波多計とよめり篁竹を久禮太介とよめり

附、苦竹和名抄カハタケとあれど今マタケ、これクレタケ也狩谷氏○森立之は、クレタケは淡竹と云

篁竹和名抄クレタケ、とあれど これ一種別也クレタケは苦竹也 狩谷氏 ○森氏は即淡竹なり

兼好つれ〴〵下第六十四 呉竹は葉細く皮竹は葉ひろし御溝に近きは皮竹仁壽殿の方によりて植ゑられたるは呉竹なりとあり 狩谷氏の説にては、男竹女竹を植られたる也、其女竹は漢名しらずかはたけと云ふは川の義にはあらず皮のあるより也」和名抄篸竹オホタケこれ今ハチク也狩谷氏○森氏はクレタケなりと云即篁竹なり」枕冊子あはれなる物かはたけの風にふかれたる夕暮これはさす處詳ならず川邊の竹か、皮竹か、夢溪筆談六藥議 證類本草十三竹葉などに種々の說あり廣韵上聲四十九敢韵に篁竹名、實中

はれてゆく」玉かづら（四オ）にかの若君の四になるとしぞつくしへはいきける その後少貳任はてゝ源氏君廿二歳のぼるべきをはかぐゝしき勢もなくて出立たざるに少貳身まかりぬ男子三人太郎は豊後介なり女子二人あねは類ひろくなりてつくしに住つきぬおとゝは兵部の君といふむかしあてきといへる是なり姫君はたちばかりになり給ふときく大夫の監がけさうにのがれかね給ふを豊後介とかくかまへて京にのぼり九條にむかし志れる人の有るを尋ねてやどりとはしたり玉かづらの巻にくはし 扨夕顔を此女の名とするは玉かづらの巻湖月本廿二オにかたちなどはかのむかしの夕顔とおとらじやとあるもおもふべし玉かづらの容貌を問ふ故にことさらに顔といふにはあれどその女をさしたるなりけりその巻の上文廿七ウさりとも姫君をかのありし夕顔の五條にとゞめ給へらんとぞおもひしと有るもやゝ此女君の名とすべきよすがなりけり

○秋好中宮 附、後悔大将

秋すきの中宮とも秋このむ中宮とも二かたにいはるゝやうなり秋すきとよぶ時はすき人などのすきなるべし堤中納言物語に虫めづる姫君ありむしすきといはずこれによれば秋このむといふかたやまさらんさて此名目は葵の巻の河海抄にはじめてみえたり、さるはをとめの巻に女君秋にこゝろよせ給ふよしの御歌を紫の上に奉り小蝶の巻にその御かへしの歌みえたるよりの稱號なりけり」又榮花物語に後悔大将といふ巻の名ありてその巻にげにこのころぞ後くやしき大将とも聞えつべしとみえたり活字本にはしかあれど此本文一本には後くいの大将ともかけりとぞ是等も二方によみていづれにても聞ゆるやうにおもはるゝ巻の名なり」本居氏の玉勝間巻十一に此巻の名を後悔（シキ）大将とかける所あり本居翁は後くいとはよまれざりしなり此大将といふは御堂殿の二郎右大将教通なり北方物の氣にてうせたるをくやみたるより此名をおふせたるなり又嶺月の巻に後のくいといふことのやうになんと有るは小一條院女御嬉子のなくなり給ふ時のこと也今此巻の名を後のくいとは讀みがたかるべけれど體語に後くいの大将とよみても害はなかるべくおもはるゝなりいづれかそのかみの名目なりけん人にたづぬべし

○かはたけのながれの身

同 十七歳 夏 五月西の京より五條わたりへうつろひしなり夕顔八オ 四十四ウ」 夏 五月雨あすはれんとするよべ源氏君のとのゐ所にて女の品定ありその時頭中將此夕顔のことといひ出でて今なほ世にありやいかにといひ又今やうやうわすれんきはになりぬともいへり帚木雨夜の所」此翌日の夜中川のやどりへ源氏の君旅ねし給ひて空蟬にあへり帚木卅 四オ」 夏 大貳のめのとを源氏の君とひ給ふたよりに夕顔が假りのやどりを見初め給へり夕顔の花の贈答あり此家は大貳のめのとの隣なり夕顔 三オ」 夏 惟光の源氏の君にいふやうは夕顔のやどりをひそかにかいまみたるにふみかくとてゐて侍りし人の顔いとよし物思へるけはひして人々もしのびてうちなくさまなどしるかりけりとあり按ずるにこれはたゞ惟光のかいまみたる時のさまにてふかくそこゝにてらしみるべき實事にはあらず物おもへるさまとあるはすべて此比のわびしささもあるべし人々のうちなぐさまもたまへ頭中將の事などいひ出てなげきしなるべし然るに湖月抄の此處の解に是は頭中將中絶えたる折節なり又四の君の方よりおどしいはせしうつりなればなりとあるは詞たらずまがひやすし四の君よりおどしいはせたるは其秋の事にてそのときは西の京へこそうつりしがこゝは其後西の京にすみわびて山里にと覺したるに方のわろければとて假りに物したる間の事なればひたぶるに四の君よりおどして轉りたる住家とのみはいふべからず」 秋 惟光が手引にて源氏君しのびて夕顔にあひ給ふ夕顔(十五ウ)此上文(十一オ)に秋になりたる事みえたり逢給ふ時は初秋と思はるゝ也」八月十五夜源氏君夕顔のやどりとひ給ひてその曉河原院にいざなひ給ふ夕顔十八ウ」 十六日終日河原院にてかたらひ給ふその夜夕顔はかなくなりぬ夕顔廿 三ウ」 十七日の夜夕顔送葬なり源氏君は二條院へかへり給ふ夕顔卅 八オ」 九月廿日後右近を召出て物語し給ふその所に西の京に御めのと云々こゝの湖月抄に細流を引て揚名介が妻と有るはいかゞさきに惟光の尋ねたるに答へたるは一時のゝがれ詞にて實事にあらず今こゝは實事を申べき所なり

同 十八歳 夕顔のうみたる姫君ことし四ッにて夕顔のめのとの夫は少貳になりてつくしへ行くにいざな

過し日とはせ給へるむらさきの物語薄雲の巻女院はかなくならせ給ひし後なにがし僧都よひゐのついでに女院と光君との御しのび事を冷泉院に奏したることはいかでかたみにしのばせ給ふかくろへ事を僧都のしりて申上けん僧都の詞に光君の須磨へさすらへの御時女院御いのりあり又光君のこの事きかせ給ひて冷泉院の御位につかせ給ふまじく御いのり有りしよしなどはみゆれどかばかりのふしにておしあてに奏すべき事とも思はれじと疑はせ給ふ、いとよくこまかにもたどり給ふよ、げにしのび〳〵の御いのりあればとてこれをのみふまへてはかゝる事奏すべきことにあらずかしこの僧都のしりたることは僧都の奏するさまを草子の地よりいへるにそのうけたまはりし樣とてくはしく奏するをとあればそのしりたることは物語のかげになしたるものなりこれひとつの文體なりさて此僧都は若紫の巻にみゆる僧都にあらず又此女院入道し給ふ時にみえたる僧都にもあらず又宇治にて手習の君をみつけたる僧都にもあらず別にひとりの僧都なりことのついでなればおどろかしおき侍るなり

此一條は太田全齋の女千技子にこたへたる消息なり

○夕顏履歴 源氏君年立諸抄一年の違あり今本居氏の玉小櫛によれり

源氏君十二歳　帚木巻に頭中將といふ人葵上ノ兄此とき藏人の少將なり桐壺(湖月本卅ウ)

同十三歳

同十四歳　頭中將此頃より夕顏にかたらひつきたり官は猶少將なり夕顏(卅四ウ)

同十五歳　此春夕顏出産夕顏卅四ウ帚木巻雨夜のとき頭中將の詞におさなきものなどもありしにといふは此ときうまれたる姫君をさすなり後に玉かづらの君といふ是なりこぞことし二とせの間に中將に轉ずされば雨夜のとき中將とあり

同十六歳　此秋頭中將の北方より夕顏の方へおそろしき事をかすめいはせたり帚木二十五ウ夕顏四十四ウ此秋頭中將と夕顏と撫子床夏の贈答あり帚木廿六オ西の京にめのとのすみけるやどりに夕顏逃げかくれしは此秋より冬の初つかたの事なるべし夕顏(四十四ウ)帚木(廿七オ)にいへる所によりて、しかおもはるゝなり

都流岐多知、亦見古事記多智、截也」〔孝云東雅之説也〕和訓栞つるぎ、劍をよみ文選に屬鏤を讀めり鋭利の義といへり一説につるは角也角鹿をつるがいふが如しきは刄をいふ詞也」〔孝云用貝原氏説也、一説、是東雅之説〕冠辭考つるぎたち、劍は諸刄太刀は片刄と覺ゆる人もあれどしからず片刄なるは後の物にて古は皆諸刄也けり古事記に大蛇の尾より出たるを都牟刈之太刀と有るに日本紀には同じ太刀を聚雲劍草薙劍と書けり其都牟餓利といふとは遠江の方言に何にても尖りたる物をつむがりといへり〔孝云、尖りたる物をいふといひ下には苅斷の意といふ前後矛盾なりされば本居氏これを辨ぜられたり〕是も紀に劍の名を大葉苅といふをあはせみるに餓利反伎にて都流伎と都牟餓利はおなじ語なれば尖りたる太刀てふ意にてつるぎのたちとはいふなりされば彼かりは葉苅草薙などいひて物を苅斷こゝろ太刀は斷の意にて名づけしむねおなじさてこを略きてはつるぎとのみもたちとのみもいふをくはしくはつるぎのたちといふ古事記に〔倭建御歌〕都流岐能多知云々」古事記傳卷九都牟刈之太刀、刈を伎と訓めるは由なし又羽と作る本も誤なり書紀にはたゞ劍また神劍とのみあり都牟賀理とは物を利く截斷貌を云言にて今ノ世ノ語に豆加理など云卽是なり大神宮神寶に須我流ノ横刀と云あるを〔式又儀式帳などにみゆ〕須我利ノ劍とも云へり又式に出雲國出雲郡都我利ノ神社と云あり是等も同意也さて都流岐と云ふも此都牟賀理の約りたる名〔賀理は岐と切り牟と流と通ふ〕なれば都牟刈之太刀は劍之太刀といふに同じ太刀は師の考に斷の意にて名けたりと云はれたる如し物を斷具なればなりさて古書には多知とも都流岐ともたゞ同じ物を通はし云へり〔多知はなべての名、流都岐は、其用を稱たる名也〕師の冠辭考つるぎたちの條に此事みえたれども其說まぎらはしく又たがへることとあり其は都牟刈は尖りたる意と云ひながら又刈は葉刈草薙など云ひて物を刈斷意なりといはれたるはいかゞ今おもふに尖りたる意にはあらじ又大葉刈草薙なども刀の利きを云へる名なれども大葉刈の刈は木草の葉を刈斷と云ひたるなれば都牟刈の刈とは異なり都牟賀理は利く截斷貌を云ふ言なれば刈は借字なり

附和名抄征戰具、刀〔太刀、太知、小刀、賀太奈、〕狩谷掖齋ノ攷證ニ賀太奈是不兩刄之名、非大小之別、此所訓非古義、〇薄雲の卷の中の考

引かけてといふは夕顔の宿のしのびたること故に上裳をばそぎて下裳ばかり引きかけたる也此下にもうはものすそになどもよめり〔孝云、に文字衍なり、催馬樂我門爾、わがかどにやわがかどに、うはものすそぬれ下ものすそぬれ〕又男は袴のうへに裙を着るが故に俗にはかまのひらみといへり或説に裙をうはもとよむとあるは男のひらみにまがひたるなるべし〔孝云裙ヲウハモトヨムコトハ和名抄ニアリ〕

難波江一の巻上終

難波江一の巻下

○劒ツルギ　太刀タチ　刀カタナ　附

日本釋名武具太刀、たつ也物をたちきる也、劒つるはするどなりやいばの利トキをいふつとすと通ずきはきるなりするどに切なり」東雅武器劒ツルギ舊事古事日本紀等に伊弉諾神十握劒の事みえてその劒の事どもしるされたる多かれどもその草薙劒の事をしるして都ツ牟ム刈キの太刀といひけりツムキといひツルキといふは其語の轉じたるなり應神天皇の御歌もツノギノサヤと讀み給ひしをば日本紀釋に劒の鞘なりと注したりけり又古語にツルといひツノといふは相轉じていひけり越前敦賀ツルカ郡を古は角鹿國といひしごとき是なり角をツノといひしは突事あるの謂なりまた凡物の鋒刄あるはキといひけり鐃といひ錐(キリ)といひ釘(クギ)といふの類は其鋒あるをいふなり鑽(ヒキリ)を讀てキリといふも又此義によれり鐇(タツキ)といひ斧(ヨキ)といひ鋤(スキ)といふ類はその刄有るをいふなり斬を讀てキルといふも此義によれる也〔櫻井政保云鐃ハ鑱ノ誤ニテ、サキト讀ムベシ和名抄農耕具ニ耒鑱ヲ佐岐トヨメリ〕さらば劒をツムキともツノキともツルキともいひしは其鋒刄ありて突くべく斬るべきをいひしなるべし」日本紀通證卷五都牟キ刈之太タ刀チ、今按都牟刈與都留岐通、倭建命歌云

氏文集云青羅裙帶〔裙帶、此間云如字、狩谷氏攷證、釋名原書、裙下裳也、裙羣也、聯接羣幅也、與此所引不同、按下曰裳、見詩綠衣及東方未明傳、皆上曰衣之對也、上曰裙之訓未知所出、此恐釋名云裙下裳也之誤、又、按説文云、帬繞領也、又裁裙字、云、帬或從衣、方言云、繞袊謂之帬、廣雅云、繞領帔帬也、然則裙或云繞領、或云帔、可知圖繞領披之、是可以充皇國婦人所着裳也、云々、婦人之裙、不得謂裳也、是裙在上、裳在下、釋名云裙下裳也者、亦誤〔孝云、延喜式に帔をひれとよめりと和訓栞にみえたり〕源氏ものがたり夕顔（湖月本八ウ）しひらだつもの、かことばかりひきかけて、かしづく人侍るめり、河海抄延喜式、褶、覆袴之衣也、內藏式云、駕輿丁褶（勘文）榮花ものがたり女房四五人ばかりうす色のしひらかことばかりゆひつけたりしひらは上裳なり〔孝云榮花物語は宮中定子の御里伊周公のわびしくすぐさせ給ふ所なり、初花の卷寬弘七年に見えたりこゝも夕顔のわびずまひなり〕新釋、褶は令集解に枚帶也といへば裳の腰に又うはもとてひらめなる絹をまとふをこゝは裳を略して其枚帶のみ引きかけて在る故にかことばかり引きかけてとはいふなり催馬樂に上ものすそぬれ下ものすそぬれなどいへり〔孝云催馬樂は、我門にゝにみえたり〕同末摘花廿三オしひらひきゆひつけたるこしつき」同浮舟四十ウあやしきしひらきたりしをあさやぎたればそのものをとり給ひて君にきせ給ひて（侍從）コ、ハ女房ノ着タルチ匂宮ガ取テ浮舟ニキセ給フナリ」枕册子裳八萬歳抄ニテハ第百五十一段おほうみ、しひら〔萬歳抄云、裳はからぎぬの時、必服するなりおほうみ、うはもなり、水波の如く成る織紋の有る物也しひらうはも也、是も大海のやうなる織物也延喜式褶覆袴之衣也〔孝云、おほうみは裳にかゝるおりもの有るよしならんしひらは一種の名なるべきを大海とならべあげたるはいかなる事にか、夕顔卷の河海抄にも式を引きたり〕和訓栞しひら梁塵抄〔孝云一條禪閤ノ梁塵愚按貫河の條にみえたり〕に褶也といへり源氏にしひらだつものとみえたりうは裳の事也男は袴の上にきる女はから裳の上にきるなりといへり〔孝云、袴の上から裳の上といふこと同書うはみの條に束帶色目と云ふ書を引きたり〕和名抄にうはみと見え日本紀にはひらひともひらおびともよめり」同ひらび日本紀〔孝云推古紀十三年及天武紀十一年に褶アリ推古紀ニハヒラビトヨミ天武紀にはヒラオビトアリ〕に褶をよめりひらおびともみえたり平帶の義なるにや倭名抄にはうはみとよめり、衣服令集解に枚帶とみゆ男は袴の上に褶をきるが故に俗にはかまのひらみといへり」同うはみ、倭名抄に褶をよめり日本紀にひらびとよめり催馬樂にうはもといへり梁塵抄にしひらともいふとみえたりうはもは上裳なるべし束帶色目に男は袴の上に着し女はからぎぬの上に着すとみえたり神祇式には表裙一腰褶一條とみえて二物とせり」賀茂翁家集卷五紀行西歸催馬樂の貫河の…たうはもとりきてみやぢかよはんうはもは裙をいふ下裳は褶をいふ褶を衣服令の集解に枚帶とあるはひらみといふにおなじひらおびとひらみとは詞かよへり是を後にしひらともいふ源氏物語にしひらだつ物けしきばかり

傳ニ是時可汗上書恭甚、言昔爲兄弟、今壻半子也トアルコレナリ半子トハ我子ト全然同物ニハアラネド十分ノモノナラバ五ツト云フ意ニテ半分ハ子ナリトノ心バエナルベシ

○まけといふ詞

すべてまけといふに三種あり設儲同の意、向の意、任の意との差別なり其設の意なるは萬葉二ウ卅春冬片設縣居云、片當作取 四ニウ五十屋戸開設七オ廿七裏儲八ウ卅二紐解設など也し〔ゐみまけゝ落窪二上(廿四オ)二下(二一オ)〕向の意なるは萬葉五ウ十七 波流加多麻氣略解云春方向也 八オ廿六 夏儲儲假借字向也 十オ九櫻花之時 片設設假借字向也 同ウ卅一夕片設十一ウ四夕方枉枉假借字向也 十五ウ十秋加多麻氣 十九オ九 春儲などなり 萬葉類林云、かたまけてとは、時にさきだちてもうけおきて、待やうの心なり、片は半の意なり、その時に十分にならぬ心なり、片は、一向に心なしといふべからず設は、儲なり、」孝云儲也といふはいまだし用ふべからず片は方の假借なり」 任の意は人々おほくまどはねばしるさず 任ハマカラセノ約リタルニテ京官ニハイハズ本居氏ノ詔詞解卷一(十七葉)古事記傳卷九(四十七葉)考フベシ京官ナラバメシヨサシナドヨムベシト云ヘリ

○ひらみ うはも したも しひら ひらおひ

衣服にひらみといひひらおひといひうはもといひ下もといひしひらといふものあり今世は此ものども皆たえてその別よくしられずされば中世以後の人々の云ふ事どもはおしあて多かるべしうはもしたもといふは西土の人の上衣下裳の裳にはあたらずうはぎしたぎの裳(モ)なりそのうはもといふとひらみといふとおなじと人々いふは褶を和名抄に宇波毛とみえ衣服令の集解に枚帶といへばなりされど神祇式に表裙(ウハモ)一腰褶(ヒラミ)一條とみゆるは彼と是と兩品なり又うはもひらみしひらをひとつものに人々いふに縣居翁はしひらとひらみとしたもとをひとつとし褶字をあてゝうはもには裙字をあてられたりその說どもを合せかうがへていづれよからむとするにこゝによければかしこにあはず今此四種の名さだめかねたりたゞ其說どもをあつめてしるしおくのみなり〔女の裝束、ひとへ、はかま、五衣、上着、(唐衣裳)と次第に着用するなり」玉勝間六(六オ)に上着二つあり唐衣と裳との外に、小打着のあるなどは座敷のかざり付にてこと有べし、」狩谷氏いはく唐衣と裳とを略して小打着を用ふるとあり〕衣服令皇太子禮服 深紫紗褶(ヒラミ) 褶義解、謂褶者所以加袴上、故俗云袴褶也 同內親王禮服淺綠褶 孝云、親王諸王諸臣又女王內外命婦ニモ褶アリ今略 和名抄衣服袴蔣魴切韻云袴萬八賀 脛上衣名也釋名云褶 音邑、宇波美、見本朝令○狩谷氏、攷證、下總本、作宇波毛 襲也覆袴上之言也 狩谷氏攷證、原書無袴字 褶與襲同、按諸書褶訓襲、無覆袴上之義、衣服令義解云々蓋源君所見釋名衍袴字、抑依義解、增袴字亦未可知也、衣服令[illegible]即袴褶、釋名、褶、謂重衣、非袴褶之義、源君、引釋名、增袴字以爲袴褶、非、 同裙裳附裙帶 釋名云上曰裙下曰裳 音常、毛、 白

〇むすこ　むすめ　附むすびの神　むすぶの神

むすこ、むすめ、古き物にみえずされど古事記中卷なる此建内宿禰之子幷九男七女二とあるを本居宣長は男をむすこ女をむすめとよめり（古事記傳廿二（十八ウ））むすは生の意にて苔のむすも同じ詞にて古事記上卷なる高御産巣日神神産巣日神のむすもおなじその産巣を日本書紀には産靈とかゝれたり靈の字よくあたれる文字にて物の靈異なるを比と云ふ久志毘の毘も同じ古事記なる産巣日は借字なり日本紀なる産靈は本字也拾遺集に「君みればむすぶの神ぞうらめしき、空穗物語樓上ノ上、人しれぬ　むすぶの神　をしるべにて狹衣物語にむすぶの神さへうらめしきなどあるむすも同く生の意なり（古事記傳三（十二オ））紀記にむすびとあるを拾遺空穗狹衣にむすぶといふはヒフの通用と知るべしむすこむすめともに源氏帚木（湖月本三オ廿五ウ）にみえたりその中にむすめは古今賀のはし書にもあり（和名抄神鑊類ノ狩谷氏按注ニ詳ニアリ）平田氏の古道大意（刊本上（四十五オ））にも我むし生たる子と申すことで云々

〇壻　婦

日本釋名卷中壻、むつまじき事子の如しつまじを略す、からの書にむこを半子といへるが如し（上文に婦の語釋を載せて「いはくよわめなりよわはわかくしてちからよわき意、たをやめの意也」）和訓栞むこ、めすこなるべしめすの反むなりめすは聘なりこは子なり（婦ノ解ナシ）」萍の跡壻といふは女の父母よりよぶ名にてわが女に對るよしもて向子の中略ならむか又女をよめといふも男の父母よりよぶ名にて淑女のよしなるべし僧慈延が隣女晤言にいへるはいづれもおだやかならず」燕石雜志卷四（曲亭馬琴著）むこはむかへ子なりよめは世つき女なり

孝云、古事記其父大神問其聟夫、本居氏ノ傳（卷十八廿八葉）ニハ和名抄ニ無古字鏡ニ毛古トアリトイヘルノミニテ語釋ナシ新井氏ノ東雅ニモ語釋ミエズ狩谷掖齋ノ和名抄考證ニ先古蓋匹敵子之義猶訓嫡爲先加比女也トイヘリサレドムカトイハズシテムノ一言ニテ向ノ義ニナルコイカヾアラン猶ヨク考フベシムコハ源氏ニ見エテ紅葉賀ニむこになどはおぼしよらで女にてみばやトアリモコハ蜻蛉ニアリ今本ノ本文ニハナクテ附錄ニアリもことりせんとするにをとこのもとより云々（解環ニモコハムコナリ）貝原氏ノイハレタル半子ハ唐書ニアリ新唐書卷二百十七上回鶻列

嘐豆波留と有るは豆上脱伊字にて別語なること論もなし」婦人の子をはらみて二月三月と月の重なるまゝに懷胎の子のそだつ（コレツハリナリ）ころはその母青くやせそこなはるゝなりその形狀そこなひつひゆるなりされどつひゆといはず榮花花山に御つはりとて物きこしめさゞりけるに月比すぐれとおなじやうにつゆ物きこしめさでいみじうやせほそらせ給とみえて（瘠ハヤスト云字ニテコノ字ヲツヒユトヨメルコト、上ニ載セタル如シ、サレバツハリヲツヒユト用ヒタルコトモ、アルベクオモヘドシカラズ）たしかにつはりといへり（源氏物語、女三宮懷姙の條に、たちぬる月より物きこしめさで、いたく青みそこなはれ給ふ、と若菜の卷の下に有りて、是もつひゆといはず）源氏蓬生にとしごろいたくつひえたれど（末摘花の女房侍從といふがおとろへたるさまなり）とみえたるはかたちのおとろへをいふなり是はたしかにつひえと有てつはりといはず詞の源委おなじからねばなるべし」扨又つはりといふ詞はらめる女にかぎらずそだつことには泛く用ふることにて兼好がつれ〴〵草に木の葉のおつるも先おちてめぐむにはあらず下よりきざしつはるにたへずして落るなりと有り金葉雜にも俊頼の散木集にも擇食（子をはらむ時は、その女たべ物にすききらひありされば和名抄に擇食をつはりとよめり）をかねてはいへど物のそだつをよめる歌也金葉集雜たゞならぬ人のもてかくして有りけるに子をうみてけるが許よりうみたる梅をおこせたりければ讀人しらず「葉がくれにつはるとみえしほどもなくこ（女ノ擇食ト梅實ノ成長ト兼タリ）はうみうめになりにけるかな（此ト子ト兼タリ　産ト熟ト兼タリ）〔詞書ニもてかくしト云意ナバ初句ニ見スル也〕散木集九雜恨躬恥運雜歌「つはりせしふたこの山のはそ原よにうみ（倦熟）すぎて消えぬべきかな〔夫木秋、作ニモノセタリ〕これそだち行くさまをいへる也」梅雨を俗につゆといふは（雅言ニハ未見）梅の實の熟する頃はしめじめしくなりてかびたちよろづの物そこなはれつひゆる故なるべし（ツヒユノ畧語カ）」黴雨とも其頃をいふは黴の字カビとよむ故五月雨をしかいふなり梅と黴とはたまたま音の通ふまでにて梅と黴とは關渉する名目にあらずかし本草綱目卷五に梅雨或作黴雨とあるはこの名の折合たるをあげたるものか又心得たがへして混同したるものか慥ならぬ書きざまなりけり」斯る詞は誤りやすきもの故にくた〴〵しけれどよくわいためおくべき事也

宋陸善が捫虱新話に北人不識梅雨、南人不識雪、蓋梅至北方則變而成杏、今之江湖二浙四五月間、梅欲黃而雨、謂之梅雨、轉淮而北則杏、亦地氣然也

類字假名遣序それ二人丸秘抄は河内前司親行朝臣述作有りしに同甥の定家卿御合體のものとぞ仍かく號するならし

此書は荒木田盛徵といふもの丶著述にて定家假字遣を增補したるものなり林春齋の跋あり（跋ノ末ニ庚子仲秋白湯子トアリ、庚子ハ萬治三年ナリ）さては定家假字遣をさして二人丸秘抄とは云ふなり定家と親行とふたりなれば二人丸といふなり

附 平維章が不問談に假字遣は定家卿より始ると人丸秘抄にみえたりと有るも二の字を落しておぼえまがへたるものなるべし

○正月 むつき

正月をむつきといふことはたれしらぬ人もなしされど正月をむつきといふたしかなる證文はいかにと考へてみるに古今集後撰集のはし書に正月と書き或はかなにてむつきと有るなどは其かみ正月と字音にのみよべるを後世よりむつきとかきひがむる事も有るべければ證となしがたし 萬葉集五の卷（天平二年正月）武都紀多知波流能吉多良婆 また十八の卷（天平勝寶二年正月）牟都奇多都波流能波自米爾とあるは假字なればむつきといふ詞はたしかなれど春といふ冠辭のやうにもきこえて正月をむつきとよむ證には猶心ゆかず詞花集賀部（伊勢大輔）「めづらしくけふたち初るつるの子は千世のむつきをかさぬべき哉」と有るは襁褓（ムツキ）を兼たるにて其はし書に正月一日子うみたる人にむつきつかはすとてよめるとあり此歌によるに正月の事をむつきとよぶ事たしか也むつきと正月とおなじ事にあらずは此歌詮なかるべし正月をむつきといふことたしかなる上からは正月とかきてむつきとよむべし又はし書などには字音のまゝによみて歌にむつきといふもとより害はなかるべし（月の名の語釋は、縣居翁詳に考へられて萬葉考卷四別記にみえたり）

○つはり つひゆ つひえ つえ つゆ 梅雨 黴雨

つはりとつひゆとは別語なれども時としてはおなじこゝろばえにかよふ事もありげにおもひしはわろかりき（金葉ノ歌ニ、梅雨ノ頃、ツハリトツヒユト兼テヨメルヤウニオモヒタルナリケリ下ニ云ベシ） まづつひゆとは（谷川氏云、卒消ノ意也）物のやせそこなはれあしくなる事なり新撰字鏡疒部瘠瘦也豆比由とよめりつはりとは（谷川氏云衝張ノ意ナリ）物のやう〳〵にそだちゆく意なり新撰字鏡肉部䐈孕始兆也豆波利乃登支とよめり是はよろし又

五部神道　上文ノ五部ヲ云ト平維章イヘリ

三部神道　上文五部ノ中ニテ唯一兩部本迹ノ三ツヲ云ヨシ平維章林羅山貝原篤信イヅレモイヘリ

唯一三元　太宰氏辨道書（七ウ）ニ今ノ神道ト云ハ――――トイヘドモ皆佛道ニ本ヅキテ兩部神道ヨリ出タルモノナリ祭典開覆章ト云モノニアリト前田夏蔭日吉山王辨ニ引用シタリ

山王神道

神別本紀　僞書ナリト本居氏ノ天祖都城辨々ニアリ

神記語　古事記傳十五（卅七オ）

神皇實錄　古事記傳五（四十八オ）十五（卅七オ）

神名秘書　古事記傳八（廿八ウ）九（五十二ウ）

吉川惟足履歴　平田篤胤俗神道大意三（四十八オ）

俗神道　コノ名目ノコトハ下ニ云ベシ

俗神道大意　平田篤胤ノ著述ニテ四册アリ卷四（五ウ）ニ俗神道ト云ニモ諸流アリテ云々トミエタリサレバ俗神道ト云ハ正シキ名目ニハアラデ今平田氏辨駁スルヨリ建タル名目ナリ神道者ノ方ニ本ヨリアリタル名目ニハアラズ

三部本史　谷川氏和訓栞加部かつての條「孝云神道三部書トオナジコカ」

神令　伊勢貞丈ガ安齋隨筆前集九（第七十二）神令ト云書アリ是モ神ノ敎ノ道也ト云テ儒道ヲモツテ敎ナ書キ其文詞ハ祝詞ノゴトキ辭ヲ用テ僞作シタルモノナリ

〇太田道灌家集　墓京　墓景　暮景

此家集を墓京集とかき塙氏群書類從二百六十或は墓景集と有り群書一覽いづれよろしからむ此集流布の刻本に墓京集としるしたり塙氏ト合ス武藏志料に墓京樓、太田道灌東海道紀行文明十二年六月墓京樓の午夢のたやすきにもとみえたりコノ外ニモ墓京樓ト云コトハアレドモ名義ノコト今の江戸の御ハナシ（）オノガミタル本ハ朽木氏ノ挿架本ナリ城内に墓景といへる所ありと白石氏のかけるものに有りと或人いへり尋ぬべし考思ふに墓景墓京もしは誤字にて暮景樓といふ居室にて夕方のけしきのよきよりの名にはあらずや白氏六帖卷一同桑榆暮景とありふるく物にみえたるは世說傷逝注に韓詩外傳を引て莫景之間志在流水とみえたり今本の外傳卷九に莫景之間の四字なし脫文なるべし文選卷廿八樂府豫章行に促促薄莫景李善注、景之薄莫、喩人――之將老、孔安國尙書傳曰薄、迫也、といへる暮景なるべし但李善注によるに此時には薄莫連熟してよむべきなり莫は暮の正字なりナシナカレの訓を用ふる處にあらず夕暮のクレと云字なり松屋與淸の考證あり門人藤原好秋文政五年校刻したり其よし與淸の序にあり「かねてなき身とおもひしらずはの歌はよの中に辭世のやうにいへど本集にては討死したる人の手向によめるなりけり

〇二人秘抄　人丸秘抄

太田全齋が人丸秘抄といふものありときけりいかなるものぞととへるにいまだ人丸秘抄といふ書名をきかず二人丸秘抄の誤なるべしその證はとてかき遺したる

たることどもをこれかれわきまへいはれたり貞丈が
時には契沖眞淵などの說も今のやうには人々崇ひ尊
まざりけんを此ぬしはいと〱いちはやきまなびに
こそそのわきまへられしをち〱
唯一神道　神道　政字之訓　兩部習合神道
日本無文字　神道三部書（先代舊事本紀、日本書紀、古事記）
先代舊事本紀七十二卷（一名先代舊事大成經）
神道三部神經（天元神、變神妙經、地元神、通神妙經、人元神、力神妙經）
神道五部書（倭姬世紀（一名大神宮本紀）寶基本紀、阿波羅命記（一名御鎭座次第紀）飛鳥本紀（一名御鎭座本紀）太田命本紀（一名御鎭座傳記、一名猿田彥命記）谷川氏日本紀通證卷一彙言（神語）云神宮五部書、間有古傳明說、固不可不講究、但其可疑者亦不少矣蓋後人添竄之也讀者宜審擇焉）　神國　千度祓萬度祓
六根淸淨祓　拍手（カシハデ）　天逆手　木綿襷（ユフダスキ）　鈴
無上靈寶神道加持　三光印　幣　鏡　二所宗廟伊勢賀茂
三社託宣　日本紀訓點　高天原　天神七代地神五代
八ツノ數　伊勢神宮茅葺　本地垂跡
安坐巡行（唯一神道ニアリ佛ノ座禪ト行道トノ眞似也）　三種大祓　五十鈴川
これらなりそが中にはいかにぞやとかたぶかるゝも
まじれど大方はよろし高天原などは鈴屋の翁の說と
はいたくことなれど翁の說をかならずよろしともお
もひさだめねば貞丈をわろしといかできはむべき

附　唯一宗源　兩部習合　東迹緣起
右東見記上四十一オ
加持、卽梶也、無檝則舟不可行之意
孝云貞丈ノ無上靈寶神道加持トイヘルコノ事ナリ
神道加持
右同上
兩部唯一
玉勝間二（十一オ）——ト標目アリコレハ兩部神道、唯一神道トナナラベイヘル標目也
兩部神道
同四（廿八ウ）コレハ兩部習合ノ神道ナリ
兩部習合
同二（十一オ）
安齋隨筆後集（第八十五）——ハ神道ニ佛道ナ交合ニテ本地垂跡ト云コトナ搆ヘテ云々又別ニ一種ノ兩部習合ノ神道アリ神道ニ儒道ナ交合テ周易ノ道理ナ以テ神代ノ事ナトク○孝云兩部習合神道ト云ベキナ略シ——ト云ナリ又ハ兩部神道トモ云ナリ兩部トハ胎金兩部ナリ儒ト神ト兩ナルニアラズサレバ兩部ノ二字ハ佛道ト云コトナリ思ヒマドフベカラズ儒ナ神道ニ交ヘテ兩部神道トイフキハ兩部ト云コト儒ト神ト二ツニテ胎金二部ノ兩部ノ義ニアラズサラバ部字ノ義モキコエズ國史略二（廿二オ）ノ說ハアヤマリナリ。
天人唯一
同二（十一ウ）○此名目アヤマリナルコトナ云
三部神經
同十一（廿三オ）
孝云神道獨語ニモ
舊事大成經
同○孝云コヽニイヘルコト伊勢氏ノ神道獨語ニヨレルナラン況齋雜記ニ舊事大成經ノ條ヒラキミルベシ又古事記傳一（廿二オ）ニモ
右本居氏此外ニモ玉勝間三（廿一葉廿二葉）
唯一宗源　兩部習合　本跡緣起　本元和平
理當心地
右林羅山ノ梅村載筆　平維章ノ續不問談　貝原
篤信ノ和漢名數貝原氏ハ名法要集ト云モノナ引用サレタリ孝未見ノ書ナリ

物にみえたり大和物語(百五段)に平仲が歌とてわきておもひの色ぞ戀しきと有るを續後撰和歌集戀一に平貞文とあり宇治拾遺卷三(十八段)今はむかし兵衞佐平貞文をば平仲といふ色このみにて源氏物語末摘花に平仲がやうに色とりそへ給ふなとみえ其河海抄に宇治大納言物語を引て平仲定文女のもとにゆきてなくまねをしてとあり「尊卑分脈にも貞文と本文にのせ傍に平仲とあり」契沖古今餘材に茂世王の子にして好風の弟とあるはあやまりなるべし打聽にもしかしるしたるは契沖をうけたるものなり紹運錄尊卑分脈作者部類拾芥抄いづれも好風が子とあり(大和物語直解は季吟抄によればあやまらず」)此名を貞文とも定文とも二かたにかきつたへて紹運錄拾芥抄等には定文とみえたり後成恩寺關白兼良公の古今集童蒙抄には貞應本に貞文とかけり定の字正說なりといはれし今昔物語卷廿二にも平定文といひ卷三十(第一條すなはち宇治拾遺卷三と同話なり)もおなじ」十訓抄(可施人惠事第二十九條)在五中將とてつかひて世のすきものといはれけるが云云平中といふは中將にはあらず兄弟三人ありけるが中にあたる故なりといへり兄弟三人の證はいづれの書にみゆるか兄弟四人までも伯仲叔季ならんには仲といふに害なかるべし中の字にすがりてゆくりなくおもひよりたる說にや猶よく考ふべし

○おほつふね

作者部類に在原棟梁女とあり此名の事定家僻案抄(後撰)に此集作者おほつふね淸輔朝臣本にはおほつ少將家本にはおほつふね也敦忠中納言の姨、中納言おさなくてよびつけられたりける名をやがてかくかきたりといふもまことにむげにうちとけ事なり名なくば棟梁がむすめともかくべけれど勅撰作者にかくてのせたればよくさだまりにける名ときこゆ大納言本〔大納言ハ行成卿ナサ スコノ書ノ上ニアリ〕にもおほつふねと有り」とみえたり亡友掖齋曰く和名抄(微賤類)奴僕和名豆布禰とあり轉じて宮づかへする女の上にもいひその休息する所をもつぼねといふ人につかはるゝものはまろねする意よりの名なるべしこゝのおほは大の意なりつぼねは局なりおひ〳〵に轉じたる詞なりといへり(後撰戀二に二首此女の歌有てその中元良(一本貞元)親王のへ御返しは古今戀三元方の歌なりけり)

(一)神道獨語

天明年中に伊勢貞丈がかける神道獨語といふものをこのごろ開きみるに中古以來神職のあやまりつたへ

して別に一位の木といはんは害なかるべきに似たれど今此名は假名のたがへるに心つかず古にくらきものゝいひそめけん物とおもはるれば心あらん人はことばにかくべからず巻三第十七條笏の下併考ふべし

和名抄菓具櫟梂爾雅云櫟其實梂音求和名以知比乃加佐孫炎曰櫟之自裹者也」同木類梂唐韻云梂音求漢語抄云佐久木木可爲笏也

新撰字鏡杞比乃木又一比乃木櫟一比乃木枸一比乃木」〔孝云日本紀允恭七年食于櫟井上、谷川氏通記云有職問答所謂布久亘之婆〕尾張水谷豊文物品識名以部木イチイ飛州アラヽギ水松廣東新語〔物品識名ハ文政乙酉ト巻末ニアリ正續二篇四冊巾箱本ニテ刊本也〕

○御

本朝文粹巻一慰小男女詩後跳彈琴者、閭巷稱辨御俗謂貴女爲御、蓋取夫人女御之義也、藤相公兼辨宦、故稱其女也大和物語第一弘徽殿のかべに伊勢の御のかきつけゝる」縣居翁直解云く御息所といふを略きたる也　月齋先生清水濱臣直解補注いはく〳〵文粹の説によるべしされば皇子うまぬ女房をも某の御といへり某の子也とて清みてよむ説あるはいかが」同第卅八平仲かむゐんのごにたえて後ほどへて同第六十四承香殿にありけるいよのこをけさうしけり　同第百五故きさいの宮のごたち市に出ける日なん有りける伊勢物語第十九

むかし男宮仕へしける女のかたにこたちなりける人を大和古意に文粋をひく後撰集戀一たいふのことといふ人源氏物語は一本ひけるいきゞをとこきゝつけてなみだおとせばつかふ人ふるこだちなど○河海抄にいはく古後達、御白氏文集日本紀後漢書注、鄭玄曰禮記云后之言後、言在夫之後、」故以女謂後達

保孝按、此注は後漢皇后紀にみえたり曰の字は注の字の誤なり故以より以下は河海抄の説なり契沖源注拾遺縣居翁伊勢物語古意いづれも故以の六字をうたがはれたり同をとめおいこたちなどこゝかしこの御木丁のうしろに

保孝按、文粋を證にして一わたりはきこえたりされど夫人女御の義よりして貴女を御としもいひそめけん人の意たどりがたくなん猶よく考ふべし

○平仲

むかし名だかき色このみに平仲といへるあり名はなにとかよべる時代はいつぞととへるもの有り今按平仲は貞文が字なり貞文は好風が子にて茂世王の孫也茂世王は人皇五十代桓武天皇の御孫なり好風にいたりて平氏をたまふその貞文を平仲ともいへること多く

よりさかしら人の後におほせたる名にはあらざるか此たぐひ後世いとおほし（駿河なる隅田川に眞乳山をよみ合せたるによりて下總と武藏とのさかひなるすみだ川のちかきほとりに近き頃眞乳山つくり出たるが如しかのするがなる隅田川に眞乳山よみ合たるは萬葉にありて新勅撰旅にも入れたり類聚名所和歌集に武藏と下總とのさかひの隅田川としたるはあやまりなり勝地吐懷篇に辨じたるがごとし）かゝれば爾布川の飛驒にありといふは俄に信じがたかるべくや

右一條は友人内藤心齋（通稱莊助小十人組なつとむ今は歿）の問にこたへたる文也

○位山　イチヒ　イチヒノ木　一位（イチキ）ノ木

位山は人々飛驒の國なるよしいひて（八雲抄山、くらひ（飛いやたかの峯六位笏木伐之））物にみゆるもおほくはしかいへるを契沖阿闍梨の勝地吐懷篇に六帖第二山の題よみ人しらず「衣手の色まさりつゝ信濃なる位の山は君がまにまに、といふ歌を引て信濃なるべき由いへり（寛保年間無名氏夏山雜談卷五にもかくいへり契沖によりたるなり）此吐懷篇の冠注に伴蒿蹊みづからの説をしるして位山今は飛驒に屬すとなん木曾山美濃と信濃古今たがひあるごとくにやといへりさて此位山の歌は六帖を親として拾遺賀同雜賀千載雜中二首新古今雜下その外世々の撰集また元輔集を初として家々の集にもおほくよめり梅宮の祠官橘氏が梅窓筆記上（三オ）に三玉集（三玉集の原文未考）を引て飛驒國司にて基綱卿位山の一位の木を笏の料にのぼせられし時御答へに「位山みねちかきまで我こえし道をば君が手にとりてみよ、とあり一位の木今飛驒の國より箸などに作りて都に來る木をイチヰと云へど櫟にあらずアラヽギ也物産者流の説に廣東新語にある水松と云ふものに形似たり位山に生ずるよりイチヰの名ある也と云へり又櫟もイチヰにあらでドングリの類也といへどこれは後世物産の精しくなりしよりの論にて既に和名抄に櫟をイチヒと云ふが俗なるべし今更に改むべきにあらずイチヒの假字昔はイチヒ中比よりイチヰとかけりよみえたり」げに橘氏のいはれたるやうに心得てあるべき也此木イチヒなるを一位（イチキ）にいひかけてもてはやす事はこゝろよからず位山といふによりその山の木にて笏つらくんはさもあるべしその木たま〳〵イチヒならんにはイチヰとよび一位にとりなす事いかがなりもしその木イチヒにはあらずこと木にてその木の本名は本名として假に一位といはんはおもしろからねどいかさるゝ方もあるべししかいはゞたとへ其木イチヒならんにもその名はその名と

今もなほ飛驒に爾布川といへるが有るよし其國の事かけるものにみえたりそこの定めきかまほしとの給へる、保孝按ずるに先此萬葉の歌は相聞（後世の戀）の歌にて羇旅の歌にはあらずかし新千載戀二に讀人不知とて此歌を入れたるも思ふべし旅の歌にあらぬよしは橘千蔭の略解にもはやく云へり千蔭又いはくまのあたりみるさまならば眞木流云とはよむべからずといへりそも〳〵木工の飛驒國よりいへるはさらなることにて杣人をもひだ人といふめりこの歌の飛驒人もたゞ杣人といはんがごとし飛驒に用なしされぱこそ此歌をとりて後鳥羽院の宮內卿は杣人とよみたれ（宮內卿の歌下にのす）さて今現に飛驒に爾布川有りとて此歌を證にして古跡とはいひがたかるべし此歌飛驒にてよめるのにはあらぬを上にいふごとし爾布を歌によめるは玉葉集夏五十首の歌の中に（後鳥羽院宮內卿）「杣人のとらぬまきさへながるめり丹生の河原の五月雨の頃（孝云丹生は山川なるに河原とよめるいかゞ）續後拾遺戀二題しらず（源邦長朝臣）「ことかよふ便もあらばしらせばやにふの川舟こがれこひぬと、新千載戀二寄船戀（源兼康朝臣）「いかにせん丹生の川浪よるだにもかよはぬ舟のうきながさば、同雜中正中二年百首歌奉りける時（大納言師賢）「河上の丹生の杣人心せよみじかき木をも捨ぬならひに、これ撰集にみえたる限なり（家々の集はたづねるにいとまあらず）此歌いづれも萬葉を本歌にとりてよめるまでにて大和の爾丹といふ證もなけれどたしかに飛驒國なる證さらになし大和の丹生は續日本紀卷卄四（刊本廿一左）奉幣帛于四畿內郡神、其丹生河上神者、加黑毛馬旱也、又卷廿七八左奉幣帛於大和國丹生川上神及五畿內郡神とみえ又寬平十七年太政官符大和國丹生川上雨師社とひ（三代格一）又延喜式卷九、大和國宇智郡丹生川神社吉野郡丹生川上神社宇陀郡丹生神社ともみえたり式によれば三郡にわたれる地名にして丹生川の源は吉野郡ならむ吉野郡に丹生川上とあれば也萬葉十三斧取而丹生檜山木折來而機爾作二梶貫礒榜回乍島傳雖見不飽三吉野乃瀧動々落白浪これよしの丶瀧をよみ合たる上からは大和なると論なし又八雲御抄に爾ふの川大和のよし注せさせ給ひて萬葉十三の歌を引給はでにあるはおほくみゆれど飛驒にありといふと古き物にみえず今飛驒國に此名の川のあるは萬葉七の歌に

ミ歌ノ家ヲ云フコレハ誤リテ云ヒソメタルコトナリ小篠敏ト云モノ本居氏ノ門人ニテ宣長ノ古今集ノ講釋ナキ、タルトキ契沖餘材抄ノカシラニ其口授ナカキ入レオキタル也本居氏ノ玉勝間十三ウ卅九大歌所文德實錄に從四位下治部大輔興世朝臣書主卒云々弘仁七年云々能彈和琴、仍爲大歌所別當、常供奉節會、三代實錄(卷十二)貞觀七年十一月十五日壬辰、天皇御紫宸殿、賜宴群臣、大歌所五節舞如常儀とみえたり大歌は續紀(三十六、桓武即位之時)に天應元年十一月丁卯、御太政官院、行大嘗之事云々己巳宴五位已上、奏雅樂及大歌於庭また江次第の五節帳臺試條に大歌小歌とあり

孝按、雅樂寮は高麗諸越の樂と又此方にてそれにならへる右方左方の樂曲どもをつかさどるなり大歌所は神樂をはじめ催馬樂風俗歌等をつかさどれるにてわが國のもののみなり高麗諸越にあづからぬもの共なり一わたりにかんがへては雅樂寮にむかへてかの唐の玄宗が敎坊めかしく思はる、大歌といふ事天應元年の紀にみゆるが始なるべければ唐の玄宗よりは時代もおくれたればしかおもはれむもよしなきにはあらねどきはめてあしきなぞらへなるべし猶よく考ふべし三代實錄貞觀七年なる大歌所°玉勝間には疑はれざれども

の所の字は衍文なるべし同書貞觀十一年十一月には所の字なし十二年にも又元慶三年にも四年にも以下倣此

御書所、拾芥抄宮城部式乾門内在侍從所南、有公卿別當預幷書手契食書也閣書一本、進公家進月奏仁王會咒願

孝云こゝにいへる事どもおのれよく解えず人にたづぬべし一本式上有在字°契作熱°拾芥抄一本有侍從所一條分注有膳部熱食等之文°

和名抄居宅類蘭林房在式乾門東今分爲御書所是也

孝云拾芥抄に蘭林在玄暉門北と有り大内裏の圖にてみれは玄暉門の北はすなはち式乾門の東也此兩書たがへるにはあらず古今打聽云秘書を藏る所也又云上文に引用したる拾芥抄はみな西宮記臨時五所所よりかけるもの也拾芥抄は人おほくみるものにて刊本にてもあればこゝに引きたる也その實は西宮記によりて考ふべき事なり

〇丹生

ひと日とはせ給へる萬葉集卷七羇旅歌に斐太人之眞木流云爾布乃河事者雖通船曾不通とよめる爾布乃河は大和のにふにはあらですなはち飛騨の國にある也

し跡〔孝云ト宮城内便所なり（一爲初齋院コレナリ）〕同四十六ウ 齋院の御わたりの日に成りぬれば云々例のさほふの事どもおもひやるべし〔孝云光臨川頭祓潔乃入ナド云フコトチ省キテカヽザル也初齋院ニワタルナリ〕同四十六ウ 宮司參りて御はらへつかうまつりてさか木青やかにさしつる〔孝云、て文字アレバ榊チサスモ川頭ノヤウニミユレドシカラズ齋院ノコト也[illegible]祓官中臣進麻宮主讀祓詞訖云々既而[illegible]還入初齋院卽卜定供膳弁立賢木ナド齋院式ニアルチミルベシ〕同五十二ウ 霜月の十餘日なれば同二上卅六ウ 二月には今姫君云々同三中十五ウ 八月十日の程と同三下八オ としかへりぬればことしは齋院わたらせ給ふべしとて本院つくりみがかせ給ふに大宮わたりのしづがかきねまで心ことにおもひまうけ〔孝云コレ三年初齋院ニ居テ四月神社ニ參リ給フトアルコレ也又云初齋院ハ宮城内ニアリ上ニ引ヤタル式文ニテシラル夫ヨリ賀茂ニ行カンニハ大宮ヲタリ通行ニナルナリ〕同十三ウ 宮司參りて御はらへつかうまつる同、歸らせ給ひてはいとくるしきに誰もみなやすみ過して又の日とくおきさせ給ひてめづらしき池の有さま云々御まへになれたるはあかす川となんいふと聞かせ給、同十四オ まへりの日の事ども例のさほふなりつかさのつかひは云々」以上齋院の證なり

今昔物語一條院天皇御代九月中ノ十日ノ夜雲林院ノ不斷念佛雲林院ニ行テ返リケルニ齋院ノ東門ノ細目ニ開タリケレバコレ齋院ハ雲林院ヘ京ヨリ行ク道ナルベシ雲林院ハ紫野ニアリ〔孝云サキニアリタルハ初齋院ニウツリ給ノトキノコトコヽナルハ本院ニドリ給ノトキナリ〕三代實錄貞觀三年四月十二日賀茂齋内親王臨鴨水修禊是日便入紫野齋院コレ齋院ハ紫野ニアル證ナリ〔孝云コレ訖卽歸便留野宮トアルコレナリ〕八雲御抄有栖川齋院御所コレ狹衣ニ御前ニナガレタルハ有栖川トアル證ナリ〔孝云八雲御抄ニ有栖川齋院御所トアルコレナリ〕江家次第擇吉日臨流祓訖遷野宮紫野也コレ野宮ハ卽本院ノコトニテ紫野ニアル證也伊勢齋宮ノ野宮トハ大ニコトナルナリ〔孝云齋院野ノ宮（卽本院）ニ留リテ後ニ祭ハアルトミエタリ〕コヽニ引キタル四書ハ山城名勝志ヨリ引抄スルナレバ後日原書ヲ見テ淨書スベシ今假ニシルシオクナリ

○大歌所 附歌所 御書所

拾芥抄宮城部大歌所在圖書東上西門内也新嘗時供奉有親王大納言非參議六位別當案主給年官〔案主トハイカナル事カ可攷〕古今集卷廿大歌所御歌打聽に云神樂風俗等のうたひ物をつかさどる官人その外歌人等をめしおかるゝ所也江次第に大歌小歌みゆ大歌は公朝に用ひ給ふをいふおほやけならず世に專らうたふを小歌といふ雅樂寮はもはら糸竹の類をもて舞樂音樂をなす事をつかさどれるなり此大歌所は御神樂にて糸竹も御國の風俗なれば別に所をおかるゝなり本居氏いはく雅樂寮トハ別ニテ大歌所ト云ガアル也意バヘハ似ヌコト也後世歌所ト云ハ大ニ異也昔ノ大歌所ハ樂曲ノ歌ナリ後世ノ歌所ハヨ

の事ありたゞし此事は去年にて廿一歳の時也兼良公の花鳥餘情また年立にその說有て本居氏の玉小櫛卷三の年立にも兼良公を引て此事ないはれたり○同十ウ齋宮の又もとの宮におはしませばさか木のは計にことづけて孝云いまだ初齋院に入らせ給はずして京極に居給ふよしなり同十八ウ齋宮はこぞうちに入給ふべかりしをさま〴〵さはることと有りて此秋入給九月にはやがて野の宮にうつろひ給べければふた〻びの御はらへのいそぎとりかさねてあるべきに孝云去年初齋院に入らせ給ふべきが例なるに今迄のび給ふよしあるによりて去年卜定有し事と兼良公はじめ本居氏もいはるゝなり同廿八ウかの御息所は齋宮の左衞門のつかさに入給ひにければいとゞいつくしき御きよまはりにとことづけて孝云左衞門のつかさを初齋院とし給ふなり同卅ウ里におはするほどなりければしのびてみ給ひて孝云母御息所は初此院に居給ふとも有るべく又里に出て居給ふことも有るべき也同卅一ウ野の宮の御うつろひのほどにもて孝云上文に九月にはやがて云々といふ此事なり同卅二ウしぐれくらしてものあはれ云々孝云源氏君廿二歳の冬のはじめなり同榊二オおやそひてくだり給ふ例もことになければどいとみはなちがたき御有さまなるにことづけて孝云此卷は源氏君廿三歳の事よりしるす同三オ九月七日ばかりなればむげにけふあすとおぼすに孝云伊勢に下り給ふ事ちかしとなり同四オこしばを大垣にていたやどもあたり〳〵いとかりそめなめり云々ひたきやかすかにひかりて同八ウ十六日かつら川にて御祓し給ふつねの儀式にまさりて長奉送使などさらぬかんたちめもやむごとなくおぼえあるをえらせ給へり同十ウさるの時にうちにまゐり給同十一オみかど御心うごきて別の御ぐしたてまつり給同十一オくらういで給て二條より洞院のおほぢををれ給ふほど二條院のまへなれば同十一ウまたの日關のあなたよりぞ

以上齋宮の證なり續紀卷二大寶元年齋宮司准寮、屬宮准長上焉、同十六天平十八年置齋宮寮、以從五位下路眞人野上爲長官

狹衣物語卷二下卅七オ皇太后宮の齋院の御かはりには一條院の后宮の姬宮こそゐさせ給ひにしが大膳に渡らせ給にしを歸らせ給ひて孝云嵯峨院の皇后なくなり給ひて女一宮おり給ふにより一條院の姬宮たゝせ給ひて初此院に入給ひしを又一條院かくれ給ふにより又是もおりてもとへかへらせ給なりこゝに大膳と有は初齋院とし給ふ故にそこにわたらせ給ふ也式に占宮城內便所爲初齋院とあるこの事なりさて源氏物語などにみゆる皆大膳なれば後には占ふ迄もなく大膳のやうになりぬるならん榮花物語殿上花見(廿一ウ)にも御禊の日やがて大膳にいらせ給とあり同卅九ウ大やけをはじめ奉り殿の御爲にも行末とほくめでたかるべきやうにのみうらなひ申ければとかう誰もおぼし定むべき事ならでさだまり給ひぬるを孝云上にいふ齋院おり給ふにより源氏宮齋院にさだまりぬ同四十オ三月に成りぬればくだりにし大貳の家に齋院のわたらせ給ふべきことなど○傍注三河へ下りし也と有るは誤なり大貳の子式部大輔が三河になりしなりこゝに去年つくしへ大貳が下り

城大極殿并歩廊ニ遷シ造ル於恭仁宮ニ四年ニシテ於茲ニ其功纔ニ畢ル矣用度所ノ費不レ可ニ勝計ハ至レ是更ニ造ニ紫香樂宮ヲ仍テ停ニ恭仁宮造作ヲ云々

攝津 難波宮 四十五 聖武 天平十六年　大和（平城宮 四十五 聖武 天平十七年 四十六 孝謙

近江 保良宮 四十七 廢帝　大和（平城宮 同上 四十八 稱德 四十九 光仁 五十 桓武

山城 長岡宮 五十 桓武

平安城 五十 桓武 ○桓武至今日都于此但除治承四年福原安德但第五十一平城天皇讓位之後復都於平城其陵在大和添上郡稱曰平城天皇又曰奈良帝見日本文

攝津 福原宮 八十 高倉 讃岐 屋島 八十一 安德

大和 吉野 一 後醍醐（南朝）二 後村上 三 長慶院 四 熈成王（於北朝號後龜山）

以上 大和二十三京 ○平本氏シカイヘレド三十三京ニハアラズヤ 近江二京 長門 攝津二京 河內 山城五京 土佐○有說見上 讃岐屋島安德 大和芳野南朝

附

筑紫 橿日宮 十四 仲哀 ○仲哀紀八年幸筑紫云々居ニ橿日宮ニトミエタリコレニヨリ孝コノ一條ヲ補スルナリ古事記ニモ仲哀ノ條ニ座穴門之豐浦宮及筑紫訶志比宮トアリ

越前 笥飯宮 十四 仲哀 ○仲哀紀二年二月幸角鹿卽興行宮而居之是謂笥飯宮谷川氏云越前敦賀郡氣比神社見神名式

紀伊 德勒津宮 ○仲哀紀二年三月至紀伊國而居于德勒津宮

〇齋宮 齋院

延喜齋宮式、凡天皇卽位者、定伊勢太神宮齋王、仍簡內親王未嫁者卜之（若無內親王者依世次簡定女王卜之）訖、卽遣勅使於彼家告示事由」凡齋內親王定畢、卽卜宮城內便所爲初齋院、祓禊而入、至于明年七月齋於此院、更卜城外淨野造野宮畢、八月上旬卜定吉日、臨河祓禊卽入野宮、自遷入日至于明年八月齋於此宮、九月上旬卜定吉日臨河祓禊參入於伊勢齋宮〇同齋院式、凡天皇卽位定賀茂大神齋王、仍簡內親王未嫁者卜之（若無內親王者依世次簡諸女王卜之）」凡定齋王畢、卽卜宮城內便所爲初齋院、卽先臨川頭祓禊乃入」凡齋王於初齋院三年齋畢、其四月始將參神社、先擇吉日臨流祓禊云々訖、卽廻歸便留野宮

此式文によるに齋宮は初齋院にあくる年の七月迄居て八月に野宮に入り其あくる年の九月に伊勢に下り給ふ、齋院は出入三年初齋院に居て夫より野宮に行也（野宮と云詞はおなじことながら齋院の野宮はこれ本院の事にて賀茂の神社に近き所也、齋宮の野宮は京よりは西嵯峨に近き處なり）源氏物語狹衣物語にのする處をこゝにのせてこの式文の證にせんとす

源氏物語葵（湖月ニウ）まことや彼六條の御息所の御はらの前坊の姫宮齋宮に居給ひにしかば（孝云此卷は源氏君廿二歳より廿三歳の春まで）

入野宮　廿九宣化　檜隈廬（ヒノクマノイホリ）——

金刺宮　卅欽明　磯城島——

幸玉宮　卅一敏達　譯語田——

雙槻宮（フタツキ）　卅二用明　磐余池邊——　○續紀廿八池邊雙槻宮

倉梯宮　卅二崇峻

〔豐浦宮　卅四推古　○萬葉三挽歌聖德太子ノ御歌アリ縣居翁ハ後人擬作トサレタリ仲哀所都——同異之辨詳於本書

小墾田宮　同上

岡本宮　卅五舒明　飛鳥岡傍　○萬葉卷一高市——○續紀廿七（十左）○皇極紀注呼廣額天皇爲高市天皇

〔板蓋宮　卅六皇極　飛鳥板蓋　○平本氏云皇極又都飛鳥改號曰——孝云飛鳥指岡本耳但非言卽舒明所居之宮平本氏意蓋如此友人狩谷掖齋云板蓋ト云ハ地名ニアラズコノ前カヤフキナルコトシラレタリ飛鳥ハ地名ニテ山アリ岡アリサレバ岡本ト云ナリコノ說ヨロシ」猶岡本ノ地ナレバ同處ナルニヨリ「ナ加ヘテ別處ナラヌコトヲ知ラスルナリ

攝津　豐崎宮　卅七孝德　難波長柄——（大化元年）○續紀廿七難波長柄朝廷

〔板蓋宮　卅八齊明（皇極重祚）附、明日香川原宮　○孝云此見齊明紀元年萬葉卷一（遷都攷不錄孝今補）

〔岡本宮　同上二年紀　後飛鳥——　○續紀廿七（十左）後——朝廷　○平本氏云於飛鳥岡本更起宮室孝云亦非言舒明所都岡本宮也別於岡本之地造宮耳

土佐　朝倉宮　同上　朝倉橘廣庭宮　○平本氏云——在土佐其證云々孝云神遊考以爲筑前古事記傳四十一（二右）亦以爲西國

近江　大津宮　卅九天智六年以下　滋賀——

大和　淨御原宮　四十天武　飛鳥——　○續紀廿七（十一右）飛鳥淨御原御世　四十一持統七年マデ萬葉二日並皇子尊殯宮之時柿本人麿歌有在淨之宮之事
○飛鳥ヲバアスカトヨムベカラズトブトリトヨムコト也ト國號考（四十六ウ）ニアリ其說ナガケレバコヽニ略ス但其地ハアスカ也
○天武紀元年營宮室於岡本宮南卽是謂飛鳥——アレバ岡本宮トハイサヽカ同所ナガラ別也南トアレバ也

藤原宮　四十一持統（八年十二月以下）　四十二文武　四十三元明（至和銅二年）

平城宮　四十三元明（和銅三年三月以下）　四十四元正　四十五聖武　○平本氏云自元明元ヨリ至聖武天平十一年其後天平十七年以下又都于此

山城　恭仁宮　四十五聖武　天平十二年　相樂——　○天平十三年十一月天皇勅曰號爲大養德恭仁大宮（續紀卷十四）
續紀天平十二年十二月戊午經ニ略山背國相樂郡恭仁郷ヲ云々丁卯皇帝在前幸ニ恭仁宮ニ始作ニ京都ヲ矣太上天皇皇后在後而至」又云同十五年十二月己丑始運ニ平城器杖ヲ收ニ置於恭仁宮ニ辛卯初壞ニ平
○萬葉卷六（五十四右）久邇新京ノ歌又（下文）三香原荒墟ノ歌又卷十七上（八右）三香原新都ノ歌アリ此宮ヲ又布當宮トモ云卷六久邇新京ノ歌ニミエタリ

ゐをさとるべし戴震文集卷四に殺玉裁にあたへたる文ありて其中に舌齒音とあるは此に云ふ臻山のナニヌネノ唇音とあるは此に云ふ深咸のマミムメモなり舌音とのみ大らかにおもひ居たれど詳にいはゞ舌齒音と云ふべきぞよろしき（戴氏の聲韻表の首にもこの文をのせたり）

○遷都提見

寛文年間、平本定智作遷都攷刊行于世、今抄其要且附一二管見、其所附者置圈以識別焉

大和 橿原宮(カシハラ) 第一 神武（鸕鷀艸子）天孫瓊々杵尊初天降日向襲之高千穗峯至彥火々出見尊鸕鷀艸葺不合尊三世都於日州」畝傍山東南

高丘宮(タカヲカ) 二 綏靖 葛城――　　浮孔宮 三 安寧 片鹽(カタシハ)――

曲峽宮(マガリヲ) 四 懿德 輕ノ地――　○マガリヲトヨムコト古事記傳九（廿五葉）ニアリ

池心宮 五 孝昭 掖上――　　秋津島宮 六 孝安 室地(ムロトコロ)――

廬戸宮(イホト) 七 孝靈 黑田――　　境原宮(サカヒ) 八 孝元 輕地――

卒川宮(イサ) 九 開化 春日之地――　○卒當作率

瑞籬宮 十 崇神 磯城――

珠城宮 十一 垂仁 纒向――　○仁德紀傳謂之纒向玉城宮御宇天皇　○古事記ニハ玉垣トアリ

日代宮 十二 景行 纒向――　○平本氏云、景行帝改珠城曰日代孝未知其證四年自美濃還則更都於纒向是謂日代宮五十四年自伊勢還於倭居纒向宮（見景行紀）

近江 高穴穗宮 十二 景行 志賀――　十三 成務

長門 豐浦宮 十四 仲哀 穴門――（穴門後改長門）　卅四 推古　○仲哀又訶志比宮笥飯宮德勤津宮ナドニ居給附錄ニ出ス

大和 若櫻宮 十五 神功 磐余――（若或作稚）　十八 履中

豐明宮(アキラ) 十六 應神 輕ノ島

攝津 高津宮 十七 仁德 難波――　○仁德紀都難波是謂高津宮○萬葉二、同四難波天[illegible]○續紀廿六難波高津

［若櫻宮 十八 履中　　河内 柴籬宮(シバガキ) 十九 反正 丹比――

大和 遠飛鳥宮 廿 允恭　　穴穗宮 廿一 安康 石上――

朝倉宮 廿二 雄略 泊瀬――　○萬葉卷一　　八釣宮 廿四 顯宗 近飛鳥――

甕栗宮(ミカクリ) 廿三 清寧 磐余――

廣高宮 廿五 仁賢 石上――　　列城宮(ツラキ) 廿六 武烈 泊瀬――

山城 筒城宮 廿七 繼體　　弟國宮 同上 或作乙訓

大和 玉穗宮 同上 磐余――　　勾金橋宮 廿八 安閑　○平本氏引橋誤橋

鏡には毎轉分賦してあれども僧文雄本居宣長太田方いづれもこれにすがりたる攷なしさるを余が方外の亡友若狹國妙玄寺住持義門のみ面白き考あり其大概は

臻　韻鏡第十七 十八 十九 廿　山　韻鏡廿一 廿二 廿三 廿四

舌　この二攝の字の韻はナニヌネノ、ラリルレロ兩行に通じ用ふ

深　韻鏡三十八　咸　韻鏡三十九 四十 四十一

脣　この二攝の字の韻はマミムメモの一行にのみ用ふ

かくの如ししかるに皇國古書の中に塞(カ(ム))難(ナ(ム))因(イ(モ))散(サ(モ))文(フ(ミ))頓(ト(ミ))身(シ(ミ))丹(タ(ム))旻(ミ(ミ))但(タ(モ))の十字例にあはぬよしいひおこせたるをおのれつら／＼考ふるに深咸は臻山に通せず臻山は時として深咸に通ずとおもひ定めてみるにこの十字みな臻山の字共なり（但これは西土の事にてはなし皇國の擬假字の上にて通ふを云ふなり）いかなればかゝる理あるぞと云に舌音に唇音を攝すべきなりされは深咸マミムメモを臻山ナニヌネノラリルレロにて攝する也たとへば舌音は本家の如く唇音は分家の如し分家にて本家をおのがまゝにはならず本家にて分家をば心のまゝにするが如き理にぞありける五つにわくれば唇舌牙歯喉也三つわくれば喉舌唇なり二つにすれば喉舌なり又其始は喉の一つより出づる也

このことを義門に答へてやりたれば此說に從ふべきよしいひおこせたりき此頃其書、板にゑりて男信(ナマシナ)と云三冊ありひらきみるにこの說を不用して相通はざるよしに說をたてられたり若狹國へ其由たづねやらんとおもふほどに上人黃泉の人となられたればいかゞはせんされどおのれの說もすてがたくおもへばこゝに書付けおくなり又萬葉集卷七の旋頭歌に雜豆臘漢女乎(サニツラアヤメヲ)とある雜は咸の攝にてサフの假字の例なればサニとは讀みがたし雜は誤字にて散の字などにやと疑ひたりしを關政方と云もの傭字例と云書をかけるが其中に佐比豆留夜辛碓(カラ)萬葉十六（卅一オ）に習ひてサヒツル漢女(アヤ)とよむべしとありいとよろしき攷なればこれもかき付けおくなり

附　入聲假字

臻山チツ　加行奈行羅行ニ活ク

深咸ムフ　麻行波行ニ活ク

この說は義門の男信上七オに詳にみえたりこの頃男信を讀むついでによろしとおもへば此にかきつく

本居氏の地名字音轉用例を見て其例證のあやまら

のいひさだむるをの詞といふはよにかよはしてきこゆるをの詞のこと也本居氏の言葉玉緒卷七によに似たるをといふ一條あり又卷五にやすめ辭におくをとてあげたる一條おち〱はよに通ふ也（同人の石上私淑言上にも）このいひさだむる心矣の字の意に近し、千字文也字李暹の注に也者絶辭也といへり是も決辭といふにちかしされど也の字をの詞にあてざることは上に辨じたるがごとししからば萬葉卷二の長歌に形見何此焉とみえ卷九の長歌に悲悽別焉などとあるは焉ををとよめる是はいかにといはんにこれはたゞ句末におきたるまでにて焉の字なくてもをとよむべき語勢なりされば焉ををと用ひたるにはあらずとおもふ也（論疑符卷六第廿六）（不□焉ノ條考フベシ）又萬葉三（略解上廿四オ）其山之水乃當烏、千蔭云當下知字落しか烏は曾か焉の誤なるならん」同書四（略解上十九オ）小歷木莫刈烏（焉ノ誤）千蔭云焉は集中そともやともよむべき多しといへり（今本萬葉卷三ニハ烏卷四ニハ烏サレド烏ハ烏ノ誤リトスベシ）」されど莫刈焉莫刈焉などと漢文の句法にてかける也焉の字たゞそへたるまで也莫刈の二字にてもなかりそとよむべき也同卷（略解四十五オ）不相夜多烏（元暦本焉トアリ）あはぬ夜おほみとよむ是もたゞ句末に焉の字おきたるのみにてみと云詞にあたるにはあらず多の字におほみの詞はある也同十（略解上十六ウ）鸎鳴烏とあり一本焉に作るこれも烏は焉にて添へたるのみ也又卷十吾乞悲烏一本焉と有りこれもそへたるまでにて焉の字をもとよめるにはあらず悲の字にもの詞はよみつくべき也同妻之眼乎欲焉とあるなどは愈唯そへたる事たしか也七の卷なる細谷川之音之清也と有る也も同じ清の字にサヤケサの詞はある也二の卷なる朝露乃如也夕霧乃如也抔の也の字もたゞ添へたるのみ也矣ををとよむ例たがへり混ずべからず卷八黄葉早續也とある也もおなじ（谷川士清の和訓栞に焉の字を萬葉集にヲとよめるよしあるはふかく考へざるよりいふなればとるにたらず）この焉の字也の字などに例して考ふれば此矣も此字の上の字にをとよみつけてたゞ意義なくそへたるものとすべくおもへど矣の字はまさしくをとよまねばかなはざる所あればその例ひとしからず古事記の眞賢木矣などかならずをとよむべければ也けり（萬葉十二袖乾日無吾戀矣などのみなれば上の字によりつくべきともいふべけれどさはいふべきにあらず）

○撥假字

音韻の學をするもの十六攝と云事を傳へたり今世はこれによることなく告朔の餼羊になりたり流布の韻

後にて世開合兩音判然なるによりその開のかた阿行に屬したりとまではいひとかざれば此字の濫觴を一わたりしるして初學にしめす

○烏呼乎矣

此四字、をの假字に用ふるを誰もしれり烏は異論なし呼は呉音ソ行の格なればをともいふべけれど例推すればうの音也をの音とせんには轉音也ことさらに耳遠き轉音用ふべきにあらずされば契冲は物をよぶにをの聲を出しをめくより呼をの假字に用ふるよしにいへり萬葉ニ額田王歌、哭耳呼(ネノミヲ)トアル、代匠記ニミエタリ叫ノ字チモをトヨム、同ジ意ノヨシ契冲コヽニイヘリ本居氏は呉音ワ行の例にすがりて音なるよしにさだめたり字音假字用格考は契冲にしたがはんとおもふなり」乎は呼の字と同窠にて呼とは曉匣清濁のたがひはあれど呉音ワ行三等の例なれば是も呼とおなじく音とはいふべからず本居氏は音也と字音假字用格いはれたれど從ひがたし乎は呼の省にて意憶ノ省支伎ノ省只枳ノ省寸村ノ省建健ノ省などの古事記傳十(四十オ)に此省字なのす例なるべし狩谷掖齋ハ意ハ憶ノ省ニアラズ建モ健ノ省ニアラズ建中湯ト云藥方アリスゴヤカニスル意ナレバ建ニスゴヤカナル意アリトイヘリ建中ト連續センニハスゴヤカナル意アルベケレドモ建トノミニテハイカヾアラン太田金齋ハ姫ニ居、忌ニごノ音アルカラハ意ニをノ音アルベキナリトイヘリ此兩氏宿學ノ人ナレバシカアルベキコトナラントモオモヘドオノレノオモヒヨリタルモ違ニフステカネテシルスナリ」矣は音にあらず訓なりとたれもいふめり今おもふに西土にて此字語辭にのみ用ふればこゝにてもてにをはの詞にあてんとならば矣の字を用る語氣のてにをはにあらざればはじめ用ひそめけん心いかゞなればげに訓には有るべき是によりて此矣の字の意味を考ふるに柳宗元が杜溫夫にあたふる文に矣耳焉也者決辭也といへることあり本集三十四こはいとおほよそのことわりなめれどふるくかゝるつたへなどの有て柳氏もいへるならんかと思ふによりそれにすがりて考ふるにこなたにて物をいひさだむるにをといふ詞は決辭ともいふべければその邊よりして矣の字をあてそめたるにはあらぬか[今物にみゆる所にては古事記上卷に天香之五百津眞賢木矣根許士爾許士而とあるなどやはじめなるべき]しからば耳焉也いづれをも用ひてよろしからむにとうたがふべけれど耳焉也などはおの〳〵字の本義あり此矣の字のみは別に本義あるにあらずさるにより決辭のをの詞にうけばりてあてそめたる物にやあるらんまことにおしあての强言にあらむか猶よく考ふべしたゞし柳宗元の時代よりふるく本邦に矣ををの假字に用ふれば柳宗元の此解よりといふにはあらずそ

難波江一の卷上

岡本保孝著

○於烏の假字

於烏もと一字にて烏の象形なり說文卷四上、烏部烏昔此音開合いかに呼びけんしられず鳴雅鴉みな烏の事にて今も開音に呼ぶなれば烏も開なるべし唐韻哀都切とあり都は摸韻にて韻鏡十二轉開合にありてこゝは合なりされば音はヲ也小學の書にては玉篇に此字兩音にわかれ古文の於は開に篆文の烏は合によびし也たゞ歎息の時は於を烏にかよはし合にいふ陸德明釋文みなしかり長大息して歎ぜむにはおのづからア、となりて開なるべきを又ウ、といひても歎くめれば歎聲は合にあらずときはめてはいふべからず於の字合によびてはじめて歎聲となるにかぎれるならんには於邑を伊邑といふとはあるべからず此伊邑於邑の事はおのれ擬諭符卷十一（第十六）於邑の條に詳にいへり漢成帝紀贊に於邑みえて顏師古注に讀如本字又音烏といへば李唐の時開合兩音いづれにても歎聲なるをしられたり陸德明の歎辭のとき必音烏といふはいかゞなり廣韻に摸韻烏語辭といひ魚韻於語辭とありこれ兩音いづれにてもよろしき證なり此於烏開合のけじめはじめのほどはいとかすかなりたがひにこそありつらめ開合二かたにわたりて歎聲なるにてしかおもはるそれより字書韻書いで來てきはやかに開合わかれ中に付ても韻鏡または四聲等子などは開轉合轉判然たれば伊爲衣衞の假字などはこれにて詳にしらるれどくはしきにすぎ人爲にいでて天地自然の音聲をうつすにはなかく〳〵にうとき事もまじりぬべし趙岐の孟子注に告子下於音烏とあれば玉篇よりもはやく開合兩音にわかれしやうなりしからざれば於烏同字音注にはなりがたげなり楊氏の方言卷八にも虎或謂之於䖘とある郭僕の注にも於音烏といへり於と烏と音わかれたる後よりはかゝる音注もあるべき也されど趙注他例にたがひたれば孟子音義より羼入したるにはあらざるか狩谷掖齋もしかいへりそはとまれかくまれ廣韻に虞韻烏古は於戲今は鳴呼とあるにてむかしは於も烏も同音にて歎聲なることしられたり歎聲は自然のもの故に古今にて開合かはるべき理なし烏を鳴とかくは後世のこと也段玉裁說文の字の注烏呼連熟したる呼の字にひかれて烏に口邊を加へて鳴呼とかけるにも有るべしおのれ諭擬符卷九第八於烏の條に詳にいへりそも〳〵本邦にて於を阿行の開に烏を王行の合に用ふるは西土にて此一字篆古二音にわかれてよりのさだめなることは云もさら也本居氏字音假字用格に於の字阿行に用ふるは玉篇の央閭反の音にて倚乎反のかたにあらずといへるこゝは用格の趣意をかくかき付たるなり本居氏のいはれたる文詞にはあらずさる事ながら此字もと一字なるが篆體と古文と

三の巻

難波江目錄

一の卷

二の卷

慶長年間古畫の縮圖

朱モウセン

筠庭雜考卷之四終

餘未ニ曾失落一書跡官楷手書不レ如也一此誠詭遇也然今京師有一婦人年四十餘全無兩臂雙肩如レ削循ニ行衢道一求丐爲レ事毎レ梳ニ頭髮一右足夾レ櫛左足綰レ髮及繋レ衣浣レ面亦如レ之其輕捷穩便與レ手無レ異人多擲レ錢贈レ之亟伸レ足取貫ニ韋繩之上一略無ニ凝滯一予爲レ兒時見レ之雖ニ出處不レ定一將ニ一紀一而豐凶寒暑彼且無レ恙又段言景德中因レ事到ニ岳州一曾見ニ一婦人一無ニ兩臂一但用ニ兩足一刺ニ繡鞋片一織緻與ニ巧手一相若服飾頗潔而上之處觀者如レ堵人競以レ錢投レ之意世有ニ無徒之人一手足具完且不レ能ニ自養一乃甘死ニ溝壑一是具ニ手臂一不レ如ニ此二婦人足一也悲夫引以驗ニ成式之言一知レ不レ誣云

もと手臂の不具なるものヽ足をつかひ習ひしなり然るにこの頃の足藝といへるものは不具なる處もなきが只觀物のために習ひたる也と人の語りき是又手足具へ完うして自養ふことあたはざるものヽたぐひに近し慶長頃の古屏風に京都四條河原の觀せ物ども多くかきたる中に足にて種々のわざする女のみせ物あり其頃これらのみせ物はやねなどもかけず地の上に毛氈を敷て女の居處とし其外はむしろを敷けり小童一人居りて女のするわざの小道具取りかへなどそば遣ひする者也其するわざ旁にみゆる物共にて知らる弓を射太皷を打つ紙の上に小刀あるは切かた折かたなるべく盆の内に豆と筋もて豆を撰かぞへなどする事にや稻草（ワラ）の束ねたるは繩をなふ糸車は糸をとるなり女のうは衣ぬぎて旁にあり又女ながらも袴を著たるはさもあるべき事なりこの頃の足藝は袴などは著ずよの常のさまにて身幅の廣き服の仕立なり下に紅の長襦袢を著たり其衣服のまへを搔きあはせなどするも一しほの趣あり正德の頃山鳥金大夫といへる男手のなきは生付きたるか人にきられたるかしらねども足にて用を辨ず是も觀せ物に出たり其頃の繪双六にそれが圖をかきたり此に摸す

正德中繪双六に出たり

山鳥金大夫

天保七八年の頃觀せ物に出たる女足藝といへるが看板の內は圖の一種なり

されば今末代に至つてほうさい念佛と名付け太鼓鉦をたゝき面白くをどりければをさなきあひは申におよばず老いたるも若きも我さきとこぞり出これを見くわんじんを入れければ思ひの儘に米錢をまつへやぶれたる堂寺そこねたる橋までをこんりうをなし其處はんじやうすると申ける此のほうさい念佛は慶長頃歌舞妓にもまねびてしたるよしそゞろ物語などにみゆ又寛永の册子似せ物語「出てゆかん心かるしと笑はれんよのほうさいを人のしらねば、又卜養狂歌「人はみな西方にこそ願ひしにさかさまことぞはうさい念佛、また可笑記に江戸上下の人々が慶菴の泡齋といふ狂人どもが町々小路をかけ廻り走りありけば是を見物にしておとなしきをさなき男女まじはり走り廻り見物すといへり然らば慶菴といふももと氣違ひの名なり洞房語園にいへる慶菴の説などはうけがたし世事談綺には葛西念佛を泡齋念佛といへり泡齋といへる狂人の法師を氣違ひよ泡齋よとはやし此念佛踊の狂へるさま彼氣違ひに似たる故にしか呼ぶとぞ此説しかるべしもと東國の事なれば右に寫しゝ繪詞の説は傳聞の誤なるべしそはともあれ京師にも行はれて歌舞妓にまねびて諺にもいひはやらし廣く氣ちがひの異名となりて今にその詞のこれるもをかし慶菴は中頃より輕薄者の虛言をなし追從するをいふことに誤り遂に媒妁口入するものゝ名となれり

〇足藝

近ごろ足藝といふもの難波より來りて處々にて觀せ物に出すそは三十許の年にやあらんと思はるゝ女の早咲小梅と名のり小娘の如くけさうしたるが手は袖の中におさめて足にて種々の技藝をなす琴三味縫物花をいけ紙にて折りかたさま〲の紋を切り揚弓を射、投扇興といふ事迄も人に見すいとめづらしきわざなれば昔より往々これあり、齊諧俗談にとくりてとありて延寶年中津の國大阪にて生れながらにして兩手なきものあり足にて諸用を辨ず且文字を書き弓を射て芝居へ居て錢を乞へり又谷響集にも頃年手のなき女兒の字をかき弓をいるものある事をいひて文會談叢を引きたり谷響集に引きたるは誤ある故こゝは原文によりて引證す

文會談叢云唐段式言大曆中東都天津橋有二乞兒一無兩手以二右足一夾レ筆寫レ經乞レ錢欲レ書時先再三擲筆高尺

町のしかけ程ありて鳥居の内は二人一歩外は三人一歩と極め置きしもおかしといへり貞享元祿の始め此處の遊粹も知るべし紫の一本に花車屋を第一にいひ此圖もこれをむねとかきたるを見れば他の茶屋よりも勝れて名に聞えたる故なり圖中暖簾に鑰の紋あるはかぎやなるべしこは所見なし頭巾着たる難波風米屋の男と見ゆ一人竹筒を腰にさせり深川元より米藏多き處なり

○ほうさい念佛

寛永年間の繪卷物にほうさい念佛の圖ありその繪詞を例の縮寫して爰に出す

扨もほうさい念佛とて花をつくりてかさにさし太鼓かねのひやうしをうちをどりとびまはるすがたを見る人をかしく腹すじをかゝへ大勢こぞりて見はんべりける是れわたくしにをどるにあらずむかしひたちの國にたつとき僧一人おはしけるその名をばほうさいばうとぞ申ける我すむ寺はそんいたしければでしあまた引きつれ太鼓鉦のひやうしをそろへをどり念佛をくはだてはんじやうの所へをどり出て一錢のくわんじんをえて堂塔がらんをこんりうし給ふとかや

見物女わらべなど數多あれど餘紙なければはぶきつ

紫の一本に永代島八幡の社あり此江戶をはなれ深川の地にて宮居遠ければ參詣の人も稀にして島の內繁昌すべからずとて御慈悲を以て御法度等もゆるがせなれば八幡のやしろより手前二三町が內は皆表店は茶屋なり數多女を置て參詣の輩の慰とす就中鳥居より內を洲崎の茶屋と云て十五六ばかりの女のみめかたちすぐれたるを十人ばかりづつかゝへ置て酌とらせ小歌うたはせ三味線を彈き皷をうちて後はいざをどらんとて當世はやる伊勢をどり松坂こえてやつこの〳〵このはつとよいやさこゝにひとつのくどきがござるなんどと手拍子を合せて踊る風流なる事三谷の遊女も爪をくはへ塵をひねる花車屋のおしゆんおりんおもだかやのお花ます屋のおてう住吉屋のおりんなどは御字じやと云とあり此花車屋は信香がかける深川八幡社頭の圖に見ゆたるを爰に出す卽是なり鳥居の內入江の處迄左右に茶屋あり此入江の今そり橋ある處にかりそめの小橋ありて其橋づめに桶に手水を入れ旁に竹を立て手拭を結付けたり鄙びたるさま也天和貞享頃の趣と見ゆ西鶴が置土産に深川八幡の茶屋ものは本所築地よりは各別見よげに京の祇園

藤信香筆
深川八幡
社頭圖

師宣筆
淺草寺
本堂前
に此圖
あり

まで久しかれとぞ舞遊ぶかく有りがたき法のには云々あり此をみて京傳が奇跡考に淺草寺に船のかたちの手水鉢ありしといひ又觀音堂回祿以前の莊嚴見るべしといへり莊嚴はいかさま今の堂には右の如き彫物も畫もみえずそは修覆せる度に改るべし色音論は寛永廿年印本なれば回祿は其前年十九年なり船形の手水鉢は卽石の水船にて異なる事もあるべからず船形といへばとて必しも艫舳具はりて首尾殘なきにはあらず遍く長めに造りたる箱を船といふにても知るべき也延寶の頃菱川師宣がかける濃紛の繪卷物に淺草寺の圖もあり本堂前に石の水船見えたり是いはゆる船形の手水鉢なる事しるし摸し出て證とす詣る人群集して押合ふ本堂の前にかやうの物あらば大なる障なるべければ卽脇によせて手洗ふ處をしつらひしはいつの頃にかありけんおもふに延寶の頃までも今の如く四萬六千の欲日歳末の市立はさらなり月次の十七八日などの夥しき人の出る事はなかりしなるべしされば淺草をうちこえゆけばほどもなくむさしの江戸につきにけりなどいへり

○永代島茶屋

清涼寺融通念佛緣起

尺餘高二尺五六寸あり何とやらん水船にて作りし物とは思はれずといへり己れもかつて其水船を見たりしに久しくもちひずして年經たるさまなりき其故石棺などの疑ひもあるにやむかしの水船は今の手水つかふ石盤と形異なり南都名所をかける宮雀に榎本の祠の處石船の圖ありこれも長谷寺の石船に似たり舊きはいづれも此形なり清涼寺融通念佛緣起の繪に水船あり摸し出て證とす

また色音論艸子に淺草寺の條上略御堂になればてうづばちちからおよばぬ大石をふねのかたちに作りなす水はそこ井のいづみにてこゝろすゞしくもれゆく

延寶七年榎本奈良名所宮すゞめ

はをとはのたきもこれならんこゝろきよくもこりをとりわにぐちならし手をあはせきみやうてうらいくわんぜをん二世あんらくときせいしてうちのみつけをながむればしゝに牡丹に竹に虎栗にゑんかう水に屖鹿にもみぢとまひづる二ッは君のよはひをちとせ

むかし出茶屋の腰かけは京童下鴨乳の處に圖あり大かた此體なるべし又信香が繪に伊勢の明星の茶屋にて長き柄のひさくに茶碗をのせて客に出す處をかけりいと不作法なる事ながら此古風今も須磨浦あたりにあつもり蕎麥とてそば切を賣るところにて長柄のひさくに茶碗をのせて出す事此繪のごとしもと勸進聖のひさくを用ひる事より起れるなるべし

○水船

道の幸は屋代氏の京師より大和路かけての紀行なり長谷寺の條樓門の前に石の水船ありかたち上野國保渡田にある石棺におほむね似たり竪一丈あまり横五

目附方に見えたり煎汁錫の如きを丸めて用ふるよし也さて後には名のみにて專ら餅を賣れるは利ある故也古䙰和尙のかける職人盡の繪に地黃煎(アマイセンネン)とあり此はあまいともせんねんとも呼たりしは貞享元祿頃の事なり小兒の翫ひに賣る物故に千年などことぶきて呼べる名と聞ゆ今も細長き飴袋に千歲飴とかけるも是也江戶にては元祿寶永ころ淺草あたりに七兵衞といへる飴賣專ら千年とて是を賣りて行はれたりとぞされど千年といふ飴の名は江戶にて此七兵衞よりいひ初しにはあらず寶永正德頃の繪双陸に若千年とありて飴賣をかきたるも彼七兵衞が年の程より若き男なればさは云ひしなるべし

若千年
飴賣七兵衞

又職人盡に煎物賣といふ者件の一服一錢とちがひて出たり是は茶を煎じて賣る也桂川地藏記に於二路頭見物衆之場一年齡漸不惑除之桑門著二唐布八袺帷與二薄紅袢強袍衣一以二柿團扇一麾煎物賣高聲呼寄云々あり職人盡に見えたるは法師にはあらず是今世枇杷葉湯を賣るとひとし宇治の通圓杯も此類と見えたり

通圓木像　先つとしこれが店にて寫せり

そのかみ煎茶はふり立て飲みしと鄙も都も同じき事是らの繪にても知るべし貞享中に菱川がかける江戶堺町の圖に水茶屋の女房茶をふり立つる處を寫せり今みれば繁華の地には似げなきやう也寬文二年壬寅正月十九日申渡し葺屋町河岸端に罷在候一錢茶向後置き申間敷事と有りこれ一服一錢也此圖卽それが居所をかへたるなるべし

菱川師宣圖
堺町茶屋

類柑子　享保十四年の付合　其角三年追善なり

駒形へあがるは旅人お侍　蓮之
笠で見知るは淸十郎　只尺

これは向ふ通るは淸十郎ぢやないか笠がよう似たといへる俗謠と彼飴賣とを取合はせたる付句なり
又小町茶屋といふは住吉の松原に土居を設けて茶屋を出し柄の長杓に茶碗を載せゆきゝの人に茶をすゝむ今は安達町の北端にあり此茶屋の女は夫を持たぬ故に小町茶屋といふとなむ

とて一種の名となれるは地黄煎のみなり今も上野山の香煎賣の地上にむしろ敷けるはむかしの出茶屋のさま殘れるなり職人盡なる一服一錢は抹茶なるべし

色音論艸子寛永二十年印本江戸愛宕あたり出茶屋のさま也

七十一番職人歌合一服一錢
二葉の御茶をめし候へ

勸進聖判の職人盡に地黄煎賣飴粽とつがひて出たり手ことにぞとるはしつらの飴ちまき花をも三輪のひるやすみに「花をとふよし野もやまと地黄せん草にも木にも心ひかれて、判云

上略各於其境界之土産共有時節之風味也とあれば飴粽は大和國の名産にて有りしなるべし
また地黄煎賣述懷歌「うなひ子がちぶさに似てもすふものはちのみち思ふちわうせんかな、判云うなひ子が母の乳味にもおとるまじうすひすはふるらん口さきみる心地していたいけにぞ侍る地黄は血道最上の良藥なるに骨肉同胞の契をも血道かよふなど申せばうなひ子にたよりありてかた〳〵よろしと有り大和國に地黄村といふ處もありて地黄を多く種作るなれば生地黄の汁をしぼりて煎じたるを賣りしなるべし地黄煎の方本艸綱

勸進聖判職人歌合地黄煎賣

和州西巖寺古硎筆地黄煎
あまいせんれん

し雷輪のやうなるもあり　去來抄「細きめに花見る人の顔はれて茶稀色なる袖の輪ちがひ、注に前句古代めかしき人の有さまなり云々

萬治二年印行可笑記卷一世話で御ざるといふなるべし

寶永三年印行室町殿物語喧嘩實の圖此は當時畫工の意巧也

貞享四年雛形はんじ物なりかれが通

延寶六年奈良名所記八重櫻是れ釆臨寢たクニンといへるなるべし

同上よきことをきく

江戸二色小兒手遊はふこ　これも藤は無事の意なるべし

後藤祐乘作目貫みかさ山

誰身の上三茶屋の下女

○一服一錢下り出茶屋　地黄煎　飴賣七兵衞

此茶屋は晩茶の煎茶なり是又一服一錢なりくだりとは上方より來れるをいふ今も諸物にさはいへど下り

る形より名づくるとは誰も知ることなれど春日祭の圖などをみれば今の豆腐の田樂には其れをなぞらへてもよけれどもむかしの豆腐の田樂は形いさゝか異なれば古圖を出して其似たる趣をしらしむ

奈良名所春日祭の圖に出

付喪神畫卷物上、田樂法師鷺足に騎る圖

斜に畫きたるは飛びめぐるさま也

むかしの豆腐の田樂はその形如此なれば下の田樂の古圖と形の似よれるを見べしそのかみは豆腐も今の如くならず固けれは是も團子などのやうに立て炙りしなり今も筑波山中にて餅も豆腐も

人倫訓蒙圖彙 燒豆腐師とあるは田樂也法會祭禮人集る處に店をかまふ酒肴は有合也とあり

串にさして爐中に立て燒くなり參詣人に是をすむ丶

むかし小兒は竹にまたがりて遊ぶを竹馬といひまた高脚を作りて騎る是鷺足なり田樂に一本を用るは輕わざにて稚子の騎得べきにあらず

福富双紙この圖あり

今世竹馬といふもの是也

〇判じ物もやう

續五元集「ゆかたは輕し尻に輪ちがひといふ附合の句もあり 宮雀卷五

ぬ

此やうに散らして付たるもあり

此かまわぬの模樣は明曆萬治寬文ごろの草子の畫に奴僕また小坊主の振袖などにも付たる往々あり一代男にふと布の花色羽織にさし渡し四寸五分許の紋に鎌と輪とぬの字を付けてもんもうなる出立と有りおもふにそのかみ寬永ごろより俠客の奴等が好みし紋なるべし

又同頃の繪女のわらはに輪ちがひのもやうの衣服多

ば太刀のやうなり是を雄とし雌は是を短くするなり

また蜀黍などの葉にて人形に是を作ることもあり其製りやう紙の人形と似たり此雛ともにあり衣服は絹にても紙にてもあるべし

○田樂

十二類合戰繪

物を爐中に立て炙るはいにしへよりあり十二類合戰繪などにも見えたり爰に縮圖して出すを見るべし

介杓子といふもの古く用ひたる也

鐵輪は輪を上にして用ふ今は五德とて倒に用ひて便利とす鍋はつるなし今も京師の鍋多くはつるなし故に橐もて鍋取といふ物を作り用ふ

狂歌咄なごしの處に杜のほとりにさし入より茶屋の行かひつゞけにそき松葉さしかさね名におふみたらし團子ほそき竹にさして前なる土塗の爐に立並べたるは五十串立たる心地す云々」

此繪女の左右にあるは瓜と蒲の穗なり今も下總佐原わたりにて蒲黃をかば紛と云て食ふなればこれも其爲に賣れるにやと思ひしがさにはあらず雍州府志に六月祓の時かまの穗を賣るは女兒是に油をぬり日に乾して火をともすよしをいへりむかしの手遊此類多し」

京童艸紙下鴨乳の處

武藏鐙、兩國橋のつめにて團子を賣るさまかけり

萬治寛文ごろ餅も團子も立て燒きたり此圖とおなじ

さて今燒豆腐を田樂といふは田樂法師の鷺足に騎りた

此雛骨董集に圖を出せる女人形に似たれども面相ほりかたは勝れたり還魂紙料に出たる若衆人形と一雙にてつゝの形などいとよく似たり同時の物にて同じ人形師が作とみゆ但し柳亭子が所藏のものは古き頭ばかりを得て作りしなり一とせ柳川重信が細工にて兩國橋廣小路にて見せ物に柱隱しに種々の物を作れり其時くづれたる古人形の頭をもとめて二ッに破て押繪のやうに板につけたり柳亭が人形の頭は此時得たり衣裝は古き絹を用ひて縫ひしかば針もちなくやぶれやすくして甚裁しかねたりといふ事は柳亭余に語れり振袖のかうもり羽織其人形の時代には適ひ難かるべしおかしかりしが後にみれば還魂紙料に其儘に圖を出せり好事者此類あり」

又をかしき一話あり龜屋久作（食山人文寶也）古き浮世人形を予に見せて衣を裾よりまくりたれば朱筆を點して前陰の形とせり予が曰く此人形は女ならず何をもて心得ぬものゝ戲れにこれをかきたるなりと笑ひければさなりやあ

赤地もん金うら紅

かしらは合點首なり毛は黑ぬり女人形と同じ

また人に見せしかど心付く者なかりしとて箱に收めぬ髮の形女人形のやうにて若衆とはおもはざりしかば戲れごととして人に示せしは龜屋が所爲なるべし、是れと異なれど女を男と思へるは或古圖に兵庫結の頭なる女三絃ひけるを若衆とこゝろ得て京傳は骨董集に出せりされば龜屋が事は論ずるに足らず

▲ひな草姫瓜の人形のたぐひにて欵冬商陸などの葉をもて人形作ることありこゝに圖をかくは商陸葉なり

まつ一葉

据置くべし立てがたし

如此折て横に二ッに折りたる葉を幾重にてもかさね着する事圖の如し竹のそぎ又楊枝にても着す長けれ

懇意なり其人話に予が家に春日局が雛ありといはれける故上巳に往て見たるに雛の長三寸五分許但冠共なり萌黄の地絁相なる銀らんにて絳絹の袴は色消て今の形に少し異なり后は下直の雛に似て袖をひろげて（図）如是首は本ノマヽの如き煉ものにてはなし木彫なり今なし后の長は三寸ばかりなり寛永頃はこれにても花美なることゝ見えたり飯尾氏は春日局の姪の末なり今主の曾祖母也と云へり春日局は齋藤内藏助利三が女子なり母は明智日向守光秀が妹林八右衛門正成の妻となる離別の後台德院様へめし出されて春日局と云三千石下されて家光公乳母となる八右衛門は佐渡守と改む

南都添上郡帯解といふ處にて作れる土燒なりとぞ此奈良雛は古物を摸したるものとなむ

奈良雛　厚一寸　高さ六寸五分（曲尺）

底に穴あり

ふるきは粉色もいかやうなりしかこれは書師にあつらへてまことの裝束のさまにいろどりたればさらに似げなく古質を失へるなるべし

ふるき雛四軀は余が所藏也

高さ三寸地赤もん金襴づくし五色

はかま萌黄紫の筋うら紅也

同上　はかま白練

背の圖もとゆひ金紙さき切れたり

男女の童ゝ雙也面相今いふ次郎左衛門雛に似たりむかしの雛は皆小さし雛といふはもと小き義なればかくあるべきなり

天和頃の浮世人形高さ四寸紺地もん金

當世風の人形を浮世人形といふ

赤

双六の筒黒内朱

髮は鷗づとゝいへる是なりわげはあけ島田にやたてかけといふなり

帯の結びやうは吉彌むすび也

ぼるついでに見れば山崎の小櫃の繪もまかりのおほちのかたもかはらざりけり賣人の心をも知らぬとぞいふなどありて此圖を出せり
同書文云九月九日、菊繪櫃ひつの形三月節句におなじ繪に菊をかく也內に栗も赤飯も入る御臺匙也おつぼあり
享保中繪本に此圖あり
前にいへるお臺匙とは杓子にて卽この圖〇の如きものとみゆ臺は飯をいふ
横長の飯櫃なりの繪びつは江戸にて九月飯倉神明祭に售るちき櫃是れにて畫にふぢの花をかけるが實なりむかし繪行器に藤花とて白糸餠に赤小豆を付けたるを入れて八朔に乳母などより養ひ君へ贈れる禮あり是によりてほかゐの繪に藤の花を畫きしなり委しくは嬉遊笑覽兒戲の部雛遊の處にいへり
此體に丸き櫃もあり繪は鶴龜なり日本歲時記雛遊の處にかける繪櫃も松と竹との畫也
京羽二重に「櫃の菊むしるは稚ごころ哉、又若葉合「葉ばかり底に殘る繪行器、といへる付合の句もあり

昔々物語にむかしは草餠をひなのほかゐに入れ云々節句の禮とてひなを乘物にのせ樽ほかゐ持たせて親族へ悉くつかはす是れ成人して娶入し世帶持の稽古なり云々いへり
その圖師宣がかけるもあり又英一蝶がかきたるも見ゆ
諸國奇遊談寛政中刻梓也
繪櫃
今も洛北の村里には三月の節句などには必用ふ予が幼き時(寶曆頃か)迄は都にても用ひし故二月の末には賣りありきしとなるに今は絕えて見當らず今圖するは洛北の今のすがたを爰にしるすと有之此圖を出せり櫻と菊を描けるは三月のひなと後の九月のひなまつりとをかねてなり後の繪やうなること知るべし
止々齋隨筆、堀田攝津守殿大夫飯尾源左衛門と云人

破子の圖

福富双紙

石山寺縁起

▲安齋云破子破籠とも書く檜木にて折曲げて蓋を一枚板にしたる白木の麁相なる箱也其日限に用ひてかけながしに捨る也

▲さゝえは篠枝にて青竹を切筒にして酒を入れて口にせんをさし紙にて頭を包む也後代は破子を用ひず辨當箱を用ふ又さゝえを不用吸筒又徳利を用ふ破子さゝえ坏用ひし時代は食をもり酒をのむも土器を用ひたり古代は質素にして清潔也といへり今按ずるにさゝえの説は非なるべし和名抄を按ずるに樏子は破子にて中障有之器也と見えたり破子は中にさゝへあれば破子さゝへとはいふ也古歌寄破子戀「我をいとふ妹が心やこまぐ\とへだてがちなる破子ならましといへるにても知るべし酒をさゝといふなどよりさゝへを篠枝と誤れるならん

法然上人傳
重箱に似たるもの食籠なるべし

▲重箱は食籠より出たるものと見ゆ食籠は其形さまぐ\なるべし猿樂記に云菊の花いふに蒔繪重箱と見えたり其頃よりの物なるべし

▲今世大海といふ物も丸き食籠の大きなる也茶壺に大海と呼ぶ物あればそのかみより彼食籠に大海といふ名ありてそれを移して茶壺のかたちにも呼びたりと見ゆ器物に海と名くるは酒海筆海などの例もあれば大海の名は起りしにや

○雛の繪櫃古ひな　浮世人形　ひな草の類

内田順也が俳諧五節句貞享戊辰自序あり是元祿元年なり　桃の繪櫃同柳木地櫃に桃柳を畫く櫃の内に草の餅に赤飯も入る御臺匙(ダイカイ)と云物添ふ是には繪なしおつぼ是も器也木地の挽物に繪あり土佐日記に二月十六日ようさつかた都への

縮たる繪櫃にみする柳哉

是節句前に賣る繪櫃也檜物師細工也木地に桃柳を畫く蓋にも身にも繪あり大小寸方不定

大小あり木地の挽もののおつぼゑあり

おつぼ

おなじ訓蒙圖彙の圖これと樒賣とは近ごろ迄ありしが今は絶えたれば圖を出すなり

奈良名所集さらし賣

延寳三年

延寳三年蘆分船巻六

○食器

仙傳抄擱飾

食籠

同上

藥籠　同　同

形小きを藥籠とすると見ゆ唐物などは其實を知りがたし木瓜形なるは慶長頃の繪に花見の人酒宴の處此食籠と重箱折びつとを書きたり又兵衛などが繪に同じやうの處かきたるに食籠は菓子を盛りたる體なり

▲ほかゐは外居と書ける其義也行器をよめるも遠く持ありく器なれば也座席に用ふる物にあらず今長持杯に泥足と呼ぶもの付けて運送に用ふ古へ長びつといひしは今の長持にてかの泥足と同く土の上に置くべきための足あり此ほかゐの足の形の如し圖の如く外居も地上に置くべきための足なれは今いはゞ形こそかはれ是れ泥足なり

法然上人傳

六條道場一遍上人繪傳行器

六條道場一遍上人繪傳

長櫃にて食物を運ぶ處也地上におくべき爲の足あり是今いふどろ足の類也

水汲に桶をいたゞくこと見えたり此は後世近時までもしかありし事なりしが今は絶えたりかしらに物いたゞくことは常にて物賣などはさらなり主の供する女のわらはなどにもこれあり

鏡わり双紙

福富双紙翁の供する童

此外桂の鮎賣大原の黑木賣など職人盡に見えたりこの餘風今は唯八瀬大原の物うる女どもにのみ殘れり

眞如堂緣起大永四年主の供する女也

福富艸紙

勸進聖刋職人寄合

物いたゞくは女また童子の所作也後世千日詣の行人などは殊なり

京童卷四

江戶板一代男小倉の魚賣

ヤマカハ山椒皮賣いたゞきしはかますの內に山椒皮なり

高あしだ樒荒神松賣是は古圖にあらず余が戲謔なり

人倫訓蒙圖彙おちやない（落髮を買ふ也）

南部名所集卷七

の棒舟宿は縄を用ひたりといへる有り江戸吉原にてはさも有りし歟其頃はすべていづくにも此體の提灯を用ひたり棒は木と鐵ゝ有るべし

信香筆

此提灯元祿頃迄今の箱提燈の如く用ひたり繪雙紙に多し

英一蝶

壷の石ぶみ
元祿中板
又界高野の
處にあり

延享の艸子
上京町屋の
繪

○桶　つるべ　頭に物を戴く

いにしへは今の如く竹のかつらかけたる桶なくみな曲もの也土佐光信が畫などにはかつらかけたるも見ゆれど稀なり大かた此體なり

つるべ

桶

古へ水汲むもの皆此體也桶を頭にいたゞく事もあり

常盤巻

先つ年此溫泉にまかりしに水汲女と呼ぶものは有れども今は水汲ものは男にて桶を頭にいたゞく事はなし溫泉の繪圖は古板を摺りて賣れるも有りて其中にこの圖見えたり後の板本なるは今やうをかきたるなりかゝる三谷にも古風は改れり

上州草津溫泉繪圖水汲女

源氏常夏の巻に水を汲みいたゞきても仕ふまつりなむとあるは近江の君が詞也此外諸書に女の

京童　清水にて水汲む處

り燈臺なり、此燈火の體寶永頃迄の草子どもに常の人家はさらなり遊里の繪にも見えたり

丸行燈は延享比より繪に多し

「松の葉あくしよ八景ばんしゆ〳〵雨もふらぬに高あしだみのきて笠きてぼうついであんどんさげてどんがらり

櫻陰比事行燈

此行燈は茶の湯に用ふる路次行燈なるべし是れ行燈の古製と見えたり遠州行燈出でぬ前は油皿は底板に置きたりとぞもとはかやうに持ちありきしもの也

日本歳時記七月

行燈もとかゝる物故揚屋などの有明の灯火は上の圖の如きを用ひ質素にはあらず華美なりしなり嵐雪が玄峰集に伏見撞木町炬松ふつて野邊行くもげに爰許の古風なるべし「行燈で來る夜送る夜五月雨とあるを撞木町ふるくは續松を用ひ元祿の比は行燈にておくりむかひせしなるべしといへるは非也此處夜みせは燈をとぼさず面を見たしといふ時硫黃をはつとかゝげて見するよし旅日記草子にいへり件の句これをいへるにて野べには炬火を用ひ女郎は行燈を少時(チヨツト)點して見するなり來る夜おくる夜は常にかく五月やみの如くなると也女郎の方に就ていへり

此行燈二つ共に信香の筆也上なるは島原出口の茶屋の處にみゆ

是は難波新町揚屋の傍にあり

江戸吉原町にてたぞや行燈と呼ぶ物也北女閭起原に徒流が說さま〴〵附會のことをいひ又近時花街漫錄といふ物に此行灯は吉原町に限りてともす事なりなどいへる類笑ふべし、行燈蛛手を中につることは小堀遠州の巧意なりと翁草にいへり

寛文の艸子吉原大全新鑑遊女を送る體

むかしは揚屋の提灯の棒は十手樣にて鐵也茶屋は木

かよふ處なきをなどてなぞらへしか按ずるに漢土にこれを鬧魚といひこゝにも京難波にては丸と呼ぶ其名かよへり是によりて月も是も丸き物ながらいたく異なるなり上方には土鼈を煮賣する家の看板は行燈に輪を書きたり丸の印なり江戸にて近ごろ蕃薯を燒きて賣る行燈の印の如し

同意の諺に下踏と燒味噌といへることも心得がたきたとへ也おのれ先つ年二荒山に詣でし時山中の人家にて板にて作れる灰押す器かと思はるゝ物を見し故これを問ひけるに燒味噌する具也とぞ味噌の中に胡麻など雜へ板上にうすくのべてこれを爐内の灰に立てあぶるといへり是にて燒きたらむは其味噌板の如くなるべし色三線草子に酒の肴をいふ内に小板の燒みそと有るも是なり彼諺の下踏に比して小同大異をいへる事を解るべし

長一尺三寸余

板は杉木とみえたり何にても用ふべし縱横の筋は鋸にて引きたる也みそ是に付て剝落ちず

又同處にて初午おろしと呼ふ物を見る是は二月初午にスミヅカリといふ物を造る物也スミヅカリは大根を此器にておろし大豆を熬り皮を去ておろし大根に雜へ酒粕と醬油にて煮たるを稻荷に供すといへり其調方は異なれども古事談また宇治拾遺にも出たる慈惠僧正が戒壇を築きたる物語に見えたる酢むつかりとて熬大豆に酢をかゝへる事あるは是なりいにしへの遺制いと殊勝に覺ゆ此處のみならず武州騎西の邊にもスミヅカリを作りて道祖などに手向くるとか日光にてがり／＼おろしの事も尋ねしかば其製もまた箱に作りたるもあり大根のおりかたいづれもおなじと答へたりき

初午おろし

がり／＼おろし
是は下總佐原にて用る器なり

長サ二尺

竹釘ノ尖

板坂にてよの常の薑擦(ワサビオロシ)の大さに作り裏より竹釘を打ちたるなり

竹釘の尖(サキ)兩方より削て及とす木の枝の二股なるに竹を削て入幷べたるを動かぬ樣に其上に竹を打つ也

○燈火

一代男草子難波新町揚屋の處にこれあり又江戸吉原揚屋の繪にも見えたり今は燭臺とのみいへどもとよ

祿鞍掛の看板既にみえず

人倫訓蒙圖彙　水引師

白粉師

唐紙師

餅屋

うどん屋障子二枚立てたる外にあけ縁ありてあん灯を置きたり是れ看板也障子の脇には三布の半暖簾かけたり、三四とあるは拾二文也傍に壺入としるしたるはいはゆる内喰なり出前のみにはあらぬ也もと壺入とは酒を買もてきて飲まず酒屋に行て飲むを然いへり今いふ居ざけの事也

娯容氣巻六享保二年西川祐信繪本

寶暦七年繪艸子

此看板上より長くつりさげて縁の上に立つ

此頃いまだ家臺みせといふものあらず大路に出るくひものも此體なり

繪本江戸土產　寛延年中江戸名所を畫きたる本なり

兩國廣小路

衣食住の記に安永頃辻賣の油あげ燒肴餅菓子唐菓子に一夜ずし不及筆といへるをおもふに家臺みせといへるものは安永はじめころ出來しならむ同書又云近年お萬鮓わけて夜の錦云々いへるは是も屋臺みせにて賣りしなるべしされどお萬鮓は寶暦ころよりありと聞けば其後辻賣せむ事もいかゞなり天明の初の繪本に屋臺みせを書きてお萬鮓の狂歌あり

▲大小異なるのたとへに土鼈（スッポン）に月といへるは聊も似

したりしもうまといふ謎なり看板になぞ〳〵の類多し

此みその看板は通町みそや元結をも賣りたり中橋邊の横町に見えたりしが近頃は有りやなしや知らず

浮世物語巻三餅屋の圖承應明暦比

貞享五年永代藏六味噌の看板

醋の看板はもと丸き輪を出し〻なり醋を漉したる水篩の形となん按ずるに今丸勘といふ酢の樽には(砂)此印あり是と丸は彼印の輪なるべし

人倫訓蒙圖彙左官の條に壁ぬりはかんばんにすびつを出すといへり住吉町難波町の裏をへつ〻ひ河岸と俗に呼べるももと壁ぬり多く居てすびつを塗置きしなるべし

右の餅屋の縁先につるしたる物は何にかあらむ書やう

西鶴織留 餅屋の図

のわろきにて草木の枝にても有るべしむかしは菓子酒の肴など皆かい敷に草木の枝を用ふ

人倫訓蒙圖彙 酢屋

合羽屋

楊枝師

前句附に染やのかん板何のこッたやらといへるは是にや

かい敷の草はな桶に入たり看板にはすはまと饅頭の形ありおもふに猿が餅といふ諺などによりたるにや猿が馬場といふ處に柏もちあるも此諺に似つかはし我古路裳に古來は饅頭みせの縁先に木馬を出したりあらうましといふ心を表はせり元祿のころより止むといへり貞享元

延宝三年刻 南都名所集巻七

こゝに縮圖す
我古路裳に天和年中菓子店の看板には仙臺糒と大師流に書きたり元祿の頃より鳥二三羽を書き本字を失ひよめかぬるによりわきの方に仙臺糒といふ判をおしたり水からの富士山も同じほどの看板なり

又如此もあり

西鶴一代男
天和二年作

道外百人一首享保年間
近藤淸春畫

へうたんか杉のはか
酒のかんばん

寛文頃古畫
酢の看板

因果物語產婆の看板これらはめづらしき看板なるべしむかしは子を產するに天井より綱を下げて產婦は葛籠やうの物に腰をかけて件の綱を手にとりすがりて子を產む事なれば看板はその綱なるべし
人倫訓蒙圖彙質屋の店先にこれを書けり札紙なるべし是又看板なり

信香圖

酒ばやし麪類看板

北尾重政

湯屋に矢の形作りたるを出せしことは寛政ころまでもありし也酒屋の杉葉もありしを覺ゆ其かみは男女入ごみの湯なりしかど女ゆを別にしたるも稀にはみゆ寛文ころまでありし風呂屋の古畫に屋の上に弓矢を作りたり

其體

天和の頃師宣筆

待乳米饅頭はふるき名物にて聖天表門石坂の下左角に住居して大路へも此體に持出て賣りし也辻賣昔より此さまにてうる寶暦頃迄も同樣なり
鞍掛はもと木馬なり其足つよきもの故人家に是をふまへものとす今踏臺と呼ぶ又形大に作りたるを馬といふ卽木馬より然名くる也昔餠屋の看板に鞍掛を出

の頭に付る物も亦然り五元集拾遺「なよ竹の末葉のこして紙幟、

日本歳時記端午のぼりの圖のぼりの下に風鈴又くゝり猿を付けたりのぼり猿といふは是也

是れ五月のだしに笹の葉付けたる・なり今藁を束ねてつくるも此だしの名殘なり

小兒手遊江戸二色

「もとよりも塵にまじはろかみなればまつり〳〵へ張ぬいて出し

狂歌明和の比よみしなれど繪は古圖を寫す也今は此形したるを萬度といふは一萬度の祓のぬさ宮に似たれば也これら出しといふべきなり

西河祐信三つ輪繪盡

麵類の汁と隱して色茶へ行くが同じ事是を端午のぼりといふ心はだしがいりますといふ謎をかきたり此繪をみれば何にてもおもひ〳〵に付けたる也

○看板類

我古路𡋽に古來饅頭うる見世の緣先に木馬を出したりアラウマシといふこゝろを表したり元祿ころよりやみたりといへり太田南畝河内國石河那上の太子へ追萬角屋といふ餅屋にある木馬を人にあつらへて寫させたる圖あり

職人歌仙醫師の從者
慶長頃の繪なり

曾我物語の繪萬治頃の畫なるべし第四巻箱わうはこれへのぼる條、坊のちごのもとへしたしきかたより音信どもある處に出づむかしの繪に見えたるは挾箱の柄今よりは短し

武家の從者也

元祿中畫帝の石ぶみ六巻

此二つも慶長年間の畫也

享保西川祐信

▲婦人の用ふる針箱なども昔とはいたく變りしなるべし近く享保已來寶曆ころ用ひたるは今とは大に異なり江戸のみにあらず京師も全じ

延享寛延の頃芳月堂文角畫

寶曆中石川豐信今此針さし小兒の手遊に殘れり

前の人物の大さ又一升ますの大さもて針さしの小さきを知るべし升の内にあるは大豆にや新衣を裁つ處にかきたれば此まじなひわざと見えたり椀の新らしきを用初むるに大豆を一二粒中に入れてまろばして後に用ふる事あり是も其類なるべし介類に龍宮の糸巻と呼ぶ介あり今用ふる四角なる糸巻にては其形かなはずむかしの糸まきに似たればなり

▲江戸にて神祭にだしといふ物ありだしとはもと幟の類にかさぼこ或は竹木の枝にてしでなど付くる類を皆いへりむかし端午のぼり坊間にて立る一雙なるはなく幾本にても摸樣各異也其のぼり

百鬼夜行圖

戯畫なれば火鉢の足三處にあるべき鬼形を一つにかきて走しるさまを圖したり此畫元信が筆といへる説あれど非なるべし寛永頃のものにやあらん

志貴山縁起に此やうなる火鉢あり地火爐にはあらず下に壷のなきは質素なり

▲挾箱　古畫はさみ箱めく器見えたりみな行李の皮子なりされば挾竹といふ物やみて慶長の頃挾箱を作り出せりといへる説非なり

常盤の畫巻物

眞如堂縁起文杖

石山縁起

梅津掃部双紙にも出たるは此圖を取りたるなり

此また挾箱也大永四年の繪にかく見えたれば世にいひ傳ふる處非なるを知るべし

東海道名所記萬治元年

挾竹の事は甲陽軍鑑にみゆ和漢三才圖會に古は板二枚を用ひ衣服を覆ひ竹をもて是を挾み小者に擔はしむ是を挾竹と名付くといへり

宮雀五巻延寶七年

此二圖右にいへる挾竹なるべしふるくは文杖なども挾竹なり

火取籠このやうなる銀の籠めのほやあり

これは覆ひの袋なるべし箸と匙あり

抹額

仔養供が畫

れるにや漢土には地爐といへり今物語に火びつとあるはすびつの誤なるも知るべかず扱このゆるりを上野國などにてはこつことい ふ江戸にはこたつ又はかまどの縁（へり）をマツカウ縁（ブチ）といふ思ふにまつかうは抹額なりその縁は鉢卷したるが如くなればしかいふなり翠簾の縁に懸くるをもかうといへり是も其義をとりて抹額といふ字音のつまりたればなだらかにもかうといふなるべし委しくは戯遊笑覧にいへり

法然上人傳

桐火桶は桐木もて作りたらむはみな然いふべきを一種この形なるをのみいふと思へるは非なり其故に深草などにて土にて作りたる此形したる火桶を桐火桶といふ其うへ是を俊成卿の始めたりといへり是は桐火桶といふ歌書ありて定家卿の作といへるによりての説と聞ゆ其書も僞作なるよし先輩既に論あり

太平記卅二北條四郎時政が鬼丸の劔の條、拔て立たりつる太刀俄かに倒れかゝりて此火鉢の臺なる小鬼の頭を縣ず切てぞ落したる云々ありこれ今いふ火鉢也龍に九子あり各その好む處異なり其好む處に從てこれを殿舍器物の飾りに用ふ火鉢に付る獸もその類なり龍の九子のことは諸の類書に載たり

祐信繪本

義政將軍時代の繪卷物に此圖あり後世しかみ火鉢といふもの是なり享保年間の繪にしかみ火鉢あり古風を見べし

是を舞はして遊びしなるべし寶倉に花見の事をいふ處にこゝら行きかふわび人の人形樽につめふところ辨當に納めて花はいづれのなさけに見つるかしらねども誇げなる顔付も實に春は春なれや云々いへり其意は酒は人形樽につめ飯は辨當に納めたるを云也」

慶長三年水鳥記酒戰中畫

もと酒造る處にて用ひしものなり便利なるによりて今はいづくにも用ひ片手と呼ぶ少し形な三角にして江戸にてさるぼうと云ふ按ずるに妓婦の兵庫結といふ髪は是によりて名づけたるなり

正徳頃の御艸子樽人形

上野國に行器と云ふ物ありて大小あり

古昔より用る器とぞ今は宇都宮あたりにても鬻ぐ幸手宿あたりにも舊家は古物をもてるもの往々ありと云へり思ふに是れ酒海なるべし

志貴山緣起

古き畫卷物には多く見えたり古書にすびつといふは是なり

福富雙帋

▲火桶　古書にさまぐ＼あれど桐火桶は大かた此體也奈良火鉢は土燒にて形種々あり

後三年記また續古事談に地火爐鎌倉大双紙にゆるりといへり今も田舍にはしか呼びて食物を調へ又身を暖めなどす

いにしへは硯の蓋に菓子をもるが如く他の器を借用せし事あり古事談一卷寶治八年正月三日朝覲行幸右大臣供奉之間馬前左衞門尉盛重左府生行俊等騎馬云々又侍一人著薬苔小舍人童一人入柑子於火取持之相從馬後云々柑子を火取に入れて持しは渇を止むる用意にや火取を用ひしは何の爲といふこともあるべからず柑子を火にあぶりなどもすべけれど火もなき火とり其用には立がたし

奈與竹雙紙此圖あり古事談の小舍人童を思ふべし火取は類聚雜要に圖有りゆるりとは圍爐の音の轉

寛永以前の古畫なり

むかし飲席のやうを見るに肴は折また重箱折敷等にもる銚子とさゝへはあれども大かたはとくりを用ひたりとみゆ

▲樽は和名抄に辨色立成云樽音與尊同字亦作罇從缶見說文今按無和名俗稱去聲酒樽有脚酒器也とあり空穗物語に嵯峨の院の巻長びつどもにいひ入れさせ酒そこに入れてもたせ云々見えたり酒そこに入るは樽に入る也字音に呼びしと證すべし此とはさきに久保のすさびにもいへりたるといふは後世の名也酒を垂るの義なるべし又和名抄に酒海將魴切韻云樽酒海也今案俗所用樽與酒海各異故別擧之とて樽と酒海と辨へけり按に脚有るは太鼓樽なれば是樽にて酒海は職人盡に見えたる今の斗樽の如き物是也

光信筆十二類合戰酒宴の處に見ゆ注子（ヒサゲ）は席上にあり樽は次の間に出

福富艸紙さへの神かへりまふしのそなへものをあふごにてになひ行くところ太鼓だるの名は是れよりいふなるべし

今の世下圖の桶に似たる斗樽を柳樽といふは誤なるべし安齋隨筆に樽の圖二つ三つ出たり

甘露寺職人盡酒作瓶子にも桶にも橘な紋につけたるは馨はしきものなればなりおもふに是酒海なるべし今の斗樽に似たり太鼓樽は不便利なれば廢れて桶のみ通用す今は斗樽を太鼓樽と呼ぶ

天野樽

河内國天野樽を入る樽也今はこの天野樽を角樽また柄樽といふつの樽は是にはあらずほそながき箱のやうに作りたるなり

斗樽

柳樽手長し

長者教巻六貞享五年婚禮結納の處角樽一荷鹽鯛一掛とてこの圖あり此樽今は廢れてなし唯雛人形の道具の内に殘りたるを知る人なければ吸筒也と思へり又思ふに今四斗樽といふ物はかの斗樽を四つ合せに作り出たるならむ

此畵鳥居風とみゆ然らば元祿頃の繪なるべし或人のかけるものに此圖を出して延寶天和頃の刷行といへるは非ならんひら包などにて包みたる形人形のやうなれば是を人形樽と呼ぶそを醉興にまかせて編笠はふり抔を打きせて

彼天野樽

▲むかしの煙草盆大かた此類也火入灰吹等置きやう定らず

貞享

手のあるを提たばこ盆といふ是ら持ありく料なりもと家内に用るものにあらず

貞享比より箱の如きもあれどよきあたりに用ゐる事なし又竹の灰吹もしかなり

信香筆

祐信畫

萬治寛文延寶

これ又寛永巳前の繪に出づきせる鐔あり吸口の下につかざる爲なるべし

八丈島の女桑木にて印籠を彫てたばこ入とす小錢小鈴を緒〆にして紐長く膝より長く下るをはでとすこれを木袋といふ

○器物種々

慶長頃の繪を見るに重箱食籠鉢折びつ洲濱の臺等飲席に書けり其後の畵には重箱と鉢とあるのみなり元祿迄も今の硯ぶたといふものはなしそのかみの如く重箱を用ひたり寶永頃より硯蓋は出きしとみゆ

もりたるは菓子なり此折ひつ今の蝶足の膳具に似たり蝶足はこれらぞもととなるべき

寛文中の畵

又兵衞畵中に出づ

萬治二年開板女仁義物語

これは菓子なり寛永頃皷鉢といひしは此二種なり

狂歌咄寛文酒のむ處に箱重と此鉢あり

祐信

祐信

奧村文角

寛永巳前の古畵也

も此體にてそれを紫のふくさに包みて胴じめとて眞田の廣きを廻して銀の平たき輪金物をはめ緒じめの如くしめるやうに拵へ其先に落し巾着を付けて內懷へ入れて持ちたりと賤の小手卷にいへり」

圖は士人旅行の從者なり　信香筆

此繪享保年中にかきたるなり其頃も旅客などはさげ煙草入有りしを知るべしいまだ常にはこれを用ひず」

賤小手卷懷中きせる

打のべのきせるを三繼にして入子にしてふり出すきせる袋も其頃は衣類の餘り抔にて手前縫にしたりといへるも寶曆明和の頃也」

鴨部瑣記セシンボ

東蝦夷の人は多く仙臺ばりのきせるを用ふたま／＼木煙管を用ふるもあり

一寸五分　三寸　一寸六分　二寸　一寸一分

東蝦夷も奧に至りては魯西亞のきせるを用ふ鷹鎌に野作のきせるの圖を出せるが余蝦夷に至れる時其如き煙管見あたらず爰に出す處は直に見たるを圖せり

魯西亞白銅のキセルは江戸にま丶有れば略しキセルをキセリイともセレンボともいふ」

南島雜話

三宅島の女は髮を大島結といふにむすび笄は常にさす又きせるをさし細き紐にて鉢卷す

▲三德は明和に至て出來今も是を用ふ其後鼻紙さしとて當用の品を入れ鼻紙を挿みて懷中す又更紗或は純子等にて大なる袋を拵へ何といふことなく此內へ入れて持どんぶりといふ其後彼はな紙さしも腰をひく丶しめて鼻紙三つ折にして用ふといへり今の三つ折のはな紙袋これより出でたる也はな紙さしははな紙袋に添へて懷中せし也又今のはな紙袋のそと入といふものは彼どんぶりより起りし也小菊四つ折の鼻紙袋は近世のことなり

三德

といふものありそは形殊にて掛香のふくろなり

賤小手巻に出づ帯皮といふ物を付くといへり

此は男子の提げもの也寛文延寶の頃箕山といふ前巾着は凡卑なれども遊所には能くかなへりといへり其より久しく癈れ明和の頃京攝津にて前提とて流行したりとなり江戸にても安永頃用ひたり昔前巾着といひける時は帯皮はなかりしならむ

○烟具紙入類

浮世又兵衛遊女圖　寛文年中屛風繪

これも組帯なり

ふるききせるは殳にて作りしもみな西洋製の形したり

雁首と云名是にて知るべし

らうに烟艸包を結付けてかつぎたりこいの少女と同じ趣の圖ながら

是は慶長頃女かぶきの中に見えたり

いにしへより女は胸の守りとて敬愛のまもりをかけたり丸組の帯この頃行はれて少き女多く用ひたり

慶長ころ烟艸わたりし初の程にてきせるの柄みな長し從者にかつがせて歩行きし也」

此烟草入は奉書の疊紙なりきせるに鐔ありらうを拭ふには是れをはづす請取わたしの禮など有りしといへり

西河祐信繪本

此は呆漢(ヲロカ)ものをかきたるなれば烟具も常とは異なる也たばこ入れの大なるあほうげたるなり」

むかしの紙入は脇入有て一箇の袋なり今も武家に女の用ふる箱せこの如し寛延のころまで

貞享頃人倫訓蒙圖彙紙入師諸の絹毛織革等をもて是を作る幷巾着手帕(フクサ)同所に有り

寛延寶暦頃明和に至る　俳諧名物鑑

此胴じめ紙入今も女の持もの也

筠庭雜考卷之四

○印籠巾着

四重五重の平印籠むかしよりある常の形なり長門は秋月ともいふ五重より七重までもあり其異形なるに古物はなしとぞ

名畫苑
又兵衛筆　瓢の根つけ古風也

同上

京童艸子

寶草に腰下げ物つぷの緒じめばへのくわらと有り螺殻の掛落なるべし此圖慶長頃の書中に見ゆ袈裟に付くるを掛落といふこれ環なりされば元クワラは環の音なること知るべしさて後には丸き根付をクワラといへりとみゆ一代男五高須の條一人は象牙のくわらより艾を取出し三里へすゑて白はしりむるといふことあり

誰身の上
艸子
古畫をみるにさげものゝ紐大かた長し

同上

吉原用文書延寶年間
此圖はあげ屋の妻なるべし前巾着の躰花車などにも見えたり

多賀朝湖筆
圖は島原のやり手なり

西鶴が艸子に禿も一歩の四五十づつ浮世巾着に絕やさず抔いへるも異なる巾着にはあるべからず花巷にて帶る故にうきよといひしならむ又うきよ袋

が履の如き歟古畫に鼻緒の幅廣き多く見えたり又は皮を今の爪かけの如くに作りたるにてもあるべし舞の草子などにはけいちとありよこなまれるなりざうりをじやうりといへるかごとし

齒のほぞを表に出すを漢土にては露印といふはなをの穴を燒きぬくなど古質なること也

内宮長暦送官符、菅大笠二枚柄長各八尺五寸徑一寸二分黑染平文云々骨二十枚染塗骨末押ニ金箔一其體如レ蕨形廻曲五枚云々笠口徑四尺六寸二分臺にて造りたる傘なり絹また紙を張りたるはからかさなり

大笠　傘の條に洩れたる故爰にいだす
法然上人畫傳四十八
和名抄簦、笠有柄也(俗云大笠)

大笠はもとすげ笠に柄をさして疊まるゝ物にはあらざりしなるべし

奈與竹艸子

筠庭雜考卷之三終

安齋隨筆尻切　安齋古書を引て尻切(シリキレ)は革なりとて圖を出せり常のざうりの如くにて後の方に小く四角に表の革を截のこしたる形也

元信が畫ける百鬼夜行の圖

如此虫をかけりこれ緣に皮を付けたる艸履なりおもふに尻切は是なるべし

人倫訓蒙圖彙尻切は裏付といふわらのしべを以て作り革の緣をつけ又は絹のおもてを付るなり女の具なりといへり圖は如此

此圖ざうりに紙を巻きたるなるべし古畫には往々これあり

梅窓筆記内外三時抄書云僧は昔沓はくことなし尻切に疊紙をあてゝ結てき始て着ニ沓韈ー着レ之しより今は沓なりとあり

和漢三才圖會尻切とて出したる是也同書雪踏の條に今全く革をもて作る物あり甚野卑也といへるは安齋が圖せし物とみゆ缺唇物語に其頃迄はせきだといふものなくしきれとて表はぬきほを以て織り緒をば皮にて縫ひくゝみたる物也といへり人倫訓蒙圖彙などは唯裏付の草履をいへりいづれにもうら付は尻切より始れりと聞ゆ

古く和名抄にたちはめといふものあり下賤人以ニ牛皮ー補ニ著屩下ーとあればしきれ又せきだの製もゝとよりありし也嬉遊笑覽に併せ見べし

足下　王思義が三才圖會の木屐を見るに緒なし作りざまこゝにいふ用る物とはいたく異なりされども漢土に絶えて鼻緒といふものなきにはあらず

木屐

本艸綱目ニ履屧江南以ニ桐木ー爲レ底用レ蒲爲レ鞵麻穿ニ其鼻ニ江北不レ識也といへりこゝにて今用ふる木履は此木屐の遺意ともいふべし

福富草紙

古畫のはな緒此さま多し古畫に出たるあしだ大かたこの二種也

和名抄に漢語抄を引て屣屐、久都々計乃阿之太一云ニ屐子ー是三才圖會の木屐の圖よく叶へり　されどこゝの製はまた殊なるべし屐子は音を呼びて通用したるにてけいし郎是なり枕双紙にけいしぐつの緒すげさせこらせさせなどもてさわぎ云々又高きけいしをさへはきたればゆゝしく高し又つやゝかなるけいしのかはに土多く付きたるをはきてなど見えたりくつつけのあしだなればあしだに草履を付けたる歟然らば今いふ草履下駄の如し又は緒を皮にて作り幅廣くしたる

職人盡　あしだつくり

べし世に安然が金剛を持て草履を作りしよりこんがう草履といひならはしたりなどいふはそらごとなり古書に耳一つなるわらぢ多し今も是を用ゐる處あり

十二天の内伊舎那天所著こんず

こんずは金藏にや堅きにたとへたるは金剛とおなじ伊舍那天のはけるものこんずに似たり安齋隨筆に出づごんぞうとも云ふ九州にて武者わらぢ

足半
田舍には常に用ふ

緒は草履の如く別に付けたるにあらず織たる緒のまゝなり
鼻緒の結びを角むすびといふ筏のりなど多くもちふ

古屏風の畫足半はきたる躰

△ざうりくひ　金葉集に和泉式部が賀茂にまゐりけるにわらうづにあしをくはれてかみをまきたりけるを見て神ぎ忠頼「千はやぶるかみをばあしにまくものか

祐天寺所藏摸本法然上人畫傳四十八巻

古畫に見えたる草履此やうなるが多し

和泉式部「これをぞかものやしろとはいふと有りざうりわらぢに足をくはるゝといふことは俗言にはあらずこのわらうづといへるは草履なるべしいにしへざうりをもなべて然かいひしやうなり

屩草扉也和名和良久豆と書きたりくつといふには履のかた然るべければ漢土にも扉履相通はして草履といへり又釋名に鞋は解也着時縮ニ其上一如レ履然解ニ其上一則舒解也とあるは履のことをいふに似たり此圖をみるに扉はこゝのわらぢなり屐は今の爪かけ（江戸にてわらにて作り雪日泥途に用ふ）といふものに似たり

こゝのざうりの製は漢土にはこれなし安齋隨筆に其の圖を出して京都上賀茂の神社へ御裝束奉る時其中にこれあり神前に奉るもの也甚古風なる物ゆゑ是を記す本は此體なるを後に巧みを加へて今のざうりを作出でしなるべし

此處細繩にて結ぶ此内に緒の末も一つにゆひこむ
三寸五分先そろはず、はなを繩なり紙にて包まず長さ足のたけほどありて細長し廣さ足より狹し物體わらを二つ折曲げて下たく三つ組にす
六甚麁相に作りたる物なり圖は原本の儘なり
三つ組とあれば是にては齒やうあしかるべし

村井敬義云大和河内のげゝ左の圖とは少異也といへり然らば畿内にて民間に今用るものと見えたりこは往古よりありしもの歟されど此は芥下又下々など書きて後世の名也

職人盡ざうりつくり
じやうりくいたこんごうめせ

▲こんがうは金剛にてもと佛氏の堅固なることに喩へたる語なりげゝと同物と見えたり甘露寺職人盡歌合にざうりつくりにいたこうがうといふ詞ありて歌にゐげゝとよめりゐげゝはゐもて作れるゐこんごうなること疑ひなし右のざうり作りが手に持ちたるざうりいたこんごう也

天竺にも履の類ひさまざまあるべし十六羅漢十二天等の古佛畫をみるに鞋ニ無レ跟といふべきもの往々ありここにいふ足半（アシナカ）に似たり

いづれも古き佛畫に出でたり

こんがう又こんずなど西域の製にならひたる物なる

圓光大師傳遊女が傘よそほひ飾りたるを風流といふなり

慶長頃の圖小兒の傘に守り巾着などさげたりふくさも有る歟全圖前にみゆ

八重櫻春日祭シデ傘

▲守り袋筒まもりふくさ手ぼその類をさげたりむかし小兒のさしかけ傘の餘風にしてもと風流のかさぼこより權輿したる物なり今も此祭にこれあれども筒まもり付くる迄にて和巾はなし廻りの絹に鈴を付るなり

寛永頃の畵巻ものに見えたる小兒のさしかけ傘絹の風帶あり形容をかざれるは風流の意也乳母が腰に鈴まもりを帶びたり是傘につくべき料なり赤坂好の作り髭も古きふり也

寶暦ころ山王祭練物の傘

○履の類

王思義が三才圖會所載寺島氏が和漢三才圖會に引用するはいかに誤れるにか其文本書にこれなく摸したる圖も分明ならずすべて嬉游笑覽にいへるが如し

扉の圖二つは裏と表となるべし和名抄史記注を引て

人倫訓蒙圖彙門説經乞兒なり

古畫帖に挿みたる繪萬治寛文頃

文永賀茂祭の圖　風流傘

これスゲにて作りたる傘なり内宮長曆送官符に見えたり柄は用る時さす物にやからかさの如くたゝまるゝ物にはあらず末に全圖あり和名抄云大笠簦笠有柄也法然上人傳四十八又奈與竹双紙に同じ趣の人此笠を持ちたる圖あり

甘露寺職人盡
明應年間
鉢扣

江戸雀
延寶五年
菱川師宣

京童

延寶六年刻八重櫻
巻六
これは鉢たゝきにはあらず茶筅を賣るものゝこなり

自然居士などはさゝらをすり舞へりとぞ又説法するものさゝらを用ひ其れより和讃の如きうたひものに合はせたるが果には淨るりと變れり淨るりは説經より出でしものなるべけれど平家のうたひ物をも取りたる也其後に至りては説經のうたより淨るりをもまねたる歟

慶長年中の繪さゝら摺説經人の門戸に立てかたるを門説經といふ

大麻(ヌサ)貞享二年
白布の前だれかけたり

元祿三年人倫訓蒙圖彙

京童卷四
あみ笠窓にはあらず紐なるべし上着白布なるべし

此頃までも上に白布を着たりそのかみの紙衣の遺意なるべし
笠のちなみにこもそうの古今の沿革をみべし我古路裳に薦僧笠享保より小ぶりにて深く作るといへり深きはさもあるべし小ぶりとはいひがたし今の如くなれるは寶曆の末よりならん

延享寛延の頃迄もあみ笠裾開けり前に窓あり今浪人體の乞兒の着る是なり奥村文角が畫とみゆ

北尾重政

融通念佛緣起應永年間
さゝら摺

今賓盡とて畫にかけるかくれ笠といふも其形似たりまた磁器に桔梗皿ありそれもこの形なり

享保ころの繪双六に出づ此飴賣の笠も似たるもの也神祭の唐人囃子が着る笠即是なりおもふにもと朝鮮人を學びし歟

寛延頃赤澤昌次繪本乳守の遊女住吉田植の圖此笠異風なり今は赤き袴に市女笠を着るよし年浪草などにもいへり

▲こも僧のあみ笠なども昔とは異なり笠のみならず其出立すべてむかしとはいたくかはれるなり次でにそのあらまし古圖に出たるを爰に寫すを見べし鉢たゝきさゝら摺なども後とは其さまいたくかはれるもの也これも下に少々古圖を集めて出す

甘露寺職人盡 暮露 いまだ笛をふかず

卅二番職人盡 こも

上に着たるは紙衣なるべし

鈌唇物語 寛文二年

吉彌むすびも隅に鉛を入れたるもの也延寶の頃行はれたる事なり是も上村吉彌より始るといへるは非なり芝居の條にいへれば併せ見べしその古風後また行はれしにや

つゝら笠　此笠黒ぬり

享保二年花見の繪に見えたり

つゝら笠も延寶天和頃迄行はれ貞享元祿に廢りて其後又行はる

同上

享保十九年奥村同一時櫻鐘に一花盛りそれかあらぬか袖頭巾

袖頭巾おこそ頭巾ともいふは寶曆元年かぶき女形中村富十郎大坂より下る此者ちりめんにて帽子を作りて着たり若き女是を學びてかぶれり男もかぶるものありし其時是を大明頭巾といふ甚見苦しきと我古路裳にいへりそのかみ隱元頭巾といひしも是歟さらばこれも富十郎に始まるにはあらじ日蓮の頭巾に似たりとて頓てお高祖と呼びたり

北條五代記

石川豐信繪本

北條五代記福島伊賀守小田原久野の入に神祭ある時牛にのり女に紅のそめかたびらにさきの尖りたるきやう笠をきせて牛をひかすと見えたり其の圖は此の書を刻したる時の繪ながら笠はもとよりこの體なるべし

桔梗笠は寬永中の俳諧集などに多く出たり貞享元祿ころの繪に出たりとて骨董集に其圖を載するは皆此體なり

按ずるに北條五代記に福島伊賀守が祭見物に女にさきの尖りたるきゝやう笠をきせて牛を牽かする事をいへり此書萬治二年の刻梓にて繪はその時のものながら其圖今祭禮に唐人囃子するものゝ笠のごとしこれ然るべし骨董集に載せたるは貞享ころの繪也此は後の製にてむかし桔梗笠といひしは下に圖するもの是なり

貞享より元祿に至りて女は綿ばうし笠はすげ笠を用ゐ其後は絹ちりめんばうしとなる

こきんわた

綿丸

貞享四年新竹齋艸子
紫わた

此㸃は色をいふのみ是れも
促綿(ウナキワタ)なり

元祿
菱川吉兵衛繪本

同頃 信香筆
一蝶也

貞享
吉田半兵衛繪本

元祿十七年誰袖海
澤之丞ばうし元祿の初より是なり

澤之丞帽子おもり帽子ともいふばうしの左右に鉛を入れて下にさがる樣にしたり元祿の初俳優澤之丞着そめたりといへり按ずるにそれよりさきおもり頭巾とて鉛を端に入れたるはひらりばうしのかへりやすければしそめたるなりされば澤之丞に始まるにあらず

祐信繪本

西川が繪本姫小松吉彌結び

船わたといふばうしを手ぼそともいふ中年の者着るといふは非也それにはかぎらず

元祿の艸子誰袖海

同上

江戸二色
小兒手遊氣儘人形

手ぼそ、後までもわかき人用ひたるを見べし京傳が中年の女、老女亦多しといひしは非なり

浮世物語
承應ころの體

寛永ころの繪を縮圖す
あみ笠賣

編笠はかやうに持が常なり寛永の草子どもに見ゆるみな如此

燒印の編笠はかし編笠なりそれ故家々の印を付くる

色三味線
けいせい買の人形

同草子
女郎共狂言する處かの燒印のあみがさも熊谷笠に着かへて云々

熊谷笠

西川祐信繪本
熊谷笠、羽織長紐此後江戸にもはやり長紐行はれて足の爪先にかゝる程なりし此頃も遊冶の人はむかしの趣殘りて大もやうの衣類を着たるにや

二代男
つれぶしの讀みうり

貞享四年
雛形
伊勢土產

貞享四年艸子

京童明暦
はたのそりたる伊せあみ笠

京童
遊冶の少年はいたく大なる編笠きたり

寛文の草子傾城が置頭巾

南都名所集延寶三年

天和貞享頃菱川師宣が畵此體多し一文字といふあみがさ是也かぶりやうは伏せあみ笠なり

延寶七年板宮すゞめ巻二
旅人なり置手拭は折りかた有りとみゆ遊里の花車などか置手拭此やうなる畵なり

天和貞享頃の畵
ぬり笠かなもの打たり此頃はわかき人は是を着す古風となりぬ

同上
おぼろふじなどいへろ編笠是なり

貞享三年一代女巻四

此黒き頭巾は前に見えたるほあて頭巾にてこれを奇特頭巾とも氣儘ともいへり前に覆面を垂れたり元祿に至りては作りざま異にて今の風呂敷頭巾の如し

寵掃女英一蝶筆大圖を縮寫す

昔の編笠深きはあれども大かた小さくて横に廣きはなしそのかみより女はあみ笠を着ず簦(スゲ)の市女笠或はつゞゝ笠を用ひて後塗笠を着たり明曆寛文延寶の頃よりあみ笠も用ひたり

女は塗笠の下にきぬを垂れたり手巾をかぶりて其上に笠着たるも有るべし
一種巾の處に編めなきも見えたり
此黑きはふりを着たるは人の從者にはあらず次の著める笠きたるは奴僕なり

窓ある笠古畫にみゆこれを全き編笠を切りぬきたりとおもふは非なりもとよりかく作れるなり

今も窓ある編笠あり浪人體の物もらひなどかぶれり

塗笠きたる女二人寛文中の繪なり
黑き笠の紋おきあけに黑く見えたり垂たる絹は色さまぐくなり

延寶頃の畫

延寶三年蘆分船

是を頰當頭巾といふ室町殿日記に頰かくし頭巾といへるも是にや

寶倉卷二　圖はよき人の妻室花見の處

明曆元年本朝列女傳ぬり笠形淺くなれり

同上

み笠なることを知れり然るをこは油をあつかふ具也
などあらぬことをいふ者多し

清涼寺融通念佛縁起
應永廿一年

小兒あみ笠きて肩ぐるまに乘りたる古體下に見えたる後のさまといとよく似たり

慶長年間の屛風の繪の縮圖なり
圖は稚子の祇園の社に詣づる處なり此畫中これのみならず打物もたせたる人物兩刀を帶たるはなしこは武家にはあらぬにや傘に護りの袋さげたり小兒にさしかくる傘常にまもりを下げしなり今も神祭の祈り子ども傘にぎをんまもりとて筒にしたるものをさぐるは是也
昔の傘はみな長柄也さしかくる爲のみならず女など手づからひとりさせるだに皆柄の長きなり
小兒トキンを戴くも古き習とみゆ後世端午に小兒山伏の學びしてトキンを用ひたる事有し

乳母にや衣の裾はせ折り笠の下よりかづら卷の布をさげたり猿樂狂言にいふゆほうしなり

○笠頭巾帽子種々

津輕木作新田といふ處は城下より七里許ありとかその處の農民耕作するに頭面を覆ふ其さま左の如し

寛文三年刻一休咄　下女の體

風呂敷をかぶり手拭にて結ぶ

男

これは風呂敷ばかり也

女

五尺手拭紺地白摸様など也

後

前

又秋田城下より五十里許におんだてといふ處にては常の手拭をかぶりそのうへに五尺手拭をかぶり頷にかけて頭上にて結ぶ男は風呂敷を隅ちがひに二ッに折て角の處を頭背に垂れてかぶりうしろに結ぶ」

文安御即位調度圖第四、藺笠上葺ニ檳榔一是綾爲笠也上にびらうをふくと有るは蒲葵をかさねて雨をも防ぐなるべし藺は疊表におる草也あみて作る故綾爲笠といふ着用の體は後三年合戰畫また十戒圖等にもみゆいにしへ田樂法師などが着たるも藺爲笠といへば殊なる物のやうなれど是あみ笠也

法然上人畫傳卅四卷

此あみ笠下ざまに常用の物とみゆ

同卅五卷　うしろのかた也

編笠むかしより形もさまぐ〵なるべしいにしへ檜笠竹笠すげ笠あじろ等種々あれど爰には編笠を一ッ二ッ擧ぐるのみ

同上卅五卷

手にもてるは編笠なり荷ひたるは外居（ホカヰ）にて商人の體と見えたり此圖によりて下の繪を心得

甘露寺職人盡油賣

これが手にもてる物世にある寫本どもわろくうつして何とも分からぬさま也上の圖をもて是あつ

異本建保職人盡
桂女

卅二番職人盡
桂の女

鎌倉職人盡侍者
十四卷かつらめにあらず

荏柄天神緣起土佐左近衞將監行長筆

大永四年眞如堂緣起

圓光大師傳卅三卷
桂の女
背に負へるは市女笠なり

かつら卷とは手巾をもて髮を卷包むなりかつらは髮をいふ此小兒を抱ける女を見べし下賤のものは衣かつぎするに及ばず手巾をかぶり其上に笠きる也

甘露寺職人盡紅解

以下四圖いづれも女なり

疊紙賣

もちひ賣

ひきれ賣

秋齋閑語に出たる享祿二年熱田社繪圖云々

圖は三絃彈てなどる處也

寬永巾の繪二圖いづれも遊女なり

鉢卷は髮の亂るゝによりて也

草子年號なし折たく柴の記をみるに新井白石は明曆火災の後二月生れたり廿三歳の春こゝろに入てはらばひ寬永寺花見の事をかける艸子上野物語をすきうつしたりとあり萬治の刻なるを知るべし

頰當頭巾是なり

上野物語

袋をもたするは古風なり

因果物語卷五

山城乙公郡離宮八幡社に人形二ッ左右にあり長五尺餘左右共に同樣にて纓は紗を以て作る手の長四尺板にてこれを作る背に緒あり是を引けば手上下に動く惣體白くぬり下は黒くぬれり

細男

ふるき繪どもにはよき人のふくめんしたるはをさをさ見えず下ざまのものには多し其內あき人などのふくめんはおのれいやしきを耻ぢて卑下し磯良が覆面もいやまひてしかせしなるべし

融通念佛緣起

甘露寺職人盡　マンジウ賣

硫黃箒賣　これら頭巾の上に笠きたるもあるべし又笠に覆面を付けたるもあるべし

祐天寺法然上人傳　いづれも似たる體なり

なよ竹草子

板本圓光大師傳

慶長年間屛風繪

三圖の內二ッは然るべき士の體なり

これは下賤也

信貴山緣起

浮世物語　承應年間

これは其頃遊里にかよふたはれを編笠の下にはな紙をあてゝ覆面とせし風流のさま也元隣が誰身の上に深きあみ笠引かぶりはながみ折りて顏にあて日々に揚屋とやらんにかよふ云々是也江戸にもそのかみ遊里に行くものゝ爲にあみ笠を借し布頭巾かけ髭などを賣りしことあり諸艶大鑑日本堤の事といふ處忍ぶ人の爲とて懸けひげ布頭巾賣など云々又誰袖海同じ處のことに頭巾に作り髭かけて云々

いにしへ女は外に出るによき人は步行よりゆく事稀也かちありき枕草紙に其頃より專らなりしよしみゆその體は衣かづき深き笠を着る也下ざまなるは桂づつみなどして覆面はせざりき永正大永已後手巾やうのものを頭にかぶり上に笠を着たり此體久しく天和の頃迄殘れり

○かつら卷種々

蜀山人所載
此畫寛永正保ころの物にや蝙蝠ばふりふり袖にて短きはふり此外にはいまだ見及ばず

延寶七年板宮雀卷二

名畫苑卷二土佐光茂筆
馬乘あきたるはふり

誰身の上卷三
同じ物ながら此はふりを俗に殿中といふ茶坊主などが着たるも多し

浮世物語承應年間
遊里に行く若人なりいはゆる引ずりばふり是也

○覆面　舞樂の象面　ふくめん古鉢

舞樂の按摩と蘇利古とは象面をかく覆面にはあれど此は假面なるべし覆面は榮花物語わかばへ枇杷殿大饗の處に靈會のほそをとこのこのうひしてかほかくしたる心ちするに云々あり春日若宮の祭禮に細男六人立えぼし白張を着家內四人覆面を垂れて舞ふ是は神功皇后異國を征伐の時磯良といふもの覆面して舞へる故事に據るとかや山崎の離宮八幡の社壇に人形二ッあり細男といへり是は板にて作れる人形にて冠を着たりおもふに神祭盛りなりし程の舞人の形を後にいさゝか木にて造りしものなるべし

按摩舞

象面
蘇利古

按摩

貞享四年日本歳時記上下にて横じまの服を着たるなど今よりみればをかし寛文ころの繪にみゆるも上下この體なりされど延寶元年の畫に今の肩衣のひだに同じきもあり

春臺獨語にむかしはかたぎぬといふもの麻の幅鯨尺の八寸ばかりなりしに貞享元祿頃より幅一尺に及べりといへり古老の話に云享保迄は肩衣廣からず元文頃より横麻のかた衣廣くなり鯨を入れて一文字に仕立て地合も享保元文迄は目すきばりとてしやんとして音なきやうに粘かげんを好みしに明和の頃より粘こはく紙のぼりの如くなれり袴も武家と町家は違ひ襠を下げたるを町人仕立とて卑しめしに天明の頃は町人のやうに仕立つる故急に馬にのることゝなり難しといへりむかしは町人の袴も襠の下りたるはなし禮服の製武家却つて町家にならふは何の意ぞや」はふりは放散の義、帶をせず放ちて着る故の名也羽織のよしにはあらずもと行旅に用ひて塵土を避るもの故に道服といへり法衣を道服といふとは異也又胴服ともいひしは胴ばかりをおほふとなれば今いふ袖なしばふりにやあらむ又は俗にぶつさきばふりといふ物は馬に騎るために作れる物にて猶道服也古き俳諧に「馬のりこそは多く見えけれ、」と云句に「袖なしの道服の背をあけすきて、」西鶴が二代男などに馬のりのあきし木綿羽織といへる是なり又是に一種肩のはりたるを殿中ばふりといへり春臺獨語に寛永頃冬は革のうちかけ革の袴を美服としたりとあり古畫をみるに少年などが革袴革ばふり着たるさまみゆ短きをかうもりばふりといふ寛永已前より此名ありしにや尤の草子に見えたり其後長きをばひきずりばふりといへり

慶長年間の繪　此畫袖なき短きはふりこれのみならず

慶長年間の畫　此人物かたなばかりさしたろやうなるもしさぞへ短小なるにや

是そのかみの六方風也六方風とありて奴は詞も奴ことばとて一種あり此風大に行はれしかば振賣商人など奴詞にて長々と賣初のことをいふもありまた遊女にも奴詞をつかふものありされば彼商人の類を集めていとなみし六方といふ草子あり又傾城六方といふ草子もありし也其頃は今世どうらくといふことのやうに六方するといへり西山遺事などにもみえたり

畫史會要土佐光茂筆

按ずるに此袴の紋鎌わぬの類にて判じ物なるべしツッパといふとにや柏の葉なればわかしといふにやともおもへど猶ツッパなるべし

○上下の服　はふり

上下とて一種の服となりしも古き事なり鹿苑院義滿公社參の圖の中に上下着たる人あり其さま實に襖(アヲ)の袖をとりたるものとぞ見ゆる上には襞積なしそは遙かに後までも然なり慶長ころに至りては一條ひだのあるも出きしにや古書に見えたり

六條八幡宮へ義滿公社參の圖中

袴腰などいふ物はなし後の紐は前のひもよりはゞ廣きのみ

本願寺門徒のかたぎぬを古き事とおもへる說は誤なり寛文已前の書にいまだ所見なしたま〳〵蘆分船に此圖あり御堂參詣の者あまたかきたる中に唯一人有從者もありてさるべき者は皆上下を着たり上ばかり着たるは賤き者にもかりそめに着たるがいつとなく其風行はれて今の製にはなれるもの也

眞如堂緣起大永四年
掃部助久國畫

同上

正月町人年首の禮を勤むる處供二人一人は挿箱を擔き一人は若衆にて杖をもてり

延寶三年刻蘆分船
難波御堂の處に出

慶長年間屛風の繪

肩衣ひだ一筋あり上下同色ならず

筠庭雜考卷之三

○長柄がたな　腕ぬき　大小十文字

長がたなはもと東國より行はる甲陽軍鑑にも尾州より上方五畿內迄は大略刀にて關東何れも大がたなと聞え候といへり身のたけ高からざれば長がたなは帶がたし是長柄刀の起る所以也、北條五代記に昔關東北條氏直時代まで長柄刀とて人毎に刀の柄を長く拵へうでぬきをうつて柄にて人をきるべき體たらくをなせり云々（其始は鹿嶋の住人林崎勘助勝吉といふもの作り出し田宮平兵衛成政といふ者に傳ふ成政これを帶て諸國を修行し其神祕術を傳へ廣めしかば是より此かたなを皆人用ふ(文長ければ省く)）是れを聞く人其むかしの長柄刀當世さす人あらば目はなの先にさしつかへ見ぐるしくもをかしくもあらめと笑ひ給ふ云々あり慶長の末にかくいへればはやく長柄は廢りしとみゆ其さま古畫にあり

瓢を帶ろ古きふりなり

土佐光益筆

下の二人は祇園祭の內に出でたり警護のものとみゆ

宗五大双紙本名條々聞書惣じてきとしたる時太刀打刀うでぬき入まじく候云々」可咲記（正保元年記）「此ごろの町人どもみな侍を學び二尺餘りの大脇ざし三尺あまりの大がたなてりかゝやくばかりのだてごしらへ眞十文字に指す云々といへり十文字にさすといふといくらも有るべけれど今とみにおもひ出ず十文字は常のことながら其內一種の體あり是まさしき十文字なり圖をみて知るべし

名畫苑卷二十土佐光純　目貫緒ウデヌキ

腕ぬき一ツなるもあり印籠巾着いと大なり古風な見べし

菱川師宣畫　元祿八年の畫なれど江戶にての當世やうにはあらず上がたの男だてなり

其音同じ藝苑日渉に潘之恒が絃子記に曰く余與ニ呉門張聘夫一交ニ其父子于三代之間一每爲ニ醉心一焉祖野塘ハ以ニ琵琶一標特父小塘以ニ提琴一擅レ聲今聘夫以ニ三絃一鳴ル

これも前に出たる紅葉見の遊山の圖寛文年間のものなり此器寛文ごろまでもかはる事なきなもて三絃もそのかみの狀なる證すべし

とある提琴これなりまたかゝれば彼處にもこの伎を專業とせる者も有とみえて人倫訓蒙圖彙には物もらひの部に小弓引伊勢會の山より出る此處のふし一風あり云々物もらひに種なしといへども小弓引編木(サヽラ)摺はわきて下品の一屬也などいへりかゝるもの故このころは瞽者なども業とするものなかりしならむそのかみはさばかりのいやしめしやうにもあらず上に引きたることども考ふべし三絃とおなじほどのものなれど好む人すくなかりしなり

又按るにラヘイカを蟲の名といへるは非なるべし貞宣が舟行の記も誤りは似たれども三絃は蛇皮小弓はラヘイカとのみいひて虫のことをいはず舊說なるべしラヘイカはバライカの訛りと見えたりバ

バライカ

ケレプコ

ライカは異國の三絃の名其かみ琉球にて然か呼びける歟又本邦には蠻語を傳へしか仙臺の舟子漂流して魯西亞國に至りし紀聞を大槻茂質が錄せる環海異聞に其圖を出す思ふに是は蘭書の圖を漂客に示して書載せし物なるべし傳寫もわろければ違へる處も有るべけれど大概はしるべき也扨此バライカは魯西亞の方言にはあらず諸に廣き名と聞ゆるは彼圖ふるく爰に來しとなきに其名傳はりたるこれ其證なり然らばこきうもケレブコと稱するも魯西亞のみの名にはあらじ雜句語といふものにや

筠庭雜考卷之二終

にて槽圓く弓いと小さし慶長の頃石村撿校能手にてありしにや竹齋物語に又あるかたを見てあれば遊女ゆふくん集りてわかき人々打まじりしやみせむこきうにあや竹やしらべそへたる其中に石村けんげう參られて歌のてうしを上げにけり云々見えたり此器彼蟲の鳴聲に似たればラヘイカと呼ぶとかや神田貞宣が淺草舟行の記に琉球にて三線は蛇皮小弓はラヘイカといへりとしるせりラヘイカは何にかあらん蛇を食ふ蟲は蜈蚣なれども鳴くよしをきかず、宋書王素傳山中有蛟蟲聲清長聽之使人不厭而其形甚醜素爲蛟賦以自況といへり蛟は馬蛟にてヤスデと云虫也本草にも夏月は木に上りて鳴くと云へり又鷄犬に毒なる事はいひつれど蛇を避くることはみえず

中山傳信錄また琉球國志略に蝟虎多シ作レ聲ヲ如レ雀ノ冬夏皆然りとあるは蟲の類なる歟薩摩大島にへヒリヽといふ者是ありといへり蛇を食ふやいかゞ季吟獨吟百韵に神代よりこそ伊勢をどり歌あまてらす月はこきうの弓張て、春臺獨語に胡弓といふものは三線の類ひなれども其わざことにいやしげなる故にや好むものもすくなく唯めくら法師非人の所作にてやみぬれば風俗を破るほどの事なし和漢三才圖會に鼓弓始ニ於南蠻ニといへり南蠻とはいづくをさすとも辨へがたし唐がらしを南蠻胡椒といふ類にて廣く異國をいふ歟、此器も唐山の製はその形さだまりたることもなきにや今新渡にあるはすべて竹にて造れり槽は徑二寸許の竹を長さ二寸五六分許に截りたる筒の面に蛇皮を張りたり柄は細きごま竹を用ひ蘭花などをちらしに彫りたり弓は柄の長さほどありこれを清人は提琴と呼ぶ形いたく異なれども馬尾にて糸をする其音かはりたることなし其形竹のひさくの如し又一種槽を木にて作り面は方にして裏は圓く其さま圓腹如ニ半シ瓶榼ノ一と謂つべし椀の如く中をくりたる面に蛇皮を鞴りたりするには馬尾をも用ひ又細き竹に松脂の粉をふりかけても摩るに

此は前にも寫しゝ寛永頃の屏風の繪なり寛永中此體の物なれば慶長の頃の鼓弓も同じかるべし

月琴は槽内に鐵を薄く細長くしたるを磁石の針の如く宙にありて動くやうにしたる物あり是を響膽と名づく今清商の持渡りて世に行はるゝ處の月琴なり木はこいの澤栗といふものゝ木理のごとし

續さみせんは神巻談苑に今世に續三線あり昔は琵琶をもつぎて續びはとぞ申しける長明方丈記に見えたりといへり會津農家の四絃の古器續柄なれば三絃にもゝとよりつぎたるも有しなるべし西鶴が一代男の草子四巻つぎざほは黒たん六すぢがけを取いだしてらうさいを彈くといふことあり六筋がけといふこと原本洞房語園に慶安の頃江戸町二丁目の揚屋喜齋といひし者六筋がけとて其頃隠れなき三絃の上手なりし云々又八筋がけといふは是も西鶴が置土産五八筋がけをしのびごまに引くといふこと見ゆ、ついでに云此ごろ新刻の書に先哲叢談東涯先生が續三絃の匣をしらざりしことをほむるは非なり余が傳聞きしには先生醫師の用ふる百味だんすやうの古き匣を買て諸書より見出でたることを小さき紙に書きて其類を分て是を入るゝ器とせりといへるを誤れるにや續三味線をだにしらで制度通、名物六帖を作りたるは怪むべし此談は仁齋先生が妓家に入つて其妓家なるをさとらざりしといへるに同じ同書此談ありて又宮崎筠圃も是に似たる事を載す是は妓家を過ぎたる迄にて內に入りしにあらずといへりさありて妓家と心付かざることあらんや寔に是をさとらざらむには至愚と云べしいかでか一家の學を唱へて一代の儒宗といはるべき若人を欺けるならば憎むべしとにかくにかゝる事を稱美するは彼菅家を雷になり給へるといへるにひとし

〇鼓弓

鼓弓も三絃と同く琉球より傳ふ琉球には毒蛇多しラヘイカといふ蟲有りて蛇を食ふラヘイカの鳴聲鼓弓の音と似たる故に蛇是を怕る鼓弓の製糸三筋なり糸竹初心集に見えたり寛永ころの繪にかける鼓弓三絃

此立がみの男の圖六枚屏風紅葉見物の踊の圖にあり寛文年間の畫なるべし寛永より寛文の頃までも三絃のえび尾如此曲りしにや其頃の畫ども大かたこのさまに見ゆ

法師は延寶年間吉原用文書の繪なり三絃えび尾又殊なりされども原ぐらの處より曲らず今の體にちかし

此輪は彼の首にかくるといひし用意などにや

古き小屏風にこの圖あり時代は元祿初年の頃なるべし前に寫したる蛇皮の三絃に似たれ共柄も長く蛇皮のかたも見えず但し柄の長きは圖のわろきにや

右には日月を明らかにしろがねにてあらはせり云々作り物語なれど其頃蒔繪きり金など鏤めたる三絃も有と見えたり
注ニ云承應四年四條夕涼ノ圖祇園ニアル繪馬ニモカクノ如キ三絃アリ扁額軌範二篇京師淸水寺掛ル處寛永十一年末吉船ノ圖中縮寫

此わらはの圖は名畫苑に出て光茂筆とありこの鳴器も軸子四ありそのかみ是を何と歟呼けむふろく六筋かけ八筋かけなどいふことも見えたればそは柄のふときにやと思はるしやみせんは普通の名なれば外に名も有るべからず

寛永頃の畫

大幣に此器に緒を付けて首にかけて引くを用とすといへるは此踊などにふさはしかるべしいまださやうの圖を見ず撥の下に緒を付けたり挿み置くときの爲にや此繪ふるき六蝶の屏風のをどりの圖ゝ內にあり軸子四つあり絲は三筋なるはいぶかし古書なれば剝げたるにや鬘のさま異なり

是も上に見えたる屏風の繪の內なり三絃えび尾の形おなじさまなり圖は遊女なるを或人美少年の男子といへるは腰かけの端を脇差と思へるにやといとをかし鬘のさま上の女とおなじきに見誤れるは踈忽甚し此二圖共に縮圖なり

の善兵衛は性眞なり何によりて書きたる歟いとみだりなり

江戸總鹿子などに京橋北一丁目石村近江と此外に石村河内石村山城とあり近江が家京師にもあれど名匠は江戸に顯れしにや風流つれ〴〵草に何事も東(アヅマ)は物いやしくふつゝかなれども近江が三味線は耻ずといへば江戸しやみせんやの中侍し近江にかきらずいづれの細工人も外より勝れたり其故は江戸の繁榮に付れき〳〵の簾中おく方より高直にかまはずあまた打出す故しせむとその妙を得たり殊に近江は古作の名人の柹の筒うちのかんなめなどよく考へしやみせんの筒の内に一ツのかんなめを工夫したり是祕藏の事也云々近江がしやみせんはくるはずよき調子なりといへり總髮善兵衛などの時をいふなるべし燒印なき以前の近江が作はいと稀なるべく又これ有とも古近江とは誰とはしらむ古畫に見えたる三線今の製ざまとは異なるもの多し一つ二つ寫し出つ

北窓鎖談新九郎物語に六條本願寺に近江の作の三絃あり類なき名器なり折々借賜はりて是を彈くにすこしにても彈くに無理有按へ處の坪厘毛にても違ふ時は一向に鳴らず按へ處其坪に當りひきやうむりなければ神妙の音出づ故に過ち明白に聞えて耳に立つ我ながら藝の不熟なるを覺えられて器に對し耻かしく思ふと語りき新九郎も三絃にとりては妙手にて人みな知る所也然るに彼三絃などはいまだ不相應なりといふべしと有り古へ名物の琵琶玄上牧馬は一双の物にて勝劣を辨へず又博雅三位の子信義信明共に其術堪能にて甲乙なかりしに初めに信義玄上を彈き信明は牧馬を彈きしに同等にて更に分らず次に信明は玄上信義は牧馬を彈けるに其聲雲泥の相違にて時人はじめて玄上は牧馬に勝り又信明は信義に超えたる事をぞ知りける由拾芥抄などに見えたり

近江が燒印なり七代宗忠が時に改め作れる印なるべし古き印も其家に傳ふとぞ

うらみのすけ草子（慶長九年の草子也）雪の前三線ひく處てんじゆきりゝと押捌し糸を調てかんをとりあひの手をひかせらる扨しやみせんのけつかうにはがことやものべ心たしえびの尾の處には雲井の雁のおとづれてつばさをならべて古鄕へ歸る處をまき給にすいとぐらの左

寛永十三年三月二日　行譽淨本信士　寶永五年十一月九日　法譽性眞信士　明暦三丁酉八月廿五日　正譽道薰信士
元祿九年十月二日　廣譽源智信士　元祿九年正月廿七日　實譽淨眞信士　寶永七年九月晦日　教用院淨玄信士
正德六丙申正月九日　還譽本立信士　正德二年七月五日　心譽昻還信士　元祿八年六月十八日　西譽永欣信士

臺石に橫に石村と彫てあり
又石村近江累代と記したる墓ありこれは後に建てたる物なり又別に太兵衞が墓石あり

石村近江累代
石村近江住京都墓地不詳　淨本信士
道薰信士　淨心信士
性眞信士　本立信士
相流信士　倫超信士

古近江九代孫　天明七年正月廿二日
春峯孤雲信士　俗名太兵衞忠豐石村
旁に孤雲辭世をかく南無鳳尾
十代目近江文化元八月十九日
苫守と成て朽るか捨ごろも
月峯秋善信士

二代淨本俗名源左衞門始て江戶に來る依て江戶元祖淨本近江といふ三代道薰（淨本より以下源左衞門を通り名として相續）實名忠義四代淨心（墓碣淨眞とあり心字は誤なるべし）實名忠政五代性眞實名忠次俗名善兵衞といふ此時より作れる三絃に燒印を用始む此者總髮なりければ世に惣髮善兵衞と云六代本立

實名忠貞七代相流實名宗忠六代迄は實子相續す七代に至り男子幼少故弟子の內より宗忠と云者七代目を續ぎたり八代倫超實名忠睦俗名善五郎六代忠貞が實子也九代春峰實名忠豐俗名太兵衞世に太兵衞近江と稱する是也十代は秋元但馬侯名工の家絕えむ事を惜まれて扶持せらるゝと也右の燒印相傳へて六代頃にいたく損へるに似て綾杉といふものに造れり燒印は根緒かくる處の下に押すこと常也燒印あるは古近江にはあらずされども善兵衞また近くは太兵衞が如き殊に名手の聞え高く祖先に耻ざるものなれば新古をもて工拙を論ずべきにあらず

俗名世說の補に古近江と稱するは二代目善兵衞が事也初代源左衞門二代目善兵衞隱居して惣髮となり貞心と號す世俗がつそう近江といふ三絃に自銘を付る貞心作三絃銘、出雲八重垣妻籠以上三挺三絃ひゞき山彥是を二挺の三絃と云大瀧鳴戶鏡山松むし常盤雲井はるか雛にしき百とせ十二段いかづち以上十二挺三絃といふと有いたく誤れり初代は源三也源左衞門にはあらず善兵衞は五代目にて二代目にあらず貞心といふもの十代の內になし五代

出し者ゆゑ始とすと見えたりそのかみこれ有しことは室町殿日記十九悪徒のことをいひて遊女二人を中に置て何心なく三味線を彈て遊び居ける（天文永祿頃の日記なり）狂言記外五十番の内昆布賣といふ事みゆ（狂言は古きものなれどもこれらは尤後に出來しにや）義殘後覺に三味線皷にて大踊する事有（此書文祿五年の跋有）醒睡笑（永祿こなたの咄どもなり）都の人あづまの宿なる女にさみせんをつかはしたる物語あり又慶長ころの物には仁勢物語（光廣卿の戯作と云）むづかしと平家もしらずにしやみ線もびはも小歌もひかで過ぎて、恨のすけ草子には雪の前といふ上臈三線華美を盡したるさまをいへりさばかり世にもてなしあつかふ物となりしかどお國歌舞妓にはいまだ是を用ひず舞猿樂等をまねたればなり此器もと蛇皮などはりて製作ふつゞかなりしをこゝにてよく作りなほしゝ中にも石村より勝れたる器も出來古近江の造りたる世にこよなき寶とすめり元祖近江は稱を源三といひて京師の人なれど今は墓

茅窓漫錄に高孟彪が印譜の古帖を見れば二絃の圖あり穆王見王母圖綫穀畫と有て是を圖せりおもふにもとより設けたる圖なれば畫師の意工なるべし

琉球より渡れる三絃古物にあらず近時の製也

○柱をへ竹にて作れり

面は蛇皮にて根緒はなくて其處に鹿角にて形あみ笠の如く作りたる物を挿む取おきになるなり

中山傳信錄（六卷）三絃柄比中國短三寸餘彈撥惟用食指とあり本邦の三絃に比ぶれば柄四寸許短しある人云三絃にはりたる蛇皮はヱラブウナギの皮なりかく大なるも有といへるはうけがたし本草啓蒙に蛇婆は琉球國志略に海蛇とあり是は琉球の屬島に沖の永良部といふ處の海に產す食用とす其皮刀把及鞘を包むに用ふ又別に至て大なる蛇皮あり淡褐色にして黑斑あり用ひて三絃槽に鞔ゐこれは飯匙倩の皮なりといへり飯匙倩は彼國にてハブといふ蛇なり蛇皮を樂器に鞔ゐは古き事也唐書禮樂志に高麗伎云々琵琶以蛇皮爲槽厚寸餘有鱗甲楸木爲面象牙爲捍撥畫國王形又有五絃云々など見えたり

處も定かならず實名さへしれずといへり按に近江といへるが通稱なるべし又この家石村氏なれば石村撿挍が子孫か又はその名字をうけたる歟柳川八橋が鳴器を作れる工人そのゆるしを得て柳川八橋と稱せしにや近江が子孫江戸に來り世々その器を作る今その家譜と墓碣とを左に記す墓碣は上の右の方缺けたり

と小弓の音は恐れて寄來らずそれ故男女共に此二種を樂み彼難儀をのがれ或は一興をなせりとかや三味線は虵皮小弓はラヘイカといへり何の頃にか此國に渡り日本にあまねくわきて武江に翫びて戀慕の道のよせ太鼓とや云々、又大幣には永祿年中琉球國より是をわたす其時は虵皮にて張て一絃なるものなり泉州堺の琵琶法師中小路といひける盲人に人のとらせければ云々長谷の觀音に七日參籠し彈やうを祈りしにあらたなる靈夢によりて一絃をまして三絃とせしを暫らくして虎澤といひしが是を彈きかため本手破手といふ事を定めて是を傳ふ其後澤任といふ盲人ありて是を彈きおぼえ歌にのせてひき出したりそれより公家武家の中に賞翫させ給ふ方多くありてみづからもひかせ給ふ其後は此器に緒をつけて頭にかけて引を用とす云々淨瑠璃といふ事をのせて三味線を引初めたるは澤任がなす處なり然して後寛永の初め攝州に加賀都城秀といふ座頭兩人堪能なる事古今に獨歩せり東武に至り加賀都は柳川城秀は八橋とて共に撿校となる此兩人三味線の曩祖たり是によりて今世三味線の工人に八橋の柳川のといふも此名字を許されたる者なりとあり、又松の葉には中小路より石村、虎澤、澤任と相うけてと載せたり大幣には石村なし竹齋物語に石村撿挍みえたり慶長の頃なり然れば糸竹初心集は石村を文祿の頃ほひといへるに合へり大幣は中小路しばらくして虎澤といひしとあれば糸竹初心集に據るに虎澤は石村が弟子なり松の葉は二人とするは非也これらの説どもを合せ考ふるに糸竹初心集には三線を小弓よりといひ大幣には二絃なりしを一絃を添へたりと有て其説おなじからざれども造り改めて新たに引出したるやうにいへるはいづれも私説なりもとより三絃子にて琉球國の彈やうを習ひて其後さま〳〵彈出し術も其器物も彼よりは勝れし事となれる也小弓も二絃もそのかみより渡りて有し事とみゆ二絃三絃四絃みな有しものなり琉球より傳はりしよしは琉球組の歌あり未得が吾吟我集の自序に（慶安二年）さみせんの糸のより〳〵に絶えずぞ有ける是より先の歌を集めてなむりうきうと名づけたりけるなどもいへり其器は早く渡りしも有べけれど世のさわがしきほどにて翫ぶ者もすくなくよく彈きおぼえたるものなどはなかりしにや文祿に至て石村よく彈

元の時の三絃の圖
青浦縣志三十二巻列女上、管道昇字仲姫小瀟人歸ニ趙孟頫ニ封ニ吳興郡夫人ニ工レ詩善レ畫云々

天水管道昇寫

落款は巻尾に有

俞和が書ことにうるはしく愛すべけれどえうなければ縮寫したりいとみぐるし

三絃の本邦に渡りし始めは糸竹初心集に文祿のころほひ石村撿挍といふびは法師琉球の島にわたりけるに彼島に小弓といひて糸三筋にてならすものあり小き弓に馬尾を絃にかけて彈くなれば小弓とはいふとぞ石村これを探りみるに琵琶をやつしたる物なり糸のしらべやうも一二はびはの如く三の糸はびはの三よりも二調子ほど高くあはせたるなりと思へり所の者いひけるは此島には眞蛇の多き處なるがラヘイカといふもの有て此まむしを食物とすされはラヘイカの鳴聲小弓の音に少もちがはざる故に眞蛇を退けむが爲に專ら彈くなりびは法師も爰に逗留の間はひき給へといふ其後石村京都にかへりておなじく琵琶をやつし此三味線を作り出せり琉球の島より得て來るといふ心にて琉球組といふことを作置けり弟子虎澤撿挍に殘らず傳へしかば虎澤また組破手といふことを作り出す虎澤より山井撿挍に傳授して世に廣まるといへりまた神田貞宣といふ俳諧師淺艸川船遊の記（此舟行明暦以前とおぼしき事あり）三味線の起りは琉球より薩摩へ渡れり琉球蛇多く有て民屋路次に横り女童を惱す五月雨洪水の頃は分て多く出てうるさかりしかども三味線

思、湖撥四、胡不兒また渾不似など字はさまざまにかけれども皆一音の轉にておなじこと也されば絃の數定まらず阮咸も又同じ事物紀源に四絃十二柱或は五絃十三柱といへり今も異國より來る蛇皮はりたる三絃その槽方圓ひとしからず半瓶榼の如きもの有り是はかた面にばかり皮をはりたり五雜爼に有所謂三絃者常合簫而鼓之然多淫哇之詞倡優之所習耳また廣東新語には粤俗好歌凡有吉慶必唱歌以爲歡樂云々其歌之長調者如唐人連昌宮詞琵琶行等至數百言千言以三絃合之每空中絃以起止蓋太簇調也名曰摸魚歌或婦女歲時聚會則使瞽師唱之如元人彈詞曰某記某記者皆小說也其事或有或無大抵孝義貞烈之事爲多竟日始畢一記可勸可戒令人感泣沾襟〻にて淨瑠理を語るとおなじ元の代は夷狄なれば其本土の樂ゆゑ此器ひとしく行はれたりとみゆそのかみありし阮咸などは絕えて後此器また胡國より出來りしかば元の時に起るといふ說もある也元の人趙子昂が婦人管道昇がかきたる繪の卷物あり明の人紫芝山人俞和が其繪に似つかはしき詞を書きて繪の間ごとにおしたる卷物なり繪は絹、俞和が書は紙なり其中に三絃子の圖見えたり下に載す

此圖ある故に唯是のみ寫したり舊來有りし物にて其外にも考の有るをなどうつし置くこともなくておもひもあへず眞蹟は人の爲に奪はれて今はいづこに有るやしらず

阮咸の圖王圻が三才圖會

寺島良安が和漢三才圖會

東大寺正倉院寶物　總長三尺四寸

集古十種所載陸奥會津農家の藏四絃圖（失其名）朽木にて作る　總長三尺二寸二分

此處木口

中八寸一分

三寸九分

なきを秦琴といふと見えたり但しみな長き琴にて短きはなかりしなるべし

裝飾はたもちがたく剝落し且つ無益の費えなれば是等は今に從ふべし

○三絃

鳴器に一絃二絃三絃あり一絃は日本後紀延曆十八年七月庚午是月有二一人一乘二小船一漂二三河國一云々後頗習二中國語一自言天竺人常彈二一絃琴一聲哀楚と見えたり通典曰一絃琴有十二柱々如琵琶、晉紀曰孫登居白鹿蘇門二山彈一絃琴、按拾遺記云師延商樂工也商時總修二三皇五常之樂撫一絃之琴云々是商代則有矣今瞽者撫之以擬曲者是又二絃三絃同じ器にて其絃定まらず下に見ゆ按ずるに三才圖會の阮咸は其狀いとよく三絃に似たるもの也されども此圖は阮咸のもとの形にはあらじ故に三才圖會も其說には武后時蜀人蒯朗於二古墓中一得二銅器一似二琵琶一員也時人莫レ識レ之元行中曰此阮咸所レ造命二匠人一以レ木爲レ之以二其形似一レ月聲似レ琴名曰二月琴一杜祐以二晉竹林七賢圖阮咸所一レ彈與レ此同一謂二之阮咸一云々四絃十三柱倚レ膝撥レ之謂二之琴一以二代撫琴之艱一今人但呼曰レ阮と見えたりされば形圓く琵琶にひとしかるべきに其圖はさあらずしていと異なるは此器當時あるものを王思義が取載せたるにて古物の傳はらざりし事としらる此圖と說とかなはざるによりてや寺島良安が和漢三才圖會には琵琶に似たる物を圖せり是しかしながら杜撰に作れる圖にもあるべからずそのかみ月琴とて渡りたる物ならむ今月琴とて淸商の持來る物と似たれども異なりさまざまに作れるなるべし王圻が三才圖會を作れる時にはかゝる物もなかりしにや今世月琴といふもの四絃あれども二絃づつ同調にて其實は二絃なるも同じ南都東大寺正倉院の寶物中に四絃の鳴器ありこれ古人の月琴なるべしまた陸奧會津の農家に四絃の器あり槽は今の三絃の槽の如く柄は三段に續ぎたり何頃の物なるか王圻が圖せる物の類とみゆ揚升菴外集に今之三絃始二于元時一小山詞に云三絃玉指雙鉤艸字題贈二玉娥兒一といへり然れども元史の樂志に火不思制如二琵琶一直頸無レ品有二小槽圓腹一如二半瓶榼一以レ皮爲レ面四絃皮絣同二一孤柱一とありて三絃にあらず但庶物異名疏に湖撥四長二尺許三絃といひ事物異名に三絃子と擧げて其下に胡不兒蒙古に云といへり火不

も又大よその樣はしられぬ其繪ども一ツ二ツ寫出づ

元祿三年人倫訓蒙圖彙
大概は圖もわろく又は剞劂の誤りもあるべきなり

女重寶記（元祿九年）右の方の高き所をりうかくといふ同わぐちをりうぜつといふ左の方の高き所をこんかくといふ右の龍角の上に水引のこよりあり枕糸といふ左の方にかしは形のほり物ありかしは板といふそのはたに緞子はりてあり是をわう絹といふ糸とほす座ありしといめといふ左の方のうらに穴ありいんげつといふ右の方のうらに穴ありまりがたといふ兩方の足をむかで足と云ふ○此草子右の如く本文に記して圖の旁にも其名所を分注したり此の分注みなその處をたがへりかしは板は下龍舌は上なるを倒しまに注せるが如し名目は異なる事もなけれど上の飭あるひくき處を海といひ其邊にいそといふ名も見えず下にはてんにん座などの名もなし又したひりうふくなどいふことも見えず但しわう絹といふことは他の圖に見えず是は段子を張りたる製作に限るべし

雍州府志（貞享元年）に近世筑紫琴三線之流行非古樂之所及

也依是巧人亦多云々、人倫訓蒙圖彙に琵琶琴三線同職なり室町一條上ル長門釜座二條上ル近江此外寺町處々にありといへり琴曲抄を見れば長門は今井氏にて二家あり其一は一條通室町西へ入ル町今井播磨也近江は神田氏にて是も二家あり室町通四條上ル町神田七左衞門也此外に東洞院佛光寺下ル町永田內記といふあり江戶總鹿子（貞享四年）琴三味線師京橋一丁目石村近江この外に石村河內石村山城とあり樂箏はさらなりこの器といへども名作あるべけれど人多くしらず假字世說に箏の名匠に近江春定といひし者あり近古の名作也京にも近江の作の箏を持たる人は甚稀なり其近江も數代ある中にかの春定最上なりとぞ近江に次で長門名作なり長門は近江より多しといふ後に又人のいひしは長門はよく鳴りて近江春定よりも大に勝れりといへり此說傳聞のみにて慥ならねどこれらの職人名匠とはしらる但近江の三弦の如く名高きは聞えず殊に箏曲やう／＼流義分れて古風廢れ行けば器も是につれて製作その時好に任せ新らしきをよしとして古器を好まず今は專ら餝りなきを用る事となれりこれもそのかみなきにはあらず和爾雅に裝飾

を習傳へて世の衒となる程に弘まりたらば越天樂とひと歌のみには有るべからず然るを八橋より色々の歌出來たるやうにいへるはいかにぞや三弦に組といへるは同趣の小歌をよせ集めたる也琴の組もこれにおなじ三弦の歌を取りたることも多くみゆれど其證長ければこゝには略く女重寶記（元祿九年の刻）琴には十三の組ありすがゝきりんぜつ鹿をどりなどの亂曲あり云云いへるはみな三絃の曲なり扨其器も古とは必沿革あるべきことなれども三才圖會に載する處の箏の形いたく異なり樂箏にもかゝるさまなるはあるべからず絃の數は違へども小瑟はこゝの箏の形に近し

琴　十五絃爲小瑟五弦徽有十三象十二律餘一象閏

王思義が三才圖會所載　隋音樂志曰箏十三絃所謂蓁聲蒙恬所作也云々うへなるは箏下なるは小瑟なり

琴徽を心得誤る者多しそは和名抄の徽のかなづけに（本文の訓にはあらず）コトヂとあるによりて和爾雅などにも琴の下に柱徽同琵琶以音呼箏稱古登知といひ名物六帖には蚌徽の訓にカイオトヲシノシト、メとつけたり緒をとほすしとゝめを貝にて作れるものとおもへりこれらみな誤りなり徽は絃上を撫抑して節をとるしるしに見やすくあらんがために付けたる星なり徽に和名なければ音にて稱ふることしるし或は貝などにても造れり漢書揚雄傳注琴徽所以表發撫抑之處とあり

草子などの繪にかきたる筑紫琴を見るに其形さま／＼にて今の製とは異なりとみゆ乍併其中繪やうのわるき又細密ならぬなどもあるべければさだかにはあらねど

明暦の頃浮世物語

寛文四年糸竹初心集

絃の巻きやういと異なり是は其道の書なれど圖もいたく誤るべきにあらず

明暦四年京童

なるとあり
慶安に至りて新たに組箏を製し古組の足らざるを補ひ表裏中奥の曲譜の次第を定め今の十三曲となれり後都にのぼり箏術を廣む此傳をうけ續ぐ人々終には新八橋生田隅山繼山藤池など諸流に分る云々いへりさて組といふことは其家にはいはざることなれども三弦の曲より出、そは人倫訓蒙圖彙にもてあそぶ十三弦の琴の調べあり是をつくし琴といふ今樣に歌さま〴〵のせずといふことなく琴の手を組といふなりおもふに三線にならひて組とはいふならんとあるが如く琴曲抄などの說も私あるに似たり筑紫樂も京都には寛永のころ專ら行はれて下賤のものも翫びしなり思ふに其時はひと歌ふた歌のみにて長き曲はなかりしなるべし、色音論（寛永廿年のさうしなり）當時はやり物のことをいへる處にうたふしやうかにことの音は皆家々にをとづれて、糶艸（寛永廿年の草子と同じころなり）琴などといふものはやむごとなきかた〴〵のとりあつかひ給ひて賤きものらは中々みたることもなく繪にかきたるをのみながめぬる然るを此ごろは町かたに殊の外もてはやし座頭ごぜこめくらの類まで我おとらじと面々にけいこたしなむ故竈の前塵あくたの邊ともいはずむざとかきならしぬる惣じて本樂ばかりにてあらばかく下﨟などの手にかゝらんものにはあらねどもいつぞの時より筑紫樂といふことありて彈けるそれに隨ひてあひさの興に小歌などをのせ侍るにより賤の耳に入りやすく町方に取あつかふと見えたり此頃猶しもつくしやうにても樂ばかりもてはやさば少しはをかしからむに小歌のをかざきをどりなどのみにてひき廻れば琴の道ははやすたれたるやうになむ有りけるといへり筑紫樂といふは今の組歌の一歌づつのみのとみゆ春臺獨語に箏はもと樂器にて管絃にのみ入りしに三百年のむかし公家の人筑紫に流されて配所の徒然に箏の手を彈きかへて越天樂の歌をのべて節を長うし箏に合せて彈かれしを筑後國善導寺の僧その曲をならひ傳へて弘めしより筑紫箏と號て世の翫となれりとかや其後八橋撿校其曲を習ひ越天樂のふきといふも草の名といふ歌を本として色々の歌を誰人にか作らしめ組と名付けてさま〴〵の曲節をなしけるなどいへるは何によりたるにか覺束なし筑紫に流されじ人越天樂を長く延べたるが本にて善導寺の僧是

十訓抄にも出て劉二郎廉承武とあり東齋隨筆などに見えたりされど漢土には聞えざる人なり、內敎坊妓女石川色は續後紀仁明天皇承和十一年春正月甲申朔庚子云々是日叙內敎坊妓女石川朝臣色子從五位下とある此人なるべし妓字は伎の誤にや石川朝臣は姓氏錄に孝元天皇々子彥太忍信命之後也とあり書紀に彥太忍信命は武內宿禰之祖父也と見ゆ敎坊唐開元二年於蓬萊宮側始立敎坊以隷散樂倡優曼衍之戲、又舊唐書曰、武德已來置內敎坊於禁中則天改曰雲韶府如意元年五月廿八日也（已上琴曲抄の說也）望一が後度千句（俳諧家譜に杉田勾當望一寛永七年八十三にて沒すとあり）琴のけいこもいまだ初春ややぶ殿に去年の冬より仕へ入、といへる句あり彼大納言殿賢順が事をいふなるべし糸竹初心集（寛文四年梓刻なり）には中頃九州に玄淨法水とて二人の僧あり或時長崎に至りて琴の彈きやうを唐人より傳はり其後都に上り公家殿上の交りをなし寛永二年の頃琴の御ゆるしを下し給はりて法水は關東へ下り琴をひろむ玄淨は筑紫に歸りて是も琴を專らに修行すさるに依て今在家にひける樂をつくし樂といふなりといへり玄淨玄恕は一人なるべし其名いづれか是なるを知らざれども琴曲抄の說委しければこれに從ふべし琴曲抄によれば善導寺の僧は名をしらず法水は何處の人ともいはずおもふに賢順と同く肥前の人なるか、賢順が門人と見えたり善導寺の僧は賢順が師なれば法水ならぬ事知るべし和事始の作者貝原好古は筑紫人なるにいかに傳聞に誤られけむ糸竹初心集、雲井の調といふことを此頃八橋撿校ひき出したり此八橋もと三線の上手なりしが中年より琴を學び不思議に琴の妙を得て今日本の名人となる云々

是萬治寛文の初めをいふなり法水東國に來り柏屋と號、琴絃を賣る八橋これに學ぶといへり其頃東國此伎いまだ行はれず其弦を買ふべからず是は行はれて後の事なるべし

八橋は貞享二年に身まかれりとぞされば新曲二組は（橋姫と明石也）八橋が手をつけたるにはあらず箏曲大意抄（安永八年山田松黑撰也）山住勾當といふ人生國岩城の者也昇進して上永撿校となる其後八橋と改む

貞享二年に刻したる大幣といふものに寛永の初攝州に加賀都城秀（カヾイチジヤウヒデ）といふ座頭兩人三弦に堪能なり東武に至り加賀都は柳川城秀は八橋とて共に撿校と

筠庭雜考卷之二

○新筑紫箏

箏の本邦に傳はりし事さだかにならず豊原統秋が體源抄に箏は我朝に傳はることは仁明天皇の御時に遣唐使の准判官掃部頭貞敏廉承武が娘に傳はるといふ或は內教坊妓女命婦石川色子筑紫の彥の山にして唐人に是をつたはるとも見えたりといへり此兩說是非はしらねども筑紫に傳へぬることふるしとはしられたり、今ことゝのみ俗にいふ器はその始め琴曲抄（元祿八年刻）文治の頃（文治とあるは文龜のあやまりなり）あるやむごとなき人の御手に引きつたへて秘し給ひしを此人筑紫に赴給へる時筑後善導寺の住僧世にすき人にてせちに乞て此秘曲を傳はり得て肥前國住人賢順居士といふ人に付與せしむ賢順（後奈良院御時と旁注あり）又同國諫早の住慶岩寺の僧玄恕にゆるしつたふとなむ（已下要を摘みてしるす）そのころ賢順都に上り大納言藪殿の家にて曲を彈じしをめで給ひ賢順が故郷に歸らんとするとき其藝を惜まれ居士が門人然るべきものあらば必越せよと有りければ賢順歸りて後僧法水といふ者をのぼせしが其わざなぞらふべくもなしとて人々心づきなきを法水みづから耻て遁去り武藏國に至り（和事始には善導寺の僧法水とあり恐くは非なり）還俗して柏屋と號す琴絃を商へり八橋撿校はじめこれに逢て筑紫琴を學び後肥前國に行て玄恕に隨ひ其奧義を究む八橋おもへらく筑紫樂は雅にして俗耳に遠しとて新たに十三曲を制す後また新曲二組を補ひて八橋一流となれり古事談に貞敏渡唐成廉承武之聟一年之間究習琵琶之曲歸朝の時金を與へて紫檀のびは二面を得たり玄上はその一也村上天皇明月の夜玄上を引きすまして御座けるに影の如き物空より飛來りて居り何物ぞと問せ給ひければ申て云唐のびはの博士廉承にて候御撥音のいみじさにめでて參入れり且は昔貞敏に敎へ貽したる曲を授け奉らんためなりと申す御門叡感ありて琵琶をさしおかさ給ひければそれを請奉りならしみてこは本吾貞敏に得させし二面のびはの其一つにて候と申しけり夜もすがら御物語して上玄石上曲をぞ授け奉りけり又云玄上の事を江中納言に人の問ひければ慥なる說を知らず延喜の頃玄上宰相と云けるびは引のびはやらんとぞ被答けるなどいへり又

法印手一也横川禪師作レ銘云在倭在漢一瓦千年云々といへり按ずるに此硯のことは義堂が源府君所藏銅雀硏記に初天龍長老春屋葩禪師得二之於海舶一獻二于幕府一（以下文長ければ要を撮て處々を假字にうつす）瓦背有レ銘云々左右にまた銘あり各二行古篆にて讀むべからずとあれども景王の時の錢文の事をいはずまた眞の鄴瓦なる由に記してあらぬものならむとかたむける事あるべくもあらず（もし然らば府君の命にても記は作るべからず）されば人見氏の說は傳聞の誤なりさて長州の醫人茅原氏が茅窓漫錄に藤貞幹が好古小錄に瓦研は澄泥研なるべしとのみしるしてその名義をいはず文房四譜魏銅雀臺遺趾人多發二其古瓦一琢レ硯甚工貯レ水數日不レ滲世傳二其瓦一使二陶人一澄レ泥以二絺綌一濾過加二胡桃油一埏レ之故與二他瓦一異（此下なほ諸書を引たれどもここには略く）其外賈氏談錄及硯史等に澄泥硯を造る法あり遵生八牋に澄泥研の圖あり大體魏の銅雀臺の瓦を引き說をまうく尤委きは陳繼儒が偃曝譚餘なり日本へもその研を舶來せし事あり（此間に義堂が記を作れる研の事をいへり）實に世に希なる珍物といふべし云々予が家に大雅堂所持の澄泥研の圖あり是又舶來の物にて其形甚奇雅なり圖のごとし

澄泥硏の圖

銅雀臺の瓦造る時後世硏に琢くべしとはおもひもかけぬ事なれば硯の料に製する澄泥硏の法の如くにも有べからず唯土の性よきは瓦も年經れば輕くなる物にやよの常の瓦にても三四十年も經たるは新瓦に較ぶれば遙に閑し況や百歲千載に及ぶをや

信節按ずるに此澄泥硏のかたは件の鄴瓦硯のかたを摸したるものなればこれ即夫蘇の形也梅村載筆に兎に似たる獸なりといへるに合へりこれをもて關次平がいよ／＼夫蘇なることを證すべし

今此考におのづからぬ事ながら池北偶談に銅雀硯辨を載す（卷十六）雀後渠彰德府志辨レ硯云、世傳鄴城古瓦硯、皆曰銅雀臺瓦硯皆曰冰井、金鳳名而未レ審二其實一、魏之宮室焚二蕩於汲之亂一、燕無二後趙興代毀一、何有二於瓦礫乎一、鄴中記云、北齊起二鄴南城一、屋瓦皆以二胡桃油一油之光明不レ蘚、筒瓦用在レ覆、故油二其背一、版瓦用在レ仰、故油二其面一、筒瓦長二尺闊一尺、版瓦之長如レ之而其闊倍、今或得二其眞者一、當油處必有二細紋一、俗曰二琴紋一、有レ花曰二錫花一、傳言當時以二黃丹鉛錫一和レ泥、積歲久而錫花乃見、古塼大者方四尺、上有二盤花鳥獸紋千秋萬歲字一、其紀年非二天保一、則興和、蓋東魏北齊也、又有二專筒者一、花紋年號如レ塼、內圓外方、用レ承二簷溜一、亦可レ爲レ硯、宋刺史李琮、元豐中於二丹陽邵不疑家一、得二唐元次山家藏鄴城古塼硯一、背有二花紋及萬歲字一、與二鄴中記一合、又曰大魏興和二年造、則唐賢所珍已出二於南城一矣、

筠庭雜考卷之一終

毎證一事必令阿平絶倒而此以天祿爲蝦蟇尤可笑陳晦伯但引瑞應圖以駁之似未明了余按沈氏筆談云至和中交趾獻麟如牛而大、通身皆大鱗首有一角考之記傳與麟不類當時有謂之山犀者然犀不言有鱗莫知其的詔欲謂之麟則慮夷獠見欺不謂之麟則未有以質之止謂之異獸最爲愼重有體今以予觀之殆天祿也、按漢書靈帝中平二年鑄天祿蝦蟇于平津門外註云々（この闕注にみえたる鄧州南陽縣の北宗資が碑旁なる天祿辟邪の二石獸今に殘れるをまのあたりみしに角鬣ありて麟の大さ手掌のごとしよく交址より貢する異獸に似たればこれかならず天祿なるべしといへる文ありこと長ければ略くこの下胡氏が說なり）據此則此獸宋時固已入貢沈存中辨之甚明、用修於筆談亦不點目耶夫天祿與蝦蟇並言卽爲蝦蟇與辟邪並言卽爲辟邪耶といへり信節これらの文を見て思ひ得たる事あり或人宋の代の人閻次平がかける猨人奇獸を牽きたる圖をもてり（難波人の所藏）その摸本をみるにウニコールの獸といひ傳ふとあるは誤にてこれ所謂天祿なるべし（此獸一角あればウニコールと押あてにいへるなるべしウニコールは蠻畫をみるに海魚なり坤輿外記にこれを獨角獸といへるをおもへば紅夷も舊說は獸としたるにや）漢土人だにおもひ謬れる物なればこゝの人のしらざるは理り也（その圖前に出せり）天祿の名のよしは周祈が名義考に西域傳烏戈山離國有桃拔一名符拔似鹿長尾一角者爲天祿兩角者爲辟邪予謂桃拔符拔當作桃祓符祓以是獸能祓除不祥也祓誤作拔曰桃曰符者猶度朔山桃梗之意祓除不詳故謂之辟邪永綏百祿故謂之天祿漢立天祿于閣門古人置辟邪於步搖上南陽宗資碑旁有兩石獸一曰天祿一曰辟邪皆取祓除永綏之意一統志忽魯謨斯（コロムス）國産福祿似驢而花文可愛卽天祿也今元旦賜近臣福祿獅子亦其遺歟といへり一統志に驢に似て花文なるものを天祿とするは宗資が碑旁の石獸に異なるはいかゞ名義はこれにいへるが如く古人の成說によりて猶その證を求むるに梅村載筆に鄴瓦のしるしは裏に建安の年號ありてその下に天祿のかたちあり天祿は兎に似たる獸なり天祿なきは僞物也竹田月海この硯を得て持てりその蓋に横川賛を作りて曰在倭在漢一瓦千年與硯同壽大醫竹田と、後この硯駿府□□にありしを見侍りきといへり又この事を東見記に鎌倉基氏有鄴瓦硯文有天祿形及周景王時所鑄錢文無之者非眞云々基氏時使義堂作記其記之意曰眞鄴瓦歟非乎今於日本不可知云々此僧可謂有實者也、其後此硯入竹田

ふ北アメリカ語男陰バロコスロチ女陰チガル還海異聞陰門ビッタ兒女小戸コンカ必しもこれらの語によるならねど似たる音なり小兒にチンボウ女兒にマンコ」

○天祿

一說に角ある狛犬は天祿角なきは辟邪なりといへるは誤りなり辟邪のかたは既にその圖を寫出せり天祿は趙明誠が金石錄十五卷漢州輔墓石像膊字酈道元水經注云州君墓有二兩石獸一已淪沒人有レ掘二出一獸一猶不レ全碑甚高壯頭去地丈許製作甚工右膊上刻作辟邪字云々故人董之明守二官汝潁間一因託訪二求之一逾レ年以見レ寄其一辟邪道元所レ見也其一乃天祿字差大皆完好可レ喜、之明又云天祿近歲爲二郵民一所レ毀辟邪雖レ存然字畫已殘闕難レ辨此蓋十年前邑人所レ藏今不レ可二復得一矣といへり其狀漢土にもおもひ誤りし人多し楊愼曰漢靈帝修二南宮一鑄二天祿蝦蟆一轉レ水入レ宮云々、天祿は即大蝦蟆といへるはいみじきひがこと也とて陳晦伯は瑞應圖を引て是を駁して云今南陽縣有二宗資墓一旁有二兩石獸一其高八尺角而鱗分レ鬣曳レ尾口壯大左曰二天祿一右曰二辟邪一字皆刻二膞上一（膞は腿也、金石錄には膊とあり、膊は肩膊といへば是然るべし、モヽの後には有るべからず）漢有二天祿閣一又因二此獸一立レ名といへるをなほいひ足らずとて胡應麟曰按用修

蠻人牽異獸圖

今按ずるに此獸は天祿なり

夢溪筆談に當時山犀といへる者も有りといへり鱗ある者なささはいひ難し時珍が云水犀皮有二珠甲一而山犀無レ之とありもし犀の類にて是ないはゞ兕犀などにやあらむ、爾雅郭氏注云く兕一角色青重千斤、蘇頌が說に或云兕乃犀之雌者亦似二水牛一而青色皮堅厚可二以爲一レ鎧といへりさすれど鱗甲などあるよしも見えず非なるべし

を女陰の濶きにとり獅子を男陰の偉なるにとりなしたる狂詠なりさるを下學集增補に指似は小兒の勢也といひ和訓栞にもしゞ小兒の陰をいふ鮻也指似の音といへり陵も同 縮也とも注すればしゞむ義なるべしといへるは皆わろしさては此歌にかなはず今按ずるにしゞは宍にて肉具の義よく充たれり二字めのし文字多くは濁る例なり孔子莊子中子の冠り大床子居士瓶子四至などの類なほ有るべし今も小兒の陰をしゞといふ國あり訛なり小兒に限らず鷹筑波集寛永十五年の撰なり「つゝいづつ五つ六つ子や戀をせしこゝさへ今はおいにけらしな」とあるも小兒をいふに似たりまた犬子集寛永十年にシゞ撰み畢る卷一に御簾の下より見るは君さま車にも榻といふ名はこのもしや 貞德 かくあれば赤子幼童のみにいふにはあらざる事知るべし今も津輕秋田の邊にては大人小兒の陰共にしゞといふとぞ古義をうしなはず新撰狂歌集慶長元和頃あるとき女院の御所御庭せばきとて或人の地をとりて御庭の前をひろげ給へば「女院のおまへのひろくなる事はきやう月ばうがしゞの入ゆゑ」又きのふはけふの物語上の集より時代少し前なる歟ひぜんの國かんざきのごうに南無の二字を額に打ちたる比丘尼寺あり卽二字寺といふ此尼ども常に麻の糸をとりてうるに又あたりにだうみやうじといふ寺あり此坊主ども糸をかひに行きていにてさいさいものしゝとてやがて門に「二字寺も今は六じになりにけり」だうみやうじよりしゞをいるれば、雄長老狂歌雁「こしじより來とはいはじかり高に鳴くなる聲はふと〴〵として」。

因にいふ物類稱呼に女陰を奥羽及越路また尾張邊にてべゝといふ關西關東ともにべゝといふは小兒の衣服のことなり上總下總にてそそといふ尤の双紙に載せたる小歌にそゝのまん中といふとあり又新撰狂歌集端書略之「どくだちの內ならばこそあしからめそゝは何かはくるしかるべき」などみゆ今按に京攝津の邊にて專らそゝといひ又べゝともいふべゝは多く小兒にいへり是も誤りなり俳諧發句帳犬子集より前の撰也冬部に「山賤にみなべゝきする木の葉かな 貞德此句犬子集にひなや與行と端書あり又正章が獨吟千句寛文六年「物をほしがる心むさゝよみとりこがべゝぬらしてはかたいざり」これ小兒の衣服をいへりされどもきのふはけふの物語には女陰にいへり語の元は今江戸の小兒の詞に赤きものをほゝ月といふと同じく赤くいつくしきをべゝといふなるべし〔アメリカ、マネラ、イスパニヤ、ポルトガル言語通ずといい

子の一とするは妄なり彼九子の說大かた此類也又獅子を牡丹にとり合する事は名物法言に獅子を獸王とすいふ牡丹は唐の代にはいたく愛で貴重して花王とす共に其種族の王なるを對しむかへたるなるべし獅子は本邦に來りし事もなければ眞の形狀をしらず蠻畫にかけるをみれば從來器物に造り佛繪に書きたるとは甚異也群談採餘に其狀如黃狗頭大尾長頭尾各有髯初無二大異一といへるが如し（髯は多毛也）〔元劉郁が西使記に獅子雄者鬃尾如纓拂傷人吼則聲從腹中出馬聞之怖溺血としるせり〕今こゝにて繪にかく獅子は首尾のみ

仔養洪がかける（此人侶雲道人と號す明末の人也人名錄には清朝の部に收む）宮家門前に獅子を安ずる圖

東大寺南大門石獸

東大寺寶物

碼礀石の面に彫りたる獸像是も獅子なるべし

にあらず全身すべて卷毛をかくおもふに彼兕像などいひし物は身に鱗甲ありしを獅子のかたにとり変へたるものとみえたり犀の全皮をみしにすべて六角なる鱗甲あり兕はその雌のかたなればこれと等しかるべしされど畫にかき又器物に作れるは眞物の狀に背ざること和漢ともに多し是等の獸形も實をもていはゝ終に天地間未生の物になりぬべし

獅子の子字濁りてよむならひにや其よしは男陰をしゝといふ〔源平盛衰記中宮御産條童謠に摺は何しゝ國王の摺云々あるは王子を申す也〕これを獅子にかよはしよめる歌あり信實朝臣の今物語に、少輔入道寂蓮と聞えし歌よみありまの社にまうでて社の前なるものをみて「此山のしじいかめしく見ゆる哉いかなる神のひろまへぞこは、とよめり云々これ廣前

左獅子とあれば角なきは獅子角あるは狛犬なり又類聚雜要に左師子於色黃口開、右胡摩犬於色白不開口

文安御卽位調度圖狛犬形
以レ銅鑄レ之有二銅座一如二盤石一前有二銅柱一一尺餘左衞門府式云兕像云々 其體狛犬也云々

江談三稱二藤隆光一號二大法會師子一其體極有二威儀一無二心情一故稱也
法會などにも獅子を置けり

王思義が三才圖會玉辟邪 高二寸二分云々傳是大康墓中物陜右耕夫鋤得レ之延祐中趙子昂承レ旨購二得之一以爲二書鎭一
清俗紀聞に玉鎭紙あり此辟邪の形を摸せるなるべし
遊仙窟の牀頭玉獅子の註に以レ玉刻爲二獅子一安レ牀避二鬼魅一兼得レ鎭二押氈席一といへるはこの書鎭の類ひにやまた辟邪の形に似たる唐物の磁枕ありこは古くもこゝに渡りし事ありとみえて德大寺のおとゞ或女房のかたへ獅子のかた作りたる茶碗の枕奉る歌の事著聞集五、十訓抄十一などに出たり茶碗とは磁器といふが如し

とみゆかく辨別あるやうなれども式には是を兕像といへり兕は右の二獸とは異なる物なりしからば形の似よれる儘にさま〴〵に稱へしなるべし獅子狛犬ももとは彼避邪天祿などを摸したるものなるべけれどさることも傳へなければいひがたし又かの隼人のことはもと神代に出て狛犬に似つかはしければ紛れて一つになりたる也延喜隼人式に凡元日卽位及蕃客入朝等儀官人三人史生二人率二番上隼人二十人今來隼人二十人白丁隼人一百三十二人一分二陣應天門外之左右一云々群官初入自二胡床一起今來隼人發二吠聲一三節とみゆ

大隅薩摩の國人初め王化に從はざりし後臣服して仕奉れるを隼人と號すこれ火闌降命より起れる事にて狛犬を是に附會するは誤り也狛は字書に獸似狼とあれども詳ならず是もと他の國より來れる獸像の目馴れず異しければこれを高麗犬といひ假に狛字を書けるなるべし今も常に異なる物をば唐何といふとおなじまたいにしへ高麗より渡せる石獸なりとて南都東大寺にあるは唐ざまの獅子なり潛確類書に龍の九子のことをいひて狻猊好座形佛座上といへり唉ふべしこれ師子座なり智度論に佛爲人中師子凡佛所座若牀若地皆名師子座夫師子獸中獨步無畏能伏一切佛亦如是云々あり是に依て佛座に獅子を用ふ然るを龍の九

宮殿のみにもあらず太平廣記に唐德宗の代に汪節といふもの多力なる事をいへる處に、入二長安一行到二東渭橋一橋邊有二石獅子一其重千斤云々節遂提二獅子一投レ之丈餘云々、また宦家にもこれを設けたることあり淸人陸留が見聞錄に、〔越中一故官第甚宏敞列二石獅二一亦極二精緻一夜間毎聞二重物震動聲一といへる怪談あり、また同書に崇禎癸未荊州惠王府前門石獅大風吹二出百里外一碎如二齏粉一とあり明人の畫に宦家の門前に獅子ある圖あり下に摸寫すこれ全く無用の物なれども威儀のために設けたるもの也此方にも是に倣ひて神祠また宮殿に獅子置かるゝとあり禁秘抄淸涼殿の條に師子狛犬在帳前南北左師子とあれば右狛犬なる事しるべし同書南殿紫宸殿御帳如恒已下小書無二几帳一有二師子狛犬一立二倚子一云々とあり徒然草輿儀抄に獅子狛犬は火闌降尊(ホノスソリノミコト)の事より起りて禁門にも又神前にも護るよしなれどもその形犬にあらず獅子也凡宮中に毎度屛風を立てらるゝ事あり其時にも屛風の下に置て動かざらしむる鎭子といふものあり金銅の獅子也門前に儲るも闥を排く時おのれと閉ぢざらしむるの鎭子なり但狛犬の名狀は火闌降尊に從ふといへども其用は鎭子なりといへるもさる事なれども取雜へたる說なり按ずるに延喜式左右衞門凡大儀之日居二兕像於會昌門左一事畢返二收本府一右府居右とみえ文安御卽位調度圖に狛犬形といへりこれは威儀に飾るもの也榮花物語かゞやく藤壺の卷上東門院立后の所御帳の前のこま犬なども常のことながらめとゞまりたり云々枕双紙めでたきもの〻條みやはじめのさほうしゝこまいぬ大しやうじなどもてまゐりて御ちやうのまへにしつらひすゑ云々とみえたるは源氏野分の卷孟津抄に鎭帷犀とて几帳など吹上るをとゞむる物ありといへるものなるべしこの犀字を豺字の誤りならんといへる說はなか〳〵に非なり三才圖會に獅子のかたに似たる鎭子あり鹽尻に神祠に獅子を置き天子宮門に獬豸(カイチ)天祿を置き外門の金馬街上に銅駝、用武の處に貔貅を畫き獄舍の門に狴犴を作る其圖大概獅子に似たれば我國の人は共に獅子也と思へりといへるが如く少しの故よしをとりて物の飾りとする事この獅子のみにあらず器物殿舍等の飾に彫刻する獸形さま〴〵あり是を龍の九子とす爰にようなければしるさず文安御卽位調度圖に角あると無きとの差別あり禁秘抄に據るに

て歸りしとあり、また房總志料に、長狹郡不動の祭は七月七日なりフリウとて村落組をたて丶二十七番と別ち何れも越後獅子を崇り舞ひ里見氏開國以前よりの俗也といへりとみえたりか丶れば越後のみにもあらず此製の獅子頭は作るに易く舊例祭祀に用ひたる獅子頭の朽損じなどして改めて造らむにも邊鄙の事なればかなひがたくかりそめに造り出てより右のごとく傳へしもしるべからずまた越後獅子は古きものに見あたらず但其伎は鷹筑波（寛永ノ頃の）に獅子舞は大和の國にありつきて見ても見あかぬ三輪の杉立、とあり今の越後獅子の伎に似たれども越後獅子にはあらず大きなる頭かつぎ杉立などもしたりとみゆ越後獅子はその國にては蒲原獅子と呼び江戸にては角兵衞獅子とよぶ角兵衞は初め舞來りし者の名にや或云武藏國氷川神社に古き獅子頭あり近村にて獅子舞するは必この獅子を借りて舞ふよしその獅子頭には角あり角に菊花の紋と御免天下一角兵衞作之といふ文字彫りたりといへりむかしは器物食物何によらず自稱して天下一といへり其後この號を禁せられたりといへども今も鏡の銘また風爐師宗四郎など是を用ひ來れりされはこの銘にては新古も論じがたく前にもいへるが如く角などある獅子頭は古にあらず角兵衞獅子頭作る職人ならば小さき頭をも作りしなるべけれど越後より出る者の其國にて角兵衞といはざるもいかがこの獅子頭の銘の事も信じ難し

獅子の踊むかしは行はれしものとみえたり其拍子を三絃の曲にとりたる多し古き三線の書大廉に獅子踊あり前歌すこし有て後手ごとなりこれに△二上り獅子△見どう△くもゐ△八千代△ふつすい△さかひ△さんや△みやこ、とて十色に引やう有りといへり思ふに筑紫琴に五段六段みだれなどいふももとはこれによれるならんかぶきには猿若の狂言に五段の獅子を彈き新發意太皷には猿若の獅子三段彈き佛舍利もおなじ後世三味線の長歌に何の獅子かの獅子とていと多く出來ぬ

○獅子　狛犬

宮殿に獅子をおくこと唐類函（二百五十五）居處部に戴延之西征記を引て曰、大極殿上有二金井欄金博山一金轆轤蛟龍負二山於井上一又有二金獅子一在二龍下一歷代殿名沿革不レ一惟此殿自レ晋以下不レ易レ名とみえたり、また

三十二番職人歌合

年中行事畫卷物稻荷祭の圖

以上三圖みな縮圖なり

東海道名所記萬治ころの畫なり此の頃いまだ大神樂といふものなし獅子舞みなこの體なり、獅子頭の製今の風に近く古のさまにあらずされど角などはなし是等の志ゝまひは大かぐらの如き放下などする事はなけれども杉立などの輕わざ今の越後獅子に似たる事をばすこしはしたりと見ゆ大きなる頭をがふりたれば不便の事なるべし

西鶴が諸艶大かゞみに龍のかしらをかぶりて熱田の初穗うけといふもの有り此獅子よりの新案と見ゆ

たり是は昔々物語にいへるごとく長持昇て人數も多けれども直垂白袴淨衣えぼし等の服は一人もなし太皷うち裁付を着其外は脚半にて後をはせ折りたり獅子頭に一角あり其條に云代神樂伊勢より出るといへども伊勢にも限らず此類は所々にあり云々今勸進の代神樂は舞手の乙女もなく只鞁太皷ことやうにたゝき立て太皷うちの面つき狂人のやうなるを見てうれしがるしかのみならず獅子が立て扇の手をつかひ一ノ谷節で舞ふ最めづらしき事ども也岡崎女郎といふ獅子踊りなれば神慮はいかゞといへり（岡崎はもと踊り歌也、わるざれにこれを踊りしなるべし）

四神地名錄猿ヶ股村の條にいふ寶永元年洪水に此地の堤切れて西葛西に入りて死亡せしもの多かりしとぞ其時葛西のものは多く堤の上にありて切りに防ぎしに二郷半戸ヶ崎村に古く傳ふる三ッ獅子といふものあり越後獅子の頭ほどにて候ある角二本あり雞毛を飾とせし頭なり水練の達者なるもの是を冠りて堤をさして游ぎ來る、水を防ぎゐし者ども是をみるに夜明前の事にして大蛇なりと思ひ驚きて逃散しかば獅子かぶりたる者はやす〳〵と堤に上り處々をきり

みゆ、著聞集に鳥羽殿の南殿の前にかのうせたる御衣をかつぎて先をば法師あとをばしき島とて待賢門院のざうしなりけるものかつぎて獅子を舞て參りたりける云々十訓抄にもあれどおなじおもむきなればいはずさて此戯莚響錄にもいへるごとくもと舞樂を唐より傳へて後に田樂行るゝ盛に是をも田樂にまねび一藝となりて神祭にも用ひこれのみ業としたる者なども有しなるべし其はて遂に太神樂といふものになれるにこそ太かぐらを代神樂と書くべしといへる說はことわり聞えたれど猶いかゞ有べき太神樂とはもとよりひがこと論なし是は伊勢の太々神樂といふことによりて呼べる名にやあらむ（太かぐらは、伊勢の一萬度の祓の幣箱に柄など付けてこれを萬度と呼ぶの類なり）昔々物語に七十年以前（寛文五六年のころ）太神宮御祓太神樂とて毎日江戸中徘徊しける有樣式正しく先へ鼻高き面をかぶりたるもの直垂に白袴を着御弊を持て立、其次に十四五歲ばかりなる男子を美敷作り瓔珞をかぶり長絹を着せ白袴を著中啓の扇を持右手に鈴を持步行、三番に麻上下着たる男箱をもち、四番に布衣の裝束着たる男、その次に四ッ足附たる大長持の蓋を取て仰向け其上に獅子の頭をなほし中に太鼓を置き一萬度の御祓を眞中に立て御弊を立、此長持四人か六人にて舁ぐ者みな淨衣烏帽子白きくゝり袴を着て囃子方左右に付笛小鼓太鼓拍子打合たる時右の瓔珞かぶりたる舞子神樂を舞次第に拍子急に詰る云々其内の興にどうけ人の笑のため大太鼓打烏帽子左右へ筋かへてかぶり時々撥を空に投上げなどして是を大きなるどうけとして見物の者興に入也云々といへりおもふに太神樂といふものはこの頃より出きしならむ其かみは唯獅子舞といひて一人にて獅子頭をかつぎ腹に太鼓を結付たるに又一人米錢を受て持もの添たるまで也（寛永頃の畫の獅子舞の圖はこれなり）また人倫訓蒙圖彙は元祿三年板本也、是にも獅子舞は其體にて代神樂は別に出

寛永ころの畫獅子舞の圖

りそのさまもはらをなじ云々江家次第興福寺供養また法勝寺御塔會などに獅子舞の事みえたり園大暦に師子舞德太男とあるは此舞を業としたる者なりといへり、このたはぶれの物といへるは其事起原もなく一時の興によりて爲そめたるものとする歟さては誤なり、又圖南老人の莚響錄に信西入道所持せられ候舞樂の圖獅子舞今伊勢より來ると其體大概同じまた唯今天王寺にも獅子舞有之候由承り候又太平樂通典に亦謂二之五方獅子舞一と有之候彼是を以て考候へば太平樂の獅子舞段々誤て只今の體になりたる物と被存候また岷江入楚に獅子舞は獅子聖王の德に化して帝王に體る也と云々寛永の頃は大がしらと稱せり大がしらは御覽せぬよし或記に見遊とあり誤れり今伊勢より來ると信西が唐舞の古圖と大概同じといひがたし圖をみて知るべし又大がしらとも稱せりとは大なるひがこと也（大頭のことは別に考ありて委しく誌し置きぬ、嬉遊笑覽にもいへり、併見べし）事繁ければこゝにはいはず漢土にても祭祀に獅子を舞はすことあり王穉登が吳社編に獅子金目熊皮兩人蒙之一人戴木面具肖月氏奚奴持繡毬導舞兩人蹲跳按節若一體などみゆ又衣など被ぎて獅子舞まねぶことも古く

少納言入道信西傳來唐舞圖中獅子

唐書などにいへる處これを見て大かたゞ想像すべし

國竈祓をなす故に大夫村といふ是を代かぐらといふは庚申の代待または代垢離などの同物なるべし放下をなす事その故をしらずとあり吾鞍川より出るは他國にて太神樂といふもの也この外に神事の獅子舞處處にあり其國にて獅子といひて太神樂といはずその獅子舞は大別保村稻生村郡山村下箕田村中戸村等の諸村の神社に納りたる獅子頭を隔年にとり出し假屋を造り氏子の百姓人數等定例ありて社人付添正月七日より三月三日まで此假屋にて別火をしたゝめ毎日諸方へ舞に行くゆきたる家々にては米錢を供ふこれをもて雜費に充つ南は津を限り北は四日市まで至るとかやこの獅子舞は常の獅子舞とは異にしていと不拍子なる事とぞ獅子頭も各少しづつ形もかはり大小もあれど何れも鼻のさき黑く塗りたるにて頂に角或は玉などあるはなし古風とみえたり頭より付たるきぬを舞ぎぬといふ末を結びたるまで尾なし頭を舞すは大人なれどもあと舞とてきぬの末をかつぎて舞ふ者と口とりとて天狗の如き面かぶりて競馬組のやうなる裝束したる者は十二三の小童也何れの時より始まるとはなけれども古き事とぞしらる（年浪草に、伊勢國度會郡山田郷に祭る所七社或云八社云々ありて各獅子頭合て八つあり、土人傳云、人皇百五代後柏原院永正の末、飢饉疫癘はやりし頃、獅子頭を作り山田上の家より次第に下町へ追やりし事あり、其頭を町々の疫神祝祭て則產沙神と崇む、毎年正月中旬社より取出し鼓吹して舞ありく、氏子の家々くゝめ物とて鏡餅松明或は十二灯など出す、十五日より十七日迄といふ、一說諸國の太神樂の者祭之云々と有）また房總志料に朝夷郡天津の地に古より獅子舞の徒あり所由ありて他の徒を入るゝ事を禁ず、思ふに古へ勢大廟（大神宮村にあり）の祭祀を司りし巫祝の末なるべしといへりこれらを思ふにも伊勢には獅子舞多きことわり也但太神樂はもと伊勢より出るのみにもあらざりしにや寛永ころにかける繪卷物の詞にそれしゝまひと申は江州ゆふき大明神の御つかはしめなれば天下のきとうのため六十六ヶ國へ六十六のしゝがしらをつくらせかんぬし共これをいたゞき春のはじめ太鼓をたたき舞出たまふとや此音に惡神萬里を去りわらはべのいもはしか諸病をのぞきあし手がんじやうにむしはらおこらず思ひのまゝなるもこの神のいとくなりと有（畫は末にいだす）玉勝間に神社にある獅子がしらといふものはもとはぶれの物なるべし白氏文集西凉伎詩に假面胡人假獅子刻木爲頭絲作尾金鍍眼睛銀帖齒奮迅毛衣擺雙耳如從流沙來萬里紫髯深目兩胡兒鼓舞跳梁前致辭云々とあるこれをまねびたるものとみえた

筠庭雜考卷之一

喜多村信節著

○獅子舞

唐書十七禮樂志龜茲伎有彈箏豎箜篌琵琶五絃横笛笙簫觱篥答臘鼓毛員鼓都曇鼓候提鼓雞婁鼓腰鼓齊鼓擔鼓貝皆一銅二鈸舞者四人設二五方師子一高丈餘飾以二方色一毎二師子一十二人畫衣執二紅拂一首加二紅袜一謂二之師子郎一とあり、また樂府雜錄龜茲部樂有二觱篥笛拍板四色鼓揩鼓雞樓鼓一戲有二五常獅子一高丈餘各五色毎二一獅子一有二十二人一戴二紅抹額一衣二畫衣一執二紅拂子一謂二之獅子郎一舞二太平樂曲破陣樂曲一亦屬二此部一と見ゆ二書樂器に異同あり何れも其部にある限の樂器をすべていへるにて獅子舞に此器をみな用るにはあらぬなるべしこゝにて師子舞はみな神祭に用ふ神祠には常に師子を置くものなれば田樂に師子舞をまねびたりされどももとは田樂にはあらず體源抄十三代々獅子日記云建保二年二月云々先召二左樂行事一可レ舞二獅子一之由奉レ勅仰二樂屋一于レ時政氏自二樂屋一進二出庭中一（著二甲袍一尻引）半許ニ立テ甲ヲヌギテ腰ニ付テエボシヲ引立テ吹二古樂亂聲一時左師子ヲ着テ登二舞臺上一四ノ角（ヨモスミ）ヲ拜シテ正面ニ廻立テ拜スルコト二度ノ後止二亂聲一古ハコヽニ有レ詠次樂次（序ハ破急體ニテ三切吹レ之）師子舞終後又着レ甲樂屋ニ還入畢とあり神事ならねば樂人なども多からぬにや百練抄高倉天皇承安元年六月十四日祇園御靈會上皇有二御見物一殊被レ刷（ツクロハ）レ之神輿三基獅子七頭去四日自レ院被レ調二進之一また同書後深草院寶治二年四月三十日丁未新日吉祭也師子舞云々などなほ諸書にあり枚擧しがたしまた今太神樂といふものは南嶺子に鄙謌ともに太神樂と號し獅子を舞來る輩あり伊勢國吾鞍川より出て諸方をめぐる也市街の兒女是を壯觀とす是唐の太平樂にして陳氏樂書第一百七十三曰唐太平樂亦謂二之五方獅子舞一云々五方獅子各倣二其方色一百四十八人歌二太平樂一といへり獅子舞卽太平樂とするはたがへり（通考にも唐太平樂亦謂二之五方獅子舞一とあり）破陣樂曲をも舞へば也また獅子一頭に十二人なるよしなれば五頭にては六十人なり百四十人といふはいかゞそはともあれ太神樂は伊勢名所圖會に大夫村は桑名の近村なり此ところより代神樂獅子舞六組又三重郡阿倉村より六組以上十二組出る諸

筠庭雜考目錄

卷之一

卷之二

卷之三

卷之四

讀書不博事多闕陷矣余著作之間常苦之是亦因性質疎慵也生平好閑居無遇從以書爲友不擇雅俗隨得讀之只恨乏書籍而無力於購之又探藏書家請借則不堪其煩加之頻年遇不虞之災延及池魚至坐右書烏有過半素志殆爲書餅斯文業廢弃不復顧槩年焉頃日傾敝簏求遺告偶見昔時襍著紛然蟫迹縱横恰如邂逅故人話舊且憐其憔悴仍操觚校錯亂更錄得數卷而無意於示人但是閒中一消遣而已自咲連宵燃幾點燈火費許多紙筆又將供蠹餐卽投之友故堆

天保癸卯春日　　　筠庭信節漫書

抄ノ通リ可然存候、月日辰時（グワツヒシンジ）如此讀來候

此書據宮內省圖書寮御所藏松岡本令書寫畢之

松竹問答卷之五終

一女帝御禮服事、大袖小袖御裳何レモ白綾ニテ無繡候、西宮記ノ白衣ト有之候ハ大袖小袖ヲ兼テ申候文面ト相見エ候裁縫大袖小袖ノ通リニ候、

一童帝御禮服事、男帝ノ御禮服同樣ニ候相違無之候小形ニ裁縫斗ニ候玉佩モ同樣ニ候天明ノ度調進有之通リノ由ニ候

一同日形御冠、圖所持無之候諸方ヘ申込置候ヘ共急ニ手ニ不入候、餘リ延引相成候儘先々文ノ返答申入候猶寫取候ハヾ內々可令借進候暫猶豫賴入申候、右之儀當時モ大體山槐記永萬ノ記文ノ趣ニ候仍左ニ注之、山槐記、永萬元年七月十八日、禮服御覽、一合納童帝御裝束大袖、小袖、御裳、已上色繡同、男帝只頭大小分別也、女帝御裝束、大袖、小袖、御裳、已上皆白色無繡、中略次御冠、男巾子上有如折敷物、其上有日形、童無巾子有日形前方鳳開翅立

○裳引腰ニ檜表サシ有、右表サシ一向覺悟不仕候當時引腰ニモ掛帶ニモ表サシ無之ト覺申候

椿檜ハ誤方ニテ御座候哉相辨不申候

引腰掛帶等ニ表差ノ糸無之モ候ヘ共又有之モ御座候引腰掛帶等表ヘ水ノ流ノ如ク表差シテ其間々ヘ松椿檜ナド繡ヲ置キタルニテ可有之候仍テ檜表ザシ椿表ザシ等ノ名目有之ト存候

○史生右如何讀可申哉

史生スミテ讀候

○宣旨讀樣、正三位行權中納言藤原朝臣、、

宣奉レ敕件人宜レ令レ任ニ河內守一者天保……

……大外記……奉

………宣下奉レ敕件人宜レ令レ任ニ………一者

天……右兩樣如何心得可申哉、又、宣奉敕、

宣奉敕　右之通ニモ讀候兩樣如何

宣旨讀樣先ニ被書付候方宜敷候其內、正三位………

………宣奉敕件人宜令任河內守者テイリ(朱書)天………奉

朱書相違ノ所斗書付候其餘ハ被書付候通リニテ宜敷存候者ノ字下ニ詞ノツヾキ候節テイレバト讀候下ヘツヾカザル節ハテイリト讀切申候

○位記ノ內此讀樣內局柱礎抄ノ通ニ心得候テ宜御座候哉、制可、月日辰時、月日辰時、右兩樣イヅレ宜候哉

位記ノ讀樣被示候通リ內局柱礎抄ノ通ニテ宜敷候尤他ノ讀樣說々モ有之候得共先菅家ノ說ニ候ヘバ柱礎

御老年普通ニ被用候哉

當時指貫ノ色目被示候外老年ノ人白壯年ノ人薄色ハ勿論普通ニ候其餘殿上人夏指貫ニ二藍ヲ用候又下官先年紫苑色指貫ヲ着候事有之候、表薄色裏青ニ候間外見ハ薄色ト差別無之樣ニ候古クモ薄色指貫ヲ紫苑色ト稱セシ事モ有之候青鈍指貫ハ卽常ノ淺黃指貫ヲ稱シ候、吉記、安元二年十一月一日又近代淺黃奴袴其色既青鈍色也、縫殿寮式染淺黃苅安然者淺黃者黃色近代淺黃者青鈍也可然之人不着之夏間多着之甚無謂之由中院右府公(雅定)常被談之吉事之時不着淺黃是其色爲鈍色用心喪之故也云々此外別ノ色目存出サズ候

○裾ヲ雛頭ニ取候事ハ馬上ノ節又ハ手ニ業アル時ニ限リ候事ニ御座候哉歩行ノ供奉又ハ着座致シ候斗ノモノ雛頭ニトリ候テ宜候哉

四位以下ノ人裾事アル節ハ下シ候ヘ共常ハ帶ノ上手ニ掛帶劔ノ人或ハ劔ニ懸候雛頭ニ取候テ宜候尤馬上並手ニ業アル時ノミニハ不相限候歩行ノ節又假初ノ着座等ニ雛頭ニテ無子細候、嚴儀ノ着座ノ節ハ裾ヲ下シ候懸候事無之候

○裾ヲ上手ニ懸候節五位ハ一重カケ四位ハ二段懸ト申事モ御座候哉裾ノ長サ四位五位同丈ハ古キ定ノ樣ニ心得候ヶ樣違候事如何ニ候哉

被示候通リ四位ハ二重懸五位ハ一重懸當時定法也右ニ付被勘示候通リ舊記ノ趣並度々ノ制符ニモ四位五位強テ無差別候但二百年許以來ノ法大凡四位七尺五位五尺ニ候(腰ヨリノ寸法ナリ)其寸法長短有之ニヨリ二重懸一重懸ノ差別有之事ニ候

○五月中半臂ヲ着シ候テ引倍木ヲ着宜候哉半臂ヲ着シ候程ニテハ引信木ハ不着方ニ候哉

半臂引倍木重テ着無子細存候其内五六七八月等ハ多分引倍木ハ不着之四月九月ニ多ク着之候、但五月トテモ必不用ト定リタルニテハ無之候人々ノ所意ニ可有之候

○半臂公卿黑半臂ヲ着殿上人二藍ノ無文ヲ着候哉殿上人ニテモ三重襷ノ黑半臂ヲ着シ候テ宜候哉

半臂、公卿ハ冬浮線蝶丸ノ綾、夏ハ三重襷ノ薄物何レモ黑色也四位五位ハ冬無文平絹ノ黑打夏ハ無文縠二藍定法ニ候明先革包ノ鞍ヲ稱シ候尙追テ可申入候

○女帝童帝御禮服之事奉伺度候

世以來ハ單ノ上ニ打衣、打衣ノ上ニ五ツ衣着候趣ニ候但此儀ハ山科高倉兩家ノ說モ可有之候間委細ノ事ハ先差扣不申入候

○水干ニ葛袴着シ申候ト又水干上下着用仕候トノ差別如何相心得宜御座候哉

水干ノ袴ノ事法體裝束抄ノ奧ニ注シ候趣ハ袴モ上ニ同樣ノ由注之候間タリクヒノ水干ノ所ニ葛袴ヲ用候趣注之候、然レバ上下同樣ノ方嚴儀ニテ葛袴ノ方ハ略儀ト相見エ候但內外三時抄ニハ水干ニ葛袴ノ方ヲ初ニ載候ヲ其後幼少人童形ナドハ水干上下ヲ用候趣注之候右之通古昔ヨリ既ニ兩說ニ候其外諸家日記通覽候ニ畢竟ハ大體同樣ノ事ニテ各別ノ差別ハ無之ト存候

○破續薄樣、右仲資王記加茂祭條ニ有之哉ニ候破續トハ如何御座候哉

破續ハヤレツギト唱候古書ニソレト覺シキハ相見エ候ヘ共慥ナラズ既ニ昨年賀茂祭近衞使ノ童ニ用度由ニテ吟味候ヘドモ今少シ不分明故先ヤレ續ハ相止候テ同記ノウチニ有之候登ハタ袖ヲ縫物ニテ替候計ニテ有之候

○たびかへしたる、右桃華蘂葉ニミエ申候樣ニ申たびかへし如何ノ事ニ御座候哉

たびかへすト云事薄ヲ二反三反モ濃ク置シ事ナリト云說有之候ヘ共證據無之候猶篤ト吟味ノ上自跡可申入候

○決入工、山槐記大嘗會御禊雜工ノ內ニ有之由ニ候決入工如何ノ事ニ候哉

被示候通リ山槐記元曆元年大嘗會ノ主基所ノ雜工ノ中ニ螺鈿工決入工相ナラビテ載之候、ホリイレタクミト讀來候類聚雜要抄卷四母屋庇ノ調度ノ所ニ香壺筥ノ用途料ヲノセテ螺鈿料千三百疋同堀入料百疋ト有之候、又其次ニ種々ノ調度ノ用途ニ螺鈿ノ料アレバ必其次ニ堀入料或堀料トコレ有候山槐記ノ決入工モ同事ニテ螺鈿ヲ堀入ル工ト存候

○帥干、水干ノ文字如此認候義御座候哉

諸家記錄抄物等假借ノ字多有之候故帥干トモ邂逅ニ書注候例モ有之候哉但下官ハイマダ所見無之候

○指貫色目靑朽葉茶染ルリ等ノ外當時用候色目御座候哉紫花田淺黃ハ勿論ノ義先年當地御參向ノ節綾小路樣靑鈍色御用被成候右色目當時

り、愚昧記、壽永元年八月五日(來十四日立后間事)此後謁上西門院女房以丹後被仰初度行啓間事子細申了女房裝束生搔五重之由左府被申云泰經示云張重歟云々、予申云張五重搔重不承及若サル事候歟且如此事女房所令知給也、丹州云女房之中ニハ不承及也、予云然者生之由左府被申歟若生之條可有咎者二重張單重歟、八月十四五日以後着五重云々而唐和立太子之時十七日也而二重也、以之推之雖廿九日二重有何事哉但毛車有出生衣之例者五重任左府被申可宜歟、丹後云故女院院號之後初入内蘇芳生單重々覺也」扨單重を着れば別に單はつけず引倍支をかさね着る事あり、源氏男女裝束抄、女房の裝束五月五日よりは一重がさねをきる單二をひねりかさねたる物也此時はさらに單をきず」女官飾抄、五月より秋迄ひとへがさねに引へきをかさぬる事あり」人車記、仁安三年八月四日朝覲行幸皇太后御裝束、(裏書)御拜間母后御裝束紅單重生紅引倍木靑色二倍織物着赤色二倍織物唐衣御裳女郎花腰赤色御肩紅張袴、東間女房打出其東面母屋巡二間同打出並六具色目、紅張單重同色引倍木女郎花表着萩唐衣裳朽葉腰張袴」吉記、壽永元年八月十四日立后、御裝束白織物御唐衣白羅御裳蘇芳織物御表着濃綾打引倍木薄蘇芳張單重濃御張袴御扇、女房打出、女郎花織物表着(生、龜甲文)二藍織物唐衣(生、窠形文)紅張單重同打引倍支薄色白腰裳紅張袴」又一說に生或は薄物の一重の衣に單をかさぬるを單重といふよしいへり可否いかゞ尋ぬべし、女官飾抄、ひとへがさねはうへはすゞしの織物あるひはうすもの丶あや、下はあやのひとへをひねりかさね候下ざまは平絹うす物などを用ふ又あやを何色にてもそめてはり用ふる也」又按に雅亮裝束抄にいへる五月ひねりがさね六月はり單重を用るは正しき法なりたゞし必しも一定ならず捻重單がさね同時に着しこともあり時節もまた通じて一定ならぬもあり、玉葉、建久二年五月廿六日(中宮入内)出車毛車五兩出蘇芳張單裏衞府各二人着束帶付之半物雜仕等着生縫重也、女房或可着張單重是正法也仍今度如此後々不可必然可隨宜也

○女官裝束打衣ハ五ツ衣ノ上ニ着シ候ト申說モ有之又單ニカサネ五ツ衣ノ下ニ着シ候樣ニモミエ申候如何相心得可申哉

舊記ノ趣ハ五ツ衣ノ上ニ打衣ヲ着候樣ニ所見候但中

將渡新所之後行始也、直衣薄色浮文織物指貫白(文唐菱)生單衣松重織物三重表着(経重タリ、裏薄物ナリ)中倍白下袴等也」五月ばかり暑に向ふ比冬の衣のごとくはた縫合せたるもあつげなればこ表裏別々にひねりたるならん、かりに縫よせたることはもと一具のものなればなり、又按に袖口の少し奥にて縫よする事はもしくは中世以後の事ならん歟、或説に大袖とはた袖との縫目にて表うら閒あはせたるならん歟といへり尤さあるべき事なり、但其證なければ猶後の考をまちて決べし、又或說に女房の裝束ひねり重になれば唐衣表着掛を皆おなじくひねりかさねにすべしといへり是說尤いはれあり、殊に鶴岡の女房の裝束表着も衣も同じく捻りなり、其證あれば從ふべし、又或說に生の衣はみな捻重なるべしといへり、愚按に此事一應その理あれども雅亮裝束抄に五月ひねりがさね六月よりのひとへがさね八月十五日より九月八日まではわたいれぬすゞしのきぬとのせたれば生の衣はかならず捻りなりといふべからず其後極熱の比より秋にいたりて單重を用ふ大暑のころ捻りもあつげなれば、重の衣のはたひねりたるを

重ね着るならむ、みな各別にて縫あはする事なしたゞ下にかさなりたる衣すなはち裏となりてそれ〴〵色目の名もあるなり、雅亮裝束抄、六月よりのひとへがさね、すはうくちば、くれなゐうすいろ、うすあをからかみそめつけ、ふせんれう、からかみきなるにしろたてあをきかさねをしたり、けもんさふせんれうこれらはみなふたへなり」文章不足口傳抄、二重生ト云ハ生單ヲ二ッ重人ノ室家着ナリ女房薄衣必一重文也(一重文ト云ハヒシ也)猶白餘ノ文着タクハ何ニテモミダレ文ニ猶アハヒニヒシヲマゼテ織ベキ也」長秋記、長承二年六月十九日(嫁娶)自女院給女裝束衾等件裝束白織物單衣(二重白綾單衣凡三重也、於單衣頗引出重之)濃打ひへき白二重織上着蘇芳二重織小袿濃袴」玉葉、治承四年七月十九日此日姬君着袴也奉行家司左京權大夫光盛參上申云皇嘉門院御使參候余仰可召之由卽判官代豐前守能業持御裝束置余前板敷(注云)蘇芳綾單重表(䑓甲)裏單文女郎花二重織物三重一衣着二藍二倍織物小袿濃打引倍支濃袴納衣宮蓋裹赤色打裹」右長秋記玉葉の文にて單重の製考ふべし、又極熱の比は二重涼しくなれば五重なるべしたゞし放生會の後も二重を用る例は見えた

ノ由ニ候、但シユクシトスミ候方宜候
○宣命ヲ認候紙ハ鳥子ト覺候色ハ社ニヨリテ替リ候右ハ當時帖紙ニ泥繪ナド書キ候紙ト同品ニ御座候哉
○三位以上ノ位記ニ花田ノ紙ヲ袖ニ付候事、此紙鳥子ニ御座候哉外ニ名目御座候哉、但延喜式ノ本文ハ心得居申候
○公帖クデウト讀候ト心得候コウデウト讀ミ候テモ宜候哉
○右檀紙鳥子紙等何レモ圖書寮調進ニ候哉
宣命紙ノ事被示候通リ無相違候、三位以上位記鳥子紙ニ候式文ノ趣ハ縹ノ紙綠ノ縹ニ候得共中世以來紙モ縹モ同ク綠ヲ用候大内記家ニテ相調候或ハ其位記ニヨリ圖書寮ヨリ調進候モ有之候關東ノハ多ク圖書寮ノ調進歟ト存候、公帖クデウノ方宜存候

松竹問答巻之四 終

松竹問答巻之五

○捻重單重の事御勘物拜見仕度候
捻重單重等愚考、捻重は表と裏と二重或は中倍あれば三重にても又風流になれば五重にても袖口のすこし奥にてかりに縫よせて緒は表うら中倍も各別にひねりたるなり、桃華蘂葉後附、衣色異説、ひねりがさね、此きぬすゞしの衣也裏ありはしをぬひあはせてひねりかさぬるなり」藻鹽草、文同上」鶴岡社所藏女房裝束、三重(表生織物、中生平絹、裏生綾單文)袖口のすこし奥にて糸を以て三重をとぢかさねたり」冬の衣とおなじく表裏一具のものにてそれ〴〵色目の名あり、雅亮裝束抄、五月ひねりがさね、さうぶうす衣のいろにおなじ、紫のうす樣うす衣の色におなじ、紅のうす樣うす衣の色におなじ、花たちばなうす衣におなじ、なでしこうす衣におなじ、かいつばた」同抄、ぬのかりぎぬ、をみなべしはすゞしうちひねりかさねてよし、」山丞記安元二年四月二十日(法皇御登山御幸)非藏人橘邦長(竪文紗菖蒲五陪比根利重狩襖(下四陪唐絹))」玉葉建久二年七月八日此日左大

削リタル方ヲ上ニナセバ水ハケモ宜ク盤ノフチヘノスワリモ宜樣存候

○角盤ニテ手水ヲ遣候節角ヲ袖ニカケ手ヲ延シ候テ水ヲカケサセ候ト申事承候又角ヲ膝ノ前ニ致シ候ト申事モ承傳ヘ申候如何

先年正親町家公明卿カ中川修理大夫殿ヘ御入ノ節如本文角ヘ御狩衣ノ袖ヲ被掛候由ニ承候又小笠原流ノ仕付ニモ角ハ左右ヘ致シ披簀ハタヾ竪ニ膝ヲオホヒ候樣ニ置候、角盤ノ角ニ袖ヲ掛候事一説ニ候但必左樣イタスニハ非ズ候又角ヲ膝ノ前ニ致ス事有之哉否イマダ所見ナク候

○楾ハはぞうト唱候樣ニ心得候はんぞうト唱候テ宜共申候如何心得可申哉

楾ハハゾウト唱候ハンソウハ不宜哉ト存候

○楾ニテ湯水ヲ懸候事口ヲ持候テフタヲ取掛候事本式ニ御座候由口ヨリツギ候ハ不宜ト申候口ノ有之モノヲ口ヲ持候テ上ヨリツギ候モ如何ニ被存候得共面白キ樣ニモ被存候口ヲ持候節ハフタヲ取候テ其フタヲ口ノ下ニ持添候テヨロシク御座候哉

普通樣ノ口ヨリ水ヲ掛候事勿論ニ候但舊記ニ手水ノ節役送ノ人ニ楾ノフタヲ持セ置テ陪膳ノ人楾ヲ持フタナシニ水ヲ掛候事有之候、サレバ楾ノ口ハ人ノ口ヲス丶ギ候時ノ爲ニテ手ヲ洗候時ハ上ヨリ直ニ水ヲ掛候事モ舊ク有之ト存候、又フタハ役送ノ人ニモタセ置候舊記ノ趣ニ候若役送ノ人無之時ハ被示候通リ片手ニ取添候テモ宜候也別ニ所見ハ無之候

○詔書勅書等ヲ被認候紙ヲ強紙ト申候ごうしト唱候哉こはかみト唱候哉、此紙内々所持仕候圖書寮ヨリ調進仕候哉

詔書勅書等ノ料紙ハ強紙ニテハ無之候宣命紙同物ニテ黄色ノ鳥子ヲ用候圖書寮調進ニ候強紙ハごうしト唱候

○宣旨ヲ認候紙檀紙ト奉存候何カ外ニ名目有之樣ニ承候處失念仕候

○綸旨　口宣案已下散狀等認候紙宿紙ト奉存候しゆくしト唱候じゆくしト申人御座候不宜ト存候此紙所持仕候

宣旨ハ被示候通リ檀紙ニ書付候兩局家ニテ相調候、宿紙被示候通リじゆくしト唱候人有之候熟ノ字ノ意

リノ事ト察セラル但慥ニ何ノ時ヨリ始レリト云コトハイマダ勘得ズ候

○原在明ノ書ニ加茂祭ノ使隨身褐衣蠻繪ニ弓箭ヲ帶シ一人肩ニ赤地錦七寶形ヲ掛有之候是ハ何ニ有之哉御付札御示可被下候、右之通無止事方ヨリ被相尋候處兼テ不審ニ存居候加茂ノ繪卷物ナド見候處和琴箏ナドノ袋ニハ無之哉ト奉存候

近衛使ノ隨身ノ肩ニ掛タルハ勅祿ニ候、禁中ニテ賜ハリシ紅打ノ袙ヲ隨身ニ令持テ社頭迄モ參候事ニ候舊例上ニ注ス在明ノ書シモ勅祿ナルベク候、但勅祿ハ紅ノ袙ニテ小葵ノ地文ノ綾ヲ打タルナリ赤地錦七寶形ニテハ不可有之筈ニ候、若誤寫候歟今一應其繪御熟覽可給候若矢張赤地錦七寶ノ形ニ候ハヾ一寸被申越候樣存候更ニ可相考候、

(上付札)

山槐記永曆二年四月十九日賀茂祭申刻近衛使右近少將通能朝臣參内中略次頭右大辨雅賴朝臣於鬼間方取勅祿紅打御袙進出自寢殿西簀子賜使中略路頭次第近衛使右近少將源通能朝臣、隨身蠻繪如常差鞭立南方隨身懸勅祿於左方肩此外度々例今不載

○貫簀ノ事竹ヲ編候テ角盤ノ上ニ掛申候義ト心得候先年新嘗會祭ニ被用候由白竹ヲ白糸ニテ編申候ヲ見請候沉之拔簀ナドト申候事見請候樣ニ覺申候沉之ヌキ簀ニ候得バ沉木ニテケヅリ色糸ニテ編可申候塗ヌキ簀モ御座候哉竹ヲ削リ塗申候哉

貫簀ノ事一々被示候通リニ候沉之貫簀モ何カ物語樣ノ假名ノ書ニ有之候樣存候ヘ共唯今何ノ書ト申事不存出候猶吟味ノ上自跡可申入候塗貫簀ハ被示通リニ候

○貫簀大サハ角盤ニ准ジ可申候尤聊大ク可致哉

寸法ハ被示通リニテ宜存候

○手洗候節ハ拔簀三ツ計ニタヽミ盤ノ内ニ入膝ニ水ノカヽラザル用ニ致候ト心得候盤ニ全ク懸置候ヘバ水餘リテアシク候如何心得可申哉尤カケ候時ハ丸ク削候方下ヘナリ候ト心得候

手洗候節ハ普通盤ノ上ヘ掛候事ニ候被示候通リ水アマリテアシク候儘二ツカ三ツニ折候テ先ノ方ハ盤ノ内ノ底ヘ付置元ノ方ハ手洗候人ノマヘノ盤ノ緣ニ掛置候マヘサガリニ相成水ハケ宜候又掛ケ候時ハ丸ク

シヲ略シテ轅トノミ稱スルナラム如此ナレバ慶長元和ノ頃ヨリ轅ノ名目ハアリツラン歟管見ヲ得シ始ハ、寛永三年二條御城行幸繪卷、御兒五人塗長柄五挺中略木地ノ長柄十六挺」智忠親王記、轅金物仙洞へ窺御返事、轅のかなもの十二所は女中の乘るながえのよし仙洞にめし候のも花町殿にめし候のも三所かなもの丶よしにて智忠穩仁ながえも三所かなものにする也、木地並塗たるはいづれよく候と申事しかと御覺なく候よし」カクテ右ノ腰輿ト稱スル物近來ハ宮々ノ中邂逅ニ乘用セラルヽノミニテ他ニ乘用スル人モナクナリテ輿ノ名目ハ今平常ニ用ル輿ニ移レリ、仍テ元ノ轅アル輿ハ今ニ至リテ轅ト稱シ來レリ、近頃或ハ車代トモ稱スレドモ轅ノ名ハ猶殘レリ、文政七年修學院御幸ニ御車轅ヲ御輿ト稱セラル復古ノ名目ナリ、右管見之愚按當否如何候高敎

〇引倍木　ひつへぎ、言葉ニハひへぎトモトナへ申候哉矢張ひつへぎヨロシク御座候哉

引倍木色々ニ唱候人有之候得共言葉ニテハひへぎト唱候説宜由ニ候

〇極熱ノ比ハ文紗顯文紗生織物等ノ單狩衣ニ限可申候哉炎暑ノ節モ生ノ裏打相用申候哉ノ事

極熱ノ比トテモ必一重狩衣ニ限リ候事ハ無之候生ノ裏アル狩衣着用ノ事ニ候

〇ひとへ重ト申候ハ衣一領ニ生ノ單着用仕候儀ニ御座候哉又ハ衣モひとへモ裏無之捻重ニ仕候儀ニ御座候哉ノ事

單重並捻重ノ事ハ説々アリテ紛敷候先愚考ニハ單重ト云ハ一重ノ衣ヲ二ツ或五ツニテモ重タル也、下ニナル衣ヲ卽チ裏ト見ルナリ上ナルト下ナルト別々ニハタチヒネリタリ又極熱ノ比ハ二重カサヌ放生會以後ハ五重ナリ但放生會後モ二重ヲ用ル例モアリ、愚昧記壽永元年八月五日ノ條ニ其説アリ、女官餝抄ニ單重ト捻重ト混亂シテ同物ノ樣ニ注セリ恐ラクハ誤ナラム、單重ト捻重ト格別ナル證ハ雅亮裝束抄以下ニ明ナリ、

大意右之通リニ候若委ク被吟味候事ニ候ハヾ勘物等可令進入候無遠慮可示給候

〇指貫下結ノ緒ヲ引候テ鼠緒猿緒亂緒抔稱申候ハ何ノ時代ヨリ御座候哉之事

奴袴ニ結ヲ出ス事元ハ腹白計也其後年齡官位ニヨリ委敷出來リテ亂緒鼠緒猿緒等ノ結出來レルハ中世ヨ

モ可進入候、
轅事、車及輿ハ古ヨリ各其乘用スベキ事並所アリテ別物也然ルニ應仁ノ亂後衰ヘタル時勢止ヲ得ズシテ輿ヲ以テ車ノ代ニ用シ也、宣胤卿記、長享三年正月十日室町殿參賀 自殿下今日御參賀爲御乘用予輿被借召之間皆具進了亂來攝家清花皆以乘板輿不及車之沙汰輿所持方尚以希也末代作法可悲々々」二水記、永正十七年十一月廿八日伏見殿四宮入室登山 御輿板輿懸下簾御供侍十人歟 次房官三騎次中御門大納言塗輿上簾小雜色四本布衣持一人笠持等 次勸修寺中納言塗輿垂簾雜色四本笠持」 同記、大永八年七月四日勸修寺故儀同三司贈左大臣宣下 少納言範久朝臣持宣命向墓所東山淨蓮花院板輿雜色二人許也」右ノ所謂ル輿ハ今ノ轅ト異同委ク考得ル事能ハズ但シ是ヨリサキ春日權現驗記圓光大師傳等ノ繪ノ輿今ノ轅ト或ハ少異アリトイヘドモ凡同製ノ物ト見ユ、サレバ轅ハ新製ノ物ニハ非シテ形ハ輿ト同體ナルヲ聊略セルナラム歟元來輿ハ或ハ網代ニテツヽミ又ハ上網代ニテ四面簾ヲタレ又ハ藍摺ノ張タル類ナルベキヲ略シテ白木或ハ塗タルノミニス是ヲ板輿塗輿ナド稱シテイマダ轅ノ名目ハアラズ、三光院ノ說ニ塗輿ハ四方輿ノ代也當時ハ車之代トイヘルコノ義也、同ジ古書中ノ輿並所々傳來ノ四方輿等一樣ナラズ各異同アレバ古ノ輿ト今ノ轅ト聊異ナル所交レリトテ必シモ別物也ト云フベキニ非ズ、サテ天正ノ頃ニ至リテモ猶同ジサマニテイマダ轅ノ名目ハナシ、三光院故實淸談實枝公天正七年甍一、塗輿四方輿之代也當時ハ車之代、凡輿の立所は禁中は限立石、諸家は互に限門外網代車の准據也中略女房は中蔀迄掛下簾末の者下簾無之候」聚樂第行幸記天正十六年四月十四日國母の准后と女御の御輿をはじめ大典侍御局勾當御局其外女中衆御こし三十丁皆した簾あり中略其跡に少し引さがりてぬり輿十四五丁あり」右下簾ヲモカクレバ今平常ニ用ル輿ノ類ニハアラズ轅ト同體ナルコト推知ルベシ、此後一種輿ノ轅ヲ撤シテ屋形ノ棟上ニ□如此物ヲ設テ其穴ヘ杒ヲ差通シテ荷行ク輿出來レリ、駿河國淸見寺所傳、東照宮御乘用御輿板輿ト稱ス 大德寺中黃梅院所傳輿腰輿ト稱ス」寛永三年二條御城行幸繪女房所乘用輿繪卷白木ノ輿ト注ス、行幸記轅切ト注ス 右少異アレドモ元同體ノ物也、此轅ナキ輿出來シ後ハ本法ノ轅アル輿ヲ轅ト名付始シナラム、轅ハ車輿等ノ具ノ一ナレバ此ヲ以テ輿惣體ノ名トナス事如何恐ラクハ轅ナキ輿ニ對シテ轅輿ト稱セ

ヨリ有之候ニ對シ候ヘバ陽明門ヨリ入時檳榔毛代也
ト御心得ニテ可然存候、陽明門待賢門ハ同ジツラニ
相並タル門ナリ當時ハ陽明門ハ礎石計有之待賢門ハ
今礎石モ無之候得共舊儀右之通リニ候

○下簾之掛樣之事、鴫居ノ内ニ折釘ヲ打候テ其
折釘ニ紐ヲ掛候哉又ハ坪金ヲ打其坪金ヘ緒ヲ
通シ結置候哉

下簾掛樣之事被示候兩樣共無子細存候其内折釘ヲ打
紐ヲ懸候方多分有之候

○下簾出樣之事、竪板ノ手形ヨリ引出シ置申候
哉後ノ方ハ垂置候計ニ候哉

下簾出樣之事、卷簾ノ時兩樣有之候、一ハ簾ヲ卷上
テ下簾ハ被示候通リ左右ノ手形ヨリ引出シ置候此方
宜樣ニ存候、一ハ下簾ヲ簾ノ内ヘ卷籠テ簾ト共ニ卷
上候、無簾ノ時ハ手形ヘハ通サズ唯簾ト共ニ垂レテ
末ヲ簾ノ下ヨリ垂置候、又被示候通リ手形ヨリ引出
シ候モ有之候ヘ共是ハ不宜歟ト愚按ニハ存候後ノ方
ノ下簾ハイツモ垂置計ニ候

○後戸之事、唐戸二枚折ニ候哉、但左右二枚折
ニテ四枚ニ相成候哉又ハ左右一枚ニテ二枚ニ
相成候哉

後戸の事、多分左右一枚ヅツニテ二枚ニ相成候當時
官庫ノ唐車ノ後戸ハ左右二枚折ニテ四枚ニ相成候樣
存候得共車代ハ一體小ク候ヘバ一枚ヅツノ方普通ト
存候

○主人乘車ノ時ノ事、唐戸ヲ左右ヘ開キ乘車ノ
後戸ヲ閉棹金ヲカケ扨下簾ヲ下ゲ置可申候
哉、但後唐戸ニ候ヘバ下簾等ハ無御座候哉

主人乘車ノ時ノ事、如被示候但乘車ノ後ノ儀簾下簾
等後戸ノ外ニ懸候節ハ被示候通ニテ宜候ヘ共多クハ
後戸ノ内ニ下簾ヲ懸候ヘバ先下簾ヲ垂候テ後ニ後戸
ヲ閉候樣存候

先達テ當時用候轅輿ハ何比ヨリ相用候哉ノ事被相
尋候砌差當不覺悟故自跡可勘進旨申入置候其後打
續紛雜候テ不能勘考候處今度車代ノ事被申越候便
相考候儘別紙申入候猶不當ノ事モ有之候ハヾ可被
示教賴入存候折節外ヨリモ此事被相尋候ニ付同樣
答候事ニ候、右別紙ノ中ニ書載候淸見寺ノ御輿ノ
寫並寛永行幸繪ハ定テ被所持候ト存候儘別ニ寫モ
不進入候黄梅院腰輿ノ圖若可被一覽候バ何時ニテ

見候又其後夏ハ御袍ノ比冬ハ維摩會或五節ノ比迄着越候說モ有之當時モ存故實候人々皆右之通ニ候、但今度四月一日傳奏以下着府ト被定候ヘバ管絃ハ何レ其以後ニ候事兼テ相知レ有之候故冬ノ袍直衣等用意ニテ着用モ於理如何歟候付今度四辻少將、西四辻右兵衞佐等ハ着越無之、夏ノ袍直衣ノ內着用治定ノ由內々承候、花園侍從ハ未治定無之樣子ニ候右之趣ニ候間昨年ノ返答ト相違候樣不審モ可有之哉ト存候マヽ內々申進候

○夏扇之事、公卿殿上人無差別衣冠ニ衣單等襲候時持候テ宜候哉尤略儀ニ可相當候事、但六骨七骨等幅廣キ品ハ一段略義ニ相當候哉

一夏扇事如被示候略義ニハ不相當候尤衣ハ無之節モ持之候テ宜候又公卿老年ノ人ハ夏モ檜扇ヲ持事有之候ソレモ必檜扇計ニテハ無之夏扇モ持之候兩樣也冬ハ蹴鞠騎馬等ノ外ハ夏扇ハ不持事ナリ

一六骨扇ハ、雜事抄ニ云、別當廷尉佐彈正等ハ無文花田或香白骨或ハ黑白竹骨朴木骨等用之」今モ右ノ通リニ候其餘ノ官人ハ不持之卅六骨扇ハ幅廣シ其外七骨ノ幅廣扇ハ晴ノ時ハ不持之候

○檜扇、六位ハ不持ト申說御座候如何心得可申哉

六位檜扇事、持之候テ無子細存候今モ持之候、雜事抄檜扇事、板數廿三枚公卿よりはたけみじかしおきものは我家の文又花もみぢ時にしたがふべし若人は長く年によりて次第にみじかくして十歲より四位五位六位等冬束帶以下に用之

○檜橫目、杉橫目、右差別如何心得可申哉

橫目木差別事、兩樣トモ年少ノ人持候內杉ハ殊サラ幼少ノ間持之候其後檜ヲ持候委ク差別候ヘバ右之通ニ候得共斯樣ニ持替候人モ無之多ハ檜橫目相濟候樣存候

○車代之事、檳榔毛代ノ時蘇芳簾錦緣下簾蘇芳末濃公卿用給、但束帶ノ時被用之建春門ヨリ入給時歟、網代代ノ時靑簾藍革緣下簾靑末濃殿上人用給公卿ハ待賢門ヨリ入給時被用之、但殿上人束帶衣冠共公卿ハ直衣衣冠ノ時用給之歟

車代之事一々被示候通リ無相違候、但此內公卿束帶ノ時先入陽明門サテ入建春門候事故次ノ文ニ待賢門

親王御名事常ニ被稱候御名ハ各其々ノ父宮ノ家ニテ私ニ被定候、文字ハ儒家ノ勘進或ハ父宮又ハ可然方ヨリ被送候モ可有之候、其後主上、上皇等ノ御猶子或ハ御養子ニ被定扨其後ニ親王宣下有之候節御實名ヲ上ヨリ被遣候勘進ハ菅家ノ儒ニ候、稀ニハ御自撰モ可有之候

○布袴之事、右當時絶候テ無之樣ニ相心得候處先年御卽位爲拜見上京仕候節御前日ト覺候地下ノ衆ノ内布袴着用ノ人有之樣ニ見請申候、官姓名等忘却仕候彌左樣ノ義有之候哉又其後關白樣御直衣始ノ節諸太夫衆布袴着用ノ義有之候樣ニ覺候如何御座候哉但右ノ外ニモ御座候哉之事

布袴事被示候通リニ候地下官人ノ中ニテハ當時辨侍少納言侍等參役ノ節イツモ布袴着用ニ候、又攝關大臣以下主人直衣ニテ刷候節直衣始等ノ類ニ前駈ノ地下ノ四位五位布袴着用候舊例近例等度々有之候

○布袴劒之事、野劒ヲ革緒ニテ帶シ候事普通ノ義ニテ蒔繪劒ヲ平緒ニテ帶シ候事桃華蘂葉ニ明白ニ相見申候前文ノ節ナド如何御座候哉奉伺候

布袴劒之事被示候通リ野劒革緒常例ニ候又蒔繪劒ヲ平緒ニテ帶候事桃華蘂葉ニ被所見候趣被示候通リニ候、右細劒ヲ帶シ候ハ晴ノ時ニ候、源語裝束抄、花宴、直衣ニ布袴ハ依時依人事也帶丸鞆也アルハ皮帶トモイヘリ晴レノ時ハ蒔繪ノ太刀着ナリ」右之趣ニ候ヘバ晴ノ時ニ候ハヾ蒔繪細劒ヲ帶シ無子細事ト存候、又桃華蘂葉ニ有之候春日詣以前少納言ハ布袴用蒔繪細劒平緒ト有之候ハ官ニヨリテノ事ニ候、少納言ノ帶劒候ハ侍從ヲ兼任候故ニ候其侍從中務輔等ハイツモ細劒平緒ヲ用候野劒革緒ハ不用候趣西宮記ニ有之候、然ル故ニ布袴ノ時モ細劒ヲ帶シ候事ニ候是ハ官ニヨリ候事故別儀ニ候、治安二年實資公應永二十七年義持公等ノ例ニテ然ルベキ人細劒平緒ヲ晴ノ時帶シ候ハヾ無子細存候

内々申入候昨年被相尋候四月十月更衣ノ節殿上人舊記ノ袍直衣等着越事其通當時モ着越候由返答申入置候ト存候、右ニ付一寸申入候此度四月上旬於殿中管絃ノ節殿上人衣體ノ事彼是內談有之候、元來殿上人ハ藏人頭ノ更衣ニ相從候趣西宮記ニ初テ

紺モ如被示兩家ヨリ奏聞ノ上免許有之候、馬尾モ同樣ニ候、年齢之事、內外三時抄云、冠懸ハ紫勿論也但依年齢初中後ニヨリテ色ニ淺深アリ若ハフカク、壯ハ中、老ハアサシ又五旬以後ナドハ紺糸ニテクミ但紺ハ汗コキ人顏ヨゴレテワロシ、宿老馬尾ヲヨリ合トス故大刑部所被用也」本儀右之通段々年ニヨリ差別可有之候但當時イマダ必シモ一々年齢ニヨリ改候ニテモ無之候追々舊儀ノ通リ相改リ候事ト存候、又馬尾ニ兩色有之候、雅親卿口傳書云、馬の尾の黑きを以て尙流にはする也難波流にはしろき馬の尾にてかうぶりかけはするなり」又冠以下立烏帽子風折平禮ニテモ懸緒ハ同樣ト存候、

○赤革、右ハ布衣記ニミヱ候ト覺ヱ候當春鷹司右大將樣當地ニテ召具素袍着ノ者侍烏帽子ニ用候面白キ義ニ奉存候御地ニテ專被用候哉

赤革烏帽子懸ハ去文政七年修學院御幸ノ節關白殿ノ召具ニ被仰用候其後彼殿ニテ專ラ用ラレ候其外當地ニテ用候事イマダ不承候

○白黑一寸斑、武家方ノ書ニ所見仕候當地ニテハ侍烏帽子ニ用申候御地ニモ御座候哉

一寸斑ノ事所見如左、忠定卿記應永三年九月十七日入道准后大相國殿御登山也、次御後官人大夫厨大判事中原章賴搔副四人或地褐直垂或地時黃直垂以黃薄押色々文以一寸斑平組爲烏帽子懸

○ヒヤウモン、右同斷近年殿中ヘモ用申候白紺赤三色ノ段々染申候武家ニ限リ候義ニテ御地ニハ無御座候哉

右ヒヤウモンノコト當地ニテ用候義不承及候

○皇子降誕　皇子誕生、右ハ一ノ皇子ヲ降誕ト稱シ其後ハ誕生ト奉稱候哉

此義ハ被示候通リニテハ無之一ノ皇子ニテモ次々ノ皇子皇女ニテモ皆降誕ト稱シ來候、又唯誕生トモ皆稱シ候差別無之候

○皇子御名、右當時必御七夜ニ御名被付候是ハ上樣ヨリ被進候哉右ハ菅家ヨリ御勘進ト申義ニモ御座候哉

皇子御名事被示候通リ當時必七夜ニ御名ヲ上ヨリ被進候菅家ノ儒勘進之例ニ候、但別ニ叡慮有之候節ハ上ノ御自撰モ有之候、御實名ハ親王宣下ノ時自上被進候勘進ハ菅家或ハ御自撰モ有之事同上也

○親王御名、右菅家ナドヨリ御勘進ニ御座候哉

モ多有之候故當時ニテ色々有之不一樣候、故實ヲ存候人ハ令ノ趣相守リ候事ニ候、公式令義解奏彈式具官位姓名謂上文云其司位此云具官位者假令一人兼帶數官在上唯注其一官於此皆書其兼官之類以此爲別故立文不同也右之趣ニ候ヘバ具官ト云ハ若兼官有之人ハ本官兼官共ニ可書載ナリ、タトヘバ從四位上行右近衛權少將兼山城守源朝臣某之墓、如右可書ナリ

〇烏帽子掛緒之事、紙捻ノ外紫、薄紫、紺、馬尾、右之分ニ心得申候、薄紫ハ老年ノ料ニ候得共主上御陪膳御勤被遊候ニ付御掛緒御拜領ノ御方々ハ御老年ニテモ右御持領ノ御品御用ヒニ付薄紫ハ御用ヒ不被遊候旨先年廣橋一位樣被仰候樣ニ覺エ居候

烏帽子懸ノ品々如被示候其外管絃ノ人々ハ箏琵琶和琴ノ緒ヲ用候義モ有之是ハ蹴鞠ノ家ニハ搆無之別ノ事ニ候、又拜領ニテ用候懸緒ハ如被示老年ニテモ主上御料ノ御懸緒同樣ノ品用之候私ニ色ヲ改候義ハ難相成候御陪膳ノ人其外兩御所兩役並賞ニテ御懸緒拜領ノ面々何レモ右之通ニ候

〇薄紫ハ五十以後御用ヒ被遊候由ニ覺悟仕居候是ハ飛鳥井家ヨリ御免許被請候儀ニ候哉私ニ御用ヒ被成候御儀ニ御座候哉、但右薄紫之節後ノ留緒同色ニ候哉縹ニ候哉當時仙洞樣御召ノ御品後緒花田ノ由承居候、御掛緒ハ薄紫御用ヒ被遊候儀ニ御座候哉

薄色懸緒ハ飛鳥井難波兩家ヨリ奏聞ノ上免許有之候流例ニ候私ニハ難用候、烏帽子後ノ留紐ハ急度規矩相立有之候哉否不承究候、當時先何トナク花田ヲ用候人有之候又院ノ御烏帽子ノ留紐ハ如被示花田ニ候御懸緒ハ當時御宿德ノ儀ニテ紙捻ヲ被用候

〇紺ハ蹴鞠ノ御家ニテ奏聞ノ上御用ノ由相伺候彌左樣ニ候哉右ハ年齡ニヨリ御用ヒノ義ニ候哉又ハ左樣ニ無之御好ニテ御用ニ候哉蹴鞠ノ御方ニ不限外ニテモ御用ノ義ニ候哉又宿老ノ方御用ノ樣ニモ承候如何ニ候哉

〇馬尾是モ蹴鞠ノ御家ニ不限御用御座候哉年齡ニ寄申候哉武家方ノ書宗吾記ニ見エ候ハ覺悟仕候、京家ノ書ニ見エ候義相伺度候紺ノ義モ出所奉伺度候、右ハ立烏帽子風折等ニ相用候義ニテ左ノ品々ハ風折以下平禮等ニ用可申候哉

通ノゴトク四月一日ヨリ十月三十日マデ夏ノ袍ヲ用候外ハ無御座哉、又公卿ノ御方ハ普通ノ通ニテ殿上人ノ御方ハ加茂祭ヨリ五節マデト申事ナド御座候哉イヅレ當時御用ノ所如何

御座候哉ノ事

直衣衣冠等ノ節更衣之事如被示公卿ハ四月一日十月一日等着改候事定タル儀也殿上人ハ夏ハ加茂祭ノ比更衣ス舊例並ニ今モ然リ、冬ハ昔五節ノ比更衣ス然レドモ今ハ其比迄夏ノ服ヲ着ル人ハ無之十月十日維摩會ノ比冬ノ服ニ着改候、扨又一說ハ夏冬共ニ藏人頭更衣スル後殿上人コレニ從テ更衣スルナリ、兩說ニ候今モ此說ヲ用ル人ト先ノ說ヲ用ル人ト兩樣有之候又一向故實ニカ、ハラズ公卿ノ如ク四月一日十月一日ヨリ着改ル人モ或ハ有之候、束帶ノ時ハ公卿殿上人共ニ四月一日十一月一日ヨリ更衣スルコト古今勿論ナリ

○墓碑銘之事、タトヘバ山城守源朝臣吉政之墓、

又、山城守従五位下源朝臣吉政之墓、又、故

山城守……右ノ如ク相認候義表葬令ニ所見

記其官姓名之墓ト覺悟仕候又官姓ノ間ニ位ノ字ヲ加候本有之候依之兩樣相認候如何心得可申哉、又官ノ上ニ故ノ字ヲ加候事モ有之由申傳候如何心得可申哉、又御地ニテ官ヲ被辭候御方ハ前中納言抔ト被認候義に御座候哉位計御認有之候義ニ御座候哉、又……、……之墓ト之ノ字ヲ加候事令條ノ趣ニ候得共文字ノ奇偶ニヨリテ不同有之ト申說御座候如何心得可申哉

被示候通令義解印本位ノ字無之、集解位ノ字有之候當時モ位ヲ書加候モ無之モ有之候兩樣トモ子細無之義ト存候事ニ候、又官ノ上ニ故ノ字ヲ加ヘ候ハ令等ニハ所見無之候ヘ共自中古至當時故ノ字書加候例每々見及候是亦於理尤子細無之事ト存候、又辭官ノ人、前權中納言……之墓、如此書付候モ中古以來當時モ隨分有之候樣存候、但舊儀ハ、令集解喪葬令釋云散位者記其位姓名之墓耳」右之趣ニ候ヘバ、正三位源朝臣某之墓、如此可書付本儀ト存候當時モ多分如此候、又之ノ字有無事被示候通文字ノ奇偶ニヨリ差引候儀モ有之候尤自中古ノ書法ト存候舊儀ニハ強テ無沙汰事歟ト存候、右墓碑銘ノ事舊儀ハ如被示候令ノ趣自上被定候儀勿論ニ候ヘ共後世私ノ所意ニ任セ候

松竹問答卷之四

○文章得業生（モンジヤウトクガウシヤウ〔ゲウト唱ヘシモ有之候ヘ共不宜存候〕）之事讀樣カナ御付被下候樣奉願上候

右菅家ニテ被補候節先元服無位ニテ補得業生（モンザウトクゲウサウ（假名物ナド讀候ハ如此候））其後叙爵有之或叙正六位上候御家モ有之、誕生、給穀倉院學問料、元服昇殿、補文章得業生、及第獻策、叙從五位下」又、誕生、給學問料、元服昇殿、叙正六位上、補文章得業生、斯樣ノ事モ御座候哉先叙正六位次補文章得業生或先補文章得業生次叙正六位上如何拜賀、賜課試、宣旨、獻策及第

菅家ハ生レナガラ叙正六位上候別ニ宣下トテハ無之流例ニテ候（按ニ此事如何不審ナキニ非ズ候、但今更是非ヲ述ベガタク候歟）童形ノ内ヨリ父祖ノ吹擧ニヨリ學問料ヲ賜候元服後文章博士ノ吹擧ニヨリ文章得業生ニ補セラレ其後又同博士ノ擧ニヨリテ課試ノ宣旨アリテ獻策及第ノ後五位ニ叙セラレ候事定タル例ニテ候、但邂逅ニ元服後叙正六位上候例ハ有之候其時ノ振合ニテ如此候歟別ニ深キ子細ハ不可有之候、又先補文章得業生後叙正六位上候例ハ所見無之候何レ無位ニテ補得業生候儀ハ有之間敷存候

○藏人鷁退之事、六位藏人極﨟十年勤仕ノ後叙爵スベキヲ奉公ノ志アル人ハ又新藏人ニナリ極﨟マデニ進ム事何度極﨟ヲツトメ候ヘバ叙爵シテ堂上ノ列ニ加リタマフト申事右何度ト申定御座候哉、但近頃錦小路家御三代御奉公ノ御功勞ニ依テ堂上ノ列ニ加ハリタマフト申事承傳其通ニ候哉

極﨟三ヶ度勤仕候ヘバ其勞ニヨリ堂上ノ例ニ被加候由申傳候或ハ父無難ニ極﨟ヲ一ヶ度ニテモ相勤候其子ハ兩度極﨟ヲ勤候テ堂上ノ列ニ被加候由申傳候何レモ急度御定有之ト申程ノ事ニテハ無之候唯申傳計ノ事ニ錦小路家ノ事被申越候趣ニ申說有之候ヘ共其實六位藏人ニ被補候二代目ニ卽チ堂上ノ列ニ加ヘラレ候其人時ノ權門ニトリ入候テ頗時勢ヲ得候上モト堂上岡崎家ヨリノ養子ニテ有之候故其時ノ振合ニテ被取立候由ニ候三代極﨟ヲ勤候ハ無之事ニ候

○更衣之事、昔ハ五節ノ頃迄冬ノ袍ヲ着シ又四月加茂祭ヨリ夏ノ袍ヲ用候事ナドモ御座候樣ニ覺候處當時モ左樣ノ義御座候哉、當時ハ昔

可有御座右置物案ハ御所ニ限候義ニ御座候哉、此度松平阿波守殿へ鷹司右大將樣被爲入候其節御太刀如何取扱可申哉ノ旨詩御座候處差當覺悟無御座候、置物案共奉存候得共如何可有御座哉先柳営ニテ可然哉ト奉存候尤古代ハ必ズ疊ノ上ニ置申候義ニ可有御座候得共當時ハ下ニ置候義仕ガタク依之如何可取計哉奉伺候

太刀掛之事京都ニテ平常攝關家並ニ清華大臣等互ニ被行向候節何レモ太刀掛ヲ座ノ側ニ設置候テ客ノ太刀ヲ被掛置候、又先年彦根中將上京ノ節旅館へ清華大臣被行向候節白木ノ太刀掛ヲ被設候樣承候、今度モ右等ノ振ニテ無子細義ト存候被示候柳営甚面白存候但其據有之候ハヾ勿論至極宜存候若其證例無之候ハヾ先々當時ノ振ニテ太刀掛ノ方無難ニ候ハン歟猶宜賢考可有之、鎌倉年中（大樹管領亭へ御出ノ條）並室町家時代ノ諸大名衆御成被申記等御座ノ傍ニ立置候樣所見候大樹ノ御劍モ右ノ通リニ候へバ其餘モ子細無之事ニハ候得共被示候通リ當時ノ振ニテハ左樣ニモ難相成義ト存候御示ノ趣尤ニ存候

○茵之事

大臣以上ハ東京錦ノ縁鏡ハ綾色ハ白ニテ可然哉（原本以下欠文）

松竹問答卷之三終

被示候通リト存候

○侍從名目、擬侍從トハ如何

御即位並ニ朝賀ニ有之候三位或ハ親王或ハ參議左右各一人（當時被用參議候）四位殿上人左右各一人以上此時カリニ侍從ニアテラレ候仍擬侍從ト稱シ候其役ハ太極殿（中世以後被用ノ紫宸殿）堂上高御座ノ前ニ左右相對シ位氈ノ上ニ侍立シ威儀ニ備候、事訖ノ時左ノ侍從ノ上﨟進出テ禮（レイ）畢（ヒ）ヲ稱シ候其外別ニ所役無之候（江家次第等十二月廿九日ノ擬侍從ヲ定ト申事有之候、即明年元日ノ朝賀ノ擬侍從ヲ定ラレ候事ニテ候）

○非侍從トハ如何

侍從ニ任ゼザル人ヲサシテ非侍從ト稱シ候別ニ子細無之候、節會ノ時見參ニ侍從ト非侍從ト別紙ニ書注シ候即今侍從ノ官ニ居ザル人ニテモ以前侍從ニ經歷セシ人ハ侍從ノ見參ニ書キノセ候又高官高位ノ人タリトモ侍從ヲ經歷セザル人ハ非侍從ノ見參ニ書キノセ候事ニテ候

○次侍從トハ如何

正侍從ノ次ニテ候、職員令、侍從八人掌常侍規諫拾遺補闕」延喜中務省式、凡次侍從抄　侍從本數八人也其中三人少納言必兼之………」永承元年始增九人（源清房）久安四年增十人（藤兼長）其後員數太多近代及廿人、當時員數廿人ニ被定次侍從ハ無之、右之通令ノ時分ハ次侍從無之、延喜ノ比次侍從數人被任之、本ノ侍從ヲ正侍從ト被稱之候（案ニ次侍從ハ後世ノ殿上人ノ類ト察セラレ候）其後又次侍從ハ別ニ不被任之候テ正侍從ノ員數增加候

○出居侍從トハ如何

江次第抄、出居侍從　多帶京官者勤仕之、但外國守又有例近衞次將一人侍從一人參上或十二人云々、左近衞府式云、凡出居侍從十二人聽昇殿但其交名臨時仰下」右ハ旬之節（二孟旬、朔旦旬、萬機旬、新所旬、以下多有之）相撲節等出居次將ニ相從テ紫宸殿ニ着座スルナリ次將ハ（後見アリ、侍從ハ唯着座バカリナリ）又出居ノ名目ハ外ニモ有之候御齋會ノ時辨少納言ノ出居、相撲節ニ三府ノ出居等有之候何レモ其所ヘ出座シ居ルノ名目ニ候

○酒番侍從トハ如何

旬ノ節（往古旬ノミニモ不限）紫宸殿ヘ昇リテ公卿ニ酒ヲ勸メ候役ニ候但節會ニハ酒番無之候

○太刀掛之事　右堂上方ニテ御客ノ太刀ヲ太刀持ヨリ受取候テ御側ニ置候事可有御座候其節太刀掛ト申モノ可有御座哉置物机ナドト申類

候尤直衣ニテ神拜セシ例ハ有之候得共人車記仁安三八十四、親長卿記文明六正十六、一止記永正十四正一等ニ所見不宜例ニ候歟當時モ神拜ノ節ハ不着直衣事ニ候

○神拜ノ節狩衣ニテ笏ヲ持候事ニ御座候哉

元來神拜ノ節束帶ハ勿論衣冠淨衣ノ內着用可有之事ニ候、小直衣狩衣等ニテ神拜本儀ハ不可然事ト存候、但當時或略儀節小直衣狩衣等ニテ神拜スル人モ可有之候略儀故强テ笏ノ沙汰迄モ無之候、但人々ノ所意不一樣候故狩衣ヲ淨衣ニ准ジ持笏候人モ邂逅ニハ可有之ト存候

○當時用候轅輿ハ何頃ヨリ相用申候哉其時代相分可申哉之事

轅ノ權輿不勘得候若所見候ハヾ從跡可申入候

○右轅ノ簾公卿殿上人ノ御差別有之候哉之事

公卿毛車ノ時蘇芳簾錦緣、網代車ノ時靑簾藍革緣、殿上人何時モ網代車靑簾藍革緣、大概右之通ニ候又依人依事色々例ハ可有之候轅ノ簾ハ全ク車ニ相准候

○右簾ノ總紅紫ノ差別御座候哉ノ事

車ノ簾ニ舊儀總ハ無之候轅モ准之、攝關家以下被付總候義無之候、上卷ハ車ニヨリ人ニヨリ付候儀有之候、但門跡以下法中等付總候義有之候歟其色目下官不介覺悟候

○車代ハ後明有之轅ハ後明不申候相心得候テ宜御座候哉之事

車代ト轅ト差別有之由其說可有之候得共元來同物ト存候事ニ候車ノ異制故稱車代候、其車代ニ輪モ無之轅モ無之、只轅計有之候物故轅ト稱シ來候歟ト存候車ハ後明有之自後方乘之自前方下リ候事ニ候、當時京都ニテ用候轅後明有無兩樣ニ候但後明候方多分ニ候後明無之候得ハ帶劍ノ人自前乘之內ニテ居廻リ候節進退甚不便ニ候、如舊儀後明有之方宜歟ト存候

○白木作ノ轅ハ格段ニテ宮方御用被遊候樣ニ兼テ心得居候大臣方其外御用御座候哉

白木轅ノ事如來示當時大臣以下被用候事無之候但元來ハ大臣等モ被用白木候由ニ候必親王ニ限リ候義ニテモ無之候由ニ候

○轅ニハ下簾掛不申ト相心得候事

先文之通轅車代同物ニ候ヘバ轅ニ懸下簾候事有之候又遠路ハ不懸之儀モ有之候

○轅切ハ當時絕候哉寬永行幸ノ節女房方被用候樣ニ相見エ候事

度ト申義ニハ無之一通リ前書ノ通ニテ御座候

哉之事、

如被示候先箸ヲ飯ノ内ノ方少シ右ヘヨセテ斜ニヨセカク次ヒヲ飯ノ外ノ方是モ右ノ方ヘヨセテ葉(シタ)ヲウツムケテ斜ニヨセカク葉(シタ)ノ方ヲ上トシ柄ノ方ヲ下トスルナリ、右ハ如被示家々ニテ立様相違モ有之候先此方共用候ハ右之通リニテ内々申入候、

○下箸　前ニ相認候通立候箸ヲ取テ元ノ如ク箸臺ニ置候事ニ御座候哉又ハ箸ヲ初テ立候ヲ箸ヲクダス共申候哉

下箸トハ箸ヲ初テ立候ヲ下スト申候本體ハ初テ箸ヲ取テ物ヲ食候事故卽チ下スト稱シ候當時唯箸ヲ立置計ナレドモ本儀ニヨリテ下スト稱シ來リ候、立候箸ヲ取テ元ノ如ク箸臺ニ返シ置儀ニテハ無之候

○拔箸　ハシヲヌクト申事モ御座候哉左候得バ立タル箸ヲ元ノ如ク置候事ニ御座候哉

箸ヲヌクトハ飯ニ立置タル箸ヲ取テ元ノ如ク箸臺ニ返シ置ヲ云ナリ

○鳴箸　ハシヲナラスト申事ハ主上ニ限リ候哉御帳ノ内ニテ御ハシ鳴ハ臣下應之ト申事ニ候哉左候ヘバ立ル時モ取之時モ同樣ノ事ニテ別ニ鳴樣無御座候哉

鳴箸コト如被示主上ニ限リ候御帳ノ内ニ御座候ヘバ臣下ノ座迄御箸下候儀慥ニ相知レ難キ故御檜扇ヲ以テ御箸臺ヲ鳴ラサレテ御箸ヲ下サレシ由ヲ臣下ニ知ラサレシ儀ニテ候尤被立候時計ノコトニテ候御箸ヲ拔カレ候節ハ鳴サレ候儀ハ無之候

○任太政大臣詔書　右舊記ノ内御所見ノ分一通ニテモ御寫被下候樣奉希候

公式令ニ任右大臣以上候詔ノコト有之候其後ノ舊例可有之候但シ差當リ不得所見候明年大樹公被任候節被用詔書候由元來任太政大臣(餘ノ大臣モ同)被行節會以宣命被任候事舊儀勿論ニ候サレドモ大樹公御在京ニテモ無之候ヘバ宣命計ニテハ如何詔書ニテ被告天下百官候事其理的當ト奉存候事ニ候近來任大臣何レモ宣命ニテ被任候ヘ共是事舊儀ニハ無之候中世節會(任大臣ノ節會)被廢候以後ノ風俗ト存ゼラレ候

○直衣ニテハ神拜ハ不仕儀ト相心得候得共小直衣ニテモ神拜不仕儀ニ御座候哉

直衣ニテ不神拜コト物具裝束抄、桃華蘂葉等ニ注之

○鮫ハ二ノ切ヲ用候方古風ニ候哉

二ノ切用候方古風ト申事不承及候鷹司家九條家其外ニモ傳來ノ劔共二ノ切ニテハ無之存候、或ハ飾劔ニハ二ノ切用候モ有之候得共彼劔ハ金物多ク有之鮫ノ一二三ノ處分明ニモ不相見候故ノコトニ候歟、細劍ニテハ多分二ノ切ニテハ無之樣覺悟候猶御勘考可有之候

○鮫ノキセ樣當時ハ刺裏ノ中ニテ合セ候得共左樣ハ下ニテ合セ候テ其合セメヘ俵鋲ヲ表ノ方ヨリ打候テ裏ノ方ハ鋲ノ尻ヲカクシ申候迄ニ俵鋲ノ頭ヲ打又ハ小櫻鋲ナドヲ打候樣ニ被存候右兩面俵鋲ヲ打候方宜候哉片々ハ外ノ品ニ仕候テ宜候哉

鮫キセ樣普通刺裏ニテ合セ候進覽候圖モ刺裏ニテ合セ有之候、但此義ハ如被示候鋲ハモト鮫ノ合セメノ開カヌ爲ニ打シ物ト存候後世儀仗ノ太刀ニテハ唯飾ノ爲ノミニ相成リ候得共本體ヲ考レバ鮫ハ下ニテ合セ其所ヘ鋲ヲ打候テ本儀ニ叶フト申ベク候賢考ノ如ク候、又鋲ノ表裏相替リ候テ打候モ隨分有之候別ニ子細ハ無之ト存候但多分表裏同形ノ鋲ト存候、或ハタトヘバ先俵鋲次ニ小櫻鋲其次又俵鋲次ニ小櫻鋲トタガヒニ打マゼ候モ有之候、但先ハ表裏共ニ一種ノ鋲ノ方宜敷ト存候尤俵小櫻ニハ限リ不申候他ノ形モ有之候

○頭金物ノ下ヘハ鮫ヲ懸不申候テ金ヲ張置候方多クミエ申候鮫懸方宜候哉奉伺候

頭金物ノ下ノ事矢張鮫ヲカケ候方宜樣ニ存候、餝劔ニハ頭金物金物ノ下モ多ク金ヲ張候得共飾劔ハ花美ヲ盡シ候劔故鮫ノ上ヘ又金ヲ張候モノト存候蒔繪劔ハ唯平日ニ帶候劔故花飾ノ儀ニハ不及候、鮫ノマヽニテ宜ト存候或ハ鮫ノ長柄ヨリ短ケレバ其缺ノ所ヘ頭ノ下金ヲハリ候モ有之候ト存候本體柄一パイニ鮫ヲ卷ツメ候モノト存候

荏柄天神ノ尊像ノ劔並大塔宮奉納ノ劔ノ寫被所持候ト存候得共頭金物ノ下ハ鮫ヲカケ候一證ニ進覽候、大塔宮ノハ兵庫鎖劔ニテ候得共ツカ頭ノ所ハ蒔繪劍ト相違無之ト存候

○御作法ノ內、立箸ヒ　先箸ヲ取飯ニ立カケ次ニヒヲ取飯ニ立カケ候哉、但此立樣御家〳〵ノ御秘說有之樣相心得居候得共其御秘說ヲ伺

濱洲

(附紙)阿波國守褐返狩衣新調出來ニテ關白殿ヘ被入御覽候由承候儀有之候若足下被勘候ニテハ無之哉ト其節存知居候事ニテ有之候

○鞭取柄包樣之事

別紙圖面相送候或ハ取柄ノ紙ヲ鞭ノ頭ヨリ卷之候説モ有之候又腕貫ヲ穴ヘ不通シテ鞭ニ結付タルモ有之候、但先ハ此圖ノ通リ宜樣存候、(原本欠圖)御幸供奉等多分此通リニ候猶勘考賴入候

松竹問答卷之二終

松竹問答卷之三

○蒔繪太刀之事、右餝劔ニハ色々正本モ御座候得共右劔ニハ正本所見不仕候然ル所此度制作仕度ト申人御座候ニ付奉伺候御今案ノ繪圖ニテモ拜見仕候テ本形ニ仕度奉存候偏ニ奉願上候

一搢紳家所持ノ唐草蒔繪細劔相寫サセ進入候但必此通リナルガ宜ト申事ニテハ無之候宜ク勘考可有之候、蒔繪ノ模樣ハ色々是アリ候人々ノ好ニ從テ宜敷繪樣可有勘考候又伊勢平藏ニテ候歟被聚候刀劔ノ卷物一見仕候事有之候、足下定テ被所持候ト存候故別ニ不令進覽候其内ニ野宮家藏鶚鵡螺鈿劍同家藏葦手繪劔又外ニ樋螺鈿劔等ノ圖有之候何レモ模樣相違有之候計ニテ總體ノ造方ハ柄鞘帶取等モ皆々蒔繪劔ト同樣ノモノニテ候此等ノ圖ノ中ニテ宜敷モ有之候ハヾ用ラレ、唯鞘ノ地ヲ梨地ニ仕高蒔繪ノ模樣有之候得ハ則蒔繪ノ細劔ニ候、又一搢紳家蒔繪劔帶取ノ處等先ノ圖ト有少異間拔寫候テ添之

ル片面バカリヲ引シモノナラン歟猶賢考アルベク候、緣ノ幅之事愚意ニハ今ノモ格別狹キ樣ニモ存ゼラレズ候但簾ノ中ニ付タル緣ハ狹クモ見エズ候ヘドモ左右ノ端ニ付タル緣ハ別ニ狹クシタルモ有之候是ハヨロシカラズト存候、當時清涼殿ノ御簾ハ中ノヘリモ左右ノハシノ緣モ同ジ弘サニテ候左右ノハシノ緣ハ表裏折返シテロナニナレリ何レモ鐵尺ニテ一寸九分バカリニ候

○同文之事

帽額ハ窠ニ蝶也窠ハ被示候如ク德大寺家ノ文ト同ジ緣ハ窠バカリ也、普通皆右之通リニ候他ノ文ハ古畵卷ニハ見及候ヘドモ當時有之哉否不承及候

○總角ノ紐並總ノ色ノ事

右被示候如ク普通紐ハ打交ニテ總ハ白赤黑モ有之官家ニテ多クコレヲ用候又黃紅黑モ有之候當時清涼殿ノ御簾ニハ總角紐並總等ノ色皆紫村濃ニ候、紫ヨリ白ヘウツル所ニ赤キ匂スコシ有之候總モ同色ニテ上ハ白次ニ赤次ニ紫ニテ候、今普通ニ用ル打交ノ緒ニ白赤黑ノ總モ其據ハナキニ非ズ、台別記久安三年三月廿八日、禪閤七十賀翌日御賀雜事、御簾、寢殿南面、母屋庇卅四間村濃編緒懸緒上卷色々組總露鉤丸緒在志倍下濃總此外如常」右ノ記ニ引合セ見候ヘバ色々ノ組ノ上卷ニスソ濃ノ總ニテ可有之哉サレバ總ノ色上ハ白ク下ノ黑ハ紫色ノクロミタルナルベシ當時一位以下四位以上ノ袍ノ色モ然リ中ノ赤キハ匂ナルベシ、サレバ黃紅黑モ白紅黃モヨロシカラザル樣ニ存ゼラレ候猶又賢考アルベク候

○褐返事

褐衣褐返等ノ類ハカチト稱シ來候、かちんのよろひ直垂手綱腹帶かちんの類等はカチント稱シ來候舊記ノ趣モ如此候

○同色事

式目抄、靑黑面タテ黃ヌキ靑有黑氣裏黃右之裏書、此色黃ヲ過シタルヲ褐カヘシトイフ

○同着例

山槐記治承三年四月廿一日、賀茂祭、檢非違使、左府生大江經廣、下部褐返赤帷」實躬卿記弘安八年十月廿二日、天王寺御幸御逗留、今日幸安井殿、修理大夫、褐返水干右袖縫鵺鴨右近……褐返水干縫稻負二藍裏」忠定卿記應永三年九月十七日、今日入道准后大相國御登山也、路頭行列、中略次上童六人一行騎馬、滿千代丸入道右大臣殿御猶子、侍二人右近將監橘定時褐返狩衣文

ノ通リ丸緒ヲ長クモ短クモセン爲ニ中程ニテムスビアゲタルニテハアル間敷哉ト存候、一向今案ニ候當時イヅレモ左樣ノ義ハ無之若シヒキク卷候節ハ張上ゲ或ハカゲニテ留置候是ハ全ク制ノ不分明故ノ略事歟ト存候古制必ズ卷上候高下ノ仕樣是アルベキ事也、猶後考ヲ俟ツ

○簾ノ帽額ニ壁代ノ如クヒダ取候事有之哉事

右之義差當リ覺悟無之候先文ニ申ス如ク簾ヨリモ帽額ノ長ケレバヒダモ可有之候但其證ナクシテハ輙ク左右ヲ申ガタク候、後考ヲ俟ツ

○帽額古ハ織物勿論之義當時ハ萠黃平絹ニ黒ニテ文ヲ摺候ニ限リ候哉之事

右被示候如ク古ハ織物モ可有之候先ハ綾ヲ用ト存ジ候、御厨子所預所傳之秘抄、凡大故ハ六位以下垂布ヲ用フ、五位以上四位以下伊豫簾ヲ用フ、殿上人絹ヲ用フ、紋ハ葱スリノ類ナリ三位以上御簾縁並額綾也大臣並一位トイヘドモ不用錦額簾」又平絹ノ例モ有之ト存候、當時寛政造内裡後清涼殿ノ御簾帽額縁等、地平絹綠色萠黃ノ如シ文ハ地色ヨリ深キ綠ノ黒モアルナリ、按ズルニ綾織物等ノ文ノ色地ヨリ濃クナルヲ模セラレ候歟ト察セラレ候又御所方御内々ノ方並ニ諸家ニ多ク今用候簾ノ帽額縁等ハ地色紺ニ黒ニテ文ヲ摺リ候コレモ亦織色ノ文ノゴトキヲ摸シタルナラン歟右ノ外古書卷ニハ、カハリタル帽額縁モ見及ベドモ當時用候義ハ不承及候、錦額ハ存知セラル、如ク紫宸殿並大社ノ正殿ニ懸ケラレ候バカリニテ他ノ所ニテ用候義無之候

○帽額縁等ノ幅ノ弘サノ事

右被示候如ク今ノ帽額ハ半幅ニテ候古昔ハ一幅ニテ可有之トノ賢考尤ニ存候、是亦簾ノ帽額ノ的例ハイマダ管見ヲ得ズ候ヘドモ准據ノ例ヲ考フルニ、類聚雜要抄第四母屋調度、帷事、面額ハ幅ヲ常絹弘一尺五寸許也中折ニシテ折目ヲ下ニス角ハ左右ニ内ヘ帷一乃カ弘ヲ折入テ外角ヲバ合テ引之母屋室禮無之方ニ引留也」傍書云、今勘之郁芳門院御立后時色々裏ヲ女鳥羽ニヒヲリ重テ折目ヲ上ニシテ被引之又待賢門院今宮御産度御調度刑部大輔朝隆御沙汰間予依分行折目上ニシテ引之伊豫守基隆朝臣云折目上ニスル事不謂ト被申云々是不知子細歟」右ノ趣ニテ帽額ヲ中ヨリ折テ引之ハ面ノ方裏ノ方各半幅ニ成ル歟若シ簾ノモカウモ其通リニ候者今ノ帽額ハ略シテ面ニ成タ

ニハ面額五丈四尺八寸ト注セリ但簾ノ帽額モ同キ哉否的當ノ寸法イマダ見アタラズ候後考ヲ俟ノミ

○簾外へ懸ト內へ懸ト二品有之外へ懸候ヲ覆簾ト稱シ候哉之事

右被示候通リニ候但シ覆簾モ上ノ方ハ長押ノ下鴨居ニ懸テ下ノサガリハ下ノ長押ノ釘隱ノカクル、程ニテ板敷ヘタレヌ程タルベシ横ハ柱ノ外ノ中央ニテ簾ノ緣二三寸バカリ打合程タルベシ、常ノ簾懸樣示サレ候通ニ候、按ニ若シ本體ハ簾ヲカクル折釘ヲ長押ノ下ノカマキノ下裏ニ竪ニ打テ簾モ壁代モ同釘ニ懸候樣ニ相見タリ猶考フベシ

○簾懸樣紐ヲ用ルトマガリタル金ヲ用ルト兩樣何レ宜哉之事

右之義ハリ金ニテ懸ルヲ宜トスル歟ノ由說モ有之候但先愚按ニハ古記錄ノ翠簾ノ注文ニ懸緒ヲ具スル事毎々所見有之候ヘバ紐ニテ惡敷ト云コト不有之ト存候當時宮中御簾ノ懸樣紫宸殿清涼殿等ノ晴ノ御所ニハ寬政造內裏ノ時ヨリ改ラレ候テソレ迄ノ蛭鎰並鐶ハ相止テ簾ニ赤キ組ノ懸緒ヲ付テ鴨居ニ打タル折釘ニ懸ラレ候、但御內々ノ方ノ御簾ハ元ノ儘ニテ鴨居ニ鐶ヲ打テ蛭鎰ヲ引懸簾ヘ通シテ懸ラレ候

○又簾ノ表ヲ表ニカケ釣総角モ表ノ方ヘ懸卷時ハ総角ノ方ヘ卷上候哉之事

右ノ如キ懸樣モ有之候哉不覺悟候存知スル所ハ簾ノ表ヲ外ニ向テ懸ケ釣総角ハ內ノ方ニ有之候卷上候節ハ內ノ方ヘ卷候テ鈎ニ懸候今官家ニテ用フル所右ノ通リニ候、又宗吾大草子ニ、みすかくる事かぎもこまるもうちに有べし內へ卷てかくべし神社の前のみすはかぎもこ丸も外にあるべしト有之候通リ今モ神社ノ簾ハ鈎ヲ外ニ懸候其外ノハ內ニ懸候樣ニ存候

○卷上ル時鈎ノ有處ヲ定ニ卷上候ヘバ少々ノ高下ハ出來候得トモ多ノ高下ハ不可出來候外ニ懸樣卷樣無之哉之事

右被不審之趣尤ノ義ニ候分明ノ證ヲ得ズ候ヘバ慥ナル義ハ申ガタク候ヘ共先愚考ニハ古代ノ鈎ヲ付ケシ丸緒ハ今ノ緒ヨリ長カルベク存ゼラレ候、仍高ク卷ント欲スレバ總角ムスビシ左右ノワナヲ長ク引出シ候得者サガリ短ク鈎モ高クナルベシ、ヒキク卷時ハ總角ノワナヲ短クシサガリヲ長クスレバ鈎モ下ルベク候總角ヲ結ブハ飾ニテモアルベク候ヘドモ元ハ右

モノト見エタリ外ニ又彼家記ノ説モアリ哉其程ハ存ゼズ候

一先ニ勘送候厚總鞦ヲ總鞦トバカリ稱シ候證例ニ引用タル迎陽記應永十四年北山院入内ノ供奉ニ藏人左近將監源敎仲ガ用シ總鞦ノ文ハ全ク下官心得違候テ與風注送候彼ハ六位藏人ユヱ小総或ハ辻総ナルベシ厚総鞦ノ證ニハ不當ノ事ニ候採用無之樣賴存候、政事要略ニ注スル所ノ六位ノ総鞦ヲ禁制セラルヽ文ハ厚総ヲサストト相見エタリ

○定摺石帶之事

右ハ兼テ不審ノ義ニ候自是モ高説ヲ承度存居候事ニ候

一古本定栩ニ作リ又一本定羽ニモ作リ候何レモ其義不分明候

○八朔ノ御馬今出川家三條西家ヘ被下候譯如何之事

右之義左馬寮ノ事ハ今出河家、右馬寮ノ事ハ正親町三條家ノ預ニテ候（三條西家ニテハ無之候）俗ニ御監トモ稱シ來候尤存知セラルヽ通リ本體馬寮ノ御監ハ近衞大將ノ兼帶セラルヽ事ニテ今以其通リニ候ヘドモ、別ニ又右ノ兩家々附ニテ馬寮ノ事ニ預リ元ハ莊園ナド預リ居ラレシ趣ニ見エタリ其濫觴ハ慥ナラズ、但鎌倉將軍ノ時代ヨリ始リタル樣ニ粗相見エタリ、又左馬寮ノ事ハ元西園寺家ノ預ニテ有之候處中世今出河家ノ預リニ相成タリ扨八朔ノ御馬ニ限ラズ白馬節會春日祭賀茂祭等ニモ各彼兩家ヨリ寮ノ御馬ヲ相催候事ニ候八朔ニ御進獻ノ御馬モ馬寮ノ御廐ヘ牽納ラレ候テ其後人ニモ給リ候振ニテ候彼兩家ヘ被下候ト申義ニテハ無之候

翠簾條々

○帽額引樣之事

右被示候通リ古代ハ簾ト帽額ト各別ナルヲ後世簾ニ閉付候ト存候（愚按ニハ）先簾ヲ懸渡シ扨帽額ヲ引候歟ト存ゼラレ候、時信記天承元年十二月十九日（御佛名）母屋四ケ間庇二ケ間懸御簾、母屋四ケ間放障子三間也從柱西懸之以西爲面西面引帽額」又帽額ハ簾ノハヾニカヽハラズ長哉ノ事是ハ下文ニモ示サレ（本ノ）バ壁代ノ如クヒダヲ取候義有之候ハヾ帽額モ長カルベク候歟、準據ノ例ヲ考フルニ類聚雜要抄ノ母屋ノ帳ノ面額ノ寸法八尺ノ帳ノ料ニハ面額五丈、九尺ノ帳ノ料

右彫鞦ノ樣分明ナラズ且讀樣モ明證ナシ、明月記ノ元本彫ノ字ヲ傍ニ畝歟ト注付候右ノ傍注誰人ノ加筆歟不分明ニ候ヘ共先ハ難分義ト見エタリ、昨年勘物ニ注送候義不分明ノ由申答候義赤面ノ至ニ候全ク彼勘物ハタヾ水干鞍ニ紺手綱ヲ用候證ニ引候迄ニテ彫鞦ノ義ハイマダ勘考ナク候再考ノ上若檢出候ハヾ追テ申入ベク候、猶足下檢考セラレ候義モ有之候ハヾ教諭希フ所ニ候

○去年御幸之節隆起朝臣衣體書付之內今度依別府不着下具ト有之候不審之事

右被示候通リ全ク傳寫ノ誤ト存候、今度依制符不着下具、右之通被注進候事ニ昨年之儀制符ヲ書出サレ候程ノ事ハコレナク唯御定ニテ下具着用ニ不及ト仰出サレタルニテ候ヘ共舊記（實躬卿記）ニ毎々依制符略引倍木同記僮僕員數守制符者也、（文永賀茂祭草子）制符の後は近衛舍人も略せられてナドノ類多クコレアリ候文ヲウツシ用テカクノ如ク注進セラレタルニテ候、制符ノ書體ハ玉蘂平戸記等ニ相見エタリ、

先ノ勘物ニ申落セシ事並勘誤タル事等

一緂ト村濃ト匂ノ有無差異ノ事、當時用フル所ハ臨時祭舞人ノ摺バカマ、山科家ヨリ調進コレアルハ腰ノ村濃モツカリノ村濃モ皆匂ハナク切タル如クニ染タリ、狩衣ノ袖括ニハ匂ノアル村濃相見エタリ扨紫緂ノ平緒並ニ示サレ候狩衣ノ袖括ノ色々ノ緂等多分ハ匂コレアリ候事ニ候、

扨相考ルニ本體ハ示サレ候如ク緂切タル如クキワヲタテ、染ル事ト見エタリ、九條家傳來ノ貞信公ノ平緒ハ切タル如クキワヲ立タル由ニ候、又高倉家抄ニ緂はくみて結切て染る也匂は糸を緂に染て組也仍くむうちに自然と糸の長短出來て匂になる也緂は組々結切て染るゆゑに匂にならず一文字にそろひてくめる也」トコレアリ候、村濃ニ匂アルベキ明證ハイマダ見アタラズ、但假名裝束抄、女房の裝束のいろ、むらさきむらご、むらさきにほひて三（本ノマヽ）あをきこきうすき二（本ノマヽ）くれなゐのひとへ」駿牛繪詞、くろき衣のあやしげなるをきてたづななどいふものにやあらんこくうすくむらごの布を帶にしてかろらかにいでたちたるものよりゐて」右等ノ文ヲ翫味候ヘバ匂アルベキ事粗相分リ候歟勘ラレ候如クト存ゼラレ候、山科家調進ノ染樣ハ平戸記寬元ノ舞人ノ袴ノ圖ニヨリシ

春日祭行列、先前拂二人、次予（與大夫相並顯文紗縹狩襖濃山吹衣白衣等立烏帽子半靴）（雜色六人如昨日馬鴾毛駿昨日大夫之所騎也）次藏人大夫」明月記建永元年八月五日（御幸七條殿）午一點出御ニ幸七條殿、殿上人布衣半靴公卿直衣布衣相交（中略）顯兼 親房二人平 禮他人公卿以下皆立烏帽子辨 官又同前（中略）予等 卽出騎馬還御新御所了退出」同記建曆元年七月廿五日、伊勢公卿勅使進發、前駈十人（京出裝束也於粟田口改着水干裝束）亮清（伊賀馬助）烏 帽 子（平禮）靑丹打狩衣………半靴…………有季（播磨藏人大夫）立烏帽子　紺打鵰衣………半靴、（京出）光季（相兵衛大夫）立烏帽子　靑唐紙織襖狩衣……半靴、家邦（伊左衛門大夫）立烏帽子　虫襖鵰衣………半靴」以下四人各着立烏帽子依繁多今略之、右舊例多クアルベシトイヘドモ今聊記之、右等記文ノ外ニモ古キ裝束ノ抄共餝抄雜事抄式目抄桃華蘂葉ノ類ニ立烏帽子ノコトハ多クハ唯烏帽子トノミ注シ候テ平禮引立烏帽子折烏帽子等ハ別ニ其名目ヲ書加ヘタル樣ニ見エタリ然レバ諸ノ日記ニ別ニ烏帽子ノ名目ヲ注セザレバ尋常ノ立烏帽子ナラン歟、又古畫ニモ作大納言燒應天門繪春日權現驗記石山寺緣起文永賀茂祭繪師草紙等ノ類立烏帽子騎馬ノ人多所見候折烏帽子ノ人ハ殊ニ少ク候歟、但舊儀必不用折烏帽子トイフ儀ニハ無之候遠路略儀等其例所見候、山槐記治承二年正月廿三日、自中山堂參鞍馬寺於美止呂坂逢右少將維盛朝臣（折烏帽子着直垂小袴行縢騎馬」）明月記建仁元年十月五日（熊野御幸）左中辨夜前示送云折烏帽子可參但於三津之邊可用立烏帽子亦高長御幣使可勤仍着折烏帽子（兼日俊光折兩人如此）淨衣

○蹴鞠ニ者必用風折候哉之事

右被示候如ク必折烏帽子ヲ用候樣ニ相成來候テ鞠ノ烏帽子アタリモ風折ノ方ヨロシキ由ニ候、然ル處近年飛鳥井難波ヨリ始テ立烏帽子ヲモ風折ヲモ所意ニマカセテ用ラレ候門人ノ衆モ入門ノハジメ兩三度ハ必折烏帽子ヲ用フ其後若立烏帽子ヲ着ント欲セバ兩家ヘ相屆テコレヲ着ルナリ其後モ風折ヲ着交ルハ勿論ナリ狩衣ノ時並鞠裝束ノ時モ立烏帽子風折着交ル事ニナレリ、舊例聊左ニ注ス、遊庭秘抄、右は飛鳥井難波の兩流は烏帽子の中よりかみひねりを引出して烏帽子もそらずして用也、當流は御所より授下されし樣に用之烏帽子を左へ折て紫の組のわなの侍るを用之」年中行事繪卷物蹴鞠ノ所着立烏帽子

○彫鞦讀樣之事

青紗（花鳥）有縫物」物具裝束抄、透鞍覆（地薄物青文三倍多湏々糸唐鳥唐花縫之）（幾一倍也鰭ヲ捻以色）

○烏帽子眉之事親王攝家等不依年齡小諸眉被着用片眉者一切不被用哉之事

右被示候如ク何レモ被用諸眉候但故實西譚後淨明珠院裝束抄等ニ攝家ハ小諸眉之由相見エ候ヘドモ當時小諸眉ト稱シ候形別ニ無之唯諸眉ヲ被用候樣ニ見ウケ候事ニ候且舊儀ヲ考ヘ候ニ、高倉家秘抄、一條二條九條は御ひたい大師びたい（あがりたるかたのやうに兩方なうつ）」桃華蘂葉　烏帽子、當家はもろ額也四十以後やう〳〵さはすべし」右等之趣小諸眉ノ名ハ無之候且四十以後やう〳〵さはすべしと計被注候ヘバ老年トイヘドモ攝家ニテ眉ノ相違無之樣存ゼラレ候、小諸眉ノ名目管見ニハ故實西譚後淨明珠院抄等ニ候ヘバ一向後世ノ書ニ候、古ク其名目有之哉否再考ノ上追テ申入ベク候

○諸眉小諸眉之形差別事

右其形一向覺悟無之候當時烏帽子師方ニモ小諸眉ノ形不分明趣ニ承候事ニ候

○風折烏帽子ニモ小諸眉並諸眉有之候哉片眉ニ限リ候哉之事

右古クハ諸眉モ有之候樣所見候、深窓秘抄、折烏帽子大サヒ小サヒ諸眉片眉アリ人ニヨルベシ左右ニ習アリ、」然レドモ當時諸眉ノ折烏帽子着用ノコト見及バズ候小諸眉殊ニ以無之候、

當春出雲國守ニテ有之候歟諸眉小諸眉ノ兩形ヲ京都烏帽子師ヘ遣ハサレ新調申付ラレ候由但烏帽子師ニ小諸眉ノ傳無之由傳承候事有之實否ハ不存候若足下ニモ小諸眉ノ古形ナド被見及候儀ハ無之哉賢考モ候ハヾ敎諭所希候

○風折烏帽子ハ蹴鞠馬上ニ用候由申傳候近來御幸ニ總テ立烏帽子着用有之候尤古體ニ可有之候事

右被示候通リニ候蹴鞠馬上鷹狩等ニハ必着風折烏帽子之由古實西譚後淨明珠院裝束抄ナドニ注セラレタリ、サレドモ彼兩抄ハ後世ノ書ナリ舊儀ハ立烏帽子着用多分ノ樣ニ存ゼラレ候、爲親記久壽二年十一月三日（明日春日祭）東宮使進發相伴進發行列…………四日次予（唐綾打裏柳狩襖紅衣白衣白單薄色指貫立烏帽子（　）靴……鹿毛馬鞍如恒）次使…………

殿上人祭使之時諸差繩ト嚴重ニ制ヲ立テ口ヲ張ラセ候節ハ差々繩ヲ用ヒ候義本法ト相見エ候、臨時祭ノ使以下並一昨年以來ノ御幸供奉ノ人々差々繩ニテ口ヲ張セラ候、右之通ニ候ヘドモ嚴儀ニ無之時差々繩ハ四緒手ヘ結置テ舍人ニ口ヲ採セ候節引差繩ニテ引カセ候事モ有之又主人乘ラザル時舍人等ノ引行時等引差繩ノ懸樣ハ左ノ方ノ差繩ハマヅ右ノ方ノ轡ノ水付ニ結付引トキ結ニスサテ馬首ノ上ヲコシテ面懸ノ邊ナリ左ノ轡ノ水付ヘ通シテ引之、右ノ方ノ差繩ハ左ノ水付ニ結テ馬首ヲコシ右ノ水付ヘ通シテ引之、左ヨリ右ヨリ二筋ニテ候或ハ又一說、引差繩ハ二筋共右打也ト云ヘリ、但多分差々繩ノ通リ左ヨリ右ヨリニスルナリ示サレ候引差繩ノサシ樣兩說共覺悟コレナク候、官家ニテハ用候哉イマダ承リ及バズ候武家方ノ引差繩ニハ端ニカント歟稱シ候モノ有之由官家ノ引差繩ニハ其物コレナク候カンノ有無ニテ引差繩ノサシ樣モ相違有之哉猶賢考ヲ俟ツ

○差々繩カケ樣ノ事　馬ノ首ニカケ咽喉ノ下ニテ結ビ左右ノ鹽手ニ通シ結ビ置候事

上差繩アゲトテ口ヲ張ラヌ時右ノ如ク鹽手ニ結ビ置候張口候節ハ其レヲ解テ引之候事也

○咽喉ノ下ニテ結ビ候樣兩說有之候由官家ニテ如何仕候哉之事

右ノ結樣當時官家ニテハ多ク叶結ニ候或平結或ヒツトキ結等ヲモ用候

○尺泥障寸法之事

右近來吟味ニテ用候寸法長サ二尺八寸許、ハヾ上ノセマキ所一尺五寸許中程ト最下ノ所二尺一寸五分許、荒增右ノ如クニ候書面ニテ分ガタク候ハヾ雛形ニテモ進ズベク候

○透鞍覆ハ公卿ニ限リ候哉殿上人モ無紋ナドニテハ不苦樣被存候由之事

右被示候如ク公卿ニハ限ラズ殿上人モ風流等ノ時用之候、當時モ賀茂祭近衛使專ラ是ヲ用フ但殿上人ノ用ヒ候モ有文纐物等有之候無文ニテハ無之候、裝束記、鞍覆、、薄物有纐イ宗中將」餝抄、治承三年四月廿一日近衛使顯家中略居飼懸青鈔鞍覆有縫物」山槐記治承四年四月十五日賀茂祭使左少將基宗引馬黒河原毛、萌黄紗鞍覆綟差繩(有總)、、、、右之記文ニ透鞍覆トハ不注候ヘドモ左ニ注ス高倉家秘抄ノ趣ヲ勘合スレバ透鞍覆ナル事顯然ナリ、高倉秘抄、鞍覆、靑顯文紗裏靑打綾萠黃浮線綾、透鞍覆、

ノ類ヲ用ラレ候節モ打様ハ先文ノ通リ同様ニ候
（押紙）此頃或人ノ按ニ今ノ官家ニ用ル差縄ノ打様ハ葦津緒組也舊例差縄ニ總アルモアリ、サレバ今武家ニ用ヒラル、打紐ノ如キ差縄可然歟トイヘリ匂アル差縄ナドニハ此ノ組様便リアリテヨロシキ歟、但物具裝束抄ニ綾打交差縄（賀茂祭使等風流ノ時用之）又准據例、蛙抄車部ニ、綱間事唐車糸毛用之、綾打交蘇芳下濃也トモアレバ綾ヲ幕手縄ノ如クナヒタル也又上ニ注スル布衣記ニ左打右打トモアル間組紐ノ如キニハアラザル也、猶足下賢考モ只々示給ヘ右打紐ノ如キ差縄ノコトハ其説コレアリ候計ニテ官家ニテ用ヒ候人ハイマダ無之候

○太サハ小指ヨリ少々太キ歟ノ事

右被示候通リニ候、是モ布衣記ニふとさの程指々縄常の布の一はたはりを六にたちて三くりの縄二筋に成也」　有之候差々縄ノ太サ大體小指ノ太サノ程ニ候、引差縄ハ布衣記ニ聊ふと〴〵として布一ははたりを五にわり三筋をもつて三打トする也」ト有之候差々縄ヨリ聊フトク人指ナドノ太サニ候

○長サ一丈二尺バカリ歟之事

是亦布衣記ニ長さの程は三丈也但布一のながさ二丈五六尺まで布一のながきも不苦ト注セリ、但必シモ其丈尺ニ定リ候ニテモ無之ソレヨリ短キモ相見エ候

○差々縄ト稱シ候モ差縄同様ニ候哉之事但武家方ニハ鎌差縄或差縄ト計モ被稱候由之事

右差々縄ハ被示候如ク差縄同様ト相見エ候、但記文ニヨリ差々縄引差縄ヲ總テ唯差縄ト計稱シ候處モコレ有ルベシ或ハ引差縄ヲモ略シテ差縄ト計稱シ候所モ希ニハ可有之候ヘ共普通差縄ト計稱シ候ハ差々縄ノ義ト存候、鎌差縄ノ稱ハ官家ニテハ無之候

○引差縄之事　公卿諸差縄殿上人片差縄此差様兩說有之候哉之事

右諸差縄片差縄ノ事本體ハ差縄ニテ口ヲ張ル時ノ名目ニテ引差縄ニハ強テ申サヌ義ナリ、但當時賀茂祭ノ近衛使ナド多ク引差縄ニテ口ヲ張ラセ候人々モ有之候近年追々委敷吟味有之候テ引差縄ハ唯舍人居飼ナドノ引行候歟又ハ馬ヲツナギ置時ナド用ルモノニテ武家方ニテ用ヒラレ候小仲間ト歟稱セラレ候者ニ准ズベク候ハン歟、サテ公卿諸差縄殿上人片差縄雖

○紺茶萠黃等鞦事

右何レモ當時官家ニテ着用ハ無之候、舊例ヲ引勘候ニ紺鞦之例左之通、伴大納言燒應天門繪、甲ヲ着タル兵士紺總鞦ヲ懸候樣所見候」二判問答、一廷尉牛馬鞦事可用紫紺等之段可爲理運歟又茶染可爲如何哉、可依流例又可在其人所意存候」右所見候武家方ノ例ニハ相應ノ樣ニ存ゼラレ候官家ニテハ如何不當ノ樣ニ候歟又廷尉ノ人紫茶染等現ニ着用ノ例ハ一向所見ナキコトニ候茶染ハ廷尉狩衣袴ニモ用候ヘドモ紫ハ殊ニ不審ノコトニ候、茶萠黃等ノ鞦差當リ舊例所見ナク候、右等ノ外舊例鞦ノ色與風見當リ候分聊左ニ注ス、茜染延喜左右馬寮式、造走馬鞦一具料取要練絲大一斤六兩一分二銖一兩縢脊料、一斤五兩一分二銖鞦料中略茜三斤染鞦料請大藏省」櫨末濃、人車記仁安四年三月十三日高野御幸右近少將隆房朝臣、木地螺鈿花橋鞍中略櫨末濃平鞦」蘇芳末濃、玉葉建久二年四月二十日賀茂祭中宮使權亮右中將忠季朝臣中略引馬、黑」葉黃記寬元四年五月二十日八幡御幸予淨衣如常中略黑鞍、、、尺泥障、、、不差々繩人々或差之黑鞍有總故殿常令用給相國遮被借送存外之芳志歟中略中宮大夫隆親着香帷又用黑鞦」村濃、實躬卿記弘安八年十月十九日住吉幸左衛門督褐水干、中略村濃鞦總」荒增注之此外ニモコレアルベシ但何レモ當時イマダ再興コレナク候

○厚總鞦ヲ總鞦ト斗稱シ候方宜被存候由事

右示サル、通ニ候舊證數多ノ中少々左ニ注ス、延喜左右馬寮、作女鞍一具料取要練絲一斤六兩四銖一斤五兩一分二銖總鞦料、三分二銖縢脊料」政事要略第七十、馬鞍裝束事、貞觀九年六月廿日大納言正三位兼左近衛大將藤原卿宣中略六位以下着總鞦及非色雜物固禁其身示從破却者」水干鞍、妙槐記文應元年四月廿四日祭御覽御幸着布衣令參本院、馬、花山院大納言鴾毛置水干鞍畝總鞦」大和鞦、忠定卿記應永三年九月十七日、入道大相國殿御登山也、相具馬置大和鞍鏡地、連着總鞦」緣螺鈿鞍、迎陽記應永十四年三月廿三日、北山院入內、藏人左近將監源敎仲帶劍緣螺鈿鞍（總鞦皆同）

○差繩之事　紺白淺黃打交ハ三ツ縒交候事ニテ打紐ノゴトク打候ニハ無之幕ノ手繩ノ如ク打候由官家ニテモ其通リニ候哉之事

右ハ布衣記ニ指々繩左打二筋右打二筋取合テ指之ト有之候被示候如ク幕ノ手繩ノ樣ニ打タル物也當時官家ニテ用候ハ皆右ノ通リ打樣ニテ候打組ノ四ツ打八ツ打ノ如キモノニハ無之候近來祭使ノ人々綟打交匂等

ミトヨミ付且上ニ引レテザミト濁リタル歟ト存候上ニアル字音ツメテ唱ル例、勘文、見參、別當、印南野、字音ノ下引テ唱ル例、蘭、牽午子、錢、紫苑、且衫トサミトハマミムメモ相通ニ候歟、右ノ如ク若字音ヲ唱ルナラバ汗ハ濁音ニテハアルベカラズ仍テカザミト唱フベク哉（下ノ字ハ、上ニヒヽキテ濁レドモ、上ノ字清音ヲ濁ルコトマレナル歟、但邂逅ニハ上ノ清音ヲ濁ルヨミクセモアリ、一概ニハ論ジガタケレドモ、今多分ニツキテ申侍ルナリ）康熙字典、汗、廣韻集韻韻會侯肝切正韻侯幹切竝音翰、」和名類聚抄、汗衫、唐令曰諸給時服夏則汗衫一領、（衫音所銜反衣名也）

右管豹之僻案不堪赤面猶俟賢考而巳

此一帖は去年三月竹屋前右兵衛佐殿よりはからず御使を給はり予積年有識故實に志ある事を聞召し傳へ給ひ彼君も久しく彼事を學び給へば自今御示し談し有るべきよし仰を蒙り則數ヶ條伺ひ侍ればすみやかに御勘文を給はりしを寫し一冊とす前に新野問答の名あればこれは松竹問答と名づけぬ

文政九年正月二二日　松岡清助丹治辰方

松竹問答卷之一終

松竹問答卷之二

〇厚總鞦色事

示サル、如ク當時官家ニテ用候色先ハ緋斗ニテ檢非違使等ノ類ハ朱紱淺黃等ニ候紫鞦ハ何レモ用候儀無之候、但舊例ニ紫末濃總鞦ハ所見候當地ニテモ其色ヲ用ベキ品ノ人再興センコトハ子細ナキ儀歟ト存候扨又臣下ノ用ルハ管見ノ及候分ハ何レモ紫末濃ニ候、皆悉ノ紫染ハ天子ノ御料ニノミ所見コレアリ候當年五月一日賀茂社馬毛付足揃節倭文庄ノ馬諸司代ヨリ紫總鞦ヲ懸出サレ候引馬ハ緋ノ總鞦ヲ懸ラレ候、彼社ニテ是迄紫鞦ノ例無之由ニ候、同月五日同社競馬節二疋共緋總鞦ヲ懸出サレ候、御料紫鞦證、延喜左右馬寮式、造御鞦一具料（取要注之）紫絲大一斤六兩一分四銖（一兩二銖鞍𩊱料、一斤五兩一分二銖鞦料」）臣下紫末濃鞦例、裝束記、一鞍具事、鞦、連着、小總、辻總、紫末濃、小畝連着」玉葉治承二年十月卅日、右少將良通爲春日祭使發向引馬（水精地鞍、竹豹韉、紫末濃鞦、、、、、蘇芳染、手綱、、、」）三條西裝束抄、承安五年朝覲行幸三位中將紫末濃ノ連着ヲ用

作ル證、論語郷黨篇、齋必有明衣布（孔安國曰以布爲沐浴衣）」更衣單ハ平絹ニテ作ル證、餝抄、衣付單、自五月十余（四歟）日（近代四月下旬猶如此）至八月十四日平絹生單衣（中略）自放生會比至九月九日綾生衣一領（平絹衣單衣也）」雜事抄、白生絹なり是も五月五日より八月中旬迄著すると申とも近代は四月より九月まで著す」按ニ帷ト單ト裁縫聊相違モアルベケレドモ絹ニテ作ルヲ單ト稱シ布ニテ作ルヲ帷ト稱スル事右等ノ文ニテ考知ベシ、但調度ノ類其外ニモ絹ノ帷モ布ノ單モコレアルハ勿論也、一概ニ前文ノ如ク定ムルニハアラズ今論ズル所ハ唯裝束ノ下着ヲ云也、又按ニ内衣ノ帷子ハ大帷ニテモ無之マタ湯帷ニモ非ズ歟中古小帷トイフ名目アリ若今ノ内衣ノ帷ハ小帷ト稱スベカラン歟、式目抄、如法經御淨衣、御烏帽子（紙）　御淨衣上下、御袴腰布、御袖、御帷、御下袴（布單）御紙小袖、御小帷（員數有時宜）御湯帷、御帶、御扇（白紙）」明月記寛喜二年七月廿八日、納言談云奉幣日顯平卿着紅汗取例者帷ヲモ本儀稱汗取非件帷是ハ小帷也（下略）

○裾纔著之事踵トヒトシク著用候哉袍ノ襴ヨリ引上一向不見樣著用候哉之事

右踵トヒトシク著用候當時モソノ通リニ候、延喜彈正臺式、頭注、（式文ハ下重ノコトニアラズ長首ノコトナレドモ纔着ノ文字ノ出所ニ引之ナリ）凡衣（中略）袖其表衣長纔着地」雅亮裝束抄、したかさねのしりをつくるといふことあり（中略）すそをたけとひとしくはからひてそのかみをわなにしてさげてかみをさがるまじく帶によくかふなり」雜事抄、下襲事、彈正弼廷尉佐殿上六位式兵二省丞官外記等同之短裾（たけとひとしく但四五寸はながく打はゆべし）」寸法抄、下襲事、大納言より參議まで一丈殿上人八尺地下七尺但辨少納言の人可尋其人ついたけもあり」

石帶文

○通天（ツテン　ツウテン）何レニトナヘ候哉之事

右今多クハツテント稱シ候但ツウテント稱スベク候歟、岷江入楚（若菜上）河高名錄云（中略）雲（ウン）形、鶴通天（クリクツウテン）、鴛通天、

○汗衫（ガサミ　カザミ）何レニトナヘ候哉之事

右口傳ニカザミト習傳候且雅亮裝束抄源氏物語枕草子以下ノ抄何レモカザミトさノ字ニ濁點ヲ加候、但誰人ノ訓點ト申慥ナル傳來ノ本ニテモ無之間猶又相考ルニカザミト唱ルコト元來字音ヲ用ヒタル歟愚按ニ候、汗（カン）ノ音ヲツメテカト斗トナヘ衫（サン）ノ音ヲ引テサ

シ暫高倉家ノ説ヲ注シテ勘合ニ備フ、雑事抄、裝束の下に著小袖事ねりぬきは四十ばかりまで著之但官又人によるべし、廷尉佐辨官はねりぬき著せず但職事兼帯の辨は著す

○紅梅小袖諸家十六歳迄著用哉之事

但紅梅者綾練貫共梅折枝織出シ或無紋トモ通用候哉之事

右十六歳ノ三月迄或十五歳ノ冬迄著用兩樣ニ候梅折枝織出シタル小袖ハ公卿並ニ禁色ノ殿上人著用ス、非禁色ノ殿上人ハ無文ノ紅梅ヲ著用ス、雑事抄、裝束の下に、著小袖事こうばいうき織物のこうばいは十五まで著用」寛文十年裝束文記、一殿上人十五歳未滿ハ十一月半ヨリ紅梅ノウス衣ヲ白キ小袖ニ重テ三月中用之、

○帷子公卿端午ヨリ殿上人賀茂祭ヨリ著用之事

右公卿殿上人著始ル差別慥ナル舊證所見ナシ但粗左ニ注スル例共ニテ考知ルベシ、且慶長ノ法度ニモ公卿従端午殿上人従四月酉賀茂祭著用普通事トコレアリ候普通事ト注セラレ候ハ其時代ノ習ハシ歟トモ存ゼラレ候、一條家裝束抄　下著事、五月五日ヨリ八月中帷子」柳原一位資光稱名院へ被尋事、取要注之凡近代見及候分四月にいたりて公卿あはせを著し殿上人は賀茂祭巳後更衣にて十月南都維摩會巳後冬の裝束に改候、但公卿老後高官の人は四月といへどもあつき折は帷を著し候又八月にもさむき時は公宴といへども内々御會ごときの時は袷を著用歟、しかるを五月五日より九月九日までは老臣といへども帷たるべきよし其沙汰候に此事いかゞ可有候也下略」准據衛府裝束抄、祭の日よりのち四月卄日までは單をばきず薄衣帷にをかさねてきる也

○右帷子ト稱シ候ハ麻布ノ帷子ニ候哉生平絹ノ片びらニ候哉ノ事

右本式ノ下着ニモ生單ハ更衣單ト稱スルナリ平絹ニテ制シ大帷子ハ麻布ニテ制スルナリ、又當時用ル内衣モ帷ハ布也單ト稱スルハ絹也然レバ慶長ノ法度ニ注セラレタル内衣ノ帷子モ麻布ノ帷ニテコレアルベク哉ト存候、大帷布ニテ作ル證、布衣記、一大帷事是もふとき布にてはなし、いさゝかほそ布也」一條家裝束抄、帷事常細白き布大帷也、」宸翰裝束抄、一大帷子冬晒布白シ」禮服記、帷子大帷子以曝布爲之」明衣布ニテ

又綾着用候哉數ノコト一ッ二ッ三ッ差別無之哉ノ事、

衣冠之節者公卿綾、殿上人平絹ニ候哉公卿一ッ二ッ三ッ子細無、殿上人一ッニ限候哉之事、

右示サル、如ク小袖ハ古昔無之中古以來峯記云一條院初着小袖、禁秘御抄云小袖用赤大專ラ用ル故慶長ノ法度ニモ其制ヲ立ラレタリト見ユ、當時モ公卿衣冠ノ時綾小袖無文ノ綾ナリヲ用フ或略儀平絹ヲモ用フ人々ノ所意ニコレアリ候、束帶ノ時同ク多クハ綾ヲ用又平絹モ用候、有文ノ綾綸子ノ類ハ單ヲ着候程ノ事ニハ著用コレナク候但有文ノ綾ハ晴ノ時モ邂逅著用ノ人モコレアリ平常ニハ人々衣冠以下ニ著用ノ人多分コレアリ候、禁色ノ殿上人ハ公卿ニ同ジ非禁色ノ殿上人ハイツモ平絹ノミニ候全ク慶長ノ法度ヲ相マモリ候事ニ候、又按慶長ノ法度ニ小袖公卿衣冠之時者着綾、殿上人不著綾ト載ラレテ束帶並直衣以下ノ時ノ小袖ハ別ニ載ラレズ、恐察スルニ慶長ノ比並今時マデモ平常參内ノ時衣冠著用普通ノ事ナレバ其尋常ノ公服ノミ擧ゲラレタル歟サレバ時ノ束帶其餘直衣等ノ時モ准ジ知ベキ事也、綾練貫平絹等小袖通用事、禁秘御抄　御裝束事、小袖又無文也用綾雖無憚建久以後時々如此可止事也、「志々羅練貫無憚」一條家裝束抄、公方御服、一御下著之事御裝束ノ時モ白平絹ノ小袖或綾」臣下裝束、一下著ノ事白絹或あや、一綾ハ公卿或ハ禁色ノ殿上人用ル也」衵數ノコト古昔其沙汰ナキコトナリ然ルヲ後世其說出來セリ但シ當時文華開ケタル時節ユヱ強テ其說ヲ用ル人希ナリ但邂逅ニ其說ニ拘リタル人モコレアル歟其程ハ計リ難シ裝束著樣、小袖、冬白平絹綿入依人練、夏ハ帷子白袷親王大臣二ッゑり或三ッゑり公卿以下一ッゑり」一條家裝束抄、一公卿ヨリ衣服二ッ衵ニス殿上人ハ一ッ衵也、但束帶ノ時ハ公卿モ一ッ衵也私ニ曰中古マデハ親王タル方モ有勅使二ッ衵ヲ著御ニテ御參ト云」古昔殿上人二ッ衵之例、平戸記寬元二年十一月十七日、殿上淵醉、武衛于時五位殿上人出立云々未剋參內裝束、紅葉出衣表著紅打五重於女羅、次青紅葉袖三領、、、、、、蘇芳單衣　練打指貫、、、、、濃下袴練貫二小袖已下如常　扇如去年

○羽林家三十六歲迄練貫小袖著用有之哉之事

右慶長ノ法度ニ卅六歲迄ト定ラレシコト定テ其證アルベシイマダ管見ヲ得ズ、猶勘得バアトヨリ申スベ

右依例所請如件

年月日　正六位下行右少史高橋朝臣某

藏人方吉書内藏寮請奏一通

内藏寮

請　米拾斛

右臨時公用料以諸國所進年料内依例所請如
件

年月日　正六位上行少屬大國宿禰某

正六位上行少允大國宿禰某

同年十二月廿七日到來

○攝家大臣後淸華大將以後小直衣着用之義者被
心得居候右之方狩衣着用之例有無之事

右着用ノ例コレアルベケレドモイマダ管見ニ能ハズ
院ノ布衣始等ニ上皇並ニ納言以下皆狩衣着用ノ時モ
大臣ハイツモ烏帽子直衣着用ナリ、是等ニテ考レバ
其例殊ニ希ナル歟、後愚昧記永徳二年八月廿一日、洞
院大納言送狀云狩衣直衣近習大臣等著之如仙洞參入
定事歟大臣之後攝家凡人共以普通狩衣不著用之條若
有由緖哉凡於理又可然哉、於上皇者雖令着狩衣直衣
給又御着用尋常狩衣定事也、此間事云凡道理又大臣
著普通狩衣先規等存知大切也云々」答云中略大臣以後不著
普通狩衣之條爲殊納言之時歟、於理上皇既御著用之
上者丞相何不著哉但著之先規未見及之管窺者歟」右
ノ問答不分明ナガラ昔ヨリ着例希ナル事知ルベシ當
時著用ノ人外ニハ無之、只花山院大炊御門兩家ハ大
臣大將ノ後モ小直衣狩衣等著交セラレ候彼一門ノ例
ニテ候歟猶再考ノウヘ申入ベク候、將軍家大臣後被
著例、後淨明珠院裝束抄、應永廿八年正月二ヶ日ノ
埦飯ニ勝定院將軍前内大臣征夷大將軍以下傍注、義持公于時立烏帽子ニ狩衣
ヲ被用

○小袖之事古實ヲ以相考候得バ單衣袙等ニテ當
時之白小袖之義者不及沙汰可相濟候得共近來
、ノ法束帶ノ節者公卿ニテモ平絹著用ニ候哉、

辨ヲ召トヾメテ内藏寮ノ請奏ヲ下スナリ、山槐記仁安二年三月一日、任中納言之後今日始可着陣也、次頭辨起座出宣仁門代卽又持藏人方吉書内藏寮臨時公用十斛也着膝突下之予置笏取結之、〻〻、頭辨仰云宣旨ノタマヘ予稱唯展文加懸紙、此間頭辨欲起予示之留卽返下頭辨結之予仰曰宣旨ノタマヘ不遑仰詞辨稱唯退歸」親長卿記文明六年六月十九日、大納言綱光卿着陣、政顯持參藏人方吉書下上卿、上卿結申職事欲退入上卿召留政顯下吉書政頭於軾結申退入立床子座前大辨床子前也目史　左大史雅久宿禰　起座來辨前下吉書」

官方吉書鉤文二通

加賀國司　申請　官裁事
　請被給鉤匙開檢不動倉狀
右謹檢案內不動之物理須算計非加開檢何知積高望請　官裁被給鉤匙將備交替矣仍勒事狀
謹　解
　年　月　日
從五位上行守源朝臣某

越後國司　申請　官裁事
　請被給鉤匙開檢不動倉狀
右謹檢案內不動之物理須算計非加開檢何知積高望請　官裁被給鉤匙將備交替仍勒事狀
謹　解
　年　月　日
守從五位平朝臣某

馬料文一通

韓櫃捌合下大藏
右　右大史中原兼淸馬料依例所請如件
　寬元四年十月六日
右大臣宣宜充之　權右中辨藤原朝臣奉
請馬料韓櫃捌合事

櫃文也

申文也

右之儀不審尤ニ存候若落（本ノマヽ）落字ニテモ有之候哉猶相シラベアトヨリ申入ベク候

○次史挿申文

コノ申文トハ即チ下ニアル鈎文馬料ノ文等ノ事ナリ

○次置笏於左拔取之、、、、、、、、、、、、、、（先鈎文二通　次馬料文）

右ノ文面別紙ニ注シテ添之其義モ文面ヲ見テ知ルベシ、コノ鈎文馬料文等ハイヅレモ障ナク申ノマヽニ宣下アル文ユヘ任官ノ後始ノ着陣等ノ時コレヲ用ルナリ、此文ヲ官方ノ吉書ト稱スルナリ（事ノ障ナクスムベキ申文ユヘ吉書トハ云フ也）鈎文ノ國ノ名ハ家々ノ吉例アリテ皆祖先ノ用ヒシ國ヲ用ル也、

續文トハ諸司諸國ヨリ申上ル事ノ舊例ニカナヘリ哉否ヲ先官史ニ仰セテ勘ヘシムハ史先例ヲ勘ヘテ太政官ニアル反古紙ノ裏ニ書注シテ今度ノ申文ノ端ニ續ケヲク也、申文ト舊例トカナヘリ哉否ヲ見合ハサン爲メ也、

新任辨官抄、官勘續先例（有禮紙）續文用反古（官文書）

○內藏寮請奏事

新任辨官抄、內藏寮請奏一度（留）依請之由被仰自餘諸司申請必先例令勘例官續文（先例也）其後被仰任續文依請之由也仍以內藏寮請奏爲吉書也、」文面別紙是ヲ添フ義ハ文ヲ見テ知ルベシ是ヲ藏人方吉書ト稱ス、內藏寮ヨリ請奏ヲ書キテ職事ニ付ルヲ職事奏聞シテ、勅許ノ後上卿ニ下ス也コノ請奏モ事故ナク勅許セラルベキ文ユヘ吉書ト名ヅクルナリ、

○若職事爲中少辨者召留申文

（此文トアルハ先ニ見エシ內藏寮ノ請奏ノ事ナリ、申字下ノ字ノ誤ナルヘシ或ハ申字ノ上ニ下字脫歟）

右ハ先キニ注シタル如ク內藏寮ノ請奏ヲ職事奏聞シテ勅許ノ後即陣ニ持出テ上卿ニ下シ勅許ノ由ヲ仰ス、上卿辨ヲ召寄セテ又其ノ文ヲ下シ勅許ノ由ヲ下知スル也、新任辨官抄、內藏寮請奏一度（留）依請之由被仰（中略）職事下上卿、上卿下辨、辨下大夫史（或六位史隨事）史成宣旨頒下也」中右記元永二年二月十七日今日內大臣殿任大將後令着陣給也、（上略）頭中將下申吉書（臨時公用）大將結給頭中將退座後以官人召辨、左中辨爲隆朝臣參下給吉書結申後於床子座下大夫史了」本體ハ右ノ如ク職事ト辨ト別人ナルベシ然ルヲ其內藏寮ノ請奏ヲ持出テ下シタル職事若中辨（歟）少辨（歟）ノ中ヲ兼帶セル人ナラバ別ニ他ノ辨ヲ召寄スルニ及バズ即其職事兼帶ノ

辻總鞦（自餘如常）

○鞭取柄以檀紙卷之白紅梅等差別之事

後淨明珠院裝束抄、鞭、蒔繪壯年ノ人ハ紅梅ノ檀紙ヲ以テ卷之、老人ハ白檀紙ヲ以テ卷之ナリ

○馬上者必淺沓不用半靴之樣ニ被存候事

右騎馬ノ時束帶ヲ着レバ靴ヲハキ、直衣衣冠布衣等ヲ着スレバ半靴ヲハク事ナリ、但大臣ハ直衣等ノ時淺沓ヲハク例アリ昨年二條殿ハ半靴ヲ用ラレシナリ、束帶時着靴事、山槐記治承三年四月廿一日、賀茂祭、右少將顯家朝臣（冠懸葵二藍半臂下襲巡方魚帶靴）」陽襲記仁治三年十月廿一日、御禊行幸、予爲御後次第司長官仍未明整行列裝束、冠（垂纓）、、、靴（花仙用青地、依大理也）馬（黑鹿毛）唐鞍」直衣衣冠布衣時着半靴事、餝抄　半靴、直衣　衣冠　布衣騎馬之時用之、名目抄、半靴（無毯着下袴乘馬之時公卿以下侍以上着之）」大臣直衣騎馬時半靴淺履兩說事、明月記正治二年正月八日、（修正御幸大臣以下騎馬供奉）大臣殿無御出衣淺履、右府紅打（入綿）出衣半靴、內府（紅梅厚衣）淺履（帶劍云々）」吉記仁安四年三月十三日、高野御幸、太政大臣忠雅公、衣冠淺黃堅織物奴袴白浮文織物出衣（打裏綿厚）淺履、先日物語之次示云着淺沓不張馬口之由有示人歟、然而不堪騎馬之間京出許纔可駕存白地之由也」猪隈關白記正治三年正月九日、（法勝寺修正御幸于時右大臣右大將）秉燭着直衣冠、、、予以下着沓、予淺履也不深沓、、、於門下予騎馬

○半靴帶有無之事

右示サルヽ如ク帶ナキハ普通也但古ク事ニヨリ帶ヲ加ル例モコレアルユヘ今度ハ無帶ト書加ヘラレタリ、餝抄、半靴、直衣、衣冠、布衣、騎馬之時用之（有事又ハ計）華氈錦帶如靴沓」實躬卿記弘安八年十月十八日、幸住吉日也、左衞門督花田唐紙水干（中略）赤地錦帶半靴（入花帶）水干鞍」同記德治二年十一月廿日、（法皇爲東大寺御受戒御幸南都）上童洞院前大納言（員明息爲入道相國息儀云々）裝束事（中略）予雖不存分明之先例以理案之水干鞍弘表敷緂手綱同腹帶唐綾差繩泥障銀緣平文鞍覆半靴可入靴帶歟之由最前出意見之處父卿示合都護之處不可然之由被命云々其上者不能左右（中略）」公秀朝臣裝束事、一半靴ニ帶ヲ加候事何體之時不用候哉以事次言上仕候、依時依事候今度ハ只例半靴可宜、（中略）上童裝束、二藍打狩襖上下、、、、半靴（赤地錦靴帶）水干鞍馭鞦、

高倉殿中納言御拜賀次第內不審

○復命之後拜舞（還昇通用）

等ノ時ハコレヲ用ヒズ蘇芳緂ヲ用ル事ナク殿上人蘇芳緂ヲ用ルハ攝關家ノ中少將又其外ニテモ祭使ナリノ時コレヲ用フコレ又唐鞍倭鞍等ノ時ノコトナリ水干鞍ニハ用ヒズ」玉葉治承三年正月二日、朝覲行幸中將頁通供奉馬、、、、蘇芳緂手綱、」山槐記治承三年三月廿三日、石淸水臨時祭、使右少將隆家朝臣、馬、、、、蘇芳緂手綱」棟緂ノ手綱ハ四位五位ノ人用之位階ニヨルコトニテ殿上地下ニハヨラズ殿上人トテモ六位ナレバ紺緂ヲ用ルナリ物具装束抄、一和鞍具、手綱事、蘇芳緂、公卿用之棟緂殿上人以下四位五位用之紺緂六位用之」右ハ何レモ唐鞍倭鞍ノ儀也、水干鞍ニハ前ニ述ブル如ク上下共ニ紺或ハ淺黃カチンノ類也淺黃カチン等ノ事ハ布衣記ニアリ今コヽニハ略ス

○連着鞦厚總大總等同樣哉之事

右示サル、如ク同物ト見エタリ連着ト稱スル本名也、厚總大總等ノ稱ハ中世以來ノ俗稱ナラン然ルベキ書ニハ見當ラズ猶考フベシ、大總ト稱スルハ殿上人ノ用ル小總ニ對シテ俗ニ稱シ來ルナラン歟、禮服記、鞦鞅有連着俗云大總」厚總ト稱スルハ古書ニ見エシ如ク厚ク重リタルユヘ俗ニ稱シ來ルナラン歟先年石淸水臨時祭ニ高倉永雅卿使ヲ勤メラレシ時彼家記並ニ古書ナド考合セテアツク短キ總鞦ヲ制シ用ラレタリ尤厚總トモ稱スベキ體ニ見エタリ、又昨年御幸供奉ニ關白殿延喜式ノ舊制ヲ考ヘ制シ用ヒラレシ總鞦ハ甚ウスク厚總ト稱スベキ體ニハ見エザル歟、太平記建武二年八幡御幸ノ條別當藤房卿行列、イカケ地ノ鞍ヲイテ水色ノアツフサノ鞦ニ唐糸ノ手綱ユルラカニ結テカケ」康富記寶德二年七月五日、室町家直衣始、衛府長、下毛野武春付花狩襖、黑鞍厚總、今度不着總云々

○辻總所々ニ總付候哉之事

右示サル、如クニ候、延喜彈正臺式、凡六位以下鞍鞦不得連着但聽着鞦韂及後末」

○淺黃辻總檢非違使彈正等用之例之事

竹林院左相府記弘安十一年正月廿六日、石淸水御幸、左衛門權佐信親朝臣撿非違使淺黃總鞦」吉槐記乾元二年正月十四日、八幡御幸于時檢非違使別當乘替無文黑鞍用轡鈴紺布手綱淺黃鞦熊皮泥障緣革藍革實躬卿記嘉元四年十一月廿四日、今日上皇自八幡還御直臨幸加茂北面親直朝臣ム忩本ノマヽ私爲大彌之故也ン干本ノマヽ、家鷹、、、懸淺黃總鞦爲少彌故也下北面親行重賴檢非違使懸黑總鞦」辻總之事、世俗淺深秘抄、一馬鞦連雀公卿小總殿上人辻總檢非違使也然而間々殿上人モ用連雀、吉記仁安四嘉應元年三月十三日高野御幸、左衛門權佐兼皇后宮大進藤原經房、馬太仁毛(白馬也)當職之間乘馬也沃懸地鞍、

式目抄、縁ラデン鞍縁色表鋪地綾韋鹿切付同拔鞘」明月記建暦三年七月廿五日、御馬二疋、、、、、豹皮形切付差端、色革拔鞘

○手綱ニ家ノ紋ヲ染ル事

右唐鞍倭鞍ナドニハ手綱ニ家ノ紋ヲ付ルト云コトナシ、水干鞍ニハ手綱或ハ鞍ニ家ノ紋ヲ付ル樣見エタリ、應永十九年記十月廿一日褻御幸始也、永時、馬、水干鞍トモヘ表敷ニシキカハ切符アザラシ泥障クマノ皮手綱腹帶アサギ、リウタンナソム、布」明德二年室町家春日詣記、九月十五日、烏丸日野右大辨重光朝臣、、、、鞍今度新調蒔繪金フクリン、ヤスリメ鞍ノ前後ニ鶴ノ丸ヲ金ニテカナカヒニ入小具足共ハ皆シロガネナリ日野西左中辨資國朝臣、、、、鞍銀今度新調前後ニ鶴丸一寸許歟、金ニテウチツク、フクリン、金勸修寺右衛門權佐權右少辨經豐、黑塗鞍前後雀ノ丸一寸許歟、蒔繪也

○手綱紺緂布綾平絹布等之差別公卿殿上人地下等之子細無之哉之事

右倭鞍等ニハ公卿四五位六位以下ト段々差等コレアレドモ水干鞍ニハアナガチ上下ノ差等コレナキ樣見エタリ、仍昨年御幸供奉ノ人々モ各其心得ニテ公卿トテモ布ノ紺緂或ハ家ノ紋チツクヲ用ヒラレタリ倭鞍等ニテハ紺緂ハ六位ノ用ル手綱ナリ明月記建暦三年七月廿五日、公卿勅使發遣日也、中略頼武給、八月五日給之云々色目、、、、、御馬二疋、、、、、、、蒔繪骨、、、、鏡轡木鐙黃伏輪組手綱腹帶、鹿皮、鞍覆、彫鞦、」吉槐記乾元二年正月十四日、八幡御幸于時撿非違使別當乘替無文黑鞍用轡鈴紺布手綱」建內記寶德二年七月十五日、室町家直衣始、次衞府長下毛野武春被用水干鞍于時五位辨官綱光所持之窠霰水干鞍被召渡被加修理猶可爲黑地歟中略手綱腹帶如常有文布下略」西行物語繪、水干鞍、手綱腹帶紺緂、」或綾手綱、組手綱等ノ例アリ、明月記建暦三年七月廿五日、公卿勅使發遣日也、前駈十人、忠廣、烏帽子不禮水干鞍、、、豹皮切付、、、彫鞦塗泥障文散金鐙、紺組手綱」室町家東大寺受戒記應永二、九十六滿千代丸花山院入道右大臣通定公猶子、、、、、鞍水干鞍橋以金うらくむ文桐手綱腹帶綾紫のだん／＼」元來手綱ハ絁布之類本儀ト見エタリ昨年御幸ノ供奉ニ關白殿乘用倭鞍ノ手綱ハ絁ヲ用ラレタリ、但晴ノ時ハ又色々ノ手綱モアルベシ、右ノ一條ハ水干鞍ノコトニアラズ、延喜左右馬寮式、造御鞍一具料、練絁二丈三尺四寸四尺四寸鞍褥料、七尺脊𩊱料、一丈二尺鞴靯料細布二丈七尺四寸四尺四寸鞍褥料、七尺脊𩊱料、五尺小腹帶料、一丈二尺鞴靯料、

○公卿之紺緂者子細無之殿上人蘇芳緂地下棟緂等舊例無之而者被憚哉之事

右公卿紺緂手綱ハ水干鞍ノ時バカリコレヲ用フ倭鞍

松竹問答卷之一

松岡辰方

文政八年十月　日到來

○細烏帽子細立烏帽子事

示サル、如ク一物ト見エタリ

○何色上下(ジヤウゲ)事

假名ノ通リニテ然ルベシ

○白襖袴事

シロアヲノハカマト稱スベシ狩衣ニモ白襖(シロアヲ)ト云ハ表裏白キヲ云フ（襖ノコトハ猶説々アリ、サレドモ此説穩當ナルベキカ）白青(シロアヲ)ト云ハ今俗ニ云水淺黄ノ如シ染色ノ名目トナルナリ、サレバ白襖ノ袴モコレニナゾラヘテシロアヲト稱スベシ、寸法抄（明德四年の記）しろあを、むらさきのにほひ衣にくれなゐの單衣もえぎの衣におなじ、單衣、しらあをのかりぎぬ、この色にしろうらつけてしろ衣にしろき單衣おとなしき人みなきる

○襖袴トバカリニテ白袴ニ成候哉ノ事

右ハ茶染白等ノ袴ノ惣名ニ云フ所モアルベケレドモ先ハ唯襖袴トバカリハ白ノ袴ヲ稱スル樣見エタリ、布衣記、一、六位の時の青袴の事、面は上品の宇治さらし地布に白粉を付はる

○指貫（八幅）襖袴（六幅）狩袴（四幅）之事

右指貫ハ示サル、如ク八幅ナリ襖袴ハ指貫ト同ジク八幅、狩袴ハ六幅ノ由見エタリ、今裁縫スル所モ亦カクノ如シ、布衣記、一、六位の時の青袴の事、面は上品の宇治さらし地布に白粉を付はる、八の袴裏は練貫にのりふのりをよく付ていかにもさやめきはるべし」或秘抄、隨身狩袴事、六幅袴也（中略）しはとる樣前は奴袴のごとし後はもゝだちのしは一ッをいるる也うしろは幅のせばければなるべし

○平禮(ヘイライ)之事

右今人々皆ヘイライト稱ス示サル、如ク也、但古クハヘイレイトモ稱セシニヤ、北山院入内記、めし次の長下つけのたけをとたいけんへいれい」明德二年室町殿春日詣記、九月十五日、公卿、日野中納言、薄青狩衣裏白文唐紅ノ衣指貫如恒烏帽子ヘイレイ、

○貫鞘事

右ヌキサヤト稱スベシ、音讀ニテハアルベカラズ、

まゝ抄出してうたよまむ人は誰もかゝらまほしくとおもひ侍るになむ

○海坊主

菊岡沾涼が本朝俗諺志に云く大灘にあること也先年阿州上州の境の沖にて見る高さ十丈許り上ほそく裾のひろがりて大佛のやうなるもの頭と覺しきところもあれどもたしかならず走船の先にゆくその間五六町ばかりある暫ありて次第〳〵に薄くなりどこともなしに消失せたり船頭の云是を海坊主と云たび〳〵は無きもの邂逅に見ること也晴天凪のよき日必出るといふ案に生ある者とは見えず生有て水中に入らば一槩に消ゆべき者也きえやうを以て考ふれば海上の旋風ならむ風にて地の土を巻きたるなるべしと謂はれしは一通は理りあることながら又たえて無かるべしとも云がたし清柳谷王大海が海島逸志に云海和尚大海中不常有也起則有風颶之災形如人口濶至耳見人嘻笑名曰海和尚見之者知爲不祥必遭狂風巨浪立至而舟有傾覆之患也と見えたりまさしくこのものにて彼は有風颶之災といひ此は晴天凪のよき日必出るといふは大に異なり又案に浩然齋雅談に載せたる楓人のこと極めて海和尚に似たりそは余は講餘随筆に擧げたればこゝにはぶきつ

○十牛圖

世に玩ぶ十牛圖といふものは誰も知れることながら何人の作にして何頃より行れしと云事を詳にせずこのごろ永田善齋が膾餘雜錄を閲するに云く信義堂撰伏見上皇御府所藏十牛圖後序其略云周信嘗竊考禪書古宿德一期方便誘引初機作牧牛以爲圖有四牛者有六牛者有十牛者今見行世者獨此十牛圖是也といはれしよし見えたれば古くより有しと疑ふべうもあらず殊に義堂は天龍寺夢想國師の法嗣にして道德文學ともに長せし人なれば浮きたることといふものにあらずされば作者は何人とも知れぬこととなるべし

此書以井上頼圀氏所藏本令書寫之

燕居雜話巻之六 終

狗法師の有て人の太刀をとるとぞ申けるかくてことしもくれければ次の年の五月のすゑみな月のはじめまでに多くの太刀を取たりひぐち烏丸の御堂の天井におく、かぞへみたりければ九百九十九腰こそ取たりける云々末には千人めに牛若丸に堀川のほとりにて出あひ太刀をうばはむとしてあたはず二度清水觀音にて戰ひうちまけて君臣の契約をなせしよしを詳に記せり（事長ければ略していふ）されど信ずべきものならねど童兒らが爲めに抄し出つ

因に云斯る古物語は多くは內典外典によりて作りたるものなり俵藤太秀鄕が近江の湖水にすめる龍にたのまれて三上山の蜈蚣を射殺せし話は梁人程靈銑が歙縣皇墩湖の蜃に託せられて呂湖の蜃を射殺せしことを學び竹取物語は漢書西南夷傳にもとづき大和物語なるおばすて山の話は雜寶樓閣經棄老國の事を模倣し酒顚童子が事は白猿傳を擬せるなど枚擧すべからず程靈銑が事鈴木煥卿が撈海一得に見え竹取大和の引證は圓珠庵あざりの河社に見え酒顚がことの白猿傳にもとづけるは井澤長秀が俗說辨、釋梅國が櫻陰腐談に見えたり

○歌會分體

長明が無名抄に云く御所に朝夕侍りし頃つねにも似ずめづらしき御會ありき六首のうたに皆すがたをよみかへて奉れとて春夏はふとく大きに秋冬はほそくからび戀旅はゑむにやさしくつかうまつれ是もし思ふやうに詠みおほせずは其由ありのまゝに申上げよ歌のさま知れるほどを御覽ずべきためなりと仰せられたりしかばいみじき大事にてかたへは辭退すこゝろにくからぬほどの人をば又もとよりめされずかゝればまさしく其座にまゐりてつらなれる人殿下大僧正御房定家家隆寂蓮予とわづかに六人ぞ侍りし愚詠にふとき大なるうたに、雲さそふあまつ春風かをるなりたかまの山のはなざかりかも」打はぶき今もなかなむほとゝぎすうのはな月夜さかりふけゆく」ほそくからびたるうた、宵の間の月のかづらの薄もみぢてるとしもなきはつ秋のそら」淋しさは猶殘りけりあとたゆる落葉が上のけさのはつゆき」ゑむにやさしきうた、忍しよしぼりかねつと語れ人物思ふ袖のくちはてぬまに」旅衣たつあるつきの別よりしほれじ果やみやぎのゝつゆ」餘りに面白くおぼえ侍る

兒輩の弄びにそなふ其筆筐なるは小竹横津水不見また杯筐なるは水邊有鳥兩人不來と題したりき

○覆水已難收矣

張昇思が瑯邪代醉編云太公先娶ニ馬氏一家貧馬氏求レ去聽レ之後封ニ營丘一馬氏復來太公覆ニ水於地一令レ收レ之曰覆水巳難レ收矣此事偶見ニ一書一錄レ之今忘ニ其所出一といへり是は伏生が尙書大傳に出たるを偶々遺忘せられしなり宋檢討龔公が芥隱筆記云光武紀反水不收何進傳覆水不收太白詩雨落不□天水覆難再收など引きたれど大傳をば漏らせり常に人口に膾炙する話なるゆゑ所出を詳にす

○陰溝陽溝

丘光庭兼明書に崔豹が古今注を引て云く長安御溝謂之楊溝植楊柳於其上也一曰羊溝謂羊喜觸垣墻作溝以隔之故曰羊溝明曰凡溝有露見其明者有以土塡其上者謂之陰溝露見且明者謂之陽溝言陽以對陰無他說也といへり崔豹が說は附會の說と謂つべし所謂陽溝は常のほりにて陰溝は地下を行ほりなり則今の水道のごとく心得べし

○辨慶千人斬

牛若丸が五條の橋にて辻斬せしといふことを世俗誤傳へて辨慶が五條の橋にて千人斬と云ことをして九百九十九人めに牛若丸に出會し戰ひて克たず遂に主從となれりといふもと謠曲の橋辨慶に出たる妄說なりとはいへどもまた據ある事也宋慧明首座が五燈會元云殃崛摩羅尊者未出家時外道受敎爲嬌尸迦欲登王位用千人拇指爲花冠已得九百九十九唯缺一指遂欲殺母取指時佛在靈山以天眼觀之乃作沙門在殃崛前殃崛急行追之不及乃喚曰瞿曇住々佛告曰我住久矣是汝不住殃崛聞之心忽開悟遂棄乃投佛出家といふにもとづきて緇徒の口より云出たるなるべし賢愚經にも此事を載せて文大異矣又義經記に見えたる辨慶千人斬のことは世に傳ふる所とは少しく差へり云く辨慶思ひけるは人の重寶は千そろへて持つぞ奧州の秀衡は名馬千疋鎧千領持つまつらの太夫はやなぐひ千こし弓千張かやうに重寶を揃へて持つに我々はかはりのなければかへて持つべきやうもなしせむずる所夜に入り京中にたゝずみて人のはきたる太刀千ふり取て我重寶にせむと思ひよな〳〵人の太刀をうばひとるしばしこそありけれ當時洛中にたけ一丈ばかりある天

○帳

中村蘭林學山錄（稱謂部）云皇朝謂簿籍爲帳貝原氏和爾雅以爲今俗所稱唯引説文徐云史籍或借帳字以證之此大失考索耳、按新唐書百官志載太府寺下丞四人從六品上以一人主左藏署帳凡在署爲簿在寺爲帳、又唐六典有鄉帳言宋史有司帳官皆以計簿爲帳也然則皇朝自古從唐稱以帳名之也といはれしかど櫟下老人書影に李子田が説を引て曰北魏書釋老志曰允象元年秋詔曰城中舊寺及宅皆有定帳今人出入之籍曰帳目始此とあるを見れば初は人の員を改る籍をのみ帳といひて押なべての計簿をばいはざるが後には轉じて總ての名とは成りしなるべし皇朝にも延喜式神名帳民部省の圖帳抔いへるは古義に能くかなへる物とぞ覺ゆる然はあれど又異説あり鵜飼信興が和漢故事雜筊問テ云ク日本ノ俗町人ナドノ用フル帳トイフ物此帳ノ字文字穩ナラズ帳ハタレスナド讀ムヨシ帷帳ノ樣ナル物ナルニ此字ヲ用フル事如何答テ云ク此帳ノ字賣買ナドノ記ニ用フベキ字也サテ帳ノ字ヲ賣買スル家ニ用フルコト後漢ノ桓帝ノ時ヨリ萬賣買スル市中ニ假ニ木綿ノ素帳ヲ張テ官人往來スル道ヲ分ツ時賓郭ト云者賣物甚ハヤリテ賓市ニ千金ヲ納ルナド文人賞翫ノ詞アリ然ルニ繁昌シテ一日ノ賣販ヲ書記ス竹卷ヲイトナムニ隙ナカリケレバ素張ニ書記セシヨリシテ世人紙ニ書付ル賣買ノ記録ヲ帳ト專ラ云シ也右ノ説ハ西漢博聞別錄卷七ニ見エタリ日本ニテ帳ト云コトハ後宇多院ノ代ヨリ大槩イフト見タリとあれどもとりがたし此雜筊は人の耳馴目馴ぬ書名を僞造して妄説多き物なり且後宇多院より三十代先なる延喜帝の御代神名帳民部省圖帳あることをさへ知らぬは愚なる學者といひつべし

後に續日本紀を閲するに元明天皇和銅五年五月甲申太政官奏偁郡司有能繁二殖戸口一增二益調庸一勸二課農桑一人少二匱乏一禁二斷逋逃一肅二清盜賊一籍帳皆實戸口無レ遺とあれば猶古くありけり

○東坡硯蓋銘

世に弄ぶ東坡硯蓋銘といふ庾辭何者のしわざにやと訝りしが青藤山人路史に蘇長公作硯蓋字云研石猶在硯山已頽姜女既去孟子不來とあるにてたしかなる出據あることを知れり余もまた此れにならひて筆筐と杯筐とに書付けたることあり一時のすさみながら錄して

遲の注に卽品也謂碎臠肢體身首異處といひ又品の注に古瓦切謂剐人置其肉也唐安祿山反執常山大守顏果卿品之とあるにて明なりこは談富翁王冠がことにおよびしときに門人陵遲の事を問ひけるに答へしまゝを兒輩の爲めにもがなと書付けぬ

○書家の何流

今書家の何流何樣などゝなふるは漢文には作何字といふべし楊誠齊詩話に高宗初作黃字天下翕然學黃字後作米字天下翕然學米字最後作孫過庭字故孝字太上皆作孫字と見えたり是正しく黃山谷流米元章流といふヿ也因に云く今弓馬鎗劍にまれ琴棋書畫にまれ自己の工夫して一門戶を張てみづから何流と呼ぶは不學よりおこりて一向當らぬ事也たとへば日置氏の門人から日置流を學ぶといひ大坪氏の門人から大坪流を學ぶといふはその師家を指していふ詞なれば苦しからぬとなり

○銹

鐵のサビといふ字に銹と書くは俗字也と思ふ者多しさにあらず已に和名鈔に鐵銹と見え又韻會庚韻鉎字の下に鐵衣也と注し又靑韻桑徑切として鐵鉎或作鍟といひ新撰字鏡にも鉎をカネノサビと訓せり然らば銹鍟鉎三字通用せしなるべし又鏽もサビのヿなり集韻銹音秀鐵生衣也今作銹正字通鏡鏽鏡上綠也俗名楊妃垢と見えたり楊妃垢の字もめづらしく覺ゆ又物類相感志刀子銹用木賊草擦之則銹自落ともいへりこゝに可笑きは近頃大阪の鎌田禎が校せし橫本の字林玉篇に鉏をヨロヒと訓せりこは韻會の鉎鐵衣也といふを誤解せしより此樣なる埒もなき訓をなせりだまされぬがよし

○狐蠱人

宣室志に云く杜陵韋氏子家于韓城有別墅在邑北十餘里開成四年秋自邑中遊馬日暮見一婦人素衣挈一瓢自北而來謂韋曰妾居邑北里中有年矣家甚貧今爲里胥所辱將訟於官幸吾子與紙筆書其事妾得以執詣邑長韋雪其恥韋諾之婦人卽揖韋座田野衣中出一酒巵曰瓢中有酒願與吾子盡醉於是注酒一飮韋々方擧巵會有獵騎從西來引數犬婦人望見卽東走數十步化爲一少狐韋大恐視手中巵乃一髑髏酒若牛溺之狀韋因病熱月餘方瘳といへるは今俗に狐が人をばかして馬屎を牡多餅にしてくはすといへる話と同じ

之如所生といへり是は唐山にても珍らしき語にや野客叢書に晋王延事母甚孝夏則扇枕冬則温被母嘗盛冬求生魚延求而不獲扣氷而哭忽有一魚踊出氷上取以進母史臣曰王延扣氷而召鱗扇枕而驅暑雖黄香孟宗抑爲綸輩余謂不如易孟宗爲王祥尤切當爲母而致氷鮮上氏有二人前有祥後延といはれたれど後母とはいはず又遙か後なるは宋江萬里宣政雜錄云政和中濟南府禹城縣孝義村崔思有女甚孝母臥病久冬忽思魚食而不可得其女曰聞昔者王祥臥氷得魚想不難也兄弟皆曰盡信書則不如無書汝女子何妄論古今女曰不然父母有兒女者本欲養生送死兄謂女不能耶乃同乳媼焚香誓天即往河中臥氷十日果得魚三尾鱗鬣稍異婦以饋母食之所病頓愈人或問方臥氷時曰以身試氷殊不覺寒也（堅瓠餘集引此竪手述文大異）皆古今同日の話にして特に王祥のみ名高かるは最初にあるを以ての故なるべし近曾滕成裕が中陵漫筆を（卷十三）を見るに曰余嘗て羽州の深山に入て其土人の語をきくに極寒の時に至ては溪間の水皆凝る其中の魚自若として尤能く肥ゆ是水中に陽氣伏して暖なるゆゑなりと云此小魚を獲んと欲するときは熱灰を水上におく乃温氣水下に徹し小魚踊昇る是をとる時は氷雪の中とても山中魚なきにあらずと云余此語を聞て少しく發明することあり陳師道後山談叢曰世傳王祥臥氷求魚以養母至今泝水歲寒氷厚獨祥臥處闕而不合といふこの說を見れば氷下の温氣を得るとき浮出て人の爲にとらるゝ事疑なし土人の語も耳に止りて古人の妄說ならざることを知るなりといへりさもあるべきながら兒女子に說聞せむには至孝の物を感せしむる理はかゝる者也と云諭さむこそよかなれ

○陵遲處死

棟塘陳良謨見聞紀訓云南京一富翁王冠滷鄙狠戾習房中修煉之術徧招方士拜爲父師配以妻室自置婢妾十餘人姿意淫毒俟有娠將產輒以藥攻之孩一下即提入臼中和藥杵爛爲丸或購別家初生幼孩烹之其慘酷所不忍言事發屬刑部郎中溪亭嚴公鞠問比擬採生折割陵遲處死乃今唯類不遺而家其墟矣咄々梟獍殺人以求生國法天刑其能逃乎とみえたり此陵遲といふは柳葉剮ともいひて人の肉をそぎ切にする事にして俗に云なぶり殺しなり遼史逆臣傳に陵遲而死と云へるを始とす宋王鍵が刑書釋名云隋唐宋周二等一曰絞二曰斬金加陵遲共三等とのみいひて注なし元徐元瑞が吏學指南の陵

鼻に入來るをもキクといふ耳もてこゑを知り鼻もて香を知る其實は一なりされぱカグともいふカグは香來なりあめのかぐ山を日本紀に香山と書き萬葉集には天之芳來山とかけるを見てもしるべしまた目キ、口キ、などは末になりて轉じたるなり心をだに用ふればかゝることも自明になる者なり言靈とかいひて今世白徒だましの說は本末體用混雜して自然の體を失ひしものなり

○東帛

家語に孔子之郯遭程子於塗傾蓋而語終日甚相親顧謂子路曰取束帛以贈先生とあるは蒙求にも出て人口に膾炙せし故事なれども束帛はいかにせし物といふことをば絕えて師もいはず弟子もとはぬ也湘山野錄に若束帛則卷其帛屈爲二端五匹遂見十端表王者屈淪之道也と云へりこれにて束帛の形狀委しくしられたり韓詩外傳には束帛十匹とあれば孔子の程子華(アラハ)に贈りたまひしは十匹を屈して二十端を見しゝなるべし

○南天竺

下學集南天條下に又云南天草見本草亦名南天燭其實赤如燭火故云衛爰日本俗云南天竺何哉本草不見此三字只云二字而已愚推之天竺國有東西南北中之五恐世俗欲言南天二字語言順下而連呼南天竺乎可檢本記也といひしは不吟味なることなり、こは群芳譜云蘭天竹一名大椿一名南天竺梅雨中開辟白花結實枝頭赤紅如珊瑚成穗植之庭中能避火といひ、また宋陸放翁が詩に安石榴房初小柝南天竺子亦微丹自注南燭本草謂之南天竺といひしを見れば日本の俗のみにはあらざりけり

因に云蘭天竹南天竺南天燭ともに音轉なるべし

○臥氷得魚

臥氷得魚人皆王祥あることを知りて其他をしらず搜神記云楚僚早失母事後母至孝患腫癰形容日悴僚自徐々吮之血出迨夜卽就安寢乃一小兒語母曰若得鯉魚食之其病卽瘥可以壽不然不久死矣母覺而告僚時十二月僚仰天嘆泣乃脫衣上氷床之有一童子決僚臥處氷開迸鯉一雙與僚得將歸奉母其疾卽愈延壽至一百三十三歲蓋至孝感天神昭應如此といひ三十國春秋に似レ之たる話あり云王延九歲喪母行孝有聞後母卜氏御之無道延恭事愈謹卜常取蒲穰敗麻與之貯衣延知而不言卜冬月杖之流血令求生魚延扣氷慟哭而得與之卜乃心悟撫

以レ右爲レ尊猶以二右文一爲下祕省殿名上何耶など見えたり

○大醮

水滸傳に修設三十六百分羅天大醮といふこと有て大羅天は天帝のましますところをいひ大醮はおほいなるほし祭と譯することは誰も知りたることながら醮字何の義なることを詳にせざりしに偶穆編九六十を閲するに隋志を引て云く道家有消災度厄之法依陰陽五行數術推人年命書之如章表并其贄幣燒香陳讀云奏上天曹請爲除厄謂之上章夜中於星辰之下陳設酒脯餅餌幣物歷祀天皇太一祀五星列宿爲書如上章之儀以奏之名之爲醮とあり是にて詳なり

○細蟻

東方朔神異經云南方蚊翼下有蜚蟲馬目明者見之每生九卵復未嘗有蝦復成九子蜚而復去蚊遂不知亦食人及百獸食者知言蟲小食人不去也此蟲既細且小因曰細蟻陳章對齊桓公小蟲是也埤案陳章鶴螟巢蚊睫事見晏子春秋　此蟲常春生以季夏藏于鹿耳中名嬰蜆といへり此事孫星術が晏子春秋音義に載せず唯列子湯問篇のみを引けり神異經に蟭螟の名は見えざれども正しく此物のことなれば猶孫氏が闕を補ふべし故に此に拈出す荒唐不經はもとより論ぜざる所なり

○生の訓義

生をも產をもウミと訓するは海の訓と同義にて魚貝などさま〴〵の物をウミ出スこゝろよりいふなどは體用もわきまへぬ僻言なり海をウミといふは元來體の言にして活用なく定りたる物名なり生はウミともウムともウメともウマル〻とも活用する言なりウミウムなど云は物の熟したるをいふ言にして木實の熟するをも癰疔の類の熟するをもウミウムといひ麻苧を績むもつゞけ積りて糸となるよりいひ子を產するをいふは十月滿て熟し生る〻から云也又膿汁をウミといふは癰疔のたぐひ熟て出る汁なるゆゑさいひしが轉じて膿の如く成りしなり又ウマル〻といふは天に對して云なりウヽシメラル〻といふ意なるべし

○聞の訓義

和訓栞にきく聽聞をいふ來々の義なるべしといはれしはいまだし余をもて是をいはゞ聽聞の訓きくは氣來なり氣は氣息すなはちイキの畧語にしてすべて聲氣あるものゝ耳に入來るをいふまた轉じて物の氣の

り居たりしが一休和尚に問ていふ和尚歌を詠給ふやと一休かたの如く詠みさふらふとて言下に、來て見ればこゝも火宅の宿ならめ何住よしと人のいふらむ「彼僧打わらひ、來て見ればこゝも火宅の宿なれどこゝろをとめですめばすみよし」とかくの物語に東の空もしらしらと夜も明けはなれぬれば老僧は何くへ行きけむ見えず成りぬさりければ最難有思ひ給ひて爰に菴を結びて住み給ひけるとなむ今も自畫贊の像其所にあり其贊曰、詩情禪味•倶無能龍寶山中滅大燈盲女艶歌歎樓子虛堂七生鼃苴僧」諸徒圖余陋質請贊不免自許文明六年五月大澤七世東海順一休天下老和尚」とある一件を開て此和尚の高德を稱し且問て曰鼃苴の字解しがたし請示されよ余答曰是は俗に云やりはなし者いきなり者など云詞なり宋黄山谷が涪翁雜記に鼃（即假反）苴（音鮓）泥不熟也中州人謂蜀人放誕不遵軌轍曰川鼃苴といひまた宋趙叔向肯綮錄に不謹愿曰鼃槎（上力瓦切 下除瓦切）とも見えまた清褚稼軒が堅瓠集に今人謂人作事不中道理者曰鼃苴鼃即假切苴音酢黄山谷集鼃苴泥不熟也中州人謂蜀人不循軌轍者曰川鼃苴考韻書無鼃苴有鼃䃰鼃盧下切讀作喇䃰除瓦切音酢などあるもて苴槎䃰三字音同うして通用せし也また事文別集にも此音義を載せたり

因に云彼老法師が返しのうたの心をとめでは不留心にてて文字濁るをよしとすべし

○左右尊卑

左右の尊卑は事に依てかはる也そは彼國にても疑はしく思ふ人も有りと見えて明田藝衡蓬窓日錄（卷四）に其辨あり云禮吉事尚左凶事尚右毛晃曰人道尚右以左爲尊（卑カ）又或以爲手足便右以左爲僻也故凡曰左道曰左遷曰左計曰左官唐書退小人子閑左皆此意至于古之乘車則又尊左矣曲禮祥車曠左魏公子從車騎虛左以迎侯生我朝官制初尚右後改尊左吳元年丁未十月丙午命百官禮儀俱尚左禮記聽卿任左註凡立者尊左座者尊右今禮猶古也といへりまた宋載埴が鼠璞（卷下）云漢以右爲尊謂貶秩爲左遷仕諸侯爲左官居高位爲右職周昌相趙高帝曰吾極知其左遷陳平以右丞相遜周勃位第一平爲左丞相位第二謂左戚右賢居客之右朝廷無出其右皆此意也本朝官制如左右僕射左右丞相司左右曹左右諫議左右司諫正言皆不

為貴老醫人皆知之少ト不知何謂王彦甫塵史云老取其閲少取其決乃知俗語其來久矣といへりこの邦にも老醫を貴ぶことは誰もいふことなれども少トの沙汰はなきにや和漢世俗の情皆同じ

○玉東西

玉東西は杯の名也案に墨莊漫錄に王禹玉丞相寄程公闢レ詩云舞急錦腰迎二十八一酒酣玉盞照東西樂府六公曲有二花十八一古有二玉東西杯一其對新也といひ又事文續集酒器部に山谷が佳人斗南北美酒玉東西と王曾が酒酣金盞照東西といふを引けり又明吳從先が小窓別記酒器部に金巨羅玉東西皆古飲器といひ又遵生八牋に西湖志を引て玉東西杯とも見えて杯の名たるを疑ふべくも有らねど其形狀を詳にせず因て考古圖引二李氏錄一云漢高祖以二玉抔一為二太上皇壽一以二横長一故謂二之玉東西一按淮南子闚二面於盤水一則圜於レ杯隨面形不レ變二其故一有レ所レ圜有レ所レ隨者所二自闚之異一也隨當レ讀レ橢（他果功）狹長也蓋古杯之形皆狹長又聞二使レ虜士大夫言一遼主燕用二玉杯一狹長如レ舟其世子亦用レ之形制少殺とあるにて形狀しられたりこは岡本花亭翁の丸山了順に託して問ひこされし時答へたるなり

○齣字

當世の稗史家やゝもすれば其戲述する所を勾欄に擬し次第をもて一齣一齣と云たゞに唐山の小說に傚ふ耳是何の義といふことを詳にせず案に字彙補傳奇中一廻為二一齣一俗讀作レ尺或云本是齝字譌作レ齣也蓋齝乃食レ之已久復出嚼レ之今傳奇進而復出故有レ取二于齝一云と見えしをいかにもさあるべき事と思ひ侍りしに此頃檢閱の序ありて青藤山人路史を讀しに又此說を載す曰高則誠琵琶記有二第一齣一々字考二諸韻書一並無二此字一必齝字之誤也牛食呑而復吐曰レ齝似二優伶入而復出一也考二直音一有二齙字一音曰レ抱義曰齧齒則字形雖レ近而義則不レ若三齝之為二尤近一矣又俗本凡優人出レ場皆云二一折二折一今韻書有二摺字一音與レ折同而形則與レ齣益遠矣故予以レ齝為二齣之誤一齝音笞又音師人形字亦作齝と見えたれば字彙補に或云といひしは青藤山人といひし也齣の字是にて明らけし

○蠹茸

或人話次に住吉名所圖會林栄菴（住吉郡遠里小野村に在）と云下に紫野大德寺直殊菴一休和尚の住み給ひたる菴あり一休住吉に參籠通夜したまひけるに又老僧一人同じく籠

右却竹勒左却一勒二空鐘一蟲而疾轉大者聲鐘如小亦蛣蟯如發レ聲一鐘聲欲時乃巳製徑寸至二八九寸一其放之一人至二三人一といへる物是也又今時兒童のもてあそぶこまと云は惜千々といふ物なり南宋市肆記に兒戯之物名件甚多如二相銀杏猜糖吹叫兒打嬌惜千々車輪盤兒毎一事一率數十人專籍以爲二衣食之地一皆他處之所レ無也と見えたり此惜千々のこまなる事を知るは方以智通雅に惜千々轉輪戯也、又南宋市肆記載京瓦兒戯之場有二惜千々一蓋如下京師之放二空鐘一抽中陀螺上乎形扁九有レ臍以レ繩卷而放レ之其轉不巳謂二之千々一或其遺稱とあるにて明らけく又陀螺は江戸にてばいこまと云物なり田舎の方言にジンダンボまたはジングリなど云にや其形小さき丸木もて　のごとく削り立て細き鞭のさきに一條の紐をつけてくる〳〵とからみて引起し紐もて鞭すれば鞭するに随てまはる都下の兒童等の玩ぶ物にはまはして聲をなすものなし瑜が七八歳の頃もて遊びしは田舎漢の製し與へし物にて杉あるひは檜の枝の心もて作れるを葛の皮もて鞭にかけてまはしぬれば随て聲をなす空鐘の如きにはあらねど鈍く濁れるこゑのうめくもをかしく今猶耳に在るもむかし戀しくなむ帝城景物略に陀螺者木製如二小空鐘一中實而與レ柄繞以レ鞭之繩而無二竹尺一卓二于地一急掣二其鞭一一掣二陀螺一則轉無レ聲也視二其緩一而鞭レ之轉々無復住轉レ之疾正如レ車立二地上一頂光旋々影不レ動也と有るもの即ばいこまといふ物也斯るたしかなる形狀を記せし書あるをしらず近頃江戸繁昌記をかける寺門何某が淺草觀音の奥山のことをいへる所に源水がまはせるこまを陀螺と書けり源水はいかでばいこまをばまはしけむと腹筋よられて可咲かりき然れども渠は所謂戯作者の類にして儒林に列するには足らぬ男なれば咎むるにはあらねど最つらにくきは孔夫子の金言をだに戯謔にとりなして猥褻の限なきが中に混ずること衣食を謀るの爲とはいひながら忌憚なきの甚しきものなりかゝる物をもてはやすは文章の一大不幸とすべし況や淫靡汚褻の醜態をさへ力をつくして書著し誇顏に昇平の盛事とするは心あらむ人は長大息すべきことなりかし

○老醫少卜

唐山の諺に老醫少卜といふこと有り明東吳都卭が三餘贅筆に世言老醫少卜則醫者以年老爲貴卜者以年少

きかせをもあてじとぞおもふ」とよみたまひし、かやうならむやうに心得て詠むべしと敎へられしと也我未若き比なりしかども面白く覺えて記臆せしを今又思出て記しぬる也といはれしもあはれなるか又此に同じ心ばえなる話を連珠集に入れたり云山寺の兒二人集りて花こそ面白けれいな雪こそおもしろけれと互に爭ひしを師の房聞て風雅の爭ひ殊勝の事に思ひ花もよく月もよし、雪ならば幾度そでを拂はましはなのふゞきの滋賀のやまごえ」とは雪より花を賞してなり。また古歌、花ならば咲かぬ梢もあるべきに何にたとへむゆきのあけぼの」是は花より雪をよしといふ意也いづれもすてがたき詠なれば二人ともに睦敷學問せよといはれしとかやこのふたつの物語もまたいづらに勝劣ありとも定めかねつ殊に斯ることを疎にのみ見すぐすから學文しつる人も今日のことにはうとしなどいはる皆人情といふことを辨へぬからの事なればよく味へていたづらものがたりとなおもひそゆめ

○獨樂

閑田耕筆に和名鈔を引て獨樂名、古末都玖利有孔者也とあり然るに行成大納言小松つふりといふ物に村濃の糸を添へて奉られたまふと云こと小世繼に見ゆ。くりとふりとは通へどもまはすときはふる物なればふりはことの本か糸もてまはす物なれば糸を添へたまふも聞えたり有孔者也の註は今世のさまに異なれば心得がたしもし孔に糸を通してまはせしにやと云はれしは獨樂に二種あることを知らず且其物を見ざるからの誤なり此に有孔者也と云へるは俗に所謂半鐘こまといふ物の事なり其制竹を丸きまゝにて三四寸許に切て上下に蓋と底とを牢く入れて竹を細く削りて心を通しさて竹筒の脇腹へ細長き孔を三四分許に穿てまはすに其孔へ風入りて聲をなし殊に清亮なる者なり其圖左の如し

まはすとき上の心へ糸をなみよくきり〳〵と巻下して　如此なる竹へ筒のきはまで巻つめたる糸の端を引込みて心へ押當て一勢に引くなり此の物今は京都には玩ばぬにや此はもと空鐘といふものにて劉侗が帝城景物略に所謂空鐘者刳レ木中空勞口盪以ニ瀝靑一卓レ地如ニ仰鐘一而柄其上之平別綫ニ一繩其柄一別一竹尺有レ孔度ニ其繩一而抵ニ格空鐘一繩勒

○煎茶點鹽

瑜が秩父にひとゝなりし頃老媼等かたみに訪かはせし時必淡茶を瀹てかたらふが多くは鹽を點じて飲みしを見て茶は必斯せねば飲ぬものぞと覺えしほど也後稍年長せしほどは邊鄙の賤しき習俗ぞとをかしく而巳おもひしが唐山にもさるためしは有し也宋南陽陳鵠耆舊續聞（卷八）云東坡云唐人煎茶用薑故薛能詩云鹽損添常戒薑宜著更誇據此則又有用鹽者矣近世有用此二物者必大笑之然茶之中等者用薑煎信佳也鹽則不可東坡之說如此不知今吳門毘陵京口煎點茶用鹽其來巳久鄙不曾有用薑者風上嗜好各有不同といへるを見て知るべし

○隔水煮　火春

樑下老人因樹屋書影云予飲酒非隔水煮則痔立發京師人槩炙之煤上人好飲火春而佐以炙煿之饌曾無疾病徐家肺沈家脾信自有然といへる隔水煮とは今湯の中へ陶子を投じて溫める事と見えたり火春は燒酎の類か

○しやらくさし

或書に崎縣丸山にて遊女のことを唐人詞にしやらといふ薰物を身にふるゝ故しやらくさいと云と見えたり（余崎県人に問ひしに斯ることはしらずと答へき）瑜案ずるに此說必しも然らず是は正しく洒落臭しの訛りたるなるべし臭きのみにて踈とせぬ意よりなまなりなる事をいふ詞也洒落めかしても洒落ならぬを云なり洒落と云字は晋書世說等にしば〳〵見えて胸中さらりとして物に貪着せぬことなり今俗に云しやれものしやれた人などいふも即洒落にてラクの反レなる故にかく云ひしを後には滑稽諢話などの事のやうに心得しなるべし

○風雅骨髓

柯山隨筆に云予がわかゝりし時杉月菴中野等和の許へまかりて和歌物語など有けるに或人の歌に月と花とを合せて詠じたるが花のみ賞して月のこと無詮やうなるうたなるに杉月菴いふすべてかやうなる月花をならべて詠むうたは二ッながら賞して可詠と師說を受置きし也譬をもてさとし侍らむ昔太田道灌（持資）二人の美童を寵愛せられしに或時二人を左右に置て一人の童を扇してあふがれけるに一人の少人の詠める歌、ともすれば思ふ方にやなびくらむ扇のかぜも人のこゝろも」とよみしを道灌見たまひてあしく思ひけるよとてかへし、獨をば塵をもおかじ獨をばあら

り或時京へ上り此事を見て涙を流し申けるは吾若き時草紙を讀みけるに此事ありと覺えたり葱の白根を煎じて與へて見よと云ければ父母悦び急ぎ葱の白根を煎じ一日一夜に五六度づつ用るヿ二七日にして大便口より出る事止て一月の後怪き蟲の蛇の如くなるを下して再發るヿ無かりしと其鄰家の隱士城氏某子に語りけるによりて其草紙はいかなる書に侍るやと問ひけれども其名は覺侍らずと答へし也此人言を食者にあらず其後啓益暇の日法苑珠林を考るヿ有しに此病にひとしきヿを載せたり法苑珠林百十卷賞罰篇に阿育王經に云く阿育王の病口中臭き事如糞身中の毛孔より糞汁流出でて臭きヿ限なし阿育王の后帝失羅國中に觸をなして王の病に似たる者あらば召連れて來るべしと有ければ一人の小兒王の病に等き者ありて來れり此兒の腹をさきて見れば怪き形の蟲ありて動きはしる醫師に仰せてさまざまの毒藥をもて攻めけれども此蟲ひるむヿなし葱の白根の煎汁をそゝぎかけたれば忽死しけり則葱の白根の煎汁を阿育王にすゝめ奉りければ怪しき形の蟲大便より通じて其病愈たりと見えたりかやうなる事も世に有ることなれば醫師たらむ者は見聞に廣ければ其益多きことなり今城氏の物語に等しければ爰に記し侍りぬといへり瑜案に此事阿育王經に見えたるのならず義楚六帖には金藏經を引て倶羅王の事とす其文云倶羅王病糞從口出夫人令天下有此疾者來得一人其病似王劈腹看有蟲諸藥不死以生葱殺之令王食葱病愈といへり阿育王と倶羅王と孰か是なることをしらざれ共是等は方便說とばかりは見えず特に牛山も眼前に經驗を得し人の說をかくまでたしかに錄し置かれたれば浮きたることには有るまじと思はる實に醫たる者聞見に廣からねばかゝる時に失措すべし學べや醫人

○歌行吟嘆

魏菊莊が詩人玉屑云守法度曰詩載始末曰引體如行書曰行放情曰歌兼之曰歌行悲如恐蛩曰吟通俗曰謠委曲盡情曰曲と見えたれ共實は分明ならぬ事にや宋曾敏行が獨醒雜志に少陵古詩有歌行吟嘆之異名每與能詩者求其別訖未嘗契然于心也、嘗觀宋書樂志以爲詩之流有八曰行曰引曰歌曰謠曰吟曰詠曰怨曰歎少陵其必有所祖述矣世豈無能別之者恨余之未遇といへるを見れば後世種々說をなすも取りがたきことなるべし

○笈中春畫

總角の比或人の許に游しに笈中を見れば悉く春畫一枚づつ挿入たりこは何の爲ぞと問ひしに書の多くなる壓勝也と答へきいかなる心にやと怪思ひしが近頃靑藤山人路史を見るに曰有士人藏書甚多每匱必置春畫一册人問之曰聚書多惹火此物能厭火災也世傳藏書家皆然恐假言以掩醜耶と有り彼かゝることを耳食して好事の戯をばしけむ又案に甲冑櫃に春畫を入置くも此等のことを誤りしにやと思ひしに此事は既に伊勢安齋も其所著鎧色談附錄に議せられたり曰鎧櫃の中に春畫の卷物を納置て出陣の時此畫を見て笑を含て出れば其日の軍必勝利ありと云傳へたり秘事故實あること也といふ人あるも案に是妄說なり夫合戰の勝敗は時の運命姑くさしおく大にしては大將の賢愚により小にして士卒の勇怯によることなり大將愚にして士卒怯ならば彼畫を見たりとて勝利あるべからず彼畫を鎧櫃に納めおくことは好色人の所爲也と云々此辨尤至極なる事なりかゝるたはれたることゞもは一切これを禁じて可也

○抑鮓

鮓を漬ることを何れの書にも爲鮓とのみあり二字不雅して詩などには入れがたし芥隱筆記に云く宋景文詩蟹美持螯日魚香抑鮓天用楊淵五湖賦連航抑鮓といへりこれ今いふすしをおすといふによくかなへり又鮓桶を鮓航と云べし

○勅補正御書

默齋稻葉正信墨水一滴云元和中道春在レ洛講ニ春秋傳及書傳一時以レ列ニ其席一爲レ榮從レ是洛中移レ風易レ俗遂顯ニ大朝一勅賜ニ宋朝類苑別出勅本一部一加ニ朱墨一以備ニ叡覽一春乃補ニ脫簡一正ニ誤字一以奏ニ獻之一とあるは道春先生の特に面目なる事なるに先哲叢談の羅山傳に漏らしたるは遺恨なることなれば今此に括出して好事の人に示す

○口出糞病

香月牛山小兒必用記卷云小兒二三歲の比別に病といふこともなく口より大便を出す症あり此事奇怪の症にして世に稀なる病なり元祿の初年に京都五條あたりに此病を患ふる兒ありけり種々の醫藥をあたへ神に佛に祈る其父母たる者手足を置くに所なし其媄なる人もとは或大名に仕へせしが年老て今は南都にあ

等ニ氣ヲツクレ其末得予曾テ唯有芻人彎竹弓ト作レルモ據アルニ非ズ偶宋ノ利登ガ田家詩ヲ看ル小雨初晴歳事新一犂江上趁初春豆畦種罷無人守縛得黄茅更似人ト是正シク案山子ノコト也學語編に鷹俑天工開物ニ出トアリ是ハ案山子トハ別也又後編ニ松本愚山ガ説ヲ引テ曰カヾシノコト鵲亭樂府ニ草防禦トアリ樂府ハ詩餘ノ書ニテ其題ニ見ユ余案ニ元宋无詩殘稅驅將兒子去豆畦却倩草人看是マサシク案山子也とのみいひて案山子の出據をいはず間に北條讓が霞亭渉筆を見るに其説を載せたり曰邦人古來呼芻人爲案山子玄光之博洽其記玄賓僧都事謂此方之所名近六如師詩話遍擧草人草防禦等名於案山子亦缺考據蘘有人檢出見示出五燈會元中浩州雲居道膺禪師章師上堂曰孤迥々峭巍々僧出問曰某甲不解師曰面前案山子也不會といへり是にて詳に知られたり

○當世釋氏

涅槃經云我涅槃後無量億百歳四道聖人悉復涅槃正法滅後於像法中當有比丘似像持律少續誦經貪嗜飲食長養其身雖著袈裟猶如獵師細視徐行如猫伺鼠常唱是言我得羅漢外現賢善內懷貪嫉如受啞法婆羅門等實非沙門現沙門像邪見熾盛誹謗正法云々誠なる哉斯言也今世いはゆる僧といふ者此佛言に不耻して檀越の物を食り陽に貝多を哦し陰に酒肉を喰ひ娼妓姦婦に褻瀆するはいかに

○菩提水

古今詩話に宋張邦畿侍兒小名錄拾遺を引て曰五代時存一僧號至聰禪師祝融峯修行十年自以爲戒行具足無所誘掖也夫何一日下山於道傍見一美人號紅蓮一瞬而動遂與合歡至明僧起沐浴焉婦人但化有頌曰有道山僧稱至聰十年不下祝融峯腰間所讀菩提水瀉勾紅蓮一葉中といふ話ありかゝる成行具足とおもふ僧だにかくのごとし今世の緇衣圓頂其腰間に所積の水は菩提か煩惱か其浮く所は蓮葉か蕕葉か正當任麼時乍生

○僕遫

前漢書息大躬傳上疏歷詆公卿大臣曰云々諸曹以下僕遫不足數注師古云僕遫凡短之貌遫古速字とばかり有て字義を詳にせず案に僕遫樸樕と相通ず詩野有死麕篇林有樸樕野有死鹿毛傳樸樕小木也とありまた書言故事卷二息夫躬が事を載せて注に諸曹大臣以下皆小官如小木多不足數也とあるにて益明白なり

きや又いみじうをかしきは拾遺集物の名に紅梅、鶯のすつくる枝ををりつらばこをばいりてかこまむとすらむ」是を證として紅梅の字音を假字に書かむにコヲバイと書くべきや不通の論といひつべしさはれ皇國は字音にはかゝつらはぬといはゞするみ(本ノマヽ)俊成定家賴政の如き先哲にして大和言葉の假字知りたまはぬと云べきやされば眞淵の用をもちゐといふ何れの假字とも定めがたしとてもちゐと書かれしを宣長は夫木に、千代までもかげをならべて逢見むといはふかゞみのもちひざらめや」とあるを證としてもちひの假名と定められしも必とはし難き事也さるを高田與淸が擁書漫筆には古より比爲相通せし考をのべて大炊寮は大火司のよし成るべきに和名に於保爲乃豆加佐とかき神樂歌に圓居を滿登比法華驗記上卷に山城國の神南備を神奈井舊本今昔物語廿卷十一語に池のそこひを底井とも書けるにて知るべしされば堀川百首下卷賴政集下卷などに逢初に藍染をよせ平家物語四の卷鵺の段源平盛衰記三位入道歌の段飛鳥井集上卷などに椎に四位をよせ夫木抄廿七卷鷹の木居をよせし類もいとおほかるもひがことにはあらずといはれたるはいとよく心附たりと云べし然はあれど比爲相通と心得られしは猶いまだし上に引かれたる於保爲滿登比神奈井底井などは多くも有らねど全く音便より誤寫せしなるべし既に上に論ずる如く歌の秀句は假字づかひに拘らず又物名たち入れたる歌は假字づかひの證とすべからざる說は余がいまだみそぢにみたぬころよりして酒泊舍の主ともしば〳〵此論には及びたりき

○砂糖品類

元史浩が兩抄摘腴に云蔗糖卽糖霜黃魯直答雍熈長老寄糖霜詩遠寄蔗霜知有味、又糖霜譜曰遂寧有糖氷冠于四郡とある蔗霜は出島也糖氷はこほり砂糖なりさて黑砂糖をば何といふかと思ひしに吳郡王世懋が閩部疏に蔗有二種飴蔗節疏而短小食蔗節密而長大凡飴蔗擣之入釜徑煉爲爲赤糖赤糖再煉燥而成霜爲白糖白糖再煆而凝則曰米糖と見えたり所謂赤糖はくろざたう也

○案山子

葛原詩話に吾邦ニテ田ヲ守ル鳥オドシヲカヽシト稱シ案山子ト書ク彼邦ニテハ何ト云フヤラン徧ク詩文

近頃圓珠契沖あざりが勢語臆斷に初冠のかなをうゐかうぶりと書來れるを非とし古今集貫之のさうびといへる草の名をたち入れて詠める歌、我はけさうひにぞみつる花の色を仇なるものといふべかりけり」といふを引て證としうひと改られしより眞淵宣長のぬし達も競ひて古人の詠みし物の名の歌をとりて古假字の證とし且秀句に逢を藍にいひかけ戀を木居にいひかけたる歌をば皆假字ちがひの秀句とて古哲の歌とても取用ぬとのやうに云ひけすなど極て僻言とぞおぼゆる余をもてこれを論ずれば古人は物の名または秀句などには唯しらべのみを取て假字づかひに拘らざりしことゝ覺ゆ今其一二を擧て論せば先戀を木居にいひかけたるは後拾遺左大臣（作者部類 俊房公）我が身はとかへる鷹となりにけり年はふれどもこゐはわすれず」新後拾遺、太宰重家、御狩野のつかれになづむはし鷹のこゐにも更にかへりぬるかな」また逢を藍にいひかけたるは、新後拾遺、俊成、賴まずはしかまのかちの色を見よあゐそめてこそ深くなりけれ」詞花集道經、わがこひはあゐそめてこそ増りけれしかまのかちの色ならねども」又椎を四位にいひかけしは賴政家集、のぼるべきたづきなければ木の下にしひをひろひて世をわたるかな」又木綿を言にいひかけたるは、新後拾遺、前關白太閤、つれなさを祈るとだにもゆふだすきかけてや人に先しらせまし」又夕を言にとりなせしは、貞徳家集、五條花開（ハナサキ）の家にて會ありしに夕顔を、小車のむかしのたちと名にしおはゞそこぞと我にゆふがほのはな」又小倉を置にいひかけしは、續古今、定家、露霜のをぐらの里に家居してほさでも袖のくちぬべきかな」是等皆秀句のかなづかひにかゝはらずひゞきをのみとれる證とすべくして後世これをとがむるはいかにぞやこはとまれかくまれ物の名をたち入れてよめるを假字格のあかしとするの必しかるべからぬよしは蕉の字音シャウの假字なるべきを、古今集素性法師、さゝ ひは ばせをば といふをたち入れてよめるにいさゝめにときまつまにぞひはへぬる心ばせをば人に見えつゝ」といへるを證としてばせをと書くぞをかしき又多武峯中將物語に郭公をかくして、山路しる鳥にわが身をなしてしか君かくこふとなきてつげまじ」是に證せばクワクコウをもかくこふと書くべ

こし鶯の宿はととはゞいかゞこたへむ」とありけるにあやしく思召れて何者の家ぞと尋ねさせ給ひければ貫之のぬしのみむすめの住所也けりと有るとよく相似たることなり此詩を幻雲和尚續錦繡段には因官伐松と題し三四句を唯恐江頭明月夜誤他千里鶴歸來として胡曾生が作とせり孰か是なることを詳にせず

燕居雜話卷之五　終

燕居雜話卷之六

○八歳兒産子

享和九年壬申九月三日下總國藤代の驛にて八歳の女子男子を出生しけり稀代の事なりとて遠近ゆすり躁ぎて菓子やうの物など携へて行て見るものも多かりき余が識し人の二三輩ゆきて見しが話するをきくに其母子共に無恙して乳哺も如常なれども母といふも八歳の兒なれば只嬉戯にのみかゝつらひて乳房くゝむるをうるさがりてなど彼母なるが云しと語りき後に聞けば出産せし子は目しひけれどやゝ生長せりと聞きしが今は如何になりけむかしらず嘗て宋江萬里が宣政雜錄を閱するに建炎戊申鎭江府民家兒生四歳暴得腹脹疾經數月臍裂有兒從裂中生眉目口鼻人也但頭以下手足不分莫辨男女又出白汁斗餘三日二子倶死と云へり藤代の兒女のことをもて觀之に誣說にもあらざるべし造化の變理を以て推すべからざる事如此ものもありけり

○難定かなづかひの論

また此事をうたがふこと舊し此頃百鳥といふ人のかかれし筆の儘といふ隨筆を見しに紅葉は龍田姫の業のよし和歌にも詠ず龍田姫は秋の萬物を造化したまふ神靈の名なり又春の萬物造化の神靈を佐保姫と云往古奈良の都佐保山は帝闕より東に當り龍田山は西に當り東西に有て秋の方角ゆゑ名附けたりといへるぞことわりある說なるべき又和訓栞にはさをの假名を用ひて云く棹姫など書けり春を司どる神也といはば小青姫の義なるにや山姫を云なるべし又たつたの條下に云く天武紀に祠風神于龍田立野と見え祝詞に我御名者天乃御柱乃命國乃御柱乃命と見え式に大和國平群郡龍田座天御柱國御柱神社二座と見えたり是今も立野といふ所の社なり今龍田といふは法隆寺の邊に在て神幸の地なりこを龍田村とす又式に右に並て龍田彥龍田毘女神社二座と見えたるも共に立野村にあり法隆寺より二十町ばかりなり萬葉に、我ゆかば七日はすぎじ龍田彥ゆめこの花を風にちらすな」山おろしの風なふきそと打越て名におへる杜に風祭りせれ」龍田彥は級長津彥命龍田姫は級長戸邊命なるべし式に別に擧るよしも荒魂和魂なるが祝詞にも比古神比女神二神をあげたり後世に龍田姫とよめるも是也とのみ云て秋を司どるゆゑをいはず案ずるにこはまさしく龍田川は奈良の都の西にあたり殊に名高き紅葉の地なれば錦を織て裁縫の緣語を龍田の地名によせしにてはるかの後のわざとおぼゆるを岷江入楚に萬葉集を引て春の龍田姫とのたまひしはいかゞこは龍田の杜の花なれば級長津彥級長戸邊二神ともに風を起します神なるからに斯く詠みたるにて秋の神を春の神に詠みしといふ樣に心得たまひしは僻言なるべくおもはる

○維琳禪師の詩

宋詩紀事に云徑山長老維琳禪師居銅山院有松合抱縣大夫將取以治廨師知之命削皮題詩其上曰大夫去作棟梁材無復淸陰護綠苔唯恐夜深明月下誤他千里鶴飛來尉讀其詩乃止とあるは大鏡に天曆の御時淸涼殿の御前の梅木枯れたりしかば求めさせ給ひしに西京に色濃く咲きたる木の侍りしを堀取しかば家のあるじ出て其木に是ゆひ給ひて參れといはせ給ひしかばあるやうこそはとてもてまゐり侍ひしを何ぞと御覽じければ女の手にて書きて侍りける、勅なれば最もかし

號朝歌墨子回車此地也と見えたり

因に云井上通女は奇偉の才女にして其書懷詩に若無吟咏述情志今古因何思可移誰言弄文非我事二南半是婦人詩と賦しまた相鼠の詩を讀てと前がきして、いへばその鼠にたにもおとる身の世にながらふる程もはづかし」又おうなが洙泗伊洛の間に心をとゞめはべるを或尼のいさめて彼岸にいたる弘誓の舟は求めずやといひたりし返しにとて、常に行くみちなくばこそ世をうみの蜑のゝりたる舟もしたはめ」などのから歌やまと歌を見ても尋常の才ならぬと知るべしこゝに抄出せるは余がひめもたる感通女詩歌に見ゆいさゝかの草子なればやがて板にゑりて同志に示さばやと思ひ侍るなり

○公方様

俗説に公方様と云は足利將軍義滿に勅して何とも公家方の樣にすべきよし許を蒙るにはじまりしといふは無稽の説なり案ずるに此言古くより云しとにて太平記卷十鹽飽入道自殺の條に嫡子六郎左衞門忠賴に庭訓して御邊はいまだ公方の御恩も蒙らねば云々と見えまた後花園院永享四年九月足利將軍義敎公鎌倉管領持氏を攻ん爲に事よせて富士見にとて駿河まで下向せらる此時飛鳥井雅世卿隨身して富士紀行をかゝれし其發端の文に公方様富士御覽云々是等は誰も引きて證とする事ながら鹽飽入道がことはやゝ前に在りしかるに最古く物に見えて誰も引及ばぬは源氏の薄雲卷なるなり今此にあぐ源氏の薄雲の病をうしろめたくおぼさるゝ條におとゞはおほやけかたざまにてもかくやむごとなき人のかぎり打つゞきうせたまひなむことを人しれずおぼしなげく云々おほやけかたざまは卽公方様なりされば此事は天子にも將軍にも通じていへる言にして武家には將軍宣下無ければ公方とはいはぬなどいふは皆俗説にして信ずるに足らぬことゝ知るべし

○佐保姫龍田姫

岷江入楚幕卷に云春は佐保山の神より事起りて佐保山の霞の色といひ秋は龍田山の神より事おこりてもみぢを詠ずる故に秋を染る神といふなり又ともに神の名なり但春の龍田姫のうた萬葉にあり櫻のうたに、わがゆきは七日は過じ龍田姫ゆめ此はなを風にちらすな」秋のさほひめは不見歟云々といへり瑜も

の年のみにかぎらず子卯午をもまた梁年といふことと見ゆ唯何の義なる事を詳にせずまた漢土には婚姻に忌み本邦には不造内裡とせしも何の所以なるや此事をさし〳〵物にも見えぬやうなり

○惡來

余嘗て福山太田全齋老人を問ひしに韓非子翼毳再校正の稿取出て彼此話せられしが中に惡來の惡は去聲によむべきや又は如字なるべきか諸の字書を探れども音注せし者なしといはれき後に宋履齋示兒篇字說部に通鑑釋文を引て云宋太祖元嘉二十八年惡來哀都切商紂之臣史記曰惡來善讒毀諸侯とあるにて平聲に點發すべきこと明らけし九原作しつべくは告まくほしく思ひ侍るになむ

○芝屋隨筆の誤

在京橋秦が筆のすさび（一名芝屋隨筆）に云小野の於通は室町松本町に住せし人なりお通の女は眞田河内守といへる人の妾となりて信州松代へ侍す後にお通を手元にて孝養したしとて迎の人を登しお通を松代へ引とるお通松代へ下るみちにて姥捨山の近きあたりを通りけるに迎の從者ども云には是よりわづか七八町ばかり廻道すれば姥捨山を通り可申候名所の事故御覽可被成候廻り可申哉といふにお通承知せず廻道はやめて山へは行かずして通りけり其時お通の歌に、姥捨の山には入らじ名を聞きて車をかへす人もこそあれ」と詠めりこは史記號縣勝母而曾子不入名邑朝哥墨子廻車とあるをとりてよめる也近時には心掛のよき婦人なり此事の始末詳に記せし物松代の長國寺に有りと實岩和尚物語りき河内守といへるは眞田伊豆守の實弟にて七千石を分て別屋住の由也と記せり瑜案に此說謬傳なり此うたのぬしは京極備中守殿の臣井上儀左衞門が女通子の詠なり卽自撰の感通女詩歌と題せし物に載す其はし書に姨捨山の月かきたる屏風を見て是はいづくの山ならむと人の問ひたる返しにふと勝母の里の事思出られてと有て、姨捨の山とはいはじ里の名に車をかへすひともこそあれ」と入れたり是を實事にとりなして人の名も同く信州姨捨山のよせもあるまゝにとはいはじをには入らじと引直し里の名にを名を聞てとして小野氏に傅會せしなるべし此本文は史記鄒陽傳に見え又宋呂頤浩燕魏雜記に懷相二州境上有朝歌城傳曰里名勝母曾子不入邑

重信といへるは書をば屋代弘賢ぬしに學び畫をば狩野了承に學びて頗風流なるをのこなりき或日やんごとなき人のもとに行てかたらふが內に神風や伊勢國白子が濱にすみなれてすなどる海士に磯丸といふが事ありて東の都に下り來にけるが哀に歌のみちこゝろにかけつゝすでに下らんとせし時よめるをそが妻なるいし子といふがかへしもありしと聞て物しおきつるなりとて見せたまひしを寫しもて來しとて見せられしをいとやさしとおもふものから書附てはなしのたねとす其うた、やがてさくあづまの花を家苞に手折てかへるをりをまたなむ」かへし、うつろはで早歸りませ咲きにほふ東のはなにをりなるゝとも」又よみてつかはす、いそまろ、吾孀路にしばし心はとむれどもはなのいろにはうつらざりけり」櫻田にはるをすぐして咲匂ふうのはなごろもきつゝかへらむ」柳をよめる、吹くまゝのかせにまかせて爭はぬ柳をひとの心ともがな」などさせるふしあるかたにしもあらねど人がらにつれてあはれまさるこゝちぞする天保五年年の春ばかりのことにやありけむ

○軟舞健舞

唐崔令欽敎坊記云凡欲ニ出舞一所司先進ニ曲名一上以ニ墨點一者卽舞不レ點者卽否謂ニ之進點一戲日內伎出舞敎坊久惟得レ舞伊州五天重來疊不レ離ニ此兩曲一餘盡讓ニ內人一也垂手羅迴波樂蘭陵王春鶯囀半社渠借席烏夜啼之屬謂ニ之軟舞一阿遼柘枝黃麞拂林大渭州達摩之屬謂ニ之健舞一といへる曲名は番組なり軟舞はかづら向なり健舞はしゆら向なり

○梁年　引所結毦錄原假字誤草假名トセリ上木可改

松岡玄達結毦錄に云百練抄に梁年の字あり何なる事しれ難し滋野井入道公隣書を閱したまふに梁年は酉年也とあるよし或人云東方蒼龍箕星一名梁星と云本邦の故事に歲酉にあたれば宮室を營造せずとなり百練抄後三條院延久元年己酉二月十日依當梁年今年不可作內裡之由被定之諸道勘申後深草院建長元年己酉三月十九日辛卯當梁年內裡造營事被問諸道云々勘申當梁年造內裡事定也（瑜案造字上脫不字）諸卿參被行之といふことを載せたれば漢土の書にて斷をとらず瑜頃日檢尋することを有りて氏族大全を見しに張華當著咸婚賦有レ言云彼婚姻之俗忌ニ惡當梁在レ行以ニ子午卯酉一爲ニ當梁年一婦不レ可レ拜舅姑重禁レ之と見えたりされば酉

しの室なりたゞし此類は太府へ上ることを許さず
不時不食の意にやといとかしこし

○風月常新

兩國橋萬八酒樓にて畫工何某が書畫會催せし時一藝妓の顔ときめきたるが帶の料にすとて鼠色の繻子に書畫を乞ふ名家をえらぶなめり余はいまだ壯歳にみたで客氣驕逸なるころなれば被酒薫(欠字)としていざ吾もよとすゝみ出て結びたれぬべきと思ふあたりへ蝶書ける側へ風月常新去問南華と題しゝを誰もをこのわざしたりとのみおもふ顔にが〳〵しくて何ともいはぬがなかにたゞ鵬齋老のみは八字一帶甲科といひて快げにうち笑はれけるをよそ人は實にこそ翁の戯弄せらるゝとのゝじりわらふも聞え侍りきしかるに此の題せし字は唐馮贄雲仙雜記に史諱錄を引て明皇開元初宮人被進御者日印選以綢繆記印臂上文曰風月常新印畢漬以桂紅膏則水洗色不退(唐張泌粧樓記亦載之上皇二字無)とあるをそのまゝ用ひて戯題せしなり這に翁はかくいはれしをたゞに戯弄と見し目はいかなる青盲にやありけむしかはあれどかゝることは世の形勢なれば誰もときめく物なれど今は早五十のむかしとはなりけらし

○篇什

隨園詩話(卷六)今詩稱篇什者本左傳所謂以什其事必克之義什者十人爲耦也國風詩少可以同卷雅頌篇多每什爲卷而卽以卷首(之篇)爲什また詩人玉屑曰詩二雅及頌前二卷題曰某詩之什陸明釋云歌詩之作非止一人篇數既多故以十篇編爲一卷名之爲什今人以詩爲篇什或稱譽他人所作爲仕什非矣といへり是等は誰もしりたることながら毛詩正義にもかくまでには說盡さゞるから初學の爲にもとて拈出し侍りぬ

○かむだち

和訓栞にかむだち倭名鈔に麴を訓せり殕發(カビタチ)の義なるべし今かふぢと云は此詞の略也ひめかふぢは女麴はなかふぢは黃蒸也又白かふぢ有り殕は俗にはなのさくと云是也俗に竹黃ともいへり糀は和俗の製字也蝦夷島の俗は今もかむだちといふよし北海隨筆に見ゆといはれたれども殕發の說は未穩かならず案にかむだちはかもたてにてかもしたつるといふなるべし

○磯丸が歌

わがもとに和歌學びぬる上毛國野田といふ所の森田

湧幢小品に冬月客到以ニ肉及雜味一置ニ大椀中一注ニ熱酒一遞レ客名曰ニ頭腦酒一蓋避レ寒也考ニ舊制一自ニ冬至一後至ニ立春一殿前將軍甲士皆觴ニ頭腦酒一と見えたり

○毀銅佛鑄錢

事文前集佛部云丑代周世宗卽位之明年中國之錢乃悉詔毀天下銅佛像以鑄錢嘗曰吾聞佛說身世爲妄以利人爲急使其眞身尚在猶欲割截況此銅像豈其所惜哉山是群臣皆不敢言といひ閑窓括異志には周世宗毀銅佛像曰佛教以頭目髓腦有利於衆尚無所惜寧復以銅像爲愛乎鎭州大悲銅像甚有靈應擊毀之以斧鉞自留胷鑱破と見えしは松伊州の南都の大佛を毀て錢を鑄たまひしと同日の談にして豪傑のなす所自然にして相符するものなり彼佛像のごときは信ずる人のこゝろにあれば必しも銅ならねば靈驗なきにもあるまじければ木像にして丹霞の焚にまかせ銅をば錢に鑄たるぞ實に一切衆生を濟度すとはいふべき乾屎撅も白毫光をば放ちたまふぞかし

○雪の日や

晉書陶淵明爲彭澤令不以家累自隨送一力給其子書曰汝旦夕之費自給爲難今遣此力助汝薪水之勞此亦人子也可善遇之といひし力とは僕のことをいへりまた鶴林玉露云楊誠齊夫人羅氏年七十餘毎寒月黎明卽起詣厨躬作粥一釜遍享奴婢然後使之服役其子東山先生啓曰天寒何曰苦如此夫人曰奴婢亦人子也淸晨寒冷須使其腹中略有火氣乃堪服耳とまうされしも彼淵明の意を得たまひしにや近世安藤冠里君の發句に、雪の日やあれも人の子樽ひろひ」と作りたまひしもはからず右にひきいでたる故事に符合しけるにや兎に角に辱き御心ばえなりけむかし

○襞の字

平常にいふ衣裝をたゝむといへる字は雅語には如何なる字をか用ひはんべるにやと問人に答へしは唐王勃が臨高臺の詩に錦衣夜不襞注謂衣夜當襞而不襞刺淫樂也と見えたる襞字あたれりと告げやり侍りし

○もやし

今江戸近在にて野菜瓜蔬何によらずもやしとかいひて穴室に入れあたゝめこしらへて時に先立て鬻ぐ妙を得たる事也吳王世懋が瓜蔬疏に王瓜出燕京最佳其地人種之火室中逼生花葉二月初卽結小實中官取以上供唐人詩云中旬巳進瓜不足爲奇矣とある火室はもや

錢世昭が私誌に見えたり

○粲然

粲然は穀梁傳軍人粲然皆笑註粲然盛笑貌とありて其義詳悉ならざりしに宋景文筆記粲明也知萬衆皆啓齒々既白以粲義也之と見えたるにて詳なりどつとわらふ形勢をいへる辭なり又姍に作る

○園櫻詩讖

天保四癸巳のとしある人のもとより櫻のわか木二本を移しうゑたるに次のとしの春いとよくさけるが中に一本のをさ〳〵およずけたるがごとうるはしければとにめでたがりて詩作り歌詠みなどしてもてあそびけるが或日雨のふりけるにうちとほりてるを見て、園櫻帶雨凝清香嫩葉豔葩壓海棠恰似昭君辭國日嬌枝露重泣紅粧と賦したりしがその夏此さくら故もなくて枯れたり昭君がことを用ひしは花のかれぬべき讖にやありけむ

○鱁鮧

宋書明帝嗜鱁鮧といふことあり是は今のしほからのことにして齊民要術に作鱁鮧法を載せて取石首魦魚鯔魚腸肚胞淨洗著白鹽内器密封熟時下薑酢等とあるをもて知れり

○木像紀原

明書以寧諷言長語云魏初平二年鮑信擊二黃巾一戰死求レ屍不レ得乃刻レ木爲二信狀一而祭又龐德與二關羽一戰敗降爲レ羽殺帝令下于二陵屋一畫中羽戰克二龐德一憤二怒于禁降伏一之狀上二者立像圖形之始と見えたれども丁蘭が木を刻みて母の像を作り宣帝功臣を麒麟閣に畫かしめたるなほ此以前なるべし

○胸上置レ手夢惡

胸に手を置て寐ればおそろしき夢を見るといふこと都鄙ともにいふことなるが昔もかくはいひけるぞと見えて源氏御幸の巻に近江君がいへる詞に女御殿などおのづからつたへ聞えさせたまひてむとたのみふくれてなむさぶらひつるをなるべき人物したまふやうに聞きたまふれば夢にとみしたりいらし侍りてなむ胸に手を置きたるやうに侍るとまうしたまふと云々いとふるきことなりき

○頭腦酒

今酒客の肴魚の頭尾鰭骨となく盤へ入れて酒を熱せしめて飲むを骨酒といふ唐山にては頭腦酒といふ也

ることゆゑ宜なることなれ共兼好がつれ〴〵草に載せたる筑紫になにがしの押領使などいふやうなるものゝありけるが土大根をよろづにいみじき藥とて朝毎に二ツづゝ燒て喰ひけること年久しく成りぬ或時館のうちに人もなかりけるひまをはかりて敵襲來りて圍攻けるに館のうちに兵二人出來て命をゝしまず戰ひて皆おひかへしてけり最不思議におぼえて日比此にものしたまふとも見ぬ人々の戰ひし給ふはいかなる人ぞと問ひければとしごろ賴て朝な〳〵めしつる土大根等に侍ふといひてうせにけり深く信をいたしぬればかゝる德もありけるによといひしは喰はれぬを謝せし蜆蛤に比すればいと〳〵をかしく興あるこゝちぞする

○ふりみふらずみ

古今集にふりみふらずみ須磨の卷になきみわらひみなどいひしみもじはもしの約みにてふりもしふらずもしなきもしわらひもしといふことなり谷深み山高み苦を荒みなどのみもじとはおのづから別なり此み文字は實用にしててにをはにはあらず例せはうらみは裏滿よと罇陶たる意なり高みも深みも寒みもあらみも皆滿の義にていたく高しいたく深しいたく寒しいたく荒たといふ意なりそを眞淵はあらまりにてあらくもありといふことゝするはいかゞやとおもふなほ知る人に問待るになむ

○孔子贊

米元章が孔子贊とて世人の口に膾炙する所、孔子孔子大哉孔子孔子以前未有孔子孔子以後更無孔子孔子孔子大哉孔子」といへるは鄭漁仲六經奧論の首に天不生堯舜百世無治功天不生夫子萬世如長夜堯舜治功顯設一時夫子六經照輝萬古是以六經未作之前一世生一聖人而不足六經既作之後千萬世生一聖人而有餘といへる語にもとづきたるにやと思はるそはともあれ夫子の御德得て名づくること能はざるの妙をいひつくしたりと云べし然るに今世なまさかしき儒者等の孔子の畫幅へ贊するなどとひしめきてやくなきをを書いつけてしたりがほなるはいともかしこし余はかく思ふものから孔子あるひは菅公の贊など乞へる人あれば斷るに此言をもてして題せずあるときよめる、可畏（カシコク）もかしこかりけりくしの道の外に道てふ道しあらねば」米が意にもかよひ侍らんか米が贊は宋

などの如くむれこゞりて落るをいふと見えたり、春來れば折人もなき早蕨のいつかほとろにならむとすらん」といふほとろのことばをもても襤褸の如く成果る意を知るべし、淡雪のほとろ〳〵と降りしけば寧樂の都路おもほゆるかな」是も斑といふ意ならばほとろ〳〵にといふべし淡雪も水上に沫の立てるが如くむれこゞりたるヿにて降もたまらぬ雪のことよとおもへるはよからぬ說なるを知るべしはたれも又ほとろと同じ詞にて萬葉に、笹の葉にはたれ降おほひおけばかも忘れむといへるまして思ほゆ」また、吾宿のすもゝの花かさはにちるはたれのいまだ殘りけるかも」などやうにはたれとのみ詠みたりみなべたべたとねばりむれたる意見えたりさてはたらは斑と云ことにして別言なりはたれと混じ思ふべからず後撰集に、吾宿のうぐひすいたく鳴くなるは庭もはたらに花や散るらむ」といへるを見てしるべし

○黃裳賦雷公

事文類聚前集（狀元部）黃冕仲未第時嘗有魁天之志元豐四年南劍州譙門一柱忽爲迅雷所擊冕仲聞之占成四句曰風雷昨夜破枯株借問天公有意無莫是臥龍蹤迹困放開頭角入天衢次年對策爲天下第一と見えて黃裳字仲冕といひし人なり山谷と同時十三人の進士に試に中りし人のよし一幹和尙山谷詩集註の抄（寬文三年板）にいへり此詩唐韓致亢が雷を詠ぜし詩に閑人倚柱笑雷公又向深山霹怪松必若有蘇天下意何如驚起武侯龍と賦したるによれるか然れども致亢は唯詠物體にて設て作り世說に見えたる夏侯太初倚柱作書時霹靂破柱衣服焦然神色無變書亦如故事賓左右皆跌蕩不能往といへる故事を用ひたるに黃裳は實に夏侯太初がことに似かよひしも奇なりと謂つべし

○蜆蛤謝恩

宋李昌齡樂善錄（卷上）云曾魯公以貝蛤之類人所不放而實活物命之多故常放之一日忽夢被甲者數百哀告翌日則有以兩篭蛤蜊爲獻者公立放之といふことあり後搜索する事ありて事文後集を見しに東軒錄を引て云曾魯公好放生以蜆蛤之類人不放而活命之多也一日夢被甲者數百人前訴既寤而問其家乃有惠蛤蜊數筞者即遣人放之夜復夢被甲者來謝といへり是にて本末よくとゝのひて陰德陽報の敎ともなり面白き話なりさて是は救命を謝す

らにてとる一壺より一升二升あるひは七八升を取る。かくまは蘇鐵の葉に似たる木葉なり是まさしく椰耶代醉に升菴曰火井在ニ蜀之臨卭一今嘉定有レ之其泉皆油爇レ之則然人取爲ニ燈燭一とある物かまた案ずるに升菴が說一統志と異なり

○鬼官人

元の吾衍子行が南墅閒居錄に云宋之未年姑蘇賣餅家檢所鬻錢得冥幣焉因怪之每鬻餅必識其人與其錢久之乃一婦人也跡其婦至一塚而滅遂白之官啓塚見婦人臥柩中有小兒座其側恐其爲人所覺必不復出餓死小兒有好事者收歸養之既長與常人無異不知其姓鄉人呼之曰鬼官人元初猶在後數年方死といふこと見えたり本邦小夜中山にて姙婦殺害にあひて疵口より生れたる兒を彼婦人の靈よな〳〵里に出て飴餅を買求めて養ひしといふ物語は是等にもとづきて作出でし因緣ものがたりなるべし

○敲碁子の考

聯珠詩格趙師秀が有約と題せし詩に黃梅時節家々雨青草池塘處々蛙有約不來過半夜閑敲碁子落燈花といふ轉結の二句諸注家分明ならず唯碁子をもて燈心のさきを敲落すことの如くのみいへれどさにては面白くも可咲もなく畢竟木屑を嚙やうな物也　缺字　に梅月堂金鼇新話を見しに南原梁生が詩に翡翠孤飛不作雙鴛鴦失侶浴晴江誰家有約敲碁子夜卜燈花愁倚窓と有るを見れば敲碁子落燈花は蓋待人の來るか不來をうらなふ業と見えたり外にしかとせし所見は無けれども二詩互に證して其趣略知られたり又案ずるに趙師秀が詩も和歌の待戀などの類と見えたり詩人のとむと氣の著かぬことなり

○ほとろ

吳竹集にほとろ天の光なりはたらに同じ葉のきらめくことをも云へりといひしは殊に誤れること論なし道の枝折にほとろに降雪をまだらにふる雪なりと注し又はたれをも斑なるを云雪霜などにいふと注したるはいかゞ瑜案ずるに邊鄙の詞に物のねばりて引きりがたきをべた〴〵すると云ひ又露雫の垂るをぼた〴〵落ると云ひねば〴〵降雪をぼた〳〵ふると云また襤褸を秩父の山家などにはほだれ著物と云ほどけ垂るといふ意にやそはとまれほとろは斑と云義にはあらずねば〴〵降雪をいひて詩にいへる雪中大如席

武藏野に有といふなる迯水の迯かくれても世をすぐす哉」とよめり案ずるに唐陸勳志怪錄曰深州束鹿縣中有水影長七八尺遙望見人馬往來如在水中至前不見水といひまた周處風土記曰廣野中陽燄望之如波濤奔馬謂水影此天地之氣氤氳濁洄薄變幻何往不有といへるものなり空海性靈集詠陽燄喩詩に遲々春日風先動陽燄紛々曠野飛擧體空々無所有狂兒迷渴道忘歸遠而似水近無物走馬流川何處依云々蓮敞注曰智論曰飢渴悶極見熱氣如野馬謂之爲水疾走趣之轉近轉滅走馬流川皆謂陽燄狀貌也といへり此詩亦よく迯水の形狀に合せり莊子逍遙游に野馬也塵埃也生物之以息相吹也といひしも是也また東奥に影沼と名づくる所あり遙に望めば水漫々として涯なく飛鳥も影を移し群馬のかけるがごとく見ゆるとぞこも又迯水の類なるべし

○如法寺村の火

松岡玄達結毦錄云越後蒲原郡岡組如法寺村に百姓庄右衞門と云者あり其家の圍爐裡の傍に一處石臼を覆ひ其臼の穴より竹筒を以てさそひ出せば火忽出づ一邑の人毎夜其家に來り集り紡績沓綯の事をなす溝口侯嘗てこれを怪み人をして其處を堀らしむるに一丈四五尺に及べども何の異なし但土際より下までひゞりたる筋あるのみといひてさて劉氏鴻書に蜀伏龍山下地窪若レ池以火引有レ聲隱々出ニ地中一少頃炎熾夏月積雨停レ水則燄生ニ水上一水爲レ之沸而寒如レ故九月水涸則土上有レ焰如レ燒人聚而觀レ之至レ焚ニ其衣裾一とあるを引て證せしは猶いまだ親しからず案ずるに瑯邪代醉篇に朱秉器曰火井在ニ雲臺山之東五里一火自レ井出周圍有ニ鹽竈數十一環レ之各以ニ大竹一刳ニ其中一引レ火至レ竈鍋滾而竹不レ燃不用時以レ蓋掩レ之用時去レ蓋投ニ火少許一卽騰々炎上至レ今近レ井數十家擅ニ其利一云と見えまた大明一統志曰嘉定州犍爲郡火井在ニ功縣西八十里一蜀都賦注先以ニ家火一投レ之須臾光燄上騰以ニ竹筒一盛レ之接ニ其光一而無レ炭也といへるなど此物なるべく思はる

○草水の油

又結毦錄に曰越後蒲原郡館組鹽谷村に草水油あり其地舊村上領なり今公領となる地に油壺十四あり是を取るにかくまと云ものを泛れて油こと〴〵く其葉の上にのるそれを取り燈とす其近邑にも有他邑にはわ

之といへり秦始皇の封松爲五大夫と何れか優れる瑜等がごときは曲りもしくねりもし人に媚もとむる樣に造りなしたる木をこそ王とも大夫とも封ずべけれ噫

○養獺

朝野僉載云通川界內多獺各有主養之並在河側岸間獺若入穴挿雉尾於獺穴前獺卽不敢出去却尾卽出取得魚必須上岸人便奪之取得多然後放令自喫々飽卽鳴杖以驅之還挿雉尾更不敢出といへり是鸕鷀の事と好匹話にして好事家の談柄に入るべきことなるに鸕鷀は沈存中筆談黃朝英緗素雜記胡仔漁隱叢話陸農師埤雅など此に云鵜のことにして誰もしれり獺を養ふはことことにてしかも知る人すくなき故に抄しつ

○くしのさはれ

義經記よしの法師判官を追駈奉る條辨慶谷川をはね越損じて流れける所に判官是を御覽じてあはや仕損じたるはと仰られてくまでを取直し川ばたに走り寄り來てとほる總角に引かけ是見よやと仰られければ伊勢三郎つと寄て熊手の元をむずと取判官さしのぞきて見たまへば鎧着て人にすぐれたる大の法師を熊手にかけて中に引さげたりければ水たぶ／＼としてぞ引上けるけうの命いきて御前に出來ける判官是を御覽じて餘りにくさに如何に口の利きたるには似ざりけりと仰られければ過は當のごとくしのさはれと申ことさぶらはずやと狂言をぞ申ける云々此くしのさはれはくしのたふれの誤なるべし原本たをれと有しを又さはれと書誤りし物と見ゆくしのたふれは孔子の倒にて聖人すら過あるをいへる詞とて源氏胡蝶卷に出でたりもと莊子盜跖篇の故事に據れるなりといへり

○皸瘃

俗にいふ霜やけとて手足などの寒へるまゝに腫ふくれて爛れ壞るゝを醫書に凍瘡と云は常のことなり又皸瘃といふべし趙充國傳に將士寒手足皸瘃从軍音均从豕音築說文曰中寒腫覈文穎曰寒創也と通雅に見えたり

○泆水

泆水は春日和融なる時地氣蒸のぼりて日に映じてなす所にして曠野中を遙に望めば水の流るゝが如く見ゆるをいふ卽陽焔也夫木集廿六雜部八に、俊賴朝臣、

る故立髪丹前といふ六方は彼長き大小と兩の腕を六方へ振出ると云ふ心なるべしと見えたりさて此に丹後殿前と云ひしは堀丹後守殿の邸神田佐柄木町にありし時門前の風爐屋に湯女ども多きが中にも梶といへるが殊にすぐれたれば少き人々は誰も〳〵懸想し通ひて梶が風爐となむよびける今も猶その風爐屋の名殘ありて梶川とよび松屋と云へり思ふに昔の人は俠客などだにも賤しからず夫々に趣有て猛くもまた艶にもありしと思はるゝに今時の俠客めかす者は名さへきほひとかいひて肌膚に刺青(ホリモノ)し廣袖の著ル物に三尺手拭の帶するなど賤しき限りをしつくし不道理をいひつのるを游俠の本意と心得たるも男たる者の氣象風俗ともに衰へはてたりと云つべしあはれ季布劇孟等が如き游俠も出でよかし男たる者の面おこしに

○不捕鼠猫

猫之善捕鼠者日常睡終日跳躑者必不捕鼠見陳止齋集猫不捕鼠者名麒麟猫有味と徐氏筆精に見ゆ俗にいふ鼠とらずは能くかけあるくと云は何國も同じこと也麒麟猫の名も實に雅にして且有味といふべし

○入木と云淵源

貝原篤信諺草に和俗に筆法を謂て入木といふは宋張懷權書斷曰晉帝時今北郊更祝版工人削之筆入木三分これ王羲之がことなり是によりて入木といふなるべし又空華談叢に禪林類聚を引て松源岳曰羲之筆書入石三分李杜文章光炎萬丈といへりなどて入石とはいはざりけむとをかし

○手習二字出據

手習と云名目は瀧澤解が說に王充論衡程材篇文吏幼則筆墨手習云々と見え源氏物語には手習の卷あり往昔は和も漢も手習とのみ唱へたるにいかに思ひとりてか或は筆學或は入木道など唱ふる者ありかくては却て雅ならず僻言なるべしといはれたるぞよき據を得られしと云べきこは堤中納言物語にも白き扇の墨ぐろに眞名の手習したるさし出てなどいひ古今集の序にも手習ふ人のはじめにはしけるなど最古くいひ來れり唯漢土にはもはら手習とのみは云はざりき

○封杉爲王

宋龍泉葉紹翁四朝見錄甲集云光堯幸徑山憩千萬木之陰顧問僧曰木何者爲王僧對曰大者爲王有杉小而直因封

一人帶十二釵此說爲不同とある十二行の釵は左右へ六本づつ十二本さしたることゝ見えて今の娼妓のありさまに似たりさりながら齊肩比立爲十二行といへるは人の立ならびたる狀をいふ詞にて頭上金釵十二行とあるとは自別なるにや猶一人帶十二釵といふ方ぞ本義なるべき

○瓜蔓に茄子なし

山谷題軒詩注流不濁種桃無李實といへる注に俗諺曰種李不成桃種禾不生豆近世圓悟禪師克勤嘗以此兩語作頌とあり瓜の蔓に茄子なしといふ諺に似たり

○手習草紙

或問ニ曰今兒輩の手習するに用ふる草紙を唐山にては何といふや曰倣紙と云なり大明會典云武學幼官子弟日寫ニ倣紙十張一率以ニ百字一爲レ度有レ志者不レ拘又云諸王講讀儀設ニ寫字案於座之右側一置ニ筆硯倣紙於案一と見えたり

○附紙不審紙

又問今訓義の覺束なき所又は抄錄などせむ爲めに朱紙靑紙などを唾してはり付て置くを附紙とも不審紙ともいふ唐山にては何とか云や答ニ曰紙簽とも簽貼とも云なり朱子語類云當時亦不レ暇ニ寫出一只逐レ段以ニ紙簽一々レ之といひ胡元瑞詩藪に眞宗命ニ楊億一修ニ元龜一屬ニ陳彭年一校ニ覈誤處一必加ニ簽貼一といへる是なり

○源氏物語草稿

松岡玄達の結毦錄に紫式部石山に籠り源氏物語を作りし時料紙を忘れし故佛前に在し經をうら反し書けりといひ傳ふ誤也是は法華經に色即是空の道理を說けり心經には空即是色と打かへして書けるを心得違ていふなりと北鷲源太郞物語なりと見えたり此說げにさも有るべきことに思はる

○丹前立髮六方

伊勢安齋隨筆云今歌舞伎狂言にする丹前立髮六方は巖有公の御代丹後殿前の風爐屋へ通ふ若衆共の病氣分にして引籠居たるが長髮にてかよひしが却て伊達に見えければ月代そらでよき人も皆長髮にてかよひしより發る下谷御徒士町に仁木治太夫といふ者大小刀を白柄卷にして俠客の張本たり白柄組といひまた大小の仁木組といふ世俗神祇と云は誤なりそれらが大小を貫の木ざしにして大道せましと振懸て步行け

葬滅裂の談のみにして委からねば今其出據をこゝに擧ぐ、陳翰大槐宮記云 淳于棼家于廣陵宅南有大槐生豪飲其下因醉致疾二友扶生歸臥夢二玄衣使者曰槐安國王奉邀生隨二使上車指古槐入一穴中大城朱門題曰大槐安國有一騎傳呼曰駙馬遠降引生昇廣殿見一人衣素練服朱華冠令生拜王王曰前奉賢尊命詳令女瑤芳奉君子有仙姬數十奏樂執燭引導金翠步障玲瓏不斷至一門號修儀宮一女子號金枝公主儼若神仙交驩成禮情禮日洽王曰吾南柯郡政事不理屈卿爲守勅有司出金玉錦繡僕妾車馬施列廣衢餞公主行夫人戒子曰淳于郎性剛好酒爲婦之道貴在柔順爾能事之生累日至郡有官吏僧道音樂來迎下車省風俗察疾苦郡中大理凡二十載百姓立生祠王賜爵錫邑位居台輔生五男二女榮盛莫比公主遇疾而薨生請護喪赴國王與大人素服同哭於郊備儀羽葆鼓吹葬主于盤龍岡生以貴戚威福日盛有人上表曰玄象謫見國有大恐都邑遷徙宗廟崩壞事在蕭牆時議以生僭侈之應王因命生曰卿可暫歸本里一見親族諸孫無以爲念復令二使者送出一穴遂寤見家僮擁篲于庭二客濯足于榻斜日未隱西垣餘尊尚湛東牖因與二客尋古槐下穴洞然明朗可容一榻上有土壤爲城郭臺殿之狀有蟻數斛二大蟻素翼朱首乃槐安國王又窮一穴直上南枝羣蟻亦處其中即南柯郡也又一穴盤屈若龍虵狀有小墳高尺餘即盤龍岡也生追想感歎遽遣掩塞是夕風雨暴發旦視其穴遂失羣蟻莫知所之國有大恐都邑遷徙此其驗也といへり此事いと古くは唐李公佐が南柯記一冊朱竹坨の唐代叢書に收む其事極めて詳なり此餘宋何先が異聞集及靈恠集等に載するといへども天中記に是を載せず缺事といふべし

○娼婦の釵

宋の王勉夫が野客叢書云唐人詩句多用金釵十二事如樂天詩鍾乳三千兩金釵十二行是也南史周盤龍有功上送金釵二十枚與其愛妾阿杜其事甚佳罕有用者今多言金釵十二不聞用金釵二十亦循襲而然金釵十二行或言六鬟耳齊肩比立爲金釵十二行白詩酬牛思黯有金釵十二行之句自注思黯之妓頗多故云似協或者之説然梁武帝河中之水歌曰洛陽女兒莫愁頭上金釵十二行是以

るに暇なし此假字だに知らずして契冲を疑ひしはいと嗚呼ならずや

○蘿蔔和麵

今都鄙ともに河漏を食ふ者蘿蔔の汁を和し又は纎剪してまじへ喰ふ無據にあらず案ずるに宋周密が癸辛雜識前集に云今成都麵店下呼蘿蔔爲萊子雖曰市井語亦有謂按再雅曰葖𦼮菔也郭璞以葩爲菔俗呼雹葖先北反或作蔔釋曰紫花松也一名葖蘆其性能消食解麵毒談苑云江東居民歳課藝初年種芋三十畝計省米三十斛次年蘿菔三十畝計益米三十斛可見能消食也肯有波羅門僧東來見人食麵駭云此有大熱何以食之及見蘿菔曰賴有此耳洞微志載齋州人有病狂歌曰五靈葉蓋晚玲瓏天府由來汝府中惆悵此情言不盡一丸蘆菔入吾宮後遇道士作法治之云犯天麥按醫經蘿菔治麵毒即以藥并蘿菔食之遂愈以其能解麵毒故耳と見えたりされば河漏にかぎらず餘に麵類にもいよ〳〵蘿蔔汁あるひは剪蘿蔔を和すべきこと也又膳に必蘿蔔の香の物をつけて出すも消食または消毒の物なればなるべし

○恃酒

宋洪遂が侍兒小名錄に云寵姐寧王愛姫王宴客妓妾皆在獨寵姐無得見者李太白恃酒強之乃設七寶使寵姐隔簾而歌といふ語あり此恃酒と云は俗の酒を力にする醉たふりにてするなどいふことなり

○掐

或問て曰常にいふ三絃の爪彈には漢文には如何なる文字を用ひて然るべきや余答ていへるは唐劉禹錫が隋唐嘉話に貞觀中彈琵琶裴洛兒始廢撥用手今俗謂掐琵琶是也とある掐の字也と告げしかば彼人うなづきてさりぬ

○高砂の爺孃

宋の張舜民が南遷錄曰岳陽樓有碑極大乃前知州李覯所記呂洞賓事迹言呂憩於岳州白鶴寺前松下有老人自松梢冉々而下致恭於呂問之爲何乃曰某松精也見先生過禮當候見呂因書二絶句於寺門壁間其一云獨自行兮獨自坐無限世人不識我惟有城南老樹精分明知道神仙過郡人於松下創亭名曰呂仙と見えたるを爺孃二人にとりなして高砂の謠曲をば作りしなるべし

○南柯夢

はかなきことを南柯の夢といふことは誰もよく云めれど其出據をよくも訂して知れる者は少きにや唯鹵

燕居雜話卷之五

〇つみの御牧

かけろふの日記御堂道長の長歌にかひなきことは甲斐の國つみのみまきにあるゝ駒のいかでか人は影とめむと思ふ物からたらちねの云々坂仲文が解環にはかひの國みつの御牧と直してさて其說にみつの御牧原本つみとあり契本につをへと直して和名抄甲斐國巨麻郡逸見鄕を引り今は則原本のつみを倒せしと見て昔より歌に詠馴し小笠原美豆の御牧の義にとれり且は原のまゝを倒してみつとよまるれば也そのうへ六帖の歌「小笠原美豆のみ牧に荒る駒もとればぞ馴るゝ子等が袖はもとあり今は其意をとりて可ならむかされ共藻鹽草を閱するに顯昭が說にも忠岑が十體にも小笠原は甲斐の國なりみつの御牧は山城國淀の渡り也しかれば證歌には小笠原へみのみまきと侍り能因歌枕にへみの御牧とは虵に似たる色の麻の生ずる故にと然るを堀河院百首に顯仲が春雨の歌に小笠原みつのみまきと詠みたり是僻事歟云々古よりこれらの說あるにより契沖は且く本義を正さむ爲にへみに直されたるならむ又契本の內一本に六帖の歌を引けるもへみとあり流布の六帖誤多きものなれば今の印本をも直して引かれしにやされど原本に依て再案ずるに沖にしたがへば何れの假字のへに取ても點畫の形最遠しつみを打かへせばみつ也且本義にはあらず共詠習ひたるまゝに詠むとも昔より其例なきにしも非るべければ此長歌を公の詠れしをり何れに付かれたるも今にては計りがたけむ今原本を直すの少きにとり又は本義には背くとも詞の和順なるによりて姑く余が思のよしに直せし今此二說を擧置きぬれば讀人の好む方にしたがへ給ひなむと云れたり瑜案ずるに仲文此つみの假字にまどひて何れの假字のへに取ても點畫の形いと遠しとて契沖師の定めしをさへに疑ひて顯昭が僻心得をし歌を徵にして打かへしたるぞ可咲きこは原來へみのみまきなる事和名抄にいへるが如く疑ふべきことには非ず又つとへとまがふべきもいちじろき假字のあるをば知らでや有けむこはまさしく倍の草體すより誤てつと成りたる者也萬葉にしきたへを敷多倍とこしへを常之倍などの類あぐ

らず是彼此同日の誤なる事しるべし

○冷謙が仙術

此頃一稗史を贈て我家の兒輩に與へたる人ありそが中に筑波太郎と云賊首が明の冷謙といふ異人の術を傳へて壺中へ入りしを打砕きしかば其瓦片一々物言ひしと云事を面白く書載せたるを兒輩等があなぐり問けるまゝ其淵源を錄して與ふ明劉士が巳瘧編云冷謙字啓敬杭州人精音律善皷琴工繪畫元來以黄冠隱居吳山頂上國初召爲太常協律嘗遇異人傳仙術有友人貧不能自存求濟于謙々曰吾指汝所往焉愼勿多取乃于壁間畫一門一鶴守之令其人敲門々忽自開入其室金寶充牣蓋朝廷内帑也其人恣取以出不覺遺其引他日庫夫金守庫吏得引以聞執其人訊之詞及謙逮謙將至曰吾死矣安得少水以濟吾渴逮者以瓶汲水與飲謙且飲且入瓶中其身漸隱逮者驚曰汝無然吾輩皆座汝死矣謙曰無害汝但以瓶至御前上問之輙於瓶中應如響上曰汝出朕不殺汝謙對臣有罪不敢出上怒擊其瓶碎之片々皆應終不知所在移檄物色之竟不能得と見ゆやがて此言を筑波太郎といへる賊首のことゝせしまで也おもしろき話なれば兒輩の書よまむすさめぐさにもやと抄してあたへぬるもまた老婆心切のいとをかし

○爲詩文有三多

幼雲子壽桂が續錦繡段の跋にも古人評詩以用三多曰見多做多商量多爾見者多而做々者多而商量々々亦多則是秘密藏也とて門人繼天名獻に告られし語見えて誰も〳〵口にする語ながら出據を知らぬ者多しこは宋陳師道が后山詩話に永叔謂爲文有三多看多做多商量多也といへるはじめとす續錦繡段は元の大永元年九月幻雲禪師の撰まれたる所にして前編に比し面白き詩多き者なり本も今世は少なければ見る人また多からぬにや

燕居雜話卷之四　終

れば山もあらはに木葉ふり殘る松さへみねに淋しき」といふを取られし也瑜は發句のことはいと拙きけれど苧手卷やらに見えし何某が平兼盛の、忍ぶれど色に出にけり我戀はものや思ふと人のとふまで」といへる名歌を翻案して、夏瘦とひとにこたへるなみだかな」とあるなどは又一段のことの樣に覺侍りて感に堪侍るにも今世に俳諧者流なき事知らる

○石高

或隨筆に今人米錢の多少を錄する時高何石何文と書く此高は高下の義にはあらじ孟子に五穀多寡同則賈相若と見えたり高の訓と多寡の音と近きをもて字を借りて高と書か孟子の多寡に從ふべしといはれたるは穿鑿に過ぎたる謬說ならむ高といふ詞は元穀物を積上げたる高さより言ひし通言とぞ思はるそは高を積る又は積上げて何程抔云ふにても知らる又富士山の高さを積りて何合目といひあるひは江都近郊の地にても霖雨にて水溢て平原を浸すをはからむが爲に柱をたて一合より一升まで刻目を附置て水の高さをはかるをも見よすべて升目を積て高くつみのぼせしよりいふことなるべしさらずは如何で多寡五萬石多寡十萬石などとオホサスクナサといふ理やあるべき是も元來積り上て五萬石積り上て十萬石と高さのかさみたるより云詞とぞ覺ゆるこれもまた倉卒のかうがへなればよくもあらぬが兎まれ角まれ孟子の多寡なりといふ說はうけられぬことになむ

○遷鶯

唐李綽尙書故實今謂進士登第爲遷鶯者久矣蓋自伐木詩伐木丁々鳥鳴嚶々出自幽谷遷于喬木又曰嚶其鳴矣求其友聲並無鶯字頃歲省試早鶯求友詩又鶯出谷詩別書固無證據豈非誤歟といひまた韋絢が嘉話錄にもこのことを載せたり我本朝延喜天曆の頃もはら唐へむつまじかりしかば詩歌同情なるものから彼土の故事をも多く用ひなれてより遷鶯をも進士のことゝして歌によめり夫木集に、三條入道右大臣、餘所にても聞くぞうれしき位山高きにうつるうぐひすの聲」又、爲實、鶴が岡あふく翼のたすけにて高きにうつる谷のうぐひす」また、俊成、谷を出てこゝろ高くぞ移るなる神路の山のうぐひすの聲」新千載集、後照念院關白、吳竹のよゝに傳てうぐひすの高きにうつるこゑぞ馴ぬれる」是らのたぐひ枚擧するに遑あ

しつゝ所得がほしたるを見聞てかは竹のながれの身のうきふしなど思ひやりて、品川のうらかなしくも流れよる藻屑のはてよ何となるべき」と詠みしも幾星霜を經にけりなど語出しかば方外の友了阿師さなり〳〵卯の四角はさら也妓女の實晦日の月貧道かねて據をかうがへ置しとて頭陀袋よりとり出て示さる

○妓女の實

黃雪簑靑樓集曰樊事眞京師名妓也周仲宏參議嬖之周歸江南樊飮餞于齊化門外周曰別後善自保持毋貽他人之誚樊以酒酹地而誓曰妾若負君當刳一目以謝君子亡何有權豪子來其母旣迫勢又利其財樊則始毅然終不獲巳後周來京師樊相語曰別後悲不欲保持卒爲豪勢所逼昔日之誓豈徒設哉乃抽金篦刺左目血流遍地周爲之駭然因歡好如初好事者編爲雜劇曰樊事眞金篦刺目行于世げに〳〵妓女にも實はありけり

○晦日月あり

晦日必しも月なしといふべからず漢書五行志曰晦而月見西方謂之眺朔而月見東方謂之反慝また說文眞本曰晦而月見西方謂之眺从月兆聲土了切と見えたり以上二則は了阿師のかうがへられし也

○衾を翻して通レ夢

諺に我思ふ人に夢を見さしめむとならば衾をうらかへして著て、いとせめて戀しき時は烏羽玉のよるの衣をかへしてぞ着る」といふ歌を三度唱ていぬれば彼人の夢わが夢と同じと云へり此うたは古今集戀二に見えたる小町が歌にて是にもとづきて御堂關白道長の道綱の母へ送られたる、歎きつゝかへす衣の露けきにいとゞ空さへしぐれ添ふらむ」といへる歌は蜻蛉日記に見えて新勅撰の戀の部にも入たりこはから人のいひし故事より傳へたることゝ見えて陳眉公珍珠船に人夜夢好惡事欲令彼夢與巳同者覺則倒番被頭易枕而臥以氣三呼則彼夢還同巳夢明日說同焉とあり此事もと唐の小說に出でしとおぼゆ

○和歌翻案の發句

一時軒惟中が續無名抄に本歌を翻案したる發句とて西山宗春の、きのふこそ峯にさびしき門の松」といふ句を出してさて評するに試筆の詞にさびしきといふ詞をとり出されてしかも心の新しき述作歲旦には奇妙の句なるべしといへり實に妙なることにして本歌は新古今集に冬嶺孤松秀といふこゝろを詠じ、冬く

因に云平維章曰圓珠經上下二卷注は何晏が集解にして頭書に明經博士注あり小口書にも圓珠經と書きて三百年以前の書と見ゆいとめづらしき物なり或人の家にて見侍りしと東海談に見えたり

○孟子書題命世才

又趙注孟子の本朝に古く傳れるに命世才と題せしあり尾崎雅嘉が群書一覽に史記に命世之宏才なりとあるを以て如此外題を記せりといへり案ずるに三國志橋玄謂曹操曰天下將亂非命世之才不能濟也能安之者惟在君乎また文選四十一李陵書曰命世之才翰曰命名也言其名流播於時代なるべければ文字は何れにもよられたる成べけれ共其義の本く所は公孫丑下篇に五百年必有王者興其間必有名世者由周而來七百有餘載矣以其數則過矣以其時考之則可矣夫天未欲平治天下也如天欲平治天下當今之世舍我其誰也と宣ひし詞によれるなり名世命世と相通じ義も亦相同じ江村專齋の老人雜話に云老人少年の時洛中に四書の素讀を敎ふる人なし公家の中に某殿知れりとて三部をならひ孟子に至て本を人に貸置きたりとて終に敎へず實は不知也云々此專齋は永祿八年に生れ百歲にて卒しゝ人なれば少年の時といへるは天正の頃なるべし如此むかしは論語孟子等をも多くは寫し傳へて物學ぶ人毎には持たぬと見えたりされば所持の人も圓珠經命世才などと隱名をさへ題して秘藏せし物なるべしといへり

○卵の四角

人常の言あり娼妓に實なし卵に方なるなしといへれど瑯環記に採蘭雜志を引て云先君子言昔有少年博洽典籍其兄爲商遠歸携一鳥卵問其弟曰鳥卵皆圓此獨方何也少年曰有白無黃破之果然問何以知之曰見成丁百志といへり又明陸粲庚巳編云弘治末南昌艾公璞巡撫江南蘇州屬縣崇明申報本縣氏家有鷄生卵而方者異而碎之中有一獼猴纔大如棗艾公以告巡江都御史長州陳璚欲同奏於朝陳公曰妖異誠當以聞然其物怪甚度巳不存矣萬一柄臣喜事者以詔旨何以進命艾公乃止具用其文移云と見えたれば卵の四角なきにあらず娼妓もまた人の子なりなどてまことなからむ唯いたましきは百夜の夢のうきまくらにかゝる言の葉さへおひぬるをいかゞはせむ悲むべきは渠等が身の上なりけり瑜むかし品川の酒家にて遊冶子等が彼此娼妓のうはさ

なる人の地口江戸方言戯言の秀句な地口と云を云に才子の口あひは特に面白きと同じこと也夫を此方にては誰書留むる人もなき故傳はらぬ也瑜が弱冠の昔龜田綾瀨が正月開筵に行て知ると不知と酒飲みつゝさま〴〵の談笑するが中に池森秋水儀右衛門がいふ此方等は鬢もはげ衣服きらびやかならねど女子の戀着するには困るといひ出たるを綾瀨とりあへず實に足下は婦人者不仁者と音近し也と云出しに一座手を拍つて笑ひき又淸水月齋濱臣が家の二月發會の時木村定良語りけるは昨日釋尊見にまかりしが式を行ふが内に誤て冠を地に落しけるが有ていと見苦しかりきといへば月齋がいふそれなむ詩に側辨俄分なり物の落る聲によせて云といへるものかと云しいと興ありき是等は皆世説にも入るべき戯謔ども也瑜も又或席上にて詠歌自慢なる人の自の歌二三首打吟じて歌は斯く河伯の屁のやうに淡薄なることを口わるく云詞詠むものなりと云しを余何氣もなくて唯口惜きは屁の如き歌は出來申さずといひしかば彼冷笑して止しも思ひ出せばをかし此餘詩歌の會などの酒の興に乘じて才子達の諧謔すくなからねど元來心を留めざることなれば皆わすれたり

○論語稱圓珠經

論語を圓珠經といひしと曾我物語に見えて五山の僧などの云はじめるけるにやといふ者も有めれどさにはあらではやく皇侃の義疏序に鄭玄曰仲弓子游子夏等撰定論者綸也理也次也撰也以此書可以經綸世務故曰綸也圓轉無窮故曰輪也とある圓轉無窮によりし者なるべしといへり按ずるに本朝文粋に夏日陪右親衛源將軍初讀論語各分一字といふ源順が文あり云康保三年夏右親衛源將軍招翰林藤學士初讀魯論語時人以爲不恥下問能守文宣王遺訓焉何則俗人未必賢知以爲論語者幼學之書也不足於晩學不知其先聖微言圓通如明珠之義矣云々此文を見るに八百年前すでに論語を圓珠經と稱せしと知られ侍りさらば果して五山の僧などより起るにはあらざりけり然はあれど皇侃が疏の序によりて云初の無しといふもおぼろげながら源順の文はまさしく是に據れりと見ゆれば由來する所ある事なるべけれど猶いかゞ有るべき余間天中記を讀むに大同經を引て云東華眞人呼日爲紫曜明亦名圓珠亦謂始暉亦謂大明とあるを見れば孔夫子の書を日に比して圓珠經とはいひけむかし

きにあらず王子年拾遺記前漢昭帝化帝常以季秋月泛衡蘭雲鵠之舟窮晷係夜鈎於臺下以香金爲鈎縞絲爲綸丹鯉爲餌釣得白蛟長三丈若大蛇無鱗甲帝曰非祥也命大官爲鮓肉紫骨青味甚香美班賜羣臣帝思其美漁者不能復得知爲神異之物とあり又龍鮓と云るもあり晉書張華傳云陸機嘗餉華鮓于賓時客滿座華發器便曰此竜肉也衆未之信華曰試以苦酒濯之必有異既而五色香起機還問鮓主果云園中第積下得一白魚質狀殊常以作鮓過美故以相獻と見えたり

○海水變赤

虎關禪師文集通衡云正和壬子四月十二相之海水變赤自豆駿東距武總沿海濱三百餘里朱瀾丹濤汪洋然也人民驚怪望洋咨嗟予時寓福山往海濱見之紅浪浩渺不見涯涘無復平時一滴之碧予亦怪之以手掬波熟見之猶蘸紅粟於漿水黏如也滑如也粒々如也亦似魚子美殘於昇底也予便剖紙包水其紙雖濕不破攜歸而呈諸友或曰滄溟大變恐國家之災乎予曰玄中記曰東方有大魚行海者一日逢魚頭七日逢魚尾產則百里水爲血恐是乎何災之有矣三日後海復碧四海無事といへり間嘗譚海を見るに又一說を載す云く伊豆相模の大洋に赤汐といふ物

あり不時に起る遠くより見れば海ノ色赤く一里ばかりつゞきて流る是は大海の氣のくさりたるが凝固まりたる也諸魚此赤汐に逢ふときは死ぬる故磯際浦べたにあひ集て手にとらるゝやうにあれども人をさけて去ることをせず赤汐のとほりたるあとは海上に死したる魚おびたゞしくうかびてある也といへり是まさしく虎關の記せられたる變と同事にして其土人の說にや何れにしても其理ある事と思はる宋皇甫牧三水小牘をよむに滎陽郡城西有永福湖引鄭水以漲之平時環岸皆植花木乃大守劾勞飮餞之所西南頫多修竹喬林則故徐師雀常侍彥曾之別業也唐咸通中龐勛作亂彥曾爲所執湖水赤如凝血者三日未幾凶問至などいふ事見えたれども斯ることは實に埒もなきことにて海水が黑くならうが赤くならうが更に頓着なきことにて天地間の病のみ恐るゝにも怪しむにも足らぬこと也虎關もまた達摩の徒とも思はれぬさばき方なり唯譚海の說のみやゝ理にちかし

○風雅の戲謔

世說のうちに言語排調などの篇ありて讀者格別名譽のことの樣に思ふは可咲(ヲカシキ)こと也畢竟此方にて口功者

凡有五焉といへる條に玉溪編事を引て載せたれ共天下負心人以下の四句なし依て此に拈出す

○五風十雨

諺にいへる五風十雨は易飛候に太平之時五日一風十日一雨歳凡三十六雨此休徵時若之應といひ又論衡に大風氣雨露本當和適儒者論太平瑞應言其風祥露甘風不鳴條雨不破塊可也言其五日一風十日一雨褒之甚也風雨雖適不能五日十日正如其數と見ゆ風條をならさず雨不破塊といふ言の葉も此に出でたり

○夜雨亭

備中國笠岡といふ所にえびすや平助といへる有德なる者ありけり或時藝州の儒臣賴彌太郎に扁額の文字を乞ひしに夜雨亭と書きてあたへぬ扨やゝおとろへ行ける頃賀茂の祐爲この扁額を見てこは儒士などは風流なる文字なりとてもはら亭などに名づくめれど夜も雨も共に隱に屬して商賣の亭などには似氣なく且陽氣のいさゝかもなきは家の榮行かむさがにはあらじかしとて、明けば又色香やまさむ庭櫻はなにおとなきよはの春さめ」とかい付てとらせしが後またもとの如く榮えしと見聞せし人の語りき人の亭などへ名を付け扁額など書きてとらせもせむには心あるべきわざになむ

○山のかひ

古今集春上に貫之、さくら花咲にけらしな足曳の山のかひより見ゆるしら雲」顯昭法師の註に山のかひとは山のゆきあひを峽といふなり峽をかひと訓じたりと見えて北村季吟の抄もこれによれりともいひ子が打聞に山のかひ山と〳〵の間をいふ峽の字を用ひたるによりて峽は水を夾む山也といふは漢字のさたにて此のことに暗きなりかひはあひといふに同意也わが世をばけふかあすかと待かひのと讀めるも待あひだと云こゝろ也といへり眞淵ぬしはあひとかひとアカ相通の故もてかくいはれしにや瑜案ずるにさまで詞をつひやすべからず是まさしくサカヒの上略なり山のかひは山のさかひ也待かひは待さかひにてやがて間てふことなりかひなきわざなどいふも物のひたとせまりてせむすべなき意なるべしよて思ふにサカヒはさかりあひにて離間といふ義かとぞ覺ゆる

○蛇鮓

俗に稀なる食物のことによそへて蛇鮓と云全く據な

○營衞

史記黃帝紀に遷徒往來無常處以師兵爲營衞正義曰環繞軍兵爲營以自衞若轅門卽其遺象とあり醫書に所謂營衞も此義にして少しく差別有張介賓曰脉有經絡經在内絡在外氣有營衞營在内衞在外蓋嘗營氣猶原泉之混々而循行地中周流不息者也故曰營行脉中衞氣者猶雨霧之霽蒸透徹上下徧及萬物者也故曰衞行脉外といへり

○水魚之交

吳靑壇讀書質義に云齊桓公使管仲求寧戚々應之曰浩々乎育々乎管仲不知婢子曰詩有之浩々者水育々者魚未有室家安召我居注水魚喩人配偶寧戚有伉儷之思故陳此今以魚水喩夫妻奉此先主與孔明如魚得水則魚水亦可以喩君臣と見えたるぞ魚心あれば水心あるといへる諺のはじめなりける

○徐大室が非

明徐大室が歸有園塵談云孫提之童無不知愛其親似矣假令易乳而食能自識其親母乎及其長也無不知敬其兄似矣假令從幼出繼家能自辨其親兄乎といへり甚しい哉徐子が天理を誣るや日月は明なりと云似矣假令雲霧をして之を掩はしめば能く自皎潔なること有むやといふて可ならむや

○四百四病

俗に四百四病と云語は唐孫邈千金方に凡四氣合德四神安和一氣不調百病一生四神同作四百四病同時俱發と見えたれども蓋もと佛經より出たるならむ維摩經曰是身爲災百一病惱僧肇注曰一大增損則四百四病同時俱作とあるを見て知るべし

○狂樂

晉書裴楷傳云孫季舒與石崇酣燕慢傲過度崇欲表免之楷聞之謂崇曰足下飮人狂樂責人正禮不亦乖乎乃止とあるは酒をきちがひ水と云に同じ是等は必しも此本文に據りたるにも非ず和漢同情なるを取るなるべし

○桐葉詩

明陳眉公珍珠船に云蜀侯繼圖倚天慈寺樓飄大桐葉上有詩曰拭翠歛雙蛾爲鬱心中事搦管下庭除書成相思字此字不書石此字不書紙書向秋葉上願逐秋風起天下有心人盡解相思死天下負心人不識相思意有心與負心不知落何地後數年繼圖卜任氏爲婚云是妄所書也といへる話を載す此のこともまた瑯仁寶が七修類稿紅葉題詩

之信佛近夫佞歐陽永叔不信近夫蹤皆不須如此信與不信纔有形迹便不是といへるを見れば邵氏富氏共形跡をはなるゝことと能はず唯溫公のみ深く其實を得たりと云つべし能く此言を味はゞ敬鬼神而遠之といふ意をしらむ

○まくり

貝原篤信の大和本草に鷓鴣菜をマクリと訓し下に閩書を引て曰生海石散碎色微黑小兒腹中有蟲痴少食能愈、甘草と同く煎じ用れば小兒腹中の蟲を殺す初生にも用ふといひ又谷川士清が和訓栞にまくり海苔の類也鷓鴣菜なり共海蕒なり共謂へり世に海仁草ともいひあるひは藿をもよめり小兒の腹痛に用ひて蟲を下すまくり甘草を合せ用ひし古方也とも見えたれどもまくりと云名義を詳にせず如何なることにやと思ひしに那須恒德が本朝醫譚を見るに云敕號記神馬草神代時馬食レ之、下學集神功皇后攻ニ異國ニ時船中無ニ馬秣ニ取ニ海中之藻ニ餌レ馬然らば太古は秣に海藻を用し也（述異記周穆王東海島中養八駿處有草名竜芻竜は馬なり芻は草也是も馬秣にせし海草成べし）今小兒初生のみ藥にまくりといふは卽馬食の轉語にして海草の事也その物は後世知るべからず世人船底苔鷓鴣菜などのことゝす其種類とはいふべし眞のまくりとは云ふべからず（巢源小兒溫壯候其糞黃而臭此腹內有伏熱宜服竜膽湯これ竜膽湯の誤か然らずは竜鬚も海草の名に似たり）といはれたるぞよきかうがへなるべき

○詩歌免姦通罪

唐劉餗が隋唐嘉話に云李德林爲內史令與楊素共執隋政素功臣豪侈後房婦女錦衣玉食千人德林子百藥夜入其室則其寵妾所召也素倶執於庭將斬之百藥年未二十儀神雋秀素意惜之曰聞汝善爲文可作詩自敍稱我意當免汝死解縛授紙筆立就素覽之欣然以妾與之幷資從數十萬といへり無住法師が沙石集に無嫉妬之心事といふ條に是に等しき話を載せたり云く洛陽ニ天文博士ガ妻ヲ朝日ノ阿闍梨ト云僧カヨヒテ住ケリアル時夫他行ノ隙ト思ヒテ打トケテ居タル所ニ夫ニハカニ來タル逃ルベキ方ナウシテ西ノ方ノ遣戶ヲ明テ逃グルヲ見ツケテ斯ゾイヒケル、アヤシクモ西ニ朝日ノ出ルカナ」阿闍梨トリモアヘズ、天文ハカセイカヾ見ルラム」サテ呼留メテサカモリ連歌ナドシテユルシテケルと見えたり李百藥がことは七修類稿にも略して載せたれども其詩を出さずかくて櫝を沽て璧を返せしこゝちぞする

○聖子和訓

小山田與淸が十六夜日記抄に日知（ヒシリ）は日之食國を知看（シロシメ）す日神に比したる美稱なり神武紀己未の年に大人（ヒジリ）垂仁紀九十九年に神仙（ヒジリ）云々また聖帝（ヒジリノミカド）云々續日本紀十九に聖之御子曹云々萬一に日知之御世徒云々此外いと多かり歌仙にいへるは古今の序に柿本人丸なむうたのひじりなりけると有といひてひじりといふことは日ノ神に比したるといへるは如何にぞや（瑜おもへらく是壯歳忽々の考删るべし）ことかは萬葉に日知とかけるは訓を借りたるにて例のは生知の聖の義にして獨知の略語也まして歌の名人なればとてかけまくも賢き日神にたぐへ奉るべきことなり字義もていふべきことにあらぬぞかし

○琴高

琴高といへる仙人の鯉に乘し故事二說あり魏都賦琴高沈水而不濡時乘赤鯉而周旋劉淵注に琴高趙人也浮游冀州二百餘年後辭入碭水中取龍子與諸弟子期々日皆潔齋待於傍設屋祠果乘赤鯉出來座祠中留一月復入水去と見えて何書に出たるよしをいはず然れども是を捨てヽ輓近の浮說を證とすべからず又唐陸廣微が吳地記に乘魚橋在交讓瀆郡人丁法海與琴高友善高世不仕營東皐之田時歲大稔二人共行田畔忽見大鯉魚長可丈餘一角兩足雙舞於高田法海試乘背靜然不動良久遂下請高登魚背乃擧翼飛騰沖天而去ともいひ又琴高宅在交讓瀆法海寺西五十步法海寺濟陽丁法海舍宅所置蓋丁令威之裔殿西浮圖下有令威煉丹井とも見えたれば琴高は吳人にして一日鯉に乘て昇天したることたしかなる傳とおぼしきに一ッには趙人にして鯉に乘て水に入て去るとす何天淵相隔のはるかなるや兒輩等が屢問を來すまゝ二說ながら此にかい付けぬ

○草穰

俗に鐺釜あるひは庭の石又は木竹などを洗ふに藁をつかねたるを用ふ是をたわしと云漢語に何れの文字なる事を知らず頃日宋魏泰が臨漢詩話を見るに土人斫竹渡水中用草穰洗ふと云ふこと有りこの草穰はたわしの類と見ゆ

○拜佛

宋王暐が道山淸話に邵康節與富韓公在洛每日晴必同行至僧舍韓公每過佛寺神祠必躬身致敬康節笑曰無乃爲佞乎韓公亦笑自是不爲也又云司馬君實嘗言呂晦叔

限也や昔芭蕉の高足弟子寶井其角ある諸侯の御前に召されて俳諧しける時侯これ見よとて一畫幅を出して其角に見せ給ひけるをさら／＼と開きて見るに何某の畫工の萩に月を最をかしげにゑがきたるに其師芭蕉の讃あり、しら露をこぼさぬ萩のうねり哉」と讀下して其角ことさらに感じ入たる體にて小首かたぶけて暫し沈吟しけるが何思ひけむ側の硯なる筆押取しらつゆをの五文字を抹却して月影をと書改めたりければ侯殊の外に御不興に見えさせ給へば近習の人々も其失禮をいかれ共其角自若として少しも屈する色なかりしかば今はせんすべなくて渠は姓質ものくるはしければなどと言こしらへる者の有て御前をまかでぬさて後に芭蕉をめされて右のをち／＼を語らせたまひ何はとまれ師の句へ筆を消たるは實に狂妄にして論に堪へたる白痴者かなゝど仰ごと有ければ皆口々におとしめ笑ふめり芭蕉常よりも心よげに畫幅をしひらき打ほゝゑみながら筆をそめて月影をといへる傍に此五文字晋子其角が妙案と書きそへてければ侯も御氣色なほらせたまひしとぞ此一幅今に芭蕉其角の反古の畫幅とて彼御家の重寶の一ッなりとかや是等は孔子の當仁不讓於師と宣ひし類とも云ふべけれど其角の所爲も又已甚に過ぎたるか雖レ然此五文字確然として易ふべからざる時は筆を加へたるも亦宜矣さりとて芭蕉の其角に劣りしと云にもあらず其角もまた師を凌ぐこゝろにてせしことにあらじ是非かゝらではと思ひ詰めたるまでの事なり嗚呼此師此弟子たれもかくぞ有りたき

○作二泥孩兒一

老學菴筆記云承平時鄜州田氏作二泥孩兒一名二天下一態度無レ窮雖二京師工效一レ之莫二能及一一對至二直十縑一一床至二三十千一一床或五或七也小者二三寸大者尺餘無二絶大者一予家舊藏二一對一臥者有二小字一曰鄜時田玘製紹興初避地東陽山中歸則亡之といへり思ふに江戸の秋月京都の玉山などと和漢同日の談といふべし

○正朔忌敗器

漢書鮑宣傳に哀帝元壽元年正月辛丑日有食之不盡如鉤與惠帝七年同月日鮑宣上言今日食於三始誠可畏懼小民正月朔日尚恐毀敗器物況日虧乎と見えたり今俗の元日に器などの敗るゝを忌事古くよりのならはしなる事知るべし

りし又其後旱りせし時農民ども有しことを思ひ出で又雨乞の歌を願ひければ此人二度まではあるまじき事とて强ひて斷りけれ共なほ止事を得ずや有けむ又詠ける、久堅のくもの井の龍も雲をおこせ雨せき下せせきくだせ雨」此度も例のごとくもあめ降しかば皆赤人人丸のごとく覺たりとぞまた和訓栞あまつゝの神の條下に琉球國の豐見城(クスク)玉城(クスク)といふ雨山に海神を祭れり其神名なりあまは海つゝは祇にて直に神の義なるべし琉球王祈雨の時によめる歌、かくはしも民の草葉のかれゆくを哀と見ずやあまつゝの神」此詠にて大雨滂沱たりとぞ琉球の鹽平親雲上(シヒラハイキン)明和年間土佐の大島に漂着せし時の話なりなど和歌の感應もて雨降し話はいと多かるに唐山には詩もて雨乞せしことゞもは見及ぬやうに思ひしに宋の西郊野叟が庚溪詩話を讀て一話を得たり云舊傳有大守因旱祈雨于龍湏得小雨而未甚應作一絶云祈雨精神尙未通浮雲開闔有無中龍湏□我羞歸去碧灑些々表不空因寫詩投潭中纔即大雨隨足と見えたるはめづらしき樣におぼえ侍りし

○菅公詩

圓位上人が撰集抄に離家三四月落涙百千行萬事皆如夢時々仰彼蒼といふ詩をこれは天神の御詩なりとて應和のするのとしもろこしよりしるし申侍るこそ不思議にははべれされば我朝にはひろまらざるを誰が何として唐國には詠じ侍りけるにやと見えたりしと同轍の話唐山にも侍りし六一詩話云蘇子瞻學士蜀人也甞於淸水監得西南夷人所賣蠻布弓衣其文織成梅聖兪春雪詩此詩在聖兪集中未爲絶唱蓋名重天下一篇一詠傳落夷狄而異域之人貴重之如此耳子瞻以余尤知聖兪者得之以見遺と見えたり好匹話といひつべし

○剔齒纖

剔齒纖は今のぬかやうじ也徐氏筆精云仙人鄭思遠常騎彪放許隱齒痛求治鄭拔彪鬚及熱揷齒間卽愈陸雲與兄機書曰有剔齒纖一枚以寄兄所謂纖者疑是此類趙子昂老態詩云食肉先尋剔齒纖今皆作籖とあり僧祇律には齒木とありと釋氏要覽に見えたり

○芭蕉其角反古懸物

物の師より勝れるを出藍の譽ありといひて互(カタミ)に悦ぶべきを成るに弟子は師を輕むじ師は弟子を妬忌する樣に成りて彝倫をそこなへるも多かるは悲しき事の

見えしより浪速尾政雅が百人一首一夕話にいへりさて實の小町が雨乞の歌といふは、天にます神も見まさば立さわぎ天の川戸の樋ぐちあけ給へ」と其家集に載せたり又古今著聞集に云く能因入道伊豫守實綱に伴ひて彼國に下りけるに夏始日久敷てりて民の歎淺からざるに神は和歌にめでさせ給ふ者なり試に詠みて三島に奉るべき由を國司しきりに勸めければ、天の川苗代水にせき下せあま下りますかみならばかみ」と詠るを御幣に書きて神司して申上たりければ炎旱の天俄に曇渡りて大なる雨ふりてかれたる稲葉おしなべて緑にかへりにけり忽に天災を和らぐること唐の貞觀の帝の蝗をのめりける故事にも劣らざりけりと云へり是等は最古きためしならず近きむかし淡路國仁正寺しろしめしける市橋直擧君下總守と聞えしは和歌を好まれけるが一年頻に旱魃して苗悉枯果ぬべかりしかば民の歎なゝめならず雨乞の祈など有しがども驗もなかりしかば家人等申上けるは昔より和歌の感應にて雨を得たりし例もすくなからねば君も地主とあがめ祭る落神の社に詣て承應年中洛東祇園を移し祀りし時六月八日雷鳴おびたゞしくして落たりけるよりやがて火雷神を合祭して四坐とし落神明神と呼よし里俗の傳也所謂四坐とは牛頭大王八王子少將弁火雷神なり吉田殿配下大宮大夫司る所也御歌あらせまほしくこひ奉りつれども古の人達は尋常にこえ給ひし堪能の人にしあればさもこそあらめ吾儕の如き拙き業もてかゝる大事に當らむとするは最おほけなけれとてうけひき給はざりけれ共餘りにせちに乞奉りければさらば試にとて精進潔齋して彼祠に詣で民の歎すくはしめ給へと暫ぬかづきたまひて、およばずも惠の雨のふることをかけてぞ願ふ露のことのは」と詠たまひければ空忽に雲を興し雨を下すこと車の軸を流すばかり成しかば從者雨の具をさゝげ奉らむとしけるを神の惠みたまへる雨をなどて簑笠を被るべきとしとゞにぬれて歸らせたまひしとなむ又藍川員正恭が譚海を見しに雨乞の歌の話を載せたり曰備前の家老某名は吉風といへば歌の堪能にて役義の外は詠出三昧に成りて居る人なりき上冷泉殿門人にて爲村卿にも殊に御深切ありし人と聞ゆ或年旱魃せしかば領分の農民ども雨乞の歌詠て賜るべき由願ひけるに數度辭退せしかども止ざりければ爲方なくて、世をめぐむ道したはずば民草の田面にそゝげ天のかは水」と詠てやりけるに卽時に雨ふりければ歎ことかぎりなか

米芾は殊の外潔癖なる人と見えて宋陳鴻が西塘集に收る所の耆舊續聞に云世傳米芾有潔病初未詳其然後得芾一帖朝韡偶爲他人所持心甚惡之因屢洗遂損不可穿以此得潔之理韡且屢洗餘可知矣又芾方擇壻會建康段拂字去塵芾擇之曰既拂矣又去塵眞吾壻也以女妻之又一帖云承借剩員其人不名自稱曰張大伯是何老物輙欲爲人父之兄若爲大叔猶之可也此豈以文滑稽者邪と有り然れども又思の外なることも有りき宋周輝が清波雜志に徽宗嘗命米芾以兩韻詩草書御屛次韻乃押中字行筆自上至下其直如綫上稱賞曰名下無虛士芾卽取所用硯入懷墨汁淋漓奏曰硯經臣下用不敢復進御臣敢拜賜又一日米囘人書親舊有必子窓隙窺其寫至芾再拜卽放筆于案整襟端下兩拜三學士多知其然といへり硯を懷中に入れて墨淋漓たるに至ては汚中潔あり芾再拜に至て其禮を見ざるに行ふは暗裏光あり眞に奇異の人といふべき

○春畫起源

春畫は和名をそぐつの繪といひて俗に云笑繪のことなり何のやくなき物ながら其由來する事久し明の瑯仁寶が七修類稿云漢成帝畵紂踞妲己而座爲長夜之樂於屛春畫始於此と見えたれどもなほ漢書廣川惠王越傳に宣帝地節四年復立去兄文是爲戴王文素正直數諫王故上立焉二年薨子海陽嗣十五年座畫爲男女贏交接置酒請諸父姉妹飮令仰視畫とあるぞはじめなるべきといひしが明の徐興公筆精に載せたる證どもぞなほ古かりける云春畫之設其來久矣張衡詩云衣解巾粉御列圖陳枕張素女爲我師儀態盈萬方衆夫所希見天老敎斬皇儼然閨房秘戲之像徐陵與周弘讓書云歸來人日得肆閒居差有弄玉之俱仙非無孟光之同隱優遊俯仰極素女之經文昇降盈虛盡軒皇之圖勢雖復考槃在阿不爲獨富全用張語至手俯仰昇降則逼眞房中之術矣豈曰列圖已哉そのいふ所如此なれば古より有りし證とすべし問人の有るにまかせてかくたはれたることをさへ記し留たるは雜話の尋常にして辭の費を惜まざれば也

○雨乞の詩歌

世にいひもてはやすなる小野小町が雨乞の歌とて、ことわりや日本ならば照もせめさりとては又あめがしたとは」原來てづつなる歌にして小町がならぬは誰も知りたる事ながら何人の所爲なるを詳ならざりしが慶長頃或者の詠めると雄長老の狂歌百首附錄に

桐壺の巻に見えたるおよずけは先達おほくは助及と云義なりと說來れるを近き頃のものにはさにはあらず老付といふ意にて漸く成長するをいへばおよづけとあらたむる方よしおよはおひの訛れる也と說けるにや瑜案ずるにこは訛れるにはあらで及付にはあらぬか凡およぶと云詞は是より彼へ漸にすゝみよる意追呼の義なる事は既に刊行せし訓點復古にいへるが如しこもまさしく目を追おとなしき方に及びつくの義なるべし我秩父には古語ども多く殘れるが中に及越にすることをおよつき業するとて戒む訛りておよつきわんな共いへる何れにも二三歲の人の次第にあいらしうなりゆくを老附といふべき理なし或は生附にてもあるべし思ひ出し儘をかい附置てのちのかうがへに備ふるのみ

○秩父の古言

ちゝぶには古言多く殘れりと云を聞咎めて其あらましを問ひ聞かばやといふ人有り余答て曰く最安きほどの事也余が幼き頃耳にはさみて可咲く思ひしは皆老人の口にのみ多くて若人はいはざりき何だといふと云べきを何だちふといひ訛りたるはあんだちふとも云傭人をいひと云ゆひを訛れり堀川百首に、殘る田はそしろにすきし明日は又ゆひも傭はで早苗取てむ」と云細き物をかなぎんべいの樣だと云かなぎばえの訛れる也中臣祓に天津金木(アマツカネギ)於本打切末打斷(モトウチキリスヱウチタチ)天と見えて小木枝也夕をよべ又よふさりよふ間よんべし(ツテ)やりなど云よんべはよべの音便にて源氏などを始として古き物語ぶみに屢見えよふさりよふ間は夕去夕間也よんべし(ツテ)やりは夕去の訛也いとけなきをうねへといふうなゐの訛なりうなゐは日本紀萬葉などにも所々に出て男女を通じて十二三までを云詞也とぞ又稻粟など刈懸くる木をはでと云堀川百首田家、宿もせに朝毎稻をほすよりははでを結てぞかくべかりける」と詠める是也又はで木と云はつきなるべし地震するをなへがゆると云なゐゆるの訛なり日本紀に地震地動をなゐと訓し武烈紀の歌なゐがゆりこば共見えたりまた顏のやうすをつらつきなど猶幾許も有るべし是に准じて風俗なども質素なる事共多かるが今ははや詞も風俗も次第に花奢に移行て古言古風もなくなりぬると聞くもいとほいなし

○米芾潔病

○無用之臣

近松氏が作れる國性爺合戰といふ傀儡院本第三回のはじめに慈ある父も孝なき子は愛する事あたはず仁なる君も用なき臣は養ふ事能はずとかやと引しは曹子建求自試表に慈父不能愛無益之子仁君不能畜無用之臣といふを取れるにや此語は原來墨子の雖有賢君不愛無功之臣雖有慈父不愛無益之子といふより出たりよろしき詞なれども人多く本據を知らず凡て古き謠曲は更なり傀儡雜劇の院本など等閑に見すぐすべきに非ず此を讀はなほ巳に賢れり又搜索しわぶる事もすくなからぬもの也此に引く所の語は唐までも賞することゝ見えて旣に宋の檢討龔某が芥隱筆記に墨子及曹植を引けり

○火事

俗間に云火事といふ字出據なきに非ず山谷詩集戲簡朱公武劉邦直田子平詩に君看劉郎最多智昨者火事幾焚巢注引維摩經曰火事如故而不爲害と見ゆ出火といふ字はたまたま周禮夏官司爟小季春出火民成從之季秋内火民亦如之とあれども火事を出すといふ事ならず今いふ出火は失火の轉訛せし也

○うらぶれ

思ひわびと云詞を賀茂眞淵の解れしにわびは萬葉に宇羅夫禮ともよみたりされば和は宇羅乃約備は夫禮の約也（夫禮の約陪なるを轉じて和備といへり）此言延れば宇良夫例となり約むれば和備となりぬ萬葉に夏草のしなひからぶれなどいひて思ひ倦みたる時の事也凡てわびてふ言は物思ひに倦極りたる上にて云へり萬葉（卷四）に念絕和備西物尾古今に「今しはとわびにしものをわびぬればしひてわすれむとわびはつる時さへものゝかなしきにはなど云へるもて知るべし（わび人といふも物毎心にかなはで詮方なきをいふ）瑜案ずるに此語釋はいはれぬにはあらねど猶足らず宇良夫禮の宇羅はうらかなしうら寂しうらなしなどのうらにてやがて心といふことなり夫禮ははふれの上略にして放心といふ事にて物を思ふの切なる餘りに心も打みだるゝ計りなるをいひ轉じて草葉の風などに亂るゝさまの物ぐるをしげなるをもいひ物にかまはで打捨てたるをも云へり世を和備須美わび人などの類もて知るべし斯ることのもとを眞淵はいかでおほせざりけむ

○およずけ

レ有レ風號ニ古風鐸ーとも見え又王子年が拾遺記を案ずるに少昊紀云帝子與ニ皇娥一泛ニ於海上ニ以ニ桂枝ー爲レ表結ニ薰茅ー爲レ旌刻レ玉爲レ鳩置ニ於表端ー言鳩知ニ四時之候ー故春秋左博曰司至是也今之相風此之遺象也とあればいと古くより始りしと見ゆ又相風烏といふものあり郭緣生が述征記に長安宮南有ニ靈臺ー高十仞上有ニ銅渾天儀ー又有ニ相風銅烏ー或云遇ニ十里風ー乃動と見えたり

○榎

えのきは本草綱目に載せず順和名鈔木類榎、爾雅注云榎一名揺上音古雅反字點作檟下音搖和名衣古く物に見えたるは是なるべし天野信景曰類聚三代格槐樹をヱノキと訓せり按ずるに槐はヱンジユと訓し槐音クワイ呉音ヱなるがヱンはヱの音便なるべしと然らば今いふえの木とはたがひて古くは槐をいひしにや

○東鑑不審問答誤

伊勢貞丈の東鑑不審問答に云卷六六十四ウ一日上略宿老多以候其座猗及數巡爪醮十分常胤起座舞踏、右爪醮十分如何、答に爪醮不知若爪は瓜の字醮は熟の字にて瓜の熟したる如く十分に酒に醉たるを云か爪醮の二字傳寫の誤ならむといはれしはいみじき僻案なり六如の葛原詩話に酒杯二蘸甲ト云字ヲ用ルコト多シ杜牧ガ詩ニ爲君蘸甲十分飲應見離心一倍多ト樊川集ノ注ニ蘸莊陷切以物沒水也ト樂天ガ句ニ十分蘸甲酌徐鉉蘸甲遞觴纖似玉含詞忍笑膩於檀張翥が宛轉纏頭錦淋漓蘸甲觴此外猶多シ蘸甲ノ義不明ナレ共推度スルニ甲ハ爪甲指甲ナリ酒ヲ十分ニ盛テ指甲ヲ蘸スホドニ受ルコト也又濡甲トモ用フ放翁ノ句ニ郫筩味釅愁濡甲巴曲聲悲怯斷腸と見えたりさて蘸爪は卽蘸甲にて文字の誤には非ず爪は元來說文に爪丮也覆手曰爪象形徐曰覆手曰爪謂以手爲物爪也と有て手足の甲には非るに似たれども唐山にても爪の手足甲たるは普く通ずる事誰も知りたることなれば今更辨を費すべきに非ず貞丈の考誤也

○探請と云詞

探請とはあらかじめこふと云俗語也山谷詩集劉邦直送早梅水仙花詩四首あり其二に探請東皇第一機水邊風日笑横枝鴛鴦浮弄嬋娟影白鷺窺魚凝不知注探請蓋俗語猶言預借東坡嘗有六言詩探支八月凉風又有樂府曰探借今年三月暖と見えたり

ぞかし況や念佛よ題目よとわけもなく打すゝめて痴漢駄婦の布施物貪りとるごとき賣僧等は佛の本意いづくにかある狗屎にも劣れりといふべし狗屎なほ佛性なるぞかし

○東坡巾のうた

或人六樹園がよめる俳諧歌なりとてもて來て問ふ、「東坡巾みじかきまゝに明にけり嫗が仇名のはるのよの夢」こは如何なる故事なるや答曰宋趙德麟が侯鯖錄に見えたり云く東坡在昌化負大瓢行歌田畝間饁婦年七十曰内翰昔日富貴一場春夢坡然之里人呼爲春夢婆といへり此故事を思ふてよめるなり此六樹園は尋常の俳諧歌者流にあらず和漢のふみどもをさ〳〵渉りしほとは排問錄を譯し殊に雅言集覽などの著作のすぐれたるを見てもしらる此人のたはれ歌に、「歌よみは下手こそよけれ天地の動き出してはたまるものかは」といへるあり最をかしき歌ながら斯く迄したたかに詠まんずるほどならば如何で動き出されてたまる物かはとは云はざりけんと我は思ふ識者の評いかむ

燕居雜話卷之三終

燕居雜話卷之四

○占風鐸

今簷につるく風鈴をば占風鐸といふべし開元遺事云唐岐王宮中於竹林内懸碎玉片子每夜聞玉片子相觸之聲卽知有風號占風鐸と云を見てしるべし所謂伍兩の類にして徒にもてあそびのみにはあらざりけり占風鐸また殿鈴詹馬鐵馬風箏風琴等の名あり伍兩は下に出す

○伍兩

伍兩は今望火樓上に建つる風みの古制にして晉郭璞が江賦に爾乃督ニ雺祲於淸旭一覘ニ五兩之動靜一李善が注に兵書曰凡候レ風法以ニ雞羽重八兩一建ニ五丈旗一取レ羽繫ニ其巓一立ニ軍營中一許愼淮南子注曰浣候風也楚人謂ニ之五兩一也とありまた定風旗看風旗占風旗相風などとよぶ天寶遺事には五王宮中各于ニ庭中一立ニ長竿一掛ニ五色旌於竿頭一旌之四垂綴以小金鈴有聲卽使ニ侍從者一視ニ旌之所レ向可レ知ニ四方風候一名ニ相風旌一岐王宮中於ニ竹林內一懸ニ碎玉片一每夜聞ニ相觸之聲一卽知

了譽上人が古今序註たけきもの丶ふの心をもなぐさむるはうたなりといふ條に昔道行ケル者人ノ前栽ニ花ノ有ケルヲ見ムトテ立入タリケレバ家主タケキ者ナリケレバ怪キ者ナリ盗賊ナムメリトテ取コメテ縛リカラメケレバ彼男イトサハグ氣色モナクテ、白波ノ名ヲバ立トモヨシノ河花ユヱ沈ム身ヲバウラミジ」ト讀タリケレバ猛キ心和キユルシケルトゾ彼道行人ノ心中推量ルニ遙見人家有花便入不論貴賤與親疎トイフ詩意ニ乗ジケルニヤ最艶シクコソといふ話を出せり或人の語りしはある搢紳家從者あまた具して芳野川のわたりの花遊宴ありける時いとあやしげなる老法師の雲なす枝花ををりもて行むとしけるをあなまさなのわざやと仰けるを洒たうべゑひたる若人等そやつからめよとて縛りて御前に引すゑけるとき法師のよめる歌なりとて名をば立ともを名には立とも、身をばうらみじを身をばいとはじと口傳へきげにかゝる折ならば又一段の興を添へぬべしさて搢紳いとあはれに覺して能うたづね問せたまひければ大僧正慈圓のかたはふるまひたまひけるとぞ

○達磨尊者

儒と佛と雲泥のたがへることゝ思ふは兩つながら愚なる事也又混ずるも愚なることなり然りといへども儒を知るに近きは達磨大和尚なるべしいかにといふに其所謂直指人心見性成佛といへる我子思子のゝたまへる天命之謂性率性之謂道脩道之謂敎その相近きことたゞ皮骨の間のみならず彼が成佛は乃我作聖にて共に心性に本づかずして工夫を下す所なし我聖人の敎は高遠虚無に傚ることをきらひ天は高きに在て上に位し地は低に在て下に位し水は冷かに火は熱く體を傷れば必血出命終れば必死すと心得課せるまでの事にて外深遠微妙の法あるに非ず即日用常行かゝるべき敎なり禪の公案碧巖無門關の如き饒舌多端また是眞言秘密の類耳佛に於て何の益か有らむ畢竟古德の本來無一物といひ柳は綠花は紅といひしに心つけて見よ烏はガア〳〵雀はチウ〳〵が今日の境界にて是迄の事也かくても達磨和尚我儒に近からずといはむや能くこゝを伺得て後は無當甕の水をもて須彌山も栞つべく蟭螟をして金翅鳥をも搏たしむべし唯己がまに〳〵敎へとするの所に泥みて俗人をして坊主にせむとするが如きは道の本意をしらぬからのこと

啜りて自若たるを妻あまりのうたてさに餘所には元日の設して美麗をかざり甘きを喰ひてさざめくに斯くかちむ搗くことさへならず兒等が歎を見るもいとうれたし斯る良人に終身まづはる共何の詮かあるべき今より別れ侍るべし去狀かいて賜れとせがまれて二度三度はいなみけれども流石にせむすべやなかりけむ硯引きよせて、いかのぼり長きいとまにさる遣りてきれなば兒等が泣や明さむ」と短册にし認て是なむ去狀の代りなれば疾くもていねとて渡しければ女うけとりて頓て媒妁が許に行てかくと告ぐ媒妁もかいなでの人ならねば短册を見て哀にめでつゝ頓て俳諧歌よめる友かぎらが許に走り步行て憑子（タノモシ）といふことをいとなみて金六枚七枚を取集て女にわたしなだめてかへしければ古木なのめならず悅て衣類などきらびやかに拵ておのも著妻子にもとらせ酒肴など思ふさまに贖ひまうけ餅も搗つかのこがね皆盡くしければ妻あきれてなどて又の日のなりはひの爲に若干は殘し給はざるといひければ又歌よみて憑子（タノモシ）をこそたのむなれといひしとなむいかに世にすねたるくせ者なりけむかし

○許宣平

宋范石湖が題畫卷詩欲傾棧路繞山明隔隴人家犬吠聲無限白雲堆去路不知誰是許宣平といへるは萬姓統譜に云許宣平歙縣人景陽中隱於戒陽山南塢絕粒不食顏如四十許人行及奔馬時負薪賣於市嘗獨吟曰負薪朝出賣沽酒日西歸借問歸何處穿雲入翠微李白入山尋之不見乃題其菴以歸是冬菴爲火所焚遂不見後百餘年至咸通七年有採樵者見之南山石上とある故事を用ひたるなり

○贔屭軥輖

亡友越智元章嘗て輟耕錄を懷にし來り斷碣草深蒙贔屭空山日落叫軥輖といふ二句を正さる案ずるに贔屭は卽負贔なり形似龜負重故以爲碑趺詳に文選魏都賦の注に見えたり軥輖鉤輈と通ず鷓鴣の鳴聲なり宋沈存中が夢溪筆談に云歐陽文忠愛林逋詩草泥行郭索雲木叫鉤輈之句文忠以謂語新而屬對親切軥輈鷓鴣聲也李群玉詩云方穿詰曲崎嶇路又聽鉤輈格磔聲郭索蟹行貌也揚雄太玄曰蟹之郭索用心躁也と見ゆ又本草綱目鷓鴣條下併致てしるべし

○和歌兇執

烟湘雨外梅花不肯與騷盟と賦したり院の御製もよく此心を得て遊ばしたる成りけり誰やらが詩にも三閭無語古今恨十月有花天地心といふ句ありしこと覺ゆ

○免娠解娩

醫書に子を產むことを分娩と云ことは誰も知りたる事也唐尉遲偓が中朝故事に鄭亞が妻女冠院の側にて產せしことを錄せる所に及五鼓免娠而殞殯覩內といひ又解挽ともいふ宋趙叔向が肎綮錄に生產曰解挽音免と見ゆ最後宋孫奕が示兒編に於て挽乳の字を檢出す云く通鑑釋文云中大通二年挽乳美辨切生子免娠也とあり古人も奇語として拈出し置けり醫人修レ辭者不レ可レ不レ知

○畫虎不成類猫

後漢の馬援が交趾に在し時其兄の子馬嚴馬敦等に遣て戒めたる書に效伯高不得猶爲謹敕之士所謂刻鵠不成尙類鶩也效季良不得陷爲天下輕薄子所謂畫虎不成反類狗也と云語あり俗に下手の畫た虎は猫に類するとは是を誤りたるにやと思ひしに老學菴筆記に張文潛虎圖詩を載せて曰煩君衞吾衞吾寢起此蓬蓽陋坐令盜肉鼠不窺白晝謂其似猫也とあるを見れば實に然ることは有けり

因に云野客叢書云後漢孔僖讀夫差事歎曰辟如畫龍不成反類狗者也劉註按古語皆云畫虎不成此讀以爲畫龍余謂是非誤也蓋章懷太子避唐諱爾正如介孤德棻後周書引韋法保語古人稱不入獸穴不得獸子同意是亦避虎字也と見えたるは其說の當否は知らねど又知らずむば有るべからず

○骨董羹

骨董羹は今所謂ごたまぜの味噌ぞうすい也韻譜に羅浮潁老取飮食雜烹之名骨董羹といへる是なり物の多くまじはりたるをゴタ〳〵スルと云も卽骨董の音の轉じたるにて古道具をさま〴〵攤置きて鬻ぐ店を骨董舖といふもまた此義なり方密之が通雅辨にあり文繁げければこゝに贅せず

○紫檀樓が俳諧歌

近き頃靈巖島のわたりに木工何某といふもの有けり好て俳諧歌をよくし狂名をば紫檀樓古木とぞいひけるをさ〳〵世にすねたる者にて生活を心とせざれば屢糧を絕つこともありけり或歲の除夜にむかひけるまで何のまうけもせず妻子も己も襤褸をまとひ稀粥を

曰郎君當有身後名面骨法當刑然有女當八十年然起家暴貴壽亦浸微居常不信後卒如言包者豈非異人乎といへりこの話頗豊太閤の御事に似通ひて聞ゆされど舜も重瞳子項羽も重瞳子にして其受くる所の禍福同じからざるを見れば德に有て容貌にはあらぬことなるべし

○兼好法師が詞

徒然草に花は盛に月はくまなきをのみ見るものかはといひしは胡盧山が凡事必使可加酒飲微醉花看年開正此意今人事々不滿足處不加世事到無可加處便加憂といへる心ばえなりいささめの言のやうなれど盈虚消息の理にもわたりてことに殊勝なる詞に覺ゆ余むかしうたの莚につらなりし時十六夜月を、盈ぬれば缺るならひを昨日よりけふは哀に見する月かげ」と詠しもかゝるこゝろにも通ひ侍らむか盧胡山が詞は願生輯要に出でたり

○月事奇稱多し

婦人の經水の來るにさまぐ\の名あり入月といひ姅變といひ紅潮といひ桃花癸水といふ焦氏說楛に木央殿東北二里許盖鐘室故處有丈餘隙地草色皆殷赤傳是韓淮陰血漬華淸池石蓮華上有殷紅數點云是太眞入月所遺入月漢書云姅變と見えまた唐張泌が粧樓記紅潮謂桃花癸水也又名入月王建詩密奏君王知入月と見ゆ醫人も知らぬもの多し學文しても治療に益なしなどいひて不學を耻とも思はぬから也

○萬葉集菊なし

或抄に後水尾院の御製なりとて、ならの葉の古きためしに洩し菊梅をわすれし恨やはなき」といへるは萬葉集には世の人の愛るほどの花を詠せざるはなきに唯菊のみ詠に入らずこはまさしく屈原離騷經に種々の香しき花を云ひつくしぬるに淸雅なる梅を忘れたる恨なからむやと詠じ給へる也いでや屈原が事は史記に見えて楚懷王につかへて三閭大夫たり人其才を妬て懷王に讒しければ王其讒を信じて是を流しものとす屈原その罪なうしてかゝる禍に遇ひぬることをいたみて離騷經といへる文を著して其志をのべ芳蘭杜若のかうばしきを詠じて君子の德に比して其情を寫せり然るに梅花のみはいひ殘せしとて古來さまざまの議論ありされば錦繡段に載せたる周衡之（詳不傳）が讀離騷詩にも靈均忠憤不能平寫出芳蘭杜若情底事楚

駁なればとて鹿と馬とを分たざらんや今試に三四歳の童兒にむかひて猫を指て狗といはむに首を掉てうけひかぬもの也況や二世をやと疑團を抱しこと久しかりしに梁陶宏景が説を得て始て釋然たり云く古稱馬之似鹿者直百金今荊楚之地其鹿絶似馬當解角時望之無辨土人謂之馬鹿以是知趙高指鹿爲馬蓋以類耳と亦雅翼に見えたりかゝれば鹿といひし者をば潜に殺せしといふは姦計にはあれど强ちに誣言に服せしのみにはあらじかし

○熊澤息遊軒が琴歌

或人のもて來て見せたる熊澤了介の作られし琴歌なりとて

春はうめに愛喰巣　夏はにはのやり水
秋はさやけき空色　冬はきゞのしら雪

また一首

人は咎むと咎めじ　人は慍ると慍らじ
慍と慾を捨てこそ　つねに心は樂しめ

余は此うたを詠じ終りて襟懷淸風を生じ實に此人ならではと其人品の高きことおもひやられ濁酒一杯自酌をはりて文几に節をとりてうたひてもて友とはなしぬ

○齒のうくと云字

今人の梅子柚子などを喫ふて齒がうくといふは齼字輭字などなるべし南唐徐鉉が稽神錄云廣陵有男子行乞於市毎見馬矢卽取食自云嘗爲人飼馬慵不能晨起其主恒自檢視槽中無草督責之乃取烏梅幷以飼馬々齒齼不能食竟以是致斃後困病見馬矢輙流涎欲食々之與烏梅味正同了無穢氣と見え又高澹人が天祿識餘に齼字玉篇不載音楚去聲齒怯也今京師語謂怯皆曰齼曾茶山和曾宏父餉柑詩云莫向君家樊素口瓠犀微齼遠山顰黄山谷和人送梅子云相如病渴應須此莫與文君蹙遠山茶山之詩全效之方秋崖楊梅詩併與文園消午渴不禁越女蹙春山とあるを見て知るべし楊誠齋は梅子留酸輭齒牙とも賦せり輭齒といふても齒のうくことになる也

○猿冠者

豐太閤は面猿のごとくにてましませばとて猿冠者または猿面王などと申奉り殊にめづらか成るとの樣に覺ゆれ共異邦にもかゝる事は有けり柳子厚が龍城錄に云武居常天后高祖也少時遊洛下人呼爲猴頰郎以居常頤下有鬚者猿頷也其上有四髭一日伊水上遇一丐者

み又魏武帝短歌行に月明星稀烏鵲南飛繞樹三匝無枝可依と有に依て八雲御抄に、月清みこずゑをめぐる鵲のよるべも知らぬわが身なりけり」と詠じたまひ唐李白が匡廬山の瀑布を賦せし飛流直下三千尺疑是銀河落ニ九天一とあるを飜案して宗祇法師が、天河これや流れの末ならむそらよりおつるぬのびきのたき」とよみ宋歐陽永叔が秋聲賦に但聞四壁蟲聲喞々如助予之歎息といへるを西行法師が、秋の夜を獨や鳴て明すらむともなふむしの聲なかりせば」とながめ又蕭則陽（時代不詳）江霧を作りしに無數過船看不見人聲却有櫓聲中といへるを金葉集に行家朝臣が、河霧のたちこめつれば高瀨舟わけゆく棹の音のみぞする新古今集に通光卿の、あけぼのや河瀨の浪の高瀨ぶね下すか人の袖のあきゞり」とよまれ白樂天が明妃曲に滿面胡沙滿鬢風眉消殘黛臉消紅愁苦辛勤顦悴盡如今却似畫圖中といひしを後京極攝政の、なげきわび衰へぬれば寫されしすがたに今はかはらざり皃」また宋之問歲々年々花相似年々歲々人不同といへると古今春部よみ人しらず、花のごとよのつねならばすぐしてし昔はまたもかへり來なまし」是等はわざと詩賦のこゝろをとりて詠ぜしなりけり猶多かれどさのみはくだ〳〵しければ止つ（瑜一日年山紀聞第四を開き見しに云萬葉第二十天平勝寶六年四月廿八日大伴家持の歌に、八十種に艸木をうゑて時ごとに咲かん花をし見つゝしのばな、御釋云歐陽永叔種花詩云淺深黃白宜相間先後仍須次第栽我欲四時携酒去莫敎一日不花開これ國は和漢をわかち人は先後をへだてたれどよく似たる歌なりと見えたり御釋とは西山義公の御說を云ふ也）

○七顚八倒

俗にいふ所の七顚八倒といふ語は何に據れるにやと思ひしに仁和翟顥が撰する所の通俗編に朱子語錄當ニ商之季一七顚八倒上下崩頽五燈會元道匡明彥道成法昭子涓諸子皆擧ニ此語一按俗以ニ顚倒一爲ニ丁倒一亦有レ所レ本宋彭城王讀曲歌鹿轉方相頭丁倒欺ニ人目一蓋顚原有ニ丁音一故詩每以顚叶レ令也と見えたりじたばたするといへるも此語の轉訛したるなり

○以鹿爲馬

秦の趙高が二世皇帝を欺て鹿をもて馬といひし故事は史記に出て誰も知りたる事ながら如何に二世の愚

る遊を自するならむも似氣なくも又なまめかし

○闘百草之戯濫觴

或人曰右にいへるが如きは最風流なることなり定めて原始の詳なるあらむ余答て曰七修類稿に似たる事あり云風俗通闘百草の戯獨盛於吳故荊楚記有端午四民闘百草之言不知其始也昨讀劉禹錫詩若共吳王闘百草不如應是欠西施とあるを見れば此等にもとづきて闘花の戯をはじめけむ猶尋ぬべし

○香臭通じ用ふる證

香と臭との差別は誰も知りて好を香とし惡を臭とすることながら古書通じ用ひたりしも少からず易繋辭傳二人同心其利斷金同心之言其臭如蘭といひ詩皇矣篇に上天之載無聲無臭至矣と云ひ左傳僖公四年に一薫一臭尚猶有臭疏云臭是氣之總名元非善惡之稱但既以善氣爲香故以惡氣爲臭耳とも見え又禮內則男女衿纓皆佩容臭鄭云容臭香物也疏云庾氏曰以臭物可以修飾形容故謂之容臭といひ又郊特性云周人尚臭灌用鬯臭鬱合鬯臭陰達於淵泉と見え又荀子王覇篇にも口欲綦味鼻欲綦臭揚倞注臭氣也凡氣香亦謂之臭禮記曰佩容臭綦極也など證文あり或はことなき方より尋ねたまひし時抄してまゐらせたりき

○詩歌同轍

詩と歌と自ら意の通へるも有りまたはわざと取りたるも有ることながら見あたりしを三ッ四ッ抄出して秋雨の寂莫をなぐさめ侍るまづ宋陸放翁が詩に遶檐點滴如琴筑支枕幽齋聽始奇と賦せしを風雅集に、燈は雨夜の窻にかすかにて軒のしづくを枕にぞきく」唐白樂天が詩に風吹枯木青天雨月照平沙夏夜霜といへる有り何某の僧が詠めりといひ傳へし、月の夜は木のもとばかり村消て踏に跡なき夏の夜の霜」といへるによく似がよひたり元趙仁甫數日陰晴斷復連不成輕暑不成寒と作り行家集に、吹風も暖ならず寒からずかすみくらせる春さめのそら」とよみ唐張說が客心爭日月來往預期程秋風不相待先至至陽城と賦し能因法師、都をば霞とゝもに立つれど秋風ぞふく白河のせき」と詠めるなどは强ちに詩の意を取りたるにあらで自ら似通ひたる者と見ゆ又故らに求めて詩賦の意を詠せしと見ゆるは漢武の秋風起兮白雲飛草木黃落雁南歸とあるによりて常盤井相國、草も木も色かはり行く秋かせに南にかへる初がりの聲」とよ

ともいへりさて唐山にても宋の頃ふうたいを粘著たりと云ふことは是にて知らる

○二才女詩歌

平光淳が靜山隨筆に云むかし大内義隆妾を愛し置かれけるが或時妾の許へ傳ふべき文を使誤て本妻の許へもて參りければ本妻其まゝにして使にかへし給ふとて妾のかたへ書添へられし、賴むなる行末かけてかはらじと我にもいひしことのはの露」また義隆の方へは、おもふ方ふたつ有磯の濱千鳥ふみたがへたる跡とこそ見れ」誠にやさしく覺ゆされど妾の方へ添へられし歌は一入うるはしう聞ゆるにや事の心は違侍れど文をあやまちたるを女のうるはしく取なしたる例異朝に有しを思ひ出るまゝ此に書記し侍る三山吳仁叔といひし人大學に在て故鄕へ文をしたゝめやるとて白紙を封じてやりければ其妻披き見て詩を作りて返事にやりける碧紗窓下啓緘封一紙從頭徹尾空料想仙郎懷別魂憶人全在不言中〔圓機活法仁叔見之亦復詩曰一幅空箋聊滓意佳人端的巧形言聖朝苦又頒科詔應作人間女狀元妻笑藏之とあり〕と侍りける誠に賴むなよとよめりしより一層のことなるべしとあり此義隆の妻のことは無住法師が沙石集に載す又白紙の詩は宋の葉夢得か巖下放言に出て士人郭暉因寄妻問誤封一白紙去細君得之乃寄一絕云〔隨園詩話卷九ニモ郭暉トス〕とて此詩を載せて一紙作二尺紙一料想を應是につくる靜山は何によられしにや賴むなるのうたも沙石集とは聊たがひしやに覺ゆ

○鬪花

瑜がいときなかりし頃うなひらが嬉戲に四人も五人も打つどひ野に山にあさりて各が心に任せて草木の花に葉に採集歸りつゝさて上邊に圓居して一人が此草ありやと云ひて出せばかたみに有といひ無といひて競果て無は負け有は勝と定めてたゝかひ侍りし斯るあそびは秩父ならでもせしやえらず其名も忘れたりき案ずるに天寶遺事云長安王士安春時鬪花戴揷以奇花多者爲勝皆用千金市名花植於庭苑中以備春時之鬪也といひ又淸高士奇が天祿識餘に淸異錄を引て云劉鋹在國春深令宮人鬪花凌晨開後花苑各任採摘少頃勅還宮鎭花門膳訖普集角勝負于殿中宮士抱關官人出入皆搜懷袖置羅歷以驗性名時號花禁負者獻要金要銀買燕とあるに似て何知らぬ邊鄙側陋のうなひらが斯

る也愚幼若の砌より帳祝を十一日にする事古老に尋ね都鄙に求むれどもとくと分明ならざりしが此頃書林の需により俳諧の季寄辨疑を述ぶるにつき漸案じ付たり夫帳は緘まさむことを欲し緘絲を餘し耳を截たず故に悔帳は増すをにくみ表に緘目を出すなり帳は定れるを禁ふが故に初不成就日を用ふ尤三日は初めて不成就日なれど三日の內なるゆゑ萬事を不休よつて式日の外十一日を初不成就日とする故定らざるを好し緘增むことを欲しいはふなるべし四十年尋求むれども外に據なしといはれたり瑜案ずるに仲宣が考奇ならざるにもあらねど恐くは附會といふべしこはまさしく十は盈數一は初數一年の始盈數きはまりて又一をはじむ千金盈て又百金よりはじめ萬金盈て又千金よりはじむるのこゝろなるべし深き意味あるべからず

○醉船醉轎

俗に船に醉ふ轎に醉ふといふ雅語には苦船苦轎と云ふべし宋の袁文が甕牖閒評西溪叢話に載す商人不善乘船謂之苦船北人不善乘車謂之苦車苦音庫而浙人乃云注船注轎子是亦苦船苦車也然二字其義皆不可曉以其音相近故知其意則同とあるにて知るべく苦船苦車また宋陸友仁研北雜志に見えたり

○書林

書籍を鬻ぐ家を書林とよぶこは揚雄が長楊賦に今朝廷純仁遵道顯義幷包書林と云ふより出たりしかれども書肆の稱とせるは唐山の書の中にはをさ／＼見及ばぬやう也又儒林傳にも書林の二字見えたり

○醫療を料理と呼ぶ

明の兪子容が續醫說に蔣門仰同知璇喜看方書凡遇家人有病輒自料理其姉六月間勞倦中暑自用六和湯香薷飲之類反加慮火上升面赤身熱といへるを見れば料理とは元來療治のことなり今割烹家を料理茶屋といひ割烹するを料理をするといふは何によりしことにや

○驚燕拂燕

驚燕拂燕ともに掛幅のふうたいのことなり然るにこのふうたいは何の爲に附しといふことを俗人多くは辨へず原來翩々さとて燕の泥を啣來るを避けん爲に設けたるもの也瀾言長語に畫上二紙條名爲驚燕々帕紙凡有紙條處則飛去紙條古不粘任其飄動といひ又典籍便覽に今畫軸上二紙飄者曰拂燕恐燕集墮塵于其間

又夫二十不レ娶其父母有罪將免者以告公令醫守之生ニ丈夫二一壺酒豚生ニ三人ニ公與ニ之母ニ生ニ二人ニ公與之餼に作る惟省略のみならず義も亦通せず識遺傳寫の誤あるべし」按ずるに魏志武帝紀赤壁の戰の條に瑜等率ニ輕鋭ニ雷鼓大進北軍大壞操走還後屢加ニ兵於權ニ不レ得レ志嘆息曰生レ子當レ如ニ孫仲謀ニ向者劉景升兒子豚犬耳といへるに本づきしなるべし

○のさばる

關東の方言に無頼不遜なる者のことをノサバルと云吾儘する意なり葛などの野さばへるの言より一轉してさばへるといひ又轉じてそばへるといひ又我まゝに席上に臥を寐そべると云ひまたそべるとばかりも云そべるとそばへると同語なるよしはばへを約むればべと成りて延ぶるをノバヘル呼びわたるをヨバヒわたると云類にて神代巻に所謂さばへなす神とある古語もこれなるべしやいなや

○賈島が詩定家の歌

唐賈島が三月晦日詩に三月正當三十日風光別レ我苦吟身ニ勸レ君今夜不須睡未レ到ニ曉鐘ニ猶是春といへると定家卿の八月十五夜に、明けばはた秋の半もすぎぬべしかたぶく月のをしきのみかは」といへると何れか伯仲

○三竿之義

蘇東坡詩に酒醒門外三竿日臥看溪南十畝陰といふを聯珠詩格に南齊書を引て永明五年十一月丁亥日出三竿朱黄色赤暈劉禹錫竹枝詞日出三竿春霧消とのみいひて三竿は何程のことなるを詳にせず誰も皆大槩にしてすます事なり余此頃青梧園漫筆を讀て其義を得たり云く日三竿之義粗解其義而嘗考之諸書無能辨之矣閲音韻日月燈曰南齊志謂永明五年十一月丁亥日出三竿朱黄赤色暈也呂介孺謂三竿恐謂日出之高約三竿也太祖有詩云群臣未起朕先起群臣已睡朕未睡不知江南富足翁日高五丈猶披被五丈者約日出之高五丈也與三竿之義同余於是始豁然とあるにて三竿は三丈といふほどの事と知られたり

瑜曰所引靑梧園漫筆南齊志謂の下永明五年以下十三字なし義をなさず今此に補ひ入侍るなり

○帳綵のいはひ

仲宣隨筆に云十月十一日を以て帳綵帳祝上書日などとてなべての商賈大きにいはへり多分此日上書をす

にて卑者とも相談すると云ことなるべし源氏などに大悲者をだいひざといひし例にてひざは即卑者の字音ならむ武者をむさ修行者をすぎやうざ從者をずさなど云をもて知るべし是余が久しく疑ひて近きころ考得し所なり

○赧鵞堂

因樹屋書影に云鄞江東包氏望族也有二老母一畜二一鵞一躬親餵養已而母死鵞遶レ棺哀鳴三匝亦死包氏子顔二其堂一曰二赧鵞一文徴明大史爲二之記一といへり其堂に顔するとは額を打つことなり赧鵞とは鵞にはづるといふ義なり嗚呼人として恩義を知らぬは此鵞にも劣れりといふべし

○駢邑

論語の奪二伯氏駢邑三百一を古くよりヘンユウと讀來れるは誤なり韻會先韻駢字注に蒲眠切說文駢駕二一馬一也从レ馬幷聲又駢聯也また靑韻旁徑切地名論語駢邑とあるを見れば蒲眠切のときは音ヘン先韻に入てならぶといふことになる也旁徑切音ヘイのときは靑韻に入て邑の名となる也しかるを斯く誤り來れるは不穿鑿なる事と謂つべし

○文不識

川村榮壽が靑梧園漫筆に西京雜記載二匡衡事一云々邑人大姓文不識家富書多不識之名甚奇然梁孝王子亦有下名二不識一者上也人或以二文不識一解爲二不レ識レ文者一不レ堪二棒腹一と見ゆ是に由て案ずるに漢にもまた程不識あり人名なること疑なし

○阿々則々

宋張邦基が墨莊漫錄に世俗以二阿々則々一爲二歎息之聲一李端叔云楚令尹子西將レ死家老則立二子玉一爲二之後一子玉直則々於レ是遂定昭奚恤過レ宋人有下饋二彘肩一者上昭奚恤阿々以謝爾後阿々則々更爲二歎息聲一常疑其自二得於此一とあるを見れば邦俗のア、ソ、アレ〳〵ソレ〳〵などと同じ事也

○豚兒

今人子息を卑下して豚兒と云宋羅璧が識遺に豚犬斥レ子詳二語意一賤レ之々稱按一字出二越語一范蠡欲二速報一レ呉使二國民衆多一令二國人一女子十七不レ嫁丈夫三十不レ娶皆罪父母生二丈夫一乃與二二壺犬一一生二女子一與二酒一壺豚一一蓋幼レ之々事とあれ共必しも是に據りたるにはあらじ〔越語原文には女子十七不嫁其父母有罪

致有驚忤聖躬臣願別進薄伎稍娯至尊耳目以贖死罪上笑曰所解伎何試爲我作之志和遂於懐中出一桐木合子方數寸中有物名蠅虎子數下啻一二百焉其形皆赤云以舟沙啗之故也乃分爲五隊令舞涼州上令召樂以擧其曲而虎子盤廻宛轉無不中節毎遇致詞處則隱々如蠅聲及曲終纍々而退若有尊卑等級志和臂虎子令於上前獵蠅於數百步之内如鷂捕雀罕有不獲者上如其小有可觀卽賜以雜綵銀椀志和出宮門悉轉施于他人不逾年竟不知志和之所在といへり我國の名譽なることゝ謂つべし

○東涯評徂徠

閑散餘錄に云洞津ノ奧田翁ハ東涯ニ數年隨侍シタル人ナレ共其言ヲ聞クニ曰先師終ニ徂徠ヲ評セルヲ聞カズ山田大佐ガ京ニ遊學シテ先師ニ隨ヒシ時徂徠ノ贈文ヲ持來テ示ス大佐舍ニ歸テ後先師ノ言ヘルハ鬼瞼ヲ蒙テ小兒ヲ怖セルニ似タリト此言ヲ聞ケルノミ也トゾ東涯ノ作文ノ風ニテ徂徠ノ修辭ヲ見バ此評アルモ理也といへりこは明徐太室が歸有園麈談に云乘勢作威者如大人裝鬼瞼以駭小兒背地則收下因事嬌廉者如妓女當筵之不肯擧筯囘家則亂呑といへるに原づきし也碩學の語隻辭も淵源なきはあらざること如此〔大井守靜蟻亭摭言引湯睡菴一見能父曰今之爲時文者神頭鬼面而使人不可忍視以爲得意以爲大奇甚可笑也今日行于世文章安知不此類耶といへるは東涯同時の事なり若くは此事を誤傳へしにや〕

因に云東涯の徂徠が文を評せしはさまでも無き事を古文中の艱澁なる辭を採摘してげう〳〵しく作り立て實にもと思はする樣に見せかける方よりいへば徐太室が原旨とは取所かはれり雖然奇なる評にして允當なりと謂つべし

○酒の燗を嘗る

俗に客に酒を勸むる時主人先飲むを燗を嘗みるといふは冷暖を試むるの義也是をば導飲と云べし元史浩が兩抄摘腴に醻酢の二字を釋して曰醻導飲也欲以醻賓而先自飲以導之此飲觴之初自飲訖進酒于賓乃謂之醻酢報也賓既卒爵洗而酌主人也といへり酢は返杯する也

○ひざとも談合

諺にひざとも談合といふ事出所も定かならず其うへ膝ともと心得て居る故何共わからぬなるべし是は詩大雅板ノ篇に先民有言詢芻蕘といへるに原きたる

しこし往し天保三壬辰十一月琉球人來聘して江都へ入りける日品川驛にて雪いと白う降積りたるを見て正使豊城王子、武藏野の原と聞にし往昔はいさしら雪のゝきつゝきなる」また柳營へ拜謁し奉りける日、わたつみの底より出て日本の光をあふぐたつのみやびと」とよめりときゝしもいとやさしくなむ

○針の莚に坐す

諺につらき事を針のむしろに坐する心地するといふことは晉書杜預傳云錫字世嘏少有盛名起家長沙王乂文學累遷太子中舍人性亮直忠烈屢諫愍懷太子言辭懇切太子患之後置針者錫常所坐處氈中刺之流血といへるより出たる事にて嘗て明の瑯瑛が七修類稿に世皆以人性不堪處如坐針氈不知出晉武帝太子舍人杜錫亮直忠烈太子惡之置針於錫坐氈中刺之血流遂有此言と見えていとふるき諺なりけらし

○竹田機關

浪速なる竹田近江とかいひける工人の造始しより世々其術を傳へて木偶人を自由自在にはたらかす事は都鄙に其名高きはいふもさら也唐山にも斯るたぐひ有りと見えて唐の張鷟が朝野僉載に云洛州殷文亮曾爲縣令性巧好酒刻木爲人衣以綃綵酌酒行觴皆有次第又作妓女唱歌吹笙皆能應節飲不盡即木小兒不肯把飲未竟則木岐女歌管連理催此亦莫測其神妙也又云將作大匠楊務廉甚有巧思常於泌州市內刻木作僧手執一椀自能行乞椀中錢滿關鍵忽發自然作聲云布施市人競欲其作聲施者日盈數千矣又云郴州刺史王琚刻木爲獺沈於水中取魚引首而出蓋獺口中安餌爲轉關以石縋之則沈魚取其餌關即發口合則啣魚石發則浮出矣など有るたぐひ也列子に見えたる偃師が事太平廣記に載せたる魯般が事は僉載に見えし件々より最古き談なれど誰もしれる事なれば省きつ又倭人韓志和唐に至りて奇工を示せし事あり次にいふべし

韓志和

唐蘇鶚杜陽雜編云飛龍衛士韓志和本倭國人也善彫木作鸞鶴鵶鵲之狀飲啄動靜與眞無異以關戾置於腹內發之則凌雲奮飛可高三尺至一二百步外方始卻下兼刻木猫兒以捕鼠飛龍使異其機巧遂以事奏上覩而悅之志和更彫踏牀高數尺其上飾之以金銀綵繪謂之見龍牀置之則不見龍形踏之則鱗鬣爪牙俱出及始進上以足履之而龍夭矯若得雲雨上怖衣遂令撤去志和伏於上前曰臣愚

氏稱二小森一至二其後裔一醫術日々衰纔領二三十石祿一是爲二屠蘇料一每年臘月晦日製二屠蘇白散幷度嶂散一獻二禁裏院中一且棒二官家一而已也舊記屠蘇之屠字加一點作二屠字一蓋忌二尸字一而冠レ丶者歟是本邦之故實也近世醫家曲瀨道三傳二丹波氏之術一而大興レ家と見えたり刀圭をとる者あるひは知らざるは何ぞや

○齒木分杯

杯中の酒を齒木にて裁斷て人に其半を飮ましむる法ありなど好事の人のいふとなるを唐山にてもすることなりと見えて陳眉公が珍珠船に云分杯法起自籌禪師合諸藥共筒內插簪七日乃取插頭對客飮以簪畫酒中飮一邊已盡一邊尙滿といへり

○夜船

宋無名氏が中吳紀聞に云夜航唯浙西有之然其名舊矣古樂府有夜航船曲皮日休答欠字天隨詩云明朝有物元君擁酒三瓶寄夜航とあるが淀の夜船の類にや

○髮のねばると云字

宋陸放翁が老學菴筆記に云考工記弓人注膱亦黏也音職今婦人髮有時爲膏澤所黏必沐乃解者謂之膱正當用此字また淸樑下老人が因樹屋書影に考工記弓注を引て曰膱亦黏也今人目不通曰變者滯髮爲膏所沾印硃爲油所膩皆曰滯似皆當用膱爲古とあるを見るに今いふ髮のねばる印肉のねばるなどは滯の字膱の字を用てわくるなり

○壞坐

俗に嚴然として坐し終始行儀のよきを坐をくづさぬと云は唐山にも古くより云ひしと見えて韓非子內儲說に叔向御坐平公請事公腓痛足痺轉筋而不敢壞坐晉國聞之皆曰叔向賢者平公禮之轉筋而不敢壞坐晉國之辭任託慕叔向者國之錘矣と見えたり

○壓油

或人問て曰油をしめると云はいかなる字が允當なるべきや答曰壓油と書くべし香字外集に油說文膏也田中種菜其子可以壓油名菜油亦曰香油乃供烹調飮食者云々とある是也又天工開物にあぶらかすのことを搾油枯餅とありされば搾油ともいふべし

○琉球使の歌

林子平が三國通覽に載せたる琉球國讀谷山王子朝恒がうたは誰もしれることにて皇國人すらも拙きは耻べきこと丶ぞ思侍る皇國の風とほうおよべるも最か

六帖に、山寺の時うつりしてふく螺にねもすぎぬとぞおどろかれぬる」こは正三位知家のうたなりと荊山云」

○何某が俳諧

下總國結城をしろしめしける水野日向守殿と聞えしは俳諧を好みたまひて表德を清秋とぞまうしける其頃陸奥の俳諧師なにがしと云者行脚して結城に至りけるが侯の下吏あやしき者とて執へけるを否我はさるあやしきものに侍らず俳諧といふことを樂みて行脚すなる何某といふ者なり清秋君御名のかぐはしさを兼て聞及び奉りけるまゝいかで見え奉らばやと思ひて是までさまよひ來りしと云ひければさらば發句せよといひし時、「蟋蟀おにひとくちの夜はながし」とうめきしを侯へかくと聞え上しかばことに感じおぼしめしかしこくも御前に召されてくさ〴〵物賜ひてかの下吏して下野國宇都宮まで送らせたまひける其時に、「秋の蝶つまむで高くはなしけり」といふ御句ありしとぞとり〴〵みやびなることなりけり俳諧師の名聞かまほし

○都那豎

或人の郁離子千里馬篇に乃不公天下之賢而悉取諸世冑昵近之都那豎爲之とある都那豎如何なるものをさして云にやと尋ねられしをちとばかり物のなかなど捜索せしかども不見遂に詳ならずと云て止ぬ後國語（楚語上）を見れば靈王の章華の臺を爲られたるを伍擧が諫めたる條に今君爲此臺也國民罷焉財用盡焉年穀敗焉百官煩焉擧國留之數年乃成願得諸侯與始昇諸侯皆距無有至者而後使太宰啓疆請於魯侯懼之以蜀之役而僅得以來使富都那豎贊焉韋昭註富々於容貌都閑也那美也豎未冠者也とあるを見れば目捷のことなりつるに心を用ひざれば斯くさしつかゆる者ぞと獨笑して抄しき

○屠蘇屠作屠

屠蘇の屠一點を加へて屠に作るは醫家の故實なりといへども知らぬ者も多し按ずるに黒川道祐が雍州府志に云丹波氏祖康頼出レ自二後漢靈帝末一元領二丹波國矢田郡一始賜二丹波宿禰姓一叙二從五位上一歷二鍼博士一醫術通二神妙一褒譽溢二宇宙一永觀二年十一月二十八日以二醫心方三十卷一獻二納之一其裔有二兼康者一亦太得二明醫之譽一自レ茲後子孫多以兼康呼焉實丹波姓而

はいまだ出所を詳にせずと傳事は右の日本紀を引て猶他書にも見ゆべけれど余は覺えずといへる考と同日の談にしてまさしく尋常の雀にはあらで所謂胡鷰なめりしに黄昏より風の捲がごとく群來るを見て鳥の形も雀に似たるから雀といひしを誰も心づかで何ぞと辨ずるものもなくて止みにしならむとあげつらひしを誰れうべなふ者もなかりき博物君子よいかに思ひたまうる記して置て問はまくほりするになむ

○猩々緋

猩々緋は猩々の血にて染るといふ事俗談かとのみ思ひしに山谷が詩次下韻子瞻以二紅帶一寄中王宜義上云鸊鵜作レ裘初服在猩血染レ帶鄰翁無註に唐文粹を引て云裴炎猩々說云刺其血染毳罽隨鞭箠輸之至於一斗其說出於華陽國志

○手下に屬す

人の下につくを手下に屬するといふは卑俗の詞とのみ思ひしにさには非ず吳書太史慈傳註江表傳云策謂慈曰劉牧往責吾爲袁氏攻廬江其意頗猥理恕不足何者先君手下兵數千餘人盡在公路許孤志在立亭不得不屈意於公路求索また通鑑綱目漢獻帝興平二年に孫策將呂範言於策曰今將軍事業日大衆日盛而紀綱猶有不整者範願蹔領都督左將軍部分之策曰子衡呂範字既士大夫加手下已有大衆豈宜復屈小職知軍中細事乎とある手下は今いふ手下と同じ

○縣官

縣官といふに二ッあり漢書東平王傳に今縣官年少註張晏曰不敢指斥天子故謂之縣官とあるは天子のことなり又虞初新志中にある汪氏某が訒菴偶筆に賣猪人以假銀買貨爲人所執訟之於縣々官詰之とあるは代官の類なり

○時の貝

中古は時の鐘うつやうに貝を吹けると見えて蜻蛉日記にときは山寺わさの貝四ッ吹ほどになりにたりと云々又千載集、赤染右衛門、今日もまた午の貝こそ吹つなれ未のあゆみちかづきにけり」或人隨筆に此歌を引て書は貝を吹けるにやと云しは誤なり新拾遺集親隆の停午月をよめるに、などやかく丑の貝吹ときしまれ月は午にも影のなるらむ」とあるを見よ（和訓栞に午の貝の條下に午の時を知らす爲にほらの貝を吹く也。古寺には時を告ぐるにほらを吹しにや新

燕居雜話卷之三

○湯島根生院群雀

天保四年癸巳の七月半の比より湯島根生院の境内樹木喬々然して蔚茂したるが中に黄昏より雀幾百千といふことを知らず群集りける凡一月ばかり皆二隊に分れて闘ひつゝ地に墜て死するも有るなどとて見に集る者多かりき瑜も講書の歸るさに立寄て須臾見たりしが雀の幾群も／＼飛來ることは度々なりしかども闘ひけるさまにはあらざりき或は云東叡山燒失しまた土木を經營すとて喬木の枝ども多くもぎおろしたれば小鳥共が棲にまどひて斯くは集るなどいへり案ずるにこはまさしく雀にはあらであとりといへる者なるべし閑田耕筆に云あとりといふものすぎし寛政七卯年秋冬を經て明る春まで嵯峨天龍寺の林に群飛す都下の人も又群集して見にゆけり此鳥は諸書に出るとて擧ら（略）れたるは日本紀天武天皇七年獦子鳥蔽レ天自二西南一飛二東北一と出づ和名秒に辨色立成云䳄鵲鳥阿止里（一名胡雀）漢語抄云獦子鳥（和名全レ上）自註曰今按兩說所レ出未レ詳但本朝國史用二獦子鳥一又或說云此鳥群飛如三列卒之滿二山林一故名二獦子鳥一也袖中抄に「あまたゆひゆたひたゆたふ雲間よりきこえやすらむあまどりの聲といふ歌を出してあまどりとは空の雲の中にすみて大方人にも知られぬ鳥なり其鳥六月晦日七月になる程に雲の中に巢を作りて子をうむが風など吹て雲いたくさわぎて其巢やぶれぬべければわびて鳴く也其時ばかりぞ世の人鳴聲をもきくと或書にかけりまことと共覺えねど古双紙にしるしたれば書載する也但和名抄には胡鷰と書きてあまどりとよめり又あとりともよめりとて右に引所の和名の文を出されたり今按ずるに和名抄の胡鷰は別物ならむか別條にて兼名苑の注云鷰有胡越二種楊氏が漢語抄云胡鷰子阿萬止里と見ゆるを袖中抄に一ツにして擧られたるはおぼつかなし元より雲中に巢を作るなどいふ草紙の說は論に及ばずさて又萬葉第二十防人（サキモリ）が歌に國廻るあとりがまけり行めぐり歸り來までにいはひてまたねと云を仙註にはあとりを我一人といふあれ一人（ヒトリ）の略語と思へるなるべし是を代匠記には獦子鳥とす尤從ふべし貝原翁の大和本草に獦子鳥もて名とせる

しさに去年より一日安き心も侍らざりき今は世中かくと見え今日を限りの御催しつたへ聞いにしへの項王とやらむはよにおそろしきものゝふなれどもぐしが爲に名殘をゝしまれぬとても浮世のゝぞみつきたる妾が身に侍れば君が安全の中に先だち參せ候まゝくれ〴〵も秀頼公多年の御恩淺からざるは誰人も明らめしり參せ候へば御爲よろしき樣の御忠節こそあらまほしき御事に候かしく

此書を披き見て莞爾と笑しばかりにて頓て出陣せりとぞ實に元和元年五月六日曉のこと也といへり余此事を仁科明園に話せしかば近頃相匹すべきは岡島八十右衛門が母のふみなるべし其子八十右衛門亡君復讐の期すでに逼りて東へ下らむとしけるが母に名殘をゝしみて立歸りけるを快からずや思ひけむ八十右衛門に贈りてむなしくなりし時のふみ赤穂の何がしが家に藏して手澤なほ新なり余もこれが爲に袂をぬらし侍りしとて打論ずるを聞くに

さきに別の折からまた母ありとおもふべからずまうし候へどもまた立歸り候こと孝に似て却て不孝なり我先立て死しものゝふのはぢ有事を知らせ候是ぞまた子を愛するのみちならむと女心の一筋に思ひきはめてかく成果るものなり

と有よし瑜案ずるに前のふみは拙く此ふみは工なりされ共婦人の語氣にあらず恐らくは好事者の手に出しならむさはれ語簡に意至れることかいなでの人の作り得べきものとも覺えずそはともまれ兒女子輩に聞かせむにやくなきたはれ物語には增さらめとかたりさしつ

燕居雜話卷之二終

尤善今未見用之者若〔欠字〕氏云卷蘆葉而爲之形如笳則誤矣此則管木之流也又有以蚌殼雨片夾竹葉而嘯之とあるを見るべし

〇耳垢解墨沫

宋劉夢得が避暑錄話云物性相制固有不可知者今或急於磨墨而沫起殆纏筆不可作字但取耳中塞一粟許投不過一攪磨卽不復見「物類相感志云硏墨出沫用耳膜頭垢則散」また明陳眉公太平清話に云磨墨沫起纏筆不可作字但取耳中塞粟許投之一再磨卽不復見聞于墨工王瑞試之果然書几間亦不可不知此理壉仲王又爲予言石靑難碎磨之亦用此法といへり本邦書家者流墨のしゞむときに耳の垢を點すると云ふこと淵源なきにあらず

〇圍棊卜禍福

西京雜記八月四日出雕房北戸竹下圍棊勝者終年有福負者終年疾病就北辰星求長命乃免また陳繼儒が珍珠船に八月四日竹下圍棊卜勝者終年有福不勝者有疾といへりいかなる故にや瑜原來圍棊最拙くて勝たることなければ年々疾を得んことのうしろめたくて竹下にトはざれば虛實をば知りはべらず

〇石川重弘がうた

信州上田の藩士石川重弘大右衞門と稱す和歌を好めり或所の會にて旅中月を、逢坂の關路ともなふ月影も袖にきえゆくあはづの丶原」何がしとかいへる宗匠此うたを評して實に旅中ならましかば最感ふか丶るべし惜むらくは題詠也といはれしとか心得られぬ言なり縱令題詠なればとてよきうたのあしかるべきかはとかくに上手めきたる評せむとて彼能因の秋風ぞふく白川のせきの故事など思ひ得がほのあだ口なるべしかの宗匠自賛のうたとて、雪白き松のこずゑは猶見えて窓よりくる丶里のともし火」重弘が詠と優劣いかむ同藩の士伊藤芳賞余によみ歌のこと聞き丶し序に話せしま丶を記しとゞめ侍りぬ

〇烈婦烈母の書

慶元攝戰錄に見えし木村長門守重成が妻夫へ書き殘せしふみ

一樹の陰一河の流も他生の緣にょるとこそ承り參せ候みづから君に思はれ參せ候は一昨年の頃よりしも偕老の契をかはし唯形に影の添ふごとく思はれ奉り思ひもし參せ候へども世の中のさう〴〵

詩に詠ずる桂花も月毎に花咲ものを月桂と名づくるも秘傳花鏡に見えたれ共是は俗に庭際に栽る木犀のことにして和名ダモといふもの也秋に至て花を開く香氣遠方に達する故汝南圃史には九里香とも名づく此等の三種各分別すべきこと也などいひて月桂は自一種の物にして月中より落るなどいふは名によりて傳會したるもの也又案ずるに本草月桂子今江東諸處毎至四五月後於衢路得之大如狸豆破之辛香古老相傳是月中下也洞冥記云有遠飛鷄朝往夕還常銜桂實歸於南上所北方無南方當月路所以有也などいへるに據て攷れば天聖丁卯秋七八兩月望舒之夕降したるも異類の木實を偶然にして風の誘引せしか又は鳥などの啣て落したるも知るべからず畢竟穀物などを雨らすがごとき類にしてさして怪むに足らぬことなるべし

○どろぼうの名義

或人問盜賊をドロボウと云何の義ぞや余答てただ江戸の方言なれば義も有まじといひて止しが撿尋すべきこと有て和訓栞を披きしに其說をあげたり云どろぼう光棍をいふてるぼうの轉訛てるは光ぼうは棍也といへり一說には上呂坊の義永祿五年參州土呂の一向宗黨をむすんで叛く御家人も又多く黨せり是より起りたる俗語なるべしといへり遠州には酒狂人を云へり瑜案ずるに二說ながら工なりといへども恐らくは本義にあらず是正しくトリウバフの中略にしてトロバフといひしを後にドロバフと云しなるべしさらばどろばふの假名を用ふべきにや

因に云光棍は卽盜するものゝことにて淸浙江夔裏張應兪が杜騙新書に勾引光棍と見えたりとぞ猶原書に就て考ふべし

○翁歸西行

梁孝元帝の金樓子志怪篇に孔翁歸解元言能屬文好飲酒氣韻標達嘗語余曰翁歸不畏死但願仲秋之時猶觀美月季春之日得玩垂楊有其（欠字）死所歸矣余謂斯言雖有過差無妨有才也といへりかの西行法師がよみけむ、願くは花の下にて我死なむその二月の もち月のころ」といふうたに能く似かよひたる事なり

○嘯葉

兒女子の草葉を捲て吹て聲をなすを詩に入れば嘯葉といふべし香宇外集に云今小兒用響板草啣于舌端吹之或用竹葉古謂之嘯葉蓋銜葉而嘯其聲淸震或言橘柚

廣不傷其根須留宿士而移時大飲爲好無百不一活者此余所親見以告竹之愛同予者焉とあるいまだ不試ども序にかいつく

○月中桂子

天中記引二玉澗雜書一云、唐垂拱中天台桂子落十餘日白樂天詩遙想吾師行道處天台桂子落紛々宋天聖五年中秋餘抗靈隱寺桂子落其繁如雨色各不問僧式公稱之林下後移植白猿峯凡二十五株遂改回軒亭爲月桂亭といへり此事を虎關禪師が詩話に載せて引靈苑集云天竺寺月中桂子詩序云上嗣統之は祀天聖紀號龍集丁卯秋七八雨月望舒之夕寺殿堂左右天降靈實其繁如雨其大如豆其圓如珠其色白者黃者黑文者時有帶殼者殼味辛識者曰此月中桂子也云々詩曰丹桂生瑤實十年會一時偏從天竺落秪恐月宮知落句云林間僧共拾猶誦樂天詩予按起世經閻浮樹影寫月中也月中無桂樹外書不知漫造語耳慈雲台宗偉匠當辨明之同俗書作詩文記之何哉其後明教大師作行業記載此事云靈山秋霽宵天雨桂子法師乃作桂子種桂之詩雖嵩公信之筆之不能無疑矣といへり所謂俗書とは酉陽雜俎に異書言月桂高五百丈下有一人常斫之樹創隨合人姓吳名剛西河人學仙有過謫令伐樹といひ亦南部新書に杭州靈隱山多桂寺僧曰月中種也至今中秋夜有桂子落などいひたるを指ていへるかこは極めて奇を好めるによりて出たる妄談にして論ずるに足らぬこと也然れども段成式謫令伐樹といひて其下に直に釋氏書言須彌山南面有閻浮樹月遍樹影入月中或言月中蟾蜍地影也空處水影也此語差近とあるを見れば起世經の說もうかゞひ知れりいかで外書不知漫造語といはむまして慈雲のかゝれし序を見れば識者曰此月中桂子也とおしまかせて敢て穿鑿するにも非ず興に乘じて詩を作られたるのみの事と見えたりさなくば何ゝの痴騃（シレモノ）か月中桂樹ありといふことをうべなはむ況んや慈雲をやまた酉陽雜俎續集に月桂葉如桂花淺黃色四瓣青蘂花盛發如柿葉蒂稜出蔣山といひ長門人茅原定が茅窓漫錄にも此事を辨じて天子御卽位の御時月像旗徑三尺上に玉兎を圖して中央も賀茂の桂を用るは誤なり賀茂の桂は葵に配する者なれども漢名未詳月像の旗金烏に配するは本草綱目の天竺桂にして其實を月桂と云西國にてはコガネノキと名づく實を搾て蠟となす赤黑の二種有て赤き者は臭氣高し此等こそ月の桂なれ又唐人の

餘りに卽座に返さるればかしたる甲斐もなきと打かこちたる詞にてこちからかしたるに禁當とさかひあたりて返したまふなめりと打かこちたるやうの辭なるべし

○暖鳥

ぬくめ鳥吳竹集に云煖鳥とも𪀚とも書けり鷹は寒き夜には鳥を生ながらつかみて我腹へあてゝぬくめ起て旦に放しやるなり其鳥の飛し方へ其日は不行となりとて

はし鷹のこぶしの下の暖鳥
　恩をしらぬは人にぞ有ける

といふ歌を引けりまた仲宣隨筆云暖なるを大坂の語ぬくいといへるを京師の人きゝ馴れぬ故有德なる人の娘などもぬくいといふとて大に笑へり尤ぬくいは俗語ながら歌にもぬくめ鳥とよむは苦しかるまじ類字鷹詞に

空さゆる鷹の一夜のぬくめ鳥
　はなつこゝろも情なるべし

と見ゆこは唐張鷟が朝野僉載に滄州東光縣寶觀寺常有蒼鶻集重閣每鴿數千鶻冬中每夕取一鴿以暖足曉放之而不殺自餘鷹鶻不敢侮之とありて禽鳥のなす所和漢同軌なるを見ても造化の妙を知るべしさてぬくめ鳥は連俳などにはいふことなれ共歌にはをさ〳〵見及ばぬやうに覺ゆされば上に引きたるも皆手づつなる歌どもなり又和訓栞にいふ所も趣は吳竹集に同けれどもうたをばひかざるを見ても和歌に入らぬことをしるべし

○栽竹日異名

竹をうゝるに五月十三日をよしとすること諸書に見えて其日の名をさま〴〵に呼り宋黃徹が䂬溪詩話には世傳五月十三日爲竹迷日丸種竹多以五月杜云東林竹影薄臘月更須栽則唐人權竹用季冬月也又云平生憩息地必種數竿竹嘗欲闢小軒以必揷目之とあり是竹迷日と稱するなり岳州風土記曰五月十三日謂之龍生日栽竹多茂盛とあり是龍生日と稱するなり藝苑雌黃に種竹者多用辰日 又用臘月 惟五月十三日 人謂之竹醉日又謂之竹迷日栽竹多茂盛或陰雨則輭行明年笋莖交出とあり是竹醉日と稱するなり皆詩料となすべし又釋梅國が櫻陰腐談に蒔竹莫如蒔笋蒔竹則艱焉移之之勞種笋則便焉移之々速大要笋出上二三寸許堀地欲

へるはさもあるべしと見えたりこは最よき說なるが或人とは誰を指せるやとおぼつかなかりしに小野竹叢が溫故隨筆（寫本四册明和庚寅夏五月序）を見しにまたく此文を引て尾張の人天野信景が說なりといへり蓋鹽尻の中に載せしならむが余が藏せしは全き者ならねど其說見えずさばかりの人を蒿溪が唯ある人とのみ云て名をばなど省きにけむ

○雨前茶

明の徐[illegible]峯が春日雜興詩の中に燕泥時汗碧窓紗滿架香生二月花洗淨瓦鐺新汲水客來同試雨前茶といふは穀雨の前に製したる茶をいへり王觀國が學林新編に云茶佳者造在社前其次火前謂寒食前也其下雨前謂穀雨前也また元陳元靚か事林廣記云生棟茶卽火前者麁色茶卽雨前者なるにても詳なり

○歸雁を秋に詠る例

歸雁なべては春越路にかへる雁をいふこと誰も知れれば今更いふべきにもあらじ秋雁をもかへる雁とよめる歌は續後撰集

よしさらば越路を旅といひなさむ
秋は都にかへる雁がね

扶木集

草も木も色かはり行く秋かせに
南にかへる初かりのこゑ

など詠めり何れも漢武帝秋風辭に秋風起兮白雲飛草木黃落雁南歸といへるに本づけり

○そゝのかす

人をそゝのかすと云字は撩人と書くべし山谷在荊州與李端叔帖云數日來驟雨暖瑞香水仙紅梅皆開明窓靜室花氣撩人似少年都下夢也但多病之餘嬾作詩爾とあり案ずるに撩字元來ものを整齊する義にして說文撩理也从手尞聲通俗文云理亂謂之撩理と注せり花氣撩人の撩は一義に挑弄也と有るによりて用ひたるものにして韓文猿鳥莫相撩といひ王介甫詩物華撩我有詩と作り山谷詩晴香晴色撩詩句など云たるみな此の義なり

○禁當といふ辭

今人物を借すに卽座に返すを是はきむとう也と云本朝俚諺などに杜詩を引て一夜水高二尺強數日不可禁當といへりとて渡れども渡られず防げども防がれぬさまなりとせりされば速なるを謝する詞にはあらで

○聟字

俗に通用する聟といふ字は聓字の草書より誤りたるなるべしそは字彙に聓與壻同方言東齊之間聓謂之倩とあるなどによれるものならむとのみ思ひしに禮記昏義陸德明が音義に壻本又作聟悉計反女之夫也依字從士從胥俗從知下作耳といへるを見れば古斯る文字をも用ひて和俗の誤などにてはなかりし也然るに小補韻會壻字註に思計切說文壻夫也徐曰胥有才智之稱又長也壻者女之長也說文或從女作婿集韻或壻禮記昏義疏俗作聟非といへりさらば唐山にても俗間には聟の字を用ふることゝ見ゆ字彙の聓は聟の轉訛にや

○保多餅

飯團餅をぼた餅といひ萩花といひ又おはぎといふよしを新井白蛾が牛馬問に云飯團餅を牡丹餅と云是も盆に盛ならべたる姿を牡丹花に見立たるものなり異名を夜舟と云はいつゝくやら知れぬといふ義なりまろめすに器に盛りて上に小豆又は大豆の紛などかけたるを萩花といふ是も萩花に似たるを以て也下總の邊の俗はかひ餅といふ是は餅の内にてやはらかなる故に粥餅の訛なり此物邊上の國にて名ひとしからずと見えしを伊勢貞丈の安齋漫筆には然りとせずかゝひ餅をぼた餅といふは牡丹餅といふこと也と思ひしにさにてはなくて萩をぼたといへば萩餅と云事にておはぎ萩花と云と同じことぞやと上達部の老女になられしが語られしと有り唐山にても是に似たるは宋周密が浩然齋雅談云俗以油餲綴糝作餌名之曰蓼花取其形似也放翁詩云新蝶餲枝綴紅糝餲枝二字甚新といへるによく匹せり

○賽河原

僧梅國が櫻陰腐談に客問曰冥途有名賽河原處久來懷疑訪之釋子未得詳答是出於何經耶答曰本戲語也以河原積小石故似雙六局上因以名賽河原誠足博笑客捧腹去とこともなげに云れたれども臆斷にして取に足らず伴蒿溪が閑田耕筆に山城國紀伊郡に佐比の里あり三代實錄貞觀十三年閏八月に制ありて百姓送葬の地を定たまふ條に下佐比上佐比をも其地と定らる佐比寺は延喜式にも九原送葬之輩更留柩於橋頭と見えたり世に佐比の河原を冥途にて小兒の集る處とて且地藏尊これを化益し給ふといふは此葬處に小石塔多く或は石像の地藏尊も有しより出しならむと或人のい

○滕公

漢書夏侯嬰が傳に嬰爲滕令奉車故號滕公と有を奉車したればとて今も公といふべきことかはさればとて僣偸をとがめしこととも見えねば如何なることにやと疑ひしに此頃宋葉氏が愛日齋叢抄を閲して其説を得たり云く古之稱レ公有下不レ以レ爵者如中董公呂夏黃公蓋公池公申公毛公吳公上殆以二老成一尊レ之諸老歷二秦漢間一齒既宿矣司馬德操年少二龐德公一十歳兄二事之一呼作二龐公一可レ見二尊稱一也雖三于定國父爲二獄吏決曹一亦稱二于公正一以二年德一見レ推唯史於夏侯嬰稱二滕公一時爲二滕令一後方レ賜二侯爵一班書云嬰爲二滕令一奉レ車故號二滕公一此猶項羽（本ノマヽ）所使薛公郯公或例以二令長一稱レ公也云々是にてひかれり

○種柿

今市中にて柿鬻ぐ者の柿を取て互に子（サネ）の數を射覆してさて切割て其數のあたりし者を勝とす是を種柿といふ案ずるに淸異錄に吳越稱二霅上瓜一錢氏子弟逃暑取二一瓜一各言二子之的數一言定剖觀負者張レ宴謂二之瓜戰一といひ五雜組に昔人好二鬪茶一故稱二茗戰一錢氏子弟霅上瓜各言二子之的數一剖レ之以觀二勝負一謂二之瓜戰一然茗猶レ堪レ戰瓜則俗矣なりなどあるを見ればタネガキは柿戰をいふべし

因に云柿の子は的數を射覆してなほ知りぬべし瓜子の的數をいふに至ては如何ぞや霅上の瓜は種類自別にして柿などの如くなる物あるにや

○奴をヤツコと訓す

奴をヤツコと訓ず案ずるにヤは家也ツは助字ヤツコは家ツ子なり今いふ家の子郎黨などの家の子にて乃家賴といふこと也或は云ツはツカへの下略にて國造をクニツコといふもクニツカヘコ宮ツコも宮ツカヘコなりされば家ツコも家ツカヘコといふ事にしてツは助字にはあらじかしと此説もまたよしあり

○士農工商

世俗よく士農工商と云事をいへ共何に出たることを知らずこは淮南子齊俗訓に士農工商鄕別州異是故農與農言力士與士言行工與工言巧商與商言數是以士無貴行農無廢功工無苦事商無折貨各安其性不得相干云々士農工商の字始てこゝに見えたり〔漢書食貨志云士農工商四民有業學以居位曰士闢土殖穀曰農作巧成器曰工通財鬻貨曰商〕

きて順に一枚をとり手に持たる下に重ねてそろそろとあけて見る是を引と云其數合せて十八とか十九とかいふ數出れば各席上に出し置たる賭を取る事也十又は二十と數つまれば再び引く事ならずといへり其事知りたる人に聞たるまゝを記しぬれば余がことも覺束なし是もまた程泰昌が樗蒲のことを研究せし類とやいはむ

○懸黎莫難

論衡の序に洛陽之肆宣豈不有懸黎莫難といふことあり懸黎も莫難も玉の名なり曹子建が七啓に云佩則結綠懸黎寶之妙徵○李善が註に戰國策云應侯謂秦王曰梁有懸黎宋有結綠而爲天下名器也又樂府美女篇明珠交玉體珊瑚間木難○李善が註に南方草木狀に曰珊瑚出大秦國有洲在漲海中廣雅曰珊瑚珠也南越志曰木難金翅鳥沫所成碧色珠也といひ又晋崔豹が古今註に莫難珠一名木難色黄出東夷と有を見れば莫木音相通ずるなるべし又明の方以智が通雅金石部に見えたり

○廿六夜

都下の士女七月廿六日神田明神社內飯田街九段坂品川海濱など眺望よろしき所にて酒飲談笑しあるは詩歌連俳などして月の昇るをまつ是を二十六夜待といふ大黒屋次郎嘗ていへらく是盖了譽上人の逮夜をまつるか彼上人は廿七日に身まかりて礫川傳通院に墓あり世に腦上人と呼ぶ額に腦の形有し故なりといへり後方外の友子阿に此事を話せしに此ことは早く山岡明阿の名物類纂にいはれしとかされど此書百餘卷有りて世に稀なるものなれば檢閲することかたし大黒屋が考に暗合せしも奇なり明阿は塙檢校が師なり

○文冢

唐文粹に劉蛻復愚爲文不忍棄其草聚而封之作文冢名と增續韻譜に見ゆ徐氏筆精に其銘を載せて云唐劉蛻取生平所爲文千一百八十紙起冢以封之自作銘曰文乎文乎其鬼神乎風水惟貞將利其子孫乎といへり尙書故實に載せたる智永の筆冢と好對なり筆冢のことは余が講餘隨筆に詳にす」又詩家アリ明徐𤊹筆精ニイハク元魯脩鄱陽人有詩明十八人皆工詩賦恐罹兵燹失傳埴爲甓刻瘞山中名詩塚宋濂爲之銘蓋倣劉蛻也劉蛻文塚在今蜀梓州南二里兜率寺庭前古柏數百株皆虬枝龍吟至今尙存トイヘリ」

云卽寒山拾得也願詳聞其說朱柳橋答曰吾邦有繪和合二像者世傳寒山拾得二人蓋寒山拾得道行高深同居一寺共爲投契面目相似故稱爲和合云。　標記云　後閱蔣士詮忠雅堂集有畫和合詩曰寒山拾得兩禪師齋厨向火無言辭石巖滅影誰見之偸來寫作和合姿豐子饒舌閭邱悲菩薩示現空爾爲世人相友藏怨咨李猫咲口常嘻々兩師蓬頭雙赤脚不知游戲有何樂瓦鉢無疑聚寶盆葫蘆可賣交歡樂官衞市肆處々縣是仙是佛俱可憐人情本是秋雲薄拍手來分利市錢とあるを見て和合神は是寒山拾得といへる說あるも知れり原本標記する所和合姿以下十二句を略せり今全詩を此に寫して好事家に貽る其傳聞の說の當否はいまだ知るべからず磐溪は大槻玄卓の弟にして仙臺の儒員となれり朱柳橋貫舶の淸人江芸閣などと共に崎碁に來れり

○可坊

人を罵てべら坊と云はいつの頃よりにやと思しに菊岡沾涼が世事談に鄙恙(ベラボウ)寬文十二年の春大阪道頓堀に異形の人を見す其貌醜きこと譬ふべき者なし頭するどく尖り眼眞丸に赤く頤猿の如し莊子にいふところの支離疏が類にぞ有ける京師東武に及び芝居を立て見せける是よりかしこからぬ者を罵りはづかしむる詞となれり(此に表せる鄙恙二字何に據てかく訓したりけむ其よしを知らず)和訓栞にも延寶の頃大阪に可坊といふ異相の男ありとぞといひ一時軒惟中が消閑雜記にも又見えたり此餘一說あり新井白蛾牛馬問に云亡父語りしもの我覺(ヱ)により以來新言葉三ッ有りヤクザベラボウ今一ッ何とやらん云ひしが忘れぬ是元博奕の言葉にして常底人遣ふべき事に非ず今は天下常語となりぬ物あしきをヤクザといふとは博奕に三枚といふ物をするに八九の數を高目上々として十とつまるは數とならず八九三となれば二十につまる故益にたゝず夫より彼輩の內にてはすべて物のあしきこと隱語をヤクザ〱と云始めたる也又ベラボウとは始も十中たびも十なれば終一枚には八九高目も出んやと樂み開くに又釋迦十の出るとを云ふとなむ阿房らしきことをベラボウと云隱語は是下賤の時花詞なれ共今は通用語と成りしと一笑しけるさも有なむ云々此說も最をかし

因に云三枚といふ事はめぐり骨牌のごとく一より十まで四枚づつ四十枚あるを五人にても又は六人にても席に列りし人に配當して殘を席上に伏せお

○金字額

宋龍泉葉紹翁四朝聞見錄甲集云或問レ余曰今九里松一字門扁呉說所レ書也字何以用レ金余謂レ之曰高宗聖駕幸二天竺一由二九里松一以入顧瞻有レ扁翌日取入欲自爲御書黼黻湖山命二筆硏一書數十番歎息曰無爲易說所レ書也止命レ匠就以レ金塡二其字一復揭二之于一字門一云とあるを見れば扁額の字を金にするは褒美しての事なり且或問余曰云々の詞をもて觀之この已前扁額金字のものあらざるに似たり蓋これをもて權輿とすべし（事物原始宋會要曰天禧元年四月詔内出聖祖神化寶牌分給京宮觀及外州名山聖跡之處面文曰玉淸昭應宮成天尊萬壽背文曰永鎭福地今寺觀金字牌自此始之也と格致鏡源にみえたりされば高宗より百餘年前に有）

○拍子木

今夜廻りなどが打なる拍子木を徂徠の南留別志に拍子木は火危し木なりと云しは源氏夕顏卷にゆつるいとつき〴〵しくひあやうし〳〵と云あづかりがさうじのかたへにいぬるなり細流抄に文選五十六新漏刻銘曰衞宏載傳呼之節較而未詳李善注衞宏漢舊儀曰夜漏起宮中宮城門傳五伯官直符行衞士周廬擊木柝傳呼備火。河海抄誰何火行（ヤウシ）史記本朝文粹云夜行翁夜之警火舊府中呼曰火危彼誰何源順などあるに本づかれたるなるべく擊柝はもとより夜行を警め火に備る設なるべけれどそをもてひやうしといふ詞をば解くべからず如何にといふに拍は元來手をうちて物の節をとりしより起りし詞にてさて木柝にもひやうし木といふ名は負せしなめりそは源氏末摘花の卷に紫上の琴ひき給ふ條にほそろくせり（細流抄云長樂の破也）といふものは名はにくけれど面白う吹きすましたまへるにかき合せまだ若けれどはうしたがはず上手めきたり乙女卷にいとわかうをかしげなる音に吹たてていみじう面白ければ御琴どもをばしばしとゞめておとゞははうしおどろ〳〵しからず打ならし給ひて云々此等は拍子の音を其まゝに書きたる也いかで火危の義なるべきされば本居宣長が漢字三音考に拍子をひやうしと呼は音便なるかといへり此說にしたがふべし

○和合神

大槻磐溪が瓊浦筆語に磐溪問曰世所傳和合圖何神或

一年しのびて大内の花見にまかりて侍りしに庭に散りて侍りし花を硯の蓋に入れて攝政のもとにつかはし侍りし

太上天皇御製

けふだにも庭を盛とうつる花
きえずはありとも雪かとも見よ

本居宣長が美濃の家づとに云初の御句は結の御句の見よへかゝりうつるは散れる也四の御句本歌と詞は全く同じけれど意は異也も文字は輕く添へたるにて尋常のともの意にも非ず唯とゝ云に同じ下の御句の意は花は散て雪となりたれども消ずにはありと思ひてせめて今白雪なりとも見よとなり石原正明が尾張家苞に是を駁して云ともの解穏ならざる故此義ならんとも思はれす正明は此御歌こゝろえかねたりさこそ故ある事なるべきに思ひ至らで口惜きことなりと云へり案ずるに本居氏が美濃の家づとは誤解ども多くして正明が辨駁みな當れり唯此御歌のみは宣長も解し得ず正明もかく言ひし而已也さしもの人だち此御歌に限りて解しえぬもあやしきことなりそはきえずは有ともの御句を知らぬから也今余が管見をいはむ此にきえずはあり共は雪のきえぬに不敢來をいひかけたる也御歌のこゝろは昨日はさら也せめて今日だにも庭の面を盛とちる花をかく硯の蓋へ入れておくるほどに來ることはえせず有とも雪かとも見よと宣ひし御うたなりされば攝政の御かへしに

さそはれぬ人の爲とや殘りけむ
明日よりさきの花の白雪

と詠給ひしさそはれぬの五文字を見ても不消の字不敢來とかゝりたると知らる又御製の本歌にとらせ給ひし今日こずは明日は雪とぞ降なましきえずは有とも花と見ましやも不消に不敢來をいひかけたるにて今日こずは明日は雪と降べきぞかしよしや今日不敢來はあり共明日は花と見むや散しきたる雪とこそ見るべけれとせちに招きうながしたるなりけり正明ぬしは言の縁といふことを痛くいひけちたれば心のつかざりしも宣なり本居うしは言の縁こちたきまでに意を用ひられしが此歌にはこゝろつかざりしは如何にぞや余が此解を得て此御製のこゝろ復明らけきものから新古今集撰みし人々も地下に破顔微笑したまひぬべし

やと思ひしに宋史趙抃傳には知二成都一以レ寛爲レ治蜀民大悅神宗立召知諫院及レ謝帝曰聞卿匹馬入レ蜀以二一琴一鶴一自隨爲レ政簡易亦稱レ之乎とあり唯これのみならず宋沈存中夢溪筆談曰趙閲道爲二成都轉運使一出行二部内一唯攜二一琴一鶴一座則看レ鶴鼓レ琴嘗過二青城山一遇レ雷舍二于逆旅一逆旅之人不レ知二其使者一也或慢二狎之一公頽然鼓レ琴不レ問とも見えたればおさ〳〵謬傳にはあらざりけりこれを張公裕の詩に徵すれば一龜一鶴のかた其實を得たるに似れども沈存中の記する所も亦極めて詳悉にして飾辭とも見えざればいかで虛なりとせむ兩つながら存して博古之士の斷を俟つのみ

○さじ

匙の字をさじと訓して訓義をいはず且音をヒと心得たるも誤也匙は仁之切音時ヒは補委切音彼義同うして音異也匙をさじと云も元來和訓ならず葵君謨茶錄茶匙要擊拂有方といひ壽世保元に用銅茶匙送蔥汁入喉中など有て彼國の詞を和語のやうに云ひならはしたる也此類少なからず

○詩歌一首二首

詩文及和歌に一首二首と云何の義なることを知らず東涯翁盍にも史記田儋傳贊蒯通者善爲長短說論戰國之權變爲八十一首首之始見于此其後楊子太玄有八十一首猶易之六十四卦也後世詩文一篇稱一首恐出於此とのみにて其義を解せず案ずるに清の趙執信談龍錄に凡一題數首者皆須詞意相副無有缺漏枝贅其先後亦不可紊也顧小謝每擧少陵兩過何將軍園林詩以示學者余謂是詩家最淺近處不見文選所錄魏晉人詩分章者詩其首尾如貫珠然近人試爲兩首都無次第不潛心也いひしを見れば一首は一首尾相具するの略言なるにやと思ひしが此ころの詩の集傳を講ぜしに豳風の終に辨じて云篇章歛豳詩以逆暑迎寒已見七月之篇矣又曰祈年於田祖則歛豳雅之樂田畯祭蜡則歛豳頌以息老物則考之於詩未見其篇章之所在故鄭氏三分七月詩以當之其道情思者爲風正禮節者爲雅樂成功者爲頌然一篇之詩首尾相應乃剟取其一節而偏用之恐無此理と云るも同意也殊に本末終始などいはず首尾といふも詩家の通言にや此事物に註せしを見當らねば試にいふのみ

○美濃家苞の誤解

新古今集春部

見し文もこゝろすむ夜は忘られて
　向ふともなき窻の白雪
いといふに聞ゆまた往年清水濱臣が村山彌一郎が藏せるなりとて妙子のたにざくを模刻して好事の人に贈られし山家橋といふ題なるは
　朽果ねなほをり〳〵は問人の
　　心にかゝる谷のしばはし
といへるなど思ひ合すれば其人品の高き目に見る樣に覺えていとあはれ也始のは孫康が故事を思へることたれも知りぬべし末のは唐吳融が石臼山頭有一僧朝無香積夜無燈近嫌俗客知蹤跡擬向中峯斷石層といふによられしにやそはとまれ妙子の詠は吳融が詩に比すれば一段勝れて殊に初五文字などは此法師ならではとぞ思ふ最嗚呼には侍れど余も坡翁の春宵一刻直千金花有淸香月有陰といふをふまへて春夜といふ題を
　げに千々のこがねにかふる夜はなれや
　　にほへる櫻かすむ月影
と詠みたるを濱臣ことに賞してげにの二文字にて歌なりといはれたりし言のはも早こゝのとせむかしのかたみとはなりぬ

　○ほいろ
天野信景が鹽尻にほいろは蒲黃色かと春曙抄にあり或人云茶藥などほいろかくるといふは是か余思ふに夫は火色なるべし但黃色なる色なればほを色にやと云へり瑜案ずるにほいろは火炙(ホイリ)なるべし茶などほうずると云も火(ホ)あつるの訛なるべし夫(ソレ)より轉じてほうずる器をさへに茶ほうじ又はほいろなどいひし也（余が說によらばほうずるはほうづるほうじはほうぢの假字をよしとすべし）ほうろくも火(ホ)あつる器なれば火炙器なるべしかはらけを瓦器とよみと音とにて呼など思ひ合すべしさてほいろも火あてたる物の黃ばみたるよりいふにや

　○一龜一鶴
宋の趙淸獻公抃が蜀の成都のかみと成りし時一琴一鶴を攜て行くことを問者の爲に宋名臣言行錄趙抃傳を閱するに公初任成都攜一龜一鶴以行其再往也屛去龜鶴止一蒼頭執事張公裕學士送以詩云馬諳舊路行來滑龜放長河不共來（呂氏家塾記）とのみ有て琴のことに及ばず因て群玉韻譜樂韻を索るに趙宋趙抃以匹馬龜鶴入蜀自隨爲政簡易と有て文琴のことなしさらば謬傳に

に那波道圓ノ説ニ楊誠齊ガ句ニ曰由如西施破瓜年トハ十六歳ヲイフ其故ハ瓜ノ字ヲ分テハ八八ナリ八八卽十六也故ニ十六ヲ破瓜ト云ト愚按ニ徂徠ハ破瓜ノ字ヲ破根ノ事トノミ心得タル故深草ノ元政ノ詩ノ題ニ題聖德太子破瓜像ト書レタルヲ大ニ笑レタリトナン其故ハ破瓜ハ女子破根ノ事ヨリ出タル字ニテ女子ノ十六歳ナラデハ稱シ難シト也是モ左モ有ベキ事ノ樣ナレ共一槩ニ泥ミガタシ僧傳ナドニ男子ノ十六歳ヲ破瓜トツカヒタルコト間々見エタリ元政モ據ナキニ非ズ然レバ道圓ノ説可ナルニ似タリ道圓ノ説ハ遺藁ノ中ニ見エタリトナムといへり是全く十六歳のことしたる物なれ共唐山の書に其説あるを見ず何に據たるにや又宋南陽著舊續聞云張泊家居忽外有一隱士通謁乃洞賓名姓泊倒屣迎見之洞賓自言呂渭之後四子溫恭儉讓終海州刺史洞賓糸出海州房所任官唐史不載索筆八分書七言四韻留與泊頗言將佐昪席之意末句云成功當在破瓜年俗以破瓜學爲二八泊年六十四卒乃其讖也といひ又宋葉廷珪が海錄碎事死亡門引談苑云呂洞賓賞謁張泊自言呂渭之後渭四子溫恭儉讓々爲海州刺史洞賓乃海州房贈泊云功成當在破瓜年而泊以六十四卒破瓜乃二八是其證也といひ又宋馮曾が比紅兒詩話にも孫綽情人詩云碧玉破瓜年呂洞賓詩云功成當在破瓜年楊文公謂俗以破瓜爲二八と見え又清王士禎香祖筆記にも樂府碧玉破瓜年而談苑載呂洞賓謁張泊贈詩云功成應在破瓜年泊以六十四卒破瓜者二八也老少男女皆可稱破瓜亦奇とあれば實にも婦女子に限りていふ詞にあらざりけり況や十六とせしも破根の事とせしも引く所の書どもに其説あることなければ推度の説にして道圓が云し僧傳に男子の十六を破瓜とつかひし事のまゝ見えしと而已いひて其徵文を引かざれば聊爾にはうけがたし只明徐興公筆精に古詩碧玉破瓜時郎爲情顚倒芙蓉凌霜榮秋容故尙好夫破瓜時春也芙蓉凌霜秋也春時色美故使郎顚倒矣秋時亦不見其不美也といへり少年婦女子にいへる正解とやいはむ古人既にかゝるからは轉用して十五六の少女のことを大凡にいひても妨なかるべし破根の事と思ふは俗見なるべし

○妙子が歌

大崎則房がひめもたる妙子（深草元政）のたにざく冬夜といふ題に

傾城山禁是弟梅是兄坐對眞成被花惱出門一笑大江横といへるを見て知るべし

○仁者愛之理心之德

朱文公は仁字を解して愛の理心之德と宣ふべけれど愛と仁とは體用の差別ありて仁は元來人たる者の天性固有する所の善德にして其發動する所親に施せば孝となり君に施せば忠となり行ふ所として誠ならざる事なき是則仁也されば仁の行るゝ所には愛をも帶ぶることなれ唯愛をのみ心得て敬を知らねば君臣父子の間の禮立ちがたし殊に固有の善德は體也愛は其善德のかたはしにて物に寄て行はるゝ故用也夫故まだしも愛者仁之理心之德と云はゞ可なんか兎にも角にも穩ならぬ解也如何となれば孟子盡心下篇に孟子曰君子之於物也愛之而弗仁於民也仁之而不親親々而仁民仁民而愛物とあるに律して仁と愛との別をしるべし若仁を愛之理として天下萬物を此内を出さじとせば墨子と何ぞ異ならむさてこそ愛には差別有て可愛して愛する是仁中の愛にして我孔夫子の愛也愛と不愛とをえらばず一向に愛せむとする是仁中の愛にあらずして墨子の愛也惟仁には差別なし故曰仁者人也又曰誠者天之道也誠之者人之道也といへり

○竹原某が歌

肥後國隈本しろしめしける君につかへまつる竹原官十郎といひし人は和歌をよくせられけるにや或人の物語に「花にめで月に尋しおもかげもかはる嵯峨野の霜のをすゝき」といへる詠歌ありと聞て最哀に覺えしが後にきけば我大和御國の道にさへ心を深く潛めたる人と覺しくて彼國へまかりける頃海上浪風荒くて船既に覆りぬべかりければ皆人驚きあわてゝ身に付し物など取て海へ打入佛の御名高やかに唱へなどする中に官十郎一人悠然として神色不變して一首のうたを詠じて曰「道にこる心は波の底筒男よし沈とも彌陀はたのまじ」と打誦するがまに〳〵浪風も靜かに成けるとなむ

○破瓜

破瓜に十六をいふと六十四をいふと二説あり余嘗仲宣隨筆寫本を見しに云破瓜は男女十六歳にいへり動もすれば婦女初寢の義にあやまる人あり瓜を割れば爪八如此故二八のことに取れりと廣澤師の觀鵞百譚に委く出せりと云り（流布の本に此事なし）又南川維遷が閑散餘錄

鷺は京そだちといふ言有りこは難波に阿波座と云傀儡院あり常に此に徘徊して誰も皆知りて價なくして答る者もなき輩を渾名していふことにて江戸功者なる人を江戸雀など云と同じき事なりとぞ

○膏藥代

俗に人に疵を負はせて金を出して贖ふを膏藥代を出すと云と漢語には償創と書くべし通鑑綱目新莽地皇三年に云初樊崇等衆既寖盛相與爲約殺人者死傷人者償創集覽小創初莊反傷也とあり一外科の問に答へつ

○撻字解

孟子梁惠王上篇に可使制挺以撻晋楚之堅甲利兵矣又公孫丑上篇思以一毫挫人若撻之於市朝また滕文公下篇に一齊人傅之衆楚人咻之雖日撻而求其齊也不可得矣とある撻字を何れも撃也と注すれども文字の訓を同うするのみにて意自ら異なり案ずるに周禮地官司市胥各掌ニ其所レ治之政ニ云々凡有罪者撻戮而罰レ之また儀禮郷射禮射者有レ過則撻レ之尙書益稷にも撻以記レ之とありて原來朴といひて敲く捧をもて打敲て其罪を攻ることにして俗に云折檻するなどいふことにして撃とは事かはれり

○船のさむ橋

明徐興公が筆精に古樂府暫泊于渚磯歡不下艇板郎今上岸透板也刻本誤作迋板非とあるは今の船のさむはしのごとく見えたり

○祐天夢呑劍

昔祐天愚昧魯頓なるを悲み下總の國成田山の不動へ參籠しけるが滿願の夜不動出現して曰汝魯頓なるを悲しみてわれを祈ること不便也よつて此劍を汝に與ふる間速に呑むべしと祐天不思議なることに思ひ再拜稽首して受て呑之と夢みて寤て後吐血すること甚し後聰明の人と成て內典外典を渉獵し聞一知十其學日々に進みて名僧と成しと云と人口に膾炙すること也是は孔氏六帖夢部に尹知章少雖學未甚通解忽夢人持巨鑿破其心內若劑焉驚寤志思開徹遂徧明六經と有に傳會せし賣僧の虛談なり

○梅は花の兄

梅を花の兄といふ事は水仙花に對して云たることゝ見えたり案ずるに山谷老人が王充道送水仙花五十枝欣然會心爲之作詠といふ詩に凌波仙子生塵襪水上輕盈步月微是誰招此斷腸魂種作寒花寄秋絕含香體素欲

燕居雜話卷之二

○酒帘の說

本間君恕がもの丶序に田舍にて酒釀る家は杉葉あつめて毬の如く拵へたるを揭げ又は野店にて酒灩く者も杉葉二三朶を釣下げなどするは如何なる故事に據れるにやと問ふ余偶々思得たる說あれば書付て示したるは此は和歌に三輪と云はむ冠辭に味酒と云此詞の意は三輪は借字にて酒釀る瓶をみわといふ瓱とかけりそを吳竹集などには神に供ふる酒をみわと云ともいへり又歌林良材（一名歌林金葉集）に古今「我菴は三輪の山もと戀しくは訪らひきませ杉立るかど」右のうたは顯昭法師いふ三輪明神の御歌と申說あれどもたしかに知れがたし但三輪の山の邊に住みける人の詠めるなるべしさて此歌を本にてしるしの杉と云とは詠みならはしたりとありて續後撰金葉などにもしるしの杉を三輪にむすびてよめる歌ありされば味酒のみわのしるしの杉といふヿよりせしヿにしていと風流なる事と思はるはいつの頃よりかと云事はさだかならねど一休の「極樂を何國のほどと思ひしに杉葉つるせし又六がかど」とよまれしを見れば酒灩家につるせしも古きことなりけむかし

○能書不撰筆

能書不撰筆といふ諺は明楊用脩が丹鉛錄云張兪光評李白浣紗詩云李可謂能書不撰筆矣と見えまた田藝衡が留青日札酒味の事を論じて甜酒世間能飮者多不喜甜酒故白樂天詩量大厭甜酒才高笑小詩至子杜子美則曰人生幾何春巳夏不放香醪如密甜韓退之曰一樽春酒甘如飴丈人此樂無人知劉禹錫歷陽詩曰湖魚香勝肉官酒重于餳則古人亦有好甜酒者矣豈所謂能書不擇筆能飮不擇酒邪といへり

○幼而學不レ忘

魏文帝の典論序云上雅好二詩書文籍一雖レ在二軍旅一手不レ釋レ卷每々定省從容常言人少好レ學則專レ思長則善忘といへり幼稚の時記得したることは老大に至ても忘れぬ物なり幼稚より勤めしむべき事也

○あはざ鳥

劇場に演ずる幡隨長兵衛といふ俠客が平井權八といふ少年に對していふ常套語（サダマリセリフ）にあはざ鳥は難波潟やぶ

も不熟とは云ふべからず

○崽子

今男色を衒ふ者野郎またはカゲマと呼ぶ崽子の字を用ふべし水經注に孌童丱角弱年崽子注崽音宰詞林海錯北齋詩散愁自少不登孌童之林孌童一云崽子皆美童也と高澹人天祿識餘及姚培謙が類腋等に見えたり

○扨

古來さてといふ言に扨の字を用ひて和俗普通の字たり此字元來無字にあらず韻會仕韻扨字の注に打也又以拳加物集韻或作挠又麻韻扠挾也韓詩饞扠括臠通作叉とありてさてと讀むべき意見えずサテは原來サアリテの中略にて上を承て下を起すの辭なれば然而の字よく此詞に當れり然れ共今はさてといへば發語辭の樣にのみ成たり扠字をかく訓せしは如何なる故ぞと思ふに本朝五山の僧の頃寫本抄錄などをするに便捷を先として字書を省略し菩薩を𦬇に作り菩提を𦬆に作り煩惱を𭕄に作り緣覺を𫝂に作る類少からず又片假字を合して字をなす者ありトキを𪜀としトモを𪜈とし卜云を㕝とする類也サテも元來ある字を借て訓せしか人の私に制作せしが字書にある字と暗合せしか兩樣のうちなるべし其字を借りたりと云は如何なる故ぞといふに扠の偏は手、手の訓はテ也傍は叉、叉の音サ也さて此偏傍の音と訓とを取て叉手(サテ)とよましたるならむと思はるゝから也

○蚯蚓の樣なる字

今俗漢樣を書くものを罵てみゝずのゝたぐつた樣ちや蛇ののたぐつた樣ちやなどいふは明姜堯章が續書譜に唐太宗云行々若縈春蚓字々如綰秋蛇亞無骨也といへり是等のことを聞傳へていひならはしたるなるべし(放翁ノ詩ニ阿綱學書蚓滿幅阿繪學語鶯囀木 綱繪ハ放翁ニ氏ノ名 明ノ郭登ガ筆ノ詩ニ綰蚓塗鴉不自嫌却將毫末强揪捋)

燕居雜話卷之一 終

有控鶴仙人試劍石又武昌縣郭外西山蘇子瞻建九曲亭傍有孫權宮亦有試劍石山西亦有楊六郎試劍石と見えて石を劃て劍をためしたるが殘りて有といふこと也本邦にも鞍馬山に牛若丸の木刀にて打劃たる石ありと云へると和漢同日の妄談なり

○厄井

明陳晦伯が天中記厄井下に征西記を引て云板渚津南原上有厄井父老云漢祖與楚戰敗迯走逃此井追軍至見兩鳩從井中出故得免厄因名厄井また郡國志には上有蛛網因免とありとぞ陳眉公が珍珠船にも此事を載せて云滎陽板渚津上有厄井父老云漢高祖避項羽於此井也爲雙鳩所救漢庿正旦輙放雙鳩或起于此といへるは源賴朝公石橋山のふし木のうろに隱れたまひし時山鳩二羽飛出しを見て大場三郎景久が不疑して退きける故命助かり給ひしと云話によくも相似たり

○觀相觀人相

浪速なる田宮仲宣が東牖子に風監家の戶に貼するに觀相或は觀人相などと書きしは不熟の字か詩に相在爾室尙不愧屋漏といへり相は見也人相とは人を見ると云ふ義なるに觀看の字は不當か瑯邪代醉十五云一士赴省試或恢意待榜因遊僧寺廊廡有鬻相者遂控之云々鬻相の字おもしろし橋頭の賣卜寺院の鬻相和漢域を同うするもおかしくいへり案ずるに人相とは人を見るの義とは文字の置樣に體用をも辨へざる僻言也相は說文省視也と注し見るの義なる事勿論なれ共人相と書きては人を見るとは讀まれぬ也左傳文公元年春王使內史叔服來會葬公孫敖聞其能相人也見其二子焉といひ漢書高祖紀呂公曰臣少相人々々多矣と云ひ荀子非相篇に古者有姑布子卿今之世梁有唐擧相人之形狀顏色而知其吉凶妖祥などとある相人の字をこそ人を見るとは讀むべけれ源氏桐壺に其頃高麗人の參れるが中に賢き相人ありけるをめして云々と見えたるも是也相の字上に在るときは見ると訓ず相人相馬相鶴などいふ類也下に在る時は形貌血色を總ていふ詞と覺ゆ魏武帝察帝有雄豪志聞狼顧之相欲驗之といひ張九齡が祿山失律喪師於法不可不誅且臣觀其貌有反相など云ひしを見れば形貌血色にて豫末の事を察するをいふ也況や示要論に若見善相諸物來迎亦無心隨去若見惡相種々現前亦無畏心但自忘心同於法象とある見善相見惡相といふ字あるを見ても觀人相必し

ざれど新しき物とも見えずされど猶下學集の後にあるべしと思はるさて其話の因て起る所以を攷るに蓋五山僧徒の公案に作り設けし者にして倩女離魂の話の類なること疑なし玄翁禪師の打破せられしといふ説にても知るべし況や國史に此説を載せざるをや

○犬追物濫觴

然則犬追物那須野狩に始ると云説如何曰未必しも然らず請ふ試に是を論ぜむ禁秘御鈔犬狩條下に藏人承レ仰下知所衆瀧口參瀧口帶二弓箭一儲所々射レ犬所衆入二緣下一狩出而此役甚見苦仍近代好遲參定蒙二召籠一仍衞士幷取レ夫入二緣下一匡房記曰堀川院御時犬狩被レ閉諸陳而先例當二御物忌一時犬狩尤有レ便予後忠又藏人一兩人先例犬狩時仰左右近陣吉上等狩之云々殿上人將左已下可持弓也と見えて谷川淡齋は犬追物は是をならふ射法也と云へり實に左も有べきことの樣に思はる實に然らば匡房は後一條帝長久二年辛巳に生れ鳥羽帝天永二年庚寅七十一にして卒す近衞帝御即位康治元年壬戌に先だつこと二十年なれば犬追物は玉藻前のことに起らざる事明らけし是より先圓融帝永觀二年十月六日有犬狩事と小右記に有と滋井公麗卿の禁秘鈔階梯に見えたれば最古きことながら犬追物は此射法をならふといへること未確説を見ざれば心ひくかたを此に錄して遺忘に備ふるのみ

○齷齪

文選鮑昭が放歌行に蓼蟲避葵菫習苦不言非小人自齷齪安知曠士懷注齷齪狹貌と有て俗に云せは〳〵しきをアクセクすると云此音の轉ぜるなるべし又蓼喰虫もすき〴〵といふ諺も是より出たるよしは本朝俚諺諺草野語述説漢語天和故事等に見えしとおぼゆ

○位の和訓

位の字をくらゐと訓す案ずるにくらは座なり天子の御座を高御座と稱するが如しゐは居也各其居るべき所をくらゐとは云へり扨馬に乘るべき座を馬のくらと云ひ頭顱さゝふべきをまくらといひ足もたすべきをあぐら胡床と云ひ矢射出すべき所を矢ぐら金納むべきを金倉米儲ふべきを米ぐらなど云けむ今打任せては物貯ふべき所と馬の具とにのみいふことゝ成れり又上州信州の山家などにては物をかぞふるに一くら二くらといへり等級の義なるべし

○試劍石

明陳眉公筆記に云試劍石不獨虎丘有文武夷山六曲邊

給へば彼狐に誑かされて天下國家をも喪ひ卿大夫士庶人かれが毒に中れば身命をうしなふの妖邪なれば心ゆるさるゝ者に非ずと云しこそ最心ある詞なれ所謂玉藻の前のことは俗說稗史のよしなしごとなれば固より論ずるに足らず唯かれが詞は聖賢の教誨にも近く覺えてこゝに書いつくるになむ

○妖狐說淵源

玉藻の前の事は俗說稗史のよしなしごとゝは云めれど猶近世に起りしことならぬは謠曲を見ても知らる請ふ其淵源を問はむ曰西土の書未其出據を見ず下學集犬追物條下云昔西域有班足王某夫人惡虐過人勸王取千人之首其後出生支那國爲周幽王后其名曰褒似滅國惑人死後出于日本近衞院御宇號玉藻前傷人無極後化成白狐害人惟多時俗欲驅之先追走犬以試其射騎白狐知之化而成石飛禽走獸當其殺氣者莫不立斃故謂之殺生石于今在下野那須野原也犬追者始于玆矣但聽之古老之口號雖不知本說且載之而已とあるぞ物に見えたるはじめなるべき又此石を玄翁といへる禪僧の打碎きければ白狐の靈成佛することを得たりと云こと河井恒久が新編鎌倉志海藏寺の所に載せたる開山源翁禪師傳に見ゆ其文に云師諱心昭號空外源翁其論號也世姓源越之前州荻村人也初生日空中有聲曰此兒爲最尊幼投陸上寺爲沙彌翁性敏秀七歲誦倶舍論十有六薙染受具此時涉獵釋墳略一千卷十有八謁峩山（道元弟子）於諸嶽參禪門宗究洞上旨會中推而爲傑也初康治帝在位日宮妖頻發久壽間一夕宮中之宴月卿雲客皆列侍管絃數奏時及更深殿閣大震銀燭遽滅帝座下有寵妃玉藻前放光於身大照殿階帝於是不豫安部易謊卜之曰是玉藻所爲也忽化狐逃東國帝詔三浦介義明千葉介常胤上總權介廣常殿其狐於下野州那須野義明射而殺之爾後百年餘狐靈爲石世俗曰殺生石觸其石則鳥獸人民皆死民之苦甚時有僧大徹（峩山弟子）者欲止其石怪而不能焉寶治帝（後深）草詔翁曰師往野州熄此怪翁到石左右白骨髑髏山積翁拈破竈墮機緣曰汝既是石靈何處來性向何收題偈曰法々塵々端的底本來面目未曾藏現成公案大難事異類中行任度量擧柱杖卓一下石忽破碎其夜一女子現糚麗甚嚴謝禮曰媼得淨戒生天言訖烟沒自此翁擅名藉甚於洛鄙鎌倉副元帥平時賴聞翁之道驗（本傳曰鎌倉殿蓋其時賴也非將軍宗尊）以奧州會津利根川庄爲翁饘鬻之資（本傳有施百貫文也）時建長年間也と見えたり此傳何れの頃何人の作たることを詳にせ

匠などいへる是也都料匠は都べて匠事を料るの義にして今いふ積りをする事なり又案ずるに預浩と喩皓と音相近し同人なるべし

○大杯波が打

大杯には波が打て飲にくいと云とはよくいふ事なり唐山にも云と見えて香宇外集詩談に章孝標飲酒酎有浪李建勳杯新酒欲生波といへり

○石爺孃

江都本所石原なる石工何某が許にある爺孃の石像は質素にして近頃の物にあらねど唯或老人夫婦此像を彫刻せんことを賴置て成就せし後ふたゝび不來あやしき事に思ひて其まゝにさし置つるが今に依然として有と言傳へたるのみにて其由も不詳にや案ずるに陸放翁入蜀記に十六日云々過夾岡有二石人植立岡上俗謂之石翁石孃其實亦古陵墓前物と有をおもふに石工が家に有物も是等の類にや本朝にも古は埴輪とて土にて拵たる人形をもて葬を送りし事は諸書に載せて誰も知れり淸隨園が不語に云劉刺史之鄰孫姓者堀溝得一石門開之隧道宛然陳設鷄犬罍尊皆瓦爲之といふことも見えたれば唐山にては人形のみには非りけり是まさしく古の塗車芻靈の遺風なるべし本所の石人も隴間の墓家などより堀出しも亦知るべからず余はかゝることの鑒定に暗ければ說の當否はしらず茶譚のついでに記し侍りぬ

○蒼妓市川が詩

或人の許にて見たる撮錄の中に新吉原松葉屋といふが許なる蒼妓市川とやらむが作なりとて七言絕句一首を載せたり云く薄命一成飄泊身靑葱樓上幾度春迎歡强向花間笑何日却逢感激人壬午春とあり今世富有の家に長となりて只驕奢を好み脂粉を粧ひ綺羅を飾り禮儀作法を知らず鄭聲淫辭を弄び猥褻汚穢の行をなして物の哀を知らざるは情をひさぐ市川が輩にもいかばかり劣りたりといはむ壬午は文政五年なり

○妖狐

芻蕘にはかると聖人の宣ひしは實にさることにて或人色に迷ふは人々遁れ難き所にて美人の人を誑かすこと彼後鳥羽の帝の御宇に出たる玉藻の前の如くなる者ぞと言しを側にある人聞てさのたまふはいまだ本意を得ず美人は皆玉藻の前の子孫にしてあな恐ろしの金毛九尾の妖狐なるぞかし天子諸侯も心ゆるし

りて箕坐せし形をいへる也杯盤のごとく平らかに廣きを盤石といふなど心得べからず

○鐵佛木佛妖

棠陰秘事に石晉高祖鎮鄴時魏州冠氏縣華村僧院有鐵佛一軀高丈餘中心且空一旦忽言佛能語似垂敎戒徒衆稱賛聞于鄕縣士庶雲集施利塡委縣申州府高祖莫測其事命衞將尙謙持香設供且驗其事有三衞張輅請與偕行詰其妖狀乃率人圍寺盡遣僧出赴道場輅乃潛開僧房搜得一穴通佛坐下卽由穴入佛身厲聲歷數諸僧過惡衞將遂擒其魁高祖命就彼戮之以輅爲長河縣主薄と有しことを山本五流翁に語り侍しかばしかりや其によく似て最をかしきこと有き昔日天明年中支幹夏の比本鄕竹町なる讃念寺といへるに舊くより在來れる木佛（何佛にやしらず）俄に經讀たまふと言觸らして群集しつゝ後には門前市をなしける故茶店ども軒を連らぬる迄に成て寺にも大分の徳つきて破たたみしかぬほどに成けり斯て餘りに噪しければ寺社御奉行何某殿聞たまひて監察官として是を査せしむすはやとて街長里卒等羽織袴打きつゝ監察官を迎て佛の御前に伴參りぬ監察官やがて近づきて耳を欹て是を聽くに經讀みたまふ也けりあな怪しやさらば査驗せむとて木像を推倒しければ蜂あまた飛出て監察官等を螫しければ誰も／＼面向べきやうもあらで天窓かゝへて歸りにけり後によく／＼見れば木像の年とりたるが中に蜂の巢くひて鳴けるが經讀む如くに聞えたりし也爾しよりして彼寺の門前もふたゝび雀羅を設くべく成りけるを親しく見もし聞もしたりきと打ほゝゑみて語り給ひしこは正しく實事なるが作り物語のやうに聞なさるゝもいとをかし

○身便

和俗懷孕するを身重になると云方以智通雅云（諺原）婦人懷孕曰有身又曰身便音申重集韻身便妊也と見えたり身重の人旁に從ふもをかし

○都料

木匠の頭をとうりやうと稱して棟梁の字を用ふるは臆度なり是は正しく都料と云べきを轉訛したる也案ずるに宋歐陽修が歸田錄云開寶寺塔都料匠預浩造初成勢傾西北曰京師地平無山多西北風吹之不百年當正其用心之精蓋如此至今木工以預者料爲法有木經行世といひまた五雜俎宋時木工喩皓以工巧蓋一時爲都料

せて日を消する耳其時の口號に七百貨房七箇筵菜根喫了槖無錢細君責米兒曹橘枯筆先生獨慨然其二悲歌一曲斷腸初濁酒半椀解悶餘兒女不知家巳燼時々就父促歸歟其三日下雪霜風底花百憂擾々亂如麻祝融爾奪余經說將向何方張一家其四沈思猶疑經籍燼一場殘夢度三春世間此日如微酒一憤一悲殺了人など打のゝじりつゝ又あるときは「中々にきえは果なでうきをのみ集し雪の甲斐なきやなぞ」「袖の露かゝれとてしも古のひじりの道は學ばざりしを」とうめき出たりしも早いつとせの昔とはなりぬれど焔と成りし文どもこそかへす〴〵も最惜くいと悲しけれ後の人々ふみ儲へましかば祝融のおもんはかりは常に有らまほしきわざにこそあなおそろしきかもあなうれたきかも

壬辰の如月上旬

○假葬

俗に云假葬のことを漢語には何といふにやと問れし時撿尋せしに後漢馬援傳に馬援征武溪蠻卒買城西數畝地槀葬而巳と見え又書叙指南權措曰槀葬ともあれば權措とも云べし又博物志に昔劉玄石於中山酒家酤酒々家與千日酒忘言其節度歸至家當醉而家人不知以爲死也權葬之とも有り

○徵を印と云し文

古人の書に徵すると云べき所を印すると云たる有り溫疫論儀眞劉敞方舟氏が序に余自束髮從事於醫開卷動多所疑或質諸師友或印諸古人之書必得之釋然而快といへり多く見馴ぬ文字の下し方の樣に覺ゆ劉敞が序は康熈己丑仲夏中浣とあり

○としをへての歌

古今集伊勢が水邊に梅花のさけりけるを「としをへて花の鏡となる水は散かゝるをや曇るといふらん」此うたは歳に砥石をいひかけたる也さなければ初五文字花のかゞみと云に何の詮かあるべき誰も斯は說ぬにや多くの抄物にもいひ及ばぬやうに覺ゆ

○盤石

盤石といふ義は如何なる義にやと思ひしに荀子富國篇に安于盤石揚倞注曰盤石盤薄大石也と見え盤薄は磐礴と相通じ郭璞が江賦に荆門闕竦而磐礴とありて李善注に磐礴廣大之貌といへりされば打ひろごりたる石といふとなり莊子田子方篇には書史解衣槃礴と有て註に箕坐也と云へるも通用したるにて打ひろご

後人何以處之王笑曰此老所謂藏頭露尾身とあり古くより云しことゝ見ゆ

○はたせ馬

鞍置ぬ馬に乘るをはたせ馬にのると云雅言には騙騎といふべし聯珠詩格令狐楚少年行詩に少小邊頭慣放狂騙騎蕃馬射黄羊注騙是不用鞍轡騎馬也可見狂態といへる是なり然れどもしかとせし據も無にや字典にも此詩を徵とせるのみ也

○鳶攫物

宋蔡條が鐵圍山叢談に云都下飛鳶至多而大内中爲最每集英殿下燕則飛燕動千百爲群翔舞庭中百官燕食至則多爲所掠故事遇燕設乃於隣殿置肉以賜鳶後稍々得引去然猶多有之也周官射鳥氏賓客會同以弓矢毆鳥鳶則鳶之害鈔盜有自來矣今乘輿在御又鳶飛旣衆是弓矢有不可毆之者故賜鳶肉乃出本朝第不知其始竊謂儻非仁廟之至仁必繇祖宗之聖智矣とあるを見れば鳶の物をさらふと和漢同日の談にして彼此よりはなはだし

○昨日今日

昨日をキノフと云は前日にてサキノヒのサを上略してヒをフに通はしたる也今日をケフといふは此日にてコもケと通し呼る也といへり此說に一昨日をヲトゝヒと云は彼津日にて貫之のきのふよりをちをば知らずと詠るも此意也といへれどそは如何あらむ正しくウトゝヒにて疎々日の義にはあらぬか昨日は今日に比すれば疎く一昨日は昨日に比すれば疎きを重ねたればウトノヽヒといふにや明後日をアサッテと云は明日去テ也明後々日をシアサッテといふは今日より第四日にあたれば四アサッテと云といふ說は覺束なしこはヒアサッテを訛るなるべしヒはへだたる意にて萬葉に幾重といふ重のかはりに隔を用ひたりヒとへと通ふなるべし又物の重なるをもいふ曾祖父をヒヂイ曾孫をヒコの類乃隔の義なり物知れる人に問て辨ふべし

○罹災の歎

余文政戊子の災にかゝりて家産悉烏有とし舊しく儲藏せし書籍さへ百笈あまり皆灰塵となり果ぬ實に物乞人にも劣りたる形にて惟殘れる物とては身命ばかり也き今更思ひ出るも氣も消魂も失ふ心地ぞする辛うじて淺草三軒街家ぬし何某が賃房一月のあたひ鐐銀一にだに盈たぬをかりて親子五人小婢一人顏見合

るに朱竹墨菊余初亦但求之楮潁間後親見朱竹於延平山中數頂琅玕丹如火齊又類典中載漢時永壽里出墨菊其色如墨古用其汁爲書乃知世原有此ドモ未之見耳と有れば唯朱竹のみならず墨菊もまた有と見えたり又清王士禎が香祖筆記にも朱竹の事を辨じて陳眉公が説を擧終て後に然閩中實有此種紅如丹砂といへり朱竹といひ墨菊といひ造化の生ずる所不可思議なることならずや

○醉如泥

後漢儒林傳周澤が傳に時人の語を載せて曰生レ世不レ諧作ニ大常妻一一歳三百六十日三百五十九日齊と云所の注に漢官儀於ニ齊下ニ云一日不レ齊醉如レ泥とあるはさしたる事にも非じと思ふに杜詩先判ニ一飲一醉如レ泥集註南海有レ蟲無レ骨名曰レ泥在レ水則活失レ水則如レ泥然と云しより多くは蟲の事とのみ心得たりさりながら此說も古くより云しことゝ見えて宋呉虎臣が能改齋漫錄に已に此事を載せて云後漢周澤時人爲レ之語曰云々一日不齊醉如レ泥按稗史小說南海有レ蟲無レ骨名曰レ泥在ニ水中一則活失レ水則醉如ニ一堆泥一然と見えたり然るに泥はもと北地郁郅北蠻中より出る水の名也或は水和レ土也と注してどろの事とす禹貢に所謂其土埴土泥と云へる是也蟲名とせしもたしかなる所見なし字彙に蟲名と注して杜詩を引て註せしのみ也字典もまた然り能改齋などにいふ所に據れるにや畢竟醉如レ泥はぐにやくくするたわいがないなどいふことにてさして難レ解ことにはあらぬを斯る迂遠なる説を本說とするも奇なることなり

○偃臥

論語鄕黨篇に寢不尸居不容朱子注謂偃臥似死人也といふをうつむけに臥すことゝいふ人あり偃の字於寍切偃僵也また僵休也と注したれば一通りはさることながら偃臥といへばあを向にふすことなり列子湯問篇に紀昌偃ニ臥其妻之機下一以レ目承ニ牽挺一二年之後雖ニ錐末倒一レ眥而不レ瞬也といひ呉越春秋に迎レ風則偃背レ風則仆と云皆あを向にたふるゝこと也屍をもあをむけに臥しむる也難なき事なれども屢問をきたすまじと初學の爲に錄しぬ

○天窓隱して尻不隱

諺に天窓かくして尻かくさずと云は金劍京叔歸潛志に云余嘗與王從之言公（指趙閑々）既欲爲純儒又不捨二敎使

山にもかゝる術は有と見えて魏文帝の典論序に嘗與ニ平虜將軍劉勳奮威將軍鄧展等ニ共飲宿聞展善有ニ手臂曉ニ五兵ニ又稱ミ其能空手入ニ白刃ニと云へり

○でんばう

江戸の方言に劇場へ無價にて入者をでんばうと云へり是は淺草觀世音の境内なる觀物を見むとするに傳法院より來る者といへば價を取らず入れしより起れりとぞ（傳法院ハ即觀音別當也）又一說に浪花にでんばうと云所有この地無賴の徒多くして劇場などを無價にて見るよりして云共云る由大黒何某が話なり瑜案ずるに西武山家の方言に虛言を吐をでんばうを云といふでんほを云なるべし淨瑠璃の詞などにあてもなしにすることをでんぼの皮やつて見やうなどいひ又あてもなきことといふをでんぼを云といへば價のあても無て見るをてんぼといひ又轉じて虛言を吐をてつぼうと云けむ又は手なき者をてむはうと云よりして空手にて見るをでんぼうと云ひしにても有べし

○くつ〳〵笑

方言にくつ〳〵わらふと云はひそ〳〵笑ふとなり宋洪邁が侍兒小名錄云隋煬帝幸月觀中夜凭蕭妃肩說東宮時事適有小黃門映薔薇叢調宮婢衣帶爲薇刺罥結笑聲吃々不止云云また遯齋閒覽云傅舍人爲大學博士日忽得膓癢之疾至其劇時往々對衆失笑吃吃不止云云また淸閑齋氏が夜譚隨錄香雲が傳に女郎復啓簾謂雲曰姊好爲之三日未餒時我說頂也言訖吃吃笑而去などしば〳〵見えてくつ〳〵は吃々の字なり

○如をシクと訓す

如の字シクと訓して及の意に用る字也夫故モシクハとはあれか是かと云所に云詞にして其事にマダモ及は此事ぢやと云ことゝぞ覺ゆるシクはシカルにてカルの反ク也シカルは其樣にあると云詞にて如人哉と云ば彼人の樣にある事ならぬ也如之哉は此樣にはならぬ也元來如と云意にて如くは及ぶ也不如は及ばぬなり

○朱竹

陳眉公が妮古錄に朱竹古無所本宋仲溫在試院卷尾以朱筆掃之故張伯雨有偶見一枝紅石竹之句管夫人亦嘗畫懸崖朱竹一枝楊廉夫題云網得珊瑚枝擲向篔簹谷明年錦棚兒春風生面自と云しを見れば一旦の戲のみに起りしことなる樣に思ひしが淸櫟下老人が書影を見

へ渡しもてゆく意にて郎端緒の義なりさればはしたなきはつきなき事をいひて俗に取ても付ぬと云に同じさて竹取にいへるみこは立もはした居るもはしたにて居給へりと云と元眞の人はしたなると詠れたるはしたは自ら別なる詞にや竹取は半の字の意にてとり付ぬこゝろなるべし元眞のは愛る人もたらはぬと云ほどの事とこそ聞ゆかとにかくにはしたといふとはしたなしと云は言の意かはれりなくもやがて有無の無にてあらけなくはあたらしげなくの省言にていたはりげなきを云おほけなくも覺氣も無といふことにて覺束なきと云義なりかたじけなくも難んし氣なくにてむつかしげなくねむころにする意なりいかで有無の無に非ずといはむ

○神帳

神帳の戸帳これを神帳といふべし宋江鄰幾雜志に給二享昭穆一各有二幄次一謂二之神帳一云（陳彭年所建）と有にて知るべし

○書畫曰掃

瑜嘗て或席上にて一書生を見し時彼書生の曰文字を寫すことを掃といひし例有やと云出しを余卒爾として應レ之曰杜詩に不レ云乎筆陣獨掃千人軍又いはずや詔謂將軍掃二絹素一といひしかば彼書生曰掃二千軍一千人軍を掃退るといふくらゐのこと也拂二絹素一は畫のことなれば證にぞなし難からむと云てうけ引ざれば其儘にて止しが後に李白が懷素草書歌を見るに吾師醉後何繩牀須臾掃盡數千行といひ又葛原詩話に那波活所を引て云淡掃二蛾眉一朝二至尊一掃破寒潭一幅烟掃者謂レ書二畫之一と有を見て余が言の妄ならざるを悟りしも猶確然たらぬ心地せしが又最後宋吳可有が藏海詩話を閲するに云く余題二黃節天所レ臨唐元度十體書卷末一云游二戲墨池一傳十體縱橫筆陣掃千軍誰知氣壓唐元度一段風流自不群當下改レ游爲レ漫改レ傳爲レ追以二縱橫一爲中眞成上便覺下兩句有二氣骨一而又意脈聯貫上と云しも筆陣といふより掃千軍といひて杜詩に本づきたるにて書のみをいひし確證なり然らば書畫ともに通じて掃とも拂とも云べきことと疑を容べきにあらずかゝる事も二十餘年の昔と成て今は二毛を見る齡となりて困躓不遇なほ依然たるもはた本意なしや

○入身

白刄を取て進む人へ空手にて立向ふを入身といふ唐

以爲二無稽一寧日見二張鷟海外異物記一後杜鎬檢二三館書目一果見二於六朝舊本書中一といへり又江少虞が皇宋事寳類苑に湘山野錄を引て文少しく異なる所あり明高文虎が蓼花洲間錄には諸學士以下三十五字を省けり

○眞率

眞率と云語おほよそ俗に云無造作といふことにして通ずれども靘としたる明解を見ず案ずるに晋書高密文獻王泰傳泰性廉靜不レ近二聲色一雖下爲二宰輔一食中大國租上服飾肴膳如二布衣寒士一任レ眞簡率毎朝會不レ識者不レ知二其王公一也とある任眞簡率の四字眞率の語の明解なり

○はしたなし

源氏桐壺巻にいとはしたなきをおほかれど忝御心ばへの類なきを頼みとまじらひ給ふ云々案ずるに、伊勢物語におもほえずふるさとにいとはしたなくて有ければ心地まどひにけり契冲の曰はしたなくのなくは詞の字にも有無の無にあらず大氣なるをおほけなく荒きをあらけなくと云が如し竹取物語にてこは立はした居るもはしたにて居給へり日の暮ぬればすべり出給ひぬ此はしたにといふに同くつく方なき意なり元眞集に「我宿にうゑてたに見む女郎花ひとはしたなる秋野よりは、此ひとはしたなると詠るにて心得べしうつぼ物語に最はしたなき心をなしてあすらの中にまじりぬあすらは阿修羅也、蜻蛉日記に三四日ばかり有てみづからいともつれなく心得たりなに書たりとて見入ぬはいとはしたなくて歸ることたび〳〵なりぬ大和物語にいかさまのいらなく成たるを思ひはかるにいとはしたなくて足も打すてゝまどひにけにけり源氏物語にかへらむもはしたなし心おさなく立出たまふに云々清少納言にはしたなき物こと人を呼に我かとさし出たる者まして物とらする折はいとゞ是等はしたもはしたなきも同意なりなまめいたる人の住べきさまにもあらぬ故郷におちつかぬやうにて有を且はあはれぶ心にいとゞ心地のまどふなり堀河後度の百首の中に「さもこそは夜半の嵐のあらからめあなはしたなの槇の板戸や、是は俗にはしたなしと云に付て詠れたり古注の意に非ず契冲の説如此因て思ふにはしたなくのなくを有無の無に非ずと云れしは如何はしたは則はしと云詞にて此より彼

刑到也从レ刀刑聲徐曰以レ刀有レ所レ割謂ニ自刺一爲ニ自刑一といひ禮記王制にも刑者侀也侀者成也一成而不レ可レ變故君子盡レ心焉など丶有て最早評定決斷したる罪の事なり五刑の名目劉劓揤宮大辟を見て知るべし罰は説文に罰罪之小者从レ刀从レ詈未ニ以レ刀有レ所レ賊但持レ刀罵詈則應レ罰會意也といひ又元命包に云く罔言爲レ詈刀詈爲レ罰罰从レ罔陷ニ於害一也又初學記には刀守詈爲レ罰或作レ罸用レ寸寸丈尺也言納以ニ繩墨之事一といひ又毛晃が韻增には後人改レ刀作レ寸寸法也など有て罪の輕き者也案ずるに當世過料にてすむと云くらゐの罪と見えたり尙、書の呂刑に兩造具備師聽五辭五辭簡孚正ニ五罰一五罰不レ服正ニ于五過一云々墨罰疑赦其罰百鍰閱ニ實其罪一劓辟疑赦其罪惟倍閱ニ實其罪一揤辟赦其罰倍差閱ニ實其罪一宮辟疑赦其罰六百鍰閱ニ實其罪一大辟疑赦其罪千鍰閱ニ實其罪一と有を見て然ることを知るべし

○戲弄漢

俗に云けろりかんは戲弄漢の轉訛せしなるべく晋書顧愷之傳に其癡騃なることをいひて少年相稱譽爲ニ戲弄一と有てほめそやしてなぐさみ者にする事なり漢はおとこと云程の詞也

○かひろと啼鹿

俳優家にうたふ長唄といへる俚曲八朔梅といふが中にかいろと啼は小男鹿の妻に引るゝ心からといへるをわからぬまゝにかひよと啼と唄ふべきを訛など云人あり僻言なりこは藏玉集に「武藏野にかひよと鹿の啼ころは尾花なみよる秋の夕暮、と有によれるにて直にかひよと呼べきを音便にてかいろと呼し者なるべしかゝる假初なる事も博く物に渉らざれば辨得る事はなりがたきことなるに況や經傳の幽賾をや

○畫馬喫草

昔より人口に膾炙する所の巨勢金岡が畫たる馬は夜な〳〵出て萩の戸の萩をくらひしと云類は我日本の名譽なることゝ見えて宋周輝が清波雜志に一話を載せて曰江南徐知諤嘗得ニ畫牛一軸一畫則嚙ニ草欄外一夜則歸ニ臥欄中一知諤獻ニ後主煜一持貢闕下大宗張ニ後苑一以示ニ群臣一俱無ニ知者一僧錄贊寧曰南倭海水或滅則灘磧微露倭人拾ニ方諸蚌腊中一有ニ餘淚數滴一得レ之和レ色著レ物則晝隱而夜顯沃焦山時或風撓飄擊忽有レ石落ニ海岸一得レ之滴レ水磨レ色染レ物則晝顯而夜晦諸學士皆

サジ、男此御返歌給リテ感涙ヲ押ヘテ豐浦穴戸宮へマカリ上ル途中ニテアシドノ勅宣ノ御使ニマキリアヘリ是偏ニ明神ノ利生但歌ノ奇特ナリト云ヘリ如レ此載せたりされば賀茂明神の御歌といひ傳へたりしを後に天神の御詠と云誤りたるなるべし

然るに篠崎金吾が不問談に我頼む人を空しくなすならば天下にて名をや流さむト云歌ハ拙々キタナク拙キ哥ナリシ天神ノ履取ニテモ如此下手ナルウタハ賦マジト思フサテコソ天神ノ御集ニハ見エ侍ラズと云れしは博覧自慢の金吾には似合ぬことなりいかなる白痴漢がこれをしも眞の天神の御歌とは思ふべきいと幼き論と申すべし

○力貧

貧乏を忍びて酒肉などを沽ふことを力貧といふ山谷再答ニ晁仲一詩更當下力貧開中酒樽上走謁ニ鄰翁一稱ニ子本一註力貧猶レ言ニ力疾一○魏志書爽傳注司馬宣王謂ニ李勝一曰今當ニ與君別一因欲下自力設中薄主人上○退之祭ニ李使君一文曰雖ニ椽傣之酸寒一要拔貧爲レ富世說江盧奴直喚レ人取レ酒自飮ニ一椀一○老杜詩邊酒排金盃稱ニ子本一謂下稱ニ貸於鄰家一以治上具○孟子曰又稱貸而益レ之○漢書貨殖傳曰齋ニ子錢家一退之作ニ柳子厚墓誌一曰其俗以ニ男女一質レ錢約不三時贖ニ子本一相侔則沒爲ニ奴婢一とあり力貧の字極て奇なり利息付の錢を假ることを稱ニ子本一といひしも珍しき樣に思はるゝまゝ山谷集注を其儘抄しつ

○畫餅

繪に畫た餅は喰れぬといふことを諺にもいひ既に養草と云小兒敎導の書にも「繪にかいた餅は喰れず世中は誠でなければ間には合ぬぞ」、と有しと覺ゆ俚歌とはいへ共其意は聖經賢傳の意にもかなひ殊に本づく所も侍ることなり通鑑綱目漢後主建興十四年云魏主叡深疾ニ浮華之士一詔ニ吏部尚書盧毓一曰選擧勿レ取ニ有名一名如下畫レ地作上餅不レ可レ啖といへり當世文墨もて口を糊する者畫餅ならぬは幾許かある

○吹雲

畫工淡墨の雲をゑがきて胡粉を吹かけるを吹雲といふべし大平淸話に古人畫レ雲沾濕絹素點綴ニ輕粉一縦レ口吹レ之謂ニ之吹雲一とあり

○刑罰差別

刑罰と常にいふ事なれ共差別あること也刑は說文に

道人所在一仁宗嘉嘆久之閲二世之所レ寫壽星圖一不レ知二其幾一不レ過二俯レ龜狎レ鶴松柏參錯粉飾鮮麗一而巳仁宗時天下熙熙無二物不一レ春宜乎壽星遊二戲人間一躬見二于帝一也また濯纓記を引て曰章聖二年有レ人長三尺許身首相半云々と見えたれ共邵氏のいふ所の其人の形狀をいはず濯纓記の說は世に云所の形狀に似たれども定かに壽星のこと丶もいひがたし然るに又宋松江曹以寧が讕言長語に老人星一名狐南一名南極見則天下治平只一星耳今人往々以二長頭短身一杜レ杖侶以二龜鶴等一謂二之壽星一此皆傳襲之弊畫工取レ巧而然士君子亦信レ之何哉と云へるを見れば古くより今流布する所の如き像は有しと見ゆ案ずるに梁書列傳四十八に云く有二毗騫國一去二扶南一八千里傳其王身長丈二頭長三尺自二古來一莫レ知二其年一王神聖國中人善惡及將來事王皆知レ之是以無二敢欺者一南方號曰二長頸王一國俗有二室屋衣服一噉二粳米一其人言語小異二扶南一有レ山出レ金々露二生石上一無レ所レ限也といへるは唯短身ならざるのみ名實ともによく福祿壽のことにかなへり恐くは是等の事を傳會せしにはあらぬか（萬里漆桶子題福祿壽云在彼蒼則稱太山府君出原地則名福祿壽星趙宋聖明之時現形命畫工圖其體矣吁偉哉以二十八言賦之云一星千百億分身瓢樣頭長髮帶春壽命經脩杜羅是倚漆倫祿祝塵々）

○我賴の歌

童兒等の言傳たる北野天神の御詠なりとて、「我賴む人を空しくなすならは天下にて名をやながさむ、といふ歌は本來も定かならぬ樣なるものなれど古く言もて來たる事と見えて了譽上人が古今序註（應永丙戌仲春上梓）に目に見えぬ鬼神をも哀と思はせと云條の註に云昔仲哀天皇ノ御時大和國添上郡ニ賀茂氏人アリケリ所領訴訟ノ爲ニ京ニ上リケルガ道ヨリ人ヲカヘ妻ノ許ヘ云ク何ニテモオコセ賀茂明神ニマヰラセテ通ラントト云ケレバ折節何モ無リケルニ髮ヲケズリケルマヽスグニ其櫛ヲ紙ニ引キツヽミテ遣ハセリアケテ見レバ垢付タル櫛バカリアリ紙ノ片端ニ一首ノ歌アリ云、
「ヌサハナシ是ヲ手向ノツトニセヨ削レハカミモ靡クナル物、男オモシロト感ジテ又引ツヽミ明神ノ御前ニ詣テ寶殿ヘ投入タレバ且クアリテ御内ヨリ風吹下ス如クシテ一紙飄々トシテ來レリ見奉レバ
「我賴ム人イタヅラニ成ナラバ天下ニテ名ヲバ流

かしきものから目にふるゝまゝを錄して首に置ぬ
因に云唐國史補云陳諫者市人强記忽遇下染人歲籍ニ所レ染綾帛尋丈尺寸一爲レ簿合圍上諫泛覽悉記レ之州縣籍帳凡所ニ一閱一終身不レ忘といへるも相似たり

○漢人不知筍

俗間のいひならはしに唐人は筍を知らず日本の人は竹を喰ふと云て恐怖するなど兒女子輩のよく云ことなれど樂俗もなきことゝのみ思ひしが唐山にもはやくより有し話しや宋の劉壽が啓顏錄に陸雲が笑林を引て云漢人適吳々人設筍問ニ何物一曰竹也歸煮ニ其床一不レ熟曰吳人轣々欺レ我如レ此といひしことをしるせり明陳眉公が珍珠船には煮ニ其床一を煮ニ其簀一と作る優れるに似たり

○申上

空華老人談叢巻五云問日本ノ文章ニ申上申入ナド、テ申ノ字ヲ多使ヒ用ルハ是和朝ノミノ習俗ニシテ支那ニ絶テ無コトナリト云人アリ爾リヤ否ヤ答剪燈新話巻二富貴發跡司志曰申ニ上於本司一呈ニ於府君一已又曰有レ事申ニ總府一已上是ニ由テ見レバ異朝ニテモ用ルコト也といへり此人好て事實出據を引後れたるを笑こと多かりながら猶たしかなる出據あることを知らず僅に剪燈新話を引て止しは慊たらぬ事と謂つべし案ずるに通鑑綱目宋劉明皇帝泰始二年吳喜任ニ農夫等一引レ兵向ニ會稽一破ニ其兵一取ニ西陵一斬ニ庾業一上虞令王晏起レ兵攻軍孔覬出走車騎從事中郎張綏封ニ府庫一以待レ喜晏入レ城殺レ綏執ニ尋陽王子房一縱レ兵大掠獲ニ孔筍及覬一殺レ筍謂レ覬曰此事孔筍所レ爲無レ預ニ卿事一可レ作首辭當レ爲ニ申上一と見ゆ又可レ申といふ字あり晋書張華傳に馮沈免レ冠謝曰臣愚冗瞽言罪應ニ萬死然臣微意猶傳レ可レ申といへる是也
上に引所空華談叢坊間梓行する本と異なり寫本三巻五六七と題す蓋是稿成て梓に上さるもの其中間々禁忌に觸ることあるが故か此書嘗或人より乞得て瑜が架上の珍とする所なり

○福祿壽像

明陳晦伯が天中記に邵康節が題辭を引て曰嘉祐八年冬十一月京師有ニ道人一遊ニ卜于市一莫レ知ニ所ニ從來一貌體古怪不ニ與レ常類一飲レ酒無レ算未ニ嘗覺醉一都人士異レ之相與諳傳好事者潛圖ニ其狀一後近侍達レ帝引見賜ニ酒一石一飲及ニ七十次日一司天臺奏壽星臨ニ帝坐一忽失ニ

を得でも誰も知る者をあたら言費にといふをされば
よ事珍しげにと更に此人達をとう出て云にあらねど
玉石を混ぜしを知らぬ人は同じ事のやうに思ふがか
たはら痛さに斯は云也各能積りても見よかし我彼人
達に媚をとらねばとて口糊する事能はざる身にしも
有らぬに何の益なき此論をばせむさはれ又此外に篤
學宏才なきと云にはあらじ唯今現存せる人の誰も知
れるが上にて云のみ先哲者の碗を啜り給へ後言めき
たる事をば閣て古きとなく新となく搔崩し語り侍ら
む

○彊記人

瑜が幼き時親しく過遊ぶ翁在けり瑜が物讀種々の故
事など記誦して話せるを床しがりて足下は最賢き者
也能くは覺たれ往昔ある法師あり好學て手に卷を不
釋或日酒家に過りて飲けるが側に有ける債酒簿を手
に任せて披き閲つゝ飲果て退出ぬさて遙程經て其鄉
に失火する者有て彼酒家も延燒して債酒簿をさへに
燒失ひければ今は爲方なくてふと彼法師が酒飲なが
ら債酒簿を繰翻しけるとを思出て渠は最記臆彊き人
なれば若記臆せるもや有むと打嘆て語りしかば法師
謂く其は氣毒なる事也とて霎時は小首傾つゝ頓て筆
採て己が見たりし程の貸置る酒價何月幾日何程何某
と一つも洩さず書て取せにけりと聞傳へし足下も勉
めてよと諫られしと猶耳に遺りて長なりて博學に志
ありても猶忘れず嘗て宋費袞補之が梁溪漫志を見る
に、話を載す云江陰人七葛君忘二其名一彊記絶人葛浮沈閭
里間家傍有民張二染肆一簿書識二其目一葛嘗被酒偶二坐
其肆一信レ手繙閲一夕民家火作凡所レ有之物幷文書皆
燼焉物主競來索二數倍賣償一民無二以質驗一憂撓不レ知
レ所レ出其子謀二諸父一曰吾聞里中葛秀才天性能記渠
昨過二吾家一嘗閲二此籍一或能記臆盖以レ情叩乎卽日父
子詣レ葛言二其狀一葛笑曰汝家張二染肆一且吾何從知二其
數一耶民拜且泣葛又笑曰汝以二壺酒一來當二能知レ之民
喜亟歸携二酒殽一至葛飮畢命取二紙筆一爲疏某月某日某
人染二某物若干一凡數百條所レ書月日姓氏名色丈尺無二
毫髮差一民持歸呼二物主一讀以示レ之皆叩レ頭駭伏とい
へり老人が云し話はまさしく此事なりされども老人
はさばかりの文字識得たるものならざれば此故事を
しりて話すべきに非ず何人か斯ふることをいひつぎ
語りつぎて田舍翁の耳には遺りけるにやといとなつ

燕居雜話卷之一

秩父　荊山居士　日尾瑜　著

○雨夜の感慨

霖雨晴間なくて最寂寥たる夜はに柴の折戸をほとほとと打敲く人あり頓て立出て推開れば心しりの友達何某等が訪らひ來ませる成けりかくて例の如く茶鼎引もて反魂紙扇もて炭火あふぎながら物語ふがうちに何某が云當今程學者と云者の風俗衰へしことはあらじ昨日は人の門牆にそひ提耳面命の恩を受し者も今日は早獨立孤行の先生顏をして自文人などと嘗り書畫人に打群て肩臂を張名譽と思ふぞいと惜きと云へば傍なるが引とりてそはまだも免さめ其虚に乘て無賴の窮措大が妄意臆斷もて儒家書など家の優劣を評して何知らぬ人を欺むとして擬角觝帖子を作り又は人名記などを捺たるも原來金錢を貪て其人の品評をもし名姓をも加入する工夫なれば金石菽麥を辨へず蒹葭玉樹に依しも少なからずこゝをもて彼自分印可の俄先生等は虚名を衒ふの良策とし白水眞人を備ひて窮措大の御裳の塵をとるめり主は是等を公のことゝして許可し給ふにやと語りさすを余も打ほゝ笑ていかではさは思ふべき難波のよしあしも知らぬ目もて人識顏にわが姓名書加へられむことは彼虚名衒ふ徒と同じく思はれむも最恥かし吾のみかは斯思ふ人々も猶多かりぬべし今公論もて是を謂むに宋學を修る人は多ければ姑置く其餘一門戸を張て漢魏以下明清までを涉獵して經學に富る者は朝川善庵龜田綾瀨近頃七經剳記清經解を梓行せし岡田煌亭も經に志淺からぬ程見ゆ猶年少きが中に一二人勝れて見ゆるも有れど最負のさたなど思はれむいかゞなれば言ず文章は佐藤一齋永野豐山安積艮齋澤熊山國學は平田篤胤小山田與淸前田夏蔭詩は大久保天民菊地五山特に長篇によきは岡本花亭和歌は畑山梅軒木村定良淸水光房雜家は北靜廬一技堂了阿書は市川米庵卷菱湖畫は谷文晁椿南湖森薰烈是等の人々は誰が見ても聞ても首をば掉じかし余は經學文章國學書畫自賛するまでのことにはなく其猶其よしあしの公論するほどの學びはしつるゆゑ斯は云出侍るぞといへば二人があな事あたらし此人達は都下に名だゝる家々なれば足下の言

燕居雜話目錄　終

卷之四

巻之三

燕居雜話目錄

卷之一

卷之二

燕居雜話草稿凡例

一本朝日本の類及天子の御論擡頭書若は一字を避べきを然せざるは假字を雜へて書し物古來其例なしと屋代輪池の云れしに據て草したれば也

一此書初稿和漢の引書卷の一二紙の何頁と記したれど原來自家の記號にして全く著書の正法ならねば皆省きつ或は一二卷の次を存せるは原本のまゝに引るなり

一余影引して證を取ことを忌む故に引所原本に據らざるは一つもあらざる也中に片假字もて記せしは原本も亦片假字なることを知らしむ然れども假字格は改て古きにし玄たがふ

一經學は余が專門なれ共僅に文字の音義の別などを粗辨せしのみにて解說に及ばざるは別段折中辨斷の著述あり且燕居話說すべきにあらざる故也

一和訓のかうがへ自僻める說と思しきをも書載たるは人の忠告をも庶幾ひ自も改竄してさて木に上せんことを欲すれば也

自叙

瑜肆業之暇涉獵和漢張三李四八面受敵質問必答。詰難必解積而成帙客見之嘲曰。子所自任四子九經漢魏至明清折中成一家頗足傳播焉今舍彼而爲此。雖似誇該博乎。實是下喬木而入於幽谷之類而已。不如箝口而止也。瑜曰。客聞彼瞿曇氏之說法乎。四十九年未顯眞實。譬如俳優之演雜劇。歡喜快樂。忿怒悲患。具盡其狀態終啓行於無上菩提矣然後瞿曇之所以爲瞿曇可以知也已。瑜於此擧亦然。與其奏鈞天於野老之側不如歌士風以添其歡也雖然其答問解難。比諸坊間流行之小說不啻小補微意之所寓。間有之。是余老婆心耳。若其顯眞實俟四十九年亦未爲遲矣。客唉而去。是爲序。

天保丁酉秋九月

荆山居士　日尾瑜

ありとみし夢は中々ゆめならで
　さめて夢なる人やこふらん
鳥もなきぬ。おはしまし、ほどの事どもかたりつゝけて。かのをりその時。との給ひつ。かうし給ひつと。かへらぬ事をくりかへし。玄づのを環いと心ぼそし。今は明はてぬ。なべて世人はいさましう。千年よろづ代と君をも人をも祝ひよろこぶほどなるを。こゝには人々みなかきくらしつゝ。やみより闇にうつり行こゝちのみして。

文化二年正月五日補綴反古以爲二帖了
　石原喜左衛門正明

年々隨筆六甲子終

つゝ。午の時ばかり歸來たり。よべは夜ひとよなやませ給し。今もやきえいらせ給とみ奉つる。明はてゝはすこしよろしげにみ奉つれど。猶たのみすくなし。けふは御をぢの君のとぶらひ來んとの給ひしとて。まちおはすみけしきなりしといふに。まづ心もなけれど。紅の塵所せくつもり來て。はらひかねたる年のくれなれば。いそぐとすれど事ゆかで。とかうしてまゐりたるほど。日もくれなんとす。はした者あひたり。みけしきかはらせ給ふ。とくおはさなんとて人はしらせ給つといふに。むねうちつぶれて。つねおはします所につといれば。先生大君いよの御など打なきつゝまもりおはす。今なんたえいらせ給つる。待おはしつるに口をしうとのたまへば。わが身つみさり所なうくやしうかなし。

かへり來ぬ別もしらでくれて行
年のなごりを何をしみけむ

大君は三浦備後守殿に宮づかへしておはします。此春よりときぐ\をりゐて。打そひ見奉たまふ。元日より打つゞきぎしき所せければとて。けふとぶらひにおはしたり。朝より御傍さらずつとそひおはして。よろづにつかうまつらせ給。今はかへりのぼらせ給へ。けしうはあらじとの給ひしかば。さはとて出させ給に。門にだに及ばせ給はらぬに。みけしきかはりぬと申せば。立かへりてみ奉あつかはせ給ふに。たゞきえに消いらせ給へば。殘給ふ御かたさへ。われかのみけしきなり。なほ打ふしたるまゝにておはするを。みじろきもやし給ふと。うちまもりつゝ時うつる。灯火かすかにひかりて。よはのさますゞろにかなし。子時ばかりにもなりぬ。伊よの御は日ごろ御かたはらさらずつかうまつりて。いたうかうじたるなるべし。すこし打まどろむとみるほどに。御ふすまはわれまゐらん。さながらそひふさせ給へやをらといふは。日ごろの事ども夢みるなりけり。今これはかりはまゐらん。御藥よりもげんあるわざなりと御くすしの申つるをといふは。御かゆそゝのかすなるべし。またおきあがらせ給はんとならば。われたすけ奉るべしといひて。ふと立あがるを。人々おどろきよりてたすくれば。うつゝになりて。こは夢なりけりな。おはすとおもひつる物をとてなくに。誰がは涙をしまむ。聲うちあはせてなきかはす。

それ開分むとて來つといひてさてかへりぬ。其後も其國々の人に逢て物がたりするに。すべて心もつかず。

御臺所とは。御臺盤所といふ義にやあらん。御は寢殿のもやにすませ給ひて。北庇に女房の侍めり。臺盤所といふ。申べき事あれば。御臺盤所の女房につぐる故とか申なり。北政所とは。申すべき事を政所につぐる故なり。北とは。女方におはしませばなり。北方といふも女方につけていふ名なり。御簾中とは。おはします所をさす。奥方とは。家の奥もやにすむ義。御ゑんぞうとは。深窓と云に似たり。長恨歌なるは未嫁(ムスメ)女の事なれど。それも奥ふかくすむ故の義なれば。人つまをいふも其義にて。意かよふにやあらん。尾張にてごつさまといふは。御室樣といへるにや。かみさんといふは。物がたりにあるうへといふに似たり。又何がしのおかたと云。其家さまをさしていふなり。女房といふ房も。奥深き方によれるにや。かかといふは其義をしらず

甲子のわざはひ大かたならず。先生の奥がたの政する御方。春のころよりみこゝち例ならず。こぞより本所といふ所にわたりおはしませば。わが市谷のかいつぶりの家とはほどへだゝれど。時々まゐりかよひてみ奉るに。御なやみいつとなくて夏もすぎぬ。葉月なかばにはすこし御をこたりざまにて。おきゐつつ盛なる萩を御覽じて。御心なぐさむやうなりしかど。ともすれば御ながめがちにて。露けき秋をすぐさせ給。神無月の末つがたよりなやみまさり給て。年のくれ近づくまゝに。いとよわげにならせ給へど。年かへりなばかならずみなをし奉りてん。春は人のけしきはれ行物なればとおもひをり。二十八日にまゐる。いよの御とて年ごろつかうまつるが。みありさまかたりきこゆ。御くすりはきこしめせど。御かゆなどは御手をだにふれさせ給はず。さこそさはやぎ給らめと。心づようはおもふ給られながら。心ぼそうといゆ。さる事なれど。何事かはおはしまさん。年のかはるもたゞ今の事ぞかし。みけしきなをらん春へまちつけ給へといふ。御みづからも御物がたり有て時うつる。年の內には今一たびみ奉るべしとて。日くるればかへりぬ。次の日は正俊をまゐらす。よるも御かたはらさらず。御ゆなどてうじてまもりゐ

おとめと書なれど。少男少女の義なれば。古かなはをとこをとめなり。大はお小はをの義なり。かゝれば學問に志ある人。此かなも又廢しがたし。わが先生は。延喜より上なる書は古かなに。後なる書は今かなに。二樣に書て物せらる。此ころよりいゐ等の音まがひて。ひとつになりし事なれば。此處分や公平(クヒヤウ)ならん。正明などもこのでうにこそあるべけれど。あやしう物わすれする性質に。事ごとに二樣を記臆しえむ事。いとたい〳〵しくわづらはしく。えたへぬ事なりければ。古語とく便に。契沖法師の考定めたる古かなを用ひなれたり。それはた例の物わすれにて。百人一首抄に二所とか書たがへし所ありとぞききし。物書ごとにさのみぞあるべき。そも〳〵いゐ等の音ひとつに混じて。おともをとも唱へわきがたく。えともゑとも聞わきがたき世となりては。耕雲大とこのせちのやうに。かなは打きゝだにたがはずば。いかやうにかゝむもよろしかるべし。さりながらすでにかなづかひといふ物あるうへは。同じくはそれによりてかくべしと。みづからはおもふなり。かゝれば別におもふ所ありて。師の所爲をわすれ。今かなをすてたるにはあらず。記臆うすき身の。學問の便宜にしたがふなり。世上の人もかなは言語の音を字音にうつしたる物といふ事と。いゐえゑおをはいにしへは音ことなりしを。今は混じて一ッになりしなりといふ事は必しるべし。それしりての後は。かなづかひは人々のこゝろにやあらん。

九國四國の人の物いひには。ちとしとつとすとの濁音。おのづからわかるといふ。常其國々の人にあひて物いふはきゝながら。心もつかで過しつるを。さいつ比思ひおこして。松平肥前守殿の家臣峰六郎矩當といふ人のもとに行たり。物語するほどに。心をつけてきけば。おのづから分別あり。ちつの濁は。舌短き人の物いふごとく。おもくいひがたきが如し。さるは舌のさきを上腭にさしあてゝ。ぢといひづといひながらはなつ故。おもくいひがたきが如きなり。じずはいひざまやゝかろくやすげなり。いひはじむるほど淸るが如くにて。末にごる。おもふに舌を下齒にさしあてざまにいふ故。舌の齒にいまださしあたらぬほどは淸音の如くにて。あてはつれば濁るにやあらん。分明に聞わけて。けふはかう〳〵の事にて。

所はなし。かくて奈良の京にはまがふ所なかりしを。今の京となりて。言便といふ事いできたり。いつの比よりといふ事考なし。かやうの事。いつよりときはやかには知へきにあらす。もしは貞觀の比より漸有しにや。言便といふは。いひ易きやうにまげていふ事にて。よろづの訛言(ヨコナマリ)。みなこれよりいでくるなり。さるは其頃の人。物いふに容止をおもひて。口を大にひらき。脣のしば〳〵動くを。威儀なしとして。人がらをつくろひて。さていひ易きやうに物いふほどに。いゐえゑおをもまがひてわかりがたく。ひふほもいうおときこゆる様になれりしなり。延喜天暦のころよりはひたすら其定なりしかば。かなのたがひ行源は。此時より觴を濫へたり。さりながら言葉にこそいゐひえゑへおをほをまがへていひつらめ。物かくには書來しまゝに出たるべければ。忽にいたくはたがはず。三代集にかなちがひの歌をさ〳〵みえざるは此ゆゑなり。さて年をつむほどに。やう〳〵たがひもて行て。寛治嘉保のころ。文治建久の末になりては。只心にまかせて書たるなり。さても同じかなの二ッ三ッあるが快からねば。上にかくい。中に書ゐ。下にかくひ。などいふ說もありしかど。其說に人よれりともみえず。こゝに京極黄門。拾遺愚草を人にあつらへてかゝせ給し時。かなづかひを定めらる。みわたしたる同じ紙に。同じことばの出たる時。いゐえゑおをのかなのかはらんか。心ゆかぬ事におぼしての事なるべし。歴代大郎殿の藏板に。三藐院殿下の摸寫し給ひたる墨本あり。これかなづかひと云物のいできたるはじめなり。其かなづかひを。行阿法師がひろめたる。定家かなづかひといふ書ありて。世に行はる。其序にかの卿のかな定め給ひしゆゑをしるせり。今のかなづかひは。世々の宗匠。此かなづかひを增補刪削して。一部となせりと聞及べり。いゐえゑおをは既にまぎれ果ての後。さる名家のしいて給ひける事の跡なるに。やごとなきあたりにみな用ひさせ給ふ事なれば。今これにしたがはむに。誰かはまどへりあやまれりといはん。かなづかひの事定まれるが如し。近き頃契沖法師萬葉集を講じて。上れる世のかなづかひをみさだめて。和字正濫抄をつくる。こゝにおいてかなづかひ世に二流いできたり。そのかみいゐ等の音のわかれたりし世の古言をとくには。此かなづかひによらざればおもひえがたし。たとへば今かなおとこ

常不レ言二何由一矣。因口有司而議之。冬十月乙丑朔壬申。天皇立二於大殿前一。譽津別皇子侍之。時有二鳴鵠一。度二大虚一。皇子仰觀レ鵠曰。是何物耶。天皇則知二皇子見レ鵠得一レ言。而喜之。詔二左右一曰。誰能捕二是鳥一獻之。於レ是鳥取造祖天湯河板擧奏言。臣必捕而獻。卽天皇勅二湯河板擧一曰。汝獻二是鳥一。必敦賞矣。時湯河板擧。遠望二鵠飛之方一。追尋詣二出雲一而捕獲。或曰得二于但馬國一。十一月甲午朔乙未。湯河板擧獻レ鵠也。譽津別命。弄二此鵠一遂得二言語一。由レ是敦賞二湯河板擧一。則賜二姓鳥取造一。因亦定二鳥取部鳥養部譽津部一とあり。鳥取造は。鳥取部鳥養部を進退する職にて。いはゆる伴造なり。上古は職を世々にしたる物にて。やがて姓(ウチ)にもおへるなり。鳥取部鳥養部は。後世の鷹匠えさしなどやうに。大御饌に奉るべき鳥を取て參らする者と。大鳥小鳥に餌をあたへて養ふ者とにて。今にいはゆる伴部品部の色なり。(令には主鷹司あれど。鳥取部と覺しき物はなくして。又鳥養ふ司もなく。鳥養部もなし。)譽津部といふは。諸國の百姓のうちを取わきて。譽津部となのらせて。これらが奉る貢調を。此皇子にいれたるにて。今にいはゆる封戸なり。上古は國造とて國々を領する人有て。封建のごとき世なりければ。庶民もみな國造の民の如きものなりしを。かく譽津部などやうに。御名代といふ事いできて。その民をわかちて。やう／＼國造をけづられしなり。さて國々の譽津部も。湯河板擧の預なりければ。得分もありて。敦き賞給はりしなり。日本紀にはかうやうにかくれたる子細ありて。活眼にあらざればよみえがたし。(こまかには臣連二造考にいふべし。)

さきに大原女といふ事をおはらめかと五もじに歌によみたりしを當座の歌なりければ人々打かたぶくめりし。げに杜撰なるが如くなれど。建保職人歌合の作者におはらめあり。萬葉集に「ともし火のあかしの大門(オト)に入日にやうきわかれなむ家のあたりみてとあり。大門をおと、よむべくば。大原もなどかおはらとよまざらむ。

かなづかひといふは。こゝの詞の音にもじの音をかなへてかりもちひたるなり。其中にいゐえゑおをは。言語の音も字音もよくわかれて。(其わかれたるさま本居先生の字音かなづかひに圖解あり)打きけばいかゐかえかゑかおかをかは。分明にしられてまがはざりしかば。其音にしたがひてかり用ひじゆゑ。萬葉集續日本紀などに。かなのたがへる

古今集に。式子内親王「へだて行よ〻の俤かきくらし雪とふりぬる年のくれ哉。此よ〻は年々といふ事なり。

近代の歌よみは。同心同字をいたくいむ事なれど。それも一首のうへにていみいまずは定むべきなり。新古今集に。西行法師「小倉山ふもとの里に木の葉ちればこずゑにはる〻月をみる哉。木といふもじ二ッあり。また前大僧正慈圓「天の原ふじの煙の春の色の霞になびく明ぼの〻空。天と空と二ッあり。古今集に「秋の野の草のたもとか花す〻きほに出て招く袖とみゆらん。袖と袂と二ッあり。これらは實字なり。新古今集に「秋篠や外山のさとや時雨らんいこまが嵩に雲のか〻れる。やもじ二ッあり。また「うき身をば我だにいとふいとへたゞそをだに同じ心とおもはむ。だにといふもじ二ッあり。また「てる月は雲のよそにぞ行めぐる花ぞ此世の光なりける。ぞもじ二ッあり。これらは虛字なり。猶多かるべし。

日本紀に作二云々池一とあるは。新治の田の事なり。さるは山のふもとの小高き所に池をつくりて。そのあたりのやう〳〵低くなり行所を田につくりて。水を沃きしなり。田どころはやう〳〵にひろごりて。そのかみまづいできたるはいづこばかりともしりがたくなり行物なれば。此池は某天皇の某年某月作たりと。池にかけて語傳へたるなり。崇神天皇紀に。六十二年秋七月乙卯朔丙辰。詔曰。農天下之大本也。民所二以特以生一也。今河内狹山。植レ田水少。是以其國百姓。怠二於農事一。其多開二池溝一。以寬二民業一とあるは。狹山に池を作そへて。もとよりある田に水をまかせたる事なれど。新開も同じ方にて。池より水をそ〻ぎたる物なれば。此文證據となすべきなり。さて此池をつくるといふは。庭の池水とはやうかはりて。平らかなる地を堀鑿ちて。水を湧しめたるにはあらず。山の尾さきと〳〵とをつきとめて。雨水雪みづをためたる物にて。萬葉集に水たまる池田などよめるは是なり。かくて冬十月。造二依網池一。十一月。作二苅坂池反折池一などあるも。みな屯倉御縣のたぐひにて。公の田なり。日本紀にはかやうの子細多かるを。等閑に看過す事なれば。おどろかさんとてなん。

垂仁天皇紀に。廿三年秋九月乙丑朔丁卯。詔二群卿一曰。譽津別王。是生年既三十。髯鬚八掬。猶泣如レ兒。

非參議も上階なるが多くて。三位淵といふ計なりし故。三木は必三位の後なるに。これは年わかき四位のほどより。宰相にし給が規摸にてめでたきなり。これ内教が物語なり。

冬のころ寒さをいとひて宿にのみゐて外にさし出ぬを。俳諧者流は冬ごもりといふ。ことわり去るき事なれど。萬葉集にみえたるとは事の意たがひたれば。歌人はをさ〳〵よまぬ事なり。後鳥羽院の御歌に「冬籠さびしさおもふ朝な〳〵爪木の道をうづむ白雪とあるは。たれこめて外に出ざる事に似たり。詞の數多きが。歌よむに便なれば。こもよむべきにや。

俳諧に夏籠といふ草子あり。夏ごもりとは。密室にさしこもりて。裸體にて風をひくなり。半揚庵の人に贈る消そこに。犢鼻褌ひとつはさすがに浮世を捨かね候とあり。また「物申の聲に物きる暑さかなとあり。みなをかし。

古ひさしといふは。身屋（モヤ）廂と分別して。南庇はまらうどをすうる所。もやも同じ殿のうちなり。今時いふは座しくばかりひろきもあれど。桁より別に屋根ふきおろしたる所にて。尾張あたりの民家には。かやぶき庇ひさしのみ多かり。さる所を庇といひし事。物語などにはみえねど。日觀集に「草の庵に軒のあやめをふきつればひとひさしさす心地こそすれとあるは。今時いふひざしなり。今時は庇をおろすといふを。こゝにはさすと有。母屋庇といふひざしも。日影のさし入義なるべければ。今時のは更なり。

鐘のねといふ事は。歌にはよまぬ事に人おもへれど。建保三年六月十一日歌合に。權中納言通光「かねのねのしぐれを送るまきの屋にもらでも覺る篠目の夢とありて。人これを難とせず。猿樂の狂言にも。かねのねといふあり。室町殿の初のほどの物なるべしと覺しき文段なり。なほさもよむべくや。そも〳〵鐘の音（ネ）とはいかなる故にてよまざるならん。其心をえず。ねとは。鹿のね虫の音など。ほそうやさしげなるにいふ事にて。かねつゞみやうの高くおどろ〳〵しきには。似つかはしからずとにやあらん。詞の多きは歌よむに便あれば。なほよむべくや。識者にとふべし。

千世萬代は千年萬年といふ事なり。世數千萬をかふるにあらず。それを一年の事にたしかによめる歌。新

五位に叙せらる、時必官をさる。前の官のまゝにて爵給はるを。叙留といひて規摸とす。檢非違使左衛門尉ことにめでたし。次に大夫將監。大夫外記。大夫史などなり。他官にもありや。ふとはおぼえず。源氏物語に大夫監あり。かくのごとき官には其類すくなし。叙留にやあらん。一たび辭して遷任したるにやあらん。識者にとひて定むべし。

職原抄に。參議者。諸臣之中。四位以上。有二其才一之人。奉レ勅參二議官中政一之意也。故非二正官一。然而除目任レ之。又例也。四位任レ之者。猶稱二某朝臣一。三位以上。稱二姓朝臣一也。と有は。諸司の官人の中。ざへある人をえらびて。朝政の議に參はらしむるなり。參るとは。俗に相談相手にするといふほどの事なり。うけばりて政をするにはあらぬ故。正官にあらずといへり。されどむかしより除目に任ずる例なれば。任といひて補といはず。大抵大臣は一位。大納言は二位。中納言三位。參議は四位としたる物にて。節會の巽位進行この定なるを。今は三位のみぞ多かる。さて四位の參議は。陣の議奏の定文にも。某朝臣定申云々といひて。有官も官をなのらず。三位は左衛門督源朝臣申之云々といひて。名をいはず。又云。任二參議一有二數道一。左右大辨。幷近衛中將。有二其才一者。藏人頭。及勘二七箇國公文一受領等是也と有。大辨は朝政を勾勘したる勞。近衛中將は大かた公達。藏人頭は。内藏頭大藏卿などやうの藪官にて。朝夕に奉公したる勞。受領七國みな解由を得て未進なき功也。此事むかしはしらず。白河院の御時には所見あり。文治より後は諸國受領の政廢したれば。此事あるべくもなし。

參議に任ずる時。朝丼の淺源數道あり。攝家清華は。三位中將より直に中納言に任じて。參議を經ざれば。別義なり。華族の參議も例あれど。今は聞えず。四位參議ことにめでたし。左右大辨近衛中將。貫首の勞にて拜任する事よ。次に三木に任ずる日三位して。辨中將を叙留する。次に宰相になる日三位に叙して。中將をさり左衛門督など傍職に轉任する。次に上階の日はまづ非參議の有官になりて。後に參議に任ずる。次に無官の參議なり。これ近代の義なり。さて四位の三木をめでたしといふは。そのかみ參議は大抵四位にて。三所の後三位にもなり。中納言にもすすみしを。四五百年來。位階を給はる事容易なれば。

るもあり。諸大夫の英雄は。辨官をへて參議にも任ぜしを。才器奉公打あひて。內府儀同にも登揚する事となれり。打き丶ては公達は尊く。諸大夫はいやしきやうなれど。さる英雄は諸大夫とは昔の稱にて。いみじき貴族權門なり。次に名家良家といふ稱あり。名家は上にいはゆる才器奉公打あひて。內府儀同にも登揚せらる丶家門。これもむかしは諸大夫といひし。其中に名ある家といふ事。才名の家といふ說もあるにや。才名の家といはゞ。紀傳の儒菅家江家などをこそいふべきに。職原抄などに引出られたる人人。さる家門にはあらず。その家系を推てしるべし。良家は。地下にては省の輔などを經て。老後上階にものぼる程の家の事なり。次々は諸寮の頭などに任ずるあり。その若きほど助にもなる。職原抄に六位諸大夫任之とあるは。諸大夫の家がらの人の。まだ六位なるほどなり。次に諸大夫侍と相並びたる稱呼あり。諸大夫はつぎ〴〵いへる如く。執柄大臣に伺候して。其ちからにて昇進する人にて。かのかもの瑞垣うらみし右近將監などの類なり。年へて恪勤するほどに。侍に紛る丶所あり。侍はもと執柄大臣の家人なり。家人の中に才器あるを。貢人にして。諸司諸國の判官主典にも申なしたるが。五位にもなるがありて。諸大夫に紛安し。畢竟は諸大夫はもとよりの公人(オホヤケヒト)。侍ははじめは家人にて後に公人になりたる差別なり。それは延喜天曆それよりも上より有來し事にて。白川鳥羽の御代などに至りて。やう〴〵家がらの名となれり。元曆以後はその迹に逐ふ事となりて。時の浮沈はあれど。なほ某甲某乙は諸大夫。某丙某丁は侍と。家の品さだまりたり。今時親王大臣に伺候せらる丶諸大夫は。一向家人のやうにみゆれど。もとは公人にて。しかも良家なる。多かり。五位の中に。殿上なるも。無官大夫などいふがあれど。いとやごとなし。地下も後々の昇進。おひさきこもれるが品々あるべし。おしこみたる諸大夫の中には。藏人五位ことにやごとなし。藏人五位とは。六位藏人さくたうばりたるを云。次に式部大夫五位とて。式部丞より爵えたる。又民部丞よりさくえたる。此二ッは二省五位とて拔群なり。中務兵部を除きて。この二省を尊ぶは。吏務の繁閑によるなるべし。此三ッをおきては次五位といふ。

なり。心つよくおもふべし。

諸大夫といふ名目。もと一義ながら。さま〴〵に轉じたれば。其所につきて定むべき心えあり。しばらく相對する所を以て辨せば。まぎるゝ所なくやあらん。古書どもに。侍從諸大夫と相對したる諸大夫あり。侍從は。職員令に正員八人。掌ニ常侍規諫。拾レ遺補ニ闕とありて。武家ざまの納戸近習といふによくあたる。傍に侍て給仕する官なり。又八人のうち三人は少納言を兼。常侍云々の外に。奏請宣傳をつかさどる。これも今武家ざまにて。納戸役にて御用をとり次とおなじ事なり。これ一切藏人の職掌なり。しか同じつかさを弘仁にならべ置れし事不審あるべし。ついであらん時いふべし。正員侍從八人の外に。次侍從といふをおかる。次をなみとよむ。侍從は本役。次侍從はなみ役也。和名抄に。親王以下。五位以上。入ニ侍從籍ニ者百人とある。これなり。拾遺補闕などこそせざりけめ。よろづ侍從もおなじ様に。常に侍て給仕をしたるなり。侍從と次侍從とは。職事と殿上人との如し。此二ツをあはせて侍從といふ。國史に。侍從以上。賜レ祿有レ差などやうにあるは。みな次侍從をも兼たるなり。諸大夫は非侍從なり。おまへちかくはつかうまつらぬ四位五位なり。侍從諸大夫の差別。藏人所にて堂上地下といふも同じ趣なり。諸大夫とは。大ぞうにおしこみたる四位五位といふ事。侍從ならぬをおしくるめて諸とはいふなり。國史などに。賜ニ宴侍臣ニとあるは次侍從のみにて。非侍從（諸大夫なり）はあづからず。賜ニ五位以上宴ニとあるは。恩諸大夫に及びしなり。侍從も諸大夫も同じおほやけ人にて。俗にいふ犬も傍輩鷹も傍輩ながら。近侍をゆるされざる故。うとく輕き方にはあるなり。次に公達諸大夫と相對ひたる諸大夫有。公達は代々侍從の列にて。大臣納言にものぼりしほどの人の子孫の身がらをいふ。諸大夫は。非侍從なる人攝關大臣の侍所に候し。恪勤して。（これを肩入といふ）其ちからをかりてなりのぼる身がらをいふ。源氏物語の惟光良清かものは瑞垣うらみし右近將監などの類なり。かくて代々公達諸大夫なるほどに。つひに家がらの名となりて。公達は近衛の次將兵衛佐などを經歷して。納言大臣にものぼる。されど又代を累るほどに。いたく微弱なるも出來て。鳥羽後白河のころは。受領にて地下な

の玉へるなり。またよろづの草子歌まくら。よくあないゑりみつくして。そのうちの詞をとりいづるに。よみつきたるすぢこそつようはかはらざりけれとあるは。かの濱のまさごなどやうの歌材を書集めたるふみをみて。その中の詞をとり集めて。歌をよめばいたくやうかはりてめづらしきことはいてこずとなり。六百番の歌合に。野遊。經家卿「梓弓春の日くらし引つれているさの原にまとゐをぞする。左方申云。野遊をさしおきて弓を詠ずるに似たり。又おほかる野をさし置て。いるさの原におもひよられけむわりなし。判云右歌。左方申旨頗其謂なきにや。野遊のこゝろはなはだしくこそ侍れ。いるさの原は梓弓にひかれて。はるの日ぐらしまとゐすらん。すべて秀句きはまりなきにこそ侍めれ。左歌は下句よろしきにや侍らん。右秀何によりて勝侍らば。歌の道みぐるしくやなり侍らん。左勝に侍べしとあり。此判のことば。今時の歌に藥石なり。

和歌第一義は「よしの山花の故郷跡たえてむなしき枝に春風ぞ吹」「みわたせば花も紅葉もなかりけり浦の苫屋の秋の夕ぐれ。みな上下にかけ合たる詞なし。

「打しめりあやめぞかほる子規なくや五月の雨の夕ぐれ。打しめりは雨のよせなり。かくほのかに匂ひやかなるは。なほ第一義をうしなはず。

和歌の第一義は。餘情と餘韵とにあり。餘情とは「年をへていのるゑるしは初瀨山をのへの鐘のよその夕暮「楢つむ山河の露にぬれにけり曉おきのすみ染の袖のたぐひなり。上の歌は。よその夕ぐれにて。我にはあはずして人にあふ事をおもはせ。次の歌は。曉おきのにて。わかゝりしほどはをとこに別るゝとて。涙に袖をぬらしたる事をきかせたり。餘韵とは。一首打よみおはりて。後まで其さま心にしみ。めにうかぶやうにて。なごりあるこゝちするをいふ「道のべの草の青葉に駒とめてなほ故鄕をかへりみるかな「白雲のたえまになびく青柳のかつらぎ山に春風ぞふくなどの類なり。上の歌は。故鄕を顧みて駒とめたらんさま。心にしみてさらぬこゝちし。下の歌は。繪にかきたらんやうなるけしきめにうかびてうせぬこゝちす。そのめにのこり心にのこるが餘韵なり。これを高しとしてねがはさるは闡提なり。歌よまむ人に。かならず此境にいたるべき佛性はある物

のおそろしうおぼされけるに。御ゆなどもきこしめさず。身の心うき事を。かゝるにつけてもおぼしいれば。さばれ此ついでにも忘なばやとおぼすとある。御ゆは藥なり。これ卷々に多かり。そのかみは驗者のいのりにて病の癒し事なれば。鬼を尙べる弊風俗ともいひがたし。畢竟は醫といふもまじなひなり。毉といふ字の巫に從へるは。まじなひなる故なり。丹波康世の毉鍼方をみるに。多く千金方によりて。方ごとに咒文有。令にも。典藥寮に。咒禁師。咒禁博士。咒禁生ありて。まじなひて病を療す。此咒禁は。唐書百官志にも有。皇國のみ咒を尙ぶ弊風俗なるにはあらず。

今時の歌よみは。緣の詞といふ事を大事にすなる。さるは緣の詞三ッあらば。上句にふたつ下句にひとつ。四ッあらば上に二ッ下に二ッ置べきなりと。置べき數さへ定まれり。本居先生は。芦鶴のむらがる雁にぬき出たるごとく。學者の中に。列をはなれて秀たる見解なれど。この準繩にまつはれて。其定ならぬ歌は。下句に月の緣なしなどいひて捨らるゝ事なり。みのの家苞にも常此義をたてゝ。めでたき歌どもを難ぜられたるは。固執にてうたてある事なり。しか緣の詞をとり集めて。一首を結構するは。濱の眞砂といふふみにすがりてわづかによみいづる。うひまなびのわざなり。新古今集の頃の英雄たち。さる事にかかはりてんや。古人にかけてはろなき事なり。今人もすこし口とけたるは。さるべき緣語はおのづからより來る物なり。より來ずばさてあらんかし。意だにとほりなば。これなからんも何事かあらむ。源氏物語玉葛の卷に。末摘花の「來てみればうらみられけりから衣かへしやりてん袖をぬらしてとあるを見給ひて。こだいの歌よみはたもとぬるゝかことこそはなれねとのたまひ。御幸の卷に。おなじ君の御ことをいへるに。御こうちぎのたもとにれいのおなじすぢの歌ありけり「我身こそうらみられけりから衣君がたもとになれずとおもへばとある。をかしさをえねんじ給はで「から衣又から衣〳〵かへす〴〵もからころもなるとあり。又三條大宮の御歌に「ふた方にいひもてゆけば玉くしげ我身はなれぬかけごなり鳧とあるを。玉くしげにまつはれたる哉。こともしはすくなしとの給ふなど。緣の詞にまつはれたるを

候歟とあるこれなり。

荻生茂卿。南留別志といふ隨筆あり。其說十に六七はあやまれり。土佐の谷重遠といふ人。佐留別志をつくりてこれを駁したりときく。佐留別志はいまだみず。今これを辨ぜむにも。あまりはかなくて。世人もさは心えをらぬ事多ければ。かひなしとてさし置つ。その中にまみ穴（江戸の麻生まみ穴の事なるへし）といふ所は。古金をほりたる穴なり。まみはまふの事なり。享保六年の頃。黄金のやうなる砂出たれども。いまた年のたらぬ金なりとてほらずなりぬといへるは心えず。金の出べきやまは。かならずあらき金色の砂あり。江戸の砂は黑くしてこまかなり。すべて似よらず。古書に銅を出しゝ事はあれど。秩父郡なり。怪巖奇石などある山ならでは。金を出すべきにあらず。享保中に金砂を出しといふは。人のあらぬ僞いひしを。まことゝ思ひて志るしたるなるべし。まみは狸の一名なりといふ人あり。さる事にや。まぶ穴といふ義はわろし。

又云。朝臣といふ事。もと朝廷の臣といふ事にて。漢語より出たり。後に和訓をつくる時に。朝夕の意をかりて。あさおんの反しにて。あそんとよみたるなりと有。朝夕の意を何故借しならん。心えず。本居先生は。吾脊臣（アセオミ）の義なりといはれたれど。迂遠なり。猶朝臣の意にはあるべし。朝政をあさまつりごとゝいふと。外記廳をあいたん所といふと。みな朝夕の義なり。抑朝廷朝政を朝といふは。百官あしたに先釐務にしたがひて。後に雜事にわたる故の義と思しければ。朝廷朝政朝臣朝所。もとより朝夕の朝の義を帶るにて。和漢一義なり。かりたるにもあらず。吾脊臣にもあらず。

又云。源氏物語をみれば。病に藥用る事はすくなくて。大形は祈禱をのみしたるやうなり。今も田舍のものはかくの如し。鬼を尙へる風俗の弊なるべしと有。延喜式政事要略などをみるに。むかしとても病には必醫藥をもはらにせし事なり。源氏物語をふとうちよみて。藥を用る事なしとはいひ難し。蔡卷に。いざや聞えまほしき事いと多かれど。またいとたゆげにおぼしためればとて。御ゆまゐれなどさへあつかひ聞え給ふを云々。柏木の卷に。宮はさばかりひはつなる御さまにて。いとむくつけう。ならはぬ事

煤取などやうの正月の事をしそめて。芋莖蒻小豆等の汁をくふ。これを事始といふ。さて年神をまつりて。正月廿日に鏡餅を撤却して。飯を供す。是を飯(メシ)くらへと云。二月一日鱠を供す。是をなますくらへと云。鱠くらへ七日ありて。八日に年神の棚を取る。これを事をさめと云。十二月と同じ汁をくふといへりき。これにて事とは正月の事なることも。初終もよくわかれたり。

天子といふ稱は。から國よりうつり來しなり。されどわが天皇は日の神の御後におはしませば。天子とも天孫とも天神子(アツノミコ)とも申て。其ながれ萬世無窮の天子におはしませば。から國とはやうかはりて。實によりたる御稱なり。しかるを公式令義解に。凡人君者。父レ天母レ地。故曰二天子一とあるは汎說二故事一と云例なれど。から書の抄書にて。朝には匹夫たり夕には天子たりといふ王者の。かざりにいふ事なり。皇國の天皇はさる御ゆゑにはおはしまさず。から國の天子は。春秋繁露に。德侔二天地一者。天祐而子レ之。故稱二天子一とある如く。うはべをかざりたる稱なり。されど代レ天用レ事ものにしあれば。天宰といふべきが如し。子といふもじは似合しからず。古き書に日出處天子日沒處天子とあり。天子といふ名は同じくて。其意ばへいたく異なり。

源氏物語夕がほの卷にみえたる切懸は。板がこひのかりそめなるなり。兵範記に。仁安三年十一月二日。大嘗會齋場所の結構を記して。南廂自二第三四間一敷二布端疊一。爲二八女座一。同第五間。敷二同疊一。爲二稻實公座一。東第一間切懸下。敷二六男座一とあり。齋場所などは。かりそめなる事とおぼし。切懸とは。柱に切懸をして。それに板をさしあて、。上より押へ木をうちたり。板蔀は。さごろも物語飛鳥井の宿に。いたじとみ長〳〵と見わたしてとあるは。立板にて。今時板屛といふ物なり。此圖志貴寺緣起にみえたり。板蔀とみには。格子いれたるも有べし。ついひぢは今いふねり壁なり。熱田宮などのやうなる瓦練壁は。瓦垣といふ物なり。三長記に建永元年五月二十七日。云々被二仰下一曰。諸寺瓦垣門等。修造功輩。各給二功記一。多武峯功又如何。予奏曰。各致二合期勤一之由。雖二搆申候一。本寺不二擧申一候之間。於二自稱一者。頗不審候。但於二諸寺修造一者。本寺奉行辨多付レ之。定終二其功一

へといふは。事のさまを容易にいふにて。尾張の俗に。人に酒飯を近むる時。某の日御茶をまゐらすべし來給へといふと同じ趣意なり。かくて浴湯をも設たる物にて。浴後に一杯をすゝめしものなり。此事貞治應安のころの物にはみゆれど。其後の書に見あたらず。見あたらねど猶打つゞきありし事には有べし。慶長以後はさかりに行はれし事とおぼし。我も人も風呂と稱して酒を饗するほどに。道路に風呂屋と稱して酒をうる家いできたり。まらうどゝも。まづ風呂に入て。浴後に酒をのむ事なりしとぞ。さて其家に女をすゑて。湯を出る時はかたびらを假し。酒になれば酌をとる。これを湯女といふ。此湯女つひに情をうるものとなりて。風呂屋は北里の名と轉じたり。紫の一もとに。麹町。紀の國阪に風呂屋ありといへるは。みな娼家の事にて。湯はありしやうにもなし。今大阪の島の内の娼家は。某屋とはいはで某風呂といふ。さくら風呂常盤風呂といふたぐひなり。湯女のなごりはなほあれど。浴すべき風呂はなし。江戸にも元祿の頃までは有しとみゆるを。いつ制せられてさる家どもたえ果けん。湯屋と風呂屋と別なりと。江戸人のよくいふ事なり。さてもいかなるわざするを風呂屋といふとまではしらねど。猶聞傳へたる所有ていふなり。世中何事もかうまでうつり行物なるを。心えをるべき事なり。風呂の饗は。尾張國甚目寺村に其遺風あり。去年妻を迎たる家々に。正月十一日湯を設て。同じ所の人を招き。入湯せしめて。浴後に一杯を勸む。親類隣よしある者。みなこの招きに應ず。富る者は村中を盡す。年によりては五所六所にあり。人によりては三所四所にものみありく。けふは風呂をしたり來給へとあないする事なり。

江戸にて。二月八日。十二月八日に。芋蒟蒻小豆などをいれて汁をにる。これをおこと汁と云。二度ともに事はじめなりとも事をさめなりともいひて。さだかならず。尾張にては。二月は不沙汰なり。骨のなき物をくふ事なりといふ。むしつ講とて。無實の難をまぬかるゝ義なりといひ傳へたり。蠟八は釋迦成道の義なりといふは附會なり。おことゝは何事ならんと。年頃不審なりしを。出雲國日御崎の神職神西左門行秕が語けらく。出雲にては十二月十三日に

二百年。逸書殘篇。日出成レ堆。於レ是二三先生。講レ古立レ業。世謂レ之曰二和學一。何其內レ彼而外レ我哉。是亦固有レ以也。物有二先後一。々者未二必爲一レ賤。我後二於彼一千有餘年。彼已爲レ主。我則爲レ客。不レ能下謂二我業一曰二和學一。不丙以別乙於彼甲。施二之於事一。有レ用有二不用一。其業之貴賤。於レ是可レ知也。名不レ舍レ實而獨行上。至下於謂二我業一曰中和學上。我則從レ衆。

近き頃皇國の學さかりにおこなはれて。萬葉集古事記日本紀の歌どもを講じて古言をとく人々。わが物まなびの師をさして大人といふはいとよしなし。大人はぬしなり。うとぬとかよぶ（人をさして某主といふ事はあれど。師なとをさしていふへきに非。又尊稱に大人といふ事は絶てなし。）本居先生はのうしの約なりといはれき。それもさる事ながら。これはなほ轉語なるべきにや。一郡一鄕ばかりの地にもあれ。土地のあるじたるを。萬葉集にうしはくといへる其うしなり。物まなびの師にあらず。三熊の大人は三熊といふ所のあるじなり。本居先生は師といはれき。これは難なし。しかれども物の師を大かたに師といはんにはよろしけれど。必さす人ありていはんには。親しからず。まのあたりに師といひては。その人の事ともきこえず。なほ先生（センジヤウ）といふべきなり。韓昌黎がことばに。生二乎吾前一。其聞レ道也。固先二乎吾一。々從而師レ之。生二乎吾後一。其聞レ道也。亦先二乎吾一。々從而師レ之。吾師レ道也。庸知三其年之先二後生於吾一乎とあり。先生とは吾に先だちて生し人。いはゆる長者にて。道を聞事吾より先なる義をぐしたるなり。げに道に通達する事の先ならんには。後生といへども猶先生なり。年の先後生をとふべきにあらず。かくて日本紀に南淵先生とあるは。物まなびの師なれば。稱呼すでに定まりて。和漢に通じてうけばりたる名なり。その呼方二字皆にごる。春宮帶刀の古老を先生といふに同じ。正明。先生の御德にて。古き本數本をみしに。先生と聲をさしたり。をぐらき所より大人といふ名を引いでんより。明らかに先生といはんに。何の憚かはあるべき。

伊勢備後守貞彌の日記。（世に花營三代記と云。）春日亭え風呂御成といふ事年々あり。春日亭とは。伊勢守里弟なり。其第へ御成を申て。御酒奉りし事なり。さるは此頃の風俗に。人を招ぎて蒸樂する事を。風呂と稱したる物なり。風呂とは浴室の事。けふは湯を設たり來給

年々隨筆六 甲子

近き世まで。皇國の書を講ずる事はをさ〳〵きこえず。おのづからありもすれど。大儒先生の博物の料にせし事にて。みな傍ごとなりつるを。此ごろは皇國の事を專にする先生もいできたるは。さはいへど契冲法師岡部先生のちからなり。しかはあれど。その講ずる所萬葉古今のかたきふし。久かたの天。あらがねのつちを穿鑿するに過ず。おなじ書おなじ事を。われ人工夫して。少しづゝも異なる説をいひ出ぬれば。やがて書にも書いれ。語りつたへて。某が説〳〵と。いくつも〳〵いひならべて。つひに其定説をしらず。其うへにもなほめづらしき事いひ出んと。息をつめ心をこらして。同じ事して世を終めるは。かたはらいたき事なり。大かたの天あらがねの地は。しばらく枕詞として。古歌とくにも。今よみいづるにも。さして事かくこともなければ。猶ありなむ。萬葉古今のかたき歌ども、。しられずばしらでをあらまし。古き歌の十首廿首解えざらんからに。何の妨かはあらむ。大御國にて故事制度さばかりめでたき典章の備りたるをさし置て。わづか歌謠の穿鑿を終身の業とするは。くちをしき事ならずや。大丈夫は有用の學に志すべきわさなり。

孔子曰。必也正レ名乎。正レ名謂レ正レ實。々有二貴賤一而名從レ之。故實正則貴賤之分自定。八十瑞形端嚴微妙者。謂二之如來一。我則尊レ之。雙角四牙凶惡暴戾者。謂二之羅刹一。我則惡レ之。若代二其名一。則尊二羅刹一而惡二如來一已。名不レ舍レ實而獨行。豈有二貴賤一哉。皇國文華之盛。四方之國。百家之業。無下有不二輻輳而傳授一者上。者謂二其業一曰二某學一。謂二其人一曰二某學者一。獨儒乎。謂二其業一曰二學問一。謂二其人一曰二學者一。何其卓然而自專哉。是固有レ以也。中古之制。儒有二四道一。曰紀傳。曰明經。曰明法。曰算。從二其成業一。課試取レ人。用レ才尙レ德。或立二槐下一。衣冠之徒。儒者過レ半。政有二疑殆一。下二問異見一。詔勅符牒。筆硏之事。莫下不レ出二於儒門一者上。老佛無用之學。醫卜有レ局之術。固不レ能二相抗衡一。而皇國之學。古未二之有一。神道幽微。一人奉レ之。公事職務。羣臣行之。星霜二千。家門相承。能奉能行。未三嘗須二學問一也。應仁以來。兵革相襲。朝家囘祿。有司散之二四方一。文物典章。或有二闕如一。神祖撥レ亂。於レ今

云亦我子有建御名方神。除此者無也。如此白之間、其建御名方神、千引石擎手末而來、言誰來我國而忍々如此物言。然欲爲力競。故我先欲取其御手。故令取其御手者、即取成立氷、亦取成劒刃。故尓懼而退居。尓欲取其建御名方神之手、乞歸而取者。如取若葦搤批而投離者、即逃去。故追往而、迫到科野國之州羽海、將殺時、建御名方神白、恐、莫殺我。除此地者、不行他處。亦不違我父大國主神之命。不違八重事代主神之言。此葦原中國者、隨天神御子之命獻。故更且還來、問其大國主神、汝子等事代主神、建御名方神二神者、隨天神御子之命、勿違白訖。故汝心奈何。尓答曰之、僕子等二神隨白、僕之不違。此葦原中國者、隨命既獻。也唯僕住所者、如天神御子之天津日繼所知之登陀流（此三字以音下效此）

和銅五年正月廿八日

正五位上勳五等太朝安麻侶撰

とあり脱字も衍文もいさゝかあり訓の誂れる所もみゆれど。漢文よむとはいたく異なるを。古かくざまにもよみし物なりといふ事をこゝろえをらんは。物まなびのちからとなるべく。二先生の勞もかひあるこゝちしてなむ。書つく。

文化元年九月五日反古之一卷逼軸了

石原喜左衛門正明

年々隨筆五甲子終

すの限なりける。日本紀の今の訓は。卜部兼賢などの進退したる物とはみゆれど。なほ養老のそのかみより。ゑかざまによみし物にて。公望の私記などにも。訓の義を講せし所あり。古事記はいかさまによみし物なりけむ。本居先生の傳の訓は。古訓なりと世人は心うめれど。いかゞあらん。なほ新義にぞ有べき。今すこしから書よむやうなる所まじりたるべしとおもひつるを。三年ばかりさきに尾張に物して。無所得上人とぶらひに眞福寺に行て。古書ども多みたりし中に。古事記の抄本あり。奥書なくていつ頃の物と定がたけれど。此寺の所藏は。延慶元亨より上。弘安建長より下なるが多かる。其中にも古色みゆる物なり。これいにしへのよみざまなるを。かくておもへば。傳のよみざまいとよう似かよひたり。こは岡部氏のおもひよりし事にて。本居先生はとかう直されたるなれば。二先生のいみしき見解なる中に。岡部先生いとめでたし。その文

天照大御神之詔。亦遣曷神者吉。尓思金神及諸神白之。坐天安河々上之天石屋名伊都之尾羽張神。是可遣。伊都二字以音若亦非此神者。其神之子建御雷之男神此應遣。且其天尾羽張神者。逆塞上天安河之水而塞道居故。布佐加豆於利万之万須阿太之古止於他神不得。行故別遣天迦久神可問。申天万宇佐久故尓使天迦久神問天尾羽張神之時答白。恐之。津加倍万津留倍之仕奉。然於此道者。也津加布加御子僕子建御雷神可遣。乃貢進。尓天鳥船神副建御雷神而遣。是以此二神而降到出雲國伊那佐之小濱而伊那佐三字以音拔十掬劍。佐加之万仁津知仁津岐太豆々宇知久美仁非天仁逆刺立于浪穗。趺坐其劍之前。問其大國主神言。天照大神高木神之命以問使之。汝之宇志波祁流此五字以音葦原中國者。我御子之所知國言依賜。佐里万津良牟也伊加牟久比申天故汝心奈何。尓答白之。僕者不得白。我子八重言代主神是可白。申須倍之然爲鳥遊取莫而大御之前未還來。故尓遣天鳥船神徵來八重事代主神仁世女波太豆而問賜之時語其父大神言。佐利万津留倍之哉恐之。此國者立奉天神之御子。布美加倍之天即踏傾其船而天逆手矣佐加太知爾於青柴阿於布之和垣打成而隱也。岐乎宇知奈之豆加久禮万之奴訓柴云布斯故尓問其大國主神。今汝子事代主神如此白訖。申於波牟奴亦有可白子乎。申倍伎於是亦白

おもひつゐ物をと。あやしかるべし。さばかり古今集を執しながら。古今集の姿をしらず。いかなる事ならん。

蘆庵のわかゝりし時。いとまづしかりけり。物をかふに。價の三ッたらざりければ。隣にこひかりてかふ。さてよめる「くやしくもなにはのみつのあしをなみこと浦かけてかゝせつる哉。あはれに心ぐるし。正明も。市谷わたりに蝸牛ばかりの身をいるゝ宿はありながら。朝三暮四に心ぼそし「あはれともみやはとがめぬ淺間山あさましきまで細きけぶりを。すくせとはおもひつゝなむ。

もし花の節會あらんに。さくらはゑうとくの太政大臣。いみじきいうそくにて。内辨を奉仕す。相國の内辨は。昭宣公の例とかや。外辨に大納言二人。紅梅は大將かけていとやごとなし。海棠は二位の臈高き新大納言。ざへある儒卿なり。梅は二位の中納言。すこしをめりて同列にたつ。花のさまのびやかならぬは。晩達の公卿とみえたり。三位の中納言は柳。松にかゝれる藤。山谷にもあまるばかりに立つゞきたる桃の花。白き黄なる菊の花のゑたゝかならずつくろひたる。みなめでたし。いと清きやり水。もしは心ひろき池水に。杜若のさきにほひたるは宰相中將。八重山吹の大きやかなるが一もと。朝露おもげに咲みちたるは參議左大辨。みな三位にて。中納言の闕をまつ。いとよせおもき上卿なり。牡丹は參議左衞門督。別當にていとうるはし。色白き桃。棚にしたる藤の花は。非參議の三位。めでたくともさう〴〵敷こゝちす。女郎花はおなじ非三木ながら。三位の中將。すぢことにやごとなし。柘榴。紫の色みどりうつくしげに。花の色もゆばかり紅なるは參議大藏卿。蓮は三木右兵衞督。みな正下の四位なる中に。大藏卿は諸大夫にや。品おくれたるこゝちすめり。右兵衞督は細公達にて。世のおぼえすさましげなり。なでしこは頭中將。時めきわたる君達にて。此日の奉行の藏人なり。龍膽朝がほすみれ秋海棠荻かるかやは。左右の近衞の次將。階下に陣をひく。しをにきちかう花ざくろ花あやめ鐵線唐桐何くれの花は侍從諸大夫。近き世には幄の座の饗絶たれば。此日の恩にはもれてやあらん。鷄頭花千日草はとのもりの伴のみやつこ。庭燎をたき庭かきはらひ。これぞ下

古今集の序の。やまと歌は人のこゝろをたねとして。よろづのことのはとぞなれりけるとあるを。近頃の學者に心えあやまる人多し。さるは心にうかび來る事を。其まゝにいひ出れば。やがて歌なりといひおもふめれど。花さかりを見て。あゝよう咲たといひ。月清き夜に。とんだよう晴たといふは。人の心はこころなれど。それを種として。文ある詞にいひなさざる故。歌にはあらず。よう咲た。よう晴たは。萬人一途のこと葉にて。よろづのことの葉になりゆかず。よろづのことの葉にいひなさるゝは。詞にあやをあらする故なり。種といふもじよろづといふもじに心をつくれば。此あやまりは有べからず。かやうのをりにはかう／＼おもはるゝ物ぞといふ。その時時の心をたねとして。打つけにもいひ。物によそへてもいひ。うらへかへして立たるおもひをしらせ。心をふくめて下の心をおもはせなど。あやある詞はよろづになり行ものぞかし。そのこゝろをしらぬ人。おのれが歌の不堪なるをおもふとて。此ことばによりて。此論をたつる。先生といはるゝ人に多かり。芦庵といふ名高き歌よみあり。古今集の風をよしといひて。萬葉集はいまだとゝのほらざるなり。後撰集より後ははやうながれたるなり。古今集ひとり其體を得たりといふ論をたてゝ。人にすゝむる人なりき。又みづからの歌も。よみ出たる歌を古今集にくらべ見て。それよりも古くはいまだとゝのほらざるなりとおもひ。それより後ざまならばはやうながれたるなりとおもふべしといふ敎なりき。古今集は。もと古今の集なれば。其姿一様ならず。いづれの歌をさして古今集の體とはいふべき。たとへば「老らくのこんとしりせば門さしてなしとこたへてあはざらましを「和田の原よせくる浪のしば／＼にみまくのほしき玉津島かもなどある歌は。今の京の歌とはおもはれず「年ごとに花のかゞみとなる水はちりかゝるをやくもるといふらん「吉野川岸の山吹ふくかぜにそこの影さへうつろひにけりといふは。爲家卿の後といへども。此歌の姿なしとはいひがたし。かくて今の歌人。うた一首よみ出て。初の二首にくらべ見て。あらず。改作せばや。いたうながれたりとおもひて。次の二首また後の二首にくらべ見て。こはいまだとゝのはず。さばれきのふはいたうながれたりと

をまゝになびかねば。ふしまろびいねかへりておもふとなり。第三章は。參差なる荇菜も。かなたこなたにとりえらぶべしといひて。女をえたるたとへ。めでたきをとめをえたれば。琴瑟鐘鼓もてたのしむるがうれしとなり。かくて此詩は后妃の德をうたひしにはあらず。詩は國々に行はれし歌謠なり。さるむづかしき事にはあらず。其中に關雎ばかり文辭のをかしきもなく。節奏の和雅なるもなかりしにて。邶鄘の詩のけやけくにぎはゝしく。打きけば酒にすゝみ色にすゝみ。ともすれば惡風俗にうつらしむると。日を同していひがたし。論語に樂而不淫とあるはこれなり。しかるを大序小序といふあやしき物ありて。千歲のむかしより詩の正義をうしなへり。詩は皇國の催馬樂と同じ物にて。歌謠なるを。言語のたすけとせし物なり。歌謠には彼此古今。男女の事多かる物ぞかし。

南有二樛木一。葛藟纍之とある。樛木を曲木なりといふは何ゆゑぞ。葛藟纍之とあれば。まがれる木は枝などたれたるべければ。葛藟まつはれやすかるべしとおもへるか。幹はまがれりとも。枝は低たりとも。地にいたらざる限は。葛藟は及ばず。根より幹へはひまつはれのぼるべければ。まがらずともありぬべし。いかさまにも一木の名ときこえたるを。小序にまどひてこれをおもふ人なし。萬葉集に。樛木をつがの木とよめり。さるゆゑありてよめるなるべし。詩なるもしばらくしか心えてあらばや。さて此篇の義は。樛の木に葛藟のまつへるがごとく。めでたき我君には。さいはひの身にまつはれて。綏之將之成之となり。祝言の詩なり。これを例の序に。后妃の下に及ぶなりなどあるは。あやしき事なり。

樛木の事。萬葉集一ノ卷に。樛木乃彌繼嗣爾。三ノ卷に。神奈備山爾。五百枝刺。繁生有。都賀乃樹乃。彌繼嗣爾とあり。六ノ卷に。御舟乃山爾。水枝刺。四時爾生有。刀我乃樹能。彌繼嗣爾とあり。つとととちかくかよふ。四方の國にてつがといふを。京に栂尾といふ所ありて。たゞ一ッなり。さてつがの木のいやつぎ〳〵にと詞をたゝみてつゞきたれば。樛木はつがの木なる事子細なし。冠辭考に此條ありて。論辯すべき事もあれど。又のついでにいふべし。

きをみて。國家昇平の恩をおもふべきなり。あなかしこ。

ころもはきるも。はかまははくも。ふすまはふすもといひ。まといふが。衣服の名なりと。我先生の說なり。尾張人まらうどの來て何くれとなく物語してかへるを。よも山のはなしゝて歸りしと云。よも山は古言なり。神樂採物の歌に弓。よも山のまほりにたのむ梓弓神のたからにけふしつる哉。鉾にも。よも山の人のまほりにする鉾を神の御まへにいはひつる哉と有。同じ義なり。

夕ぐれは。夕のはやうくらくなりしほどなり。明くれは。明方のいまだくらきほどなり。たそがれ時は。誰ともかれとも辨がたきほどなり。かはたれ時は。かれは誰ならんとおぼめくほどなり。

夕さればさもじすむ　春されば秋さればなどもいひて。夕になれば春になれば秋になればといふ事。されといふに。させる意なし。もと去ゝ字なり。詩には晩來といふ來に意なし。老去歸去といひ。春來秋來などいふ去來の字。いとかろくてそへていふもじなり。近代は夕ざれさもじにごるといひて。夕ぐれの義とす。春されば秋さればにかよはざる故。誤なる事あきらけし。されど此說もやゝ古き事なり。大藏卿行宗卿集に「さらぬだにかへる宿なき夕ざれにむすびとゞむる神垣の藤。治暦二年三月十五日備中守定綱朝臣家歌合。基綱「朝まだきふる秋霧に夕ざれの春の霞は立まさりつゝ。猶多かり。これらの歌。去來の義にあらず」。

日觀集に「梅の花うす紅の下かきをむらく染る春霞かなとある下かきは。下そめなり。かきは紺かきのかきなり。そめ汁を瓶に入て。底にゐぬやうにくるりくとかきまはして染る故いふなるべし。

關雎は戀の詩なり。初章は。なきかはしつゝ（關々）みさご（雎鳩）は河の洲にをりといひて。をとこ女のおもひかはしたるにたとへたり。さてものふかくしめやかなる（窈窕）ひめぎみ（淑女）は。このわかきんたち（君子）に打あひたる中（好逑）ぞとなり。これ一篇の總括にて。第二章ははじめてまきしほどの事第三章はえたりし時の樂なり。五章とみる說はあらず。第二章は。そろはぬ（參差）あさゝ（荇菜）は。かなたこなた（左右）にながれなびき（流之）てとり難しといひて。女のえがたきたとへ。めでたき（窈窕）をとめ（淑女）のよるひる（寤寐）となくこひしければ。これ

く鐘をうつとて。失火焼亡など人のあやしまん事を恐れて。年々有司に申すとぞき、し。尾張の甚目寺にて正月十一日修正を行ふ。形の如き事なりとき、つ。修二は奈良に二月堂あり。修二月會堂にぞ有べき。中右記に。天永三年二月三日。參二圓宗寺一。行二最勝會一。御座引レ列。有二左右舞事一。行二常行堂修二月一。入レ夜歸と有。修三修四は物にみえたるか覺えねど。奈良に三月堂四月堂有。修五は三長記に。建永元年五月廿七日。今日被レ行二新日吉小五月會一。式日依二御熊野詣一延引也とあり。修六は。同日記に。僧事の除書をのせて。法橋院明。御佛并熊乃六月會用途功。小右記寛弘九年六月、日。權僧正被レ過。良久清談。次云。爲二六月會竪義一。弟子玄晦登山。云々而今朔日有二修善之御消息一。申二所労之由一。云々とあり。七月會以下は物にみえず。季御讀經も四季にはなくて春秋二度なり。月次の修法ははやくよりをこたりし物にぞ有べき。

應仁記に。九番ニ花御幸。因レ茲御家ノ大營萬民ノ弊。其語ノ不及所ナリ。サルハ花御覽ノ結構ハ。百味百菓ヲ以ツクリ。御所ノ御相伴衆ノ筋ヲバ金ヲ以展レ之。御供衆ノ筋ヲバ沈ヲ以削レ之。金ヲ以逆鰐口ヲカクと有。逆鰐口の箸。今世上に多く用ゆる物なり。如此。

同記に。亂所御遊しげかりし事とて。大事九ケ條をかぞへ立て。如レ此面々名ヲ惜ミ諸家ヲ耻テ。雑ヲノミ刷ント奔走セシマ、ニ。公家モ武家モ。皆所領ヲ質ニ置キ。財寶ヲ沽却シテ勤之ラル。是ヲ以國々土民百姓等ニ課役ヲカケ。段錢。田畠の段數に役錢をわりあつるなり棟別家數にて取課役なり。ヲ色々ノ様ヲカヘテ。譴責スレバ。國々ノ名主百姓ハ耕作シエズ。田畠ヲ捨テ乞食シ。足手ニ任テ闊行。依レ之萬邦ノ郷里村縣ハ。太平郊原トナリニケリ。嗚呼淺マシヤ鹿苑院殿ノ御時ハ。倉役四季ニカ、リケン。普光院殿ノ御代ニ成テ。倉役一年ニ十二箇度ニナサレケン。然ヲ當義政將軍ノ御代ト成テ。倉役ノ臨時シゲクカ、リシカバ。大甞會ノアリシトシノ霜月ニハ臨時九箇度。臘月八ケ度ナリとあり。此ごろ泊層の壺役といふも有。壺といふは今の如き一升ばかり入ものにはあらで。水がめの類にて。今は桶にて作るを。むかしは壺にて造りしにやあらん。さらでは役を取にいかゞ也。亂世の民のくるし

れねども。御祈どもありて。御つゝしみなりき。三合とは。三代實錄に。貞觀十七年十一月十五日。陰陽寮言。黄帝九宮經。蕭吉九宮篇云。承二天之道一因二人之情一上古二三元一下用二五行一三神相合。名曰二三合一所レ謂三神者。大歲容氣太陰是也。今自二上元己亥一至二于本朝貞觀十八年丙申一積レ年四千九百一十八年也。以二三元百八十一除レ之。今中元之末。河元之内也。三合之運。當レ在二明年一經曰。毒氣流行。水旱接並。苗稼傷殘。寇盜大起。兵喪疾疫。競口並起。實是雖レ當二五行之理運一而弭レ災之術。既在二祈禱一夫禍福之應。譬猶二影響一吉凶之變。愼與レ不レ愼也。當二此時一人君修レ德。施二行仁一自然銷レ災致レ福。去天平寶字三年。歲當二三合之理運一是則三元大終。而五德復始之年矣。上元之三合。初在二斯歲一由レ是有司上奏。詔頒二下天下一令レ讀二般若心經一既免二其災一卽是本朝之殷鑒也と有。御禱ありしなるべし。樗蠹抄相撲條に。三合甲子。正曆四三合。萬壽元甲子。寛治三合、停止。延喜廿依病。天延三三合とあり。御愼ふかくて相撲停止せられし事もありしなり。近來このさたある事をきかず。

そのかみ祈禱に石塔（シャクタフ）といふわざあり。小右記。寛治二年三月廿三日庚午。云々。今日侍所石塔。次仰二所々一令レ書二寫壽命經七百十五卷一卽殊書二寫一百卷一依レ例供二養心經七百九卷一とあり。こゝろざす所の事。石の塔婆を立たる功德にてかなふ義なり。壽命經は其供養なるべし。年賀などよろづによりめるわざなるに。今は佛法かたの如き世にて。さる事きこえず。たゞ盲人一座に。二月六月守瞽神をまつりて。石塔の事あり。此座中に故實の遺風古代の名目の遺れる事多し。これも其一ッなり。其次第こまかにとひもとめて注すべし。猿樂の狂言に。某座頭といふものありて。多くは石塔にて。勾當の參會する事どもなり。まらうどの勾當あるじにむかひて。お塔めでたふござると云。其やうをみるに。職檢校の房の儀のやうにうるはしき事ともみえねど。かの座にはむかしより此わざを傳たる事しるし。狂言は鹿苑院殿のころよりこなたの事なり。

そのかみは一年十二月の修行ありて。寺々にて行ふ會式ありしとおぼし。天下泰平國家安寧五穀豐熟萬人快樂のためにぞ有べき。今はさるわざすべてきこえず。京の蓮臺寺に修正といふ事あり。おびたゞし

室町殿のころよりの事なるべし。弟姪などは。茶色の上下をきる。萱草色のうつれるなるべし。

ことしは革令なれば。改元ありて文化といふ。いとめでたし。誰人の勘文にて。何書よりとられたるならん。とひ求めて注すべし。弘治の度にも此號いでて。化字新字なりといふ難ありき。新字は近例。寛政の政の字いともめでたき例なれば。何の子細かあらむ。そもそも年號は大化を始とす。化字新字之條心えず。さるは大化は事のはじめにて。その儀連綿せず。年號の有无まちまちなり。大寶よりこなたは。必あるべき物となりたれば。其以前は猶數の外としたる說にや。

元年は初年といふ事なり。一帝一元なる事いふもさら也。されど元は善之長なりとて。初年を元年といふがもとより吉祥の名をもとめたるなれば。一帝幾千元なりとも。祥瑞怪異に元を改て。延壽消殃のはかり事あらんは。あるべき世のことわりなり。それを惑なりといはゞ。元年も初年とぞいふべき。こは年の名號にて。後世よりあがれる代をいふに。分別しやすく。記臆しやすく。便ありていとめでたし。此事から國にて漢文帝よりはじまれり。かの帝卽位十六年四月に。方士新垣平。使三人持二玉杯一詣レ闕献レ之。刻曰。人主延レ壽。又言。候二日再中一。居頃之。日却復。於レ是始更以二十七年一爲二元年一と通鑑にみえたり。十七年をふたゝひ元年となしゝは。傾きし日の再午時にかへりしにかたどれるなり。さて景帝は三元。武帝は十一元。三元は卽位元年中元年後元年といふ。中後とは後よりいふ稱にて。その時は三ッともに同じ元年二年なれば。事に臨みてまぎらはしかりけむ。武帝にいたりては。しばしばの改元なるに。名字なくては紛はしき故。建元々光元朔元狩などやうに。年の名號を設けしなり。いづれも吉祥をまねぎ凶災を避るわざにて。和漢これをうけつぐ事なり。明世祖より。かの國は一帝一元なり。から書よむ輩。これをいみじき事にほめのゝしる。されどこれはいとしもなし。一帝一元がめでたくば。某皇帝初年二年にて事たれり。年號は何の料ぞや。漢文の惑をさとりて。漢武の蹤をふむ。をこ事なり。何のほむる事かはあらん。

革命革令の外に。三合といふ災歲あり。改元はせら

らめくにはあらねど。なほ湯取のうつりにて。かたびらとはいふなり。

鳥獸は。なく聲に遲速緩急大小高低ありて。喜怒哀樂の勢をうつすなるが。つぶ〳〵と物語する計。下の情の通ずるものなり。おのがどちかよふ詞ありて。啼つゝ物語するにはあらず。鹿雀雲雀鶺鴒などの。笛によるにて志るし。笛の音に言語あるべきにはあらねど。遲速緩急高低大小をうつす故。鳥獸もしかぞとおもひてよるなり。公冶長が鳥語に通じたりといふ說は。よしなき事なり。

論語などに。先王之道とやうにいへる先王は。文武周公令を立し君の事なり。儒者たちにも志かとく人有もやすらん。いまだ見及ばず。聞及ばず。古先聖王の義とするはいとわろし。先を古先といふ。いとつたなし。王は聖王といふも。聖の字あながちにそへたるもじ也。打まかせて先祖先考といへば。必わが父祖の事なり。他族にかけていふべきにあらず。周の世にて先王といひて。往代の王者堯舜禹湯に係べき物かは。

東國にて親の死たる時。はふりのわざするに。其子いろといふ物をきる。絹にて頭をつゝみて。左右へたれたり。猿樂の狂言のゆぼうしといふ物に似たり。こは人にあひてもみえざらん料の物にて、意須比(オスヒ)のたぐひならむかし。いろといふは。天子の御服のころおはします御所の名よりいでゝ。服する物にうつれるなるべし。服の日ごろをいろといひしは。十訓抄に。基綱卿。年たけて後。帥になりて下られける時。白河院。年高くなりて遙におもむく。心ぼそくおぼし召。琵琶の秘事など誰にか傳へおける。聞召おくべき事なりと仰られければ。時俊通言などに。如ㇾ形つたへ置侍れども。其器にたらず侍れば。孫にて候少女に。底を拂て敎置て侍り。もし聞召べき事あらば。彼を召べき由申下りにけり。其後筑紫にてかくれ給ければ。法皇かしこくぞ尋置けると思しめし出て。彼少女を召て琵琶を聞召事ありけり。いまだいろなりければ。かうし色の袴きて。にぶ色のきぬどもきて。かきあはせより三曲まで。數を盡して引たりけりと有。

尾張のなごやにて。人の死たる時。子は白小袖淺黃の上下をきる。これは諸國にわたりたる風俗なれば。

衣に遠ざかる事にいへるなり。敷たへの袖かへしつつぬる夜おちず夢にはみれどは。夢にみん爲に夜の衣をかへす。其夜ごとに夢にみし事。以上敷拷乃衣とつゞきて。始て義をなす。被衾なり。美織にはあらず。又考云。卷一に。敷妙之。枕之邊忘可禰津藻。敷（これは敷いと多ければ略つとて三條引り今又略之）こは枕とつゞけたり。卷五に。敷多倍乃登許能邊佐良受。云々。こは夜床をいひかけたれば。卽夜の物をいふとあり。今おもふに敷たへの上なる枕。敷たへを敷設し床といふつゞきにて。いひつゞけたるさま敷妙の衣とはことなり。又考云。布細乃宅乎毛造。また敷細乃家從者出而雲隱去寸。こは寢衣より一たびうつりて夜床につゞけ。二たびうつりて常に所宿家にもいひかけたるなりとあり。此說の如し。

なつごろもかとりのうら。考云。こはふるきふみにはみえず。後世の歌にあり。されど此つゞけたる樣をおもふに。後の人の語にはあらじ。さて夏の衣は。搓ぬ片糸もておる故。片織とつゞけたるなり。且その加多於利の多於の反登なれば。加登利とつゞけし物にて。古ざまの語なり。帷をかたびらといふも。もとは片糸の平苧もておれる布をいふなど。思ひあはせよと有は。何といふ事ぞ。まづ縒糸といふは。糸二すぢをあはせて搓かけたる物にて。物ぬふ糸なり。片糸とは。玄か二すぢをあはせず。繭より引しまゝ。麻を績たるまゝにて。絹布におる糸なり。さて夏衣にする絹布は。搓ぬ片糸にて織故に。片織といはゞ。夏衣ならぬ絹布は。二すぢあはせたる諸糸にておる物とするか。綃は細糸の絹にて。うすき故に。夏ごろもによろしきなり。帷をかたびらといふもゝとは片糸の平苧もておれる布をいふなどあるは。みな杜撰なり。かたびらのかたは裏なき事。ひらはひらめく意。帳。几帳。壁代。（和名抄に。帷圍也。以ㇾ白障ㇾ圍也和名加太比良とあるは。壁代なり。）みなその定なり。又きる物のかたびらは。浴後にきる湯取のかたびら。（天子に奉るを天羽衣と云）をもとにて。夏は汗取の帷を束帯の下にもきるやうになれり。湯取のかたびら（今ゆかたといふは。ゆかたびらの略かれたる也）は。裏なくてひらめく事勿論。汗取のかたびらは。大口表袴をも着。帯などもさしたれば。ひらめく事はなけれど。湯帷よりうつりたる名。後世の大帷も同じ。世上おしなべてきるかたびらも。袴肩衣などを着。さらでも帶引しめて。ひ

粉にしたる事。かたは形木にて摺事にて。こかたとつゞきたるか。いはゆる紫の根摺なり。根摺は。紫根の粉を續版にてねりて。形木にさまぐ\の文あるを摺入たるなり。二説いづれよけむ。

しきたへの衣の袖たもと枕床いへ　考云。萬葉二に。敷妙乃衣袖者通而沾奴。また靡我宿之敷妙之妹之手本乎。卷十一に。敷妙之衣手離而玉藻成靡可宿濫和乎待難爾。また敷細之衣手可禮天。卷十七に。之岐多倍能蘇泥可幣志都追宿夜於知受。云々。こは夜の衣袖に冠らせたり。さて敷細布とて。専寐衣に冠らしむる事は。古事記に。牟志夫須麻。爾古夜賀斯多爾。多久夫須麻。佐夜具賀斯多爾。云々。萬葉にも。蒸被なこやか下にねたれどもといへり。然ればなこやかに身に親しきを用る故に。和らかなる服てふ意にて。敷拷の夜の衣といふより。袖枕床ともつゞくるなり。既に朱良引敷たへの裳下に引る如く。神祇令の集解に。敷和者宇都波多也といへる敷は絹布の織めのしげき意。和はなこやかなるいひなれば。美織也といへるをもおもへとあり。敷字に絹布の織めのしげき義はあるべくもなけれど。しきといふ詞のかゝりもじとして。繁き意にみたるなり。織めの繁きは糸の繁きといふ事にて。俗に地のよいといふ事なるべし。地のよいたへは。はれの衣にこそ似つかはしからめ。夜の衣には物遠し。今おもふに敷たへの衣とつゞきたるは。衣の字をかけて義をなす。夜の衣は下に引しく物なれば。敷たへといふ名は有。今ふとんと云物なり。上にかうふるも有。いひなれてはそれも敷たへの衣といふべし。こは枕詞にはあらざるを。岡部氏はいかゞ心えつらん。まづ萬葉集二なるは。柿本の人丸の。石見なる妻に別れて。京に上る時の歌にて「ますらをと おもへる我も 敷たへの 衣のそでは とほりてぬれぬとありて。別し夜の旅ねに妻をおもひてよるの衣をなきぬらしたりといふ事。其次なるは。同じ人の妻を國にのこして來たる事にて「玉藻なすなびきわがねし敷たへのいもがたもとを露霜の置てしくればと有。敷たへのいもが袂とは。女の衣は下に敷。をとこの衣は上にきる事なればや。露霜の置てしくればゝ。歌のつゞきは衣を置てくる事なれど。やがて妻を殘しおきて來し事なり。敷たへの衣手かれては。女に久しくあはぬを。その

置といひたれば。鳥獸の處を知べき人をすうるをいふ。射目は立渡とも鹿待ともつゞけたれば。鳥けものを射る人をあまた立渡すをいへり。且その射目は射部なり。（目と部と語の通ひて。且その目は年例反なれば。群ある事を目とも部ともいへり。）凡御狩には。鷹飼部犬飼部射部跡見部山守部野守部などの部々あるべしと有。この部々あるべしといへるは似つかはしき事なり。されど射目跡見部各一部の人ならば。跡見の枕詞に射目をいふべくもなし。今おもふにいめは後にまふしといふ物。狩人のかくれゐて鳥獸をいるものなり。いめのいは射。めは目にて。其かみより鳥獸をみるべく構たる物なり。まふしのまも目なり。ふしは柴なり。小柴など折かこひて身をかくすやうにしたるなり。文選射雉賦に。射翳と有て。翳はかくるゝ意。まふしに隱れて鳥をも射たりしかば。射翳樹て鳥見とつゞきたるなり。いめ人のふしみといふ條もあるは。射翳の陰なる人の。柴より鳥をみるといふつゞきなり。またいめは射部の義ならば。いめ人といふ稱は有べからず。完人部などのやうに。人部とはつゞくとも。部人とつゞくべくもあらず。

くれなゐのあさはのうら。考云。卷十一に紅之淺葉之野良爾。苅草乃。云々。こは卷十二に。紅薄染衣淺爾。また。桃花褐淺等乃衣淺爾とやうに。あらそめともいはねど。紅には淺きが有も常なればつゞけたり。卷十六に。紫乃。粉潟乃海といへるは濃きとかゝれるを打かへして見よとあり。紅の淺葉とつゞけたるは紅の薄染衣とよみたると同じく。うす紅にて。後世一斤染といふ。深紅もめでたき色なれど。淺きも世にめでし物なれば。淺葉とつゞけしなり。桃花色は一斤染よりもこかるべし。深紅は京方にておやま紅といふ燕脂のやうに。黑きを帶てひかるなるべし。薄染も。桃花褐も。あらそめといふはわろし。あらそめは退紅とかく。紅花染のかすにてそむる故退紅といふか。あらそめといふも。あらはかすの義に似たり。されど紅花のかすは物をそむる事なしといふ。何にてそめたる色ならん。黑きけをおびて賤者の服なり。

むらさきのこかた。萬葉集十六に。紫乃粉潟乃海爾潜鳥珠潜出者吾玉爾將爲。眞淵は紫の濃きとかゝれりとおもへり。それもよろし。又一義。粉は紫の根を

なを。宇多院。子日せんと有ければ。式部卿のみこをさそふとて。行明親王「故郷の野べ見にゆくといふめるをいざ諸ともにわかなつみてむ。子日しにまかりける人のもとにおくれ侍りてつかはしける。みつね「春の野に心をだにもやらぬ身は若菜はつまで年をこそつめと有。五首ことごとく若菜をよみて。一首は小松をよまず。正明これにこゝろづきて。子日に若菜をみづからもよみ。人にもをしへてよまする事なり。七種の菜は。すゞなすゞしろなど、はたがへる物なり。年中行事祕抄にや有けん。白河院仰に。松を添て奉るはひがごとなり。菘と書てなとよむなりとの玉へりし事みえたりき。其頃はやう松はくはざりしなり。信濃國少縣郡の農夫にとひし事あり。かの國にては松をくふ。四月ごろ松のわか芽の出たるを折きてゆでゝくふ。松脂のけはなしといふ。そは赤松の芽なりしか。聞もらしたり。赤松は尾張美濃にてひめこと云。松の雌品なり。木も良材にて。杜にして檜にまがふばかりにて。すべて脂なし。そのことし計もえ出たる若苗は。引てくはんにも軟かにて。脂あるべくもなし。あぢはひこそすぐれざらめ。くふに堪たる物にはあるべし。今時好事のひと。子日に野外に遊びて小松はひけど。何にすべき物ともしらず。俊成卿歌に「さゞなみや志がの濱松ふりにけり誰世にひける子日なるらんとあるは。引栽し意なれば。はやう實をうしなひしなり。

枕ことばゝ。冠辭考によりて義をもとむる當時のならひなり。長流の燭明抄などいふもきこゆれど。えがたきにや。人多くは翫ばず。考の說心ゆかぬ所もあれど。大かたはよろしくて。岡部氏の述作は。これらをすぐれたりとす。此ごろもの、ついでこれをみて。二三條その非を摘て書つく。又の序に又も書つけてん。いめたてゝ。とみのをかへ。考云。萬葉卷八に。射目立而跡見乃岳邊之瞿麥花總手折吾者持將去寧樂人之爲。こはまづ取すべていはゞ。御狩人をたてゝ鳥けもの、跡どころをとめて射さする意なり。そを委しくいはんには。卷六に。見芳野乃。飽津乃小野笑。野上者。跡見居置而。御山者。射目立渡。朝獵爾。十六履起之。夕狩爾。十里蹋立。卷十三に。高山。峯之手折爾。射目立。十六待如。床敷而。吾待公云々。この上のは。御狩のさまなり。さて跡見を居

そのついでに書つくべし。ひも鏡とよめる歌。近き物にもみえたらんを。例の物わすれするくせにて。すべて覺えず。されどよみ來し事ろなければ。今もよむべし。ひもは氷なり。實方朝臣「あしびきの山ゐの水はこほれるをいかなるひものとくるなるらむ。清少納言「うは氷あはに結べるひもなればかざすひかげにゆるぶばかりぞと有。かゞみは氷のおもてのきら〳〵としたるをたとへたり。

古今集の祕訣は。摩訶摩尼のつたへありて。やごとなきあたりにては。燕石を寶としたまはず。そのえにしなき我ともがらは。これかれの書にあはせて。かくもやあらんとおしはかりごとするわざなり。呼子鳥はつゝ鳥なりといふ説よろしきが如し。つゝ鳥は。春の末。夏のはじめ。麥はたけなどの間にゐてなく。大かたはよるなく。ひるも夕ぐれ明がたなどになく。人よぶ聲に似たりといはゞ。これいと似合しけれど。萬葉集に「瀧のうへの三船の山ゆ秋津邊に來なきわたるは誰よぶこ鳥とあり。此鳥飛ながらなくものにあらねば。此說かなはず。いなおほせ鳥は鶺鴒なりといふ。折から似合し。されど大和物語に。とした千鳥をまちける夜「さよふけていなおほせ鳥のなきけるを君がたゝくとおもひける哉とあり。鶺鴒のなくをたゝくとはいひがたければ。なほこと鳥なりけり。百千鳥はうぐひすなりと云はあらじ。夏ならば反舌鳥なりといはましを。さへづる春はとあればかなはず。ある人は。百鳥といはんも同じくて。くさ〴〵の鳥なりといへり。さる事にや。

此ごろの歌よみ。子日といふ題に。小松をよみて若菜をよまず。子日遊の子細を志らざるなり。後撰集に。子日の歌五首ある。小松のなき歌もまじれゝど。若菜よまぬはなし。小松も菜の一種なり。されど千年萬代とめでたる物なる故。とりわきたるにて。つひには小松引ばかりの事に人おもへり。かの後撰集のうた。朱雀院の子日におはしましけるに。さはる事侍りてえつかうまつらずして。延光朝臣につかはしける。左大臣「松もひきわかなもつまずなりぬるをいつしか櫻はやもさかなむ。院の御かへし「まつにくる人しなければ春の野のわかなも何もかひなかりけり。小松引になんまかると人のいひければ「君のみや野べに小松を引にゆく我もかたみにつまむわか

年々随筆 五甲子

あしたゆふべとうつりゆく一とせのほどに。折にふれ時にしたがひて。あはれにもをかしうもおぼゆる中に。初春のけしきこそいさましう心ゆく物はあれ。何事かきのふにかはれると打ながめやるはつ空。いつのまにかかすみわたり。明ゆく鶏が音まづいさましう。門ごとに松切たて。竹さしそへて。春風の音づれ待つけたる。いとうれし。梅の花いとめでたし。香はもとよりいはん方なし。色も。羅敷のをとめの月のもとにたてりけむ昔おぼえて。えむにやさし。大かた世人はさくらをのみめでたき物にする。それまことにめでたけれど。桃海棠など。及ばずとも傍ゐるこゝちするに。これはこと木の冬ごもりたる中に。匂ひいとこよなくて。氷のひまより打出る波ならで立ならぶ花もなきは。心とかりけりとおもはるゝがをかしきなり。此かげにぞ黄鸝はかくるなる。この鳥はた打とけて聲をしまぬ後の日數よりも。倘こゝろもとなげなるはつ音こそ。けにくゝてゆかしけれ。柳がえだもやうやうに淺みどりなる糸打なびきて。眉ごもりたるほどいとをかし。花のひとへに咲ばかりと。春いひけちたるむかしの人も。ひたおもむきなるかたくな心もて。物のあはれしりがほにと。にくきまでなむ。久かたの雲のうへ人は。内宴臨時客などうるはしうもをかしうもさまざまなりとか。さらぬゐなかのやぶかげにも。若菜つみ小松ひきて。ことふりたる千年萬代ながら。あかずめでたし。あはれともをかしともおもはるゝは。時となき物ながら。猶はつ春こそ。

品川に一とせばかりありての除日に。いそぐべき事もなければ。枯わたりたる庭のおもてをながめつゝ。くれ過るまで格子もおろさず。故鄕今夜思千里。霜鬢明朝又一年とひとりごちつゝ。此年ごろ。親にもまさりてたのみ聞えしはらからにもわかれて。草の枕も我宿のやうにて。世にまじはらねば。心やすき方もあれど。ありしにも似ぬ身のさま哉と。あはれに心ぼそし。池の水こほりわたれるに。

　我宿とすみなす池のひも鏡　うつりかはれりこれや世中

あやしき歌なれど。しのびがたくて

へにおなしうちの上達部殿上人このゑつかさなど多くきこえ給。云々。平野はあまたの家の氏神にておはすなれど。御名もとりわきて。この神垣のさかえ給ふ時なるべし。清輔朝臣集に。平家の人のつかさなれるよろこびに。おひのほる平野の松はふくかせの音にきくだに涼しかりけり。などそみえし。

人の實名を字音によぶ事。江談抄に。天暦皇帝召二道風朝臣一勅云。我朝上手何人哉。申云。空海敏行。時人難云。於二大師御名一可レ奏二音讀一也。敏行事ハ。猶止志由岐止奈牟可レ奏云々。この外に道風佐野行成みな能書なり。基俊々頼俊成定家々隆みな歌人なり。平家物語をみるに。實定家成雅頼など何となき人にもいへり。定家々隆を限として。其後はたえて聞えず。」壬生二品家隆の家にて。ある人の子ををとこになす事侍けり。隆祐朝臣の子になして。やがて彼朝臣加冠はしけり。名をば何とかつくべきなど沙汰しけるを。あつゝの三郎爲俊といふゐなか侍聞て。すゝみ出て云けるは。此殿に御一家は。みな隆の字をなのらせ給へば。いえたかとつけまゐらせらるべくや候らんと。ゆゝしくはからひ申たるげにていふを。人人々わらひ會事限なし。爲俊が父聞書允爲弘きゝて。いかに汝はかゝるふしぎをば申ぞ。殿の御名乘をばゑりまゐらせぬかといへば。いかでかゑりまゐらせぬ事あるべきといふ。さるにはかゝる事を申かといはれて。さも候はず。殿の御名乘をば家隆とこそゑりまゐらせて候へ。世にも又さこそ申候なれと陳じたりける。比興の事。此卿きかれて。入興せられけるとなん。此物語古今著聞集にみえたり。そのかみ打まかせて字音にとなへし事しるべし。

物ごとの果の事を結句といふ。四五百年來の消息に多くみゆ。詩の結句よりうつれり。今はあげくといふ。連歌の擧句よりうつれり。

享和三年癸亥十二月十五日成一卷了

正　明

年々隨筆四癸亥終

の川おろしにたぐふ千鳥の聲のさやけさ。そも〳〵山おろしは山より吹おろす風なればおろしとはいふを。川おろしとはいかゞ。英雄人を欺くなり。例とも證ともなすべからず。

江家次第春日使のところに。中關白爲ㇾ使。於二兼時山崎家一飮ㇾ水。兼時依ㇾ無二土器一。以二茶垸一獻ㇾ之。關白有二疑色一。兼時得ㇾ意乍ㇾ給二茶垸一渡ㇾ前。云々。未ㇾ用之由歟とあり。此比茶は僧房の物にて。ことなる法會の饗ならではこれを設くる事はなかりし物なるを。兼時が家に茶碗のありけむ。いぶかしき事なり。もし磁器の通稱にはあらじか。

前栽とは。物語などにも草花の事にのみ見ゆれど。後撰集に。前栽にこうばいをうゑて。又の春おそく咲ければ。云々。又家より遠き所にまかる時。前栽のさくらの花にゆひつけ侍ける。云々。十訓抄に。前栽の中の楓の木。二俣に是程きりてこと云々。なほ花紅葉の木にもいふなりけり。

親鸞聖人の門徒の在家。朝夕の看經に。上下の上ばかりをきる有。又輕業力持のはやし方。上下の上ばかりをきるを。をかしき事におもひこしに。十訓抄に。大原の聖達四五人ばかりつれて高野へ參けるに。河内國石川郡に留りけり。家主は紺の直垂ばかり着て。袴はきず。云々とあり。むかしもさるためしありけり。

茶垸を磁器の通稱なりといふ事又一條。十訓抄に近くは德大寺の右の大臣。うちまかせてはいひ出がたき女房のもとへ。師子ノ形をつくりたる茶垸の枕を奉るとて。うすやうの紙をやりて。此歌を書て。おもひかけぬはさまにかくし入たり「わびつゝはなれたに君にとこなれよかはさぬ夜半の枕なりともとみゆ。磁器の枕をいふに似たり。今磁器うる家を茶垸屋といふ。よしなきにあらず。

平野社はそのかみ殊なる御尊崇なりけるを。今も其定なるべけれど。御社のいたう荒まどひておはしますがかしこう心ぐるし。平家の氏神にておはしますに。今は源氏ノ御代なれば無沙汰なりなど民間にはいへど。さる事にはあらじ。おのづからゆゑある事なるべし。平家の氏神たる條は。何くれの書どもにみえたるを。抄してもおかず。たゞ一ッ二ッぞある。今鏡に。今又たいらのうちの國母かくさかへさせ給う

とも忘られず。

契沖が伊勢物語の注に。たとへばひえの山をはたちばかりかさねたらんほどしてとある所に。はたちは。源氏にもとをはたみそよそとかけり。諺には人の年をかぞふるにのみいひなれたれど。おもへば年にのみ限るべきにあらずといひて。はたとは云々。ちとは云々といはず。この說はをさなけれど。ときざまは當用をつとめたり。大かたこと葉はかやうにとくべき事にて。事に用るに便あり。あながちなる延約通用。ふようなる事のみ多かり。

高砂すみの江の松もあひおひのやうにおぼえとは。老後の述懐なり。相おひとは。もろ心におもふをあひおもひといふ相にて。もろともに生出たる意。俗にいふおない年なり。これ本居先生の說なり。此先生は古學者となのる眞淵の流にて。延約相通をむねとして詞をとかるゝ中に。かうおだやかなる說の出來るは。めづらかにめでたし。

勢語臆斷に。さすがにあはれとやおもひけむいきてねにけり。夜ふかく出にければ女云々とある所の注に。源氏物語の末摘花に。何事につけてかは御心もとまらむ。夜ふかく出給ふとある文をひけり。こは夜ふかく出る例證なるべし。すべて注釋は。注さくなくてはきこえがたきふし。例證なくては輕殆の殘るふしにこそ物すべけれ。夜深く出にければに。何の注釋をかまたむ。何の例證をかまたむ。近ごろの注さくには。かやうの無益の引ふみして。物々しくしたる所多かる物なるを。ちからいりたりと見おどろく事なかれ。初學の人たち。

春の神をさほ姫といふ。佐保は山の名。秋の神を立田姫といふ。立田は山の名。ならの京の東西にありて。みな高山也。さればならの時代の諺なる事忘るべし」

重荷に小附といふことわざいと古し。後撰集に。村上御製「事の數つまんとすなるおもにゝはいとゞ小附をこりもそへなんとあり。近き代芦庵といひし人「やせ馬に重荷にこづけつけそへて鞭をおほする世にこそありけれとよめり。此人つねに古今體といふ事を唱へしかど。これはたゞ散木の口氣なり。いかゞ。又これは時政を憤りたる述懐ときこえたり。さる隱遁の身にて何事かいきどほろしかりけむ。

清輔朝臣集に。寒夜千鳥「ひさきおふるあその川原

夫のすけの。あふぎのかのめかためてとてつかはしたりしかば。かためてつかはすとて。「かにの目のはなるゝたびにいとゞしく君がこゝろのうしろめたさよ。返し。大夫のすけ。「けふよりは君がかのめにかたまりぬ人のあふぎはもおひはなたむ。とあり。これ延喜式。また長寛の大神宮御裝束送官符などにみえたる。蟹目(カニノメ)釘と云物なり。釘かくしをつくり付たる釘にて。今時はビョウといふ。蟹の目の細く高く出て。末の丸く大きなるが。その形の似たれば。かくいふなるべし。

堯舜之民比屋可レ封といふは。から人の例のそらほめなるを。世々の物しりたち。ともすれば口に誦して。當時をそしるくさはひとするは。いとかたはらいたき事なり。そはたゞ此一句を解して。堯舜の世を解せず。もし此説のごとくならば。瞽叟も象もたが民ぞ。丹朱商鈞はたが子ぞ。四凶はたが臣ぞ。事迹にあてゝみれば忽に知らるゝ事にて。臣子すらかく不肖なり。いかでか比屋可レ封事のあらん。ふじの山いとめでたけれど。さりとてうばらも生ずしてはあらず。いかに時政はめでたくとも。わろものもいでくるは自然の事なり。さらばさてあれといひては。あしき人いよ／＼はびこる故。あるひはをしへあるひはこらしてひろごらざるやうにする事なり。そのをしへには令なり。こらしには律なり。經濟の意律令をおきて其術ある事なし。學者の心をとゞむべきわざならずや。

京都を洛陽長安といふを。物しり人のよくそしる事なり。さるはから國に此二ッの京名高きゆゑ。こゝの京をもそのまねして何となくいふ事とおもふ故なり。そは中々物しらぬまどひなり。こゝの京を洛陽長安といふ事は。桓武の御時都定め給ひて。左京を洛陽城。右京を長安城となづけられたる御制のまゝにいふなり。さらにわたくしの稱呼にあらず。これもとから國をうちつけにまねびたる名にて。あさまなるこゝちはすれど。何事も吉例を遂るゝが朝廷の恒典なるに。この二ッはから國にてめでたき京の名なれば。それをうつされたるにて。これ故實なり。さらにあさまなる事にはあらず。それよりも。こゝの詩人の牛込を牛門。小石川を礫川などいふこそ片ことはあれ。おのれひとり心えて。人にはいづくの事

かなしき事どもおほかり。加藤淡路守殿の北方うせ給ふ。その比たき物まゐらせて。つゝみ紙に。

魂をかへす香のそれならで
夜半の煙やおもかげに立

久留金之助殿の御そひ臥も。ふみ月ばかりよりわづらひて。葉月長月やう〳〵よわりもてゆきて。神無月のはじめになむうせ給し。五七日は霜月十日ばかりなり。金之助殿の母君後の御いとなみし給ふをとぶらひきこえて。

衣手のかわく世やなきかきくれし
時雨は雪と日數ふれども

とよみてまゐらせつ。又先生のをさない君。これはまだ二ッにて。うつくしうつぶ〳〵とこえて。此ごろ何となき物語し。高やかに打わらひなどして。らうたき事かぎりなし。をのこはこれひとつにてさへあれば。よるひかる玉とこそもてかしづきしか。行末はおのれちからを盡して。箕裘ときこゆるわざも。すべて何事も點つかるまじくうしろみたてむとおもひつるに。雜熱などいへば心さわぎして。いかでこたみつゝがなくなどいのらぬ神も佛もなし。ゆゝしき御大事ぞなどくすしどもの打かたぶけば。いとおそろしけれど。さりともことなる事あらじと神佛をたけきものにおもひつるに。三日ばかりありて。ただきえにきえ入たまへば。心地ほれ〳〵としておもひわくかたこそなかりしか。此時はあまりのかなしさに歌などもいでこず。

蛙をかはづとのみ歌によみて。かへるとはをさ〳〵いはねど。萬葉集に楓を蝦手とかける所あれば。いと古よりいひ來しなりけり。後撰集に。をとこの物などいひつかはしける女のゐなかの家にまかりてたゝきけれども。きゝつけずやありけむ。かどもあけずなりにければ。田のほとりにかへるのなきけるをききて「足引の山田のそほつ打わびてひとりかへるの音をのぞみなく。清輔朝臣集に。女をうらみて。今はあはじなどちかごと立て後。もとよりげにこひしかりければ。青きすぢある帋にてかへるのうたをつくりて。書つけてやりける「ちかひしをおもひかへるの人しれず口から物をおもひけるかな。扇のかなめといふは。かのめの訛れるなり。かのめは蟹の目を畧きたるなり。行宗卿集に。うちにて。大

とぞ。
殿といふは。敢て其身をさゝず。居所をさしてよぶ禮節なり。物語ふみどもに多くみえていと古し。樣といふは方角をさす。西ざま東ざまとざまかうざまのさまなり。五百年外の日記どもに。洞院樣。西園寺邊などやうにかける常なり。この樣といふは邊といふに同じくて。方角をさす。そはたゞ外〳〵のうはさする所にこそいへれ。まさしくその人に對して。樣とも邊ともいひし事はなし。室町殿の比より。等持院殿樣。鹿苑院殿樣などいふ事きこえて。後には字體によりて尊卑をわかつやうの事出來たり。この殿樣と重なりたるさまは。もはら今やうのおもむきなれど。なほ方角をさす本の義遺りていとよろし。茶壺といふ狂言に。判斷なしてたび給へ所の檢斷殿樣とうたふ。世上なべていひし事なるべし。今なべてはきこえねど。尾張美濃の民間に。庄屋殿樣。醫者殿樣。舅殿樣。禰宜殿樣といふ事あり。此四くさの外をさ〳〵聞えず。なま心ある者は。詞重なれりとて恥ていはず。たゞ賤民の口にのこれり。これ三四百年來の古風なり。

ことしはしかといふえやみおこりて。高きいやしきみなやみのゝしる。卯月ばかりよりの事にて。五月みなつき家〳〵おちずやみつゞけたり。この病は。生る限にたゞ一たびわづらふ事にて。二十年餘物へだて、おこる事なり。さきの度にはおのれもわづらひつるを、まだをさなきほどにて。はか〴〵しうおぼえねど。世にしらずくるしかりしとばかりは猶わすられず。それは安永五年の事なりといへば。二十八年さきの事なり。さやうにまれ〳〵にのみあるものなれば。くすしなども物なれずてたど〳〵しうのみあめり。さきの度にもはら療治せしは。此比老しれて物の用にたつは少く。此ごろむねと療治するは。さきの度はまだ書生にて。その術をよくもおぼえず。されば藥もよくもあたらぬにやあらむ。人のおほくしぬめるは。せんかたなく悲しき事なり。ふみ月のほどはたゞ死にしにて。のべの煙も天雲とたなびくばかりなりし。世の常なきは今にはじめぬ事ながら。これはたゞわかくさかりなる人のかぎりわづらふ病なれば。いと悲しき事のみおほくて。世もかくて盡ぬるにやとおぼゆかし。おのれが親しきあたりにも。

のびて。ひまんをさへしつることのあまりけしからずなどせめられて。あなかま給へ。ちかきほどは惡事にも用意をくはふるほどに。ひまんとやらん聞しらぬわざなどいかでかし侍らむ。そも〳〵ひまむとは何事にかあらむ。いかで物しり人にあひて問定てしがなど打なげきつゝ。おぼつかなうおもひたり。それきゝて何にかはし給ふ。何わざにても罪はつみなり。身のためあしかる事ぞ。用意せよとありつる御詞にて。はやう事は定りぬといひてうけひかず。それもげにことわりにて。たゞわびしきは虎が身のうへなり。さるにても肥滿とはひはぎ人かどはしなどの事にやあらむ。わかきころはそれもしたりし事もあれど。今はいかでか。たゞ賽なげ筒とるより外のわざは何事もし侍らずといふに。ひまんし給はざらんに。庄屋殿樣のいたうひまんせしな。ゆゝしき事なりとはいかでかの給はむ。さても身の置所なきまでひまんするやうやはある。あさましうなどいへば。天道神明おはします。ひまんしたらばかくいふ舌もくされぬべし。猶の給ふよ。心の限ひまんしながら。ひまんはせずなどわれらを欺きてと。すべて口あかすべうもあらず。さるにてもかくておはしまさばからめられ給ひていとからかりなん。まづ二ヶ月ばかりは。隣國にしのびておはせ。世上のけしきとりてやがて告申さむとて。出し立てやる。月こえても何事あるべしともみえず。子分等いと心えずおもひて。其中に物よくいふをとこ。庄屋がもとにゆきて。物け給る。こゝにおはしますかといふ。何事ぞとゝへば。さいつ比虎は御勘當にて今は家に侍らず。母など年おいてなげくがことわりに心ぐるしう。朝夕の煙も心ぼそうのみなり行に。いとゞあはれに思給へられ侍りといひて。まことにわびしげなり。庄屋。げに此ごろは虎が來らざりつるを。心もつかでとぶらひもせざりき。さばかりかうじつる事もなかりしに。いかでさはいふらん。肥滿しつるがくせ事と仰事侍りつとうけ給侍といふに。をかしくて。をこのやつかな。肥滿とはふとり過たる事ぞよ。大酒のむけにや。あまりにこえていみじげにみえしかば。中風などのおこらんがゆゝしさに。湯藥をもふくせよとおもひて。用意せよといひつるはとてわらふに。心おちゐて。さては事なかりけりとてうれしかりけり

ず。さては欺くにはあらじとおもひて。などかおちざらむ。たゞとく／＼と責もよほして。さてかへりぬ。出ていぬるかげ見送りて。物ぐるひ高やかに打わらひて。をこのやつかな。おのれを恐るゝとおもふよといふ。さはなど今はおぢつらん。いとくるしげにみえつるものをといへば。物ぐるひ。さるゆゑある事ぞかし。おのれむかし熊野にすみし比。文覺上人の荒行すとて。那智の瀧にうたれておはしつるを見たりしに。けしきいみじう。顔つきたけくいかりて。いとこそおそろしげなりしか。かれが肩腕にそのかたを畵きたるをみれば。たゞそのをりの心地して。身にしみておそろしさに。おぼえずかしこまるにこそあれとこたへしかば。人／＼あきれながら。かつはうれしうて。かの荒行の繪を物にかきて。壁におしつけて置しかば。物ぐるひ見るたびにいみじうおびえて。つひにおちにけり。

ある里の古ばくちうち。名をば虎といふ。子ぶんなども多くもたりけらし。その里の庄屋。かしこきたばかりあるものにて。世にむべ／＼しくおもはれ。おほやけ人たちも。さるともがらの中にはたのもしきものにおぼして。何くれの仰事などあるを。うけ給はれば。やがて道理のまゝに糺しなど。いとかひがひしくて。其里。あたりのさと／＼までも。いきほひあるものなりけり。ある日虎。庄屋がもとに行てせうそこせしに。庄屋出あひて。いかにぞ虎。おのれいみじう肥滿したりな。しか肥滿して身のためよからめや。用意せよ。あなゆゝしといふに。とら顔の色青くなりて。かしこまりたるやうにていでぬ。さて家にかへりて。心のおにゝいとおそろしければ。子分どもよびあつめて。けふ庄屋殿樣にまうでつるに。かう／＼なんの給ひつれば。やすき心地もせず。そも／＼肥滿とはなでふ事にかといふ。子分ども。おのれらもしり侍らず。されど身のためあしかる事とのたまはむには。ゆゝしき大事なり。あすばかりにはからめられさせ給はむにこそ。いかでかくしたてまつらむといふもあり。つねもかなしうし給ふが。かゝる大事にまづおどろかし給ふ。うれしき庄屋殿樣の御心ざしかなと。くち／＼にいひて。しぬばかりおそろしとおもひたり。大かた親分の不當におはすなり。ばくちなどはさるものにて。われらにもし

かうまでやはと驚かるゝばかりなり。

文身につけておもひ出せし事あり。今は六とせばかりにならんかし。麻生の谷町に喜八といふ工匠あり。一日たちまち物狂をしてのゝしりさわぐを。妻おどろきて。あたりの人〳〵につぐるに。皆來つどひて。制すれどさらに叶はず。これがいふやう。けがれたる木して宮ゐ立たるいみじう腹だゝしきに。おのれが世のかぎりかいそひて物にくるはせむといひつゝ立さわぐ。人〳〵せむかたなくて。其ゆゑをよくもとむれば。何がし殿と申大名おはします。その里弟の稻荷の社をすりせられたるに。喜八その事うけ給はりて造りたるが。穢にふれたる木を兩三ばかりまじへ用ひしなりけり。そはおもひかまへてせし事にも侍らず。心つかでの怠なれば。さしもなやまし給ふな。此物ぐるひだになほり侍らば。やがて取かへ清め奉らむと。かしこまりねぎ申せど。ゆるぐけしきもなくて。二三日は過ぬ。夕つかたいとゞくるひまさるに。此あたりの鳶の者何がしとかや。喜八が家などたつる時は。つねにつかはれて。世をわたるものなり。かう物狂すときゝて。とぶらひに來たり。腰のあたりにきるものけしきばかり引まとひて。かみもゑも、裸（アカハタ）のまゝにて。つと入來ていふやう。いかにぞ喜八は物にくるふといふはまことかといふに。喜八かしこまりて。さる事侍れど。これはたゞかりそめなる事に侍るを。ことゞ〵敷人の申なすにやと。ふるひ〳〵いふさま。いたうおそれたりとみゆ。此をとこはつね喜八が領の下にてめこをもやしなへば。おのれこそおぢしたがふ事なれ。打かへしかうするがいと心えがたけれど。さばれおどしてむ。たま〳〵おつる事もこそあれとたけくおもひなりて。いたういかれるさましてなでう狐が此喜八をなやますらん。とくおちなんや。さらずばからきめみせむといへば。いよ〳〵かしこまりて。今おち侍ぬべし。いたうなせめ給ひそと。てを押すりてわぶ。汗あえ涙おとして。いとくるしげなり。さらば必といひて出ていく。跡にて物にくるふ事たゞおなじさまなり。家のうちの人〳〵。などかうおそれつらん。猶物あざむく狐のゑわざかとおもひをり。かのをとこもおなじやうに心もえねば。又の朝とく來たり。喜八見るよりおそれかしこまるさまきのふに異なら

名も打まかせてかつきといへば此白かつきの事にて。凶服の名のやうになりにたり。又白かつきにむかへて。むかしきたりしたゞのかつきを染かつきととなふる。主客たがひたれど。なほ餘波あり。名古屋にては。田舍めきたりとて。此白かつきも着ぬ事となれるは。くちをしきことなり。しかるに此江戸などの女どもは。ことさらに領をひろくあけて。肩までもみゆるやうにす。又袴きぬはなべての事なれど。こゝにはきぬどもを一ッまへといふに着て。すそを蹴出すほどに。あゆむたび／＼脛しろくみゆる。いとしどけなし。むかしもをとこは顔はかくさねど。かほをおきては指のさきをもをさ／＼あらはさず。朝野羣載にのせたる進退傳に。取レ笏之後。不レ顯二兩手一。左手之上。覆二其袖之端一。側レ手隔レ袖取レ笏とみえ。又辨官抄に。欲レ揖之間。以二左右手一把レ笏。不レ顯レ手また持レ笏事。右手把レ之。不レ令レ動二搖笏一。以二左手一引二右袖緒一天。人差指與二中指一之中引夾天拳チ蔽(カク)爪。人差指許令レ出也とみゆ。この類なほ多かれど。おもひ出るまゝに一ッ二ッ引つ。およそ袍の下に襲きるも。表袴の下に大口きるも。指貫の下に下袴きるも。又縫腋のしたに半臂きるも。みなほころびて肩あらはさむ事をおそれての用意なり。しかるに今の江戸ざまの諸家の召供は侍とあるものよりして。下すをとこにいたるまで。みなはぎ高くかゝげて。赤肌をあらはすを禮節とするならはしなり。亂世などにはかやうにせしがつき／″＼しくみえしを。今もなほそのならひのまゝに物するなるべし。下すのかぎり。グハエン鳶の者などいふにいたりては。常裸(アカハタ)にて。かひな肩のあたりにくさ／＼の繪を彫いれて。墨くろぐろとみゆるに。青く赤く色どりなどして。父母の遺躰をきざみて風流する。あさましき事なり。こは文身といひてから國人もいやしむる事ぞかし。又そのかみは衣大口など打とけてをる事はあなれど。ゑほうし引いれずして人などにみゆる事はさら／＼なき事にて。時忠の大納言の月代のすきかけ。簾中よりみえしとて。荒涼なる事に玉海にはしるし置給ひしを。今はなべてゑぼうしきるものはなく。月代もひかるばかりそりたるが禮にて。さらぬをりは。此比いたはる事侍てなん。長髮にてむらいになど。かしこまりいふよ。時世をふるまゝにかはりもてゆくさま。

あしとやはおもへる。されどこれをむねとこゝろがけよといふ事をいへる事のきこえねは。等閑なる事なり。今かう露ばかりおどろかしおくも。後進の指とならざらんや。

中ごろは。赤肌のみゆるをことの外に恥し事なり。女は兄弟夫などにも。をさ〳〵さしむかひては見えず。几帳へだてゝ物語などせし事なり。禁中など。又里にても。やむことを得ざる所を出入するに。筵道などしきてけさうなる所をわたるには。よろしき人は几帳さゝせ。さらぬは顔に扇をおしあてゝおもかくしする事なり。ひたひ髮といふは。今びむといふわたりの髮を。貌のかたへまゆしりのほどまでときかけて。末をかたへゆりこしたるものなり。かくするは。貌なかばゝ髮のうちにかくれて。片そはよりはみえざるやうにとの心しらひにこそ。その末をそぎて短くして。ともすれば顔へはら〳〵とこぼれかかるやうにしたるは。扇などもなくてわりなき時。ふりかけて面かくしせむ料にやあらむ。大和物語に。おなじみかど。月のおもしろき夜。みそかに御息所たちの御そうしどもをみありかせ給けり。御ともに公忠さぶらひけり。それにあるみそうしより。こきうちき一かさねきたる女のいときよけなる出來て。いみじうなきけり。公忠をちかくめしてみせ給ひければ。かみをふりおほひていみじうなく。云々。枕草紙に。清少納言が中宮にはじめて參りたるほど。伊周公にとらへられて恥かしかりし事かける所に。かしこきかげとさゝげたる扇をさへとり給へるに。ふりかくべき髮のあやしさゝへおもふに。云々とあり。下すなども衣かつきといふをして。あらはに人の顔みるまじき用意せし事なり。下りたる世の物なれど。七十一番の職人歌合に。立君のかづき着たる圖あり。これにても大かた世中のさましられたり。正明はじめて京に物したりしは寛政のはじめなりき。其時は被衣きたる女を時〳〵みつるに。四とせばかりさきに行し時は。さやうの人にはひとりもあはず。又尾張國などにても。六七十年のいにしへは。人みなきたりしものといひつたへて。古き家には今もなほもたり。人の身まかりし時とかう物する寺。あるは三昧などいふ所まで。したしき限はをとこ女みな送することとなるに。女はしろきかつきを今もきるなり。

らくに落冠せじの用意なり。老懸といふ名は。老人の本鳥などほそう落たらむ人は。文官にてもこれをかくべきにやあらむ。又かけ緒といふは。冠をぬりかためたる後の物にやあらん。こは蹴鞠の時の具と聞ゆるを。有職の中には常にもかけらるゝといふ。ゆゑある事にや。

學問に志ある人は。古と今とかはり來し有さまをよくしりえむと心がくべきわざなり。古の事。今より見てはいとけしからぬ沿革あるものにて。事によりては。ゆくへもしらずうつり來たるもあり。しかるをたゞ文章のうはべと。今の世のさまとをおもひあはせて。大かたにのみ心得をるゆゑ。かすめる夜半の月みるやうにて。おぼ〳〵敷事のみなり。たとへば。そのかみ諸家の侍といふは。家祿給分たまはりし物にあらず。みなおのがしゝきるべき物も何もとゝのへ出て。朝夕つかうまつりしものなり。たゞ物給はらぬのみにあらず。大饗物詣など。何くれの御いそぎとあれば。裝束調度饗饌絹布をあてられて出せしものなりといはむに。そのかみのありさまよくも心えざらむ人。一撮米一文錢も給はらで。何事も我と物して。よるひるとなく追つかはれ。そのうへに物あてられて出すとやうのをこなる事ありなんやとおもはでやは有べき。そは今の世の諸家の家來といふものを常見馴たる心よりうたがふなり。しか古に昧く今に惑ふ知見にて。古き書とかむとすとも。故人故事の論ぜんとすとも。その説のあたるべきやうあらましや。古學者と口たけくいふともがらのいへる事をきくに。萬葉などたゞいさゝかばかりおのが心えたるあたりの事に。今の世の事などまじへていひののしり。これ學問ぞ。これ見識ぞと心えをるなる。かたへより見ては。あなかたは今すこし書よませたらむには。かうまでつたなくはあらじものをとあはれにみゆるぞかし。返〳〵もこの沿革をよくあきらめんとおもふべきなり。しかはあれど。此事見識といふ物大きくて。博く書をもよみあきらめではなしえざるわざなれば。いと〳〵かたくなん。正明この心つきしより。いかでその大概をかきてつたへましとおもへど。才つたなくて心えかねたるふし多かるうへに。家まづしく身いとまなくていまだえ物せず。代々の先達たちも。物まなびの古今にわたらむことを

さてやは有べき。旁大口は褌にあらず。そのかみ褌は單よりも下に着てたけ短かりし物なり。後三年合戰の繪詞に其圖あり。縫殿式年中御服條に。春季云々表袴中袴各腰料。絹十六匹四丈。別五丈。糸三兩一分二銖。別三銖。袷袴單袴各十腰料絹十一匹二丈。袷別四丈。單別二丈。腰料八尺。糸二兩三銖。別五銖。とみゆ。中袴とあるは大口なり。褌は。こゝは表袴中袴にむかへて下のはかまとよむべし。御肌に付おはします今のゆぐなり。料の絹にて短かりし事もしらる。式の中に御料と齋王の御料とを除て褌といふ物みえざるは。祭服當色など給はすとても。さやうにうち／＼の物までそへて給はるべきにあらねば。こは皆みづから物せし事なるべし。もろもろの日記などにも。さらにみえたる事なきも。單よりも下にみじかくて。かりにも人の目にみゆべきにあらず。有職の故實あるべきにもあらねば。おのづから記し置かざるなり。大口の褌なる故にはあらず。又中袴といふ事も。御料と齋王の御料とにみえて外にはなし。其ゆゑは。褌をもそへて二ッ並べていふ時は。大口は中袴なれども。褌は何となくいひ出べき物にもあらねば。たゞ表袴と大口とをかぞへて。褌は外物にしたるなり。中袴といふべきことわりなし。奴袴にかさぬるも大口とおなじ物なる。そはやがて下袴といふ。褌と名を同したるも。褌は外物にしてかぞへざる故なり。

緌といふものは。文字によらばかぶりのひもなるべきに。耳のあたりに獸の毛もて扇ひろげたらむやうにてあるはいかなる事ぞと。年ごろいぶかしうおもひつるに。此ころ考えたる事あり。さるは衣服令に皂緌とありて。謂冠緌也とあり。その緌字は。左傳に衡紞紘綖といふ事ある。紘を纓自レ下而上者とあるにあはせてみれば。一すぢの緒のなかばを頷の下にあてゝ。二ッの端を耳より上にて冠に貫き結びて。殘れる緒の末をふつと切すてしものなり。しかすれば二の端ふさ／＼となりて。直垂水干の菊とぢといふもの、ごとくになる。其菊とぢも縫糸の末のほゝけたるを形容せしものなるを。これは今一きは威儀あらせんとて。毛もてつくれるなるべし。齋宮式に。緌八十二條とあり。緒なればこそ條とかぞへたれ。當時のごとき物ならば。枚といふべきもの、姿なり。これは武官と賤者とのつくるものにて。もと立はた

貧遠とて侍しけびゐしの。まだわらはにて。おまへにもちかくつかはせ給しに。わび申よしきかせまゐらせよとのたまひければ。はかなく打出して。なりみちこそひきわだの事かしこまり申候へと申せと申たりければ。あしよしのみけしきはなくて。まことに奇怪なりとぞ仰られける。近衛のすけなどは。かとりうす物など。花の色もみぢのかたなどそめつけらるべかりけるを。ひきわだのあらく〳〵しくおもほしめしけるにや。とみえたるひきわだは何にかあらん。もしははをわと言便にいひたるにて。皺文皮の狩衣か。今時桐油といふ物きるごとく。ひきはだの狩衣を着給ひしもしるべからず。雪ふりの御幸なればなり。もししからば。まことに奇怪の事なり。

俗間に小石をざりといふ。歌にさゞれとよむと同言なるべし。さゞれも。ざりも。さら〳〵じやり〳〵といふ音を形容したるなり。十訓抄に。三井寺の覺讃僧正。年高くなりて有職をゆりざりけるが。熊野に詣て。山河のあざらとならでしづみなばふかきうらみの名をや殘さむとあり。ざりといふも古き事なり。」

近ごろ大口は肌にしたしく付たるものなりといふ説いできて。今のゆぐにあたれりとす。心ある人みな此説をよろしとする事なれども。猶おもふにしからず。大口は袍に下襲あるがごとく。もとより二ッかさねて着たるものなり。しか重ねてきるゆゑは。たま〳〵ほころびなどしたらん時。見ぐるしかるまじき用意にぞ有べき。袍には。なほ袖も單衣もあれど。それだに下襲はきるを。袴は。ようせずは赤裸みゆるまでほころぶる所もあるべし。いかでか重ねてきざらんや。もし大口が褌ならば。單衣より下にきるべし。ひとへは今のジユバンのやうなる物なるに。先ジユバン着て。其うへにゆぐする事はあるべくもなし。又染裝束には。大口の色をも換る事なるに。ゆぐに風流せんは。今時のすまひみるごとく。品おくれたる事なり。うちとけたる時は指貫をも略して大口ばかりにてをるも常の事なり。いかに打とけたらんからに。湯具あらはしてをらんやうなし。大口とはくゝりなどもせで。口の大きくひろくあきたる故の名なるべきに。かくすべき物かくさむ料ならば。大口にせでもありぬべくや。猶いはゞ。賤き者は古とても大口着たる物にあらず。身は賤しくともかくすべき物かく

あなゆゝしく〵。

主ころしの例は眉輪王なれど。いとやんごとなき皇親にて。しかも事いとをさなく。親の御ためにてさへあれば。たしかに逆臣の例ともいひがたし。蘇我の馬子こそ。かしこくも。大けなくも。きたなくも。よこしまにも。おもひかまへて。君をしせまつれるなれ。又親ごろしの例は。推古天皇三十二年に。有二一僧一執レ斧毆二祖父一とありて。これに依て僧正僧都法頭を置れし事みゆ。律條には。祖父母々々を一般にしたれば。これ的例なり。佛法まう來ていまだ幾許ならず。一人は比丘。一人は優婆塞にて。かゝる禍の門ひらきけん。あやしき事なり。さる道をしも。朝廷に尊び弘め給ひけむ。又あやしき事なり。

夕さればといふ詞。されば、去の字なり。春されば秋さればなどいふもみな同じ。かやうの去の字は助語にて。意義にあづからず。詩にも老去擲去などの去意なくて。和漢符合せり。近代夕ざれはとよみて。夕ざれは夕ぐれの義とす。畢竟の説はかはらねど。去字の義にうとし。されど此說久しき事にや。大藏卿行宗卿の集に。さらぬだに歸る人なき夕されにむすひとゝむる神垣の藤。治暦三年三月十五日備中守定綱朝臣家歌合。基綱。朝またふる秋霧にゆふされの春の霞は立まさりつゝ。去の字の義としてはことものともつゞかず。なほ夕ざれの説なりけり

江戸人。かざりなき人をみてヤボと云。世說注に。意趣野毫。

古き物語に。草花を前栽といふ。尾張の風俗。草花うゝる地を前栽といふ。なほよしあり。江戸人は大根牛房菜類をしも前栽といふは訛なり。そは後園とぞいふべき。

ひきはだとは皮の名なり。蝦蟇の膚のごとくつぶだちたればしかいふ。延喜民部式に。皺文皮とみえたるこれなり。刀の鞘にきする皮の衣は。尻鞘といふものなり。それを皺文皮にて造れるは。ひきはだのしざやといふべきなり。今時打まかせてひきはだといへば。尻鞘の事となりにたり。又今鏡に。成通卿の事の迹記せる所に。白河院御いとをしみの人にておはしき。殿上人の中にはたゞひとりいろゆるされておはすとぞ。雪ふりの御幸に。ひきわだのかりころもをき給へりとて。心えぬ事に仰らるゝときゝて。

微ニ管仲ニ吾其被髪左衽矣とあるがいやしげにきこゆるゆゑなり。此被髪左衽は只夷狄といふ事なるを。あやなしてのたまひたるにて。先王の禮制たえはてて。夷狄のやうになりはてんとのたまふなり。その夷狄とていやしむるも。おのづからいやしむる故あり。被髪左衽によれる事にはあらず。化内を尊ひ。化外をいやしめ。本國をあげ。他國をおとすは。古今一般の人情にて。聖人といへどもおなじ事なり。孔子もし被髪左衽の國にうまれ給はゞ。髻髪右衽といやしめ給はむとす。浩々たる上天の見そなはさむに。左衽右衽何の尊卑かはあらむ。すべて浮世のもの志りたちは。孔子の御こゝろをまねばむとはせで。たゞもじにのみなづむなる。いともはかなき事ならずや。

古き冢を發く事。もろこしにははやくより多かる事にて。心ある人は。中々厚葬をいみじき物にいひおもふなり。さるはたゞ世渡の爲にて。山賊海賊などもおなじものなれば。中〳〵論なし。皇國にはちかき世までさることはなかりしを。此ごろなん。事好むともがら。勾玉鏡などやうのくさ〴〵の古き物をいみじうもてはやしあつかふほどに。いかでさるものえまほしくて。古き墓どもあばく事きこゆなる。いとゆゝしう心うきわざなり。その墓よ。そのかみいかなる貴人を瘞めたるもしるべからず。又おのれが幾世の遠祖。あるは同氏同流の人ならむもいかでか志らむ。さらぬ凡人にても。枯たる骨をかきあらはされて。さこそうらめしき物によみの國よりおもひおこすらめとおしはかられて。身の毛たちそゞろ寒きこゝちす。さるしれものゝくせに。物しりだちて。古を考るたよりになどぞいふめる。さばかりあしきわざせずば考えがたき事ならば。それしらずともなでふ事かあらむ。いにしへを考へむとならば書をやはみぬ。書を見あきらむる力なくては。いく百千の墓をあばきて。いくよろづの古き器をえたらむも何事をかは考いでん。いとやくなき事なり。そも〳〵もろこし人は。はじめよりよからぬ事と志りながら。世のたつきなきまゝに。うゑしなんよりはとてしいづるわざなれば。猶ゆるさるゝ方もあるを。これは好事しきすさみばかりに。かゝる罪をかして。猶ことよげにいひをるなど。まことにいはん方なし。

のにしあれば。ことはらの兄弟は。中には國郡へだてたるもありて。いと／＼うとき中なり。かゝれば娶ふ事をも憚らさりしなり。平城の京より。百官の第宅大かたは帝都にある事なれば。いづれの家もほどいとちかし。近ければおのづから行かよひなどする事もありて。やゝしたし。親しければやう／＼に相娶らぬやうになりしとみえて。事の迹ものにおほくはみえず。これ制度にはあらねど人情にしたがふ道なり。されどもといまざりしものなれば。おのづからあひし人もあり。かくて年經て今の京となりては。人情にいたう快からぬ事におもひしにこそ。玉葉集に。（玉葉集はいたう後の集なれど。さる古集ありてとられたるなるへし。歌の姿も後さまなりと疑ふへからす。かの朝臣の體なり）いもうとのをかしきを見て書つけて侍ける。參議篁。中にゆく芳野の川はあせなゝん妹脊の山をこえてみつべく。返し。參議峯守朝臣女。妹脊山かげだにみえでやみぬべく吉野の川はにごれとぞおもふ。新千載集に。いもうとの影だにみえでやみぬべく芳野の川はにごれとぞおもふと申侍ければよめる。濁る瀬はしばしばかりぞ水しあらばすみなんとこそたのみわたらめ。又續古今集に。身のならん淵瀨もしらず妹脊川おりたちぬべきこゝちのみしてとあり。世にうけばりたるさまにはあらず。伊勢物語に。ねよげにみゆる若草をといへる返しに。うらなく物をおもひけるかなとあり。うらなくは今の世にきのないといふほどの事にて。その間がらをあぢきなくおもひしなり。狹衣の物語。源氏宮は。大將にあひ給はんにいとよき御あはひなるべきを。かけはなれにげなきものに宮のおぼしたるも。おなじ所に生立て。はらからのやうなりしゆゑぞ。これより後さるたはけごゝろあらんはまことに禽獸なり。

續日本紀に養老三年二月壬戌。初令ニ天下百姓右シ襟とあるは。それよりさきは左衽なりしにこそ。今おもへば左衽は便あしきやうなれど。常にしかしたらば。中々右衽はふるまひにくからむも知べからず。何事もなれたるが便よきものなり。大寶の衣服令は。唐の制にならはれたるものなれば。その時はやく禮服朝服は右衽なるべけれど。下ざまの者。公卿も褻の服などは。なほふるきならはしのまゝにぞ有けむ。から物まなびするともがらこれをいやしげにいひおもひ。こゝの學者もわりなき事にはづめるは。論語に

年々隨筆 四癸亥

皇國の上古は。同母兄弟(ハラカラ)にあふ事はなくて。異母兄(コトハラ)弟はいまず。今世よりみれば。ことはらといへどもはらからといたくかはらぬを。夫妻としもなれるは。世々のもの志りの打かたぶくめる禽獸にちかきに似たり。されど。古書どもを考て人情によそへておもへば。おのづからゆゑある事なり。いにしへは尊き卑きとなく。夫妻のまじらひは。女の家へをとこのかよひし事にて。今のごとく夫の家へむかへとりし物にはあらず。かくてその子はおの〳〵其母のもとにて生長(オヒタツ)もの故。ことはらは兄弟といへどいと疎く。他姓の人と異なる事なし。女どちのことはらはいけるかぎり相見ざるもあるべし。よき女を見て。いかでえてしがなとおもふは人の性なるに。かううとうとしくのみある中なれば。まきもし。なびきもし。志か人情のよる所なるゆゑ。神もゆるし給ひ。人もとがめざりしなり。こはもとより道なり。さらに禽獸にちかき事にはあらず。志かるを同姓不㆓相娶㆒といふ事を準(ノリ)として。あしかる事にいひおもふ人もあめるは。いとをこなる事なり。同姓相娶らぬは周の世の法なれば。これ周公の制(オキテ)にそむけりといははゞ。我のがるゝ所なし。もし道にそむけりといはば。率ㇾ姓謂㆓之道㆒。いかでか道にそむくべき。皇國はおのづから皇國なり。周の制度を守るべきゆゑあらましや。さていにしへ異母兄弟に婚(アヒ)しは道に乖けることはなけれど。今の世のありかたちは。ことはらといふも。おなじ所に生出て。たゞはらからもおなじ定(テウ)におひたつものなれば。これにあふはまことに禽獸にちかく。みだりがはしき事にて。公ざまにも。其御禁(イサメ)はあるなるべし。古と今とことのさまたがひたれば。是非する所もことなり。學者は何事につけてもこの沿革にこゝろを用べきわざなり。

異母の妹をめとる事。上古は百官の家おの〳〵その本居(サト)に住ながら宮づかへせしものなり。女もその本居にすみければ。相娶るには。をとこのさとより女のさとまで。よな〳〵かよひたりしものなり。かくて女ふたりみたりもたる人は。女はおの〳〵そのさとにありて。をとこはこゝへもかしこへもかよひたり。さて其子どもは。母のさと〳〵にて生長するも

どして。酒のまばや、とおもふ折しも。鯵のいと鮮けき。籠の中にて猶おどるを。鹽あえて燒て。さゝげのひたし物などことさらにはあらで。一二杯かたぶけたる。たのしさゝはん方なし。庭の梢そよ〳〵といひて。いと涼しき風の時〳〵音づる、など。七寶行樹百味飮食まのあたりなり。さよりも燒たる。たかうな。松たけ。大根(ツチオホ子)。菘(ナ)。

享和二年十二月五日餘白既盡姑客筆了春天垂帷於品川莊園偶有白波寒心之患秋日鳴鐸村市谷鄽居難奈紅塵撲面之煩未達君平卜居之意却似孟母擇隣之所爲者歟

石原喜左衛門正明

年々隨筆三壬戌終

此御下屋敷の風景ガヨサカラヂャ。ソレヂャニ。コレハメッタニ酒ヲ買コトヂャトテ。御メイワクガリナサレナ。酒買錢バカリハ巾着ノソコニシゼントアルモノヂャヨ。アハヽアハヽ

かうとかばいかに。さばかり詩人といはれし人のつくれる國字解の●いとも〳〵つたなきをおもへば。遠かゞみはます〳〵尊し。

鮪と眞黑とは一物か二物か詳ならず。いとよう似てあらぬ物にて。これを鑒定むる方魚市の秘説なりといふ。其品の高下はとゝへば。さしも異ならずとぞ。さばかりみわき難き物の品の高下さへたがはずば。一物と心えたらんもなでふ事かあらむ。陸奥に物したりし頃。金華山のあたり大原といふ里にやどりしに。家あるじは漁人にて。其頃ゑひを取といひのゝしる。ゑひと眞黑とはいづくか異なるととひしかば。同物にて。春鮪といひ。秋眞黑といふとこたへき。古事記に建内宿禰命率二其太子一爲レ將レ禊。而經二歷淡海及若狹國一之時。於二高志前之角鹿一。造二假宮一而坐。爾坐二其地一伊奢沙和氣大神之命。見二於夜夢一云。以二吾名一欲レ易二御子之御名一。爾言禱而白之。恐。隨レ命易奉。亦其神詔。明日之旦。應レ幸二於濱一。獻二易レ名之幣一。故其旦幸二行于濱一之時。毀レ鼻入鹿魚既依二一浦一。於レ是御子令レ白二于神一云。我給二御食之魚一。故亦稱二其御名一號二御氣津大神一。故于レ今謂二氣比大神一也。亦其入鹿魚之鼻血臭。故號二其處一謂二血浦一。今謂二都奴賀一也とある入鹿は。此江戸にて常みゆる物なり。新選字鏡に鮪字をいるかとよめり。げにこれもゑひまぐろの類にて。肉の色赤く黑し。いと〳〵下品なり。酒うる小家にて眞黑となのりてあきなふ。諸家の小者など下すのくひものなり。鼻やくさからん。血やくさからん。追風遠ゑるし。抑名かへの幣として。大御食の魚たてまつらせ給はんには。たひするめなどこそあるべきに。地の名におふばかり臭かりつる入鹿をしも獻らせ給ける神の御心なん。測がたきものは有ける。

淸少納言が枕草子。いと心ゆく書なれど。うまき物といふくだりのなきはあかぬ心地す。今補てん。たひ。あいなめ。するめ。五島はさらなり。いと暑き頃。日ざかりは身もうくばかりあせ流て。息のみあへがるゝに。からうじて日ぐらしの聲待つけ。湯あみな

てはあるべからず。それは云々の義といはゞ。その云云にも源なくてやはあるべき。いつまでももとめゆかんに。其もとのねざしとある詞は。何となくいひ出づるなりといふより外なし。しからば言語の源は窮つくし解盡す事難きはしるからずや。たゞ天は月日のゆく所。青は。松竹の色といふ事だにしらば。事かくまじきを。何をあかすとしてか。頭をかゝへて。うめきすめきおもふらん故先生は。かの延約のさたのみする眞淵が弟子にて。古學者といふ流ながら。此事はさしも要ならずとて。其ことわり物にかゝれし事あり。いとめづらかなり。世上の學者は。これぞ學問と心えて。われ人しひごとくらべする世ぞかし。そはみなもみぢばをまそほまりいづる葉と說がごとく。迂遠き事いふばかりなし。さやうの事のみしいづる故。和學をふようの物なりと。ずさたちにあなづらるゝよ。

物の名には。古きと新しきとありて。言語ありそめてのをりの名は。何となくいひはじめたる物なれば。いかに心をめぐらしても。しるべきにあらず。新しきは。ことわりありてつけしものゆゑ。中にはいとようしらるゝもありて。一概にはいひがたしたとへば瓜は何の義ともしられねど。熟瓜(ホゾチ)は臍落なり。蛤(ウムキ)は何の義ともしられねど。蚌蛤(ハマグリ)は濱栗なり。そのしらるゝは解說をまたず。しられぬは世をかへてもしり難ければ。これに力をいれむ事。いたづらなる事なり。

本居先生の古今集遠かゞみ。いまだ世にひろごらさるほど。其かまへを傳聞て。いたく取くだしたる事なり。唐詩選の國字解てふ物にぞ似るべきとおもへりしに。さもめでたくときなされたり。大かた注さくをよみてはねぶたうのみなり行に。これはいとけうありてめさむる心地す。世の唐詩選とくともがらは。みなかの國字解のたぐひにて。蓮の茎にはらまれて。十二の天樂きくがごとく。心ゆかぬ事のみなり。人ごとによみ講ずる書なるを。などかう人の心にしむばかり說なす人のなからん。おのれ試に。

題袁氏別業

主人不相識偶座爲林泉莫愁漫買酒囊中自有錢

御亭主トハコレマデマダオチカヅキデナイ(不相識)。ソレニ。カヤウニヒザグミテ(偶座)御意エルト云モ。へゝ。

こえむ物か。たゞ師木といふ物の數百とこそきこゆれ。眞淵は百の石もて堅めたる城といふ事なりといへり。これは詞の說ざまはさもときこゆれど。何れの城とても石もてきづかぬはあるまじきに。取わきて大宮にかけん事いかゞ。百とは數多き事にて。取わきて大宮にかけたるなりといはゞ。千數八千數。猶數多くいふべきに。百としもかぎれるはいかゞ。百ばかりの石もて。大宮は築かるべき物かは。

あら玉のとしとつゞけ。あらがねのつちとつゞくる事は。其說いまだ詳ならず。まづあら玉を。眞淵は。あら玉は。明玉(アラ)。としは。てらしの約。(てらの約はたなるを通はしてといふと)なり。などいへど。例のゑひごとなり。明をあらといふ事あるべくもなし。(冠辭考ありきぬの條に例證を引出たれとみなあたらすその中に現御神荒魂(アラ)をも引出たるはあまりくるしけなり。)松坂の故先生は。あたら〳〵まのいふ事なりとて。長〳〵しき說あれど。迂遠なり。あらがねは。もとは。金は土中より生ずるゆゑの義とせしにや。さらばかなあれのなどぞいはまし。用語を先にいふ事。皇國にはなき事なり。眞淵は。くだ〳〵しき論はありながら。ことなる義務なし。すべて。金。銀。銅。鐵。何かねにもあれ。みな岩山のいはほの中に生して。土よりいづるものならねば。かゝりたる義事違へり。松坂さまには。舍根(アカネ)の義として說れたれど。根もじ穩ならず。(一說に土生金の義といへるはをかし。)正明おもふに。あら玉は璞。いまだみがゝざる玉なり。そは砥をもてみがく故とゝかゝる。あらかねは鑛。いまだ鍛ざる金なり。そは鎚もてきたふ故つちとかゝる。あら玉はふるき說にありしにや。あらかねは今やはじめならん。此二ッ。いひかゝりたるさまもはらおなじければ。相てらして心得べし。されどこれら猶こと心なるもゑるべからず。さら〳〵此義を執するにあらず。おのづからみきかむ人。正明が說とないひたてそ。そも〳〵あら玉のは。年の枕詞。あらかねのは。土の枕詞。此外に用る事なき詞なれば。かうだにゑらば事かく事あらじ。古學といひて詞のもとをさぐらんとする人たち。みづからのちからのほどをもしらで。いかで新しき說いひいでんとするは。徒なる力いれにて。よそめさへくるし。すべて詞の源をとく事は。そのかみよりありこし事なれど。いとふようなり。天(アメ)は青みえなどいふ說は。よろしげにきこゆれど。天といふに義あらば。青といふにも義なく

ど。大夫は不審したる人だに聞えず。大臣より下六位までも。昇殿ゆるされたるかぎりは殿上人なるを。公卿は。公卿を規摸とするゆゑ。打まかせては殿上人といはず。六位は。駈使のための昇殿にて。もとよりすぢことなれば。打まかせて殿上人といはず。四位五位のひと〴〵は。殿上ゆりて近侍の臣となれるを規摸とするゆゑ。打まかせたる名になれるなり。參議を宰相。五位を大夫といふとおなじ趣なり。

宰相以上を上卿といふ。記錄どもに。日の上の事ならで。すべての公卿を上卿といへる事をり〳〵あるを。正明も公卿の誤なりとしてなほしなどせし事もありしを。行敎の諷諫にてさる事とゑりつ。その上卿を。上(カミ)ともいふ。物語などに上達部といふは。上等部(タチムレ)にて。公卿といふも同じ心ばへなり。左大臣を一上といふも。右大臣以下もみな上なれど。その中に第一の上といふ事なり。

百敷は百座(シキ)にて。座を百ばかりも敷といふ事なり。その座は百官の參入して事を行ふ座なり。古き說にも百官の座を敷事なりとはいへれど。それは百を百官の百の字とみ。敷は用の語にて。座を敷事としたれば。說ざまたがへり。百官の事を百。座を敷事をしきとばかりいひては。きこゆる物にあらず。されどいひもてゆけば。事の趣は同じきを。契冲眞淵などこれを破りて。雄略天皇の御歌に。百敷の大宮人とよませ給へるに。彼頃までは百官のさたなしとぞいふなる。そは孝德天皇の御時。はじめて八省百官をおかれたりとある。日本紀の文になづめるなり。此御代には。制度の改りしにて。漢樣の官〳〵を始て置れたる事なり。もし是よりさきに官〳〵なかりしとせば。世々の政。誰人か執申てきこしめしたりとせむ。大御饌大御衣も。御自てうじ出給ひし物とやせん。おのづから百官はありて。その事とり申さむさめに。大宮へまゐりたりし事。何の子細かあらむ。されば雄畧天皇はゑばしまて。神武天皇の御歌にみえたるも。すべて妨なし。さてみづからの說〳〵。契冲はもゝしきを。崇神天皇磯城瑞籬宮六十八年までつづきて。いと久しくめでたかりし御世なれば。百敷といひそめしなりといへれど。百年世をゑろしめし、磯城宮といふ事を。年といふもじをさへはぶきてき

り。深みどりつや／＼として。心地よげに榮るもの
から。雨の餘波露おもげにて。何となくゑめ／＼と
したり。心なしとはいかでかいはん。あな哀。

めかる丶をうらむな松よ此陰に
ちとせもへんと我や契し

こは見なしなるべし。ぬるて。葉のさまちほうなれ
ど。あきごとにまづ染出つるものを。あなあはれ。
えの木。何事をかはなつかしともおもはむ。たゞ月
のさしかゝりたりしほど。はえありておぼえしぞか
し。あな哀。つゝじ。あな哀。

來む春は入日うつろふ雲を見て
さぞなつゝじとおもひおこさん

萩。あなあはれ。わがそめし心の色は。こと木草より
も深かりしはや

やよ眞萩わかる丶人の袖を見よ
色なる露は秋のみやおく

しをに（紫苑）。きちかう（桔梗）。みるものごとに。あな哀。

うゑし時たゞ一もと丶おもひしを
庭もせきまでしげり合にけり

のきちかう植にし花も秋またで
めかる丶人を哀とやみる

いであはれくらべむなどもひとりごつ。又梅。あなあ
はれ。

春來てもわが袖ふれし匂ひぞと
誰かはとはむ梅の木下

これぞ世のつね。くれ竹子生たり。

くれ竹は子もたりとてもひとり來て
ひとり歸れる我をわらふな

これもよの常など。たはぶれごとのやうなれど。そ
の身にとりては中／＼の哀なり。何物もみなあなあ
はれとおもふ中に。さくらこそとりわきてのあはれ
なれ。

それをだに夢かとぞおもふ春いづく
なれし櫻の花の下哉

いまだおいといふもじはかけぬよはひながら。おな
しことのみせらる丶よ。あなあはれ。／＼。
大臣以下參議以上は宰相なるに。參議をしも宰相と
よぶは。宰相を規摸とするゆゑなり。四位五位は大
夫なるに。五位をしも大夫といふは。大夫を規摸と
するゆゑなり。宰相はよく人のいぶかしがる事なれ

もよほされて。つく〴〵とながめゐたり。郭公音づる。あな哀。江戸も家かは。

行方も又たびなるを子規

いかで歸るに去かずとはなく

かしこにては又こゝをこそこひめなど。五とせの餘波まづおもひやらる。庭の池水をみるにも。あな哀。

すみ馴し契ぞ深き心あらば

我影とめよ庭の池みづ

かへで。ことしはこよなうしげりにたり。夏も日影はもらじかし。下てるばかりは長月の廿日あまりにこそ。見ずやあらん。あなあはれといふまゝに。はら〳〵とこぼれ出て。下枝のしづくもあらそひかねたり。

降雨にいまもみぢせよ若かへで

我衣手の色にならひて

あまりこちたきやうにもあれど。あはれとおもひいらるゝがかうまでなん。かしは。うゑし時根をやいためけむ。いとよわ〳〵とみえしを。土かひ。水そゝぎ。わがひとつ子のやうにてやしなひしぞかし。あな哀。

けふまではわが去めはへし玉柏

葉守の神にまかせてやみん

雨やみぬ。草のしげみは露むつかしけれど。園の中をたゝずみありく。これも限にやとて。

わが分し跡もなきまであすは又

しげりやそはむ園の夏草

あなあはれとたからかにいへど。聞つくる人もなきは。まことにうき世の外のこゝちす。けしの花。心とまるとしもなけれど。みるまゝに哀なり。おとゝひこそ咲そめしが。かつ散たるもありて。まろかしらふとさし出たり。

山かへる我さへあやな草だにも

のりのみとなる宿からにして

くらの造ざまのよの常とことなれば。道行人の御堂ぞと心えて。あみだほとけおはします。いなくわん音大士にこそなどいひしらひし事。ふとおもひあはせられて。けしの入道あな哀。我もさもやとまでなん。いく百千ともなき松のこかげをたゝずみありく。こはまことの二葉をうゑてき。今はたけにも過にた

ぬ死をし。行へもしらずあくがれなどして。親を遺(ワス)るゝもまゝある事なり。何事も色によりては志のかはりやすき物ぞかし。顔色を奉順する事といひ。愉色婉容ある事などいふは。いと物遠し。
山梁雌雄時哉々々とは。くはまほしくおぼしたるなり。詞のいきほひしかきこゆ。子路がたてまつりしもその故なり。三嗅てやみ給しは。いかなる故ともしり難けれど。臭悪不レ食とあると相照して思へば。もしにほひなどやあしかりけむ。雉はえもいはぬ物くふものなれば。さる事あるまじきにもあらず。しかるを。おのが時をえたる哉との給ひしを。子路が聞あやまれるなりとぞ説める。子路ともあるかしこき人の。その時聞あやまれりし御言を。千載の後によくきゝわきまふる博士たちは。いみじきざえのほどなりけり。
あな哀。世はあぢきなきものなり。かりそめのやうなりし此品川の旅住ゐもはや五とせなり。庭の木草はみな手づからうゑつる物ぞかし。常にめなれて心にもつかねど。いつしか立のびしげり合。いたう物ふりたる山ざと〻なりぬ。今はめかるべきにつけても。まづ浮世の中の思ひなかされて。たゞあな哀とぞいはるゝや。さるは此きさらぎのはじめより。胸つとふたがりて。よろづなげきがちに。はるゝ世しらぬを。いかでなぐさまんとて。そゞろにあくがれいづるなりけり。あな哀。われ何事をかはおもふらん。人数ならぬはくちをしけれど。もとのねざしもはかばかしからねば。そはいとよう思あきらめて。さしもおもひくしたる事もなし。たゞ何となう世の中あぢきなく。身をうき物におもはるゝがせん方なさのあまり。戀せぬ身にも住吉の岸尋ばやとてなん。あな哀。さらばいはほの中ともおもひいらでと。われながらあやしう。物おもはしさは我身ぞかし。里の名くだしと。情なきやうにもあれど。かう世ばなれたる所は。むくつけき事はたなきにしもあらず。

　松かぜもそよしらなみとさわぐ哉
　　世をうみ渡る岡のへの宿

よしさらずとも。物おもふ人の魂はうかれいづるならひなるものを。下がひのつま結ばるべきよすがもなければなどおもひなる。此ごろまだきよりさみだれのやうにて。八重雲とぢたる空さへあはれなるに

おもへりしに。陸奥へ物したりし比。えの形して。片面の色淡黒き物をみつ。墨をさといかけたるやうにて。端ざまにほひやかに白く。鰭の末更に叉黒し。赤えの赤き色の定なり。仙臺あたりに多かる物にて。土人はこれをカラカイといふ。これ黒えにて。それに對へて赤えといふなるべしとおもひとりつ。後にきけば。尾張國篠島。三河國龜じまなどにて。はやう黒えといふ物ありとぞ。國にありしほど見聞ざりしは。いたうも多からぬにや。これかのカラカイの事なるべし。

論語の。我不三復夢見二周公一とある周公は。周公のごとき人といふ事なり。孔子之後。復無二孔子一の孔子とおなじ。此條は。孔子禮樂のすたれたる事をいたくなげきおぼして。周公のごとき人世に出給はゞ。禮樂再ふるふべきに。われいまださやうなる人は。夢にだに見ずとの給ふなり。復の字も。復無孔子のまたと同じ。然るを若かりしほどは時〳〵周公をゆめみ給ひしが。年おい氣力衰へてまた見ずとの給ひしなりと說めるは。人情にうとく。はた詞の勢をもえしらざるなり。述懷めきたることは聖人の語勢にあらずとおもふは頑なり。氣力衰へてむかしみつる夢もまたみずとばかりならば。富士も茄子も同じ事にて。周公にかぎるべからず。周公としものたまるへは。そのゆゑなくてやは有べき。そのうへ論語は。人を敎みちびきて。萬代の規範ともなるべき事を書集たるを。たゞ年おいてゆめみずとならば。しどけなき浮世物語にて。何の敎にかはなるべき。あたら論語を。はかなき草子に見なしたる博士たち。あに孔子の忠臣ならんや。

子夏が孝をとひし時。孔子のこたへに。色難。有レ事弟子服二其勞一。有二酒食一先生饌。曾是以爲レ孝乎との玉へる。色は好色の事。難とは。色のことにつきては。ふとしたる意もいできて。ともすれは孝行の道をも忘るゝ。これが難儀ぞとなり。それより下は。先輩の說もたかはず。すべて人は色とくひ物と勞なきとを好めるが常の情なる中に。親に孝ある子などは。勞をいとはぬはもとよりにて。くひ物も。おのれはうゑてもまづ親にあたへむとするも多くて。これらの事にて操を改るはをさ〳〵なきを。此男女のなからひにつきては。俄に中あしくなるも有。あるはあら

めだひをさしていへるなり。（しはらく大小品を混して赤女といへるとみるへし。）口女は。同種類ゆゑまぎれたるつたへ。鯛女は。鯛に似る女といふ事とみて。すべてよくかなひたり。赤鯛海赤鯽魚は。形たひに似てその色ことに赤きゆゑの名。（黑鯛にむかへてたひを赤鯛といふと心うへからす。鯛はたひにてうけはりたる名。赤鯛は鯛にむかへていへるなり。）やがてこもしかいふ。海鯽魚がたひならば。海赤鯽魚が赤だひなるに論なし。赤女鯛魚名也とあるぞ。すこしいかゞながら。是も打まかせて鯛の事とおもはれたらば。鯛魚也とこそあるべきに。名の字をしもくはへたるは。鯛の一種と心得られたるにや。赤女は藻魚の屬にて。鯛とはもてはなれたる物ながら。形の似たればまぎれもすべし。日本紀つくれる博士たち。郭璞孫敬が流にもあらず。蜑人魚鋪にもあらざれば。さばかりの誤はありもすべし。かうまでわりなう論ずるも。世にたぐひあるまじきものを。御饌に奉らぬといふが。くちをしさのあまりぞかし。めだひもうまけれど。鯛にはこよなし。いかにも〳〵神代紀の赤女といふ物は。鯛の事にはあらずなん。

鰡魚のいとちいさきは。白かねの色にひかるものなり。是をはくといふ。その次はおぼこ。六七月のほどよりすはしり。年こえたるはなよし。年つみたるはぼらといふ。かうはかなき物だに。大きくなるにしたがひて名もかはれるに。幾年たちても書生とのみなのるこそ。めづらしげなく哀なれ。

古人の名におへる魚名。鮪。鰶魚（コノシロ）。入鹿（赤兄に魚の名か。しからじか。）など。今の世には品くだりたる魚なるを。そのかみはさるものやうせしにや。時のうつりかはるにつけて。くひ物の好惡もかはる事なればなり。又は時にもてはやせし魚のゆゑにはあらねど。木兎さゝきなどやうの事ありておひし名なるもしり難し。

中臣鎌子連を。カマスノムラシとよみて。魚名なりといふ説がある。それひがことなり。子の字をスと呼は唐音にて。禪家の僧多く入宋してうつせし音なり。日本紀えらばれし時代に。かけてもさる音ありしにあらず。かやうの事にも沿革をしるが大切なり。

赤えといぶ物。いづれも片面はくちば色したり。いづれも赤き物ならば。たゞエといひてありぬべきを。赤えとしもいふは。いかなる事ならんといぶかしう

得ては。何某招じて酒すゝめばやとまづおもひ出らるゝよ。

魚は何よりも鯛よろし。神代紀に。赤女比有二口疾一云々。注に。赤女鯛魚名也。一書云。赤女有二口疾一不レ來。亦曰口女有二口疾一。卽急召至探二其口一者。所レ失之針鈎立得。於是海神制曰。儞自今以後不レ得レ預二天孫之饌一。卽以二口女魚一所三以不二進御一者。此其緣也。とあり此一書の文は。口女か赤女かたゝよはしきやうなれど。又の一書どもには。赤女とも赤鯛とも鯛女ともあり。又古事記に。海赤鯽魚とありて。本居先生の説は仲哀紀に海鯽魚をたひとよめるを據として。鯛の事なりとあり。日本紀のおもてもまづはたひの事とみえたれば。御饌にたてまつらぬにやあらん。かうたぐひなくうまきものゝ。くちをしき契なりけり。志かれども御元服の理髮の大臣。干鯛を奉る事あり。今もつねに奉るときく。かた〴〵いぶかしき事なり。こゝに正明おもふ事あり。尾張國知多郡の浦〳〵。篠嶋ひまり嶋などにてとる魚に。チンメ。チンナメ。アイナメ。アカメ。クヂメなどめといふ魚なほ多かり。これらみな藻魚の種類にて。たひよりは味淡く毒なき小魚どもなり。およそは。あいなめを除てその餘はおしこめて藻魚といひ。さよりをも藻さよりといふ又嶋物これはしのしまひまり島なとにておほくとらるゝ故の名なるへし。といひて。こまかなる名は漁人魚市の口にのみ傳れり。そのアカメは。赤もどこともいふ。紅色にて三四五寸ばかりあり。江戸にても常みる物なり。クヂメは。淡黑色なり。くろもどこともいふ。赤女と口女(クヂ)とは鯛と黑だひとのごとし。さて又一種。今やがて赤鯛ともいひ。又めだひともいふ物有。形鯛に似て腹のあたりほそく。肉あつく。まなこことの外にふくれ出て。めたひとは此魚の目の大きなるによりていふかも しはめはこの種類の名にて鯛女といふも同事か 鱗の色もゆるばかり赤し。これすなはち赤女の大品にて。これそ幸物のみし魚なるへき 味淡く。藻魚の屬なり。鯛の種類にはあらず。その口の大きにひろごれるは。かい探られし故にもやあらん。はかなき方言を據方なれど。やがてあかだひといふ事もあると。めだひと鯛女とかよひてきこゆると。赤女がその小品なると。口女がその種類なると。かた〳〵よしありげなり。さて又書にみえたる名字どもをとかば。赤女とあるは。女は藻魚嶋物といへる數品を攝ねたる種類の名。その中に一種ことに色あかき故の名にて。すなはち

號を授るゆゑ。かうみだりがはしうなりにたり。わかき寡婦の。髮の末すこしばかりそぎたるにも。例の此號授るに。佛語はいま〳〵しげなれば。松柏によそへ。福壽といはひ。ほぎことしてつくるなど。をこなる事いふばかりなし。抑借上と心づきたる人も。心ざしはさる事ながら。是は天子をまねぶにはあらざれば。しかるべき人品に贈らん事。難なかるべき事なるを。何ばかりの人よりと。きはやかに限を立べきやうもなく。さりとてその限なくては。やう〳〵に上をまねぶが人情にて。下がしもまでつくるやうになるは。せん方なき物の勢なり。おのれ試にこれを評(サダ)めむ。公卿殿上人。地下も。おほやけにつかうまつる人〳〵。みなやごとなければ。さらにもいはず。此江戸にていはんに。大名は論なし。旗本衆も。三千石給りたらむほどの人は。小寺ひとつ建んに。土地も費もとゞこほる事なければ、寺は建ずとも。其心ばへにて難なし。又祿はうすくとも。諸大夫とある人は。人がらのやごとなければよろし。さらぬ旗本衆も。知行すべき地給りたるは。その雜費こそ堪まじけれど。寺たつべき地はもたれば。なほよろしかるべし。又土地を給はらざるも。土地給はりたる旗本衆と。よろづおなじ格なれば。その准據として。ことなる咎にはあらじ。諸家の陪臣も。地えたるはしばらくさてもありぬべきにや。旗本ともなき御家人衆にては。いかゞなる事とおもはる。まして土地なき陪臣は。いとあるまじき事なり。商人農夫は。財もたるはありもすべけれど。寺立べき地やはもたる。いとも〳〵すぢなき事なり。今はまづしくとも財はうる時ありもすべければ。よし今寺は建ずとも。その時をまつよしにて。土地ある人の院號つくは難なきを。庶人の地を得る世なき事なれば。きはめて借上(カマヘ)の事と定むべし。かの寺を院ともいふ。これはた一區なるゆゑぞよ。

もろこし人もいひけんやうに。くひ物と色ごのみとは。人の性にこそ有けれ。その中に。色ごのみは。はかなき花紅葉につけても。さま〴〵のなさけありて。歌物語にも常多かるを。くひ物の事は。品おくれたる心地してをさ〳〵物にもみえざなる。されどよろづよりも人の情みゆるものにて。羊の羹のために國をほろぼせしたぐひ少からず。たま〳〵うまき物を

一日。不レ得レ出二所役之院一とあるは。罪人をゝく所をしも院といふ。こは逃亡の用意に。ついぢなどめぐりて。一かまへなる所にこめ置なり。されば此稱。公家の別院にも限らず。花山院。河原院などやうに。一かまへなる所なれば。臣下の里第に院といへるも常の事なり。かくて陽成院。朱雀院。冷泉院。亭子院などいふは。みな公家の別業にて。今の代にては御下屋敷といふものなるか。さやうの所は。もとより一區(カマヘ)なるゆゑ。院といふ名もあるなり。さて天子の御追號某院と申ことは。御位をおりさせ給て後。別院におはしますを。その帝の御うへの事は。やがてそのおはします院の名をもて稱せしが。崩御の後も。猶そのまゝにとなへ申せしなり。陽成院。朱雀院。冷泉院。圓融院などみなおはしましゝ所の名なり。具にいはゞ某院天皇と申べき事にて大江匡衡朝臣の家集に。朱雀院天皇。冷泉院天皇とかけり。されど常には便にまかせて、たゞ某院とのみ申せしなり。はじめこそさることなりけれ。やがて事うつりて。後一條院よりこなたは。在位にて崩御なりしも。なほ院とのみ申なり。かう轉りゆくが世のならひにて。うるはしき朝廷の御制(ミノリ)にも。此たぐひのみ多かり。

又凡人のつく院號は。攝關大臣など。やごとなき人たちの。御願とて寺をつくられつるが。その人薨せられて後。其寺の名をおふせて稱ふる事あり。道長公を法成寺殿。實能公を德大寺殿といふ類よ。その寺に。院號なるもあるにつきて。兼家公を法興院殿。忠實公を知足院殿などやうに。院と稱せしもあり。この寺建るが源にて。末のながれやう〳〵亂れて。何のゆゑよしはなくとも。さるべき人は。みな寺號院號贈る事となれり。その中に。古は寺號の方多かりつるを。三四百年このかた。院號おほくなりて。二百年あなたまでは。なほ寺號もまれにはありしを。今はなべて院號ばかりつく事なり。上件の差別ありて。天子の院號は。別院よりおこれるゆゑ。大かた地名をもて付奉る事。凡人のは。寺院よりおこれゝば。すべて佛語をもてつくる事なり。今誰も〳〵物するは。法師らが授る事にて。そのほど〳〵に隨て。幣物などとるなるべし。中にも。腹ぎたなきえせ法師もありて。貨えまほしきまゝに。商人。農夫。すまひ。俳優(ワザオギ)までも。其方の沙汰のとゞこほらぬほどは。此

事なるべし。しかればかの難波津も。一字こそつくべきに。さる故實はしらずして。なほ二字をのみぞつくなる。そも／＼あざなといふ義はいかなる事ならん。此から流のを除て。實名ならぬ名のりをみな字といふめり。今昔物語に。字太郎介。字澤股四郎などいふがみえたるは。今時の俗名のさまなり。日本靈異記に。字上田三郎。萬葉集に字仲郎といふあり。輩行を字といふ事いと古よりありこしなりけり。玉藥に字伊與内侍。字弁内侍などいふ事のみゆるは。今はよび名といふにや。十訓抄に南都の舞師に字和博士晴遠といふ人あり。宇治拾遺物語に。ぬす人の大將軍保輔が。保昌朝臣に。あざなはかまだれといはれ候といへるは。今時のすまひのつくなのりといふ物。またぬす人ばくち打のつくあだ名といふものに似たり。字はやがてその異名(アダナ)のうつれるにて。本義ならんかし。又日本紀には。億計天皇。諱大爲。字嶋郎とありしよな。彼紀は漢風(サマ)にかきたる所多かれど。こゝはその例にもあらで。自餘天皇。不レ言二諱字一。而至二此天皇一獨自書者。據二舊本一耳とあるは。はやく此紀よりもさきに。しか漢風なる史もありしなりけり。こは文飾にて實にあらず。いにしへ王たちの御名かならずしも一つに限らざりける物なれば。億計大爲嶋郎みな御名なり。諱にも字にもあらず。おもひまがふ事なかれ。

今の世に大名旗本とある家がらはさらにもいはず。諸家の陪臣農夫商人なども。むね／＼しきは。死れば院號といふ物贈ることとなるを。ちかごろ。心ある學者は。天子を僭するなりとて。いみじうあしかる事にいふもきこゆ。何心なき者もこれをきゝつたへて。かしこき事におもふもかつ／＼出來たれど。なべての世の風俗なれば。心ならでも我人これをつくる事なり。まことに猥なる事ながら。これは天子を某院と申奉るをみまねたるにはあらず。もとより異事なり。今くはしくこれを辨せむ。まづ院といふ文字は。四方ついぢなどして。隣つゞきの家はなく。別に一構なる處をいふ。中和院。眞言院。勸學院。學館院などの類皆しかり。施藥院は。便なき病人を置て療して給はる所。悲田院は。貧しき老人などを置て養ひて給はる所なれば。院といふもじ必しも貴からぬ事いちじるし。獄令に。流徒罪居作者。云々。毎レ旬給二假

きを。唐人の名のるは雅にて。こゝにて物するは俗なるやうあらましや。今時の漢文をみるに。稱呼の妄なる事いふべくもあらず。

今の俗名は。成功のなごりなるにつきておもふに。衛門兵衛丞允の外に。爵をもうられつとみえて。今昔物語に。田舍人榮爵かはんとて京へのぼりて。河原院にやどりて。女を鬼にとられし事みえたり。今某大夫となのるはその餘波なり。又諸寮の次官もうられつるか。某助となのる人もあり。某進は京職修理大膳の判官。某内は内舍人。これらは除書に常みゆ。内舍人はかならず衛府を帶せし物にて。藤内左衛門源内兵衛などいふを。時としてはこれをはぶきて。藤内源内とばかりもいひしなるべし。これらみな成功の遺風にて今もなのるなり。某藏といふは。佐々木源三梶原平三などのやうに。三を言便に三(サウ)といひし餘波にて。藏とかくは轉訛なるべし。諸院の藏人になりし事もあるにや。土岐十郎藏人など。太平記にみえしにや。もし此類か。某作某吉は。亂世になりての後。人の名の由緒をもしらで。おのが事好にまかせて杜撰につきしなり。源は杜撰なれど。三百年來世あまねくつく事なれば。今においては子細なし。たゞ此ごろ此江戸人の名には。をさ〳〵つかぬもじをつき。又輔祐などかならず書まじきもじをかき。あるは阿畑根住などやうに人の名ともきこえぬ事をぞなのるなる。おろかにつたなき事いふばかりもなくて。いと〳〵わろきならひなり。

いにしへは。中書王儀同三司などやうに。めでたき文人といへども。その道の人ならぬは。字といふ物はつく事なかりつとみえて。すべてきこえず。源氏物語乙女卷に。夕霧のおとゞの六位にておはしまし頃。字つくる事を二條の東院にてし給ふ事ありて。そのさはういかめしげにみゆるは。身のほど〳〵につきてうるはしうしてつく事なるべし。さるは此君。大學の衆になり給ひつるゆゑに。字もつき給にこそありけれ。しかるを今の世はよろづそゞろきて。けふ書よみそむるよりやがてつくなる。打聞は物〳〵しく博士めきて。その實はまだ難波津淺香山のほどなるは。戯たちてをこがましき事なり。かくてから國の字はみな二字なるを。皇國のは多くは一字にて。菅三文琳などやうに姓を加へて二字なり。ゆゑある

子ナドヲミナ取集メテ養子ニシケルニ。此維茂甥子ナルニ。亦中ニモ年若カリケレバ十五郎ニ立テ養子ニシケレバ。字ヲ餘五君トハ云ケル也とあり。眞田與一淺利與一などいふもこれか。これら必しも十餘子とはみえざなれど。餘五のやうなる子細ありもやしけん。その程すでに。曾我十郎は兄にて五郎は弟なるたぐひあれば。この與一も。輩行のみだれたるにもあらんかし。成功とは。上條にいへるごとく。物をいたして四府の尉諸司の三分になりて。その官名をなのるなり。かくてその族〳〵に。太郎二郎兵衛衛門ありて。他氏他族と參會しても。さらぬをりも。何事につけてもまぎらはしき故。その上に姓の一もじをそへて。藤太郎。源二郎。清兵衛。宗左衛門などやうに名乘たる物にて。今時の名はこの姿なり。さてもなほおなじ名の多かるほどに。居所の地名をそへてよぶ。新庄にすむ藤太郎は新庄藤太郎。山田にをる源二郎は山田源二郎なり。これすなはち今の名苗字なり。元弘建武よりは。成功の事は絶はてたれど。代々に官申たる家は。父祖のなのりしまゝに名のりもしつらむ。さらぬ者も。僭上して兵衛衛門とつきもしたらん。亂世にて誰とがむる者もなきゆゑなり。應仁以後にいたりては。何事も舊き蹤うしなひはてつる世なれば。上の一もじを姓といふ事も。下は輩行官名とも。何とも玄らで。たゞ人の名はかうやうの物ぞと心えてなのりしほどに。上の一もじ姓ならぬもいできたるなり。されば世の中のうつり來しに玄たがひて。成功の實もうせ。輩行の序もみだれて。そのかみのやうにうる正はしくこそあらねど。きと由緒ある事にて。今においては。うけばりたる名乘に。これを置ては何かはあらん。玄かるを此頃の學者たち。さるゆゑよしは玄らずやあらん。世に俗名と稱れは。ひたすら俗なりと心えて。歌よ消息よと人のがりやるにも。これをいみさけて。人の實名書ちらすこそ。さもこちなくうたてき事なれ。そも〳〵これは。皇國の學するともがらのみにもあらず。儒者とある人たちの。漢文にかゝむにも。いとよろしき稱呼なるを。さる事のきこえぬは。くちをしき事なり。朝夕にめなれ口なれためる唐詩選などをもみよ。王大高五などあるは輩行。高都護杜少府などあるは官名にて。今時の名ともはらおなじ

のころは無員數なる事勿論なり。寛元の比になりては。猥なる事いふべくもあらず。寛元三年の平戸記に。十三度の除目の聞書をのす。その度ごとに四府の尉おの〳〵十二三人づゝ任ぜらる。又治部丞五人一時に任せられし事などもみゆるは。あまりなる事なり。かの記に。靫負尉以下。無量無數などいひ。公事毎度。被レ行ニ成功之口任一。雖レ知ニ末世之至一。猶々可レ悲ともあるは。その比の有職も。嘆かれし事ながら。これを除ては生財の道なかりしなり。さるは諸國に守護地頭をおかれしより。國々の賦役大かた无實になり果て。國役と成功とをもて。かつ〳〵臨時の事は行はれしなりけり。任ずる人がらも。朝野羣載にみゆる申文どもは。諸大夫侍。宜かるべき人にて。望外の職に轉じ。次序を守らずして超越するなどやうの事なるを。かの无量無數の成功にいたりては。行事官より諸國に觸て。富豪の百姓に募りたる物なれば。きのふまで庄官里長の沓とりし者も。けふは正六位上左衞門尉となりて。弓やなぐひなど。勢だちありくは。いと〳〵みだりにて。やみがたき勢とはいひながら。かなしきわざなり。成功の數多くなれば。おのづから物も多くは出さぬやうになり。物多く出さねば。任人の數いよ〳〵増て。四府の尉。諸司の三分。天下にみち〳〵たり（これ今時の俗名に兵衞衞門多かるゆゑなり。）成功の物の事。靫負丞は八百疋。兵衞尉は四百疋。諸司の三分は二百疋に過ずといふ事葉黄記にみえたり。錢の價は今時の百倍にも過たれど。されどなほあさましういさゝかの物めさるゝなりけり。元弘建武の比よりの物には此事みえず。さるは天下たゞみだれにみだれて。皇威諸國に及ばず。かの豪富の輩。數代成功せしは先祖のなのりしまゝに某左衞門某兵衞となのりしなり。兵革やむ時なくて。さやうの事糺明せらるべき時世にあらねばなり。

今時の俗名といふものは。人の實名は。かりにも他より呼べきものならねば。輩行と成功との二ッをもて稱へし物なり。其輩行といふは。兄を太郎といひ。つぎを二郎といひ。三郎。四郎。ついでのまゝによぶ事なり。十郎より上は。餘一餘二などぞいひけらし。今昔物語に。其國ニ平維茂ト云者アリケリ。此ハ丹波守平貞盛ト云ケル兵ノ弟ニ。武藏權守重成ト云ガ子。上總守兼忠ガ太郎也。ソレヲ曾祖伯父貞盛ガ甥并甥

年々隨筆三 壬戌

官をうらる、事は。いつよりかありそめけむ。皇綱のゆるぶもとゐにて。かなしきわざなり。本朝文粹にのせたる菅三品の異見三箇條の中に。請ㇾ停ㇾ賣ㇾ官事といふ條ありて。方今授任之道。非ㇾ不ㇾ正。黜陟之規。非ㇾ不ㇾ明。然時有㆓以ㇾ財官ㇾ人矣。公家以爲ㇾ助㆓國用㆒。衆庶以爲ㇾ輕㆓天工㆒。云々とみえたり。これらはいかなる官をうられしにかあらん。類聚三代格にみえたる昌泰四年格に。播磨國解稱。調庸租稅。國之大事也。此國百姓。過半是六衛府舍人。初府牒出ㇾ國以後。口稱㆓宿御㆒。不ㇾ備㆓課役㆒。領㆓作田疇㆒。又延喜二年の格に。河內三河但馬等國解稱。此國久承㆓流弊㆒。口多㆓困窮㆒。就ㇾ中頗有㆓資產㆒。可ㇾ堪ㇾ從ㇾ事之輩。旣帶㆓諸衛府舍人㆒云々とみえたり。さばかり諸國に衛府舍人（衛府舍人とは。近衛兵衛門部をいふ）の多かりけるは。賣れたる故ならんか。中ごろより諸國受領の政おとろへ。庄園多くなりて。公田減し。調庸租稅やう／＼に少くなりて。成功（シヤウコウ）といふ事いできたり。成功とは。造宮造寺。何事にもあれ。臨時の大事の公用ある時は。私物を以てその事を成し。功を立て。官を望申事なり。本朝文粹に。大江匡衡朝臣の美濃守を望申狀に云。匡衡爲㆓尾張守㆒之時。撫ㇾ民治ㇾ國。致㆓合期之勤㆒。有ㇾ功無ㇾ過之由。諸卿僉議已畢。又依㆓官符宣旨㆒。修㆓造國分二寺神社諸定額寺十二箇所㆒。不ㇾ申㆓請官物㆒。別進㆓造伊勢豐受宮之料米五百斛造宣陽殿料准穎十餘萬束㆒。依㆓官符宣旨藏人所召㆒。所㆓交易進㆒絹二百餘疋等。不ㇾ立㆓用公帳㆒。皆是諸國吏之誇ㇾ功稱ㇾ雄之事也。とあるをもておもへば。此事はじめは受領など。何となく土木の功をなし。めさる、物たてまつり置て。かさねて熟國溫職など望むたつきにせし物なりしを。用度年をへて乏しく。造營日に逐て多くなりしかば。ことさらに一分二分のともがらを催しても募らる、事になりけむ。されど白河院鳥羽院などの御時までは。必闕によらる、事にて。朝野羣載にのせたる申狀どもみな其定なり。衛府尉。諸司三分を。無員數にして成功を募らる、やうになりしも。いつのほどよりならむ。いまだ考えず。もしは後白河院などの御をこたりにはあらざるか。一人二人づ、やう／＼に數まして。きはやかにいつよりといふ事はなきなるべし。文治

二村山は尾張國なり。兵部式に。尾張國驛馬。馬津新溝兩村各十疋。とある兩村印本兩を雨に誤古本ともには兩と有これなり。今は兩説なる中に。多くは三河國と定めれど玄からず。陸奥の十府の菅薦。とふは地名にはあらじ。七ふには云々。みふに云々とある語勢にて玄るべし。今宮城郡にその所あり。猶奥の地にもさる所ありとぞ。共に信がたし。多賀城碑は。天平の古物にていと〱めでたけれど。壺の石文にはあらず。つぼの碑は。古歌ともにおほくはえぞをよみあはせたるにても。いたうおくなる事玄るきうへに。清輔朝臣の家集に。石ぶみやつがろの遠にありときくえぞ世中をおもひはなれぬとあるにて。津輕近き所なる事を玄るべし。袖中抄に。顯昭云。いしぶみとは。陸奥のおくに。つものいしぶみあり。日本のはてといへり。但田村將軍征夷之時。弓のはずにて。石の面に日本の中央のよしを書付たれは。石文といふといへり。とみえたるにも。多賀城にてはかなはず。南部殿の玄らす地に。つぼ村あり。そこに石文大明神といふ社あり。石文湮滅して後。その跡を神にまつりたりといひ傳たりとなん。これよくかなひておぼゆ。かやうの類諸國に多し。多くはすきものゝ。我郷にゆゑありげにせんとてのわざなれど。なからんも恥なき事なり。かやうの事に強ごとする。いとあぢきなし。

ことしは革命の運なれば何事かあらむとゆゝしがりしに。名高き物しりたちこそおほくうせにしか。京にては。六如蘆庵。江戸にては。平洲松窓。みな世にゆるされし人々なり。何よりも本居先生こそあたらしけれ。古事記傳など寶とある書つくり出。やんごとなきあたりにても物きこしめし。弟子などもよろしきが多かれば。其方はあかぬ事なけれど。猶涅槃の期おそからむには。めでたき説教どもゝあるべく。阿難迦葉も數そふべきを。辛酉の厄。これぞいみじき事なりける。

享和元年十二月十一日於品川莊居更成一小冊了

正明

年々隨筆二辛酉下終

かくのごとし。字音は。平上去の三聲は。文字の平上去には拘らずして。よみざまの平上去なり。入聲は入聲のもじなり。すべて何書に聲をさしたるもかくのごとし。

やまひを歡樂といふは。死喪を吉事といふごとく。凶をさけていへるなり。五六百年こなたの記錄どもに常みゆ。去年の秋。萩の花さかりに咲みちて。池水にうつろふがをかしきに。月さへをかしき比なりければ。稲山行敎。清水良治などに。せうそこして。まとゐしたり。酒いたうすゝみて。むらいもさりあへず。歌よむもあり。すゞろなる朗詠などして。もて興ずるほどに。亥の時もはやう過にけり。良治はかへりぬ。行敎も正明も醉ふしぬ。又の日はかしらいたくおきあがるべうもあらずくるしければ。昨宵歡樂生ニ歡樂一とかきて良治がりやりつれば。昔日聖賢昧ニ聖賢一とかきそへてやがておこせつ。聖賢とは酒の事なりとぞ。

□□人　古人の名

尾張國に朔花といふ誹諧師あり。誹諧もけしうはあらぬなるべし。利口などしてをかしき翁なり。ひと日此朔花がり行しに。やがて盃もていでゝ。何事の情をもそふるはこれこそあれ。いかにぞ日ごろはまゐるやととふ。ひと日も此君なくてやはあるべきといふに。さりや竹の葉ときこゆるものなればといひしはをかしうおぼえたりき。

われてといふ詞を。先達はわかれて說めり。さても岩にせかるゝ瀧川のといふ歌はかなへれど。こと歌は解がたし。われてはわりなくてなり。わりなくのなくは。無の意にあらず。おほけなく。いとけなくのなくなり。りとれと通ふ。もと同言なり。古今集。よひのまに出て入ぬる三日月のわれて物おもふ比にも有哉。金葉集。みか月のおぼろげならぬ戀しさにわれてぞいづる雲の上より。新古今集。花ながす瀨をもみるべきみか月のわれて入ぬる山の遠方。風雅集ほのかなる俤ばかり三日月のわれて月みる名や立ぬらん。新後拾遺集。おもひいづやあら磯浪のうつせ貝われてもあひし昔がたりは。山家集。いむといひて影にあたらぬ今宵しもわれて月みる名や立ぬらん。これらわかれてとみてはきこえず。

ツ
ケ
ヲ

上　去
字音清
平　入

タル
ヨリ
ヘル

上　去
字音濁
平　入

タリ
リ
メリ
ヘリ

上　去
字音
平　入

又字音の傍注にㇾ|立|とかき付たる所所ありㇾはンの字ォをはぶきたるなり立は音の省文なり

字音の連讀

訓　音

音ノ連讀

訓ノ連讀

子注

子注は文字本文の大さにて字の首に朱にて○これほどの圏を隔字につけたり又毎字つけたる所もあり

しもじは語のまゝにすまる、を。言便にからうじてといへば。かもじ柔軟にて。らもじうもじやう〳〵にあがりゆく故。發語の勢しもじに及びて。それにひかれて濁らるゝなり。幾度もいひ試ればをしへを待ずしてよくえらるゝ事ぞ。

本居先生。古と今と清濁違へる事ありといふ説ありて備れり。遠江國人石塚龍麻呂といふ人。この説をひろめて。古言清濁考といふ書をつくれり。一とせ伊勢へ物したりし頃。稻懸大平これをみせたりき。旅のならひ。何くれと心せかれて。よくもえみわたさゞりしは。心のこるわざなり。今上木すべしなどいふ。はやう事なりぬなどもいふ。さらば又みる時もあらんかし。そも〳〵此清濁のことなるゆゑは。いひざまの上り去りの異なるなり。すべて物いひは。上りざまなるが便よきにや。言便といふもの多く上聲なり。上聲の下はにごる事上にいへるがごとくなる故。古すみたるを。後には濁るが多し。かの清濁考に書集めたるもさこそあらんとおしはからるゝはいかゞあらん。

令の校合にあづかりし比。古本どもにつけたる點を勘あはせて點圖をつくりたり。その後律式などの古本をみるにみなおなじければ。法家の點一例なりけむ。

ナ　ム　ニ
コト　ルノ　カ
ト
テ　ハ

ヨ　レ
ヘ
ヌ　セ
ツ　シ　フス云

ヲ又云ナ　ナリ　モ
ク
ル
スル　レリ　セン

キ　ヨリ
コト　ス

る。火がクワツクワともゆるといふたぐひ。たま〳〵入聲なれど。それもいくつもかさぬる事は。息つまりていひ難し。そは餘韵なき故なり。から國にては。餘韵咽喉の間にありて。息のつまる事なきゆゑ。いくつも重ねていはるれども。猶詩賦のたぐひ。しらべよく調るには。多くかさねては。あしかるわざなりとぞ。

から書佛書などの古本どもに。四聲をさしたるは。みなよみざまの上り去りなり。そのかみはかりそめに書よむにも。訓詁の典雅なるはさるものにて。よみごゑの上りさがりまで。とゝのへて。うるはしくめでたかりしを。近ごろは。荻生惣點といひし人。訓をやうなきものにおもひ。音がちによみなし。てにをはもとゝのへず。いやしげに物せしが。かく下れる時世にあひて。あまねくなれるなりといふ人あり。さる事にや。ひたすら相傳といふ事をやぶり。見識といふものをさきにして。みだりに物するやうになりて。おのれが知見の陋きまゝに。かやうのすぢをもみな迂遠なりと心えて。鄙俚きよみざまに物するゆゑ。清濁四聲訓詁の則など。やう〳〵うせてその定なる書をさをさみえずなり行は。あたらしく悲しきわざなり。天臺眞言の經疏の類は。印本にもおほく聲をさしたり。それにしたがひてよむともみえざなれど。告朔の餼羊にていとうれし。皇國の書も。國史令律などうるはしき物はさらにもいはず。歌物語といへども。上り去りおごそかにとゝのへてよみし物なり。顯昭の古今集注は。注にすら清濁四聲をさしたり。今の學者は。かゝる事あるものともおもひたらず。

字音によみつくるスルセルなどの類。あるひは清あるひは濁は。平上去によれり。そはもじの平上去にはあらで。よみざまの上り去りなり。去聲は。いひ初る時つよくて。やう〳〵さがり行聲なる故。發語の勢開口のところに盡て。よみつくるもじまでに及ばねば。語のまゝにすまるゝなり。上聲ははじめ柔にて漸につよく上る聲なる故。發語の勢よみつくるもじまで殘りて。その勢にひかれて濁らるゝなり。便㆓童蒙㆒辨㆓陰陽㆒。この二ッをいひ試て。發語の輕重をしるべきなり。平聲のは。もとすゑおなじほどなる中に。いさゝか上聲へちかきはにごるなるべし。此事字音に限たる事にはあらず。よろづの詞みな此定なり。たとへば辛苦なる事をからくしてといへば。からの二もじ去聲なるゆゑ。發語の勢こゝに盡て。

に。朝とくおきて物するもおなじおもむきなり。皇國は寒さ暑さおなじ程といふ中に。猶寒き方の忍び難き故。寒稽古するなれば。法師たちも。結冬したるなむよろしかるべき。

佛書にみゆる偏袒右肩は。かの國はいと暑き故。常は左右ともに袒(カタヌギ)たるを。貴き人にむかへば。かた方を著(イル)るにやあらむ。打聞はさからざるがごとくなれど。貴人を見てことさらに肩ぬがん事。あるべき事とおもはれず。儀軌などいふものにはいかゞある事ならん。尋ぬべし。

米の粉を粘(チヤシ)て。まろめてむしたるを。世にダンコとぞいふなる。團子といふ字から書にみえて。おなじさまなる物とみゆれど。音訓にわたれゝば。これによりたる名にはあらじ。八種の唐菓子といふ中の團喜よりうつれるにやあらむ。今團喜の形をみるに。米の粉に胡麻をまじへ。粘して丸くしたるものなり。白き黒き相まじりたるが。碁に似たれは。團碁といふものなるを。漢音によみなして。好字(キ)に書改めて。團喜といふにやあらむ。尺素往來に。碁子麪といふものみえたり。これは伊勢尾張などにては今も調する物にて。湯餅(ウトン)に胡麻をいれたり。これらをもておもひよれる事なり。さて今のダンコには。胡麻はいれざなれど。そは省けるにて。代をふるまゝにうつれるなり。此考なほ迂遠にや。

から國の四聲といふは。上聲は。いひはじめひくゝやはらかなるが。末やうやくにあがりつよくなる聲なり。平聲は。もとする同じほど。去聲は。はじめつよく高きが。やう／＼にさがる聲なり。聲のさがるさま。遠ざかり行心地するものなるゆゑ。去といふ。入聲もさがる聲なり。そのさがる事直に急にして。末つまるばかりの聲なり。つまる聲は喉のうちへ更に入行心地する故。入といふ。去聲と入聲とはおなじくさがる聲なる中に。去はやう／＼にさがる故。アイウと引。ンとはぬる韻(ヒヾキ)あり。入は直にさがる故。息つまるやうになりて。餘韻は隱々として聲の喉へかへる間にあり。皇國の詞には平上去の三あり。その上り去(サカ)るさまいたうきは／＼しからず。から國の聲にては。同じ平聲といふほどなるべし。さかさがる事甚しからざる故。いかにいひなしてもつまる事なければ。入はなし。たゞ俗語に。人がサッサとはし

まつはれて。よろづにからさへづりのいでくるこそみぐるしきわざなれ。消そこなども。いはゆる書牘などうるはしきさまにもあらで。字音がちに書ずくめ。熟字といふ物も。おもふにまかせたるはたなきなるべし。俗語ながらにおしゆがめて作りなし。さても猶えつゞけもはてず。奉存候など。時〳〵は打まぜたる。さしむかひたる詞にも。わりなく字音にいひなしたれば。ふとは聞取がたくて。やゝと打かたぶくに。云々の事よとことわりたるなど。いと便なし。をこがましき事ながら。これ人情にて。おのづから然かるにや。源氏物語箒木巻ひるくひの女の詞に。月比ふびやう（不平）おもきにたえかねて。こくねち（極熱）のさうやく（雜藥）をふく（服）して。いとくさきにより。えたいめむ給はらぬ。又乙女の巻はかせの詞に。をゝし。かいもと（垣下）あるじ（主）。はなはだひさう（非常）に侍。たうふかくばかりのゑるしとある何がしらをゑらずしてや。おほやけにはつかうまつり給へる。はなはだをこなりなどいひしことみゆ。此物語よむ人。誰かは蒜くひの女はたをやかならず。博士はこちなくふくつけしとおもはざる。さてまのあたりの學生らの。片ことまじりの字音ことばゝ。いかゞさだむる事ならん。中には今日大風土砂眼入などいふがわびしきといふ人もあるべし。これはから言のみにもあらず。古學といひて。古事記萬葉集のさたするともがらは。消そこ文にも。詞にも。古言めかしきことのみ出きて。かのからさへづりよりも。聞つかずみぐるし。さるは契沖眞淵本居先生。などの考を見なれ聞なれていふめれど。その考共も。あたらざるも多かれば。あいなきたのみ所なり。すべて世の事と詞と打あひたる物にしあれば。今時の雜事を。古言にいひとらん事難きわざなり。されば俗語も入まじりて。頼政の卿の射おとしたりけむ怪鳥のごとく。かしらは猿尾はくちなはにて。みぐるしきわざならずや。學問を。打出てとくみえむとのすさみにこそ。よしなし〳〵。」

佛法に。結夏といふ事のあるは。天竺はいと暑き國なれば。夏のほどはいとくるしく堪がたくて。何事も懈事なるを。それをも堪しのびておこなひすませば。おのづからその行業もすゝむゆゑの事なり。今の世に。寒稽古とて。何伎藝にても。冬のいと寒き

維章がおどろかせし意は。けしからずとおもひしやらん。大見識とおもひしやらん。しらねども。これはいみじう物にくるふわざなり。愚に頑(カタクナ)なることはさるものにて。これは國をはづかしめ。公をもおとしむるすぢにて。いみじき罪なり。もと聖人の書をいたづらによみて、聖人の情(ミコヽロ)をえしらぬゆゑ。かやうの事もいふぞかし。孔子の外蕃を夷狄とていやしめ。わが國を中夏とて尊げにの給しは。いかなる御情ぞと。その御こゝろをしり學ばむに。かゝる妄言(ミダリ)いはましや。かやうの人は。孔子のおのが父を賊との給はゞ。おのれも賊といはむにこそ。

同じ東海談に。地名の正しく雅なるは。中華はいふにや及ぶ。次に朝鮮と安南とのみ。此二國は。よく中華をまなびたるなり。豈唯これのみならんや。名字稱號の正しきは。二國に及やある。此國をのぞく外は。すべて夷言なりといへるは。頑なる論なり。皇國とても。江戸をさして江戸といひ。大阪をさして大阪といひ。親をおや。君をきみといはむに。何の正しからざる事かはあちむ。西土(カラ)の稱呼を準として。それに似たるを正しとおもふはつたなし。西土も一域。皇國も一域。こと國〳〵も一域なれば。其國〳〵の稱號こそ正しけれ。からに似ずともなてふ事かあらむ。朝鮮安南のから國に似たるは。久しくかの國に屬て。何事も其制(ノリ)をうくる故なり。さればかの二國の似たるは恥にて。似ぬ國〳〵こそ。かへりてたけき物にはあれ。

同じ書に。公卿殿上人をさして。王人とかける所爰かしこみゆ。もとより俗語まじりの俗文につゞりながら此一言をきりいれたるはいかに。公家衆などいふを。俗なりとおもひしにや。そは天子につかうまつる人といふ事にて。當れるもじとや思らむ。いとつたなし。から國の書をも見よ。秦漢よりこなたの百官を。王人とかける事やはある。王といひては同じから國の天子にすら當らぬもじなるを。ましてかしこくも我すめらみことにかけ奉らんや。そも〳〵左傳に。齊人楚人などいふもおなじやうに。王人といひたるは。ゆゑある事なるを。かばかりにてはよもえしらじと。專門の學さへ。そこひみゆる心地なむする。

から書わづかによみそむるより。やがてそのすぢに

きまふべきやうなきゆゑに。建春門。宜秋門などなづけしなり。里第なるは。たゞ西對。東對。惣門。中門などにて事たるめれば。ことさらに名を設し事きこえず。東三條殿。小一條殿などいふは。その在所(ト)をさしていへるにて。こと家に分たむとて。外の人のいふ事なり。風流につけし名にあらず。枇杷殿。紅梅殿など。ことさらめきたるもあれど。さる木のめにたつがありしを。おのづからよびそめたるにて。地名よぶも同じ意ばへなり。あるじの意として設られたるにはあらず。やゝくだりて。連歌師などにこそ。梵灯庵種玉庵などいふもきこゆれ。西土(カラクニ)も。そのかみはさる事なかりしを。桃李園獨樂園（猶ふるくもありもやすらん。ふとはえおもひいでず。蘭亭なとはいかゞあらむ。）など。唐の比まれ／＼みえて。宋よりこなた。やう／＼多く。今はなべてなるやうなり。皇國の儒者たちは。よろづから風をまねぶならはしにて。家の名はた人／＼にさたすめる。ずさならでも。なま心あるものは。皆この家の名づくるならはしなり。小き家たゞ一ッもたらむ人。何某が宅にて事たりぬべきを。あやしきえせ風流なり。されど。からもじよみなるは。かの連歌師などより。やゝふるく。世あまねき事なれば。咎なし。すべて何事もはやうよりゑ來つる事の。我も人も物する事は。あしからむとてもいかゞはせむ。さしはへてとがむべきにあらず。心づからしいづる事こそ。よくおもふべき事なりけれ。ゑかるに此ころ。古學といひてから國をいみじうそしる人／＼。この家の名のからめきたるをにくみながら。なくてはさう／＼しきにや。松のや竹のやなど。訓にてぞつくめる。もとのねざしはから風をうらやみながら。うはべはつれなく。やまと魂がほなるは。心きたなく。つみ深き事なり。これ誰人がはじめつらむ。眞淵なども。あがたゐといひしにや。そよ。此あがたゐの居。かの田居のゐとおなじ義にや。

平維章ときこゆるは。篠崎金吾といひし人なり。東海談といふ随筆あり。此比物のついでこれをよみし中に。徂徠翁の孔子畫像賛云。是謂ニ克肖一。吾豈敢。是謂レ不ニ克肖一。吾豈敢。亦唯唐帝之賜袞冕十二章。儼然王者服。萬世之下。萬里之外。伏惟聖德遠矣哉。癸卯之夏。日本夷人物茂卿稽首拜手謹題。此夷人の二字。看官(ミルヒト)以て如何とかする。其評をきかまほしとあり。

れを池ともいひ。沼ともいへり。名所の池沼みな此事なり。今も中國にては池といひ。東國にては沼といふ。打まかせては池沼といふものなれど。田に沃（マカ）す料の水なるゆゑ。井とも。井ど丶も。どは所の意。山ゐとも。田ゐともいふなり。さて又平なる地にては。大井河などやうの河をせきわけて。ゐせきといふは。川の底に杭をうち。土石をあつめて。そのかみに水のよどむやうにして。其淀より水をせきわくるなり。田にまかす水をせきわくるゆゑ。ゐせきといふ。細き渠（カハ）をほりて。その流の末よりまかすなり。その堤を井手といふ。手は畷の手なり。今いふ土手もその詞の遺れるか。今尾張美濃などにて。井桁といふ。けたはゆけたのけたと同しかるへし。かれは。温泉に人のあむへき淺深をはかりてつきとめし土手の事にやあらん。山城の井手も。さる堤のありし故。所の名にもおひしなり。玉川やがてその流なるべし。飛鳥井も。せゐも。數〱の某（ナニ）井も。みな此渠（カハ）と池との事なるを。近き世の先達は。井を堀井戸のみの事と心えたるにや。さては。尾花ちるしづくの田ゐに雁がねも寒來啼ぬ。萬葉九 又伏見が田ゐに雁渡らし。萬葉九 又朝霧のたなびく田ゐに啼雁も。萬葉十九 などあるを。井戸の底にて雁のなかむ事いかゞとおもひて。田づらの家の事とぞいふなる。さらば山里を山ゐとも。浦ざとをうらゐともいふべきを。さるたぐひ一ツもきこえざなるはいかゞ。すへて居の字をゐとよむは。起居の居なり。居所の居はすまゐとよむべき意ばへなり。もじと。訓と。かたへはあひて。かたへはあはさる。常ある事なり。居の字。古くすまゐとよみし事ありやなしや。ふとはおほえれど。歌の語にて。しかよむへき意はへなり。ゐとよむべきよしなし。もとゐといふ物をしらで。しひたる說なり。ゐを堀井戸の事としてかなはぬは。田ゐに限りたる事かは。飛鳥井にやどりはすべしも。せかゐの水をひさごもても。似つかはしくもきこえず。結ふ手の雫に濁る山のゐのとある。堀井戸の水。手に結ふべきやうもなく。雫に濁らむやうもなし。走井のこかやよりも。堀井戸の底にかやのおひんやうあらましや。池と渠との事としては。一も滯所なし。さて又。此田ゐといふ詞。後〱には。たゞ田の事と心えてよめるが。撰集にもいれり。續千載集に。あし引の山した水をひきわけしすそわの田ゐにさなへとるなり。新拾遺集に。つくばねのしづくの田ゐの秋の庵このもかのもにけぶり立なり。新千載集。くれ竹のふしみのたゐのかりのよにおもひしられてもりあかすらむなどの類。猶多かり。

居所に名づくる事は。九重のうちの事なり。さるは。おなじやう成殿舍門廊いと多かれば。名なくてはわ

をかしとはわらふ事なり。さるは心にめでおもひて。たのしみよろこびてわらふも。あざけりそしりつまはじきをしてわらふも。みなをかしにて。いづ方につきても。玄のびかねて聲にあらはるゝ事なり。わらふといふ詞も。此二かたにわたりて。古今おなじ事なり。玄かるに。田中道麻呂といふ人。めでたのしむ方は。おむかしの略にておかし。あざみそしる方は。をこかしの略にてをかし。もとより詞異なりといへりしを。本居先生もこれをよしと定て。假字も玄か二様にかゝる事なれど。それあらぬ事なり。おかしをおむかしの略といふは。萬葉集に。おむかしのおをはぶきてむかしといへる所もあれば。むをはぶきておかしともいふべしとおもへるなれど。おむかしは。面向しの約れるにて もむの反むなる上に。同聲にてことに約やすし めでおもふ時は。面のそのかたにむかはるゝをいへるなり。むかしは向しにて。おといふ詞はもとよりなし。向しも面のむかはるゝ事なり。おもといはても其意になる。省きたるにも。約たるにもあらず。をこかしといふ詞は。すべてなき事なり。をかしのをはわらふ聲。かしは語辭 わらふのわも聲。らふは語辭。 にやあらんとかつはおぼゆれど。それはたよしなき穿鑿なり。たゞわらふ事とのみ心得たるなん。おいらかにてよからまし。穿鑿をむねとすれば。いたづらなるちからを費すものなり。蜻蛉日記に。みちのくにに。をかしかりける所々を繪に書てもてのぼりてみせ給ければ。陸奥のちがのうらにて見ましかばいかにつゝじのをかしからましとあるも。おも白き方なるを闘にいひかけたれば。をかしなる證とすべし。此人の父倫寧朝臣の陸奥守になりしは。天暦八年なり。任はてゝ上りし比の歌なれば。天徳のはじめの事と定むべし。和名抄はた此前後にこそ出來つらめ。和名抄の假字とらむほどにては。いかでかこれをもとらざらむ。村田春海にさきにたいめしたりし頃。つゝじの闘など引出て。二様にかく說はわろしと。たれもいひたりき。

ゐといふは。田にまかす料の水の事なり。今尾張國美濃國などにて一ツ水口より七村八村などつゝ水を沃す。其村を井組といひ。其事につきたる雜費を賄ふ米を井料米といふ。それを石高にわりつくるを井高といふ。さるは山田は山の尾さきと〳〵の間を築とめて。その山のたり水雨水などをためて池として。萬葉集九に。つくはれのすそわの田ゐとあるにても。其さまを志るべし。ひの口より水をかよはして。其下なる田にそゝぐ事なり 歌に池水の言とかかるはこれなり。こ

而以レ行爲レ論。如レ此則子議レ父。臣議レ君也。甚無レ謂。朕不レ取矣。といふ事もあるは。誠に千載一人の。卓見の君なりけり。

郭公をめづる歌。古にはをさ／＼なし。おのづからありもすれど。後／＼のやうに。打まかせてめでたき物にしたるにはあらず。いつのころよりか。かくもてなして。我人めづるものにはしたりけむ。それも。京にてはまれにきくゆゑの事なり。江戸にては。はじめ一日こそ。これぞ初音よとおもふに。めづらしき心地もすれ。月日へて。里なるゝまゝに。たゞ耳のもとにさしつけたらんやうにてうるさし。四谷いちがやなどにては。ふみ月なかば。猶聲たえず。いとすさまじ。卯月に閏のありける年。あかぎの杜の木陰すゞしかるべしとて。ふたりみたり物しつ。そこはかとなく茂りあひたる。遠近のけしき。いとをかしうて。久しくたてるに。時鳥の。わが蔭しめたる槻の木にしも。二ッ三ッとまりゐて。いづれまされりとねをつくす。うるさしといへど。行ての聲は猶をかしきを。こゝさらずなくは。ふくつけさ。にくさ。いはん方なし。おのれ。

うるさしよきくもうつきのこ年またあまりあるまでなく郭公とよみつ。事ざましなる歌なり。かくいひながらも。年ごとの卯月のはじめ。今はなくべきにやと。心もとなうてまたるゝぞ。心よわきや。日ぐらしにてきのふ。小石川にておとゝひなど。人づての聲のきこゆれば。あやしうすゞろなる心地す。」

から國にては。菊は黄なるをめづめり。詩どもにも黄菊黄花などぞきこゆる。皇國には。置まどはせると。霜によそへしよりはじめて。しろきをむねといひならはしたり。まことに手をつくしたるくさ／＼の色よりも。白菊黄菊の。いたく大ならず。又小くもあらぬを、わざとつくろひなどもせでさかせたる。此園の中など。そこらの松影に匂ひみちたるこそをかしけれ。そかきくとは黄菊のことなりといふ。さる事にや。何がしとかやきこえし連歌師の句に。黄菊白きくその外の名はなくもがな。さる事なり。

もみぢは。かへで。いてふ。返／＼めでたし。かつらといふ木の黄にそめたるは。いてふよりもめでたしと美晴かたりき。此かつら。賀茂祭のおなじ物にやあらん。ゆかしき事なり。

年々隨筆二　辛酉下

日野中納言資朝卿は。太平記にみえて。人のよく知れる人なり。かの卿は。忠烈のたぐひなきのみにあらず。有職の事もいみじかりけり。その日記を見て知るべし。此記世にもまれに侍なるを。先生はうつしえてもたれたり。傘の事を。唐笠とかゝれたる所ありて。此名いと古かりけりと。めづらかにおぼえたりしを。はやう雅亮の裝束抄に。その內に鏡臺をはりてたつ。そのてい。とうだいの土ゐなくて。からかさのかみのやうなりとみゆ。猶ふるくもありもやすらむ。

おなじみかどの再度御位につかせ給しは。稱德齊明。皆女帝におはします。さてはじめの度は崩御ましましたるにあらねば。御諡あるべきやうもなきを。皇極孝謙とたてまつりたるは。（孝謙稱德は。天平寶字二年に寶字稱德孝謙皇帝と上りし現御世の尊號を。二つにして用たり。されと二つにしては二所ときこえていかゞなり。）いかなる事ならん。桓武天皇の御時に。上世の御諡は奉りしといふ說あり。その時仰事うけ給はりし博士。御代のかはるごとに。かたはしよりつけまゐらせて。玉體の一柱なるもいはず。疎漏なりし事にこそ。

諡といふは。まことにはあぢきなき事なり。いけりし時の行迹のよさあしさを論じて名におふすとぞ。まさしくよろしからぬ事あらんからに。父のため。君のため。あしき諡おくるやうやはある。子は父のためにかくすと。孔子のの給つるものをや。行迹につきて名づくとはいへど。うみの子孫のうけ繼たるは。わろものもよき諡をえて。國をうしなひ身をほろぼして。祚をわがすぢに傳ざるのみ。よき行あるもあしき諡おくらるめれば。何の勸誡にかはならん。畢竟無用の詐なりかし。皇國に此制を立られしは。桓武天皇の御時なり。（天平寶字二年に。天平のみかとを。勝寶感神聖武皇帝と尊號上りし。これぞ始にはありけれど。此度は。臨時の事にて。恒の典とせられたるにあらす。又公式令に。天皇諡とあるは法を設て行はれさるなり。大寶養老に此事ありしには非す。）さてその御代を。桓武とたてまつりしより。其制たゞちに變じて。仁明。文德。光孝。此三御代の外にはなし。（その始は遜位のみかとには奉らさる故事なりけれと。やかて村上天皇なと在位崩御の御代にも上らす。）崇德安德順德など。こゝよりてきこゆるも。御追號とて事異なり。政迹によりて御諡たてまつるが。人情にそむきて。神の御こゝろに叶はぬ故にぞあるべき。秦始皇帝制云。朕聞。太古有レ號無レ諡。中古死

めは。色のきはみて。きたなげなるをかくさむ料なり。共に女しく物心つきたるおもむきなり。俗にこれを元服といふは。あらぬ事ながら。おとなになりたる意はかよへり。

享和元年九月十一日始成一卷了。先生品川別業。長松密竹。頗爲幽玄之所。正明移住莊中。於今四年。欲勵蹇劣之性。而五車之富。遠在江戸。恨欠且昏披閲之事。筆削鹵莽。併爲是故也。

石原喜左衛門正明

年々隨筆一　辛酉上終

さくらの花待遠なる比。こふじてふもの、まづ咲出たるが。それかとばかり似かよひて。いとうれし。此花を人におくるとて。時しあればこふじの花もひらけたり君がにぎれる手にかゝれかし。續詞花集にみゆ。此花の歌。いとめづらし。

催馬樂に。高さごの。さいさごのとある。さいは。はやしなり。さごのは。上の高砂のを打かへしてうたへるなるを。たかを略きしなり。うたひ物には。打かへしてうたふ事も。上なるもじをはぶく事も。常の事なり。はやしとは。歌に勢あらせんとての彩なれば。令栄の義か。いひはやす。もてはやすなどいふも。はえあらしむる意なるべきにこそ。はやしといふ名。古くよりいひこし事か。物などにみえざるか。すべておぼえす。はやすと用の語にいひたるは。貫首祕抄。平家物語などにみえたりき。拍子といふも。はやしの言便にはあらざるか。今の世の謠どもにも。此はやしといふ物常多かるを。よくおもへば。古のといたく異ならず。考のたつきにいとよしかし。から國書の中に。詩經といふは。そのかみの謠をあつめしものなり。されば。此ふみのもじつかひも。其心して見ずば有べからず。虚字てふものも。只斯思且などの類。此書をおきては。をさ〳〵みなれぬもあり。さるはゆゑあることぞかし。そも〳〵焉哉乎也のたぐひ。各其義ありて。置べき所。大かたはさだまりありて。これにて義理を整ふる事なるに。詩經のは。さらに趣意にあづからず。たゞ音をかりたるものにて。謠のはやしなり。螽斯の斯もはやしなり。小序に。若螽斯不妬忌」とあるを見て。螽斯といふ虫の名と心得めれど。鸒斯柳斯鹿斯などあるを併見ても。斯は虚字なる事あきらけし。也矣之焉などども。此書に用ひたるはさまことなり。これはた謠のはやしにて。義理にあづからぬ故なり。世々の儒者たち。誰かは詩經を講せざる。さても此事のきこえぬは。經といふ名を尊ぶあまりに。謠といふ本を忘るゝにやあらん。いかゞあらん。

女の眉そる事は。黛もて畫んとての事なり。さるは。はえ際のゑどけなき所。色のこきうすき所などありて。わろびたれば。それをそり落して。おもふまゝに畫くなり。今大かたは剃たるまゝにて。かゝむ物ともおもひたらぬは。無沙汰なる事なり。又はくろ

背履ロ閾。義方咨嘆不レ已又問。何以自娯。答。唯作ニ小詩一以適レ情耳。義方欣然命取レ詩観之。開巻第一篇。題云。月夜招ニ隣僧一閒話とありき。事のついでのをかしきに。こゝに書付てん。おと、しの春。おまへの花見むと先生に申て。百首百杯といふ事をしたりき。題をさぐりて歌をよむ。一首よむごとに。酒一杯づつのむあそびなり。ひつじの時より。申の二點まで。一時あまりによみ終つ。肴は一種物。正明は。王餘魚のあぶり物を。山吹かさねの色紙につゝみて。山吹の打板につけたり。行敎は題者なり。小き紙に。百首の題をかきて。ひねりかけて。短き串につけて。さゝやかなる肴ひとつに一づゝさして。硯の蓋にもりたり。題をとればさかなをうる。それやがて一杯の料となれり。かゝりしかば。行敎のはくひ盡しつれど。歌よむに心せかれて。こと人のは手だにふれでやみたりし。いとこそねたうおぼえしか。流謙一勾當。米山美晴など。よたりばかりしての事なり。

ちるぞめでたきとよみしもことわりなり。さくらの盛はたゞ二日三日ばかり。あまりあへなき心地はすれど。又來む春はと心いられして待るゝも。久しからぬ故ぞかし。唐きりといふ物。葉のさますゞしげに。花の色いとめでたけれど。夏のなかばより。秋すぐるまで。たゞ同じさまに咲たるにあきはてゝ。とくかれよかしとさへぞおもはるゝや。

すみれ。二種あり。いづれもよろし。葉の細くてながきが殊によろし。ひろくて短きは色あさし。これをつぼすみれなりといふ人もあり。さる事にや。つぼすみれ。すみれ。もと一品にて。此花のいたうひろごらざるよりいふにもあるべし。から國ふみには。菜の部にいれたり。若葉をくふ事ならんかし。大かた花は折とこそいへ。つむとはいはざるを。此花にしもしかいふは。莖いとみじかくて。折とはいふべくもあらぬさまなればなり。しかるを此あたりのものしり人。なま〳〵に菜の類なる事をも聞しり。又つむといへるが。若菜などのやうにきこゆるなどおもひあはせてのわざなるべし。此花をいと多くつみもて來てくへりしが。いたうわづらひて。えもいはぬ事などしてくるしみけるとぞ。足八ッありとて。あらぬ蟹をくひし事。から人にもあり。物しり人の。中〳〵なるひがことする。今にはじめぬ事なりかし。

語などよむにも。花ちる里。うちの中君などのやうに。こともなくえ給へるあたりは見所少し。薄雲女院の御事よ。その事こそふさはしからね。かやうのあたりに。かぎりなき情は見ゆるぞかし。致仕の大臣の御女を。夕霧の大臣のえ給はむ事のあまり似つかはしき故。六位すくせの事つくり出たるも。物はかなき女三宮に。右衛門督のこゝろいれたるも。みなあひがたきより出たるおもむきなり。手習の君は。何のすぐれたる所かはある。大將殿は。總角の君の御ゆかりに。草はみながらとも御らんずべきに。宇治の中君。左大臣殿の六君。世にたぐひなき女ふたりまでも給へる兵部卿宮しも。からきうちかよひし給へるは。あやにくなるに御心のまさるなり。朧月夜の君に。弘徽殿の細殿にてはじめてあひ給し夜。頭中將のすさめぬ四の君などこそよしと聞えしか。中〳〵それならましかば。今すこしをかしからましとおぼしたるも。今より見ては。さる御あはひにてと。けしからぬ事のやうにおもはるれど。かへりて情ある事なりしなるべし。一夫一妻にさだまりたる。後の世の心にては。おもふにたがふ事多し。そも〳〵これは順逆のたがひにて。あふは順なり。あひがたきおもむきは逆なり。順は戀の本情逆は戀の風致なり。本居先生。此本情を準として。徒然艸を論ぜられたる。ことわりはことわりとして。をかしげなし。あふをむねと戀をいはゞ。辻君立君。あふ事はたやすけれど。品くだりたることなりかし。

人のこゝろは。よろづなだらかなるよりは。一ふしある方におもむくものなり。兵部卿宮の。眞木柱の君のいたうもなやませてなびき給たるを。うらみ所なしとおぼしたるも。此おもむきなり。からきは人の好むまじき味なればこそ。辛艱辛苦などもいふに。わさび。はじかみ。唐がらしといふ物をさへ好める人もあるは。たゞあまくなだらかならんよりも。中〳〵なる心地するゆゑなり。むかしの高き人たちに。人しも多かるに。法師とたはけ給へる事のみゆるは。唐がらしこのむたぐひなり。

法師とたはくる事につきて。此ごろよみしから書拊掌錄に。許義方之妻劉氏。以二端潔一自許。義方甞出。經レ年始歸。語二其妻一曰。獨處無聊。得レ無下與二隣里親戚一相往還上乎。劉曰。自二君之出一。惟閉レ門自守。足未二

とはれて。數ならぬ身はえき、候はずといひしは。答のふと出こざりしさましるくをかしきに。數ならぬ身むつかしと。定たる詞さへをかし。ものしりがほする人に。馬のきつれうとひたる。いと心とし。かわき砂子の用意やなかりけむといはれて。いかにはづかしかりけむと心ぐるし。鹽といふもじのさたこそかたはらいたき事なれ。何がしのおとゞも。兼好も。ざへのほどみゆるよ。鹽とかくは俗なりとやおもひけむ。あつしげはさすがに道の人なりけり。ちかきほどは世にしらぬ物わすれなるうへに。たゞ一わたりよみつるまでにて。人の名も。事のさまも。はやう忘にたり。

布のもかう。もかうは。御帳の帷をかけたる桁のきはに横ざまに引わたすものなり。ひとへなるを中折にして。わなを下にして引なり。今水引といふもののさましたり。常は纐纈にてするを。倚廬の御料は。鈍色の布にてしたり。放免のつけ物。放免といふは。世のわろもの、。かろき方の罪をかして流徒に配役せらるべきを。放免(ユル)して。檢非違使のつかふものなり。さるわろものは。かくろへたる犯ある者をも。おのづからよくしるものにて。追捕に使あるゆゑなり。付物といふは。御幸始。祭の日など。ことなる晴にする事なり。はなやかなる木草の花を。隨身などのきるものにおしつくるなり。賀茂祭の日。けびゐしのくしたる放免。付物する事にて。文永の祭の繪詞に此圖みえたり。これらは何の子細もなき事なるを。つれぐ草は。むげの人のみもてさわぎあつかひて。大事ともおもふめり。しろうるりは。さる物やはあるべき。色しろく。たけ高くて。をこげにみゆる人を。何となくいへるにて。よくせずばいひそこなひならんもしり難し。さる物をわれもしらず。もしあらましかば。此僧の顏に似てんといひたるも。おもしろきいひざまなり。しかるを。なき手を出し考ものして。祕訣大事といひかまふるは。いかなる事ならん。いひし人だにしらぬ事を。後の代にしらむとするは。しろうるりに似たる人の所爲なりけり。

花はさかりに。月はくまなきをのみ見るものかはと書出たるはめでたし。同條も。末には筆の勢たゆみてさまあしくみゆ。あふをのみ戀といふものかはといへるは。人情にわたりていとめでたし。源氏物

此條は。東鏡をよみたるほど。ふとおもひよられつる事どもの中にありて。物のついでにしいでられたる事なれば。和名抄にある事よくしりをらんからに。爰に引べきいはれなし。是ぞ隨筆といふもの、姿なりける。すべて此玉かつまに。あさまなる誤の何くれとみゆるは。隨筆なるゆゑなるべし。

隨筆の中に。いにしへ今からやまとにわたりてめでたきは枕草子。李義山が雜纂にもとづきたりといふ説あり。時代のほどをおもふに。さる事ならんもしりがたし。又偶合ならんもいかでかしらん。いとよう似たりといふ人もあれど。そは紫磨金身のたとへに。黄疸やみを引出るがごとし。其色こそ似たらめ。尊さときたなさといと／＼こよなし。から人もかの雜纂ををかしとやおもふらん。つぎ／＼いできて。四續まであり。いづるごとにいよ／＼きたなし。

近き世の人の隨筆にめづらかなるは鹽尻。そのはじめ三百餘卷はありしとぞ。天野氏身まかりての後。下すをとこに。きたなき心のやつありて。盗出て。ほぐにしてうりけこ故。はやう世にたえて。其家にもわづか七十餘卷のこれりとぞ。堀田何がしこれをあたらしみて（世にあまねく求て）つひに百卷となせり。猶おびたゞし。おのれ。さきに爰かしこ抄出して寫せる本五六卷みつ。まだいと物まなびの物心しらぬほどにて。いかなる事とさだかにはなけれど。よろしき論ら考もありつるやうにおぼゆるを。いかで又見てしがな。

隨筆の中にはつれ／＼草。いと幸ある書なり。げに其世にとりてはよろしげなる筆つきとはみゆめれど。枕草子など猶めでたき書はいと多かるを。何ともおもひたらで。注さくなど。所せきまでつくり出てもてはやすなる。大かた此書。文章などはけしうはあらぬを。道心がましく。さかし立たる事書ちらしたるが。かしらいたき心地す。されど中には心につく物語もあり。證空上人とかいふ聖の。女のいりたる馬に行あひたるに。口とり。口をあしく引て。堀にふみ落されて。こは希有の狼藉かな。四部の弟子はよな。比丘よりは比丘尼はおとり。比丘尼よりは優婆塞はおとり。優婆塞よりは優婆夷はおとれり。かくのごとくのうばいの身にて。比丘を堀へ蹴入さするやうやはあるといひて。きはまりなき放言しつとおもひしはをかし。女房に。郭公はきゝ給つやと

鹿。立二於王前一。王異之。以二一箇蒜一。彈二白鹿一。則中レ眼而殺之。云々とみえて。貴人もきこしめしつる事あきらけし。佛道よりうつりてや。穢のやうにもいひおもふならん。さらでも。家の中にそらだきをし。衣服にも何にも香たきしむる世となりては。しか臭きものくふべきよしなし。源氏物語にみえたる蒜くひの女は。えむにやさしき事はなく。こち〲しき博士なり。それすら此香うせなん時又立よらせ給へといひて。そのほどはまじらひもせざりしなり。かくむくつけき物にいひおもひしより。おのづから禁忌のやうになれるなるべし。今は江戸などにてはいむべきものともなきがごとし。正朋が故郷などにては。下すはいまず。しかるべき人はをさ〲くはぬ事なりしを。十年ばかり何となくくふ人おほくなりて。女もくふやうにやう〲なり行は。世の中の事しかのみあるわざながら。口をしき事なり。今これを評(サダ)めていはく。世あまねくくふ事なるに。もとより穢ともなき物なれば。大かたの人のこれくはむ。なてう事かあらむ。神事にあづかる人から。さらぬ人も神拝の日。貴人のおまへちかく物する日はいむべし。女はたかきいやしきとなく。をとこもおもとつかへする人たちはいむべし。物いふたびに立そへる追風。えむになつかしうもあらぬ物をや。そもこれらの事。正史典章おもひ出るまゝに。いさゝか引出す。記録先例所せく多かるを。悉引出なば。觸穢部類など。うるはしき書にやならん。隨筆にはあまりしたゝかにや。隨筆は。みきく事。いひおもふ事。あだごともまめごとも。よりくるにしたがひて書つくるものにしあれば。常にはいとよくしりをる事も。忘れてはひがごといひ。淺まなる考ども、立まじり。文章もえむにこまやかにはふとえ書とらで。こち〲しくつたなき事などもありて。さまあしき物ながら。さるつくろひなきものなるゆゑ。心いき。ざへのほど。器のかぎりもみえて。中〲おもしろきものなり。本居先生の玉かつまに。東鏡にあるさよみを引出て。今のさいみにやといはれしを。江戸の物しりたちの中にはいみじうそしるがありとぞ。さるは。さよみは和名抄にもみえたるを。東鏡をめづらしげに引出られたりとてわらふなり。こはわらふ人こそをかしけれ。げに貲布の物にみえたるはいと古けれど。玉かつまの

類か。いにしへは肉を屠るも皮をはぐもひとつにぞ有けむ。穢多は今もいみじうきたなまるゝものにて。良人は同火せす。家の内へもいれず。さて又穢にあらじかとおもふよしは。日本紀一に。月夜見尊。受勅而降。已到于保食神許。保食神乃廻首嚮國。則自口出飯。又嚮海。則鰭廣鰭狹亦自口出。又嚮山。則毛麁毛柔亦自口出。夫品物悉備。貯之百机而饗之。又十一に。仁德天皇三十八年秋七月。天皇與皇后居高臺而避暑。毎夜自菟餓野有聞鹿鳴。云々及月盡以鹿鳴不聆。爰天皇語皇后曰。當此夕而鹿不鳴。其何由焉。明日猪名縣佐伯部献苞苴。天皇令膳部以問曰。其苞苴何物也。對言。牡鹿也。問之。何處鹿也。曰菟餓野。時天皇以爲是苞苴者必其鳴鹿也。云々とみえたり。天武天皇の御時に。牛馬の肉をくふ事を禁せられしも。猪鹿憚なき趣なり。釋奠の胙はさるものにて。御齒固の供御にも猪完鹿完あり。後には雉水鳥を代に用る事なれど。はじめはやがて其物を奉りしなるべし。祈年祭祝詞に。白猪白鶏。諸の祝詞に。毛乃麁物毛乃柔物などあるも。神饌の料ときこゆ。これら穢にあらじかとおもふゆゑよしなり。延喜式に。凡觸穢惡事應忌者。人死限卅日。産七日。六畜死五日。産三日。其喫完三日（此官尋常忌之。但當祭時餘司皆忌）とあるは。穢惡の條にいりたれども。餘司の常にいまぬをおもへば。猶神事にて。穢にはあらず。其の字を置て事を隔たるも。上とは事異にて穢にあらぬゆゑなるべし。管見かくのごとくにて一決せず。西宮北山などに所見ありや。かさねて引考べし。とまれかくまれ。穢にうたがはしき物くはざらんに子細なし。たいすゝきなき世中かは。何の事かきかはある。今も田舎にては。肉くふはいみじき耻にて。まじらひをもきらふやうなるに。中〳〵江戸などにてこそ。やんごとなきあたりを置て。凡人は誰もくふなれ。から書よみからうたつくるなま學生。ことに多し。けがれといふを俗なりとさだめて。これ見識ぞと心うめり。いはゆる見識といふものなん。あやしき物はありける。五辛くふ事は。もとより穢にあらず。神事にいむ事は家説社説にはみえたれど。うるはしき制符はなし。日本紀十に。日本武尊。披烟凌霧。遙經大山。既逮于峯。而飢之。食於山中。山神令苦王。以化白

坐先日所レ期美夜受比賣之許一。於レ是獻二大御食一之時。其美夜受比賣捧二大御食盞一以獻。爾美夜受比賣其於二意須比之襴一着二月經一。故見二其月經一。御歌曰。云々。多和夜賀比那遠。麻迦牟登波。阿禮波意母閇杼。那賀氣勢流。意須比能須蘇爾。都紀多知邇祁理。美夜受比賣答御歌曰。云々。岐美麻知賀多爾。和賀氣勢流。意須比能須蘇爾。都紀多々那牟余。故爾御合而。云々とみゆ。重き穢ならば。御酒盞など參り給はむやうもなく。まして御合ますべきやうあらましや。月水の女房常に內裡に祇候してはゞからず。禁祕抄劒璽條に。月障內侍者。闕如之時或持之。不可然事也とあり。宜しき事にはあらずとも。かりにも神器の役に之たがふ事あるを以て。重き穢にはあらぬ事を之るべし。又延喜式に。凡宮女懷姙者。散齋之日已前退出。有二月事一者。祭日之前退二下於宿廬一。不レ得二上殿一とあり。祭日のみ局へおるゝにては。深き穢にあらぬ趣なり。之かるに當時社によりては。禰宜祝部の家。さらでも神垜の內など。此禁忌いみじう嚴にて。タヤとかいへる下屋におろして。其ほど七日。跡の忌七日。火を改て一日。十五日は同宿同火せぬ所もありときく。さては牛に過たる旅ねにて。いとからき事なるべし。物淸るはよき事ながら。これはあまりの事にやあらん。

食レ肉は穢なりや否。いまだ勘定めず。穢なりめんとおもふよしは。內七言の忌詞に。完謂レ菌とあるは。穢をさくるよしにぞ有へき。儀式貞觀大嘗祭儀に。預二喪產井雜畜死產一事。喪限二卅日一。食レ完限レ月。（日數の多少をいはず。其月の中をいむ事か。一本限レ日とあり。此本によらば。限二十日一なとありしか落たるか。延喜式によれば三日なれと。こゝはしからす。日數多きを上に記したればなり）產井畜死七日。產三日。文保記に。猪鹿食人禁忌百日。同火人廿一日。又相火七日。不レ參二太神宮一とみえたる。みな神事によりていへる文なれど。死產に混じて差別なく。同火三轉いむなど。正しく穢ときこえて。決樂をつゝしむ作樂の類にはあらず。又類聚三代格に載たる承和十一年の格に。鴨河之流。經二一神宮一。但欲レ淸二潔之一。豈敢汚穢。而遊獵之徒。就二屠割事一。濫二穢上流一。直觸二神社一。因レ茲汚穢之祟。屢出二御卜一。又式に。凡鴨御祖社南邊者。雖レ在二四至之外一。濫僧屠者等。不レ得二居住一といふ事もみゆ。屠者は肉を屠るものか。四至之外にすらいまるゝは。いみじき穢なるがごとし。又皮はぐものにて。今の穢多の

假。服。汚穢。神事。みな法度に拘りたるものにしあれば。事に臨て疑あれば。明法道にとはれし事なり。文保記永正記と云書あり。伊勢の祠官の汚穢の雜事を記したり。中に疑しき事ども。官に申て。法家の勘答を得て定たるも數多あり。神宮にのみ下されて。世にひろからぬ制ながら。准的の例に據あり。志ある人たち。求得てみるべし。文明寛正などいひし比は。世中みだれと亂れて。常世往やうなりしかば。明法の家〳〵にも。はか〴〵しき博士なかりしにこそ。公私につきて疑ある時は。神祇道にとはるゝやうになれり。伯家卜家の代々の記錄どもに。其勘答あまたみゆめり。假をいみといふも神事の禁忌よりうつれる名なり。そのかみ忌ときこゆるは七々日の法事のことなり。いみにこもるといふ事のありて。四十九日のほど。親しき人。法師など本家にこもりて。念佛讀經などせし事なり。いみといふ名。これよりうつれるかとおもへど。しからず。

延喜式に。甲處有レ穢。乙入二其處一。謂着座。下亦同 乙及同處人皆爲レ穢とあり。人の死穢は着座をもて穢とす。座につかざれば。喪家に入るとも穢はなし。家内に入とも板敷に立たるばかりは穢にあらざるか。源氏物語に。夕がほの君におくれ給てのくるつ日の所に。大殿の公達もまゐり給へど。頭中將ばかりを。立なからこなたに入給へとのたまひて。みすのうちながらの給ふとあり。沓をはきながら板敷にのぼりしにや。今も公家さまには。觸穢の時穢に混ずべからざる人。やむ事をえずして穢所に入には。薦を敷て。其上を草履をはきてわたる。さては穢にならずときく。又門の閾にも薦をかけて。その上をかよふ。閾をふめばやがて穢なりといふ。又簀子には。腰かけたるも穢にあらず。伊勢の祠官なども此定なりとぞ。平戸記。仁治三年十月十日順德院御事ありしを弔奉る所に。其後參二六條宮一。御悲歎過法云々。令レ混二彼穢一給之間。乍レ着レ沓懸二尻於簀子端一。於二北面妻戸口一謁二女房一。閑談之處。御乳母尼公又被二來謁一。云々とあり。これらも其趣なり。

月水は。和名抄に。俗云二佐波利一とあり。和泉式部が歌にも。月のさはりとなるぞ悲しきとよめり。さはりといふばかりにては。重き穢にはあらざるにやあらん。古事記倭建命東征の御かへるさの所に。入二

作二音樂一などみゆるは。たのしさに荒まんかとなり。これらみな神事の時ばかりいみて。常は憚らず。もとより穢につきたる事にもあらず。

汚穢といふは。きたなきものに觸て。その穢氣をうくるをいふ。死穢。產穢。五體不具穢。傷胎穢。到二山作所一穢。改葬穢。血氣穢。灸穢。六畜死穢。產穢。燒亡穢など。ふるくものにみえたり。猶いろ〳〵の子細ありて。文保記永正記にしるせり。穢氣は神事にかぎらず。常〳〵誰もいみきらひし事にて。中にも死穢（これは親に拘りたる事にあらす。穢に觸れは他人とても三十日けがる。觸されは父子とても穢はなし。）は。人にも轉る事なれば。穢者は大かた世のまじらひもせで。ひたすらかきこもりをりし事なり。上件の四條。公家さまには今もその定なれば。いとようわかれてまどひなかめれど。世上にはをさ〳〵しらぬ事ゆゑ書つけつ。さて死穢の轉るといふは。延喜式に。甲處有レ穢。乙入二其處一。（謂着座）乙及同處人皆爲レ穢。丙入二乙處一。只丙一身爲レ穢。同處人不レ爲レ穢。乙入二丙處一。同處人皆爲レ穢。丁入二丙處一不レ爲レ穢とある本文にて。明らかなる事ながら。簡略にて。きゝとり難くまぎるる所もあるべし。宇槐雜抄。仁平二年觸穢の事ありてさたありし所に。死人の候所は甲也。死人取弃之後入二其所一之人は乙也。其人の來所は丙也。其人去之。後來二其所一之人は丁也。（西宮。北山。淸涼抄。天慶八年外記日記。皆有二此意一。）甲人來所は乙也。與二甲人一同時居合は乙也。甲乙去後向二其所一之人は丙也。丙人來所は丁也。與二丙人一同時居合人者丁也。丙人去後來人者不レ及二丁穢一。（淸涼抄說有二此文一）とある。いと心得やすければ引出す。

父母の喪に遭人は。本服一年。服中すべて事に從べきにあらざる故。官を解るゝ事なり。これを喪解といふ。罪なくて官を解るゝ事なる故。公ざまにもその御心しらひありて。あるべき限は其官を處して。服の期みちて後。復任せらるゝなり。さて又奪情從公といふ制あり。官も樞要の官。久しく虛くすべからず。人も器量たる人。久しくこめ置がたき時は。相構へて出仕すべきよしを仰られて。事に從ふなり。此制事に便あれば。誰も〳〵此定になりて。服解の跡たえたるがごとし。名教のためには少し輕薄ぬやうなれど。何事もしかのみなりゆく勢なれば。さていかゞはせむ。假五十日といふさだめは。奪情從公の日限を。あらかじめ立たるがごとし。

服は素服。鈍色に染たる布の衣なり。親戚のおもひにをる日數のかぎり。此衣をきる。歌に藤衣とよむもこれなり。鈍色は。今鼠色といふ色にて。その人の親きうときによりて。其色のこきうすき意しらひある事なるべし。親戚のおもひにて。美服するこゝろもなき人情をねざしにて定たる制（オキテ）なり。此服をきたるほどは猶かなしびおもひをる姿なり。假の日數だにたてば。服者といへども事にしたがひて。素服ながら内裏へも曹司廳へも參入せし事なり。中ごろよりは。父母喪にも除服を仰らるゝ事となりしかば。今においては。公家さまといへども。服を着ながら出ありく事はなし。まして下ざまには。服きる事は跡たえて。名の義（コヽロ）をもしらざめり。結句は火の穢る、日限と心うる人もいできにたり。これはさらに穢にはあらず。たとへば。國をへだてゝ親の喪にあふ時は。服は一年なれども。穢は一日もなし。神事に服者をいむは。その哀戚に情のうつらん事をおそるゝなり。神事は。志を精一にせむと構るものにて。佛像經卷をもいむと同じ趣意なり。きたなき故にはあらず。輕服にては。神事に從がへる例さへまれにはあるをや。

神事といふ事あり。祈年月次神今食新嘗などの諸祭。ことなる神事の時いみつゝしむ事なり。本文は。神祇令に。凡散齋之內。諸司用レ事如レ舊。不レ得二弔レ喪問レ病食レ完。亦不レ判二刑殺一。不レ決二罰罪人一。不レ作二音樂一。不レ預二穢惡之事一。致齋唯祭祀事得レ行。自餘悉斷（ヤメヨ）。とみえたり。さる大事のみならず。諸社祭の上卿以下。又は奉幣の使にさゝれたる人〳〵。社〳〵の禰宜祝などみな此定なり。すべて公私の事につきて。神のおまへに頭さしいづるほどの人。みな神事することなれば。今世上の人のうへにても。嚴密なる齋こそかたからめ。さる心しらひして。神拜はすべきことなり。その齋の主意は。志を神事に精一にせむとのことなり。をかしき事にも。かなしき事にも。尊き事にも。何事にも。心うつりて一すぢならぬを嫌ふ事なり。佛像經卷僧尼をいむも。其かたの尊さに意のうつらむかとての事なり。重輕服の人をいみ。弔レ喪問レ病ことをいみ。不レ判二刑殺一。不レ決二罰罪人一などあるも。かなしくゆゝしく心くるしきに心うごきて。神事おろかにやならんとなり。不レ貪レ完。不レ

盤木に立まじりたる。あらし山おぼえてをかし。夏はいと〳〵しげりあひて。日かげうときに。しづえひまある方より。忍ばずの池のはちす。所せう咲みちたるかほのみゆるに。追風いと涼しうて。さと匂ひくる。いとうれし。もみぢのころ又いはむ方なし。夕やまさりたらむ。村雨なごりなくはれ。風いと涼しうて。山のはの雲いとしろう。わざとならず所〳〵にかくれるに。いざよふ月の。今いづべきにやあらむ。にほひうつりてみゆる。あしたやまさりたらむ。峰の松原こきみどりなるに。あかねの色もゆるやうにて。日のなからばかりさし出たる。

曉いとよきものなり。かう世はなれたる里ながら。ひるのほどは。とかくまぎるゝ事もあり。よひのほどは。ひと日のつかれとり集てねぶたきを。丑みつなどいふほどより起いでゝ。ふみにむかひたる。四方にはいさゝかの物音もなくて。いと心すむわざなり。冬は。ひまもる風のいと寒きに。埋火かきおこすほど。遠山寺の鐘の音。たゞこゝもとに聞なさるるも。いとゞ浮世遠き心地ぞする。春は。小雨そぼそぼとふりて。たえ〳〵なる玉水の。かしはの枯葉にかゝる音する。夏は蚊こそうるさけれど。まきの板戸もさゝで置たるに。廿よ日の月。窓ふかくさし入たる。秋は。かりがね。きり〳〵す。いと哀にて。我もともになきあかさんとす。

忌服と汚穢とは別事なるを。世には。服中は火のけがれたるやうにおもふ人も多かるにや。これは凡の人のみにもあらず。書などよみて物の意しりたる人も。なほ此まどひありげなり。つぎ〳〵これをわきまへばや。今いみといふは。いみといふ名は外よりうつれる物なれど。事はいにしへいはゆる假にて。奉公せぬ日數なり。親戚の喪にあひてかなしびまどふまゝに。官を治る事もはか〴〵しからじとて。そのなげきのさむるほど。宮づかへのいとま給はる趣なり。假寧令に。凡職事官遭父母喪。並解官。自餘皆給假。夫。及祖父母。養父母。外祖父母。三十日。三月服十日。七日服三日。とあり。日數などいさゝか違へるは。代々の制度の沿革にて。趣意はいまのいみに相當せり。かゝれば假は宮づかへにつきたることにて。凡の人には無用の物なり。もとより穢にかゝはりたる事にもあらず。

すれば。かならず横ざまにゆがみゆくものなり。ゑかしり難き事をゑらむとせんより。いとようゑらるべき事のゑらであるが多かるを。まづそれよりまなびとるべきわざならずや。世の學者たち。

今は四とせばかりにもなりぬらん。此品川の莊居(ヤドリ)にはじめてうつりたりしは。長月なかば。よもの草葉はやう〳〵まれになりゆくほどなるに。園のうちなべてあれまどひて。人のすむべき所ともなし。野らといへど。總角は分かよふべし。こゝはたゞ兎の徑(ミチ)さへぞみえぬや。こちたき葎にうづもれて。さゝやかなる家たゞひとつあるを。わがための寢殿ながら。侍所も無人にて。ひとりのみあかしくらす。神無月つごもり方。(時雨めきて)風いたう吹あるゝに。うづみ火によりつゝ。夕ぐれの空を打ながめたる。何事をかはおもひ殘さん。くらうなりはてゝも。何のあやめもなきとのかたを見出して。酒ふたつみつのみて。ねぶたうなりぬれば。そのまゝにそひふしたり。めさめてみれば。格子もおろさず。(空はれて)火などもとぼさであり。いつのほどにか。霜がれたる淺茅原。なごりの露おもげに置わたしたるに。星の光きら〳〵とみゆ。かくこそすさまじき宿なりしが。今はこよなうめやすくなりにたり。

長月つごもり。神無月ついたち。山ふところのすこしゆほびかなるあたりをゆくこそおもしろけれ。もみぢの。くれなゐなる。黃なる。こき。うすき。にほひある。匂なき。おのがさま〴〵の情にて。見所多かり。又常盤木のこきみどりなるに。下葉のいひしらずそめたるなど。いとをかし。江戸のあたりにては。目黑。すがたみの橋。さては此そのゝ中。

もみぢはかへで。猶みどりなるに。たゞ一しほ。今ぞ染つらんとおぼしくて。つや〳〵と匂へる二藍の色めでたし。いとこくひいろに染なしたるもをかし。今の世には。もみぢといふ名をおのがものにぞゑたる。すくせいと尊しかし。梔はめでたけれど。葉のさまうるはしうて。なつかしげなし。ぬるては品くだりにたり。柿の葉の。霜より後までちり殘たるが。うるしもてぬりたらむやうにてりひかりて。只二葉ばかりみゆる。いとめづらかなり。黃なるはいてふ。

上野は時となくよろし。花の幾ちもと、なきが。常

よりは。童名にのみきこゆれば。成人のうへにて實名につかむ事。今においてはいかゞなり。彥はいとけしからず。彥と姬とは。相對ひたる詞にて。貴人のうへの稱なり。なほびとの妄につくべき事にあらず。さるは珍彥猨美彥など。日本紀古事記のうへにては。さしも尊げにみえざなれば。おもひあやまるなめり。かの書どもは天皇の御うへを記せる。其ちなみに彼人々にもおよべるなれば。天皇の御うへと相對へてみる故。貴人ともなきがごとくなれど。みな一國を領(シリ)たるものにて。大小こそ異なれ。今の世の大名に似たるものなり。凡人(タヽウト)にはあらず。我むすめいもうとなど。姬君といはざらんほどにて。彥といふ名つきてよからめや。

いにしへの人は。某麿といふ名多し。自稱してまろといふも。まろはもとより自稱なるにつきて。人の名にもおほくつくか。人の名に多かるゆゑ。自稱ともなれるか。もとすゑはしらねど。ひとつ根ざしの詞にはあるべし。近ごろまでは。天子の自稱のやうに心えをりつるを。學問の道あきらかになりて。今はさしもあらぬにや。牛飼は。後々までも丸といふ名つくうへに。天平勝寶の東大寺の奴婢籍にも某丸といふ名多かり。

宇治拾遺物語に猿を猿まろといひ。狹衣物語に翁をいなごまろといへり。枕草子に犬に翁まろあり。駿牛繪詞に牛に貌丸あり。たち。かたな。琴。笛。何物によらず。某丸といふ名おほくつけたる物なりしに。今はさる事をさ〳〵きこえず。たゞ舟のみに。なほそのなごりあり。

或人の考に。自のうへをまろといふは。藝能ある人をかどありといふ反(ウラ)にて。から國にて不肖などいふもおなじ意ばへなりといへり。げにこれはよく相對ひてきこゆる詞なれば。打聞はよろしき說のやうなれど。さやうにこさかしく自謙(オト)しなどする事は。上れる代にはなき事ぞかし。もし此說のごとくならば。猿まろは藝なし猿といふ事ならんかし。翁丸も藝なしいなごといふにやあらむ。かの物語には。拍子うつとありつるものを。心うき名にあらずや。すべて言語の本義は。いかなる事ともしりがたし。それしらずとも。まろは自稱などやうに。當用をだにしらば。何の事かく事もなし。しかるをあながちに解むと

あらむとすらむ。ゆゝしき事なり。それも運によりてあたらぬこともありとぞ。諸道の勘文をめさるといふ。ことしはあたれりや。あたらずや。きかまほし。寺〳〵にも仰事ありて。御祈どもありときくはいみじう尊し。其みず法の名金門鳥敏。々々々々とは。カノトノトリノトシといふ事なりとぞ。まことにやあらん。はかなだち。戯にちかくて。御法の尊くめでたかるべきには。打あはぬこゝちす。例なれば改元あるべし。寛政といふ年號。政の字はじめて用られつるに。十三年までつゞきて。造內裏以下。よき事のかぎりなりつれば。めでたき例にぞなるべき。

辛酉の改元は。延喜の度をはじめとす。清行の宰相の勘奏によられたるなり。さるは易緯に辛酉爲㆓革命㆒。甲子爲㆓革令㆒。とありて。鄭玄が説に。天道不㆑遠。三五而變。六甲爲㆓一元㆒。四六二六交相乘。七玄有㆓三變㆒。三七相乘。二十一元爲㆓一蔀㆒。合千三百二十年とあるによりて。神武天皇元年を一蔀の首として。齊明天皇六年庚申まで。千三百二十年。天智天皇卽位の年(齊明天皇八年)の辛酉を第二の蔀首として。昌泰三年まで二百四十年。四六相乘の數みちて。延喜元年は。大變革命の運なりとぞ。もし此説によらば。今年は第四の四六よりは六十年おくれ。第三の蔀首よりは百八十年さきだちて。大變の運にはあたらぬにやあらむ。諸道の勘答はいかゞあらん。いぶかしきことなり。さてかの善家の革命勘文に。明年辛酉。當㆓帝王革命之期㆒。君臣剋賊之運。云々。又北野の右大臣とておはしましゝに。書たてまつりて。明年辛酉。運當㆓變革㆒。二月建卯。口動㆓干戈㆒。遭㆑凶衝㆑禍。雖㆑不㆑知㆓誰是㆒。引㆑弩射㆑市。當㆑中㆓薄命㆒。云々。伏冀知㆓其止足㆒。察㆓其榮分㆒。擅㆓風情於烟霞㆒。藏㆓山智於丘壑㆒。後世仰視不㆓亦可㆒乎。努々力々。勿㆑忽㆓鄙言㆒とあり。やがてその辛酉の正月に。北野の御事をあしざまに申せるものありて。左遷し給へるは。まことに掌をさすがごとくあさましきまでなむ。神武天皇元年を。辛酉とさだめたるがうきたるうへに。鄭註などもうきたる事のやうにて。何のしるしかはあらむとおもひあなづらるゝ事なるに。かうまさしくいひあてたるは。まことにいみじき博士なりけり。

古學といふものまなびする人〳〵。某麿某彦といふ名をおほくつくなる。丸は子細もなけれど。中ごろ

ば。今人のいはむ。はたとがむべきにもあらず。又某陽といふ事は。いつの頃よりいひそめけむ。二百年ばかりの書にはみゆるを。猶ふるくも有つらんかし。ふとはえおもひいでず。これはいと〳〵すぢなき事なり。さるはから國に某陰某陽といふ所の多かるにならひてのわざなめれど。かの陰陽は。南北のかへもじにて。山にそひ。水にそひたる地の。その山水の南北につきてよぶ事にこそあれ。皇國の人の。伊勢を勢陽。尾張を尾陽といふたぐひにはあらず。洛陽華陽などきこゆるも。洛華は山水の名ぞかし。益州を益陽。荊州を荊陽といへる事はあらじ物をや。太宰彌右衛門ときこえし人の著れる書どもに。日本信陽太宰純となのるこそいと〳〵心えね。まづ漢人唐人の漢唐にむかへて日本といへるは。ことのさまたがひたり。漢唐は世の名にて國の名にあらず。日本は國の名にて世の名にあらず。相對ふべきことわりはなきに。それをだにおもひえざる。いとはかなし。次に信陽といへるはいかに。信は山の名か。水の名か。此人の皇國の事論じたる。悉ひがごとながら。それはむねとせぬ學問なればと。ゆるさるゝ方もあるを。おのが故郷のやうにいひおもふ土の地名の陽の字の義をだにえしらぬは。いかなるから物まなびぞも。

鳴弦とて。ゆづる打ならして邪氣をさくる事は。今の世の射禮家にて物するやうに。こと〴〵しくこそあらざりけれど。やゝ上代よりある事にて物にみえたり。神代の遺れる風にやあらむ。さて萬葉集一の巻に。八隅知之。我大王乃。朝庭。取撫賜。夕庭。伊緣立之。御執之。梓弓之。奈加弭乃。音爲奈利とあるを。奈加弭はな利弭の誤にて。弭に鈴などつけて。ことに音あるやうに設たるなりといふ說あれど。鈴つけたらむからに。なり弭とはいかでかいはむ。今按に。弭は弦の誤。奈利弦にや。さやうに弓弦打ならす事は。御狩軍陣などのねぎごとならんかし。同卷に。丈夫之。鞆乃音爲奈利。物部。大臣。楯立良之母とあるも。さるをりの出立のわざにやとおぼし。相てらしみるべし。又夜をまもるものゝ。弓弦ならすこともあるは。警衛のためながら。猶此わざのおなじ源なるべし。

辛酉は。革命とていみじうあしかる事とぞ。何事の

年々隨筆一　辛酉上

石原正明

花はさくら。櫻多かる山に。松など立まじりて。色どりわけたらむやうなるが。一しほ見所あり。友だち四五人ばかり。一とせあらし山の花見に行し事あり。けふぞさかりならむとおぼゆるほどにて。かつちるもあるに。渡月橋のこなたを。川ぞひにみなかみの方へゆく。風のさと吹あるゝに。雪かとばかり亂るゝ花の。となせの瀧の岩なみにやがてまがひ行など。いひしらずをかし。中野三郎といへる人。川中の大きやかなる巖に腰うちかけて。ふえ高やかに吹ならしたるが。水音にひゞきあひてをかしきに。かたへにありつる法師。春おもしろくきこゆるはと打ずしたりしこそ。折からをかしうおぼえしか。此法師いづくの人なりけむ。心にくきけしきなりつるを。物をだにいはでやがて行別つるは。くちをしき事なり。

月は水のほとりことによろし。いと大きなる川ののどやかにながるゝ。あなたの岸にまとゐして。打わらひなどしたる。から人の登りけむ南の樓おもひ出られて。誰ならんとゆかしきに。千里に明らかなりと詠ずるにやあらむ。ほのぐ〱きこゆるいとをかし。」

雪はいづくも〳〵をかし。たゞ海のみすさまじげなり。それも。みなと江の蘆すこしばかり折殘たるひまに。とまり舟二ッ三ッ蓬いとしろうみゆるはをかし。

市の中は何事もめとまる事なけれど。たゞ雪の朝こそめづらしうをかしけれ。すべていづくも雪はけしきことに。所かはりたる心地してめづらしうをかし。日のさしのぼるほど。皆おきいでゝ。行來さかしきまで道あしうなりぬべし。いとあぢきなし。とくはきあつめよ。取すてよなど。いひさわぐこそかなしけれ。

月のいと清き夜。大きやかなる松のなみたてるを。程隔て打みやりたるは。土佐家といへる繪のさましたり。今の世にから繪とて物すめるは。さるおもむきなし。

皇國に某州といふ制はなきことなるを。城州和州などやうに稱るは。みだりなる事なり。されど此事いと昔より有こしなり。大同弘仁のころの詩人などやいひそめつらん。すでにむかしよりいふ事なれ

閑田翁之學於和於漢蓋併傑出於世者也而其志不在於彼而在于此矣故嘗久建復古之旗幟於國風和藻之域焉而欲以明于今而傳于後也然其志非徒以文藻也實有左右世敎之意其所著若干編業既大行于世如畸人傳閑田耕筆等其緒餘者也蓋一時之隨筆雜事混記而其間隱然有益人之意而溢于言外亦翁之本色也豈非左右世敎不徒以文藻之餘意耶今玆閑田次筆成翁之令嗣直樹子請余跋焉余昔官暇時遊于禪刹之中因與翁相識翁亦傍究空宗打破漆桶實爲塵外之一莫逆余亦且於國文屢借東壁之餘光受益不尠也翁歲今年於古稀已過三春余之近年每春爲尙齒會也以翁爲第三坐之賓余於翁有如是之契豈可默而已哉於是乎書數言以著其後

文化二年乙丑冬十一月

金子義篤書

于風竹軒

妻は病に惱てありしとなり醫藥祈禱手をつくせども驗なしこゝに其邊に何某といふ神道を行ふ人あり奇特ありときゝて乞て彼病人をかしこへ通はしめ一七箇日祈禱を乞其時此話せる人も此神道者にしたしければ行て見たるに香爐を携へ出て何やらん香を炷其煙を見るまゝあといひて病人仆れ伏す其煙に手を覆へば起てもとのごとしさて口ばしりてかく責らるゝは苦しけれど此體は去らじといふかくて終に驗見えねば神道者も辭したり其後いくほどなく死せるが死體全紫色になりて腐たりとぞさて藤某も實の狂亂になりてせんかたなく檻をかまへて入置家も大に衰へたりされども藤某は今に死もせずあさましきことい はんかたなしとなん

○鳥獸を殺すのあしきはしりて人の意を惱ましめあるひは其業を妨げ奪ふやうの術をなすことのあしきをしらぬ人もあり世に念佛者にて欲深しなどいふ人もあり學者にて私の逞しき人もあり道をもて私し人をあざむくは天刑をいかん

○江南の橘江北にうつせば枳(カラタチ)となるは土地をかふれば尤さるべきことにして又かりそめにも他の氣のふるゝによりて氣味を變ずることあり此比近江伊吹山の綱蔔を得たり象圓に根の末細き尾のごとくなれば鼠大根と俗稱す此物倍養屎尿の力を借ず自然生にして辛辣比類なく調味を好む人は大に賞翫すしかるに船をもて他方におくれば氣味大に減ず陸路にては本のまゝなりといへりこれ水氣に觸る故なるべし人は氣血順流せるからに物のたぐひにはあらねども氣に感じて病むは猶此類なれば假初の風寒暑濕にも意を用ゆべきことなり又緣に引れて善惡の境にいるも同じ甚だしきは金錢を見て忽ち盜心を生ずるもあるべし美色を見て頓に慾念を發すはつねなるべし欲すべきを見ざれば意を迷はざらしむといへど視聽は避べき道なし唯心の關をかたく守るべし

閑田次筆卷之四終

やしきことたぐひ稀なり此婆氏まだ若き時他より聟どりせし其聟篤實の者なりしかども女きらひてこれを出す密に通ずる男ありし故なりさるに其出された る男これをしりて忿怒甚しく其家は出しかどもいまだ女との縁切ざるを幸に或夜彼密夫其家にいたりしときゝて俄にゆきて見るに圍爐によりゐたるものありくらまぎれに是なりと思ひて打切たるが其にはあらで女の父なりしかばこれは男を殺せるに罪せられて梟首となりぬ其のち女はおもふまゝに密夫を迎へて今の兵馬はこれに出來し子なり此執念にて此苦惱にあひ家もうしなへる成べしといへりとぞ　私按はじめ爐のもとにて人たがへにて男を殺せり其念此ところにあり婆氏か初の禍爐より生するは其よし成へしや

○門人某來話する奇事烏丸四條街に近江屋吉某といふ職人あり其妹女同街綾小路同職藤某へ嫁したりまめやかなる女にて姑の心には愜ひたれども藤某美色のおもひ人ありてしひて難をつけてこれを離縁す女ふかく怨歎きしかど色にも出さず親の家にひそみてありけり藤某は心のまゝに彼おもひ人をむかへて愛したりさるにある時吉某が妹知人のもとへかりそめに來り携へたる日傘また頭にさしたる物を母の隱居へおくり給はれ吾はものへ行てまゐらんといふ其家あやしみて衣服なども改ためず他へ行給はんはいかにやまいてあつきに傘をも捨ておはすはいかにといひしかども唯此ものらおくりたまはれと言少なにて出さりしかばいふがまゝにとみに人をもてしか〳〵とつげてかの物どもをもたせやりしがかしこにてもあやしみてかた〳〵へ人をやりてもとむるに行へしれず日比重りしかば官へ訟へてあまねく布令流し給ひしかども其死骸だにもしられずさるに其比よりかの藤某の後妻あやしき病を得たり腹のうちより物いふものあり應聲虫のごとしといへども是は聲に應ずるにはあらでかなたよりいふなりこたへざれば胸せまりて苦しきが故に他人とものいふ間にもさし置て腹の裏の答へをす彼行へなき女の三年の佛事をせし時藤某おもひがけず吉某がかたへ商の筋をいひて來り後妻が病三年に及べりとかたる此藤某もまた意正しからずされば離れし妻の家へかくさしもなきことにて來り三年の法事の時なりしもあやし吉某に來りて彼あきもの見たうべといひしにこゝろよからねどせんかたなく一兩日を經ていたりしがいかにも後

私按南殿に鵼の音して一鳥ひらめき渡たるを平清盛左衛門佐なりし時仰にゐたがひて取て進らせたり叡覽あれば老たる毛朱なり鼠の唐名と云々南臺の竹を召て中に籠め清水寺の岡に埋れたり御惱の時は勅使立て宣命を含らる毛朱一竹塚といふは則是なりと見ゆ取要記す異說には頼政の射られたる鵼のことゝす然るに此清水の岡分明ならずあるひは三年坂の下路東鼠堂屋敷といふ所又經書堂の西門前今高畠と號する所など土人の說ありと山城名勝志に見え同じく名跡志にも淸水の門より西に出して六波羅に至る南側人家の西に東西一町餘續たるが淸水の岡なりといへりゐかも一竹塚は同じく盛衰記を引て分明ならざるむね同じ此外六坊とは其處大にかはれり果して一竹塚歟覺束なけれど何にもあれ此祟は正に見聞しことにて人もよくゐれり

○北野隨念寺といふに寓居せる空心といふ尼師疾病なる時生姜をもとめられしに若き尼生姜の皮をもさらであたへたれば莞爾として橋の下〱と獨言して噏れたりこれは古德の垂戒に他の病を介抱する人は菩薩に供養する思ひしてねもごろに看侍すべし病人は橋下に臥る乞丐の病るおもひになりて意に慊はぬことも忿恨を發すべからずとあるを此尼師おもはれたるなりとぞありがたき志にこそ予此ごろ病して平生褊急の僻あるがうへに猶すゝまば上逆の憂あらんことを懼れて男資規此話をいひ出て諷諫せるにつきておもひ出せり誠にたれも省みるべきことなり

○予怪談を好むの誚りあらめどさもあらばあれ奇話の正しき又二條を擧ぐ上野人僧良融來話に去辛酉上野吾妻郡猿が橋猿以訓橋以音呼之越後街道とぞ兵馬といふもの、母某月圍爐によりゐたるに爐にくべたる薪の火もえつきて身に及ぶ婆苦惱甚し人々つどひゐければ立騒ぎてうちけちつれば忽ち消しが衣類事故なく身も火傷なし唯指にておしたるほどの疵あるのみかくて其のちは日々かくのごとし極月二十八日に廁に行たるが廁にて火發り身は恙なくて廁は燒失せり本年正月二十二日まで某の寺にあり彼怪異のゝちは尼になりて寺に入し然るに二十二日衣類を取きたらんためかり初に宅へ歸りしが例の火發りて其家および近隣連燒二十七軒に及べり自はこと故なく山へ入て一日を經て出來る其後善光寺へ詣んとて出されりとぞいとあ

と見おこせ睨たるを見れば眼五ツになりたり驚きて走り歸り此後殺生を止め農業をつとむされども從來の罪によりてやほどなく足腰不レ起子は二人有しも一人は早世し一人は白癩にてあさましき者なりといへり常に見聞に鳥屋には支離(カタハ)もの多くあるひは終をよくせざるもの多しさるべき道理なり

○謝肇淛好二名利一は丈夫の事好二鬼神一は婦女子の事丈夫にして信二鬼神一は丈夫の氣をうしなふといへり凡理學家はいふに及ばず少し文字をよみ書を手ならす人は神佛の妙を嘲りて婦女子の口實とすることめづらしからず然るにまさに予が視るところ二十餘年前讃岐金毘羅にまうでし時つねの神馬の外に駒一疋馬屋の外につなぎたりいかにとおもひしに折から詣でし人かたらく此近き某の村（所など聞しが遺忘す）に馬の難產にて苦しめるをそのあろじ此御社へ祈請し平らかに產しめたまはゞ其駒は奉るべしと誓ひしがやがてやすく生れし後いとよき駒なれば惜む意出來て猶豫せし間此駒みづから走りて此ごろこゝに來れりとみに置べき屋なければかくのごとしといへり是は正に見しこと故に擧此外此御社また他にもいちじろきこととて聞所あれども皆これを略く

○此ごろ橘經亮の筆記を見しに熊澤先醒はじめて藤樹先醒にま見えられし時熊澤氏

皆人のまゐる社に神はなし心の内に神ぞまします

といはれしを藤樹返しに

ちはやぶる神のやしろは月なれや參るこゝろのうちにうつろふ

さすがの藤樹先醒なりたうとむべし是は藤樹の末孫中江久風といふ人の物がたりとぞ

○又思ひ出たるは寛政のはじめ清水外六坊（瀧の下より南滴閑寺にいたる下段の地にあり妻帯の野僧住して酒樓となりしが近年それも大に衰たり）のうち某の坊を修理せんとて前の道の土を堀穿しに石棺のごときものを堀出したりさるに其堀しものをはじめ坊の人々其ことを謀りし者迄たゞちに暴病を得て片はしに死せり其故を知らねども源平盛衰記に所謂怪獸一竹を埋めし塚此邊なるべきを後世其在所を失ひしが是其所にして必其祟成べしといふ人ありやがてもとのごとく土を覆ひ猶そのうへに塚をもりあげ寡小の祠を載せ前の南方に小池をほりて今も其まゝなり一竹ならば六百餘年を經てなほかく邪祟をなすこと懼るべしこれまた予がまさしく見きく所なり

筆記に觀世大夫が切幕をきりて出し所を見しに其氣滿て一身の固すこしも透間なく容易立むかひがたく思はず聲をかけて褒しと柳生但馬守殿仰られしとかけるも同日の談なり此伎は體を守り煉ることなればなり茶事を翫ぶ人蹴鞠を弄ぶ人もまた氣を納め體を固ることとかや書をよくするも亦然るべき歟氣より體體より腕に及ぶべし吾しらぬ道々なれど理をもて押す

○六如上人曰座禪看經など心を靜めんとする時かへりてさま〴〵の妄想思慮うかぶものなりこれは卽一分の散亂麁動の心きづまるによりてなりと予こゝにおもふ日の明らかにさす所に塵埃のたつが見ゆるにたとふべしつねにも塵埃はたてども見えぬなり日の光をまちてことさらにたつにはあらず

○淡海八幡に佃房といへる俳諧師鹿笛をもりてし形⌒如此し惣體木にて造り底は皮にて張り黑漆にて塗れり吹時は左右の中指にて此底をきごくやうにすれば自由に音を出す是は信樂の獵師幸助といふものゝ與へしといへり此幸助此笛を吹こと上手にて妻鹿の音をふけば眞にせまりて寄來らざる鹿稀なりされども若おもふがごとくより來らざる時子鹿の音を吹には必よると語れりとぞ悲しむべし其態によりて親しく其情はきれども憐れむことをきらず百舌鳥が衆鳥の聲をまねびて其ともかとおもはせて執喰ふたぐひ成べし

○或云今世松蕈を守とて嚴しく鐵砲を打猪鹿をおどしうち殺しもすもとより田の稻をあらすは追はではかなはずされば猪鹿田に下りては追れ山に入ては追れ住所もなく食もなし松蕈などは彼等に應じたる食なるを今世民の利を貪ること甚しく領主もまた假初の物にも運上の利を射る故に上下唯分寸の事にも眼を光らして探もとむ其禍鳥獸に及ぶといへりしは耳に留りぬ

○此筆記を草する時山崎の者ことのついでにかたらく寶寺の下に住ける獵師鐵炮甚だ上手にて飛鳥をもよくうち落せしが後其近村山家といふへ移り住て一朝猪をねらひて山へ入しにおもほえず容顔美麗の女にあへり所がらあやしけれども從ひゆくに小倉明神とまうす社をめぐるおのれも共にめぐりしに彼女屹

るさく恥かしくおぼえて其夜たゞちに歸りしといへりとぞ閑田云金蘭齋といふ老莊者（此傳は予か畸人傳に出せり）腹中より聲に應じて物いふとおぼえたりされどもこれはただみづからおぼゆるのみにて他人きかず暫の間にて止みたりと語られしと馬杉亨安といふ老人の話成し自のみきくは氣病にてもありけんかし

○同云江戸の御瓜畠に狐來りて瓜をとり喰ひければ吏大きに迷惑し吉川惟足に祈りてたまはれとたのみしに惟足夫ほどの事にも及ばじとて何やらん書付て與へられしを其畠に建置しかば其夜よりとらざりし是は「おのが名の作りを喰ふ狐かなといふ發句なりしとぞ又京三條繩手の伊勢屋といふ元結を商ふ者の家の造作せしより病者多く出きしかば卜者をたのみて筮させしにこれは逆木柱の祟なりといふ然れども其柱たやすく取かへがたかりしかば祈禱せんやといひあへる時或人吾祝ふべしとて「伊勢屋とは元ゆい一の家なればさか木ばしらもなにかくるしきといへりしに不思議にこれよりことなくなりしとぞ商賣の元結に榊までを取あはせしは面白し塘雨此因にいふ逆木柱といふことは元來巫祝のいふことにてあらたに家造する時など木を逆につかふことはかつてなし古家の建直しに本末の知がたき木あれば世に安倍晴明の判といふ五行☆かく木に書て用る法なりこれ本末始終なきよしの咒術なりと古き工匠の說とかや

○閑田是に付て又思ひ出しこと有世に逆木柱を用たる家は鳴動すといひならはすが今は五十餘年前或人白山通三條邊に借座舖してありし時每夜鳴動す逆木柱の家にやと能々尋ねしにさかはあらず其すこし前に或國の士暫逗留してありし間其若黨夜中に主人を害し金子を奪ひて迯しが速に尋出され磔罪に處せられて事は濟しが其主人の怨念散せざる故なるべしといへりき逆木柱に付てまさにゑることなればしるす

○むかし予が知人寺町を北へ上る時一老人袴をつけ杖をつきて先へ行あり樣體見ごとに寛にして威あり貴人かとおもへば隨侍の者なしされども平常の人とはかつておもはれずふしぎにて追付て面を見んとせしが下御靈の社地へ入てぬかづくさまいよゝ唯ならずさて傍より窺ひ面を擧しを見しが能大夫にて其比名人のきこえ高き堀池權兵衛にてありしとなり塘雨

中高樹のうへに嬰兒の泣聲す怪しみてよく〳〵見給ふに鷲の巢なりこは其鷲の摑み來りしならんと察して士に命じて鐵砲を放たしめられしに鷲は巢にあらずよりて人を樹に登せて搜し求むるに巢中に赤子と鷲の子もありければ赤子斗を取おろして奉りしを見給ふに男子なりしかば甚喜びたまひつれかへり乳をつけて養育せしめられしにや、長ずるに從ひ才智發明なりしまゝ頓て手廻りに召使れ苗氏を鷲津見と號られ錄百五十石を與へられて子孫今にありとぞ先年京留主居に鷲見七郎大夫といひし人は其子孫にや和泉堺に旭蓮社といふ淨宗の寺の開祖玄恕上人も鷲に取れ助かりし人なりたぐひあることにこそ閑田云東大寺良辨上人も同じきなり傳記に見ゆ

○鷲の因に閑田思ひ出たることあり四五年前に聞し加賀のあたりにあそびし浪士大鳥に摑まれて空中を行こと二時斗を經ていづこともしらぬ山中にして大鳥此人を摑みながら下りて休みたり此透間を見て腰刀を拔てつかみたる手を切つひにさし殺し片翼を切てみれば片〳〵にて吾身隱るゝほどに餘れり辛うじてやゝ山を下りて人にあひしに其翼を見て大に畏れしかば其子細をかたりてさてこゝはいづこぞととへば箱根の湯本ちかくなりといふ遙なるほどを纔二時斗に來しに鳥の勢ひのはげしきをさらにおどろきぬさてしばし其邊に逗留し疲れを休めて後江戶に出たれば其翼に付て其所以を聞傳へ其勇壯をよろこびかたぐ〳〵の諸侯より召れしにいづかたへか仕へて出身せりとかや大かたの人ならば空中にて正氣なくなりぬべきを堪てかくまでふるまひけるは鳥のみならず人も世にめづらなり此鳥は大鷲なるべしこれ迄も箱根の邊には折々人の捉られしことありしはこれが所爲にてありしが此後は此禍止たりと其わたりにては喜びしとなん

○塘雨云元文三年の頃四條坊門油小路の東に觀場の催を業とする者有奥丹波の何とかいふ山里に農人の妻五十歲斗にて應聲虫の病あるよしを聞つたへて觀場に出さんやとかたらひに行て二三日逗留して有しがいかにも腹中に人聲ありて病人の聲に應じて其詞のごとくいふこと分明に聞ゆ其夫のもの語に先年霜月に引つれて六條詣せしに茶所にて休らふ間腹中にて物をいひしかば諸人怪しみとやかくとふことのう

○百井塘雨が記に江戸に蘭亭とて文才あり詩を能する盲人あり大上戸にて酒器を物數寄せる中にいかにして得たりけん鎌倉敎恩寺に什物とせし重衡卿と千壽の前と遊宴ありし盃を得て秘藏せり大さ常の平皿斗にて内外黑漆に塗り中に梅華の蒔繪ありこれにも不レ飽髑髏盃を思ひ付て尋常の物は面白からずとて鎌倉に至り大館二郎が塚を發き其髑髏をとらんとするに忽雷雨甚しかりけれど怪しとも懼れず取出し歸來て頓て酒盃としたるにその翌年其月其日に及び何の故もなく死せり於呼平人の墓すら發べからずまいてさばかりの勇士の墳をや此盲人詩章の巧なるに慢してかゝる非禮を行ひて自禍を取しことといたむべしと云

閑田因にいふ蘭亭がことは知る人多し或云此盲人父の他國にあるが許へ文を贈る代筆ながらその指揮のまゝに門人の書たるなりされぱむづかしくてやいかにもよめがたきによりて用事辨ぜずとひにおこせたるに其返事に愚眼にてはよめ申まじといひやりしとなり其人がら知べし其頃は徂徠門の者ども文華にほこりて放蕩を達とすといへる類多し其中にて此盲人がごときはことに無頼といふべし凡小人の才能あるは禍の基なるべし

塘雨又因に云織田信長公越前の淺井父子淺倉義景等を討亡し其生首を盃としていふ此三人われに大に苦勞をさせし今は思ふまゝなり悅びの盃なりとて柴田勝家をはじめ一座に是にて酒を賜ふ明智光秀は下戸なりしや辭して呑ざりしを强て一盃を呑しめらるゝに酩酊して迷惑せしことと見えき戰國に趙襄子智伯が首を飮器にせしこと又元呉元甫が髑髏盃レ酒飮ニ淸風一と作りしなど和漢同じ類ひなり又浪華の士永田某は諸藝に通じ酒は大上戸なりしが秘藏の巨盃あり髑髏を金薄にて塗りたるにて八合入しなり酒長ずれば必これをもて强呑せたるにはいかなる上戸も困りしとなん以上閑田云人として淨不淨のわからぬことはあらじ又もとより惻隱の情なきことはあらじをかかる穢らはしくまた惻むべきことをして快と覺ゆるは其身の奢侈にくらみて人心を失ひたるなり唐もやまとも戰鬪の世は人畜の差別いくばくならずさるに今の世にしてかゝる所爲を喜ぶは何ごとぞや

○同塘雨云攝津國高槻の先主領内に狩せられし時山

なければ千里の駿馬櫪（ウマヤ）に伏て終るを大石氏は雪霜の難にあひて松柏の節を顯はせる成べし

○良雄在京中の所行は人皆爪はじきをする斗にて或智ある人も復讐の、ちすら評して彼はあまりに人に誹謗せられて其いひわけに事を發せしなりとさへいひしとなりかく斗ならずば敵方に油斷すべしや詐りによりてます／＼其謀の深かりしを感ず又或人はいふ山鹿甚五左衞門久治官の疑を蒙ることありて赤穗に蟄してありしかば良雄これに付て儒學軍學をもまなびしなりといへりさもあらんかし

○明智左馬之助坂本の城に籠れる時責手の內に入江長兵衞といふあり一番乘をせんとこゝろざして深更より城下に付て居しが昧爽に及び左馬之助寄手の樣子を見んとおもひて櫓にのぼりてこの長兵衞を見つけたり是はもと舊友なりしかば聲をかけてそこに見ゆるは入江殿かといふ然りとこたへたれば定て一番乘して手柄を顯さんと思はるゝ成べし奇特のことなりされども能思惟せらるべしわれも武を還しうするを心として度々の功名は足下のしらるゝごとししかるに身のなる果は今日の次第なり足下も同じ事成べし同じくは武を止めて一生を安く終り子孫を相續せらるべしおのれたくはへたる用金あり得心ならば參らすべしといふ入江も道理に伏して舊交の親切を謝し其諫に從んといひければやがて皮袋に入たる黃金を櫓より釣おろして與へ今日此城落身死べければ吾におきては砂石も同じ人の見ぬ間にとく取て去給へといひしかば是より京師に居住し右の金子にて貨殖し其家孫今も上京に有とかや左馬之助は落城の日天下の重寶とする茶器などをも人に與へてよのために惜むべしといへりしは彼松永彈正が乙御前とかやいふ名物の釜を打破りて捨しには反してしほらしき志の人なりと聞ゆさて此入江が一件を或軍記に評してことわりはさることなれども武士の本意にはあらずと評せりこれもいはれたれども予はおもへらく士の士たるは義をもて周旋すべきを其代の風俗きのふは味方にしてけふは敵となる唯功利をのみ眼にかけて生も生を盗み死も其死を得ず畜生の相殘害するに似たりこれをもて見れば左馬之助が諫めも入江が從へるも倶に非とすべからず舊友の恩によりて陶朱公に倣へるはむべなり

○赤穂の難に不義にして逃走し大野某が女東備梶浦某に嫁し居けるが此出奔の、ち何となく住居の裏の空地に隱居をいとなみける元來祿の分限よりも貧しかりけるにいまだ齡も老に及ばず無益のことなりと其妻諫めけれども思ふよしありとて不聞さて良雄をはじめ四十餘士復讐のこと遂て日を經ず此わたりへも其人數の名を錄して賣ありきし中に大野氏は見えずこれまではもし一旦謀ありて奔り此復讐を催しぬるにやとも疑ひ思へりしに似たる名も見えねば其女も心地あしくかき籠りてうち臥けるに家主あらためていふべきことありと下婢をもていひこしければあやしながら頭をか、げなどして出來るを常に似ず席を改めて是迄貧しき世をとかくあつかひ給ひし心盡しいはんかたなしさるに父國老の長に有ながら國難に臨みて逃走りつひに復讐の人數にも見えず不義甚しきことといふべからず其方には罪なけれどもか、る人の女に伴なはんことは士の道にあらず耻べしさればけふよりは緣をきるべしさかはあれど返すべき家なければかねてか、ることもやと造り置し裏の亭にて生涯をおくらるべし三人の子あれば彼等が供養せんは其道なり吾は再び對面せじと先より召使し婢を添てかしこに籠らしめみづからは老婆一人によろづまかなはせてこと女を近づけず人勸めて妾をも使たまへといへどもきかずもとの妻其身に罪あるにあらず義によりて遠ざけしなりされば彼に姤ませては自もこ、ろよからずとて一生鰥にて果されしたま／＼庭際を緩步せらる、を彼妻窺ひて言はかはさずとも見かはしもせんと障子など開けばやがて走りいりぬ妻も後は愼しみて避けるとぞ此節操安きに似てかたきこと成べしと其隣國備後の人坂本才助よりの筆記に見ゆ

○又ある人曰赤穗の政務大野氏上席にして時を得て萬をはからひしほどに民其聚斂に堪ず然る間事起りて城を除せらる、に及びしかば民大きに喜び餅など搗て賑はひしに大石氏出て事を謀り近來不時に借とられし金銀などみなそれ／＼に返辨せられしかば大きに驚きて此城中にかやうのはからひする人もありしにやと面を改めしとかやこれまで大石氏は一向用られず一とせの間には六七度もさしひかへなどやうの罪を蒙りしとなん凡世に人なきにはあらず用る人

老僧つく〴〵とうち守られたる眼の色たゞならず妓もせんかたなく顔うち赤めてさしうつぶきしがやゝありてあなうつくしとわれしらずけうとき聲を出して褒られしおそろしさいはんかたなく一座も興をさませしに此青柳は才あるもの成けらしたゞちに御十念をとこふ老僧それにはこたへずいで其もてる扇をわれにゑさせよと望まる妓又心得てさらば上人の御あふぎと取かへまうさんといへばうなづきて有あふ硯に筆を濡て

土さくる夏にあふぎの風をえてまねく柳のいとも涼しきと其名をたち入て時節の歌よみて書付られしかば妓とりていたゞきよみきかせ給へといへばしかしかと稱へらる此僧手をよく書れしかば妓も見とれていたくよろこび再びおしいたゞきたる時なむあみだぶと十念をかけられしかばありあふ妓どもゝ異口同音に念佛をうけけふは晋持の忌日なりわれは某の志ある時にあたれりなど口々にいひて信心の氣色顯れつつしみていやを述て歸去りしかばさらば我も歸るべしと老僧座をたゝれしにより衆僧みな從ひぬもとよりたくみしことはかひなく妓どもに催され思はぬ十念をうけてぬかづきしがをかしかりしとぞ老僧も後に此ことを語りて青柳を見ては實にわが出家といふことをも忘れて心まどひしにかほも聲もさぞなおそろしかりけんを彼者才ありて十念をと乞しにおどろき恥かしくなりてやゝ本心に復せしかどもなほまどひのなごりに心地爽かならざりしかば扇を乞歌など書てあたへし其間はまことに常の意になりし倩かれが扇をいたゞきし拍子を得て十念を授し彼もし才なくばいかゞせましと大息せられぬとなん志賀寺の上人のためしもおもひあはされぬ僧はもとよりなり俗形とても老たりとて心をゆるめて女にはいたくは親しむまじきものか予が相識る紫巖師四十有餘にて持律になり終に大僧にすゝまる其はじめにある者ややや年たけ給ひて食事などの不自由におはさんにといひたればそはさることとなれど今まではわれも若しと思ひてつゝしみて女に近よらず女も亦心を置ぬやゝ年高く成行ば互に油斷せるよりかへりて思はずなる過も出くるなりこゝにして戒律をたもつは防ぎをつよくかまふるなりと話せられしは甚ことわりなりと覺えき

されたり實かたきことにはあれど勉强したるものなり但し此勉强は法孫のため成べけれど洒々落々の境界よりいはゞ是もよしなきすさびなりけり此ごろきくに木津の里の禪院の住僧常に臨終のよからんことを願はれしがはたして其期に法衣を改め辭世の頌を書端座して入寂す然るに其寺へ後日に住せし僧夏のことにて蚊帳の内にありしに其外に人のかげ見ゆたけ高き大坊主なり後住意ゑづまりたる人にてたそといへば吾は先住なり臨末の形相に意滯りて迷へりといひしかばいかさまにかとぶらひて其後は見えざりしとかや其里の尼僧かたられきよきことにとりてもりきみのなきはかたかるべし畢竟りきみは名聞に出ッさてりきみのなきといふにもまたりきみなかるべしと近日法雨律師の誡めを見しは雪上に霜を添るなりと覺ゆ忠臣孝子も道理に抱はらず其中心より出るものは頑愚卑賤の人に多く聞えてもとより名利の意一點もなしとおぼし智者にして頑愚にひとしきはまことにかたきいはれなり

○あるもの其妻の辭世の代作を其師へたのみしこととありしはいともめづらし辭世に添削をこふ人はともすればあるものにて元來の口號あればてにはなどのたがひをおそれて見するは猶許すべしついでに又與あることを思ひ出しは何がしの狂歌師臨末に預申辭世の事と端作して終に行道とは云々の業平朝臣の歌を書りしがこれ此世のかり納めなりといひけるはげにも狂歌師にてをかし

○浪華に淨家の一老僧豪光とかいへるは七旬有餘にてものがたき學匠ゆゑつねに僧徒の不律をいましむ紫衣に進んとする人にむかひて紫衣の出奔は見ぐるしきものなりよく謹しまれよなどいへるたぐひの事多しされば凡僧ども憎みていかにもすかして心を蕩し誹謗せんとたくみある時妓廓新町の扇屋とかいへる樓に佛事をいとなみ老和尚を請し御廻願を希へばおはしませと勸む和尚さる所へ行たることはなけれど請に應ずるは僧の常なり昔性空上人の室積の遊女を見給ひしためしもあれば緣に隨ふべしとて彼僧どもにいざなはれてそこに至り佛前にて誦經念佛など終り齋を喫せられしがやがて大夫と稱する妓どもあまた出て皆其前にて吾名をなのるさだめていひ敎へし成べし其中に十七八斗なる靑柳といへるが出しを

やがて此親子うちつれてかの吏某のもとへいや申に來りしとかや吏の君子にして眼識ある賊が忍びざるの意より物を惜ざる里正が道理に暗からぬ皆代に希なることにして其相よれるもまた奇遇にあらずや

○あるものまどしくて母の親の養ひがたきにつき盜みをして捉へられし時其母悲しひてよめる

てらしませ神と君とのめぐみにて親ゆゑ闇にまよふわが子を此歌官に聞えて死罪を免かれ追放たれしとかや近き年ごろのことゝかたる人ありき

○粟田口にて刑せらるゝ者馬を下りて溺す冬のことなるが湯氣たちて見ゆさて靜に畠ものを見てことしも麥はよく生たりと獨言して優然と死につく實に歸するがごとしといふべきさまなりしと見し人かたりぬ何者にて何の罪を犯せしや定めて賊なるべきが其大膽沈勇におきては惜むべき者なれども其才の用ゐやうあしきゆゑに犬馬の死にも劣れり悲しふべし

○元錄の比か年季さだかにはしらず京に中村某なるもの奢侈に過て官の御咎を蒙り捉はれて東へ下る時大津にてやどりたる夜近き山に鹿の鳴をきゝて「寐ながらは是もをごりか鹿のこゑ過奢者の罪を得て懲たる心ばへあはれなりまた其後浪華の巽何がしといふもの同じく過奢にて召捕れ東へおもむく道にて「笑ふものわらはれてみよ花の旅といふ句をしたり誠に笑ふもの此まねは及ぶべからねど己が非を省みざる志大におとれりとある人併せて評せしはことわりに覺えしが此巽何がしは事はてゝのち京にすみて導引をせしが病人の按腹する間物蔭にて妾に箏を彈しむ按腹は心を靜めてなすべければといへりとぞ是はもろこしにて蘇合樂を吹く間に煉る藥を蘇合圓といへる故事よりおもひよれるよし生涯過奢の意止ざりしはしるべし

○いま〳〵しきことのついでに辭世の詩歌は口なれたる人の自然にうかびたるはよきもあしきもいかゞはせん大かたはくるしきにのぞみてつとめていはでもあれかしといふ人ありしはことわりに覺えき又ある人の話に仁齋先生或寺の古德の辭世の頌を見てかく斜に文字の象もたしかならぬにしひて書ずともあれかしと笑はれしといへるも同じ意なり禪家の例にて智識といはるゝほどの人は大かた辭世の頌あり予がしれる老和尚も兩三人臨期に頌を書其日までを記

さんためニ參りたりといふ其人出て暇まうすとはいづちへ行ぞととはる其事にて侍ふ業を變んとすれどなにおぼえたることもなし纔の錢もなしまたおのれに錢かす人もとかく見あつかひくるべき人もなしかかれば猶もとの業にて二日三日も過して又捉へられん時は必命終るべしそれはをしまねど其時御面にむかふが恥かしきに堪ねば此由をもてあらかじめ御暇申侍るなりといふげにも身をたつるよすがもなからんはことわりなりさらばわがしる所是より七八里のほどにありそこに行て人の田わざを助くるゆい（屋人ノコト）と成て過せよ莊官がもとへわが一筆を添んとねもごろにあつかひてやられぬさて其行道今は一里計になりて俄に大雨降來りて雨づゝみのまうけもなければとある家に立よりて晴間を待にやう〳〵暮過になりぬれど空晴たれば出行んとせしにや、老たる家あるじとゞめて此先に河有雨にて水滿てわたるべからずこよひはこゝにやどり給へといふうれしきことさらば一夜を明させ給へと悅びてやどりぬあるべきさまのしたゝめなどにもてなされて後くらき所へいりて打ふしぬれどいねられねばこしかた行末のことゞも思ひつゞけてをるにあるじ燈火さして出來て此寐たる一間へ入ぬあやしとふしながらにみれば少しこだかき所に石の五輪の小き有夫にむかひてねもごろにぬかづき何ごとやらんつぶやきて去ぬ其夜はいねたるふりにて過しぬるが其明のあした出たゝんとする時なほよべのさまのあやしく心にかゝればひそかに其由を尋ねしかばうち涙ぐみて其ことに侍ふ今は年月もあまた隔りしがしか〴〵のことにてぬす人に金を貰ひて吾命を助るのみならず人のためさへうれしきことにて侍りしを其人に再びあふべきよしなしぬす人なればさだめて今は罪にかゝりて命を失ひつらんとおもへば此塔を其人のおもひして明暮にぬかづき祭りてさきの禮をのぶるなりとかたる驚てさては其時の人にておはすかわれは其賊にて侍り不思議に命助りこゝへ來れりと上みの件りをつばらにかたればあるじも且驚き且喜びて吾志の通れることよ彼折に遊びに貰しむすめ年のかぎりはて、此春より吾もとにあるはきのふより見給ふ女なり心には慊はざらめど妻にして此家を繼給はれといふもとよりよるかたなき身なればわたりに舟の心ちして止まりぬるが

べき者の名を名簿に書つらねて窺を奉らる凡此名薄に點を付て下さゝるをまちてそれ〳〵刑に行ふ例なるに此もの丶名に點なし是は脱たるなるべし今一たび窺ひ給へと下吏まうしけれどいなおもふ所ありもし後に御咎めありとも點なければ吾禍にあらずとて彼賊を呼出しいとあやし汝陰德を行ふことありや申べしととはるこたへてかゝる業をもてよをわたる者何の陰德をか行ひ侍らはんされど仰につきておもへば近き比深川に病る者ありてわが相識者にはあらねど韓參を用ば救んかといへりしをきくに忍びず金五片を與へぬといふ吏きゝてそれいかにも陰德にてあれど今少し勝ること有べしよく思ひめぐらせよとしひらるゝまゝ再び思惟してこれはやゝ年隔たることにて忘れて侍りし兩國橋にて一人の男の袖の重きを見て裁とりしがみれば小石あまた納たりおもはず是はと聲たてたれば彼男も心つきておどろき何者ぞといふおのれは所謂巾着切といふものなればあやしふに足らずぬしはことなる物を袖に入られたりいかさま故あるべし語られよといへば其人しばしうちかたぶきまことには吾は今此河へ落て死んとおもへり其

故はわが住里の親しきもの年貢の未進にせまりたるがおのれは里正にてもあれば是を救んと一人の女を遊び女に賣て十六片の金を携へて歸る道汝がたぐひの者に奪れたり此金を失ひては妻にも面をあはすべからず彼者の難をも救ふべからねば只死んと思ひ定めたるなりといふこれを聞て奪ひたる金こゝに十五片ありこれを參らすべし足ざるもの今一片なれば是はいかにもし給ふらん其難をこれにてつくのひ給へといひしにいなこゝろざしはうれしけれどもそれも同じく人の憂にかゝる金なるべければ夫を得て吾難を遁れんは心地よからず唯見のがして死しむべしといへるを何かおのが奪ひし人は誰ともしらねば今更返すべき道なしぬしは眼の前に命を失ひはた是にかゝづらふ人〳〵も憂大かたならじ唯納めたまへといふに少し氣色の弱りたるを見てたゞちに其懷へおし入て走過侍りしもしかゝることにや侍らんといふそれなり〳〵忽ち人の命を生しめたるむくいに汝も亦命を拾へりまことにけふよりは業をかへて身を全くせよとしめされしかば喜びて起さりしが又四五日ありて來り今一たび御たいめを許したまへ御いとま申

らば拾片は拾ひしもの取べし五片は與三兵衛取べしといへども猶互にきかず驛長もせんかたつきて然らばかゝる爭ひせんよりは兩人内外の宮詣でし此金を費すべしといへばともに大に喜び其言に從ひて詣でしかども同國のうちにて里程さしも遠からねば費す所纔二歩二朱ばかり殘金あまたなれば讓り爭ふこと猶もとのごとく既に領主へ訟へんとせしが其領主遠國なれば無益の路費に盡さんことは實に惜むべし唯半分しておの／＼が欲する所に用よと云ひてあつかひしに折れて與三兵衛は年比借住にてありしを驛長のはからひにて小家を買て移りすむ善之右衛門はかねての願ひなりとて妻子を引つれて信濃の善光寺へ詣たりさて其かへるさに小溝ある所にて尿したりしが脊に負たる包物の佛の御影など入しをあやまちて溝へ落せしかばあわてゝ取上し時それに付て紐を引出したり紐に付たるは袋にて内に金五十片ありおどろきて其所の里正を尋ねて其主をもとめしむるに其あたりに落せしといふものなければそれはそこに付たる福なり携へられよといひしかば辭するよしなく持てかへれりかゝりしかばつひに富家といはるゝやうに成たり彼與三兵衛も田畑など買得て好農家になり兩人とも初の所以をもて兄弟の約をなし互に先立たらんもの、柩を舁べしと契りしが與三兵衛はさきに身まかりて善之右衛門は今に生存すもし死せば又與三兵衛が子其柩を舁べきよしなり寛政七八年の間の事と彼驛の者わが僕にてありし時に語りぬ大かた宿驛といふものは諸方の人をあつかひてならはしのよからぬものなるにかゝる清民の揃ひて二人までありしもめづらしき事なるにぬしなき金のこゝかしこにありしも不思議なりこれはもし賊などの落してさも名のりがたかりし歟溝にありしは隱し置て取出すひまなかりしなどにや

○ある人かたらく近き年のことゝか盜賊を捉ふることを役とする人學びの力ありて凡ならぬが下吏一人の賊を捕得たる時其容體を見て汝は志氣あるものなりかやうの業をやめて世をわたるたつきをはかるべし此たびは許さるべし重て捉へば死刑に行れん必止るべしといひ含めて放されし後いくばくもあらず又捕れて來たり吏さきに吾言を用ず又此獄にかゝれり此たびは遁るべからずせんかたなしとてやがて刑す

さるに其童ともだちを惱し泣しめなどして慰とし惡遊びのみせしかども其性剛にして物に屈せず器量拔羣なり十七八の比より漸無頼の徒に交はり樗蒲攤錢の弄びをこと〻し囊中空しければ夜ひそかに人の田圃に入て木綿など摘み酒食の料に充あるひは人と非理の爭ひをなして果は錢を貪りなどすある時には同郷の某なるものに恨ありとて行て責罵り遂に梁に繩をかけて縊まねをしおどして錢をとりあるひは村人の祭る小祠の木像を盗み鬻などよからぬ業ども積りて遂に亡命して四國に渡しがいかなる人の勸めいかなる紹介を得てか讃岐高松の儒官久保氏に從學す性さとくして四書を六十日計によみ終りぬ久保氏も敎うべきものとし自も孜々として勤めけるほどに程なく業進みければ同藩の富商姫路屋なるもの一口を扶持しける四五年の〻ち老母を歸省せしに容貌進退すべて本の人にあらず昔は放逸無頼の徒謹愼篤實の士と變せしかばさきにもてあつかひし村人郷友も席を讓り坐を前めて敬ひぬみづからもかつて人にほこらずそのかみなせし惡事などいひ出て悔み人は美師（ヨキ）友に附べきことなど語り舊識童子の輩にも諄々として孝悌を勸ける詩も亦頗能す數日の後讃岐にかへりしが不幸にして病にか〻り地下の修文郎となりし時纔に二十六歲なり其邑人坂本望は予によりて國學をとふ人なれば此行狀を續畸人傳に納んことを乞れしかど既に上木に及びて洩けるま〻こ〻に錄す周處三害の類にて節操も改ればあらためらる〻ものなり實に一畸人といふべし

○伊勢庄野驛より旅人を竹輿にのせて行人夫の者先肩を與三兵衛といふ後を善之右衛門といふ途中にて後肩のもの金の包たるを拾ふ開き見れば十五片あり旅人を送りて後此金驛長（トヒヤ）に持行て落したる人を求めしむるに誰ともしられずよりて拾ひたる者取べしと指揮す善之右衛門しからば半は與三兵衛にあたふべしといふ凡もの荷ひてゆく者もし物を拾ふ時は先肩の者拾へば半は後肩のものに配分す後肩の者拾ふときは先肩にあたへぬが驛路の定めなり先にゆきながら見つけざるは其もの〻あやまちなるゆゑとぞされば與三兵衛此定をもて受べき理なしといひてもし祝とならば一百錢を與へよ一盃を傾くべしといふ善之右衛門不レ肯強て分つべしといふ長又あつかひてさ

り

○享和二年十二月の末つかた甲斐國鶴郡小明見村の民縫之丞なるもの其隣人の黄疸に惱みけるを兩親ふかく悲しみ又代るべき兄弟もなければいかにもして病を愈しめんとおもふに蜆は此病の良藥ときけばもとめて給はれとたのまれて三十里程を經て駿河の原よし原まで來りしに年の終なればさしもの街道も往來まれなるにさるべき武士供二三人計具したるが遙先に見えたれば追付んと急ぎ尿しながらに行けるを彼士見咎ていかなる者ぞととふ農民なりとこたへしにいな農民ならば大路に尿すべからず畑ならば麥を養ふべし道の傍ならば草こえて秣によからん大路にて穢を人に及ぼすべしやといはれて恥入唯大人に追付まゐらせんといそぎての仕業なりと侘ぬさて春に負たる薦包は何ぞととふにしか／＼のよしを答へて此比海荒てやう／＼此ほとりまでに一升を得て負たるなりといへばさる病に一升ばかりにては足じ江戸に行て求むべしいざつれ行んといへれは故鄕よりここ迄も遙なりまた是より江戸まで四十里をへてはいかゞはせん年せまりて歸ることを急よしいふさらばわれ江戸に歸らば速におくるべしと其鄕里莊官の名まで委しくとひきくこはいかなる御方ぞととへばそれはいふに及ばずとて沼津驛にて別ぬ其年は暮てあくる正月病者は病おもりて十日に終りぬれば野邊に送り翌日僧を請じ齋行ひける折から所の長のもとへ薦に包みたるもの江戸芝よりと計記して甲斐國鶴郡小明見村庄屋仁兵衛といふ札をさし谷村といふ所の官所より送り其使は谷村より小明見までの賃をとりて歸りぬ開きて見れば蜆なり一首の歌あり「見もしらぬ山のおくへも心だにとゞかば病愈ぬべらなり仁兵衛其故をしらず蜆に付て縫之丞を呼てそのよしを問きゝ感に堪ず彼齋の所へ持行士の志を牌前へ供しぬ夫より皆志をたうとがりて江戸芝といふをたよりに尋けれどもしれねばせんかたなきにあるもの此士歌を添られしかば何にても歌を勸進して芝神明の社に捧げせめて其志しに報ぜんとはかりけるとぞ同國同郡の一老僧此ごろかたられき

○備後國深津郡浦上村に藤井孝藏名は謙字は子虚といへる男は農夫忠四郎が子なり幼して父におくれ母の手に人となり窮乏にて山に樵野に草刈て生業とす

も甚大きなり或說云大佛殿の石を曳るゝ時東の方より來るもの追分のこなた松坂の邊甚艱難なりしかば加藤清正音頭をとりて松坂こえたやつさと謳ひはやして曳されしといへり今踊の音頭に通してうたふを伊勢の松坂とおぼえたるは同名にて彼名高きゆゑにあやまるなりとぞ予が藏す圖車上の童子のさま石曳人數一やうの出立なるもまことに一時の壯觀なるべしと見ゆ一輿に此圖左に寫す此佛殿の經營もと金錢の費を厭はず美麗をつくされしことなれば自然に石曳などもはなやかなりけんかし石は諸方より集められしが攝津國武庫山の上に運び殘せるものとて其時の諸侯の名彫たる石ども所々に見ゆ此山今も大石多し

○松卯は松の子の意にて唐山の通字松笠といふは象の似たるにてこなたの通語なり是を西國にてはちゞりと呼ぶ語の意は不レ解それをまたひえの東坂本より來りし下婢ちんころといへりしに山崎の者はかんころと唱へてちんころを笑ふいなかんころこそをかしけれと爭ひしが凡おとなしき人の是非を爭ふも畢竟同じされば彼も亦一是非此も亦一是非と南華老人はいはれけらし

○高野山にほとゝぎすの歸後れたるが木の節穴などにかゞまり居てや、さむくなるときは得動かず餌ばみももとより得せぬを雀がつどひて餌をあたへ來るとしの夏に及ぶまで養ふいと不思議なることにてこれを雀のほいとゝいふほいとは乞食のことにて雀のための食客といふことゝぞしかるに其邊の山賤ども夫を探出て燒鳥などにして食ふは甚だ惡むべし其情雀にだもしかずといはんと和田泰順醫生の話なり世に百舌鳥の艸莖もずの早にへなどの傳說はあれど雀の郭公をやしなふといふことはめづらしくてきくまゝにしるす

○或儒士其母に仕へて孝を盡すとおもへども猶母の意おぼつかなしいかにおもひたまふらんしらまほしとものへゆくまねして床下にかくれてうかゞひしに婢とともに物がたらひて今は某はいづこまで行つらんけふは一日もの堅からず心のどかなりといへりしを聞てはじめて心づきこれより仕へのやうを改めしとなり己が相識一老人も其男の謹慎に似て圭角あるに佗たる人ありきよろづに付て此心得有べきことな

ひにむかふが見えざればなりこはおのが親族の老人敎られしことにて幼き時さることゝおぼえしに近き比ある者行違ふ人に肘をうたれて久しくなやみしことありし殊に牛馬又荷など持たる者に出會てはようせずば死生にも及ぶべし纔の二三歩をいとひて馬卒販夫の類ひは必曲る所を行ものなりこなたよりこゝろすべし

○路を行人たがひに左によりて行は常の禮なりかくすれば牛馬口つきのものも其付たる方に當ればあやまちもなし然るに薩摩の邊にては夏は自日の照かたへ行日陰を人に讓る冬はこれに反すとぞ路を讓るの禮至れりといふべし又いづこの國か男女行路をことにするを常とすとかやこれはことにかしこきならはしなり

○予が家にむかしより傳たる古書に石を車に載て多人數曳圖あり大佛殿の石垣の石を曳るゝ時の圖なりといふ人もあり又或人はそれよりも畵の時代舊たり又平などにやと見ゆともいへり城の石かけ堀なども雲どりのかなたに見ゆれば城普請かともおもはるれど城の樣子はつねのごとし唯路と見ゆ猶大佛歟此石

しが當時は不レ喫人は數ふる計なりとぞ律を名として唯其衣の製のみを存したる寺院もあり時宗の僧坊の酒樓になりしも漸々に祖意にたがひ來れるの窮れるならん

○昔はなくて當時行れ是がために口を糊する人世間に滿るもの茶と烟艸なり此二品の具を造る人も夫を交易する人も此物どもなき代には何をしけんとあやしまる、計なり又昔は人ごとに用て今は用る人稀なるは烏帽子か此類も猶有べし

○烟艸は唐山も此方もなべて二百年來もはら人の嗜むものにて一たび吸ては忘れがたきゆゑに相思艸ともいへり蠻國より出て世に弘まれるにて本艸備要などにも是を出して利害を論じ害は多く益は尠きさまに書り然も極老まで嗜む人さしたる害もなしおのれも亦此たぐひなり例せば茄子は食物本艸の類害多きよしに記せれども本邦には中夏の頃めづらしとてもてはやすより晩秋に至り或は糠に漬しては終年喰へども一人も此害をおぼえたる人なし脾胃に馴ては害なきものにや唐山の人の獸肉を常に喰ひて其害をゑらずかへりて本邦の米の美味に過て泥滯をおぼゆるといへるに同じ此ころ白石先醒の手簡を見るにこれも大きに烟艸を好まれしよしにて且仙臺の烟管を得て喜び贈られし古詩長篇ありめづらしくてこゝに寫す

戲謝三洞巖老惠二金烟管一二十韻

相思千萬里。芳艸既爲レ烟。遙謝琅玕贈。何酬錦段鮮。班々双涙竹。艶々並頭蓮。鷺管長且細。螺杯小復圓。彎如象鼻曲。翻若馬蹄翩。聊比繞朝策。何論祇子錢。碧筩宜二共飮一。青箱豈須レ編。王衍曾揮レ麈。蘇卿本嚙レ氈。趣同餐レ蔗境。狂似嗜レ茶顚。絶勝檳榔醉。要將桃李憐。丁香香自結。柳線々猶牽。朱熖龍啣レ燭。丹炉虎伏レ鉛。飛レ灰金瑄内。擊レ節玉壺邊。流水歌二幽雅一。薰風和二舜絃一。帷中非レ借レ箸。陌上是遺レ鈿。不レ羨餐霞客。還懷服氣仙。吐成玄圃霧。漱作白雲泉。岸蓡心良苦。紐蘭佩可レ揖。微陽回二黍谷一。尺寶出二藍田一。因知蓬瀛侶。徒勞二採藥船一。以上私加レ點て童蒙に便す

又ある所にて烟草の箱に書付たるを見しに手拈姑娵二千年艸。口吐蓬萊五色雲。何人の一聯にや詠物にて前後ありやゑらず一興に付すべし

○路の竪横交りて曲る所は必眞中を行べし然らざれば曲る角にて人に行當りおもはぬあやまちをすたが

實はみづからがといへり夢想の筆記に出たりと其宗徒かたられぬ是にて穩なり

○元亨釋書の著者虎關禪師は其父微官なりしかば小僧の時官家の童子達と群遊ぶのついで其父の微官なるを耻かしめんとて各其系譜をいひて此溝をこゆべしといへり皆大中納言の息なりしかばなり虎關こゝろえて大聖釋迦佛の法孫師錬と高らかに呼はりて一番に飛越たれば皆いふことなくて止みしとぞ

○聖德太子片岡山にて飢人にあひ給ひし是達磨大師といふ説に付て其日十二月朔日なれば本朝の達磨忌は其月日にすべしと虎關談ぜられしかども其時の人人うけがはざれば自院のみ此日に忌を行はれ今も東福寺中海藏院派はしかりとなん思ふに彼片岡山の飢人は或説には文珠菩薩ともいへり畢竟しられぬことにて紀にも異人とは見えていづれの菩薩とも大士ともなししかればうけがはざりし人は正しといふべし

○近來黃檗竺庵和尚遊山のついで獵師が鉄炮を捨置たるを見て侍者の僧玉はこめたりや危しといふを又一人いな虛(カラ)なりといへるを和尚聞て日本々々とありし空虛と唐土と同じくからといふ語を混ぜられしなり此和尚はよく和語に通ぜられしかどもさすがに異邦の人にてかやうに違へることあり急にひとを叱せらるゝ時などは和漢の語混じて聞わかちがたかりしとぞ唐音をまなぶ人もこれらのたがひはまゝあるべきことと歟

○同じき竺庵和尚嵯峨桂州和尚に語りて曰唐山に在し時は平生獨參を服用す虛弱のゆゑなりしかるに本邦へ來ては味噌汁を喫するが爲に獨參に及ずと味噌の効を稱揚し給ひしとなり彼土には味噌なし長崎へ來る唐人が日本人はみそ臭しといふよしまた彼地へ漂流せしもの居留りて味噌を造り商ひて大に富たりといふ話をも聞しなり實にもめづらしく味も美なればさもありけんかし

○黃檗開祖隱元禪師は烟草を惡み給ふこと甚し其偈にいはく一管狼烟吞復吐。恰如炎口鬼神身。當年鹿苑有此艸。不說五辛說六辛。此偈語錄には洩たるよしなり昔彼宗徒に聞しが遺亡せしを又此比一和尚語られき座禪看經の勤を空しくせるを惡み給ふならんされば此物と飮酒は彼僧衆凡て不喫ことなり

とぞ

○又ある學匠の話に名聞を好むこと甚しき僧は女犯肉食よりも遙に罪深し女犯肉食は罪其身に止る名聞の罪は他に及ぶむかしある相者人に語りて我男夭死相あり其月日必死すべしといへり然るに其期に及びて常に變ることなければ彼話を聞たるもの相の眞なきを嘲りしに一夜とみに死したりこゝにおいて又實に相の疑ふべからざるをおどろきしが能たづぬれば己が說の違へるを恥て竊に其子を殺害したるとなり吾命にもかへて悲しと思ふべき子を殺しても其術の名聞を思へるを說給へる佛の教誡なりとかや

○ある訟につきて官所へ出し律僧低頭せず官長これを咎められしに律の戒法俗に對して頭を低ずと答ふれば其日はそれにて退かしめ彼是の僧を召て其旨を尋られしに或役寺の僧それは一應はさることなれども隨方毘尼といふことありて毗尼を便の字にしても用ゆ此意は時にあたり事の宜しきに從ふが即戒なり是をもて詰たまへと申せしかば次日其僧を呼れしに前のごとく頭を低ざる時に隨方便はいかにといはれて忽驚てはといひて稽首せりさて訟のことは次にして先不敬をもて咎を蒙りしとなり又華頂山にても末寺の律僧與寺のことにつきて印を押べき事ありしかば役僧しか〱と指揮せれども不ㇾ聞律には印を押ぬ法なりといへりしかば役僧もせんかたなけれど印を除くべからねばこれも物しる老僧にいかにせんと問しに笑ひて印を押ぬといふ法は用て律僧の僕奴を具し狹箱をもたすべからざる法はなぞ用ぬといはれよと敎られしかばしかいひしに大に誤りを佗てやがて印をとゝのへて押たりとぞ國に入ては其禁をとふといへるに同じ佛敎も人道の外ならめや一隅をのみ守る擔板漢は笑ふべし

○東福寺開山の弟子に癡兀坊といふは道人にてありしが或律僧木鉢を咎めて佛制には鐵鉢瓦鉢を用るものをといひしに癡兀坊笑て何ぞ法義のことをいふかとおもへば喰ひもの〻事をいひ出たりと嘲りしとなり此坊は奇話多き人とぞ

○如大尼といふは夢想國師の弟子にて世に傳ふる「しづのめがいたゞく桶の底ぬけて水たまらねば月もやどらずとよみし人なり此初五字あるひは千代能がとも傳ふ是は如大尼の俗たりし時の名なり然るに

中に卵を残せばことしの卵來るとしの秋に至りてかへりて聲をなす吾庭にて生したるをとりて籠にこめて賣ればいと安し春日野にて虫も捉薄も根こせばよくたれりとなん是につきておもへば世の中のこと萬さかしくいちはやくなりて眼前に利見えて後の不益になること尠からず畸人傳に擧たる稲こき辨利になりて寡婦の糊口乏しくなれるごとし又扇を需もの鯨要といふことを仕出てこれに傚ひて利を得るもの多かりしが要のぬけはしるものすくなくなりて是より木あるひは角もて要を造る者乏しくなりたり扇屋もまた扇の損ずることすくなくなりしは大なる損なりと或者かたりき此虫賣者もかくかしこく立廻れば勞少きかはりには人も亦得やすきことをさとりて價減ずべし

○凡黠智は才に出づ才は事に煩ひあるのみならずややもすれば其身を亡す楊修が才をもて曹操をはかりつひに是がために殺されたるごとしこゝに坪坂直好才智辨といふものを書れし其まゝこゝに寫す「風月の君いませし世敎たまふげるは凡は才と智とひとつものににたりされどもまことには其わいだめあるべしさえを指揮して程よきにかなはしむるものは智なり才ある人はあなれど智ある人はまれにもまれらなりとさとし給ひにきひそかにおもふに千里行駒も鞭もて指揮せざれば殪る風にまかする早船も梶の制なければ溺るひとへに才に任せて智を用ざればかへりて身を損ふも亦かくのごとしこゝら世を見るに才の弘きまゝに人を人とも思ひたらずさかしだちたる人の身をたつるよしなきが多かりこは學びのみちのみならずすべて士農工商の世わたらひに此心掟をわすれずばさるあやまちなかるべしおのがごときおろものはもとより才なければ智はたあるべくもあらねどかしこき御敎をすき／＼へも傳へ聞えんとてかいつ侍るもいと／＼おこなりや 以上記のまゝ

○右才智辨おもしろしとて息耷規ある學匠の僧にかたりしに其人云佛經によりていはゞ智は見るべからずして用廣し猶聖人のごとし次て恵は賢人に比すべし才は衆人歟才もて智をおほふは浮雲の日月を隔つるにゝたり然るに其働き見安きをもて人皆迷ひて才をたゞちに智と思へり智より出たるものなれども次第右のごとく惠はやゝ善にして才の及ぶ所にあらず

ものといふはさもあるべし臍ひらくものは不レ救と
いへり俗に雷が臍を攫むといふも此ことゝぞ
○僧玉屑東國行脚の記をあづま貝となづくその中に
雷獸をとりたることをかきて其圖を出されたるは狸
に類すしかるに此ごろある人のしめせる所左のごと
し虚實はしらずといへどもいとたしかなること、其
人のいへるまゝこゝに圖をあぐ

享和元年五月十日頃藝州九日市里
鹽竈へ落入死ス雷獸の圖大さ曲尺一尺四五寸

○但馬豐岡の人鷺橋おくれる文に曰其國氷の山とい
ふは播磨美作因幡に根張ゆゑに四箇の山ともいへり
登ること五拾丁にして六十六體の地藏尊あり靈驗の
地といふ其麓鶏[illegible]村といふところの女と童二人つれ
て草籠負て谷筋に入しが橋の下に長さ七尺斗のおぞ
きもの居たれば魂を消て逃歸りしかく〳〵のよしを語
るにもとより其邊のものは猛獸を捉ことを常とすれ
ば手ごとに獲ものを携へて至るに彼者驚くけしきも
なく又怒れるさまもなければつく〴〵窺ふに角一つ
手足有て身は木の葉の色に金の光を帯びうつしゑの
青龍のごとくうつくしければ橋より下りて角を撫た
るに喜ぶ風情なりしとなん此後また少し奥の淵に河
を隔て凡八間斗の白き皮に金色あるが脫捨ありしこ
れもさきの神龍の所爲成べしといひき惡龍毒蛇の類
ひにあらず治る御代の瑞なるべしまさにことしの秋
の實のりよきも思ひ合されてたうとしといへり
○南都の人の話に松虫鈴虫を捉ふるに挑灯を携へて
夜行けば其光をとめて飛來るといふはむかしのしわざ
にて今わがあたりにて虫を賣ものは竹を二本もちて
晝行薄を押分れば虫ども驚きて飛出るを捉ふ又黠智
者は薄を根こして吾庭に植ゆ物してかゝる虫は薄の

方を開つけて釜下に燒たるが水はもらずなりたれども跡はそこと見えたり後十餘年のゝち又同じ家にて茶釜前のごとく破れしをこのたびは直に芋がらをたきたれば頻にもり出たる水忽やみて其破たる所もいづことしられず愈たりといひこせしはめづらしき話なり

○芋莖もて蜂のさしたるを撫れば忽ち癒てあともつかず村中の小兒戲れにわざと手足など蜂に刺せてやがて芋莖にて撫ることをすと昔聞しが後試みて効を覺ゆ又ついでに急を救ふことを思ひ出たるは舟中にて蜈蚣に刺れたる人ありし時折節藥物をたくはへずありあふ酒を熱して其疵にかけたれば卽熱氣去いたみ止たりこれもおのが知れりし人の卽時の働きなり

○反鼻（マムシ）の刺たる毒針氣血ともに上逆して害をなしあるひは死にも及ぶ刺たる時眞綿をもて其わたりを撫れば綿に針かゝるを卽時に拔去ば後難なしといふ又ある家に秘せる法干鰯を濃煎じて刺たる所腫痛する所を洗へば毒氣も針もとろけて速に治とぞ猶鼠毒犬毒は甚うして死におよびやすく治方も多けれども是は醫のよく知るべきことなればこゝに贅せず唯其疵口を愈すべからず愈ば切明て血を出すべし毒をもらすためなり熱氣によりて疵愈やすきものなれば恐るべし

○江戸にて或小侯の宿直の番葛籠を負たる僕に雷火落かゝり背と葛籠との間より下へ拔たり僕は氣絶して身もやゝ焦れたるを同僚の奴吾たすくべしとて走り行て生鮒を取來たり是を其まゝにて彼焦れたる背をひたもの摺たれば黑氣さるにしたがひて氣を吹返したりとぞこれも正しきことにて其侯或ものに話し給へりとぞ

○ついでに思ひ出たりむかし彥根の士父子居間を異にしてありしが雷鳴甚しく正しく其子の居れる室へ墮たる音を聞て父やがて走り行ていかに／＼といへばこゝに侍ふと烟氣の中よりこたふ立よりて見れば半身焦れながら氣はたしかなりしかばさま／＼療治して平復したりしとなりめづらしき豪氣の人もあれば有ものなり凡震死せる人其身の焦るは稀にて音におびえ肝を潰せるが多し或は墮たる家は障なくて其隣の人の震死せるもまゝ聞ゆ是等は響の筋に觸たる

閑田次筆卷之四

雜話

○予が識る人野遊に出たる時小き虫ふと耳中へ入たりかゝる時はかたへの耳に蜜をぬれば其香をとめて必出るものなれどもさやうのたくはへもなき所にていかにともせんすべなかるべきを其友なる人卒におもひえて眼も口も鼻も堅くふたがしめ其入たる方の耳より息をつよく吹入たれば吹れてかたへの耳よりことなく虫出去たりと其友手がら咄しに仕たり心得置べきことなり

○小兒糸のつきたる針をふとのみたりいかにともせんかたなきに數珠の珠をかのいとに次第につらぬき夫を力にして針を引ぬき出せり是も臨時のはたらきにて死にも至る痛苦を救へり

○小兒戯れに錢を呑たるが咽に滯りて死したるがありきいたましきことなり是は烏芋（クログハイ）を多く喰へば（若自喰ふことを得ざれば碎てその口へ入る）錢とろけて下る或は錢ながらもゆがみて降下すれば滯らずこれは本艸にも出たることなれども大かた醫ならぬ人は知ざれば急に備るために因みに記す

○嬰兒のしきりに泣入しを腹痛ならんとて醫を迎へ頻に藥を用ゐしかどもます〳〵に泣いりてつひに死したりそのゝちに死骸を見れば背に蜈蚣喰付てありし背をたゝきし時ます〳〵に泣しは此故なりしとおもひ合されしこれは衣類を干たる時つきしをしらず着せたりしとなり實に非命にして其親の歎きはいかばかり成けんきくも悲しく胸いたきことなり子もたらん人およそかゝるたぐひ或は衣類に針などあやまちて殘りたらんやうのことよく〳〵心をつくべきものぞかし

○このごろ飛彈高山人紀文よりの書に同國高原山中は谷水を食用にするが常なるをある人暑甚だしき時に彼水を一掬呑みたりしに其水不レ消起臥に腹中雷鳴しさま〴〵療ずれども驗なきが此谷に大蛇住りといふにより其毒に當りしならんとある人考へて古釜の類の鐵を濃く煎して呑しめしかば半愈せり又蛇の脱皮炭薪に交れば鍋釜破るゝものなり此時芋莖を火に入て燒ば忽もとのごとくなれりこれも高山紀文が隣の菓子屋のいりものせる釜破れしを三日の後に此

始聞二孟子講一。時食不レ足。就レ人求二豆一斗一。掛二之座隅一。日熬二一握一以療レ飢耳。如レ此者凡五旬。後將レ聞二易語一。而乏二資用一。爲レ之西二歸紫陽一。求二財於親族一。得二錢十五貫一。因持又東遊遂得二易學一云々。曰今時如レ此困學者不二復多見一レ之。閑田云困學はまことに稀なる人といふべしさてまた學文の廢れたる事も甚し筑紫にて四書五經を學ぶことも出きずはるぐ\關東にいたりて纔に本意を遂ぐ江村專齋の話に此翁少年の時何某殿に四書をならひしが孟子は本なしとて敎へ給はざりしといへりおよそ專齋生存の時迄文學の世に絕たることかくのごとし昇平今のごときは山野のはて海島の隅まで年を追ひ月日を重ねて文筆盛に成もてゆき一郡一鄕の間所につけて敎導する人もともしからずきこゆるはひとへに御代の恩賴なりかゝる世に生れては學ぶことの安きを中〳〵に怠る人は悲しむべし

○事を類するに平等なるあり或は主とする所有て其類を並べ擧るもあり譬へば四事不レ可レ久とて春寒。秋熱。老健。君寵。此中三事はいかにともすべからず君寵におきては意を用ゆべし三利をいへるに一年之利種レ穀十年之利種レ樹。百年之利種レ德。此主意は種德にあるべし

○茶は類聚國史に見えたれども久しく絕けるにや高辨上人入宋して將來し栂尾に栽給ひしより弘まれりされば類聚國史に見えたるは世に知人稀なり因にいふ今世茶禮を敎る人を茶人と稱す西土には茶を採制する人をいへり

閑田次筆卷之三終

生短。常悲歳序徂。趨庭寧俗態。入寺作禪徒。解
慕馬師秀。行欽船子殊。忽忘機境了。祇與杖鞋
俱。說話自茲淡。戒儀緣底拘。要同雲裏鹿。期等
霧中兎。一旦蒙朋諫。多年究聖謨。升廬鷲峯月。落
几鶴林珠。初識闍時苑。不如明處株。興懷禁絲革。
發誓護衣盂。方入宣公域。更遊智者郛。設房隣
北嶺。披帙對東湖。教眼彌昭介。文心益豁乎。六塵輕
白雪。三觀熾紅爐。持号天將曉。課經日又晡。豈思
遭讒害。俄去背招呼。野雨衫斤倍。村燈錫影孤。每離
泣慈母。數病傍頑夫。當此澆風盛。未看信手扶。
何時損執受。直得侍金軀。又歌集一冊ありうたは
ことさらに學ばれしとは見えず實に時にあたりての
述懷經文の意など述給ひしなり其內其教示にあづか
るもの少し擧揚す

無我無造無受者善惡之業亦不亡の意を

出にけりぬしはなぎさの捨舟も
風にさそはれ汐にひかれて

心を師とする人の色卽是空の義をひがさま
に思ひけり不如法の三業にも怖畏を生せず
と傳へき、ていと悲しさに

色もかも空しと云ればそれ故に
花は實としもならぬものかは

西方のうたよみける中に

わが願ふ花の色かに滿べくは
こよひの夢よこてふともなれ

法華三昧をつゝめ侍りて戒根清淨の夢を感
じければ

いせのあまの拾ふにあらぬわが貝も
みがけば玉にかはらざりけり

こゝにとゞむ

私按此律師はじめ禪に參じて後義學に改む榮西禪
師はもと台家にして僧正に登りながら入宋して禪
を傳へ歸朝のゝちこれを弘めなほ先には法然上人
比えの學匠の聞えありながら淨宗を興したまふい
づれをか是とし何れをか非とせん只みづから機に
かなへる法もて人をも濟度せんと成べしこれがた
めに釋尊は七千餘卷の教法を說たまひき

○竹苞鵜鶘氏話のついでに臥雲日件錄を示す其第十
六。寶德元年閏十月三日。長照院竺華來過。竺華曰。吾
翁大椿築紫人也。少年東遊。就常州師。學四書五經。

て洛東泉涌寺に往て藏經を閲す未レ半大に悔い悟りて比丘となり自他を兼濟んと誓ふ閲藏終りて槇尾山に適て戒を受んとおもふに其一律師に途に遇ひて疑ふ所をとふに明らかならず且其人內に白衣を著を見て心よろこばず復坂本に歸る瓔珞の羯磨（本業瓔珞經の作法にて二百五十戒也羯磨は作法と譯すコンマとも如字カツマとも流義によりて唱ふとぞ）に依自誓て受興し更に有情の身に出たるもの一絲といへども身に纏はじ微塵といへども喉に入じと誓ふ時に其徒光雲庵の上に覆ふを見る當時はなべての受戒皆瑜伽の羯磨（瑜伽資地論の作法なり梵網經の四十八教戒によれりとぞ）を用う是に異なる故に人多く譏をなす卽雪謗詩を作て其局見を斥（キラ）ふかくて山中の諸惡論者小乘の比丘大乘を混亂すといひてつひに師を逐ふ故に坂本をさりて山城攝津の間に遊び後梶井宮盛胤法親王の請に應じて小野に止る又鎭照居士といふが庵を洛東岡崎に構へてこれを迎ふ此間僧俗の化益甚多く琉球の僧法を求めて來る者和尙に謁して後臂香を燃し初故國にありて日本に至り善知識に遇ば必此事を行ひなんと誓ふに酬ふといへるごときに及ぶ元祿三年正月其母儀沒す自後哀情內に纏ひ外苦節をくはへ師もまたつひに疾に染て七月三日に化す朔日

其徒に示すこと叮嚀なり曰卽心念佛一心三觀これ吾住處なり汝等おもひをこゝに留めば旦暮我に遇ん我死憂ふることなかれと又其夜彌陀像前に合掌念佛し終て云。中道卽法界。々々卽止觀。々々卽刹那。刹那とは何ぞ南无阿彌陀佛。玄かれば則念佛の外に止觀なく止觀の外に念佛なし能所は情の取ところ法界は智の照すところと侍者曰是はこれ臨終の用心なりや和尙曰吾に平生臨終の異なしと此外遠近の徒衆に垂訓の語氣平昔のごとし齢五十四臘十八門人全身を北白河に葬る和尙初め禪を學びしかども藏中三大部をよむに及び敎觀大に備る事を見るが故に心を天台四明の學に潜め宗を更めてもとの衣拂を雷峰に還す時に年四十なり已後天台一宗の律法行るゝこと四五百年來これより盛なることあらず方今當宗におきて山家の正統たる所以を識るは和尙の力なりとぞ和尙元來性强記一夏法華を悉く背（ソラ）によむ其撰述せる處圓頓章句解。十重俗詮。三千有門大義。始終心要大義。心經畧解。野山艸集（詩偈雜著）世に行るとぞ嗣靈空律師其志を繼で安樂律院を創建し法流盛なり和尙の詩其生涯の志を看るに足もの傳中に記すまゝこゝに寫す。幼苦ニ人

にして本朝に赴く天平八年七月行基法師奏して聖僧を迎べしといふにより禮部鴻臚雅樂三僚をして難波津に向しむ云々とあり高僧傳に擧る所は南都戒壇院所藏婆羅門僧正の碑銘のまゝにて傳法弟子修榮著す平素隨仕して親しく見る所一毫の違ひ有べからずといへり先其名字さだかなり釋菩提仙那南天竺人。姓婆羅遲。婆羅門種なりといふより天竺にて十六國九十六種皆其德風を仰ぎ唐に至りても緇素奔走せることを擧ぐ五臺山に至り文殊師利を拜せんとするの一條はなく日本使丹治比廣成留學僧理鏡等唐において芳譽をたうとび東歸せんことを要め請と記す東歸の船中風浪甚しきにあひ端仰一心入㆑禪。須臾風定波息こと有釋書にはもらせり渡來の年紀は同じ行基相見。和言梵語往復欵密。宛如㆓舊識㆒の條又三僚をして郊迎せしむるも同じ天平勝寶東大寺開眼供養の導師三年僧正に任ぜらるゝも天平寶字四年二月廿五日遷化も同じ享年五十七越㆑月二日舍㆓維於登美山右僕射林㆒。那臨㆓滅度㆒謂㆓諸弟子㆒曰。吾常觀㆓淸性㆒。直嚴㆓自性身㆒。而猶尊㆓重彌陀㆒。景㆓仰觀音㆒。汝曹抽㆓吾祭藏衣物㆒。奉㆓造阿彌陀淨刹㆒。又云。吾生在之日。普爲㆓四恩㆒。造㆓如意輪像㆒。欲㆔更造㆓八大菩薩像㆒。無常行迫。其願不㆑諧。宜㆔共相助畢㆓功矣。弟子等遵㆓遺旨㆒。修㆓飾八像㆒。又刻㆓肖像㆒。並置㆓大士傍㆒焉。贊は前に擧るごとく東大寺にして雜策を檢閲する中に得たるよしなり

○親しき僧戒塹來話のついでさきに畸人傳を著せし日妙立和尚を洩せるををしみて其行業記を志めし假名に譯して此隨筆に收めんことをもとめらる然れども予義學のことにおきて露許も志らず名目につき理義につき和するに艱むといへども其道識る人に槩とひきゝて要を採り大意を擧ぐ折ふし安覺仙那兩師のことを錄するにのぞみてこれに次づ和尚名は慈山妙立は字なり唯忍子と號す俗姓は和田氏母天人懷に入と見て娠む幼して出家を望むといへども父母愛して許さず十七歳にしてつひに山城國花山寺雷峰に投じて薙髮染衣す是より宗に心をつくして夕べ曉に倦ことなくいく程をへずして忽ち心壞を忘れ機用現前す師こゝにおいて印可せれば自おもへらく自由を得たりとよて飄然として四方に遊び寛文四年近江坂本に庵をむすびて山水に心をゆだぬ八年に一友人其心のまゝなるを見ていましむることあり是より志を發し

行並下。操レ觚千言立成。未レ盈二冠歳一。博渉精通。誦二法華四功德之文一。始志二全藏書寫之願一。奔二走四方一。紙墨化レ人。一時緇白資助者多。孳孳力書。造次不レ歇。雖二行程之間一。必具二筆硯一。筑之吉源觀音。香椎。箱崎。豐之彥山。淡之武島等之地。遊歷蹈遍。踰レ海在レ宋。餘二十寒燠一。暗二記一藏一。不レ舍二寸陰一。還止二筑前田島一。住二香正寺一。祈二素願之速成一。日詣二孔大寺神一。胸帶二經案一。行步揮レ筆。承元初年。終二功一筆一。凡經律論該計。其部六百三十八。其卷二千七百四十五。其帙二百五十八也。大宮司宗像氏國。與レ祐雅好。捨レ財建レ堂庋二神祠側一。祐自彫レ像。守二護眞典一。鎭西奔瞻。香華稽禮焉。以二某年仲春一。祐告レ徒曰。望日吾行矣。至レ期持二念誦一安座念佛。諸徒圍繞。及二日停午一瑞雲覆レ院。音樂聞レ天。祐忽曰。時至矣。叉手當レ胸。辭レ衆而逝。顏容如レ生。葬二於高天陵一。歲七十三。臘若干夏矣。贊初めに鶴林玉露の文を引キ終にいはく古今一人にして扶桑萬世の盛美なり

右高僧傳は看人少きがために本傳全文を其まゝこゝに寫して譯せず又近年大典禪師安覺手筆の解節經八十五行をえたる長樂建禪師といふ人のために跋を加へられたる文小雲棲稿にあり其中には文治三年丁未法師二十九。首二業華嚴經一。至二安貞二年戊子一。而大藏既已成矣中間四十二年。中略 其跋二華嚴經一。有レ曰。昔釋尊以二三七日一。口レ之。今弟子以二九十日一筆レ之。說之與レ書雖レ異。開悟得脫是同。偉哉斯言。苟非下菩薩乘二願輪一以格上焉。能如レ是云々此跋文もまた別に考ふる所ありて年紀などさだかに出されしか又右本傳某年と書れしを隆圓上人考て法師平治元己卯歲生寛喜三辛卯二月十五日逝と書て贈られし他に香月牛山著安覺辨。伊藤東涯の秉燭譚にも出。安心椎敲記といふものにも出たりとなれどしかも高僧傳の委しきには及ざらまし此高僧傳は元祿十五壬午歲三月美濃加納盛德禪寺師蠻といふ人の著されて此傳と婆羅門僧正の傳とは殊に力を盡されし旨其凡例に如二菩提仙那碑文。安覺法師行狀一。是搜索之珍奇。若爲二艸讀一。則非二好古之人一矣。と見ゆとなんされば因みに婆羅門僧正の傳元亨釋書にことなる所譯して左に掲ぐ釋書には釋菩提南天竺婆羅門種なりとあつて支那五臺山に登りし時一老翁に遇ひて其問に應じ文殊を拜せんとすと答へしに翁曰文殊あらず今日本に誕生すとこゝ

しがわがしらぬ道なれども實に然るべし頓阿の草庵集もまさに然り今草庵集に倣ひて歌をよむ人うつくしきことはうつくしくて力なきもの多し頓阿師は然らず思ひ至らぬ隈なく心をめぐらしてさてこゝをとおもふ骨をやす〳〵と輕くつゞけしものゆゑよく味へば限なき風味出くるなり正に吾が題をえて思ひ得がたき時に當り此集を見るにまことにかうこそと思ふ常によみ流しては何とも心のとまらぬにことにあたりて初て感伏せらるゝは其趣意の行屆きたるゆゑなり

○伊勢國多氣(タケ)國司村親卿の撰べる所多氣窓ノ螢といふもの二巻あり此卿文雅あるよしは文中に見ゆ珍書にて世に知る人まれなるを此ころある人のもとより借て見る其孫具敎の端書し給へるは天正元年十二月也このぬしいくほどなく信長の奸計にあたりて命をうしなひたまひ家亡びけるはいたましき限りなりさすがに准后親房卿の余光を失給はずと見えて其代にはめづらしき文雅のぬしたちなり凡伊勢につきたる舊話共を筆にまかされたるものにて其中に意にとゞまること一條左に揭く「昔東の京にて繪かくものあり名を俊時といふなり久我殿めでたきものにおぼして當家へ送られき北多氣の別莊に繪書せけるに安藝守清盛勸請の八幡の社の體詞も及ばす書出しぬ是は度會延直が書たる繪のうつしなりしかるに彼八幡は東向なるに海をうしろにあてゝ書たれば西背けるやうなりいかゞと難しけるにされば繪そらごとゝはかかることになんすべて繪圖と申にはまさまにかけども唯かくことは必引違へたる例なりと申せしをかしき哉かゝる世のことにさえかしこきをもて此國にとどまり三十貫の所みそのにてたびぬ故殿の御時の事なり 以上 閑田云此ごろは唯正うつしといふこと行はるゝは古義にあらざるにや近年まであありし大森宗雲といふ人も只書を書がよしされど書がたければ心の及ぶ限り畫に近く眞に遠ざかるべしと其門人に示しけるとなり古風を知る人といふべしや

○前編に安覺良祐別人歟同人歟と疑ひしを此ごろ二條專念寺現住隆圓上人本朝高僧傳中此師の傳を書うつして贈られぬ全く一人なること分明なり。其文云。釋良祐號二安覺一。一名色定。建仁榮西禪師弟也。甫七歲歸二釋氏一習二業良印學頭一。剛記捷穎稱二智夙發一。讀レ書五

なりと云々私按にやはらげたるにはあらず誤たる成べし萬葉のうたをかきたがへ或は少し改めしことと六帖に多し歌の作者も亦たがへること所々有さて抄に又曰催馬樂の「妹が門せなが門行過かねてやわがゆかばひぢがさの雨もふらなんしでの田をさあまやどり笠やどりやどりてまからんしでの田をさ催馬樂譜は一條左大臣雅信公作りたまひて萬葉の後のことなれば彼集に違ひたらんは用ゆべからずと又曰源氏物語須磨に「風いみじく吹出て空かきくれぬ御祓もしはてずたちさわぎたりひぢがさ雨とかふりていとあわたゞしければ皆歸たまひなんとするに笠もとりあへずと云々以上袖中抄　私按萬葉の歌を六帖に誤てより催馬樂も本の出所を考へず六帖により源氏物語も亦催馬樂によりて文を成れしとおぼゆひちがさ雨といふものあるべからずとことわられしはさすがの顯昭なり綺語抄俊頼の無名抄童蒙抄ともに俄にふる雨をいふとあるをも引れたり俄にてひぢを笠にするといふなり袖をかづくをいふとあるも詞につきて說をなしたるにて肘を笠といふこと實にはこゝろえぬことなり赤躶にて行人なりとも肘を笠にはなるべからず袖笠こそことわりさるることなれ凡今の歌よみもいにしへによらず中世已後の說を宗とする人多し顯昭法橋はしを開かれしに眼をつけて契冲師の復古なかりせば古學はうもれはてなん世の人顯昭のよみうたのさしもなかりしをあなどり其說におきて據あることを考へず聲にのみ吼るはいかにぞや

○古筆鑑定の人の話に此門戶はまづ誰にても古人の書たる字の手くせをよく〳〵見覺え置て其類を押同し流といへども人々の書る趣一樣ならずさてまた同し筋につきてはさだかにしれたる人の手筋を見しらしむ其間同し流と見えても名のさだかならぬは誰と極めずたとへば紀貫之の筆の筋は後にいたりて小大君女藏人左近とも後の撰集には見ゆに傳る此間に其流あるべけれどもしられずといへり又或人いふ西行法師と鎌倉の政子俗に稱ニ尼御臺ニの筆跡や、もすれば見まがふといへるはいと不審なり其人がら氣象似るべくもあらず自然の事歟もしかくいへる人の非歟其道しる人に尋ぬべし○探幽の書はうはべかろくしてしかも千斤の力あり學ぶ人は其力を得ることあたはずたゞうはべのかろきと形をのみ寫すゆゑに見るにたらずといふ人あり

ど其恩を蒙る人もあらん又毒をうくる人も多からん歟一是一非は何にも遁ぬことなるべし

○加茂翁鳰の海といふことをとられず是は湖邊に仁保といふ一村あればいひそめしならんといはれしはうけがたし野洲郡の蒲生郡に逼りたる所に仁保といふ里ありて舊名十王堂といひて其川を聖德太子のわたり給ひしこと傳にみえたりといふ此一小村湖水の名にあづかるべきにあらずにほのうみとはおもふに古事記仲哀帝の條の末に忍熊王與伊佐比宿禰共被追迫。乘船浮海歌曰。伊奢阿藝。振熊が痛手負すは。にほどりのあふみの海に潛せな和。卽入海共死也とあり（伊奢は誘ふ詞阿藝は吾子なり振熊は敵の將軍なり負すはとは此方へ負せたるなり和は語助なり）此うたににほとりのあふみの海とつゞけられたるがもとにて鸊鷉の海とはいへる成べし右の歌の意はにほとりのかづくといふことにて中にあふみのうみと入たるにてはあれどこの海にもとより此鳥多ければそれを自の海に入んとするに准らへ給ひし成べし今も鸊鷉此海に多し俗かいつぶりといふは浮ぶと見れば忽つぶりと水に入ゆゑかかいつぶりなどはたゞちにといふほどのことなり

○みをつくし常につを濁りくを清みて唱ふるを予おもふにこれは水尾串といふことなればつは助字成べしさらばつを清みくを濁るは音便なり前編に長庚星の唱へ夕都豆成べしと考ふるに同し

○白馬をあをうまといふは誰も知たることにて至りて白きものは青くみゆるとなり然るに此ごろ六如上人の葛原詩話後編を見るに曰碧桃は卽桃なれば碧梅といふも亦常の白き梅なるべし茫威大が詩に。不知行到碧梅邊。但見天風吹積雪。以て證すべし此紅梅に對していふなりとあり碧も青も相通すべしさて此ついでに彼國の人は常の白き梅を白梅とはいはず醃梅のことを白梅と稱すと記さる閑田按是は烏梅に對して白といふ成べし烏梅は燒梅にて黑し醃梅は鹽漬なれば鹽を帶て白きといふ歟彼地の製ことに鹽を表に顯はるゝ斗に強くせるにやこなたにてもかゝる製見ゆ

○顯昭の袖中抄にひぢかさの條あり曰六帖に「いもが門行過かねつひぢがさの雨もふらなんあまがくれせん是は萬葉集に「妹が門行過かねつひさかたの雨もふらぬかそをよしにせんとあるをやはらげたる歌

爲レ亂ト申にて分明に候べく候此事大キに關係のある事に候次手に申入候大學親民の字程氏は新字の誤と見られ候これ既に湯盤の銘をはじめ新に作り候證の明然たる故に候ゑるかを王陽明は親民を字のごとく見候がよく候よしにて種々曲説を申述られ候ゆゑにそれよりして朱陽の學は別候て衆訟起り今にノ\むつかしく候其後に書の金縢に新迎と有之候は親迎に候と申事の傳説見出し新親音によりて誤り寫し候例有之候と申事にてや、程朱の説に文の徵も出來り候又其後によき説一事出來り候し故程朱の説に極り候やうになり候此説と申は古鼎文に新字を新に作り候親字遠からず候ゆゑに科斗文を漢楷にうつしかへ候時に親迎をば新迎になし新民をは親民となし候事彼寫し申人のおもひつきにて補足し候との終に本文をば取失ひたるにて候此鼎文出候にて事は決し古人活眼にて活書を讀と申候はこれらのことにて死眼にて死書を讀候はんにははたらき候ことはあるまじきにて候此國造碑も石本にし候はゞ必寫しとは違ひ候べく候下略おもしろき論なり予これにつきておもふことあり繼ていふ

○本方の古書を註する人凡元錄年間までは元本を守りてたとへばにには聞えずをと改めれば聞ゆる書誤りもかつて改めずゑひて押廻して註せられしは謹厚とはいふべけれど又死守ともいふべし其間に延佳神主古事記舊事紀を新改刻し鼇頭を加へられしには他書を校合して考を付改られし所々有其後契冲師萬葉集を註せられしを始諸書の解校正のものなど古書を引のみならず自己の考をもて文字を改られしこと多し是より開けて加茂氏をはじめ其門人われもノ\と眼を光らしてこれは草の手に誤る是は前後ゑたりなど心のまゝに字を取かへ語を改むこれは所謂活眼にて活書を見るともいふべけれど又萬葉集も吾撰のもの、やうになり古傳の本は亡びなんやと危し誤をあやまりにて傳ふが道なりなどひとへは舊轍を守りたまふと表裏にして過不及いかんともすべからず吾ごときおろものは書を見て難事を過す淵明の意に傚ひ常に闕て解すること尠し彼改竄をこと、する人々は程朱の中庸大學孝經の古本を改め經傳をわかち或は詩經の小序を除かれしごときたぐひにて機識拔羣なりといふべき歟凡一家をなす人はゑかるべしされ

有㆓識者㆒曰唐山人之瓢也

○瀧本樣の書をよくする人江戸に鈍壽といへるは大佛錢といふものを撰見て大佛殿燒亡の年に寄附すること一千文なり大かたの人銅色のよきもののみ然りとおもふは非なり鑒定の傳ありとて其書の門人長坂長泰へいひこしけるは寛（一此點下へ引通サス）永（一此所はれたる點あり是は此外にもはれたる錢あれども銅異なり）長泰は吾に從ひてもの學ぶ人なれば彼自筆のまゝを得て寫せり

○おもてへかゝりたる算用に永代といふ錢積りあり何事とも志らず永錢と覺えてとりあつかふとなん然るに白石手簡に永樂積りのことに候とあり永樂錢にては何錢が今の通用錢何ほどに充といふこと成べし

○手簡に云經國集のこと原本二十卷の物當時は四卷斗ならでは無之候藏本は恩賜のものに候惣而藏書昔より門外へ出さず候見たきと申人には座舖をかし候て朝夕の飯ふるまひ見せ候事寫したきと申人にも右のごとくにいたして爲㆑寫候此事は老拙古今の間を鑑み候て所存有之故に候恩賜のものは猶々のことに候（以上手簡）私云予もまた若きより和漢の印本寫字のものもいづちへかかしうしなひてをしきものどもあり久しくなればかりたる人も又人にかしなどして終にもとを忘れかへさゞるもあり又高價なるものは寶或は質物などにせし無賴の徒もありこなたもかしたる人を忘れしも亦これかれありいづれにも白石先生のはからひは甚だことわりなれども左ばかりにも得せず心弱くかして悔ること志ば／＼なり此手簡を見てさらにわがあやまちを歎ず

○同手簡云（上略）傳摸補足非㆓其眞㆒とは歐陽公集古錄の序の語にて古き器銘碑銘等を集め釋し候事歐陽永叔よりのことにて其後廣川書跋などの類のものいくらも／＼候べく候歐陽公の御申の如く筆にて寫し候ものは其寫し候人のおもひつき候處にひかれて筆を足し補ひ候て其おもひ付候字に作りなし候事ゆゑに本文を失ひ候ものにて惣して舊きものには漫滅剝缺がちなる物故に石本ならずしては本文は志れぬことにて候さて見る人の學文の淺深にて釋はあることに候へば中々容易に釋文などはならぬことゝ聞え舊き碑字見る人のおもひなし次第になり候よしのことは老拙跋語（同遺碑の跋語なり此論元此跋語より興れるなり）越人以爲㆑晃楚人以

とわたすなりこれ或人の話なりおもふに上の句はなには江のもに埋る、玉柏といふをとれるなり然るに下句にて別物になれり實に巳達の仕わざ成べし但し公任卿や否は明證をまつべし

○橘經亮話に遠江の天龍河をあめなかのわたりと西行發心記に見ゆ龍の梵語那可といふゆゑなりさるを海道記に（世に鴨長明と傳ふるは甚非なり年記たがへり）あまみつ空の中河とあるは誤れりとなん

○古事記神武天皇條に大熊髮出入卽失といふ文面諸先達皆解得ず然るに栂尾山の古文書の熊野緣記の所に古事記の文二行を引し中に大熊髣髴出入と見ゆ是にて明白なり此古文書は三百年計以前のものなり夫より後に寫誤る成べしと竹苞樓主語れり

○名田は古田なりと度氏叢林に出よき田の事とぞ

○望鄕碑は他鄕にて死したる者をかりうめにしたるをいふ又同書に出ッ

○李笠翁の語に机邊の翫物を淸煩惱といへり淸字下し得て面白しと或人いへり

○行素夢常淸と留靑廣集といふものに見ゆとこれも或人いへりげに行ひのやうによりて夢をなすべければ夢もまた吾心にとへば恥かしきものなり

○螟蛉有レ子果臝負レ之といふことは聖語にて其としがたけれども實然らず他の虫の子をとりて冬籠の食料に充なりと西土の人いへるあり是甚だ非なり予がしる人これかれ正しく靑き虫の子の半は果臝に變じたゑを見しといへり變化を信ぜぬよりか、る說をなせる歟予菜虫の蝶にならんとして雨濕に閉られて化することあたはず終に少き茸になりたるを見しことあり是を蟬茸といへり本艸にも出しと覺ゆ有情の無情に化せるも亦奇といふべし又或隨筆にて見しは何か化せんとせし虫を戯れにうち返し〱せしかば思ひもよらず蜈蚣に化したり是怒氣の故と見ゆと其心術を懼れし僧の話を記せりしもまたしるべきことなり

○歌袋のことはものに見えたればさらにいはずこれもと古錦囊詩瓢の故事より出たるべしと或學僧の考なり古錦囊は李賀工レ詩。毎日出騎二款段馬一。從二小奚奴一。背二古錦囊一。所レ得詩入二囊中一。母見レ之曰。是兒嘔二出心肝一。詩瓢唐求得レ詩投二瓢中一。臥レ病投二瓢于江一曰。斯文苟不二沈沒一。得者方知二吾意一耳。至二新渠一

所々に出べし予は凡蓄物をこひてもとめず一物あればー物の煩らはしきを覺ゆればなりさればかくやうのことよくもこらず只先年讃岐綾の松山より出たるものとて其國菊池氏よりおくられしものを机邊に弄ぶ奇峯の象にて膚は蜂の巣に似たり聲堅く金鐵のごとし此山にては折々拾ひうることありとなん色薄赤きは赤き土の凝りて數百歳をへしものにやあらん
○陶淵明は菊を翫ぶ祖のやうにおもふは非成べし菊を東籬の下に採とあれば摘採て藥用食用に充られしにて離騷に夕餐二秋菊之落英一とあるにひとしくはた桓景が重陽に高きに登りて呑む酒に漬す類ひ成べし元稹が衆華の中にひとへに菊を愛するにあらず此華開けて後さらに花なしといへるもことに賞するにあらぬをいへり菊は花の隱逸なるものと茂叔のいへるも唯叢中に交りて見ゆるをあはれとおもふ成べし今世のごとく根を分ちそむるよりさま〴〵に心を盡して大菊中菊それ〳〵の趣をなさしめあるは一莖數十の金にも代るごときは繁華の重疊せるものなり花も隱遁ならねば翫ぶ人も隱者ならず其翫ぶ人の志に應じてさま〴〵奇花を出し繪にうつしてはさらに菊とも見えぬ花形なるも時世にうつるならひ成べしさて此種奈良の御代まではいまだ渡らざりしか萬葉集中には見えずされば字音のまゝにてよびならへり新撰字鏡にからよもぎといひ又世に翁艸などいふも異名なり日本後紀に桓武帝の御作歌「此ごろの时ぐれの雨に菊の花ちりぞしぬべきあたら其香をと遊ばせしが見ゆれば此御代のころはじめて來りしにてこなたにては初より色香をめづることゝおぼしきなり
○風鈴は開元遺事に見えたるは知る人多しこかるに杜拾遺句風箏吹二玉桂一註に風箏桂二簷角一鈴也風鈴聲如レ箏云と或人話せり又或人風鈴の詩を誦す通身是口懸二虚空一不管東西南北風。一等誰爲談二般若一。滴丁東了滴丁東。此滴丁東の字チ、ンツンと云唐音也了はリヤンとよむすべて其聲をいへりとぞ私におもふ聲に道理なきは活句にして般若を唱ふ成べし此作者は全篇禪を談ずるなり
○大和下條邑某寺に某皇后の護持佛とて彌陀尊の像を長良の橋の舊材もて作り其背面に公任卿直筆の歌あり
ながらえの藻にうづもるゝ橋はしら又道かへてひ

古鈴在所不知圖傳之

面之圖

背之圖

下總國行徳善照寺所藏

そのたまの中にさゞれをこめつれば
うちふる聲のさや／＼にすが／＼しきが
うづもれてよゝをへにしも時しありて
いづみのくにの大鳥の百濟のむらに
家居せし土師のそこねのふるあとに
顯はれぬとか假初に見るわれすらも
いにしへにあふこゝちしていにしへを
志たへる人の眞ごゝろのしるしにえたる
ものとのみたゝへとまをすいくひさに
家につたへて朽もせず音もかはらぬ
たからとしあがめざらめや此眞鈴は、も
又因に記す金子氏に圖を寫置れしもの種々有左に寫す

○先年鴨川大水の時三條の少し下にて砂中より取上たる物中盥の大きさにていろ／＼の文あり鐵の銹腐たるものなり何に用るものとも忘られずもし佛具にやあらん護摩の爐の蓋に似たりき圖もうつし置たれども何のおもしろきものにもあらねばこゝには省く

○石磬は西土にてはもてなすもの歟白氏文集に華原涸濱の勝劣を論ぜられたる文あり此方にもさだめて

りしかれば其代の物成べしといへり刀劍類もありしかど夫は錆腐りて缺損じ唯此鈴のみ全く存すとぞ即圖こゝに擧

此鈴の歌を相識人々にもとめられおのれには長歌を望まれしかば即詠ず古物なれば古言をもてつらぬ

さゝ鈴の眞鈴はも遠つ神代のむかしよりもてならすべき故よしのありけるならし神風のいせにいはへるすめ神の宮ゐをめぐる川の名もいすゞと負へり大きみの大御使にあまざかるひなの長路にゆく人もうまやづたひにふる鈴をしるしとすちふしかれこそおしでにこれをとりならべすないもの申すつかさ人あづかりまつるものとしも傳へきにけれあるときはあふみのおきめむつましみおもほすからにつたひくる縄に引かけてかしこくもぬでゆらぐちふ大御言ことあげましきこゝにこの金子のをぢの藏せるは

圓

つぶら眞玉の星のごと三かたにわかれ

比禮鈴

神寶

正字通を考るに貸度耐切音代。假貸無∟息爲∟賒。有∟息爲∟貸。と計ありて吐得音義なく候の字註もなし字典などは左右にあらねば考ふるに及ばず吐得反音義めづらしと覺えて記置索隱のごとくは今も准らへてかるはトクかすはタイの音とすべき歟

○輟耕錄に臨寫は紙を傍に置て觀て學∟之摹寫は薄紙をもて本書に覆ひて筆を用ゆといへるを譯文筌蹄に取違へて書れたりと或人見出せりさしもの徂徠氏なれどもかへりて大家の咎おぼえ成べし且豪傑の人を詒くも又まゝある例にて此老琵琶を轉倒して琵琶とつかひて韻にかなはしめられたる詩ありと又或人はいへりき

○世に行基燒とて尻のすはらぬ壺あり席に居る用にあたらぬは茶壺の骨を納る物なればなりとて釘にかけて花を挿料などに用るを誹る人ありしかるにこの頃ある人話す陸奥鹽竈明神の神寶に如∟形の壺ありいにしへ神酒を奉る器なりといへり是に酒をいれて奉る時新に淸き砂子(スナ)をおまへに敷そこを堀て此壺を居るなり尻の居らぬやうにこしらへたるは外の用に充ざる證なりといへり予按るに忌瓮(イハヒベ)の殘れる歟萬葉集の長歌に齋戸(イハヒベ)をいはひほりすゑといへるも砂を敷てそれをほりて居るにてよくかなへりしからば世の行基燒も此瓮歟若骨も亦壺へ入て土中に埋むなればすはらぬ器を用る理はひとしきにやされど大かた其形も酒器に近し

○風竹亭主金子氏は古器物古書畫の類ひ珍敷物をあまた集へて弄せらる其中に和泉國大鳥郡百濟村より堀出せしといふ古鈴あり此わたりは土師氏祖野見宿禰の宅地にて東に反正天皇の陵西に履仲天皇の陵あり仁德天皇の大仙陵も近し宿禰の社もその近くにあ

て黄檗大眉和尙の傳をかりそめによみしに擦骨の字有よて正字通もて正せしに擦字の下の注に云。同レ撥韓愈聯一盧同月融詩一。星如二擦砂一出。攅集爭二强雄一。といふを引。又撥字注。音薩。側手擊也。公羊傳。宋萬臂撥二仇牧一。又韓愈爲二孟郊墓誌一。惟其大翫二于辭一。而與レ世抹撥。註摋滅也。古通用二末殺一云々。此諸說を合せ考ふるに碎の意にて又摋滅といふも碎よりの轉歟彼擦骨も火淨して骨の粉になるをいふならん態と碎きて河へ流すなどいふ義にはあらずこれは擦骨して後に川へ流せよといひ殘されしを誤り傳へし成べし文字も析と誤りしより忘られざりしにて唐山の禪院などには常にいふこと成べしこれ計のことも心にかくれば見出すことあるが見聞を好むに付冥加を蒙るなりと自喜す

○或人云枼は双びて離れぬものに用う蝶は双び飛ぶ鰈は双ひ行鍱はてうつがひ蝶も戸張にて左右をうちあはすものなり

○字義にひしとあひたる訓もあり又取合せたるものも多したとへば餞字は說文に去を送るといひ以二酒食一送事なりとも註す詩經邶風の註には道祖神をまつりて後其側にて飮なりとも見ゆ然るにやがて此字をうまのはなむけとよむは說文の去を送にはあへど食に從ふ字義と詞とは大に異なり馬の鼻むけとは旅立人の馬の鼻のかなたへむかふを送るなりといひまた或說には馬の鼻を忘ばしこなたへ引むけて如レ此はやく歸りたまへといはふ意といへるは道理おもしろく覺ゆいづれにもあれ旅行を送るなれば取合せてこなたにても酒食をもておくるに用ゐ來れり又熟字にて輓歌（挽も同じ）といふは柩を挽てうたへる歌にて漢田橫が故事より出たるをなべて哀傷の詩歌の名とす萬葉集にも是を輓歌と題す是の類ことにつきて辨ふべし

○予すべて音義に暗し元來獨學の弊なり故にたまたま見出し聞つけていとめづらしとおもふことも他人は遼東のゐのこならんかし史記貨殖傳に吳楚七國兵起時。長安中列侯封君。行從二軍旅一。齎二貸子錢一。々々家以爲。侯邑國在二關東一。關東成敗未レ決。莫二敢與一。唯無鹽氏。出二捐千金一貸。其息什レ之。索隱初齋貸を註して云。齎音子稽反セイなり。貸候也。音吐得反トクなり。後千金下の貸を註して。貸吐代反タイなり。

閑田次筆 卷之三

○性靈集弘法大師詩偈集常にシヤウレウ集とよむを其宗徒は素讀するときセイレイと漢音によむ是佛書にあらざるゆゑなりとぞこれも故實なればこゝろえ置べきことなり密家の學力ある法師の話なり

○同じ話に性靈集を編たまへる眞濟僧正は大師の上足なりしかるに此眞濟僧正のことを元亨釋書に染殿の后に戀慕して鼻中の魅となれりといふことを出せりこれ何に出たることにや本據覺束なしと人のいふことなるに陸奧仙臺の沙門梅國といへる博覽の人の性靈集を註せる便蒙抄といふものに右の說近江佛志といへるふるき假名書のものに見ゆる外他に據なし釋書もこれが基なるべしといへりとぞ予おもふに凡元亨釋書には無稽の事あまた有べし菅公の天帝に祈請して雷に成給ひしあるは役小角の葛城の橋を一言主の神にあつらへしことなどもありしと覺ゆ本書をもとめず傳說の誤のまゝに記せるなり凡其宗旨の外のことは深き穿鑿に及ばれざりしか彼是他宗の所立につきても違へること多しと或僧衆の話せられき又此釋書の文不レ穩助語違ぬと明王玄才及盧安堂といふ儒者難じたること皇明張美錄といふ書にありとある人いへり

○古今集の或注に同じく大師の弟子眞雅僧正も業平朝臣の兒童なりし時其美貌にめで、思ひ出るときはの山の岩つゝじの歌をよみ給へるといふ說あり可レ尋と記せりこれは古今集にてよみ人しらずのうたなり何によりて作者をしりてかやうの說をなしけん可レ尋といへるはすべて覺束なきことにいへれば此註者に咎はなけれどかやうの俗說は出さでも有なん

○故人海棠賣茶翁の遺言に折骨すべしと有しよしそれは茶毗せる後骨を粉碎て河へ流せよといふことなりと聞りとかたる其のち海棠も久しく病みて身まかりぬるがこれも翁に倣ひて「たのむぞよ折骨にして櫻の木といふ言を殘せり火淨して河へ流し其なき跡のしるしには生前好める櫻一ト木を植よといふこととぞ然るに此折骨といふことあまねく尋問へどもしる人なかりしかば續畸人傳に海棠が小傳を端に書し時もしれぬよしを記して止ぬるにその、ちある所に

の供物を備へけるに花をうへにたてゝうたをよみて付けるに西音法師水瓶に櫻をたてゝおくるとて「きさらぎの中のいつかのよはの月入にしあとの闇ぞかなしき返し湛空上人「やみぢをばみだの光にまかせつゝ春の半の月は入にき又一首を添られける「會（ヱ）をてらすひかりのもとを尋れば勢至ぼさちのいたゞきの瓶また名勝志に新拾遺集を引同上人のうた

思はずよ夜半の煙とのぼる迄獨立そふ契ありとは

これは詞書に中園入道前太政大臣かくれ侍りて二尊院にて後のわざ侍し時あまたのはらからの中にひとりおくり侍しことをおもひてよめると有今世腕をこきて歌よみだてをせる僧衆のよきうたよまんとかまへぬるに似ず折にふれてそのおもひを述られて歌ざまの殊勝にとゝのへるは其心術によるべし凡一宗を興し末世を化度せるほどの徳ある人一向に詩歌のいできぬは少かるべし

○法隆寺の寶物に阿彌陀如來と聖德太子御贈答の書簡といふものあり寶物披露の時といへども是は開かず幾重も封じて唯其封ながらを拜せしむ然るに舜昌法印（此僧台家にして淨宗信仰の人なり圓光大師の繪詞傳の作者なり）の述懐抄といふものに如來と太子と往來の御書とて出されたるが是はかの法隆寺の物と同じき歟異なる歟いざしらず世に所謂記錄文章といふものにして年號も歷史には見えぬ號なり又年紀も太子薨じ給へる後に當れる御書ありなど或人は大に誹謗せしが述懐抄は予も見たり舜昌法印は學者とおぼしきにいかにして是を信じて書出されけん唯信の深きからに眞贋の論にも及ばれざりしか全文を擧べけれど無益のことなればこれを省く

○長明入道の發心集によりて閑居の友に著されしなりされども發心集は殊に心を用て始に名利を捨果たる玄賓僧都増賀上人などを出しそれより難行易行さまざまの行狀を連ねて取捨せず其人の意樂を顯はし是を見る人もまた緣にまたがひていづれにもあれ傚んことをおもはるゝ成べし一隅に滯らず廣く擧られしは殊にたとむべし

閑田次筆巻之二終

○聖徳太子の古像といふもの法隆寺の寶物にて寫しは所々にあり御冠は巾と見えて透額なりいづこの御像も此透額を書もらせり眼目を忘たりといふべし故今こゝに寫せりまた此御衣も袖甚だ狭く凡胡服に放彿たり又柿本大人菅公の御像に巾を戴給ふがありやや古く(圖)見ゆるもあれど傳來覺束なければ證しがたくやこれらは好事の人の所爲もあらん

百済國阿佐太子所寫ト云

○嵯峨二尊院に空公行狀碑といふものあり山城名勝志にかく題して題下の細書に文字滅不レ見と記し又空華集といふもの、詩を引て曰斷碣荒涼蘚蝕レ文。曾摩ニ病眼ー認ニ前勲ー。道尊ニ北闕ー人皆仰。名重ニ西山ー世已聞。滿院花枝春乍晩。一庭月色夜還分。無レ端引起曾遊興。夢繞嵯峨嶺上雲。かくのごとくなれは碑面の文字さだかならぬこと既に久しえかも右の詩も湛空上人の事を說りとみゆ今其碑前に圓光大師御廟と記せし石燈籠左右に二基を建たれば全法然上人の塔となれり然るを先年ある人ひそかに此名を紙に搨寫せるを見しにいかにもおぼろげなれど湛の字にて源にはあらず源空は圓光大師にてこの寺を作りて後やがて師を請して開山とすれども此塔は湛空上人なるべきこと道理のあたるところなり何等のものかかく文字を欠損せしめえひて法然上人の塔とせるや凡尊貴又徳者の墓を謬り傳ふる愚昧の土人の話は論にたらずこゝに師弟の碑を紛らはすは黠智の浮圖氏の所爲にして誠ににくむべし古佛寺の縁記なども甚だあやしぶべきもの多し其趣意人に信ぜしめんとしてかへりて嘲をまねくもの歎くべし

○湛空上人はさして歌人の名はなけれども古今著聞集に出たる歌などいとよろしとおぼしいはく湛空上人嵯峨二尊院にて涅槃會を行れける時人々五十二種

夜に貧民の寒きに堪ざらんことをおぼし召て御衣を脱せたまひしも叡慮忝きことなるを其貧民を救せ給ひし御政は聞えず仁心おはしましても仁政なくばかひなきことにやもし此時に天下の政聖意のまゝならざりし歟おぼつかなし一のみこの御位につかせ給ざりしごときをおもへば其權執政家に歸したるゆゑ歟寛平上皇菅公を頻に登庸ましくしも是がための叡慮と聞ゆ

〽古今著聞集に昔は人の裝束もなへくとしてぞ有けるされば齋院の大納言の消息に先代の時節分袍借献など書れたんなるは節會の袍とてほのぐとある物の人に借などが有けるとぞ後朱雀院の御時旬公事の名なりに參りたりける上達部を御覽して次日資房卿の藏人頭なりけるを召て昨日公卿の裝束を御覽せしかば以外に袖大きになりにけりかくては世の弊なるべしいかゞせんずると右大臣實資のもとへいひあはすべしと敕ありければ則申されければおとゞ申けるはみなの公卿此よしを承りて畏り申さば此下落字あるべしさすがに老大臣御けしき蒙りたるときこえば人もなをり侍なんとはからひ申されければ其定めに披露ありて右府閉門して畏のよしをせられければ人皆きゝ畏れて裝束の寸法すべられにけり或もいこは延喜帝装束の[illegible]むへき叡慮にてきゝ左府時平公かくはからひたまひしと見ゆいづれか實ならん右の裝束の制度につきておもしきことは小野道風朝臣の肖像即小野社の眞影の寫なるよしの物ありて誠に馬面といひ傳ふるごとき容貌にしてその裝束は重もなき衣冠にて畢竟うちくのさまに見え右の手に筆をもちもの書んとのおもむきながら硯箱はかへりて左にあり卽左にうつす此裝束のさまなへくとして袖淡少に見ゆこれかの敕旨のごとく古儀なるべし

信實朝臣筆

を聽取て其簡試之日二宗之別を辨へしめ受戒之時勿レ勞更に審試ルことを加へよ（同上）如此度者年數時により敕旨殊に御意を用らるゝかも後世童子をもて度者に入らるゝこと先に擧る所の度帳のごとくなりぬ今世においては年二十にも及ぶ者は横入と號て是をいやしめ童形を喝食だちと稱て喜ぶよしおもだゝしき寺院皆かくのごとし世の習しの變り行ことを可レ歎貴賤によらず自己にははづかも志なきに父の命に順ひ出家得度すれば心行ともに在家凡俗に同じきはもとよりあやしぶにたらずかくて不如法を罪せらるるは實に憐むべし凡生あるもの飲食男女の大欲を離るゝことはかたしまいて少壯の人をやされば或抄物に佛事を行るゝにつきて一生不犯の僧を撰ばれしに一老僧皮つるみはいかにとゝひし人有（皮つるみは後の書にはきせはぎともいへり今千摩（センスリ）といふもそのわざにつきていへり獨淫のことなり）慾に堪ざれば然るべき人も免かれざるを見つべし己をもておもへば堪がたき人は還俗するが勝るべきかも

○延暦十一年十一月勅明經之徒不レ可レ習二呉音一發聲誦讀既致二訛謬一熟二習漢音一（日本紀略）同十二年夏四月丙子制。自今以後年分度者非レ習二漢音一勿レ令二得度一（國史佛道部十四度者）同二十年夏四月丙午敕にも年分度者習行可レ崇兼習二漢音一堪レ爲レ僧者爲レ之など見えたれば儒佛の徒ともに只漢音を用うべきこと明らかなり他書にも亦此趣に見ゆいつのころよりか儒經は漢音佛經は呉音によむこと例となれり是も出所あらんか未考得

○むかしは租稅米穀を貴み錢帛をいやしめらる延暦十六年の文に二月甲申敕租稅之本細二於水旱一。錢帛之財饑而不レ食。今聞京畿多有二取レ錢事一。須二賤末貴本一。一總レ收レ錢。但恐民有二貧富不一レ能レ畜レ穀。宜レ聽二貧乏之徒進一レ錢。通計不レ得レ過二四分之一一（國史第百七職官部十二左右京職）米穀交易に事足まして饑て食ふべきものなるをもて如此し今時は金錢をもて貴くし萬物此力を借ざれば用をなしがたきからに諸侯も國中の米を賣與して金銀にかへ事を辨じらるされば先年饑饉のごとき國中に米盡民を救ふの計なかりしも多し大息すべし國に三年の畜なきを貧といふの語は實にたとむべし本朝もむかしの政かくのごとし

○仁德天皇炊煙の少きを見そなはしましくて三とせの貢を免させたまひ殿閣の破壞をつくろはせたまふことさへ止させおはしましき然てまた延喜帝は寒

是前に長歌なければかへしうたとはいはれずみじか歌と訓ずべし是にて他の例引出にも不及龍氏も山地氏も此書には及ばざりしかど其考は適當せり

○同年三月庚戌敕禁レ祭ニ北辰一大意は棄レ職忘レ業其場に相集り男女混殽事潔清しがたきをもてかへりて其殃を招く自今以後殊禁斷を加へよ若已事を得ずば毎人日を異にして會集せしむることなかれもし此制に乖かば法師は名綱の所に送り俗人は違勅（國史神祇部雜祭）又同十七年冬十月己卯にも兩京畿内夜祭歌儛を禁制し給ふ宣あり文長ければ略之右に同じ趣なり今世庚申待日待月まちなど男女會集し酒宴淫樂をこと〳〵し果は淫奔に及ぶも尠からず右の勅旨思ふべきことなり又神祭るにはあづからずしても男女の別を戒しめたまへるは同十六年七月の勅に男女有レ別禮典の崇ところ上下無レ差名數既闕頃者愚闇の輩禮義を不レ識會集に至りて混殽別なし宜レ加ニ禁制一など見ゆ古史律令の正しきを窺はず中古以來陵夷して官女はたわれ女にひとしく郎は禁闕を淫房のごとくにおもへるさまなる歌物がたりの片端を見て本朝の風は嚴格ならぬが古風なりとおもへるは不學の歌人に多し故みるまゝに記す

○延喜十七年夏四月年分度者例勿レ取ニ幼童一の勅あり識ところなく苟課役を避んがため緇徒を忝くす還て戒法を棄頓に學業を廢す形は道に入に似て行は在家に同じ自今以後三十五以上操履已に定り智行崇ぶべく兼て正音を習ひ僧たるに堪たる者爲レ之毎年十二月以前僧綱所司請ニ有業者一相對簡ニ試所レ習經論一總大業十條を試五以上に通ずる者を取り狀を具にして官に申し期にいたりて度せしめよ其受戒の日更に審試を加へ八以上に通ずるに受戒を得せしめよ又沙門の行戒律を護持す苟も此道に乖かば豈佛子といはんや而今勝業を崇めず或は生產を事とし閭里に周旋し編戶に異なることなし衆庶之をもて輕慢し聖經其によりて陵替す眞諦を黷亂のみならず固亦國典を違犯自今以後如此輩住レ寺幷に供養にたる事を得ざれ凡厥齋會法筵に開くことなかれ三綱知て不レ糾者罪を同せん（下略類聚國史佛道部十四度者）　同廿年四月丙午敕前の文を舉て曰而今性に敏鈍あり成に早晩あり苟も性年をもてせば恐くは英彥を失はん復三論法相義宗途殊彼是指歸理粗辨ずべし自今以後年二十以上の者

大きなる松のありしによせて

馴て見し軒端の松よこゝにすむのちのあるじのちよをともなへとよみしが（三句住かはると聞たがへし人多かりしを予直に尋ねし時それにては詞よからずこゝに住なりといはれしかく細かに心を用し人なり）いとあはれなりおもしろしなど其頃京中に歌はよむもよまぬもいひはやせしかの後頼朝臣のうたをはじめ學丹通齊等のも情にしたしきはおのづからに人感じて世に弘まり永緣僧正のはおもしろけれども唯風流のうへなれば托せざれば唱へずよく思ふべきことなりさて彼通齊が家を買得しものはひとへに利を射ることをのみむねとするものなれば嘲りてさる意ばせ故に貧にはなるらんとてやがて彼松を情なく伐たをし長屋を建そへしが一とせもたゞぬまに強欲のけにや官の禁を犯して獄につながれ彼家も又たゞちに他の有になりしかば松を伐て先主の志を空しくせしを憎みしよの人々いとこゝろよきことなりとわらひたり老の寝覺にこしかたの事をつら〳〵思ひ出てしるす

○宣胤卿の類葉抄は萬葉集中天地艸木鳥獸器財に及ぶまであまねく納られけれども詞部におきては缺たり是は元來記し給はざりしか後に散失せしか知べからず然るを惜みて小澤蘆庵何某の宮の仰を傳へて浪華の人入江昌喜に補はしむ此人八旬に及て矍鑠類ひ稀に筆硯を廢せず此擧に應じて詞部并名所等の類聚を自筆して奉れりしかるに此ごろ萬葉類林といへるものを見しに契沖門人の手になりて凡て辭を聚め代匠記の意をもて小註を加へたるものなりこゝにしる彼翁是を帳中の秘にしてもちたるをもて補へることを名所はまた既成書あればこれは補ふにかたからず類林は珍書にて知人曾てなきものなり

○萬葉集中長歌の奥に反歌とあるをかへし歌とよみて長歌一篇の意をつゞめて三十一言によみたるものとおぼゆる人多し然るを龍艸庵の考へにこれは端書に何々歌并短歌とあるに同じく反は短字の義なるべしといはれしをさることゝおぼえしが其後土佐の山地某もこなたのみならず漢の字義をも取出て論ずることありしが今記得せずさるに此比日本後紀を補へる（加茂縣主祐之著）日本逸史を見るに延暦十五年夏四月丙寅宴二殿庭一酒酣反歌曰氣左乃阿沙氣乃奈呼登以非祁留。保登々擬須。伊萬毛奈可奴加。比登能綺久倍久。（類聚國史）（遊宴御製也）

かはれるのみ平家盛のころまではうつほ物がたりあまねく行れて其歌などもそらにおぼえたる人ありければこそ二三句をいひもしかしかましといふより下の句の意を忠度もさとり給ひけめ（又後に見出たるは榮華物語根合の巻に「秋になるまゝにむしのこゑを聞せたまふも草葉にかゝるとおほし召れてとあるも此うつほのうたなり然れば人のおぼえしうたにてありけんかし）

○長明入道の無名抄にますほのすゝきまそをの薄まそうの薄といふこと出てます穂は十寸穂にて其穂の壹尺斗あるなりまそをは眞麻なりまそうはますはうなりと見ゆ此まそうを蘇芳なりといふこと心得がたかりしかば考みるにそは書誤にてさなりすはうも印本に誤てすわうと書りすはうにてすはの約さなれば眞すはう色のむね明白なり

○同抄に俊頼朝臣の世中はうき身にそへる影なれやといふうたをかゞみのくゞつ（くゞつは傀儡と書て驛に居る遊女なり舟に居るを遊女といふ是中世巳後の流例なり）どもがうたひたるをいたり〳〵にけりな（私按鏡のくゞつが知りてうたふ迄にあまねく至り及ひける意攷へし）と喜れしことまた永縁僧正夫をうらやみてびは法師どもに物をとらせてかたらひわがよみたるいつもはつねの心地こそすれといふ歌をこゝかしこにてうたはせけると見ゆ俊頼朝臣の自然に思ひかけぬものどものうたひしは時にとりて面目なりけんさて是につきて近きころある人のかたりしは四條の戯場にて韓信の故事を引伎の所にて小澤蘆庵のうたに末つひに海となるべき谷水もしばしこのはの下くゞるなりとよめるもこれなりといへりとぞ正しく俊頼朝臣のためしなり然るに此うた蘆庵にはあらず伏見中書島に寓居せる隱士學丹といへるが歌にて此士禪學を唱へて見解をいひありきしすね者なりきうたは長嘯子の風を好ましくおもふよしにて高臺寺の墓所へ行て入門の志をのべし人なり此韓信を題せるうたをよみしを誰か蘆庵にかたりしかば四句然らずとて少し直したるがそれをいかにきゝひがめけん世に蘆庵なりといひふらせしがはては戯場にもしかとなへけらし又四十年前に交りし尼崎通齊といふはもと浪華の人にて京に住て醫を業とせしがいたく歌をこのみて辭すがたしらべにこゝろを用ゐる歌學はふつになかりしかどよみ歌におきてはうつくしきものなりき其人富豪の子弟なりしかば過奢になれて散財度に過しが富小路四條わたりにもたりし大家を賣に臨み床上にめでたき掛物をかけさて庭に

やと因にしるす杏形の圖は頃日ある人の記に出せればこゝには省く

○凡ての歌の題集に杜若を（漢名は燕子花）春の末に出し牡丹を首夏のものとすれども今見る所しからずいつも牡丹は春の末にして杜若は四月に咲出ッ此ごろ權大納言宣胤卿の萬葉類葉抄を見るに杜若の題下に注して曰連歌式爲レ夏此十巻歌（此とは万葉集をいふ）夏相聞歌中也可レ謂夏證歌」又十七巻夏歌也其外者不レ分レ季歌中也以上ニ私按まさしく萬葉集に夏なれば春の末に納るものは後世の所爲なり殊に十七巻の歌は橘に郭公をよみ合されし歌どもの終にありて天平十六年四月五日に大伴家持卿の作歌六首のうち「かきつばた衣にすりつけますら雄のきそひがりする月は來にけりといふうたにして代匠記に註していふ藥獵といふに同し日本紀推古紀天智紀に見えたるは皆五月五日なれど此集十六巻乞食者のうたには卯月と五月とのほどに藥がりつかふる時にとよめりと云々以上こゝも四月五日なればこれにあへり今時俳諧者流には杜若を夏とするもの彼れ歌式による歟正に見る所にしたがふ歟理ありといふべし牡丹の例はいまだ見あたらず

○初子は歌によみなれて常の事なり中の子は後拾遺集雜四馬内侍のうた詞書もあり「けふ中の子とはしらずやとて友だちの許なりける人松を結びておこせて侍りければよめる

誰をけふまつとはいはんかく斗忘るゝ中のねたげなるよにこれは近き集なれども心つかざりしを門生ふたり迄見出つとて告られしなり又おと子といふはうつほ物がたり菊の宴の巻にて見出たり「かくて后の宮の賀正月廿七日に出くるおと子になんつかうまつれりとありこれも人しらぬことなり

○信實朝臣の今物がたりにさつまの守忠度某の局によりて扇をたかくつかひけるを内より草葉にすだく虫のねよといひたればつかひやみたりといふこと見ゆ此うたいかなる古歌ともしる人なきか近年新刻の今物語に歌ごとに出所を肩書にしたるにも洩せり然るに予たま〳〵見出たるはうつほの藤原君の巻に「三のみこの御前ちかき松の木に蟬の聲高く鳴折にかく聞えたまふ

かしかまし草葉にかゝるむしのねよわれだにものはいはでこそ思へこれなり今物がたりにはすだくと

に存寄の圖いたし懸御目候本朝の鴟吻をくつがたとよみきたり候心得ぬことに存候に彼大内裏の繪を見候に唯今のシヤチホコと申ものとは以の外に違ひ候て沓の形にて候さればこそクツガタとは申候と存候只今は制法を存候ものもこれなく候不及是非候事に候歟

閑田私云書畫は筆とる人のみならずか丶する人の意ばへも雅俗わかれて恥かしきものなり其よしはつれ〴〵草にもいはれたりさればさすがの先生の好なれば祝ひごとなれども俗ならずこ丶にある人此圖のみを見大内裏の圖の樣寫と聞たがへていふ大内裡は竪額にして横額なし又聯といふものもとよりなしといぶかるこれ先生の趣意を解せざるなり此圖はもと一己の物數奇にて大内裏にあづからず不老門前長生殿裏の一聯よりの趣向にして此何本朝の人の作なれば同じくは本朝やうの景色にありたしといふより大内裏の畵樣の論が出たるなり唯畵の好一通りのことなればこそ春秋の景色を一時に見せたれ實の大内裏に邯鄲の夢のごときことあらんやと笑きかく主客を心得たがふ人もあらん

云第四卷除目夾竿籍首書に出夾竿二寸以レ竹作レ之以レ絲結レ之或紙捻結レ之兩説也又山槐記執筆要

件夾竿大外記師元朝臣作レ之與レ予也寸法如レ此以レ竹其色頗黄作レ之長甲方甲方義可尋也其首少許以二細帋捻一眞マムスヒ結結レ之清書筆頗短或又以レ糸結レ之云々かく見えたれども是は長サさだかならずまた一枚の長きは高野山の古文書にはさまりて出しをさきに藤叔藏うつされし形なりといへり枕草子第一卷に古今をかくしてもてわたらせ給ひ中略十卷にもなりぬさらにふようなりけりとて御さうしにけうさんしてみとのごもりぬるもいとめでたしと見えたるも此もの也となん今用る枝折よりもことそぎてやすらに古雅なり

○白石先生陸奥洞巖老人へ長生殿不老門の畵をのぞまれし書翰ありそのうちに云長生殿裏春秋留不老門前日月遲は本朝の人の句にて候然るうへは畵樣の景色も本朝のごとくにありたきものに候えかるに昔本朝大内裏の畵樣御覽候はん歟さて〳〵見事なるものに候中略門などの事古制は當地東叡山の文珠樓門のごとくに中に門ばかり候て左右に塀もなき事に候中門にはいかにも格子の有之候塀左右に候歟地取又は

繪樣のあらまし如此なる望みに候四時をこめ候へば春の方は春の諸木遲速を撰はず秋の方は下より梢を見せ又はいづれも雲やりの上下に見え候やうに春には來燕秋には來雁門前に白鶴三ツ斗但し雛一ツばかりも候はん歟畵樣は眞草行を御まじへ候て細密なるかたに賑やかなる處も候べく候さらりと仕候所も可有之候其段こそは御筆意に任せ置候粉色を設られ候こともも同じくは輕きかたに可有之候歟俗に入俗を脱し候望に候額字のこと板はいかさまにもひれは上のかたかくしたく候いかにも泥金可然候歟春秋富日月遲は上の方四字づゝかくれ候心得に候下はつまりて上の明候がおもしろく可有之候歟雪舟の贊候雪舟の明朝にてかゝれ候富士三保の圖奇代の物に候それは中天に富士をいかにも〳〵根張廣く雲頂より出候體にて殊外に引さげ候て足柄箱根前は三保西は薩埵清見等の山々浦々をことの外ちいさく書れ候それにて富士の三國に蟠り候躰をそのまゝに見て夥しきものに候き意匠の程感し入候事に候不老門の圖とにかくに雲やりかくまどりにて中を書切候て殿も門もさのみ大きからずして大なる心をふくませ度右のごとく

勅件度者姓秦宜治部省與剃牒至准

勅故牒

正和貳年四月八日左大史小槻宿禰清時　給

參議郎兼治部郎從四位下行神朝臣康光　花押アリ

鴻臚卿從六位下行　　藤朝臣定行　右同

鴻臚少卿　闕

典客郎中署令從四位上行　平朝臣高廣　右同

治部主事　闕

治部郎中正五位上行　江朝臣公經　右同

治部侍郎正四位上行　源朝臣光房　右同

右始治部尙書の表又後勅牒より正和參議へかけて三行の上中に太政官印朱を以押す韉たる印と見えたり曲尺三寸四方斗其形文字如左私云昔は皇帝官印にて後改らるなるべし

竪二寸五分斗
橫二寸五分斗
圍〻一分三四りン篆細ク

右料紙黃色の唐紙五枚かさねに竪一尺五寸三分橫二尺二寸二分書面文字大字の分板木ニ摺小字ノ分位階花押共に墨書但し位階文字破損あり年號の所正和貳四八者墨書年月日左大史等板なり正和者花園院年號以上草庵老人寫せるまゝなりこれも東福寺にありやしらず又守興和尙話に叡山にも古き度牒あり大樣同しと覺ゆ唯官人連名の次に叡山の僧名拾餘人を連ねたりとこれは大山なればさるべきことなり予おもふに當世不如法の僧多きはみだりに出家するもの多ければ成べし又むかしは其才智抜群なれば俗たらしむるを惜みて僧とせり今は子弟あまたにて產業の配分いかにともすべからざるものあるひは才なくて身をすごすによしなきものなどは出家になりともせばやといふ其人乏しきはこれが故歟又佛子もひたすらに弟子をもとめて其家がら人がらをも撰ばずされど是も是非なきことにて邪宗の御改によりて寺々に檀那あまたあれば人少くては寺務弊はず夫よりして人を撰むにいとまあらずかくて其住職も凡物多ければ一盲衆盲を率て十に八九ひとへに檀家の機嫌をはかるを主とし若寺物散失せず寺內破壞に及ばざれば僧中上々の芬陀利華とす

〇西村正邦予が七旬のことぶきに七種風流の物を贈られし其一色に夾竿二枚有一枚は三寸一枚は三寸六步各曲尺なり三寸の方は江次第の寸法とぞ其說云江次第

許されず故に志ありても度者の數に入ことあたはざるときは身は俗にして行は僧なる者これを優婆塞といふ日本靈異記などに優婆塞の多きにてもしるべし度者は寺によりて定額も有べし又王公のために度者百二百人を賜ふなどいふこと續紀已後しばしば見えたり是は臨時に其病平愈の祈禱のため追福のためなどに賜事なり度者を勅免せらるゝとき度牒といふものを下さる東福禪寺に收る所開山聖一國師の度牒あり左にうつす

治部尙書

駿州有渡郡久能寺沙彌圓爾姓氏平見年十八
投於當寺住持堯辨禮爲本師賜度僧牒剃髮受
具者右被太政官符偁右大臣宣奉
勅件度者姓平宜仰治部省與剃度牒至準
勅故牒

承久元年己卯十月廿日左大史小槻宿禰國宗給

參議兼治部郎　藤原信行 花押
典主　宰事官 闕
鴻臚　兼正六位上行　平　貞弘 同右
鴻臚　少卿 闕
典客郎中署令正五位上　橘　成恆 右同
治部主事正六位 闕
治部良中正六位上行　源　威寛 右同
治部侍郎從五位　紀　賴成 右同

かくのごとくにて今一通あり端書駿州云々の文面少し異なり如左

駿州久能寺比丘圓爾俗姓平朝臣見年十八歲
賜度牒法印和尙位堯辨爲師剃度做僧者

又承久元年の四字にかさねて朱印あり

竪三寸四分斗　横二寸六分餘　圍ゝ太サ一分　篆太サ八リン斗　但シ曲尺ノツモリナリ

是より下官人の位次如前書私案るに印あるものは本紙にて無印は草案歟

又昔年龍草庵示されし一通はやことなり左のごとし

治部尙書

城州路東山東福禪寺龍行士思本貫係本州乙
國縣人事俗姓泰見年十四歲投禮當寺住持士
雲長老爲本師　賜度牒剃髮受具者
右被太政官符偁左大臣宣奉

三首云々とあり今は僧は季書せず又同字も書す貴人へ出す時俗は必同字を書なり栂井道敏なる人此懐紙を携へて其ついでにかたらく或諸侯の御家藏に慈鎮和尚の懐紙にも夏日と端書あるを見しが拾玉集慈鎮和尚の歌集なりの書留に季書の端作あるも同じといへり然らば僧の季書を止められしはいと近きことゝ見ゆ又あるひは俗形の懐紙に季書なく詠何々と斗書たるもありとぞ凡書法など何くれとむつかしく成てかへりて作歌は劣り行こと萬の道にもわたりて同じかるべし

○懐紙は舊きもの歟高橋圖南老人家藏の佐理卿の詩の懐紙を石刻にして摺ておくられしをこゝにうつす凡歌の懐紙も同じ體の物なり

暮春同賦隔水花光合應
教一首絶句爲體和漢任意
右近權少將佐理
花辱不語偸思得隔
水紅櫻光暗親兩岸
芳菲浮浪上流鶯
盡日報殘春

右字數書法本紙のまゝに寫す

詩の懐紙此外にも古きを見しが如此おもむきなりき

○三井寺寺門記に天王寺の額は慶耀已講奉レ勅書と見ゆ慶耀は慶暹といふ人の弟子慶暹は祭主輔親の息にて歌仙なりと同じく龍氏の話也然れば世に道風筆といふものは誤なるべし但し予は三井寺寺門記を見ざれば聞まゝに記すのみ

○物を一ッ書といふは三代實錄に出ると同人の説なり

○一河の流を汲み一樹の蔭にやどるといふこと古文類談四卷に隋張郎子が詩に汲二流一川一接彌深。屏二雨一樹一思殊親とあるが出所なりと同人語せらる但是は鵜飼信興が珍書考の説を取出して話せられしかと覺ゆ

○牌位寸法長サ一尺四寸弘サ八寸五分厚サ七寸天慶四年九月廿五日定と拾芥抄に見ゆ文公家禮に神主の制長尺有二寸といへるを物徂徠氏難して凡禮用二十二一唯天子爲レ然といへり牌位の寸法も右拾芥に見ゆる天慶の御定は唐に據給へりや否や其出所考られず神主と牌位とはもとより差別あるべし

○およそいにしへは私に家を出剃髪染衣することを

語り申さん鼻衂出る人のため紙をもみて口内にて此紙は神のぬしや神の前の血をけばり紙と稱へ其息を紙へ吹かけて鼻の穴をおほはしむるに忽止るなりといへりしぬさといふことを忘らでぬしやといへるなりかくても其人のためは奇特あれば押てまるべし經文も謠曲などに引出たるを唯文句なりと思ひて諷へばうたひにして經の利益はなかるべしといひき

○又因にいふ物にはからず用に充ることもあるものなり諒闇の時泉涌寺の御陵を築くに聲なくては杵を下すべからねば彼順禮歌を諷ひて築きしほどに拍子よかりしと其人夫につかはれしものいへりき諷ひものには算へず誦經和讃などに類すれば八音遏蜜の時にあたりてはよきあつかひなり

○先に擧たる古事談の中に美談ありき又おもひ出てしるす俊明卿公事を奉行し給ふ時次第の書たるものを忘れてもたまはぬ時は今案をもて行れけるに舊儀に塵ほどもたがふことなかりしとなり又同卿丈六の佛を造られし時箔の料にとて陸奥の清衡砂金をまゐらせしにうけ給はず即返し遣れしを人いかにと問ひしにこたへていふ清衡王地を押領す只今謀反すべきものなり其時は追討使を遣べきのよし定めまうすべしよてこれをうくべからずと云也私云少しも恩をうけては征罰の時こゝろよからざるべしあらかじめこれを謀りたまふは賢明の至なり今案の舊儀に違はぬは體に習ひたまふなり

○龍老人話云大納言中納言といへば少納言も小なるべき歟とおもへりしに明和七年寅夏大旱にて諸國水涸たる時大和高市郡の一向宗の寺に井を堀て墓誌を取出したりそれに小納言伊奈卿とあり然れば昔は小と書たるべし少字も去聲に讀ば小の意になれりとぞ

○短冊の字三代實錄元慶五年夏四月九日丙戌。先レ是可レ奏二成選短冊一。公卿謝レ去七日。依レ例式部兵部貳省病不レ上。故其儀不レ行云々是も龍老人見出て示されきかゝればもと歌かくものにはあらず石野只軒の話に今の小折紙の類にて御堂關白此裏に歌書給ふより始れりされば短冊の書損じは削りてくるしからずと有職方にても說ありといへりき右三代實錄の文にあはせてげに然るべしやと思ふ

○往年權少僧都堯惠の懷紙を看るにはし書夏日同詠

習練すとぞ國所は今わすれたり

○拾芥抄は拔萃の書にて雅俗を撰ばず納たるものなれども他に考ふべき古書喪びし今世にしては大に有益の書なりと有職家などにも稱せらる又ある人の曰水戸黄門君に國學をもて仕へを求るものあれば先拾芥抄はいかにととひたまふよく見明らめ侍ふといふものは留められず廣莫にて考得ずといへば扶持したまふとなんさて此抄の中に順禮三十三所の觀音を出せるが一箇所は流布の本に脱せり三十二所のうち今に異なる所拾一箇所あり「河崎壹演僧正」私云ある人近古の眞繪圖を示さるゝ内に一條の東鴨河ノ西岸を河崎と稱す其南角河崎觀音寺壹演開基と見ゆ次て名勝志を見るに今寺廢して清和院に此觀音をうつすといふ「法性寺觀音堂伏見街道今小堂あり「神光寺神咒寺兩寺無所見不及考「元興寺南京「東大寺法華堂「同西金堂「天王寺私云浪華四天王寺歟「長樂寺東山「善滿寺大和高市郡近江觀音寺下に「同袋掛觀音寺は古今同じ此袋掛といふ今不知以上いつより改りけん又曰校ニ合或人本ニ之處合點廿二箇所附合此外とて十一箇所を出されし内拾箇所は今順禮する所なり金剛寶寺といふ一所ありて是はいづくなることをしらず此拾所前にはなし又細書云若同所異名歟將又有異說歟可ニ尋決一と見ゆ上來一二の次第を書れずむかしは然りけるにや又因ミにいふ此三十三所を巡拜することを今西國と呼ぶはもと東國の人の詞なるべし道のついで東街道を登り伊勢兩宮に詣八鬼山をこえて熊野にいたるより國々をへて近江の長命寺觀音寺美濃谷汲に終りて中仙道をへて東國の故郷に歸るは次第順路なりされば其第二番紀三井寺の歌にふるさとをはるばるこゝに紀三井でらはなのみやこもちかくなるらんといへるは關東の人にはあひて中原の地の人のためには聞えず然るを本覺の故郷を出て輪廻せしを今順禮の力によりて佛國の花の都も近くなるらんの意なりと解するは強解なり笑ふべしさて此順禮歌といふもの都鄙ともに一文不通の人も唱へおぼえて觀世音の緣日など經文を稱ふると心得て諷ふを少し文雅ある僧そのうたどもの拙きをいひて同じひまにて觀音の名號をも唱へよかしと思ふよしを語る予曰誠然りしかれども其稱ふる人の意には經文なりと心得て一向に稱ふれば其人のためには經文なるべし或所にあぶら桶そはかと唱へて萬の病を愈しける老婆あり大日の眞言をとなへ損じたるなり又予が知るものに鼻衄を止ることに妙を得たるあり私に語りて大せちのことなれども

や文義明白ならす 上東門院に好色の女房あり自註に云或は小式部内侍といふ 堀河右府四條中納言と共に此女を愛すある時右府まづ此女房の局へ入て臥おはしける時納言自註丁時頭辨又彼局を伺ふの處既に會合のよしを志り納言方便品をよみて歸る女其聲を聞て感ずるに不レ堪右府に背きて泣ば右府も亦枕をぬらし給ひぬさて右府竊に思ふよろづ定頼に劣るべからざるに安からぬことゝて忽ち心を發して八軸を覺悟し給ふと見ゆ私に歎すけしからぬ淫風なる哉錦繡綺語花鳥の情を通ずるのみならず金口の寶典をもてすら女を誑惑する媒に用ゆ官女といふものも大かた遊女のごとく成しさま是のみならず其世の書記を見て志るべし江村北海の蟲の諫めといふ著述に玉階草生して奔々の鶉を藏し上苑菊開きて綏々の狐戯るといへるはさることなり然るに經聲のことにおきてはいかなりけん今蛙鳴のごときものと相さること遠かるべし同じく定頼卿禁中より退出の時内に入らず法華經第八の卷を誦せられしに影のごとき物のあらはれてつひに高欄の上にありて異香室に薫ず誰ととひ給へば仙人揚勝なり天台嶺より金峰山をさして飛渡るの間遙に御聲を聞て參り向ふといひて揚勝がある所におはしまさんやと誘ひ背にのせて去んとす納言うけがひながら猶豫の間仙人心ぎたなしとて歸り去るとみゆ是は例の實なき話にはあるべけれど經聲の妙かくいふ迄に及べる歟御堂殿車の内にて譬喩品をよみたまひし時門の外法の車のこゑきけば と和泉式部のよめるも其聲のうるはしかりし故なるべしや、後に及びても牛若と辨慶と清水の寶前にて經をよむに牛若の甲の聲辨慶が乙の聲に參詣の人々感じたりし旨義經記に見えたるも准らへて知べし經聲の人を感動せしむるの如レ此は呂律に愜ふ故にや凡台家の伽陀の類或は淨家の禮讃などもよく唱ふる人はよく人を感ぜしむ當時檗宗の經聲明風の唐音にて節をつけて唱ふる所はなほ／＼面白く心も澄ておぼゆるを或は歌唱のごとしとて誚る人もあれど本朝のいにしへもよみやうのならひありけること明風に讓らさるべし蛙鳴のごときを聞馴て昔を考へぬ人の誚りはうけがたし又ある人かたれるは近き年頃清水寺にていづこの國とやらんの巡禮道者三十三所のうたを唱へし其聲亮々いふべからず聞人みな感に堪ず其國はすべて是を唱ふることをはげみて常に

水と混じて道理なし潤色の拙きもの歟

○同古事談に陽成院の御邪氣大事にます時儲君おはしまさゞるにより照宣公親王達の御許へ行廻りて事の體を見たまふに他の親王たちは騒ぎあひて或は裝束しあるひは圓座とりて奔走しあはれたりけるに小松帝（于時上野太守私云光孝天皇なり）の御許に參られたりしには破れたる御簾のうちに縁破れたる疊におはして本どり二股に取て傾き動くけなくおはしければ此親王こそ帝位に即給はめとて御輿をよせられければ鳳輦にこそ乘らめとて葱花には乘たまはざりけりとあるは繼體天皇を大伴金村大連迎へ奉られし趣に似たり日本紀の繼體天皇の紀の文は向レ西三讓向レ南再讓と史漢倶に出し漢文帝紀の文を用ゐられしなりまた小松帝の御樣體は晉代賀を王氏の子弟に撰ぶ時獨り羲之床上に自若たりしにもよくかよへりこれらは自然にあへるなるべし

○同書に花山院頭風をやませ給ふ雨氣の時はことにおこらせ給ひてせんかたをしらずさま〴〵醫療ましませどもさらに驗なしこゝに阿部晴明申ていはく前生にはやんごとなき行者にておはしましけるが大峰の某宿にて入滅あり前生の行德によりて天子には生れたまへども前生の髑髏巖の間に落はさまりて侍ふが雨風には巖のふとるものにてつまり候まゝ今生かくいたましめ給ふなりよて御療治はかなふべからず御首を取出して廣き所へ置れ侍らはゞさだめて愈給んかとてしか〴〵の谷底のよし敎申ければ人をやりて見せしめたまふに違はざりしかば彼首を取出して御頭風永く愈させ給ふと記せり今世に傳ふ後白河法皇前生熊野の蓮華房といふ山伏にておはしましけるが谷へ落て命を殞せり後柳樹生出て其頭を貫きければ風に觸てうごく毎に御頭を病せ給ふ故に其髑髏を埋め其柳をもて三十三間堂の棟木にすとて蓮華王院の名は有ながらいつよりか頭痛山平愈寺とさへ呼び或は本尊の御供奠茶などを申乞て頭痛速に愈ぬといふ病の愈るは信心によるべけれど此縁起は全く彼花山法皇の典故をとりていへるなるべしと覺ゆ此外漢の事をこなたのことに取なし古き話を今の事近世のやうにも語り與ずること擧て數ふべからずくだ〳〵しければさのみはしるさず

○同書に堀河右府四條中納言に經を談す（私云談すとによみならふに）

しるべからずいとあやしむべし

○よにいふ田原藤太秀郷勢田のはしにて龍宮の乙姫に遇ひ其托(タノミ)によりて三上山の蜈蚣をたひらげたりといへる話は古事談神社佛寺部に出たることを基にして其人をかへたるなり古事談曰園城寺の鐘は龍宮のかねなり昔(自註云時代不分明)粟津に男あり(自註云號粟津冠者武勇者也)一堂を建立せんことをおもひて鐵をたづねんがため出雲國にくだりしが海をわたる間大風俄に發り波船に入しかば乗船の輩こゑをつらねて泣叫びしに小船一艘小童梶を取て出來たり此男一人乗れといふいかにとも心をえねどいふまゝにのり移りたれば風浪たちまちやみぬもとのふねはこゝに待べしとしめしさて小船は海底に入とおもふ間龍宮にいたる龍宮の殿閣奇麗いふべからず龍王出あひてかたらく從類おほく讐敵のために亡びたり今日又害せらるべしよつて迎申ところなり時やうやくにいたれり一矢射たまふべしと乞ふうけがひて樓に昇りて待ところに敵の大蛇許多の眷屬を率て出來るを向ざまに鏑矢にて口の中に射入れ舌根を射切て喉下に射出すこれによりて大蛇退歸るの間追ざまに又中ほどを射たりこゝにして龍王出きたり深く喜びて此喜びには何事といふとも願にしたがひてまゐらすべしといふ冠者いふ一堂をつくるといへどもいまだ鐘を鑄ずよりて鐵をもとめんため出雲の國にくだるのあいだはからずまゐれるなりと龍王甚だやすきことなりとて龍宮寺に釣ところの鐘をおろしてこれをあたふ粟津にかへり一ヶ所に掲け堂を建(自註云廣江寺なり)事移り時變り件の寺破壞のゝち纔に住寺の法師一人鐘の主たりしが鎮守府將軍清衡砂金千兩を寺僧(私云寺は三井寺を指なり)千人に施すそのとき三綱某五十人の分を乞集め五十兩をもて廣江寺の法師に給ふ法師よろこびて件の鍾をうりぬ園城寺に釣ところ件の廣江寺は天台の末寺なれば後日に衆徒此事を漏きゝて件の鐘ぬしの法師を搦め日あらず湖に入とぞ(以上以記錄文章錄せられよみがたきがために今和してしるす) 私云是もむかしの作物がたり成べきを又潤色してこれに加ふるに種々の寶物ありて其中にとれども盡ぬ米芭(ヨネタハラ)ありされば俵藤太といふなど田原の稱號につきて説をなすあるひは此時龍宮よりつたへたる藥方などいひて賣ものもあり笑ふべしそのうち出雲の海にて龍宮にいたりしといふはよしおり瀬多のはしより龍宮におもむくとは大海と湖

を意の裏に結びたまひ後皇后にのぼりたまひて玄かじかの旨を奏し彼者を召て咎めたまひしこと見ゆ是御母に從ひて家におはせしときなれば若くおはするも論なし老女の稱にあらざる證とすべし順の誤と契沖の論ぜらるゝは是也戸母とかゝれたれば唯家主といふ意歟萬葉集第一吹黄刀自とあるも唯女にて老女とは見えず第四卷には吾子の刀自第六卷第二十卷等に妣刀自。母刀自ともあもとぢ共見ゆ母にも子にも唯女房にも稱すれば女の通稱といへるが古義にて老女とし仕女とするはみな中世以後の轉とおぼしあるひは彼大中姫の怒給ひしは老女といひなせし仕女といひなせしなどうたがへど是は全體の無禮をにくみたまひしにて戸母の名義の故にはあらざるべしさて此ごろこの名稱のことを男資規竹田安樂壽院中金藏院貫道師に語りしに彼寺に納りし古記文を示さる全文をだに寫し合せ考ふべし

安樂壽院本御塔所藏大般若經

第五百五十一後批云

仁壽三年歲次癸酉二月十五日

爲御母刀自仕奉

願主　外少初位上大坂眞長

外少初位上同好勝美丸

同綱好

同芳咩

戒師佛子義藏

經生沙彌法仁

○世に語り傳ふることもとの據ありてそれをいろいろに取なしていふこと多し今はづかに見出るを玄るす

○和泉の國の產智光法師まふくだ應といひし少年の時ある家の女を見そめ戀慕にたへずさまぐ\にはかり其心を玄らせけるにかの女のいはくもし我にあはんとおもはゞ先よく物をまなぶべしといひしかば卽ち學文すさて又よく佛經に通じなば必ず逢んといふかくて漸此道に入たちたるころ彼女おもほえず身まかりけりこゝにおいて大になげきかつ佛經の意を玄れるからに忽ち志を發して出家し終に大德となれりと云々然るに馬郎婦の觀音の緣起を聞しに全くかくのごとし國ことにして同じさまの利益ありけるかもしは馬郎婦の緣記をとりて智光の傳を潤色しけるか

僧正㆒時歳七十三。以上西土の郝隆が七月七日に仰臥て腹中の書を曝すといへる故事は人よく知りてこなたの智藏におきて事等しといへども隱れたるが惜て記すと

○同書に石見守麻田連陽春作。五言二首。和㆘藤江守詠㆓裨叡山先考之舊禪處柳樹㆒之作㆖詩あり。於穆我先考。獨悟闡㆓芳緣㆒。とあれば陽春の父なり桓武帝より先に梵字あること大かた人しらず

○藤公時平(薨)疾あり一時朝廷にして此疾發りいかにともすべからず其日の政事は菅公にゆだねて退きたまふとなん不和にて權を爭はるゝ敵手にあひて如㆑此はさこそ止ことを得ざるなるべし五雜俎に陸子龍有㆓笑疾㆒古今一人のみといへるも同じかなたにてもめづらしきなるべしたゞし世に笑中風哭中風といへるものありてこれ實にをかしきにあらず悲しきにあらず内より催してせんかたなきなり藤公も子龍も此甚しきもの歟資規校合の因云金匱要略禁忌部に食㆓楓樹菌㆒笑不㆑止とあり是を治するに人糞汁或は土漿或は大豆濃煮汁を飲ましむ或人の話にゆゑなく笑にたへす悶亂するものあり卽金匱の法のごと大豆煮汁をあたへておさまれりとのち尋ぬれは菌を食せしとかたりしとぞ是正しく楓樹菌なるべし

○刀自といへる名義は世に老女の稱とひとわたりおもへるは平語に妓王妓女佛刀自といへる其刀自は妓王妓女が母なればなるべしされどこれも據あり和名抄にいふ劉向が列女傳に曰。古語老母爲㆑負。漢書曰。五娼負位引㆑之。今案俗人謂㆓老女㆒爲㆓刀自㆒。字從㆑目。今訛以㆑貝爲㆑自歟。今案和名度之閑田按印本和名抄のまゝなり此從㆑目は貝の字の書誤成べし 契沖師此和名抄に漢書を引れたるにつきて史記にも陳丞相世家にいふ富人張負。絳侯世家云許負相㆑之倶に老嫗を稱する旨索隱の註を引て證しながらしかも刀自の名義は日本紀に見えて負とは別なるを順は考られざりけるにやと代匠記に論せらる此紀の文は後に擧く 又今時禁中内侍所の仕女に限りて刀自といふこれまた古に據あり榮華の若枝の卷に宮々の刀自おさめといへるは仕女の中にもいやしきものと見えたる文義のうへに源語に長女(オサメ)みかはやうど、連られたる例にてもしらるるを今内侍所にのみ稱謂となりたるよしは考ふ所なしさて刀自といふこと其もとは紀の允恭の卷に忍坂大中姬の皇后いまだ家におはせし時鬪雞(ツゲ)の國造なるものかたはらの徑よりゆき馬にのりて籬に莅み皇后にむかひて嘲ていふ能く園を作る乎汝者也(ナヒトゾ)且曰壓(イヤ)乞(イデ)戶(ト)母(シ)其蘭一莖(アラヽギヒトモト)自註云戶母此云㆓覩自㆒時に皇后馬に乘者の辭禮无

へども大意かくのごとし盛久といふ人平語又盛衰記にも見えずたゞ謠曲にのみ出たることにて其よりて來る本據はしられぬよし人もいふことなれどももしあることならましかば此去來の論はおもしろし觀世音の利益はさもあらばあれみづから助命を喜び賴朝の前に出て酒宴にあづかり立まふべきかは上總の五郎兵衛が身をやつして賴朝をねらひしに天地懸隔はもちろんにて義經の妾靜女が右大將の前にてせんかたなくまひうたひし時もむかしを今になすよしもがなの古歌又よしの山みねの白雪ふみ分て入にし人のあとぞこひしきとみづからのよみうたをうたひて大將をおそれず梶原源太がひそかに戀慕せしを怒り判官さかりにおはします世ならば汝たちに言をもかはさんやと罵りしにくらべておもへばいともかなしきふるまひ慈愛を蒙る觀世音にむかひてもはづかしからずや

○懷風藻は一冊子といへども皇朝上代の文雅を見るにたれり中世以後の風調に勝ること遠しはた作者の小傳國史に洩れたること共ありて古人の履歷をしるを喜べし義論また確然予殊に感ずるものは河島皇子の傳に云。皇子者淡海帝第二子也。志懷溫裕。局量弘雅。始與大津皇子爲莫逆之契。及津謀逆。島則告變。朝廷嘉其忠正。朋友薄其才情。議者未詳厚薄。然余以爲。忘私好而奉公者忠臣之雅事。背君親而厚交者悖德之流耳。但未盡爭友之益。而陷其塗炭者。余亦疑之云々抑揚之論此方の歷史にかばかりのものを見ず漢唐宋諸儒も間然すること能はざらん淡海三船の撰となり其人おもふべし尤才智におきて名たゝる人なり

○はじめ大津の皇子の詩の小傳云。時有新羅僧行心。解天文卜筮。曰。太子骨法。不是人臣之相。以此久在下位。恐不全身。因進逆謀。迷此詿誤。遂圖不軌。嗚呼惜哉。蘊彼良才。不以忠孝保身。近此奸豎。卒以戮辱自終。古人愼交遊之意　因以深哉。此評又親切懇志といふべし

○同書に釋智藏俗姓禾田氏。淡海帝世遣學唐國。中略太后天皇世（持統天皇）師向本朝。同伴登陸曝涼經書。法師開襟對風曰。我亦曝涼經典之奧義。衆嗤笑以爲妖言。臨於試業。昇座敷演。辭義峻遠。音詞雅麗。論雖蜂起。應對如流。皆屈服。莫不驚駭。帝嘉之拜

す所不及是非候以上右論せられしごとく平族は互に相妬相忌などのこと聞えず西海の沈沒に及ぶまで功を爭ひ或は身を遁る、所爲なし頼朝の家風義朝其父を弑せしを基本にて親族の末まで相討て其系他人の手を借ずして亡ぶるには似ず世の諺に源氏のとも喰ひといふは即これなり

○謡曲ははかなきものにて事實をはじめ詩文章を引なども誤り多く論ずるに足らねどたまく\またおもふべきことあり熊野（ユヤ）といふ曲に熊野といふ女内府宗盛公に仕へしが故郷遠江國池田宿の母老病により暇を乞へども許されずこのたびは哀なる文をおくりて即それをよみきかせ申すに宗盛公のこたへにいやいや左様に心弱き身にまかせてはかなふまじとて云ひて清水の花見に召供せられしが清水にて歌をよみたるに感じて即いとまをたびける時熊野が詞にかくて都に御ともせば又もや御意のかはるべきたゞ此まゝにおいとまといへり此前後の文句にて内府の心ばへを云るべし（此大意は予小兒のころ或人の説とて聞しを思ひ出しなり）もと此熊野の一條は平家ものがたりに重衡のとらはれて東にくだりたまふ道この熊野がもとに宿りたまひしにつきて此女もと心ある人にてみやこに登り宗盛に仕へし時いかにせん都の春もをしけれど、いふ歌よみしとて其ゆゑを云るせる所に出たるをとりて此謡曲を作り出せしなれども全體宗盛公の趣をかうがへてつくりしなるべし（因にいふ熊野はくまのとよむべきをゆやと音にて稱へしは誤なりとある人の筆記にいへるはさも有べし）又鉢木藤榮などいふ謡曲に最明寺入道のことをいへるおもむき天下の政またく其手に出るはもとよりにて鎌倉には將軍おはすれども最明寺の上ゝにたつ人ありとは見えぬ書ざま太平記の鎌倉沒落の時將軍のさたかりそめも記さぬにあはせて其時世の有さまを知べし謡曲にても心を付れば見るべきことあり看書は他の伎藝に勝ること遠し

○又因に思ひ出しことあり芭蕉門人去來は漢學もありし人なるよしそれが書さしたる反古を蝶夢法師いづこよりか取出して彼門人の筆跡どもを集めたる中にまじへて印刻にし義仲寺へ納めしを見たるに漢文にて平家の士盛久のことを論じて既に刑せらる、に臨て觀世音の加護により刀折たれば命助かり頼朝卿の賞にあづかりしを譏りて甚不忠のものといへり此反古書きては消し又改などさだかによみがたしとい

時々にかはり行からにその寵臣たがひに權を執らんと相妬て亂におよびその禍御自に及びけるも忝く御いたはしと申べし

○右京大夫の歌集に大原の御庵室を訪ひ奉りしことと見ゆ此女房はもと此宮に仕へまつり平家の公達に相馴しが壽永の亂れにその夫も西海に命をうしなひみづからはせんかたなきよしありて又こと方にみやづかへせられし後むかしを忘れずとひまつりしにて其かなしみいか斗ならんと彼御幸の度よりもまことに涙こぼるゝなり

「けふや夢むかしやゆめとたどられていかに思へどうつゝとはなきといふ歌見ゆ平語にも世がたりにもいはねばしる人まれなるべし

○おのれに出るものは己にかへるものなり應報のことわりはのがるべからず平相國其御女を入内せしめられて後高倉帝の寵妃小督の局を怨敵にしてこれをたしなめさいなみければおそれて嵯峨の奥へ身を隱しつひに北山に入て尼になりぬといふ帝も此ことにより深く宸襟を惱したまひしおもむきなりあはれ其罪たれにか歸せんとおぼしきに建禮門院の御はてはまさしく小督のごとしいとも悲しからずや後世に三好實休が其主細川持隆を弑し其内室をとりて己か妻とす和泉の國にてうたれんとする前夢に感じける歌に

「草からす霜またけふの日に消て因果はやがて廻りきにけりといへるは人々思ふべきことなり實休が弟安宅木冬康といへるがこれをきゝて

「因果とは遙車の輪の外にめぐるも遠きむさしの、原とよみてなぐさめけるはさしあたりてさもいふべけれどめぐるも遠きとはいひてなしとはえいはぬもせんかたなき事なり

○白石手簡云岩手陸奥市人に平氏候て口宣も多く家譜もいよしこれはめづらしきものに候人を御頼候て御寫可被下候是非々々たのみ入候平氏の末葉は絶候はぬ筈に候中略先師順庵も平氏に候ひしが平氏家風は自讃にいきいかにも／＼公論たるべく候平氏の衆一門不和の事なし況や殺し候ことなどもなく家人一人も源氏へ降參のものなく候頼朝家風とは違候へども盛衰記平家物語等は關東の世のものゆゑに分外平家をばあしざまに申たるにて候愚管抄續世繼等を見候へば淸盛は殊勝なる所有之人に候き老後耄のいた

を執せ給ひ當帝は御名のみなりしされば崇德院を故なく讓位せさせ奉らせられしが保元の亂の基とは成けら凡し女謁行れ時の寵臣權を檀にせしなど其弊藤氏政を執たまひしに劣ること遠し是より世のありさま大に變り行しなり

○神皇正統記に賴朝といふ人もなく泰時といふ人もなくば髮を被り衽を左にせんと書たまふは北畠准后の御筆ともおもはれぬやうなれども朝家の御政凌遲せるを思召ゆゑにやそも〳〵賴朝は日本惣追捕使を申くだして天下の權を掌握せられしは開闢以來の一大變なり泰時は將軍の家臣として其父義時の命をうけて入洛し三帝を遠島にうつし奉る夫帝を遠狩せしめたまふは孝謙帝の私に出て淡路ノ廢帝其はじめなり繼て後白河帝崇德帝を讚岐にうつし奉らるゝなり是非の道理は姑置皆同し皇胤の御間にての御事なり此後平相國入道後白河帝の吾氏族を誅せんとはからせ玉ふを怒り遠島にうつし奉らんとせしを小松內府賢にして諫られしにより此事を止め唯鳥羽の離宮におしこめ奉り事に預りし人々を島守となして止ぬ泰時も內府に傚ひて父義時を諫むべきものを其意に從ひて後鳥羽帝を例にも過たる隱岐へうつし奉り順德帝を佐渡土御門帝を讚岐へ移し奉りぬ畢竟大逆といふべきを世務に長じ己を修るに謹儉なるから世人も賢者と稱じ北畠准后もこれをもて彼罪を許したまふかされどもあやしぶに足れり

○後白河法皇建禮門院を訪せたまふ大原の御幸は平語鑵頂卷の末にて殊に文章もおもしろく人々あはれときく所なり謠曲にうつせるも亦同じ然るに門院は平相國の御女にまし〳〵て安德帝の御母后なり平族皆西海の波に沈み安德帝も同じみちにおもむかせたまひ門院の御みづからも入水まし〳〵しを源氏の武士引上奉りしは御幸とやいはん御おもひ草とやいはん畢竟其基は法皇の宸襟より出たれば寂光院にして御たいめまし〳〵し時いかにうらめしくも悲しくも思し召けんもしあらかじめ女院の御心ばせを斗り給はゞ此みゆきはあらざらましをと其御時の御有さまおほけなけれど思ひやりたいまつるも長息せらるはた西海より歸らせ給ひし後御封の御沙汰にも及ばれざりしか誰か供養し奉るとはせたまひしもあやしきことにて凡て宸慮のめぐらせたまはざりしか寵臣

屋を建て住り彼故事によりてや施浴の勸進するよしの札も見ゆその奇瑞の虛實は論ぜず凡善を修するも功德を行ふもその人の相應有べし皇后の善は皇后の善あり此后の御所爲はなはだしからずや御女孝謙天皇の道鏡を寵したまひしも此人もと護持の僧にてありしより起り畢竟閨門の法度正しからざるに基するなり今の代も婦女子の佛を信するを題して淫奔におもむくものまゝあり嫌疑を避るは節操の門戶なるべし又淫奔のことにはよらねど某の寺の建立奉加などいひて老婆寡婦の鞸鉦をたゝき町々を步行がまゝ見ゆ身ざまなどさのみ見ぐるしからぬはまたくの貧人にもあらじを出家にもあらで乞食の眞似をすなるは甚だしと覺ゆ

○後三條院藤家の權を奪ひたまひし叡慮前後比類おはしまさず宇治の關白は此帝の御ために權を奪れながら其かくれたまひしを惜み歎きたまひしは賢王におはしましゝをおもふべし宇治殿もまた世のために私のうらみをわすれたまひしはありがたきことゝ申べし唯うらむらくは此帝院中の政をはじめたまひて此御例によりて白河鳥羽後白河も同じく院中にて政

めしけるといふを或人の説につきて引合て是より後に玉のうらの名を負せたる歟もとよりゑかいひて玉石を出せれば召給ひける歟ゑるべからずとかけるは予が考の足らざりし謬なり榮華はむかし見てさだかにも記得せざりしを此ごろ又一わたり見てこの條をくはしくせり巻に云御かざりの料に大和守やすまさの朝臣のがり玉を召につかはしたれば京の家に奉るべきよしいひのぼしたれば參らすとていづみ添たり一數ならぬ涙の玉を添てだに云々かくあれば其時保昌朝臣は大和守にして丹後にあづからず又京の家より奉るべきよしいひのぼすともあれば彼地にあらざること明らかなり

○前編にせんすまんさいの事實を擧ながら圖をもらせりこゝに擧るものは冊職人づくし歌合勸進ひじりうた合にいづるものなり今のさまに大きに異なれば擧ぐ

○光明皇后貴賤をいはず千人に施浴し御みづから垢穢を洗淨したまへりし其終に癩疾のものいたりしをなほいとはずさき〴〵のごとくあつかひ給へりしかば忽ち阿閦如來と現れましゝといふこと傳記に見え今も奈良坂に阿閦寺の名ごりをとゞめ癩疾のもの長

千秋万歳御師

して巫を信ずといふ誡しめは玄る人なかりしにや但しかく論ずればとて怨祟といふことなきにはあらずまさしく見聞の間にてさだかに懼べきこと共もあり前編又此末にも擧るごとしなきことゝのみ一概なるは又井中の蛙なり

○榮花は赤染衛門の筆とのみいへる傳説なるを或説に此人歿後の事に及びたれば一筆にあらずと疑しはことわりにて年季のみならず鶴の林の巻（御堂殿薨逝の巻也）の終がたに次〳〵の有さまどもまた〳〵有べし見聞給ふらん人も書付給へかしと見ゆさて殿上花見の巻以下巻〳〵の筆づかひ他人と覺えはた始より所々にも光源氏の物語を引れたるもや、後の筆の玄るし歟赤染同時の人の作物がたりを引合すべきことにもあらず是一ッにても知るべし

○凡の人事實をよろこばず文華をのみめづるからに作れる人も見る人も物語〳〵ととりはやせし歟されば後世もことに源語をのみたとき物にして榮華のごときは行れず枕の草子はおもしろきものなれども畢章筆にまかせてはかなきものなりされど作リものにあらねば其代のうち〳〵の有さま上の御心ばせ末々の男女のあるやうをも窺ふによしありさて源氏に限らず作物語も其かける代の趣をとりてあやどれるものなれば又一班をみるにはたれりはた故實服色のうへに古への證とすべきことは多からめど實記には似るべからずやとおもふたゞし巳達の人の眼は玄らず

○貞徳の戴恩記に九條玖山公の御事をいふ所に何ぞおもしろきものは侍ふやとたづね奉りしに源氏とのたまふめづらしきものはいかにと申せば源氏と仰られしと書り唯これを好ませたまふこと飢人の食を見るごとくなりしかされば孟津抄は此御作なり

○似雲法師の聞書に鞍馬にまうづる次手市原野の相玄れる庵を訪しに折ふし雨氣色なればあるじ傘を出し是持行たまへとあるを未雨のふり出ざるにはかへりて邪魔なりといなみければさても惡き心がけかなひとり旅のよき道づれと覺したまへといへりしは身にしみて覺えしと書れき

○前編耕筆に丹後橋立の西成合の邊保昌朝臣の館の跡といふわたりを玉のうらといふこゝより實に玉のごとき小石を得たるに付て榮花の玉のかざりの巻に御佛作らせ給ふ御かざりの料に保昌朝臣のがり玉を

釋迦佛。好一箇濶大肚腸。好一箇慈愍心性。人能以ニ此段公案一。降ニ伏其心一則省ニ得寃々相報一。沙界衆生悉成佛矣」。是歌利王後身十大弟子中陳憍如尊者の事に付ていへれば此段の公案とは此ことにて即以レ徳報レ怨なり

○榮花の中人の病みかくれ給ふに及ぶもみなものゝけのわざにしてさだかに何の病といへることすくなしされはかりそめにも僧をつどへて修法誦經しあるは陰陽師に及びくすりをあつかひしことは卷々の間纔に三四所斗に過ずはた諸神の祟り人鬼の怨み祈るにつけて人に乘うつり口ばしらしむること喫茶喫飯のごとく常になりたるも亦あやし源氏物がたりのごとき作物も其世のさまをもてかければ唯同し趣なり實事にていはゞ天暦の皇子廣平親王は一の御子にて御位につかせたまふべきを御母民部卿元方の女におはして御腹いやしとて御弟の冷泉帝御位をふませ給ひしかば元方卿の怨にて冷泉帝御物狂はしくおはしまし其皇子花山帝も一旦の御歎によりて不意に御位を遁れさせ給ひしに及ぶまでもみな此祟なりと此物語ならぬものどもにもみゆ其後又一條帝の一の皇子敦康親王は御母后中關白道隆公の御女にて御腹も申むねなきを中關白薨し給ひ御うしろ見心もとなきよしの叡慮にて其御弟みこ後一條帝御母后上東門院御堂關白の御女にて時のよせ重ければ御位を繼ましましけるこれは殊に御怨もあるべきをさだかに見及ぶ所なきは中〱に又あやし小一條院の女御中姫と申せしは堀河左大臣顯光公の御女にてありしが御堂殿の御女に寵をとられし歎つもりてかくれ給ひ（もとの雫の卷）父君も年老給ひて此うれへにあひ給へる歎大かたならず其後年隔りて御堂殿の御女の女御もうせ給へるときに御ものゝけどもいといみじくえたりと堀河のおとゞ女御もろごゑに今ぞむねあくとさけびのゝしり給ふと見ゆ（峯の月の卷）私に思ふにもしこれ其代の僻にてこなたの意に此祟やあらんとおぼすよりむかへ給ふ所歟はたもし其人に勢ひあるからに其靈のこはきこと左傳に鄭伯有が靈の祟りしを評せられしためし歟今の世にかくかりそめにも祟り〱といふことは聞えずされどそはとまれかくまれ醫の病を診することは希にてうちまかせて病ばものゝけとのみいひさわぎて祈請に止るは甚だしき弊風なるべし醫を信ぜず

閑田次筆卷之二

考古

○榮華物語は他の作り物がたりのたぐひにあらず歷史の闕を補ふにたれり歷世の事實憚ところなく志るせるは董孤が筆に讓らじとおもふ所々多し但看る人の眼にあらん歟御堂殿の榮華をむねに書るはもとより書名のごとくにて此上に論ずべきこと多かめれどわが儕の憚るべきことなればとゞむたゞし書ざま物がたりぶりのくせにて衣裝の色目おましの莊などのことなにくれとつばらに過て卷ごとに書つらねられたるはうたてうおぼゆれどそもまた有職の衣紋のやうなどむねと唱ふる人はよりどころとすべき歟さて又音樂の卷玉のうてなの卷のごとき佛像堂舍の莊嚴につきてくだ〳〵しく佛經の文を引て稱揚讚嘆せりか丶らずして唯一トわたり其形相をつらねても足ぬべきをと覺ゆか丶ることにて文も長くなりさしておもしろくもなければ倦て見る人殊にすくなからんかしをしきことなり

○榮華の中に德行を賞すべきは中納言有國卿なりはじめさしもなきことにて解官せられ幸めにあへるがひとへに中關白道隆公の御仕わざにてありけるを後に關白の御息伊周公太宰權帥に左遷せられし時有國卿は大貳にて事をあつかはれことに伊周公をいたはり物ごとともしからずはからはれて其言にいはく吾賤き身にてすら彼御父關白の御はからひの情なきを悲しくわびにしをましてさしもの御人のいか斗にかおはすらんわれにて思ひ志りぬとて厚くあつかひ參らせられしとなり德をもて怨に報いばいかにの問に答へて何をもてか德に報いんと孔夫子の御言はあれど是は吾辛に堪ざりしをおもひて恕せる志のほど孔子も賞し給ふべく人の志がたきことをせしなり鶴林玉露に論じて曰夫以レ德報レ怨。可レ謂慈悲廣大。孤高卓絕。過レ人萬々。然夫子不レ取者。謂三其不レ可三通二行於世一也。吾儒之道。必欲二其通行一。故曰中庸又曰近二人情一。おのれも亦おもふげに孔子ははなはだしきことをせざる人なりとも見えて御みづからも人に示し給ふもなるべきことをもて敎とし給ふなりされども其うへのよきことの仁に愜べき中心の誠より行ん人をなぞあしとは宣んや玉露文此前にいへることあり

つれ〳〵草に鎌倉にて中書王の御鞠ありし時地の濕りたれば木屑を敷たりしを人の褒ければ乾き砂やなかりけんと嘲りしこと見えたるにおもひあはせて此橋上は木屑ならでは用をなさず彼にまさること遠しと評せり

○去年飛彈高山田中生のもとよりいひこせし其國人官適齋泰山といふ人一竹鼓律といふものを作る唯一節の小竹に四穴を彫て十二律を明らめしむ其法左手の指をもて四穴をふたぎ右の大指の爪をもて下の節を打に彼左手の指を開くとふたぐをもて其律わかる其圖四孔開閉の法如左

第一孔食指　第二孔拇指（オホユヒ）　第三孔中指　第四孔無名指

壹越●●●●　四穴皆閉　斷金◐○○○　第一半開
平調○●●●　第一全開　勝絶◉○●●　第二開
下無○○●●　第一二開　雙調◉●○●　第三開
鳧鍾◡◉⊙●　第一三開　黄鐘●●●○　第四開
鸞鏡○●●○　第一四開　盤渉●○●○　第二四開
神仙●●○○　第三四開　上無○●○●　第一三開

泰山は律に委しき人故みづから工夫もて作れる歟もし法あること歟いざしらず竹のふとさ細さも其眞物を見ざれば辨べからずといへどもいとめづらなることなればかしこより記し贈られしまゝを寫す

○河内國駒が谷金剛輪寺の僧一絃の須磨琴といふものを弘めらる其圖また謠ふ歌も板琴知要といふ小冊子を印行して世に公にせれば再びこゝにはいはず彈法を傳へし人もこれかれありとかや行平卿須磨のさすらへのつれ〳〵を慰まんとて造られしといへどさることものに見えねばしらず何にまれ一興あることゝはいふべし昇平の御代文雅盛なればかやうの事をもたくみ出す人とりはやす人もあるなり一旦は明樂といふもの大に行る長崎巨鹿（オホガ）氏京に登りて弘めしなり是も實の明樂にはあらず長崎の歸歌なりなどいふ人もありき實否はしらず今はすたれてこれを翫ぶ人もきこえず四十年前唐ぶりの行れし時のことにて近年は國學を唱ふことしきりなればまた一竹鼓律も須磨琴も時を得るなるべし

閑田次筆卷之一終

携へ下部ふたり従ひてひとりは此大傘一人は花扇をもつ此下部も又助と何とかや此日の名はむかしより定れりとぞ内にては小御所のおまへの御池にうかべて二星の御手向になし給ふとなんこれもいつのころよりはじまりしといふことはさだかならぬよしなり
源勘解由判官畫きて贈られぬ

○皆川淇園話云河水溢るゝときは表(ウヘ)は順行し底は逆流す河をわたる人心うべきことなり魚鳥は風に逆ひ水に逆ひて毛も鱗も順になるゆゑに必逆風に飛び逆水に行く又滿水には大石も水上(ミ)へ行ものなり其ゆゑは水波は砂を穿て石は動ざるものゆゑ砂の穿(ウゲ)たる所へ落返り段々上(ミ)へ行なり人の心つかぬことにて心得べきことなればきくまゝに録す

○橘經亮話に粟田祭は年ごとに九月十五日なるが天明六年は國恤(俗御停止といへり鳴物を制せらるればなり)の時にて霜月に延引せり此祭式の内知恩院裏門前の上(ミ)白川の流に掛し獨木(ヒトツ)橋を重き劔鉾さしてわたることあり其夕霜深く置てさらでだに細き橋の見るめも危きをいかゞと人々おもへるに其河涯に住る明田(アケダ)利右衛門といへる申樂の笛師心を得て木屑を敷せしかば障なく渡たりかりそめのことなれど時に當ての働きを人々感じたり

それにあれば入への府生と申けり下略閑田按ずるに今入江殿とまうす尼御所あり是も同じ意歟家は古假名はいへ今假名はいゑなり江はかなを誤り來るにやしらず洛中に入江の名義心得がたきにつきておもひよれるなり

○去る寛政の末つごろ湖水の北下ゞ八木濱といふ所にてや、廣き間水氣涌がごとく上りしが鯉鮒の類をはじめ雜魚ども醉るがごとくなりて磯際によれり浦人これをとらんとて水にひたりしが冷かなること氷のごとくにてしばらくも脚をとゞめがたく其ゆゑはしらねど懼れて速に岸に登りしとぞ古老百年前にもかゝることありしと聞りといへり此冷氣にて魚も半死半生に成りしならんあやしきことなりと其邊の人かたれり

○もたひのうら備中玉島といふ又一說鞆浦とも云玉島の所のかたち甕(モタイ)の象に似たりと其所の人はいへり但し鞆の浦は萬葉集にも出て古より鞆本名なり玉島の名も弘安年中の古記文其所の寺にありといへばもたひはいづかたに取ても別名にや尋ぬべし

○あちかたの海の一かたにうくてふ魚とよめるは玉しまより三里餘東に西あぢあり倉舗といへるにあぢ町ありこれ東あぢなりあちのち濁りていひならはせるをかしこにてはすみて唱ふむかしは此邊にて鯛を漁りしが今は兩あちともに陸になりて鯛は玉島の一里計沖水島といふ所にて專漁するを水島鯛とて甚賞せりとぞ

○北野天滿宮二月廿五日の神供を菜種の御供といふは誤にて梅の御供なり其故は平なる桶に飯を高盛にして神前階上の八脚机の下へ供し其机のうへに香たてと稱して小土器(カハラケ)に白き紙をめぐらし三杵の米を滿てそれに梅の小枝をさして奉る或は花はちりてなき年にあひ葉を生じ實を結びても同じく折て挿ゝ數は左四十二右三十三是男女の厄のとしの數に准らふいつより初りいかなる故ともしられず是西ノ京の神人より奉ると卽神人の黨の話なり

○年ごとの文月七日のあした陽明家より內へ奉らせたまふ花扇といふものあり御使は匂ひといへるはしたものにて勾當の內侍の御許へ御文あり長橋へもて參れるさまいとあ興りて衣被着(キヌカツキ)ごめ高き足駄をはき雨ふらねども大傘をさしかけさすみづからは文箱を

八兵衛明神といはひこめ社を建其所の氏神とうやまふとなり是正次いまだ生存の日よりのことゝなん記せりおもふに昔もろこしにて善政をほどこしける良吏を慕ひて生祠を建しことこれかれ見ゆこなたにてはめづらしきことなりはた此一むらをなせる趣はかしこの朱陳村に似たり

○備中國に沙美浦といふは避地にて流風をしらず淳朴を守りむかしより村中物を爭ひ利を貪ることをせず禮節もとより正しく其村長の所へ季節の慶儀に行など老若次第を亂さず門の前よりわらぐつをぬぎて一人々々禮をのべてたちかはるとなん一とせ西山拙齋其朋にいざなはれ梅の花見に遊びしついで此村のあらましを聞て往て見しに實に別世界のこゝちせしかば沙美の歌（古詩の體なり）といふものを作りて稱せられしが其歌縣令某聞とめられて巡村のついでに檢せられしに違はざりしかばつひに上聽に達し賞として許多の銀を賜りしに頓て是をもて用水の池をつくりて田圃の益とし師恩池となづく拙齋又碑文を著して碑を建ッ其石摺をも贈られて藏せり

○淡路州繪島に出る石白くして人物花鳥恰も彫れるがごとし自然の物なりと湖中山田浦木内小繁石亭老人いへりおもふに古人も此石を見出して繪島と號られしにやあらん名によりて石の生ずべきにはあらずむかしより繪島と號る故をいはねばいと珍らにて記す

○淡路より出る埋木は全く黒檀のごとく木理うつくしく紫色のやうに見ゆ凡扶桑木に類す須本より出るとかや今は國禁にて小きも得がたきを予或人より笏に作りたるを與へて手ならせりはた其人のもとめによりて予がよめるうた

淡路洲胞（エナ）となすよに生そめし
　其木や今も朽殘りけん

實に不思議のものなりまた同國よりしぼだけといふものをいだす水邊に生とかや其膚堅に皺あり奇品なりしぼとはしぼがよるといふ俗語なり花瓶にせるものを明石の人あたへてもてり

○顯昭法橋の袖中抄ひをりの日の條の一説に右近馬場の南洞院よりは東に引入たる所あり今案に一條西洞院歟そこをひをりといふなり（中略）洞院より東は人の家を引いれて造たること一定也隨身秦兼成が家は

もひたちうきたる雲のさかえをもとむとては心にもあらぬついさうしありきおのづから僞ごともことにふれてはいはれたるかへすぐ\うきは世わたるならひなりとおもふにすべて何ごともあぢきなくつくづく燈火のみ守られてうちうめくにこそ
右よむにも涙さしぐみて哀なりその人のしられぬはかへすぐ\惜しくこそ
○更級日記に下つふさの國とむさしのさかひにてあるふとゐ川と云々以下むさしのくにの日記終りてむさしとさがみとの中にゐてあすた川といふは在五中將のいざこと、はんとよみけるわたりなり中將の集にはすみだ河とあり舟にて渡りぬればさがみの國になりぬとあり此段を不審して契沖の勢語臆斷加茂氏の古意（二部は伊勢物かたりの註なり）などにも論ぜられたりしかるに此ごろ江戸の橘千蔭の文にことのついでありていひこされしは此所古本をえて校合せしに今本甚の錯亂にて古本はむさしと下つふさの間あすた川とありすみだともあすだともすだともいひきたりしこと歟其邊に今もすだ村といふ所もありさて又むさしさがみの間なるはふとゐ川とみゆ是は今の馬入なるべしといへり後又此古本をうつしおくられて家藏とす或は今の川筋にはあらで別にもと隅田河といふ所ありそこに梅若の塚などもありと見し人の話なれどもこれはかへりてたしかならぬこと歟いかにとも辨ふべからずさきに記せる八橋の説のごときにや
○西宮より灘路の上ハ道に菟原（ウバラ）住吉ありて是がもとすみの江なりといふ説あれどもたしかなる證なし中古以後はうたも事實も今の所なるは明白なり世に是非を考得たる人もやあるらんしらず
○紀州の士金吉（カナヨシ）正陳といへる人のかける熊野の道記を見しに瀬戸浦の内に何とかいへる小入（キ）江あり先年國君船にて遊覽ましませし時民家唯一軒あり親子三人住りしを御覽あり駒木根八兵衛正次をめして何をいとなみて過すや聞候へと仰ありしほどに尋ねしかば釣をしてよをわたると申すまた御意に何にても望候へとのことなりしに外に望申ことなし網を下され侍らばやすくいとなみ仕べしとまうすやがて宮地某に申付てと、のへとらせよとの御事にて駒木根かれこれはからひしに後は追々に家あまたに榮え一ッの浦になりける是ひとへに駒木根が蔭なりとて駒木根

りて行べき所までもものせず道のそらにて日をくらし志らぬ山路遠き松原などたどりても心づかひやはたゆる何ばかりの能もなけれどかゝる時は腰刀ひとつをたのもしきものにて通行もはかなしはた旅のやどりおろそかなるあるじに志らげるよねももみがちにしてあつもの、香さへあやしうことなるはえも喰でやみぬるぞうれたきまして病などに犯されいたづきとこしなへに臥たる頃など見あつかふ人さへなくてながめゐたる故郷も一しほこひしうあはれもまさる心地するかしあるは馬追ひの腹ぐろなるあらぬ筋なるかこつけごとにものいひ腹だちひたぶるにあしむさぶらんとかまへたるもうたてしそれだにあるを老たるかち人などいできて乗ものかづくはうち見るも淺ましくいとくるしげに行わびたるほどは我さへ心空にて道行こゝちもせずなどてかく人を苦しめてあいなきめを見ることぞとおもへばおのづから罪つくる業も多かるべしいでや故郷にありて衰へ人わらはれにさすらふともかうまで心をいたましむることはあらじをあだなる露のよをむさぼり悲しうするめこなどのために行末安くあらせんとて千里の旅にお

るを此八郎潟又城下の川も氷の上を行かふことはゑる人稀なり昔出羽は蝦夷の地にてありしかばよき人など聞も及ばれざるゆゑ成べし村瀬栲亭の語られしも此記に同じ

正月十五日はさえの神祭るとて町ごとにわらは二人づゝさうぞきたてゝかしづくこと限りなし童のとし八ッ九ッ十あまりを限りてえらびものす錦綾などの頭巾衣も同じさまにて赤き袴をつけ卯杖つきてことぶきのことのはいひつゞく年ごとに定まりてあることなり其日は乗物又橇などにのせてうちぐし城にまうのぼりつかさ〳〵の家など行廻り歸來て酒肴まうけ親しき限りつどひてことぶきあへることゝぞまたかまくらとて十四日は雪を集めて竈を造り門松をつみて焼あげその火を俵やうの物に移しとりて町のほどをふるひありき人の家にも投入てことぶきなりとてさわぎのゝしる俵を竿などにさしあげてうちふるひ行ちがふは夜のほかげはしたなきものから中々やうかはりてめづらし町ごとに火をたきつゞけたればけぶりたち添て十四日のよひは空も赤うくゆりあひたり雪の竈は町ごとに必一ところあり家より高うよもを圍みてつくり四日いつかまへよりかまへいでゝ鎌倉おこなふとてよるも人其内に入臥木(ス)をもて角につくりてをづのとなし吹ならし明すひなの手ぶりいとあやしきわざにこそつとめてあづきの粥すゝめたるなん故郷にかはらぬこゝちするかし

夜べに風吹あれたるつとめて外面を見れば雪一さか計りつもりぬあるじの妻けさはいと寒きに雪餅てうじて參らせんとて雪をまろめて鳥の子のごと玄なしもちごめ蕨の粉を合せて折舗に置それに雪をまろばしかけたればつゝまれてもちひのごとくなりぬやがてたぎり湯の中に入たればにえとゝのひぬるをけに盛入てすゝむ箸にておしつぶせばあつきゆげの中よりはしりいづかくして喰ざればあやまちて舌を焦しただらかすことゝぞ（此條めづらしき調製なれば寫し出す此外いろ〳〵の圖どもあれどさのみは煩はしければこゝに略く旅情を盡せる一條はいと悲しく覺えてまた左に寫す）「玄づかに旅のやすげなきことをおもひめぐらせば晝はひめもすむくつけき馬追ひかち人にのみなれて語らふ友どちもなくよるも人げ遠き山ざとなどに宿りたる時は玄らなみのかりもやくると心がまへし又はうまやに催したつるかち人馬など遲く出くる時は心やましくはたそれにかゝ

て來つらんといはるゝもせめて物のおぼゆるぞわれながらあやしき

右くるしきことの限りを見るがごと書つけし筆のすさび悲しくおぼえてわれゑらず長くこゝにうつしとゞめぬこれより先は人あまたして雪をかきのけさせて乘物にてこえつ病者になりてかちにて行んことかなはねばとなり彼自筆にかける圖所々に見ゆるうち面白き景も多かれど此ことに苦しく見ゆる夜雪の荘嶺坂次に院内に及ぶ道をゑるす秋田に至りての奇話またその憂への詞を記す

○くぼたより七里西に八郎潟といふ四里に七里の湖あり冬はさながら氷あひて人も馬も其上を行かふ又漁人氷の上に火を燒て日頃あれば其所氷ぬけて深き穴となる其穴に網をおろして魚をとることをす氷の厚きこと三さか(尺)四さかばかりもありなど聞ゆ行て見まほしけれど道のほどもとほくいたづきにかゝりてもだしぬ近き城下の川も氷あひて人みなその上を通ふなり

閑田按ずるに八郎潟の樣子信濃諏訪の湖のごとく成べし其諏訪のうみは昔より歌にもよみならした

れにさえられつゝ乘物すべて行がたくなりぬかち人今は負まゐらせて越んおのれ臭きもの喰てあれば其香堪がたく侍らんねんじておはせよとて着たる簑を疊みてたすきもて腰に結かけそれに尻かくるやうにかまへて負つたゞにもけはしき道なるに我さへ負ぬれどかち人はいと馴てすかやかにすゝみゆく乘もののかち人は雪のうちを捧げくるにとかくなづみておくるればわれを負たるかち人かくては道はかどらじとておくれしともし火をまちてともしわかちみちを照して足とくのぼる山のたかくなるまゝさうの雪は屛風をたてたるやうに高う道は谷の底を行やうになりぬればいよゝ道狹くなりて負れたる吾脚雪を摩て過ぐこりかたまれる雪なればさうのあしにひしひしとしみつき時の間にもちひばかりの大きさになりぬ手して拂ひすてゆけど十間斗を過れば又しみつきて同じさまなるに爪の先より腰のあたりまで冷とほりて戰おのゝき堪がたく苦しきことせんすべなしさすがに空を見れば星の光きら〳〵と晴てそこはかとなくよもの山廻りそびえたりいでやかゝる所にしてふゞきにあはゞまたくいきてあらんことはかたかるべしとおもふにはかなくもまたおそろし嶺にいたりて下らんとする時山かぜさと吹落てあやなくともしびをうちけちぬよるの雪の色は一トつらにていづこいかにともわいだめなし燈火の光にこそみちはとめつれ今は一あしもゆかれずいかにせましとかち人手を額にあてゝまどひたればわれはまして何事をもおもひわかず唯神佛の御しるべにまかせてこそつゝがなからめとおもひをる乘物の火遙におくれ侍れどかれをまちてものせんより外は侍らず及位の驛もあのくらふ見ゆるしげみになん八町には過侍らぬをいとびんなきわざとわびつゝいふ麓の方よりつい松取てくるものありいかにと見ればはたごにつきてまかりし下部が迎へに出きたるなりいとうれしくて伴ひつゝくだりのぞきにいたる頃は戌の時も過たるべしいける心地もせずやがて埋火のもとによりふしたるにいさらゐの口腫あがりてとかくすれど納らずかう雪の中をこえきて冷とほりつる氣にやいたづきは引出しけんといふに下部聞おどろきてさま〴〵にあつかひ明すわびしく苦しきにものも得喰でふしぬ

「いかにして行へもそことしら雪の深き山路をこえ

いたらんとするにふゞきのなごり行かふ人稀にてうまやぢ分がたきよしをいふされどいかゞはせんこゝにとまりなんも日高し及位にいたらば明日院内へ入らんに便よかるべしはたこゝにいたづらにあらば夜の間のふゞきもうしろめたしとて立いづ此うまやよりはすべて深き山の中を過る所にしてゆく手にも跡にもむくつけき山重りそびえたり乗もの、底あまたたび雪にさえらる、をからうじてひき除つ、過ぐ夕日花やかに晴たればいとたのもしくていそぐに山陰のならひにやほどなくかげかくれ暮そめつかち人

背負荷の体

橇圖

加籠橇圖

かくてはついまつしてこそ越べけれとて道行ぶりにとひつ、とかくしてこなたかなたより数多くもとめ出てかち人の負たるはたごに添てもたらしつけたり二里あまり来つらんと思ふにまたく暮はてつればついまつともさんとてもとむるにはやうはたごのかち人負さりぬといふこは此荘根坂はたうげまでは十八丁あるをいかにしてかは越んとわぶ乗物にありつる燈火の具とうで、火打た、きともしつけて下部携へつ、みちびく雪の上に人の踏つけたる跡帯ばかりにあるを路にてとめ行左右のゆきやう〳〵高くてそ

も身の毛たつこゝちするを吾里の外しらぬわかき人に世わたらひはかうくるしきこともありとしらせばやと所〳〵こゝにぬきうつす
「關といふうまやにやどる風あれてさわがしきに露まどろまずあしたに見出したれば山も里も雪白たへに降しきたり夜をこめて出たゝんと定めつれど風の音におぢて明はてゝ立いづかち人(人足ノコト)よべより荒つる風にさそひ添て雪いと深く成つとて行わびたり十町餘りも來つらんと思ふに乘もの、底雪にさへられてとかくすれど行がたし今はかちにておはすべしおのれらのりものをさゝげて過侍らんといへばせんすべなくおりたちつまごわらぐつさうどきつゝあゆむげに雪いと深くしてあまたゝびたふれなんとするを下べにたすけられてあゆめばくるしきこと限なし滑津(ナメツ)のうまやにいたるこゝよりならきまでは雪ことに深うして馬もかよはず乘物もかなひ侍らずといへばそりをもとめ出てのるはたご(俗云駄荷ノコトナリ)をばときわけてかち人に負せつ風にむかひては雪吹に堪たまはんやうなしとてそりにうしろざまにのせつゝはたごの馬に負せつる雨具頭に引かづき引れゆく山路たゞ白たへなる中に踏つけたる道一筋をとめて走る風おどろ〳〵しくつたりてふりくる雪を吹まきたるにかち人もえ行やらずわれは中〳〵うしろざまに風をうけたれば乘行ほども心やすし雨具引あげてよもを見廻らせばうとましき山幾重となく立こみたる中を過谷をくだり橋をわたりすこし高き所に引のぼるほどは斜にくつがへるべうおぼゆるを綱引直しつゝこゆそりには蒲團を敷て我身をも綱にて結(ユ)ひつけたればはしるやうにあれどさすがにたふれず下部乘物かづけるかち人も遙に跡におくれて雪吹に行なやみたるさまくるしうこそ韓昌黎が馬すゝまずといへる藍關の道もおもひあはせて雪の底なる山ぶみをかしくも又哀なり
「めであかぬ心にのりて行橇は山路を分る雪もうからず峠田の驛にいたるこゝよりゆのはら迄三里ときこゆ下部くるしうおはさんとてこゝにてかごそりといふものをもとめてのせつこれは橇ながら乘物のうちにありてひかるゝまゝこしかたにくらぶればいとめやすし
此後雪中の辛苦を書つゞけられし中に殊におぼゆる所を又書出つ「かくて金山より及位(ノゾキ)(及位なのぞきとよむめづらし)に

曜將レ躍。踞レ石注視久之。既而諸彩皆滅。扶桑光レ景。乘疑焉。須之。山趾深黑中忽見二赤色一。石㝎人指曰是日出也。其初升如二車蓋一。稍變爲二帝者金冠玉衣而立之狀一。使二人不レ覺興一レ敬。故然端嚴也。須臾屢變爲二鏡容一。爲二重輪一。爲二鎔銀一。旋轉不レ已。欲レ合欲レ離。暈凝二胭脂色一。俄而光芒亂射。金線百通。一輪吐二千輪一。後輪屬二前輪一。輪々相及飛到二我前一。爲二珠璣一。爲二瑠璃一。雜而下者不レ知二其數一。以レ手欲レ掬紛々墮レ地。豈所謂日華者邪。未レ知泰山日觀之奇。與レ此果如何也。下略日出の趣彼是をあはせて志るべし

○讃岐由佐邑の人菊池武矩つくしの記行に筑前國濱男といふ所の近きに耳塚あり神功皇后三韓を討たまひし時其國人の馘(キリミヽ)を埋めたまひし所とぞ是本朝馘塚(ミヽツカ)のはじめにして此後源義家朝臣奥州の戰に打勝河内國に馘塚を築き耳納寺を建らる是第二度なり豐臣公京大佛に耳塚を築かれしは第三度なり耳塚は左氏傳所謂京觀なりといへり

○同じ記に香椎宮は允亮抄に云。承保四年香椎宮囘錄。公卿宣云。件社或稱二神功皇后廟一。或稱二仲哀天皇廟一。資綱云仲哀天皇也武矩云。日本紀第八曰仲哀天皇。以二八年正月一到二灘縣(ナダノアガタニ)一因居二橿日宮一。云々九年春二月可未崩。と見ゆ又社頭御棺をかけし椎の木など思ひあはすれば資綱の說に從ふべき歟貝原先生の神功皇后と定たるは別に據あるか但し陵と廟と所異なる例なればいづれとも定がたくなんといへり

○江戶の人去あへぬことによりて出羽へ雪深きころに赴たりし道の記卽雪の古道と號しをこゝかしこめづらしきことをうつし留たり名を記さねば何人とは志らず文のさまいとゆうに情ありうたもやすらによめりしものなり天明八年の霜月雪を凌ぎてからうじてかしこにいたり同九年の二月までのことゞもをかけり其はじめ「立かへり雪のふるみちあとゝめて分行旅の末はまよはじさるは八とせさきゆきかひし道なればかくいはるれど其年は葉月に出たちて霜月にかへりぬるまゝさばかりもあらざりしがことしは冬深き雪の旅路におもひ立ぬるを人々たどりいへばわれも人やりならず思ひわづらふこと限りなし白河の關こゆるあした初雪白うふりたり

「分こゆる是よりおくのいかならんけふはつゆきのしら河の關と書しより末〳〵雪に苦しみしさまよむ

にして一反斗登れば光輝宇宙にきらめき人の眼を射て再びむかひ見がたしさて此來迎といふもの、やうす日々異同あり或は前後雨を帶又日の長短朔望若は曇暗によるとぞはた雲漢に傑出せる葱嶺なれば登山の者山に醉て精神恍惚として眞に視留ることかたければ種々の異説もおこれり近世印行せる小説に富士山上せるもの來迎を拜むといふこと忘誕なり是日の暈の中に此方の影うつりて見ゆるなり依て此方の人默頭ばその佛も同じく默頭すこれをもて證とすべしといへりこれは理學類篇にいへる人娥眉山に至る五更の初に見れば白氣を敷既にして圓光有て鏡のごとし其中に佛あり然も其人手を以て頭巾を包むときは光中の佛もまた頭巾を包むこれをもて是人の影なることを知る則彼山中一氣ありて日の初めて出るに照しみる時は其影圓にして人影映ずること佛のごとしといふ又潜確類書にも大蓬山の象王峯にのぼれば大徑百丈の黑影の佛像に彷彿たるあり朝雲初て發り日の出る頃なりなどいへるをとり合せて富士の來迎といふも己が影のうつるなりと臆説せるなり予彼國の二峯は眼のあたり見ざれどもおもふに似て非なるもの歟彼二峯はまことに山中の一氣日光に映じてかくのごとくなるべきはこゝにて阿波の灌頂瀧立山の勝妙瀧の類ひならん富士の日出を見るは眼下の海中に出て更に山氣の遮映るものなし凡日月の照せること物あれば其影背にうつるは常理なりしかるを日東方に出るを見る人のかげも亦東にうつるべき理は決してなかるべし異邦にいふ所の日出の圓鏡は中に陰氣の隔あるゆゑ人影もうつるべし富嶽にみる所とは大に異なりよく辨ふべし世の人の彌陀の來迎とたうとむを儒生など憎みて佛といへば理非を押究めず一概に誣譏らんとするより却てあらぬ説をもいひ出すなりまた佛者黃冠の類の信不信によりて來迎を拜むことの異なるやうにいへるも笑ふべし心氣虛弱の人は山に醉ひ忙然として始末を考へざるも多かるべし（以上元文甚叮嚀重復かへりて心得がたきゆゑに要をとりてしるす意は少しもたがへず）秋玉山の記に著せる日出の景大同小異是前に所謂時によりてたがふなり曰六成（六合をいへり）以上不毛（兀山をいふ）而峭。曰二小縣度一。是時衆星皆沒。東顧蒼茫間有レ物。若二大炬火一。炎々有レ光。動搖不レ定。問二之石室人一則曰。是啓明也。是星上丈餘。東海始見二朱碧相混靑黃逆拂紅光一帶瀲灧一。余謂。靈

たるも益あればこゝに擧ぐ其説に曰富士は駿河伊豆相摸甲斐四州に亘りたり宋景濂が日東曲の第三首此嶽を賦して蟠根直壓二三州間一と作りしは未レ盡又申叔舟が海東諸國記に日本富士山高四十里四時有レ雪といへる此高四十里といふものいまだ十餘里を殘せり甲州吉田口より直に絶頂に登ること三百五十七町十三間といへり又明謝肇淛曰莫レ高二於峨眉一莫レ秀二於天都一莫レ險二於太華一。莫レ大二於終南一莫レ奇二於金山一莫レ巧二於武夷一其它雁行而已。吾不二峯一山にして其半をかねたり猶其美麗なるや面向不背の象狀世に並びなしされば文人雅士一度此山を見ずしては口をひらきがたしといふべし中略麓より樹繁き所を離れて一合二合といへる九山に出れば暮過る頃頻なりし雨の脚麓へなだれて雷鳴足下に響き降音も猶甚しけれど中天は月光玲瓏として一點の雲なく碧瑠璃のごとく時維七月望の夜なれば彼唐帝の月宮に遊びたまふもかくやと計星の光さへ空中に曜きて手にとるばかりにおぼゆ九山より上は里數をしらず五合より以上には石室を設けて飲食を鬻ぎ氷を灑てゝ湯とし渴を助しむ八合の室中に暫憩ひ且飲且喰ひ火に勝りて寒を拒き勢を休むるにいつしか眠きざして覺えず時を移すに室主おどろかし夜明ばかひなし早く出られよといふにげにとて又登るに此うへ甚だ嶮難にして大巖峙ち道危く若一歩をあやまたば環を盤に轉するがごとく成べし遙に絶頂を望み見れば傘を開きし形にて自の頭を覆へるがごとくおぼゆあるひは岩角を掴み杖に倚て休む意を靜にし氣を收めて歩めども呼吸喘ぎて山と胸とひたと合たるやうにていかなる剛勇達足のものも、息に三歩を進むことあたはず宜もこゝを胸突と號く兎角して羊腸を九合といふにいたるとき先達すは御來迎なり各をがむべしと呼ばふいかなるにやと東方を望めば初に一帶の白雲空中に引わたると見れば忽雲動て春がごとく朱青紅紫の彩雲靉靆す其麗しきこと比すべきものなし其見る所眼を八分に下しみる其時傘計の薄墨をもて月輪を隈どりしに似たるもの漸々に進み昇る中に朦朧と人の影のごときもの見ゆ是を來迎と稱すさて此圓鏡のごときが次第にさし昇り出離ると見れば忽然として吹消すがごとく地下より車輪のごとき紅日さし昇ること矢を射るにひとしく速にして一世界こゝに明らかなり既

田郡兩村布多無良とあるによれば三河にはあらぬにや但し詞華集にはたしかに三河とありと以上予按ずるに詞華集橘能元の歌の言書に武藏の國より登侍けるに三河のくに二むら山の紅葉を見てよめる「いくらとも見えぬもみぢのにしき哉たれ二むらの山といひけんと見ゆ例の都人の國をあやまらる、なるべければ和名抄の憶なるに從ふべしとおもへるに去年右の芝田氏きたりて三河の圖を示されしついで此事をたづねしに今三河國藤河の東に山中寶藏寺といふ淨宗の寺の山を二むら山といへるは非なり二村山は尾張に決すかの所謂山田郡今は絶て愛知春日二郡に分隸ぬれば兩村も辨ふべからざるに似たれど張州府志といへる書國君の命によりて編集せし中の説（此書寫本にて世には出ざる物なり）從ふべし鳴海より一里餘東今の街道より下れば左に入て沓掛といへる邑即二村の郷にて大なる里なり此里の西の峠二むら山にて東は尾張三河のさかひ河なりとありか、れば古人も誤て三河ともおもへり峠に立像の石佛あり上は折れて殘る半身に大同二年の銘見ゆこれもむかしの官道の徵とすべしむかしは鳴海と池鯉鮒との間に入海ありて堺河へ汐のぼりて通るべからねば東の山へか、り堺駒場を經て八橋の邊へ（是今の八橋にて往來の順路なれば異所にあらず）至りし順路甚明白なり今は入海埋れたれば街道も改れり仁治の光行記行（今印本誤て鴨長明とせること既に前編に辨ず）に見えし路のついでも宮を出と有て鳴海のうた次て二むら山にうつるこ、にてのうた「玉くしげ二むら山のほのぐ\と明行末は波路なりけりとあり此山遠く海を望み景色甚だよくまさに此歌にあへりなど芝田氏も至りて見し旨を彼府志にあはせてかたられぬ

○名山大河を探ることを好むは大史公が遺意にして壯なりといふべしされば不二峯などに登るは儒士の好む所なりふじも淺間もよそより見てこそおもしろけれ昔より歌といふうた皆よそより見ることをよみて登たるはいまだ聞ず夜ごめに登りて石室に息ひ雪の汁を啜り燒穴をのぞきて砂の力に下るは何の益ぞといふは優美を好む歌人の情なり女めかしき情ばへなど誚しるもまた一概の事なり都良香の富士の記も登臨せるにはあらず辛をよみし甘をたしむもたゞこころぐ\成べし秋儀玉山登山して遠近の景を連らねられしは文にして悉せり又百井塘雨が自登て考論じ

しく下の地の稱異なるもあまたあるべし袖師の浦は出雲袖のうらは出羽袖の湊は筑前袖の渡は陸奥と諸名所集に見ゆ又戀の山凡の名所集には出羽といふを契冲の考には出雲成べしとて其國の風土記に郡家正南二十三里といふ明證を引る戀の杜戀の湊は同所にて伊賀なり室は紀ノ國室ノ浦は播磨室生は大和室山は伊勢にて一志のうらによみ合せ室野は備後にて鞆の浦の磯の室野とよめり室積は周防俊頼朝臣の歌に筑前竈山をよみ合されしかど舟行の順路にて竈を過てとあれば疑なし證空上人の遊女を見給ふもこゝなり室戸は土佐なり法性の室戸ときけどゝいふ弘法大師の歌あれば證空上人のことに混ずる人もあるべければわきて記す又同國に室津といふ所土佐日記に見ゆこれも別か

○室のやしまに立煙はよゝの歌にきこゆしかるに其所を貝原翁の日光の記の附錄に金崎といふより一里半にして惣社村あり林のうちに惣社明神のやしろあり是下野國の惣社なり其前に室の八島あり小島のごとくなるもの八ッありて其廻りはひきく池のごとし今は水なし島の大きさいづれも方二間計其島に杉少し生たり此島の廻りの池より水氣烟のごとく立のぼるを賞しけるなり其村の人あまたに問けるに今は水なきゆゑ煙もたゝずといへりと記さるゝしかるに此頃又國の士の一說を得たりこれは一所にあらず島と號る所八村倶に都賀郡にて鯉が島高島萩島大川島卒島曲の島沖の島仲の島等なりとぞいづれか是なることをしらねど見きくまゝに記すさて煙ははたして水氣歟又里の煙歟しらず室といふは若一所ならば惣社村の古名歟都賀郡の所々をいふとならば郡内にて室といふ惣名ありしにや辨ふべからず室といふ名も煙によしあり

○世にことなる苗氏稱號などは大かた鄕里の地名なり和田の親族に朝比奈の三郎といふは人よく其名をしれりこは和名抄安房國の郡名に朝夷と書てあさひなとよめる有そこを領せられしにや

○前編に三河國八橋は今の所にあらずと大竹大膳といへる人の說を擧しに三河人芝田氏うけがはず順路にとりてまたく今の舊跡なり彼大竹氏は高年なりしかども其說恃がたきことゞも多しといへり

○二村山契冲師の勝地吐懷篇に曰和名抄に尾張國山

ごとく疵付しとなん即これなるべし又是につきてある人の話に下總國大鹿村の弘教寺の小僧この風にあたりて惱みしに古暦を霜にして付しかば忽ち治したるとなり暦を霜にして付るといふことは予もかねて聞及びしがこれは現證なり下總甲斐の邊にては窻明り障子なども暦にて張るか、れば彼風いらずといへりさて其わたりにては風神太刀を持といふよりかまへだちと稱ふとかやかまいたちと稱るは此語をあやまれるにや是は語に理あり

○辛酉のとし極月より壬戌の正月におよび長崎に疫邪流行す予が門に遊ぶ人かしこに事ありて一周年が間旅ゐせるも病たるにつきていひこされしは阿蘭陀人より傳へしとも又去年漂流せしアンホンその外蠻人より生せしともいふ往年暹邏人渡來りしより風邪流行せし例なりときこゆとなん此邪氣長崎より九州を經てつひに上方におよび世間一遍になり京は二月の二十日餘りより三月二十日ごろにおよび毎家毎人病ぬものなし近江わたりもおなじ頃とぞ風邪に似たれども一種の疫氣ならんと呉又可が溫疫論にて思ひ合せぬ療治も凡微疫をもて藥したるは速に効をえたりと見ゆさてあやしきは邪を病ものは必袂のうちに毛ありといふそれは脇毛の落たるならんと嘲る人もありしかど予が近江の親族の者たちもとのうちに薄赤きいろの毛を一すぢ見つけて家の内のものどもの病るを人毎に袂を見せしむるに皆おなじあるひは二すぢ三筋にも及ぶが有しといひき播磨尾張の國々よりいひこせしも同じいとあやしきことなり予が家に病みしはやくてさる噂も聞ざりしかば心もつかずいかが有けん蠻人より傳へしゆゑにか、る毛も生せしにや必袂の中より操出せしも奇なり定理をもて論じがたし

○壬戌の春嵐山の花いとあしう見るかひなかりしはうそ鳥てふもの花の含たるほどよりついばみて損せしめたりとき、しに吉野も同じかりしといへり其外の所も群飛して櫻といへば喰たりといへど予が閑田廬の庭に數株あるは速きも遲きも例にかはる色もなくもとより見馴ぬ鳥も來ざりき山をのみ尋て群たりしかもし花のあしきにつきて此說をなせしかしるべからず

○前編に同名異所の多きことをいへり又題名はひと

るに故國にては雲のゆきゝに付て眼當とせる山ありこゝにては其山なければ唯雲氣をのみ見るゆゑにあたらずといへりとぞいとをかしく萬のことにわたりてかやうの類ひ有べき事なり

○夕月の形によりて晴雨を占ふことつねに人のいへることにて大やうたがはずさるを或人は其月によりて夕月の象は定まれるものなりとあらがひしが先に中山三柳の醍醐隨筆を見しに月如レ懸レ弓少レ雨多レ風月如二仰瓦一不レ求自下といふ古語を出せり然れば今時のいふ所に同じ所謂論より證據なり

○夜間暦を見ることをあるひはいむ人あり中古物いまひ多かりし代にもこの說はなかりしか榮花物語に東三條兼家公一條天皇の東宮にたゝせ給ふにつきて圓融帝の內勅にて祈などせさせ給ふ所に「女御殿にものさゞめき申させ給ひておほんとなぶら（燈火ノコト）めしよせてこよみ御覽じて所〳〵におほんいのりの使どもたちさわぐとあり

○今の暦の上段に開閉など記せることを中段といひならはすは貞享以前の暦には支干日並の上にありしゆゑ今の上段が中段になりしなりと予が若きときに老人の話なりし

○百人錄といふ書に月は東方卯の影うつり日は西方酉の影うつるゆゑに兎と烏を畫くといへりと龍艸廬の筆記にみゆ是にて金烏玉兎のわけ明白なり手ぢかきことなれどもこれをいへる人なかりしにや百人錄はいかなる書とも其作者も時代もしらず

○過し壬戌のとし七月晦日上京今出川邊に一道の暴風屋を壞り天井床疊をさへ吹上あるひは赤金もておほへる屋根などもまくり取離たり纔に幅一間ばかりが間にて筋に當らざれば咫尺の間にて障なし末は田中村より叡山の西麓にいたりて止りしとぞ蛇の登るならば雨あるべきに一雫も降らずこれ羊角風といふものかといへり北國にては折〳〵あることにて一日連と號くとぞ又別に一種の風有て俗にかまいたちといふはかくのごとく甚しからねど此筋にあたるものは刄をもて裂たるごとく疵つくはやく治せざれば死にも及ぶとなんこれは上方にてはなきことなりと思ひしに今子のとし予が相識人の下婢わづかの庭の間にてゆゑなくうち倒れたりさてさま〴〵に抱へたすけて正氣に復して後見れば頬のわたり刀もて切たる

秋の手簡に「中秋などのことも年來常に來賞は一二輩其餘は定り候事もなく候ひし當年に限り候て彼常に來り候人も遠所を凌きがたく存候に（此比白石翁宅を郊外にうつされたれはかくいへり）出來たり候人當年までに三十年一夕も欠ず候を悅候ひし事に候酒後は和韻もなりかね情字の韻一句を千里郊外中秋色三十年來故舊情と申十四字書ちらしつかはし候當秋の晴れ五三年にこれなきことゆゑ右のごとくにも候きと有は八月廿日の書には其後洞岩よりの返翰ありしなるべし十一月廿八日の再答に「中秋夜其地陰晦に候よし如仰古人の説に中秋は萬里一晴萬里一陰と申候事たしかに無稽の論とをかしく候其節何レもの詩寫し進候程の佳作もなく候ゆゑ不レ能二其義一候（中略）手前一聯は一聯のまゝにてあとさきもなくめで度來年足しいはんとてこれも一興に備へ候き潘邠老滿城風雨を重陽の例たるべく候右の書簡を集めたるものは本年甲子の春吉備津の人に借得て去秋今秋の陰晴等しからぬに同じ趣なればをかしくて書出すはた中秋の賞一聯に情盡て止めでたく來年足さんとあるもいと面白きことなり詩人も歌人も情意なきにしひてかまへ出すはよきことも出來ず又くるしくもあることなり月にむかひ花にあそび酒など汲時に御作はいかになどとふは人の僻なりある卿の仰られし凡美景にむかひ勝地にいたる時しひて其趣きをよみ出んとすべからず其氣色を意にしめおけば題にのぞみておもひあはしてよきことといでくるものなりとなんいとことわりなる御しめしなり又川北自然齋といひし人の話に儀同三司實陰公のよみたまへる秋田の題に

「朝霧に袖はまかせて小山田にをしねほすべき日かげをぞまつとあるは實に如レ畫われ嵯峨の庵室より望むに秋のあした霧をわけ露を凌ぎてうばも家婦も打むれて出きたりきのふ刈し稲とり掛あるは烟草くゆらしなどして日のさしのぼるをまちつけて掛干すおもむき全く此御詠のごとしよく實景を見とゞめたまひしものと感ずとかたられしおのれまだ無下に若きどきのことなりしが月の一聯に引れて心にうかむまゝに錄す

○西國某の國に一老婆船出に天氣を見ること神のごとくなりしかば大に稱て浪華へつれ來りてこれをうかゞはしむるにひとつもあたらずそれはいかにと尋

月眞象

歳星眞圖
木星也

鎮星眞圖
土星也

六日は朝の間より巳刻におよびて小雨うち志まきけれど漸々にはれて暮ぬうちより空こゝろよく月もとも清明なりき然るに河内國石川郡山田村の人先の雨夜は同じく十六夜は初更過るより晴たりといへり又但馬豐岡の便には十四五六ともに雨いたくふり十七夜始て空はれたりといひて「三よさまで寐て立まちの月夜哉といふ俳諧の句を見せたりかの對馬は地方遙に隔り朝鮮に隣たれば異なるもなほさこそともいふべきを河内は無下にちかく但馬といへども空にてはいくばくの間もあらじとおもはるゝにかくばかり雲氣のたゞずまひのひとしからぬはふしぎなるものなり右は此夏のころ書置しが又此仲秋望日書間は雨ふりて今夜はいかにとおもひしに似ず薄暮より空こゝろよく晴月のひかりもことさらなりしを江戸橘千蔭よりの文にはかしこは空曇りいたうふけ過てからうじて晴ぬるよしなりされはこゝには異なりといひて「暮るよりさやにみやこの望の月あづまのそらやしほくもりせしと口すさびておくりし

○新井白石先生仙臺佐久間洞岩翁に贈られし手簡數十通(俗牘也)おもしろき話ども多きが其中に某のとしの

し尾宿左鈎(カギ)の上の白氣を觀る其實小星二十三相聚るなり奎宿の白氣をみる其實もまた白氣なり北斗の開陽星を見る輔星の外又一星あり其本星もまた二星相依るもの相接の近き開陽星爲レ最牛宿上の二星相依るものを觀る鏡を用るのかひは更に濶大なりその本星も亦一小星傍にあるあり下の三星左角の星二星相依るものなり北極星は四小星これを圍む其距間遠近齊しからず善兵衞言其一星眞に處を動かずと其他肉眼をもてゑられぬ星あまた鏡を用て觀れば明らかにして數ふるに遑あらず又此後同じき七卯のとし十月善兵衞再びきたり前の制せしよりも更に大にして星をみるも亦明なるものを携へて觀せしむ歳星をみるに星面に三帶ありて三ッ引の紋のごとし鎭星を見るに一ッの輪ありて本星を斜に纒へり其輪左のかたは本星の上にかゝり右のかたは本星の下に入る其輪本星の上下に出るゆゑに長く米粒ごとく見えしなり後又明年辰の春同じくこれを見す時に太白星をみるにすこし虧て十二日の月を見るがごとし銀河の中の最白きを見れば細小の星數十百千聚て紗囊(ウスギヌ)に螢を盛ごとし鬼宿中の白尸氣をみるに小星廿八聚りたるなり

以上は橘南谿漢文に記されしを和してこゝに擧ぐ予は天學のこと露ばかりも窺はざれば一言をいるゝに由なし彼岩橋善兵衞が奇工實に希代のことゝすべし京師にも又七なるものゝ自鳴鐘に奇工を盡し蠻製の器物などたがはず摸(ウツ)せるたぐひすべて人の才は他より計るべからざるものなり

觀日月星圖

日眞象

○大典長老對馬國にあられし時仲秋の月曇晴京と異なりし旨を語られしことを葛原詩話に（六如上人著述）記されしが去年癸亥の仲秋京師は十四夜曇り望夜は雨降十

閑田次筆 卷之一

閑田廬蒿蹊著
男直樹伴資規校

紀實

○寛政年間和泉國貝塚の人岩橋善兵衛新に望遠鏡を製すその形八稜筒周圍大抵八九寸長はこれに十倍す政府の司天臺に蠻制のものを藏めらる、といへども其他にきくことなく善兵衛が製する所はじめなりとぞ五年丑秋七月廿日橘南谿の宅に人々つどひてこれをもて諸曜を窺ふに能肉眼の視ことあたはざる所をわきまふもとより蠻人のいふ所に符へり先日を觀るに四邊氣ありて毛のごとく氣みな左に旋る月面黑點五ッありて大小等からず善兵衛いふ黑點十餘日を歷て日面に亙る冬春の間は黑點最多しと又或は蚯蚓のごとく梵字のごときをも見る其色純黑にして其何物といふことをしらず又いふ日邊の氣朝は右に旋り夕は左に旋る卯酉の二時山の頂よりこれを觀れば日輪雞卵のごとし日邊の氣麁大鋸齒のごとしと市中は隔ありて見ることをえず月を觀る其色新に爐を出たる銀のごとし其虧る所泡沫のごときものありて大小一ならず數十相寄る肉眼見る所月中黑暗の所鏡をもて見るもまた微しく暗し其象雪輪の紋に似たるもの二ッを見るまた蠶豆の大サなるもの二ッあり極て鮮明にして光芒四方に出づ其外彼泡沫のごときものあまた點綴其魄則肉眼の見るところに異なることなし歲星をみる正に圓に肉眼の滿月を見るがごとしたゞ東邊微しく虧るに似たり善兵衛いふ子時より前星在レ西則東邊微く虧子時より後星東にあれば西邊微虧と南谿謂日光の向背理あるひは然らん歲星の傍四小星あり其二右にあり遠きもの明らかに近者微なり其一在レ左あまりに近して辨へがたし其一ッ上にあり亦まぢかくて辨へがたし善兵衛言前に見る所四小星の所レ在皆同じ但本月十八日の夜より四小星居を變て今見る所のごとしまへに見しは右一ッ左二ッ上一ッ皆明らかにして辨へやすし蓋本星左にうつりて然る歟鎭星を觀る其狀長く米粒のごとし蓋本星の上下兩耳ありて相附く其相附所微界限あるを見る尾宿の第三星光芒上にむかふものを觀る其實五星相聚りて然り其三ッ下にあり其二ッ上にありて所謂光芒なるものな

閑田次筆序

かぞの翁はわかきより胸ふたがれる病のあなるからにたゞよそにあそべば氣ものびらに心ものどに成ぬとて老といふ名のはじめのほどは更なりいそぢむそぢにあまるころまで猶はるけき海山を見んとて旅の空に出たつことをなんよみしけるもや、七十まぢかき頃よりははつかなる所へ杖ひくもうるさしとあら田のいほにひたやごもりにこもり花見るもくるしかりけり青柳のいとよりよわき老が力はとよみたまひし人もあなれどこはよそにまうづるにこそ我は居ながらにとて庭もせの花に心をなぐさめ軒もる月を寐覺のともとしていとまあるをり〳〵はわかき時より見もしきゝもしこゝろにとまれるくさ〴〵をかきちらしたる反古とうで、是こそ老が心やりなれとて此ごろ見聞ける事をさへ書つどへられしをふむやらがそゝのかして梓にのぼせしは閑田耕筆なりこれもまたそがつら成からにもと末もつばらかならずもとよりわらはべのひゝなにたぐひたる老のもてあそび艸なればことご〳〵しく世に出すべきものにはあらねどまたせちにすゝめらるれば翁のこゝろは志らずわたくしにさきの筆をつげるてふ名をおふせてかのもとめに志たがへるはや

文化といへるとしのはじめのとし

長月のもち

男なほ樹ともの資のり誌

て恥べくも思はで初生より賢きおもゝちして假初にも理屈めかしくものいふなん吾儕の僻なり此よしなしごとゞも筆にまかするにつきても此僻やまじらんとおそるゝ所なりかし

吾かぞの翁つねの心淡しきからに筆ずさびもまたあわしされぱある人なじりて此條々うちおもふまゝにしるされてあるはかにかくにあげつらひもあれどとりすぶる所なきはもとよりおのれにたてたる旨なければなりよくまれあしくまれ一トかたに心の筋をとほしてこそもの書かひはあるべけれといふやつがりこたふらくそのたてたるむねなしと見ゆるがおのづからにたてたるむねにやあらんかぞは常にわが心狭きを恥るものからあはれ大空に傚らはばやといへり曇みはれみ雨よ風よとさわぐとも跡をとゞめじとおもへるならしなどいひて後にしか〳〵とかぞに告ればば彼言よしいましがこたへもまたよしさばれ文字のたがひ言の滯る所をよくかうがへてよといひてやみぬ此日比この文の端に終にまなかなの言添てんといふ人もあれどさることゞ〳〵しきものにはあらずとてうけねばあまりにさう〳〵しきからにいさゝげ此あげつらひをしるしてかうがへの筆をおさむ

寛政十まり一とせの霜月

男　伴　資　規誌

閑田耕筆巻之四終

○樂庵老人問平家物語の景清は十六でをちを討といへるごときでの字如何予云にてに代るなり曰然らばにてをでといふ意如何予暫按じて答ふにての約ねなりねの濁音でなり樂庵大にうけがはる

○或人云平家物語の內に本三位重衡と有本の字心得がたし一說に父子三位なる時父を本三位といひ子を新三位といふといへるも本三位の證を不レ知うへに重衡卿子なし是は平字を本にあやまるならんかといへり

○或書に彼斯匿王經を引て出せる語守レ口攝レ意身莫レ犯。如レ是行者得レ度レ世。周利槃特。以二此偈一得二阿羅漢果一。匿王怪而問レ佛佛偈答曰。學必不レ多。行レ之爲レ上云々 たうとき哉身口意を愼しむことかくのごとくならばまことに足ぬべしわれ人學を好めども實ならざるをいかんあるもの丶言におのれらがごときものは耳學問なりもの學ぶ人は眼學文多しといへるは理におぼえき鳥窠禪師樂天に對して諸惡莫作衆善奉行と示されしをこは三歲の兒輩も知るといへりしに知ることは三歲の兒もしる行ふことは百歲の翁もかたしと說れしも是なり槃特は愚魯なるがために一語もて得道し世人は黠智によりて多岐に迷惑せり實に小智は大道の敵なる哉

○予ひそかに四少三安の養生を思へり四少は少二飮食一少二交遊一少二言語一少二思慮一也三安は安レ分安レ心安二死生一也しかも四少猶守りがたし況や三安は賢者も病所歟何ぞよくやすんぜん唯年老て世間に希望の事なきのみ自然の養生となる是は餓鬼の斷食といふものかも

○此比百如律師の法語を示さる其初に人の褒るは諂へるにあらざれば吾あしき僻をしらざる故なり謗るはあたらずといへども遠からずとあるは實にたうとし寵辱如レ驚吾儕のためには適當の藥石なり

○觀二山水一亦如レ讀レ書隨二其見趣之高下一といへる古人の語を幻阿法師とう出て若き時しれる所も老て再び見れば更に同しものにあらずと書れしはさることにてさすがに年ふりぬればかはらぬ風雲月露も其趣味を知に近しさるから又松永翁老ぬれば眼はあがり口はさがるとて自長頭丸と名のられしはをかししかのみならず人の喜びもせぬ年にほこりて人を見くだし吾いにしへのよからぬことはいかに知る人尠しと

萬三千ノ叙所謂叙（叙トハ功臣表之叙也）四五世間流民歸戸口亦息耆也（以上戸數）私にいふ封建の世列國千乘の富にも及べるを郡縣の世となりて三公といへども周年の通計纔に四千二百斛封侯の戸數は是にあはせては大也といへどもまた封建の世のさまにくらぶれば物の數ならず此方も中世まで職田位田の定令に見えたる所位田一品八十町二品六十町三品五十町四品三十町正一位八十町從一位七十町正二位六十町從二位五十四町正三位四十町從三位三十四町正四位二十四町從四位二十町正五位十二町從五位八町女減三分之一職分田太政大臣四十町左右大臣三十町大納言二十町かくのごとくなれば令外の官もまた准らへて知べし兼官ありともいふに足らじ但し莊園は官位に拘らず代々相傳し天暦の比ほひより後藤氏の威權盛なりし時は國々にあまた持たまひたりけんされども大よそをおもへば今封建の世の大小侯には類ふべからずこそ

○或人とふ昔の貴族其富今の諸侯に及ばざるはさることなり然るに殿舍諸佛寺の造立廣大なるもの、成しはいかにぞ答ふ是は其功人民を駈使ひ給ひしによりて費用は材木金鐵の類のみに止るゆゑ成べしされば佛寺の建立の功德を寺給ひしにこたへてこと〴〵く是地獄の業と永觀律師は歎息し給ひけんかし

○又或人神社に位階を奉らるゝことをいぶかしみていふもとより貴き神を正五位正四位など申ことはいかにぞ答ふ是は正五位なれば十二町正四位なれば二十四町の田を奉らるゝなり次第は令の定のごとし有名無實にして稻荷といへば必正一位を社家より免許せるたぐひにはあらず

○昔年高橋圖南翁の話に三百年前の膳具の書つけにがんぞうとかなにてかけることあまた見ゆそれはいろ〳〵の物を取交へて繪やうのものにせるなり此がんぞうの名義詳ならずとありしにおのれも近江にてつねにがぞうと人のいふを聞侍りつされども其義はしらずといひしがふと其席上に思ひよりてもし含藏の字にて繪の中に色々をふくみかくす意にやといひしにいな三百年前の文華なき時さやうに文字をあつかふべきにあらずと有しさて歸りても心に掛りて思惟せしが何のことなく合雜（アヘマゼ）の字音なるべしと思ひ得て他日翁に正しければ誠然々々と點頭ありし（がふもがんも横通にて同し）

きかといへる人有彼隨筆にも自レ外入而非レ正者の類を擧る條々有義帝も亦此中に入べしたゞし生存の日に稱するならば表は衆尊戴の意にて裏面は非正の意にやあらん

○義齒は俗いふ入齒なり四條に名工あり予が友人是に此物を托せる時工人いふ馴給はぬ間は心あしきものなりそれを堪て久しく經ればまことの齒にかはらぬやうになれりたとへば義子のごとし血肉の者にあらねば愛も薄く心にかなはぬことも有べけれど忍びて養育すれば實子のごとくなるものなりといひしが其後此友人男子を養ひて女に婚ける時此工人の言をいくたびかおもひ出てことなく相續せしめたり義齒によりて善言を得たりと喜しを此義字によりて思ひ出たり友人も工人も倶に賢なる哉

○或人話に辻といふ字此方にて作れるは誰も志れり然るに世に辻と書は義なし十字街の事にて十しといふ假名を一字になしたるなり四辻殿略譜にも辻と書る若又辻とかけるは之はしに同じとぞ

○本朝にて作れる字右に擧る辻字の類峠畠畑榊など猶多かるべし挊の字も此方にて作れるとおぼえたるを或人見出て示す字典に引二五音類聚一云俗弄字　此方にてはかせぐといふことに用て義は異なれどもかしこの俗字なり唐則天の時作れる字ども丶物に見ゆ又今の清朝にて作れる俗字垷は橋限の事の由線香などの印紙に見ゆ湀は舟の着岸のこと丶ぞ又礁といふ字海上のことに不レ懼二風波一懼レ礁と清人の文にあり水中の大石にて船を損ずる故おそる丶なりこなたにて今はえといふものなるべしと故人樫田房州話なり私按ずるに列子にある沃焦石の故事より出て二字を一字にせるにやあらん

○學者彼是會談せる時漢人の錄石數戸數の話におよぶ明文を記得せる人なかりしがおのれ前漢書にて見しをほの〴〵おもひ出しま丶に語りき手近きことにてかへりてよくおぼえぬ人もあればこ丶に擧前漢百官公卿表題下師古注曰漢制三公号稱二萬石一其俸月各三百五十斛穀其稱二中二千石一者月各百八十斛二千石者百二十斛比二千石者百斛千石者九十石比千石者八十斛以上斛數同功臣表平陽懿侯曹參侯狀戸數下以二右亟相侯萬六百戸一同六世元鼎三年侯宗嗣中略戸二萬三千鼈頭許惠元曰參始封二萬六百戸一至二其六世一乃有二二

毎に餅を献ず（是は例にて今も日毎に小豆のもちを献ずるとぞ）それが褐色（カチン）の服を着たりしより女房達けふはかちんはいかになどいひならはせしより終に餅の異名となれりともいふ皆信じがたきを藤堂樂庵搗飯（カチイヒ）ならんといはれしは理に覺ゆ搗栗（カチ）といふも栗を搗たるなり

○婦女の詞に米をうちまきといふは散米よりいへるなりうつぼ物語藤原君卷に「いちめはらへさせんとする時にのたまふあたらものをわがために塵ばかりのわざすなはらへすともうちまきによねいるべしもみにて種なさば多く成べし（是は大臣にて吝嗇甚しき人市女をとりて妾にしたるが煩ひ給ふ時のさまな書り）と見ゆ是にて明らかなり

○俗間に甲字を誤て冑のこと、す按るに禮記曲禮上篇献レ甲者執レ冑鄭注設二其大者一擧二其小者一便也甲鎧也冑兜鍪也とみゆ是にて甲冑の差別分明なり或人云史に得二甲首一とあるより誤れり是は甲（ヨロヒ）着たる者の首といふことなりとさも有べし

○血に泣といふことは世間皆泪の色のかはるを指ていふとのみ心得たるは卞和が涙盡繼レ之以レ血と史に見えたるによれり然るに又禮記檀弓篇高子皐執二親之喪一泣血三年此下の鄭注に言泣無レ聲如二血出一と見ゆ是は人の心つかぬことにやと云るすは献芹のたぐひ遼東豕の話歟

○時俗咳の高きを自負といふは昔より然るなり曲禮上に曰車上不二廣咳一鄭注爲レ若二自矜一廣猶レ弘也と見ゆ又榮花物語かと覺ゆ有國卿御堂殿のために造作のことを指揮せられしになげしを高く作らせたり後に上東門院御入内の時の儀式になげしの高きが用にあたりしかば有國卿高く咳せられしことありこなたにても久しきならはしなり

○先年金龍道人といふが祇園林にて庵を結び茶を施すよしにて義茶亭と名づく義字のことを尋けるに唐山にて蜜湯を施すことを義蜜湯といふと計こたへて出所に及ばず按るに義字に施の意はあるべからず此比正字通義字下を見るに容齋隨筆を引て人物以レ義爲レ名其別最多の條々の中に與レ衆共レ之曰レ義義倉義社義田義學義役義井之類是なりとあり然れば施にはあらで人と共にするの意にて用るならんかし

○ついでにいふ右の容齋隨筆に衆所二尊戴一曰レ義義帝是也とありさるに義帝は項羽是をたて、其威を借ものにして陽ニ尊ツのみなれば猶義子義兄弟のごと

と歟糸もてまはすものあれば糸を添たまふもきこえたり有レ孔者なりの注は今世のさまに異なれば心得がたしもし孔に糸を通してまはせしにや

○除夜に懸想文といふものを賣を買て元旦に是をひらき其年の運をうらなふこと元祿の比ほひまでありしならはしとぞけさう文といふは艶書の事なるを彼うりける文は女文などのさまにかける故に此名ありや或は此文にて未レ嫁女の緣のよしあしを占ひしともいへり予其文を見ざればさだかなることをえらず一老人いふ板に彫て賣物にする文に凶事のいま〱しきことをやは書べき是をもて吉凶をうらなひしは愚に直き事なり今世の黠智盛なる人々は執用ず廢れしもことわりなりといへり

○厠を雪隱と常にいひながら人其所以をえらず是は夢想國師の法嗣義堂和尚の著されし空華集に雪竇和尚（音便にてうと唱ふ）靈隱寺の淨頭（厠を司る役僧の名）となる故にかくいひはじむと見ゆと祖芳和尚の話なり又東司（厠のことなり）に雪隱の二字を額とするは建仁寺に初ると同じき話なり予思ふに近古禪法盛に行れしかば屋舍器財の名も禪流に傚へること多し玄關の類のごときかぞふるにいとまあらず雪隱もこれなり（兒輩のためにいふ是も音便にてせつちんといふべしせついんと改る人は笑ふべし）

○今世造作をせる時諸職人に三時の食物の外に勞を慰むるために酒餠の類を與ふるをけんずいといふ其字も義もえらず唯ならはしにていふものも聞ものも此事と心得るなり然るに此比藤叔藏藏せる古文書の零紙を見るに硯水の字を用ゆ

天正十九年六月

櫓造作人目注文と題せる數條の內

三十文　粽　硯水一日分

同ヲカ引ノ內

十六文　酒　硯水

硯水と書る仔細は未聞もし硯の乾きたるに水をうつすがごとく疲たるものに酒菓を與へて是を慰め用をなす義にやされど是は推量の說なり橘洲は間食（ケンズイ）かといへり

○餠をかちんといふにつきて或は能因法師伊豫の三島にて祈雨の歌をよみて驗ありしよろこびに餠をつきてもてなしけるよりおこれるとて則歌賃の字を充又いつの比とかや朝廷御衰微の比川端道喜なるもの日

下なり出入の町人も能見物を許されて參りしかばともに逈たるが同じ姿にてわかちがたく國主も工商も雜りて一ッ小屋の狹きに押合て㐂ばしあられしとなん又一笑話ありあふみにてすまひ好む男夜深く旅立たるが山陰にて賊にあひたり衣類を脫ずばめにもの見せんといふにおそれてたゞちに裸に成たり裸になりたれば氣強くなりて彼賊を引とらへすまふの手にて何の苦もなく谷へ投入れ心靜に衣類を引かづきて過しとなり是は赤はだかに成し故に平生好むすまひの力わざを思ひ出しなり衣裳によりて禮を思ふも亦か丶るべし「何ゆゑに捨にし世ぞと折々は姿にはぢよ墨染の袖といふも緇素のかはりはあれど形をもて心を正す道理は同じ

○謎語といふものやまともろこしも古へより聞ゆ絕妙好辭を謎字にせるごとしこ丶に栢原の兎全記せるもの有をかしければあぐ

「あたり近きにある宮がたの古女房の住ておはしけるが雨夜のつれ〴〵なるになぞ〳〵などかけて興じ給ふ椿葉落て露となるとかけて雪と丶く椿葉落てとはばの言を除くなり露となるとはつばきのつをゆに置かふるなりさてゆきとはなりぬこれにつきてかの兼好の書給ふつれ〴〵草の中に馬のきつりやうきつにの岡中くばれいりぐれんとうといふことのわきがたきにもの㐂りの大納言殿もまけになりて負わざいかめしうせられしといふこと見ゆるが心にうかびてかうがへ見るに馬のきつは馬といふ言のくなりりやうきつにのをか中くぼれいりとはりとかと上゜㐂もの二文字をのこして中の七文字をのくるを中くぼれいりとはいひまぎらはしたるなりぐれんどうは顚倒にて殘れるりかの二文字をさかしまによみ雁になるなぞ〳〵とはとけたりさしも深くいひかすめて興せしむかしの風流なるべしといへりおのれおもふに此うちれいりの三もじはいひまぎらはしたるとはいへど猶いかにともおもはる丶ものからかりと判ずるはおもしろし此ころ後奈良院御撰の謎の書を示す人のありしに「ゆきは下よりとけて水のうへにそふ弓と解「いちご岩なしちごとときく「花の山は花のきは丶その森はは丶その木山寺ととくるはこれなり

○和名抄に獨樂和名古末都玖利(コマツクリ)有ㇾ孔者なりと有然るに行成大納言小松ふりといふものにむら濃のいとを添て奉れ給ふといふこと小世繼に見ゆくりとふりとは通へども通す時はふるものなればふるは言のも

袖衫乃戎服也出ニ於兵興一時權宜一而相承至レ今不レ能レ改と記す袖の窄(スボ)きと袖のなきと兵興一時の權宜に出るもの其意全同じく永世改ることあたはざるも亦同轍なり

○伊勢物語の書に烏帽子を冠りながら臥たる所あるをかくはあらじと笑へる人ありしが榮花物語に儀同三司 伊周公 なやみ臥給ふ所に烏帽子を引入給ふよし見えし又古今著聞に修驗者が釜匠のゑぼうしを盜着女の臥所へ忍びしこと有や、後世まで然しにや或人は其頭までのゑぼうしは巾(キン)にて黑漆にて堅めしものにあらねば便利成べしといへり男たるものは卑賤の者といへども必着ること卽彼伊勢物語隅田川の所に船頭の象はたれもゑれり濱名橋の古圖に馬士又物賣店の主がゑぼうしを着たるさまも有き近頃田舍より出しとて疊みては懷にすべく左折にも右折にもすべきものを見しが源右大將の烏帽子とて鎌倉某の寺に傳るもゑかなりとぞ又義經少年の日東行の路にて左折のゑぼうしをもとめ給ひしに速に折たて、參らせし由小說に見ゆうるしぬりにては速に折たつることかなふべからず後三年の奧州合戰の繪卷物に冑を脫て手に持たる兵の烏帽子を着たるが冑の下に着たればひしげたるさまを畫けり今の士ゑぼうしも頭ひしげたる象なりといふ人もありきたゞし近古の詞にゑぼうしを緣ぬりといひたるは轉して緣計を漆ぬりにゑたるにやとおぼしさるに日本紀天武天皇の巻十年丁卯男女始結レ髮仍着ニ漆沙冠一と見え北畠准后の神皇正統記の天武帝の條に朝廷の法度多く定められにけり上下漆ぬりの頭巾をきること此御時より始ると書給へるも右日本紀の文に據たまへると見ゆおもふに此漆沙とある沙は紗にて是は朝服の冠に限りゑぼうしは後までも巾なりしにや知る人に尋ぬべし朝服の冠ももと紗の巾にて髻を卷て紐にてゆばへそれを後へ垂たるが纓なり是は誰も知ることなれども童蒙のために記す又彼十二冠階の時の次第大織小織大錦小錦のごときは織地と色をもてわかたれけんかし

○衣裳は禮の標示尊卑のわかる、も是によれり一トとせ或卿關東に在留し給ひし日大火有けるに美麗なる官服にて提灯を照らし遁れ給ひしかば近よるものなくさしも騷動の間に障なかりしとぞ其頃にて諸侯盛會の時急火ありて頓ににげはしり給ひしが皆麻上

○源氏物語に王家統（天子の御系といふことなり）をわかんどほりといへり落くぼ物がたりにはわかうどほりとかけり同じことなれど落くぼにあるは大かた人しらず

○古今集三條西家の秘本を中院也足軒一字をたがへずうつし給ふとて細川玄旨法印天正十六年の奥書ある本を又寫せしを見しにかな序の内花をそふとてといふ所花をこふとてとあり契冲あざりの餘材抄にそはこの字を誤るならんといはれしにあへり阿闍梨の卓見稱すべしと矢部直（スナホ）なる人語りき又或人の考に後拾遺集の序に花をもてあそぶとてと書れしは全く古今集のことばを摸せられしなればもてあの三字脱せるにやといへれどなほこふにて侍らんかし

○安藤爲章の年山打聞にとりかへばやの物語作者未㆑詳彰考館の御本合册にて四册と記さる江戸隱士明阿彌の話にいにしへ今の物語の歌計を集めたる書あり其中に此とりかへばや新舊二本の歌を擧ぐ彼の爲章のいはれしは新のかたなり歌にてしりぬ舊本は見たりといふ人いまだきかずさだめて世に傳はらぬ成べしといへり其頃或人も此書を得たりと聞しが是も定めて新のかたならんさてとりかへばやといふ義は兄弟の人兄は女めける故に女のごとく生たちて中頃宣耀殿となり女帝の寵にあづかり妹は男のごとくにて權中納言になりしが面貌よく似たる故に後には又人しれず互に姿を改めて宣耀殿と中納言有のまゝにて事なくすぎしよしなり此物語は源氏狹衣より後に作れるものと見ゆるよし爲章の説なりおのれいまだ見ねども草子の作意唐山の小説にあるべかしきことなり

○右の物語の中に女のまことの形に改むる時の詞に眉ぬき鐵漿（カネ）つけなど女びさせたればと有と爲章引出されたり是によりておもへば此物語作れる世は中納言の人といへども男の鐵漿染ることはなかりし成べし今井似閑の和訓類林に西峯先進の説に謂始㆓于後鳥羽天皇㆒見㆓于日本傳㆒と書るさも侍らん朝廷の一變おもひはかるべし

○專齋の老人雜話に今世の肩衣袴は近衞龍山公薩摩にして制し給へりと記す世には松永彈正製せりともいふいづれか眞なるをしらず戰鬪の間袖の長きを不便なりとて素襖の袖をきりて製せしよしなり玉露に宋渡江以來士大夫始衣㆓紫窄衫㆒上下如㆑一又云紫窄

すべしとぞ其後加茂氏の注を見しに光れるは葱の花をいふか又葉もつや／＼めけばいふかと有しも同意なり然も花より葉にしたしく聞ゆ

○或人語りしは慶元の間功有し諸侯封地三十餘萬石におよびたるに其愛女白き小袖唯一ツのみありてやや古びしかば侍女閽門のことを預る士に告て父君へ訴へ新なるを調せんとす侯敢て許さず侍女是は士がまうさぬ成べしと疑ひて間を得て直に訴へければ侯さきにも士某が此事をいひしかども一箇あれば事足るよしを答ぬるに又もいひ出るは何ごとぞとてけしきいとあしくおはせしかば重ねて此事まうすまじきよしの誓狀を奉てやう／＼怒をなだめけるとなり又或時其國の上大夫に列る人を他國へ使に遣はさる、にさだめて肩衣ふるびたるべし他國への晴なれば同列の士某が物を借りて着るべしとて其ま、自筆に書を認めて借くべきよしいひやり給ふとなん凡家士への書翰感狀など五六寸七八寸計の紙なりし是は物につかひたる紙の剪裁たるを集めて用ゐ給ふとなり初て入國の時先城主の居間を見給ふに明り障子揩字紙にて張たりしかば彼も亦爲す所有しものなりと感じ給ひしとなん此等の話をきけば戰國の諸侯は今の庶人に及ざること遠し儉の甚しきは晏子が誚なくしもあらじなれど亂後の風俗志氣ある人はか、りしをしるべし官家は大に衰微の時なれば理なれども或卿晴のこと有て白小袖を同僚の卿へ借りにやり給ふに即一重使へ參らすよしの答へにて文箱一ツ來り内に掛袷二ツ入て有しとなん專齋の老人雜話にも何某殿の歌の會に黑み古びたる臺に赤豆餅のころ／＼したるを盛りて出されたる計なりきされども歌は上手なりしとしるせり凡貧富をいはず質素なる時風を見るべし

○近世庶人の墓の大なること唯其富によれり天下のために其親を儉せずと孟子も說給へど尊卑によりて其禮はたがはざるべし墓碣大小定めあることは唐六典文公家禮にも見えたりとか本朝もまた昔はしかるべしさしも高名なる人々の墓の今殘れるを見るに僅なる五輪なり桓司馬が石槨の三年成ざりしを孔夫子のにくみ給へることおもふべしすべて何ごとも過奢にのみ成行は世の常なれども心あるきわは愼むべきことならし

たなし道理はかゝるべきのみ
○鶴林玉露に雖レ貧者賦ニ廉詩一仕者賦中榮進詩上亦豈能逃ニ識者之眼一哉又楊誠齋云古人之詩天也后世之詩人焉而已矣此論得レ之といへり西行上人の歌に「山深くさこそ心はかよふともすまであはれはしらんものかはといへるも是なり自己をもて試みて實のおほふべからざるは恥かしきものなり
○佛經を題してよめるは常にして儒經子史の類の語を題とせる例は見えず菅江二家の儒流に歌人も聞ゆるをいかにぞや昔は儒書といへばたゞ文字のことにのみ用て道理をとることは佛經によるが常となりたる故にやあらんたゞし題には見えねど儒教の意によれる歌もまゝあり今纔に記得せるを擧ば夫木抄に爲家卿「あまのはら高しと計あふぎ見ておほふ報ひをしらぬかなしさ天は高きに居て卑に聞積善餘慶積不善餘殃必報ある心ならん又「人ごとに五ツの教絶はてば神も佛も何を守らん是は五常の教絶て行はれずば神佛も守るべきよしなからんの心世に假初のことをも祈しさわぎて其私を察すれば不仁不義の徒などにはよき諫成べし又九條內大臣「たのしみに歎きは影と添ものを世にあふほどは知人やなき富貴保がたく泰に否を含む心世におひ時めく人は鑑とすべき御歌なり新葉集に前關白「君の爲民のためぞと思はずば雪も螢も何か集めん此集には猶此たぐひ多し南朝に君子多ければなるべし
○能因の玄々集に儒者孝宣といふ人のうた詞書に爲義朝臣人づてによばせければ「戀しくばきてもみよかし人づてにいはせのもりの呼子鳥哉と見ゆるは來りて學ぶの道有往て教るの禮なきこゝろ成べしおもしろきよみやうにて其本職にかなへり
○催馬樂「田中の井戸に光れる田葱（ナギ）つめつめあこめこあこめといへるは田に生る葱は苗を害する惡草なれば摘捨よと女子等を勉勵し教示するならん歌曲にはかやうなるを取べしと鈴木修敬はいはれし實ニ言簡にして義廣し豳風の農事をつとむる意にも愜ふべし或は取用ては私曲を掃除するにもあたらんかしついでにいふ此光れるといふを引れると心得たる人も有しを小澤老人云然らばひかへるといふべし是は光れるなり爲家卿此曲を本據にして「露結ぶ田中の井戸の葱の葉に光さやけき夕づく日哉とよみ給へるも證

ぬに落べしこれは三玉集を基にして近世の新題林新明題集のたぐひをまねぶもの歟これらの歌は上手の心をつくして新奇をむねとよみ給ふなるに其うへをまた一ときはめづらにも幽玄にもとかまふるほどに風調くるしくともすればむづかしく心得られぬなりおもしろきさまとはうち見て花やかにも風流にもおぼゆる成べし其病はなよび過てつや／＼心もなきにや落ん是は新古今集をまねぶ歟此集は後拾遺集よりこのかた世の歌ざま平話（タヾゴト）の樣になりもて來めるを改て一超向上に仕立しものにて其代にも後拾遺の風を執する人よりは達磨風と誚れるよし長明入道の記に見ゆ並／＼の人是をまねては其達磨風も空腹高心にて蜃氣樓を見る心地すべし萬葉風といふものは中比はつかに顯昭法橋衣笠内府鎌倉右府などこれをたしみ給ふを近年加茂眞淵更に唱へ出して世間の人をおどろかしむされども老後には奇辭僻語を除て唯けだかくて古調ならんとかまへられしにやとおぼししたしく其門に學べる人の今殘れるも心あるきはゝおだしくよまるゝなりかへりて遠き國／＼などには彼翁の一旦の體をまねびてなべてはしらぬ詞どもをつどへてすがたもつゞけがらもいたはらずよむを古風とおぼえたるが多しあるひはまた詞は古にて意は今やうなるも見ゆさて中古體をまねぶは古今集をむねとしてわなみの好む所なれどもそもあながちに序歌のごとき優美をのみ眼にして心の少く味なからんは姿こそかはれ彼やすらか／＼といふ穴にまろぶべしただごとは萬葉風はもとよりにて中古體にも近體にもあるべしうち思ふまゝに口ずさふ當意の贈答などにはさるべからんをあるひは彼入ほがにむつかしきものをにくみてかくてこそと何の趣もなくいふものは又曲れるを採て直きに過るとやいはん又とふらくさらばいかに心得てかよむべき答唯眞心のまゝをうるはしき辭もてつゞけんは天に背かず人に背かずといはん歟夫をも誚る人はさばれ

さしてゆく心の道し直からば
　なにかひとめも憚の關

いにしへの人のこゝろの高間山
　今しもよそに見てやまめやは

となん述懷のうたの中に口號（スサミ）侍りしは常に思ふ所なり但おのがごとき才つたなく態のかなはぬはせんか

ふ人の歌「もろこしのから紅に咲にけり吾日の本のやまとなでしこといふを吾日の本憚あり此日の本と直して入んと撰者沙汰せられしをさやうに直してならばいるべからずといなびければ入ずしてやみぬとなん是はことわりなり此日の本とは異國の客鴻臚館にしていふべき詞にて日のもとの人吾住國を吾といふは自他をわかつ詞にて西土の人吾唐とも吾宋ともいふに同じ憚べき事にもあらず天皇に限る御詞とおもはれしは撰者の無稽なり直されんは實苦しかるべし又風雅集御撰の時頓阿法師のうた「あふ坂のゆふ付鳥もうづもれて明る梢の雪に啼なりといふを雪や鳴らんと直されんとの御事なりしを吾意にあらずと辭し申されしも甚旨ありて邪正の境の分る丶所成べしゐなかにて何のわいだめなく今勅もなき撰集の事をいひ出て凡下の者はよき歌よみても入集かなはねばせんなし吾らに應じたるははいかいこそといふは彼撰に入をよろこびし人をのみ忘りて辭したる人の志をかうがへざるなり花に啼鶯水にすむ蛙もおのれおのれが志をのぶるなり豈人にとらる丶ととられざるをもて進退せんや

○或人國歌の體裁をとひて今時やすらかなりといふものありたくみなりといふもの有おもしろきさまとみゆるもあり又古風とて大かたの人の心得がたき詞共をもてつゞくるもありあるは中古の風とて詞をのびらかにし意を少くよむ人も有たゞごと丶て常いふこと葉のごとく口に任せていひ流すもありいづれにかよらんたゞし其體にとりて皆病ひはありやいかにといふこたへていへらくおよそ今世文華盛なるからに國歌の體裁もまたさま〴〵に分る丶成べしいづれをいかにともつたなきおのれがわくべきにはあらねど今こ丶ろみに是を論せん歟まづやすらかなりといふ體はたれもよきこと丶いふべきを其病は輭弱に落べし是は思ふに草庵集などのうはべのうつくしくおだしきをまねびてよむもの歟草庵の歌は底に力を入てうへを穏しくつゞけしものにて玉葉風雅兩集のごとき風調異ざまに損じたるをためんとてことに詞がらをいたはられし成べしさるを今是をまねぶ人は其力は及ばずうはべのうつくしき計をとる程に弱きに落るはことわりなりたくみなりといふは力の見ゆるものなれども其病は心得られ

とやかくおもふが詩人の情なりといへるごとく是郎戀歌の趣に愜ふべし刻薄の人決絶にいさみて臣の君を辭するには日の力を窮め妻の夫を離るゝには粧具とりあへぬごときには是等の旨を忘らせまほしくこそ「僞とおもはで人も契りけんかはるならひの世こそつらけれなどやうに怨て怒らざる歌は其人がらいと忘たはしくこそ

○ある僧の詩集に閨怨の詩ありしを其朋諫てのぞかせたること有其身に應せざることは歌も亦然るべし若き法師のつやゝかなる面もちして艶なる戀の歌うちずしたるは聞くも丸木ばしうち渡るやうに危く老たる和尚の髭鬉白きがすさうげにうめき出たるもいとおもはずなるこゝちす縁にふれて心は動くものなれば五倫の外に遊ぶ僧は戀歌よまざるも可ならん歟たゞしそれも唯人によるべし慈鎭和尚の拾玉集にいはく「戀の歌よめることこそまことに浮世を離れぬためしには皆思ひ馴たることにて侍めれど是によせてこそは厭離の心を敎へ欣求の心をも顯さんとても歌にかぞへたしていそぢにつがひ侍りぬなど見えおよそ詠給ふ戀歌あまたなり西行上人又同じ一言芳談に「たのめたゞたとへば人の僞を重ねてこそはまたもうら見めといふ新古今の戀歌にて他力念佛の意を會したる人も有（敬佛房といふが明遍僧都に申されし言なり）正宗贊といふ錄に頻に小玉と呼も元これ無事唯檀郎が聲を認得せんことを要すといへる艶史の語もて悟りし人も有（圓悟禪師）（五祖演禪師の侍者として此ことあり）堺の漁庵和尚も閨怨の詩作りて其見所を呈せしかば一休禪師肯へりき此境界に至りてはなにはのことか法ならぬ諷ふも舞も意にまかせたるべしひとへに自己の意にとふこそよからめ

○撰集に入ことをいたくよろこぶ人々は鴨長明千載集に纔に一首入りしをたび〳〵よろこびければさしもなき人も數首入りしからにさは有まじきものをと人もあやしみしとみづから無名抄に書る又道因法師の没後其數寄をおもひて十八首まで同じ集に入られしを夢に見えて悅びければ哀がりてまた二首〳〵はへられしこと有忠度朝臣も都落に隨ひながら狐川より引かへして五條三位殿へまうでよみ歌の卷を出して入集を望まれしも世の知る所なりこれらは其志哀にすさうの事といふべしさるに又おのが意にあらずとて入集を辭せし人は金葉集を撰ばれし時金（コン）源三とい

め侍りしといふあるじこゝにして思惟すらく彼がいふはことわりにして吾古びを好むは僻めりとこれより古器の潔よからぬをさとりてつひに茶事を廢せり又俳諧の連歌をたしめりしが或會に卑俗なる句を付合せたるに披講の時其句にあたりて吾名をよみあげられしに耻を生しておぼえず背に汗す是より此伎をも止めて學文に精を入歌をもよめりしと其知己の人かたりぬ事にあたりて道理をかうがへ恥を志るは君子なる哉吾儕及ぶべからず

○萬葉集中に猥雜なる歌あり又近體の巧なる中の戀の歌などあまりに情に志たしからんとて父子の間にて唱べからぬものも見ゆこれらは傚ふべからず「よそにのみ見てややみなんかつらきや高まの山の峰の白雲とても戀なるものを何ぞいふ言のあしき中菁の猥褻をあらはにせんやこゝに又荷田春滿は生涯戀歌をよまれず寄戀の題をも雜にかへられしこと近世畸人傳に志るせるごとし是は中世の弊風殿舍の間にても男女別なく戯かはし詠歌是が媒となるごときをにくみて其獨を愼しむの志ならんされども戀は人情のまぬかれぬ處ゝ大士もとればつきけり世中に盡せぬものは戀にざりけりと萬葉集中に見ゆるごとく神代のむかし花月の風流なきよにも戀の歌は多し柿本うしの「石見のや高角山の木の間ゆも吾振袖を妹見つらんかと紅粉樓中を省みし給ふごとき譽謝女王の「ながらふるつまふく風の寒きよに吾脊の君は獨かぬらんと良人の旅愁を想像し給へるなどは關雎の和鳴ともいひつべしかゝれば絶て戀歌よまざらんも人情に背に似たり「戀せずば人は心もなからまし物の哀れも是よりぞ知ると五條入道殿の詠し給へるもさることにて春のゝにあさるきゞすのこゑ秋の山にもみぢふみ分る鹿のねをあはれときくも戀の情を志る人はことに身にしみ侍らんかしされば戀歌はよむべし猥褻は避くべし辭氣を出して斯鄙倍を遠くといへる曾子の遺訓凡言辭のうへにわたりておもふべくこそ

○杜子美が辛酸萬狀止ことを得ずして秦を去時尚憐終南山回首清渭濱と聞ふるは俗情をもていはゞ決斷なくまどへるに似たれども南郭が燈下書といふものに何ごとも道理を考て是非なきことゝおもひ切はよき了簡といふべけれどかなはぬことをもくり返し

しに飛石のうへにわらうだをまうけたるは雪のあとをいとふならんと彌輿に入りて待合に休らひたればあるじ長き棹を携てものかげに枝もたわゝになりたる柚の實をうち落すが見ゆとりあへぬ饗のまうけならんとおもひつゝをるに後はたして膳のさきに柚みそを調して付たりされはこそとをかしきに又鮮けき魚をあつものにして出したりしかば是にことさめて彼柚はわざと風流をかまへたる成しとおぼえぬとぞ茶のみにあらず萬の事にもわたるべし自然に出ると作ものとは魚目と眞珠のたがひなり

○茶の態の㳒はいとふつゝかにあらく〳〵しき人も是を翫べば起居おとなしく物をとりあつかふも見ざまよく成ぬ又主客の禮節たとへば夜會にあるじ手燭を携へ出て客を迎へ燭を石上などに置て禮して退く客其燭を取て庭の木立など見るふりしてわざとなく主の歸る道を照らすなどやうの心づかひ禮の實に愜ひて此意をめぐらさば陰德成べしさるに俗流の弊風得がたきをもとめ金錢を費しあるはまた其產業ならぬ人も黠智あれば是をもて利を射るにも及び心ざまよからず成行もまゝみゆ富豪の家に茶を翫ぶことを禁ずるがあるも子孫過奢に及んことを懼るゝとなり利休のことばとかや「釜ひとつもてば茶湯はなるものをよろづの道具好むはかなさ「釜なくば鍋湯なりともすき給へそれこそ茶湯日本一なれ「かくいへば有道具をもおしかくしなきまねをする人もはかなき

○茶禮に心得がたき事あり招るゝ俗體の客は麻上下の禮服をつけ迎ふる主僧は法衣を脫てあらぬ服をつけ茶をたつるに辨利なるやうをはからふ禮の相當らぬをいかん又必禮服をつくべきならば官位ある人はゑぼうし裝束なるべきをさてはせばき入口の名におふにじりあがりかなふべからねば首服を脫上ミをとりさしぬき斗にておはさんか凡かゝればはたして禮による歟よらざるか書院のあつかひは別なるべけれどこれは常ざまの茶室のうへにておもへるなり

○一人茶を翫びて苔むしたる石の盥水盤を愛し今參の男に水かへさせけるが彼苔を殘りなく洗ひ捨つるにおどろきてかくはするものかとむつかりしにこたへてさきに見侍れば蚯蚓蜒蚰蝸牛やうの虫苔をよすがに宿りしかば口をも漱き給ふものをと思ひて能清

書に「最勝寺のさくらはまりのかゝりにて久しく成にしを其木年ふりて風にたふれたるよし聞侍しかばをのこどもに仰せてこと木を其あとにうつし植させし時まかりて見侍ければあまたの年々暮にし春まで立馴けることなど思ひ出でよみ侍ける「馴〳〵て見しは名殘の春ぞともなどしら川の花の下かげと有又柳もまりに詠合せたることめづらしからず又雜木を植る證も有とやらん其道の人は委しく知べし

○蹴鞠の伎の立合に人には蹴よきやうにしてわたし蹴にくき所をとりてあつこふなど萬の心ばへかゝらましかばと思はるゝを其伎にのみとゞまりて他の交りにうつすべきことゝもしらぬは念なしされどもさすがに勝負を爭ひわれよく人あしかれとおもふ態には似ずたゞし此伎日毎に半日を費しはりありの聲に暮をまつはをしむべし

○茶香は風流の態にて近世盛に行はる香はもてあつかふ調度など金銀蒔繪のものにかなひて貴人の翫びと見ゆ茶具はものさびて其室も松の木柱竹のなげし長ずささび壁のしつらひ貧賤のさまをさながらに隱士の態に似合しきをかへりて香の具はいかに美麗なるも限り有て茶具は古器の價數百千金にもあまるもののありさればわびたる室かたわに見ゆる器は金[illegible]に他珠玉の器めづらしげなき尊貴の翫給ふこそ御眼覺る心地すべけれ陋室に倭陶瓦の全からぬを左右にするものはたま〳〵香の具の艶に美なるを取扱ひたらんはしばしよきゆめ見たる思ひせんかし

○或茶博士男資規に示ていふ萬の調度有に隨ひ無にまかせて只各境界のまゝなるが茶道にかなふべし古語にも風流ならざる所也風流といへり求て風流なるは却て風流ならざるなり片桐宗關翁もさびたるはよしさばしたるはあしゝとしめし給ふ利休居士男道安を伴ひて或人のもとに行しに露路の中垣に古き猿戸を釣たり道あさびておもしろしといへれば利休首をふりて我はさびたりと思はず是は遠き山寺などより求めたるべし其役夫の費用いか計ぞや麁なる猿戸を其業するものにもとめて釣てこそ誠に佗にては有べけれ其人の茶道ははや見えたりと申されしとなん以上は茶匠の示しなり予又聞誰とかや雪の朝に興に乘じて或數寄者のもとを訪はれしが露路の戸を細く明たるはさすがに人まつにやとゆかしくやがてさし入

ぬべき心地す今少しわかくはなどやうにのたまへることまだ二十ばかりにやとみゆるさまなれども官位や、高ければおとなしやかにもてなしづめ給ふと見ゆ源氏若菜巻も趣同じもろこしの打毬も少年行の態なり彼物がたりども實事にあらざれども其代の趣をもてかければかゝる證には取べしさるに成道大納言此伎に妙有し聞え有雅經卿もまたいたくすきてつひに是をもて家をなし給ふ爲家卿も若き時これにふけられしを定家卿諫給ふことは明月記に見ゆされど後々も弄び給ふよしなり時代につれて伎藝のふりもかはり行成べし今は凡下のものまでも其伎の裝束に次第あり僧形も亦其裝束あり嚴重の事に成たりたゞし地下なん衣裝は美麗にて官服にかよひながら頭はかふむりものなくはだかなるは人魚のごとしとあるものは戯れぬるに近き頃はゑぼうしの制もいできたり是も文華の世なればなりかし

○鞠場の植物宗匠家は四本松なべては松柳櫻楓等皆二股のものを植ゆ或は免許によりて二本松三本松の次第も有とかやむかしは是も法なかりし成べし源氏に見ゆるも櫻の木陰なり新古今集にも雅經卿の言

圖を田中納言生もてるは土佐光吉（光信の孫光茂の二男剃髪久翌と云）粉本のうつしなりといふ光吉は慶長のころの人なれば彼古本をもて書ける成べし今田中氏の縮圖をこゝに擧また此圖によりて頭を半剃ことも古きならひなりといふことをさとりぬ或は太平記大塔の宮の熊野落の所に村上彦四郎あらあつやと頭巾をとりてまことの山伏ならぬを志らせける所にて其前よりの事かといひ又なほ古き證は撰集抄に月代の跡あざやかなりと見えたりなどいへども此すまひの圖は其撰集抄よりも時代のぼりて古きものとみゆれば其はじめは志らねどいかさまにも縉紳家ならぬ人は久しきならはしならし

因ニいふ近江草津近邑人産土神の神事をさうもくと稱ふそれはいかに何わざをかするととへば神前にてすまふとるなりといふさらば相撲の字を吳音に唱へやがて神事の稱とさへならひし成べし他所にては聞ぬことにて中古の唱への殘れるならんと殊勝におぼゆ

○蹴鞠の伎むかしは若き人の戲にてありしにや狹衣の物語に人々まり弄ぶ所に大將やゝもせば下りたち

最手額田成連。與二腋宇治郡利里一決二勝負一。成連負畢。

吏部王記。應和二年八月十六日。有二相撲事一。次相撲着二犢鼻巾一葵花瓠化 北山抄内取條云。相撲人進出列二立御前一。大將候二天氣一。仰東向。次仰北向次仰。罷入。次相撲。

江家次第云。相撲人等次第進出列二立於庭中一。傍書曰。自二上臈一出 大將候二天氣一。仰云。東戸向介。次仰云。北戸向介 傍書云。以上依二御所之體一可レ改レ詞或有二先南向。次東向之所一 次仰云。罷入爾一本爾作禮 次相撲。傍書云。近例自レ上始 一番最手與二助手一取。若有二掖共可一レ決之者。最手獨練退入華（下略）玉串氏云御前へ出東へ向北へ向なとの樣子今いふ土俵入りに似たり 裏書云。十五番。左右各十五番也。故相撲人左右各可レ爲二三十人一也。助手又云レ脇也。最手掖手皆近衛府各補也。相撲人者皆近衛之類也。召合條云。取二圓座一置二幕前一二許丈。一枚置二敍衣一料 次一番。左先出着二葵華一。取二敍衣一。右詐負。置二北圓座一進二立櫻樹下一次右出。着二瓠華一次次番 裏書云葵瓠華造花也。一番事長暦元年以後例云々 蒿溪按加茂競馬又凡歌合一番左は必不レ負若不勝もまた持とすること歌合の例なり 玉串氏云最手の名目三代實錄四十九又うつほ物語俊蔭巻にも見ゆ今いふ關なり腋手助手も推當れは掖手は關脇助手は小結なるべし又相撲の長とは今の頭取ならん立合とは今の行事なり弓を以て指圖をなす又結番文といふは今の番付なり又算刺といふこともあり。勝負の數をとるなり圓座を敷て先矢一筋を立てそれより勝負に從ひて矢をたつ其體は鳥羽僧正の畫卷物に見ゆ此卷物相撲のことを考ふるによしあり又犢鼻の着樣職人盡歌合相撲人の像及ひ光長か地獄の圖の羅刹の褌佛鬼軍の卷物或は千本閻魔堂の粉壁の地獄の圖の羅刹の褌を以て合せ考ふへし

又玉串氏云關といふ名目は近世室町殿物語といふものに秀次公相撲を見給ふ條に「こゝに西岡の住人につきうすといふ相撲ありかくれなきすまふとは申せどもさるべき相手なきによりてよひより一番もとらざりければ人々出て關をとれとぞすゝめける行事ききていそぎいでられ候へ遲參は御前へおほそれありと申さるれば是非なく出にけり下略此詞をもてみれば今世のごとく定たるものとは見えず終に取をば關といふにや 蒿溪云前の記錄に近例上より始むとも或は白丁より一々取とも見えて一定の義なし秀次公の比は今世のごとく終りにとるは上手なるべければ相撲人の中にて首たるものを稱して關といへるなるべし古に引合すれは最手に當るなり 又云此次に此つきうすが躰をいふに白布を三重にまはしていかにもつよくしめたりけるさて岩根の介は云々あかねの下帶二重にまはして大手をひろげつゝ立けると有をもてみれば昔はさしも晴の義に白布茜布などにて質朴の儀なり今織物繡物の美をつくすは奢侈の至なりと蒿溪云むかしの風流は右に出たる作り花をさしはさむごときものなり今世は唯奢侈をもて風流とす凡の事皆かくの如し可嘆さて相撲の繪卷物おのが見しうつしには藤原基光 土佐家の祖 息男阿闍梨。巨勢公持 或公望と書るは非なりとぞ金岡の孫金忠の子とかや 等書所と記せりさるに同

時條々に考ふる所あれども修繕に及ばず年を經たり餘命あらば注せんや否やしらず

○博奕といふは本朝も漢土もともにもろ〳〵の勝負の都名なるをこなたにては殊に双六をいへる歟建保の職人盡歌合には腹うちひろげて双六うつさまを書けり袁彦道が一擲號呼は樗蒲(チヨボ)にて博物志に老子入レ胡作二五木一也今人擲レ之爲レ戯といふものなりとぞこなたには傳はれりやいなやいまだかうがへす

○市街に餳(アメ)を賣者笛を吹て小兒を集るは西土よりおこりて久しきことなり周頌有瞽篇の鄭箋に簫編二竹管一爲レ之如今賣レ餳者所レ吹也とあり

○相撲の赤躶になることは後世の弊風成べしと思ひしに古き繪卷物の相撲の圖をみれば皆赤躶なり是に附て又玉串正視生のかうがへを得たれば左に掲ぐ西宮記内取條註曰。（玉串氏の按今俗地取と云もの也左は左と手合し右は右と手合す）左相撲。犢鼻上着二狩衣一。經レ陣向レ幕。右犢鼻上着二狩衣袴一入レ幕。近代不二分別一又江家次第内取條云。左相撲人參入。犢鼻褌上着二狩衣一。差レ紐挿二狩衣前一。（中略）右相撲。犢鼻褌上着二狩衣一。開レ紐。以二狩衣前一相違夾レ之。裏書曰。延久三年江記云。次相撲人三十人。次第行列。（其裝束烏帽狩衣犢鼻褌也）差レ紐。狩衣上着レ帶。不レ着二下衣袴一。徒跣。或人曰。大内時左相撲人如此。是依レ渡二陣座前一也。右相撲依レ不レ渡二陣前一。開レ紐。狩衣前不レ加レ帶。左右引違夾レ之。今仗座在二右方一。若下左方可上用二右體一歟。然而依レ爲二年來例一不レ改也。蒿蹊云或は袴を着或は不レ着或は紐をさし或は紐を開帶を加はふるとくはへざるとの差別はあれども畢竟は躶體に狩衣をつけて參るなり手合はせするときは狩衣をもぬぐべし玉串生又按榮花物語根合卷（相撲の條）はだかなる姿どものなみだちたるぞうとましかりけると見ゆ古今著聞集には烏帽子水干袴ながら重忠の相撲とりしことと見ゆれども是はとみのことにて取あへぬさまなるべし只いづれの御前にても裸にてとる成べしといへるは實二しかるべしさてまたこれにつきてすまひのいにしへのさま及び此生のかうかへ等ちなみに左に擧ぐ

西宮記召合條註。左着二藿花一。右着二匏花一。取二劒衣等一出。裏書云。天暦七年七月二十八日。於二仁壽殿前一有二内取事一（中略）次相撲人三十人立二庭中一（西面）有二天氣一。上卿仰云。北戸向介。次仰云罷入（禮）列而入畢。次始自二白丁一、一々取畢。（十五番。）（玉串氏按北山抄に據るに北向の上に東爾向介次仰云の七字あるべき歟）此時

に對して見物者の座所をさしたると聞ゆるを是は後世の一轉なる歟一友人云昔の伎をなすさまは今南都薪の能にて知べし後世舞臺を構へしは陣小屋に傚ひて城門といひ櫓といひ太鼓を擊も陣皷のさまなりといへるは然るべし

○この雜話につきておもふに昔は能も手輕き事にて臨時に見物者より所望し夫に應じて何にてもしたりと見ゆ今貴人の御乞といふもの、ごとし當時は數十日前より催して番組し役者をも定めての、しるなり彼輩いふ猩々の亂といふものむかしは大夫の心にて若切幕よりあふぎをひろげて出れば囃の役人心得て亂をうちたり然らざれば常の猩々なりと是等も手輕く又其道に達者なるゆゑなり藝は下手になり事は重々敷なること何の藝も同じ

○田樂法師の態むかしは盛なりし旨は太平記に見ゆ今は豆腐の串に貫きしが彼が木をのぼりてれんひとやらんいふをするに似たれば田樂となづくるのみ世にしること、成ぬ纔に春日祭の時片ばかりをまねぶされど今も水戸にては此もの一村をなして年々の神事をつとめ又三十年一度の大祭の時は殊に藝をつくすと聞ゆ

○笛をようでうと平家物がたりなどに書たり笛の事とはしりても其由をさだかにせる人なし體源抄は樂家の書なるに笛の下に腰打といふ字を小書にしたるのみ腰打とても其義辨へがたきをおのれ思ひえたり是は橫笛の字を呉音によめるにて何の子細もなきこと歟笛は入聲の字にててきに通ひてふと書べきをてうと誤るより辨へがたく成しならん又笛字ちやくともよむことは笙笛琴箜篌と連續したる語にてしらる同じ字も昔よりのならはしにて唱へ轉ずるなり

○大和物語に右京のかみ宗于の君の三郎にあたりける人はくやうをして親はらからにもにくまれければ足のむかんかたへ行んとて人の國へいきけるといふ文を季吟抄に人は供養をしてと佛事に見る註は非なるに論なし一說博奕をしてと解して博様の字を充らる博奕のことは實しかるべきを本書やうと假名と誤るに心つかず様字を充られしは非歟按るに是も先の橫笛の例に同じく奕字は入聲葉韻にしてえきともえふとも通はすべしされば博奕の字のまゝはくえふの假名にて論なかるべしおのれ此物がたりを講じける

はらずして後世の疑を生ずるは皆秘するのわざはひなるべし又繁手は淫樂にして雅樂は簡なりといへどもそれも限りあるべし今箏琴琵琶ともに吹ものによりて彈じ獨調のよしなきはうたがひなきにあらず

○催馬樂の樂曲にあふもの多しと常に鈴木氏かたられしがみづからうたひまた笛にあはせ箏にのせてきかされしことも有き是おもしろきことなりいづれの曲もかくやうにうたひものにあはましかば俗樂を捨てこれによる人も有べきものをと歎息したりし樂所には催馬樂も纔に二三曲近年勅によりて再興ありとかや

○催馬樂の名目は貢ものをおほせたる馬を曳てうたへるによると梁塵愚案抄には記させ給へるを或人の説には體源抄に吾駒を序とし伊勢海を破とし竹川を急とし三曲を合せたるが催馬樂といふ樂の一曲なりとみゆるによれば「いで吾駒はやく行ませまつち山待らん妹を行てはや見んといふ歌によりて馬を催すの文字を用たるにやといへり是もいはれたれども兩説ともに文字によりて義をなすなればいにしへには有まじきことと歟加茂眞淵の説に神樂の前張(サイバリ)の節に倣ふ故にいふならん催馬樂の文字は音を借たるのみといふはさもやと覺ゆ

○内侍所の御神樂は一旦中絶したるを男山初卯の夜行はるゝが殘りて御再興ありけるとかや顯昭古今集の註に神樂には巫女は常にはなけれどやをとめとて八人の巫女相具したり石清水の御神樂にも有と書れたれば石清水の御神樂も久しきことなり今は巫女一人のみ人長と共に立舞へり

○謠ひものは其書傳り節章など付たるものあれど聲ぶりうせぬればふたゝびかへらず今樣あるひはゑをり萩などいふものも傳はらず七八十年前までは京にても行れし舞といふものも今は知る人なくなりたり越前に幸若とて其家あれども祿あるゆゑに世間へ廣めんともせざるにや其書おのれは幼き時常に見たり

○劇場を俗に芝居といふはむかしは芝にて伎をなせしゆゑなるべし然るに江村專齋の老人雜話に觀世宗雪が能の事をいふ所に觀世小次郎一の弟子に堀江宗室といふもの有二月の能に張良を二度芝居より所望しければ宗室にさせたりと書りかゝれば芝居は舞臺

説を書置るをいさゝかこゝに擧今樂家十二調子の次第は壹越　斷金　平調　勝絶　下無　双調　鳧鐘　黄鐘　鸞鏡　盤渉　神仙　上無なり是を唐山の十二律に配すれば黄鐘　大呂　大簇　夾鐘　姑洗　仲呂　醒賓　林鐘　夷則　南呂　無射　應鐘次第のまゝに壹越を黄鐘に充るなり然るにかくのごとくにてはすべての人聲双調法までならではとゞかず鳧鐘以上は唯器の聲のみとなる凡十二律はなべての人聲の高下に應ずべきものなるを器の聲のみにては本義にあらざること知べしされば是を改めてかなたの黄鍾をこなたの黄鍾に充て下音の極とし鸞鏡より漸々に次第すれば壹越第六次に充り中音となり鳧鍾上音の極となる古所謂黄鐘を律の本とし九寸より次第に短くなるの義に的當す今古違へる所以は甲乙の事なり黄鍾を乙にし鳧鐘を甲にすればかくのごとし壹越を中音とせるか人聲に應ずる證は今俗間優曲者の一本といへるはやゝ高き音にて一本は卽壹越の義なるを俗間にはしらずしていへども當れり朝に失ひて野にもとむるといふも是なるべしとなん又箏を論じていふ宮生〻徴徴生〻商商生〻羽羽生〻角角生〻宮古法なり是を十三絃に配する時順八逆六にして惬ふ今のごときは壹越は三絃以下黄鍾となり双調は三絃已下壹越となる然れどもかくせざれば今の手つきにはあはず黄鍾盤渉は古今別なし又曰今壹越調壹貳の絃柱貳前して鴈行にならずされども今の手付かくのごとくせざればかなはず黄鍾調も一二三四の絃柱四前鴈行にならず是は押下ても彈るれども黄鍾ひきくなるをにくみて四前するなり古きにはあはずとぞ此外話せられし事ども多けれどもおのれ全體解せざることなれば夢中に飲食せるごとくおぼゆるものから記さず

○國朝の樂高麗唐樂みな譜のみなるか或は章歌を傳へたる樂家もあれど秘して出さぬとも聞ゆ凡樂家の僻にて秘することを旨とし秘するによりていにしへの名曲どもの傳を失へるが尠からず流泉啄木の類猶有べし惜むべく歎かざるべしや琴はいたく微音にて源氏物語の須磨の巻にもとの五節が船にて奏せし音の海はすこし遠しといふ源氏の假家へ聞えしといふにはあはず是は作り物語なれども其代になきことは書べからずあるひは昔は大琴小琴といふもの有しなどいふ説もあれどさだかなる證文を見ずすべて傳

閑田耕筆 卷之四

事　部

○舊友和田荊山の話に加茂祭は久しく絶たりしを鴨長官梨木祐之三位政府に言上し御再興なりしは元祿七年なり此時の歌「絶たるを繼もかしこし此御代にあひにあふひのけふの祭は此人あづまへ召れしは正親町公通卿の吹擧にて（此事公通卿の養女町子といへるが柳澤家の側室にて才女なるが書れし松陰日記にも見えて即柳澤侯等執持れしなり）歌人の御所望なりしかども歌は長ずる所にあらずつひに國學をもて御もちゐなりしとぞ日本逸史の著述あり日本後紀の闕たるを補ふものにして其功大なりといふべし神學は垂加翁の門人なり始御社零落のことを歎まうし終に神事御再興にも及ばれしとなん行粧は古き繪卷物によられしとか此卷物の寫し世間にも傳はれり凡是のみならず繪卷物の圖の益をなすこと多し予前後所々に證とせるもの、ごとし觀喜光寺の一遍上人の行狀の卷物知恩院に納る圓光大師の繪詞傳なども殿舍の作樣坊保坊門の有樣を畵たるなどむかしを知るに足れり

○加茂祭御再興の初年の近衞使は野宮定基朝臣故實者にて勤め給ひしに渡殿の疊を少し筋違て敷たりしを直して座し給へりしが歸館の後心にかゝりしにや秘藏の古記錄を探り給ひしに筋違へは神前に向ひて宣命よみ給ふによしありて是故實なりき我家に記錄は有ながらあやまりぬるは寶のもて腐らしなりと悔給ひしとなりかしこにはよく知人有し成べしと古き人かたりぬ

○いつの頃にか彦根侯の御内の士に小笠原伊勢二流の間武家の禮式をよく知人あり彦根侯關東御使として上洛し給ひし時彼士諸家の使者執次の役をつとめしにもとより禮を知の名高かりしかば使者にたつ人皆おぢて太刀折紙の進退にあらかじめ心を勞せしに彼士は何の樣子もなく太刀を請取と引かたげて出入す是はいかにとまたあやしみけるが老練の人甚感じて事しげき間にてはかくせざれば事辨せず時宜をしるは即禮を知るなりといへりしとぞおもしろきことなり

○故人鈴木修敬は多能の人にて殊に樂を好めりし管も絃も皆弄しかども他人に異なるは律學にて和漢を考あはせて說れし趣予は此道にくらければ其是非の極る所はしらざれども理さもやとおぼえしまゝ其

き僧是を見ていとをしや山人にあひ給へるやといひし時始て心つきて先に見しは是成べし吾は何とも心なくて過しが此僧は道におくれたる間此異形におそれけるならんとおぼえしやう〳〵に助けて旅宿をもとめ休めけるが明る日は事故なかりしさてきのふの事はいかにとゝひしかどもおそれしけにやつひに其由を語らで過ぬ是世にいふ天狗成べし堂守が僧の精心なきを見て山人に逢給へるならんといひしを思へば此山にては常に有ことなるべしと語られし又愛宕山吉野山にても人のとらるゝこと折々有引裂て杉の枝にかけたるなども見し人ありあるは數年引つれられて後故なく歸りたる話もあり野狐にかどはされしとは趣大きに異なりふしぎなるものなり

○淡海長命寺に普門坊といへる住侶其麓松が崎の巖の上に百日荒行して終に生身天狗に化したりとて其社卽松が崎の上〔本堂の裏面の山に有此僧の俗性は此長命寺のむかひ牧といふ村にて某氏忠兵衞といふ鄕士の家より出たりしが化して後一度至り暇乞し今よりは來らじと聲斗聞えてされりとなん今は百有餘年前のことゝかや今も年々某月日此社の祭は彼忠兵衞の家より行ふとぞ

○某浦よりかゝる奇物出たり某山より怪獸顯れたりなど圖してとりはやすことゞもあれどあるひは好事のものゝいひふらすも知べからねばこゝには擧ず天地間の廣きいかなるもの有べきもはかるべからねども虚も害なく實も益なきことはさて有なん

閑田耕筆卷之三終

て主僧にむかひていへらく吾は隣舍の庭に小祠ありて住しものなるが寮主祠をこぼち捨られしかば住べき所なしあはれ御庭にかたばかりの物をしつらひてたばへとこふ主僧うけがひて其從來をとひはた名もありやととふ答てもと洛西久世の者なり數百歲の先此地に來り名は花崎と申なりといふ然らばみづから名をかくべしそれを鳥居の額にせんとあるに物書ことかなはずされども手本を賜はゞ書さむらはんといふまゝに花崎社と三字書て與へたればそれを見てただちに書たるが書たる所は寮主の手にまさること遠しさて又こふらく月の朔望には一飯を與へたまへ吾は喰に及ばずといへども眷族どもの爲に施すなりといへり一盃の飯をあまたに施しはた一月に兩回にて足りみづからは喰に及ばずといへる皆あやしと詰問せられしに人間には異なりとのみいひしとかや小祠成就し彼書るものは額にして今も有となん凡少し物よみ理屈などいふ人は狐狸の付托すといへばうけがはずそれは狂亂なり癇症なりなど笑ふも多し吾智の限有をかへり見ず事物の理を究めたりとおもふはかへりて笑に堪たり人は人の良智あれば物は物の業通有予もまさしくしれる所あれどもあまりに怪談多ければもらしつ凡數百年の狐は氣ばかりにて形はなしとおぼし

○本朝にていふ天狗は唐土にて說なきことなれば諸儒さまざま義論す徂徠氏も天狗の說といふ著述あれども決定の義なし然るに先年護法資治論とて水戸の儒士義學を好める人の著せし書を見しに曰世傳天狗者主二災禍一是非二天狗星之類一地藏經曰天龍夜叉天狗土后等依二此排次一是一種鬼神也予是說によりて地藏經を閱せしにたがはず畢竟山鬼の一種なり天竺の言を傳へてこなたにてもしかいふ成べし予相識ル一老禪少き時筑波山に詣んとて同行共に三僧椎尾といふ山背より登りしに半腹にて一道の暴風吹來り是に競ひて谷を過る一僧長常に殊なるあり緋衣を着たるが袖は風に翩翻し瞬目の間に吾來しかたへ往さりぬよにめづらしく足速き人哉と斗思ひてあやしと迄は心つかざりしが同行の僧一人おくれしをまてども來らず立歸りて見るに巖の陰に打臥たり是はいかにといへども物に醉たるごとく眞氣なければせんかたなく兩僧の肩に引かけて登り本堂の前に至る時堂守と思し

とはんとおもへば書付て本堂にさし置ば其答をまた書ても見す人語をなして答ることも有形は見せず凡住僧を敬することは君のごとくすある時官を進むために金の不足せるを助力せられんことを乞ふ住僧うけがひながら不審して其もとの金はいかにしてもてるやとゝはれしに本堂の賽錢の箱に入らずこぼれたるを折々に拾ひ置しなりとこたへしとか常に本堂の天井に住りとなんさて此狐に限らず官に進むとて金を用るよしの話ども聞るにつきて稲荷の神官達に其金の納る所をとひしにかつて知人なし彼等が黨にての所爲ありやしられぬことなり

○江戸増上寺内の寮舍に狐の小祠ありしかば初午に近隣の僧衆を招きて酒飯などもてなさんとす既に膳具調ひて先小祠に備ふべき折しも住僧は法衣を脱したれば新に來たる僧に備へものを托し法施をもせられよとあつらへたればうけがひて事濟ぬ然るに明の日其寮中にある一僧の少しおろかなる人玄關に居れる所へ烏帽子裝束したる人來りてたのみたきこと有といふ何事ぞといへば年來吾住る小祠へ辨天影向し給ひて居がたし別に小祠をかまへ給はれと寮主へ傳へ給へといふ何心もなくうけがひたればさりぬさてうち忘れて二三日を經たるに再び來りてなぞ傳へ給はらざるとうらみしかばおどろきて速にかくと告たりしに寮主あやしみながら思惟して彼初午の日膳具を托したる僧の所へ行て何と念じて法施ありしやととふに辨天と心得て拜みたりと答ふ初午に辨天を祭るべきやはといへば實にあやまてり社の故にふと辨天とおもひしなりと笑ひぬさりければ彼あつらへしまゝに其傍に又祠をかまへて勸請の式など行ひしに程なく彼烏帽子きたる人もとの僧の居所へ來り恩を謝しそこの終身は衣食乏しからず守護すべしといひてされりしが寮主の檀越のうちに此事を聞し人此僧は無我に正直なる故に此奇特をえたりけりと感じて平日衣食を供養せしとなん是は守興和尚江戸留學の間の事にて正に見聞しとなり予思ふに神を祭れば神います事と疑ふべからず辨才天と念じて法施せしからに靈狐所を失ふ鬼神を祭る人必思ふべき事なり

○又同しく和尚の話に是も増上寺にて即和尚留學の寮の傍輩の若僧に狐つきて其所作女のふりに成ぬさ

て鮎のごとき魚も竹の水にひたりて化すといふ同じ類ひなり

○狐を稲生明神の使はしめといふこと古書に見ゆる所なきを或書に御食津(ミケツ)の神といふ(稲生の神の本號なり)訓に三狐と付たりといふ人ありき狐はきつねといふのみならずくつねともけつねともいふ詩經の古訓にはくつねと見ゆるなかにては大かたけつねといふ昔はけつねとのみ稱へしにや或書は何にかおのれ彼是考ふれどもいまだ見あたらず稲生の社今下の五神合祭の神供殿は常のごとく狛犬にて上段の三神をいはへる社は白狐を狛犬にかふ是も彼訓よりおこれりとぞされば世人狐をつかはしめとおもふのみならず狐もまたしかおぼえたるべし諸國より番狐といふものこの山に來りて穴に住り大かた夫婦すみてもし女狐妊身の時は別に産屋の穴にて子を産りしかも其子をいづくへうつすや山に住はたゞ夫婦のみなり又番の年限りあるや時有てかはるとおぼしあるひは田舍よりわが里の狐殿番に參られたりいづくにあらるゝや逢たしとて來る人もあり夫は穴を敎てやる其子細はかつてしらずと彼御社の神宮たちはいへり又此番狐の外は野狐一疋も山中に住ずとなん又狐付は此社中へつれ來れば大に恐れて必去るとかや都鄙ともにあるひは狐の所望又さらでも稲生とて狐を勸請する時は必この神官の家〳〵に勸請の璽を請ふいにしへはしらず今世狐の本所とするはまさしき事なり

○淡海八幡の近邑田中江の正念寺といふ一向宗の寺に住る狐有其寺のために火災などふせぐことはもとよりにて住僧他へ法事などに行時は守護して行とか人の眼には見えねど或時彼僧のはける草履にものをかけし人有しに歸りて後もの陰より人語をなし吾草履の上にありしに汚せりとて大に怒りしを住僧夫は人の眼に見えねばせんかたなし怒は無理なりとさとしければげにと理に伏せりとぞ此狐の告し言に凡吾黨に三段有主領といふは頭にて其次を寄方(ヨリカタ)といふ其下を野狐といふ人に禍するは大かた野狐なり然れども吾下の野狐にあらざれは制しがたし所々に主領有もし他の主領の下の寄方もしは野狐にもあれ是を制すれば怨をうくること深し一旦の怨永世忘れざること人よりも甚しといへりとなん是は狐つきのことを彼寺にたのみてとはしめし時こたへし言とぞ凡物を

醍醐隨筆に蝮蛇を誤りて祈禱の札の下へ針もて打付たるを其札を取拂ふ時見付たり札の年號を見れば二十餘年を經たるに死でありけることを記さる此類ひにて今は四十年にも成ぬらん中京に眞魚筋を負る鳶常に飛ありきて人皆見志りけるが年をへて其柄の木は朽て刄はさびながら猶見えし是ははじめ人の魚を調する所へ下りて其肉を取んとせしをやがてもてる眞名筋を打たてしにそれ負ながら飛さりしなりとなん是も同じ類なり苦痛はあらめども死生に心なきゆゑにかへりて死せざるや莊子に所謂醉て車より墮る者はなやまぬためしならん東近江にて小兒が竹林に入て誤て竹の切株の尖にて横腹を刺し腸數尺出しを予が識る醫士腸を收め縫て故なく平愈志たり大人ならば心先へ勞して堪まじきに小兒なるが故に生たりと語られしも同じ理なりまして畜類は鶴の首の長き龜の六を出入する類ひ能長壽をたもつは數屈伸而導ニ引精氣ニ身を損じても重きを負ても堪るは此道理ならん歟と或人はいへりき

○大隅の人の話に鬼界島大島とくのしまなどにはぶ（文字はしらず）といふ蛇ありて太く長きものなり人をとらんとしては壁になりて其齒をもて人の頭にても身にてもうつうたれたる所毒氣にて腐れり手などなれば其うたれたる所を切捨つ然らざれば腐惣身にめぐりて死す又はぶつかひといふものあり其島々にて惡事をなせるもの陳して善惡わかちがたき時其咎ある者を咎なきものと共に車座にして彼はぶつかひをよびてはぶをはなせば必咎ある者をうつとなり常にも此はぶにうたるゝはよからぬものなりとかや然らば交趾の象を用るに似たりさるに此蛇を見付れば必打殺すといふは心得ず人の善惡を知りてうつものならば正物といふべし

○章魚の內にあるひは蛇の化するもの有といふある人の話に越前にて大巖にふれて尾を裂たるがつひに脚に成たり其間時をうつせしといへりし又使し僕も彼國の者にて是は山より小蛇あまた下り來て水際に漬り小石にふれ漸々に化して水に入たりといひき彼邊にては折々有事ならし

○薯蕷の半鰻魚に化したるが彼薯蕷の分折たれば生氣出ずやみたる物をまさしく見たりといふ人ありき谷川の岸の自然生の芋水に漬りて化するとぞ筐魚と

其勢ひ病人も自おどろく斗なり時にや、痛めども收りては後患なしとなん

○同じ和尙備前の下津居より船にて丸龜へ渡る海上丸龜近くなりて遙むかひに五尺斗なる黒き水尾つくしみゆさも深かるべき所にいかに長き木をうちこみてかく見ゆる斗にやとあやしくて船頭にとはれしかば船頭見てあれは大龜の首を出したるなり空曇なく海のどかなる日はかく首を出しあるひは全身をも見す昔より大小二龜住て大なるは廿疊敷のほどもあらん小なるもさのみは劣ずこのもの、住るが故にここを丸龜とは名付たりと語りしとぞ

○龜の看經（カンキン）といふこと世に傳ふおのれは正に聞たり誠に程拍子よく音の堅き鉦を打ごとく初は雨だれ拍子にて次第に急に俗に責念佛といふごとし又鼈をすぽんといふも其鳴聲によれり是は間違にすぽん〳〵といふ皆夜に及びて聞り

○龜尿は小兒の龜背（セムシ）を治す是を取には漆器にのせ煎餅やうのものを喰せ覆置ば一時餘には小猪口に一盃ほどは泄ると試たる醫師の話なり又或人云朱漆の器よしあるひは龜に鏡を見するもよし蝦蟆の油を取るも同じ是は己が影におそれて尿し油をも出すなり人のおそる、時汗を流し尿するも同じ理なりとぞ

○鼈を藥用にすべしと醫の敎たるに其人殺すに忍びず鼈にむかひて其由をいひ含て放ちたるに其病はたして愈たりとなん此類の話あまたあれどこれはおのれしる人の浪花にて交たる人此事をなし此驗を得たりと語りし旨なり病は痔疾にてありしとなん凡鼈は執念深きものにて折ふし奇なることも聞ゆ中京の者三人鼈を喰んといひ合せてそれ賣家へ行たるに中に一人門をさし入より俄にわれは喰まじといひしに二人も亦げにとて連立て出たりさて歸るさなぞ俄に喰まじき意には成たるやととひしに其男身を戰栗て我立入て見れば鼈火爐によりて寢たるがあやしくて能見れば亭主なりしほどにおそろしく成たりといひしに二人もそよ我々も同じことにてありしに吾子喰まじといひ出しかばうれしくて速に應じたるなりと語りあひ此後は永く此物を喰はず是も正しきことなり

○龜を床下のさゝへ物にしたるに年をへて食ずして能生をたもちけると史記龜策傳に見ゆ又中山三柳の

かねみじかくて左へも右へも心のまゝに掛かふべし一形如此今の製は此かね上にとゞきたればかたく一定す其かくのごとしさすがにかけて思ふの詞も左右せるにて武藏鐙の所詮見ゆといへり

○和田一類酒宴せしといふ盃今鶴岡の神庫に納りたる物を或人うつして事故を記すべくもとむ今をもて見れば古雅なるからに左に圖す予が記は

鎌倉和田盃圖

亘り四寸九分
深六分半

　このさかづきは建久のむかし和田のしぞく大讌につどひて宴しけるをりにめぐらしたるもの、今なほつるが岡の宮居に納りたるを露たがはずうつせるなり作ざま繪つけのやうなど實もむかしおぼえてすさうなるうへに彼宴には曾我の十郎虎ごぜと、もにたちまじり弟の五郎がいさ見猛かりし事など世の語り草にていよ、此杯の光をそふるといふべし

○木棉(ユフ)は今世稀なるが阿波國麻殖(ヲヱ)郡種穂(タネホ)忌部(インベ)神社の神主より神祇伯の御家へ年々參らす例なりとぞ麻殖郡の名も是による成べし此社所祭神天日鷲命天太玉命栲幡千々姫(タクハタチヾヒメ)命長白羽(ナガシラハ)神津咋見(ツクイミ)神等なりといふ古き由緒あるにや木棉は常の麻よりも白くて脆きものなり

○海龜は尾のふさやかなるものなりおのれはりま高砂の冲にて水中にをるを見たり守興和尚の話にこのもの岸に登りて卵を産み身をもてよく地を堅めて人しらぬやうに搆ふ人も亦はゞかりて是をとらず取れば祟りて其手漁りても魚を得がたし龜は龍王に次て海中に勢ある物なればとかやさて彼卵を埋みたる所の遠近をとめて其年の波の高と低を占ふ又童などもし彼卵を取ことあれば是をもて脫肛を療するに妙なり味醬汁に調して喰へば數寸脫せるも卽時に收りて

うぐひすのこゑ是にて惑說は破るべし

○われからといふもの小さゑびのごとしと袖中抄にも見ゆ越前若狹丹後わたりの方言にはありからといふ尺なぎといふ物に似て凡一寸斗の赤きものなりわかめの類の藻につけりわかめ賣女どもにありから多く付たりと咎むればありからくはぬ上人もなしと申すとこたふるよし村井古巖かたれり

○又同じ人の話にしのぶの形は今川了俊の言塵抄に圖出ぬ是は加茂眞淵の說に同じく風蘭の形してうらに星あるものなり忍ぶ摺の狩衣といふは小き水玉のごとき形を摺りて彼うらの星になぞらへたるものにや其子細は鷹經辨疑論に鷹尾にしのぶのふといへるもの有これ水玉の小きものなりこれをもておしてしるといへり

○伊勢物語八橋の段に水せく川のくもでなれば（今本に水行とあり眞名本にせくとあるものよしとぞ）といふを加茂氏の解に蜘の手をひらきたるやうに右左へ枝川を取て田へ水を入るためにすされば橋を八ッわたせるなりといへりとて其圖をも出せりさるに今燈臺のくもでといふは十文字を斜にしたるものなり是もふるくよりいふよし同じく古巖の考に初瀨寺の緣起にろ字を上下に置て歌よめる者に女を與んといふ人有しに其女を戀て觀世音に祈申ければ示現まします歌とて「轆轤ひく違ひのつなの行かへりくもてに物を思ふ此比と見えたるも右十字斜なるをいふべし又平家物語に大納言成親卿を取籠し所へ小松殿とひ給ふ條にくもで結たる内に取こめてとあり是も木を違へて打かこみたるなればこ同じといへり畑橋洲もまた說あり曰くもではくむ手なり手をくみたるごとくやり違へたるをいふ蛛をくもといふも糸をくむの音轉なり又雲をくもといふもくもるにてくもるはこもるなり義は別なれども言のためしかくのごとしとぞ尤面白きかうがへにて古巖が證文をてらすべし

○又古巖の考槻弓は槻の若ばへにて作るべし京極黃門の歌「けさみれば弓きる程に成にけり植し岡べのつきの片えは拾遺愚草に出ッ此木は堅くさくゝて老ては弓に作りがたしとぞ

○又同話に武藏鐙さすがとつゞきたるを契冲師の考へ鐙さすと斗うけたるとす然るにさすがとは鐙の上の輪の中の鐶をいふ今はさすがねと誤る武藏鐙は此

奏し釆女口へ差出せば長橋より青銅貳拾疋を賜ふ（閏月ある時は三十疋となん）又生島氏へも同じさまにて贈り且近江表拾枚を附す此家にて酒食を與ふ近年は夜宿をもせしめらるゝとなん其盛所の器古朴にて面白きものなればば左に圖す式所謂輿籠の遺製歟又彼奥島に傳來せる所の文書を示す人あり依てこゝに寫す

近江國蒲生郡奥島庄内菓供御人等申任ニ先例一此非分之課役可ニ専調貢一之由被ニ聞食一事可下令ニ下知一給上之旨

天氣所候也仍言上如レ件俊秀誠恐謹言

十一月廿一日　左中辨俊秀達

進上　尹大納言殿

嘉暦元年十月八日　加賀守在判

三位註記御坊

此正文は義卿がもとにあり

嘉暦元年十月十三日　圓意在判

預所在判　奥島庄下司殿

○「まきもくの檜原もいまだ雲ゐねば小松が原に淡雪ぞふると云歌を六帖にくもらねばと誤り其まゝにて新古今集にも入らるされば解むつかしきにより新古今集中秘奇の一種とする説も聞ふ逍遥院殿も檜のくもるを目にかけ給へり萬葉集の雲ゐねばは後代のてにはにては雲ゐぬにといふ意なり集中の歌に例あまたあり

○薩摩がたの鬼界島屋久島兀了島の内にをかたまの木といふもの有とぞ其屋久島より得たるもの津國灘吉田氏に秘藏す花は紫瓣黄蘂實は橘柚類となん是往古よりある物歟忘らねど聞まゝに記す或は秘書と號て心得ぬことのみ書たるものに古今集のをがたまの木は御賀玉とていはふことに用ゆるものゝ由かけるは笑べし物名の歌「みよしのゝよしのゝ瀧に浮び出るあはをかたまの消と見ゆらんといふさへ賀のものには似つかはしからぬにまして黒滅のうたには「かけりても何をかたまの來ても見んからはほのほと成にし物をといふは類ひなくいまはしくそれがために黒滅なるべけれど元來賀に用ゆる物にかくよむべきものかはもとよりをおのかなの違もわきまへぬにや

○もゝちどりはよろづの鳥の春に時えて囀るこゝろ論なく萬葉集にてわきまふべし後世にも逍遥院殿の御うたに「百千鳥さえづる中に新玉のとしの初ねは

あり白香山の律詩に盧橘實低山雨重。棕櫚葉戰水風涼とある對句をもてみれば是も夏熟するものとす然るに和歌者流にて盧橘の題は唯橘をよむこと流例にて花を主とし右の義には悏はずたゞし其中堀河院初度百首神祇伯顯仲卿の歌に「吾園の花橘の色みれば金の鈴をならすなりけり」といふは夏熟の説にあへり又永德百首に「此ごろは實さへ花さへ同しえに並べて見つる軒の橘」といふは珍らしきよみやうとはいへど世の常の橘柚花落る時やがて少き實生れば不審なきにやと或人はいはれき

○近江蒲生郡奥島より毎歳霜月朔日に禁裏へ献ずる牟倍といふもの一奇品なり延喜大膳職式曰 諸國貢進菓子 近江國 郁子二輿籠 と見ゆるものなり黒川道祐の日次記事に説あり曰今考所レ献之物通草(アケビ)之實而其氣味形色與二郁(ム)核子(ベ)一大異也按土人以二此献物一不レ稱レ名專謂二御貢(オニヘ)一御貢與二郁核一倭語相近故誤稱二通草一而謂二宇倍一者乎或以二枯柴一造二小籠一盛其體存二朴古一 按以二枯柴一造二小籠一とは誤也其圖左に出す 或人此黒川氏の考を論ぜる書入有曰按順和名抄云郁子和名牟閉今視二近江國所レ献之物一乃野木瓜(ノボケ)實也和名止幾波阿計比又名二牟倍一凡貢物和訓皆稱二牟倍一即於仁倍之轉語也此物近江自レ古有レ故爲二貢物一來故稱二之牟倍一特不二此物名一之貢物之惣稱也順誤以二郁子一當二牟倍一 私云順の誤にあらず式に見えたる所上に擧ることし 蓋野木瓜通艸形狀相類故道祐以レ之爲二通草一亦誤也 是論誰なること志らす 閑田子曰これは奥島の内王之濱といふ所に生ずとなりさと人は某王の此所にて飢させ給ひし時奉りし例といふ其王說とさだかならず王之濱の名あればいづれにも帝王のおはしましておものに奉りし成べし今彦根侯より牟倍田といふ除地有て其費用に充らる人夫禁中へ持參る時は黄衣の上斗を着る京極宮の諸大夫生島家より執

○雀字大雀尊（サヽキノ）と古事記に書れしごとくさゝは古訓なるべしさゝとは少き事なり本艸綱目時珍說上少は其容（カタチ）につき隹は短尾の鳥を稱する字なれば合せて雀字を作るといへり後世さゝと稱へずすゞめと訓ても少き事に用ゆすゞめうりはひめうりともいひて王爪の類なりすゞめの鐵炮といふは看麥娘といふ草にて皆少きものなり一友人話せりき

○和漢同物にて名つくる所も同じきもの有狐の鑓と俗名せる草はかなたにて香鉾といふとか鉾も鑓も同じく形によりていふなり此類許多あるべし燕麥とは麥に似たるものにて杜詩に出ッ俗名茶ひき艸西どちともいふよし西どちの義はしらず茶ひきとは穗を爪ノ上に載ればまはる故とぞ小兒はざいといふ是も引ばなるの義なりと聞りこれらはみゐ所によりて心〳〵に名づけたりおのれは物產に暗ければ纔にきく所を擧ノ

○常見きくものも古今の名異にして辨へがたき故に和歌者流など傳授祕說などいふこと多ししられぬことはしられぬにしてさし置も何の咎かはあらんしひて明らめんとて牽强附會するはいかんぞや或は今古の間疑はしきことも有光俊朝臣の歌「山深みいつよりねぶと名をかへてかうかの木には人まとふらんといふは六帖に「晝は咲よるはこひぬるかうかの木君のみやみんわけさへに見よ（萬葉に合歡花と書りわけは我なり）「わぎも子がかたみのかうか花にのみ咲てけらしもみにならぬかも（萬葉にはけらしもなけだしもとあり）といふによりてよまれしなるべしさるに此二首もと萬葉に有て合歡と書ねふとよましむ今も亦ねふといふ六帖撰の比のみかうかといひたるやたゞしもし古訓かうかにて後にねふと訓じたるもしるべからねど初の歌合歡花とあるからはねふの花とよむべし光俊朝臣はたゞ六帖にのみよりて萬葉集を考られざりける成べし又案するにもしかうはかふの誤合字の音にてかは歡字音くわんの約かんのんを省きたるにてやあらん然らばいよ〳〵萬葉集の古義にはあるべからず

○戴叔倫が盧橘花開楓葉衰と云詩の三體詩に見えたる註に廣州記書云。盧橘皮厚氣色大如ㇾ柑酢。夏熟。土人呼爲二壺橘一又增註。盧橘卽枇杷也とあり又正字通橘條を見るに曰。或云。金橘盧橘也。蘇軾誤以二盧橘一爲二枇杷一。陶九成始疑ㇾ之以二廣州之壺橘一爲二盧橘一と

有レ心。聲心雲水倶了々。玉串正視云此詩を梅村載筆といふものに評して性靈集中此詩尤好なりまたいはく高野山にあり下野國日光山にも有と藤原敦光の書る縁起にみえたりと記せるとぞ又高野山通念集に佛法僧の鳥のとは靈窟の閑林の内にて曉がた一夏の間啼となり雄佛法となけば雌僧と聲をあはすなりと見ゆとかや此二書は予いまだみねども他の說による又古歌にもよめり「吾國はみのりのみちの廣ければ鳥も唱ふる佛法僧かなまた「うきことをきかぬ太山の鳥だにも鳴ねはたつなみつのみのりにまた此ごろ或人の筆記を見れば　靈元法皇の御製御集に有とかや御詞書佛法僧の巢をつくりたるを見て「聲をきゝ姿をいつのよにかみん佛法僧のありし梢に此巢はいとめづらしいづこより採きて叡覽に入けるにや京ちかくにては松尾によめり是につきて一話あり近古に京師に名ある醫師を夜更て迎ふる者ありかねて相識人の名をいひたれば速に輿に乘しを頓て物にて押つゝみ數人圍ていづこともしらず勾引し行ぬさていと山深き所の大なる家の内に舁いれ家あるじとおぼしき者の金瘡を療せしめ藥をこひて後あつく謝物をあたへまた先のごとくかこみてかへしたりいかさまにも賊の隱れたる所とおぼしくものをも得たるからに默してはあられず官に訟たれば時の京兆尹板倉侯其所のさまを尋給へども東西をもわきまふる所なかりし旨上の件をのべけるが唯一ッめづらしとおぼえしは佛法僧と鳴鳥有しとまうす侯さては松尾成べし松尾に此鳥をよめる古歌ありとて速に吏をつかはして彼山深くもとめさせ給ひしかばはたして賊の首領居りしとなりこれは新六帖に光俊「松尾の峯靜なる曙にあふぎて聞は佛法僧啼といふ歌なるべし今は彼山にて聞たるといふ人なし絕たるにや又下野那須の雲巖寺に此鳥あり及び慈悲心鳥もありと播磨玉拙法師話せり

○雀の子飼はよく人に馴るものにて放飼にするに安し或は人の肩に登り懐にも入り又庭の樹木にも遊ぶ苦しげも見えずよきものなれどもあまりに馴て人の足もとにまとひあやまちて踏殺すことのあるがかなしと人いひき此飼雀にふと酒糟を喰せたれば頓て死たりとかさらば雀には限らず鳥類には大毒なるか人の心つかぬことなり

りきこえやすらんあまどりのこゑといふ歌を出しあまどりとは空の雲の中に住て大かた人にも志られぬ鳥なり其鳥六月晦日七月になる程に雲の中に巣を作りて子をうむが風など吹て雲いたくさわぎて其巣破ぬべければわびてなくなり其時斗ぞ世の人鳴聲をもきくと或書にかけりまことゝも覺えねど古双紙に志るしたれば書載るなり但和名抄には胡鸗とかきてあまどりとよめり又あとりともよめりとて右に引所の和名の文を出されたり今按るに和名抄の胡鸗は別物ならん歟別條にて兼名苑注云鸗有二胡越二種一楊氏漢語抄云胡鸗子阿萬止里とみゆるを袖中にひとつにして擧られたるは覺束なしもとより雲中に巣を作るなどいふ双紙の說は論に及ばずさて又萬葉第二十防人が歌に「國めくるあとりがまけり（マカリノ轉語なり）行めぐり歸り來までにいはひてまたねといふを仙注にはあとりは我一人なりといふあれひとりの略語とおもへる成べしこれを代匠記には獦子鳥とす尤從ふべし貝原翁大和本草に獦子鳥をもて名とせるはいまだ出所を詳にせずとて事は右の日本紀を引る猶他書にも見ゆべけれど予はおぼえず

○慈悲心鳥といふものは下野の黑髮山にあり（日光山なり此鳥は形狀鴨のごとく羽は鼠色にして尾長く嘴は黑く聲静にして高く夏の氣候に入は晝夜ともに啼と百井塘雨筆記にみえせり此人は足跡天下に周き人なり）さるに其宮に仕まつる鵜川氏はからず比えの山にても聞つけしと語られしかば栢原瓦全なる人彼ますほの薄をとひにまうでし登蓮法師が昔にならひてやがてふりはへて比えにのぼりしに比は水無月斗唯老の鶯駒鳥などの聲のみなりしかば口をしながら諸堂ども拜みめぐり暑さに汗あへてこうじたればよしや今はとて下りしに水吞みと云人舍のほどにてほのかに聞つけたりあはやと心を志づめ耳を澄すに十聲斗清らに鳴つゞけたるうれしさいはんかたなかりしといへりはじめ修學院にて或僧をいざなひし時「慈悲心となくてふ鳥を尋ねゆく道志るべせよ法の衣手とよめりし因に人々にも歌勸めぬとかやおのれもこはれて「慈悲心と鳴聲きけば鳥にだに志かぬわが身のはづかしき哉とよみておくりぬ比えに詣る人は心にかくべきことぞ又佛法僧といふ鳥も同じく鳴聲につきて名付たる類なり高野山に名高きは大師の性靈集に見えしが本なり後夜聞二佛法僧鳥一と題せられて寒林獨座草堂曉。三寶之名聞二一鳥一一鳥有レ聲人

も聲の引色三光の囀などいひて親鳥を撰みつけ子とてかれがこゑを學ばしむとかこれも舊としの内に聲ゑどろなるよりやう〳〵日影のどかに成行につけてうちとくる音をおのれもうれしげに枝うつりして遊ぶさまは籠の內にさびしげなるにはいづれさるをこれは野鳥といやしみ飼鳥の音あしくなるとて竹棹などもて追やらふ人もありとなん畢竟世の風に乘るとか價の貴きにまどふならしやはあるは耳目の翫びにはあらで利を求るがために他の好みを射るも多しとか士農工商各其業あるがうへにかうやうの小徑により て利を謀るは論ずるに足らねどもまた大息せらる

○飼鳥を好む人は非にして飼る、鳥のやうを知る人にきけば奇特なるものなり巢ながらに畜れて籠の內をおのが所とし山野の廣莫なるを玄らず子鳥の時は付親の音を大事と聞うけんとす親鳥と呼れては子鳥あまたつどへるを門弟子のおもひをすらん先音をたてんとしては能餌を玄たゝめて後あるは玄ばし休らひ心を玄づむるさまにて鳴出るが甚つゝしみて引色までまさしくくり返し〳〵敎る趣なりとぞ人は敎るもまなぶも利欲といふものゝ病になりて其正を得ざるも多きに小鳥の振舞感ぜざらんや

○あとりといふもの過し寛政七卯年秋冬をへて明る春まで嵯峨天龍寺の林に群飛す都下の人も亦群衆して見にゆけり此鳥は諸書に出ッ其時人に問れて考ゑ所略左に擧

日本紀天武天皇七年獦子鳥蔽レ天自ニ西南ー飛ニ東北ーと出ッ和名抄に辨色立成云臈䳡鳥阿止里一名胡雀漢語抄云獦子鳥和名同上自註曰今按兩說所レ出未レ詳但本朝國史用ニ獦子鳥ニ又或說云此鳥群飛如ニ列卒之滿ニ山林ー故名ニ獦子鳥ー也袖中抄に「あまたゆひゆたひたゆたふ雲間よ

の學びある人はよく志るらんかし此外がらん鳥と名付て鵜鶘を見せしが頷下に袋有ッて數升の水をのましむるに能收むたゞし面赤くなり眼をはたらかして頗苦しむさまなり川澤にてかく水共に呑て魚を取となん其水は吐出せり指揮せるもの、言に從ひ進退せる抔敎ればをしへらるゝものなりと感じぬ敎に從はぬ人はげに鳥にだも志かずといふべし

○めづらなるものには豪猪やまあらしと俗名せるもの是は本草又和漢三才圖會などにも出たるに違はず惣身管をもて作れる簑を着たるがごとく色は上黑ク下白し動く時はさわ〳〵と音す又駝鳥といふもの凡鴈の形象にて大に足は馬のごとし是は右の書どもに見えし形とは異なり求歡鳥とて見せしは秦吉了なりとか鸜鳥よりも大に鳩より小なり色は眞黑に光あり言語全十二三斗の童の聲にて人敎へねども戲場の隣にてかしこにて人をよぶ聲をたゞちにうつしいふ敎る言はもとよりなり從來人の知る鸚鵡のたぐひにあらず其音さはやかなりき形も大に異なり又右のがらん鳥を初て見せし後似たる名を付てからくん鳥とてみせしは實名何なりけん色あひなどさだかには覺えずうつくしきもの、いと大なるが尾を團扇のごとくひろげて舞ありきし凡五十年斗に成ぬらん此外奇物數十年の間見もし聞もせしを書もとゞめねば大かたはわすれつ海山の廣き國々の多きさま〳〵の物出るかし

○珍禽奇獸國不ㇾ畜は古の誡異草靈木も亦同じ瑞祥を献じて君上の喜をむかふるも是が基成べし凡人は眼馴ぬものをとうとむの習ひ和漢同轍にして有來れるは多きが故にいやしむ世にもし鷄といふもの稀ならんに頭に紅冠を戴き身には五綵を備へ晝夜時を報ずるといはゞ深谷海島の遙なるをもいはず是をもとめて數百金をも惜まざらんを常あるからに物ともせず異國の人は日々の食料にさへ充めり又猫といふもののなき世にてたま〳〵見る人有て虎の形して小に人に馴安く其能はよく鼠を捉といはゞいかに得まく欲せんあるは世に常あるものといへどもすこし異なれば是を賞してやまず此頃平地木(タチバナ)の實の色異なるを貴て世人狂せるごときはいとあやしいかに奇なる色なりとも梅櫻はさらなり草花のうるはしきにたぐふべきかはまことに吾心にとはゞ明らかならん又鶯など

時には同じく食を與ふればかけ來り時をたがへずして喰ふ唯形の異なるのみなりしとそこに勸めし尼かたられき黒谷勢至堂にありし犬も同じ類ひにて衆僧勤修の時ころを揚しが是は二月十五日涅槃像のか、りたるに向ひて前庭に死したりしもふしぎなりしとぞ

○兒島倘善醫士語られしは京師より丹波路を經て播磨に歸る山中にてうち向ふ所物騷がしく何ならんと見れば猿どもあまた集りたるが中に藤かづらやうの物にてあみたる脊のごときものをすゑてかはるゞゝたちより菓などあたへなぐさむるさまなり内には老さらぼひたる猿ほのかに見ゆ子うまごども是につかふると志られてみづからも母の親もたればこと更に感じてかへるみちのいとゞいそがれしとなり形人に近ければ其情も亦近き成べしされば是を畜もの伎藝を敎れば馴てよく起舞せり

○山獸の中には熊は人に馴安きものなり華山のさき牛尾道と三條への別路に菓賣女のかり初に出居るが熊の子をつなぎたるをおのれ立より見て其菓物を買て熊に與へたれば女うまいと申せといふ聲に隨ひてうなりたるいかにもうまいゞゝと聞ゆ幾度も同じ伊吹山よりいまだ乳をのむものを人のとらへ來るを買て初は物を嚙てあたへしに今は三とせになれりといひしが猶小なりし旅人來あひて是は大にして觀場の料に賣んとにやといひしに女いなかく養ひて何かは賣べき生涯飼ひぬべしもとより是がために物貰ふ人も多しといはれて旅人は得ものいはざりき殊勝のこたへなりと思ひてわすれず

○年毎に洛北今宮の御旅所四條河原の納涼などに出る奇獸異鳥の類さまゞゝなり浪華はまして是を賣買もの多しとぞ其人語につきて伎をなすこと見ぬ人に語らばうけがはしとおもふ斗なり其中にわきてあやしかりしは二十年前形象蝙蝠のごとくにて大なるものをごふ鳥と名付て見せしつかふもの、口に付て綱を亘り或は身を飜轉す又近き頃水豹とて見せしが海獸にてたとはゞ鼬の色象に似て大さは鹿よりもまさるべし魚を喰せて味やといへばあゝと答ふ今一ッ欲きやといへば手を動して小兒の物乞ふさまをす水ぶねに入て物喰しむる所は板を張たるに魚を見すれば飛登り身の尺長けれども進退自在なりこれらの物物品

閑田耕筆 巻之三

物之部

○過し癸丑歳七月二十二日攝津高槻の近邑農家の男兒纔六歳にて馬を追て城下に出て歸るさ道なる所に水出て渡るべからずいかにせんと見をりける間暮にせまりて雨いよ〳〵はげしければ人かげもなし童大に叫び歎きしかば馬やがて此子を喰へてやす〳〵川を渡りむかひにして地にはなつといへども闇夜に雨篠をつくがごとくなれば行べき方をしらざりしに馬また先にたちて歩みければ童も泣〳〵綱を取てつひに故なく我やどにかへりたりむかへに人を出したれども馬は間道を歸りたれば逢ざりしさるにことなく歸りてしか〴〵のよしを語りしかば家こぞりて限なくよろこび先馬をもてなし明る日餅を搗て其邊の家々へ配りしが其隣へ行たる士その日聞て語られし趣なりとぞ凡牛馬は人の勞をたすけて世の爲有益の物なること他の獸にまされり疎かにあつかふべきかは牛も舊主を見しりて涙を流せし話既に續畸人傳の評に錄せり智も亦人にちかし老て用る所なしとて餌取の手に委て居などは其情牛馬におとれり

○是につぎて人に近きものは犬なり「おもひぐま人は中〳〵なきものを哀に犬の主をしりける」といふごときは常のことにて陸氏が手飼の類ひ今もはた聞こと多しこゝに其習につきておのがまさにしる所を擧ぐ近江八幡にてある家に養ひたる犬縣吏の犬を嚙たるとて大に怒りしかばせんかたなく西近江より柴賣に來るもの、船にことづてゝ彼地にやりたるに二十日餘をへていたく衰へ毛もはげたゞれて歸り來り陸地こそあらめ船にてやりしものゝかへるべき道をいかでしりけんと皆あやしみけり西近江は比良小松の邊もし北へよりては古津今津などいふわたりよりは常に船かよふよしなるをいづれの船にか有けん此わたりより八幡への陸路北に向はゞ鹽津海津をへて三十里にもあまるべし南へめぐらば堅田より大津勢多をへて二十里にもや、過たるべし船路は五六里の程ならんをかく遙に行めぐりて歸來たる事奇といふべし又人語をよくわきまふるがごときはめづらしからず中にも彦根の傍南泉庵といふ尼院に飼たる犬衆僧念經の時毎に堂前に蹲りてともに聲をたて、吠ゆ食

ことをいふものかと握りこぶしをもて打んとす長も怒りて我は其花子を治めはたかくやうの非常を防ぐが任なり貧者の身をもて吾を花子とやはいふべきと是も棒を引そばめ打ばうたんず勢なり其間に醉人は本性になりて劍を室にし肩をさしいれて彼爭ふ中に入てさしもなきことにさは爭ふものかはとあつかふを見てつどへる人はみなどよみけりとぞつら〳〵思ふに本末泯じ恩仇定めなき事亂世は論なく治世といへども人間の波瀾かくのごとし一隻眼を豁開してこれに觸ず傍觀せずは劍樹刀山俄然脚下に現成すべし危哉おそるべき哉

閑田耕筆卷之二終

るにてしるべしとなん

○右の條を竹苞樓主にかたりけるついで此ものはもといつ計よりおこりぬらんといひ出てかたみに考たるに彼人云臥雲日件錄（右に出せる夢語集同作にて日記なり）文安四年正月二日の條に一種乞食革歳首到㆓人家㆒歌㆓祝言㆒世號㆓之千秋萬歳㆒前後相逐來各與㆓百錢㆒云々又御遊とのゝうへの日記云元龜三年正月五日北畠のせんすまんざい三人參ると有とおのれ云勸進聖の歌合第一番に千秋萬歳法師有り此時は法師にて祝ひ言して來りけるなり又後成恩寺殿の御作源語祕訣に末代に千秋萬歳などいふは男蹈(サン)歌の餘風なり後嵯峨院の御時にもはやりしことなりと書給へりといへば彼人げに世諺問答にも此よし見ゆといふ同公の御作なれば然るべしなどいひしろひける後又同じ人或人考出せりとて示さるは長明發心集（私云此書眞作にあらずといへども時代格別後の物にはあらじ）に唐坊行因の條に此人眞言ならひ初ける比師の大あじやりの心見んとや思はれけん男にては物のまねをよくし給ひてをかしきかたに人興ぜられけりと聞つるなり千秋萬歳し給へ見んといはれければ又こともなくうけ給りぬとて經のつゝみ紙のありけるを頭にうちかづきてめでたくまふたりければ云々下略又古今著聞集の興言利口部に知足院殿大どのとておはしましける侍を御かんだう有今日には千秋萬歳をもちてはやさせて其侍をまはせられけりさる御かんだうやはあるべき云々先々の證文はみな足利家の中葉の時なり此二件は北條氏執權の比ほひの年記なるべければやゝ先よりありしことなり凡かくかりそめの事も基有てそれに付て搜索すれば次第に明らかに成行こと世に貨が貨を殖し力が力をもち出すといふたぐひなりとをかし

○京の四方に夙(シユク)といへる一種類有其所由をしらず平民にはあらざるものなり

○近江八幡にてもと有しことゝて人の語りしは醉人もろ肩をぬぎ劍を廻して過るもの有花子(コツジキ)の長非常をみめぐる者或家の門にてみつけて此劍を奪んとす醉人はとられじとすまふ間みるもの堵の如くなれば彼家のあるじ出て花子の長を叱りて吾門を塞げて何とするぞ疾他所へ引連ゆけといふ長いらへて無理なる人哉かく危き劍の下にて我心にまかすべきものかはといふに家あるじ息まきて花子の身をもて無禮なる

町西側今蛭子社の南方に庶人の火葬所ありしさま正保慶安比の京繪圖に見ゆ其頃は此神類總て火葬の事を執あつかひしにや是は火葬場につきての推量なり國名を付ていかめしくしかも平民とは婚姻を通ぜぬものなり

○右犬の稱につきて思ひ得たる事有九州には犬神つかひといふもの有犬の靈を祭りて使令すと傳ふれども是も其奇特をなすこと神靈に似たりといふ意にてやあらん出雲伯耆のあたりにては狐持と稱へて彼は何疋もちたりなどいふよしなり其意に違ふ者にはとりつきて惱す事狀をきくに全同じ中原には敵することと能ざるも同じとぞ

○國史に民夷と並べ擧給ふ詔勅所々に見ゆ民は平民なり夷は蝦夷を諸國に分ち住しめ給ふにて後世に餌取といふ種類成べし餌取を訛りて今は穢多といふことは前に擧るごとし唐山にては餌取の住る所を猺人洞といふこと四分律に出たるよし一友人いへり

○一種の巫祝祓祈禱方角占卜のことなどを業とせるもの土御門家支配と標を出せるが洛外などに見ゆるを京師にては名目をうしなへり近江にては是をしよもじといふ應仁廣記に洛北の地名に唱門師村あり是成べし山城名勝志には二水記に聖門師と書れたりとみゆ是は唯音を借たる計歟今も禁裏に役するものに此名目有とぞ然るに豐滿(トヨブチ)陶庵といひし八幡の儒醫このしよもじの文字を唱文師ならん巫祝を業とすればといはれしは甚理有此類も國名をつぎ刀を帶るも有しかも平民にあらざること犬神人の類なり此もの等近江又攝津にも古塚あるあたりに住ゐせるがあれば守烟何戸と式にみゆる其子孫にやと或人はいへり

○千秋萬歳(センズマンザイ)は大和より出る者一種類なり萬歳村有とぞ河内三河などより出るも其類歟京師にては陰陽家の人小泉より出(ツ)これは禁裏仙洞后宮など計へ參りて世にあまねくはしらず壽詞五段頗古雅にて大皷一調をもてはやすとなん彼大和の者はあまねく民間をもめぐりて舞ぶり詞がらもやゝくだりてけぢかく十餘段小皷もてはやすさま世にしるごとし因にいふ彼唱歌にとくわかに御萬歳といふ詞何ごとゝも知がたきを或人いふとこ若にてとことはに若きのいひなりと又やしよめ〳〵京の町のやしよめといふこと有これもやさめにて艶しきめといへるなり京の町のと重ねた

めしは元祿以後なり彼鷹羽の紋も定まれる事萬歳の橋の紋のごとしとなん是は俗形相應にして改たるは異ざまなり

○五條の東（今の松原通なり）愛宕（オタギ）寺の内に一種類あり弓の絃を賣を業として絃めそといふ是は賣聲につきて名によぶ成べしめそはめせの通音にてむかしはつるめそつるめそと賣ありきしならん橋辨慶といふさるがくの能の間に絃うるもの五條橋の邊にて牛若に出あひて迷惑せるよしの所作有其通街のさまをもて此ものを出せるなり此もの文字には犬神人と書るを解せざりしが森川高尹神人に似て非なるもの丶よしならん犬櫻犬蓼の例なりといへるは誠に然るべし連歌の筑波集に倣ひて犬筑波といふ俳諧の書も有近古よりいふ俗語成べし神人とは此者もとより清水の地主權現の神祭に預るよし又祇園會の神輿を守護し頭を白布にて包み棒を携て先導せるもの六人次に甲冑を帶たる者許多行烈すげに神人に似て神人にあらざるなりかく神事に供奉せるかとおもへば又東西本願寺佛光寺等御門主の葬儀には此者かの祇園會の先導の姿にて出たち茶毘の事を行ふおもふに此愛宕寺近く建仁寺

れき其後書には限らずよろづの藝能に付てかうやうの人どもを見きくにつけて此茫古が事をおもひ出ぬ此弟子といふもの、意いかにぞや師に及ばざるは論なしもし藍より青く水より寒きほどならばかへりて手がらといふべきものを大かた世の人も誰が門人なりといひはやすをいな〳〵さらずといひて去ひて人の口を塞んとするとも得べからず畢竟其心術のあしきをにくまるゝが損なりといふことを知らずや悲しむべし善才能を售めや〳〵とかまへてかへりて滯貨となりぬ

○古今の人物其業は同じくて名の改たるもあらん又は古ありて今なき物もあらん職人盡歌合といふもの建保の東北院を始にて度々に及ぶ其中に知がたき名目ども歌と繪とを合せて知らるゝ有たとへばいたかといふは流灌頂勸る乞丐僧なり藏廻りといふは女すあひに對して質物取かふるものなり其由は歌に見え繪には刀脇指衣裳などもたるもの、さまなり今かくして廻るものはなし又皮かふといふは獸の皮を卷て拐(オウコ)に結たり是は朝來るものと歌にも判詞にもみゆ或人の話に「うれしきは人まつよひの油賣うきは別の皮かうの聲といふ歌有皮かうは今皮抹香とて燒ものならんといへりしはひが事のみ皮かはふの畧語かふの假名にてかうにあらじ油うりは夕に來り此ものは朝來るを對へいへり右の歌合にて明白なり但し此歌は何に出たりやいまだかうがへず人口には有又尺八を吹て米を乞もの今虚無僧と書を勸進聖の歌合の中には（此職人盡歌合は勸進聖を判者にしたれば此名をおほせたり勸進聖とは其頃鐘鑄のために勸進せる野僧の有し成べし序にも判詞にも其由見えぬ圖は左に出せり古き卷ものゝ終に此繪様あり）古薦僧と書て繪にも有髮にて薦を卷て腰につけて座して吹さまなりこれは乞丐執行の標示歟もし又雨の用意野宿のためのまうけにもやあらん其故は知らず今はかゝるものを付る事なし文字も虚無と改たるは此徒普化禪師をより所となし禪宗なれば後世莊りて書ならんかし

○鉢たゝきといふもの四條坊門油小路極樂寺より出(ヅ)仕僧は法衣を着袈裟をかけて淨家の和尚のさまなり是は一﨟とぞ其下はつねの半剃たる頭にて法衣の上(ニ)計と見ゆるものを着るいとあやしき姿なり然るに貞享比の板本にていろ〳〵の人品を繪がきたるものには素袍の上に鷹羽の紋付たるを着たるさまなり其後よく知る人の話をきゝしに衣の上のごときものに改

出て彼妓は退けて後酒を勧め夜を明しさて朝になりて家あるじよりこと更に盛膳を出し人をもてひそかにいへらくもしあやしと思すこともあらめど必口に出し給ふことなからんを深くねぎまゐらすあしき名とりては吾家の瑕にて大かたならぬ愁に侍りとねもごろにいひしとぞおのれこの形狀を思ふに轆轤の名のごとく頸の皮の屈伸する生質にて心ゆるぶ時は伸るなり病にはあらじもとより飛頭蠻の話のごとく數丈延て押下に登るなどやうのことはあるまじきことなり

○小兒にして其智早く開らけ藝能成人にまさるものまゝ有或は早世し又生存れば常人にも及ざるごとく成ゆくも多し上京水火天神社邊の貧人孫を負て今宮旅所の前に到りしが其兒纔に三歳背に負れながらそこに建たる公禁の札をよみしに老父おどろきてやがて歸りよましむべき書を近隣にもとむるに窮境なればあるものなしからうじて往來ものと名づくる俗書をかり來りてよむや否やととふに何の苦もなくかたはしよりよみつゞく相識もの見聞て皆おどろきしが七八歳にて身まかりぬとぞ思ふに三歳にして貴富の家の兒といへどもいまだ一丁字をしるべきにあらず況やかゝる所がらにては論なし然るに學ばずしてよくよむは前生の因なるべしや羊祜が前生隣家の兒にして玉環を地中にもとめしと同日の談なり予が相識山家の一兒三歳にしてついまつをとりしが是は母なるもの敎けるを才ありてよくおぼえしなりおのれもこゝろみに花風の字を敎しに明る年來りし時もよくおぼえゐたりきされど僻遠の地に生長して後には常人なりしをしむべし此たぐひはあまたありて奇といふにはたらず

○三十年前莊古といへる書人ありしが長崎にて學び京に住りし其人業をつぐべき弟子なく纔に貧生の扇面を書て食料に充たしとねがひしもの兩人あり又此人を信じてとかくの家事をも心を付てまかなひし富商の弟子一人ありしのみ其言曰おのれは弟子をとること嫌ひなり其故は初學のほどは夜晝となく入來て學ぶがやゝ筆力も出來人にもしらるゝほどになれば誰が弟子といはるゝをにくみて他人師のことをとへば其人ももと知人なりしなどよそごとにいひなすもの自他のうへにあまたしれりそれに懲たりといは

ふはよしなき事なり其ひまに神佛をも念じ給ふべきをといふに貞佐笑ひて常にたのむ神佛は守りもし給はめども吾すべて念ずる所なし常に念ぜずして危き時俄に祈りたりとて肯給ふべからねばそれます〳〵よしなきこと成べしといへりしとぞ危きに臨て心を動さゞるは奇特といふべし

○後漢書建安七年下曰是歳越嶲男子化爲㆓女子㆒とみゆ本朝にも慶長年間一老僧弟子を携へて某所(今地名を遺忘す)に投宿す其弟子僧一夜腹痛甚しく朝に及び男根沒入して爲㆓女根㆒老僧せんかたなく其者を其家に托して去しに漸々に顏貌身體も女のごとくなりて終に其家の妻となり子をも產せしと和漢三才圖繪に見ゆるも同日の談なり女の男に化せしことは近年江戶某の士の家婢にありしとめづらしきことにいひはやせしを備中玉島近き邑(邑名失す)に姉妹年を隔てともに男に化せしを正しくしるよし予相識る彼國の人の話なり是は田舍の事なれば人しらずかゝれば聞ゆると聞えぬにこそあれ世にあることとにこそ

○世に轆轤首といふは一種の奇病とすあるひは是を飛頭蠻に混じて數丈の間を徘徊するなどもいふを俳諧師の遊蕩一音といへる男正しく見たる話あり其若き時江戶新吉原にして一妓容貌美なる者を見て卽相接し朝に歸るさ友人のもとへ立より此美貌を撰得て接することを誇りしに集ひたる二三の少年ども皆掌を拍て笑ふなぞといへば予しらずやそれはろくろ首の名有り何のあやしきこともなかりしやといふ一音初は戲言なりと思ひてあらがひしかども友人皆其聞ことの遲きを嘲て止ねばさらば急に實否を見はてんといひて又其席より引かへしてかしこにいたるかの渡部綱が羅城門に趣きし心地なりけんと思ふもをかしさて遊び戲れあまりに醉て一夜よく寐て明はてぬるにかくながら歸りては友人のためにいふべき詞なしと思ひて又其日もそこに暮し此夜は先の夜に懲て醉たるふりながら露計もねぶらず窺しに妓は馴てやゝ心解しにやあらん熟く眠りぬ夜半過る比ほひ一音眼を開て見れば其首枕を離るゝこと一尺計にして垂たるに心得ながらもおどろきてかけ出われしらず大聲をたてたれば不寐の番する男とみに來りて一音が口をふたぎ此まらうどはおそはれ給へり皆おはしませとわめきて紛らはしたればかれこれの妓ども起

人いへり

○伊勢三角儒士の文集に出されし孝子の内に同國蛸路村の醫元伯は母に至孝なるが其介抱の爲にと人の勸るまゝに母の姪女已に五十有餘の者を娶る自はいまだ三十有餘成しに孝の爲に是を厭はず三角翁曰元伯が孝他は能すべし此一條におきては大に難しといふべしとなんげにさることなりこれも續畸人傳にもらしてこゝに擧ぬ

○又續畸人傳に安藝廣島貞佐といふ人の傳をいだすそれは狂歌の流をくむ人の記せるを潤色して擧しなり然るに其後貞佐の男又佐といへるにあひて奇なる狀をきく傳中の事狀よりもまさりて興あれば追てこゝに錄す貞佐船にて物へ行し時某の浦に船泊しに一人の男此由を聞てやがて迎へて吾家へ伴ひたれば家婦も出てさゝ／＼美酒佳肴をすゝめてもてなし厚恩を蒙り今かく夫婦のどかに世を經る由の謝を述ぶ貞佐は少しもおぼえたることなく其夫婦の顏も見しらずいかなることにやとゝへば幾年さきに此家婦は宮島の妓にて此男に相馴又なき中なりしかども金錢とぼしければ相見ることかたく共に死もやせん走りもやせんと悲しみけるを貞佐故有て聞つけ憐みて數十の金をもて其妓を買て此男にあたへしなりしとぞ其折には夫婦ともにしば／＼ま見えしかども心にもとどめざりしが露斗もおぼえず金を費すことはもとより物の數ともせねば恩をかけしともおもはず此船泊の時に聞てげにさることも有しとほのかに思ひ出せしとなん又一時船にて京へ登るに風波はげしく帆柱も折て船危きに及び船頭もせんかたなし各神佛を祈り給へ生死は人々の運に有べきのみといふに一船の人歎きかなしぶこと大かたならず或は念佛題目を唱ふるもあり一向氣を失ふもありしに貞佐も妻子を具したるが其妻痞を發して苦しみしかば主片手にては其胸腹を按じ片手には兩人の子を抱ながら船辨慶といふ謠曲の終知盛が靈義經の船を沈めんとする所をうたふ凡船中にては謠曲をうたふこといたく忌むにましてかやうなる所は言の端にも憚るべきを船人どもゝ大きに騒ぎ防ぐ中なれば耳へも入らざるからに制止せねば思ひのまゝに高聲にうたふさてやうやう風しづまりかゝらうじて某の濱へ船をよせし時伴ひたる人けしからぬこと哉船にて忌むことをうた

夜に紛れて宇治に來れるなりしとぞ執は懼るべきものなり是は同宗の尼僧よく知りて語れり
○五條下寺町某寺（憚て名はもらす）の寺院に無賴の僧有てつひに還俗して七條新地賤妓樓の主になりて有しが年へて後病に苦しむ其病狀あやしきよしを聞てもと相識ル僧さすがに憐にて行て見しに臥ながら手をも觸ずして物を喰ひ口の中にてねり返すさまなり物いふ言はわからず唯おう〱ときこゆるが全クうしの聲なり生ながら變化したるなりと其見し僧予が社中の人に語れり此外此類の話多けれどさのみはうるさくてとゞむ
○續畸人傳闕補しける日入べきを後て聞しかばこゝに擧ソ丹波桑田郡小林村とて龜山ちかきに木匠某が妻長といへる有夫婦が中に女子二人ありていまだ幼きほど夫は江戸大火後造作多きをたのみて下りしが終にかしこにて妻をまうけ音信もせざるに妻は操を守りて二人の女子を養育して縫針洗濯の賃業をして貧き世を堪忍びぬさて夫の愛せし櫻一樹庭外にあるを形見と守り夫に仕ふる心地に木のもとを清め枝をいたはり假初にも人に折することなしかくすること二十年許樹はます〱榮へ二女も生長してそれ〱に身も納りぬかくて此婦身まかりける後櫻忽に萎み衰へたりよりて心ある人は呼で操櫻と稱す非情の草木も人の誠に感通すと同國馬路（ウマチ）の醫中河東白の話なりと播磨の人兒島尙善傳らる
○同國龜山に頗富る商夫有母嚚（ヒスカ）しくて若きより妻を娶ることを肯せず鰥にて六十有餘に及びし時母九十斗にて疾厚きに此男醫藥の事に心を盡しもてあつかふ餘り一日ことさらに禮服をつけて彼東白の所に至り人を避て竊にいへらく母の病に利あらば金錢を惜まずいかさまにも療し給はれとて銀二貫目を出して與ふ醫其志は感ずれども既に九旬の人なれば醫療の術なし又參など用うべき症にあらずといひて歸しつるが再び來りて托すること初のごとし銀をも益して携へ來りしひて術を乞ふ醫陽りて怒て子我をしらず金錢のために醫術に私するものとやはおもふと罵りければ懼れて力なくかへりぬ其後も病狀はげしければみづからはだしにてかけ來りて胗をこふことしば〱なりきつひに母は身まかりしが此にて平生の孝を思ふべしとなん是又東白暫龜山に有し時と同じ

かゞせんなどいひけるとぞ彼火に落しより片輪になりしなど奴か話なりかうやうのことはむかしの因果物語の説とのみおもひ過すべからず

○信濃國にて天龍川の邊某里名を失すの民慮平寛政四子歳に及び四十三歳妻某三十三歳女いく十八歳母勘六十六歳なり父十兵衛七年巳前死せり慮平平生不孝甚しきに父死に臨て必近く變事あらんといひけるが當年に及び母發狂し口ばしりて慮平が不孝の事をのみ說其聲も所作も全く父のごとしかくて母の身に鱗のごときもの出漸々惣體に及ぶ後には天龍川の岸に伴ひゆけと叫ぶ故に止ことを得ず栗丸太の大なるをもて牢のごとく作り四寸四方の窓を開きて食物を入る所とすさて慮平も發狂し其河邊の牢にむかひ得も去れぬことをいひて甚苦しむさまなりとなんこれは其年官へ上書の旨とて其寫しを見し人かたれり

○五條の上大黒町某家に伯母同居せるがよく家事をまかなひて漸昌しに妻を迎へて後此妻伯母に順従せず不貞成しかども出さんもさすがにて伯母を別居させ年に三百錢の銀をあたへんと約しさて日々の食事野菜をも心をつけて參らせよといひ敎ふれども主にはおくる旨を僞りておくらずかくて伯母何となく病み出しにまたいつの程よりか此家婦も心地あしとて屏風を引めぐらして出ず亭主にもまみえず二三日もかくのごとくなればあやしみて強て屏風の内に入て見れば小蛇首にまとひたりおどろきて引はなせども離れずせんかたなく北野近きに智寶院といふ修驗者を招きて祈禱をたのめるに是を退けば婦必死せんといふ死すとも此苦しみは見るに忍びず唯退たまはれと乞しかば壇をかまへて祈ること三日其終り小蛇首を離て婦が口のうちに入て婦は忽死せりさて其時刻伯母も死せりとなん是も同じく子歳なりある人去たしく知りて話す

○舊家の一病僧宇治に安居して有しが一日常に立入る帶賣男行たるに門より片眼盲たる蛇一筋入來る其さま何となくおそろしくおぼえて我去らず芋の荷を打捨て其近き家へ迯入たるが其時病僧は息絶たり其所由を聞くに此僧某國にて衣類の洗濯を托したる女に相馴けるが其女醜がうへに一眼眇なれば僧もいつしかうたてくなりて其所をさりしに跡を追て尼になりて付まとひければいよ〳〵わびしくて又後の所を

とまあるまゝに漁獵をもてあそびとす是夭死の所以なり若以後かたく殺生を愼まばあるひは壽限を延べし此外に術なしといへり是よりふつに殺生を止めしがおのれ十七といふ年父は身まかりぬ我先立て汝が死をみざることのうれしきとなん申きさて十九になりたる年一夜頭割がことく痛みて苦しきことといふ斗なし時に彼塞翁が言を思ひ出て今夜身まかるべしと決せしが夜の明行に隨ひ漸々に痛かろみて朝になりて止しかば閨を出しに家の内の者どもかほを見てあやしみ笑ふおどろきて鏡をとりて見ればかくのごとし是死る代りなりと悟りて醫療をくはへず今五十三歳までながらへたりと語るにさては今も堅く殺生をつゝしみ給ふらんといへば其事に侍ふいつともなくゆるびて此近き年頃はまた折々漁獵するは他に慰むことなければなりといふにそはあしきことなりさばかりの現益を見父も亦いましめ給へるものをといさめて旅舍へ歸りしがあやしきことは其夜此男頓死せり若吾言をげにもと罪に伏したる所にて天刑を示し給へるか官の罪人を刑せしめ給ふも罪に伏して行るなりなどかたらる彼塞翁が神相は予が相識も彼是試みて語れり中には無病の人を見て此月の中を過ず身まからんといひて當れるもありき右の殺生によりて命短しと知ぬるも奇なり顏淵の短命いかにともすべからずといへども先善を行ひ不善をとゞめて後こそ實に修短の命には委ぬべけれ

○吾もと仕ひし奴僕が舊里美濃國池田郡小島庄廣瀨の阪本といふ村にてそこに實右衞門といへる無賴あり一人の母に不孝なること類ひなく折々は脚をもて蹈蹴に及ぶ其のち此母死して火葬するに片腕燒ざりしかば人の見ることをいとひ竊に携かへり藁苞にして楝木につり置他日河に流しもせんと思ひけらしさるに其夜此實右衞門狂亂して騷ぎ迯走り彼腕蛇になりて吾を追といひて門に出るとますます懼れ號叫二鬼又吾を責るとて迯入て火の燃る圍爐へ倒れて苦しむを近隣の者うちよりて引揚しがそれよりは每夜かくのごとくなれば母の怨により冥の責を蒙るならんと邑の人々議して一七日に當れる日村中三箇寺の僧を請し阿彌陀經を誦せしめしかば其夜より止たりこゝに於て此男慚悔して僧となり此世にて現責をうけしは猶母の慈悲なり若かゝらずば永世の苦輪をい

の中に唯一人氣息通ふやうに見えしかば藥を用しに蘇りて和尙の示しなど語れりとなん是も同轍なり和尙は富田にあられば難なかるべきをこゝに來り給ひしは又横死の命なるべし

○一友人かたしく永源寺末下の僧關東に有し日某の野中にて雹雨甚しきに逢ひて辻堂を見つけて休らひしが一婦人の子を抱きたる者同じく駈入て晴るをまつに時うつりぬ僧はいそぐこと有しからに止ことを得ず雨を犯して出行たり一町餘も過ぬる頃あとのかたへ雷の落し音せし程にふり返りて見しに今までやどりつる辻堂雷火に燃上りぬさては彼婦人も小兒もうたれて死つらんとあはれさ限なく吾免しを不思議におぼえぬと話せられぬとぞ然るに近き年洛南竹田街道油小路の下にて四五人雷雨を侘て一茶店に休らひしが其中兩人は何ばかりの事かはとて出行たり人人とゞめしかどもきかず程なく雷近く落たりしがややはれて後殘る人々も南へさして行て見ればさきのふたり路中にうたれて死てありしとぞこれは強て出て災にあふさきの僧は出てまぬかれたり或は隣家へ雷落てこなたの人は震死し其家は恙なきたぐひ年々に聞ことありおの〳〵が命分いかにかもせん

○壽夭の天命いかにともすべからねどもあるひは善により不善によりて延促あるべきこともまたたがはぬことなるべし袁了凡の陰隲錄にも此旨をねもごろに示さるこゝに一話有畑鶴山一とせ津國郡山の近邑宿店といふにあそびてその豪農某にあひたるに其面左方へゆがみて又あるまじき象なりしに其人もあやしく思はんと心得てや吾面につきて物がたり有とて語りしはおのれ十二三年の年父京へつれ行て時に名ある相人郭寒翁に見せしめたり其時は人なみ〳〵の面なりき寒翁見て此兒の壽十九歲に限るべしといふ父大に歎きて遁るべき法もあらんやととふ翁云ひておこなはゞなきにもあらじなれど得行はじとこたふ父たとひ家を傾るほどの金錢を參らすもいとはじ唯此延壽の法を敎へ給はれと乞しに翁勃然として吾は金錢を貪るものとやおもふさるこゝろにてはいよ〳〵敎ふとも行はじとてふたゝびものいはず父旅宿に歸りても唯此ことをのみうれへてさきの失言を謝し再三翁に乞たれば翁さらば敎へん他のことにあらずきく所そこの家村中にゐて他の嗜好なく富てい

もあらぬ詩を書おこせたるが何の榮ぞや近來尾張の士横井也有といふ人六旬の賀を勸れどもせぬよしの文章に妻子こそ悦もすべけれ他人にあづかることかはと書るこそけだかく傚ふべき志なれ又芭蕉門人其角が句集に「七十餘の老醫身まかりて弟子どもこぞりて泣まゝに予に追悼の句を乞ける其老醫いまそかりける時さらに見しれる人にもあらず哀にもおもひよらずして古來稀なる年にこそなどいへどとかくゆるさゞりければ「六尺も力落しや五月雨と見ゆさすがの男なり

○四十を年賀のはじめとすることはさの歌集に見ゆ西土にも四十を賀することと王賓の詩に昔年嶽降產ニ英雄一。誕節奇逢日西東。萬善作レ基天必壽。一恒立レ性德何窮。文章五色鳴時鳳。豪氣千尋貫斗虹。四十古來稀ニ始仕一。桂秋留レ意爲レ君紅と見えたる旨畑橋洲示さるしかるに初老といふことの出所かしこにはありやいなやこなたにても例あることと人多くしらずおのれも近年に及びて或書に菅家文艸を引たるにて見出たり左金吾善相公於ニ宣風坊臨水亭一餞ニ別奥州刺史一と題ある詩に相公送レ君君知否。爲レ我君聞說ニ本因一。裡里一千五百路。星霜四十六廻人。人是初老路何遠下略四十年滿に限らず五旬までの間を云べき證とすべし

○近世の俗六十一を本卦と稱す明陳憲章が詩あり世間甲子是何年。母髩双孺子亦然。十數曾孫羅ニ膝下一。兩三杯酒笑ニ燈前一。尋レ僧野寺花迷レ路。吹レ笛江門月滿レ船。聖主萬年歌不レ足。黃河清了鳳翩躚。即題六十一自壽とあり彼邦も六十一を壽することとみつべしと同じく橋洲話なり

○人の命數は不測のものなり橘南谿の東遊記に越中糸魚川近き下名立といふ所の津浪の話を載られしに生有ルもの悉皆亡し中に女一人木の根にかゝりて有しが息を吹返して初よりのことゞもを語りし旨をしるさる又寛政四子歲四月朔日夜島原津浪のときも溺死の者の中に讒にも氣息ある者は藥を用しかども皆救えざるに四五歲の小兒唯一人存命せしかば三寶村の莊官の宅にて育ふとなり又今は百年前歟浪華津浪の時同國富田普門寺の龍溪和尚人の請によりて滯留の日にて人皆迯走りしを和尚は時なりとて禪客十人と共に座して滅を取れり年八十有餘なり然るに其十人

も過たるを子孫の後榮の爲に身を捨たりさるにかひなくいくばくもあらず和田氏の亡びたるは悲しむべし

○尚齒會の名高きは樂天の會本朝にて淸輔朝臣の會なり然れども其壽數におきては高しとするにたらず唯文潞公の會程珦司馬旦席汝言各七十八是を同甲會といふものや、まされりめづらしきは或人の話せる正德五年江戶の人生島幽軒八旬の賀に招きし人々の齡なり志賀瑞翁（百八十七歳榊原越中守殿内）小森閑齋（百三十六歳同侯内）古結宗軒（百八歳松平肥後守殿内）石寺權左衞門（九十七歳御直參）下條七兵衞（九十一歳御直參）茶人一雲（九十一歳細川釆女正殿内）岡本半兵衞（八十三歳浪人）以上七老也百歳已下といへども精神實ならでは會に趣がたきをさだめて矍鑠の老人成べし

○右之内志賀瑞翁は人よく聞しれりおのれ三十二三の時此翁の三十三回にあたれりとて手向の歌を勸進する人有しがこれは彼延壽の藥方を傳へて賣人其恩を報が爲なりと聞えき此年紀をもて算ふれば正德五年より八十七八年猶ながらへて凡二百七十餘歲なり長壽とは聞しかども二百に餘れるとはいふ人なしもし正德の會の時の齡たがへる歟いぶかしこはとまれかくまれ浪花の陣をも經たる人なればとて其代の事をとふに答さだかならずしひてとひければさることを能記憶するごとく心を用ては長壽は保がたしといひけるとなりおのれ思ふかくのごとくならば長壽も益なし壽を尊ぶは古きことを記憶して其中には有益の事もあればなり自もまた漸々に少壯の非をも悔て改れば壽の益あるをおぼゆべし昔相識下村道瑞といへる老人鶴龜の千萬歲も益なし人は上古の事をもしれば百歲も萬歲にまさると示されしは甚理におぼえしが其後淵明の詩得㆑知㆓千載外㆒上賴㆓古人書㆒といふを鶴林玉露にて見て彼話に思ひ合せし

○近來年賀又追福の勸進を無緣の人にも乞こと流行す心得がたき事なり凡賀も悼も相識のうへ千世も生延よとも身まかるをばまことに悲しともおもへば其意をよむなり所謂秦人越人の肥瘠を見るごとくまだしらぬ人には情かつてうごかずさるをよむ人はいつはりをいふなりこふ人はおのが賀は何百首に及べり高名の人々には誰々などほこるの料とす甚うしては長崎に緣をもとめ異國人の詩をさへもとむるに至るは笑ふべし唐人旅館の徒然に何の趣味もなくよく

づきてみづからも飛込たり見る人驚といへども救べきよしなく忽溺れ死たりとなん大志ある人にはあらねど其廉耻賞すべし悲しむべし

○野客叢書に北魏永平の間元愉が妾李氏を誅せんとす崔光奏して曰元愉が妾懐姙す戮の胎を刳に至るは桀紂の主此事をおこなふ陛下春秋日長しいまだ儲君あらず皇子襁褓夭失に至る是がために李氏が獄をゆるべて育孕を候たまへと帝欣然として是に從ふ是世繼を心とし給ふ故に胎を殺ことを免る夫魏主殘忍の性をもて恣に殺戮を行ふて是を回すべからざるがごとくなれども一たび是語を聞て甚是が爲にいたみ少しく刑禁を弛む然る時は人誰か此心なからん能其機を動し仁念を挽回せば差易耳といへり然るに豐太閤の慘刻甚しからずや近江關白に死を賜ひて後其愛姫三十六人三條瑞泉寺にて戮せしむ刑の婦女子に及ぶは其胎あらんことを疑ふなり若夫此おそれあらば月を經て姙とあらざるを明にして後處置あるべきを一旦の忿を忍ぶことあたはずあるひはまた故人に與みするものありて保護せんことを慮る歟いかにもあれ崔光が所謂桀紂が心を心とせるものなり又ある時大坂にて其秘藏の鷹の放れたるを某町の家婢いかきをもて伏たるが露顯に及び其一町が間の老少男女をいはず皆斬罪に處せられし旨東涯の盍簪錄に見ゆ是を諫る臣なきは諫れば忽災身に及ぶ故歟畢竟戰鬪の餘君臣共に學術なく我意に任せて行へばなるべしされば骨いまだ冷ざるに嗣ほろび廟食を絶事秦始皇に同じきも天理もとより然るべし

○積善餘慶積不善餘殃は古今の通誡又己に出るものは己にかへるの教仰ぎて信ずべし源義朝父を殺せし時其弟數人の童子も皆船岡山にして刑す然るに義朝の殃其身に留らず其子賴朝も亦兩弟義經範賴を害し又賴朝の子賴家實朝賴家の子一幡公曉倶に相害して亡び北條が爲嗣を移さる悲しからずや

○賴朝は魏武に似時政は仲達に似たり政子は呂后に類して妬心の甚しきも亦同じ才氣勇鋭丈夫に勝りしかも其子のために謀らずして吾族のために力を用ふあやしむべし

○三浦大介戰死の年九十八才世に百六ッと傳ふるは謬とぞされどいくばくのたがひめもあらず既に期に及ぶ齡なれば老てはますます壯なるべしといふに

言て復讐を唱ふ是事成ざるによりて其怨を吉氏に洩すなりと己いふ子が謂りは却りて良雄の良たる所なり家國のために謀りて一君のうへにかゝはらざるは妻子が故態にて社稷の臣の分なりしかも事不成しては又亡君のために其遺意を繼で讐を復するなん豫讓が所行にして忠臣の分なり得て二ッながら全きにあらずやと判せしかば客大に服す

○上野國の士人の家に秘藏の皿二十枚有しもし是を破ものあらば一命を取べしと世々いひ傳ふ然るに一婢あやまちて一枚を破りしかは合家みなおどろき悲しむを裏に米を舂男これを聞つけてわが家に秘藥ありて破たる陶器を繼に跡も見えず先其皿を見せ給へといふに皆色を直して其男を呼でみせしに二十枚をかせぬてつくづくみるふりしてもちたる杵にて微塵に碎たり人々これはいかにとあきれたれば笑ひていふ一枚破たるも二十枚破たるも同じく一命をめさるるなれば皆わが破たると主人に仰られよ此皿陶物なれば一々破るゝ期有べし然らば二十人の命にかゝるを我一人の命をもてつくのふべし繼べき秘藥有といひしは僞にてかくせんがためなりと一寸もたじろかず主人の歸りをまちたるに主人歸りて此子細を聞て其義勇を甚感じ城主へまうして士に取たてられたりしがはたして廉吏成しとかや

○江戸兩國橋をいかにも淺ましき浪人妻子を具して通りかゝりしが薩摩芋をうるを見て小兒あれほしといひてうごかずさまざまにすかしこしらふれどもきかず止ことを得ずして芋賣者に乞ら、見らるゝごとくなりされども今錢なししばし貸給はれ其うち錢ととのはゞたがはず返すべしといへどもうけがはずあてもなき人に錢かすべきものかはととりあはねばせんかたなく泣兒をつれて行過る時雪踏を直す餌取さきよりのやうすを見しかばひそかに其人をまねきてあまりに痛はしければ今有所の錢十字を參らせん芋をとゝのへ給へいつにてもかへし給んことは御心のまゝなりといふに浪人とりて押いたゞき思はぬ情をうくる事なりされどもこればかり受たる同前なり用べからずと返す餌取吾かゝるものなればさのたまふは理なれども事によるぞかしたゞたゞと勸れどもうけず橋の欄干によると見えしが兒を引つかんで水に打入妻これはとおどろくを叉足をかきて倶に投入つ

王の御子崇光院より四世なり此前足利義教將軍御位につけ奉るべき御仁體を一休に謀らる歌をもてさとして此王子を迎へまゐらさるゝ由櫻雲記に見ゆ是によりて新井白石翁の讀史餘論にも記されぬ此時南朝後龜山院の皇子小倉宮います南朝御和合の時南北の御末一代づゝかはり〳〵に御位につかせ給ふべき御約にありしかば幸に此時北朝の御末微々なれば南朝の御末にて繼せ參らせば足利氏の信義もたゝんにおもひかけぬ御即位の故に南朝の餘類北畠のごとき怨て蜂起し是より世は戰鬪止ひまなく終に足利氏亡ぶるにいたる若はたして一休のはからひならば事機に暗きことあやしむべし和尚はもと後小松院の落胤なりといふ一説によらばいよゝ吾黨に私すといはざらんやしかも櫻雲記は街巷の小説にして憑むべからざる書なればおそらくは一休和尚の寃なるべし

○享保十七子歳東福寺千人結制の師家象海和尚は高德の名聞あまねし東福の僧堂年來衰廢せしも此和尚の志願により政府の上聽に達し中興出來しとかや其本師は名失す西國に隱れて世にしられぬ人なりさるに結制の前にいたり書をよせて此師家たることを止めて曰請に應ぜられば命期を速にすべし若壽を延んとならば是を辭せらるべしと諫められしが象海も此老師のいさめしる所有べしと信じながら一旦請をうけて今さら辭すべからざる勢なればつとめ給ひぬさて此時天下大饑饉にて會中危懼を抱しかども信施多く會終りしがつゞきて遷化せられぬ彼本師の言違ざりしを人皆驚きたりとぞ其先識のほどはかるべからねど凡よろづの事世出世によらず亢龍の悔あるためしには思ふべきことなりかし

○檗門大眉和尚の法嗣梅嶺和尚といふは伊勢近江の間に開基の寺ども有然も大かた大眉を祖とす其うち伊勢相可の法泉といふは自の開基として壽像有それに施主ありて常燈を供ずこれに付て其寺を嗣れし悟心和尚の話に梅嶺和尚生涯夜燈を消して寐給ふ今像前に晝も燈火のあるは其つくのひ成べしやとありし假初のことなれども應報の理禍を愼む龜鑑とすべし

○大石良雄を誚る人有曰初長矩朝臣に死を賜ひ居城を官に返し奉りて後其弟大學頭殿をもて家を興されんことを訴へしかども事成ざりしかば終に吉良氏を

出雲穴深磯に摩尼組の牧とてあり此地辨慶誕生の所とて産湯の水有其靈を祭る社もあり熊野別當辨眞が子といふは其證なきよし熊野別當は語られぬと記せり東鑑にも辨慶がことかつて見えずと或人はいへり水戸大日本史にも此人の傳は見えず義經傳下伊勢義盛佐藤嗣信忠信あるのみ

○辨慶義經を打て人の見咎る難を遁れしこと義經記に見え世にも傳ふる話なり鶴林玉露の內三事相類すといふ條下に記されし事狀全く同じこゝにしては四事相類すといふべし但虛實は志らず

○應神帝九年武內宿禰筑紫にありて讒をえて殺されんとする時壹岐直祖眞根子といふ人吾貌宿禰に似たるをもて宿禰に說て忍びて都にいたらしめおのれ代て劔に伏て死す此眞根子といふ名をおもふに眞根とはまことに似たるの言にて轉じてはまねぶといひ人まねともいふまなぶも亦是より轉じたる語ならんされば此人の貌似たるよりやがて名に呼べる史の筆にはあらずや神代紀に手摩足摩の意やがて手なづち足なづちと名になれる類を思へばなりのちの世におよびて源氏ものがたりの人名紫のうへ花ちるさと玉かづら浮ふねなどの類歌によりて名づくるもあり髭くろかほる匂ふ宮のごときそのさまによりて名としたるもあるは神代の巻のおもかげ成べしされば式部は日本紀をよくみたりと勅定ありしもこれら其一にやあらん

○古書に三善清行卿を起與也壽とよみて反名居易とみゆ（反名とは妹子を因高史を不比等馬飼を宇合と書る類訓を音にして字をうめたるなり後世名に反切ないふことにはあらず）橘逸勢を万佐奈理とよむよし神鏡抄を引て和漢三才圖繪にいへるも類せり常に清行をきよつら逸勢をはやなりと訓は非歟

○續日本紀大寶三年下に衣縫造孔子といふ名あり慶雲元年下に文忌寸釋加父養老五年下一能ある者に物を賜ふ條我閉連阿彌陀あり此後かやうの名を禁せらるゝことも同紀に見ゆされども唐人の名を付たる類は藤原伊尹公同相如の類尙有べし相如は彼にても藺相如をうらやみ司馬相如とつき公孫無忌魏無忌のごときあればさも有べし伊尹はあまりにや禪家には古法の號を付人あまた聞ふるがさらずともとおぼゆ

○百二代稱光院の御嗣絕しかば後花園院を伏見よりむかへ奉りて御位につけ參らするこれは無品道衿親

歌ざまもよろしき歟また繪によする戀の歌に「いとはれてむねやすからぬ思ひをば人のうへにぞ書寫しぬるとよまれしを右の方より左の歌何ごとにかととがめしに長康隣女を艶して繪に書て逢たることなりと陳ぜしそを五條入道殿の判にかくのみまうしたれば普通の三史の中には聞遠く又陽唐の韻などの人の名にも見るとも覺え侍らず長康誰の人にかなどのたまへり長康は晉顧愷之が字にして書に妙なりき近くは蒙求世説などにも見えたるを顧字をいはざるからに入道殿の心づきなかりしにや其隣女を戀よしはげにも大かたしられぬことなれば昔小西深山なるともに語ひしにつひに考出てしめされしは太平廣記に名畫記を引て曰かつて隣女をよろこびて其象を壁に畫き心にあたりてこれを釘す女むねをやみて長康に告つればやがて釘をぬきて愈たりとなん此比おのれも此書を見しに顧愷之と題せる下に出たり廣記は其比はまだこなたへは來らずやあらんさだめてもとにつきてしられたるべしかゝるけどほきことまでを探りえて歌のれうにも取用られしはいとめづらなることなり此うたは判にのたまへるやうにいひかなへられたりとも聞えねど其學びの廣きはまた其世にたぐひなかるべしよみ口のさしもなきからにあなづらはしう思ひて其説どもの殘れるもとり用うる人尠きにやもし二條家の傳へならねば用ずと思ふ人もあらんあるは歌よみは一筋に唯よむべし迷ふ道なくよむにてたりぬなぞかくしも物みることをつとむべきなどいふ人もあらんかし歌よみは必物よく見るべしといふにもあらねど物見ぬをよきことにしておもひ捨るは又いかにぞや今の世は文の道明らかに草刈童菜摘をとめもよみ書をつとむるものをたとひさまよき歌にてもいにしへにくらく事たがひたることをよみ出てものしる人にあさまれなん此道のために耻みるわざならんといたましきに此法橋をしもとうでゝあげつらふよみうたはよみうたのよきに傚ひまなびは又まなびのよき人にならふべしおのれ／＼がざえの近きかたにつきて成ルとならざるは其人にあるべし物見ねばよき歌のよまるゝといふことはえしらず

○昔年龍艸廬の話に武藏坊辨慶は伊勢渡會氏系譜の内にあり從五位下權禰宜晴親孫僧淨智が子なり辨慶も亦子あり晨尙といふと又百井塘雨が遺書を見れば

す葛城一言主神形醜きによりて晝を憚りて夜のみ役に就く故に遲緩せるを小角怒て一言主神を呪縛すといふ說傳りて故事となり岩橋の歌などにあまたよめり其事は辨ずるに足らざる街巷の小說なれども第一其一言主神を形醜しといかにいひ出しことならん日本紀雄畧天皇の卷に帝狩し給ふ時に形樣全く同じき人出來りしを帝あやしみてとひ給へば一言主神と名のり給ひ俱に狩しあそび給ふと見ゆまことに容貌見にくゝばこゝに現れて帝と同じく見え給んや此時は容うるはしく岩橋を役せらるゝ時に醜きはなぞもし又神通力自在ならば醜くは見えたまはじ一笑すべし

○天智帝御舃一隻を殘して上天ましますといふ說の非は日本紀萬葉集等御違例の間よりのこと詳なるにて知べし

○此比予が蕉文會の宿題に古人を論ふといふ題を出し人々こゝろ〳〵に書すさぶおのれが論る所左に掲ぐ是非はまた見ん人の論に委ぬ「顯昭法橋は國つまなびに深く寂蓮法師はよみ歌にたけたりされば歌合といふごとにかたみに爭ひければ女房達は獨鈷かまくびと名づけて笑ひけるとなん寂蓮顯昭を嘲りてかれがよむごとき歌は筆さしぬらしてよくしてんといへるがまことに顯昭のみならず其代に及ぶ人はをさをさ稀ならんとおぼゆ其身まかられし時京極黃門奇異の逸物とをしみ給へるはさること成べし常の人がらよりも歌の道にかゝりてはわたくしなかりしことを長明入道も賞たりしさてしもおのれはまた顯昭の學びに深きことをよく識人なきが心ゆかでこゝにいささかあげつらふ其古今集の註は定家卿の密勘を添られなじり給ふ所ども多かれど花まひなしにの歌に至りて萬葉の月よ見をとこまひはせんといふをひきてことわられしを卿もいたくめでゝ花もいひなしにと心得てみづからの歌にもよみしははづかしなどまで書給へりき袖中抄はた古き詞どもをとうでゝ說れしに取べきが多からじ近きよに契冲あざりいにしへの學びを唱へられしも此法橋を基にしたまへりとおぼし又國つ學びのみならずからまなびにおきても廣かりけらし六百番歌合の中に寄橋戀を「いざやさは君にあはずは渡らじと身をうぢばしに書しるさばや是は人もしれる司馬相如の故事をとられしにて論なう

しは希代のことゝいふべし發心の初も其器量拔羣の人としらる又其母公愛をさきて求法の志願を遂しめられしも大かたの男子の及ぶべきにあらず儒釋道こそかはれ道を勸るの志は孟母にひとし

○世々の人後世に緣あるあり緣なきありさばかりの人も學者すら記得せざるは緣なきなり緣あるの至極は束帶の像は必菅神なりとおぼえ行脚の僧の像は必西行法師なりとおぼゆ書を學ぶ兒童等菅神を崇めて道風佐理行成の諸公をいはず和歌者流はひとり柿本神を祭りて山邊のうしを祭らぬがごときいかにともすべからず兼好法師はつれ〳〵艸によりて名高く頓阿法師は俗間にしらず義經は稱へて範賴はいはず弘法大師の奇特を仰ぎて傳敎大師の德を擧ず此類いくらもあるべし

○藤原不比等公を淡海公に封じたまへるより或は近江の人なりとおもへるが有俗間のみならず江戸の儒者近江彦根の人の詩集の序に湖中の勝景を稱じて勝地には名士有〻し然るに淡海公以來其人を聞ざりしに今此人をえたりと書るは笑ふべしまづ義を取こと暗し淡海公は朝家の大臣にして其功宇宙を覆へり纔に文字をよみ詩作ることを解する計の人と年を同じうして語るべけんやさて薨後の封なるをしらざるは何事ぞ唐山のことは上三皇五帝より下當今の淸朝に至るまでさしもなき人のうへをもしりて吾生國のいにしへにおきては此公の始末をもかうがへず言をみだりにす是を何とかいはん或儒生韓人に筆語せる時皇國のことを問れて得答ざりしかば韓人嘲しと或人いへるも同じ趣なり不比等の御事は日本紀に見え淡海公に封じ給へることは續日本紀に明らかなり續日本紀の文左のごとし廢帝天平寶字四年八月勅云勳績滿二於宇宙一朝賞未レ充二人望一宜下依二太公故事一追以二近江國十二郡一爲二淡海公一餘官如レ故其後も此例にて封せらるゝこと昭宣公を越前公とし忠仁公を美濃公とし給ふがごとき九公に及べりしかるをたま〳〵淡海公のみ世人文忠公といへる論をしらで封號をもて稱せるによりて取て當國の人とせるは史を窺ざるの誤なり儒家のうち新井白石貝原益軒伊藤東涯土佐谷氏の諸先生のごときは國朝の人たるに不恥といふべし

○役小角久米の岩橋を渡さんとして諸の鬼神を驅役

に此卿の歌妹の身まかりける時にと言書ありて「なく涙雨とふらなん渡り河水まさりなば歸くるかにといふが見ゆ是は冥途の案内おぼつかなき歌なり常に往來し給ふとならば歸りくるかにの疑詞にては恆はず此卿文才比類なきからに入唐の副使の時もかしこにて白樂天と贈答あるべきことを人も望し程のことなり又其母に孝ありしなど史に著る丶をいふものなくあらぬことをのみ傳るはなぞ

○鶴林玉露に本朝の僧安覺がことを記してこと〴〵く一部の藏經をそらんじて歸らんとし念誦甚苦み晝夜を不レ舍遺忘る事あれば佛前に頭を叩きて佛の陰相を祈る是時既に半を記ぬと成したり此安覺のこと本朝文粹にも出といふ人あれども予いまだ探見ず又香月牛山の記有とぞ筑前宗像神社（田島村に在リ一宮といふ）兩部にて開基は卽此安覺なり遺像倚子にか丶り手に筆を携ふ卽手筆の大般若有しが散逸して今百卷計殘るとなん是は山科西向寺南圭といふ老僧の話なり此社は唐山より小松内府重盛公へおくりし陳仁稜が石刻の阿彌陀經の碑ある所なり是は奇代の名物にして摺たる物まゝ世間に傳ふさて此安覺に似たることは建仁寺開祖榮西禪師の肉弟良友といふ僧禪師と共に入宋せられしがかしこにて人にあひては唯紙の續やうのみ問ぬ歸朝して後常に所を定めず行脚して机を首にかけいづこにても筆に任せて一切經を書寫す全く暗記せるなり彼紙の續やうをとはれしは是がためなりしとぞ其一切經は筑前博多箱崎の八幡宮に納りぬるが他に散したるを見しに卷ごとに奥書あり「一切經一筆書寫行人釋良友於二其所一書レ之と某所毎卷皆かはれり或は於住吉松下と記せる卷も有きと是は山科妙見堂に寓居せし慈堂和尙といへるが話なり記憶强き人々もあればある世なりけり同じ筑前に筆痕の殘れるも歸朝の順路故歟

○本邦よりかしこへ渡りて名をえし人官人には吉備公安倍仲麻呂是は續日本紀にも既に記されたり仲麻はかしこにても其代に名を得たる人々に親しく交を結ばれしは本朝の光輝といふべし風波に障られて歸朝かなはず歿せられし時貧しかりしも官に居て淸廉なりしにやとおぼし僧家はかしこにて用られし人多かるべし中にも大江定基入道寂照は新發心の人なるに求法のため入唐しゝかも彼帝王の尊崇にあづかり

かるべし彼傳衣の說をうたがひて此異說を作るといへども今現に傳る所の徐璉が圖件の說によりて書きしものなれば圖像の據とすべし又近世鷹峰卍山和尚の錄にも件の傳衣の事故を載らる數十年前假初に見てさだかにはえおぼえず世に人のいひ傳ふる「唐衣さしてきたのゝ神ぞとは袖に持たる梅にてもえれといふ御歌といふも卍山の錄に載られしかと覺ゆ又竹苞主人話す臥雲日件錄文正元年丙戌九月廿四日咲雲來話の條天神參二無準一像大唐亦畫レ之以賣云々私言かしこにて關帝の像を尊崇する類ひにおもへる成べし關帝もまた靈顯れて參禪せられし說ありて相似たることなり

○或寺の開扉に水鏡の天神の像あり御自作の由をいふ其緣記は天拜山に登り天帝に祈請し旣に上天まします時に水鏡を見て作り給ふよしなり其像雲上に忿怒ましますさまなり可レ笑此期に臨みいづれの所に材をもとめいづれの所に彫刻し給ふや雲中より投下し給ふや其寺は大刹なるがかゝることを說は他の寶物も贋物の疑ひを生ずといふことをおもはざるかついでにいふ又或寺の寶物に聖德太子と達磨大師片岡山にて互に其像を書給ふよしの兩幅有て上にえなてるや片岡山云々いかるかや富緒川云々（此歌は人口にあり是は拾遺集に出たるごとくなり日本紀には數句多くして長歌なり）此兩首の贈答を題せるは尊氏將軍の筆といふ太子飢人に面會し給ふ時互に書をなし給ふといふが笑ふべきのみならず其讃を後世尊氏の書れしといふ取よりもあまりなる傳說にて論ずるにたらねども惣て僧徒の僞を傳ふること識者のあざけりをうくるがいたむべきものなり緣記など見[illegible]く間に脊に汗出るもの尠からず

○齋明天皇冥府にして本田善助（ヨシスケ）にまみえ給ひ「わくらはにとふ人あらば死出の山なく〳〵ひとり行とこたへよと宣けると傳ふこは古今集にある在原行平卿の歌「わくらはにとふ人あらばすまのうらにもしほたれつゝわぶとこたへよといふを引直せるなり齋明の御製日本紀に出たるを考て其代の體にあらざるをも知べし

○小野篁は閻王の化身にして常に冥府に往來し給ふといひて五條（今の松原通なり）の東に死の六道上嵯峨に生の六道といふは出入の穴有し所なりと傳ふ又世に閻王の像といへば篁の作なりといふもの多し然るに古今集

閑田耕筆巻之二

人部

○凡人の受得たる所の禍福いかにともすべからざるものは佛家に因果といふこの種子ありて此菓を得るの謂なり菅神の冤をうけ給ふこと是歟藤左府の讒によりて筑紫に左遷し給ふは御生存の日の冤なり薨後雷電の變をなして禁中を驚し給ふといふ浮説も冤なりとにもかくにも冤を免れ給ふことあたはざるをいかん嗚呼神は忠良才能比類なくおはしますことはいふに及ばず其配所にしても朝家を重し御身を愼たまふことは御作にて知べし今記得せるは去年今夜侍ニ清涼一。秋思詩篇獨斷レ腸。恩賜御衣今在レ此。捧持毎日拜ニ餘香一また或時は都府樓僅視ニ瓦色一。觀音寺唯聽ニ鐘聲一とこれは一歩をも動さず閉居ましますなり世に朝家を恨み天拜山に祈りて上天し給ふと傳ふるものと天淵のたがひをえるべしされども此冤によりて千載の今なほ貴賤をいはず尊崇し奉ること所謂地によりて倒るゝものは地によりて起成べし

○渡唐天神の像といふは菅公薨後宋徑山無準佛鑑禪師にまみえて衣法を授り給ひし圖像とかや事實は相國寺瑞溪周鳳和尚の臥雲夢語集に（此書珍書にて世に多からずたまたま竹仙主人示されて見つ）受衣記といふものを引て委しく記さるれども今は是を略す其奥に應永二十七年庚子甲斐武田此像を圖して洛下諸師の贊をもとむ又是より先天龍開山の徒普觀庵主京師に居れり同參佐庵主築紫より天神の畫像を贈るいまだ披きみるに遑あらず壁間に投す翌日醫僧眞知客來り話す某天神を夢む袖に梅花を挿肘に小袋をかけていはく我無準に參して衣を受云々不知何の謂ぞと普觀驚て曰昨日天神の像を得たりと便侍僧に命じて取來らしめ是を展れは圖樣眞が說所のごとし二人稱嘆して不已既而悟心椿庭和尚作贊因て此事を述ぶ爾よりこのかた人多此像を設云云（以上夢語集）今妙心寺中雜華院の什物に明徐璉といふ人の書せる像に本朝の僧東福寺の了庵桂悟禪師贊を作れるを同時詹仲和といふ明人書せるもの有て是此像を書きし初なりといへども前の像と年記いづれぞやと思ひしに同時なりとなん或は王仁の像を誤りて菅公と傳へたるならんといへる說有は西土の服を着手に梅花をもち給へればいへるにてたしかなる證はな

志らす

此外の屋も有しや記得せず其後本町（伏見街道ないふ）七條の南にうつりし所は高杉亭安といふ老人志りて語られしそれも又いかなる故か有けん舊地の半町餘南にうつしたれども荒廢して昔の形見に殘るものも見えず蘆の丸やの肖像も近比鳥羽實相寺といふ卽翁の墓所へうつしぬ唯柿園の石誌あるのみさて彼法華經はいづこにかかくしけん近き比濶とてあまた出し細書にして一小冊に全部を盡す毎冊奥書ありて共に印刻す翁の記せるなり如左

奉納報恩藏千部之內也

これは人丸赤人を始奉り萬の歌仙は申に及ばず過去現在未來の歌よみ連歌俳諧に至るまで此敷島の道に心をよする一切の貴賤上下道俗男女殊には麿が御恩を蒙りし尊師連の御菩提皆具成佛の御爲なり

南無三寶　諸天善神

慶安三庚寅稔正月二十八日　長頭丸敬白

あはれに殊勝なる書さまなり板短冊もまた持る人ありてみしが官家の書は地を金にだみ凡下のは色繪など有し吾見しは俳諧の發句なりき今をもてみればをさなき物數奇なり俳諧を盛に弘められしかばかゝる好みも俗にちかくまうけられし成べし

閑田耕筆巻之一終

條街のものなればなり其後近江に住又洛南に閑居せればなり聞わすれたる歟今は心もつかず然るに老禪祖芳和尚の話に過し天明六年午のとし四五月の比より鳴動す其音甚あやしといふ人ありしが九月六日の夜丑二刻斗聞つけたり如鼓聲四段に鳴て以上十二聲なりし其夜三條橋大水にて損したれどもかゝるかろ〴〵しき事の故にはあらじ同八申の年平安大火の前兆ならん百錬抄に平家都落の時將軍塚鳴如レ鼓ト見えたるにあへり世の大事といふ時はかゝる成べし凡天變地妖天下の安危をあらかじめしめし給へども人の心つかぬなりとぞ

○法住寺の御所より新熊野社へ御舟にて南へめぐりて詣させ給ふやうにかまへしもの歟今其御池のあとを池田町といふ義仲法住寺殿をせめし時御舟にて遁れさせ給ふもこゝなるべし泉涌寺の松原の北のかたの田に大鳥居の名殘れり御社は南にむかひて建られたるなり今も然り昔は嚴重の經營にて山伏あまた守護すとかや今彼村の農民先祖はしらず數百年土着して三百年斗以後の者は新入といひて村役は持しめず集會の席などにも卑しといふ故にさらば古き家は山伏の子孫成べし御社おとろへて守護の山伏農民になれるならんといひしかば手を打て誠にさも侍るべし傳れるものに古き金杖などはべりといひつ此御社のめぐりの田の名に坊の名などあまた殘れりとぞ村中に祓殿の辻などいふ名もあり

○新日吉の社の經營もまたいかめしきこと古繪圖にて見たり其後豊國社とかはりそれ破壞して又もとの日吉を勸請す轉變定めなきこと所々皆かくのごとし

○右はおのれが幽居のわたりなれば案内をしりて記す此ついでに近世貞德の翁の柿園の事をいはんにこれは北村季吟法印のつぎねふといひて山城の名所舊跡を集られしものにくはしくいでしを其書寫本にて人のもてるを見しが寫しもとゞめず今所在をしらず柿園は池田町寺島吉左衞門といふ瓦棟梁の地面にて即おのが閑田廬の合壁北隣なり貞德翁此家にゆかり有しかば作られしなりと彼家の話なりつぎねふに見ゆる趣は報恩藏といひて法華千部を收む（此翁は日蓮宗の信者なればなり）吟花廊といへるは繪馬舍に似て貴賤をいはず歌連歌俳諧等を板短册に書て掛たり廬の丸やといふは翁の盧の葉もたる肖像を納む（私云もし是は翁の歿後作れるか生前あらかじめまうけられしか）

人の墓もありとぞ又肥後神璽寺といふが開基を神璽和尚といふ是安德帝にてましますかといふ此寺住持あらず看主にて相續す住僧と名のれば死と云其寺に劒あり御持物なるべし請雨に驗あり又平氏の墓も有といふ畢竟決しがたき事なれども異聞に備ふべしとぞ又或説に肥後東南五ヶ山といふは平家の族遁隱れし所にて村中皆先祖の稱號を傳へたり其氏神と崇る社は安德帝を祭り御璽は寶劒なりといへり因に一説有緒方三郎は無二の平家の方人なるに俄に心變せしといふは實は平家の勢とてもさゝふべからざるを知りて帝をはじめ奉り一門の然るべき人々を此五ヶ山に隱せるがための謀なり其後つひに戰まけて入水せるは皆其さまを眞似たる人なりといへり奥州の泰衡が賴朝卿に從ひて却て義經を蝦夷に落せしといふ話に似たり是尤實否は今定がたき事なるべし

○近江野洲郡江部の庄に涌水有江部北村永原三邑の間に水道を通じ田圃を潤し餘波數村に及ぶ是を妓王涌と呼ぶ北村に妓王寺あり予四十餘年前その庵に至りし時守僧の由緣を語りしは妓王妓女はもと此莊の產にて父を江部の九郎時久といふ平家の家士にて熊野合戰に戰死せしかば母刀自兩女を抱きて此里に蟄す後清盛公の寵に遇ひし日何にても希望の事あらば速に成就せしめんとありしに妾望所なしたゞし郷里水に乏しく旱魃の憂あり願くは此田園を潤すべき謀をなし給れといへりこゝにおいて大に功を興して永世不朽の涌水を堀て其利今に及ぶ女の望には奇ならずやされば妓王は此莊の產土神の託生にて其生存の日は神の託宣を祈るに驗なかりしといひ傳ふ涌水の源は三十丁斗西野洲河より地中を通じて水を引たるものなればなみ／＼の工夫をもて成就すべからず其代の平家の勢いちじるしなどかたりしは其寺の緣記に志るせしなるべし何ぞの軍記に見ゆることにや考得ず平家物語にて見れば此兩女は種姓も志れざる舞妓のやうに見ゆるを此說はさも有べきことなりおのれが志る所にて清泉の溢れてみゆるは此所と洛西大通寺の門前櫛笥に志くものなし

○平安東山の將軍塚は國家鎭護のため土偶に甲冑をかふむらしめて埋給へるとは世の志る所なり纔にも變あれば必鳴動すること世々たがはず予幼き時は地震にもあらでこだまのごとくきこふるをおぼえぬ三

とに險隘其河流駛しかも東岸高く西卑ければ階橋をたて、登りて籃に就椿原は是よりも猶危しとぞ記者中山を賦せる古詩の歌體長篇あれど事繁ければ渡しぬいにしへ衣笠内府の御詠とて其所につたふるは「徒にやすく過來ぬ山藤のかごのわたりもあれば有物をおのれにも歌をこはれてとみに口ずさふ「波分しまなし堅閑のふることも斐太にありてふ渡りにぞ思ふ

○佐野儒士の話阿波にて祖谷山の邊深山幽谷に村里多し村といふことを名といふ其所にて然るべき者を名主とよぶ下の民を名子といふ東大寺の古文書に村を名といふことあるにかなへり又諸侯を大名といふも名主の大なる心成べしとぞ

○同話に此名主の中に門脇宰相の子孫といふもの山あまた持たるあり又祖谷の並びに木屋平といふ山に劔權現と號る社有安德帝の御懷劔と御髮を納めし所といふ實は御出家にてながらへまし〳〵けるといへり凡此帝の御名蹤をまうす所猶二所あり豐前小倉のうちかくれ蓑といふ里に安德庵といふは御落飾の後かくれ給ふ所にて四十歲餘まで御生存と傳ふ近侍の

水を游がしむれども或は駄を解をまたずしてよく渡りし牛もありしとか馴ればなるゝものなりなゞ彼記に猶つばらかなり記は高山の人田元義なる人著せり眞名文なるを今要をとりて和す且其詩に「蒼藤織作橋千尺人似ニ龍蛇背上行ー」の句有てさこそと親しく見るこゝちせり同郡茂住村益田郡大島にもまたありといへり籃のわたりは吉城郡中山村に在て神通河に架す川の北は蟹寺（カンデラ 里人カンテラと稱ふ）村とて越中の南鄙なり籃渡とは橋にあらず西域傳にいへる度索といふもの歟其地兩岸絶壁にして河の流れいちはやく水に航すべからず岸に橋すべからず故に大索三筋を張て岸に架し懸るに小籃をもてし人其中にうづくまるを籃に兩索ありて前岸曳レ之後岸送レ之南北より相助ケからうじて渡る土人は男女をいはず手をもてみづから索をたぐりてたやすく行かひすること神のごとし籃は木を揉めて幹とし底は藤をもてめぐらし編こと蜘のあみを結ぶがごとし三の大索月毎に一筋を更るといふ其往來のしげきこと知るべし飛驒より越中に行道あまたあれど此道便なればとかや此際椿原荻町共に此國大野郡にして此籃もて度ること同じ荻町は其地こ

にやとも疑ひしが此船人のいらへにてあやしき物としりぬ其後又是はなぞととはまほしかりしかども船中にてはいたく物忌すれは默しぬ按るにこは船幽靈といふもの歟よるは火の光見えてしきりに船を漕よせてあるひは檜杓をこふ事有其時應なきものを與ふもし應あれば海水をこなたの船へ汲入てつひに覆すといひ傳ふ此外船中の怪異聞こと多し溺れ死したるもの、靈おのがごとく船を沈めんとするなりとぞことに七月十五夜十二月晦日夜は諸船往來せぬがならひにて此兩夜は海上に怪しきことあまた有といふを何某の船頭強氣なるものにて試みに船を出せしが果して風波さわがしく鬼火あまた見え叫ぶこゑなど所々に聞えおそろしさ言にもつくされずと其船頭鈴木修敬にかたりしとなりまさしくおのが彼こゑを聞しにて虚妄ならぬをしりぬ

○幽靈のついでに思ひ出しことは江戸某の檀林に一僧の靈有學力ある住僧あれば必出て見ゆ一代の和尚夜本堂に登らんとする時是にあひて忽商量す心法性元淨忘念何によりてか生ずと有りしに靈にらみて厲小僧めがといひし和尚心よからざりしがほどなく隱居せられしとぞむつかしき靈といふべし

○懸崖絶壁數十丈屹立し下は急流迅瀨にして柱を建べからざる所奇巧を用て橋をわたすもの甲斐に猿橋信濃に水内の曲橋など圖を見其話をも聞しが曲橋は信濃地名考に出たれば更にいふべからず猿ばしは圖を寫とめざりき其所由は猿のたくみにならひてかけそめたりしとかやこゝにまた此頃飛驒の人田中記文といふが訪來て其國の藤ばしかごのわたりのことをかたり且記せるものを示さる藤橋三所有其あらはれたるものは吉城郡舟津町村にありて高原川にわたす東西各民家あり西を朝浦といひ東を東町といふ川の兩旁石崖突出せる上に架たるものにして歳ごとに近縣の民相つどひて改作る長三十三間餘濶數尺一柱を建ず藤を經にし木を緯にして織こと席のごとし往往木を横へて歩を進るの程限とし兩邊藤索を張て欄干に代ふ是を攀て渡るべし然も風に觸てゆらめくからに行人難みあるひは匍匐て前むこと能ざるものあり土人は重きを負ついたゞきてしかも彼程限を踏て進むかつて一歩をあやまたず或は雨夜に燭を執らず木履を穿て行となん狗もよく行牛馬は常に馱を解て

○南部七戸に六里四方斗の野ありそれに年々の二月の末に狐隊といふこと有其邊の人はさゝえなど携へて見にゆくおよそ空薄曇たる日なりあらかじめ窺ふに狐ども出て飛ありくさまあれば必其日にて初に二三十の狐出るを人々高聲に褒れば頓て城郭の形顯はる是は二丁斗のかなたに見ゆさて甲冑を帶び馬にまたがり陣だてをなす凡二百斗に見ゆ又こなたより頻(シキリ)に聲をかくるほどにやがて諸侯の行列をなすことふたゝび一度は松前侯の行粧一度は津輕侯のさまをまねぶなり彼城郭陣立などは厨屋川の戰の昔をまねぶ歟此野の狐はこれらの事より外に見ゑることなければなりといへりたゞこなたの見る人多くて聲をかくるも志げゝればかしこの人數も多く花々しく見え人もこゑも少なければさびしとなん是も重厚まさしくみしよしかたられぬ

○邊部にはかくあやしきことあるも疑ふべからず出羽は陰地にて常に曇がちなりさる故に人も陰氣にて幽靈の出ること多きよし橘南谿の東遊記に記さる松前の奥の蝦夷地もまた然りと傳へ聞ぬはた唐山も同じき歟往年長崎に來りし唐人病人を療するがために願ひて町家にやどりしことありしに（もとは唐人平常町家に來り遊びて飲食などもせしよしそこに住し人老の後話せし）其隣に新死の女のありし家を夜々うかゞひしを何ことぞととひしに幽靈の出るを見んとおもひてなりとこたへしこと廣川醫士の筆記にも見ゆついでに又まさしく予があひたりし怪異をいはんに今は十七八年前讃岐の金比羅にまうでゝ夫より嚴島に遊んとする海路おんどのせとゝいふ所を過て船をとゞめ天明をまちて出せしに二三里斗も過ぬらんとおもふ比船頭俄に人語を制す何事ぞとあやしむに烏帽子のごときもの浮みて船に行違ひたりさて後なぞとふに船人彼物と斗こたへしは鱶(フカ)なりと志られぬかのゑぼしのごときは尾の先の顯れしなり是は船を覆へしあるひは人をもとれば大きにおそるゝなりさて怪異といふは是にはあらず此ものを見ていくほどもあらず東北の間とおぼしきかたより十三四斗の童子の聲してほい〱と呼ぶこと三聲船人また手して人の物いふをとゞめて彼方に向ひよいはそこにをれ〱といふ其日は雲霧深くて四方かつてみえずはじめは友船のよぶにやと思ひしが影も見えねばまた霧のかなたに嶋などありて鳥の聲の人語にまがふ

日本のはてといへり但し田村將軍征夷の時弓のはずにて石の面に日本中央のよし書付たれば石ぶみといふと云々信家侍從の申しは石の面長四五丈斗なるに文ゑり付たり其所をば壺といふなり私にいふみちのくには東の果と思へどえぞの島は廣くて千しまともいへば陸地をいはんに日本の中央にても侍るにこそ以上袖中抄と見えたるにあへりさて猶思ふに將軍奥羽の蝦夷を平給ひしが猶異國までも從へてこゝを中央にせんとおぼせしにやあらん今仙臺城下市川村多賀城の古跡に壺碑とよぶは鎮守府の碑とかや或人はいふ上に西字あるは是西の壺碑にて南部なるは東碑なりと此は西の字に付て說をなすものなれども壺の名義壺川によるべければとりがたし「いしぶみやけふのせば布はつ〳〵に逢見ても猶あかぬけさかな是は袖中抄に出たる歌なりまた「みちのくは奥ゆかしくぞおもほゆるつぼの石ふみ外の濱風といふもともに南部にてよくあへり

○同じ話に末の松山も南部地五戸今福岡といふ所にありて其上を波打峠といひ貝の化石も有といふ是は心得がたし波のこえぬ所故に末の松山波もこえなんと誓ひの言によめるなり誓ひにはあるまじきことをいふが常なり然るを波打峠といひ貝の化石ありては誓にはとりがたしたゞし松山は實にこゝなれども後人此うたを心得損じて波打の名を負せ貝石など附會せしにや尋ぬべし仙臺にあるは後世の作りものとは誰もいふかし

○同じ話に森岡の城下にたゝら山といふ小山萬葉集中にあたゝらの根にふす鹿ともあたゝら眞弓ともよめる所やといふ今獅子社と號るが有もふす鹿によせ有て覺ゆ鹿を俗にゑゝともいへばなりといふ果して此所かゑらず錄して例の後勘に委ぬ野田の玉川も南部に有仙臺にあるは實にあらずといふ

○森岡城下に七月十四五夜樺火といふこと有て魂祭の手向の火といへり樺の皮を廻り二三尺斗に卷て高サは一間有餘或は軒にも及ぶ大小定らず町家の門々兩側に建て是を燒此中を諸士馬に乘て馳通るこは馬に火を馴しむる習煉とぞいとおびたゞしき事なれども昔より此火にて燒亡の事はなしといへり樺は鵜飼の篝にも用ゐて此火は水を得ていよ〳〵もえまさるものとなん

こえ明るあした見ればもとのごとく起直りて次第に繁茂せりと同じく百如律師其ほとりに庵居して正しき視聽の旨をかたらる又男貧規其邊りをよく知りて話す此社の北の方山崖の巖の中より三尺計の椿二股なるが生出たり昔より此樹如此といふ其二股片枝は枯片枝は繁茂す年によりて又枯枝繁茂しかはるなり其繁るかたにあたれるさとは田作實のり枯たるはよからずとしまさきに替ることもあり二年も續き片枝のみ繁ることも有いとふしぎなりもし此木全く枯る時は神此社にいまさじと神詫有し由村老はいへりとなん

○先年伊豫國宇和島領上之灘尾端串浦社の神木を伐らんとする時白衣の人四百人計來り止むれどもきかず伐りて船に積たる時此四百人やがて船を乘沈め吏及び人夫共に沒死すと或人語れり又吉野上市の上ミにて俗稱いもせ山といふに社あり其神木を伐て賣しに伐たる者をはじめ其材を買しものまで祟をうけ或は狂亂し或は病惱して數家皆死絶たりと其所の人話せり右青木明神の奇靈とひとし凡神靈は疑まじきものなり此頃山庵雜錄（明人恕中無慍禪師の著述なり）を見しに世人局ニ局其耳目之所ニ及耳目之外以爲レ誕吁と示されしはさることなり

○西岡鷄冠井といふ里の田地のあざなに大極殿といふあり長岡の都にて作られける舊跡なり其古瓦稀に地中より出るよし門生源詮の話なり

○鳴海驛山父といふ老人の話に今八橋といふは實の古跡にあらず今の所より三里計東に擧母といふ所あり其田の路に小橋あまたあり此所なりそれより細川といふ所へわたる細川は和名抄に豐川といふ三河の其一ツなりと岡崎六所明神の神主大竹大膳といふ人古義を好めるが九十の老人にて今よりは五十年前の話なりといひき何ぞ考ふる古圖古記文にても有しやしらず唯聞まゝに錄す

○重厚なる人東奧行脚の話に壺碑は南部地に入て七戸より野邊地の間にあり壺川といふ大河に壺村といふ小村もあり其傍に千曳の社といふもの是壺碑を納めし所なりといへるは謬にて是は千曳の石といふものを埋めて祭れるなり碑は百年あまりのさき大水に流れたり砂石に埋れしならんと傳ふるとぞ予案ずるに袖中抄に顯昭云陸奥のおくにつぼの石文あり

古樹今も繁茂せり澁谷崎は二上山の北の尾のうみに臨む所をいふ射水河は水源飛驒山中より出て當國礪波郡井波といふ所にいたり細き谷口より流出るが水勢甚急なりさて其水二流に別れまた末にて合し一大河となるを射水河と號く兩峯相さることと四百間計とぞ

○同じ國名子のうらは今放生津といひて名にも似ず漁家三千餘ある其東北の一町を名子町とよぶのみむかしは此邊より牧野といふわたりかけて名吳の浦なるべし牧野は南朝の將軍中務卿宗良親王三年がほどおはしませし所なりなどいふげにこゝにゐませしからに越中宮と申はた其御作歌にも「今はまたとひくる人もなこのうらにしはたれてすむあまとしらなんといふが李花集（御家集なり）に見えたるにあへりまた「ふるさとの人に見せばや立山のちとせふるてふ雪のあけぼのといふ御うた其所の口碑に傳へて牧野の北の口に少したかき地を雪見岡といふ猶此邊に親王の御名ごりを申所これかれありとかやかの射水河も此邊より八九丁の間にて又四五町にして北海に流入とぞ

○近江坂田郡番場驛より八丁北に能登瀨村のとせ川あり萬葉第三に「さゝれ浪磯越道なる能登瀨川音のさやけさたぎつ瀨ごとにといへる所なり此歌のごとく今もあまた所に瀧落ていさぎよしと百如律師の話なり私に案ず古く近江と注せるを代匠記に大和の巨勢か又こせぢは越路にて北陸道にや能登瀨川は能登國にある歟ともみゆ然るに同萬葉集第十二に高湍なる能登せの川とあるは古訓たかせとよめれどこせと讀べしといふ說は從ふべし今の歌も近江にして二の句穩かならねば大和なるべけれど地景のあへるも亦一奇なり又こゝを青木の里ともいふあふきと稱ふ「こがらしの風のふけどもちらずして青木の里や常盤なるらんといふ歌も有こゝに青木明神とまうすは相殿大梵天王古は大社にて今も數村の產土神となん因に奇話あり一とせ請雨せしに林頭より水氣のぼりて他よりは失火の烟歟とて見さわぎしほどなりしが大雨ふりて其あづかる村々のみ潤ひける其時拜殿に人々會集せし所へ一尺計の白蛇出たるも不思議なりまた或時大風にて數十本の樹倒れながら五十日計をへしかば幸に賣んとせしに一夜何ともしらず物音村中にき

集近江とあるにあへるを契沖師の吐懐篇に「梓山みの丶中道絶しよりわが身にあきの來るとしりにきといふ曾丹集の歌を引て美濃にあることさだかなりとみゆたゞし此邊東南の嶺〳〵近江美濃引つゞきたればまがへるにやいかゞおもへるととへり予こたへて此曾丹集の歌をもて見ればげにも美濃なるべけれど梓山をへて美濃にいればかくはよまれしにや今正に近江にあれば疑なく古説に從べしといへり予先に吐懐篇に補注を加へしかども其所をしらざれば論せざりき是等のたぐひも諸國に有べきことなれども其地に至らざればしらずせんかたなし又不審なることあり後京極の御歌に「遙かなる三上の山をめにかけていく瀬わたりぬやすの川浪とあるは道の記の御歌なれば違ふべくもあらぬを三上山はたゞちに野洲(ヤス)川の東岸にのぞめりしこれも三上山を遙に御覽し來らせ給ひてさて野洲河に臨せ給ふとうけ給ふらん歟然らば梓山みの丶中道とつゞくに准ふべし

○位山はなべての名所集飛驒と記せるを六帖に「衣手のいろまさりつゝ信濃なる位の山は君がまに〳〵といふうたあり契沖あざりの吐懐篇に此歌によれば飛驒にあらざること明けしもしは伊勢物がたりのかふちの國いこまを見ればといへるも伊駒は大和勿論なれども西の方は河内にもかゝればかうかけるやうに信濃ながら飛驒にもわたるにやさりとも大かたにつかば猶信濃とぞ申べきと判せらる然るに此ころ飛驒高山加藤氏の書音に位山當國大野郡宮村にありて東信濃境まで十二里南美濃境まで十七里西美濃境郡(グ)上(シャウ)越前加賀境迄各十二里斗北越中境まで十四里にして國の中央にある山なりあるひは信濃とも美濃とも記せる書あるはいかにやといへり美濃といへる書は予いまだ見ず何を證に出せるにや凡古今屬國のたがへる類ひは右にもいへるごとくなれどかくのごとく正しく國の眞中にあれば六帖の歌もおそらくは都人の聞たがひ成べしむかしとても聞たがひ有べければ一首のうたをもて現在の地理には爭がたし

○越中國布勢の湖は家持卿のうた萬葉集に見ゆるに付て其邊の地理を國人にとふに先かの卿を祭れる社湖邊にありて御蔭明神と稱す多胡のうらは今湖をさること半里餘にして陸地の一邑となれり此間の湖水は埋れて田となりし成べしたゞ名におふ藤は大なる

殘れる古歌左のごとし

作者不知

大嵩の篠吹風に空はれて
鏡の山に月はくもらず
右鏡山は此邊にあるなるべし

五辻兵部卿宮

祝子(ハフリコ)が絶ず注連(シメ)引(ヒク)朝日山
よゝに曇らぬ影を仰て

九條殿御名可尋

たのもしな綿の御山のいともかく
守こし道の跡はふりせず

清輔朝臣

露ふかき朝日がのべにをがやかる
賤が袂もかくはぬれじを

藤房卿

余所よりもゆふべ〳〵は風戰(ソヨ)き
月かげ涼し篠の谷川

今の社地を馬見が岳といふは牧の馬を檢する所なりし故なり日野の名も朝日の野を略き稱へしなりなど話多し又ついでにいふ貫之うし木工頭に任せられし事は補任に天慶八年三月と見ゆれば是にあへり從四位下に進れしことは他に考ふる所なけれども是を證とすべし九年に逝去にていくほどなければ記錄に洩たるならんかし此所昔は杢寮の領地にて檜物庄なれば寮頭にて梁簡をも記し給ふならんといへり

○俗諺に歌人は居ながら名所を知といへるは古歌により古記文によりて知のよし成べしされども古今に國郡の違ひもすくなからず高槻むかしは山城にて萬葉集黑人の歌に「とく來てもみてましものを山城の高つき村の散にけるかもとあるを今は攝津に屬し木曾はもと美濃に屬せしを後は信濃にて中世の歌にも信濃なる木曾路のさくら咲にけりなどよまる又山城の北極大布施大悲山は其佛具の銘には皆丹波桑田郡と記されたるよし名所にはあらねど類すへし又古今變改はなけれども貴人の聞たがへ給ひしもあらん伊吹山は近江なれども八雲御抄には美濃と記し給へり大山にて美濃にも薄りたればたま〳〵其下をかよへる官人も美濃とおもひて聞え奉れる成べし是につきて此ごろ彼わたりに遊びたる門人の道の記を示して柏原より今の道一里斗をへて西の山中に大なる谷川有梓川といふ里ありて同じく梓とよぶ梓杣は諸名所

所改葬の時こぼちし故こぼち塚といふを訛てこぼしとはいふならん今鬼が窪といふ所あるは皇子が陷を誤れりとぞ參考太平記に惡事高丸がこぼち塚とあり義經記に田村丸高丸退治の事を引ども正史に見えざればこは僻事とおぼしはた此邊より日野わたりまでは三里計を隔たれども大かたに東の山とは書れたるならんといふ

○推古紀又聖德太子傳に見えたる人魚塚は小野村といふにあり天智紀に近江國置レ牧放レ馬と見ゆる其牧は岡本より東の山をいふ同紀天皇幸二蒲生郡匱邇野一而視二宮地一とあるは今檜物庄とて日野近き十二村の地名なり新六帖に光俊朝臣「あふみなるひものゝ里の樺ざくら花をばわきて折人もなしといへる所なりとぞ

○日野大宮といへるに紀貫之うしの梁簡銘あり本書はいつ失ひけん今ある所寫したるものなれどもいと古びて虫ばみたり近年其攝社を再建せるときはからず取出せりとなん乃左に志るす

天慶八年梁簡銘

大嵩社者。天穗日命神世之古趾也。於レ是欽明天皇御宇六年。觀レ瑞以創二祠於錦嶽一。其後天武天皇白鳳甲申。仰レ德更作二時於篠谷一。而奠儀竟備矣。雖レ然赤烏早翔兮。春雨點二其瑤一。玄兎速過兮。秋露疵二其瑤一。淸宮既廢矣。故今復上レ棟立レ柱以全二其佳躅一。因以祝冀。明讃朗融四裔定焉。良弼協和。八荒安焉。四時序レ季疾病除焉。十雨順レ節。穀粱登焉。俯念神明叡聖尙垂二皇愍一矣。敬白

天慶八年乙巳八月二日

從四位下行木工頭紀朝臣貫之謹誌

神主正六位上出雲宿禰　貞主

工匠　無位　鞍部稻足

右銘中に錦嶽といふは錦面山とも綿向が嶽ともいふ錦面を謬りて綿向とよみ來れりともまたは今の地に御遷座の時綿を擘るがごとき一片の白雲東に向て飛去猪部の杜の古櫻樹に止れる故ともいへりあるは奇日嶺朝日山ともいふ大嵩とも稱るは彥神山を小嵩といふに對るとぞ祭神三座天穗日命天夷鳥命二座は式內小社に入武熊大人命一座は式外なりすべて社地のことに付記文具に殘れるを見しかども今は略ぬ所に

れば人皆詣ざれど是も陵の上へ人をのぼすはおほけなき事ぞまた山科に天智帝の陵は御廟野の名かくれなけれど陵は小くして傍に小社有鳥居に天智天皇と記す三條通衢ながら人皆陵の所へ立よらずして行過る故に其上の山に森一ト村見ゆるを御陵なりと誤るが多し彼森は山神を祭れるなりといへりさしもの眞淵も彼山上の森を御陵なりとおもはれしにや萬葉考の書さまにて察せらる醍醐に醍醐朱雀兩帝の御陵も唯かたばかりにおはします猶此わたりに皇后大臣の陵墓の所在を失するも多し

○山科栗栖野に田村將軍の塚は杉一株たてりしが田の上におほひて障なりとて伐んとせしに眼くるめきて伐えず祟なるべしと畏て止ぬ其後自然に樹より火出て燒つれば農作に害なくなりぬとぞ神靈たうとむべし將軍は奥羽の蝦夷を歸化せしめ朝家に大功の良臣なるを世には鈴鹿の妖鬼を討給ひし浮說淸水建立の由緣のみを傳へて大功は知る人尠くあまさへ其古墳さへ微々にしるしの樹燒亡びぬるは歎くべし又遍昭僧正の墳の花山にあるも石塔は失ぬこれは一とせ茶事を好めるもの、取來りて己が庭に居たるが祟有しかば畏れて本國寺とやらんへ納めしとぞ古物の貴きをしりて古人の尊むべきをしらず祟をおぼえてもとへかへさゞるがごとき不敬の所爲惡むべし

○門人淡海日野濱崎望海其近境の古跡を話せし内耳に留を擧顯宗仁賢二帝の御父市邊押磐皇子の陵墓音羽村といふにあり土人御墓とよび又御廟野と稱ふ塋前に蹄闕の石あり牛馬此内に入ば忽斃ること今もいちじるし此皇子は雄畧天皇に害せられ給ひしことは日本紀古事記共に見ゆはじめ安康天皇國を傳んと思しけるを恨給ひて近江來田綿蚊屋野に狩せんと陽て伴ひ出射殺し給ふなり其蚊屋野といふ所いづこともしらず蒲生野は此後天智天武の御狩も有しかば此野の古名にやとおもふ又皇子と共に殺されし佐伯部賣輪が骨と雜りて髑髏の外は分がたきをもて双陵を起葬儀無異と日本紀には見えたるを今在ところ一陵のみ古事記には唯蚊屋野の東の山に御陵墓を作るとのみ見ゆ是正しき歟その東山は今の音羽村ならん昔はおよそ日野のわたり大山の岬にて山中なりまた蒲生野に薄りてこぼし塚といふ里有是もと害せられ給ひし時御骨を馬槽に入てうづむと古事記にいへる

にせんとて治め繕ひしに地中より壺一つを掘出せり壺のさま壯麗にして中には抹香のごとき砂ありて金牌に記せる所此砂釋尊靈山にて說法し給ふ會座の物なり聖武帝護法の御志をよみして贈り奉るとなり三戒檀ともに此金牌砂等定て有べしとぞ

○水戶宍戶(シシド)（苗氏にもありて完と書は誤りなり肉と同字にて國訓ししといふなり）といふ所に稻田姬を祭れる小祠あり其邊の崖崩れたるを修んとするにあたる物あり何ならんと掘てみれば大なる甕のごとし彼鋤にふれて欠たる所を取あげ見れば大なる齒骨なり猶此甕のごときもの限もしられず齒も隨ひて數あり官の檢を得て此齒を奉りしが一枚の重三貫五百目なり彼の甕のごときは龍頭に決す猶掘ば全體顯るべけれど益なしとてやみぬ傳說なければ由緣はしらねども稻田姬を祭れるももしくは此龍の妖を鎭めんがため八股の蛇の故事をおもへるにやとかしこに仕官せし人かたりぬ

○大和三輪と柳本の間に箸中村といふ里中に箸塚といふは倭迹々百襲姬(ヤマトトヽモヽソヒメ)の御墓にて箸をもて御陰(ミホト)をつきてかくれませし故に箸の名あり事は日本紀崇神天皇の卷に見ゆ然るを土人昔ありし長者の箸を埋めし所といふはいともかしこしや又添下(ソフノシモ)郡招提寺のほとりに垂仁天皇の陵池ひろく山の姿おもしろければ土人蓬萊の丸山といひならはして陵なることをわきまへずおのれかしこにあそびし時此由をいひさとせしかどもうけがはず安康天皇の陵も近くて是は兵庫山とよぶ又右に擧る大江の坂の西沓掛村のはしつかたに酒吞童子が首塚といふものは桓武天皇の御母高野氏贈皇太后宮の御しるしなり世遠く隔たればとはいふもの丶一王萬代の國にかくしも謬るべきにはあらぬものをといともかしこし平安城開闢の桓武天皇の陵だに深草の東谷口といふ所の人家の後にそれともなくて纔に殘れり近年桓武天皇と記す石の表たちてしらる丶のみなり其傍に南へ流る丶川あるはめぐりの堀の名ごりにやあらん此陵などは殊に嚴重の御構へ有べきものをとおぼし又光孝天皇の陵仁和寺の西田間に大樹の松あるのみ封境いくばくもなし此外おのがしる所にて嚴重なるは和泉百舌鳥野(モズノ)の仁德天皇の大仙陵又攝津に繼體天皇の藍(アイノ)陵是は芥川の西面にて今いふ藍村よりはや丶北なり河內に譽田(コンタノ)陵は御社あ

○萬葉集におはなむちすくな彦名の作けん靜の巖屋は見れどあかぬかもとある玄づのいはやいづかたとも玄られず抄物にもいはれずあるひは播磨の石寶殿をそれなりといふは非なること論なし然るに近年小篠道冲といふ人石見國濱田侯の臣にて京師逗留の日話せられし趣を傳きくに其國邑知郡に靜窟といふもの有りゆゑに其郷を岩屋村と號す鏡岩といふもの、下に小社ありて靜權現と稱す侯命によりて社を開くに内に物なく棟簡に少彦名神と書るのみ且元錄年間に書る文章あり其意は里人少彦神といひならはせども社中物なき故に一旦藥師佛の鑄像の土中より堀出せしを安置せしに其鑄佛を虫喰けるいとあるまじきことなれば神慮に恊ざることを思ひて取除てもとの空社となしたる趣なり此文眞名にて甚拙きものなれば今不擧所の繪圖はこゝに出すかゝる舊地も時有て顯はるゝは文明の化なりけり

○過つる四年壬子歳閏二月十五日より十七日に及び三河國渥美郡神戸郷谷之口村の池塘を修補するとて堀出せし一奇物有銅鐸高三尺四寸厚二分重九貫目なるもの一枚又重八貫目なるもの一枚同じく地紋の彫刻甚密なり昔貞觀二庚辰歳八月十四日辛卯三河國獻銅鐸一高三尺四寸於渥美郡村松山中獲之或人曰是阿育王之寶鐸也と三代實錄に見えたる其村松山中も此谷の口を去こと今の里數四里に不足とぞ又近年小き銅鐸を此邊より堀出すことは時々有と云貞觀の時既に分明ならぬ物なれば今考べからねど古佛寺の物ならんとおぼし千載を經てふたゝび出たるも奇なり

○筑紫觀音寺は日本三戒檀の一所にて太宰府にあり今は荒蕪に及べり然るに一とせ封境をだにもさだか

かにぞや「在根良つしまのわたりわた中にぬさ取むけてはやかへりこねといふ萬葉集のうた洋中ならではよしなし大和の都より異國へ渡る人何のために東國の尾張に至らんや無稽の言論なけれども又まどふ人もあれば記す

○在根良のことありねよしと古くよみ來れるをありねらと訓べしとも近來說有其義も說々あれどももとても今をもてはゑるべからぬことなり凡發語は唯ゑらぬことにてさし置べしと京極黄門の說なるを契沖は肯はれず其義を考へらる是につぎて荷田春滿加茂眞淵近歲建綾足も著書有されどゑられぬこと多し予は强解を欲せず

○萬葉集第十三の長歌に「處女等之。麻笥垂有。續麻成。長門之浦丹。中略吾妹子爾。戀乍來者。阿胡之海之。荒磯之於丹。下略といふ長門のうらを安藝國なり阿胡之海は住吉也といふ注あるを長門人のいふ阿胡は長門にまさしくあれば長門の浦といふも他國にあらざるべしとなん此長歌げに一意にて安藝より住吉までをはるかによめりとも見えず只戀つゝくればにて旅行體とは見ゆれども長門一國にて足べし

木をよめるこれは其頃名たゝる備後の鞆の浦の景物なり又屬レ物發レ思長歌前にみつの濱みぬめ（以上攝津）淡路の島明石のうら家島（イヘシマ）（以上二所播磨）次に多麻の浦に船をとゞめてとあり反歌にも一玉のうらの沖つ白玉ひりつれど又ぞ置つる見る人をなみとありかくさだかなるにもとを正さゞるは中世已後の弊なり近來彼浦の人うらみて此記を予に需むこは尾道の舊名なりとぞ又丹後にも橋立の西成合の邊保昌朝臣の館のあとゝいふわたりをしかいふとなんそこより實に玉のごとき小石を得たり紀伊の國熊野近き錦の浦より得たるものと類すさて此保昌の館の遺昔より此玉石を出せる歟榮花物語玉のかざりの巻に「枇杷殿うせ給ひて後御佛つくらせ給ふ御かざりの御れうに保昌朝臣のがり色〳〵の玉をめしにつかはしたればまゐらすとて和泉（式部なり時に保昌の妻なり）添たり「數ならぬ涙の露を添てだに玉のかざりをまさんとぞ思ふこはある人考へ出せるを擧ぐ是より後に玉の浦の名を負せたるがもとよりしかいひて玉石を出せれば召給ひける歟しるべからず此地名はます〳〵人しらざることなり凡同名は其歌の作者の事狀と國所のつゞきによりてわかつべし作者の事狀とは「立わかれいなばの山の歌は在原行平卿因幡國司なりしかば美濃の稻葉山にあらざること明けく由良の戸を渡る船人の歌は曾根好忠丹後掾なりし程に紀伊の由良にあらぬこと知べきがごとし好忠の歌は戀によせて身の述懷とぞ

○山城紀伊郡に佐比の里あり三代實錄貞觀十三年閏八月に制有て百姓送葬の地を定給ふ條に下佐比上佐比をも其地と定めらる佐比寺は延喜式にも九原送葬之輩更留二柩於橋頭一と見えたり世に佐比河原を冥途にて小兒の集る所とし且地藏尊是を化導し給ふといふは此葬所に小石塔多く或は石像の地藏尊もありしよりいひ出しならんと或人のいへるはさも有べし

○朝鮮國初の主を檀君といふこれ素盞烏尊にておはしますと對馬にての話なりとなん其素尊の朝鮮へ渡り給ひしといへる所對馬の西北にて飛前（トヒサキ）と名號又神功皇后朝鮮を歸化せしめて對馬より九州へ歸船ましますす所も飛前といふこれは國の南なりとぞ（私按素尊一旦新羅へ渡たまひしといふことは神代紀中一書の說に見えたり）

○尾張の津島の社司眞野時綱といふ人かける津島祭の記に昔より津島の渡といふはこゝなりと書るはい

ぬ

○船木松葉集に美濃とし船木の濱は近江とす大嘗會の名所にとられしは近江分明なり又「さゞ浪や舟木の山の時鳥といふ歌を美濃に入たるも論なく松葉しふの謬にてさゞ浪の詞近江によしありさて此近江に船木崎とて高島郡にあるは人多く忘れる所にて是ならんとおもはるゝを和名抄蒲生郡と見えたれば八幡の近邑に船木村といふものなるべし

○栗栖野山城に二所人皆忘れり契沖阿闍梨和名抄を引て愛宕郡栗野久留須又宇治郡小栗（乎久留須）所の名凡二字なれば栗野は栖字を略してくるすと野の字は加へながらよまざるなりたゞし假ナ付の乃字落たるにや小栗は小栗栖なるをこれも栖字を略てよみ付たるなりくるすの小野と歌にみゆるは皆愛宕郡なるをよむ唯新撰六帖に光俊「ふる雨にくるすの小野の小鷹狩ぬれしぞ家の始なりけるとよめるは宇治郡なり（蕎蹊云是は故事によれぱなり）三代實錄二十六又四十二延喜式第十四主水司式氷室一所と見えたる又源氏物語に見えたるも倶に愛宕郡栗栖野なりなど勝地一覽に委しまた萬葉第六大納言旅人卿「さし杉のくのすの小野の萩が花ちらん時にし行てたむけんの歌は大和忍（オシミノ）海郡栗栖と和名に出たる所成べし然るを世の名所集山城に入たるは誤なり本集にて辨べし

○大江山二所あり山城丹波の界樫原（カタギハラ）の西に俗老の坂と稱ふるもの大江山の坂を誤るなり和名抄乙訓郡大江とあり慈鎮和尚の御歌にも「大江山かたぶく月の影さえて鳥羽田の西に落る雁がねとあるは是なり此山つゞき小鹽良峯（今作善峰）と南へかけて都の西に屛風を引たるごとし又丹波丹後の界なるものは酒呑童子といふ賊の籠りし所にて今千丈ヵ嶽といふ「大江山いくのゝ道の遠ければと小式部内侍のよみしは其母和泉式部保昌朝臣にたぐひて丹後に有しほどなればそなたなること知べし

○右のたぐひにて玉のうらといふは萬葉集にみゆる所二所あり紀伊は後世の名所集にも擧たるを備後國なるはよく考えず紀伊に紛らはしきも此集第十五卷に短歌長歌に見えて前後國の次地名のついで左のごとし短歌は遣二新羅一使人の歌の中乘レ船入二海路上一（タマ）八首の第二武庫浦（攝津）第三いなみづま（播磨）第五多麻の浦第六神島（カミシマ）（備中但し八雲御抄並宗祇抄紀伊といふは非とぞ）第七第八はむろの

も有べけれどそれは志られぬことなり

○近江八景は唐山の八景に擬せられしは勿論なり其うち石山秋月といふは世に傳ふる紫式部此寺にこもりて八月十五夜湖面にうつる月を見て須磨明石の巻より筆をたてそめて源氏物語を成せりといふによりて題せられしものと思ひしを此ころ一知己のもとにて近衛三藐院殿下の御自筆の此八景御歌の一巻を拜見せしにその御奥書左のごとし

最前三上山之月を主上にあそばし候はんとの事故それをば用捨故石山になをし候石山の鐘をば三井になをし落雁を堅田に改候法談の間轉覽もやと僻作書付候　（御花押なり）

か丶ればもとは三上山秋月石山晩鐘三井落雁と思し召けるを御製に憚りて次を追て改給ひし成べし予正に知此石山の月中秋の頃かつて湖面にうつらず遙みなみにあり紫女の傳説もよく地理を志らぬ人のいひ出したることとならん此源氏此寺にて作られたるといふ説の非は既に安藤爲章の紫女七論に委しければこ丶にはいはず八景も此浮説により給へるにあらざること此御自筆にて明らけし湖水の月を賞する人は三井寺堅田へ行べし石山は唯螢におきては他に無双とおぼしたゞしそれも眞盛は三日斗に過ずといふおのれはからず其盛にあひて此川添の家に宿たるが水面のみか樹木の間たゞ夜光の玉を貫きかけたるごとくにて眼をおどろかせしあるひは舟を買て此川下の大日山といふまで行て見る人あれども眞盛にはそれに及ばず

○野寺はいづくの野にてもある佛寺をいふも常ながら又所を定めていふは例せば小野野上高砂磯邊のごとし契冲師の勝地一覽に延喜式大膳式下三十三に七寺盂蘭盆供養料東西佐比寺八阪寺野寺出雲寺聖神寺といふを引る予按るに此は洛外なり然るに諸名所集野寺近江とす其所は今正しく蒲生郡川守（カハモリ）といふ里にて其緣記をこの頃知ル人に尋て得たり安吉山雪野寺元明天皇和銅三年行基菩薩開基にして龍宮より出現せしといふ名鐘有リ是は光仁帝寶龜元年なりとぞ一條院勅して龍王寺と改め鐘樓に龍壽鐘殿の宸翰の額を賜ふ今はまた雪野寺とよびて叡山安樂家の律院なり彼延喜式に出る野寺は今其舊跡を志らず歌によめるは果していづれにや姑錄して例の後人の考索に委

ありて道隆親王と札をたてたり親王は必誤にて中關白道隆公なるべし此寺の造立の主故に卽寺の號に呼ならん此關白の莊園この國にありて其御女定子皇后に仕へまつりし淸女なれば皇后かくれさせ給ひ關白の御系も衰給ひて後淸女も此ゆかりにつきて此國にさすらへけんはことわり成べし

○吾黨の人坪坂直好蕎麥喰(ソバクヒ)社の辨といふ一篇をしめさる今要をとりて記すある人越後の高田より山一ツこなたの里に至りてみれば折しも其產土神の祭りとて人むれて詣ればともに詣たるに蕎麥切をおびたゞしく掛て備へたりあやしくて其よしをとへば蕎麥喰の神と申シ萬の祈もしるしある神にて此喰物をめで給へば御名にも呼び又里の名も山蕎麥喰村といへりと答へしがをかしかりしと語れる是を直好の考に凡國の名に山脊河内里の名に山口山中などいふ例にて山の傍(ソバ)にあれば山傍村といひけんを喰物の蕎麥に誤りて喰の字をさへ添へそこに祭る神なればやがて此名を負せ奉るにやかくいやしき名をもいとひ給はず其祭るものをも受給ふは神の御心廣きなるべしといへりおもしろきかうがへなり

○石見の人いふ柿本の神の舊跡高角山の外濱千軒內濱千軒有て北海一の大湊なりしが元龜年間の津浪にて山崩れ家も人も亡びうせし後半里斗りを去て今の所にうつせり此時神像も松の枝に乘て海に漂ひ給ひしを取あげたり其岸を松が崎といふ神靈たとむべし今の社の木像卽是なり（座像にて常人よりも大なるほどなり予も昔繪にうつしたるを拜みたり）もとの社の有し寺は行基寺といひ（行基菩薩の開基なり）後に人麿寺ともいひしとぞ今の寺は直福寺と號く又今の社より三十丁斗の所に戸田といふ里あり柿本うしに仕へし子孫家名(カタライ)氏とて住り（此訓奇なり定てゆゑ有べし今も古風を存して總髮なりとぞ）其者近來家富て地を廣めし時二間斗の石棺を堀出たりしに雷鳴頻なりしかば畏れて領主津和野侯へ達せしにより命有てもとの如く埋め石の垣など嚴重に構へられたり此戸田はうしのかくれ給へる所なりといひ傳しがこれを堀出ていよ／＼其葬送の所なりといふこともしられぬとぞ又其近き地より朱の多く入りし壺を堀出しことあり思ふにこれも其族の人の骨を朱もて斂めたるにやあらん此わたり邊鄙にて貴人はもとより世にしられたる人の住しことは此うしより外にきこえねば紛るべくもあらずやとぞ（私曰もし石見などの任の内に卒して其國に葬りし人

といふは石山より十八年前天平寶字元年の草創にて開祖は同じく良辨僧正なり中興與正菩薩建長年間此寺にて布薩をひろめ給ひしより里の名をふさつといひしを訛りてくさつと呼來れるよし彼寺の緣記に見ゆ然れば其もとの名なくてはあるべからずと思ふより此說をおもひ得たり猶後勘をまつ

○萬葉集中第三高市連黑人其妻を伴ひて西國より登る時の歌二首の中に「吾妹子にいなのは見せつ名次(ナツキ)山角(ツノ)松原いつかしめさんとある其名次山は西宮のうしろの山といふ式にみゆる名次神社今は石もて作れる小社ながらや丶大なる鳥井を建其柱に其名を記すたがはざるべき歟予近年門人のかしこに寓居せるをとひて其案内にてしれり角の松原は此西宮の東の端尼崎道につと丶訛れる所なりといふしかるに猪名野は河邊郡にてや丶東なれば西より登るにはいまだ見るべからずいぶかしきにつきておもふにもし是はいなみの丶ことにてみの字落たるかあるひは印南とかけば南をなと斗よみしか然らずば此歌は下る時にてのぼる時の歌と並べ記されし歟あるひは名次山角の松原などこ丶にはあらざる歟いづれにもたがふこと有べし

○讃岐象頭山の鐘樓の傍に石の誌(シルシ)有て淸少納言の古墳と傳ふいつの比とかや此墳を他へ移さんとせしに金光院といふ坊の住侶の夢に一婦人來りて「うつ丶なきあとのしるしを誰にかはとはれんなれどありてしもがなと唱ふとみてさめぬさてはまことに淸女の墓なるべしとおもひてもとのま丶にさし置たりとぞ又同國白鳥(シロトリ)といふ所(日本武尊の社います所の名は彼白鳥に化し給ふ故事によるとぞ)の鏡が峯といふにも京の女郎といふ墓有て淸女なりといへどもたしかならず又阿波の里の海士にも淸女入水せるを埋めたるといふ墓あれどもます〳〵信じがたしとなん又世に松島の記といふ寫本ありて淸女おちぶれて後みちのくへさすらへて書れしといへどもさしたる證もみえず筆のさまはよきものなれども別の官女にや尼になりさまよひし由なりこれはいくたりもあるべきことにて例せば世に海道記といふ書作者しれざるが貞應二年とみゆるを長明と誤り傳へ又仁治三年源親行紀行(或は父光行ともいへり)をも印行の本に長明と記せる類成べしおのれおもふに讃岐には淸女の所縁ある歟象頭山より一里餘の所にて道隆寺といふ寺に古墓

で茶店軒を並べ氷上は舟連り絃歌かまびすしくなべてこゝを花の湊とす世界の變遷かくのごとし

○惟喬親王のおはしませし小野は人其所をさだかにせず凡山城國中に小野と名づくる所多し南醍醐のこなたの小野北鷹峯通の小野はあまねく人しれり又市原野の邊の小野は小野皇后のおはしませし所淸原深養父の補陀落寺の舊跡などもある所なりこれが中に北の小野の東北に棧敷が嶽といふ山ありてみこのさずきして遊び給ひし所といふ其麓の東河内といふ里にみこの御社ありと山州名跡志に記せるそれは今は其所の藥師堂の内にうつしすゆ此堂もみこの御建立といひて山中にしてはや、大也みこの牌子も佛前に安ず予遊びてしれり是より半里斗山路をへて岩屋不動堂に出るなり然るにいせ物がたり古今集などに比えの山のふもと、いふにはかなはずされば比えの麓にはしかいふ所なしと名跡志にもあやしふ是はよく考ざるものか一乘寺村の北に高野といふが舊名小野成べし高野河の堤の道を小野畷といふ又近世こゝより小野毛人の墓誌眞鍮の牌を堀出せしこと名跡志及び東涯の盍簪錄に見ゆ村中の寶幢寺に納めしを祟ありしかばもとのごとく土中に埋めしとなん然れば此所か又大原の小野に親王の御社ありて例祭九月とかや是も横河の下にあたりて比えの麓といふによしあり高野には親王の舊跡の傳へはなし畢竟知べからぬことなれども錄して後勘に委ぬ

○東近江山中に政所君が畑などいふ所維喬のみこのおはしませし故の名なりといふはおそらくは謬傳なるべしみこは御出家の後いくほどなくかくれ給へばかるゝ所迄おはしますべき餘年なかるべし

○野路の篠原は近江東街道の大路なり野路は草津の西にて玉川の名殘絶々なれども里の名によべばたがはざる歟篠原といふ所はなし中山道守山鏡の間に大篠原小篠原といふ里ありて平宗盛父子の塚もあれど是は野路より二里餘もへだゝりしかも東街道の順路にあらねば古人も言をつゞけていふべきにあらず「行人もとまらぬ里と成しより荒のみまさる野路の篠原と源親行紀行に見えたれば篠原は野路につきたる名ともいふべけれど猶隣りたる地名にやとおぼしこれにつきて一考有草津といふ名ふるきものに見えねば此草津の舊名篠原にやあらん其故は草津常善寺

峨野とりべの今はさと遠きのべこそ野は殘りけれ新六帖に爲家卿「いかにせむ内野の芝生年をへてあらぬ作りにせばくなるよをなどありのまゝによみ給へり其遠き野のむさしの宮城野などさへ今は里多しとかやふじの山も今は畑たゝずなりながらのはしも造るなりときく人は歌にのみぞ心をなぐさめけると昔もなげかれけるかし

○古今集の序によしのゝ櫻は人まろがめには雲かとのみなんみけるとあれど此歌の志られざるのみにあらず萬葉集中よしのにことさらに櫻をよまれたる歌見えずはつかに此うしのよしのゝ宮にいでましの時の長歌に「花ちらふあきつのゝべといふことば又一首に「やまずみのまつるみつぎとはるべは花かざしもち秋たてばもみぢかざせりなどあれどこれはさくらともさだめがたしされど「むかしたれかゝる櫻のたねをうゑてよしのを春の山となしけんと後京極のよみ給へるごとく其始は志らず既に古今撰集のさきよりもはら櫻に名たゝる所なりけんかし貝原翁元祿九年に記されし大和廻りの記に六田の方の麓より奥院まで百餘町の間民家なき所は左右皆並木の櫻なり又左右の傍も下の谷も櫻多しまれに杉あり二三月は花の世界といひつべし中略山僧曰此四十年前に今よりも此山に櫻多しと中略よしのゝ町よりも向ひ左より右方凡二十町斗唯一ト目にみえて皆花の林なりおもしろさたとへていはんかたなしなど猶言多くかうやうのめでたき見ものはやまとはいふに及ばずおそらくは見ぬもろこしにもあらじとぞおもふなど書れしを夫より五十餘年をへて予二十歳の頃ほひに初て見にまかりしには纔に六田よりのぼる道の所々並木の櫻のみにて谷間は皆杉になりぬ又近年登りしにはます／＼少く纔に俗に一目千本といふ所のみ集りて數株あり民唯利をのみはかりて櫻の枯るを幸としあるひはひそかに根をやきてからしめ代るに杉をもてすなどもきけり又嵯峨の嵐山は昔よしのをうつされて藏王權現を勸請あり千本の櫻を栽られし所なるを貞享の年間に著せし山州名跡志には土地にふさはぬにや今はさくらなしと書りさるを近世は櫻あまたにて都下の壯觀となりぬ是も二十年前迄は唯好士のみ遊びて大かたの人はおむろに聚り帷幕數十百をもて算へしに今かしこはおとろへ大井の川邊煩らしきま

をさいと唱へ淑景舎をしげいさと稱るに同じ高西寺即淳和院の離宮の地なること分明なりと同じ人の話なり按るに拾芥抄に淳和院北京號西院とあり

○大和の國秋篠の外山のさとゝよめる所今しられず然るに同國並松法隆寺門前を云の人藤川周齋は頗和歌の名ありしが少年より是を尋ねてやまず或時又其わたりを過けるに一老夫鋤をつら杖にしてうちながめ「秋篠の外山のさとや時雨らんいこまの嶽に雲のかゝれると高らかに唱ふ周齋あやしみてさまに似ぬ風流の男哉と思ひて立よりていかなる人ぞや吾は其外山の里をしらんと思へること久しねがはくは教られよといふに農夫よろこびて吾も亦かくとひ給ふ人を待こと久し吾は物もしらぬ賤者なれども若き時仕へし人此ことをよくおぼえて吾死なば又しる人もなく成なんをしむべし汝心ある人を待て傳へよとねもごろに示されしかば年頃さるべき人をだにみれば必此歌を唱へて試侍りしが幸に尋給ふるにあひて主の本意を今果せり其外山の里を今は中山とよぶ一旦此里の吏に外山氏の人有しかば是に憚りて中山と呼かへぬるなりあるまじき事にて古き名所を失ひぬと申されぬと語りしとぞ按るに貝原翁の大和路の記には秋篠の西なり名木の楓有と記さる然れば此呼改めしは元祿の中頃よりこなたにやさて賞すべきは此農夫が主の遺命を忘れず數十年心にかけてつねに此歌を唱て尋る人をまちしなり其主はいかなる人なりけんとゆかしおのれかしこに遊びて中山と尋しに西大寺の西一村を中に隔て十四五丁斗有といひつ又伏見を尋ねしに絶てしる人なかりしがからうじて一人與福院村といふ上の小山を伏見山といふと教ゆ小山は即岡なり然らば其與福院村即伏見の里にやついでにいふ此與福といふは尼院にて一名弘文院もとはこゝに有しが寛永年間添上郡にうつされぬとぞ其名南都中の與福寺に紛らはしければ記す

○土地の名改まりてしられず成行のみならず變遷も亦古今いくたびぞや滄桑相變ずるは仙人ならではみるべからねど佐々木盛綱が渡りし藤戸も今は陸地となりぬ鳴海も海遠くなりて宿驛の名に殘れり猪名の湊による波の音も池田伊丹の市人の聲にかはるとか住吉堺のうらなどの埋り行を見れば所々に此類ひ多く侍らんかし夫木集に俊成卿のうた「野邊はみな嵯

だなさかどの、方はゑとみのもとまではたけに作れり殿の人うへ下鋤鍬をとりてはたけを作ると見ゆ古今通用の詞なることあきらかなり

○加茂眞淵氏冠辭考にあさぢふよもぎふなどいふふに生字を書は假字なり實は原字なり萬葉に苧原茅原など皆ふとよむ和名抄にも攝津國東生郡味原鄕あぢふとよむといへり今私に按ずるに原字には限らず總て物の生る地をさしてふといふべし日本紀には粟田豆田をあはふまめふとよめり然るにうつぼ物語たゞこその卷にをかしき御文あさぢふにさしたりとありふの字心得ずいかにとあやしみ思ひしに其後おもひ得たるは萬葉第七に「をみなへしおふる澤邊の眞葛原いつかもくりてわがきぬに着んとあるこの原字も添たるものにて眞葛を絡て衣に着んといへるなり又うつほとしかげの卷に岩木の皮を着ものとしとあり岩の皮といふことは有べからず唯木の皮といふに岩を添たるは詞の勢ひなるべし此類を漢にては帶説といふ大宰氏が漫筆に或人曰易曰潤レ之以二風雨一也と風豈物を潤さんや帶説なりと書るも同じ多きことを多少といふも類なり

○名所に何の杜といふは凡神社のある所なり唯木のあまたある所と思ふは非なり萬葉集中の歌またなべて名所の杜の今さだかに殘れるも皆社あるにてゑるべしされば社字よりうつりて木篇に從ひし杜字をも用るならんもりの言はまもるにて社を守る意とおぼし漢の書に杜字に此意かつて見えず甘棠の類にて一種の木の名のみ因にいふ社字もかしこには社稷と列ねて社は土神なりこゝになべて神のいまし所をまうす意にあらずやしろの國語は屋代の謂ならん漢にては廟といふがこれなり禹廟關帝廟の類めづらしからぬことなれども聊童蒙に示すのみ

○橋本氏話に三條橋東居者（今穢多と書は唱へあやまりて其まゝに字を付たる成べし和名抄に居者と書り鷹隼の爲に餌を取意なり）の居所をあまべといふは餘戸の畧語なるべし和名抄諸國の鄕名の下に餘戸といふもの有今いふ出村のことにて居者此出村に居たればやがて此名を負するにやとぞ（今印刻の和名抄餘戸にかなを付ざれば國訓に何とよむことをしらぬ人多しあまりべとよむべしとぞ）

○洛西西院村高山寺もとは高西寺といへることは親長卿記資益王記にも六地藏廻りのうちにみゆ此後の田の名にすないといふ有是は淳和院の略にて此西院

となればいふにや及ぶと解すれば勢ひ有てさも有べくも覺ゆもとのことばの轉じたる成べし

○陸奥にては蜂をすがりといふとなり是腰細のすがるをとめの古歌又雄略紀に蜾蠃といふ人の名すがると訓するにあへり後世すがるなくといふ歌をこゝろ得たがひて鹿の事といふは非なる證とすべしすがりすがるは通ふこと論なし

○近江彥根の陪臣大菅中養父其主の領地を檢する時或山家にて不納を責るにつきて其家の後山に林繁茂せるを見付是を伐剪て代なさばかく未納にも及ぶまじきをと咎む農夫いなこれなくてはあわのふせぎいかにともすべからずといふそれは何の事ぞと問しに雪はつもる物なりあわはつみて崩るゝものなれば林をもて防がざれば家をうちたふすなりと答へけるに中養父は古義を好む人なればはじめてさとりぬ萬葉集に「ふる雪はあわになふりそ吉張(ヨナバリ)のゐかひの岡の塞(セキ)ならまくにとあるも正しく是にてあわはふりて崩るゝ故に塞となりがたければあわにはふることなかれといふなりけりといへり凝(コル)雪は水氣ある故によくつむあわは密雪に充べし寒至て強き故に水氣盡て輕しさればあわとはいふならんと上田秋成は釋せりつねにあわ雪はふるほどなく消る春の雪とのみおもへりそれにても萬葉の歌聞えざるにはあらねど切ならずこれらも夏に失て夷にもとむるといふべし

○予少年のむかし人のいへることは圃をはたけといふけは毛にて其作物蔬菜をいふ地を指時は唯はたといふべし孔明出師表に不毛之地といふも穀類蔬菜の不レ生處をいふにて知べしとなん其時はいとことわりにおぼえしを今按ずれば然らず本邦にてははたけといふは全く地をさす詞なること疑なし和名抄曰暵(ハタケ)玉篇呼旦反耕レ麥地也唐韻耕 田壠日本紀師說八太介(ハタケ)とあり是はおもふに日本紀仁賢天皇卷韓泉郎暵(カラマノハタケ)といふ人の名あるを引れしなるべしたゞし紀自注柯羅摩能(カラマノ)波陀詠(ハタエ)とあり詠字書誤とおぼしきを或說には計字ならんといひ又似閑(契沖門人京人今井氏)著せる倭訓類林には咳字ならんと記すおのれ又思ふに此咳字も亦傳寫の誤にて該(ケ)字ならん歟詠の言篇に基すればなりいづれにもあれはたけなることは和名を證とすべし又物がたりの類ひにも源氏松風の卷に御莊の田はたけなどいふことの荒侍りしかばとありうつほ藤原君の卷にてう

ゐ添たる誤は誰も知べし淀の隣村に一口と書ていもあらひと唱ふるもいぶかしきをある人はいふ一はいなり口はもらひと義訓せるかいもらひとも稱ふるなりといへり備後國世良郡の邊鄙に小童村と書ひぢむらといふ所あり其所の人も義はしらずといふ又伊勢國三重郡に四足八鳥村と書でろくろみ村とよむも同じく解べからず是等はもしひぢといひろくろみといふ名あるがうへに又小童とよび四足八鳥とよぶ名をおほせて兩名の文字と唱へと混じたるにや其文字も唱へも其時には各所由あるべけれど後には俱にしられずなりたるならし近江愛知川の近邑にいんでといへるは位田と書り是は昔菅家の位田に充給ひし所にて音便にて轉じたるならん北近江坂田郡馬渡まうたりと稱するも同例也

○七條の南油小路に不動堂有今皀物の市を立る所にて土俗ふどん堂と稱ふ又六波羅密寺のことを熊野(ユヤ)といふ謠曲に六波羅の地ぞん堂よと伏拜むと諷ふ（今觀音を本尊とすれども近古まで地藏尊を主とす今も脇檀に安す太平記にも地藏堂のかれをつくとあり）又高砂にのこんの雪の淺かんがたとうたふ殘ん雪の淺香潟といふことなり唯うたひもの、呼法とのみ思へるに近來清家古點の禮記をみれば有ニ遺味(ノコンノアヂハヒ)ー者矣と訓あり是古きよみくせならん然れば謠曲も呼法によりて古訓を存したりといふべしと書林竹苞鷦鷯氏の話なり

○橋本經亮話に萬里小路を（今柳馬場と俗稱す）あるひは萬利其書り里利ともにてとよむこと知がたきを田の水をとる井手を由理といふ由は井に通ひ理は手とよむ例右と同じかるべしといへり

○ゐなかにて田畑の事をのらといふ萬葉集に大のら荒のら古今集にも秋の野らと有此古言の殘りて轉じたるなり又互の事を近江にてかたみといふもかたみに袖をしぼりつゝなどの古言のごとし又そへにといふ言を用うたとへばさきのことはいよ／＼違はずやといふ時そへにと答ふいふにや及ぶとのこゝろなり古今集にそへにとてとすればかゝりかくすればといふ歌の詞其もとか古今は其方にといふ意と聞ゆ古今著聞集に文覺と壇光兩法師强力なるが不意に行あひてすまひとりける所におのれは聞ゆる文覺かなといへばそへにといらへておのれは聞ゆる壇光かなといふ又そへにと答ふといふ詞あり是はいかにもといふ詞と聞ゆるを近江の俗言にあはせて互に聞及たるこ

しとぞ又此ごろ廣川醫士の筆記を見るに唐人等は追福に小ぶねを造りてさまぐ\の調度をも或は形小に造り畧しては紙にても摸して舟につみ海に浮べてしばらく漕出して後燒捨ることをす是に家猪の子鷄の雛などをも載て行きこれをも共に燒捨ッ彼ものら烟に咽びくるしむがみるに忍びずといへり人の追福に物をくるしめ殺といふは道理にあたらぬことはもとよりなれども庖中に牛を割も同じことにて習にひかれ意を用ぬ成べし齊宣王鄭子產等牛を殺すに忍びず生魚を放てるなどはたまぐ\惻隱の情の動ける成べし

○風習といふものはいかにともすべからず唐山にて國々の風を論ずるごとく吾朝にても大國の人は氣象おのづから優に小國の人は逼れり或は其領主勢あれば士民驕泰に勢なければ畏縮す海濱の人は散漫に山中の人は儉素なり市井の人は黠智多く油滑に僻境の人は魯直にして偏窄なり孔子曰里仁爲レ美擇不レ處レ仁焉得レ知と是地によりて氣をうつすの由なり論語徵に里の字を居のごとくなしてみるべしといへるも亦理あれども唯字のまゝに見れば如此し

○西王母は仙女にして漢武帝にまみえしこと漢武故事列仙傳等に見えて人皆しれども地名なることは考得ず前漢書九十五西域傳に烏弋山離國の下曰安息長老傳聞。條支有二弱水西王母一。亦未三嘗見二也注引三爾雅曰觚竹北戸西王母日下謂二之四荒一かくのごとくなれば西域の國名也

○國里の名に唱へと文字と異なるもの近江はもと淡海なれども都近き江といふより今の字に改れり遠江も是に對す上毛下毛も唱へは殘りて文字は上野下野に改れりむさしさがみも武藏相模の文字にてはいかにもよむべからずむさしもむさかみの畧武者のこゝろなりと加茂氏はいへり慶雲年間諸國好文字に改給ひし時の所爲にや今はいふ人も書人も馴てあやしまざるなり里の名もかすがを春日と書るは春はかすむ義日はいくかといふかにや滓鹿とも古書に見ゆるは明らかなり河内國交野郡に私部私市と書てきさべききさ市といふ私ノ字きさとよむこと心得がたしもしささとかなを付たるさに一點を誤りそへてきになりたるにやあらんひらかたを牧方とかけるは枚字につめ

し忠とせる紀者の詞あたらずといへども國風の然らしむるなり

○中世より威權藤氏に歸し政務全く其手に出づやがて此權平氏にうつり源二位に至て惣追補使の任をもて四海を掌にめぐらされしも天位に望をかくるに及ばず神統連綿せさせましますは忝く君臣の分正しき國風にあらずや然るを吾所生の國の美をいはず其學ぶところに牽れてかしこをあがめこゝをいやしめ自日本夷人と書し腐儒もあり是國の蠹のみならず孔夫子春秋の筆意にも背くものか彼國に臣を稱し官服を得たる源義滿の流といふべし

○本邦には人を殺すことをたしまず高官の人は重き罪あるも死一等をなだめて流刑に處せらる源頼朝平氏をほろぼし内府をはじめ斬罪梟首に行れしよりこそ官位を撰ばず刑することにはなりけめ其始〆院宣をもて追討すといへども實の朝敵といふにもあらず頼朝私の宿仇のみなどか法皇の御處置なかりけん凡保元平治に基して壽永文治に本邦の風大に變じける成べし況北條氏權を握り三帝の遠狩においては天を仰ぎ地を撲に墟へ元弘建武に窮れりといふべし

○彼國風は文餘ありて武たらず歴史にも猶豫して事機をあやまてることあまたみゆ力量もそれに應じて弱きか今も長崎に來る唐人ども日本人と相撲をしては常に負て怒るとなんしかもまた殘忍性となり代々の聖人の教誡餘りなけれども改らず開闢以來しみつきたる風習をいかん其一二をいはゞ人を罪すること孥までにせずと書にみえたれどもさしもなき罪にても人を刑することやゝもすれば三族より朋友までにも及ぶ趣歴史に多し或は冎音寡といふ極刑あり是を凌遲ともいふ生ながら肉をこそげて骨斗にす俗になぶり殺しといふものなり又戰國より已來人を烹ることと常にみゆこれら吾朝にてはかつて聞ざることなり人を煮ることは近世に到りて唯一度石河五右衞門といふ賊をにくみて豐臣公これを行るゝのみ凡かしこは人類すらかくのごとくなれば況や鳥獸におきては是を割こと非情の草木をみるごとくかつていたむことをしらず廚中にて生牛を割ごときは聖代の法とさへなれり長崎へ來る唐人の話とて人のかたりしはかしこにては毎朝家猪を殺し悲鳴する聲四隣にかまびすし此地にてはかつて聞ず心のどかなりといへり

喘も吾にひとしきかといへりこれはまた暑をにくむの甚しきによるべし

○暦に兄方といふことを世に恵方と書に惠をうくる方と心得たるにや然らず甲丙庚壬等の方にあたれば兄弟の兄なり甲乙をもて兄弟とするなり此くりやうは

甲己歳は甲方 寅卯間
乙庚歳は庚方 申酉間
丙辛歳は丙方 巳午間
丁壬歳は壬方 亥子間
戊癸歳は丙方以上は故人小西梁山話なり

○世にうけむけといふは暦にあづからぬことなれども貴人は嚴重に祝ひたまふことなりうけは七ッめむけは五ッめにて性をとるは木ならば卯より算ふるなり然るに其文字を有卦無卦と書ならひたるは先の恵方のごとく誤にて有暇無暇と書べし大般若經に貧窮無暇入ニ有暇一といふに基せり俗に貧乏暇なしといふも是より出ると祖芳老禪の話なり

おのれ天學の事におきては露ばかりもしらずされど五等の一を欠べからねば止ことを得ず纔に五條をもて數に足すのみ此外に聞こともあれど元よりしらざることはたど〳〵しければこれを略けり

○唐山は開闢も早く世々に聖者出たまひて文物制度備はれば本邦の禮樂刑政もかしこに傚ひ給へること多きはうべなり然れども必しも彼國風よきにもあらずこなたも天竺も通じて互に是非あるべし

○かしこの人自稱して中華とも華夏ともいふは然るべしこなたの人それに傚ひていふはおもはざるなり天地間の廣莫なるいづこをかさだめて中とせん華も美稱にしてこなたより稱スべきにもあらずされば水戸の大日本史に一所も中華の文字なきは心を用たまへるにこそ或は大唐大明などいふ大も同じく唯彼屬國のみ稱すべし本邦よりはいふべからず

○本邦の風は質直にて文飾少きが本色なるべし善も惡も進むに速にして省る所たらざるかはた質直によりて天皇を仰ぐこと實に天のごとし民心一ッなればか雄略紀に樟姫といふ者其夫弟君が父と共に上に叛を知りてひそかに殺せるを國家情深君臣義切忠踰ニ白日一節冠ニ青雲一褒給へり婦にして夫を殺すを節と

閑田耕筆卷之一

閑田廬蒿蹊著
男伴資規直樹校

天地部

○長康星を常に夕豆都と中のつもじを濁る和名抄由不豆々とあるは二字共に濁音によめとにやゑかるに此訓の出所は詩小雅大東篇西有二長庚一の下の毛傳に月既入謂二明星一爲二長庚一庚續也とあるによれるかゑからばつゞくの意にて下の一もじをのみ濁るべきものなり予此考をなして後貝原翁の日本釋名を見れば夕の日につゞきて出ればなりと解せられたるも同じけれど清濁の義はいはれず萬葉第二には夕星の字をゆふづゝとよますれど假名書には見えざれば清濁の義はより處なし故に愚意をのぶ

○七夕に牛女交會の説はもろこしの昔よりいひ傳へて萬葉集にも歌あまた見ゆ詩歌の人のみならず乞巧奠は公事の一ッにさへなりぬさるに或人星の妹背といふ僞を世に傳ふるよしの歌をよみて或卿にみせ申せしにかゝることは歌道の邪義なりといましめ給ひしこと或聞書に見えたり是は古人の例に背きて一己の理窟に落るをいましめ給ふ成べしさて後仁齋先生の歌をみし中に「さかしらにたがいひそめてたなばたのこよひなき名を空にたつらんといふがありき是は宋儒の説に二星交會の俗說は天上の列宿を汚穢せるものなりといへるによられしか經儒の本式といふべし例せば屠蘇は少年より呑はじむるといふを宋儒吾家の屠蘇は長者よりはじむ年の初より長幼の禮を失ふべからずといへるにひとし

○上弦は南方欠る下弦は北方より薄くなるは定れることなれども書などにもたがへるもの見ゆ

○おのれ幼より蒲柳の資にて秋冷を畏る、故に月を賞するは文月にますかげなしとおもへりされば或年の秋「名にしおふ葉月長月の月はあれど月はふづきの中空の月と戯れしがおもふに東坡の前赤壁賦も七月既望なり又此頃一友人示せる楊萬里が詩に月色如レ霜不レ粟レ肌。月光如レ水不レ沾レ衣。一年沒レ賽二中元節一。政是初凉未レ冷時。人情はひとしきものなりと是を聞て感じぬさるに或人はいふ七月はなほ晝のあつきからに月を見ても照日のおもひあり呉牛の

閑田耕筆

としごろ人のかたれることおのが見もし思ひも得たることのくさ〴〵を反古のうらはしなどに書付置たるをさながら捨れなんも惜むべし書つめて見せよとそゝのかす人々のあるにいづれをさきにしいづれを後にとも思ひえねば五雜爼のついでにならひて天地人物事とわかちてかの反古の中より見出るまゝに書いる又たゞ心にのみとゞまれることの此題にひかれておもひ出ることも此ついでに殘さずものしる人のためにはわらはれんことこそおほからめ

老來幾部著書成　祇道屏居遂嬾情　最
是紙田閒不得　長遭筆耒四時耕

此予卜居閒田廬之初林泉院六如尊者見惠之作眞知予平生者也及著此書遂取之以名焉故揭之卷首云

己未冬日　蒿蹊識

百家說林續編下卷之一

目錄

以上

百家說林

續編 下一